

会計検査院は、日本国憲法第 90 条の規定により、国の収入支出の決算を検査し、会計検査院法第 29 条の規定に基づいて平成 15 年度決算検査報告を作成し、平成 16 年 11 月 9 日、これを内閣に送付した。

この検査報告には、歳入歳出の決算に関する事項、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項、意見を表示し又は処置を要求した事項、会計事務職員に対する検定等について記載した。

また、国有財産、物品等国の財産等に関する検査事項及び会計検査院法その他の法律の規定により検査をしている政府関係機関等の会計に関する事項についても記載した。

なお、会計検査院は、平成 16 年 9 月 10 日、内閣から平成 15 年度歳入歳出決算の送付を受け、その検査を終えて平成 16 年 11 月 9 日内閣に回付した。

平成 15 年度決算検査報告 目次

(不当事項の件名の後に付けてある()内の数字は不当事項の一連番号を示す。)

目次

ページ

第 1 章	検査の概要	1
第 1 節	検査活動の概況	1
第 1	検査の方針	1
第 2	検査の実施	4
第 2 節	検査結果の概要	6
第 1	事項等別の検査結果	6
1	事項等別の概要	6
2	第 3 章の「個別の検査結果」の概要	8
3	第 4 章の「特定検査対象に関する検査状況」の概要	41
第 2	観点別の検査結果	52
第 2 章	決算の確認	59
第 1 節	国の決算の確認	59
第 1	一般会計	59
第 2	特別会計	59
第 2 節	国税収納金整理資金受払計算書の検査完了	63
第 3 節	政府関係機関の決算の検査完了	63
第 4 節	国の決算金額と日本銀行の提出した計算書の金額との対照	64
第 1	一般会計	64
第 2	特別会計	64
第 5 節	国会の承諾を受ける手続を採っていない予備費の支出	65
第 3 章	個別の検査結果	67
第 1 節	省庁別の検査結果	67
第 1	国会	67
	(国立国会図書館)	67
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	67
	物品・役務の調達に当たり、公正性、競争性及び透明性の確保を図るため、競争に付 するなど契約事務を適切に実施するよう改善させたもの	67
第 2	内閣府	72
	(防衛庁)	72
	不当事項	72

	不正行為	72
	職員の不正行為による損害が生じたもの[陸上自衛隊帯広駐屯地足寄分屯地](1)	72
目	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	73
	(1) アメリカ合衆国政府の有償援助による装備品等の調達に係る残余資金について、 速やかに歳入として国庫に収納するための体制を整備するよう改善させたもの	73
次	(2) 国際連合平和維持活動に伴う国際連合からの償還金について、遅滞なく歳入とし て国庫に収納するための体制を整備するよう改善させたもの	77
	第3 総務省	83
	不当事項	83
	補助金	83
	電気通信格差是正事業等の実施及び経理が不当と認められるもの[総務本省]	
	(2)-(4)	83
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	87
	(1) 地上デジタルテレビジョン放送の開始に伴うアナログ周波数変更対策業務につい て、放送機の転活用を図ることなどにより経済的に実施するとともに、受信アン テナ等の材料費の積算を適切なものとするよう改善させたもの	87
	(2) 物品の管理に当たり、取得、処分等の手続を適正に行うとともに、帳簿への記録 等が物品の現況を反映した正確なものとなるよう改善させたもの	96
	第4 法務省	103
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	103
	矯正施設の収容棟等の増改築等工事により国有財産台帳に登録する建物及び工作物の 価格登録が適正に行われるよう改善させたもの	103
	第5 外務省	108
	不当事項	108
	不正行為・予算経理	108
	在外公館における会計経理が適正を欠くと認められるもの[在ラオス日本国大使館、 在エドモントン日本国総領事館](5)(6)	108
	意見を表示し又は処置を要求した事項	114
	在外公館における出納事務について、内部統制等を十分機能させることなどにより、 その適切及び適正な執行を図るよう是正改善の処置を要求したもの	114
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	128
	在外公館において、その警備を強化するため、配備された爆発物探知装置を十分活用 するよう改善させたもの	128
	第6 財務省	132
	不当事項	132
	租税	132

租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの[札幌南税務署ほか 89 税務署] (7) …	132	
不正行為 ……	145	
職員の不正行為による損害が生じたもの[芝税務署] (8) ……	145	目
その他 ……	146	次
国の庁舎を使用許可する場合の使用料の算定を誤ったため、使用料が低額となってい るもの[大阪税関] (9) ……	146	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 ……	148	
合同宿舍の維持管理業務の委託において、管理人が実際に管理する宿舍の戸数を委託 費の積算に的確に反映させるよう改善させたもの…	148	
第7 文部科学省 ……	152	
不当事項 ……	152	
予算経理 ……	152	
医薬品等の購入などに係る予算執行について、当該年度に行うべき会計事務処理を行 わず、翌年度において事実と異なる不適正な会計経理を行って代金を支払っているも の[九州大学] (10) ……	152	
不正行為 ……	156	
職員の不正行為による損害が生じたもの[東京大学] (11) ……	156	
意見を表示し又は処置を要求した事項 ……	157	
(1)-(9) 奨学を目的とする寄附金のうち教員等個人あての寄附金を適切に経理するた め、学内規程等の整備等を図るよう改善の処置を要求したもの ……	157	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 ……	164	
(1) 教育情報衛星通信ネットワークにおける送受信設備の有効活用等を図るよう改善 させたもの ……	164	
(2) 廃校等施設及びへき地教員宿舍の転用による有効活用が適切に促進されるよう改 善させたもの ……	170	
第8 厚生労働省 ……	177	
不当事項 ……	177	
予算経理 ……	177	
物品を購入したように書類を偽装するなどして庁費、委託費等から支出し、これを別 途に経理して目的外の用途に使用するなどしていたもの[広島労働局] (12) ……	177	
国民年金事業に使用する金銭登録機の購入契約が会計法令の趣旨に反し適切でなかつ たもの[北海道社会保険事務局ほか 338 社会保険事務局等] (13) ……	183	
役 務 ……	188	
届出用紙等印刷システムの提供を受ける役務契約について、その導入の必要性がなく 不当と認められるもの[社会保険庁] (14) ……	188	

目 次	保 険 料191 健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの〔北海道社会保険事務局ほか 25 社会保険事務局(164 社会保険事務所及び 19 社会保険事務局事務所)〕(15)191 労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの〔北海道労働局ほか 16 労働局〕(16)195
	保 険 給 付198 厚生年金保険の老齢厚生年金及び国民年金の老齢基礎年金の支給が適正でなかったもの〔社会保険庁〕(17)198 雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの〔厚生労働本省、北海道労働局ほか 22 労働局、札幌公共職業安定所ほか 149 公共職業安定所〕(18)202 雇用保険の特定求職者雇用開発助成金の支給が適正でなかったもの〔北海道労働局ほか 16 労働局〕(19)207
	医 療 費210 医療費に係る国の負担が不当と認められるもの〔社会保険庁、北海道ほか27都府県〕(20).....210 労働者災害補償保険の療養の給付に要する診療費の支払が適正でなかったもの〔厚生労働本省、北海道労働局ほか 6 労働局〕(21)226
	補 助 金229 血液確保事業等補助金等の経理において、仕入税額控除した消費税額に係る補助金を返還していないもの〔厚生労働本省〕(22)229 医療施設運営費等補助金の経理において、補助対象事業費の精算が過大となっているもの〔静岡県〕(23)231 保健事業費等負担金の経理において、健康診査の単価の適用を誤ったため負担金が過大に交付されているもの〔厚生労働本省、栃木県〕(24)233 医療施設等施設整備費補助金において、補助事業により取得した建物を無断で担保に供するなどしていたもの〔福岡県〕(25)235 保健衛生施設等施設整備費補助金の経理が不当と認められるもの〔栃木県、福岡県〕(26)–(28)237 緊急雇用創出特別基金事業における新規・成長分野雇用創出特別奨励金の支給が不当と認められるもの〔厚生労働本省〕(29)240 早期再就職者支援基金事業における早期再就職者支援金の支給が不当と認められるもの〔厚生労働本省〕(30)243 在宅福祉事業費補助金が過大に交付されているもの〔神奈川県ほか 2 県〕(31)–(35)245 社会福祉施設等施設整備費補助金等が過大に交付されているもの〔和歌山県ほか 3 県〕(36)–(40)249

児童保護費等負担金の経理が不当と認められるもの[北海道ほか 11 都府県] (41)–(59) …	252	
生活保護費負担金の経理が不当と認められるもの[茨城県ほか 5 都県] (60)–(67) …	255	
精神保健対策費補助金が過大に交付されているもの[静岡県ほか 2 県] (68)–(71) …	257	目
介護保険事務費交付金が過大に交付されているもの[厚生労働本省、愛知県、岡山県] (72) (73) …	260	次
介護保険の普通調整交付金の交付が不当と認められるもの[厚生労働本省、東京都ほ か 5 県] (74)–(81) …	262	
国民健康保険の療養給付費負担金の交付が不当と認められるもの[厚生労働本省、福 島県ほか 7 都府県] (82)–(90) …	266	
国民健康保険の財政調整交付金の交付が不当と認められるもの[厚生労働本省、北海 道ほか 15 都府県] (91)–(128) …	269	
水道施設整備費補助金の経理において、仕入税額控除した消費税額に係る補助金を返 還していないもの[厚生労働本省、大阪府、島根県] (129)–(132) …	277	
不正行為 …	281	
職員の不正行為による損害が生じたもの[島根労働局及び出雲労働基準監督署、広島 労働局] (133) (134) …	281	
その他 …	283	
介護給付費に係る国の負担が不当と認められるもの[北海道ほか 9 都県] (135) …	283	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 …	288	
(1) 滞納を未然に防止するための事業の実施を促進するなど、国民健康保険の収納特 別対策事業に係る特別調整交付金の交付が効果的なものとなるよう改善させたも の …	288	
(2) 医薬品等の購入に係る予算執行について、当該年度に行うべき会計事務処理を行 わず、翌年度の予算から支払っていた事態を改善させたもの …	295	
(3) 中小規模事業場健康づくり事業の実施に当たり、健康測定における医学的検査に 係る経費の負担内容を明確にし、その支払を適切に行うよう改善させたもの …	300	
平成 11 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項に対する 処置状況 …	304	
国民年金の第 3 号被保険者に係る種別変更の届出の適正化について …	304	
平成 14 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項に対する 処置状況 …	305	
診療報酬における基本診療料等の届出の受理について …	305	
第 9 農 林 水 産 省 …	308	
不 当 事 項 …	308	
補 助 金 …	308	

	復旧治山事業の実施に当たり、護岸工費の積算を誤ったため、工事費が割高となっているもの[林野庁] (136) ……………	309
目	経営構造整備事業の実施に当たり、事業主体でない者が取得したホイールローダを補助の対象としていたもの[北陸農政局] (137) ……………	310
次	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、ブロック積護岸の基礎として築造した底版等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの[関東農政局] (138) ……………	312
	中山間農地保全対策事業の実施に当たり、既に自力により導入を完了していて補助の対象にならないコンバインを補助の対象としていたもの[近畿農政局] (139) ……………	315
	森林保全整備事業の実施に当たり、コンクリート吹付工の施工が設計と著しく相違していたため、工事の目的を達していないもの[林野庁] (140) ……………	316
	新山村振興等農林漁業特別対策事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、もたれ式コンクリート擁壁等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの[近畿農政局] (141) ……………	319
	食品リサイクルモデル整備事業の実施に当たり、仕入税額控除した消費税額に係る補助金を返還していないもの[中国四国農政局] (142) ……………	321
	農業生産総合対策条件整備事業の実施に当たり、既に自力により導入を完了していて補助の対象にならない葉たばこ乾燥調製の作業用機器等を、補助の対象としていたもの[中国四国農政局] (143) ……………	323
	地域農業経営確立支援事業の実施に当たり、仕入税額控除した消費税額に係る補助金を返還していないもの[中国四国農政局] (144) ……………	325
	経営体質強化施設整備事業で実施した農家台帳データ入力業務において主要な項目のデータが入力されていなかったため、補助の目的を達していないもの[中国四国農政局] (145) ……………	327
	小規模零細地域営農確立促進対策事業の実施に当たり、導入する農業用機械施設を利用することについての十分な合意形成が図られないまま事業実施計画を策定したため、導入した機械施設の一部が利用されないこととなるもの[中国四国農政局] (146) ……………	328
	地域用水環境整備事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、洪水吐等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの[九州農政局] (147) ……………	330
	中山間総合整備事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、橋りょう上部工等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの[九州農政局] (148) ……………	333
	小規模零細地域営農確立促進対策事業の実施に当たり、実績報告の額より低額で工事を施行していたため、補助対象事業費の精算が過大となっているもの[九州農政局] (149) ……………	336
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 ……………	338
	(1) 緊急食糧支援事業に係る国庫補助金の経理を適正に行うとともに、滞留している資金を国に返還するよう改善させたもの ……………	338

(2) 生産振興総合対策事業等の実施に当たり、農作物被害防止施設の設置対象となる団地の定義を明確にするなどして、生産の組織化及び作付けの団地化等に資するものとなるよう改善させたもの	345	目次
(3) 中山間ふるさと・水と土保全対策事業において、事業が適切かつ効果的に実施されるとともに、事業量等に応じた基金の適切な取扱いを行うよう改善させたもの	350	
(4) 畜産環境総合整備事業等により整備したたい肥化施設において、家畜排せつ物の管理を適切に行うことなどにより、事業効果の発現を図るよう改善させたもの	359	
(5) 漁業共済事業の実施に当たり、制度の趣旨に沿わない手数料の徴収をしないこととするなど、事業の適切な運営が図られるよう改善させたもの	365	
(6) 土地利用型酪農推進事業における飼料基盤強化奨励金の交付に当たり、飼料作物の作付けを実施していない酪農経営者を奨励金交付の対象から除外するよう改善させたもの	370	
平成14年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項に対する処置状況	374	
(1) 一般国道の道路敷となっている国有林野の取扱いについて	374	
(2) 卸売市場施設整備事業の実施について	377	
第10 経済産業省	379	
不当事項	379	
補助金	379	
地域活性化創造技術研究開発費補助金等の経理が不当と認められるもの〔東北、関東、近畿、九州各経済産業局〕(150)–(160)	379	
貸付金	386	
小規模企業者等設備導入資金の貸付けが不当と認められるもの〔関東、中国、四国各経済産業局〕(161)–(163)	386	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	389	
(1) 技術開発関連補助事業における都道府県の実績確認業務が適切に実施されるよう改善させたもの	389	
(2) 石油製品品質確保事業における試買分析業務に要する経費の算定が業務の実態を反映した適切なものとなるよう改善させたもの	396	
(3) 出願適正化等指導事業等の委託における人件費の算定方法に職員等の勤務実態を反映させることにより委託費の節減を図るよう改善させたもの	399	
第11 国土交通省	404	
不当事項	404	
補助金	404	
公営住宅家賃対策補助金の経理において、緊急助成事業費補助金の交付を受けた公営住宅に係る入居者負担基準額の算定を誤ったため、補助金が過大に交付されているもの〔北海道〕(164)	405	

道路改築事業の実施に当たり、共通仮設費等の積算を誤ったため、工事費が割高となっているもの[青森県] (165) ……………	406
道路改築事業の実施に当たり、設計及び施工が適切でなかったため、ボックスカルバート上部に設置した地覆・壁高欄が工事の目的を達していないもの[栃木県] (166) ……	408
公営住宅家賃対策補助金の経理において、近傍住宅家賃の算定を誤ったため、補助金が過大に交付されているもの[群馬県] (167) ……………	411
道路改築事業の実施に当たり、高架橋の詳細設計業務費の積算を誤ったため、事業費が割高となっているもの[千葉県] (168) ……………	413
港湾環境整備事業の実施に当たり、共通仮設費の積算を誤ったため、工事費が割高となっているもの[関東地方整備局] (169) ……………	415
緊急地方道路整備事業の実施に当たり、移転の対象となっていない店舗を含めて営業補償費を算定したため、補償費が過大となっているもの[新潟県] (170) ……………	416
緊急地方道路整備事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、パイプカルバート等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの[新潟県] (171) ……	418
公営住宅整備事業費補助金の交付額の算定が適切でなかったため、補助金が過大に交付されているもの[富山県] (172) ……………	421
空港整備事業の実施に当たり、施工が設計と相違していたため、進入灯橋りょうの橋脚等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの[国土交通省航空局] (173) ……………	422
土地区画整理事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、ボックスカルバートの所要の安全度が確保されていない状態になっているもの[福岡県] (174) ……	427
公共下水道事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、汚泥混合槽の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの[熊本県] (175) ……………	431
公共下水道事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、ポンプ室の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの[熊本県] (176) ……………	435
河川改修事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、樋門等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの[宮崎県] (177) ……………	438
不正行為 ……………	441
職員の不正行為による損害が生じたもの[北海道開発局網走開発建設部網走道路事務所] (178) ……………	441
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 ……………	442
(1) 自動車損害賠償保障事業に係る定期分納者の債権管理に当たり、弁済状況の把握や督促等を適時適切に行い、債権の回収に努めるよう改善させたもの……………	442
(2) 廃棄物埋立護岸の整備事業において、審査、確認等の体制の強化を図ることなどにより、補助率の算定及び収益納付を適切に行うよう改善させたもの……………	449

(3) 航空保安施設の新設、更新等に伴い購入するレーダー装置等各種装置の予備品の 購入契約に当たり、各種装置の製造実績単価を把握するなどして、予備品の積算 を適切なものとするよう改善させたもの	456	目
第12 環 境 省	460	
不 当 事 項	460	次
補 助 金	460	
廃棄物処理施設整備費国庫補助金の交付額の算定に当たり、事務費率の適用を誤った などのため、補助金が過大に交付されているもの[高知県](179)-(182)	460	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	464	
都道府県への施行委任により実施する国立公園整備事業の工事請負契約の入札につい ては最低制限価格が設定できないものであることを明確にするよう改善させたもの	464	
第2節 団体別の検査結果	469	
第1 日本道路公団	469	
不 当 事 項	469	
不 正 行 為	469	
職員の不正行為による損害が生じたもの[北陸支社湯沢管理事務所](183)	469	
第2 首都高速道路公団	470	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	470	
床組構造改築工事における炭素繊維シート貼付工の材料費の積算を施工の実態等に適 合するよう改善させたもの	470	
第3 都市基盤整備公団	474	
不 当 事 項	474	
そ の 他	474	
送電線路等の移設補償契約に係る補償費の支払に当たり、工事予定金額に基づき補償 費を精算していたため、支払額が過大となっているもの[茨城地域支社](184)	474	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	476	
事務所等の清掃業務の委託に当たり、公正性、競争性及び透明性の確保を図るため、 契約方式を競争契約に改めるなど契約事務を適切に実施するよう改善させたもの	476	
第4 日本私立学校振興・共済事業団	480	
不 当 事 項	480	
補 助 金	480	
私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの[日本私立学校振興・共済事 業団](185)-(188)	480	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	485	
地方高等教育機関の活性化に係る特別補助が、私立大学等における地域の社会的要請 にこたえる特色ある教育研究の実施をより一層促進するものとなるよう改善させたも の	485	

目次	第5 日本育英会 ……………492
	平成14年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項に対する 処置状況 ……………492
	育英奨学事業における延滞債権の評価及び回収施策の策定について ……………492
	第6 奄美群島振興開発基金 ……………495
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 ……………495
	延滞貸付金に係る保証債務の管理に関する事務を適切に行うよう改善させたもの ……………495
	第7 核燃料サイクル開発機構 ……………501
	不 当 事 項 ……………501
	不正行為 ……………501
	職員の不正行為による損害が生じたもの[本社、東海事業所](189) ……………501
	第8 日本郵政公社 ……………503
	不 当 事 項 ……………503
	不正行為 ……………503
	職員の不正行為による損害が生じたもの[関東支社管内鹿沼郵便局ほか25郵便局] (190)–(212) ……………503
	第9 独立行政法人種苗管理センター、第10 独立行政法人林木育種センター、 第11 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、第12 独立行政法人農 業生物資源研究所、第13 独立行政法人農業環境技術研究所、第14 独立行政法 人農業工学研究所、第15 独立行政法人食品総合研究所、第16 独立行政法人国 際農林水産業研究センター、第17 独立行政法人森林総合研究所、第18 独立行 政法人水産総合研究センター ……………507
	平成13年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項に対する 処置状況 ……………507
	国から承継した資産等に係る会計経理について ……………507
	(第11 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構) ……………510
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 ……………510
	施設整備費補助金により取得した研究用機器等及び建物附属設備等の資産計上に当た り、資産の分類等を適切に行い、貸借対照表の有形固定資産の各資産科目の計上額と これに伴う減価償却額の算定を適正に行うよう改善させたもの ……………510
	第19 自動車検査独立行政法人 ……………517
	不 当 事 項 ……………517
	そ の 他 ……………517
	消費税の申告に当たり、課税仕入れの額を過小に算出していたことなどにより、還付 を受けた消費税の額が不足していたもの[自動車検査独立行政法人本部](213) ……………517

第20 独立行政法人農畜産業振興機構	520	
不 当 事 項	520	
補 助 金	520	目
国産牛肉等需要回復緊急対策事業の実施に当たり、事業の要件を満たす値引き販売を		次
実施していないものに対して補助金が交付されているもの〔農畜産業振興事業団本部〕		
(214) (215)	520	
肉用子牛の生産者補給金が交付対象とならない肉用子牛を対象に交付されているもの		
〔農畜産業振興事業団本部〕(216)	523	
第21 独立行政法人科学技術振興機構	526	
意見を表示し又は処置を要求した事項	526	
科学技術振興機構における文献情報提供事業について、収支改善計画の見直しなどを		
適切に行い、収益性の向上を図るよう改善の意見を表示したもの	526	
第22 独立行政法人理化学研究所	538	
平成14年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項に対する		
処置状況	538	
物品の管理について	538	
第23 独立行政法人日本貿易振興機構	540	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	540	
FAZ支援センターの運営について、独立行政法人の重点業務に対応した運営とする		
とともに、運営費用を賄うための保証金の債権保全を図り、また、事前に交付した維		
持管理費用の精算を行うよう改善させたもの	540	
第24 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	548	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	548	
新幹線施設の建設のため取得した残地の売却に係る事務を速やかに行う事務処理体制		
を整備することにより、その早期の売却を図るよう改善させたもの	548	
第25 日本放送協会	552	
不 当 事 項	552	
不正行為	552	
職員の不正行為による損害が生じたもの〔日本放送協会本部、大阪放送局ほか2放送		
局〕(217)–(219)	552	
第26 北海道旅客鉄道株式会社、第27 四国旅客鉄道株式会社、第28 九州旅客		
鉄道株式会社	554	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	554	
(1)–(3) 鉄道施設の改良・修繕工事において、請負業者を特定して定期・計画的に発		
注する場合の一般管理費の積算を適切なものとするよう改善させたもの	554	

	(4)-(6) 乗車券類等を発売するためのマルス端末装置の調達に当たり、類似市販品等の仕様、価格を調査するなどして、調達額の節減を図るよう改善させたもの……	560
目次	第29 東日本電信電話株式会社、第30 西日本電信電話株式会社、第31 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 ……	565
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 ……	565
	(東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社)	
	(1)(2) 研究開発の実施状況等に即して、試験研究費の配賦基準を適切なものとするよう改善させたもの ……	565
	(東日本電信電話株式会社)	
	(3) 建物等に入館・入室することができる者の登録を業務の実態等に即して見直すことにより、委託費の節減を図るよう改善させたもの ……	569
	(西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)	
	(4)(5) 法定耐用年数経過後も継続して賃借していた社員食堂用の物品を買い受けることにより、賃借料の節減を図るよう改善させたもの ……	573
	(西日本電信電話株式会社)	
	(6) 光ファイバケーブルを利用したインターネット接続サービスの提供に当たり、加入者がおらず使用されていない加入者収容パッケージを他に転用することにより、購入費の節減を図るよう改善させたもの ……	577
	(7) 建物等への入館・入室を管理する業務について、実態に適合した業務量に基づき算定することなどにより、委託費の節減を図るよう改善させたもの……	581
	第32 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ ……	586
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 ……	586
	無線基地局と交換局を接続する専用回線に係る契約に当たり、関係部門間の連絡調整を十分に行うことなどにより、専用回線の集約を速やかに行い専用料金の節減を図るよう改善させたもの ……	586
	第3節 特に掲記を要すると認めた事項 ……	591
第1 海上自衛隊舞鶴航空基地及びSH-60J型哨戒ヘリコプターの活用について ……	591	
第2 国営かんがい排水事業及びこれに関連する附帯事業の実施について ……	596	
第3 特定優良賃貸住宅供給促進事業の実施について ……	620	
第4 橋りょうの耐震化対策の実施状況について ……	634	
第5 高規格堤防整備事業の実施について ……	656	
第6 小企業等経営改善資金融資制度の実施状況について ……	677	
第7 中小企業信用補完制度における保証審査等について ……	693	
第8 地方都市開発整備事業の実施について ……	712	
第4章 特定検査対象に関する検査状況 ……	729	
第1 都道府県警察等における捜査費及び活動旅費の経理について ……	729	

第2	株式会社りそな銀行及び株式会社足利銀行に対する金融危機対応措置の実施 について	747	
第3	政府開発援助について	796	目
第4	租税特別措置(社会保険診療報酬の所得計算の特例)の実施状況について	821	次
第5	国立大学病院及び国立病院における寝具の賃貸借等契約に係る入札談合につ いて	838	
第6	介護保険制度の実施状況について	846	
第7	国民年金事業の実施状況について	872	
第8	公共工事の多様な入札・契約制度、特に総合評価落札方式等の民間の技術力 を活用する方式の導入状況について	915	
第9	国有林野事業の抜本的改革の実施状況について	964	
第10	産業再配置促進費補助金について	990	
第11	タウンマネジメント機関(TMO)による中心市街地の商業活性化対策につ いて	1003	
第12	公的支援を受けた事業を実施している地方住宅供給公社の状況について	1021	
第13	道路関係四公団における土地及び物品の資産管理について	1043	
第14	日本郵政公社の管理する債権について	1084	
第15	独立行政法人における還付消費税の処理及び納付消費税の会計処理について	1098	
第16	石炭会社等に対する貸付金等債権の管理・回収等の実施状況について	1112	
第17	H-II Aロケットの開発等について	1123	
第18	財団法人民間都市開発推進機構における土地取得・譲渡業務の実施状況につ いて	1138	
第19	国が発注している調査研究事業について	1158	
第20	一般会計歳出予算の執行状況について	1200	
第5章	会計事務職員に対する検定	1247	
第1節	国の現金出納職員に対する検定	1247	
第2節	国の物品管理職員に対する検定	1248	
第3節	国の予算執行職員に対する検定	1249	
第6章	歳入歳出決算その他検査対象の概要	1251	
第1節	国の財政等の概況	1251	
第1	国の会計	1251	
1	概況	1251	
2	一般会計の歳入及び歳出	1251	
3	特別会計の損益等	1252	
4	一般会計及び特別会計の債務	1253	

	5	本州四国連絡橋公団における累積債務の処理	1254
	6	今後一般会計からの繰入れを要する措置	1254
目	第2	国が資本金の2分の1以上を出資している法人	1255
次	1	資産、負債及び資本の状況	1255
	2	損益の状況	1256
	3	財政負担の状況	1257
	第3	財政投融资等	1257
	1	財政投融资の概要	1257
	2	財政投融资の原資	1257
	3	財政投融资計画の実績	1258
	4	財投機関債の発行状況	1259
	5	財政融資資金の財政投融资計画以外の運用	1260
	第4	個別の決算等	1260
	1	公共事業関係費の状況	1260
	2	国庫金の状況	1273
	3	国の決算額の確認	1292
	第2節	歳入歳出決算等検査対象別の概要	1306
	第1	歳入歳出決算	1306
	1	一般会計	1306
	2	特別会計(目次16ページ参照)	1309
	第2	国税収納金整理資金の受払	1359
	第3	法律により設置されているその他の資金の受払	1360
	1	決算調整資金	1360
	2	貨幣回収準備資金	1360
	3	農業近代化助成資金	1361
	第4	債権及び債務	1361
	1	債権	1361
	2	債務	1362
	第5	国庫金、国有財産及び物品	1363
	1	国庫金	1363
	2	国有財産	1364
	3	物品	1365
	第6	財政融資資金等の長期運用	1366
	第7	政府関係機関及びその他の団体	1366
	1	概況	1366

2	国が資本金の2分の1以上を出資している法人の決算(目次16ページ参照)	…1372
3	日本放送協会の決算	…1486
4	その他の団体の決算(目次17ページ参照)	…1488

目次

備 考

- ・平成13年1月に省庁再編が行われたが、本報告書の記述における取扱いとしては、掲記事項の対象年度や内容等に応じて適宜、再編前又は再編後の組織名によった。
- ・この決算検査報告中表示されている金額の中には、単位未満を切り捨てているものがあるので各項の金額を集計しても計欄の金額と一致しないことがある。

特別会計、国が資本金の2分の1以上を出資している法人等の決算記述

目

次

【特別会計】

	ページ
1 交付税及び譲与税配付金特別会計	1309
2 登記特別会計	1311
3 財政融資資金特別会計	1311
4 国債整理基金特別会計	1312
5 外国為替資金特別会計	1313
6 産業投資特別会計	1314
7 地震再保険特別会計	1316
8 電源開発促進対策特別会計	1317
9 石油及びエネルギー需給構造高度化 対策特別会計	1318
10 特定国有財産整備特別会計	1319
11 国立学校特別会計	1320
12 厚生保険特別会計	1321
13 船員保険特別会計	1324
14 国立病院特別会計	1325
15 国民年金特別会計	1327
16 労働保険特別会計	1330
17 食糧管理特別会計	1333
18 農業共済再保険特別会計	1337
19 森林保険特別会計	1340
20 漁船再保険及漁業共済保険特別会計	1341
21 農業経営基盤強化措置特別会計	1344
22 国有林野事業特別会計	1345
23 国営土地改良事業特別会計	1347
24 貿易再保険特別会計	1347
25 特許特別会計	1348
26 自動車損害賠償保障事業特別会計	1349
27 道路整備特別会計	1352
28 治水特別会計	1353
29 港湾整備特別会計	1354
30 自動車検査登録特別会計	1355
31 都市開発資金融通特別会計	1356
32 空港整備特別会計	1357

【国が資本金の2分の1以上を出資している法人】

[政府関係機関]

1 国民生活金融公庫	1372
2 住宅金融公庫	1373
3 農林漁業金融公庫	1375
4 中小企業金融公庫	1376
5 公営企業金融公庫	1377

ページ

6 沖縄振興開発金融公庫	1378
7 中小企業総合事業団信用保険部門	1379
8 日本政策投資銀行	1381
9 国際協力銀行	1382

[公団、事業団等]

(公 団)

1 日本道路公団	1385
2 首都高速道路公団	1386
3 阪神高速道路公団	1387
4 地域振興整備公団	1388
5 新東京国際空港公団	1392
6 石油公団	1393
7 本州四国連絡橋公団	1396
8 都市基盤整備公団	1397

(事 業 団)

1 労働福祉事業団	1400
2 環境事業団	1403
3 日本私立学校振興・共済事業団	1406
4 中小企業総合事業団	1411

(そ の 他)

1 日本中央競馬会	1415
2 奄美群島振興開発基金	1417
3 日本原子力研究所	1419
4 核燃料サイクル開発機構	1420
5 関西国際空港株式会社	1421
6 日本たばこ産業株式会社	1422
7 預金保険機構	1423
8 年金資金運用基金	1428
9 日本郵政公社	1432

[独立行政法人]

1 農業・生物系特定産業技術研究機構	1435
2 日本貿易保険	1438
3 産業技術総合研究所	1439
4 自動車検査	1440
5 造幣局	1441
6 国立印刷局	1442
7 農畜産業振興機構	1443
8 緑資源機構	1449
9 国際協力機構	1451

	ページ
10 新エネルギー・産業技術総合開発機構	1452
11 科学技術振興機構	1460
12 日本学術振興会	1462
13 理化学研究所	1464
14 宇宙航空研究開発機構	1465
15 福祉医療機構	1466
16 日本貿易振興機構	1470
17 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1471
18 水資源機構	1476
19 石油天然ガス・金属鉱物資源機構	1477
20 雇用・能力開発機構	1482

(注) 団体名中「独立行政法人」は記載を省略した。

	ページ	
【その他の団体】		
1 日本電信電話株式会社	1488	目 次
2 北海道旅客鉄道株式会社	1489	
3 東海旅客鉄道株式会社	1489	
4 西日本旅客鉄道株式会社	1489	
5 四国旅客鉄道株式会社	1489	
6 九州旅客鉄道株式会社	1489	
7 日本貨物鉄道株式会社	1489	
8 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	1495	
9 エヌ・ティ・ティ・コミュニケー ションズ株式会社	1496	
10 東日本電信電話株式会社	1497	
11 西日本電信電話株式会社	1497	

第1章 検査の概要

第1節 検査活動の概況

第1 検査の方針

会計検査院は、平成16年次の検査に当たって、会計検査の基本方針を次のとおり定めた。

平成16年次会計検査の基本方針

(平成15年10月7日策定)

1 会計検査院の使命

会計検査院には、内閣から独立した憲法上の機関として、国の収入支出の決算の検査を行うほか、法律に定める会計の検査を行い、これを常時実施することにより、会計経理を監督し、その適正を期し、かつ、是正を図るとともに、検査の結果により、国の収入支出の決算を確認し、検査報告を作成して内閣を通じて国会に報告するという使命が課せられている。

2 社会経済の動向等と会計検査院をめぐる状況

(1) 我が国の社会経済の動向と財政の現状

近年、我が国の社会経済は、少子・高齢化の進展、グローバル化、情報通信技術の革新とその普及、環境問題による制約などにより大きく変容してきている。そして、今まで我が国の社会経済を支えてきたシステムがこうした変化に適切に対応できず、その見直しや再構築が求められている。

我が国の財政をみると、連年の公債発行により公債残高は年々増加の一途をたどり、平成15年度末には約450兆円に達すると見込まれており、公債償還等に要する国債費は15年度予算で約16兆7千億円と、一般会計歳出の約2割を占めていて、財政の健全化が課題となっている。

また、政府は、経済・財政、行政等の各分野における構造改革を推進することとしている。

(2) 会計検査院をめぐる状況

14年4月に「行政機関が行う政策の評価に関する法律」が施行され、同法及び同法に基

づき閣議決定された「政策評価に関する基本方針」に従って、国の行政機関は政策評価を実施することとなった。また、14年10月には、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」が施行され、国の行政機関に加えて、独立行政法人等についてもその保有する情報の一層の公開が図られることとなった。さらに、15年6月には、財政制度等審議会において、特別会計の財政状況をより明らかにするため新たな特別会計財務書類の作成基準が取りまとめられるなど、行政の説明責任が一層重視されている。

そして、行政の説明責任に関連して、政策評価の導入の発端となった行政改革会議の最終報告において、評価は政府部内のそれとともに政府の部外からもなされることが重要であるとして、会計検査院による評価に対して期待が表明されている。また、会計検査院法においても、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性その他会計検査上必要な観点から検査を行うこと、国会から検査の要請があった事項について検査を行いその結果を国会に報告できることが規定されている。

このように会計検査院の役割及び機能は重要であり、国民の期待も大きくなっている。

3 会計検査の基本方針

会計検査院は、従来から社会経済の動向などを踏まえて国民の期待に応える検査に努めてきたところであるが、以上のような状況の下で今後ともその使命を的確に果たすため、国民の関心の所在や国会における審議の状況に常に注意を払い、厳正かつ公正な職務の執行に努めるとともに、次のような姿勢で検査に取り組む。

ア 我が国の社会経済の動向や財政の現状を十分踏まえ、主として次に掲げる施策の分野に重点を置いて検査を行う。

- (ア) 社会保障
- (イ) 公共事業
- (ウ) 教育及び科学技術
- (エ) 防衛
- (オ) 農林水産業
- (カ) 経済協力
- (キ) 中小企業
- (ク) 環境保全
- (ケ) 情報通信(IT)

イ 不正不当な事態に対する検査を行うことはもとより、業績の評価を指向した検査を行っていく。そして、必要な場合には、制度そのものの存否も視野に入れて検査を行っていく。

すなわち、これまで会計検査院は、主として次のような観点から検査を行ってきた。

(ア) 検査対象機関の決算の表示が予算執行の状況を正確に表現しているかという正確性の観点

(イ) 検査対象機関の会計経理が予算や法律、政令等に従って適正に処理されているかという合規性の観点

(ウ) 検査対象機関における事務・事業の遂行及び予算の執行が、より少ない費用で実施できないか、あるいは同じ費用でより大きな成果が得られないかという経済性・効率性の観点

(エ) 検査対象機関における事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているかという有効性の観点

今後も、正確性や合規性の観点からの検査を十分行い、その際には、会計事務処理について重点的に検査を行うとともに、検査対象機関の内部牽制や内部監査の状況についても検査を行う。さらに、近年の厳しい経済財政状況にもかんがみ、経済性・効率性及び有効性の観点からの検査を重視し、特に有効性の観点から、事務・事業及び予算執行の効果について積極的に取り上げるよう努める。そして、事務・事業の遂行及び予算の執行に問題がある場合には、原因の究明を徹底して行い、その改善の方策について検討する。

また、行政の透明性や説明責任の向上に資するため、検査対象機関に係る決算の分析やその評価を指向した検査を行っていくとともに、特別会計、独立行政法人等についてはその財務状況の検査の充実を図る。さらに、検査対象機関が自ら行う政策評価などの状況についても留意して検査を行う。

ウ 社会経済の複雑化とそれに対応した行政活動の変化に伴い、新しい検査手法の開拓を行うなどして検査を行っていく。

すなわち、検査手法や検査領域を多様化するための調査研究、専門分野の検査に対応できる人材の育成や拡充、コンピュータ等の情報機器や検査用機器の活用などを行い、会計経理はもとよりそれに関連するあらゆる事務・事業について検査を行う。

4 的確な検査計画の策定

上記の基本方針に従い、限られた人員、予算、時間などを効率的に活用して、会計検査院として課せられた使命を達成するため、検査実施部局においては、国その他の検査対象機関の事務・事業の動向などを的確に把握した上で、多種多様な検査の領域の中から本年次の検査に当たって重点的に取り組むべき事項を検査上の重要項目として設定することにより、的確な検査計画を策定する。

第2 検査の実施

(検査の対象)

会計検査院は、国の一般会計及び特別会計の収入支出をはじめ、国の所有する現金、物品、国有財産、国の債権、債務等すべての分野の国の会計を検査の対象としている。

また、会計検査院は、次の会計を検査の対象としている。

- ① 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計
- ② 法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計

平成16年次の検査(検査実施期間 平成15年11月～16年9月)において検査の対象となったものは、国の会計のほか、①として政府関係機関、公団、事業団、独立行政法人等168法人の会計、②として日本放送協会の会計である。

このほか、会計検査院は、次の会計についても必要に応じて検査することができることになっている。

- ① 国が資本金の一部を出資しているものの会計
- ② 国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計
- ③ 国が補助金その他の財政援助を与えた都道府県、市町村、各種組合、学校法人等の会計

平成16年次の検査において検査の対象としたものは、①として3法人の会計、②として24法人の会計、③として5,223の団体等の会計である。

上記の検査の対象のうち主なものの平成15年度決算等の概要は、第6章の「歳入歳出決算その他検査対象の概要」に記載したとおりである。

(書面検査及び実地検査)

検査対象機関に対する検査の主な方法は、書面検査及び実地検査である。

書面検査は、検査対象となる会計を取り扱う機関から、会計検査院の定める計算証明規則

により、当該機関で行った会計経理の実績を計数的に表示した計算書、及びその裏付けとなる各種の契約書、請求書、領収証書等の証拠書類等を提出させ、これらの書類について在庁して行う検査である。

また、実地検査は、検査対象機関である省庁等の官署、事務所等に職員を派遣して、実際に、関係帳簿や事務・事業の実態を調査したり、関係者から説明を聴取したりなどして行う検査である。

これらの方法により、会計検査院が平成16年次に実施した検査の実績は、次のとおりである。

- (ア) 書面検査については、平成15年度分の計算書20万余冊及びその証拠書類6568万余枚を対象に実施した。
- (イ) 実地検査については、次表のとおり、検査対象機関である省庁等の官署、事務所等3万4千4百余箇所のうち、2千7百余箇所について実施したほか、国が補助金その他の財政援助を与えた前記5,223の団体等について実施した。これらの実地検査に要した人日数は、3万8千5百余人日となっている。

検査対象機関である省庁等の官署、事務所等	左の箇所数(A)	左のうち検査を実施した箇所数(B)	検査実施率(%) (B/A)
本省、本庁、本社等	4,538	1,871	41.2
都道府県単位の地方出先機関等	8,922	882	9.8
小計	13,460	2,753	20.4
駅、特定郵便局等	20,957	3	0.0
計	34,417	2,756	8.0

検査の進行に伴い、検査上疑義のある事態について、疑問点を質したり、見解を求めたりなどするために、関係者に対して書面をもって質問を発しているが、平成16年次の検査において発した質問は6百余事項となっている。

第2節 検査結果の概要

平成16年次の検査の結果については、「第2章 決算の確認」並びに「第3章 個別の検査結果」、「第4章 特定検査対象に関する検査状況」及び「第5章 会計事務職員に対する検定」に記載したとおりであり、このうち第3章及び第4章に掲記した事項等の概要は次のとおりである。

第1 事項等別の検査結果

1 事項等別の概要

検査の結果、第3章及び第4章に掲記した事項等には、次のものがある。

ア 第3章の「個別の検査結果」に掲記した事項

- (ア) 「不当事項」(検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項)
- (イ) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」(会計検査院法第34条又は第36条の規定に^(注)より関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項)
- (ウ) 「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」(本院が検査において指摘したところ当局において改善の処置を講じた事項)
- (エ) 「特に掲記を要すると認めた事項」(検査の結果、特に検査報告に掲記して問題を提起することが必要であると認めた事項)

イ 第4章の「特定検査対象に関する検査状況」(本院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた特定の検査対象に関する検査の状況)

(注) 会計検査院法

第34条 会計検査院は、検査の進行に伴い、会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事項がある場合には、直ちに、本属長官又は関係者に対し当該会計経理について意見を表示し又は適宜の処置を要求し及びその後の経理については是正改善の処置をさせることができる。

第36条 会計検査院は、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認めるときは、主務官庁その他の責任者に意見を表示し又は改善の処置を要求することができる。

これらの事項等の件数、金額は、次表のとおりである。

事 項 等	件 数	(注1) 指 摘 金 額 〔背 景 金 額〕
不 当 事 項	219 件	126 億 4139 万円
意見を表示し又は処置を要求した事項	第34条 1 件	(122 億 1739 万円)
	第36条 10 件	{ 3 億 5112 万円 694 億 6956 万円 }
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	(注2) 47 件	<33 件分> 303 億 7079 万円 { 109 億 0515 万円 31 億 2064 万円 219 億 7151 万円 44 億 0433 万円 60 億 6976 万円 6 億 3983 万円 17 億 0032 万円 372 億 1380 万円 977 億 8097 万円 5 億 5921 万円 15 億 6292 万円 7841 万円 82 億 5056 万円 4 億 4475 万円 4 億 7098 万円 }
特に掲記を要すると認めた事項	8 件	{ 663 億円 7112 億円 95 億円 2334 億円 4965 億円 756 億円 820 億円 2915 億円 }
事 項 計	285 件	<252 件分> 430 億 1218 万円
特定検査対象に関する検査状況	20 件	—
総 計	305 件	<252 件分> 430 億 1218 万円

(注1) 指摘金額・背景金額 指摘金額とは、租税や社会保険料等の徴収不足額、工事や物品調達等に係る過大な支出額、補助金の過大交付額、計算書や財務諸表等に適切に表示されていなかった資産等の額などである。

背景金額とは、会計経理に関し不適切、不合理な事態が生じている原因が「法令」、「制度」あるいは「行政」にあるような場合や、政策上の問題等から事業が進ちよくせず投資効果が発現していない事態について問題を提起する場合などの、その事態に関する支出額や投資額等である。このような事態における支出等の額は、直ちに不適切な会計経理の額とは言い切れないため、「背景金額」として「指摘金額」と区別している。なお、背景金額は個別の事案ごとにその捉え方が異なるため、金額の合計はしていない。

(注2) 「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、指摘金額と背景金額の両方あるものが1件ある。

2 第3章の「個別の検査結果」の概要

第3章の「個別の検査結果」に掲記した各事項のうち、特に掲記を要すると認められた事項を除く不当事項等について、省庁等別にその件数、金額を示すと次表のとおりである。

第1章
第2節
第1 事項等別の検査結果

事項 省庁又は団体名	不当事項	意見を表示し又は処置を要求した事項 (注1)	本院の指摘に基づき 当局において改善の 処置を講じた事項	計 (注2)
	件	件	件	件
国会 (国会図書館)			1 (109億0515万円)	1 (109億0515万円)
内閣府 (防衛庁)	1 847万円		2 25億6865万円	3 25億7712万円
総務省	3 1695万円		(注3) 2 58億0080万円 (31億2064万円)	5 58億1775万円 (31億2064万円)
法務省			1 9億9219万円	1 9億9219万円
外務省	2 1111万円	③④ 1 (122億1739万円)	1 2億2249万円	4 2億3360万円 (122億1739万円)
財務省	3 8億5558万円		1 6730万円	4 9億2288万円
文部科学省	2 26億5011万円	③⑥ 9 (3億5112万円)	2 4億1067万円 (219億7151万円)	13 30億6078万円 (3億5112万円) (219億7151万円)
厚生労働省	124 82億7533万円		3 76億5598万円 (44億0433万円)	127 159億3131万円 (44億0433万円)
農林水産省	14 1億1925万円		6 95億7943万円 (60億6976万円) (6億3983万円)	20 96億9868万円 (60億6976万円) (6億3983万円)
経済産業省	14 4708万円		3 6億1218万円 (17億0032万円)	17 6億5926万円 (17億0032万円)
国土交通省	15 2億3809万円		3 8673万円 (372億1380万円) (977億8097万円)	18 3億2482万円 (372億1380万円) (977億8097万円)
環境省	4 1825万円		1 6312万円	5 8137万円
日本道路公団	1 1272万円			1 1272万円
首都高速 道路公団			1 3600万円	1 3600万円
都市基盤 整備公団	1 611万円		1 (5億5921万円)	2 611万円 (5億5921万円)
日本私立学校 振興・共済 事業団	4 1216万円		1 (15億6292万円)	5 1216万円 (15億6292万円)
奄美群島 振興開発基金			1 (7841万円)	1 (7841万円)
燃料 サイクル 開発機構	1 417万円			1 417万円
日本郵政公社	23 3億0199万円			23 3億0199万円

事項 省庁又は団体名	不当事項		意見を表示し又は処置を要求した事項 (注1)		本院の指摘に基づき 当局において改善の 処置を講じた事項		計 (注2)	
	件		件		件		件	
独立行政法人 農業・生物系 特定産業技術 研究機構					1	18億1760万円	1	18億1760万円
自動車検査 独立行政法人	1	302万円					1	302万円
独立行政法人 農畜産業 振興機構	3	897万円					3	897万円
独立行政法人 科学技術 振興機構			③	1 (694億6956万円)			1	(694億6956万円)
独立行政法人 日本貿易 振興機構					1	(82億5056万円)	1	(82億5056万円)
独立行政法人 鉄道建設・ 運輸施設整備 支援機構					1	3600万円	1	3600万円
日本放送協会	3	5196万円					3	5196万円
北海道 旅客鉄道 株式会社					2	5673万円	2	5673万円
四国旅客鉄道 株式会社					2	4993万円	2	4993万円
九州旅客鉄道 株式会社					2	5959万円	2	5959万円
東日本 電信電話 株式会社					2	3930万円 (4億4475万円)	2	3930万円 (4億4475万円)
西日本 電信電話 株式会社					4	1億3770万円 (4億7098万円)	4	1億3770万円 (4億7098万円)
エヌ・ティ・ ティ・コミュニ ケーションズ 株式会社					1	2200万円	1	2200万円
株式会社エ ヌ・ティ・ ティ・ドコモ					1	5640万円	1	5640万円
合計	219	126億4139万円	11		47	303億7079万円	277	430億1218万円

(注1) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」の件数欄の③は会計検査院法第34条によるもの、④は会計検査院法第36条によるものを示している。

(注2) ()内の金額は背景金額であり、個別の事案ごとにその捉え方が異なるため金額の合計はしていない。

(注3) 「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、指摘金額と背景金額の両方あるものが1件ある。

また、特に掲記を要すると認めた事項は、8件(背景金額663億円、7112億円、95億円、2334億円、4965億円、756億円、820億円、2915億円)である。

以上の各事項計285件について、その概要を示すと次のとおりである。

(不当事項)

検査の結果、「不当事項」として計219件掲記した。これを収入、支出等の別に分類し、態様別に説明すると、次のとおりである。

1 収入に関するもの (計8件 37億2162万余円)

省庁又は団体名	租 税	保 険 料	不正行為	そ の 他	計
財 務 省	1 ^件		1 ^件	1 ^件	3 ^件
厚 生 労 働 省		2	1		3
自 動 車 検 査 独 立 行 政 法 人				1	1
日 本 放 送 協 会			1		1
計	1	2	3	2	8

(1) 租 税 1件 8億4901万余円

<租税の徴収が適正でなかったもの>

○財 務 省

- ・租税の徴収に当たり、納税者が申告書等において所得金額や税額等を誤るなどしているのに、課税資料の収集・活用が的確でなかったり、これを見過ごしたりなどしていたため、納税者163人からの徴収額に過不足があったもの (132ページ記載)

(2) 保 険 料 2件 28億4353万余円

<保険料の徴収が適正でなかったもの>

○厚生労働省

- ・健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、パートタイム労働者等の短時間就労者を多数使用しているなどの事業主が、常用的に使用している短時間就労者について被保険者資格取得届の提出を怠るなどしていたのに、これに対する調査確認及び指導が十分でなかったため、1,055事業主からの徴収額が不足していたもの(1件 25億7716万余円) (191ページ記載)
- ・労働保険の保険料の徴収に当たり、事業主からの申告書における賃金総額の記載が事実と相違するなどしていたのに、これに対する調査確認が十分でなかったため、487事業主からの徴収額に過不足があったもの(1件 2億6636万余円) (195ページ記載)

(3) 不正行為 3件 2334 万余円

<現金が領得されたもの>

○財務省

- ・ 税務署の職員が、源泉徴収義務者に対する指導・調査に関する事務に従事中、源泉所得税を収納する権限がないのにこれを受領して領得したもの(1件 385 万余円)

(145 ページ記載)

○厚生労働省

- ・ 労働局等の職員が、労働保険料の収納事務に従事中、滞納事業主から受領した同保険料を国庫に払い込まずに領得したもの(1件 1740 万余円)

(281 ページ記載)

○日本放送協会

- ・ 放送局の職員が、受信料収納の事務に従事中、支払を受けた受信料を領得したもの(1件 208 万余円)

(552 ページ記載)

(4) その他 2件 572 万余円

<庁舎の使用料の徴収が適切でなかったもの>

○財務省

- ・ 国の庁舎の使用料の算定に当たり、庁舎が民有地上にあるのに、誤って、国有地上にあるものとして算定していたため、使用料が低額となっているもの(1件 270 万余円)

(146 ページ記載)

<消費税の申告が適切でなかったもの>

○自動車検査独立行政法人

- ・ 消費税の申告に当たり、同一の敷地内に所在する国の機関に係る水道等の使用料について、水道事業者等に支払った後に国から徴収した額を課税仕入れに計上すべきであるのに、これを計上しておらず、課税仕入れの額を過小に算出していたため、還付を受けた消費税の額が過小となっているもの(1件 302 万余円)

(517 ページ記載)

2 支出に関するもの (計 187 件 86 億 0945 万余円)

省庁又は団体名	予 算 経 理	役 務	保 給	険 付	医 療 費	補 助 金	貸 付 金	不 行	正 為	不正行・予 算経理	その他	計
	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
総 務 省						3						3
外 務 省										2		2
文 部 科 学 省	1								1			2
厚 生 労 働 省	2	1	3	2	111				1		1	121
農 林 水 産 省						14						14
経 済 産 業 省						11	3					14
国 土 交 通 省						14			1			15
環 境 省						4						4
日 本 道 路 公 団									1			1
都 市 基 盤 整 備 公 団											1	1
日 本 私 立 学 校 振 興 ・ 共 済 事 業 団						4						4
核 燃 料 サ イ ク ル 開 発 機 構									1			1
日 本 郵 政 公 社									1			1
独 立 行 政 法 人 農 畜 産 業 振 興 機 構						3						3
日 本 放 送 協 会									1			1
計	3	1	3	2	164	3	3	7	2	2	2	187

(1) 予 算 経 理

3 件 32 億 6221 万余円

<会計経理が適正を欠いているもの>

○文部科学省

- ・医薬品等の購入などに係る予算執行において、当該年度に行うべき支出負担行為等の会計事務処理を行わず、日付欄が空白の請求書を業者に提出させ、これに翌年度、適当な日付を記入するなどして翌年度の予算から代金を支払っていて、会計経理が会計法令等に違背し適正を欠いているもの(1件 26 億 4270 万余円) (152 ページ記載)

○厚生労働省

- ・物品を購入したように書類を偽装するなどして庁費、委託費等から不正に支出し、これを別途に経理して目的外の用途に使用するなどして、会計経理が会計法令等に違背し、著しく不当と認められるもの(1件 1 億 7302 万余円) (177 ページ記載)
- ・国民年金事業に使用する金銭登録機の購入に当たり、当該金銭登録機は大量に調達するものであり、また、複数の会社により販売されるなどしているのに、本庁で一括して調

達することなく各社会保険事務局等で小口に分割して随意契約により調達するなどして
いて、契約の公正性、透明性、競争性、経済性等が確保されておらず、一般競争契約を
原則としている会計法令の趣旨に反し適切でないもの(1件 4億4648万余円)

(183 ページ記載)

(2) 役 務 1 件 22 億 7136 万余円

<契約の必要がなかったもの>

○厚生労働省

- ・社会保険業務に関する多種類の届出書等を印刷供給するための印刷システムの提供を受ける役務契約に当たり、その必要性及び代替手段を十分検討しなかったため、印刷システムがほとんど使用されていない状況となっていて、印刷システム導入の必要性がなく不当と認められるもの (188 ページ記載)

(3) 保 険 給 付 3 件 4 億 8035 万余円

<保険の給付が適正でなかったもの>

○厚生労働省

- ・厚生年金保険の老齢厚生年金及び国民年金の老齢基礎年金の支給に当たり、受給権者が事業所に常用的に使用されていて、年金の一部又は全部の支給を停止すべきであったのに、被保険者資格取得届が提出されず、これに対する調査確認及び指導が十分でなかったため、596 人に対して支給停止の手続が執られず支給が適正でなかったもの(1件 3億2417万余円) (198 ページ記載)
- ・雇用保険の失業等給付金の支給決定に当たり、受給者が、再就職していながらその事実を申告書に記載していなかったり、事実と相違する雇入年月日を記載したりなどしていたのに、これに対する調査確認が十分でなかったため、431 人に対する支給が適正でなかったもの(1件 1億2850万余円) (202 ページ記載)
- ・雇用保険の特定求職者雇用開発助成金のうち特定就職困難者雇用開発助成金の支給決定に当たり、事業主が申請書等において既に雇い入れている者を新たに雇い入れたこととしているなど、その記載内容が事実と相違するなどしていたのに、これに対する調査確認が十分でなかったため、59 事業主に対する支給が適正でなかったもの(1件 2768 万余円) (207 ページ記載)

(4) 医療費

2件 10億4770万余円

<医療費の支払が適切でなかったもの>

○厚生労働省

- ・老人保健等における医療費の支払に当たり、医療機関及び薬局から入院基本料、入院基本料等加算、初診料・再診料等及び調剤報酬の不適正な請求があったのに、これに対する審査点検が十分でなかったなどのため、260医療機関及び84薬局に対する支払が適切でなく、これに係る国の負担が不当と認められるもの(1件 10億1123万余円)

(210ページ記載)

- ・労働者災害補償保険の療養の給付に要する診療費の支払に当たり、医療機関が手術料、入院料等を誤って算定し請求していたのに、これに対する審査が十分でなかったため、199医療機関に対する支払が適正でなかったもの(1件 3647万余円) (226ページ記載)

(5) 補助金

164件 13億5060万余円

<補助事業の実施及び経理が不当なもの>

○総務省

- ・電気通信格差是正事業等の実施及び経理において、補助の対象とはならない設備の購入費等を補助対象事業費に含めていたり、共同で敷設した光ファイバケーブルの材料費等の負担額を適切に算定していなかったりなどしていたため、補助金が過大に交付されるなどしているもの(3件 1695万余円)

(83ページ記載)

○厚生労働省

- ・血液確保事業等補助金等の経理において、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合、その金額を返還しなければならないのに返還していないもの(1件 1億0427万余円)

(229ページ記載)

- ・医療施設運営費等補助金の経理において、補助の対象とはならない施設整備に要した借入資金に係る借入利息を総事業費に含めるなどしていたため、補助対象事業費が過大に精算されているもの(1件 776万余円)

(231ページ記載)

- ・保健事業費等負担金の算定において、基本健康診査が民間検診団体により集団検診の方法で実施されているのに、誤って、医療機関において診査が実施された場合の基準単価を適用していたため、負担金が過大に交付されているもの(1件 1606万余円)

(233ページ記載)

- ・医療施設等施設整備費補助金の交付を受けて取得した理学療法士等養成所の校舎を無断で担保に供するなどして、補助金の交付条件に違背しているもの(1件 1億3967万余円) (235 ページ記載)
- ・保健衛生施設等施設整備費補助金の経理において、他の補助金と重複して交付を受けていたり、補助事業により取得した建物を無断で担保に供していたりなどしているもの(3件 3785万余円) (237 ページ記載)
- ・緊急雇用創出特別基金事業における新規・成長分野雇用奨励金の支給決定に当たり、事業主が申請書等において既に雇い入れている者を新たに雇い入れたこととしているなど、その記載内容が事実と相違していたのに、これに対する調査確認が十分でなかったため、6事業主に対する支給が適正でなかったもの(1件 420万円) (240 ページ記載)
- ・早期再就職者支援基金事業における早期再就職者支援金の支給決定に当たり、受給者が申請書に事実と相違した雇入年月日を記載するなどしていたのに、これに対する調査確認が十分でなかったため、20人に対する支給が適正でなかったもの(1件 727万余円) (243 ページ記載)
- ・在宅福祉事業費補助金の算定において、在宅介護支援センターに配置することとされている社会福祉士等の有資格職員ではない者等の人件費を補助対象経費の実支出額に含めるなどしていたため、補助金が過大に交付されているもの(5件 1714万余円) (245 ページ記載)
- ・社会福祉施設等施設整備費補助金等の算定において、補助の対象となった特別養護老人ホームとは別の施設の工事費を補助対象経費に含めるなどしていたため、補助金等が過大に交付されているもの(5件 1247万余円) (249 ページ記載)
- ・児童保護費等負担金の経理において、児童の扶養義務者の所得税額等を誤認するなどして徴収金の額を過小に算定したり、保育単価の適用を誤るなどして費用の額を過大に算定したりしていたため、国庫負担対象事業費が過大に精算されているもの(19件 4281万余円) (252 ページ記載)
- ・生活保護費負担金の算定において、保護を受ける世帯における就労収入等の額を過小に認定するなどして保護費の額を決定していたため、負担金が過大に交付されているもの(8件 4532万余円) (255 ページ記載)
- ・精神保健対策費補助金の経理において、備品購入費等の額を過大に計上したり、補助の

対象とはならない営業事業に要する光熱水費等を補助対象経費に含めたりなどしていたため、補助対象事業費が過大に精算されているもの(4件 1658万余円)

(257 ページ記載)

- ・介護保険事務費交付金の算定において、要介護認定等申請者数の中に、介護保険の被保険者でない者が介護扶助を受けるために必要な審査判定の申請を行った数を含めたり、要介護認定等事務処理に要する費用の中に、要介護認定等の事務処理に要するとは認められないシステムの保守委託に要する費用などを含めたりしていたため、交付金が過大に交付されているもの(2件 612万余円) (260 ページ記載)
- ・介護保険の普通調整交付金の算定において、介護給付費等の額や対象となる被保険者数を誤るなどして調整基準標準給付費額や普通調整交付金交付割合を過大に算定していたため、交付金が過大に交付されているもの(8件 3842万余円) (262 ページ記載)
- ・国民健康保険の療養給付費負担金の交付に当たり、市区町村において、遡及して退職被保険者等となった者に係る医療給付費を一般被保険者に係る医療給付費から控除せずに交付申請等を行っていたため、負担金が過大に交付されているもの(9件 1億5375万余円) (266 ページ記載)
- ・国民健康保険の財政調整交付金の交付に当たり、市区町村において、調整対象需要額を過大に算定したり調整対象収入額を過小に算定したりなどして交付申請等を行っていたため、交付金が過大に交付されているもの(38件 2億4507万余円) (269 ページ記載)
- ・水道施設整備費補助金の経理において、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合、その金額を返還しなければならないのに返還していないもの(4件 1365万余円) (277 ページ記載)

○農林水産省

- ・復旧治山事業の実施に当たり、護岸工費を積算する際、巨石をそのまま積み上げる場合に適用する歩掛かりを適用すべきであったのに、誤って、胴込コンクリート等を打設して巨石を積み上げる場合に適用する歩掛かりを適用していたため、工事費が割高となっているもの(1件 173万余円) (309 ページ記載)
- ・経営構造整備事業の実施に当たり、事業主体でない者が取得したホイールローダを補助の対象としているもの(1件 400万余円) (310 ページ記載)

- ・農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業の実施に当たり、ブロック積護岸の基礎である底版を設計する際、引張力は底版の上面側に発生するのに、誤って、下面側に発生するとして下面側に主鉄筋を配置して、設計が適切でなかったため、底版等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの(1件 1244 万余円) (312 ページ記載)
- ・中山間農地保全対策事業の実施に当たり、補助金の交付申請前に既に自力により導入を完了していて、補助の対象とならないコンバインを補助の対象としているもの(1件 733 万余円) (315 ページ記載)
- ・森林保全整備事業の実施に当たり、法面保護のためのコンクリートの吹付け厚さが不足していたり、コンクリートが地山に密着していなかったりなどして、施工が設計と著しく相違していたため、コンクリート吹付工が工事の目的を達していないもの(1件 726 万余円) (316 ページ記載)
- ・新山村振興等農林漁業特別対策事業の実施に当たり、もたれ式コンクリート擁壁を設計する際、背面からの土圧及び電気滅菌室の荷重が作用することになるのに、安定計算を行っておらず、設計が適切でなかったため、もたれ式コンクリート擁壁等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの(1件 201 万余円) (319 ページ記載)
- ・食品リサイクルモデル整備事業の実施に当たり、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合、その金額を返還しなければならないのに返還していないもの(1件 594 万余円) (321 ページ記載)
- ・農業生産総合対策条件整備事業の実施に当たり、補助金交付決定時に既に自力により導入を完了していて、補助の対象とならない葉たばこ乾燥調製の作業用機器等を補助の対象としているもの(1件 783 万余円) (323 ページ記載)
- ・地域農業経営確立支援事業の実施に当たり、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合、その金額を返還しなければならないのに返還していないもの(1件 238 万余円) (325 ページ記載)
- ・経営体質強化施設整備事業の実施に当たり、農家台帳のデータを整備する際、収穫量の主要な項目のデータが入力されていなかったため、農地等のデータを蓄積して担い手への土地の集積を図るという補助の目的を達していないもの(1件 280 万余円) (327 ページ記載)

- ・小規模零細地域営農確立促進対策事業の実施に当たり、導入する農業用機械施設を利用することについての十分な合意形成が図られないまま事業実施計画を策定したため、導入した機械施設の一部が利用されないこととなるもの(1件 192 万余円)

(328 ページ記載)

- ・地域用水環境整備事業の実施に当たり、洪水吐の橋りょう設置部を設計する際、載荷重として橋りょう、盛土等の荷重を考慮しておらず、設計が適切でなかったため、洪水吐、橋りょう等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの(1件 2370 万余円)

(330 ページ記載)

- ・中山間総合整備事業の実施に当たり、橋りょうの落橋防止システムを設計する際、誤って、落橋防止構造を設置しておらず、設計が適切でなかったため、橋りょう上部工等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの(1件 2562 万余円)

(333 ページ記載)

- ・小規模零細地域営農確立促進対策事業の実施に当たり、ほ場の整備工事を実績報告書記載の事業費より低額で施行していたため、補助対象事業費が過大に精算されているもの(1件 1422 万余円)

(336 ページ記載)

○経済産業省

- ・地域活性化創造技術研究開発費補助金等の経理において、補助対象事業の全部又は一部を実施していなかったり、補助対象の機械装置を実際には購入していなかったりなどしていたため、補助対象事業費が過大に精算されるなどしているもの(11件 3960 万余円)

(379 ページ記載)

○国土交通省

- ・公営住宅家賃対策補助金の経理において、建設時に土地の取得費の補助金の交付を受けた公営住宅については、補助基本額の算定に当たり、その減額要素となる入居者負担基準額に所定の額を加算することとされているのに、この加算をしておらず、入居者負担基準額を過小に算定するなどしていたため、補助金が過大に交付されているもの(1件 7801 万余円)

(405 ページ記載)

- ・道路改築事業の実施に当たり、共通仮設費率等の算出に適用する工種区分を選定する際、主たる工種に対応した工種区分(海岸工事)とは異なる工種区分(道路改良工事)を選定し、これにより共通仮設費等を算定したため、工事費が割高となっているもの(1件 281 万余円)

(406 ページ記載)

- ・道路改築事業の実施に当たり、ボックスカルバート上部の地覆・壁高欄を設計及び施工する際、設計図にひび割れを防ぐための伸縮目地の位置や構造を明示しておらず、また、請負者も伸縮目地を設置しておらず、設計及び施工が適切でなかったため、ひび割れが多数生じており、地覆・壁高欄が工事の目的を達していないもの(1件 214 万余円)
(408 ページ記載)
- ・公営住宅家賃対策補助金の経理において、補助基本額の算定基礎となる近傍住宅家賃を過大に算定していたため、補助金が過大に交付されているもの(1件 555 万余円)
(411 ページ記載)
- ・道路改築事業の実施に当たり、高架橋の詳細設計業務費の積算をする際、鋼橋上部工等の設計を大幅に変更しているのに、変更した詳細設計業務の内容に対応した直接人件費の積算の見直しを行っていなかったため、事業費が割高となっているもの(1件 243 万余円)
(413 ページ記載)
- ・港湾環境整備事業の実施に当たり、共通仮設費を積算する際、工場製作される大型遊具の製品価格は、共通仮設費の算出の対象となる直接工事費に含めないこととされているのに、誤って、これを直接工事費に含めていたため、工事費が割高となっているもの(1件 190 万余円)
(415 ページ記載)
- ・緊急地方道路整備事業の実施に当たり、建物等の移転に係る営業補償費を算定する際、移転の対象となった店舗の休業期間中の損失のみを対象とすべきであるのに、誤って、移転の対象となっていない他の地域に所在する店舗の減価償却費等を含めるなどしていたため、補償費が過大となっているもの(1件 927 万余円)
(416 ページ記載)
- ・緊急地方道路整備事業の実施に当たり、パイプカルバートの管種及び基礎形式について誤った選定図を適用していて、設計が適切でなかったため、パイプカルバート等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの(1件 346 万余円)
(418 ページ記載)
- ・公営住宅整備事業費補助金の算定において、補助金の交付決定後に、補助対象となる住戸の平均床面積の変更等をしているのに、変更前の平均床面積を基にするなどして国庫補助基本額を算定していたため、補助金が過大に交付されているもの(1件 352 万円)
(421 ページ記載)

- ・空港整備事業の実施に当たり、進入灯橋りょうの橋脚等の受台部を施工する際、設計では受台部に配置する主鉄筋と鋼管杭に設置する鉄筋受プレートを溶接することとしていたのに、誤ってプレートを主鉄筋から離れた位置に設置するなどして主鉄筋と溶接しておらず、施工が設計と相違していたため、橋脚等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの(1件 4931 万余円) (422 ページ記載)
- ・土地区画整理事業の実施に当たり、ボックスカルバートに作用する活荷重を過小に計算していたり、配筋図を作成する際、誤って、設計計算で安全とされていた鉄筋より細い径の鉄筋を配置することとしていたりして、設計が適切でなかったため、ボックスカルバートの所要の安全度が確保されていない状態になっているもの(1件 2653 万余円) (427 ページ記載)
- ・公共下水道事業の実施に当たり、汚泥混合槽の配筋図を作成する際、誤って、隅角部に配置する主鉄筋について設計計算で安全とされていた鉄筋より細い径の鉄筋を配置することとするなどして、設計が適切でなかったため、汚泥混合槽の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの(1件 1751 万余円) (431 ページ記載)
- ・公共下水道事業の実施に当たり、ポンプ室の配筋図を作成する際、誤って、側壁に配置する主鉄筋について設計計算で安全とされていた鉄筋より細い径の鉄筋を配置することとして、設計が適切でなかったため、ポンプ室の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの(1件 1520 万余円) (435 ページ記載)
- ・河川改修事業の実施に当たり、樋門の底版を設計する際、荷重条件及び底版の厚さを誤って応力計算を行って、設計が適切でなかったため、樋門等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの(1件 921 万余円) (438 ページ記載)

○環 境 省

- ・廃棄物処理施設整備費国庫補助金の交付額の算定において、事務費を交付要綱に定められた方法に従って算出していなかったり、過年度の交付要綱で定められていた事務費率を適用したりしたため、補助金が過大に交付されているもの(4件 1825 万余円)

(460 ページ記載)

○日本私立学校振興・共済事業団

- ・私立大学等経常費補助金の交付に当たり、学校法人から提出された資料に、補助金の算定の対象となる専任職員の数に対象とならない専任職員の数を含めて記入するなどして

いるのに、この資料に基づいて補助金の額を算定したため、交付額が過大となっているもの(4件 1216万余円) (480ページ記載)

○独立行政法人農畜産業振興機構

・国産牛肉等需要回復緊急対策事業の実施に当たり、通常の販売価格から値引いて販売することなどが補助金交付の要件となっているのに、値引き販売を実施していないものに対して補助金が交付されているもの(2件 443万余円) (520ページ記載)

・肉用子牛の生産者補給金の交付に当たり、交付対象は生年月日とみなされる導入日から起算して満2月齢に達する日までに個体登録の申込みをした子牛とされているのに、契約生産者が家畜市場発行の伝票の記載を書き換えて申込みを行っていたため、満2月齢を超えた後に申込みがされた子牛について補給金が交付されているもの(1件 453万余円) (523ページ記載)

(6) 貸付金 3件 747万余円

＜貸付金の経理が不当なもの＞

○経済産業省

・小規模企業者等設備導入資金の貸付けにおいて、借主が、設備を無断で売却したり、貸付対象事業費より低額で設置したりして、これに係る国の貸付金相当額が貸付けの目的に沿わない結果となっているもの (386ページ記載)

(7) 不正行為 7件 1億0912万余円

＜現金が領得されたもの＞

○文部科学省

・国立大学の職員が、物品の発注等の事務に従事中、正規の調達を装ってパーソナルコンピュータ等の物品を発注し、国にその購入代金を支出させ、受領した同物品を転売するなどしたものの(1件 741万余円) (156ページ記載)

○厚生労働省

・労働局の職員が、予算執行事務に従事中、支出官等の決裁を受けることなく小切手等を作成し、自ら開設するなどした他人名義の金融機関口座に国庫金を振り込ませるなどして領得したものの(1件 2359万余円) (281ページ記載)

○国土交通省

・北海道開発局の職員が、図面作成等業務の発注事務に従事中、架空の業務を発注するなどして業務代金を領得するなどしたものの(1件 1118万余円) (441ページ記載)

○日本道路公団

- ・管理事務所の職員が、物品の発注等の事務に従事中、事務用消耗品等の購入を装ってパーソナルコンピュータ等を発注して自ら受領し、公団にその代金を支出させて損害を与えたもの(1件 1272 万余円) (469 ページ記載)

○核燃料サイクル開発機構

- ・職員が、本社及び事業所において、物品等の調達要求の事務に従事中、無断で契約の相手方に契約内容の変更を指示し、自らが使用する目的でパーソナルコンピュータ等を納品させこれを受領するなどして、機構に損害を与えたもの(1件 417 万余円) (501 ページ記載)

○日本郵政公社

- ・郵便局の職員が、歳出金の支払事務に従事中、郵便振替で払込みをするため交付を受けた歳出金を領得したもの(1件 115 万余円) (503 ページ記載)

○日本放送協会

- ・職員が、本部及び放送局において、番組制作費の支払決定に関する事務に従事中、知人と共謀し知人の銀行口座に番組制作費を振り込ませて領得するなどしたもの(1件 4888 万余円) (552 ページ記載)

(8) 不正行為・予算経理 2件 1111 万余円

<現金が領得されたもの及び会計経理が適正を欠いているもの>

○外務省

- ・在外公館において、現地職員が業者への支払のために預かった現金等を領得したり、副領事が自らを受取人とする小切手を振り出すなどして現金を領得したりしており、また、当該在外公館では、現金預金残高と帳簿残高とが一致していなかったり、現金預金残高の確認を十分行っていなかったりなどして、会計経理が適正を欠いているもの (108 ページ記載)

(9) その他 2件 6949 万余円

<介護給付費の支払が適切でなかったもの>

○厚生労働省

- ・介護保険における介護給付費の支払に当たり、介護サービスを提供する事業者において、個室又は2人部屋の提供により要介護者から特別料金を徴収している場合の減算を

して算定していないなど不適正な請求があったのに、これに対する審査点検が十分でなかったなどのため、31事業者に対する支払が適切でなく、これに係る国の負担が不当と認められるもの(1件 6337 万余円) (283 ページ記載)

＜補償費の支払が適切でなかったもの＞

○都市基盤整備公団

- ・送電線路等の移設補償費の支払に当たり、実際に要した工事費により補償費の精算金額を確定して支払うべきであるのに、工事予定金額により確定して支払っていたため、補償費の支払額が過大となっているもの(1件 611 万余円) (474 ページ記載)

3 収入支出以外のもの (計 24 件 3 億 1031 万余円)

省庁又は団体名	不正行為
内閣府(防衛庁)	1 ^件
日本郵政公社	22
日本放送協会	1
計	24

不正行為

24 件 3 億 1031 万余円

＜現金等が領得されたもの＞

○内閣府(防衛庁)

- ・陸上自衛隊の職員が、国有財産の維持及び保存の事務に従事中、権限がないのに立木を民間業者に伐採させ国に損害を与えたもの(1件 847 万余円) (72 ページ記載)

○日本郵政公社

- ・郵便局の職員が、郵便局で保管していた資金、預金者から預かった貯金証書を使用して交付を受けた通常郵便貯金払戻金、契約者から受領した保険料等を領得したもの(22 件 3 億 0083 万余円) (503 ページ記載)

○日本放送協会

- ・放送局の職員が、現金及び預金の出納事務に従事中、不正に現金を引き出すなどして領得したもの(1件 100 万円) (552 ページ記載)

(意見を表示し又は処置を要求した事項)

「意見を表示し又は処置を要求した事項」として計 11 件掲記した。

ア 会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を要求した事項

1 件

○外 務 省

・在外公館における出納事務の執行について

在外公館における出納事務の執行に当たり、歳入徴収官、資金前渡官吏及び検査員が自ら行うべき事務が当該者により行われていなかったり、資金前渡官吏の指揮命令下でない館員等が前渡資金の支払を行っているなど会計事務を補助する職員及びその事務の範囲が明確でないまま公金を取り扱われていたり、実際の現金の出納と現金出納簿への登記とが相違しているなど会計法令等に従った会計事務の処理が行われていなかったりしている事態が見受けられた。したがって、外務省において、内部統制、相互牽制を十分機能させ、会計法令等に従って適切及び適正に出納事務を執行するよう、在外公館における出納官吏等や補助職員が行うべき事務の範囲を明確にして徹底したり、出納事務に関する規定の見直しをするなどして在外公館を適切に指導監督したり、出納官吏等への研修等の措置を更に充実させたりするなどの処置を講ずる要があると認められる。

背景金額	122 億 1739 万円
(検査の対象とした歳入金及び前渡資金の 額)	

(114 ページ記載)

イ 会計検査院法第 36 条の規定により改善の意見を表示し又は改善の処置を要求した事項

10 件

(ア) 改善の意見を表示したもの

○独立行政法人科学技術振興機構

・文献情報提供事業について

科学技術振興機構では、内外の科学技術に関する文献情報の提供などを行う文献情報提供業務を行っており、同業務については、毎事業年度、損失が発生して累積欠損金が増こうしている状況となっていた。そこで、同業務で提供する各商品の収支等の状況や、収支改善計画に沿って業務を行うことにより収支が改善され累積欠損金の解消が見込めるかなどについて検査した。その結果、売上げの過半を占めるオンライン情報サービスにおいて、各商品ごとの費用収益が的確に把握されていないため、商品ごとに収支改善計画が策定できないものとなっていたり、策定された収支改善計画の見直しに当たって、事業収入が2箇年間も減少し続けているのに、収入の伸びを見込んだ収支改善計画を策定するなど、楽観的な見込みに基づいた計画を策定したりなどしている事態が見受けられた。したがって、科学技術振興機構において、利用者の需要動向等を的確に把握しその需要に即したサービスの開発、提供に努めるなどするとともに、提供する商品ごとの売上状況、収支状況、利用状況等を的確に把握するなどして、事業の実績を適切に反映するように収支改善計画を見直し、収益性の向上を図る必要がある。

背景金額	694 億 6956 万円
(平成 15 事業年度末文献情報提供勘定累積欠損金)	

(526 ページ記載)

(イ) 改善の処置を要求したもの

○文部科学省

・教員等個人あて寄附金の経理について(9 件)

国立大学法人化前の北海道大学ほか 8 国立大学において、所属する教員等が受けた教員等個人あての寄附金があらためて大学に寄附されず歳入に計上されていない事態が見受けられた。そして、法人化後の国立大学法人北海道大学ほか 8 国立大学法人では、当該寄附金を受け入れて適切に経理するための学内規程等が整備されていないなどの事態となっていた。しかし、国立大学法人においては、当該寄附金の目的となる教員等の職務上の教育・研究について事務上の管理責任があることなどから、教員等個人あての寄附金を適切に経理するため、教員等が教員等個人あての寄附金を受けたときはあらためて国立大学法人に寄附しなければならない旨を明確にして学内規程等を整備し、その周知徹底を図るなどの要がある。

背景金額	計 3 億 5112 万円
(平成 14、15 両年度において歳入に計上されていなかった寄附金の額)	

(157 ページ記載)

(本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項)

「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」として計 47 件掲記した。

○国会(国立国会図書館)

・物品・役務調達契約における契約事務について

物品・役務の調達に当たり、公正性、競争性及び透明性の確保についての検討や特定調達契約の手続についての理解が十分でなかったなどのため、競争に付すべきものを随意契約としていたり、契約内容の官報による公告・公示をしていなかったりして、契約事務が適切なものとなっていなかった。

背景金額	109 億 0515 万円
(適切な契約事務を実施する要があると認められた契約金額)	

(67 ページ記載)

○内閣府(防衛庁)

・アメリカ合衆国政府の有償援助による装備品等の調達に係る残余資金について

アメリカ合衆国政府の有償援助(FMS)による装備品等の調達に当たり、合衆国政府が業者との間の債務を見積もることによって同調達に係る前払金の精算が完了したものであって、その後の合衆国政府と業者との間の債務の精算額が見積額を下回って残余資金が発生しているのに、防衛庁において当該資金についての認識が十分でなく、その返還を受ける体制が整備されていなかったため、合衆国政府に対して返還を請求しておらず、歳入として国庫に収納していなかった。

(指摘金額 5億4686万円)

(73ページ記載)

・国際連合平和維持活動に伴う国際連合からの償還金について

国際連合平和維持活動(PKO)に自衛隊を派遣したことに伴う国連からの償還金について、国連から本邦の銀行に到着しているのに、遅滞なく歳入として国庫に収納する体制が整備されていなかったため、多額の償還金が長期間国庫に収納されずに滞留していた。

(指摘金額 20億2179万円)

(77ページ記載)

○総務省

・アナログ周波数変更対策業務の実施について

アナログ周波数変更対策業務の実施に当たり、放送機の改修等を行う送信対策において、放送事業者から提出される申請書にそれぞれの改修方法を採用する理由が明記されておらず、工事の内容及び費用が必要最小限のものとなっているかの審査が十分に行われていなかったなどのため、放送機の転活用を図るなど経済的な実施について十分な検討が行われていなかったり、受信アンテナ等の交換等を行う受信対策において、材料単価の算定に実勢販売価格を適切に反映させていなかったため、積算額が過大となっていたりしていた。

(指摘金額 2億1770万円)

背景金額	31億2064万円
(送信対策において転活用を図るなどの検討の対象となる放送機器費)	

(87ページ記載)

・物品の管理について

機械等の重要物品の管理に当たり、物品管理に対する認識が十分でなかったなどのため、物品管理法等の趣旨に沿った取得、処分等の手続が行われていなかったり、帳簿への記録等が物品の現況を反映した正確なものとなっていなかったりして、物品の管理が適正に行われていなかった。

(指摘金額 55億8310万円)

(96ページ記載)

○法 務 省

- ・増改築等工事に伴う建物等の国有財産台帳への価格登録について

増改築等工事で新設した収容棟などの建物及び工作物を国有財産台帳に登録するに当たり、請負金額のうち価格登録の対象となる費用の具体的な範囲について矯正施設に対する指導が十分でなかったことなどのため、台帳登録価格に登録すべき共通費を計上していなかったり、登録すべきでない解体費等を計上したりして、国有財産台帳への価格登録が適正なものとなっていなかった。

(指摘金額 9億9219万円)

(103ページ記載)

○外 務 省

- ・在外公館に配備された爆発物探知装置の活用について

在外公館に配備された爆発物探知装置について、ソフトウェアがインストールされていなかったり、警備担当者が装置の利用方法を十分習得していなかったり、在外公館において装置の利用の重要性や必要性に対する認識が十分でなかったりしたことなどのため、装置が活用されておらず、在外公館の安全を強化するという目的が十分に達成されていなかった。

(指摘金額 2億2249万円)

(128ページ記載)

○財 務 省

- ・合同宿舎の維持管理業務に係る委託費の積算について

合同宿舎の維持管理業務に係る委託費の積算に当たり、管理人が実際に管理している宿舎の戸数を積算基準に的確に反映させていなかったため、委託費の積算額が過大となっていた。

(指摘金額 6730万円)

(148ページ記載)

○文部科学省

- ・教育情報衛星通信ネットワークにおける送受信設備の活用等について

教育情報衛星通信ネットワークにおいて、送受信局の設置された教育センターで番組を制作し情報を発信することの意識や意欲が乏しかったり、受信局の設置された社会教育施設等で番組を有効活用するための取組を行っていなかったりなどしたため、送受信設備が十分活用されていないなどして、補助事業等の効果が十分発現していなかった。

(指摘金額 4億1067万円)

(164ページ記載)

- ・廃校等施設及びへき地教員宿舎の有効活用等について

廃校等となった公立の小学校及び中学校の学校施設並びに入居者のいないへき地教員宿舎について、市区町村等において、地域住民の共通の財産として有効に活用することに

ついで認識が十分でなかったことなどのため、全く活用されていなかったり、これらの施設の有効活用を促進する見地から簡素化された転用の手続及びその趣旨が周知されていないため、転用に当たりその手続が適切に行われていなかったりしていた。

背景金額	219 億 7151 万円
(活用されていなかったり、転用の手続が適切に行われていなかったりしていた廃校等施設及びへき地教員宿舎に係る国庫補助金)	

(170 ページ記載)

○厚生労働省

- ・国民健康保険の収納特別対策事業に係る特別調整交付金の交付について

国民健康保険の収納特別対策事業に係る特別調整交付金の交付に当たり、事業を適正かつ効果的に実施するための交付金の交付方法について十分検討していなかったなどのため、交付金の交付を受けた市町村において、滞納未然防止対策が進んでいなかったり、法令等に定める滞納者対策を的確に行っていなかったり、事業の実施が滞納発生後の滞納整理に偏っていたりして、交付金の交付が効果的なものとなっていなかった。

背景金額	44 億 0433 万円
(収納特別対策事業が効果的なものとなっていない市町村に対する特別調整交付金交付額)	

(288 ページ記載)

- ・医薬品等の購入に係る予算執行について

国立病院等における医薬品等購入費に係る予算の執行状況についての把握が十分でなかったなどのため、国立病院等において、医薬品等の購入に係る予算執行額が示達額の範囲内に収まるよう、納入させた医薬品等の一部について当該年度に行うべき支出負担行為等の会計事務処理を行わず、日付欄が空白の請求書を納入業者に提出させ、これに翌年度、適当日付を記入するなどして翌年度の予算から購入代金を支払っていて、会計経理が適正に行われていなかった。

(指摘金額 76 億 0126 万円)

(295 ページ記載)

- ・中小規模事業場健康づくり事業の実施について

中小規模事業場健康づくり事業の実施に当たり、健康測定の医学的検査に係る経費の支払をする際、同事業において負担する内容を明確にさせていなかったため、事業者の負担で実施されている定期健康診断の経費に含まれるとすべきである血液検査に係る経費を別途に支払うなどして、支払額が過大となっていた。(指摘金額 5472 万円)

(300 ページ記載)

○農林水産省

・緊急食糧支援事業費補助金の経理について

緊急食糧支援事業費補助金の経理において、実施要綱等で補助金に余剰が生じた場合に事業主体の会計の中で繰り越すこととするなどの規定が定められていたことなどのため、実際に要した経費ではなく、交付決定額と同額で額の確定を行い、差額について精算する手続を執っていなかったり、実施されていない支援について資金を造成して、補助金が事業の目的に沿っていなかったりして、その経理が適正を欠いており、多額の資金が滞留していた。

(指摘金額 64 億 5055 万円)

(338 ページ記載)

・農作物被害防止施設の設置について

生産振興総合対策事業等の実施に当たり、農作物被害防止施設の設置対象となる団地の定義を明確にしていなかったことなどのため、点在していて所定の農家戸数や受益面積の要件に合致しない農地に防霜ファンや防風網が設置されていて、作付けの団地化等を図るという事業の趣旨に沿わないものとなっていた。

(指摘金額 7 億 8897 万円)

(345 ページ記載)

・中山間ふるさと・水と土保全対策事業の実施について

中山間ふるさと・水と土保全対策事業の実施に当たり、具体的な事業内容等を明らかにした実施計画を策定していなかったり、事業を実施要綱に基づき適切かつ効果的に実施するという認識が欠けていたりしていたことなどから、事業に対する取組が十分でなく、造成した基金が有効に活用されておらず、また、事業量等に応じて基金を減額又は廃止するシステムがないことから、事業量が減少するなどした場合の基金の取扱いについて、適切な処置が執れるようになっていなかった。

背景金額	60 億 6976 万円
(基金を造成するために 24 道県に交付した国庫補助金交付額)	

(350 ページ記載)

・畜産環境総合整備事業等により整備したたい肥化施設の管理等について

畜産環境総合整備事業等により整備したたい肥化施設について、その整備目的を十分に認識していなかったり、利用状況を十分把握していなかったりしていたなどのため、家畜排せつ物が野積みされていたり、たい肥化施設が未利用又は低利用となっていたりなどして、補助事業の効果が十分発現していなかった。

(指摘金額 21 億 9994 万円)

(359 ページ記載)

・漁業共済事業の運営について

国が漁業者の共済掛金の一部を補助し、また、漁業共済組合の事務費を補助している漁業共済事業の運営において、共済組合から事務の委託を受けた漁業協同組合が、漁業者に異常の事象又は不慮の事故により生じた損失を補てんするための共済金を交付する際、共済組合から事務委託手数料を受領しているのに、共済事業に係る事務に要する費用に充てるなどとして当該漁業者から独自に手数料を徴収して、漁業者の漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資するという漁業災害補償制度の趣旨に沿わないものとなっていた。

背景金額	6 億 3983 万円
(制度の趣旨に沿わない手数料の徴収が行われていた共済金支払額に係る国庫補助金相当額)	

(365 ページ記載)

・土地利用型酪農推進事業における飼料基盤強化奨励金の交付について

土地利用型酪農推進事業における飼料基盤強化奨励金の交付に当たり、飼料作物の作付けを実施していない酪農経営者に対する奨励金の交付は飼料基盤に立脚した酪農経営を支援するものとはなっていないのに、交付要件の見直しを行うことなくこれらの酪農経営者を交付対象者とし続けていたため、奨励金の交付が事業の趣旨に沿ったものとなっていなかった。

(指摘金額 1 億 3997 万円)

(370 ページ記載)

○経済産業省

・技術開発関連補助事業における実績確認業務の実施について

中小企業者等が都道府県を通じて国庫補助金を受けて実施する技術開発関連補助事業について都道府県が行う実績確認業務において、実施時期が年度末に集中していることなどから、態勢強化を図る必要があるのに、関係部署の応援を求めるなど連携を図る対策が十分に執られていなかったり、検査マニュアル等に基づき確認事項の漏れ等がないよう総合的に業務を行うことについての認識が必ずしも十分ではなく、その活用について十分に検討されていなかったりしたことなどのため、実績確認業務の実施が適切なものとなっていなかった。

背景金額	17 億 0032 万円
(検査した 28 都府県に対して平成 14 年度に交付された技術開発関連補助事業に係る国庫補助金交付額)	

(389 ページ記載)

・石油製品品質確保事業における試買分析業務に要する経費の算定について

石油製品品質確保事業における補助対象経費の算定に当たり、給油所から購入した揮発油等の試料の分析業務に要する経費の算定方針を定めていなかったなどのため、疑義が生じた場合にだけ行う分析をすべての試料について行うことと想定しているなど、同業務の経費の算定が実態を反映しておらず、補助金の交付額が過大に算定されていた。

(指摘金額 4 億 6140 万円)

(396 ページ記載)

・出願適正化等指導事業等の委託契約における人件費の算定方法について

出願適正化等指導事業等の委託契約において、委託先の職員等は委託事業以外の複数の業務に従事する勤務体制となっているのに、人件費の算定方法が年間を通して委託事業に専念して従事する勤務体制を前提としていたことなどのため、委託事業に該当しない業務に係る分を含む当該年度中の基本給等のすべてを委託事業に係る支払実績額として人件費を算定していて、委託費が不経済となっていた。(指摘金額 1 億 5078 万円)

(399 ページ記載)

○国土交通省

・自動車損害賠償保障事業に係る定期分納者の債権管理について

自動車損害賠償保障事業において被害者に保証金を支払い代位取得した債権のうち、定期分納者に対する債権について、債務者の弁済状況等を適時適切に把握していなかったり、弁済が滞った債務者に対して弁済が滞った期間等を考慮した督促等を行っていなかったりなどして、その債権管理が適切なものとなっていなかった。

〔背景金額 372 億 1380 万円〕
〔平成 16 年 6 月末現在において弁済が滞っている定期分納者に係る債権〕

(442 ページ記載)

・廃棄物埋立護岸の整備事業における補助率の算定等について

廃棄物埋立護岸の整備事業の実施に当たり、廃棄物の受入計画に基づく補助率の算定について、算定方法の変更が考慮されていなかったり、埋立地の売却等により収益が生じた場合の補助金相当額の収益納付について、港湾管理者の関係書類の保存や収入支出の把握、整理が適切に行われていないため正確な収益計算ができなくなっていたりしていた。

〔背景金額 977 億 8097 万円〕
〔補助率の算定又は収益計算が適切に行われていなかった 10 港に対する国庫補助金交付額〕

(449 ページ記載)

・航空保安施設の予備品の積算について

航空保安施設の新設、更新等に伴い購入するレーダー装置等各種装置の予備品の積算に当たり、各種装置の製造実績単価を製造メーカーから提出させていなかったこと及び各種装置と予備品のそれぞれの積算担当部門間で単価についての連絡が十分でなく単価の比較検討が行われていなかったことのため、予備品の積算額が過大となっていた。

(指摘金額 8673 万円)

(456 ページ記載)

○環 境 省

・都道府県への施行委任により実施する国立公園整備事業における最低制限価格の設定について

都道府県が国からの施行委任を受けて国立公園整備事業を実施する場合には、国の会計法令が準用され、入札の際、最低制限価格を設定することができないのに、環境省が適切な指導を行ってこなかったなどのため、都道府県が最低制限価格を設定し、これを下回る価格で入札した業者を失格として排除して、契約額が割高となっていた。

(指摘金額 6312 万円)

(464 ページ記載)

○首都高速道路公団

・床組構造改築工事における炭素繊維シート貼付工の材料費の積算について

床組構造改築工事における炭素繊維シート貼付工の材料費の積算に当たり、設計図書等及び施工の実態を十分検討していなかったため、設計数量に対して生ずるシートの損失の割合を基に算定する割増係数が施工の実態等を反映したものとなっておらず、材料費の積算額が過大となっていた。

(指摘金額 3600 万円)

(470 ページ記載)

○都市基盤整備公団

・事務所等の清掃業務委託契約における契約事務について

事務所等の清掃業務の委託契約に当たり、公正性、競争性及び透明性の確保についての検討や特定調達契約の手続についての理解が十分でなかったなどのため、競争契約に付すべきものを随意契約としていたり、契約内容の官報による公示をしていなかったりして、契約事務が適切なものとなっていなかった。

背景金額	5 億 5921 万円
(適切な契約事務を実施する要があると認められた契約金額)	

(476 ページ記載)

○日本私立学校振興・共済事業団

・地方高等教育機関の活性化に係る特別補助について

地域の社会的要請にこたえる特色ある教育研究を実施している私立大学等に対する特別補助において、補助金額の算定方法が大学等における地域社会との連携・交流に対する取組姿勢の度合いを反映させるものとなっていなかったなどのため、特色ある教育研究の実施をより一層促進するものとなっていなかった。

背景金額	15 億 6292 万円
（検査した 38 学校法人（49 大学等）に対する地方高等教育機関の活性化に係る特別補助の補助金交付額	

（485 ページ記載）

○奄美群島振興開発基金

・延滞貸付金に係る保証債務の管理について

延滞貸付金に係る保証債務の管理に当たり、貸付金に係る債務が延滞した場合については事故報告書の提出事由として明確にされていなかったなどのため、延滞が相当期間継続しているのに事故報告書の提出が遅延していたり、債務者等の実態把握等が十分でなかったため、債務履行の正常化が困難となっていたものについて期限の利益を喪失させる事務処理に相当期間を要していたりして、金融機関に多額の未収利息が発生し、これについて代位弁済が行われていた。

背景金額	7841 万円
（延滞後 180 日で期限の利益を喪失させた とした場合との未収利息に係る代位弁済 額の開差額	

（495 ページ記載）

○独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構

・研究用機器等及び建物附属設備等の資産計上について

施設整備費補助金により取得した研究用機器等及び建物附属設備等の資産計上に当たり、資産の分類が一般的な会計慣行と異なるなどして、貸借対照表の有形固定資産の各資産項目の計上額及びこれに伴う減価償却累計額の算定が適正なものとなっていなかった。

（指摘金額 18 億 1760 万円）

（510 ページ記載）

○独立行政法人日本貿易振興機構

・FAZ 支援センターの運営について

輸入促進地域（FAZ）に設置した FAZ 支援センターの運営において、業務の重点が輸入促進から対日投資促進へと移行してきているのに運営方法についての検討が十分なされて

いなかったことなどのため、業務運営が重点業務に対応していなかったり、運営費用を賄う資金として第3セクターへ預託した保証金の債権保全が十分でなかったり、事前に第3セクターに支払ったセンターの建物の維持管理費用について実績額との開差の精算ができなかったりしていた。

背景金額	82億5056万円
(検査した7FAZ支援センターの設置に 要した金額)	

(540 ページ記載)

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

・新幹線施設の建設のため取得した残地の売却について

新幹線施設の建設のために取得した残地について、その売却に係る事務を新幹線の開業後に行い、また、売却は残工事期間中に行うこととしていて、新幹線施設の工事の進捗よく状況を踏まえて早期に残地の売却を図るための事務処理体制が整備されていなかったため、早期の売却が図られておらず、早期に売却した場合と実際との売却価格に開差が生ずることとなっているものがあつた。

(指摘金額 3600万円)

(548 ページ記載)

○北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社

・鉄道施設の改良・修繕工事における一般管理費の積算について

請負業者を特定して定期・計画的に発注する鉄道施設の改良・修繕工事における一般管理費の積算に当たり、施工管理上等の制約から複数の工事に分割している工事は1つの契約とみなして一般管理費率を算出しても支障はないのに、その取扱いの検討が十分でなかったため、個々の契約ごとの工事原価に応じた一般管理費率により一般管理費を算出して、積算額が過大となつていた。

(指摘金額 計8820万円)

(554 ページ記載)

・乗車券類等を発売するためのマルス端末装置の調達について

管内の駅等において乗車券類等を予約、発行等するための旅客販売総合システム(マルス)の端末装置の調達に当たり、マルス端末装置を構成する機器に類似した機能、品質を有している市販品や同形式の市販品があるにもかかわらず、マルス端末装置はすべての機器が特別な仕様であり、セットとしてしか調達できないなどとして、市販品を考慮せずに調達の基準価格を設定していたなどのため、調達額が割高となつていた。

(指摘金額 計7805万円)

(560 ページ記載)

○東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社

・研究開発に係る試験研究費の附帯事業への配賦について

研究開発に係る試験研究費の配賦に当たり、一部の分野の研究開発のテーマに附帯事業として商用化することが可能であるものが含まれてきていて、研究開発の成果を附帯事業に活用しているのに、配賦基準の見直しが行われていなかったため、当該分野に係る試験研究費の全額が電気通信事業に配賦されていて、附帯事業の損益の状況が適切に表示されないこととなっていた。

{	背景金額	東日本電信電話株式会社	4億4475万円
		西日本電信電話株式会社	4億7098万円
		(試験研究費の配賦基準の見直しにより増 加した営業費用)	

(565 ページ記載)

○東日本電信電話株式会社

・建物等への入館・入室を管理する業務の委託について

建物等への入館・入室を管理する業務の委託に当たり、清掃業務等のため入館・入室することができる者の登録が当該清掃業務等の実態等に即したものとなっていなかったため、過大な登録人数に基づき費用を算定していて、委託費が不経済となっていた。

(指摘金額 3930万円)

(569 ページ記載)

○西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

・社員食堂で使用する物品の賃借料について

社員食堂で使用する物品の賃借に当たり、法定耐用年数経過時に引き続き使用に耐え得ると判断した物品については買い受けることができることとされているのに、これを行わず法定耐用年数経過後も継続して賃借していたため、賃借料の支払が不経済となっていた。

(指摘金額 計6220万円)

(573 ページ記載)

○西日本電信電話株式会社

・インターネット接続サービスに係る加入者収容パッケージの購入について

インターネット接続サービスに係る加入者収容パッケージの購入に当たり、ビジネスタイプで使用するために搭載したパッケージで加入者がおらず使用されていないものが多数あるのに、これを他のサービス種別に転用することとしていなかったため、パッケージの購入費が不経済となっていた。

(指摘金額 4140万円)

(577 ページ記載)

・建物等への入館・入室を管理する業務の委託費の算定について

建物等への入館・入室を管理する業務の委託費を算定するに当たり、業務の実態に基づいて1ゲート当たりの作業件数を見直していなかったり、深夜割増しの趣旨等を十分理解しないまま労務費を算定していたりしたため、費用を過大に算定していて、委託費が不経済となっていた。

(指摘金額 5610万円)

(581 ページ記載)

○株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

・無線基地局と交換局を接続する専用回線に係る契約について

第2世代携帯電話用及び第3世代携帯電話用の無線装置を併設し、交換局の交換機との間の接続にそれぞれの専用回線を使用している無線基地局において、関係部門間の連絡調整が十分に行われていなかったことなどのため、技術的な条件を満たしていたのに回線が集約されておらず、専用回線に係る使用料金が不経済となっていた。

(指摘金額 5640万円)

(586 ページ記載)

(特に掲記を要すると認めた事項)

「特に掲記を要すると認めた事項」として8件掲記した。

(1) 海上自衛隊舞鶴航空基地及びSH-60J型哨戒ヘリコプターの活用について

防衛庁では、京都府舞鶴市に所在する海上自衛隊舞鶴地区に、海上自衛隊で日本海側唯一の航空基地となる舞鶴航空基地を平成13年3月に開設している。また、7年11月に決定された「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱」等において舞鶴地方隊が受け持つ警備区域にも沿岸哨戒ヘリ部隊を編成することとされ、沿岸哨戒ヘリ部隊が保有する哨戒ヘリSH-60Jの調達を舞鶴の同部隊に必要とされている7機を含め15年度までに完了している。そこで、同航空基地及び調達済のSH-60Jについて検査したところ、同航空基地は、防衛庁が、地元に対し艦載ヘリ支援基地として使用すると説明して基地整備を進めてきた経緯を考慮してきたなどのため、沿岸哨戒ヘリ部隊が編成されておらず、また、舞鶴の同部隊分の哨戒ヘリ7機は、遠隔地の他の航空部隊で保有されていて、有効に活用されていない状況となっていた。そして、同航空基地は、最大12機までのヘリに対応可能な規模を有しているのに対し、実際のヘリに対する支援状況は、平均で1日当たり約4機となっていて、沿岸哨戒ヘリ部隊の編成にも対応可能であるなど、より多くのヘリの運用に対応できる規模を有していると認められた。したがって、防衛庁においては、今後の防衛力の在り方を踏まえ、防衛力の整備に資するものとなるよう、地元に対して協力を要請するなどして、舞鶴航空基地及び調達された哨戒ヘリを有効に活用するために必要な措置を講ずることが望まれる。

〔背景金額 663億円〕
〔航空基地の施設整備費等の額及びヘリコプターの調達額〕

(591 ページ記載)

(2) 国営かんがい排水事業及びこれに関連する附帯事業の実施について

農林水産省では、農業生産性の向上等を図ることを目的として、基幹的な農業用排水施設等の整備を行う国営かんがい排水事業を実施しており、これにより整備された幹線用排水路等に接続する用排水路等の整備等が都道府県等の事業主体によって附帯事業として実施されている。これらの事業の実施状況等について検査したところ、事業完了後5年以上経過している国営事業36地区において、附帯事業の進ちよくが大幅に遅れている地区のほか、社会経済情勢の変化等により、受益農家が事業参加に消極的となっていて、未だ受益農家からの実施の申請がない附帯事業の未着手地区が多数存在しており、中には事業実施の見通しが立っていない地区も見受けられた。このような状況で推移すると、かんがい排水事業全体としての効果の発現までには、なお相当の期間を要するばかりでなく、投資効率が低下したり、国営事業で予定していた事業効果が発現される前に基幹的施設が老朽化し更新事業が実施される地区が増加したりすることも懸念される。したがって、農林水産省及び地方公共団体においては、附帯事業の継続地区については引き続き予算の重点配分に努めるとともに、再評価システムを活用して事業の継続・中止等の方針を決定し、未着手地区については他の事業を活用して整備を促進したり、受益農家の意向を踏まえて段階的な整備を一層推進したりなどして、事業効果の早期発現に努める必要がある。また、農林水産省においては、事業実施の見通しが立っていない未着手地区については、地方公共団体と連携を図り、国営事業完了地区のフォローアップ調査等を実施する際に未着手地区における諸課題を把握し、受益地の見直しなどを弾力的に行い、農業用水及び基幹的施設の有効的な利活用を図ることが望まれる。

背景金額	7112 億円
(事業完了後5年以上経過しているのに附帯事業の未着手地区がある国営事業に要した事業費)	

(596 ページ記載)

(3) 特定優良賃貸住宅供給促進事業の実施について

特定優良賃貸住宅供給促進事業は、中堅所得者等のための居住環境が良好な賃貸住宅の供給の促進を図ることを目的として、平成5年度より実施されている。同事業により供給された優良賃貸住宅の空家状況等について検査したところ、低金利等住宅を取り巻く環境が変化する中、持ち家取得の傾向が強まっていたり、周辺の賃貸住宅の家賃相場下落により家賃の割安感が薄れていたりなどしていることから空家が多数発生し、空家率は10.9%となっていて、中には新築後3年以上経過しても一度も入居の実績がない住戸も見受けられた。一方、国土交通省においては、家賃方式の変更を可能としたり、公営住宅等への転用を可能としたりするなど、各種の対策を執ったところであるが、空家の解消等には、国土交通省や地方公共団体の努力のほか、所有者等の理解と協力が必要である。したがって、所有者等の理解と協力の下、国土交通省においては、上記の対策が

十分講じられるよう都道府県等に対し周知徹底を図るなどとともに、地方公共団体においては、長期にわたり空家となっている住戸について適切な対応をとるなど、優良賃貸住宅の管理等のより一層の適正化を図ることが望まれる。

〔背景金額 95 億円〕
 (検査した 25 都道府県において供給された優良賃貸住宅のうち 1 年以上空家となっている戸数に要した建設費補助金)

(620 ページ記載)

(4) 橋りょうの耐震化対策の実施状況について

国土交通省では、地震時に救助活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要な輸送等の安全を確保するため、既設の橋りょうの耐震性を向上させる耐震補強工事等を実施している。一方、地震防災対策上特に重要となる緊急輸送を確保するための道路とされている緊急輸送道路が震災時にその機能を果たすためにはネットワークとしての耐震性が確保されることが必要となることから、各種の防災計画においては、緊急輸送道路ネットワークの耐震化を重点的かつ計画的に推進するとしている。そこで、緊急輸送道路内の橋りょうの耐震補強工事の実施状況及び推進体制等について検査したところ、橋脚補強及び落橋防止構造等の耐震補強工事が完了した橋りょうの割合は、緊急度の高いこ線橋等が直轄事務所 38.8%、都道府県等 38.0%、緊急度の高い河川橋が同 16.3%、18.0%などであり、また、関係機関との調整、連携等の枠組みが十分でないなど、地震発生時において、地震の規模等によっては、災害対策の円滑な実施を図るための緊急輸送道路としての機能が十分に発揮できなくなるおそれがあると思料される状況が見受けられた。したがって、国土交通省において、各地域における橋りょうの耐震化についての具体的な中長期計画等を定め、関係機関との調整、連携等の枠組みを強化するなどとともに、都道府県等の橋りょうの耐震化の進ちよく状況を適時適切に把握し、防災計画に基づく緊急輸送道路の耐震化の推進が円滑に行われるよう、必要な措置を講じ、緊急輸送道路ネットワークに耐震化の効果が早期に現れるように、橋りょうの耐震補強を計画的、効果的に実施することが望まれる。

〔背景金額 2334 億円〕
 (検査した 57 直轄事務所及び 59 都道府県等が管理する橋りょうの平成 7 年度から 15 年度までの耐震補強工事に係る国費の額)

(634 ページ記載)

(5) 高規格堤防整備事業の実施について

国土交通省では、計画規模の洪水による災害を未然に防ぐため、従来から一般河川改修事業等を実施している。一方、人口、資産の集中、さらには中枢機能の集積の著しい東京、大阪等大都市地域の 6 河川においては、計画規模の洪水を上回る超過洪水等に対して、破堤による壊滅的な被害を回避し、治水安全度の向上を図ることなどを目的とし

て、通常堤防より大幅に広い幅員をもつ高規格堤防の整備事業を実施している(昭和62年度～平成15年度の事業費累計4965億円)。この6河川の高規格堤防要整備区間における一般河川改修事業等及び高規格堤防整備事業の進捗状況を調査したところ、通常堤防の整備については、完成堤防57.3%、暫定完成堤防26.1%、未完成堤防及び未施工16.4%となっていて、治水上、早期の完成が望まれる状況となっている。そして、高規格堤防の整備については土地区画整理事業等との共同事業により実施する方法がとられていることなどから、想定被害額の大きい箇所について連続的、集中的に実施される状況とはなっておらず、想定被害額に対応したものとはなっていない面が見受けられた。また、市街化調整等区域においては、共同事業の実施がほとんど期待できない状況となっていた。したがって、国土交通省において、6河川においては、一般河川改修事業等の一層の進捗を図り、高規格堤防整備事業の計画策定に当たっては、一般河川改修事業等の進捗を踏まえつつ、治水上重要な箇所において整備をより一層重点的に実施するなど、地区ごとの位置付けを明確にしていくよう、沿川自治体に働きかけること及びその実施に当たっては、土地区画整理事業等が治水上重要な箇所において進展するよう、種々の方策を沿川自治体等と協議、検討し、市街化調整等区域については治水上重要な箇所について事業が進展するよう農業関係機関等を交えるなどして整備手法の一層の協議、検討を進めることなどの方策を講ずることが望まれる。

背景金額	4965億円
(高規格堤防整備事業費の累計)	

(656ページ記載)

(6) 小企業等経営改善資金融資制度の実施状況について

小企業等経営改善資金の融資は、商工会議所等の推薦団体が小企業者等に対して実施する経営指導を国民生活金融公庫が金融面から補完するため、無担保・無保証人、低利で貸付けを実施するものである。公庫は、専ら推薦団体から提出された推薦書等に記載された事項により融資の最終判断を行っている。そこで、調査したところ、推薦団体の経営指導員が虚偽の内容を記載した推薦書等を作成していたものや、事実関係からみて推薦時の審査が十分でなかった可能性のあるものが見受けられた。また、中小企業庁では、貸付事故の防止のために、日本商工会議所等に通達を発し注意を喚起しているが、この趣旨が推薦団体に十分浸透していない面もある。そして、本件融資については、ここ数年100億円を超える償却を行っており、経済情勢の推移により今後も多額の償却が生じた場合、本件融資に係る収支において赤字が継続することが懸念される。については、公庫は、必要に応じて直接申込者から追加資料を徴するなどして、申込者の経営状況等を的確に把握できるように努めるとともに、関係機関が定期的に情報を交換するなど連携を図り、貸付事故防止のための有効な改善策をより適切に実施できるような体制の整備を図るなど対策を強化して、不適正な貸付けの発生防止に努め、もって公庫の本件融資の収支を改善することが望まれる。

背景金額	756 億円
(平成 15 年度末延滞債権額及び 14、15 両 年度貸付金償却額の合計)	

(677 ページ記載)

(7) 中小企業信用補完制度における保証審査等について

信用保証協会では、中小企業者の金融機関からの借入れについてその債務を保証する信用保証を、また、中小企業総合事業団信用保険部門では、協会の行う債務保証を包括的に保険する信用保険を実施しており、これらは併せて中小企業信用補完制度と呼ばれている。そして、協会の保証審査においては、粉飾決算、融通手形操作、税金等滞納及び高利借入を行う中小企業者については企業倒産のリスクが高いことなどから原則として保証しないこととしている。しかし、検査したところ、協会の保証審査において粉飾決算等が把握できずに保証が行われ、その後、当該企業が倒産等に至り、保険事故により事業団から協会に保険金が支払われたものが見受けられた。協会が管理するデータだけでは正確な事実の把握には限界があり、保証審査の充実のためには、企業の経営内容の情報を的確に把握できる立場にある金融機関に対し、事前審査の充実や情報提供等に関して協力を求めることが必要となってきた。そして、事態を抜本的に打開するためには、金融機関のリスク分担の問題を含めて、信用保証制度のあり方にまで踏み込んだ検討が必要であり、なお相当の期間を要するものと認められるが、当面、中小企業庁等においては、制度の趣旨に沿った適切な運用を図るべく、協会に対し、保証審査の一層の充実を図るため、審査能力の向上を図り、もって審査機能を高めるよう関係機関の協力を得るなどして指導、助言等を行うことが望まれる。

背景金額	820 億円
(検査の対象とした事業団の信用保証協会) に対する保険金支払額	

(693 ページ記載)

(8) 地方都市開発整備事業の実施について

地域振興整備公団は、大都市及びその周辺地域以外の地域で地方都市開発整備事業を実施してきたが、特殊法人の整理合理化により、平成 16 年 7 月以降、新規事業は行わないこととされ、これまでの事業は都市再生機構に承継された。そこで、公団がこれまで 20 地区で実施した同事業について検査したところ、事業実施中の 16 地区では、事業資産の合計額が多額に上っており、今後も事業完了まで大量の宅地を譲渡していく必要があるが、地価の下落が続いている状況下では事業の長期化は事業収支の悪化要因となることから一層機動的な運営が必要となっている。また、20 地区の宅地譲渡の進ちょく状況及び事業の採算性等についてみると、事業開始後 20 年以上経過してなお多くの譲渡予定面積が残っていて事業効果の発現が著しく遅延している地区が見受けられたり、譲渡価格が原価を大幅に下回っているなどして多額の損失の発生が見込まれたりする地区が見受

けられ、現状の地価水準が今後も継続する場合、事業全体の採算性を確保することが困難となり、多額の損失を生じるおそれがある。したがって、機構においては、①事業効果の発現が遅延している地区については、土地利用種別の変更等を検討し、地方公共団体の協力を求めたり、宅地譲渡方法の多様化に努めたりすること、②多額の損失が見込まれる地区については、事業内容の見直しや事業費の削減に努めるなどして見込まれる損失の軽減を図ることなどにより、街並みの熟成を図りつつ、早期にかつ計画的に譲渡が完了するよう努めることが望まれる。

背景金額	2915 億円
(地方都市開発整備事業を実施中の 16 地区における平成 15 年度末の宅地等事業資産の額)	

(712 ページ記載)

3 第4章の「特定検査対象に関する検査状況」の概要

第4章の「特定検査対象に関する検査状況」に掲記したものは次の20件である。

(1) 都道府県警察等における捜査費及び活動旅費の経理について

平成15年末以降、一部の都道府県警察等における捜査費及び旅費についての告発等を受けて警察当局による内部調査が行われた結果、不適正な経理が行われていたとの中間報告等がなされ、16年末を目途に、道県警察全体についてなお調査が継続して行われている状況にある。そこで、都道府県警察等の捜査費及び活動旅費の経理について支払のための手続や内容及び使途等に着眼して、重点的に検査を行った。

捜査費の経理について、秘匿性の要件を利用して慣行的、組織的に不適正な会計経理が行われていたことは極めて遺憾であり、その事態の重大さに鑑み、厳正な対処が望まれる。特に、会計実地検査の際、組織的に虚偽の領収書等を用いて説明が行われたり、その後の説明のために資料が偽造されたりしたことは極めて憂慮すべき事態であり、この重大性を認識して、警察が説明責任を果たし得る健全な体制であるか内部監査などにより点検する必要がある。また、領収書等の証拠書類等が保存期限内に廃棄されていた事態等を踏まえ、会計書類の徴取や保管・管理の体制の整備を図ることが肝要である。

警察庁においては、不適正経理の発覚以来、改善策を講じてきたが、今後、警察庁における事態の全容解明と原因究明、さらにこれらを踏まえた上での再発防止策の構築が必要であり、本院としても引き続き捜査費等に関する検査を実施し、警察当局において調査中の事案についてもその調査結果の報告を踏まえた上で内容を検証していくこととする。

(729 ページ記載)

(2) 株式会社りそな銀行及び株式会社足利銀行に対する金融危機対応措置の実施について

りそな銀行の前身である大和及びあさひ両銀行並びに足利銀行に対しては、平成10年3月以降、公的資金による資本増強措置が実施されてきたが、りそな銀行及び足利銀行の財務状況が悪

化し、15年度においてそれぞれ預金保険法に基づく金融危機対応措置が実施された。この措置によりそな銀行に関しては普通株式等の引受けのため再び公的資金(1兆9600億円)を使用することとなり、足利銀行に関しては16年6月時点で公的資金は使用されていないが、同銀行の持株会社であるあしぎんフィナンシャルグループが資産の大部分を失い、過去に使用した公的資金(優先株式分1050億円)のき損が避けられない状況となった。

今回の金融危機対応措置が実施されるまでの間、金融庁では大和及びあさひ両銀行並びに足利銀行に対し経営健全化計画の見直しを行わせるなどの監督上の措置を講じてきたが、各銀行において経営の健全化に向けた取組が十分行われていたとは言い難い面もあった。

今後、金融庁及び預金保険機構では、取得したりそなホールディングスの株式等の価値が保全され、公的資金を使用した効果が最大限発現されるよう経営健全化計画の履行状況等に十分に留意していく必要がある。また、足利銀行については今後予定されている資金援助等においてコストの最小化が図られるよう、資産の管理や経営に関して適切な措置を講ずる必要がある。

さらに、足利銀行の場合、自己査定による償却・引当額と金融検査による償却・引当額が大きくかい離していた。自己査定及びそれに基づく償却・引当てが適切に行われない状況では、早期是正措置の発動が適切になされず結果として公的資金がき損したり、公的資金による資本増強措置の効果が十分に発現しなかつたりするおそれがある。金融庁においては、資本増強措置を受けている他の金融機関について、自己査定及びそれに基づく償却・引当てが適切に行われるよう対処する必要がある。

また、預金保険機構及び整理回収機構が保有するあしぎんフィナンシャルグループの優先株式等については、今後、同会社の会社更生手続の結果如何によりそのき損額が確定することから、株主として関与する両機構では、国民負担の回避という観点から、適切に対応する必要がある。

(747 ページ記載)

(3) 政府開発援助について

政府開発援助について、外務省等の援助実施機関に対して検査を行うとともに、13箇国の102事業について現地調査を実施した。その結果、無償資金協力において乾期畑作のかんがい面積拡大の進ちょくが遅れていたり、かんがい用水路等の一部が洪水により崩壊して機能が十分に活用できていなかったり、技術協力プロジェクトにおいて移転された鉱山公害防止管理技術が十分に活用されていなかったりなどして、援助の効果が十分発現していないと認められるものがあった。また、ノン・プロジェクト無償資金協力において供与された資金等の一部が相当期間使用されないまま残っているなどの事態が見受けられ、円借款事業において事業効果発現を妨げる要因等を検討しモニタリングを効率的に行うなど留意すべき点があると認められるものがあった。したがって、我が国援助実施機関においては、状況を的確に把握するなどして、相手国政府等に対して適時適切な助言を行うなどの要がある。

さらに、外務省が実施するNGO補助事業において、学校施設の建設のうち、補助対象の建設工事等は行われたが、残りの工事が中断したため施設が完成しておらず、事業の効果が十分発現

していないと認められるものがあった。したがって、外務省においては、事業の効果が十分発現するよう NGO に対し、事業が完了するまで適時適切な指導又は助言等を行う必要がある。

(796 ページ記載)

(4) 租税特別措置(社会保険診療報酬の所得計算の特例)の実施状況について

租税特別措置は、特定の政策目的を実現するために、公平・中立・簡素という税制の基本理念の例外措置として設けられているものであり、また、厳しい財政状況の下で減収をもたらすものである。そこで、社会保険診療報酬の所得計算の特例(平成 15 年度における減収見込額 220 億円)について、その適用状況、検証状況及び課税の執行状況について検査したところ、①適用状況については、医業又は歯科医業を営む個人における適用率は 38.6%であり、特例適用者の平均所得金額(特例適用前)は特例非適用者の平均所得金額を大きく上回っていた。そして、特例適用者の平均概算経費率と平均実際経費率との差は 18.3%、平均軽減税額は 139 万余円であるが、各特例適用者の軽減税額には大きな開差が認められた。②検証状況については、税制改正の要望の際の検証では、厚生労働省は、限られた既存の資料に基づいて政策効果等の検証を行い、特例存続の要望書を提出していたが、この検証には、減税見込額の算定などに課題等が見受けられた。また、政策評価による検証では、厚生労働省は特例を評価の対象とはしていなかった。厚生労働省においては、特例の検証について、より一層内容を充実し、政策の実効性を高めていくとともに国民に対する説明責任を果たしていくことが望まれる。財務省においては、関係省庁に対して要望書における検証等について指導するなどとともに、特別措置について今後とも十分に検証していくことが望まれる。③課税の執行状況については、特例を適用した場合の青色申告特別控除額計算の誤りなどが多く見受けられた。国税庁においては、特別措置に係る課税の執行について、より適正に行うことが望まれる。

(821 ページ記載)

(5) 国立大学病院及び国立病院における寝具の賃貸借等契約に係る入札談合について

8 都府県に所在する国立大学病院、国立病院等における寝具賃貸借等契約について、公正取引委員会は、関係業者が入札談合を行ったとして、平成 13 年に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(独占禁止法)に基づき勧告を行い、関係業者は、これを応諾し、課徴金の納付命令を受けた。

近年の入札談合に係る損害賠償請求訴訟の状況を見ると、裁判所の職権により損害額を認定した判例の蓄積が進んできており、また、本件勧告に係る地方公共団体の過半では、受注者に対して損害の賠償請求を行っており、受注者はいずれもこれに応じている。このような状況を踏まえ、入札談合によって被った損害の回復を図る要はないか、入札談合に対する有効な対応策は執られているかなどに着眼して、本件勧告等に係る 4 国立大学病院及び 36 国立病院のうち、4 国立大学病院及び 6 国立病院(これらの病院における課徴金納付命令対象契約 31 件 7 億 9593 万円)を検査した。

検査したところ、これらの病院では損害が発生しているという認識がないことなどから本件勧告等の対象となった業者に対して損害賠償請求を行っておらず、また、国立大学では入札談合に対する賠償金についての特約条項を契約書等に明記していない状況であった。したがって、16年4月に法人化された国立大学及び国立病院においては、近年の判例や地方公共団体における状況等を十分に把握・認識し、本件入札談合において被ったと認められる損害額について、その回復を図ることの必要性を検討すること、また、法人化後の国立大学においては、入札談合があった場合は賠償金を支払うよう受注者に義務付ける旨の特約条項を契約書に設けるなどの措置を講ずることが望まれる。(838 ページ記載)

(6) 介護保険制度の実施状況について

介護保険制度は、平成12年4月の制度開始以来、多額の国庫負担金等が交付されており、12年度から14年度までの第1期事業運営期間が終了したこと、介護保険法が定める5年ごとの介護保険制度全般にわたる見直しの時期を迎えていることなどから、全国の市町村における介護保険制度の実施状況等について検査した。

その結果、厚生労働省において、市町村を指導することとされている都道府県に対する助言等に関し、①低所得者に対して保険料の全額を免除しているなど被保険者の公平な費用負担という原則を遵守していない市町や介護保険財政に不足が生じた場合の支援策として設けられている財政安定化基金を活用しないで一般財源から繰入れを行っている市町村に対する介護保険財政の健全な運営のための指導の実施、②被保険者自らの選択による介護サービス利用の実現のための多様な介護サービス事業者の参入促進策等の実施、③都道府県や市町村における介護サービス事業者に対する介護給付費の点検業務の強化や指導など介護給付費適正化のための支援の実施、④高齢者が自立した生活を営めるよう介護予防等に関する事業を行っている在宅介護支援センターが十分に本来業務を実施できる体制づくりや、介護予防や生活支援に有効と考えられる各種の事業の推進、⑤第1期事業運営期間における介護保険の実施状況や都道府県、市町村における評価及び介護保険制度等に関する市町村の意見を踏まえた介護保険制度全般にわたる見直しの実施に留意していくことが望まれる。(846 ページ記載)

(7) 国民年金事業の実施状況について

国民年金事業については、平成12年度以降、従来市区町村が行っていた事務を国が直接執行するなど、その体制が大きく変更されている。そこで、市区町村等から国民年金事務の移管が適切に行われているか、事業運営が適切に実施されているか、その結果としての国民年金制度の現状はどのようになっているかなどに着眼して検査した。その結果、被保険者の適用に関する事務については、第2号被保険者資格喪失者で第1号被保険者の資格取得届等の届出が行われていない者(未届者)に対する被保険者資格の職権適用は一部の社会保険事務所等でしか行っておらず、基礎年金番号による管理が行われていない被保険者(未加入者)については社会保険事務所等で住民基本台帳等と国民年金原簿との突合ができず、届出をすべき事由が発生した者が把握できない

ため、届出の勧奨すらできない状況となっていて、相当数の未届者及び未加入者が存在していると考えられる。また、保険料に関する事務については、電話番号情報の不明者が多く電話納付督促の実施率が低いなど納付督促が未納者全員に速やかに行えなかったり、他の納付督促と連携がとれなかったりなどしていて効率的とはいえない状況となっている。そして、未納者数は年々増加している状況となっており、また、受給資格の状況については、現在被保険者である60歳未満の者について、未納期間により老齢基礎年金の受給資格がないと認定される件数が相当数存在していると推測される状況である。さらに、国民年金事業の収支状況については、被保険者数は増加しているが、未納者が増加したことなどから、保険料収入は増加しておらず(15年度の保険料債権5兆1029億円、うち収納済額1兆9626億円、時効による不納欠損額8475億円、未納保険料2兆2926億円。保険料収納額割合38%)、14年度から国民年金勘定積立金から補足せざるを得ない状況となっている。このように、未届、未加入及び未納が増加すると、公的年金の受給権を得られない者等が増加し、また、基礎年金の給付に要する費用の負担は、保険料納付者だけではなく他の被用者年金の保険者の負担の増大をも招く結果となる。

したがって、厚生労働省及び社会保険庁において、多数の無年金者が生ずることのないようにするとともに、保険料収納額等の増大を図るため、被保険者資格の職権適用を行うようにすること、状況に応じた納付督促を行える体制を整備し、保険料の徴収を効率化することについて検討するなどして適切な事業運営を図ることが望まれる。(872ページ記載)

(8) 公共工事の多様な入札・契約制度、特に総合評価落札方式等の民間の技術力を活用する方式の導入状況について

公共工事の入札・契約制度については、透明性・客観性及び競争性を確保しつつ、品質の確保、コスト縮減等を図るため、一般競争入札等の新入札制度や総合評価落札方式等の民間技術力活用方式の導入が求められていることから、国土交通省及び農林水産省が所管する直轄、公団等、都道府県等の公共工事におけるその導入状況等について検査した。その結果、新入札制度の導入等についてはおおむねその拡大が図られてきているものの、民間技術力活用方式については、公団等及び都道府県等においては、未だ低調となっている。一方、両省においては、民間技術力活用方式の導入は図られてきているが、入札参加者の選定過程においてより多くの優れたVE提案を活用するための方策や、総合評価落札方式における評価項目の選定、予定価格への総合評価管理費の計上方法等について課題が見受けられた。

したがって、両省、公団等及び都道府県等においては、引き続き新入札制度の導入等の拡大に努めるとともに、両省においては、①民間技術力活用方式のうち入札時VE方式等を実施するに当たっては提出されたVE提案の内容を十分活用できるような体制とすること、②総合評価落札方式については評価内容の拡充に努め、総合評価管理費を計上する工事の実施事例の増加及び多様化を図ること、また、公団等及び都道府県等においては、①民間技術力活用方式の導入が図られていない発注者については、導入初期の方式としてなじみやすい契約後VE方式の導入を早急

に図ること、②国土交通省の事例集等の内容を徹底するなど民間技術力活用方式の導入に向けた意識改革に努め、試行等を通じてその導入に努めることなどにより、多様な入札契約制度の導入を図っていくことが望まれる。(915 ページ記載)

(9) 国有林野事業の抜本的改革の実施状況について

林野庁では、国有林野事業の危機的な財務状況に対処してその財政の健全性を回復するとともに、国有林野を将来にわたって適切かつ効率的に管理経営する体制を確立するため、平成 10 年 10 月から抜本的改革を開始し、15 年度末までの期間において集中的な改革に取り組んできた。そこで、その実施状況について、特に財務状況の改善に寄与するものとなっているかに着目して検査したところ、改革の実施状況については一定の進捗が認められ、財務面においては、人件費が大幅に減少したことなどにより新規借入金が大幅に減少するなどの成果も見受けられた。一方、林産物の売払収入等の自己収入が減少していることなどもあって、11 年度以降においても毎年度 400 億円を超える損失を計上しており(15 年度末繰越欠損金 1973 億円)、現在までのところ損失の大幅削減という財務構造の改善には至っておらず、財政の健全化という面から見ると、改革の努力は、木材市況が低迷していることもあって必ずしも十分な成果に結び付いたとは認められない状況である。

国有林野事業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあるが、公益的機能を重視する立場から引き続き適切に運営していく必要があること、今後とも一般会計からの多額の繰入れが見込まれること、累積債務の償還に向けて引き続き財政状況の改善が要請されていることなどから、業務の委託化を一層推進することなどにより、より効率的、効果的な事業運営が行われることが望まれる。(964 ページ記載)

(10) 産業再配置促進費補助金について

産業再配置促進費補助金は、工業の集積の高い地域から低い地域への工場の移転等、工業の再配置を促進することなどを目的として交付されるもので、工業と地域社会との融和を図る上で一定の役割を果たしてきたと考えられる。一方、本件補助制度は、昭和 48 年度の発足以来 30 年が経過し、国土開発や工場立地をとり巻く環境は大きく変化している。これらを踏まえ、本件補助金の役割や成果を検証するとともに、工場立地等に対する企業や地方公共団体等の動向、工業再配置に係る各種施策のその後の状況等について検査した。

検査したところ、本件補助金の交付実績は、平成 14 年度までの累計では 1266 億円となっているが、この間、昭和 50 年をピークとして減少傾向が続き、本件補助金以外の工業再配置関連施策はほぼ終了している状況となっている。また、新たな工業再配置計画は、前計画の終了後未だに策定されていない状況である。さらに、制度発足当初に比べ工場誘致に力を入れる地方公共団体が増加するなど、工業再配置に対する住民、企業、地方公共団体それぞれの意識や対応には変化がみられる状況となっている。

したがって、本件補助金は、関係各方面の意見等も踏まえつつ、その有効性について十分検討

するとともに、各種の施策・事業をより効率化・重点化する観点から、適切な評価を行い、今後の経済産業省における地域経済施策に反映させていくことが肝要である。(990 ページ記載)

(11) タウンマネジメント機関(TMO)による中心市街地の商業活性化対策について

中小企業庁では、中心市街地における商業等の活性化を図るなどのため、中小小売商業高度化事業を平成10年度から実施しており、この事業の推進主体として認定を受けた商工会・商工会議所等のTMO等に多額の国庫補助金等(14年度までの交付額は94億円)を投じてきたが、中心市街地において空き店舗等が増加するなどその空洞化にますます拍車がかかる状況となっている。こうした状況を踏まえ、①TMOが本来の趣旨に沿って、合意形成等のコーディネーターの役割を適切に果たし、総合的なマネジメント機能を十分発揮できているか、②商業集積としての競争力の根幹であるテナントミックス事業等に積極的に取り組んでいるかなどに着眼して検査した。その結果、テナントミックス事業等を実施する上で十分な人的体制と財政的な基盤がTMOに備わっていないことや、TMOの理念そのものが十分浸透していないこともあり、現状では、TMOに期待される本来の機能がいまだ十分に発揮されていない状況となっていた。

したがって、今後は、中心市街地活性化の困難性にかんがみ、本件施策におけるTMOの趣旨を十分理解するとともに、ハード事業と各種ソフト事業の有機的連携を図りつつ、地域の特性に十分配慮した街づくりのコンセプトを確立し、更に意欲を持った有能な人材を配するなどTMOによる街づくりのポテンシャルの高い地域をモデル地区として選定し、優先的に支援していく必要があり、これにより確実に成功事例を増やしていくなど限られた予算の効果的な執行が望まれる。(1003 ページ記載)

(12) 公的支援を受けた事業を実施している地方住宅供給公社の状況について

地方住宅供給公社は、住宅金融公庫等の融資や国及び地方公共団体の補助金の交付を受けた事業を実施しているが、バブル崩壊後、住宅需要の変化や地価の下落傾向の長期化等により、公社の経営環境は大きく変化していて、一部の公社は特定調停の申立てをするに至っている。そこで、27公社(住宅金融公庫の平成14年度末融資残高合計5535億円、12年度から14年度までの国庫補助金交付額合計295億円)を対象として、公的支援を受け実施している分譲住宅事業、宅地造成事業及び賃貸住宅事業の実績や、公社の財務状況等について検査又は調査した。その結果、事業の実績においては、市場価格の下落によって分譲価格が市場価格より割高になったことなどにより、分譲住宅が売れ残っていたり、宅地の造成・供給が進んでいなかったり、設定家賃が市場家賃とかい離していたことなどにより、賃貸住宅の空家率が20%を超えていたりしている状況などが見受けられた。また、財務状況等においては、分譲事業で資産の時価が著しく下落したことによる評価損計上が結果的に損失を拡大させたり、賃貸管理事業で土地所有者等が建設した賃貸住宅を一括借上方式で管理している場合に空家の増加により損失が発生したりしていることなどから、内部留保が減少している公社が見受けられた。

公社の経営健全化等の取組については、各公社及び各設立団体においてそれぞれ責任を負うべきものであるが、国においては、各公社の現況を踏まえた各設立団体の意向に十分配慮しながら、引き続き、公社の業務運営の在り方についての検討を進めていくことが望まれる。また、公庫においては、引き続き、公社全体の事業計画や財務状況等についての詳細な調査、分析を行うなどして、公社向け融資に係る審査及び債権管理を実施していくことが望まれる。

(1021 ページ記載)

(13) 道路関係四公団における土地及び物品の資産管理について

道路関係四公団(日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団)は高速道路等を建設・管理するなどして社会資本を整備する役割を遂行してきたが、業務の抜本の見直しとコストの削減を図るため、平成 17 年度中に民営化されることとなった。各公団においては、新組織への円滑・確実な移行に向けて、承継される資産の確定や資産の効率的な管理が要請されていることから、資産管理について様々な視点から検査した。

検査したところ、道水路の付替えに係る土地の財産整理については、作業が長期化しており、関係機関と協議を進めながら、権利関係等を早急に整理していく必要があると認められた。また、代替地及び未利用地の保有状況については、提供や処分等に至らないまま多数保有しており、現状を十分把握し、その活用あるいは処分のための方策等を検討し実施していく必要があると認められた。そして、物品の管理及び資産計上については、現品と台帳等の記載が一致していなかったり、資産が過大又は過小計上されていたりして、適切な管理体制をより一層構築していく必要があると認められた。また、新直轄方式等の新たな諸施策が財務に及ぼす影響については、その内容、状況等を今後より積極的に開示していく必要があると認められた。

本院としては、従来より高速道路等の整備が産業発展の不可欠の基盤であると位置付けられ、今後も必要な道路を早期に、かつできるだけ少ない国民負担の下で建設するとされていることから、道路関係四公団の民営化に係る諸施策を踏まえつつ、高速道路等に係る資産管理のあり方について引き続き検査していくこととする。

(1043 ページ記載)

(14) 日本郵政公社の管理する債権について

日本郵政公社は、平成 15 年 4 月の設立に当たって、旧郵政省、郵政事業庁当時に発生し回収が進まないままとなっている債権を多数承継している。そこで、公社の置かれている経営環境等の変化を踏まえ、これらの債権の管理・回収状況はどのようなものになっているか、また、公社化後の債権の取扱いに留意すべき点はないかなどに着眼して、主に 5 年以降に発生し回収の終わっていない元本 50 万円以上の債権 361 億円を対象に検査した。その結果、回収が進まないままとなっている債権の中には、職員の不正行為や過誤払い等により発生した債権が多数あり、公社では、これらの債権について引き続き回収に努めているところであるが、その回収状況は低調となっているばかりでなく、公社化後も新たに過誤払い等により発生した債権が少なからず見受

けられた。

したがって、公社においては、これまで講じてきた各種の施策のうち、特に、債権管理事務の遵守を徹底するとともに具体的かつきめ細かな回収策を実施し回収の実を上げること、債権の発生原因の分析に基づき支社及び郵便局間の情報連絡を密にするなどして類似事態の未然防止に努めることを更に徹底するなどして事態の改善を図ることが望まれる。(1084 ページ記載)

(15) 独立行政法人における還付消費税の処理及び納付消費税の会計処理について

平成 13、14 両年度内に設立された独立行政法人(先行法人)が、設立に際し国から受けた建物、構築物等の現物出資については、消費税の課税対象である資産の譲渡等として扱われ、この消費税額の大半が控除対象仕入税額となったため、先行法人は多額の還付消費税を受領することとなった。そこで、この還付消費税が、各先行法人に保有されたままとなっている事態が予想されたため、還付消費税が適正に国庫に納付されることになるか、法人間で国庫納付額に不公平が生じないか、運営費交付金の収益化と納付消費税の費用化に係る会計処理が適切に行われているかに着眼して検査した。その結果、次のとおりとなっていた。

① 還付消費税の処理については、税込経理方式を採用している先行法人が保有する額は、各法人の中期目標期間が終了した際、国庫へ納付される見込みであるが、税抜経理方式を採用している先行法人が保有する額の一部について、取扱いが確定していない。また、国庫納付等の対象とすべき額は、現物出資に係る仕入控除額がないとして消費税を計算した場合に生ずる納付消費税額又は還付消費税額を、実際に受領した還付消費税額にそれぞれ加算又は控除した額とするのが適切である。

② 納付消費税の会計処理については、税込経理方式の場合、納付消費税額を運営費交付金の対象事業経費に含めると、納付消費税額分の運営費交付金が事業の用に供されないまま利益に計上されることになる。

したがって、還付消費税額の国庫納付等の対象額が適正に算定され、国庫納付等の処理方針の策定が適切に行われること、また、納付消費税について、当期利益が税抜きで算定され、運営費交付金がすべて有効に利用されるような会計処理が執られることなどが望まれる。

(1098 ページ記載)

(16) 石炭会社等に対する貸付金等債権の管理・回収等の実施状況について

石炭鉱業は、戦後、主要な国産エネルギーとして産業の発展等に大きく貢献してきたがその後の石油の世界的な過剰傾向等により構造的不況に陥ったことから、政府は、石炭鉱業合理化事業団等を通じて石炭会社等に対して炭鉱の近代化に必要な貸付事業等を実施してきたが、平成 13 事業年度をもって新規の貸付け等を終了した。そして、事業団等の業務を引き継いでいる独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構では、石炭会社等に対する貸付金債権の管理・回収等業務を行っているが、同業務は必ずしも順調に進んでいるとはいえない状況にある。

そこで、同業務の実施状況について検査したところ、貸付金等債権については13事業年度末に1428億円であったものが、その後の経営破綻等により、その6割を超える額が償却されていた。また、一部の貸付金債権については、土地の売却収入等による長期分割返済で回収することとされているが、当該土地の売却は順調に進んでいるとはいえない状況となっていた。

石炭政策は、多額の国費を投じて長年にわたり実施されてきた国家事業であり、機構が現在行っている上記の業務は、その最終的な整理段階の一つに位置付けられるものであることから、本院としては、同業務の実施状況等について引き続き注視していくこととする。

(1112 ページ記載)

(17) H-II A ロケットの開発等について

独立行政法人宇宙航空研究開発機構においては、H-II A ロケットの開発及び打上げに要した費用が1823億円となっているなど、宇宙開発に多額の財政資金を投入しているが、平成15年10月から12月にかけてH-II A ロケット6号機の打上げ失敗の事故等が連続して発生したことは、これらの開発に要した多額の財政資金に見合う成果が発現していないだけでなく、機構の開発技術の信頼性を揺るがせ、我が国の宇宙開発に対する国民の理解と信頼を得ることが困難になりかねない状況である。

検査したところ、機構においては、①開発過程における不具合発生箇所等に対するリスク評価体制を見直し、機構の開発技術の信頼性確保に向けた体制の強化を図る、②H-II A ロケットの開発過程等から生じた各種の技術的課題のうち、現在までに解決していない課題について、確実かつ早期の解決に努める、③H-II A ロケットの信頼性向上を図り、1機当たりの打上げ費用を低減させ、国際競争力の確保に努める、④宇宙開発に係る各種リスクを適切に管理し、その内容を国民に対して積極的に説明することにより、理解と信頼を得よう努めるなどして、ロケット等の開発を確実に実施し、国から投入される財政資金が有効かつ効率的に活用されるよう業務について所要の見直しを図ることが望まれる。

(1123 ページ記載)

(18) 財団法人民間都市開発推進機構における土地取得・譲渡業務の実施状況について

財団法人民間都市開発推進機構では、民間都市開発事業を推進するため、国の財政援助等により、事業見込地を土地所有者(売主)から取得し、事業の企画・立案、立ち上げ支援等を行った上で当該事業見込地を事業施行者に譲渡する土地取得・譲渡業務を行っている(国の平成15年度末政府保証借入金残高6960億円、15年度末無利子貸付金残高1097億円、6年度から15年度までの補給金等交付額185億円)。同業務の実施状況や事業収支の状況等について検査したところ、バブル経済の崩壊後の厳しい経済情勢の中で、相応の成果を収めていると認められるものの、機構が取得した事業見込地の中には、事業施行予定者が事業を断念したことにより事業が実施されないまま売主に買い戻されたもののほか、事業化の動きが停滞しているものも見受けられた。また、財務状況については、これまでのところ全体的な事業収支と財務の安定性は維持されている

が、個別の事業収支をみると、売主が事業施行予定者となっている場合において、売主の経営破綻などにより機構に譲渡損失が発生したものがあり、これらの譲渡損失の処理等については決算書等において特段の表記はされていない。このほか、売主が経営破綻し、更生手続等を行っているものもあり、今後の動向によっては、機構において新たな損失が発生するおそれがあるものもある。

したがって、機構において、事業見込地の取得に当たっては、開発可能性や事業化後の採算性の検討及び事業施行予定者の開発意欲や経営状況等の審査を一層厳格に行い、取得した事業見込地については、積極的に事業の立ち上げ支援を行うとともに、事業化の動きが停滞しているものについては、個々の状況を考慮した上、現状での開発可能性の見極めや事業構想の見直しなどの対応策を講じることが望まれる。また、発生する譲渡損失及びその処理について、決算書等の中で何らかの形で表記することにより、より一層の透明性の向上を図るとともに、今後の新たな譲渡損失の発生に備えて、業務運営の合理化や経費の節減等により財務基盤の一層の強化を図ることが望まれる。

(1138 ページ記載)

(19) 国が発注している調査研究事業について

国が行う調査研究事業については、近年の社会経済情勢の変化や行政組織等の減量化等に伴い、高度な技術や専門性を有した外部機関に発注して実施しているものが多数あり、これに係る契約金額も多額に上っている。そこで、各府省等が発注している調査研究事業について検査したところ、競争契約の割合は極めて低く、随意契約においても企画競争を実施しているものは少ない状況となっていた。また、予定価格の積算については、相手方から徴した参考見積書により算定しているものが相当程度見受けられ、概算契約における額の確定においては契約金額と同額で精算されているものが多い状況となっていた。さらに、成果物については、半数以上がその内容を公表しているが、近年普及してきたインターネットにより公表されているものは低い割合にとどまっているなどの状況となっていた。

したがって、各府省等においては、①業務内容を仕様書等において具体的に提示することや履行が可能な複数の業者を把握することに努めて競争契約の拡大を図ったり、仕様書等の具体的な提示が困難なものについて随意契約によらざるを得ない場合は企画競争の可能性を検討したりすること、②相手方から徴した参考見積書により予定価格の積算を行う場合が多いことも踏まえ、積算の合理性の向上に努め、また、契約締結後においては、再委託の状況等を十分把握するとともに、事業終了後の額の確定を一層適正に行うこと、③成果物については、個人情報保護、機密保持等に十分留意しつつ、一層積極的に公表を進めるとともに、インターネットでの公表の拡大等、事業の成果が関係府省等のみならず国民にもより広く活用できるような方途を講じることなどに留意して、より経済的、効率的に事業を実施するとともに、事業の一層の透明性の向上を図ることが望まれる。

(1158 ページ記載)

(20) 一般会計歳出予算の執行状況について

我が国の財政は依然厳しい状況が続いており、各般の施策を推進していく上でも効率的な予算執行の重要性は一層高まっている。そこで、一般会計歳出予算の執行状況について検査したところ、本院で比較相対的な概念として設定した経費の区分でみると、裁量性の高い経費を多く含むものを中心に年度末に支出率が高くなっているとともに、これらの中には不用率が低くなっているものも見受けられた。そして、本省支出官に係る契約のうち、物品購入や施設整備についてその時期をみたところ、年度末に契約件数が増加している状況となっていた。また、予算の区分を変更し経費を融通する移流用が同じ科目において2箇年度続いて行われていたり、会計年度独立の原則の例外である繰越しにおいて、全く支出負担行為が行われずに全額明許繰越がなされている事項が相当数見受けられたりした。

各府省等においては、歳出予算の執行に当たって、引き続き、国の各般の需要を的確に把握して一層効率的、効果的な執行を行うとともに、法令及び予算に従った執行に努めることが重要である。また、法令及び予算制度の原則に沿って予算執行を行いつつ、原則どおりに執行することがかえって非効率になるような場合には、今後とも、移流用、繰越し等の制度を適切に活用することにより、効率的な執行に努めることが必要である。そして、決算を予算に反映していくことの重要性がますます高まっていることを踏まえ、予算の執行状況の検証及び決算の分析を十分に行って予算への反映を実効あるものにし、更に今後の効率的、効果的な予算執行に資することが望まれる。

(1200 ページ記載)

第2 観点別の検査結果

会計検査院は、前節に記載した「平成16年次会計検査の基本方針」のとおり、正確性の観点、合规性の観点、経済性・効率性の観点、有効性の観点といった多角的な観点から検査を実施した。その結果は「第1 事項等別の検査結果」で述べたとおりであるが、このうち「第3章 個別の検査結果」に掲記した事項について、検査の観点に即して事例を挙げると次のとおりである。

1 主に予算執行や財産管理の状況が計算書や財務諸表に正確に表示されているかに着眼したもの

検査対象機関は、その執行した予算や管理する財産について、法令や各種会計基準に従って、適正に経理処理を行うとともに、その状況を適切に計算書や財務諸表に表示しなければならない。この経理処理が適正に行われ、予算執行や財産管理の状況が計算書や財務諸表に適切に表示されているかに着眼した検査の結果として次のようなものがある。

- (ア) 国の所有する財産が国有財産台帳や物品管理簿に適切に計上されているかを検査した。
- その結果、「矯正施設の収容棟等の増改築等工事により国有財産台帳に登録する建物及び工作物の価格登録が適正に行われるよう改善させたもの」(103 ページ参照)及び「物品の管理に当たり、取得、処分等の手続を適正に行うとともに、帳簿への記録等が物品の現況を反映した正確なものとなるよう改善させたもの」(96 ページ参照)を掲記した。
- (イ) 政府出資法人において、その所有する資産の貸借対照表への計上や減価償却が適切に行われ、その現況が適切に表示されているかを検査した。その結果、「施設整備費補助金により取得した研究用機器等及び建物附属設備等の資産計上に当たり、資産の分類等を適切に行い、貸借対照表の有形固定資産の各資産科目の計上額とこれに伴う減価償却額の算定を適正に行うよう改善させたもの」(510 ページ参照)を掲記した。

2 主に業務が予算、法令等に従って適正に実施されているかに着眼したもの

検査対象機関は、予算、法令等に従って適正に業務を実施しなければならない。この業務の執行に際し、予算、法令等が守られているか、さらには予算、法令等の趣旨に適合した制度の運用が行われているかに着眼した検査の結果として次のようなものがある。

- (ア) 会計に関する事務を処理する職員は、予算や会計法令等の定めるところに従って、収入金の受入、支出金の支払、契約手続等の事務を適正に行うとともに、その経理処理を確実に行うべきものである。これらが予算や会計法令等に従って適正確実に行われているか、また、適正確実に行うような事務処理体制が執られているかを検査した。その結果、「在外公館における会計経理が適正を欠くと認められるもの」(108 ページ参照)や「医薬品等の購入などに係る予算執行について、当該年度に行うべき会計事務処理を行わず、翌年度において事実と異なる不適正な会計経理を行って代金を支払っているもの」(152 ページ参照)、「物品を購入したように書類を偽装するなどして庁費、委託費等から支出し、これを別途に経理して目的外の用途に使用するなどしていたもの」(177 ページ参照)、「国民年金事業に使用する金銭登録機の購入契約が会計法令の趣旨に反し適切でなかったもの」(183 ページ参照)、「国際連合平和維持活動に伴う国際連合からの償還金について、遅滞なく歳入として国庫に収納するための体制を整備するよう改善させたもの」(77 ページ参照)を掲記し、「在外公館における出納事務の執行について」(114 ページ参照)として是正改善の処置を要求した。

- (イ) 租税及び保険料は法令等に従って適正に徴収すべきものであるため、個々の徴収額に過不足がないかを検査した。その結果、「租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの」(132 ページ参照)や「健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの」(191 ページ参照)及び「労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの」(195 ページ参照)を掲記した。
- (ウ) 老齢厚生年金等の支給が適正なものとなっているかを検査した。その結果、「厚生年金保険の老齢厚生年金及び国民年金の老齢基礎年金の支給が適正でなかったもの」(198 ページ参照)を掲記した。
- (エ) 雇用対策のための給付金や助成金の支給が適正なものとなっているかを検査した。その結果、「雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの」(202 ページ参照)や「雇用保険の特定求職者雇用開発助成金の支給が適正でなかったもの」(207 ページ参照)を掲記した。
- (オ) 医療機関からの診療報酬や労災診療費の請求に対する支払が適正かを検査した。その結果、「医療費に係る国の負担が不当と認められるもの」(210 ページ参照)、「労働者災害補償保険の療養の給付に要する診療費の支払が適正でなかったもの」(226 ページ参照)を掲記した。
- (カ) 介護サービスを提供する事業者からの介護給付費の請求に対する支払が適正かを検査した。その結果、「介護給付費に係る国の負担が不当と認められるもの」(283 ページ参照)を掲記した。
- (キ) 工事の請負や物品、役務の調達に当たり、公正性、競争性が確保されるよう契約事務が適切に行われているかを検査した。その結果、「物品・役務の調達に当たり、公正性、競争性及び透明性の確保を図るため、競争に付するなど契約事務を適切に実施するよう改善させたもの」(67 ページ参照)や「都道府県への施行委任により実施する国立公園整備事業の工事請負契約の入札については最低制限価格が設定できないものであることを明確にするよう改善させたもの」(464 ページ参照)、「事務所等の清掃業務の委託に当たり、公正性、競争性及び透明性の確保を図るため、契約方式を競争契約に改めるなど契約事務を適切に実施するよう改善させたもの」(476 ページ参照)を掲記した。
- (ク) 補助金の交付申請や実績報告に係る経理が適正に行われているか、また、補助事業が適正に実施されているかを検査した。その結果、「国民健康保険の財政調整交付金の交付が

不当と認められるもの」(269 ページ参照)や「緊急食糧支援事業に係る国庫補助金の経理を適正に行うとともに、滞留している資金を国に返還するよう改善させたもの」(338 ページ参照)、「地域活性化創造技術研究開発費補助金等の経理が不当と認められるもの」(379 ページ参照)、「廃棄物埋立護岸の整備事業において、審査、確認等の体制の強化を図ることなどにより、補助率の算定及び収益納付を適切に行うよう改善させたもの」(449 ページ参照)を掲記した。

(ク) 貸付金が貸付目的に従って適正に使用されているかを検査した。その結果、「小規模企業等設備導入資金の貸付けが不当と認められるもの」(386 ページ参照)を掲記した。

3 主に業務が経済的・効率的に実施されているかに着眼したもの

検査対象機関の業務は、その事業目的を達成する上で、経済的・効率的に実施されなければならない。すなわち、経費は節減できないか、同じ費用でより大きな成果が得られないかという観点であるが、この点に着眼した検査の結果として次のようなものがある。

(ア) 我が国の科学技術の振興を図るために産業投資特別会計より出資を受けて実施されている文献情報提供業務の各商品の収支等の状況や収支改善の見込みなどに着眼して検査した。その結果、「文献情報提供事業について」(526 ページ参照)として改善の意見を表示した。

(イ) 国等からの補助金や助成金等が合理的に算定されているか、事務・事業の実施に対して必要以上に交付されることとなっていないかに着眼して検査した。その結果、「地上デジタルテレビジョン放送の開始に伴うアナログ周波数変更対策業務について、放送機の転活用を図ることなどにより経済的に実施するとともに、受信アンテナ等の材料費の積算を適切なものとするよう改善させたもの」(87 ページ参照)や「石油製品品質確保事業における試買分析業務に要する経費の算定が業務の実態を反映した適切なものとなるよう改善させたもの」(396 ページ参照)を掲記した。

(ウ) 工事費の積算が経済的なものとなっているかに着眼して検査した。その結果、「床組構造改築工事における炭素繊維シート貼付工の材料費の積算を施工の実態等に適合するよう改善させたもの」(470 ページ参照)や「鉄道施設の改良・修繕工事において、請負業者を特定して定期・計画的に発注する場合の一般管理費の積算を適切なものとするよう改善させたもの」(554 ページ参照)を掲記した。

- (エ) 物件の調達が経済的・効率的なものとなっているかに着眼して検査した。その結果、「航空保安施設の新設、更新等に伴い購入するレーダー装置等各種装置の予備品の購入契約に当たり、各種装置の製造実績単価を把握するなどして、予備品の積算を適切なものとするよう改善させたもの」(456 ページ参照)や「光ファイバケーブルを利用したインターネット接続サービスの提供に当たり、加入者がおらず使用されていない加入者収容パッケージを他に転用することにより、購入費の節減を図るよう改善させたもの」(577 ページ参照)を掲記した。
- (オ) 役務の仕様や積算が経済的・効率的なものとなっているかに着眼して検査した。その結果、「合同宿舍の維持管理業務の委託において、管理人が実際に管理する宿舍の戸数を委託費の積算に的確に反映させるよう改善させたもの」(148 ページ参照)や「出願適正化等指導事業等の委託における人件費の算定方法に職員等の勤務実態を反映させることにより委託費の節減を図るよう改善させたもの」(399 ページ参照)、「建物等に入館・入室することができる者の登録を業務の実態等に即して見直すことにより、委託費の節減を図るよう改善させたもの」(569 ページ参照)を掲記した。
- (カ) 不要となっている資産について適時、適切な売却が行われているかに着眼して検査した。その結果、「新幹線施設の建設のため取得した残地の売却に係る事務を速やかに行う事務処理体制を整備することにより、その早期の売却を図るよう改善させたもの」(548 ページ参照)を掲記した。
- (キ) 国の出資法人が実施している融資業務、保証業務、保証に対する保険業務について、融資や保証を行う際の審査が適切に行われているか、代位弁済が適切に行われているかなどに着眼して検査した。その結果、「延滞貸付金に係る保証債務の管理に関する事務を適切に行うよう改善させたもの」(495 ページ参照)や「小企業等経営改善資金融資制度の実施状況について」(677 ページ参照)、「中小企業信用補完制度における保証審査等について」(693 ページ参照)を掲記した。
- (ク) アメリカ合衆国政府の有償援助による自衛隊の装備品等の調達について、調達に係る前払金の精算が適切に行われているかに着眼して検査した。その結果、「アメリカ合衆国政府の有償援助による装備品等の調達に係る残余資金について、速やかに歳入として国庫に収納するための体制を整備するよう改善させたもの」(73 ページ参照)を掲記した。

4 主に事業が所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているかなどに着眼したものの検査対象機関の事業の中には、一定の目的の下に、社会資本を整備したり、財政援助・助成措置を講じたり、財産を保有・活用したりなどしているものがあるが、これらが所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているかなどに着眼した検査の結果として次のようなものがある。

- (ア) 海上自衛隊で日本海側唯一の航空基地である舞鶴航空基地及び調達された哨戒ヘリコプターが有効に活用されているかに着眼して検査した。その結果、「海上自衛隊舞鶴航空基地及びSH-60J型哨戒ヘリコプターの活用について」(591ページ参照)を掲記した。
- (イ) 爆弾テロが世界で現実のリスクとなっていることを踏まえて我が国の在外公館の安全を強化するために配備された爆発物探知装置が適切に利用されているかに着眼して検査した。その結果、「在外公館において、その警備を強化するため、配備された爆発物探知装置を十分活用するよう改善させたもの」(128ページ参照)を掲記した。
- (ウ) 近年における少子化等を反映して生じている公立小・中学校の廃校施設等の有効活用が十分に図られているかなどに着眼して検査した。その結果、「廃校等施設及びへき地教員宿舎の転用による有効活用が適切に促進されるよう改善させたもの」(170ページ参照)を掲記した。
- (エ) 大都市からの人口及び産業の地方への分散と地域の開発発展を図ることを目的として実施されてきた地方都市開発整備事業について、バブル経済の崩壊後、地価の下落が続いている状況の下、宅地譲渡が進ちよくして事業効果が発現しているかなどに着眼して検査した。その結果、「地方都市開発整備事業の実施について」(712ページ参照)を掲記した。
- (オ) 国の直轄事業又は補助事業により整備した施設や設備が適切に管理され、計画に沿って利用されているか、また、その目的を達しているかなどに着眼して検査した。その結果、「教育情報衛星通信ネットワークにおける送受信設備の有効活用等を図るよう改善させたもの」(164ページ参照)や「畜産環境総合整備事業等により整備したたい肥化施設において、家畜排せつ物の管理を適切に行うことなどにより、事業効果の発現を図るよう改善させたもの」(359ページ参照)、「国営かんがい排水事業及びこれに関連する附帯事業の実施について」(596ページ参照)、「特定優良賃貸住宅供給促進事業の実施について」(620ページ参照)、「橋りょうの耐震化対策の実施状況について」(634ページ参照)、「高規格堤防整備事業の実施について」(656ページ参照)を掲記した。

- (カ) 中山間地域等の活性化を図るため国から補助金の交付を受けて基金を造成して実施されている事業が、適切に実施され事業目的に資するものとなっているかなどに着眼して検査した。その結果、「中山間ふるさと・水と土保全対策事業において、事業が適切かつ効果的に実施されるとともに、事業量等に応じた基金の適切な取扱いを行うよう改善させたもの」(350 ページ参照)を掲記した。
- (キ) 補助金の算定方法が補助の目的の達成に資するものになっているかなどに着眼して検査した。その結果、「滞納を未然に防止するための事業の実施を促進するなど、国民健康保険の収納特別対策事業に係る特別調整交付金の交付が効果的なものとなるよう改善させたもの」(288 ページ参照)や「土地利用型酪農推進事業における飼料基盤強化奨励金の交付に当たり、飼料作物の作付けを実施していない酪農経営者を奨励金交付の対象から除外するよう改善させたもの」(370 ページ参照)、「地方高等教育機関の活性化に係る特別補助が、私立大学等における地域の社会的要請にこたえる特色ある教育研究の実施をより一層促進するものとなるよう改善させたもの」(485 ページ参照)を掲記した。
- (ク) 国から補助金の交付を受けて運営されている漁業共済事業の事務の執行が制度の趣旨に沿って行われているかに着眼して検査した。その結果、「漁業共済事業の実施に当たり、制度の趣旨に沿わない手数料の徴収をしないこととするなど、事業の適切な運営が図られるよう改善させたもの」(365 ページ参照)を掲記した。

第2章 決算の確認

会計検査院は、国の収入支出の決算等を検査した。その結果、決算を確認したものなどは次のとおりである。

第1節 国の決算の確認

第1 一般会計

会計検査院は、下記の決算額を確認した。

	歳	入	円		
			85,622,807,292,905		
	歳	出		82,415,970,662,328	

第2 特別会計

会計検査院は、下記の特別会計の決算額を確認した。

	歳	入 円	歳	出 円
内閣府、総務省及び財務省				
交付税及び譲与税配付金				
交付税及び譲与税配付金勘定	67,338,432,692,747		66,590,920,379,808	
交通安全対策特別交付金勘定	89,036,003,073		82,205,061,168	
法務省				
登記	187,754,170,070		169,394,036,853	
財務省				
財政融資資金	52,103,711,409,332		48,417,671,863,904	
国債整理基金	169,140,776,289,530		154,202,068,395,574	
外国為替資金	3,668,414,418,259		22,788,446,718	
産業投資				
産業投資勘定	118,075,451,907		41,475,034,866	
社会資本整備勘定	384,082,958,179		324,128,789,602	
地震再保険	50,770,174,670		107,098,730	

所管及び会計名	歳入 円	歳出 円
財務省、文部科学省及び 経済産業省		
電源開発促進対策		
電源立地勘定	350,923,694,624	190,965,587,330
電源利用勘定	331,063,369,743	211,752,294,403
財務省、経済産業省及び 環境省		
石油及びエネルギー需給 構造高度化対策		
石油及びエネルギー需給 構造高度化勘定	1,592,590,325,234	1,132,273,904,034
石炭勘定	92,041,570,030	23,811,167,640
財務省及び国土交通省		
特定国有財産整備	141,027,903,424	107,731,060,203
文部科学省		
国立学校	3,006,033,930,473	2,959,286,705,833
厚生労働省		
厚生保険		
健康勘定	8,759,291,448,269	8,759,139,199,894
年金勘定	31,102,189,489,427	31,440,137,075,514
児童手当勘定	342,551,737,257	338,532,232,548
業務勘定	569,240,245,246	553,237,799,119
船員保険	76,226,359,091	73,117,772,021
国立病院		
病院勘定	590,741,344,962	566,075,069,831
療養所勘定	415,057,641,215	406,530,899,912
国民年金		
基礎年金勘定	16,745,977,288,395	15,217,449,564,771
国民年金勘定	5,767,669,985,827	5,817,680,877,801
福祉年金勘定	34,525,069,109	29,620,153,292
業務勘定	150,207,272,995	145,598,534,463
労働保険		
労災勘定	1,409,505,154,368	1,153,015,311,086
雇用勘定	3,044,433,142,915	2,493,501,647,769
徴収勘定	3,668,182,453,027	3,666,081,416,102
農林水産省		
食糧管理		
国内米管理勘定	927,092,925,458	902,760,073,761
国内麦管理勘定	116,932,000,241	116,926,029,404
輸入食糧管理勘定	387,564,752,760	357,472,743,182

所管及び会計名	歳入 円	歳出 円	
農産物等安定勘定			
輸入飼料勘定	34,955,345,755	34,306,428,420	第2章
業務勘定	134,330,344,637	134,098,266,148	
調整勘定	1,908,166,296,947	1,908,166,296,947	第1節
農業共済再保険			
再保険金支払基金勘定	18,568,633,859	10,993,301,000	第2
農業勘定	92,358,738,923	92,243,247,806	特別会計
家畜勘定	43,793,491,208	31,961,858,354	
果樹勘定	7,302,725,779	3,138,774,944	
園芸施設勘定	3,945,025,830	2,549,859,536	
業務勘定	1,159,686,762	1,159,686,029	
森林保険	16,243,859,911	2,228,821,346	
漁船再保険及漁業共済保険			
漁船普通保険勘定	8,166,812,816	8,760,030,455	
漁船特殊保険勘定	12,595,332	2,000,000	
漁船乗組員給与保険勘定	2,144,448	0	
漁業共済保険勘定	8,492,631,027	7,160,211,808	
業務勘定	1,145,485,692	1,145,485,689	
農業経営基盤強化措置	138,319,826,677	37,971,129,648	
国有林野事業			
国有林野事業勘定	325,530,268,555	321,957,085,878	
治山勘定	204,354,248,387	201,502,938,259	
国营土地改良事業	597,213,910,083	559,095,096,319	
経済産業省			
貿易再保険	268,589,777,579	20,180,247,363	
特許	197,466,298,787	104,006,997,379	
国土交通省			
自動車損害賠償保障事業			
保障勘定	78,989,102,860	7,257,838,092	
自動車事故対策勘定	70,342,087,504	14,863,757,845	
保険料等充当交付金勘定	669,189,435,946	652,628,873,097	
道路整備	5,301,827,418,232	4,349,227,502,984	
治水			
治水勘定	1,515,119,986,829	1,377,241,627,055	
特定多目的ダム建設工事勘定	276,230,853,878	245,332,662,155	

所管及び会計名	歳	入 円	歳	出 円
港湾整備				
港湾整備勘定	435,945,386,651		418,179,179,406	
特定港湾施設工事勘定	14,630,736,540		13,653,810,453	
自動車検査登録	61,401,309,920		47,698,309,684	
都市開発資金融通	113,384,407,752		93,291,302,060	
空港整備	505,502,184,062		475,897,684,986	
計	385,754,803,731,025		357,691,356,538,281	

第2節 国税収納金整理資金受払計算書の検査完了

会計検査院は、下記の受払額を検査完了した。

	受 入	収 納 済 額	52,917,941,593,930	円
	支 払	支 払 命 令 済 額	7,738,817,507,508	
		歳 入 組 入 額	44,496,115,024,218	

第3節 政府関係機関の決算の検査完了

会計検査院は、下記の政府関係機関の決算額を検査完了した。

政 府 関 係 機 関 名	収 入	支 出
	円	円
国 民 生 活 金 融 公 庫	209,840,854,263	169,345,166,819
住 宅 金 融 公 庫	2,447,880,643,230	2,509,674,006,949
農 林 漁 業 金 融 公 庫	149,165,878,411	137,091,838,617
中 小 企 業 金 融 公 庫	194,218,890,062	136,807,243,580
公 営 企 業 金 融 公 庫	864,475,673,710	559,352,925,167
沖 縄 振 興 開 発 金 融 公 庫	49,030,111,583	45,561,256,551
中 小 企 業 総 合 事 業 団 信 用 保 険 部 門	401,177,166,811	817,971,768,713
日 本 政 策 投 資 銀 行	503,762,245,385	420,288,413,755
国 際 協 力 銀 行	613,516,474,251	409,444,703,146
計	5,433,067,937,706	5,205,537,323,297

第4節 国の決算金額と日本銀行の提出した計算書の金額との対照

第2章
第4節
国の決算金額と日本銀行の提出した計算書の金額との対照
第1
一般会計
第2
特別会計

第1 一般会計

会計検査院が一般会計歳入歳出決算の金額と日本銀行の提出した計算書の金額を対照したところ、収納済歳入額において、次表のとおり符合しないものがあった。

収 納 済 歳 入 額	日本銀行の提出した計算書の金額	符合しない額
円	円	円
85,622,807,292,905	85,622,816,072,602	8,779,697

収納済歳入額が日本銀行の提出した計算書の金額より少ないのは、平成16年度の刑務所の歳入金のうち、15年度歳入金として誤納されたものが8,779,697円あったためである。

第2 特別会計

会計検査院が特別会計歳入歳出決算の金額と日本銀行の提出した計算書の金額を対照したところ、収納済歳入額において、次表のとおり符合しないものがあった。

所 管	会 計 名	収 納 済 歳 入 額	日本銀行の提出した計算書の金額	符合しない額
		円	円	円
農林水産省	国有林野事業	529,884,516,942	529,884,533,043	16,101

国有林野事業特別会計の収納済歳入額が日本銀行の提出した計算書の金額より少ないのは、国有林野事業勘定において、平成15年3月末に郵便局等に納付された14年度の森林管理局の歳入金のうち、15年度に日本銀行に払い込まれたものが16,101円あったためである。

第5節 国会の承諾を受ける手続を採っていない 予備費の支出

平成15年度における予備費使用決定額については、すべて国会の承諾を受ける手続を了している。また、16年度における予備費使用決定額で国会の承諾を受ける手続を採っていないものは、16年10月29日現在で次表のとおりである。

平成16年度分			
1 一般会計	使用決定額 千円	2 特別会計	使用決定額 千円
所管		所管 会計名	
内閣府	9,127,310	農林水産省	45,150
総務省	741,319	国営土地改良事業	
経済産業省	644,135		
計	10,512,764		

第3章 個別の検査結果

第1節 省庁別の検査結果

第1 国 会

(国立国会図書館)

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

物品・役務の調達に当たり、公正性、競争性及び透明性の確保を図るため、競争に付するなど契約事務を適切に実施するよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国立国会図書館 (項)国立国会図書館
部局等の名称	国立国会図書館
契約の概要	庁舎の維持管理等に係る役務の調達及び事務用品等の物品の調達
適切な契約事務を実施する要があると認められた契約件数及び契約金額	133件 109億0515万円(平成14、15両年度)

1 契約事務の概要

(国の物品・役務調達契約の事務)

国の物品・役務調達契約の事務は、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)等の会計法令等に従って執行される。このうち契約の締結については、原則として競争に付することとなっている。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合、時価に比べて著しく有利な価格をもって契約をすることができる見込みがあるなどのため競争に付することが不利と認められる場合などにおいては、随意契約等によることとされている。

また、「契約事務の適正な執行について」(昭和53年蔵計第875号大蔵省主計局長通達)などにより、国の締結する契約の相手方の選定については、機会の均等及び公正性の保持の原則に適合し、広く多数の参加者による競争を通じて国にとって最も有利な条件の申込者を選定できるため、一般競争契約によることが原則であることなどが通知されている。

(特定調達契約)

政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)は、世界貿易機関(WTO)の下で運用される協定の一つで、国の機関による調達について、内外無差別原則の確立と手続の透明性の確保を目的とするものである。そして、同協定を受けて「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(昭和55年政令第300号。平成7年一部改正。以下「特例政令」という。)等において、現金及び有価証券を除く物品等又は特定のサービスに係る役務を調達するための契約のうち予定価格が一定金額以上のもの(以下「特定調達契約」という。)については、調達手続の透明性を確保するため、次のような手続を執ることとされている。

すなわち、特定調達契約につき入札の方法により競争に付そうとするときは、所定の期日までに官報により公告・公示するとともに、落札者を決定したときは、落札者、落札金額等を官報により公示しなければならないこととされている。また、特定調達契約につき随意契約によろうとする場合は、所定の期日までに調達の内容、契約予定日、随意契約によることの理由、予定している契約相手方を官報により事前に公示するとともに、契約の相手方を決定したときは、契約相手方、契約金額等を官報により公示しなければならないこととされている。

2 検査の結果

(検査の対象及び着眼点)

近年、契約手続の執行に関して一層の厳正さが求められている状況を踏まえ、国立国会図書館において平成14、15両年度に締結された物品・役務調達契約のうち、1件当たりの契約金額が100万円以上の1,366件、契約金額182億1621万余円(うち随意契約1,244件、契約金額154億4788万余円)を対象として、契約の締結に際して、契約方式の決定、官報による公告・公示などの契約事務が適切に行われ、公正性、競争性及び透明性が確保されているかに着眼して検査した。

(検査の結果)

検査したところ、上記1,366件の契約のうち133件(契約金額109億0515万余円)におい

て、次のとおり、契約方式の決定が適切でなかったり、官報による公告・公示が行われていなかったりして、公正性、競争性及び透明性が確保されていないと認められる事態が見受けられた。

(1) 契約方式の決定について

ア 庁舎の維持管理に係る役務調達契約につき、役務を提供できる業者が他にあるにもかかわらず、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するとして随意契約によっていたもの

国立国会図書館本庁舎及び国会分館の清掃作業ほか 16 件 7 億 2268 万余円

これらの契約は、国立国会図書館の庁舎等の清掃作業、警備業務等の役務を調達するものである。国立国会図書館では、これらの役務調達契約につき、数年ごとに競争に付していたものの、それ以外の年度においては、次の理由により契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するとして、直近の競争に付した際の落札者を相手方とする随意契約によっていた。

(ア) 国立国会図書館は、不特定多数の利用者が訪れる大規模な公共施設であることから、契約相手方は、同種公共施設の設備等に関して十分な知識・技術等を有する作業員を常に配置できること、実績に裏付けられた高い信頼性を有する業者であることなどが必要である。

(イ) 上記の要件をすべて満たし、業務を支障なく実施し得る業者は直近の競争に付した際の落札者以外にない。

しかし、次のようなことから上記の理由は妥当性を欠いており、随意契約によったことは適切ではなかったと認められた。

(ア) これらの役務は、仕様書の内容や作業の実態からみて、大規模な施設・設備に固有の特殊な技術を要するものではなく、一般的な庁舎の維持管理に関するものであり、当該業者でなくても履行できる業務となっている。

(イ) 業者の信頼性については、入札参加者の資格審査に当たり当該業務の履行に求められている要件を満たしているかどうかの審査を行うことで、履行する能力のない者の競争参加を防ぐことができる。そして、実際にも、競争に付した際には、複数の業者が過去の業務実績などの入札参加の条件について資格審査を受け入札に参加していた。

イ 事務用品に係る物品調達契約につき、一般に市販されている物品で他に納入できる業者があるにもかかわらず、経済性の検証が十分に行われないうまま、競争に付することが不利と認められる場合に該当するとして随意契約によっていたもの

事務用回転椅子一式購入契約ほか 12 件 6411 万余円

これらの契約は、事務用回転椅子、平机等の物品を調達するものである。国立国会図書館では、これらの物品調達契約につき、当初、一般競争に付して調達を行ったが、その後、当該年度又は翌年度に同一の仕様の物品を追加して調達するに当たり、次の理由により競争に付することが不利と認められる場合に該当するとして、当初の一般競争に付した際の落札者を相手方とする随意契約によっていた。

(ア) 既に納入されている物品と仕様の統一を図る必要がある。

(イ) 追加して調達する数量は一般競争に付した際の数量と比較して少量であり、このように調達数量が減少する場合には単価が上昇するのが一般的であるにもかかわらず、一般競争に付した際の落札者は当初の調達における価格と同一の単価で見積書を提示してきており、その価格により調達することが経済的に最も優れている。

しかし、次のようなことから上記の理由は妥当性を欠いており、随意契約によったことは適切ではなかったと認められた。

(ア) これらの物品は、職員が日常的に業務で使用する回転椅子、平机等一般に市販されている事務用品であることから、他の業者であっても既に納入されている物品と同一仕様の物品を納入することは可能である。そして、一般競争に付した際も、仕様書において規格基準等を示して仕様が特定されているが、複数の業者が入札に参加していた。

(イ) 一般競争に付した際の落札者が当初の調達における価格と同一の単価で見積書を提出したからといって、追加して調達する時点において最も有利な条件になっているとは限らない。

(2) 特定調達契約に係る官報による公告・公示について

国立国会図書館において 14、15 両年度に締結された前記 1,366 件の契約のうち、特定調達契約は 146 件(契約金額 119 億 1716 万余円)となっている。これらの契約については前記のとおり官報による公告・公示が必要とされているが、このうち電子計算機等装置一式賃貸借契約ほか 107 件(契約金額 103 億 3255 万余円)については、調達手続の進行管理

が十分でなかったことから競争に付する場合の公告・公示又は随意契約による場合の事前公示を行う期間を確保していなかったり、競争に付した場合にのみ落札者等の公示を行うものと誤認していたりなどしたため、特例政令等で定められた官報による公告・公示が行われていなかった。なお、これらの特定調達契約 108 件の中には、前記(1)アの事態のうち清掃作業委託契約 5 件(契約金額 2 億 1420 万円)が含まれている。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、物品・役務調達契約の事務の執行に当たり、公正性、競争性及び透明性の確保についての検討が十分でなかったこと、特例政令等において定められた調達手続についての理解及びその進行管理が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国立国会図書館では、16 年 9 月に通知を発し、契約事務において公正性、競争性及び透明性の確保を図るため、庁舎の維持管理に係る役務調達契約については 17 年 4 月から、物品を追加して調達する契約については 16 年 9 月から一般競争に付することとするとともに、特定調達契約については、手続に関するマニュアルや契約案件の進行管理表を作成するなどして調達手続の遵守について徹底を図る処置を講じた。

第2 内 閣 府

第3章
第1節
第2
内閣府(防衛庁)

(防 衛 庁)

不 当 事 項

不 正 行 為

(1) 職員の不正行為による損害が生じたもの

会 計 名	一般会計
部局等の名称	陸上自衛隊帯広駐屯地足寄分屯地
不正行為期間	平成9年3月～9月
損害財産の種目	立木 3,206.8m ³
損 害 額	8,472,635 円

本件は、陸上自衛隊帯広駐屯地足寄分屯地において、同分屯地司令である自衛官が、供用事務担当官補助者として国有財産の維持及び保存の事務に従事中、必要のない防火帯等の整備を民間業者に依頼し、その経費をねん出するため、平成9年3月から9月までの間に、権限がないのに同分屯地内の立木 3,206.8m³を当該民間業者に伐採させ、国に同立木の評価額 8,472,635 円の損害を与えたものである。

なお、本件損害額については、16年1月に全額が同人から返納されている。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(1) アメリカ合衆国政府の有償援助による装備品等の調達に係る残余資金について、速やかに歳入として国庫に収納するための体制を整備するよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (部)雑収入 (款)諸収入 (項)弁償及返納金
部局等の名称	契約本部 (有償援助調達制度の所掌部局 内部部局)
残余資金の概要	我が国に係る未精算債務額の精算の結果残存することとなった資金で、アメリカ合衆国政府が管理する勘定に一時的に保管されているもの
我が国に返還されていない残余資金の額	5億4686万円(平成16年9月末) (4,971,498.11米ドルを16年9月末の出納官吏レートにより試算した額)

1 有償援助による調達の概要

(調達の制度)

防衛庁では、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」(昭和29年条約第6号)等に基づき、アメリカ合衆国政府(以下「合衆国政府」という。)から有償援助(Foreign Military Sales)により装備品等及び役務(以下「調達品等」という。)の調達(以下「FMS調達」という。)を実施している。

FMS調達は、「有償援助による調達の実施に関する訓令」(昭和52年防衛庁訓令第18号。以下「訓令」という。)に基づき、「その調達源が合衆国政府に限られるもの又はその価格、取得時期等を考慮して有償援助による調達が妥当であると認められ、かつ、合衆国政府が有償援助による販売を認めるもの」について行うこととされている。そして、国産品等の調達契約と異なり、武器輸出管理法等の合衆国政府の法令等に従って行われ、価格は合衆国政府の見積りによるもの、支払は原則として前払い、納期は予定となっているなど、合衆国政府から示された条件によるものとなっている。

FMS調達のうち、主要装備品等については契約本部(平成13年1月5日以前は調達実施

本部)が行っており(以下、この調達を「FMS 中央調達」という。)、主要装備品等の維持・修理に用いる補用部品等については各自衛隊の部隊等(陸上自衛隊中央会計隊、海上幕僚監部、海上自衛隊補給本部(10年12月7日以前は需給統制隊)、航空幕僚監部、航空自衛隊補給本部)が行っている(以下、この調達を「FMS 地方調達」という。)

(FMS 調達の手続)

FMS 調達においては、支出負担行為担当官(FMS 中央調達においては契約本部長等、FMS 地方調達においては各自衛隊ごとに官職指定された者。以下同じ。)が、合衆国政府から発給された引合書に署名して引合受諾書とした後にこれを合衆国政府に送付して取引が開始される(以下、引合受諾書に基づく個々の取引を「ケース」という。)。支払については、支出官(FMS 中央調達においては契約本部会計課長、FMS 地方調達においては各自衛隊ごとに官職指定された者)が引合受諾書に定められた条件に従い前払金を支払う。

合衆国政府では、国防財政会計サービス(Defense Finance and Accounting Service)が管理する連邦準備銀行内の信託基金において前払金を管理し、この前払金を基に給付すべき調達品等を購入するなどした上で、我が国に対して調達品等を給付する。

防衛庁では、訓令等に基づき、支出負担行為担当官が、合衆国政府から四半期ごとに発給される給付済みの調達品等の価格を記した計算書等により、給付が確認できた金額について前払金の精算の手続を執る。そして、支出負担行為担当官は、合衆国政府から発給される最終計算書等によりケース全体の給付の完了を確認し、当該ケースについて余剰金が生じた場合には、速やかに債権発生通知書を作成して歳入徴収官(FMS 中央調達においては契約本部会計課長、FMS 地方調達においては各自衛隊ごとに官職指定された者。以下同じ。)等に送付する。歳入徴収官等は、債権発生通知書の送付を受けたときは、速やかに、合衆国政府に対し余剰金の返済を請求して返済を受け、前払金の最終的な精算の手続を執る。

(新精算方式)

合衆国政府は、有償援助により給付すべき調達品等を調達するため、調達品等を購入する契約を業者と締結している(以下、この契約を「購入契約」という。)

従来、合衆国政府は、購入契約について業者との間で精算が完了するまでは、当該契約により購入した調達品等の給付に係るケースについて最終計算書を発給していなかった。このため、合衆国政府が有償援助による調達を行う複数の国に対して給付する装備品等を一つの購入契約により購入しているような場合には、有償援助の利用国では、調達品等の給付を受

けても合衆国政府との間でケースを精算することができず、長期にわたり多額の未精算額が生じる状況となっていた。

そこで、合衆国政府では、このような状況を改善するため、見積りに基づき最終計算書を発給することによって給付の完了後2年以内にケースを精算することを目標とする新精算方式(Accelerated Case Closure Procedures)を4年に導入した。

防衛庁でも、前払金の精算の促進のため、9年7月に新精算方式の枠組みに参加し、その時点で前払金の最終的な精算が終了していないすべてのケースについて同方式が適用されることとなった。

新精算方式においては、合衆国政府は、国防総省規則等に基づき、調達品等の給付が完了したケースについて、原則として給付完了から2年以内に、購入契約の契約金額のうち業者との間で精算が完了していない金額の見積額(Unliquidated Obligation。以下「未精算債務額」という。)に基づき最終計算書を発給し、各ケースの前払金から業者への支払済額と未精算債務額を差し引いた余剰金を返済することとしている。そして、当該ケースに係る未精算債務額については、その精算が完了するまで、未精算債務額の管理のために信託基金内に設置された仮勘定(Case Closure Suspense Account。以下「ケース終結仮勘定」という。)において管理することとしている。

我が国に係る未精算債務額でケース終結仮勘定内に管理されているものは、15年度末において、計378ケース、48,129,294.66米ドル(15年度出納官吏レート122円による試算額58億7177万余円)となっている。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

本院は、これまでもFMS調達について重大な関心をもって検査に当たってきたところであり、平成14年度決算検査報告において、防衛庁では新精算方式に参加しFMS調達に係る未精算の状況の改善に努めているが、なお未精算額が多額に上っている事態などについて「特に掲記を要すると認めた事項」として掲記している。

そこで、新精算方式においてケースの精算が適切に行われているかなどに着眼して引き続き検査するとともに、合衆国政府において有償援助等の安全保障協力の政策をつかさどる国防安全保障協力庁(Defense Security Cooperation Agency)に赴いて調査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

防衛庁は、新精算方式の枠組みに参加した際、合衆国政府から、最終計算書は見積価格算出後に価格変動が発生し得ないと判断したときに発給されてケースが精算され、余剰金が返済されるため、その後は原則として我が国に帰属すべき資金は発生しないとの説明を受けたとしている。

しかし、本院が国防安全保障協力庁において調査したところ、合衆国政府では、国防総省規則等に手続の定めはなかったものの、ケース終結仮勘定において管理している未精算債務額で精算が完了したものについて、年1回、未精算債務額が実際の精算額を上回ったことにより残存することとなった資金を、信託基金内で一時的に保管する勘定(Holding Account 7 QQ。以下「保管勘定7 QQ」という。)に移すこととしていた(以下、保管勘定7 QQに移された資金を「残余資金」という。)

そして、我が国についても、FMS中央調達及びFMS地方調達に係る計114ケース、4,971,498.11米ドルの残余資金が、次表のとおり発生していることが判明した。

残余資金が発生した日付	ケース数	残余資金の額(米ドル)
13年1月8日	16	22,965.71
14年1月9日	23	583,721.06
14年12月31日	43	814,998.97
16年3月30日	32	3,549,812.37
計	114	4,971,498.11

そこで、本院が防衛庁において検査したところ、同庁では、合衆国政府から、上表のとおり残余資金が発生しており、その返還等の取扱いについて指示を求める旨の通知をそれぞれ13年1月、14年1月、15年1月及び16年4月に受領していたが、最終計算書の発給後は原則として我が国に帰属すべき資金は発生しないと認識しており、残余資金に係る制度についての理解が十分でなかったことなどから、これらの通知を看過し、処理しないままとなっていた。

このため、16年9月末において、計114ケース、5億4686万余円(4,971,498.11米ドルを16年9月末の出納官吏レート110円により試算した額)の残余資金が、我が国に返還されていない。

残余資金は、合衆国政府において、新精算方式に基づく未精算債務額の精算の結果として

発生し、我が国の請求に応じて返還することとしているものであるから、合衆国政府からその発生の通知を受けた場合には速やかに返還を請求し、歳入として国庫に収納すべきものと認められた。

したがって、防衛庁において、残余資金について合衆国政府に対して返還を請求せず、その結果、歳入として国庫に収納していない事態は適切とは認められず、改善の要があると認められた。

なお、合衆国政府では、16年8月に、ケース終結仮勘定内で管理している未精算債務額の精算が完了した際に資金が残存した場合には、年1回、保管勘定7QQを通して利用国に返還するなどの手続を明文化した。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、防衛庁において、新精算方式に基づく未精算債務額の精算の結果として発生する資金についての認識が十分でなく、残余資金の返還についての処理方針が欠如しており、訓令等の内部規程において返還についての定めがなかったり、返還のための手続を行う部局も定まっていなかったりして、返還を受ける体制が整備されていなかったことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、防衛庁では、16年10月に訓令の運用についての通達を改正するなどし、残余資金については、訓令における余剰金の返済請求と同様の方法により契約本部において返還の手続を行うこととするなど、返還のための手続及び部局を定め、既に発生している残余資金及び今後発生する残余資金について、速やかに返還を請求し歳入として国庫に収納するための体制を整備する処置を講じた。

(2) 国際連合平和維持活動に伴う国際連合からの償還金について、遅滞なく歳入として国庫に収納するための体制を整備するよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (部)雑収入 (款)諸収入 (項)雑入
部局等の名称	内部部局
国際連合からの償還金の概要	国際連合平和維持活動(PKO)に部隊等を派遣した国が負担した費用について国際連合から派遣国に償還されるもの

PKOを実施した国又は地域	カンボディア、モザンビーク、ゴラン高原、東ティモール
国際連合からの償還金の額	28億0683万余円(平成8年12月～16年7月) (25,516,715.88米ドルの16年7月末現在の邦貨換算額)
上記のうち平成16年7月末現在で歳入として国庫に収納されていない償還金の額	20億2179万円 (18,379,988.48米ドルの同邦貨換算額)

1 国際連合からの償還金の概要

(国際連合平和維持活動の概要)

防衛庁では、「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」(平成4年法律第79号)に基づき、自衛隊を海外に派遣し国際連合平和維持活動(以下「PKO」という。)を実施している。このPKOは、国際連合(以下「国連」という。)の決議に基づき、武力紛争当事者間の武力紛争再発防止に関する合意の遵守の確保その他紛争に対処して国際の平和及び安全を維持するために国連の統括の下に行われる活動とされており、現地に置かれた国連の平和維持隊が行う平和維持活動に参加するものである。

そして、防衛庁では、平成4年9月に初めてカンボディアにおけるPKOに陸上自衛隊の部隊を派遣して以降、モザンビーク、ゴラン高原、東ティモールにおける各PKOにも同自衛隊の部隊を派遣しており、現在もゴラン高原で活動を継続している。これら派遣された部隊は、国連の平和維持隊の現地軍事司令官の指揮の下に平和維持隊の後方支援業務である施設の建設、維持補修や輸送等の業務に従事している。

(国連償還金の内容)

PKOでは、派遣国が負担した費用は、国連が派遣国に償還することになっている。この国連からの償還金(以下「国連償還金」という。)は、実際に派遣に要した費用が全額償還されるものではなく、国連が定めた基準及び国連と派遣国との間の協定に基づいて計算される金額により償還されることになっている。そして、国連償還金の対象となる費用は、派遣期間中の人件費、装備品等に係る費用となっている。

(国連償還金の受入れ)

国連償還金は、現地に派遣した部隊が、毎月国連の現地司令部に人員、活動日数等を記載

した報告書を提出し、国連は、その報告書に基づいて俸給、専門家手当、個人被服等の人件費に係る償還金額を決定し、また、協定に基づいてトラック、ブルドーザ等の装備品に係る償還金額を決定することになっている。そして、国連は、我が国に対する国連償還金については、本邦所在のA銀行(日本銀行代理店。以下「銀行」という。)を送金先として、銀行の別段預金に米ドルで送金することになっている。

この別段預金は、国連償還金を受け入れるために防衛庁が指定した振込先であって、国連償還金はこの別段預金に一時的に保管されている。銀行では、国連償還金の到着の都度、防衛庁管理局会計課(以下「会計課」という。)に「外国送金到着案内」及び「領収書兼告知書」(別段預金として現金を預かっていることを証する文書で別段預金を引き出す際に銀行に提示することとされている。)を送付している。

これらの文書を受け取った会計課は、これらの文書のうち「外国送金到着案内」の写しを運用局運用課(以下「運用課」という。)に手渡すことになっている。

(国連償還金の国庫収納)

防衛庁では、国連償還金を歳入として国庫に収納する事務処理について、5年3月に定めた「自衛隊の部隊が行うPKO活動に要した費用の償還金の取扱について」(以下「国連償還金の取扱」という。)に基づき、次のとおり実施することとなっている。

- ① 国の債権の管理等に関する法律(昭和31年法律第114号)の規定に基づき債権発生を通知する者に指定されている運用課長は、「外国送金到着案内」を受けたときは、遅滞なく国連償還金の内容を確認の上、債権発生通知書を作成し、「外国送金到着案内」を添付して歳入徴収官に指定されている会計課長に通知する。
- ② 会計課長は、運用課長から債権発生通知を受けたときは調査・確認の上、債権管理簿に記載し、直ちに徴収の決定を行う。そして、徴収の決定を行った国連償還金の債権について、納入告知書を作成し、当該納入告知書及び「領収書兼告知書」を日本銀行代理店に送付して歳入の手続を行い、国連償還金を国庫に収納する。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

防衛庁がPKOに自衛隊を初めて派遣してから10年以上経過し、PKOに係る国連償還金も順次送金されてきている。そこで、国連償還金の到着から国庫に収納するまでの事務処理が適正に行われているかに着眼して検査した。

(検査の対象)

検査に当たっては、防衛庁が陸上自衛隊の部隊を派遣したカンボディア、モザンビーク、ゴラン高原、東ティモールにおける PKO に係る国連償還金を対象として検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 国連償還金の別段預金への到着状況

防衛庁において会計書類等が保存され、本院が確認できた8年12月19日から16年7月末までに銀行の別段預金に到着した国連償還金は、60件、25,516,715.88米ドル(16年7月末現在の邦貨換算額2,806,838,740円)となっていた。

そして、国連償還金の状況を PKO の別にみると、次のとおりとなっていた。

- ① カンボディアに係る国連償還金については、3件、4,876,305.21米ドル(同536,393,572円)が到着していた。そして、装備品に係る費用の大半は国連から償還されているが、財源となる加盟国の国連への分担金の拠出が遅延しているため、我が国への償還が一部遅延しており、今後も引き続き償還が行われることになっていた。
- ② モザンビークに係る国連償還金については、3件、114,027.96米ドル(同12,543,074円)が到着し、償還は終了していた。
- ③ ゴラン高原に係る国連償還金については、45件、4,324,938.71米ドル(同475,743,254円)が到着していた。そして、人件費は16年4月までの分、装備品に係る費用は16年3月までの分がそれぞれ償還されていた。
- ④ 東ティモールに係る国連償還金については、9件、16,201,444.00米ドル(同1,782,158,840円)が到着していた。そして、人件費は16年4月までの分が償還されていたが、装備品に係る費用については、個別協定を締結するべく我が国と国連との間で調整中であるので償還されていなかった。

(2) 国連償還金の国庫収納の状況

銀行の別段預金に到着した上記の国連償還金60件のうち、9年3月7日から16年7月末までに歳入として国庫に収納されたものは、28件、7,136,727.40米ドル(国庫収納時の邦貨換算額での計792,410,699円)と、件数で47%、金額で28%となっていた。この中には、国連償還金の到着から国庫収納までに要した期間が1年以上2年未満のものが3件、2年以上のものが11件あり、最長のものは1,093日間となっていて、国連償還金を歳入

として国庫に収納するまでの事務処理に長期間を要している状況となっていた。

(3) 国庫に収納されていない国連償還金の状況

銀行の別段預金に到着した国連償還金のうち、国庫に収納されていないものは、16年7月末現在で32件、18,379,988.48米ドル(16年7月末現在の邦貨換算額2,021,798,728円)と、件数で53%、金額で72%となっていたが、この中には、銀行の別段預金に滞留している期間が1年以上2年未満のものが10件、2年以上のものが6件あり、最長のものは1,032日間滞留していた。また、14年7月から16年7月までに到着した東ティモールに係る国連償還金9件は、16年7月末現在いずれも国庫に収納されていなかった。

(4) 国連償還金の取扱状況

運用課では、国連償還金の銀行の別段預金への到着を、会計課から受領する「外国送金到着案内」の写し及び国連から外務省を通じて受領する国連償還金の送金及び内訳を通知する公文書により把握していた。そして、国連償還金の到着を把握した後、その内容を確認するために、PKOに派遣した陸上自衛隊の部隊が国連の現地司令部に提出した報告書と同様の実績報告書が陸上幕僚監部に提出されていることからこれを陸上幕僚監部から徴し、実績報告書と国連からの公文書に記載された償還金の内訳を照合、精査することにより、国連償還金の内容を確認することとなっていた。

しかし、運用課では派遣部隊の実績報告書を陸上幕僚監部から徴することに日時を費やすなどして、国連償還金の取扱に定められている遅滞なく会計課長に債権発生通知を行う体制とはなっていなかった。

以上のように、国連償還金を遅滞なく歳入として国庫に収納していなかったのは適切とは認められず、改善の要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、国連償還金の内容の確認に当たり、国連償還金の到着を待って、現地派遣部隊が陸上幕僚監部に提出した実績報告書を陸上幕僚監部から徴することとしているなど、国連償還金を遅滞なく歳入として国庫に収納する体制が整備されていなかったことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、防衛庁では、16年10月に通知を発し、国連償還金の国庫への収納に係る事務を迅速に行えるよう、現地派遣部隊が国連の現地司令部に報告書

を提出した際に、当該報告書と同様の実績報告書を各幕僚監部から徴することとし、国連償還金を遅滞なく歳入として国庫に収納する体制を整備する処置を講じた。

第3 総 務 省

不 当 事 項

補 助 金

- (2) 電気通信格差是正事業等の実施及び経理が不当と認められるもの
 (4)

会計名及び科目	郵政省所管 一般会計 (組織)郵政本省 (項)郵政本省 総務省所管 一般会計 (組織)総務本省 (項) 情報通信格差是正事業 費 財務省所管 産業投資特別会計(社会資本整備勘定) (項)改革推進公共投資情報 通信格差是正事業資金 貸付金
部局等の名称	総務本省(平成13年1月5日以前は郵政本省)
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	市1、町1、連携主体1、計3事業主体
補助事業	電気通信格差是正 地域インターネット導入促進基盤整備 情報通信格差是正 広域的地域情報通信ネットワーク基盤施設整備 地域イントラネット基盤施設整備
補助事業の概要	地域における高度情報化社会の均衡ある発展を図るため、高度情報通 信ネットワーク等先導的な情報通信基盤の施設等を設置するもの
事業費の合計	845,117,910円(平成12年度～14年度)
上記に対する国 庫補助金交付額 の合計	336,200,000円
不当と認める事 業費	38,338,636円(平成12年度～14年度)
不当と認める国 庫補助金交付額	16,952,000円

1 補助金の概要

総務省(平成13年1月5日以前は郵政省)では、地域における情報基盤を整備し高度情報化社会の均衡ある発展を図るため、電気通信格差是正事業等の一環として、次のような広域的地域情報通信ネットワーク基盤施設整備事業等を行う市町村等に対し、その事業に要する経費の一部として電気通信格差是正事業費補助金等を交付し又は無利子貸付金^(注)を貸し付けている。

(1) 広域的地域情報通信ネットワーク基盤施設整備事業

広域的地域情報通信ネットワーク基盤施設整備事業は、複数の市町村にまたがる区域において、都道府県又は市町村で構成される事業主体(以下「連携主体」という。)が、広域的情報通信ネットワークの基盤となる施設及び設備を設置するものであり、その補助対象事業費は、当該事業に必要な伝送施設、送受信装置等の設備の設置に要する経費とされている。そして、補助金の交付については、当該事業を市町村の連携主体が行う場合は補助対象事業費の2分の1に相当する額を当該連携主体に交付することとなっている。

(2) 地域イントラネット基盤施設整備事業

地域イントラネット基盤施設整備事業は、都道府県、市町村等が地域におけるLAN(地域イントラネット)等の施設及び設備を設置するものであり、その補助対象事業費は、当該事業に必要なセンター施設、伝送施設、送受信装置等の設備の設置に要する経費等とされている。そして、補助金の交付については、当該事業を市町村が行う場合は補助対象事業費の3分の1に相当する額を当該市町村に交付することとなっている。

(3) 地域インターネット導入促進基盤整備事業

地域インターネット導入促進基盤整備事業は、65歳以上の人口比率が高いなどの条件に該当する市町村が、各種行政分野においてインターネットを活用して地域住民に双方向の行政サービスを提供する施設及び設備を設置するものであり、その補助対象事業費は、当該事業に必要な伝送施設、送受信装置等の設備の設置に要する経費とされている。そして、補助金の交付については、補助対象事業費の3分の1に相当する額を当該市町村に交付することとなっている。

そして、事業主体は事業完了後に実績報告書を総務省に提出し、同省はその内容の審査を行うとともに必要に応じて現地調査等を行うこととなっている。

(注) 無利子貸付金 日本電信電話株式会社の株式の売払収入を財源とする財務省所管産業投資特別会計社会資本整備勘定からの無利子貸付金。この無利子貸付金については、その償還時に国の補助が行われることになっていることから、補助金と同様に取り扱われている。

2 検査の結果

福島県ほか 11 都県において、県、市町村、連携主体等の計 194 事業主体について検査した結果、3 事業主体が実施した 3 件の補助事業(補助対象事業費計 845,117,910 円)において、事業主体が、補助対象事業費に補助の対象とはならない設備の購入費等を含めていたり、光ファイバケーブル(以下「光ケーブル」という。)の材料費等の負担額を適切に算定していなかったりなどしていた。このため、補助対象事業費 38,338,636 円が過大になっていて、これに係る国庫補助金相当額 16,952,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において補助事業の適正な実施に対する認識が十分でなかったこと、総務省において事業主体から提出された実績報告書の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

これを事業主体の所在する県別に示すと次のとおりである。

県名	事業主体	補助事業	年度	事業費 (補助対象事業費)	左に対する国庫補助金	不当と認める補助対象事業費	不当と認める国庫補助金	摘要
				千円 ()	千円	千円	千円	
(2) 福島県	連携主体 (南会津郡 館岩村、伊 南村)	広域的 地域情報 通信ネッ トワーク 基盤施設 整備	13、14	326,970 (326,970)	163,485	25,037	12,519	補助の 対象外

この補助事業は、南会津郡館岩村及び伊南村において、両村の公民館をそれぞれ館岩村情報センタ、伊南村情報サブセンタとして整備するとともに、小中学校、診療所等 19 箇所の公共施設に情報端末等の機器を設置し、これらの公共施設を館岩村情報センタを起点にして光ケーブル(延長 53.3km)で接続するネットワークを整備することとしたものである。事業主体は、本件事業費を 326,970,000 円(補助対象事業費同額)とし、国庫補助金 163,485,000 円の交付を受けていた。

しかし、事業主体では、当初計画を変更し、伊南村に所在する公共施設については伊南村情報サブセンタから接続することとして工事費を減額し、その分、幼稚園等の公共施設への光ケーブルの敷設費やパーソナルコンピュータの購入費等を追加していた。そして、この中に、本件事業に関係のない施設の空調設備費や補助の対

県名	事業主体	補助事業	年度	事業費 (補助対象事業費) 千円	左に対する 国庫補助金 千円	不当と認める補助 対象事業費 千円	不当と認める国庫 補助金 千円	摘要
----	------	------	----	------------------------	----------------------	-------------------------	-----------------------	----

象とはならないソフトウェアの購入費等 25,037,823 円を含めていた。

したがって、適正な補助対象事業費は 301,932,177 円となり、前記の補助対象事業費 326,970,000 円との差額 25,037,823 円に係る国庫補助金相当額 12,519,000 円が過大に交付されていた。

(3)	新潟県	小千谷市	地域インターネット基盤施設整備	14	486,429 (483,151)	161,050	5,412	1,804	補助金の過大交付
-----	-----	------	-----------------	----	----------------------	---------	-------	-------	----------

この補助事業は、小千谷市において、小中学校、図書館等 54 箇所の公共施設に情報端末等を設置するとともに、これらの公共施設とセンター施設とを光ケーブル(延長 80.4km)で接続するネットワークを整備したものである。事業主体は、本事業のうち、光ケーブルの敷設についてはケーブルテレビ会社と共同で行うこととしていたが、その材料費の負担額は、単独で敷設するものと仮定した場合に使用する心数の光ケーブルの材料費としていた。そして、本件事業費を 486,429,300 円(補助対象事業費 483,151,410 円)とし、国庫補助金 161,050,000 円の交付を受けていた。

しかし、実際には、事業主体が使用する心数とケーブルテレビ会社が使用する心数を合わせた心数の光ケーブルが敷設されており、このような場合には、実際に敷設された光ケーブルの材料費を両者の使用する光ケーブルの心数の割合であん分して負担すべきであった。

したがって、適正な補助対象事業費は、過小に算定されていた労務費等を考慮するなどしても 477,738,815 円となり、前記の補助対象事業費 483,151,410 円との差額 5,412,595 円に係る国庫補助金相当額 1,804,000 円が過大に交付されていた。

(4)	滋賀県	愛知郡愛東町	地域インターネット導入促進基盤整備	12	34,996 (34,996)	11,665	7,888	2,629	事業の計画不適切
-----	-----	--------	-------------------	----	--------------------	--------	-------	-------	----------

この補助事業は、愛知郡愛東町において、町庁舎内にサーバ等を設置するとともに、診療所等 5 箇所の公共施設及び自治会が管理する 23 箇所の集落センター等にノート型パーソナルコンピュータ(以下「ノートパソコン」という。)等を情報端末として設置し、これらの施設をインターネット等を介して接続するネットワークを整

県名	事業主体	補助事業	年度	事業費 (補助対象事業費) 千円	左に対する 国庫補助金 千円	不当と認める補助 対象事業費 千円	不当と認める国庫 補助金 千円	摘要
----	------	------	----	------------------------	----------------------	-------------------------	-----------------------	----

備することとしたものである。事業主体は、本件事業費を 34,996,500 円(補助対象事業費同額)とし、国庫補助金 11,665,000 円の交付を受けていた。

しかし、ノートパソコン等を設置した上記施設のうち 23 箇所の集落センター等は通常は施錠されている施設であり、地域住民が自由に入出りできる環境にないことから、これらの施設にインターネットの情報端末を設置することとした計画は適切ではなかった。さらに、事業主体では、インターネットへの接続費用を負担しないこととしていて、その接続計画も曖昧なままであったため、集落センター等に設置したノートパソコンはインターネットに接続されていない状況であった。

したがって、集落センター等に設置したノートパソコン等(購入費相当額 7,888,218 円)は、計画が適切でなかったため情報端末として機能しておらず、これに係る国庫補助金相当額 2,629,000 円が不当と認められる。

(2)-(4)の計	848,395 (845,117)	336,200	38,338	16,952
-----------	----------------------	---------	--------	--------

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 地上デジタルテレビジョン放送の開始に伴うアナログ周波数変更対策業務について、放送機の転活用を図ることなどにより経済的に実施するとともに、受信アンテナ等の材料費の積算を適切なものとするよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)総務本省 (項)電波利用料財源電波監視等実施費
部局等の名称	総務本省
補助の根拠	電波法(昭和 25 年法律第 131 号)
補助事業者	社団法人電波産業会

間接補助事業者	放送事業者、一般受信者等
補助事業	特定周波数変更対策
アナログ周波数変更対策給付金の概要	特定周波数変更対策交付金を財源として、下記の工事等を行った者に支払われる給付金
	(1) 送信対策 周波数の変更等が必要となる中継放送局において、放送事業者等が、放送機設備等について送信周波数の変更等を行う工事等
	(2) 受信対策 一般受信者が、対象チャンネルを受信するために、テレビ、ビデオデッキ等のチャンネルプリセットを変更したり、アンテナ及びブースターを交換したりするなどの工事
アナログ周波数変更対策給付金の支給総額	(1) 68億8698万余円(平成14、15両年度) (2) 150億2780万余円(平成14、15両年度)
上記のうち放送機の改修等を行っているものに係る工事費及びアンテナ等材料費の積算額	(1) 55億9250万余円(平成14、15両年度) (2) 9億5968万余円(平成14、15両年度)
転活用を図るなどの検討の対象となる放送機器費	(1) 31億2064万円(平成14、15両年度)
低減できたアンテナ等の材料費積算額	(2) 2億1770万円(平成14、15両年度)

1 制度の概要

(アナログ周波数変更対策業務の概要)

総務省では、平成15年12月より、関東・中京・近畿の三大都市圏から段階的に進められている地上デジタルテレビジョン放送(以下「地上デジタル放送」という。)の開始に当たり、電波法(昭和25年法律第131号)に基づき、13年8月に社団法人電波産業会(以下「電波産業会」という。)を指定周波数変更対策機関に指定し、アナログ周波数変更対策業務を行わせている。

このアナログ周波数変更対策業務は、地上デジタル放送に使用する周波数(チャンネル)を確保するため、既にアナログテレビジョン放送に割り当てられている送信周波数を変更するものであり、放送事業者等が行う送信周波数の変更等の対策(以下「送信対策」という。)と、

周波数(チャンネル)が変更される地域において一般受信者等が行うテレビ、ビデオデッキ等のチャンネルプリセットの変更やアンテナの交換等の対策(以下「受信対策」という。)とがある。

(国の費用負担とその方法)

アナログ周波数変更対策業務に要する費用は、電波法等の規定により次のとおり負担することとなっている。

ア 送信対策については、関東・近畿の各広域圏を対象地域とする放送事業者が実施する放送用機器の改修等の工事に要する費用は各事業者の負担とし、それ以外の放送事業者等(日本放送協会を含む。)が実施する工事に要する費用は国が負担する。

イ 受信対策については、原則として、事業所、ホテル等を除いた一般住宅等における工事に要する費用は国が負担する。

総務省では、上記の国が負担する送信対策や受信対策に要する費用は総額約1800億円と見込んでおり、電波利用料をこれらの費用に充てることとしている。

そして、総務省では、電波産業会に対し、アナログ周波数変更対策業務の実施に要する費用として特定周波数変更対策交付金を交付しており、電波産業会では、この交付金を財源として、送信対策にあっては放送機設備の改修等の工事が必要な放送事業者等に対し、また、受信対策にあってはチャンネルプリセットの変更やアンテナの交換等が必要な一般受信者等に対し、アナログ周波数変更対策給付金(以下「給付金」という。)を支給することとしている。

また、電波産業会では上記の給付金の支給に当たっては、アナログ周波数変更対策給付金支給要領を定め、給付金の支給を受けようとする個々の放送事業者等や一般受信者等からアナログ周波数変更工事給付金支給申請書等(以下「申請書」という。)の提出を受け、その内容を審査して交付決定することとしている。

(送信対策)

送信対策は、全国各地の約3,500箇所を設置されているテレビジョン放送局のうち、放送電波を中継する放送局(以下「中継局」という。)において、周波数の変更や混信の除去等が必要となる場合があることから、放送事業者等が事業主体となって、送受信アンテナ、放送機、電源等の各設備を対象にして送信周波数及び受信周波数の変更等の工事を行うものである。

そして、送信対策による周波数(チャンネル)の変更に対応してチャンネルプリセットの変更等の受信対策が行われる場合は、受信対策が完了するまでの間、旧周波数と新周波数とで並行して同じ番組を放送することとしており、この並行放送期間は、おおむね1箇月から2箇月程度となっている。

上記の送信対策に要する給付金は14年度から支給されており、14、15両年度に工事を行った364箇所に係る支給総額は、14年度21億8191万余円、15年度47億0507万余円、計68億8698万余円となっている。

(受信対策)

受信対策は、送信対策の実施により、周波数(チャンネル)が変更される地域内の一般住宅等において、テレビ、ビデオデッキ等のチャンネルプリセットの変更やアンテナ及びブースター(以下「アンテナ等」という。)の交換等を行うものである。

受信対策の実施に当たっては、電波産業会では、おおむね各県単位に地域受信対策センターを設置し、各センターごとに調査等を行う現地業務受託者と実際の工事に当たる工事統括者を選定し、以下のように各業務を委託している。

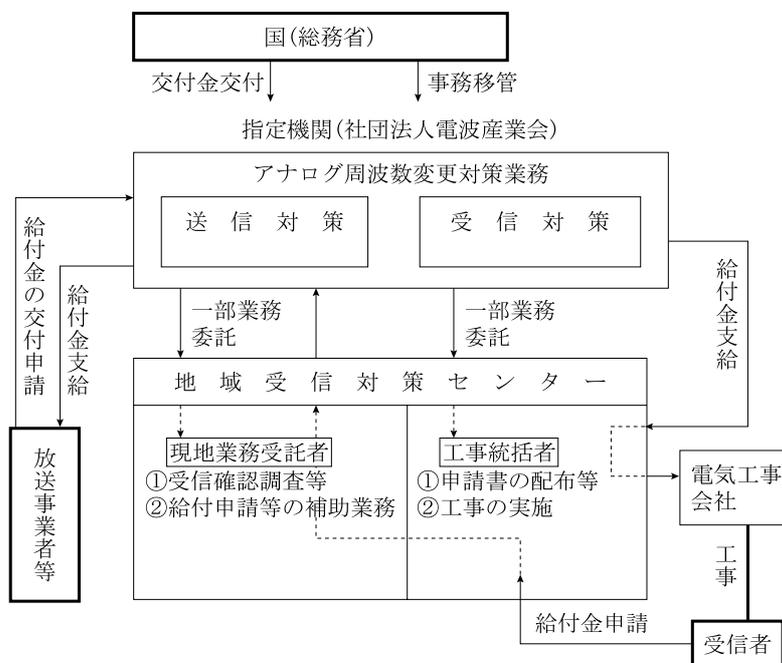
- ① 現地業務受託者は対策地域内の住宅等について受信対策が必要かどうかの確認調査等を行う。
- ② 工事統括者が①のデータに基づき、各受信者に対し、実施する工事の内容を案内するとともに申請書の配布及び取りまとめを行う。
- ③ 工事統括者の契約した電気工事会社が、各受信者の住宅等を訪問し、チャンネルプリセットの変更やアンテナ等の交換等の工事を行う。

そして、アンテナ等の交換は、チャンネルプリセットを変更しても対象チャンネルが良好に受信できない場合に行うこととなっており、既設のアンテナをUHF帯でも電波の受信帯域が異なるアンテナや高性能のアンテナに交換したり、信号を増幅するためのブースターを設置したりするものである。

また、給付金の支給手続については、次のとおりとなっている。すなわち、工事完了後、電気工事会社が各受信者から「アナログ周波数工事完了届兼実績報告書」を受領し、これを工事統括者及び現地業務受託者を通じて電波産業会に提出する。そして、給付金はこれらの金額を集計し、電波産業会から工事統括者に支給することとなっている。

上記の受信対策に要する給付金は14年度から支給されており、14、15両年度の給付金の支給総額は、14年度7288万余円、15年度149億5492万余円、計150億2780万余円となっている。

＜アナログ周波数変更対策の流れ図＞



2 検査の結果

(検査の着眼点)

アナログ周波数変更対策は、地上デジタル放送の全国への展開に合わせて14年度から18年度までの短期間に集中的に実施しなければならず、また、その事業費も多額に上ることが見込まれている。

このため、アナログ周波数変更対策の実施状況について早急に検査を行い、その結果を事業の実施に反映させる必要があることから、16年次の検査において、送信対策及び受信対策に係る工事が経済的かつ効率的に実施されているかについて、集中的に検査を実施した。検査に当たっては、特に、中継局の主要設備の一つである放送機の設置等が経済的に行われているか、また、使用するアンテナ等の材料費の積算が適切に行われているかに着目して検査した。

(検査の対象)

送信対策については、給付金の支給対象工事のうち放送機の改修等が行われている計564

件、給付金支給額計 55 億 9250 万余円を対象として検査した。

受信対策については、既に業務を開始している 13 地域受信対策センター^(注1) (15 年度末現在)のうち、茨城地域受信対策センターほか 9 地域受信対策センター^(注2)において実施した受信対策に係る工事 261,313 件(チャンネルプリセットの変更のみ実施していたもの 121,380 件、チャンネルプリセットの変更に加えてアンテナ交換等を実施していたもの 139,933 件)、給付金支給額計 128 億 3945 万余円を対象として検査した。

(検査の結果)

(1) 送信対策について

送信対策の実施に当たっては、放送機を構成する各機器の交換等を行うこととなるが、このうち、並行放送を行う場合は、放送事業者等は同一局舎内に放送機を増設するなどして、並行放送期間中、一時的に新旧周波数の 2 台の放送機を使用し、同期間の終了後、旧周波数の放送機を撤去するなどしている。そして、改修等を行う放送機の多くは、ユニット化された受信部、送信部及び付帯機器の各部分で構成されていて、原則としてユニットごとに交換ができる構造となっている。

送信対策におけるこれらの放送機の改修等の状況を調査したところ、大別して次の 3 方式により実施されていた(参考図参照)。

ア 放送機全体を新設しているもの

この方式は、受信部等を含めた放送機全体を新設して、新周波数の放送機とし、並行放送期間の終了後に旧周波数の放送機を撤去するなどしているものであり、この方式を採っているものは 108 箇所 157 件(給付金支給額 29 億 3767 万余円、このうち設置工事費等を除いた放送機器費 18 億 2853 万余円)あった。

イ 放送機の一部を交換しているもの

この方式は、放送機全体を新設することなく、放送機のうち送信部のみを新設したり交換したりするなどしているものであり、この方式を採っているものは 281 箇所 376 件(給付金支給額 21 億 4343 万余円、放送機器費 10 億 4687 万余円)あった。

ウ 放送機を仮設し、並行放送期間終了後、他の中継局に転活用しているもの

この方式は、並行放送に必要な放送機を購入し、複数の中継局の間で転活用しているものであり、この方式を採っているものは、30 箇所 31 件(給付金支給額 5 億 1139 万余円、放送機器費 2 億 4523 万余円)あった。

そして、上記の3方式についてみると、アの放送機全体を新設しているものについては、受信部と送信部が一体となっていて部分的な改修ができないなど技術的な理由から放送機全体を新設したものもあるが、申請書に放送機全体を新設する必要性が明記されていないため、放送事業者等において十分な検討が行われているかどうか明らかでなかった。また、このため電波産業会においても十分な審査を行うことができない状況となっていた。

また、イの放送機の一部を交換しているものについては、旧送受信部の局部発振器等のみを交換しているもの(95件)や混信対策用の付帯機器のみを追加しているもの(98件)など限定的な対策にとどめて経済的に実施しているものがある一方で、新周波数の受信部や送信部の全体を新設しているもの(139件)が見受けられ、その対応方法は区々となっていた。しかし、アと同様に申請書にこのような方式を採る理由が明記されていないため、電波産業会において十分な審査を行うことができない状況となっていた。

そして、ウの放送機を仮設して転活用しているものについては、並行放送期間の終了後、仮設の送信部を取り外し他の中継局に転用することとしていたものが25件(給付金支給額4億5676万余円、放送機器費2億2633万余円)あった。一方、これらの仮設の送信部を受け入れ活用していたものが6件(給付金支給額5463万円、放送機器費1889万余円)あり、この場合放送機に係る費用は相当低廉なものとなっていた。

送信対策の実施状況は、上記のとおりとなっていたが、いずれの場合も放送事業者等がそれぞれの方式を採る理由を申請書に明記しておらず、他の中継局への転活用の検討がされているかどうか明らかでなかったため、検査の対象となった564件(放送機器費31億2064万余円)について個々の中継局の改修方法の当否を確定するまでには至らなかった。

しかし、放送機が一体となっていて部分的な改修ができないなどの特段の理由がない場合にアの放送機全体を新設する方式を採ることは、イの放送機の一部を交換する方式やウの放送機を仮設して転活用する方式と比べて、費用面で割高となるだけでなく、引き続き使用可能な放送機を廃棄するなど資源の有効利活用の観点からも適切ではないと認められた。また、イの放送機の一部を交換する方式においては、交換する部分が必要最小限の範囲を超えないようにしたり、ウの放送機を仮設して転活用する方式の採用を検討したりする必要があると認められた。

(2) 受信対策について

受信対策の実施に当たり、電波産業会では、アンテナ等の材料単価については、全国地上デジタル放送推進協議会が各メーカーの希望小売価格を調査して定めたとする受信対策単価(以下「協議会単価」という。)を基に、次のように算定していた。

すなわち、標準アンテナ(UHF用14~20素子程度)については、協議会単価の5,000円(税込価格)から消費税額を控除した額に90%を乗じて得た価格4,290円と算定し、また、同様にして高性能アンテナ(同26~30素子程度)については12,000円、ブースターについては10,290円と算定していた。

しかし、受信対策に使用するアンテナ等は一般に市販されている製品であり、工事統括者が購入し下請けの電気工事会社に支給しているものであったことから、市場における実際の取引価格について、家電量販店等におけるアンテナ等の実際の販売価格(以下「実勢販売価格」という。)を調査した。

その結果、アンテナ等は、メーカー希望小売価格に比べ相当割引かれて販売されており、その実勢販売価格の割引率は30%程度となっていた。これに対し、電波産業会が採用している前記の材料単価をメーカー希望小売価格と比べた場合の割引率は機種により5.1%~15.5%となっていた。したがって、電波産業会が採用しているアンテナ等の材料単価は、実勢販売価格と比べて相当割高なものとなっており、早急に、実態に見合った単価に改定する必要があると認められた。

検査を実施した10地域受信対策センターにおけるアンテナ等(アンテナ89,689本、ブースター51,927台)の積算額9億5968万余円について、実勢販売価格の割引率を適用して算定した材料単価を用いて修正計算すると計7億4197万余円となり、積算額を約2億1770万円低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、地上デジタル放送への早期転換を図るため本件対策において短期間に多数の工事を円滑に実施しなければならないなどの事情にもよるが、総務省からアナログ周波数変更対策に係る事務移管を受けている電波産業会において、次のようなことによるものと認められた。

- (ア) 送信対策について、申請内容の審査を行う際に、工事の内容及び費用が必要最小限のものとなっているかの審査が十分に行われていなかったこと、また、各放送事業者等における放送機の転活用への取組が十分でないこともあり、事業者間の転活用のための情報提供

が図られていなかったこと

- (イ) 受信対策について、アンテナ等の材料単価の算定に当たり、実勢販売価格を適切に反映させるなどの経済性に対する配慮が十分でなかったこと

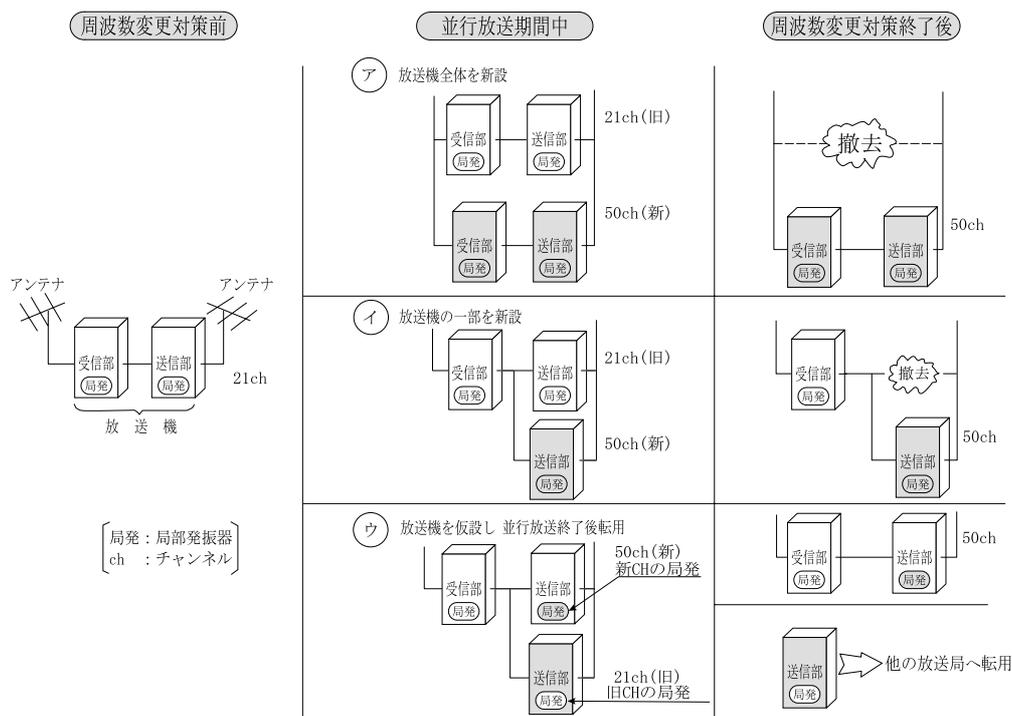
3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、総務省では、16年9月に電波産業会に対し通知文書を発し、工事内容を精査できる審査体制の充実、放送機の転活用及び材料単価の見直しを指示するなどして、アナログ周波数変更対策を経済的に実施する処置を講じた。

- (注1) 13地域受信対策センター 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京・神奈川、岐阜、愛知・三重、滋賀・京都、大阪・奈良、兵庫、和歌山、香川各地域受信対策センター
- (注2) 茨城地域受信対策センターほか9地域受信対策センター 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京・神奈川、愛知・三重、大阪・奈良、兵庫、香川各地域受信対策センター
- (注3) 局部発振器 放送機の主要な構成部品で水晶発振子等を用いてテレビジョン放送に必要な周波数の信号を発生させる機器
- (注4) 全国地上デジタル放送推進協議会 アナログ周波数変更対策の円滑な実施、デジタル放送への円滑な移行と普及・発展を図るため、13年7月に総務省、放送事業者が設立した任意団体

(参 考 図)

<送信対策模式図>



(2) 物品の管理に当たり、取得、処分等の手続を適正に行うとともに、帳簿への記録等が物品の現況を反映した正確なものとなるよう改善させたもの

会計名	(1) 一般会計		
	(2) 交付税及び譲与税配付金特別会計(交付税及び譲与税配付金勘定)		
部局等の名称	(1) 総務本省、自治大学校、情報通信政策研究所、北海道管区行政評価局ほか5行政評価局等、北海道総合通信局ほか10総合通信局等、消防庁、消防大学校		
	(2) 総務本省		
物品の概要	総務省所管に属する取得価格が50万円以上の機械及び器具		
平成14年度物品増減及び現在額報告書に記載した重要物品の数量及び価格	(1)	5,931個	688億3632万余円(平成14年度末)
	(2)	20個	2920万余円(平成14年度末)
	計	5,951個	688億6553万余円
帳簿への記録等が物品の現況を反映した正確なものとなっていなかった重要物品の数量及び価格	(1)	946個	55億6059万円
	(2)	9個	2250万円
	計	955個	55億8310万円
〔上記の結果に基づき修正した平成14年度末現在の重要物品の数量及び価格〕	(1)	5,658個	671億4769万余円
	(2)	11個	669万余円
	計	5,669個	671億5438万余円

1 物品管理の概要

(国の物品管理)

国の物品については、その適正かつ効率的な供用その他良好な管理を図るため、物品管理法(昭和31年法律第113号)等に基づき、各省各庁の長が物品の取得、保管、供用及び処分(以下「管理」という。)を行い、その委任を受けた当該各省各庁所属の職員(以下「物品管理官」という。)が管理事務を行うこととなっている。

物品管理官は、物品を適正に管理するために物品管理簿を備え、物品の異動に関する事項及びその他物品の管理上必要な事項を記録し、取得価格が50万円以上の機械及び器具(以下「重要物品」という。)については、その取得価格を記録しなければならないこととなっている。

そして、物品管理官が交替又は廃止される場合、前任の物品管理官は、交替又は廃止日前日に物品管理簿の数量等を記載した引継書を作成し、当該引継書とともに物品管理簿を引き継ぐこととなっている。

また、各省各庁の長は、重要物品について、毎会計年度末の物品管理簿の記録の内容に基づいて、物品増減及び現在額報告書(以下「報告書」という。)を作成することとなっており、この報告書に基づいた物品の現在額等は内閣から国会に報告されている。

(総務省の物品管理)

中央省庁等改革関連の諸法律に基づき、国の行政機関は、平成13年1月6日以降、新たな組織体制へ移行している。総務省の場合、総理府のうち総務庁などの一部部局と郵政省、自治省(以下、これらの省庁を「旧省庁」という。)が統合し新たに設置されており、設置前に旧省庁が管理していた物品については、同省において一括で管理を行うこととなった。

総務省では、総務省所管物品管理取扱規則(平成13年総務省訓令第53号。以下「取扱規則」という。)を制定し、これに基づき、15年度末現在、内部部局、施設等機関、地方支分部局等に計78の物品管理官を設置している。

(総務省における物品管理の取扱い)

総務省における物品の管理については、物品管理法等のほか、取扱規則等の定めるところによることとされており、総務大臣から委任を受けた職員(以下「部局長」という。)等は、物品管理官が行う物品の管理に関する行為について必要な様式及び手続を定めることができることとなっている。

そして、物品管理簿等への記録、主な物品管理の事務手続、物品管理官に対する検査については、次のように行うこととされている。

ア 物品管理簿等への記録

物品管理官は、重要物品の物品管理簿(以下「重要物品管理簿」という。)とそれ以外の物品の物品管理簿に分けて、物品の分類、細分類及び品目別に、物品の異動に関する事項等を記録する。このうち、品目については、物品管理官自身が適正に管理できるように具体的な品目を定めることとなっている。また、重要物品については、別途補助簿により、物品一個ごとの価格を明らかにしておくこととなっている。

イ 物品管理の事務手続

(ア) 取得

物品管理官は、物品を必要とする部署から物品取得の伺いを提出させ、取得の必要性があると判断した場合には、契約等担当職員に対し、物品の品目、数量等を示して取得のための措置を請求する。そして、契約等担当職員は、取得の措置を講じ、速やかにその物品の取得日、価格などの必要な事項を物品管理官に通知する。

また、上記のほか、物品に係る事務又は事業を行う職員が、その職務を行うことにより国において取得する物品又は取得した物品があると認めるときは、速やかにその旨を物品管理官に通知する。

(イ) 管理換

物品管理官は、その管理する物品について他の物品管理官へ管理換をするときは、部局長の承認を受け、当該管理換を受ける物品管理官に、その物品の数量、価格などの必要な事項を通知する。

(ウ) 処分

物品管理官は、管理換等により有効利用が図れない物品については、不用の決定をする。このうち重要物品に該当する物品は、当該決定の対象となる物品の品目、規格、価格、不用とする理由等を示した上で、あらかじめ部局長の承認を受ける。

そして、上記(ア)、(イ)、(ウ)いずれの場合も、物品管理官は、物品の異動があった都度、物品管理簿に物品の異動数量、現在高を記録し、重要物品に該当する場合にはその価格の増減も記録するとともに、補助簿に物品一個ごとの価格を新たに記録したり、減じたりする。

ウ 物品管理官に対する検査

毎会計年度1回及び物品管理官の交替又は廃止があったときはその都度、部局長等が命ずる検査員は、物品管理官の物品の管理行為が法の規定に適合しているかどうかをその管理に係る物品及び帳簿について検査する。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

本院では、昨年次に国の物品の現状を検査し、平成14年度決算検査報告の「第6章 歳入歳出決算その他検査対象の概要」に、「国の物品の状況」について概括的に記述したところで

ある。その検査の過程で、総務省の統計局等を除いた本省の大臣官房、各局等に属する物品の管理のため大臣官房に置かれている物品管理官(以下「本省物品管理官」という。)が旧省庁から引き継いだとしている物品について、一部その存在が確認できないものが見受けられた。

そこで、総務省が管理する重要物品について、重要物品管理簿、旧省庁で作成された報告書の基礎資料等と、現物とを照合するなどして、旧省庁からの引継ぎ及びその後の管理が物品管理法、取扱規則等に基づいて適切に行われているかに着眼して本年次も引き続き検査した。

(検査の対象)

総務省が15年度に所管している会計は一般会計と交付税及び譲与税配付金特別会計(以下「特別会計」という。)である。14年度の報告書において、同年度末現在で同省が管理しているとされている重要物品のうちこれらの会計に係る分は、5,951個、価格688億6553万余円(うち一般会計分5,931個(同688億3632万余円)、特別会計分20個(同2920万余円))となっており、その内容について検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

- (1) 処分や管理換が行われて、実際は管理されていないにもかかわらず重要物品管理簿にそのまま記録されているもの

旧省庁では、物品管理官の廃止に伴う検査及び引継書の作成が行われず、本省物品管理官は、廃止日前日までの異動を記録した重要物品管理簿を受領していなかった。そのため、本省物品管理官は、それに代わるものとして、旧省庁で作成された報告書の基礎資料等を基に重要物品管理簿を新たに作成したが、これらの基礎資料等は、廃止日前日までの異動に基づくものではなく、現物とのつながりを必ずしも保証するものではないのに、現物を確認していなかった。そして、その後の物品管理官に対する検査においても、部局長等が命じた検査員は、現物確認を十分に行っていなかった。その結果、旧省庁で既に廃棄等の処分又は他の物品管理官への管理換が行われていた重要物品が、重要物品管理簿に記録されたままとなっていた。

また、新たに作成された重要物品管理簿について、物品管理官が適正に管理できるような複写機、ファクシミリ等の具体的な品目で作成されていなかったり、旧省庁で取得した

重要物品の補助簿が作成されていなかったり、補助簿に物品の規格、供用場所等の情報が記録することとされていなかったりなどしていた。そのため、総務省設置後に物品の処分を行うに当たって、当該物品が、重要物品に該当するののかも含め、物品管理簿上のどの重要物品なのかを特定することが困難な状況となっていた。その結果、一部を除き、部局長による不用決定の承認等の手続をしないまま処分が行われ、重要物品管理簿の数量、価格を減ずることなく従前のまま記録されていた。

上記の結果、本省物品管理官の重要物品管理簿に記録されている14年度末の重要物品1,360個、価格287億5686万余円(うち一般会計分1,340個(同287億2765万余円)、特別会計分20個(同2920万余円))のうち522個、価格33億6953万余円(うち一般会計分513個(同33億4703万余円)、特別会計分9個(同2250万余円))については、既に処分等が行われており、実際は管理されていないにもかかわらず重要物品管理簿に記録されていた。

このほか、中国総合通信局においても、処分した物品が重要物品管理簿に記録されている事態が一般会計分で9個(価格1239万余円)見受けられた。

- (2) 担当者間において所要の手続が執られていないため、当該物品の異動が重要物品管理簿に記録されていないもの

本省物品管理官と他の担当者との間において、役務を主体とした契約等に伴い取得した物品に係る所要の手続が執られていないため、当該物品の異動が重要物品管理簿に記録されていない重要物品が、次のとおり、一般会計分で201個(価格16億4142万余円)見受けられた。

ア 役務契約で取得した物品について

実験システムの開発を目的とした役務契約で試験装置等の物品の取得を伴うものについて、当該契約が役務を主体とした契約であったことから、必要とする部署から契約等担当職員に直接契約締結の伺いが提出され、物品管理官に物品取得の伺いを提出する手続が執られていなかった。このため、物品管理官は物品を取得することを承知しておらず、当該物品が重要物品管理簿に記録されていなかった。

4個 価格12億1515万余円

イ 委託契約で取得した物品について

情報通信ネットワークの構築を目的とした委託契約の終了後、受託者から取得した物品の引渡しを当該物品に係る事務又は事業を行う職員が受けているのに、物品管理官に

対する取得に関する通知の手続が執られていなかった。このため、物品管理官は物品取得の事実を承知しておらず、当該物品が重要物品管理簿に記録されていなかった。

197 個

価格 4 億 2627 万余円

- (3) 関係書類等による確認が十分に行われていなかったため、価格等が誤っているなどして重要物品管理簿等に記録されているなどしているもの

重要物品管理簿等の記録又は報告書の作成に当たって、契約書等の関係書類による確認が十分に行われていなかったため、価格等が誤っていたり、同一物品を二重に記録したりしているものなどが、本省物品管理官及び統計局ほか 21 部局の物品管理官において、一般会計分で 223 個(価格 5 億 5974 万余円)見受けられた。

上記(1)、(2)、(3)のとおり、処分等が行われ実際は管理されていない重要物品が重要物品管理簿にそのまま記録されていたり、物品の異動が重要物品管理簿に正確に記録されていなかったりなどして適切でないものが、一般会計分 946 個(価格 55 億 6059 万余円)、特別会計分 9 個(同 2250 万余円)、計 955 個(同 55 億 8310 万余円)あると認められた。

上記の結果に基づき、14 年度の報告書における同年度末現在の重要物品の総数量及び総額を修正すると、一般会計分が 5,658 個(価格 671 億 4769 万余円)、特別会計分が 11 個(同 669 万余円)となる。

このように、物品管理法等の趣旨に沿った物品管理が行われていなかったり、毎年度の報告書が正確を欠いていたりしている事態は適切とは認められず、改善の要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、総務省において物品管理に対する認識が十分でなかったこと、物品の状況を適正に把握できるような帳簿が作成されていなかったこと、物品の取得を伴う役務契約等における担当者間の連携、重要物品管理簿等への記録又は報告書の作成に当たっての関係書類等による確認、物品管理官に対する検査が十分に行われていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、総務省では、重要物品管理簿の記録を正確なものに修正し、その内容を 15 年度の報告書に反映した。そして、16 年 8 月に各部局長に通達を発生し、物品管理法等で定められた物品管理の手続を遵守するよう徹底させるとともに、次のよ

うな処置を講じた。

ア 物品の状況を適正に把握できるように、規格、供用場所等の価格以外の情報を記録できる補助簿の様式を統一的に定めた。

イ 役務契約等により取得する物品について、担当者間の連携を図り、確実に重要物品管理簿に記録し、適切な管理が行えるよう、取得手続の手順を定めた。

ウ 重要物品管理簿等への記録又は報告書の作成に当たって、価格等が正確なものとなるよう、本省及び各部局における審査の充実を図ることにした。

エ 物品管理官に対する検査の実効が上がるよう、具体的な検査項目の徹底を図った。

(注) 統計局ほか 21 部局 統計局、自治大学校、情報通信政策研究所、北海道、東北両管区行政評価局、石川、福井、滋賀、奈良各行政評価事務所、北海道、東北、関東、信越、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州各総合通信局、沖縄総合通信事務所、消防庁、消防大学校

第4 法 務 省

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

矯正施設の収容棟等の増改築等工事により国有財産台帳に登録する建物及び工作物の価格登録が適正に行われるよう改善させたもの

部局等の名称	釧路刑務所ほか8矯正施設	
国有財産の分類	(分類)行政財産 (種類)公用財産 (区分)建物 (区分)工作物	
検査の対象とした国有財産	収容棟等の増改築等工事により新たに登録した国有財産(平成14、15両年度)	
上記の件数及び価格	522件	44億5806万余円
計上漏れとなっていた件数及び価格	220件	6億5915万円
計上過大となっていた件数及び価格	124件	3億3304万円

1 国有財産の概要

(国有財産の概要)

国有財産は、国の行政目的に直接使用される行政財産とそれ以外の普通財産に分類されている。このうち行政財産の管理は、国有財産法(昭和23年法律第73号)に基づき、各省各庁の長が行うこととなっている。

法務省では、刑務所、少年院、少年鑑別所等(以下「矯正施設」という。)を多数設置しているが、矯正施設では、受刑者等を収容するための収容棟や受刑者に所定の作業を行わせるための職業訓練棟等の建物及び電気設備、機械設備等の工作物等の行政財産を多数管理している。

同省では、これらの国有財産に関する事務の一部を、各省各庁の長である法務大臣から部局等の長に分掌させており、矯正施設に属する国有財産については、各矯正施設の長が、国有財産の分類及び種類ごとに、区分及び種目、所在、数量、価格等を記載した台帳(以下「国

有財産台帳」という。)を備え、管理している。国有財産台帳は、国有財産の価格等を記録し、国有財産を適正に経理するための帳簿であり、また、これを基に毎年度作成される国有財産増減及び現在額報告書、及び同総計算書(以下「国有財産報告書等」という。)は、国有財産の現況を国会を通じて国民に対して明らかにするという性格を有するものとされている。

(国有財産台帳に新たに登録する価格)

各省各庁の長は、その所管に属する建物及び工作物の設置等に基づく数量及び価格の変動があった場合においては、国有財産法第32条第2項により、直ちに国有財産台帳に記載しなければならないこととされている。そして、国有財産法施行令(昭和23年政令第246号)第21条により、国有財産台帳に新たに登録する場合の価格(以下「台帳登録価格」という。)は、建物、工作物等については、建築費等とすることとされている。また、「国有財産台帳等取扱要領について」(平成13年財理第1859号。以下「取扱要領」という。)により、建築費等は、建築に直接要した費用とし、建物その他の障害物の取壊し費等の費用は含めないこととされている。これらを踏まえ、法務省所管国有財産事務取扱規程(昭和59年営訓第1100号。以下「取扱規程」という。)では、請負工事で取得した建物及び工作物については、請負金額から建築に直接要した費用ではない既存建物の解体費等を控除した価格を台帳登録価格とすることとしている。

2 検査の結果

(検査の着眼点及び検査の対象)

法務省では、収容棟等の老朽化及び受刑者等の増加による過剰収容に対処するため、近年、全国的に矯正施設における建物、工作物等の増改築等を進めており、これに要する事業費は、平成14、15両年度についてみると法務省における一般会計施設整備費計931億9629万余円のうち766億7946万余円と多額に上っている。

そこで、14、15両年度に国有財産台帳に新たに登録した釧路刑務所ほか31矯正施設の建物及び工作物^(注2)1,356件、台帳登録価格115億3486万余円について、前記の法令等に基づき適正な台帳登録価格で計上されているかに着眼して検査した。

(検査の結果)

検査したところ、上記のうち釧路刑務所ほか8矯正施設の建物及び工作物522件、台帳登録価格44億5806万余円について、次のような事態が見受けられた。

(ア) 登録すべき共通費が計上されていなかったことなどのため台帳登録価格が計上漏れと

なっていたもの

(注4)

札幌少年鑑別所ほか6矯正施設では、請負工事で新設した庁舎棟などの建物及び工作物を国有財産台帳に登録するに当たり、請負金額のうち解体費等以外の直接工事費及びこれに係る共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の費用(以下「共通費」という。)を台帳登録価格とすべきところ、この共通費を除いていたり、国有財産の登録手続自体を怠っていたりなどしていた。このため表1のとおり、台帳登録価格が220件、6億5915万余円計上漏れとなっていた。

表1 台帳登録価格が計上漏れとなっていたもの

(単位：千円)

施設名	区分	計上漏れとなっていた件数	当初計上価格	修正計上価格	計上漏れとなっていた価格	登録年度
釧路刑務所	建物	—	—	—	—	15
	工作物	1	—	7,075	7,075	
	小計	1	—	7,075	7,075	
黒羽刑務所	建物	4	421,715	446,684	24,969	14
	工作物	63	138,265	264,418	126,152	
	小計	67	559,981	711,102	151,121	
府中刑務所	建物	1	12,911	12,911	0	14
	工作物	12	115,693	263,044	147,351	
	小計	13	128,605	275,956	147,351	
金沢刑務所	建物	—	—	—	—	15
	工作物	1	—	12,624	12,624	
	小計	1	—	12,624	12,624	
熊本刑務所	建物	—	—	—	—	14
	工作物	4	14,112	21,538	7,426	
	小計	4	14,112	21,538	7,426	
鹿児島刑務所	建物	—	—	—	—	14
	工作物	1	—	6,752	6,752	
	小計	1	—	6,752	6,752	
札幌少年鑑別所	建物	5	1,396,496	1,586,070	189,574	15
	工作物	128	1,011,649	1,148,874	137,224	
	小計	133	2,408,146	2,734,945	326,799	
合計	建物	10	1,831,123	2,045,667	214,543	
	工作物	210	1,279,721	1,724,328	444,606	
	計	220	3,110,845	3,769,995	659,150	

(イ) 登録すべきでない解体費等を計上したなどのため台帳登録価格が計上過大となっていたもの

(注5)
府中刑務所ほか5矯正施設では、請負工事で新設した庁舎棟などの建物及び工作物を国有財産台帳に登録するに当たり、既存建物等に係る解体費等を控除した請負金額を台帳登録価格とすべきところ、これを除いていなかった。このため、表2のとおり、台帳登録価格が124件、3億3304万余円計上過大となっていた。

表2 台帳登録価格が計上過大となっていたもの

(単位：千円)

施設名	区分	計上過大となっていた件数	当初計上価格	修正計上価格	計上過大となっていた価格	登録年度
釧路刑務所	建物	—	—	—	—	14
	工作物	1	12,495	12,021	473	
	小計	1	12,495	12,021	473	
黒羽刑務所	建物	8	127,263	113,881	13,381	14
	工作物	66	323,237	189,202	134,035	
	小計	74	450,501	303,084	147,416	
府中刑務所	建物	1	372,635	372,635	0	14
	工作物	43	734,949	553,085	181,864	
	小計	44	1,107,585	925,721	181,864	
横須賀刑務所	建物	—	—	—	—	15
	工作物	1	1,225	1,057	168	
	小計	1	1,225	1,057	168	
新潟刑務所	建物	—	—	—	—	14
	工作物	1	7,882	7,661	221	
	小計	1	7,882	7,661	221	
熊本刑務所	建物	—	—	—	—	14
	工作物	3	26,178	23,279	2,899	
	小計	3	26,178	23,279	2,899	
合計	建物	9	499,899	486,517	13,381	
	工作物	115	1,105,968	786,307	319,661	
	計	124	1,605,867	1,272,825	333,042	

上記のように、台帳登録価格として登録すべき共通費に相当する額を計上しなかったり、台帳登録価格として登録すべきではない解体費等に相当する額を計上したりなどしていることは、国有財産台帳が正しく作成されず、ひいては国有財産報告書等が正しく作成されないことにもなり適正とは認められず、改善を図る要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、主として、次のようなことなどによると認められた。

- (ア) 矯正施設において、国有財産価格に登録する範囲を定めている取扱要領における建築費の内容及び取扱規程で定める請負金額における費用の具体的な範囲について理解等が十分でなかったこと
- (イ) 法務本省において、矯正施設に対し、国有財産価格に登録する範囲を定めている取扱要領における建築費の内容及び取扱規程で定める請負金額における費用の具体的な範囲について指導が十分でなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、法務省では、16年10月に通知を発し、矯正施設に対し適正な国有財産価格に改めるよう指示をするとともに、更に事務連絡を発し、取扱要領における建築費の内容及び取扱規程で定める請負金額の範囲について具体的に明示して、台帳登録価格の計上方法について周知徹底を図る処置を講じた。

(注1) 釧路刑務所ほか31矯正施設 釧路、青森、栃木、黒羽、府中、横須賀、新潟、甲府、金沢、和歌山、山口、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、川越少年、松本少年各刑務所、大阪拘置所、北海、喜連川、奈良各少年院、新潟少年、湖南、人吉農芸各学院、松山学園、札幌、釧路、山形、富山、奈良、広島各少年鑑別所

(注2) 1,356件 国有財産台帳への登録の件数である。

(注3) 釧路刑務所ほか8矯正施設 釧路、黒羽、府中、横須賀、新潟、金沢、熊本、鹿児島各刑務所、札幌少年鑑別所

(注4) 札幌少年鑑別所ほか6矯正施設 釧路、黒羽、府中、金沢、熊本、鹿児島各刑務所、札幌少年鑑別所

(注5) 府中刑務所ほか5矯正施設 釧路、黒羽、府中、横須賀、新潟、熊本各刑務所

第5 外 務 省

第3章
第1節
第5
外務省

不 当 事 項

不正行為・予算経理

- (5) 在外公館における会計経理が適正を欠くと認められるもの
(6)

会計名及び科目	一般会計 (組織)在外公館 (項)在外公館
部局等の名称	(1) 在ラオス日本国大使館 (2) 在エドモントン日本国総領事館
在外公館における経費の概要	在外公館の運営に必要なとなる庁費、在外公館連絡庁費等
適正を欠いていた金額	(1)ア 現金の領得 6,718,099 円(平成 13 年度～15 年度) (51,824.83 米ドル) (38,439,588 キップ) イ 現金預金残高と帳簿残高の不一致 3,230,082 円(平成 16 年 4 月 4 日現在) (28,858.15 米ドル) (16,666.09 パーツ) (952,102 キップ) (2) 1,167,800 円(平成 13 年度～15 年度) (15,058.70 カナダドル) 計 11,115,981 円

1 会計経理の概要

外務省では、外国において相手国政府等との交渉、邦人の保護、情報収集等の事務を行うため、大使館、総領事館等の在外公館を設置している。

在外公館における会計機関は、在外公館会計規程(昭和 27 年決定)等に基づいて、原則として、在外公館の長(以下「館長」という。)が歳入徴収官等となり、館長代理(総領事館では館

長)が収入官吏及び資金前渡官吏(以下「出納官吏」という。)等となっている。また、館長は、報償費の取扱責任者となるとともに、在外公館における会計経理を指導監督する責務を負っている。

在外公館において、公金は①歳入金、②前渡資金、③報償費の別に銀行口座を設けて出納管理し、その支払は原則として小切手で行い、所定の帳簿に登録することとなっている。小切手の署名は原則として出納官吏が自ら行うこととなっているが、緊急時に対処するため会計担当者の署名も銀行に登録することにより、会計担当者も署名できることとなっている。

予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)によると、毎年3月31日又は出納官吏が交替するときは、各省各庁の長から命じられた検査員は出納官吏等の立会いのもと、帳簿金庫を検査しなければならないこととなっている。また、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)によると、出納官吏が交替するときは現金出納簿の締切をして現金現在高調書等を作成し、後任の出納官吏の立会いのうえ現物と対照するなど、所定の事務引継手続を執らなければならないこととなっている。

2 検査の結果

検査したところ、在ラオス日本国大使館及び在エドモントン日本国総領事館において次のような事態が見受けられた。

(1) 在ラオス日本国大使館

ア 現金の領得について

在ラオス日本国大使館(以下「大使館」という。)では、ラオス人民民主共和国内に米ドル建銀行口座を安全上の理由から設けておらず、現金による支払を平素から行っていた。また、支払に当たり、業者のもとへ赴いて支払を行っていた。

そして、大使館が現地で採用した職員A(以下「現地職員A」という。)が、平成14年4月から16年1月までの間、通信専用回線使用料、電力料金、公邸用食材購入代金等の業者への支払に当たって、大使館から現金を預かりこれを支払わずに領得したり、大使館から「CASH」と記載した持参人が現金化できる小切手を預かり、これを支払わずに現金化して領得したりしていた。

また、同国内における商慣習として、業者への支払の際、請求書に領収印を受けることにより領収書の受領に代える場合が多く、現地職員Aは、業者からの請求書等に市販の領収印を押印するなどして大使館に提出し、業者に支払ったこととして領得の事実を

隠ぺいしていた。そして、業者に対しては、通信専用回線使用料の支払の遅延による督促に対し、大使館に無断で支払期限の延長を申し入れるなどしていた。

このようにして、現地職員Aが大使館から預かった現金等については、業者への支払は行われておらず、13年度から15年度計51,824.83米ドル及びラオス通貨38,439,588キップ(これらに係る邦貨換算額計6,718,099円)が領得されていた。

なお、現金領得の事態に係る支払関係については、大使館と取引関係のある業者の一部が帳簿等を整備していないなどのため、事実関係の確認を十分行えないものがあった。

イ 現金預金残高と帳簿残高の不一致について

大使館では、16年4月4日現在の現金預金残高が帳簿残高より28,858.15米ドル、16,666.09バーツ、952,102キップ(これらに係る邦貨換算額計3,230,082円)それぞれ多くなっており、開差が生じていた。このため、大使館において、歳入金の収納状況、前渡資金、報償費等の支払状況等を調査したが、上記の開差が生じている原因は不明であった。

ウ 大使館の出納事務処理等について

上記の現金領得及び現金預金残高と帳簿残高の不一致の事態に係る出納事務処理等を検査したところ、次のとおり適正を欠いている事態が見受けられた。

(ア) 現金の領得に係る出納事務処理等について

「公金移動時の留意事項について」(平成6年在合第1722号外務大臣通達)によれば、公金の取扱いに当たり、「公金の移動時、特に銀行の往復に際しては、会計担当者が自ら行くか会計担当者が現地採用職員に同道する」こととなっている。しかし、大使館では、現地職員Aに平素から現金を預けて単独で業者への支払に行かせ、1件の支払が5,000米ドルを超える多額な現金による支払についても単独で行わせていた。

また、出納官吏事務規程では、小切手には正当債権者を記名すること、支払に当たっては、請求が正当であるか調査し、領収証書を徴さなければならないこととなっている。しかし、大使館では、15年10月分の電力料金の支払に当たり、債権者あてでなく、「CASH」と記載した持参人が現金化できる小切手を振り出して、現地職員Aにこれを預けて支払に行かせていたり、15年11月分及び12月分の電力料金の請求書に前月分の未納額が記載されていたのに、これを看過したりしていた。また、公邸

用食材購入代金の支払については、領収書等を徴取していなかった。

(イ) 現金預金残高と帳簿残高の不一致に係る出納事務処理等について

① 現金預金の管理方法

前渡資金と報償費は明確に区分して管理すべきであるにもかかわらず、大使館では、銀行において前渡資金と報償費とを同一口座で管理していたり、前渡資金と報償費を銀行口座から引き出して現金を手許保管する際、金庫内で前渡資金と報償費とを区分して管理していなかったりしていた。また、現金出納簿において、外務省が定めた現金出納簿の書式では、現金と預金に区分して登記することとなっていなかったため、大使館では、現金と預金を区分して登記していなかった。このため、現金預金残高と帳簿残高との開差が生じている原因は不明となっていた。

② 現金預金残高と帳簿残高との確認状況

前記のように毎年3月31日又は出納官吏の交替時に現金預金残高と帳簿残高の確認を行うことなどとなっているが、検査員及び出納官吏はこの確認を行っておらず、会計担当者が帳簿残高を基に検査書等を作成していた。

また、外務省が大使館に対し13年9月に査察を実施した際、会計担当者は事前に現金預金残高と帳簿残高を照合していた。その際、現金預金残高が帳簿残高より多くなっていて開差が生じていたが、会計担当者は開差分を別に保管するなどし、その原因を調査するなどしておらず、館長及び出納官吏への報告もしていなかった。

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められる。

(ア) 現金領得の事態については、現地職員の公金に対する認識が著しく乏しかったり、これに対して出納官吏及び会計担当者の現地職員に対する指導監督が十分ではないなど内部統制機能が働いていなかったり、館長の指導監督が十分でなかったりしたこと

(イ) 現金預金残高と帳簿残高の不一致の事態については、館長、出納官吏及び会計担当者等の会計法令及び公金の取扱いに対する認識が十分でなかったこと

以上のように、51,824.83米ドル、38,439,588キップ(これらに係る邦貨換算額計6,718,099円)が現地職員Aに領得されていたり、28,858.15米ドル、16,666.09パーツ、952,102キップ(同計3,230,082円)について現金預金残高と帳簿残高が一致していなかったりして、会計経理が適正を欠くと認められる。

(2) 在エドモントン日本国総領事館

ア 現金の領得について

(ア) 現金領得の事実

在エドモントン日本国総領事館(以下「総領事館」という。)では、13年2月から16年2月まで会計担当者であったB副領事が、前任者から引き継いだ歳出金の手許保管現金のうち1,117.81カナダドル(邦貨換算額80,482円)を13年11月から14年8月までの間に領得していた。さらに、その後、自ら小切手に署名できる立場を利用して、14年8月から12月までの間に計6回にわたり、前渡資金口座から、自らを受取人とする額面計11,601.00カナダドル(同916,479円)の小切手を自ら署名して振出し、自己名義の銀行口座に振り込んで領得していた。

(イ) 発見の経緯

総領事館では、15年度に、総領事公邸用物品として、冷蔵庫等の電化製品3点を計3,766.05カナダドルで購入したとしていた。

本院が16年2月に実地に検査したところ、納入業者等にあてて振り出された小切手がないなど、これに係る支払が行われた事実は一切確認できなかった。そして、実際はこれらの物品を購入しておらず、B副領事は虚偽の請求書及び領収書を作成したり、代金を支払ったこととして現金出納簿に記載したり、存在しない物品を物品管理簿に記載したりしていたことが判明した。

また、14年5月及び6月分の総領事公邸警備謝金として2,512.90カナダドルを同年12月に警備会社に支払ったとしていた。しかし、実際は、両月には警備を実施しておらず、B副領事が警備会社に依頼し、両月分の虚偽の請求書及び領収書を作成させていた。

B副領事が、虚偽の請求書及び領収書を作成して、上記のような会計処理を行っていたのは、公金を領得しておりこれにより生じた現金出納簿上の残高と実際の現金預金残高の不一致を隠ぺいするためであった。

イ 不適正な会計処理について

(ア) 帳簿残高と実際の残高の不一致

B副領事在任期間中の総領事館の会計経理についてみると、支払は行っているが、

現金出納簿への記帳が行われていないものが、計13件2,013.94カナダドル、支払金額が記帳された金額より過大になっていたもの3件301.22カナダドル、過小になっていたもの1件2.12カナダドル、計4件303.34カナダドルあった。また、原因は不明であるが、現金出納簿上の残高と実際の現金預金残高が一致しないものが、22.61カナダドルあった。(これらの邦貨換算額の合計170,839円)

(イ) 現金預金残高の確認状況

総領事館では、毎年3月31日の帳簿金庫の検査のほか、出納官吏の交替時にも現金預金残高の確認を実施したとしている。そして、15年7月の出納官吏交替時も現金現在高調書等を作成し、出納官吏が残高の確認を行ったとしていた。しかし、この調書は、B副領事が領得した金額を手許保管しているかのように虚偽の記載をしたものであり、調書の手持ち現金の欄には実際の手許保管現金の額より多い金額が表示されるなどしていたのに、出納官吏はこれを十分確認していなかったため、本件事態は発見されなかった。

このような事態が生じていたのは、B副領事の公金に対する認識が著しく乏しかったり、出納官吏の公金の取扱いに対する認識が乏しく現金預金残高の確認を十分行っていないなど内部統制機能が働いていなかったり、総領事の指導監督が十分でなかったりしたことによると認められる。

以上のように、計15,058.70カナダドル(邦貨換算額計1,167,800円)がB副領事に領得されるなどして会計経理が適正を欠くと認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

在外公館における出納事務について、内部統制等を十分機能させることなどにより、その適切及び適正な執行を図るよう是正改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (部)雑収入 (款)国有財産利用収入 (項)国有財産貸付収入 (項)利子収入 (款)諸収入 (項)許可及手数料 (項)弁償及返納金 (項)物品売払収入 (項)雑入 (組織)外務本省 (項)外務本省 (項)経済協力費 (組織)在外公館 (項)在外公館 (項)在外公館施設費
部局等の名称	在カンボジア日本国大使館ほか 20 公館
在外公館における出納事務の概要	在外公館における査証発行などに係る手数料等の収納及び相手国政府等との交渉、邦人の保護、情報収集等の業務を行うための支払に関する出納事務
検査の対象とした歳入金及び前渡資金の額	収納済歳入額 7 億 6344 万円(平成 14、15 両年度) 前渡資金支払済額 114 億 5395 万円(平成 14、15 両年度)

【是正改善の処置要求の全文】

在外公館における出納事務の執行について

(平成 16 年 10 月 28 日付け 外務大臣あて)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を要求する。

記

1 在外公館における出納事務の概要

(国の出納事務)

国の現金の出納事務は、財政法(昭和22年法律第34号)、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)等の会計法令及び予算に基づき執行される。

すなわち、歳入については、歳入徴収官が徴収決定に関する事務を行い、収入金の収納に伴う現金の出納事務は収入官吏が行うこととなっている。そして、歳入徴収官が歳入の徴収決定をしたときは、納入の告知を行うとともに徴収簿に徴収決定済額として登記することとなっている。また、収入官吏は、収入金を収納したときは、歳入徴収官に報告し、歳入徴収官は徴収簿に収納済歳入額として登記することとなっている。

また、歳出については、支出官が支出決定に関する事務を行い、現金の交付に代えて、日本銀行を支払人とする小切手を振り出し、日本銀行がこれを支払うことを原則としている。しかし、外国で支払う経費、交通通信の不便な地方で支払う経費、庁中常用の雑費など経費の性質上現金払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような特定の経費については、支出官が資金前渡官吏に前渡資金を交付して、債権者に対する支払などの出納事務を行わせることができることとなっている。そして、資金前渡官吏は、交付を受けた前渡資金を日本銀行に預託したり、現金で手許保管したり、市中銀行等に預け入れたりなどして、必要な支払を行うこととなっている。

収入官吏及び資金前渡官吏(以下「出納官吏」という。)は、現金及び預金の出納を帳簿に登記することとなっている。

また、各省各庁の長は、出納員を命じて、その者に出納官吏が行う現金の出納事務の一部を分掌させることができ、出納員は、現金を収納したときは所属の収入官吏に払い込まなければならないこととなっている。

そして、出納官吏及び出納員は、会計法に基づき、善良な管理者の注意を怠ったことにより、その保管に係る現金を亡失したときは、弁償の責を免れることができないこととなっている。さらに、資金前渡官吏は、予算執行職員等の責任に関する法律(昭和25年法律第172号)に基づき、故意又は重大な過失により法令又は予算に違反して支払等の行為を行ったことにより国に損害を与えたときは、弁償の責に任じなければならないこととなっている。

また、各省各庁の長は、予算決算及び会計令により、毎年3月31日又は出納官吏が交替するときは、職員の中から検査員を任命して、出納官吏の帳簿金庫を検査させることとなっている。

(在外公館における出納事務)

貴省では、外務省設置法(平成11年法律第94号)等により、諸外国に、大使館、政府代表部

及び総領事館(以下「在外公館」という。)を計 189 公館設置して、相手国政府等との交渉、邦人保護等を行っている。

この在外公館における会計機関については、在外公館会計規程(昭和 27 年決定)等により、原則として、歳入徴収官には在外公館の長(以下「館長」という。)がなり、また、出納官吏には、大使館及び政府代表部においては館長の代理となる者が、総領事館においては館長が、それぞれなっている。

また、館長は、同規程に基づき歳入徴収官や出納官吏等の事務を分掌又は補助させるため、会計担当者を 1 人又は複数定めることとなっている。この会計担当者の 1 人は、査証発行などに係る手数料(以下「領事手数料」という。)に係る現金の出納事務について、収入官吏所属の出納員となっている。そして、会計担当者は、歳入徴収官及び出納官吏の事務について、収納及び支払に係る関係書類の調査、現金及び預金の出納保管、帳簿への登記、証拠書類の整理並びに各種報告書の作成などの事務を担当している。また、在外公館には、会計事務等を担当する官房班があり、官房班に属する現地採用職員等もこれらの会計事務を補助している(以下、この会計事務を補助する職員を「補助職員」という。)

そして、在外公館の出納官吏は、会計担当者に出納員として行わせている領事手数料に係るものを除き、現金の出納保管について会計法上の弁償責任、及び予算執行職員等の責任に関する法律上の弁償責任を課されている。

また、毎年 3 月 31 日に出納官吏の帳簿金庫の検査を行う検査員には、在外公館会計規程により、原則として出納官吏の次席の者が任命されている。

さらに、館長は、報償費の取扱責任者となるとともに、在外公館における会計経理を指導監督する責務を負っている。

2 本院の検査結果

(検査の着眼点)

在外公館において、収入官吏は、領事手数料の収入金をほぼ毎日収納しており、また、資金前渡官吏は、外国で支払う経費すべての前渡資金の出納保管をしており、収納済歳入額及び前渡資金支払済額は多額に上っている。そして、在外公館で扱う経費については、外交政策上高度な判断が必要とされることも多い。一方、在外公館における会計事務の執行体制についてみると、平成 16 年 1 月現在 189 公館中、歳入徴収官及び出納官吏のほか、会計担当者が 1 人しかいない在外公館が 138 公館、2 人が 34 公館、3 人以上が 17 公館となっている

など少人数の会計担当者等で会計事務を執行している公館が多数となっている。また、外国においては、国庫金の出納機関である日本銀行が所在しないなどのため、前渡資金を現金で手許保管したり、市中銀行に預入れ(以下「特別保管」という。)をしたりしている。さらに、商慣習が日本と異なるなどして、会計法令の特例の取扱いを要する場合や、本省と在外公館の通信連絡手段が限られるなどして、指導監督が徹底し難い場合もある。

出納官吏は、このような在外公館及び在外公館を取り巻く現地の状況の下、出納事務を執行することとなる。一方、出納官吏は、その出納事務を適切に執行することを求められ、その事務の執行に対しては、会計法等により、弁償責任を課されており、単に自ら事務を執らないことを理由として責を免れることができない。

このような在外公館における会計経理に関し、本院は、平成12年度決算検査報告及び平成14年度決算検査報告において在パラオ日本国大使館ほか4公館の会計経理について不当事項を掲記し、平成13年度決算検査報告においては国有財産・物品の管理等について特定検査対象に関する検査状況を掲記するなどしている。これらの掲記事項のうちには、館員が現金を領得するなどした事態とともに、資金前渡官吏が本来自ら行うべき小切手の署名を行っていなかったり、帳簿上の残高に対し保管中の現金及び預金の残高が不足していたり、帳簿に虚偽の金額が記入されていたりするなどの出納事務に適正を欠く事態がある。そして、このような適正を欠く出納事務が、上記の現金領得などの事態を生む一因であったと認められる。

そこで、次の点などに着眼して在外公館における出納事務等が適切に執行されているか検査した。

- ア 出納官吏自らは、出納事務としてどのような事務を行っているか
- イ 会計担当者及び補助職員による会計事務の補助は、どのように行われているか
- ウ 現金及び預金の出納保管、支払、帳簿金庫の検査等は、会計法令等に従って行われているか
- エ 在外公館の出納事務に係る規定は、会計法令に沿って整備されているか
- オ 本省による在外公館の出納事務に関する指導監督は、適切か

(検査の対象)

(注2)
全189公館のうち21公館における14、15両年度の出納事務の執行状況(これらに係る収
納済歳入額14年度3億6219万余円、15年度4億0124万余円、前渡資金支払済額14年度

56億1710万余円、15年度58億3684万余円)について検査するとともに、本省による在外公館の出納事務に関する指導監督の状況について検査した。

(検査の結果)

検査したところ、21公館における出納事務について、適切又は適正とは認められない事態が、次のとおり見受けられた。

- (1) 歳入徴収官、資金前渡官吏及び検査員が自ら行うべき重要な事務が当該者により行われていないなどの事態
- (2) 補助職員の範囲及びその事務の範囲が明確でないまま公金を取り扱われている事態
- (3) 会計事務処理が適正に行われていない事態
- (4) 現金が領得されている事態

これらの具体的な状況は、次のとおりである。

- (1) 歳入徴収官、資金前渡官吏及び検査員が自ら行うべき重要な事務が当該者により行われていないなどのもの

歳入徴収官や資金前渡官吏等は、徴収決定の意思決定や支払の決定などの重要な事務については、他の職員に命じて行わせることはできず、自ら行わなければならない。特に、在外公館では、前記のとおり、前渡資金として外交政策等の観点から高度な判断を必要とする経費を取り扱うため、館長又は館長代理の幹部職員が資金前渡官吏として官職指定されており、必要に応じ館長等に代えて特別任命を行う場合も、館長等に次ぐ幹部職員を任命していることからして、資金前渡官吏が直接支払の決定を行う必要性は高いと認められる。

しかし、次のとおり、在外公館において、歳入徴収官、資金前渡官吏等が自ら直接行う事務の範囲が明確になっていなかったこともあり、徴収決定の意思決定や支払の決定などの重要な事務を行っていないなどの事態が見受けられた。

ア 歳入徴収官の事務について

- (ア) 徴収の意思決定が書面により確認できる体制となっていないもの 21公館

国が収入金を徴収する際には、歳入徴収官事務規程(昭和27年大蔵省令第141号)により、歳入徴収官が、その内容を調査し、関係書類に基づいて徴収決定して徴収簿に登記することとなっている。この徴収決定に当たり、歳入徴収官は、徴収決議書において意思決定を明らかにしなければならないこととなっている。しかし、貴省におい

て、領事手数料に係る徴収決議書の書式を定めていないなどのため、在外公館において、領事手数料を収納する際、徴収決議書を作成しておらず、歳入徴収官が自ら行うべき徴収の意思決定を書面において確認できる体制が整備されていない。

- (イ) 歳入徴収官が不在で収納の報告を受けられないのに、報告を受けたこととして会計処理していたもの 21 公館

出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)に基づき、収入官吏は、領事手数料を収納したときは、歳入徴収官に報告することとなっている。そして、歳入徴収官は、この報告をもって徴収簿に収納済歳入額として登記することとなっている。しかし、在外公館において会計担当者が歳入徴収官及び収入官吏の両会計機関の事務の補助者となっていることもあって、歳入徴収官が出張等により不在で、収入官吏から収納の報告を受けることができない場合であっても、歳入徴収官が収入官吏から報告を受けたこととして、会計担当者が徴収簿に登記していた。このような事態が、14年度188件、927万余円(邦貨換算額。以下、外国通貨の場合、同じ。)、15年度215件、708万余円、計403件、1636万余円見受けられた。

また、外務省所管会計事務取扱規程(平成2年外務省訓令第4号)により、在外公館においては、歳入徴収官代理として館長代理が官職指定されていて、歳入徴収官が出張等で不在の場合には歳入徴収官代理が上記の徴収決議や徴収簿への登記等を行うことができることとなっている。しかし、貴省において、歳入徴収官代理の代理期間や引継ぎなどの運用細則を定めておらず、在外公館において歳入徴収官の代理官制度は運用されていない。

イ 資金前渡官吏の事務について

- (ア) 資金前渡官吏が不在等で自ら支払の決定を行っていないもの 21 公館

在外公館においては、前渡資金の支払に当たり、資金前渡官吏が請求書等の関係書類により必要事項を調査して支払証拠書類添付台紙に支払の決定の年月日を表示し、押印することとなっている。しかし、資金前渡官吏が出張等により不在で支払の決定ができない場合、会計担当者が資金前渡官吏の印鑑を預かり、それを用いて押印するなどして、支払の決定に関する書類を作成して処理していた。このような事態が、14年度1,221件、1億9496万余円、15年度1,814件、3億8518万余円、計3,035件、5億8015万余円見受けられた。また、一部の在外公館では、資金前渡官吏が在勤し

ている場合にも同様の事態が見受けられた。

また、外務省所管会計事務取扱規程により、在外公館のうち総領事館においては、資金前渡官吏代理として館長代理が官職指定されていて、資金前渡官吏が出張等で不在の場合には資金前渡官吏代理が上記の支払の決定等を行うことができることとなっている。しかし、貴省において資金前渡官吏代理の代理期間や引継ぎなどの運用細則を定めておらず、総領事館において資金前渡官吏の代理官制度は運用されていない。一方、大使館及び政府代表部においては、資金前渡官吏代理は官職指定されておらず、代理官制度が運用されていない。

(イ) 資金前渡官吏が自ら小切手に署名していないもの 20 公館

資金前渡官吏は、小切手振出等事務取扱規程(昭和26年大蔵省令第20号)により、特別保管した前渡資金に係る小切手を振り出す際には、自ら小切手に押印しなければならないこととなっているが、外国において、商慣習として小切手に署名をすることとなっている場合は、同規程を踏まえて、資金前渡官吏は押印に代えて署名を自らして、小切手を振り出す要がある。

貴省では、「公館長及び出納官吏の会計事務監督等について」(平成5年在合第23886号)により、資金前渡官吏が自ら小切手に署名することとしているが、資金前渡官吏が不在で、かつ、急を要するなど真にやむを得ない場合には、例外的に会計担当者が署名することも認めていて、通常、資金前渡官吏のほか会計担当者の署名も銀行に登録している。そして、同通達において、真にやむを得ない場合が具体的に示されていないことなどから、緊急時などの特段の事情が認められないにもかかわらず、会計担当者が小切手に署名して振り出して支払に充てたり、現金化したりしている事態が見受けられた。

<事例1>

A大使館では、米ドルによる支払と現地通貨による支払を行っている。このうち、米ドルの小切手については、原則として資金前渡官吏が署名して振り出していたが、特段の事情が認められないにもかかわらず、会計担当者が小切手に署名して振り出しているものが、14年度68件、21,313,042円、15年度(第2四半期まで)16件、1,164,687円、計84件、22,477,729円見受けられた。また、現地通貨の小切手については、専ら会計担当者が署名して振り出していて、その件数及び金額は、14

年度 480 件、16,646,964 円、15 年度(第 2 四半期まで)162 件、6,222,297 円、計 642 件、22,869,261 円となっていた。

ウ 検査員が出納官吏の帳簿金庫の検査を実施していないもの 16 公館

予算決算及び会計令によると、毎年 3 月 31 日に、任命を受けた検査員が出納官吏の帳簿金庫の検査を実施することとなっている。しかし、在外公館においては、在外公館会計規程により検査員が官職指定されているものの、その職にある者に検査員であることを知らせていなかった。そして、本人が検査員であることを知らないなどしたため、帳簿金庫の検査を実施していなかった。さらに、検査員が検査を実施したこととして会計担当者が検査書を作成するなどして処理していた。

(2) 補助職員の範囲及びその事務の範囲が明確でないまま公金を取り扱われているもの

現金及び小切手は、資金前渡官吏が、又は会計担当者及び補助職員が資金前渡官吏の指揮命令の下、会計法令等に基づき、適切に取り扱わなければならない。しかし、補助職員の範囲や補助職員の事務の範囲が明確でないため、次のとおり、適切とは認められない事態が見受けられた。

ア 補助職員としての明確な定めのない者により前渡資金の支払が行われているもの

20 公館

貴省において資金前渡官吏の補助職員の範囲及び事務分掌が明確に定められていないまま、資金前渡官吏の指揮命令下でない書記官、現地採用職員等が、前渡資金の支払に際して、日頃から現金を預かり、消耗品の代金等を支払っている事態が見受けられた。

<事例 2>

B 大使館では、広報文化センターにおいて、資金前渡官吏の指揮命令下でない書記官が、資金前渡官吏の支払決定を受けることなく常時、前渡資金を保有し、文具等消耗品の購入代金などの支払に充てている事態が 14 年度 271 件、6,525,739 円、15 年度 359 件、1,467,976 円、計 630 件、7,993,715 円見受けられた。

<事例 3>

C 大使館では、事務分掌を明確に定めないまま、前渡資金の執行に際し、支払の都度、現地採用運転手に現金を預け、消耗品を購入させたり、一回当たりの支払額が多額な電力料金や電話料金の支払をさせたりしている事態が 14 年度 300 件、7,699,861 円、15 年度 316 件、7,287,514 円、計 616 件、14,987,375 円見受けられた。

イ 銀行からの預金の引出し等に際して公金の取扱いが適切でないもの 10 公館

貴省通達「公金移動時の留意事項について」(平成6年在合第1722号)によれば、出納官吏は、公金の取扱いに当たり、会計法上求められている善良なる管理者の注意を払い、公金の持ち運び、特に銀行との往復に際しては、会計担当者に行かせるか、又は補助職員に会計担当者を同行させることとなっている。しかし、平素から補助職員のみで、銀行に赴かせ口座から現金を引き出させている事態が見受けられた。

(3) 会計事務処理が適正に行われていないもの

収入官吏は、会計法令により、収入金を国庫に納めなければならない、直ちに使用することはできない。また、資金前渡官吏は、支払決定に当たり、出納官吏事務規程等により、資金交付を受けた目的と相違しないか、資金前渡を受けた経費の科目に該当するか、前渡資金の交付を受けた範囲内であるかなどを請求書等の関係書類により調査するなどして、適正に事務を執行しなければならない。しかし、以下のとおり、会計法令等に従った会計事務処理が行われていない事態が見受けられた。

ア 歳入金を一時業者等への支払に充てているもの 2 公館

会計法の規定により、国の収入は、国庫に納めなければならない、また、歳出は必ず歳出予算から支出しなければならない、収入を直ちに支払に充てることはできない。そして、在外公館においては、出納官吏等が公金を特別保管する場合、在外公館会計規程等により、資金前渡官吏が前渡資金口座を、収入官吏が歳入金口座を、また、館長が報償費口座をそれぞれ市中銀行に設けて管理することとなっている。しかし、領事手数料として収入官吏が収納し保管していた収入金を業者等への支払に充てて、後に前渡資金等の現金を歳入金口座に入金し補てんしている事態が見受けられた。

<事例4>

D大使館では、14年11月に前渡資金口座の残高が僅少となった。そこで、収入官吏が収納した領事手数料に係る現金を本省に送金するまでの間保管している歳入金口座から2,014,830円を前渡資金口座に移して、現金を引き出し、現地採用職員への給与や警備員の謝金等の支払に充てていた。そして、前渡資金口座に入金が確認された時点で同額を引き出し、これを歳入金口座に入金していた。

イ 前渡資金と報償費の経費区分が徹底されていないもの 3 公館

前渡資金と報償費は、性質が異なるとともに、その責任者が前者は資金前渡官吏、後

者は館長と異なることから、区分して出納保管する必要がある。

しかし、前渡資金と報償費の経費区分が徹底されていないため、本来前渡資金で支払うべきであった旅費等を一時報償費で支払って、後に前渡資金口座から報償費口座へ振り替え補てんするなどしている事態が見受けられた。

ウ 在外公館の公金以外の資金の出納保管をしているもの 18 公館

出納官吏は、出納官吏事務規程等により、その取扱いに係る収入金又は前渡資金を私金と混同してはならないことなどとなっている。

しかし、前渡資金口座等に、他省庁からの資金、独立行政法人国際交流基金(以下「交流基金」という。)の事業費、共済組合の経費等在外公館の公金以外の資金が入金されている事態が見受けられた。また、歳入金口座、前渡資金口座及び報償費口座(以下「3口座」という。)のいずれにも属さない銀行口座を開設していて、その銀行口座に上記のような他省庁等からの資金や共済組合の経費等が入金されている事態が見受けられた。

上記のうち交流基金の事業費についてみると、交流基金の海外事務所が所在しない地域の17公館において、交流基金本部から送金された事業費を前渡資金口座等又は3口座のいずれにも属さない口座に入金していて、その取扱額は14年度1676万余円、15年度1799万余円、計3475万余円となっていた。

<事例5>

E 総領事館では、前渡資金口座に、14、15両年度に、交流基金からの日本人形展開催などのための事業資金4件1,662,860円、14年7月に、当地開催の国際会議に際し記者が支払を行うべき記者室の借料、電話代等に係る資金1件692,541円の入金を受け、業者等にそれぞれ支払っていた。

エ 前渡資金の経費科目以外の経費を支払い、又は科目残高を超えて支払っているもの 17 公館

資金前渡官吏は、支払の決定に当たっては前渡資金の交付を受けた経費の科目であるか、また、資金の交付を受けた額の範囲内であるかを調査確認することとなっている。

しかし、資金前渡を受けた経費でなく共済組合が負担すべきレクリエーション経費等を前渡資金で一時立て替えて支払っている事態が7公館において見受けられた。このうちには、交流基金からの事業費の送金前に、前渡資金等から交流基金の文化事業に要した経費を一時立て替えて支払っていた事態が、6公館において14年度46万余円、15

年度 99 万余円、計 146 万余円ある。

また、科目残高を十分管理していないため、資金前渡を受けた科目の一部について一時的に交付額を超えて支払を行っている事態が 17 公館において見受けられた。

オ 実際の現金の出納と現金出納簿への登記とが相違しているもの 16 公館

出納官吏は、会計法令に基づき、現金出納簿を備え、現金の出納を登記原因の発生の都度、登記することとなっている。しかし、次のとおり、実際の現金の出納と異なる現金出納簿への登記をしている事態が見受けられ、中には、開差を生じている原因が不明となっているものもあった。

旅費の支給に当たり、資金前渡官吏の支払の決定を受けることなく出張前に公金により航空券を購入して本人に手渡し、出張後に航空賃を除いた日当、宿泊料を支給しているにもかかわらず、航空賃、日当、宿泊料すべてを出張後に精算払したこととして現金出納簿への登記をしている事態が 11 公館において見受けられた。

また、前渡資金により公邸会食のための食材や消耗品を購入するなどしているにもかかわらず、館長や職員が私金で立替払をしたこととして、後日、立替払請求書及び領収書を作成し、現金出納簿に登記しているなどの事態が 14 公館において見受けられた。

<事例 6>

F 大使館では、職員が航空機を利用して出張したとき、帰庁後に、本人から航空賃、日当及び宿泊料の精算額を記載した旅費請求書の提出を受け、そのすべてを本人に精算払したこととして、現金出納簿に登記していた。しかし、実際には、出張前に資金前渡官吏の支払の決定を受けずに公金で航空券を旅行会社から購入して本人に手渡し、帰庁後には日当、宿泊料だけを本人に支払っていた。これにより、現金出納簿への登記が事実と異なっていた航空券代の件数及び金額は、14 年度 24 件、旅費総額 8,144,079 円のうち 6,602,736 円、15 年度 22 件、5,023,659 円のうち 3,636,826 円、計 10,239,562 円となっていた。

<事例 7>

G 大使館では、16 年 4 月 4 日現在で現金及び預金の残高が現金出納簿の残高より 3,230,082 円多くなっていて、開差が生じていた。同大使館の現金等の保管状況についてみると、前渡資金と報償費とを同一の銀行口座で管理していたり、前渡資金と報償費を口座から引き出して現金を手許保管する際、金庫内で前渡資金と報償費とを区

分して管理していなかったりしていた。また、国の会計帳簿及び書類の様式等に関する省令(大正11年大蔵省令第20号)により、現金出納簿において、日本銀行への預託金や特別保管した預金は預金とし、現金と区分して登記することとなっている。しかし、貴省が定めた現金出納簿の書式では、現金と預金に区分して登記することとなっていないため、同大使館では、現金と預金を区分して登記しておらず、開差が生じている原因が不明となっていた。

カ 小切手振出しの帳簿が整理されていないもの 11 公館

資金前渡官吏は、小切手振出等事務取扱規程により、小切手の振出しに関する帳簿を備え小切手帳の振出枚数、廃き枚数等を登記することとなっている。しかし、貴省において、在外公館で用いる小切手振出しに関する帳簿の様式を定めていないなどのため、小切手の振出しに関する帳簿を備えていなかったり、適宜の様式の記録文書を作成しているものの、振出枚数や廃き枚数等を記録していなかったり、記録が正確でなかったりしていた。

(4) 現金が領得されているもの 2 公館

以上の事態のほか、在ラオス日本国大使館及び在エドモントン日本国総領事館においては、職員が現金を領得していた。

ア 在ラオス日本国大使館

在ラオス日本国大使館では、特定の補助職員に、日頃から単独で業者への現金及び小切手での支払を行わせていた。そして、通信回線使用料及び新聞購読料等の支払に際し、同補助職員に現金等と請求書を預け業者へ支払に行かせていた。その中で、同補助職員は、14年4月から16年1月までの間に、請求書に偽の領収印を押印して領収書とし、これを会計担当者に提出して現金等を業者に支払ったように見せかけるなどの方法により、6,718,099円を領得していた。

イ 在エドモントン日本国総領事館

在エドモントン日本国総領事館において、会計担当者が前任者から引き継いだ手許保管現金80,482円を13年11月から14年8月までの間に領得したり、その後14年8月から12月までの間に計6回にわたり、前渡資金口座の小切手帳を使用して自己宛の小切手計916,479円を自ら署名して、振り出し、自己名義の銀行口座に振り込んだりして、計996,961円を領得していた。

また、貴省では、外務公務員法(昭和27年法律第41号)により、在外公館の事務が適正に行われているか査察を実施することとなっている。そして、外務省改革の一環として、在外公館に対する査察を強化することとし、特別集中査察を13年度から15年度末までに130公館に対して実施しており、本院が今回16年次に実地検査を行った21公館のうち17公館については、既に特別集中査察が実施されていた。

貴省では、この特別集中査察の際、会計経理に関しては、在外公館会計規程等に則って出納事務を遂行しているかという観点から調査しており、改善を要する事項について提言や勧告を行うとともに、その履行状況の確認を行っている。しかし、出納事務の執行状況の把握が十分でなかったり、改善すべき事項に関する事後の確認が十分でなかったりしたこともあり、会計経理上適切又は適正でない事項が必ずしも十分に改善されるには至っていない状況となっている。

(是正改善を必要とする事態)

上記のように、在外公館において、歳入徴収官、資金前渡官吏及び検査員が自ら行うべき事務が当該者により行われていなかったり、補助職員の範囲及びその事務の範囲が明確でないまま公金を取り扱われていたりしている事態は適切でなく、また、会計法令等に従った会計事務の処理が行われていない事態は適正とは認められない。そして、これらの事態は、出納事務の執行において必要不可欠な内部統制や相互牽制が十分機能していない状況となっているもので、是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、外国において我が国と商慣習が異なることなどの事情はあるものの、貴省において、在外公館の出納事務に関する規定を十分整備していないこと、在外公館において、指揮命令系統としての内部統制及び出納官吏と検査員との相互牽制が十分機能するよう出納事務の執行体制を整備していないこと、また、貴省において、出納事務の執行に当たり、会計法令等の理解及び遵守に対する認識が十分でなく、在外公館に対する指導監督が十分でないことなどによると認められる。

3 本院が要求する是正改善の処置

本院は、前記のとおり、これまで貴省における会計経理上の適正を欠く事態等を指摘し改善を促してきているところである。貴省では、これらを踏まえるなどして、13年度から出納官吏会議の実施などによる研修・指導の強化、官房班体制の導入による事務の改善などを

行っているところであるが、検査の結果、出納事務において、なお、会計法令に基づいた適切又は適正な事務が十分行われていない事態が見受けられた。

については、貴省において、内部統制、相互牽制を十分機能させ、会計法令等に従って適切及び適正に出納事務を執行するよう、次のような処置を講ずる要があると認められる。

- (1) 在外公館における歳入徴収官、資金前渡官吏及び検査員が自ら行うべき事務の範囲を明確にして徹底を図ること、及び、代理官制度の運用を図るため、代理官の任命に関する運用細則等を定め、その徹底を図ること
- (2) 補助職員の範囲及びその事務の範囲を明確にして、この徹底を図り、館長及び出納官吏が会計事務について適時、適切に指揮、監督を行うよう体制を整備すること
- (3) 貴省において、在外公館の出納事務に関する規定の見直しをするなどの整備を行うなどして、在外公館において適正に会計法令に従って出納事務を行えるよう適切に指導監督すること
- (4) 歳入徴収官、弁償責任を負っている出納官吏、及び会計担当者等における会計法令等の理解及び遵守に対する認識の向上を図るため、貴省の指導、出納官吏及び会計担当者等への研修の実施等の措置を更に充実させ、会計法令等を遵守して、出納事務を適切及び適正に執行するよう周知徹底させること、また、査察時に、出納事務の執行状況をより詳細に把握して、改善を要する事項について提言、勧告するとともに、改善状況の事後確認を十分行い、その徹底をより一層図ること

(注1) 在パラオ日本国大使館ほか4公館 在パラオ、在ケニア、在ソロモン各日本国大使館、及び在デンバー、在アトランタ両日本国総領事館

(注2) 21公館 在カンボジア、在モンゴル、在ラオス、在アルゼンチン、在エクアドル、在コスタリカ、在パナマ、在ホンジュラス、在オランダ、在ブルガリア、在ルーマニア、在トルコ、在チュニジア、在リビア各日本国大使館、及び在シアトル、在シカゴ、在デトロイト、在エドモントン、在トロント、在バンクーバー、在モントリオール各日本国総領事館

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

在外公館において、その警備を強化するため、配備された爆発物探知装置を十分活用
するよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織) 在外公館 (項) 在外公館
部局等の名称	外務本省、76 在外公館
爆発物探知装置の概要	在外公館の警備を強化するため、爆発物を探知する目的で配備された装置
在外公館に配備された爆発物探知装置	126 台 4 億 6305 万余円(平成 12、13 両年度)
上記のうち利用されていなかった装置	56 台 2 億 2249 万円(平成 12、13 両年度)

1 爆発物探知装置の配備の概要

(在外公館の警備の概要)

我が国の大使館、総領事館等の在外公館(以下「公館」という。)の事務所及び公邸に対する脅威は、戦争、内乱などの緊急事態、公館占拠、襲撃などのテロ・ゲリラ、殺人、強盗などの一般犯罪及び抗議行動などの反日的攻撃と多岐にわたっている。そして、外務省では近年の世界各地で爆弾テロ、誘拐、凶悪犯罪、過激抗議行動等の各種事件が多発している状況を踏まえ、警備施設の強化、警備装置や装備品の配備、警備担当者の増員等の人的措置などを行って、公館警備体制の強化を図っている。

(爆発物探知装置の購入、配備)

外務省では、爆弾テロが世界で現実のリスクとなっていることを踏まえ、爆弾テロに対する対策についても重視するようになってきている。そのため、公館の安全を強化することを目的として、平成 13 年 3 月に据置型爆発物探知装置 15 台、また、14 年 1 月に卓上型爆発物探知装置 37 台及び携帯式爆発物探知装置 54 台並びに同年 3 月に郵便物 X 線探知装置 20 台の計 126 台を総額 4 億 6305 万余円で購入している。

そして、これらの爆発物探知装置をテロ等に対する脅威度(危険度)が高いと判断した 76

公館に配備している。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

本院が16年2月に行った1公館に対する会計実地検査の際、同公館に14年4月に配備された携帯式爆発物探知装置の利用状況について検査したところ、会計実地検査時において本装置を利用していなかった。

そこで、爆弾テロに対する対策として公館に配備された爆発物探知装置が、適切な利用状況となっているかに着目して検査した。

(検査の対象及び方法)

上記会計実地検査の結果を受けて外務省が行った76公館における126台の爆発物探知装置の利用状況に関する調査結果の内容を、外務本省の会計実地検査において検査確認するとともに、76公館のうち11公館に赴き、配備された17台の爆発物探知装置の利用状況を実地に検査した。

(検査の結果)

検査の結果、爆発物探知装置の公館における利用状況は、表のとおりであり、配備された76公館の126台のうち、45公館における56台は、調査時点である16年3月時点において利用されていないと認められた。また、実地検査を行った11公館の17台については、4公館の4台が検査時点で利用されていないかった。この4台は、上記56台の内数である。

表 爆発物探知装置の利用状況 (単位：台)

装置名	据置型爆発物探知装置	卓上型爆発物探知装置	携帯式爆発物探知装置	郵便物探知装置	計
未利用	9	18	28	1	56(45公館)
利用	6	19	26	19	70(41公館)
計	15	37	54	20	126(76公館)

(注) 未利用：平成16年3月時点において利用されていないもの

上記45公館において利用されていないかった56台について、態様別にみると、次のとおりである。

(ア) 装置が作動できず、利用できないもの(27公館32台)

爆発物探知装置を作動させるために必要となるソフトウェアのインストール作業を行うため、メーカーと契約締結の交渉を行っていたが、メーカーの技術者が、装置が配備され

た公館が所在する国の査証(ビザ)を取得できないことが明らかになって契約締結に至らなかつたり、インストールの契約締結はしたがビザを取得できなかつたりしたため、未だ作業が行われていなかったものが20公館で24台あった。また、故障中の爆発物探知装置が、7公館で8台あった。

(イ) 警備担当者が装置の利用方法を十分習得していないもの(12公館15台)

公館の安全を図るため爆発物探知装置を利用する必要性はあると認識しているものの、操作方法が難しい、分からないなどの理由で利用していなかったものが12公館で15台あった。

(ウ) 公館において爆発物探知装置の利用の重要性や必要性に対する認識が十分でないなどのもの(7公館9台)

公館において爆発物探知の重要性や必要性についての認識が必ずしも十分でなく、爆発物探知装置を設置するのに十分なスペースが確保できないままにしていたり、警備担当者が爆発物の取扱いに関する十分な知識を持っていなかったりしていたことなどから、装置を利用していなかったものが7公館で9台あった。

上記のように、爆弾テロが現実の脅威となっている中で、この脅威に対処するために公館に配備した爆発物探知装置126台のうち、56台(購入価格計2億2249万余円)が利用されていない事態は、公館の安全を強化する目的を十分には達していないと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のようなことによると認められた。

- (ア) ソフトウェアのインストールや故障した場合の修理など、配備された爆発物探知装置の特性に対応した技術的な保守管理体制が整備されていなかったこと
- (イ) 公館で実際に爆発物探知装置を取り扱う警備担当者に対し、装置の配備時や担当者の交替時において、装置を操作するための訓練等が十分に行われていなかったこと、また、取扱説明書が英語版となっていたり、翻訳された日本語版が難解なものとなっていたりしたこと
- (ウ) 公館において爆発物の探知、取扱いに係る知識が周知されていないため、配備された装置を利用して爆発物の探知を行うことについて十分な理解が得られていなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、外務省では、爆発物探知装置を利用し、公館の安全

を強化するため、次のような処置を講じた。

- (ア) ソフトウェアのインストールが未実施の装置についてインストールを行い、故障中の装置について修理を行うための契約手続を執り、また、公館に対し故障時に修理を迅速に行うよう指示するなどの措置を執り、保守管理の体制を整えた。
- (イ) 警備担当者が爆発物探知装置の操作方法を十分習得するよう、実際の装置を使うなどして訓練等を行ったり日本語による分かりやすい取扱説明書を配備したりして、警備担当者に爆発物探知装置を利用するための知識を付与する体制を整えた。
- (ウ) 爆発物の性質を踏まえた最適な探知、取扱いを行うために必要な知識をマニュアルにして公館に配備し、爆発物探知装置を利用して爆発物の探知を行うことについて、公館に、その重要性と必要性を周知することにした。また、警備担当者に対しては、同マニュアルの配備のほかに、爆発物の探知、取扱いに関して、研修を充実させることにより、必要な知識を付与するようにした。

第6 財 務 省

不 当 事 項

租 税

(7) 租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの

会計名及び科目	一般会計 国税収納金整理資金 (款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金
部局等の名称	札幌南税務署ほか 89 税務署
納 税 者	163 人
徴収過不足額	徴収不足額 813,291,152 円(平成 10 年度～15 年度) 徴収過大額 35,728,700 円(平成 13 年度～15 年度)

1 租税の概要

源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税・贈与税、消費税等の国税については、法律により、納税者の定義、納税義務の成立の時期、課税する所得の範囲、税額の計算方法、申告・納付の手続などが定められている。

平成 15 年度国税収納金整理資金の各税受入金の徴収決定済額は 53 兆 5714 億余円となっている。このうち源泉所得税は 13 兆 0629 億余円、申告所得税は 2 兆 8421 億余円、法人税は 11 兆 2243 億余円、相続税・贈与税は 1 兆 6245 億余円、消費税及地方消費税は 15 兆 0552 億余円となっていて、これら各税の合計額は 43 兆 8093 億余円となり、全体の 81.7% を占めている。

2 検査の結果

(徴収過不足の事態)

上記の各税に重点をおいて、課税が法令等に基づき適正に行われているかなどに着眼して、札幌北税務署ほか 137 税務署を検査したところ、札幌南税務署ほか 89 税務署において、納税者 163 人から租税を徴収するに当たり、徴収額が不足していたものが 159 事項

813,291,152 円(10 年度～15 年度)、徴収額が過大になっていたものが4 事項 35,728,700 円(13 年度～15 年度)あった。

これを、税目別にみると次表のとおりである。

税 目	徴収不足の事項数 徴収過大の事項数	徴収不足額 徴収過大額(△)
源泉所得税	5 —	円 105,477,106 —
申告所得税	51 —	143,524,046 —
法人税	70 1	487,338,300 △ 25,708,500
相続税・贈与税	19 2	53,184,900 △ 7,601,300
消費税	14 1	23,766,800 △ 2,418,900
計	159 4	813,291,152 △ 35,728,700

なお、これらの徴収不足額及び徴収過大額については、本院の指摘により、すべて徴収決定又は支払決定の処置が執られた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、前記の 90 税務署において、納税者が申告書等において所得金額や税額等を誤るなどしているのに、課税資料の収集・活用が的確でなかったり、法令等の適用の検討が十分でなかったり、これを見過ごしたりしたため、誤ったままにしていたことなどによるものである。

(税目ごとの態様)

この 163 事項について、源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税・贈与税及び消費税の別に、その主な態様を示すと次のとおりである。

(1) 源泉所得税に関するもの

源泉所得税では徴収不足になっていたものが5 事項あった。これらは、給与等(給料、賃金、賞与等をいう。以下同じ。)、報酬及び配当に関するものである。

給与等、報酬及び配当の支払者は、支払の際に、所定の方法により計算した源泉所得税を徴収し、徴収の日の属する月の翌月 10 日(給与等の支払を受ける者が常時 10 人未満で、所轄税務署長の承認を受けた場合には、1 月から 6 月まで及び 7 月から 12 月までの各期間に支払った給与等については、当該各期間の最終月の翌月 10 日)までに国に納付し

なければならないこととなっている。そして、この法定納期限までに納付がない場合には、支払者に対して、納税の告知をしなければならないこととなっている。

この給与等、報酬及び配当に関し、徴収不足になっている事態が5事項105,477,106円あった。その内容は、法定納期限を経過した後も長期間にわたって源泉所得税が納付されていなかったり、税額の計算に誤りがあり税額が過小のままとなっていたりしているのに、課税資料の収集・活用が的確でなかったり、これを見過ごしたりしたため、納税の告知をしていなかったものである。(事例1参照)

源泉所得税に関する徴収不足の事例を示すと次のとおりである。

<事例1> 給与等に関する源泉所得税について納税の告知をしていなかったもの

A会社は、平成10年7月から12月まで及び13年7月から12月までの両期間に支払った給与等を95,109,040円及び39,144,580円とし、これに対する源泉所得税額30,132,323円及び6,668,220円を納付していた。

しかし、同会社から提出された法人税の申告書等によれば、両期間に上記の給与等以外に30,000,000円及び80,000,000円の給与等が支払われており、同給与等に対する源泉所得税が納付されていなければならないのに、この事実を把握していなかったため、源泉所得税額37,244,837円について納税の告知をしていなかった。

また、同会社は10年1月から6月まで、12年1月から6月まで及び同年7月から12月までの各期間に支払った給与等計367,292,960円に対する源泉所得税額を計87,845,697円と算出し、納付していた。

しかし、同給与等に対する源泉所得税額の計算に誤りがあり、正しく計算すると同税額は計104,539,000円と算出されるのに、これを見過ごしたため、納付税額との差額16,693,303円について納税の告知をしていなかった。

これらの結果、源泉所得税額53,938,140円が徴収不足になっていた。

(2) 申告所得税に関するもの

申告所得税では徴収不足になっていたものが51事項あった。この内訳は、不動産所得に関するもの18事項、譲渡所得に関するもの12事項、事業所得に関するもの11事項及びその他に関するもの10事項である。

ア 不動産所得に関するもの

個人が不動産を貸し付けた場合には、その総収入金額から必要経費を差し引いた金額を不動産所得として、他の各種所得と総合して課税することとなっている。

そして、個人が有する減価償却資産につきその償却費として不動産所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、その者が当該資産について定められた償却の方法に基づいて計算した金額とすることとなっている。さらに、個人が、新築された一定の貸家住宅を取得し、又は一定の貸家住宅を新築して、これを貸家の用に供した場合には、その貸家の用に供した日以後5年以内でその用に供している期間に限り、当該個人の不動産所得の金額の計算上、当該貸家住宅の償却費として必要経費に算入する金額は、上記の償却費の額に所定の割合を乗じて計算した金額とする割増償却ができることとなつ(注1)ている。また、不動産の貸付けについて、収入、経費の各項目の金額に消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を含めて経理している場合には、経費に係る消費税等の額が収入に係る消費税等の額を超えるとときに生じる消費税等の還付金は、不動産所得の計算上、総収入金額に算入することとなっている。

この不動産所得に関し、徴収不足になっている事態が18事項64,291,300円あった。その主な内容は次のとおりである。

(ア) 総収入金額から差し引く減価償却費等の必要経費の額を誤って過大としているのに、これを見過ごしたため、不動産所得の金額を過小のままとしていた。

(事例2 137ページ参照)

(イ) 収入及び経費に消費税等を含めて経理している場合の消費税等の還付金が総収入金額に算入されていないのに、これを見過ごしたため、不動産所得の金額を過小のままとしていた。

(注1) 新築貸家住宅等の割増償却の制度は、平成7年度税制改正等により、優良賃貸住宅等の割増償却等の制度に改められている。

イ 譲渡所得に関するもの

個人が資産を譲渡した場合には、その総収入金額から譲渡した資産の取得費や譲渡に要した費用の額などを差し引いた金額を譲渡所得として、他の各種所得と総合して課税することとなっている。ただし、土地建物等の譲渡による所得については、他の所得と分離して課税することとなっている。

そして、相続又は遺贈により取得した資産を一定の期間内に譲渡したものがあ
る場合には、相続税額のうち所定の方法により計算した金額を、当該譲渡した資産に係る譲
渡利益金額を超えない範囲で取得費に加算する特例を適用できることとなっている。ま
た、居住の用に供している家屋又は当該家屋とその敷地の用に供されている土地等を譲
渡した場合には、譲渡所得の計算上、3000万円と当該譲渡した資産に係る譲渡利益金
額とのいずれか低い金額を特別控除額として譲渡利益金額から控除できることとなっ
ている。

この譲渡所得に関し、徴収不足になっている事態が12事項28,666,300円あった。そ
の主な内容は、取得費に加算した相続税額に誤りがあるなど取得費の額を過大としてい
たり、居住の用に供していない部分について居住の用に供していたとして特別控除額の
控除をしていたりしているのに、法令等の適用の検討が十分でなかったり、これを見過
ごしたりしたため、譲渡所得の金額を過小のままとしていたものである。

ウ 事業所得に関するもの

個人が事業を営む場合には、その総収入金額から必要経費を差し引いた金額を事業所
得として、他の各種所得と総合して課税することとなっている。そして、事業所得の計
算上、修理、改良その他いずれの名義をもってするかを問わず、その業務の用に供する
固定資産について支出する金額で、その資産の使用可能期間を延長させたり、その支出
の時における当該資産の価額を増加させたりする部分に対応する金額(以下「資本的支
出」という。)に該当するものは、必要経費に算入しないこととなっている。

この事業所得に関し、徴収不足になっている事態が11事項29,699,646円あった。そ
の主な内容は、必要経費に算入していた修繕費には資本的支出に該当するものが含まれ
ているなど総収入金額から差し引く必要経費の額を過大としているのに、これを見過ご
したため、事業所得の金額を過小のままとしていたものである。

(事例3 137ページ参照)

エ その他に関するもの

上記アからウのほか、雑所得等に関し、徴収不足になっている事態が10事項
20,866,800円あった。

申告所得税に関する徴収不足の事例を示すと次のとおりである。

<事例2> 新築貸家住宅等の割増償却の規定の適用を誤っていたもの

納税者Bは、平成12年分から14年分までの3年分の申告に当たり、不動産所得の計算において、新築貸家住宅等の割増償却の規定を適用して計算した割増償却費各年分15,040,760円を含む減価償却費39,898,873円、39,940,057円及び40,393,083円を必要経費に算入し、各年分の総収入金額からこれら減価償却費を含めた必要経費等を差し引き、不動産所得の金額をそれぞれ37,573,939円、34,781,049円及び33,502,765円としていた。

しかし、同人の青色申告決算書等によれば、貸家の用に供したのは6年4月からであり、12年分から14年分においては、既に5年を経過していることから、上記割増償却の規定を適用できない。したがって、このことなどにより計算すると、不動産所得の金額は52,614,699円、50,470,240円及び49,555,359円となるのに、これを見過ごしたなどのため、申告所得税額5,598,100円、5,804,900円及び5,939,200円、計17,342,200円が徴収不足になっていた。

<事例3> 事業所得の必要経費を過大としていたもの

納税者Cは、平成13年分の申告に当たり、事業所得の計算において、修繕費36,573,804円を必要経費に算入し、必要経費等の額を1,276,379,151円としていた。そして、総収入金額からこの必要経費等の額を差し引き、事業所得の金額を330,760,110円としていた。

しかし、上記の修繕費には、給湯設備の修理工事としてボイラーの更新などに要した費用28,177,779円が含まれており、この費用は、その支出の時ににおける当該給湯設備の価額を増加させる部分に対応する金額で資本的支出に該当するものであるから、必要経費に算入することはできない。したがって、このことなどにより計算すると、事業所得の金額は365,781,492円となるのに、これを見過ごしたため、申告所得税額12,958,100円が徴収不足になっていた。

(3) 法人税に関するもの

法人税では徴収不足又は徴収過大になっていたものが71事項あった。この内訳は、同族会社の留保金に関するもの9事項、減価償却費の計算に関するもの8事項及びその他に関するもの54事項である。

ア 同族会社の留保金に関するもの

3人以下の株主等(株主等に同族会社でない法人がある場合はその法人を除く。)並びにこれらと特殊の関係にある個人及び法人が発行済株式の総数又は出資金額の100分の50を超える株式の数又は出資の金額を有している同族会社(以下「特定の同族会社」という。)については、通常の法人税のほか、利益のうち社内に留保した金額が一定の金額を超える場合には、その超える部分の金額(以下「課税留保金額」という。)に対し特別税率の法人税を課することとなっている。

この同族会社の留保金に関し、徴収不足になっている事態が9事項56,742,900円あった。その内容は、特定の同族会社に該当し課税留保金額が算出されるのに、法令等の適用の検討が十分でなかったり、これを見過ごしたりしたため、特別税率の法人税を課していなかったものである。(事例4 139ページ参照)

(注2) 100分の50を超える株式の数又は出資の金額 平成15年4月1日前開始事業年度分については、100分の50以上の株式の数又は出資の金額

(注3) 特別税率 課税留保金額が年3000万円以下の部分については100分の10、年3000万円を超え1億円以下の部分については100分の15、年1億円を超える部分については100分の20

イ 減価償却費の計算に関するもの

法人がその有する減価償却資産につき償却費として損金経理をした金額のうち、その法人が当該資産について定められた償却の方法に基づき当該資産の耐用年数等に応じて計算した金額に達するまでの金額は、所得の金額の計算上、損金の額に算入されることとなっている。また、中小企業近代化促進法(昭和38年法律第64号)に規定する中小企業者であって、同法に基づく承認を受けた中小企業構造改善計画を実施する商工組合等の構成員であり、その構造改善計画に係る事業を主として営む場合には、減価償却資産のうち機械、装置及び工場用の建物等について、普通償却限度額の一定割合に相当する金額の割増償却を行うことができる。そして、2回目以降の中小企業構造改善計画の承認を受けた場合については、その計画承認の日以後に取得等したものについて割増償却を行うことができることとなっている。

この減価償却費の計算に関し、徴収不足になっている事態が8事項158,449,300円あった。その主な内容は次のとおりである。

(ア) 償却の方法を誤り、償却費を過大に計上しているのに、これを見過ごしたため、損金算入額を過大のままとしていた。

(イ) 割増償却の計算において、償却の対象とならない資産を含めて償却費を計算しているのに、これを見過ごしたため、損金算入額を過大のままとしていた。

(事例5参照)

(注4) 本制度は、中小企業経営革新支援法(平成11年法律第18号)の制定により中小企業近代化促進法が廃止されることに伴い、平成11年度税制改正で廃止(経過措置により一定期間は適用が認められていた。)され、新たに経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員等の機械等の割増償却制度が創設された。

ウ その他に関するもの

上記ア、イのほか、資産の評価損、受取配当等の益金不算入等に関し、徴収不足になっている事態が53事項272,146,100円、徴収過大になっている事態が1事項25,708,500円あった。

法人税に関する徴収不足の事例を示すと次のとおりである。

<事例4> 同族会社の課税留保金額に対して特別税率の法人税を課していなかったもの

D会社は、平成12年4月から13年3月までの事業年度分の申告に当たり、上位2人の株主及びこれらの親族が発行済株式の総数の100分の49.5を所有し、第3順位の株主は同族会社でない法人であることから、特定の同族会社には該当しないとして、利益のうち社内に留保した金額に対し特別税率の規定による税額計算をしていなかった。

しかし、申告書等によれば、同会社は同族会社でない法人を除いた上位3人の株主及びこれらの親族が発行済株式の総数の100分の50.2を所有する特定の同族会社である。そして、所定の計算をすれば、課税留保金額213,109,000円が算出されるのに、法令等の適用の検討が十分でなかったため、特別税率の法人税を課しておらず、法人税額36,121,800円が徴収不足になっていた。

<事例5> 中小企業構造改善計画を実施する商工組合等の構成員の機械等の割増償却の規定の適用を誤っていたもの

E会社は、平成11年11月から13年10月までの2事業年度分の申告に当たり、事業の用に供している減価償却資産について、中小企業構造改善計画を実施する商工組合等の構

成員の機械等の割増償却の規定を適用して計算した割増償却額 458,374,956 円及び 477,673,574 円を損金に算入していた。

しかし、申告書等によれば、割増償却の対象とならない仮設用建物、車両運搬具及び器具備品や 2 回目以降の中小企業構造改善計画の承認の日前に取得した機械等について割増償却の対象としていた。したがって、これらを除くなどして計算すると割増償却額は 236,006,377 円及び 306,825,277 円となり、損金に算入した額が 222,368,579 円及び 170,848,297 円過大となっているのに、これを見過ごしたなどのため、法人税額 98,412,000 円及び 46,464,300 円、計 144,876,300 円が徴収不足になっていた。

(4) 相続税・贈与税に関するもの

相続税・贈与税では徴収不足又は徴収過大になっていたものが 21 事項あった。この内訳は、相続税については有価証券の価額に関するもの 8 事項、土地建物等の価額に関するもの 7 事項及びその他に関するもの 5 事項、贈与税については有価証券の価額に関するもの 1 事項である。

ア 相続税に関するもの

(ア) 有価証券の価額に関するもの

個人が相続又は遺贈により財産を取得した場合には、その取得した財産に対し相続税を課することとなっている。そして、取得した財産の価額は、相続又は遺贈により取得したときの時価とされており、有価証券のうち取引相場のない株式又は出資の価額については、株式を発行した会社等の各資産の価額の合計額から各負債の金額の合計額を差し引いた純資産価額等を基にして計算することとなっている。

この有価証券の価額に関し、徴収不足になっている事態が 7 事項 17,548,800 円、徴収過大になっている事態が 1 事項 5,484,000 円あった。その内容は、取引相場のない株式の価額の計算を誤っているのに、これを見過ごしたため、株式の価額を過小又は過大のままとしていたものである。

(イ) 土地建物等の価額に関するもの

個人が相続又は遺贈により取得した土地建物等の価額については、路線価、固定資産税評価額等を基にして計算することとなっている。ただし、被相続人又は被相続人と生計を一にしていた親族が事業又は居住の用に供していた宅地等のうち用途区分に

応じて最大 400㎡までの部分については、小規模宅地等として、次に掲げる区分に応じ、土地等の価額にその割合を乗じた額を減額できることとなっている。

- | | |
|--|---------|
| ① 特定事業用宅地等 <small>(注5)</small> などに該当するもの | 100分の80 |
| ② 上記以外のもの | 100分の50 |

この土地建物等の価額に関し、徴収不足になっている事態が7事項 15,141,400円あった。その主な内容は、土地等の価額の計算において、特定事業用宅地等などに該当しない小規模宅地等について、減額割合を誤って100分の80としているのに、これを見過ごしたため、土地等の価額を過小のままとしていたものである。

(注5) 特定事業用宅地等 被相続人又は被相続人と生計を一にしていた親族の事業の用に供していた宅地等で、その宅地等を相続又は遺贈により取得した者のうちに、一定の要件に該当する親族がいる場合の宅地等をいう。

(ウ) その他に関するもの

上記(ア)、(イ)のほか、相次相続控除等に関し、徴収不足になっている事態が5事項 20,494,700円あった。 (事例6参照)

イ 贈与税に関するもの

個人が贈与により財産を取得した場合には、その取得した財産に対し贈与税を課することとなっている。そして、取得した財産の価額は、贈与により取得したときの時価とされている。

この贈与税に関し、徴収過大になっている事態が1事項 2,117,300円あった。その内容は、取引相場のない同族会社の株式の価額の計算を誤っているのに、これを見過ごしたため、株式の価額を過大のままとしていたものである。

相続税・贈与税に関する徴収不足の事例を示すと次のとおりである。

<事例6> 相次相続控除額の計算を誤っていたもの

個人が相続により財産を取得した場合において、被相続人が今回の相続の開始前10年以内に開始した相続により財産を取得していたときは、前回の相続に係る相続税額に所定の割合を乗じて算出された金額を相次相続控除額として、今回の相続の相続税額から差し引くこととなっている。

納税者Fは、平成13年1月相続分の申告に当たり、被相続人の前回の相続に係る相続

税額に次式により算出された割合の2.4などを乗じて、相次相続控除額を11,403,200円と
していた。

$$\frac{\left(\begin{array}{l} \text{今回の相続によりすべての者が} \\ \text{取得した財産の価額の合計額} \end{array} \right) 258,064,544 \text{ 円}}{\left(\begin{array}{l} \text{被相続人が前回の相続により取} \\ \text{得した財産の価額から当該財産} \\ \text{に係る相続税額を控除した額} \end{array} \right) 107,372,164 \text{ 円}} = 2.4$$

しかし、相次相続控除額は、前回の相続税額を限度としていることから、上記の算式に
より算出される割合が、1を超える場合には1として計算することとなっている。した
がって、これにより計算すると、相次相続控除額は4,846,520円となるのに、これを見過
ごしたなどのため、相続税額6,165,500円が徴収不足になっていた。

(5) 消費税に関するもの

消費税では徴収不足又は徴収過大になっていたものが15事項あった。この内訳は、課
税仕入れに係る消費税額の控除に関するもの9事項及びその他に関するもの6事項であ
る。

ア 課税仕入れに係る消費税額の控除に関するもの

事業者は、課税期間(納付する消費税額の計算の基礎となる期間で、個人事業者は暦
年、法人は事業年度)における課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消
(注6)
費税額を控除した額を消費税として納付することとなっている。この課税仕入れに係る
消費税額の控除額は、課税期間における課税売上割合(課税売上高を総売上高で除した
割合をいう。)が100分の95以上のときは、課税仕入れに係る消費税額の全額、100分
の95未満のときは課税売上高に対応する部分の金額となっている。

(注6) 課税仕入れに係る消費税額 課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)は、消費税額
(税率100分の4)と地方消費税額(消費税額の100分の25。消費税率換算で100分
の1)に相当する額を含んだ額とすることとされているので、課税仕入れに係る消
費税額は、課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)に105分の4を乗じることとな
る。

この課税仕入れに係る消費税額の控除に関し、徴収不足になっている事態が9事項
18,170,100円あった。その主な内容は、課税売上割合の計算を誤り、同割合が100分の
95未満であるにもかかわらず、建物の取得等に係る消費税額の全額を控除額とした
り、課税売上高に対応する課税仕入れに係る消費税額の金額を過大に計算して控除額と

したりしているのに、これを見過ごしたため、消費税額を過小のままとしていたものである。(事例7参照)

イ その他に関するもの

上記アのほか、課税売上高の計上等に関し、徴収不足になっている事態が5事項5,596,700円、徴収過大になっている事態が1事項2,418,900円あった。

消費税に関する徴収不足の事例を示すと次のとおりである。

<事例7> 課税仕入れに係る消費税額の計算を誤っていたもの

納税者Gは、平成13年1月から12月までの課税期間分の申告に当たり、課税売上高を10,924,683円とし、これに対する消費税額を436,960円としていた。そして、当該課税期間の非課税売上高はなく課税売上割合は100%であるとして、課税仕入れに係る支払対価の額である建物(アパート)の取得価額等135,052,547円(税込み)に105分の4を乗じた金額5,144,858円の全額を課税仕入れに係る消費税額の控除額とし、上記の課税売上高に対する消費税額との差額4,707,898円の還付を受けていた。

しかし、同人の申告所得税の申告書に添付された書類等によれば、上記の課税売上高としていた10,924,683円は土地及び住宅(居住用)の貸付けに係る収入金額であり、全額が非課税売上高となる。したがって、課税売上高に対する消費税額は生じず、また、課税売上割合は、これにより0%となり、課税仕入れに係る消費税額の控除額はないこととなるのに、これを見過ごしたため、消費税額4,707,800円が過大に還付されていた。

(国税局等別の徴収過不足額)

これらの徴収不足額及び徴収過大額を国税局等別に示すと次のとおりである。

国税局等	税務署	源泉所得税		申告所得税		法人税		相続 与 続 税		消費税		計	
		事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円
札幌国税局	札幌南 ほか5			5	6,708	5	10,101	1	653	1	1,097	12	18,561
仙台国税局	八戸 ほか3			1	5,659	2	145,386	2 1	3,854 △ 5,484			5 1	154,899 △ 5,484
関東信越国税局	土浦 ほか7			5	14,379	7	16,466			4	13,392	16	44,238
東京国税局	千葉南 ほか43	3	59,768	29	87,356	34 1	202,836 △ 25,708	11 1	32,396 △ 2,117	4 1	3,009 △ 2,418	81 3	385,366 △ 30,244
金沢国税局	金沢			1	937					1	548	2	1,485
名古屋国税局	浜松西 ほか3	2	45,708	1	4,483	2	6,142					5	56,334
大阪国税局	上京 ほか6			2	8,913	5	8,924	1	1,974	1	1,733	9	21,546
広島国税局	鳥取 ほか2			1	1,575	2	2,017					3	3,592
高松国税局	徳島 ほか1					2	74,886					2	74,886
福岡国税局	香椎 ほか4			1	4,710	6	14,205	3	13,605			10	32,521
熊本国税局	熊本西 ほか3			2	5,673	4	4,122	1	700	2	2,216	9	12,712
沖縄国税事務所	那覇 ほか1			3	3,126	1	2,249			1	1,768	5	7,144
計	90 税務署	5	105,477	51	143,524	70 1	487,338 △ 25,708	19 2	53,184 △ 7,601	14 1	23,766 △ 2,418	159 4	813,291 △ 35,728

不正行為

(8) 職員の不正行為による損害が生じたもの

会計名及び科目	一般会計 国税収納金整理資金 (款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金
部局等の名称	芝税務署
不正行為期間	平成15年1月～4月
損害金の種類	国税収納金
損害額	3,854,518円

本件は、芝税務署において、財務事務官上田某が、源泉所得税の納付のない源泉徴収義務者に対する指導・調査に関する事務に従事中、平成15年1月から4月までの間に、源泉所得税を収納する権限がないのに源泉徴収義務者からこれを受領して、現金計3,854,518円を領得したものである。

なお、本件損害額は、16年9月末現在で補てんが全くされていない。

そ の 他

(9) 国の庁舎を使用許可する場合の使用料の算定を誤ったため、使用料が低額となっているもの

会計名及び科目	一般会計 (部)雑収入 (款)国有財産利用収入 (項)国有財産貸付収入
部局等の名称	大阪税関
使用を許可した物件の概要	大阪税関関西空港税関支署庁舎の一部 317.4m ²
許可の相手方	関西国際空港株式会社
許可年月日	14年3月29日(平成14年度) 15年3月31日(平成15年度)
使用料	8,330,082円(平成14年度) 6,664,065円(平成15年度)
低額となっている使用料	2,705,995円(平成14、15両年度)

1 税関庁舎の使用許可の概要

(使用許可した物件の概要)

(注)
大阪税関では、関西国際空港旅客ターミナルビルのCIQ施設(延べ面積26,972.9m²。以下「CIQ施設」という。)内の関西空港税関支署庁舎の一部317.4m²について、関西国際空港株式会社(以下「関空会社」という。)に旅客用手荷物カート置場等としての使用を許可している。そして、その使用料として平成14年度8,330,082円、15年度6,664,065円を関空会社から徴収している。

一方、関西空港税関支署庁舎が入居しているCIQ施設の敷地は関空会社から賃貸されているもので、同税関では、その負担分として14年度206,409,473円、15年度206,336,576円の賃借料を関空会社に支払っている。

(注) CIQ施設 出入国する旅客、貨物を対象とする税関業務(Custom)、出入国管理業務(Immigration)及び検疫業務(Quarantine)を実施するために旅客地区に設けられている合同庁舎

(使用料の算定方法)

国の庁舎の使用を許可する場合の使用料は、「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱の基準について」(昭和33年蔵管第1号大蔵省管財局長通達)に定める使用料算定基準(以下「算定基準」という。)に基づき、毎年度算定することとなっている。

そして、庁舎の使用を前年度から引き続いて許可する場合の使用料は、算定基準によると、使用許可する建物に係る使用料(以下「建物使用料」という。)と、この建物の敷地に係る使用料(以下「土地使用料」という。)の合計額とすることとなっている。

このうち、土地使用料は、使用許可する建物の建て面積に相当する土地の使用料(以下「建て面積使用料」という。)に、建物の延べ面積に占める使用許可部分の面積の割合(以下「許可面積割合」という。)を乗じて算出する。そして、建て面積使用料は、前年度の建て面積使用料にスライド率(消費者物価指数(変動率)と地価変動率の平均値)を乗じて算出する。ただし、これは使用許可する建物が国有地上にある場合の算出方法であり、当該建物が民有地上にある場合には、建て面積使用料に代えて地代相当額によって算出することとなっている。

そして、建物使用料と土地使用料を合計した使用料が前年度の使用料と比較して8割に満たない場合には、前年度使用料の8割の額をもって当該年度の使用料とすることとなっている。

なお、一つの建物を複数の官庁の庁舎として使用している合同庁舎の場合には、当該建物全体の面積、建て面積使用料等に基づいて使用料を算定することになっている。

2 検査の結果

検査したところ、14、15両年度の使用料の算定において次のような事態が見受けられた。

すなわち、同税関では、14年度の使用料の算定に当たり、民有地上にある庁舎の土地使用料の算出には、地代相当額である賃借料を用いるべきであるのに、誤ってCIQ施設が国有地上にあると仮定した場合の前年度のCIQ施設に係る建て面積使用料を5,213,289円と算出し、これにスライド率を乗じた5,187,222円に許可面積割合(317.4m²/26,972.9m²)を乗じて、土地使用料を61,057円と算出していた。

そして、上記の土地使用料に建物使用料を加算した金額が前年度使用料の8割に満たないことから、前年度使用料の8割である7,933,412円に消費税等相当額を加算して、14年度の使用料を8,330,082円と算定していた。

また、15年度においても、14年度と同様の算定方法により、14年度におけるCIQ施設の建て面積使用料5,187,222円にスライド率を乗じて算出した5,938,591円に許可面積割合を乗じて、土地使用料を69,901円と算出するなどして、使用料を6,664,065円と算定していた。

しかし、CIQ施設の敷地は、関空会社から賃借している民有地であることから、土地使用料をCIQ施設が国有地上にあると仮定した場合の建て面積使用料により算出したのは誤りであり、この場合には、これに代えてCIQ施設の敷地の賃借料を用いて算出すべきであった。

そこで、14、15両年度の使用料をCIQ施設の敷地の賃借料を用いるなどして修正計算すると、適正な使用料は14年度分8,965,223円、15年度分8,734,919円となる。

したがって、本件使用料14年度8,330,082円、15年度6,664,065円は、これに比べて14年度635,141円、15年度2,070,854円、計2,705,995円が低額となっていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同税関において算定基準の内容を十分理解していなかったことなどによると認められる。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

合同宿舎の維持管理業務の委託において、管理人が実際に管理する宿舎の戸数を委託費の積算に的確に反映させるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計（組織）財務局（項）財務局
部局等の名称	北海道財務局ほか7財務（支）局
契約名	琴似住宅ほか2住宅維持管理業務委託契約ほか93件

契約の概要	財務省が所管する合同宿舎の維持管理業務を委託するもの
契約の相手方	太平ビルサービス株式会社ほか 23 会社等
契約	平成 15 年 4 月～16 年 3 月 一般競争契約、随意契約
委託費の積算額	5 億 0034 万余円(平成 15 年度)
低減できた委託費の積算額	6730 万円(平成 15 年度)

1 契約の概要

(合同宿舎の維持管理業務の概要)

財務省では、国家公務員宿舎法(昭和 24 年法律第 117 号)に基づき、国が国家公務員等に貸与する宿舎のうち二以上の府省等の職員に貸与する目的で設置される合同宿舎の維持及び管理を行うこととされており、この維持及び管理に関する業務(以下「維持管理業務」という。)を行わせるため、従来から非常勤職員として採用した専任の管理人などを配置している。この専任の管理人は、昭和 44 年に改正された国家公務員宿舎法施行規則(昭和 34 年大蔵省令第 10 号。以下「施行規則」という。)第 27 条第 2 項により、おおむね 200 戸以上の宿舎をとりまとめて維持管理業務を行わせるため置くことができるとされているものである。そして、近年における国の行政組織等の減量、効率化等の一環として、財務(支)局等では、非常勤職員に代えて、順次、外部への委託契約により、入居時及び退去時の点検等、鍵の保管、貸与及び回収、敷地内の巡視等の維持管理業務を行わせるようにしており、平成 15 年度には、北海道財務局ほか 10 財務(支)局等において、563 箇所(注 1)の合同宿舎の維持管理業務について計 106 件の委託契約を締結している。

(委託費の積算)

財務本省では、11 年度に、維持管理業務に係る委託費の積算方法(以下「積算基準」という。)を財務(支)局等に示している。これによれば、委託費は、維持管理業務を委託する宿舎の戸数を施行規則第 27 条第 2 項を参考に定めた基準戸数 200 戸で除して管理人の数を計算し、これに非常勤職員単価などを乗じて直接人件費を算出し、更に直接物品費、業務管理費、一般管理費等を加えて積算することとされている。

2 検査の結果

(検査の着眼点及び対象)

近年、維持管理業務に係る委託契約が増加していること、また、積算基準における基準戸数は昭和44年に改正された施行規則の規定を参考にしており、その後合同宿舍の集約・立体化が進展していることなどから、基準戸数は管理人が実際に管理している宿舍の戸数(以下「管理戸数」という。)を的確に反映したものとなっているかなどに着眼し、北海道財務局ほか7財務(支)局における506箇所の合同宿舍に係る94件の委託契約(積算額計5億0034万^(注2)余円)を対象として検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

すなわち、上記の各財務(支)局の94契約に係る委託費の積算において、積算基準に基づき計算した管理人の数は計220人となっていた。

そして、契約相手方の業務日誌、従事職員名簿等により確認したところ、契約に定められたとおりの維持管理業務が行われていた。しかし、実際に業務に従事している管理人の数は計159人となっており、この159人に係る1人当たりの管理戸数は129戸から507戸で、82契約において基準戸数の200戸を上回り、平均では270戸となっていた。

したがって、積算基準における基準戸数は管理戸数を的確に反映したものとなっておらず、委託費は過大に積算されており、改善の要があると認められた。

(低減できた積算額)

上記により、本件維持管理業務に係る委託費について、管理戸数の平均(270戸)を基準戸数として修正計算すると、積算額は計4億3296万余円となり、前記の積算額計5億0034万余円を約6730万円低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、財務本省において、維持管理業務に係る委託契約が増加するとともに合同宿舍の集約・立体化の進展により管理戸数が基準戸数を上回っているにもかかわらず、その状況を十分に把握して積算基準に的確に反映させていなかったことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、財務省では、平成16年度における管理戸数を改め

て調査し、同年9月に積算基準を改正するとともに、各財務(支)局等に対して事務連絡を発生し、17年1月以降に締結する契約から改正された積算基準を適用することとする処置を講じた。

(注1) 北海道財務局ほか10財務(支)局等 北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州各財務局、福岡財務支局、沖縄総合事務局

(注2) 北海道財務局ほか7財務(支)局 北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国各財務局、福岡財務支局

第7 文部科学省

不 当 事 項

予 算 経 理

- (10) 医薬品等の購入などに係る予算執行について、当該年度に行うべき会計事務処理を行わず、翌年度において事実と異なる不適正な会計経理を行って代金を支払っているもの

会計名及び科目	国立学校特別会計 (項)大学附属病院
部局等の名称	九州大学
不適正に経理された経費の内容	患者の診療に使用する医薬品、検査用試薬、診療用消耗品や病院で使用する備品、事務用消耗品等の購入などに要する経費
不適正に経理された経費の額	2,642,701,995 円(平成 12 年度～14 年度)

1 会計経理の概要

(病院に係る予算)

九州大学では、医学部附属病院、歯学部附属病院及び生体防御医学研究所附属病院(平成 15 年 10 月 1 日に 3 病院を九州大学病院として統合)において、臨床医学の教育、研究を行うほか保険医療機関として患者の診療を行っている。

そして、これらに要する経費は、文部科学大臣(13 年 1 月 5 日以前は文部大臣)から国立学校特別会計の(項)大学附属病院として支出負担行為計画の示達を受けた歳出予算の額(以下「示達額」という。)の範囲内で賄うこととされている。このうち、主として、患者の診療に必要な経費は(目)医療費(以下「医療費」という。)から、また、教育研究経費及び設備改修等に係る経費を含む一般管理運営経費は(目)校費(以下「病院校費」という。)からそれぞれ支出されている。

(支出負担行為制度)

国が行う契約から支払までの会計事務は、財政法(昭和 22 年法律第 34 号)、会計法(昭和 22

年法律第35号)等(以下「会計法令」という。)に従って処理することとなっている。

会計法令では、予算の執行を、支出の原因となる債務負担とその結果として発生する支出に区分して、支出の原因となる債務負担の段階において厳格な統制を実施し、予算の適正かつ計画的な執行を図ることを目的として支出負担行為制度が設けられている。

この支出負担行為制度は、示達額を超過して国の債務負担の原因となる行為が行われることを防止しようとするものであり、支出負担行為担当官は、支出官から当該支出負担行為が示達額を超過しないことの確認を受け、関係の帳簿に登録された後でなければ、支出負担行為をすることができないとされている。

(医薬品等の購入などに係る会計事務処理)

患者の診療に使用する医薬品、検査用試薬、診療用消耗品や病院で使用する備品、事務用消耗品等(以下、これらを「医薬品等」という。)の購入、設備改修等については、会計法令の定めるところに従い、次のように契約から支払までの会計事務を処理することとなっている。

- ① 一定期間継続して購入する医薬品等については、年度当初などに、支出負担行為担当官が、購入の見込まれる品目を対象として単価契約を行う。そして、物品管理官は、薬剤部、各診療科等に配置された物品供用官の購入要求に基づき、支出負担行為担当官に対して取得措置請求を行う。これを受けて支出負担行為担当官は業者に発注し納品させる。その後、通常、翌月に業者から1箇月分をまとめた請求書が提出され、これを受けて、支出負担行為の決議書を作成し、支出官に送付する。
- ② その他の医薬品等については、物品管理官が、物品供用官の購入要求に基づき、支出負担行為担当官に対して取得措置請求を行う。これを受けて支出負担行為担当官は、品目及び数量を取りまとめ、その都度見積書を徴し、業者と総価による契約(以下「総価契約」という。)を行い納品させる。そして、契約時に支出負担行為の決議書を作成し、支出官に送付する。
- ③ 設備改修等についても、医薬品等の購入とおおむね同様の会計事務処理を行った上、支出負担行為の決議書を作成し、支出官に送付する。
- ④ 支出官は、支出負担行為差引簿を備え、予算科目別に示達額を超えることなどが無いよう、支出負担行為の確認を行い、予算の執行を管理するとともに、業者から提出された請求書を審査確認の上、所定の期日までに購入等の代金を支払う。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

本院では、5年12月に、文部大臣に対し、国立大学の附属病院における医薬品費の予算執行に当たり、示達額を超えて購入した医薬品、検査用試薬、診療用消耗品等に係る支払が年度内に行われず、翌年度又は翌々年度の予算から支払われている事態について、是正改善の処置を要求した。これに対し、文部省では、附属病院を置く各国立大学に対して通知を発するなどして、予算執行残額を確認した上で、その範囲内で法令に従って契約・発注を行うよう指導の徹底を図るなどの処置を講じたところであるが、昨年、上記と同様の事態が1国立大学で見受けられたため、本院では平成14年度決算検査報告に掲記している。そこで、附属病院における会計経理が会計法令に従って適正に行われているかに着眼して検査した。

(検査の結果)

検査したところ、九州大学医学部附属病院(以下「病院」という。)において、次のとおり、会計法令に違背した事態が見受けられた。

病院では、12年度から14年度までの医療費及び病院校費の会計経理において、各年度中に購入した医薬品等及び設備改修の一部などについて、当該年度内に支出負担行為等の会計事務処理を行うと示達額を超えることになるため、支出負担行為等の会計事務を翌年度に持ち越して処理していた。各年度において会計事務処理を行わなかった金額は、合計2,642,701,995円に上っている。

これらについては、それぞれ翌年度の医療費、病院校費、(項)大学附属病院(目)医療機器整備費(以下「医療機器整備費」という。)、(項)国立学校(目)校費(以下「学校校費」という。)及び(項)施設整備費(目)施設整備費(以下「施設整備費」という。)から支払われている。

そして、病院では、支出負担行為の事務処理に際し、支出負担行為の内容を記載した帳票(以下「入力帳票」という。)を作成し、そのデータをコンピュータに入力して支出負担行為・支出決議書(以下「決議書」という。)を作成しているが、翌年度に持ち越したものについては、次のような方法で、翌年度に契約・納品等が行われたかのような一連の会計事務処理を行っていた。

- ① 単価契約分については、翌年度に総価契約により購入したものとして処理することとし、予定価格調書の作成等を必要としない1件当たり100万円未満となるように分割して

作り直した見積書・納品書・請求書を業者に提出させ、これに見合うように入力帳票を作成して、データを入力し、決議書を作成する。

- ② 総価契約分については、日付欄が空白の見積書・納品書・請求書等を業者に提出させ、これに翌年度、適当日付を記入し、これに見合うように入力帳票を書き加えたり、書き換えたりして、データを入力し、決議書を作成する。

このように、医薬品等の購入、設備改修等に当たり、当該年度に行うべき会計事務処理を行わず、翌年度の支出負担行為により処理するなど、事実と異なる会計経理が行われ、年度を越えて翌年度の予算から代金が支払われている事態は、会計法令及び予算に違背し、著しく不当と認められる。

上記の事態について、年度別に件数、金額及び支出された科目を示すと次表のとおりである。

(単位：件、円)

年度内に会計事務処理を行わなかったもの		事実と異なる支出負担行為による支出の内訳		
件数	金額	科目	件数	金額
12年度		13年度		
573	188,334,029	医療費	445	173,528,794
		病院校費	128	14,805,235
		小計	573	188,334,029
13年度		14年度		
1,335	1,117,705,281	医療費	1,418	958,914,745
		病院校費	324	156,162,629
		学校校費	15	2,627,907
		小計	1,757	1,117,705,281
14年度		15年度		
1,248	1,336,662,685	医療費	1,504	1,021,084,538
		病院校費	292	227,125,263
		学校校費	35	31,315,725
		医療機器整備費	35	31,837,995
		施設整備費	29	25,299,164
		小計	1,895	1,336,662,685
3,156	2,642,701,995	合計	4,225	2,642,701,995

このような事態が生じていたのは、次のようなことによると認められる。

- (ア) 医薬品等の購入などに係る予算執行について、会計法令及び予算を遵守して適正に執行すべきことへの認識が欠如していたこと

- (イ) 予算執行の状況把握や見直しが適時適切に行われておらず、医薬品等の購入、設備改修等に係る経費の増大に対応する支出削減等の措置が執られていなかったこと

不正行為

(11) 職員の不正行為による損害が生じたもの

会計名及び科目	国立学校特別会計 (項)研究所
部局等の名称	東京大学
不正行為期間	平成12年8月～14年3月
損害金の種類	支出金
損害額	7,412,220円

本件は、東京大学において、地震研究所事務部の職員が、物品の発注等の事務に従事中、平成12年8月から14年3月までの間に、正規の調達を装い、販売業者にパーソナルコンピュータ等を発注し、国にその購入代金を支出させて計7,412,220円の損害を与えたものである。同職員は、受領したパーソナルコンピュータを買取業者に転売して代金を受け取るなどしていた。

なお、本件損害額については、16年1月に全額が同人から返納されている。

意見を表示し又は処置を要求した事項

(1)-(9) 奨学を目的とする寄附金のうち教員等個人あての寄附金を適切に経理するため、学内規程等の整備等を図るよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	国立学校特別会計 (款)雑収入 (項)雑収入
部局等の名称	北海道大学(平成16年4月1日以降は国立大学法人北海道大学) 群馬大学(同 国立大学法人群馬大学) 東京大学(同 国立大学法人東京大学) 東京工業大学(同 国立大学法人東京工業大学) 新潟大学(同 国立大学法人新潟大学) 浜松医科大学(同 国立大学法人浜松医科大学) 京都大学(同 国立大学法人京都大学) 大阪大学(同 国立大学法人大阪大学) 熊本大学(同 国立大学法人熊本大学)
寄附金の概要	国立大学が受け入れる教育・研究の奨励等を目的とする寄附金
歳入に計上されていなかった寄附金	計 3億5112万円(平成14年4月～15年12月)

本院では、奨学を目的とする寄附金の取扱いについて、平成16年10月27日に、国立大学法人北海道大学ほか8国立大学法人の学長に対し、「教員等個人あて寄附金の経理について」として、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

(注1) 国立大学法人北海道大学ほか8国立大学法人 北海道大学、群馬大学、東京大学、東京工業大学、新潟大学、浜松医科大学、京都大学、大阪大学、熊本大学の各国立大学法人

これらの処置要求の内容は、それぞれの国立大学法人の検査の結果に応じたものとなっているが、これを総括的に示すと以下のとおりである。

1 制度の概要

(国立大学の法人化)

国立大学は、国立学校設置法(昭和24年法律第150号)で定めるところにより文部科学省に

置かれる施設等機関として設置されていたが、平成16年4月1日、「国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成15年法律第117号。以下「整備法」という。)第2条の規定により国立学校設置法が廃止され、同日、国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則第3条第1項の規定により成立した国立大学法人が設置する大学とされた。

(法人化前の国立大学における奨学寄附金の取扱い)

法人化前の国立大学において、教育・研究の奨励等を目的とする寄附金(以下「奨学寄附金」という。)を受けた場合は、国立学校特別会計法(昭和39年法律第55号)、奨学寄附金委任経理事務取扱規則(昭和39年文部省令第14号)及び奨学寄附金受入事務取扱規程(昭和38年文部省訓令)に基づき、これを国立学校特別会計の歳入に計上し、文部科学大臣は、当該奨学寄附金に相当する額を教育・研究に要する経費等に充てるため国立大学の長に交付してその経理を委任するものとされていた。そして、委任された国立大学の長は出納官吏を命じ、交付を受けた現金(以下「委任経理金」という。)の出納保管をさせなければならないとされていた。この委任経理金については、歳出予算に比べ、予算科目や会計年度に拘束されることなく教育・研究上の必要に応じて弾力的に使用することが可能となっていた。

そして、国立大学に所属する教員等が職務上行う教育・研究については国立大学にその遂行に関する事務上の管理責任があること、寄附金の会計経理の適正性を確保しつつ寄附目的に沿って使用する要があることなどから、文部科学省(13年1月5日以前は文部省)では、「奨学寄附金の取扱いについて」(昭和42年文会総第341号文部省大学学術局長・会計課長通知)等を発して、国立大学の教員等の職務上の教育・研究に対するもので寄附者の意向によって教員等個人に対して寄附された寄附金(以下「教員等個人あて寄附金」という。)についても、あらためて当該教員等から国に寄附させることとしていた。

(法人化後の国立大学における教員等個人あて寄附金の取扱い)

整備法の施行により国立学校特別会計法が廃止され、これに伴って国立大学の法人化前に定められていた奨学寄附金に係る規程等がすべて廃止されたことにより、教員等から教員等個人あて寄附金を国立大学法人にあらためて寄附させる根拠も失われることとなった。

このため、国立大学法人においては、所属する教員等が教員等個人あて寄附金を受けた場合には、教員等が職務上行う教育・研究について当該国立大学法人にその遂行に関する事務上の管理責任があること、寄附金の会計経理の適正性を確保しつつ寄附目的に沿って使用する要があることなどから、あらためてこれを国立大学法人に寄附しなければならない旨を定める学内規程等を自ら整備する必要が生じることとなった。

(国立大学法人会計基準における寄附金の取扱い)

国立大学法人が受け入れた寄附金については、国立大学法人に適用される国立大学法人会計基準(平成16年文部科学省告示第37号)及び国立大学法人会計基準注解(平成15年3月5日国立大学法人会計基準等検討会議報告)により、寄附者がある用途を特定した場合等は、国立大学法人は寄附金をその用途に充てなければならないという責務を負っているものと考えられることから、寄附金を受領した時点では寄附金債務として負債に計上することとされている。

また、法人化前の国立大学で経理されていた委任経理金の残額は、国立大学法人法附則第10条の規定により法人化後の国立大学を設置した国立大学法人に奨学を目的として寄附されたものとするとしている。この寄附金については、「国立大学法人会計基準及び国立大学法人会計基準注解に関する実務指針」(平成15年7月10日国立大学法人会計基準等検討会議報告)において、上記の国立大学法人が受け入れる寄附金と同様に負債に計上することとされている。

(中期計画における外部資金の受入れ等)

国立大学法人法の定めによれば、文部科学大臣は国立大学法人が6年間で達成すべき業務運営に関する中期目標を定めることとなっており、中期目標を示された各国立大学法人は、これを達成するための中期計画を作成し、文部科学大臣の認可を受けることとなっている。そして、上記の中期目標においては国立大学法人の財務内容の改善に関する事項が定められており、その中に外部資金その他の自己収入の増加に関する目標が掲げられている。

このため、各国立大学法人が作成した中期計画においては、民間企業等との共同研究、受託研究、寄附金の受入れなどによる外部資金の受入れの増加を図ることとしている。

また、中期目標においては業務運営の改善及び効率化に関する事項が定められており、その中に人事の適正化に関する目標が掲げられていることから、各国立大学法人の中期計画において、教員等の非公務員化を活かして教員採用方法に任期制や公募制を導入するなどして教員等の人事の流動性を高めることとしている。

2 本院の検査結果

(検査の着眼点及び対象)

国立大学法人は中期計画の中で、国立大学における教育・研究の質の向上、業務運営の改善及び効率化、財務内容の改善等を行うための措置を定めている。そして、財務内容の改善に当たっては寄附金の受入れが重要な課題のひとつであり、また、所属する教員等が職務上行う教育・研究については国立大学法人にその遂行に関する事務上の管理責任があることな

どから、教員等個人あて寄附金についても、これを適切に国立大学法人に受け入れて経理することが必要であると認められる。また、上記のとおり、弾力的な人事制度の導入に伴い、教員等の任期付き採用や外部からの登用の機会も増えることなどが予想され、学内規程等の周知についてはより一層の配慮が必要となると認められる。

(注2)

そこで、法人化前の北海道大学ほか8国立大学における14、15両年度の教員等個人あて寄附金(注3)を含む奨学寄附金の受入状況は適切か、また、国立大学法人北海道大学ほか8国立大学法人において、法人化後においては寄附金の受入れが財務内容の改善にとって重要であることを十分認識し、教員等個人あて寄附金を受け入れることができるよう学内規程等を整備しているか、整備している場合はその周知を図っているかなどに着眼して、14、15両年度における奨学寄附金の受入状況及び学内規程等の整備状況等について検査した。

(注2) 北海道大学ほか8国立大学 北海道、群馬、東京、東京工業、新潟、浜松医科、京都、大阪、熊本の各国立大学

(注3) 平成15年度分については、教員等が15年12月31日までに受け入れたものを対象とした。

(検査の方法)

14、15両年度における奨学寄附金の受入状況の検査においては、教員等個人あて寄附金の受入状況を検証する際、次のような方法によることとした。

すなわち、近年、財団法人等では奨学を目的とした寄附金の交付情報を開示しているものがあり、それらの交付情報の中には教員等個人あて寄附金に係るもの(以下「寄附金開示情報」という。)が含まれていることから、この寄附金開示情報を、法人化前の各国立大学で作成していた奨学寄附金受入報告書等と対照するためのデータとして利用した。また、教員等が寄附金を受ける際に教員等が所属する学部等の部局長推薦等を必要とする場合があり、その実績(以下「推薦等実績」という。)が大学に保存されているので、これについても対照データとした。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

- (1) 法人化前の北海道大学ほか8国立大学では、寄附者から大学に直接寄附された奨学寄附金と教員等個人あて寄附金で当該教員等からあらためて大学に寄附された奨学寄附金とを合わせて、14、15両年度にそれぞれ表1のとおり計16,297件、229億1136万余円、計16,100件、197億3468万余円が歳入として計上されていた。

表1 歳入に計上された奨学寄附金

年度 大学名	14		15		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北海道大学	2,165	1,973,862,955 ^円	2,056	2,095,682,630 ^円	4,221	4,069,545,585 ^円
群馬大学	829	691,692,158	922	703,707,574	1,751	1,395,399,732
東京大学	4,499	7,352,600,363	4,581	6,575,539,180	9,080	13,928,139,543
東京工業大学	1,009	1,065,075,797	939	1,005,580,832	1,948	2,070,656,629
新潟大学	960	794,577,653	928	760,262,328	1,888	1,554,839,981
浜松医科大学	625	454,783,302	640	585,370,405	1,265	1,040,153,707
京都大学	2,543	4,902,485,915	2,537	3,537,884,492	5,080	8,440,370,407
大阪大学	2,705	4,805,012,045	2,551	3,370,730,098	5,256	8,175,742,143
熊本大学	962	871,273,457	946	1,099,927,280	1,908	1,971,200,737
計	16,297	22,911,363,645	16,100	19,734,684,819	32,397	42,646,048,464

しかし、上記のほか、北海道大学ほか8国立大学では教員等個人あて寄附金を教員等が受け入れているかどうか把握する方策を執っていなかったことから、本院において奨学寄附金受入報告書等と前記の寄附金開示情報及び推薦等実績とを対照したところ、教員等個人あて寄附金のうち、あらためて大学に寄附する手続きが執られていないものが14、15両年度にそれぞれ表2のとおり計209件、2億3348万余円、計108件、1億1763万余円あった。

表2 歳入に計上されなかった教員等個人あて寄附金

年度 大学名	14		15		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北海道大学	26	19,460,000 ^円	16	14,880,000 ^円	42	34,340,000 ^円
群馬大学	8	8,200,000	3	2,800,000	11	11,000,000
東京大学	78	96,901,000	35	37,971,000	113	134,872,000
東京工業大学	8	4,410,000	12	17,100,000	20	21,510,000
新潟大学	8	5,818,000	9	15,600,000	17	21,418,000
浜松医科大学	10	15,150,000	8	2,575,000	18	17,725,000
京都大学	28	29,520,000	15	13,930,000	43	43,450,000
大阪大学	29	39,460,000	6	7,280,000	35	46,740,000
熊本大学	14	14,570,000	4	5,500,000	18	20,070,000
計	209	233,489,000	108	117,636,000	317	351,125,000

(2) 国立大学法人北海道大学ほか8国立大学法人では、会計実地検査時において、新たに寄附金の取扱いを定めた学内規程等を整備するなどしていたものの、その内容についてみる

と、教員等が教員等個人あて寄附金を受けたときは、あらためてこれを所属する国立大学法人に寄附しなければならない旨を定めていなかった。このため、前記のように国立大学法人が受け入れて経理する必要がある教員等個人あて寄附金が存在しているにもかかわらず、教員等にとっては教員等個人あて寄附金をあらためて国立大学法人に寄附する義務がないこととなり、また、各国立大学法人にとっては当該寄附金を受け入れて適切に経理することができない事態が生じることになると認められた。

(改善を必要とする事態)

各国立大学法人では、寄附金の受入れが重要な課題となっており、また、今後教員等の人事の流動性を高めるなどとしていることから、所属する教員等が教員等個人あて寄附金を受けたときは、これを適切に受け入れて経理することが必要であるが、当該寄附金を受け入れて適切に経理するための学内規程等が整備されていないなどの事態は、適切ではなく改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 法人化前の各国立大学において、前記の国立大学の法人化前に定められていた奨学寄附金に係る規程等により教員等個人あて寄附金についてはあらためて大学に寄附する必要があったのに、これについての教員等の認識が十分でなかったこと
- イ 各国立大学法人において、国立大学の法人化に当たり、教員等個人あて寄附金を適切に受け入れて経理するための学内規程等を整備してその周知徹底を図ることの必要性に対する認識が十分でなかったこと

3 本院が要求する改善の処置

国立大学における教育・研究の質の向上を図るとともに、業務運営の改善及び効率化、財務内容の改善等を行うこととしている各国立大学法人においては、自主財源の獲得は今後の大学運営の上で重要な課題であり、自主財源のうち重要な位置を占める寄附金については、適切に受け入れた上その経理の適正性を確保する必要がある。

また、教員等の人事については、法人化前の国立大学に比して流動性を高めることとしており、学内規程等の周知についてはより一層の配慮が必要になると認められる。

については、国立大学法人北海道大学ほか8国立大学法人において、教員等個人あて寄附金について適切に把握しこれを受け入れて経理を行うために、次のような処置を講ずる要があ

ると認められる。

- (ア) 教員等が教員等個人あて寄附金を受けたときは、これをあらためて国立大学法人に寄附しなければならない旨を明確にして学内規程等の整備を図ること
- (イ) 教員等個人あて寄附金の個人経理を防止するため、広く教員等向けの研修会や説明会を実施するなどして上記の学内規程等に基づく当該寄附金の取扱いについて一層の周知徹底を図ること
- (ウ) 寄附金開示情報や推薦等実績を活用するなどして、教員等個人あて寄附金の調査・把握に努めること
- (エ) 個人で経理している教員等個人あて寄附金について速やかに現状を把握して、未使用の寄附金がある場合にはこれを国立大学法人に受け入れて経理すること

【当局が講じた改善の処置】

前記の改善を必要とする事態のうち(ア)については、本院の検査における指摘により、平成16年10月1日までに、国立大学法人東京大学ほか2国立大学法人において本院指摘の趣旨に沿い次のような処置を講じた。

国立大学法人東京大学では、16年9月に「研究助成金に係る寄附金の取扱いについて」(平成16年9月30日東大研研発第94号総長通知)等を発し、国立大学法人京都大学では、16年9月に「助成金の寄附受入の取扱いについて」(16年9月22日研研4第119号研究・国際部長通知)を発し、また、国立大学法人熊本大学では、16年9月に国立大学法人熊本大学寄附金事務取扱規則(16年4月1日制定)を改正し、それぞれ、教員等個人あて寄附金については当該国立大学法人に寄附するものとする旨を明確にして学内規程等の整備を図った。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(1) 教育情報衛星通信ネットワークにおける送受信設備の有効活用等を図るよう改善させたもの

会計名及び科目	(1) 一般会計 (組織)文部科学本省 (項)学校教育振興費
	(2)ア 一般会計 (組織)文部本省 (項)文部本省
	イ 一般会計 (組織)文部科学本省 (項)生涯学習振興費
	〔平成12年度以前は、 (1) (組織)文部本省 (項)学校教育振興費 (2)イ (組織)文部本省 (項)生涯学習振興費〕
部局等の名称	文部科学本省(平成13年1月5日以前は文部本省)
補助等の根拠	予算補助、委託契約
補助事業等	(1) 教育情報通信ネットワーク整備事業(補助事業) (2)ア 衛星通信利用による教育のネットワークモデル事業(委託事業) イ 学習活動支援設備整備事業等(補助事業)
補助事業等の概要	(1) 教育関係職員の研修等の実施に必要な送受信設備等を整備する都道府県等に対して補助するもの (2)ア 社会教育施設等に、教育情報衛星通信ネットワークの番組を受信するための受信設備を委託により整備等するもの イ 社会教育施設等に受信設備を整備する都道府県又は市町村等に対して補助するもの
検査した施設数及びこれに係る設備整備の事業費	(1) 12箇所 8億4480万余円(平成10、11、13各年度) (2)ア 196箇所 1億2255万余円(平成10年度) イ 114箇所 1億7084万余円(平成11年度～14年度)
上記に対する国庫補助金交付額及び委託費総額	(1) 4億2221万余円(国庫補助金交付額) (2)ア 1億2255万余円(委託費総額) イ 8198万余円(国庫補助金交付額)
設備が十分活用されていないなどの施設数及びこれに係る設備整備の事業費	(1) 7箇所 4億6839万円(平成10、11両年度) (2)ア 186箇所 1億1238万円(平成10年度) イ 96箇所 1億3405万円(平成11年度～14年度)
上記に対する国庫補助金交付額及び委託費総額	(1) 2億3401万円(国庫補助金交付額) (2)ア 1億1238万円(委託費総額) イ 6428万円(国庫補助金交付額)

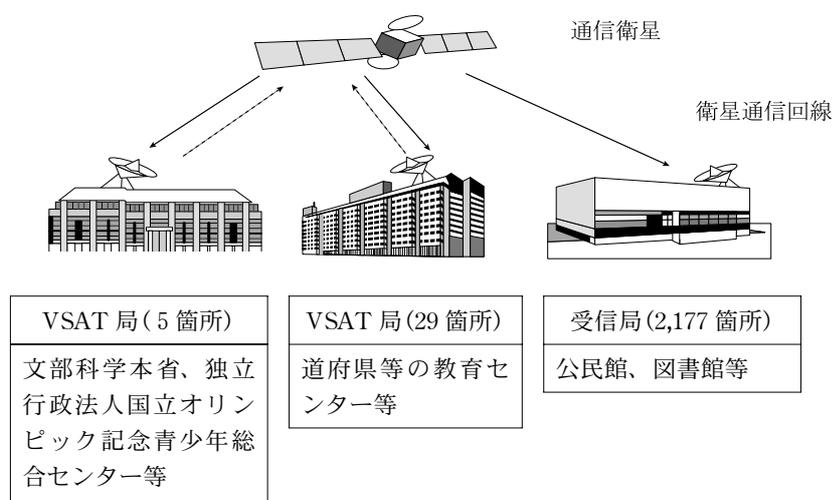
1 制度の概要

(教育情報衛星通信ネットワークの概要)

文部科学省(平成13年1月5日以前は文部省)では、地域における生涯学習の支援、教職員の研修機会の拡充等を目的として、10年度に教育情報衛星通信ネットワーク(education and learning Network。以下「エル・ネット」という。)の整備に着手し、11年7月からその運用を開始している。

エル・ネットは、地域住民を対象とした番組、文部科学省等からの教育行政情報・研修番組及び道府県等の教育センター等(以下「教育センター」という。)が制作した番組を送信したり受信したりすることができる設備を有する送受信局(Very Small Aperture Terminal。以下「VSAT局」という。)と、番組及びこれに係る放送スケジュール等(以下「番組等」という。)を受信することができる設備を有する受信局等(以下「番組等」という。)の間を、衛星通信回線等により結ぶネットワークである(下図参照)。

(図) エル・ネットの概要



VSAT局は、文部科学本省(13年1月5日以前は文部本省)、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター(13年3月31日以前は国立オリンピック記念青少年総合センター。以下「国立青少年センター」という。)等5箇所及び教育センター29箇所、計34箇所に設置されている。また、受信局は、各都道府県等における公民館、図書館等2,177箇所(15年度末現在)に設置されている。

(教育センターに設置されたVSAT局の設備の整備)

文部科学省では、上記のうちVSAT局の設置された教育センター29箇所については、地

域における学校教育関係の研修、研究発表会等の番組を制作及び送信するため、撮影及び映像編集機器、送受信装置、パラボラアンテナ、CSチューナー等の設備(以下「番組制作設備及び送信設備」という。)を整備等する教育情報通信ネットワーク整備事業を実施する道府県等に対し、これに要する経費の一部として10、11、13各年度に国庫補助金総額12億6572万円を交付している。

(受信局の設備の整備)

受信局については、文部科学省において、公民館、図書館等に、エル・ネットの番組等の受信に必要となるパラボラアンテナ、CSチューナー、テレビ、パーソナルコンピュータ、プリンタ等の設備(以下「受信設備」という。)を整備しており、これにより、10年度に1,070箇所の受信局が、また11年度から15年度までの間に648箇所の受信局が設置されている。

このうち、上記1,070箇所の受信局については、「衛星通信利用による教育のネットワークモデル事業」(委託事業)により事業費9億0823万余円で同省が受信設備を整備した後、公民館等にこれを無償で貸し付けたものである。

また、上記648箇所の受信局については、学習活動支援設備整備事業等を実施する都道府県又は市町村等に対して国庫補助金総額4億5331万余円を交付し、受信設備を整備したものである。

(子ども放送局及びオープンカレッジ)

前記のエル・ネットで放送される番組のうち、地域住民を対象とした番組には、主に、子ども放送局、オープンカレッジがあり、これらを受信するために設備を整備した公民館、図書館等の社会教育施設等において放映されている。

このうち、子ども放送局は、全国の子供たちが双方向の通信により著名なスポーツ選手や科学者と直接会話したり、工作等をスタジオと一緒に体験したりするもので、この番組の制作及び放送は11年度から国立青少年センターが行っている。また、オープンカレッジは、エル・ネットを活用して大学の公開講座等を主として社会教育施設へ提供するもので、この番組の制作及び放送は同省が11年度から委託により実施している。

(番組を有効活用するための取組)

エル・ネットは、地域における学習機会の充実を図り、地域住民の主体的な学習活動を支援するための一つの重要な手段として、その効果的な活用が期待されているものである。

このため、文部科学省では、地域住民を対象とした番組が活用されるためには、社会教育

施設等において、①子ども放送局を見ながら体験学習活動を行うなどの主催事業を行った
り、②地域住民に対する生涯学習の講座にオープンカレッジを組み入れたり、③これらの番
組を録画し、地域住民に貸し出すことができるようにビデオライブラリーとして整理したり
するなどの取組を行うことが有効であるとして、社会教育施設等に対し広報に努めるなどし
ている。

(番組制作及び送受信に係る設備の効率的運用及び管理)

文部科学省では、前記の国庫補助事業等により整備された番組制作及び送受信に係る設備
については、補助金の交付要綱等において、善良な管理者の注意をもって管理し、効率的運
用を図らなければならないなどとしている。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

VSAT 局の設置された教育センターにおいて番組制作設備及び送信設備が活用されている
か、また、受信局の大宗を占める社会教育施設等において子ども放送局及びオープンカレッ
ジの番組を有効活用するための取組を行うことにより受信設備が活用されているかなどに着
眼して検査した。

(検査の対象)

(注)
北海道ほか 13 府県において、10、11、13 各年度に番組制作設備及び送信設備を教育情報
通信ネットワーク整備事業により整備した教育センター 12 箇所(補助対象事業費 8 億 4480
万余円(国庫補助金 4 億 2221 万余円))、及び 10 年度から 14 年度までに、受信設備を文部科
学省が委託事業で整備して無償貸付けを行い又は学習活動支援設備整備事業等により整備し
た社会教育施設等 310 箇所(無償貸付けした受信設備の整備費 1 億 2255 万余円、補助対象事
業費 1 億 7084 万余円(国庫補助金 8198 万余円))を対象として検査した。

(検査の結果)

検査したところ、VSAT 局の設置された教育センターにおいて番組制作設備及び送信設備
が十分活用されていなかったり、受信局の設置された社会教育施設等において受信設備が十
分活用されていなかったりなどして、本件補助事業等の効果が十分に発現しているとは
認められない事態が、15 年度に北海道ほか (注) 289 箇所(うち VSAT 局の設置された
教育センター 7 箇所、受信局の設置された社会教育施設等 282 箇所。これらに係る無償貸付
けした受信設備の整備費 1 億 1238 万余円、補助対象事業費 6 億 0244 万余円(国庫補助金 2
億 9829 万余円))において見受けられた。

これらを態様別に示すと次のとおりである。

- (1) VSAT 局の設置された教育センターにおいて番組制作設備及び送信設備が十分活用されていなかったもの

4 府県	7 箇所	〔補助対象事業費 国庫補助金	4 億 6839 万余円 2 億 3401 万余円〕
------	------	-------------------	-------------------------------

これらは、教育センターにおいて、地域の教育に係る番組、研究発表会等の地方からの情報発信番組を積極的に制作及び送信することについての意識や意欲が乏しかったことなどにより、番組の制作及び送信が行われておらず番組制作設備及び送信設備が全く活用されていなかったり、これらの設備がごく低利用にとどまっていたりしていたと認められるものである。

- (2) 受信局の設置された社会教育施設等において、受信設備が十分活用されていなかったり、その管理が適切でなかったりしていたもの(ア、イの態様には、事態が重複しているものがある。)

14 道府県	282 箇所	〔無償貸付けした受信設備の整備費 補助対象事業費 国庫補助金	1 億 1238 万余円 (186 箇所) 1 億 3405 万余円 6428 万余円 (96 箇所)〕
--------	--------	--------------------------------------	--

- ア 子ども放送局及びオープンカレッジの番組を有効活用するための取組を行っていなかったため、受信設備が十分活用されていなかったもの

受信局の設置された社会教育施設等の中には、番組を有効活用するため、社会教育施設等の主催事業や生涯学習の講座に子ども放送局又はオープンカレッジの番組を組み入れるなどの前記取組を行っているものも見受けられた。

しかし、その一方で、受信設備を活用することについての意識が乏しく番組を有効活用するための取組を行っていなかったため、番組の放映を全く行っていなかったり、放映の際に視聴者がいなかったりなどして、主に子ども放送局、オープンカレッジの番組を受信するために整備した設備が十分活用されていなかった社会教育施設等が、14 道府県の 262 箇所(無償貸付けした受信設備の整備費 1 億 0843 万余円、補助対象事業費 1 億 3015 万余円(国庫補助金 6238 万余円))で見受けられた。

- イ パーソナルコンピュータ等が利用されていなかったり、その管理が適切でなかったりしていたもの

受信局の設置された社会教育施設等において、番組に係る放送スケジュール等を受信するためのパーソナルコンピュータ又はプリンタが利用されていなかったり、廃棄されていたりなどしていたものが、14道府県の212箇所(無償貸付けした受信設備の整備費5400万余円、補助対象事業費2726万余円(国庫補助金1310万余円))で見受けられた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、主として次のことによると認められた。

- (ア) VSAT局の設置された教育センターにおいて、番組制作設備及び送信設備を活用し、積極的に地方の情報を発信することについての意識や意欲が乏しかったこと
- (イ) 受信局の設置された社会教育施設等において、①番組を地域の主催事業に取り入れるなどの取組を行っておらず、受信設備を活用しようとする意識に乏しかったこと、②受信設備は国庫補助事業等により整備されたにもかかわらず、これを補助目的等に従って適切に管理することについての認識が十分でなかったこと
- (ウ) 文部科学省において、①VSAT局の設置された教育センターに対し、番組制作設備及び送信設備の活用方策について周知徹底していなかったこと、②受信局の設置された社会教育施設等に対し、番組を有効活用するための取組方法について周知徹底していなかったこと、③受信局の設置された社会教育施設等に対し、廃棄等を行う際の手続を明確に示していなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、文部科学省では、エル・ネットの番組及び送受信設備の有効活用等を図るよう、16年9月に各都道府県等に対し通知を発するとともに、同年9月及び10月に同省主催の会議を開催して同通知の周知徹底を図るなどして、次のような改善の処置を講じた。

- ア VSAT局の設置された教育センターに対し、番組制作設備及び送信設備を活用し積極的に地方の情報を発信するよう指導するとともに、これらの設備を活用する際の参考に資するための活用事例集を配付した。
- イ VSAT局の設置された教育センター及び受信局の設置された社会教育施設等について、エル・ネットの担当者リストを作成し、担当者に対し電子メール等により、同省から番組の情報等を直接提供したり、常時連絡したりできる体制を整備した。
- ウ 受信局の設置された社会教育施設等に対し、番組を有効活用するための取組を行って受信設備を活用するよう指導するとともに、受信設備を活用する際の参考に資するための活

用事例集を配付した。

エ 受信局の設置された社会教育施設等に対し、無償貸付けした受信設備について今後の活用に係る調査を行い、利用計画等を作成させることとした。

オ 受信局の設置された社会教育施設等に対し、受信設備の廃棄等を行う際の手続について明確化を図り、受信設備を適切に管理するよう指導した。

(注) 北海道ほか13府県 北海道、京都府、青森、秋田、山形、栃木、群馬、新潟、石川、愛知、岡山、福岡、長崎、熊本各県

(2) 廃校等施設及びへき地教員宿舎の転用による有効活用が適切に促進されるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)文部科学本省 (項)公立文教施設整備費 〔平成12年度以前は、 (組織)文部本省 (項)公立文教施設整備費〕	
部局等の名称	文部科学本省(平成13年1月5日以前は文部本省)	
補助の根拠	義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和33年法律第81号)、へき地教育振興法(昭和29年法律第143号)等	
補助事業の概要	公立の小学校、中学校等の学校施設及びへき地学校等に勤務する教職員のためのへき地教員宿舎の整備を行う市区町村等に対してその経費の一部を補助するもの	
検査の対象とした市区町村	市59、特別区12、町85、村27 計183市区町村	
検査の対象とした廃校等数及びへき地教員宿舎数	(1) 廃校等	466校(昭和47年度～平成13年度)
	(2) へき地教員宿舎	435戸(平成2年度～14年度)
上記の廃校等施設及びへき地教員宿舎のうち活用されていないか、転用の手続が適切に行われなかったりしていたもの	(1) 廃校等	
	(ア) 廃校等施設が活用されていないもの	106校
	(イ) 転用の手続が行われていなかったもの	156校
	計	241校(純計)(昭和47年度～平成13年度)
	(2) へき地教員宿舎	
	(ア) へき地教員宿舎が活用されていないもの	48戸
	(イ) 転用の手続が行われていなかったもの	95戸
	計	143戸(平成2年度～12年度)

上記の廃校等施設及びへき地教員宿舎に係る事業費	(1) 廃校等施設	424 億 8688 万円
	(2) へき地教員宿舎	13 億 2367 万円
	計	434 億 0405 万円(純計)
上記に対する国庫補助金	(1) 廃校等施設	214 億 7938 万円
	(2) へき地教員宿舎	7 億 0675 万円
	計	219 億 7151 万円(純計)

1 制度の概要

(補助事業の概要)

文部科学省(平成13年1月5日以前は文部省)では、公立の小学校、中学校等の義務教育諸学校の校舎、屋内運動場等の学校施設及びへき地に所在する小学校、中学校等に勤務する教職員のための宿舎(以下「へき地教員宿舎」という。)の整備を行う市区町村等(以下「設置者」という。)に対し、これらに要する経費の一部として、公立学校施設整備費負担金及び公立学校施設整備費補助金(以下、これらの補助金等を併せて「国庫補助金」という。)を交付している。

このうち、学校施設の整備に係る公立学校施設整備費負担金は、義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和33年法律第81号)等に基づき、義務教育諸学校における教育の円滑な実施を確保することなどを目的として設置者に交付されるものである。

また、へき地教員宿舎の整備に係る公立学校施設整備費補助金は、へき地教育振興法(昭和29年法律第143号)等に基づき、へき地における教育水準の向上を図ることなどを目的として設置者に交付されるものである。

(少子化に伴う小・中学校数の減少)

近年における出生率の低下等を原因とする少子化等を反映し、15年度における公立の小学校及び中学校(以下「小・中学校」という。)の児童生徒数は、5年度に比べて10年間で約20%減少している。そして、これに伴い小・中学校数も減少しており、5年度に35,010校であった小・中学校数は、15年度では33,739校となっており、10年間で1,271校減少している。

このような小・中学校数の減少は、児童生徒数の減少等に伴い廃校となった小・中学校数が新設された小・中学校数を大きく上回っていることによるものである。5年度から13年

度までの8年間に廃校となった小・中学校数は計1,797校、1年度平均で約200校となっており、また、12年度では250校、13年度では285校となっていて、増加傾向にある。

さらに、児童生徒数の減少により、児童生徒が在籍しておらず休校となった小・中学校の数も増加している。すなわち、休校となった小・中学校数は、5年度で353校であったものが15年度では502校となっていて、10年前に比べて149校増加している。

そして、このような児童生徒数の減少に伴い、小・中学校の教職員数も減少しており、特に、へき地に所在する小・中学校に勤務する教職員数は著しく減少している。すなわち、15年度における小・中学校の教職員数が5年度に比べて約8%減少しているのに対し、へき地に所在する小・中学校に勤務する教職員数は約16%減少している。

(廃校等施設及びへき地教員宿舎の有効活用)

上記のようなことから、近年、廃校若しくは休校となった小・中学校(以下「廃校等」という。)の学校施設等(以下「廃校等施設」という。)又は入居者のいないへき地教員宿舎が生じている。

しかし、学校施設及びへき地教員宿舎は、いずれも多額の国庫補助金の交付を受け、地域住民の身近な公共施設として整備されたものなどであり、廃校等施設又は入居者のいないへき地教員宿舎となった場合には、地域住民の共通の財産として学校教育以外の用途にも可能な限り積極的に有効活用されることが望ましいものである。

そこで、文部科学省では、廃校施設及びへき地教員宿舎については、地域の実情に応じ、本来の学校教育の目的以外の用途に使用するなどすること(以下「転用」という。)により積極的にその有効活用を図ることとして、次のような措置を講じている。

(ア) 転用の手続の簡素化

設置者が国庫補助金の交付を受けて整備された学校施設又はへき地教員宿舎の転用を行う場合には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)に基づき、原則として、文部科学大臣の承認を得る手続を執ることが必要とされている(以下、このような転用を行うに当たり必要となる承認の手続を「転用の手続」という。)

しかし、文部科学省では、廃校施設及びへき地教員宿舎の有効活用を促進する見地から、これらの転用の手続を簡素化している。すなわち、9年11月に同省が設置者に対して発した「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」(平成9年文教施第87号)によると、次のような場合には、転用に係る所定の報告書を文部科学大臣に提出

することをもって転用の手続を行ったものとみなすなどとされている。

① 国庫補助事業完了後10年を超える期間を経過した学校施設を無償で同一地方公共団体における公共用の施設等に転用する場合のうち、廃校施設を社会教育施設、社会体育施設、福祉施設等に転用する場合

② 地域事情等により入居見込みのないへき地教員宿舎を無償で公営又は職員住宅等に転用する場合

(イ) 活用事例集の公表

文部科学省では、設置者における廃校施設の有効活用の参考に資するため、その活用の実態を調査し、15年4月、その成果としての活用事例集を作成し、公表している。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

前記のとおり、近年における少子化等を反映し、廃校等施設及び入居者のいないへき地教員宿舎が生じており、今後、これらについては一層増加することが見込まれる。

そこで、このような廃校等施設及びへき地教員宿舎の有効活用が十分に図られているか、また、これらの施設の有効活用に当たり、前記のように簡素化された転用の手続が周知され、適切に行われているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象)

(注1)
北海道ほか18都府県の169市区町村において昭和47年度から平成13年度までに整備され5年度から14年度までに廃校となるなどした466校に係る学校施設等(補助対象事業費802億9111万余円、国庫補助金409億9996万余円)、及び北海道ほか15県の45市区町村において2年度から14年度までに整備されたへき地教員宿舎435戸(補助対象事業費41億1045万余円、国庫補助金21億9097万余円)を対象として検査した。

(検査の結果)

(注1)
検査したところ、北海道ほか18都府県の123市区町村における廃校等241校及びへき地教員宿舎143戸(補助対象事業費434億0405万余円、国庫補助金219億7151万余円)について、次のような事態が見受けられた((1)及び(2)には事態が重複しているものがある。))。

(1) 廃校等施設について

(注1)
北海道ほか18都府県の107市区町村における廃校等241校(補助対象事業費424億8688万余円、国庫補助金214億7938万余円)について、次のような事態が見受けられた

(ア)及び(イ)には事態が重複しているものがある。)

(ア) 廃校等施設が活用されていなかったもの

17 都道府県	57 市区町村	106 校	補助対象事業費 141 億 5015 万余円 国庫補助金 73 億 1887 万余円

これらの廃校等施設は、耐用年数が相当期間残っていることから転用により有効活用することができると思われるのに、設置者における取組が十分でなかったため、その転用が図られておらず、廃校等となった後1年以上全く活用されていなかったものである。

<事例1>

A町では、平成4年度にa小学校の校舎の新增築、危険改築等の事業を補助対象事業費1億6350万円(国庫補助金8704万円)で実施していたが、同校は過疎化により児童数が減少したことから14年3月に廃校となり、その後、当該校舎は利用価値が十分高いと認められるのに全く利用されていなかった。

(イ) 転用の手続が行われていなかったもの

19 都道府県	75 市区町村	156 校	補助対象事業費 284 億 4734 万余円 国庫補助金 142 億 1726 万円

これらの廃校等施設については、前記のように転用の手続が簡素化されているのに、社会教育施設、社会体育施設等への転用に当たり転用の手続が行われていなかったものである。

<事例2>

B特別区では、平成元年度にb小学校の校舎及び屋内運動場の大規模改造事業を補助対象事業費8000万円(国庫補助金2666万余円)で実施するなどしていたが、同校は都市化による定住人口の減少により児童数が減少したことから9年3月に廃校となった。そして、同特別区では、同年4月からこの校舎及び屋内運動場を地域住民が利用するためのレクリエーションホール、コミュニティ室等に転用していたが、転用の手続が行われていなかった。

(2) へき地教員宿舎について

(注3)

北海道ほか14県の33市町村におけるへき地教員宿舎143戸(補助対象事業費13億2367万余円、国庫補助金7億0675万円)について、次のような事態が見受けられた。

(ア) へき地教員宿舎が活用されていなかったもの

13 道県	18 市町村	48 戸	補助対象事業費	4 億 5788 万余円
			国庫補助金	2 億 4793 万余円

これらのへき地教員宿舎は、2年度以降補助事業により整備されたものであり利用価値が十分高いことなどから有効活用することができると認められるのに、設置者における取組が十分でなかったため、その転用が図られておらず、1年以上全く活用されていなかったものである。

(イ) 転用の手続が行われていなかったもの

13 道県	27 市町村	95 戸	補助対象事業費	8 億 6578 万余円
			国庫補助金	4 億 5881 万余円

これらのへき地教員宿舎については、教職員の入居者がいないことから地域住民、役場の職員等を入居させていたが、前記のように転用の手続が簡素化されているのに、転用の手続が行われていなかったものである。

このように、廃校等施設及び入居者のいないへき地教員宿舎については、全く活用されていない事態が見受けられるとともに、転用の手続及び趣旨が周知されていないため、転用に当たりその手続が適切に行われていない事態が見受けられた。したがって、このような廃校等施設及びへき地教員宿舎の転用並びに簡素化された転用の手続について周知徹底を図ることにより、これらの施設の有効活用が適切に促進されるよう改善を図る必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことによると認められた。

ア 設置者において

(ア) 廃校等施設又はへき地教員宿舎を地域住民の共通の財産として有効活用することについての認識が十分でなく、その転用による有効活用のための取組を十分に行っていないこと

(イ) 転用の手続の必要性及びその簡素化の趣旨についての理解が十分でなかったこと

イ 文部科学省において

(ア) 廃校等施設及びへき地教員宿舎の転用による有効活用のための取組について、設置者の意識を喚起するための方策が十分でなかったこと

(イ) 転用の手続の必要性及びその簡素化の趣旨について、設置者に対する周知徹底が十分でなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、文部科学省では、16年9月に各都道府県に対し通知を発するとともに、同省主催の各種会議等において、廃校等施設及びへき地教員宿舎の有効活用並びに転用の手続について設置者に周知徹底を図ることとし、もってこれらの施設の有効活用が適切に促進されるよう次のような処置を講じた。

(ア) 設置者に対し、廃校等施設及びへき地教員宿舎の転用による有効活用についての意識を喚起するとともに十分な情報提供を行うこととし、前記廃校施設の活用事例集のほか、へき地教員宿舎の転用による有効活用の具体例についても示した活用事例集を新たに作成し、都道府県及び設置者に配付するなどした。

(イ) 廃校等施設及びへき地教員宿舎の転用の手続の理解に資するよう、各都道府県において設置者を対象とする講習会を実施するとともに、手引書を作成し、都道府県及び設置者に配付した。

(注1) 北海道ほか18都府県 東京都、北海道、京都府、青森、秋田、山形、栃木、群馬、新潟、石川、愛知、岡山、広島、山口、愛媛、福岡、長崎、熊本、大分各県

(注2) 北海道ほか15県 北海道、青森、秋田、山形、群馬、新潟、石川、愛知、岡山、広島、山口、愛媛、福岡、長崎、熊本、大分各県

(注3) 北海道ほか14県 北海道、青森、秋田、山形、群馬、新潟、愛知、岡山、広島、山口、愛媛、福岡、長崎、熊本、大分各県

第8 厚生労働省

不 当 事 項

予 算 経 理 (12) (13)

- (12) 物品を購入したように書類を偽装するなどして庁費、委託費等から支出し、これを別途に経理して目的外の用途に使用するなどしていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)職業転換対策事業費 (組織)都道府県労働局 (項)都道府県労働局
	〔平成 11 年度以前は、 (組織)労働本省 (項)職業転換対策事業費 (組織)職業安定官署 (項)職業安定官署〕
	労働保険特別会計(労災勘定) (項)業務取扱費 (雇用勘定) (項)業務取扱費 (項)雇用安定等事業費 (徴収勘定) (項)業務取扱費
部局等の名称	広島労働局(平成 11 年度以前は広島県)
広島労働局における経費の概要	(1) 事務用物品等の購入や調査等のための出張等に必要となる経費 (2) 職場体験講習等を団体に委託するのに必要となる経費
不正に支出された金額	(1) 150,566,846 円(平成 7 年度～14 年度) (2) 22,462,232 円(平成 10 年度～12 年度)
	計 173,029,078 円

1 広島労働局における不正経理の概要

(業務の概要)

広島労働局(平成 11 年度以前は広島県。以下「広島局」という。)では、労働者の働く環境の整備及び職業の確保を図るなどのため、職業紹介、職業訓練、高年齢者の雇用の確保、地域雇用開発等の業務を行っている。そして、これらの業務の実施に当たっては、一般会計及び

労働保険特別会計の庁費、職員旅費、緊急雇用支援事業委託費など多くの科目から毎年度多額の経費を支出している。

(不正経理の発見の端緒)

広島局では、15年9月、同局から公金が振り込まれた預金口座の名義人についてA銀行から確認依頼があったことを受けて、名義人とされている者に当該預金口座の開設等の事実について確認したところ、同人が口座を開設した事実は認められなかったことから、公金振込等が適正になされているかについて調査を行った。

(広島局及び厚生労働本省が実施した調査等の概要)

調査の結果、日本銀行広島支店(以下「日銀」という。)が保管している国庫金振込明細票の正本と広島局に保存されている国庫金振込明細票の控えの受取人の住所、氏名等が一致しないものが多数発見されたことなどから、この調査結果を厚生労働本省(以下「本省」という。)へ報告した。

これを受けて本省では、16年4月、広島局に対して同局において支出計算書附属証拠書の控え(以下「証拠書」という。)や小切手原符等が保存されている10年度から15年度までの6箇年度を対象として特定監査を実施し、その結果を同年5月に公表した。特定監査の結果によれば、広島局において10年度から14年度までの間に、物品購入を装うなどの方法により公金が不正に支出され、その件数、金額は計245件、132,191,124円に及ぶことが判明したとしている。

2 検査の結果

(検査の着眼点及び方法)

本省では、9年度以前の会計経理については証拠書や小切手原符等が既に廃棄されていたため調査ができなかったとしているが、上記の特定監査の結果からみて、不正支出が以前から継続して行われていた可能性が高いと認められた。

そこで、本院では、9年度以前の会計経理は適正に行われていたか、また特定監査の結果は適正なものとなっているかなどに着眼して検査を実施することとした。

(1) 9年度以前の会計経理に対する検査方法について

特定監査においては証拠書等が既に廃棄されていたため調査できなかったとしている9年度以前の会計経理について、本院では、A銀行の協力を受けて、広島局から公金が振り込まれている架空名義の預金口座への公金の振込内容を広島局に10年間保存されている

支出簿の写しと突合するなどして不正支出の有無等を検査した。

(2) 特定監査の結果に対する検査方法について

特定監査の結果に対する検査に当たっては、証拠書や小切手原符等が保存されている10年度から15年度までの6箇年度を対象とし、「支出負担行為及び支出決議書」(以下「支出決議書等」という。)の写しと国庫金振込明細票等の写しを突合したり、不正支出に係る架空名義等の預金通帳の写し、支出簿等の会計帳簿の写しと証拠書を突合したりなどして、不正支出の事態について検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が認められた。

(1) 9年度以前の会計経理に対する検査の結果について

本院が検査したところ、A銀行にあった2つの架空名義の預金口座の開設年度は7年度となっていた。そして、7年度から9年度までの間に、印刷業者から封筒を計1,480,500円で購入したり、建設業者に書庫の防水工事を計1,495,560円で施行させたりなどしたとして関係書類を偽装し、A銀行の架空名義の預金口座に公金を振り込んでいるものが計45件、40,837,954円あることが新たに判明した。

(2) 特定監査の結果に対する検査の結果について

特定監査の結果については、前記の検査方法によりこれを検証した結果、10年度から14年度までの間に計245件、132,191,124円の不正支出が行われていた事実を確認した。

そして、9年度以前の会計経理に対する検査により新たに判明したものと、特定監査の結果について検証し、その事実を確認したものとを合計すると、不正支出の件数及び金額は、次表のとおり、計290件、173,029,078円となっている。

表 不正支出の内訳

(単位：件、円)

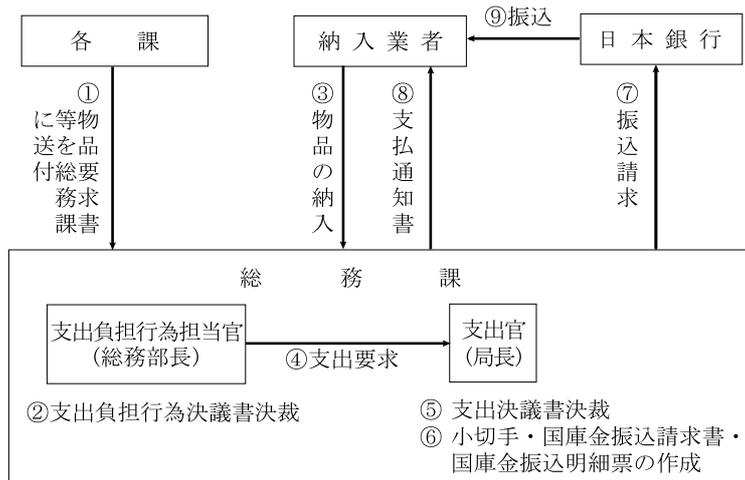
年度	一般会計		労働保険特別会計						計	
	件数	金額	労災勘定		雇用勘定		徴収勘定		件数	金額
			件数	金額	件数	金額	件数	金額		
7	0	0	0	0	5	7,405,780	1	679,336	6	8,085,116
8	0	0	0	0	15	11,328,083	0	0	15	11,328,083
9	0	0	0	0	19	17,079,613	5	4,345,142	24	21,424,755
小計	0	0	0	0	39	35,813,476	6	5,024,478	45	40,837,954
10	0	0	0	0	51	27,630,157	25	15,434,514	76	43,064,671
11	14	2,733,687	0	0	47	33,334,164	21	12,686,300	82	48,754,151
12	12	4,624,093	1	189,000	45	22,302,241	3	420,260	61	27,535,594
13	7	3,745,260	0	0	13	6,833,230	0	0	20	10,578,490
14	3	1,185,439	0	0	3	1,072,779	0	0	6	2,258,218
小計	36	12,288,479	1	189,000	159	91,172,571	49	28,541,074	245	132,191,124
合計	36	12,288,479	1	189,000	198	126,986,047	55	33,565,552	290	173,029,078

上記の事態について不正支出に係る主な科目の別に示すと次のとおりである。

ア 庁費、情報処理業務庁費、各所修繕費等に関して不正支出を行っているもの

広島局における物品の購入に係る正規の経理事務の手順は下図のようになっている。

(図) 物品購入に係る正規の経理事務の手順



広島局では、庁費等に関して、上図のような正規の手順によることなく、物品を購入したように偽装するなどして不正に支出しているものが計 200 件、149,759,906 円見受

けられた。これをさらに不正支出の方法別に示すと次のとおりである。

- (ア) 物品を購入するなどとして支出決議書等の決裁を受け、支払に当たっては、購入業者等の預金口座あての虚偽の国庫金振込明細票を破棄し、A銀行に開設した架空名義の預金口座又は購入業者とは異なる実在する業者名義の預金口座あての国庫金振込明細票と差し替えて、当該架空名義の預金口座等に公金を振り込むなどしているものが計164件、136,913,033円あった。

上記について一例を示すと次のとおりである。

<事例1>

職業安定課では、文書整理ケースを購入するとして「物品要求及び取得請求書」（以下「物品要求書等」という。）を総務課に送付し、総務課では、見積書を徴するなどしてB印刷会社（以下「B社」という。）から同物品を購入したとして支出決議書等に見積書、請求書等を添付して平成13年4月に支出官の決裁を受けた上で、日銀を通じB社に計1,402,800円を支払ったこととしていた。

しかし、そのように物品を購入しB社に支払った事実はなく、実際には、職業安定課の職員があらかじめB社から受領していた社印等の押印された白紙の見積書、請求書等に品名、金額等を記入の上、これらを物品要求書等に添付して総務課に送付し、総務課では支出決議書等にこれらの書類を添付して支出官の決裁を受けていた。そして、支払に当たっては、総務課の職員がB社あての虚偽の国庫金振込明細票を破棄し、A銀行に開設した架空名義の預金口座あての国庫金振込明細票と差し替えて小切手とともに日銀に持ち込み、購入代金相当額を当該預金口座に入金して積み立てていた。

- (イ) 物品を購入するなどとして、支出決議書等の決裁を受けた上で購入業者の預金口座あての国庫金振込明細票を作成し、当該業者名義の預金口座に公金を振り込み、当該業者から当初予定した購入物品とは異なる酒類やビール券等を納入させるなどしているものが計36件、12,846,873円あった。

上記について一例を示すと次のとおりである。

<事例2>

職業安定課では、トナーカートリッジを購入するとして、物品要求書等を総務課に送付し、総務課では見積書を徴するなどしてC酒小売店（以下「C店」という。）か

ら同物品を購入したとして、支出決議書等に見積書、請求書等を添付して平成13年7月に支出官の決裁を受けた上で、日銀を通じC店に計498,435円を支払っていた。

しかし、そのような物品を購入した事実はなく、実際には、職業安定課の職員があらかじめC店から受領していた社印等の押印された白紙の見積書、請求書等に品名、金額等を記入の上、これらを物品要求書等に添付して総務課に送付し、総務課では支出決議書等にこれらの書類を添付して支出官の決裁を受けていた。そして、C店あての国庫金振込明細票を作成し小切手とともに日銀に持ち込み、購入代金相当額をC店の預金口座に入金して積み立てさせ、随時、酒類やビール券等を納入させていた。

イ 委託費に関して不正支出を行っているもの

本省(13年1月5日以前は労働本省)では、特に就職が困難な中高年の離職者等に対して職場体験講習等を実施することにより早期の就職促進を図るなどのための緊急地域就職促進プロジェクト委託事業等を、広島雇用安定・創出対策協議会(以下「協議会」という。)に委託しており、その事務局の職員はすべて職業安定課(12年度は職業安定部)の職員が兼務していた。

そして、事務局の職員が協議会の委託事業に係る経理事務を行うに当たり、協議会名義の預金口座に振り込まれた委託費から物品を購入したり、ポスターを印刷したりなどしたように書類を偽装して、当該預金口座から現金を引き出しているものが計85件、22,462,232円あった。

上記について一例を示すと次のとおりである。

<事例3>

協議会の事務局では、D事務機器小売店(以下「D店」という。)から緊急地域就職促進プロジェクト委託事業に使用するパーソナルコンピュータ等を購入する必要があるとして支払調書に請求書を添付し、平成12年7月に協議会会長の決裁を受けていた。そして、協議会の預金口座から計881,874円を引き出し、D店に支払ったこととしていた。

しかし、そのような購入の事実はなく、実際には、事務局の職員があらかじめD店から受領していた社印等の押印された白紙の請求書等に品名、金額等を記入の上、これらを支払調書に添付し、協議会会長の決裁を受けたように偽装して協議会の預金口

座から購入代金相当額を引き出し、自ら開設した預金口座に入金するなどして積み立てていた。

ウ 職員旅費に関して不正支出を行っているもの

出張の事実がないのに出張することとして旅行命令簿、旅費請求書等を作成し、その決裁を受けて旅費を不正に受領していたり、正規の手続を経た出張を取り消したにもかかわらず、受領した旅費の返納手続を行わなかったりしていたものが計5件、806,940円あった。

以上のような不正な経理処理によりねん出した金額の使途については、特定監査の結果によれば、一部の職員が、自ら開設した預金口座に振り込んで着服するなどして個人的に遊興費等に使用しているもの及び職員間の懇親会の費用やビール券等を本省へのお出張の際の手土産として使用するなど組織的に使用しているものもあったとしているが、本院としては、これらについての詳細な使途及び金額については、出納関係帳簿等が残存していなかったことなどから調査・確認することはできなかった。

上記のように、物品を購入したように書類を偽装するなどして庁費、委託費等から不正に支出し、これを別途に経理して目的外の用途に使用するなどしている事態は、会計法令等に違背し、著しく不当であると認められる。

このような事態が生じていたのは、会計経理の適正化、倫理の徹底及び綱紀の粛正についての本省における指導監督が著しく欠如していたこと、また、広島局において会計法令等を遵守するよう職員に対して徹底していないなどのため、同局職員の公金に対する認識が著しく欠如していたことなどによると認められる。

(13) 国民年金事業に使用する金銭登録機の購入契約が会計法令の趣旨に反し適切でなかったもの

会計名及び科目	国民年金特別会計(業務勘定) (項)業務取扱費 (項)福祉施設費
部局等の名称	北海道社会保険事務局ほか 338 社会保険事務局等
契約の概要	国民年金推進員が国民年金保険料の収納業務等に使用する金銭登録機を購入するもの

契約の相手方	株式会社カワグチ技研
契 約	平成15年1月～9月 随意契約
金銭登録機の購 入台数の合計	2,574台(平成14、15両年度)
金銭登録機の購 入金額の合計	446,486,040円(平成14、15両年度)
適切とは認めら れない契約金額	446,486,040円(平成14、15両年度)

1 契約の概要

(金銭登録機の概要)

社会保険庁では、平成14年度から、社会保険事務所等に、国民年金保険料の納付督促、収納等の事務に従事する国民年金推進員を配置している。

そして、事務の効率化を図り、また、国民年金保険料の未納金額等が記載されている「未納者カード」の携行を不要とし、同カードの盗難等による個人情報の漏えい等を防止するため、国民年金推進員に携行させる携帯用端末機(以下「金銭登録機」という。)を導入している。

この金銭登録機は、国民年金推進員が国民年金保険料の未納者を戸別訪問する際に、その者の氏名、住所、納付状況等の情報を登録することができるほか、領収証書の作成、戸別訪問による督促結果の登録なども行うことができるものとなっている。

(契約の方法)

国では、物品の購入等の契約を締結する場合、公正性、透明性、競争性、経済性等を確保するため、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「会計法令」という。)等により、原則として競争に付することとされている。

ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合などには随意契約によるものとされ、また、契約に係る予定価格が少額である場合(物品購入の場合は160万円を超えない場合)などは随意契約によることができるとされている。このうち、予定価格が100万円を超えない随意契約の場合は予定価格調書の作成等を省略できることとされている。

また、同庁における物品の調達においては、原則として、規格が限定されるものや本庁で在庫管理を行うことが効率的なものなどは、本庁で一括して調達することとし、事業の実施時期や地域の実情等に応じて調達する必要があるものは、地方社会保険事務局、社会保険事

務所等(以下、これらを「社会保険事務局等」という。)で調達することとしている。

(金銭登録機の購入の概要)

同庁では、15年3月に「国民年金保険料の収納事務における金銭登録機の導入について」(平成15年3月11日社会保険庁年金保険課国民年金事業室室長補佐ほか事務連絡。以下「事務連絡」という。)により社会保険事務局等に金銭登録機を導入することを通知している。

この通知において、金銭登録機のハードウェアの仕様書、金銭登録機操作要領等を示し、また、導入台数は、社会保険事務局ごとに、国民年金推進員の人数に1社会保険事務所等当たり2台の予備機を加えた台数とし、導入実施時期は事前に機器の操作を習得するための研修期間が必要であることなどから同年5月1日としている。

そして、北海道社会保険事務局ほか338社会保険事務局等では、15年1月から9月までの間に、それぞれ金銭登録機の購入契約を株式会社カワグチ技研(以下「カワグチ技研」という。)と締結し、計2,574台(14年度2,506台、15年度68台)を購入し、計446,486,040円(同434,690,760円、同11,795,280円)を支払っている。

2 検査の結果

(金銭登録機の購入契約状況)

社会保険庁では、金銭登録機の購入契約に当たり、国民年金推進員の確保・配置の状況が社会保険事務局等ごとに異なり、導入台数・時期の確定が難しいなどとして、本庁で一括して調達しないで、それぞれの社会保険事務局等で調達させていた。

そこで、金銭登録機の購入契約状況等について、北海道社会保険事務局ほか71社会保険事務局等を検査したところ、①金銭登録機を取り扱う業者がほかにいないこと、又は②予定価格が160万円を超えない少額であることを理由に、競争契約ではなくすべて随意契約によりカワグチ技研から金銭登録機を購入しており、購入単価はいずれも173,460円となっていた。また、上記の72社会保険事務局等以外の267社会保険事務局等における購入契約状況について、本庁において検査したところ、いずれも随意契約によりカワグチ技研から上記と同一の単価で購入していた。

(随意契約に至った経緯等)

上記のように、すべての社会保険事務局等において、随意契約により同一業者から同一単価で金銭登録機を購入していたのは、16年7月の会計実地検査において社会保険庁から聴取したところ、以下の経緯によるとのことであった。

同庁では、金銭登録機の導入に当たり、14年夏頃から携帯用端末機を取り扱っている複数の会社の製品を調査していたが、同年11月下旬、カワグチ技研ほか1社から金銭登録機導入の詳細を聞きたいとの要望があり、同庁では、これら2社に対して導入予定台数、仕様、納入期限(15年3月末)等について説明した。

その後、同庁では、同年12月下旬に2社から金銭登録機の見積書の提示を受けたが、2社のうち1社は14年度内の納入が難しく、カワグチ技研は可能であるとのことであったため、金銭登録機を取り扱っていて、年度内に納入できる業者はカワグチ技研1社のみであると判断した。

そして、前記15年3月の事務連絡で示されたハードウェアの仕様書及び金銭登録機操作要領は、カワグチ技研が取り扱っている機種のものであったことなどから、社会保険事務局等では、カワグチ技研と随意契約を締結せざるを得ない状況となっていた。

(随意契約の締結状況)

前記の72社会保険事務局等における金銭登録機の購入契約の締結状況についてみると、15年1月から3月までの間に、2回の購入契約を締結しているものが23社会保険事務局等、3回の購入契約を締結しているものが13社会保険事務局等、計36社会保険事務局等となっていた。

この36社会保険事務局等の契約状況を詳細にみると、いずれの社会保険事務局等においても1契約当たりの購入台数は9台以下となっていた。これによって、1契約当たりの予定価格は会計法令により少額のため随意契約とすることができることとされている160万円を超えないものとなっていた。

さらに、このうち大半の33社会保険事務局等については、1契約当たりの購入台数は5台以下で、予定価格調書の作成等を省略できる100万円を超えないものとなっていた。

これらの中には、同一日に3回に分けて購入契約を締結する一方、納入は一括して行われていたり、3日間連続して購入契約を締結し、納入は一括して行われていたりしているものがあつた。

(適切でない契約の方法)

上記のような事態は、次のとおり、契約の公正性、透明性、競争性、経済性等を図るため、一般競争契約を原則としている会計法令の趣旨に反し適切とは認められない。

(ア) 同庁において、カワグチ技研から購入した金銭登録機のハードウェアは大手電機メー

カーが製造しており、カワグチ技研以外にも2社から同一機種が販売され、また、本件金銭登録機と類似した携帯用端末機も複数の会社により販売されていた。したがって、事前に特定の業者だけに金銭登録機の仕様、導入台数等の説明を行い、14年度内に納入できるとする1社の取り扱っている仕様によることとし、随意契約を締結していたのは、契約における公正性、透明性、競争性等が確保されておらず、適切とは認められない。

- (イ) 同庁において、金銭登録機の調達に当たり、本庁が一律に導入台数の算出基準、納入期限(15年3月末)、必要な機能を定めており、しかも数千台と大量に調達するのであるから、本庁で一括して調達することを考慮すべきであったと史料される。また、同庁において、事務連絡により導入実施時期を15年5月からと決めていることや14年11月頃には導入予定台数をおおむね把握できていることから、本庁で一括して調達することができたと思料される。したがって、社会保険事務局等で個々に契約することとし、社会保険事務局等では合理的理由もなく購入単位を9台以下の小口に分割するなどして随意契約を締結しているのは、契約における競争性、経済性等が確保されておらず、適切とは認められない。

そして、16年度には、本庁で同一機能の金銭登録機を一般競争により、カワグチ技研以外の業者からより低額で調達を行っている状況である。

したがって、本件金銭登録機の調達を随意契約により実施していたのは、契約の公正性、透明性、競争性、経済性等が確保されておらず適切でなく、これに係る14、15両年度の購入額446,486,040円は不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、本庁及び社会保険事務局等において、金銭登録機の調達に際し、会計法令等を遵守して適正に執行すべきことの認識が十分でなかったことなどによると認められる。

役 務

(14) 届出用紙等印刷システムの提供を受ける役務契約について、その導入の必要性がなく 不当と認められるもの

会計名及び科目	国民年金特別会計(業務勘定) (項)業務取扱費
部局等の名称	社会保険庁
契 約 名	届出用紙等印刷システムの提供契約
契 約 の 概 要	社会保険業務に関する多種類の届出書・申請書等を印刷供給するための印刷システムを提供するもの
契 約 の 相 手 方	株式会社カワグチ技研(平成13年度以前は株式会社河口技研)
契 約	平成11年11月 随意契約 平成12年4月 随意契約 平成13年4月 随意契約 平成14年4月 随意契約 平成15年4月 随意契約
支 払 額	2,271,364,533円(平成11年度～15年度)
不当と認める支 払額	2,271,364,533円(平成11年度～15年度)

1 届出用紙等印刷システムの概要

(契約の概要)

社会保険庁では、社会保険業務に関する多種類の届出書・申請書等(以下「届出書等」という。)について、簡単な操作で印刷供給する手段の確保、その保管場所の効率化等を図るため、届出用紙等印刷システム(以下「印刷システム」という。)^(注)の提供(印刷システムの設置及び保守・点検)を受ける役務契約を、平成11年度から毎年度、株式会社カワグチ技研(社名変更後。13年度以前は株式会社河口技研。)と、表1のとおり、随意契約により締結している。

表1 年度別契約状況 (単位：円)

年 度	契約年月日	システム設置数 (年度末)	契約単価(月額) (消費税額を除く)	支払額
11	11.11.19	909	9,385	13,246,773
12	12. 4. 3	3,605	9,385	404,859,360
13	13. 4. 2	3,605	13,600	617,752,800
14	14. 4. 1	3,605	13,600	617,752,800
15	15. 4. 1	3,605	13,600	617,752,800
合 計				2,271,364,533

そして、同庁では、印刷システムについて本庁で一括して契約し、これを地方社会保険事務局(12年3月31日以前は都道府県国民年金主管課等)、社会保険事務所等(以下、これらを総称する場合は「社会保険事務局等」という。)及び市区町村に設置している。

(印刷システムの仕様等)

印刷システムの主な仕様等は、次のような要件を満たすものなどとなっている。

- ① JIS規格A4版及びはがき形態の2種類の印刷用紙の使用が可能なこと
- ② 届出書等を簡便な操作により1分以内に出力できること
- ③ 400種類(15年度は700種類)以上の届出書等が出力できること
- ④ 印刷システムの保守・点検業務を提供できる体制であること

(印刷システム設置数の考え方)

印刷システムの設置数の算定に当たっては、①社会保険事務所等に各2システム、②市区町村国民年金担当課等に各1システム設置することなどを基本として決定していた。

(注) 届出用紙等印刷システム 多種類にわたる届出書等の様式が記録されているCD-ROMを媒体とし、プリンタを用いてそれらの届出書等を必要の都度印刷供給するためのシステム

2 検査の結果

同庁では、一年を通じて需要がそれほど高くなく多種類にわたる届出書等の供給等について、印刷システムを導入することにより、業務処理の改善を図ることとしていた。しかし、このように使用数量が限られることがあらかじめ予想される印刷システムの導入に当たっては、費用対効果を考慮し、その必要性、また、代替手段(届出書等のコピーでの対応、CD-ROM等の媒体利用によるパーソナルコンピュータでの対応等)との比較検討を十分に行う必要があると認められた。

そこで、印刷システムの導入に当たり、上記の検討がなされていたかについて検査したところ、これらについての具体的な資料が見当たらず、導入決定までの経緯も明らかではない状況となっていたことから、同庁が検討を十分行ったかについては確認できなかった。

また、同庁では、市区町村に設置した印刷システムの使用状況を全く把握しておらず、社会保険事務局等に設置した印刷システムからの15年度における出力枚数のみ実績として把握していた。これによると、出力枚数は、表2のとおり、921システム中254システムにおいて全く無く、特に22の社会保険事務局等においては、設置してあるすべての印刷システム(55システム)において、出力枚数が皆無であった。そして、使用実績のある667システムの出力枚数をみても、全体で68,642枚、1システム当たり年間平均103枚程度であり、ほとんど使用されていないと同然の状況であった。

表2 出力枚数別システム数(15年度)

出力枚数	0	1～9	10～99	100～999	1000以上	計
システム数 (%)	254 (27.6)	231 (25.1)	284 (30.8)	145 (15.7)	7 (0.8)	921

一方、印刷システムを設置していない市区町村においては、届出書等のコピーで対応したり、社会保険事務局等から届出書等を入手したりすることで十分足りている状況であった。

したがって、上記の使用実績などを考慮すると、印刷システム導入に当たって検討を十分行ったとは認められず、届出書等のコピー等で十分に対応が可能であったのに、印刷システムを導入したことは適切でなく、この印刷システムに係る支払額2,271,364,533円が不当と認められる。

現に、同庁においては、16年度の契約を7月末で終了し、それ以降、すべての社会保険事務局等及び市区町村においては、コピー等で対応している状況である。

このような事態が生じていたのは、前記のような使用状況等を勘案すると、印刷システムの導入に当たり、その必要性及び代替手段についての十分な検討を行わずに契約を締結したことなどによると認められる。

保 険 料 (15)(16)

(15) 健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの

会計名及び科目	厚生保険特別会計(健康勘定)	(款)保険収入	(項)保険料収入
		(年金勘定)	(款)保険収入 (項)保険料収入
部局等の名称	北海道社会保険事務局ほか 25 社会保険事務局(164 社会保険事務所及び 19 社会保険事務局事務所)		
保険料納付義務者	1,055 事業主		
徴収不足額	健康保険保険料	751,835,174 円(平成 13 年度～16 年度)	
	厚生年金保険保険料	1,825,333,356 円(平成 13 年度～16 年度)	
	計	2,577,168,530 円	

1 保険料の概要

(健康保険、厚生年金保険)

健康保険は、常時従業員を使用する事業所の従業員を被保険者として、業務外の疾病、負傷、分娩等に関し医療、療養費、傷病手当金、出産手当金等の給付を行う保険である。また、厚生年金保険は、常時従業員を使用する事業所の 70 歳未満(平成 14 年 3 月 31 日までは 65 歳未満)の従業員を被保険者として、老齢、死亡等に関し年金等の給付を行う保険である。

そして、事業所に使用される従業員のうち、いわゆるパートタイム労働者等の短時間就労者については、労働時間、労働日数等からみて当該事業所に常用的に使用されている場合には被保険者とするものとされている。

(保険料の徴収)

保険料は、被保険者と事業所の事業主とが折半して負担し、事業主が納付することとなっている。

そして、これらの事業主は、地方社会保険事務局の社会保険事務所等に対し、健康保険及び厚生年金保険に係る次の届け書を提出することとなっている。

(ア) 新たに従業員を使用したときには、資格取得年月日、報酬月額等を記載した被保険者資格取得届

(イ) 毎年7月(14年度までは8月)には、同月1日現在において使用している被保険者の報酬月額等を記載した被保険者報酬月額算定基礎届

(ウ) 被保険者の報酬月額が所定の範囲以上に増減したときには、変更後の報酬月額等を記載した被保険者報酬月額変更届

(エ) 賞与を支給したときには、被保険者の賞与額等を記載した被保険者賞与支払届

これらの届け書の提出を受けた社会保険事務所等は、その記載内容を審査するとともに、
(注1)
届け書に記載された被保険者の報酬月額に基づいて標準報酬月額を、また、被保険者の賞与
(注2)
額に基づいて標準賞与額を、それぞれ決定しこれらに保険料率を乗じて得た額を保険料として徴収している(15年3月31日以前は、事業主が支給した被保険者の賞与総額に特別保険料率を乗じて得た額を賞与に係る保険料として徴収している。)

保険料の15年度の収納済額は、健康保険保険料6兆3787億余円、厚生年金保険保険料19兆2425億余円、計25兆6213億余円に上っている。

(注1) 標準報酬月額 健康保険では第1級98,000円から第39級980,000円まで、厚生年金保険では第1級98,000円から第30級620,000円までの等級にそれぞれ区分されている。被保険者の標準報酬月額は、実際に支給される報酬月額をこの等級のいずれかに当てはめて決定される。

(注2) 標準賞与額 各被保険者の賞与額から千円未満の端数を切り捨てた額で、健康保険では200万円、厚生年金保険では150万円が上限とされている。

2 検査の結果

(検査の着眼点及び対象)

本院では、毎年度の決算検査報告において、短時間就労者を使用している事業主や特別支給の老齢厚生年金の裁定を受け年金の額の全部を支給されている受給権者(後掲198ページの「厚生年金保険の老齢厚生年金及び国民年金の老齢基礎年金の支給が適正でなかったもの」参照)を使用している事業主が届出を適正に行っていなかったなどのため多額の保険料が徴収不足となっている事態を掲記している。

そして、短時間就労者が増加傾向にあることから、本年の検査に当たっては、北海道社会保険事務局ほか25社会保険事務局の190社会保険事務所等管内の事業主のうち、短時間就労者を多数使用している事業主を中心に選定し、特別支給の老齢厚生年金の裁定を受け年金

の額の全部を支給されている受給権者を使用している事業主なども含めた2,486事業主について、社会保険事務所等における13年度から16年度までの間の保険料の徴収の適否を検査した。

(注3) 特別支給の老齢厚生年金 厚生年金保険において行う保険給付であり、厚生年金保険の被保険者期間が1年以上あって老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が25年以上ある者などに60歳以上65歳に達するまでの間支給される。そして、受給権者が厚生年金保険の適用事業所に使用され被保険者である間は、その者の標準報酬月額等に応じて年金の額の一部又は全部の支給が停止される。

(徴収不足の事態)

検査したところ、上記26社会保険事務局の183社会保険事務所等管内における短時間就労者又は特別支給の老齢厚生年金の受給権者を使用しているなどの2,453事業主のうち1,055事業主について、徴収額が2,577,168,530円(健康保険保険料751,835,174円、厚生年金保険保険料1,825,333,356円)不足していた。

このような事態が生じていたのは、事業主が次のように届出を適正に行っていなかったのに、上記の183社会保険事務所等において、これに対する調査確認及び指導が十分でなかったことによると認められる。

① 被保険者資格取得届の提出を怠っていたもの

888事業主 徴収不足額 2,368,090,139円

② 資格取得年月日の記載が事実と相違していたもの

129事業主 徴収不足額 137,590,265円

③ 被保険者賞与支払届の提出を怠っていたものなど

38事業主 徴収不足額 71,488,126円

このように事業主が届出を適正に行っていなかったのは、制度を十分に理解していなかったり、従業員が受給している特別支給の老齢厚生年金が支給停止となる事態を避けようとしていたりしていたことなどによる。

なお、これらの徴収不足額については、本院の指摘により、すべて徴収決定の処置が執られた。

徴収不足額の大部分を占める被保険者資格取得届の提出を怠っていた事態についての事例を示すと次のとおりである。

＜事例1＞ 短時間就労者を使用している事業主が被保険者資格取得届の提出を怠っていたもの

A会社は、物品の販売等の業務に従事する従業員87人を使用していた。同会社は、これら従業員のうち40人については、勤務時間が短く常用的な使用でないなどとして、社会保険事務所に対して被保険者資格取得届を提出していなかった。

しかし、上記の40人について賃金台帳、雇用契約書等により調査したところ、同会社はこのうち34人を常用的に使用しており、被保険者資格取得届を提出すべきであった。

このため、健康保険保険料5,845,523円、厚生年金保険保険料10,270,702円、計16,116,225円が徴収不足になっていた。

＜事例2＞ 特別支給の老齢厚生年金の受給権者を使用している事業主が被保険者資格取得届の提出を怠っていたもの

B会社は、食品の卸等の業務に従事する従業員18人を使用していた。同会社は、これら従業員のうち9人については、年金の受給権者である従業員から被保険者資格取得届が提出されると受給している特別支給の老齢厚生年金が支給停止になるとの申出を受けるなどしたため、社会保険事務所に対して被保険者資格取得届を提出していなかった。

しかし、上記の9人について賃金台帳、雇用契約書等により調査したところ、同会社はこのうち6人を常用的に使用しており、被保険者資格取得届を提出すべきであった。

このため、健康保険保険料1,484,936円、厚生年金保険保険料2,461,451円、計3,946,387円が徴収不足になっていた。

(地方社会保険事務局ごとの徴収不足額)

これらの徴収不足額を地方社会保険事務局ごとに示すと次のとおりである。

地方社会 保険事務 局名	社会保険事務所 等	本院が調 査した事 業主数	徴収不足 があった 事業主数	徴収不足額		
				健 康 保 険 料	厚 生 年 金 保 険 料	計
北 海 道	札 幌 東ほか10	103	32	18,628	33,817	52,446
青 森	青 森ほか 3	63	22	4,248	15,403	19,651
宮 城	仙 台 東ほか 5	126	49	11,807	19,833	31,641
福 島	東北福島ほか 5	94	42	30,195	52,622	82,817
栃 木	宇都宮東ほか 4	71	40	27,159	47,157	74,317
埼 玉	浦 和ほか 6	107	62	53,889	142,645	196,535
千 葉	千 葉ほか 5	113	52	35,948	106,988	142,936
東 京	麹 町ほか28	237	124	95,981	515,843	611,825
神 奈 川	鶴 見ほか10	109	54	54,050	120,022	174,072
新 潟	新 潟 東ほか 6	102	35	51,227	93,716	144,944
石 川	金 沢 北ほか 3	39	13	4,308	7,461	11,770
福 井	福 井ほか 2	63	19	4,153	6,765	10,918
静 岡	静 岡ほか 8	121	44	17,672	45,362	63,034
愛 知	大 曾 根ほか13	126	60	46,015	86,955	132,970
京 都	上 京ほか 4	86	28	12,732	44,563	57,295
兵 庫	三 宮ほか 8	135	57	30,691	61,650	92,342
和 歌 山	和歌山東ほか 2	30	16	14,908	38,601	53,509
鳥 取	鳥 取ほか 2	70	17	8,296	12,942	21,238
岡 山	岡 山 東ほか 4	110	44	35,313	55,390	90,703
山 口	山 口ほか 4	71	28	12,030	20,584	32,614
徳 島	徳 島 南ほか 2	41	20	29,443	48,870	78,313
福 岡	東 福 岡ほか 9	121	59	42,359	75,875	118,234
佐 賀	佐 賀ほか 2	83	45	45,325	69,789	115,114
長 崎	長 崎 南ほか 3	76	34	37,222	56,699	93,922
熊 本	熊 本 東ほか 4	58	25	13,596	23,070	36,667
鹿 児 島	鹿児島南ほか 5	98	34	14,628	22,699	37,328
計	183箇所	2,453	1,055	751,835	1,825,333	2,577,168

第3章 第1節 第8 厚生労働省

(16) 労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(徴収勘定)	(款)保険収入	(項)保険料収入
部局等の名称	北海道労働局ほか 16 労働局		
保険料納付義務者	徴収不足があった事業主数	310 事業主	
	徴収過大があった事業主数	177 事業主	
徴収過不足額	徴収不足額	203,877,894 円(平成 13 年度～16 年度)	
	徴収過大額	62,486,444 円(平成 13 年度～16 年度)	

1 保険料の概要

(労働保険)

労働保険は、労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)及び雇用保険を総称するものである。このうち、①労災保険は、労働者の業務上の事由又は通勤による負傷、疾病等に対する療養補償給付等を行う保険であり、原則として、事業所に使用されるすべての労働者が対象となる。また、②雇用保険は、労働者の失業等に対する失業等給付、雇用安定事業等を行う保険であり、常時雇用される一般労働者のほか、事業所で雇用されるいわゆるパートタイム労働者等のうち1週間の所定労働時間が20時間以上で引き続き1年以上雇用されることが見込まれるなどの要件を満たす労働者などが被保険者となる。

(保険料の徴収)

保険料は、①労災保険分については事業主が負担し、②雇用保険分については、失業等給付に充てる部分を労働者と事業主とが折半して負担し、雇用安定事業等に充てる部分を事業主が負担して、①と②のいずれも事業主が納付することとなっている。

保険料の納付は、原則として次のとおり行われることとなっている。

- (ア) 毎年度の初めに、事業主は、都道府県労働局に対し、その年度の労働者に支払う賃金総額の見込額に保険料率^(注)を乗じて算定した概算保険料を申告し、納付する。
- (イ) 次の年度の初めに、事業主は、都道府県労働局に対し、前年度に実際に支払った賃金総額に基づいて計算した確定保険料申告書を提出する。
- (ウ) 都道府県労働局は、この申告書の記載内容を審査し、その結果に基づき保険料の過不足分が精算される。

この労働保険の保険料の平成15年度の収納済額は3兆5679億余円に上っている。

(注) 保険料率 労災保険率と雇用保険率に分かれており、それぞれ次のとおりである。

- ① 労災保険率は、労災保険の適用を受けるすべての事業の過去3年間の業務災害及び通勤災害に係る災害率等を考慮して定められており、事業の種類ごとに平成15年度の場合は最低1000分の5から最高1000分の129となっている。
- ② 雇用保険率は、失業等給付、雇用安定事業等に要する費用を考慮して定められており、15年度の場合は1000分の17.5(ただし、農林、水産等の事業は1000分の19.5、建設の事業は1000分の20.5)となっている。

2 検査の結果

(検査の対象)

近年、事業所で雇用されるいわゆるパートタイム労働者等が増加していることから、北海道労働局ほか16労働局管内の事業主のうち、これらの労働者を雇用している割合の高い事業主等671事業主を選定して、13年度から16年度までの間における保険料の徴収の適否を検査した。

(徴収過不足の事態)

検査したところ、上記の671事業主のうち、310事業主について徴収額が203,877,894円不足しており、177事業主について徴収額が62,486,444円過大となっていた。

このような事態が生じていたのは、事業主が確定保険料申告書を提出するに当たり、制度を十分理解していなかったり、計算誤りをしたりなどして、賃金総額の記載が次のように事実と相違しているなどしていたのに、前記の17労働局において、これに対する調査確認が十分でなかったことによると認められる。

- (ア) 雇用保険分の保険料の算定において、同保険の加入要件を満たすパートタイム労働者等を保険加入させていなかったため、その賃金が算入漏れとなっていた。
- (イ) 労災保険分の保険料の算定において、すべての労働者に支払われた賃金により保険料を算定すべきところ、パートタイム労働者等に支払われた賃金が算入漏れとなっていた。

なお、これらの徴収不足額及び徴収過大額については、本院の指摘により、すべて徴収決定又は還付決定の処置が執られた。

これらの徴収不足額及び徴収過大額を都道府県労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	本院が調査した 事業主数	徴収不足があつた 事業主数 徴収過大があつた 事業主数	徴収不足額 徴収過大額(△)
北海道労働局	46	20 18	千円 6,285 △ 3,106
宮城労働局	25	10 2	3,298 △ 1,695
山形労働局	25	5 5	798 △ 550
群馬労働局	31	9 14	1,299 △ 4,384
埼玉労働局	47	19 16	12,127 △ 9,197
東京労働局	111	64 30	93,065 △ 9,709
神奈川労働局	66	26 21	16,823 △ 5,950

第3章 第1節 第8 厚生労働省	労働局名	本院が調査した 事業主数	徴収不足があつた事業主数 徴収過大があつた事業主数		徴収不足額
					徴収過大額(△)
	岐阜労働局	29	17	5	千円 6,954 △ 543
	愛知労働局	34	25	8	12,903 △ 1,890
	大阪労働局	50	25	11	22,633 △ 11,187
	兵庫労働局	29	5	7	1,033 △ 540
	和歌山労働局	45	25	8	4,502 △ 2,262
	山口労働局	27	12	10	2,347 △ 4,203
	香川労働局	37	15	5	6,064 △ 1,376
	福岡労働局	29	14	4	7,292 △ 678
	佐賀労働局	18	9	8	3,275 △ 4,573
	鹿児島労働局	22	10	5	3,173 △ 634
	計 17 労働局	671	310	177	203,877 △ 62,486

保 険 給 付 (17)-(19)

(17) 厚生年金保険の老齢厚生年金及び国民年金の老齢基礎年金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	厚生保険特別会計(年金勘定)	(項) 保険給付費
	国民年金特別会計(基礎年金勘定)	(項) 基礎年金給付費
部局等の名称	社会保険庁	
支給の相手方	(1) 厚生年金保険	589 人
	(2) 国民年金	7 人
	計	596 人

老齢厚生年金等の支給額の合計	(1) 厚生年金保険	766,965,797 円(平成 13 年度～16 年度)
	(2) 国民年金	1,889,914 円(平成 14 年度～16 年度)
	計	768,855,711 円
不適正支給額	(1) 厚生年金保険	322,280,549 円(平成 13 年度～16 年度)
	(2) 国民年金	1,889,914 円(平成 14 年度～16 年度)
	計	324,170,463 円

1 保険給付の概要

(1) 厚生年金保険及び国民年金の給付

厚生年金保険(前掲 191 ページの「健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの」参照)において行う給付には、老齢厚生年金などがある。また、国民年金は、日本国内に住所を有する 20 歳以上 60 歳未満の者等を被保険者として、老齢、死亡等に関し年金等の給付を行うものであり、この給付には、老齢基礎年金などがある。

(2) 厚生年金保険の老齢厚生年金

(老齢厚生年金の支給の原則)

老齢厚生年金では、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)により、厚生年金保険の適用事業所に使用された期間(以下「被保険者期間」という。)を 1 月以上有し、老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が 25 年以上ある者などが 65 歳以上である場合に受給者となる。

(特別支給の老齢厚生年金)

特別支給の老齢厚生年金は、当分の間の特例として 65 歳未満であっても 60 歳(坑内員及び船員については 56 歳から 60 歳までの一定の年齢)以上で被保険者期間を 1 年以上有し、老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が 25 年以上ある者などが受給者となっている。

(特別支給の老齢厚生年金の給付額)

特別支給の老齢厚生年金の給付額は、①受給者の被保険者期間及びその期間における報酬を基に算定される額(以下「基本年金額」という。)と②配偶者等について加算される額との合計額となっている。

なお、基本年金額は定額部分及び報酬比例部分からなっており、定額部分及び上記②の加算額の支給開始年齢は平成13年度から25年度(女子は18年度から30年度)にかけて3年ごとに1歳ずつ60歳から65歳に引き上げられることとなっている。

(特別支給の老齢厚生年金の支給の停止)

(ア) 特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、厚生年金保険の適用事業所に新たに使用されて被保険者となったときなどには、次のとおり、年金の支給を停止することとなっている。

(注)

① 総報酬月額相当額(16年3月までは標準報酬月額。以下同じ。)と基本月額(基本年金額の100分の80に相当する額を12で除して得た額)との合計額が280,000円(16年3月までは220,000円)以下のときは基本年金額の100分の20に相当する額の支給停止

② 上記の合計額が280,000円(16年3月までは220,000円)を超えるときは、総報酬月額相当額と基本月額とを用いて、一定の方式により算定した額に応じ、基本年金額の一部又は年金の額の全部の支給停止

(注) 総報酬月額相当額 標準報酬月額と、受給権者が被保険者である日の属する月以前1年間の標準賞与額(総額)の12分の1の額との合算額

(イ) この場合の支給停止の手続は次のとおりである。

① 厚生年金保険の適用事業所の事業主は、新たに使用した者などが受給権者であるときは、その者の生年月日、基礎年金番号、資格取得年月日、報酬月額などを記載した被保険者資格取得届に、その者から提出を受けた年金手帳を添えて地方社会保険事務局の社会保険事務所等に提出する。

② 社会保険事務所等は、これを調査確認の上、届出内容を社会保険庁にオンラインで伝送し、同庁は、これに基づいて受給権者に係る年金の支給停止額を算定の上、支給額を決定する。

なお、14年4月から、被保険者資格の年齢上限が70歳未満に引き上げられるとともに、65歳以上70歳未満の老齢厚生年金にも支給停止の制度が導入されている。

(3) 国民年金の老齢基礎年金

老齢基礎年金では、保険料納付済期間が25年以上ある者などが65歳に達したとき、又は65歳に達する前に繰上げ支給の請求をしたときは、そのときから受給権者となる。そ

して、繰上げ支給の請求をした者(昭和16年4月1日以前に生まれた者に限る。)が、その後、厚生年金保険の被保険者となったときは、年金の額の全部が支給停止されることになっていて、その手続は特別支給の老齢厚生年金の場合とほぼ同様である。

2 検査の結果

(検査の対象)

青森社会保険事務局ほか23社会保険事務局の169社会保険事務所等管内において、平成13年に特別支給の老齢厚生年金の裁定を受け年金の額の全部を支給されている受給権者等465,563人のうち、厚生年金保険の適用事業所からの給与収入が確認され調査の要があると認められた者が1,835人見受けられた。そこで、上記の169社会保険事務所等において、これらの受給権者等を使用している1,004事業所について、厚生年金保険の被保険者資格取得届等の提出の必要性の有無に着眼して13年度から16年度までの間における特別支給の老齢厚生年金、老齢基礎年金等の支給の適否を検査した。

(不適正支給の事態)

検査したところ、上記24社会保険事務局の136社会保険事務所等管内における391事業所の596人については当該事業所において常用的に使用されていて、年金の額の一部又は全部の支給を停止すべきであったのに被保険者資格取得届が提出されなかったなどのため、年金の支給停止の手続が執られていなかった。このため、特別支給の老齢厚生年金等の受給権者589人に対する支給(支給額766,965,797円)について322,280,549円、老齢基礎年金の受給権者7人に対する支給(支給額1,889,914円)について1,889,914円、計324,170,463円が適正に支給されていなかった。

このような事態が生じていたのは、受給権者又は事業主が制度を十分理解していなかったり、誠実でなかったりして、事業主が前記の届出を怠るなどしていたのに、上記の社会保険事務所等において、これに対する調査確認及び指導が十分でなかったことによると認められる。

なお、これらの不適正支給額については、本院の指摘により、すべて返還の処置が執られた。

これらの不適正支給額を地方社会保険事務局ごとに示すと次のとおりである。

第3章 第1節 第8 厚生労働省	地方社会保険事務局名		社会保険事務所等		本院が調査した受給権者数	不適正受給権者数	左の受給権者に支給した年金の額	左のうち不適正支給額	
					人	人	千円	千円	
	青	森	青	森ほか	3	44	24	30,847	9,952
	宮	城	仙	台南ほか	3	34	10	7,551	2,252
	福	島	東北	福島ほか	3	66	17	16,162	6,457
	栃	木	宇都宮	東ほか	3	128	57	69,866	28,468
	埼	玉	浦	和ほか	5	75	49	71,788	32,076
	千	葉	千	葉ほか	5	105	30	35,467	15,866
	東	京	神	田ほか	23	177	73	99,063	53,504
	神	奈	川	鶴見ほか	7	74	27	38,750	19,180
	新	潟	新	潟東ほか	4	78	25	45,427	15,244
	石	川	金	沢北ほか	1	15	4	4,693	2,865
	静	岡	静	岡ほか	6	109	31	47,902	21,109
	愛	知	大	曾根ほか	10	150	46	51,632	18,730
	京	都	上	京ほか	3	21	7	6,627	3,446
	兵	庫	三	宮ほか	7	133	39	63,064	26,201
	和	歌	山	和歌山東ほか	2	49	10	4,983	1,476
	鳥	取	鳥	取ほか	1	15	3	6,293	2,272
	岡	山	岡	山西ほか	3	85	19	30,708	12,827
	山	口	山	口ほか	4	47	13	14,139	3,871
	徳	島	徳	島南ほか	1	41	6	8,694	2,281
	福	岡	博	多ほか	7	97	42	56,219	21,259
	佐	賀	佐	賀ほか	2	49	22	15,381	6,196
	長	崎	佐	世保ほか	2	35	12	12,276	5,741
	熊	本	熊	本東ほか	2	32	12	13,927	6,151
	鹿	児	鹿	児島南ほか	5	40	18	17,386	6,734
	計			136箇所		1,699	596	768,855	324,170

(18) 雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項) 失業等給付費
部局等の名称	厚生労働本省(平成15年度以降の支給庁) 北海道労働局ほか22労働局(平成14年度以前の支給庁) 札幌公共職業安定所ほか149公共職業安定所(支給決定庁)
支給の相手方	431人

失業等給付金の 支給額の合計	求職者給付	311,563,702 円(平成 13 年度～16 年度)
	就職促進給付	7,651,556 円(平成 14 年度～16 年度)
	計	319,215,258 円
不適正支給額	求職者給付	120,849,699 円(平成 13 年度～16 年度)
	就職促進給付	7,651,556 円(平成 14 年度～16 年度)
	計	128,501,255 円

1 保険給付の概要

(雇用保険)

雇用保険は、常時雇用される労働者等を被保険者とし、被保険者が失業した場合及び被保険者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合などに、その生活及び雇用の安定を図るなどのため失業等給付金の支給を行うほか、雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業を行う保険である。

(失業等給付金の種類)

失業等給付金には、次の求職者給付及び就職促進給付のほか、教育訓練給付及び雇用継続給付の4種がある。

ア 求職者給付には7種の手当等があり、このうち、

- ① 基本手当は、失業等給付金の支給額の大半を占めかつ失業者の生活の安定を図る上で基本的な役割を担うもので、^(注)受給資格者が失業している日について所定給付日数を限度として支給される。
- ② 高年齢求職者給付金は、被保険者であって65歳前から引き続き65歳以降も同一の事業主に雇用されている者が失業した場合に支給される。
- ③ 特例一時金は、被保険者であって季節的に雇用される者等が失業した場合に支給される。

イ 就職促進給付には5種の手当等があり、このうち再就職手当は、受給資格者が基本手当を受給できる日数を所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上残して安定した職業に就いた場合に支給される。

(注) 受給資格者 被保険者が、離職し労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態にあり、離職日以前1年間に被保険者期間が通算して6箇月以

上あることの要件を満たして、公共職業安定所において基本手当を受給する資格があると決定された者

(失業等給付金の支給)

上記の手当等は、公共職業安定所が次のように支給を決定し、これに基づいて厚生労働本省(平成14年度以前は都道府県労働局)が支給することとなっている。

ア 基本手当、高年齢求職者給付金及び特例一時金については、受給資格者等から提出された失業認定申告書等に記載されている就職又は就労(臨時的に短期間仕事に就くこと)の有無等の事実について確認の上、失業の認定を行って支給を決定する。

イ 再就職手当については、受給資格者から提出された再就職手当支給申請書に記載されている雇入年月日等について調査確認を行って支給を決定する。

2 検査の結果

(検査の対象)

北海道労働局ほか24労働局の札幌公共職業安定所ほか251公共職業安定所管内において、12年度から16年度までに失業等給付金の支給を受けた者のうち11,737人について、公共職業安定所における失業等給付金の支給決定の適否を検査した。

(不適正支給の事態)

検査したところ、北海道労働局ほか22労働局の札幌公共職業安定所ほか149公共職業安定所管内において、13年度から16年度までに支給を受けた431人に対する失業等給付金(支給額319,215,258円)について、128,501,255円が適正に支給されていなかった。これを給付の種別に示すと次のとおりである。

ア 求職者給付

札幌公共職業安定所ほか148公共職業安定所管内の428人に対する基本手当、高年齢求職者給付金及び特例一時金(支給額311,563,702円)について、120,849,699円(基本手当117,376,674円、高年齢求職者給付金811,075円、特例一時金2,661,950円)が適正に支給されていなかった。

このような事態が生じていたのは、受給者が誠実でなく、再就職していながらその事実を失業認定申告書等に記載していないなどのため、同申告書等の内容が事実と相違するなどしていたのに、上記の149公共職業安定所において、これに対する調査確認が十分でないまま支給の決定を行っていたことによると認められる。

イ 就職促進給付

稚内公共職業安定所ほか 33 公共職業安定所管内の 39 人に対する再就職手当について、支給額 7,651,556 円全額が適正に支給されていなかった。

このような事態が生じていたのは、受給者が誠実でなく、再就職手当支給申請書に事実と相違した雇入年月日を記載するなどしていたのに、上記の 34 公共職業安定所において、これに対する調査確認が十分でないまま支給の決定を行っていたことによると認められる。

なお、これらの不適正支給額については、本院の指摘により、すべて返還の処置が執られた。

これらの不適正支給額を都道府県労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	公共職業安定所		本院が調査した受給者数	不適正受給者数		左の受給者に支給した失業等給付金	
				人	人	千円	千円
北海道	札幌小	幌ほか	9	477	36	24,972	9,761
		内ほか	1	25	2	334	334
		計				25,306	10,095
青森	青森小	森ほか	6	417	18	8,524	1,730
		前ほか	1	31	2	498	498
		計				9,023	2,229
宮城	仙台小	台ほか	2	168	4	1,913	990
		川ほか		18	1	181	181
		計				2,095	1,171
山形	山形小	形ほか	2	157	9	6,077	1,217
		計				6,077	1,217
栃木	宇都宮小	宮ほか	4	352	6	2,268	1,231
		沼ほか	2	54	3	1,260	1,260
		計				3,528	2,492
群馬	前橋小	橋ほか	4	258	14	9,644	1,956
		橋ほか	1	29	3	349	349
		計				9,994	2,306
埼玉	川口小	口ほか	8	295	47	47,409	25,522
		計				47,409	25,522
千葉	千葉小	葉ほか	7	358	31	25,145	11,680
		葉ほか	2	19	4	618	618
		計				25,764	12,299
東京	五反田小	田ほか	13	879	53	34,739	13,697
		立ほか	3	78	5	972	972
		計				35,711	14,669
神奈川	横浜小	浜ほか	7	344	24	23,628	13,306
		計		3	1	79	79
						23,707	13,385
石川	金沢小	沢ほか	1	120	4	1,849	950
		計		1	1	344	344
						2,193	1,294

労働局名	公共職業安定所	本院が調査した受給者数	不適正受給者数	左の受給者に支給した失業等給付金	左のうち不適正失業等給付金
		人	人	千円	千円
岐 阜	大垣ほか 6	232	11	9,893	2,179
	美濃加茂計	6	1	179	179
				10,073	2,359
愛 知	名古屋南ほか 8	430	20	13,751	4,461
	岡崎ほか 2	24	3	837	837
	計			14,589	5,298
京 都	京都西陣ほか 7	391	25	16,017	4,980
	京都西陣ほか 3	34	5	905	905
	小計			16,922	5,885
大 阪	大 阪 東ほか 8	258	14	13,243	7,307
	小 計	—	—	—	—
				13,243	7,307
兵 庫	神 戸ほか 6	327	23	20,747	5,512
	小 計	—	—	—	—
				20,747	5,512
島 根	浜 田ほか 4	259	13	6,698	1,464
	小 計	—	—	—	—
				6,698	1,464
香 川	高坂松ほか 4	288	12	8,308	3,831
	出計	39	2	222	222
	計			8,530	4,054
高 知	高須知ほか 3	279	15	9,108	2,711
	崎計	15	1	127	127
	計			9,236	2,838
福 岡	福岡中央ほか 4	147	5	3,894	593
	福岡中央計	2	1	358	358
	小計			4,253	952
長 崎	長崎ほか 6	429	17	10,055	3,218
	早計	9	1	129	129
	計			10,184	3,347
鹿 児 島	鹿屋ほか 5	263	13	7,520	1,315
	国分計	13	1	107	107
	小計			7,627	1,423
沖 縄	沖縄ほか 2	197	14	6,150	1,227
	沖縄ほか 1	24	2	144	144
	小計			6,295	1,372
求職者給付計	149 箇所	7,325	428	311,563	120,849
就職促進給付計	34 箇所	424	39	7,651	7,651
合 計				319,215	128,501

注(1) 上段は求職者給付に係る分、下段は就職促進給付に係る分である。

注(2) 公共職業安定所数及び不適正受給者数については、各給付間で重複しているものがあり、実数はそれぞれ150箇所、431人である。

(19) 雇用保険の特定求職者雇用開発助成金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項)雇用安定等事業費
部局等の名称	北海道労働局ほか 16 労働局
支給の相手方	59 事業主
不適正な支給となっていた特定求職者雇用開発助成金	特定就職困難者雇用開発助成金
特定就職困難者雇用開発助成金の支給額の合計	46,445,409 円(平成 14 年度～16 年度)
不適正支給額	27,680,954 円(平成 14 年度～16 年度)

1 保険給付の概要

(特定求職者雇用開発助成金)

特定求職者雇用開発助成金は、雇用保険(前掲 202 ページの「雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの」参照)で行う事業のうちの雇用安定事業の一環として、特定求職者(60 歳以上 65 歳未満の高年齢者など就職が特に困難な者(以下「就職困難者」という。))及び雇用に関する状況が全国的に悪化した場合等に就職支援が必要な者の雇用機会の増大を図るため、特定求職者を雇い入れた事業主に対して、当該雇用労働者の賃金の一部を助成するもので、特定就職困難者雇用開発助成金(以下「就職困難者助成金」という。))及び緊急就職支援者雇用開発助成金の 2 つがある。

(就職困難者助成金の支給)

就職困難者助成金は、事業主が就職困難者を公共職業安定所等の紹介により新たに常用労働者として雇い入れたことなどが支給要件となっている。そして、支給額は、支給対象期間(雇入れ後 1 年、重度身体障害者等については 1 年 6 箇月)内に当該雇用労働者に支払った賃金に相当するものとして厚生労働大臣が定める方法により算定した額に所定の支給率を乗じて得た額となっている。

就職困難者助成金の支給を受けようとする事業主は、当該助成金に係る支給申請書を公共職業安定所を通じて都道府県労働局に、また、当該雇用労働者に係る出勤簿等の添付書類を公共職業安定所に提出することとなっている。そして、公共職業安定所は支給申請書等に記

載されている当該雇用労働者の氏名、生年月日、雇用年月日、支払賃金額等を審査する。さらに、都道府県労働局は、不正受給を行った事業主でないことなどを審査した上支給を決定し、これに基づいて就職困難者助成金を支給することとなっている。

(注1) 厚生労働大臣が定める方法により算定した額 当該事業主に係る労働保険の確定保険料算定の基礎となった賃金総額から計算される年間一人当たりの平均賃金額などから算定される額

(注2) 所定の支給率 支給率は、次表のとおりである。

区分	企業区分	中小企業事業主以外の事業主	中小企業事業主
60歳以上65歳未満の高年齢者等		1 / 4	1 / 3
重度身体障害者等		1 / 3	1 / 2

2 検査の結果

(検査の対象)

北海道労働局ほか 24 労働局の札幌公共職業安定所ほか 238 公共職業安定所において、平成 14 年度から 16 年度までに就職困難者助成金の支給を受けた事業主のうち 1,707 事業主について、支給申請書等の記載内容が事実でかつ支給要件に合致するかに着目して、上記の 25 労働局における支給決定の適否を検査した。

(不適正支給の事態)

検査したところ、北海道労働局ほか 16 労働局で、59 事業主に対する就職困難者助成金の支給(支給額 46,445,409 円)について 27,680,954 円が適正に支給されていなかった。

上記の不適正支給となっていたものの主な態様は、次のとおりである。

- (ア) 既に雇い入れている者を新たに雇い入れたこととして申請した事業主に対して支給していたもの
- (イ) 既に事実上雇入れが決定している者に形式的に公共職業安定所の紹介を受けさせ、その紹介により雇い入れたこととして申請した事業主に対して支給していたもの

このような事態が生じていたのは、事業主が誠実でなかったなどのため支給申請書等の記載内容が事実と相違するなどしていたのに、旭川公共職業安定所ほか 50 公共職業安定所において、これに対する調査確認が十分でないまま、前記の 17 労働局において支給の決定を行っていたことによると認められる。

なお、これらの不適正支給額については、本院の指摘により、すべて返還の処置が執られ

た。

これらの不適正支給額を都道府県労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	公共職業安定所	本院が調査した事業主数	不適正受給事業主数	左の事業主に支給した就職困難者助成金	左のうち不適正就職困難者助成金
				千円	千円
北海道労働局	旭川ほか	4	39	2,490	1,496
青森労働局	弘前ほか	1	11	953	953
宮城労働局	仙台ほか	2	22	3,286	703
群馬労働局	伊勢崎ほか	2	15	1,667	1,346
埼玉労働局	川口ほか	2	42	4,447	2,102
千葉労働局	市川ほか	4	69	6,543	3,487
東京労働局	飯田橋ほか	6	89	6,170	4,067
神奈川労働局	鶴見ほか	3	23	3,013	1,542
石川労働局	小松ほか	1	23	1,429	982
岐阜労働局	岐阜ほか	1	15	3,174	1,438
愛知労働局	豊橋ほか	1	8	1,055	1,055
京都労働局	宇治ほか	1	23	2,000	687
大阪労働局	梅田ほか	5	27	5,733	3,358
香川労働局	坂出ほか	1	16	1,070	1,049
高知労働局	高知		22	1,479	1,479
福岡労働局	福岡西		5	1,222	1,222
鹿児島労働局	国分		8	707	707
計	51箇所		457	46,445	27,680

医 療 費 (20) (21)

(20) 医療費に係る国の負担が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省	(項)精神保健費 (項)生活保護費 (項)身体障害者保護費 (項)老人医療・介護保険給付諸費 (項)児童保護費 (項)国民健康保険助成費
	厚生保険特別会計(健康勘定)	(項)保険給付費 (項)老人保健拠出金 (項)退職者給付拠出金
	船員保険特別会計	(項)保険給付費 (項)老人保健拠出金 (項)退職者給付拠出金
部局等の名称	社会保険庁、北海道ほか 27 都府県	
国の負担の根拠	健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)、船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)、老人保健法(昭和 57 年法律第 80 号)、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)、知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)等	
医療給付の種類	健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、老人保健法、生活保護法、知的障害者福祉法、身体障害者福祉法等に基づく医療	
実施主体	国、都道府県 30、市 543、特別区 23、町 922、村 153、国民健康保険組合 97、計 1,769 実施主体	
医療機関及び薬局	医療機関 260、薬局 84	
不適切に支払われた医療費に係る診療報酬等	入院基本料、入院基本料等加算(平成 14 年 3 月までは入院基本料加算)、調剤報酬等	
不適切に支払われた医療費の件数	594,270 件(平成 12 年度～15 年度)	
不適切に支払われた医療費の額	1,892,606,489 円(平成 12 年度～15 年度)	
不当と認める国の負担額	1,011,233,575 円(平成 12 年度～15 年度)	

1 医療給付の概要

(医療給付の種類)

厚生労働省(平成13年1月5日以前は厚生省)の医療保障制度には、老人保健制度、医療保険制度及び公費負担医療制度があり、これらの制度により次の医療給付が行われている。

(ア) 老人保健制度の一環として、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が老人保健法に基づき、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法等(以下「医療保険各法」という。)による被保険者(被扶養者を含む。以下同じ。)のうち、当該市町村の区域内に居住する老人(75歳^(注1)以上の者又は65歳以上75歳未満の者で一定の障害の状態にある者をいう。以下同じ。)に対して行う医療

(イ) 医療保険制度の一環として、医療保険各法に規定する保険者が、医療保険各法に基づき被保険者(老人を除く。)に対して行う医療

(ウ) 公費負担医療制度の一環として、都道府県、市町村が、生活保護法に基づき要保護者に対して行う医療、知的障害者福祉法に基づき知的障害者に対して行う医療、身体障害者福祉法に基づき身体障害者に対して行う医療等

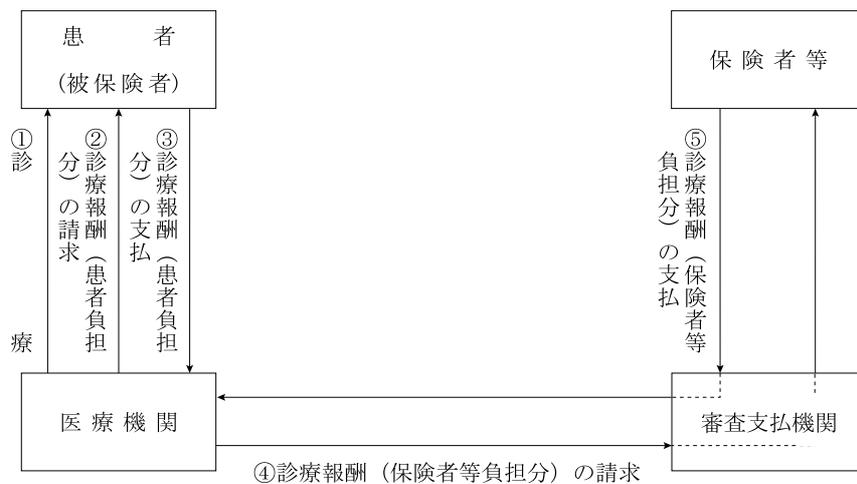
(注1) 75歳以上の者 老人保健制度の対象年齢は、平成14年10月の老人保健法の改正により、原則として70歳以上から75歳以上に引き上げられたが、14年9月30日の時点において70歳以上である者については、その者が75歳以上の者に該当するに至った日の属する月の末日までの間は、その者を75歳以上の者とみなすこととされている。

(診療報酬又は調剤報酬)

これらの医療給付においては、被保険者(上記ウ)の要保護者、知的障害者、身体障害者等を含む。以下同じ。)が医療機関で診察、治療等の診療を受け又は薬局で薬剤の支給等を受けた場合、市町村、保険者又は都道府県(以下「保険者等」という。)及び患者がこれらの費用を医療機関又は薬局(以下「医療機関等」という。)に診療報酬又は調剤報酬(以下「診療報酬等」という。)として支払う。

診療報酬の支払の手続は、図1のとおりとなっている。

図1 診療報酬の支払の手続



(注) 調剤報酬の支払の手続についても同様となっている。

- (ア) 診療等を担当した医療機関等は、診療報酬等として医療に要する費用を所定の診療点数に単価(10円)を乗じるなどして算定する。
- (イ) 医療機関等は、上記診療報酬等のうち、患者負担分を患者に請求し、残りの診療報酬等(以下「医療費」という。)については、老人保健に係るものは市町村に、医療保険各法に係るものは各保険者に、また、公費負担医療制度に係るものは都道府県又は市町村に請求する。

このうち、保険者等に対する医療費の請求は、次のように行われている。

- ① 医療機関等は、診療報酬請求書又は調剤報酬請求書(以下「請求書」という。)に診療報酬等の明細を明らかにした診療報酬明細書又は調剤報酬明細書(以下「レセプト」という。)を添付して、これらを、国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金(以下「審査支払機関」と総称する。)に毎月1回送付する。
- ② 審査支払機関は、請求書及びレセプトに基づき請求内容を審査点検した後、医療機関等ごと、保険者等ごとの請求額を算定し、その後、請求額を記載した書類と請求書及びレセプトを各保険者等に送付する。
- (ウ) 請求を受けた保険者等は、それぞれの立場から医療費についての審査点検を行って金額等を確認の上、審査支払機関を通じて医療機関等に医療費を支払う。

(国の負担)

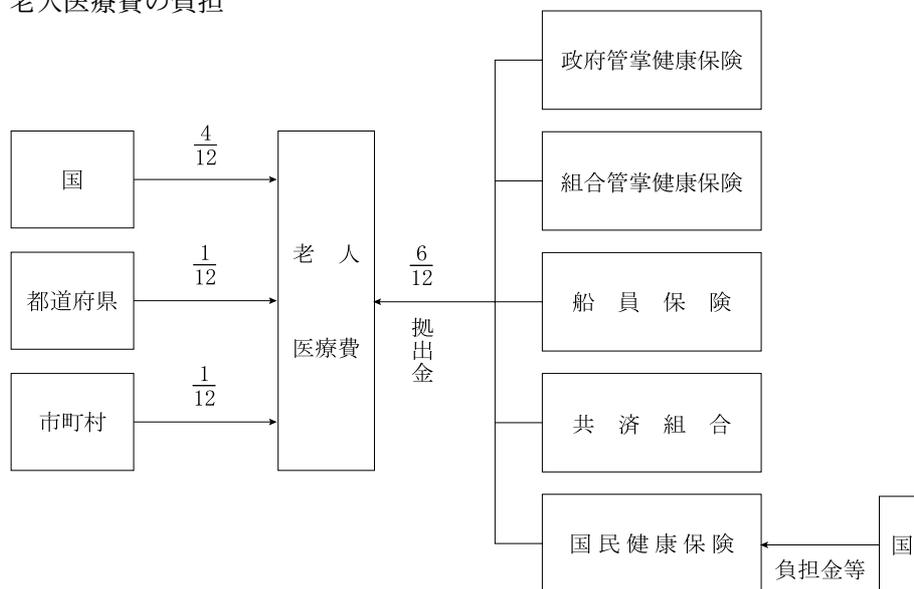
保険者等が支払う医療費の負担は次のようになっている。

(ア) 老人保健法に係る医療費(以下「老人医療費」という。)については、老人の居住する市町村が審査支払機関を通じて支払うものであるが、この費用は国、都道府県、市町村及び保険者が以下のように負担している(図2参照)。

- ① 老人保健法により、老人医療費については、原則として、国は12分の4を、都道府県及び市町村は、それぞれ12分の1ずつを負担することになっており、残りの12分の6については各保険者が拠出する老人医療費拠出金が財源となっている。
- ② 国民健康保険法により国は市町村等が保険者として拠出する老人医療費拠出金の納付に要する費用の額の一部を負担している。
- ③ 健康保険法等により国は政府管掌健康保険等の保険者として老人医療費拠出金を納付している。

(注2) 平成14年10月の老人保健法の改正に伴う経過措置として、老人医療費について国、都道府県及び市町村が負担する割合の合計が3割から5割へ段階的に引き上げられることとなっており、それぞれの負担割合となるのは18年10月1日からとなっている。

図2 老人医療費の負担



(イ) 医療保険各法に係る医療費については、国は、患者が、①政府管掌健康保険等の被保険者である場合の医療費は保険者としてその全額を、②市町村が行う国民健康保険の被保険者である場合の医療費は市町村が支払った額の50%を、③国民健康保険組合が行う国民健康保険の被保険者である場合の医療費は国民健康保険組合が支払った額の47%を、そ

れぞれ負担している。

- (ウ) 生活保護法、知的障害者福祉法、身体障害者福祉法等に係る医療費については、国は都道府県又は市町村が支払った医療費の4分の3又は2分の1を負担している。

2 検査結果の概要

(検査の着眼点)

国民医療費は11年度以降毎年30兆円を超えており、このうち老人医療費は14年度では約38%を占め、高齢化が急速に進展する中でその占める割合は高くなっている。このような状況の中で医療費に対する国の負担も多額なものとなっていることから、本院では従来から老人医療費を中心に診療報酬の請求が適正に行われているかに着眼して検査を行っている。

そして、近年では医療機関において、医師、看護師等の医療従事者が不足して算定要件を満たしていなかったり、必要な各種届出を行っていなかったりしているのにこれらを満たすことが要件とされている診療報酬を請求したり、診療報酬を画一的に算定して請求したりしている不適正と認められる事態が多く見受けられる。また、昨今の医薬分業の進展に伴い増加傾向にある調剤報酬についても、画一的に算定して請求しているなど不適正と認められる事態が多く見受けられる。そこで、本年の検査に当たっても、これらの点を中心に検査した。

(不適切な支払の事態)

(注3) (注4)
社会保険庁の28社会保険事務局及び28都道府県において検査したところ、1,769実施主体が260医療機関及び84薬局に対して行った12年度から15年度までの間における医療費の支払について、594,270件、1,892,606,489円が適切でなく、これに対する国の負担額1,011,233,575円が不当と認められる。

(注3) 28社会保険事務局 北海道、青森、岩手、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、富山、山梨、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、和歌山、鳥取、島根、広島、福岡、熊本、宮崎、鹿児島各社会保険事務局

(注4) 28都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、青森、岩手、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、富山、山梨、静岡、愛知、三重、滋賀、和歌山、鳥取、島根、広島、福岡、熊本、宮崎、鹿児島各県

これを診療報酬等の別に整理して示すと、次のとおりである。

診療報酬等	実施主体 (医療機関等数)	不適切に支払 われた医療費 の件数	不適切に支払 われた医療費	不当と認める 国の負担額
		件	千円	千円
①入院基本料	枝幸郡浜頓別町ほか445市区町村等 ⁽⁴⁶⁾	21,903	356,307	188,559
②入院基本料等加算	北見市ほか721市区町村等 ⁽⁶⁷⁾	38,705	578,757	305,980
③初診料・再診料	北上市ほか210市区町村等 ⁽²⁶⁾	47,331	202,225	99,720
④在宅医療料	小樽市ほか69市区町村等 ⁽³⁸⁾	8,329	125,648	72,953
⑤指導管理料	亀田郡七飯町ほか135市区町村等 ⁽¹⁹⁾	15,141	93,813	49,343
⑥検査料	札幌市ほか474市区町村等 ⁽⁸⁾	169,591	49,716	29,923
⑦処置料	桑名市ほか130市町村等 ⁽¹⁴⁾	8,538	50,725	29,351
⑧手術料	旭川市ほか111市区町村等 ⁽¹⁴⁾	587	41,670	23,214
⑨麻酔料	さいたま市ほか366市区町村等 ⁽¹³⁾	9,509	32,936	17,271
⑩特定入院料等	焼津市ほか186市区町村等 ⁽¹⁵⁾	9,639	100,967	58,004
①-⑩の計	1,573実施主体 (260)	329,273	1,632,768	874,323
⑪調剤報酬	小樽市ほか765市区町村等 ⁽⁸⁴⁾	264,997	259,837	136,910
①-⑪の計	1,769実施主体 (344)	594,270	1,892,606	1,011,233

注(1) 複数の診療報酬について不適正と認められる請求があった医療機関については、最も多い診療報酬で整理した。

注(2) 計欄の実施主体数は、各診療報酬等の中で実施主体が重複することがあるため、各診療報酬等の実施主体数を合計したものとは符合しない。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められる。

(ア) 医療機関等から不適正と認められる診療報酬等の請求があったのに、これに対する実施主体及び審査支払機関の審査点検が十分でなかったこと

特に、診療報酬請求上の各種届出についての確認が必ずしも十分でなかったこと

(イ) 地方社会保険事務局及び都道府県において、医療機関の医療従事者が不足していることを把握する資料があるにもかかわらずその活用が必ずしも十分でなかったこと

(ウ) 地方社会保険事務局及び都道府県における医療機関等に対する指導が十分でなかったこと

3 検査結果の詳細

上記医療費の支払が適切でない事態について、診療報酬等の別に、その算定方法及び検査の結果の詳細を示すと次のとおりである。

① 入院基本料

(入院基本料の算定方法)

入院基本料は、患者が入院した場合に1日につき所定の点数が定められている。この入院基本料は、看護師及び准看護師(以下「看護職員」という。)の数が入院患者数に対して所定の割合以上であること、看護職員の数に占める看護師の数が所定の割合以上であることなどの厚生労働大臣(13年1月5日以前は厚生大臣)が定める基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長(12年3月31日以前は都道府県知事)に届け出た医療機関において、その基準に掲げる区分に従い所定の点数を算定することとされている。

そして、医療機関において、医師の数が医療法(昭和23年法律第205号)に定める標準となる数(以下「標準人員」という。)に100分の60を乗じて得た数以下である場合(以下「著しい医師不足」という。)の入院基本料については、所定の減額をして算定することとされている。

また、療養病棟に入院している患者の身体障害の状態等が厚生労働大臣の定める基準に適合している場合に算定する日常生活障害加算等は、患者の身体障害の状態等を評価し、これを定期的に見直すことが算定要件とされている。

(検査の結果)

検査の結果、枝幸郡浜頓別町ほか39市町に所在する46医療機関において、入院基本料等の請求が不適正と認められるものが21,903件あった。その主な態様は次のとおりである。

- (ア) 入院患者数に対する看護職員の数又は看護職員の数に占める看護師の数が所定の割合以上であることの要件を満たしていないのに、高い点数の区分の入院基本料の点数を算定していた。
- (イ) 患者の身体障害の状態等の評価について定期的に見直し等を行っていないのに、日常生活障害加算等を算定していた。
- (ウ) 著しい医師不足等であるのに、入院基本料について所定の減額をしないで算定していた。

(エ) 地方社会保険事務局長への届出を行っていないのに、届け出た場合に用いる高い点数の区分の入院基本料等を算定していた。

(オ) 入院基本料の所定の点数によることなく、これより高い点数を用いて算定していた。

このため、上記 21,903 件の請求に対し枝幸郡浜頓別町ほか 445 市区町村等が支払った医療費について 356,307,423 円の支払が適切でなく、これに対する国の負担額 188,559,338 円は負担の要がなかったものである。

② 入院基本料等加算

(入院基本料等加算の算定方法)

入院基本料等加算には、療養病棟療養環境加算、入院時医学管理加算、超重症児(者)入院診療加算等がありそれぞれ所定の点数が定められている。

そして、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た医療機関において、それぞれの届出に係る所定の点数を算定することとされている。ただし、これらの加算の多くは、医師等の数が標準人員を満たしていないなどの場合には算定できないこととされている。

また、超重症児(者)入院診療加算等は、厚生労働大臣が定める超重症等の状態にある患者に対して算定することとされている。ただし、この加算は、一般病棟等に入院している老人の患者に対しては、算定できないこととされている。

さらに、一般病棟に入院している老人の患者であって、90 日を超える期間入院していて症状が安定している患者(以下「特定患者」という。)に対しては、老人特定入院基本料を算定することとされており、看護補助加算は算定できないこととされている。

このほか、療養病棟療養環境加算は、患者の選定に係る特別の病室に入院していて、特別の料金を徴収している患者に対しては算定できないこととされている。

(検査の結果)

検査の結果、北見市ほか 53 市区町村に所在する 67 医療機関において、入院基本料等加算等の請求が不適正と認められるものが 38,705 件あった。その主な態様は次のとおりである。

(ア) 医師等の数が標準人員を満たしていないのに、療養病棟療養環境加算等を算定していた。

(イ) 一般病棟等に入院している老人の患者に対して、超重症児(者)入院診療加算等を算定していた。

(ウ) 地方社会保険事務局長への届出を行っていないのに、入院時医学管理加算等を算定していた。

(エ) 特定患者に対して、看護補助加算を算定していた。

(オ) 患者の選定に係る特別の病室に入院していて、特別の料金を徴収している患者に対して、療養病棟療養環境加算を算定していた。

このため、上記 38,705 件の請求に対し北見市ほか 721 市区町村等が支払った医療費について 578,757,413 円の支払が適切でなく、これに対する国の負担額 305,980,472 円は負担の要がなかったものである。

③ 初診料・再診料

(初診料・再診料の算定方法)

初診料は、患者の傷病について医学的に初診といわれる医師の診療行為があった場合に、再診料はその後の診療行為の都度それぞれ算定することとされている。

ただし、特別養護老人ホームほか^(注5)9施設(以下「老人ホーム等」という。)に配置されている医師(以下「配置医師」という。)がこれら施設の入所者に対して行っている診療については、その診療が別途介護保険制度の介護給付等として行われているものであることから、初診料、再診料は算定できないこととされている。

また、医療機関に老人ホーム等が併設されている場合、当該医療機関の医師が当該老人ホーム等の入所者に対して行っている診療についても、初診料、再診料は算定できないこととされている。

(注5) 特別養護老人ホームほか9施設 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム(定員111名以上の場合)、指定短期入所生活介護事業所、身体障害者療護施設、重度身体障害者更生援護施設、救護施設(定員111名以上の場合)、知的障害者更生施設(定員150名以上の場合)、知的障害者授産施設(定員150名以上の場合)、乳児院(定員100名以上の場合)及び情緒障害児短期治療施設

(検査の結果)

検査の結果、北上市ほか19市区町に所在する26医療機関において、初診料、再診料等の請求が不適正と認められるものが47,331件あった。その態様は次のとおりである。

(ア) 医療機関の医師が当該医療機関に併設されている特別養護老人ホーム等の入所者に対して行った診療について、初診料、再診料を算定していた。

(イ) 配置医師が特別養護老人ホーム等の入所者に対して行った診療について、初診料、再診料を算定していた。

このため、上記 47,331 件の請求に対し北上市ほか 210 市区町村等が支払った医療費について 202,225,707 円の支払が適切でなく、これに対する国の負担額 99,720,450 円は負担の要がなかったものである。

④ 在宅医療料

(在宅医療料の算定方法)

在宅医療料のうち在宅患者訪問看護・指導料等は、医療機関が、居宅において療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、看護師等を訪問させて看護又は療養上必要な指導を行った場合等に算定することとされている。また、歯科診療の訪問歯科衛生指導料は、訪問歯科診療を行った患者等に対して、歯科衛生士等が療養上必要な実地指導を行った場合に算定することとされている。ただし、介護保険の要介護被保険者等である患者に対しては、これらは算定できないこととされている。

また、寝たきり老人在宅総合診療料の 24 時間連携体制加算は、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関において所定の点数を算定することとされている。

(検査の結果)

検査の結果、小樽市ほか 25 市区に所在する 38 医療機関において、在宅医療料等の請求が不適正と認められるものが 8,329 件あった。その主な態様は次のとおりである。

(ア) 介護保険の要介護被保険者等である患者に対して在宅患者訪問看護・指導料及び訪問歯科衛生指導料等を算定していた。

(イ) 都道府県知事への届出を行っていないのに、24 時間連携体制加算を算定していた。

このため、上記 8,329 件の請求に対し小樽市ほか 69 市区町村等が支払った医療費について 125,648,468 円の支払が適切でなく、これに対する国の負担額 72,953,277 円は負担の要がなかったものである。

⑤ 指導管理料

(指導管理料の算定方法)

指導管理料のうち老人慢性疾患生活指導料等は、配置医師が老人ホーム等の入所者に対して行っている診療の場合、前記③(218 ページ参照)のとおり、その診療が別途介護保険

制度の介護給付等として行われているものであることから算定できないこととされている。

また、歯科診療の老人訪問口腔指導管理料は、居宅等において療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して訪問歯科診療を行い、かつ、当該訪問歯科診療に際して、療養上必要な指導を行った場合に算定することとされている。ただし、介護保険の要介護被保険者等である患者に対しては算定できないこととされている。

(検査の結果)

検査の結果、函館市ほか 17 市区町村に所在する 19 医療機関において、指導管理料等の請求が不適正と認められるものが 15,141 件あった。その主な態様は次のとおりである。

- (ア) 配置医師が特別養護老人ホームの入所者に対して行った診療について、老人慢性疾患生活指導料等を算定していた。
- (イ) 介護保険の要介護被保険者等である患者に対して老人訪問口腔指導管理料を算定していた。
- (ウ) 配置医師でない医師が、定期的に特別養護老人ホームの入所者の診療に当たっている場合、その医師は実質的には配置医師と認められるのに、老人慢性疾患生活指導料等を算定していた。

このため、上記 15,141 件の請求に対し亀田郡七飯町ほか 135 市区町村等が支払った医療費について 93,813,301 円の支払が適切でなく、これに対する国の負担額 49,343,262 円は負担の要がなかったものである。

⑥ 検査料

(検査料の算定方法)

検査料のうち検体検査料には、検体検査実施料及び検体検査判断料があり、それぞれの検査の種類ごとに所定の点数が定められている。そして、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た医療機関において、患者に対して検体検査を実施し検体検査判断料を算定した場合、検体検査管理加算を算定することとされている。

(検査の結果)

検査の結果、札幌市ほか 7 市町に所在する 8 医療機関において、検査料等の請求が不適正と認められるものが 169,591 件あった。その主な態様は、地方社会保険事務局長への届出を行っていないのに、検体検査管理加算を算定していたものである。

このため、上記 169,591 件の請求に対し札幌市ほか 474 市区町村等が支払った医療費について 49,716,816 円の支払が適切でなく、これに対する国の負担額 29,923,976 円は負担の要がなかったものである。

⑦ 処置料

(処置料の算定方法)

処置料には、一般処置料、皮膚科処置料等があり、それぞれの処置ごとに所定の点数が定められている。そして、老人ホーム等の職員が入所者に対して行った処置は、処置料として算定できないこととされている。

また、処置に当たって薬剤を使用した場合は、その購入価格を 10 円で除するなどした薬剤料の点数を合算して算定することとされている。

(検査の結果)

検査の結果、桑名市ほか 11 市町に所在する 14 医療機関において、処置料等の請求が不適正と認められるものが 8,538 件あった。その主な態様は次のとおりである。

(ア) 特別養護老人ホーム等の職員が入所者に対して行った創傷処置等を処置料として算定していた。

(イ) 人工腎臓の処置に使用される薬剤について、実際よりも多い使用量により薬剤料を算定していた。

このため、上記 8,538 件の請求に対し桑名市ほか 130 市町村等が支払った医療費について 50,725,257 円の支払が適切でなく、これに対する国の負担額 29,351,925 円は負担の要がなかったものである。

⑧ 手術料

(手術料の算定方法)

手術料のうち体外循環を要する手術等は、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た医療機関以外の医療機関において行った場合、所定の減額をして算定することとされている。

(検査の結果)

検査の結果、旭川市ほか 13 市区町村に所在する 14 医療機関において、手術料等の請求が不適正と認められるものが 587 件あった。その主な態様は、地方社会保険事務局長への届出を行っていないのに、体外循環を要する手術等について所定の減額をしないで算定していたものである。

このため、上記 587 件の請求に対し旭川市ほか 111 市区町村等が支払った医療費について 41,670,602 円の支払が適切でなく、これに対する国の負担額 23,214,532 円は負担の要がなかったものである。

⑨ 麻酔料

(麻酔料の算定方法)

麻酔料のうち麻酔管理料は、地方社会保険事務局長に届け出た麻酔科を標榜する医療機関において、麻酔に従事する医師がマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔等を行った場合に所定の点数を算定することとされている。

(検査の結果)

検査の結果、さいたま市ほか 9 市区町に所在する 13 医療機関において、麻酔管理料の請求が不適正と認められるものが 9,509 件あった。その態様は、地方社会保険事務局長への届出を行っていないのに、麻酔管理料を算定していたものである。

このため、上記 9,509 件の請求に対しさいたま市ほか 366 市区町村等が支払った医療費について 32,936,044 円の支払が適切でなく、これに対する国の負担額 17,271,559 円は負担の要がなかったものである。

⑩ 特定入院料等

(特定入院料等の算定方法)

特定入院料には、精神療養病棟入院料等があり、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た医療機関において、その基準に定める区分に従い所定の点数を算定することとされている。そして、精神療養病棟入院料等は、医師等の数が標準人員を満たしていない場合には、算定できないこととされている。

リハビリテーション料は、理学療法、作業療法等の種類ごとに 1 日につき所定の点数が定められており、このうち、理学療法は基本的動作能力の回復を図るために、個々の症例に応じて行うこととなっている。

注射料は、点滴注射、皮下筋肉内注射等の注射の種類ごとに所定の点数が定められている。そして、老人ホーム等の職員が入所者に対して行った注射は、注射料として算定できないこととされている。

投薬料のうち処方せん料は、薬局において調剤を受けさせるために患者に処方せんを交付した場合、処方した剤数、投与量等にかかわらず、1 回につき所定の点数を算定することとされている。

画像診断料には、エックス線診断料、コンピューター断層撮影診断料等があり、それぞれの種類ごとに所定の点数が定められている。そして、診療の一般の方針として、医師の診療は、その必要性があると認められる疾病に対して妥当適切に行うこととされている。

(検査の結果)

検査の結果、焼津市ほか13市町に所在する15医療機関において、特定入院料等の請求が不適正と認められるものが9,639件あった。その主な態様は次のとおりである。

- (ア) 医師の数が標準人員を満たしていないのに、精神療養病棟入院料を算定していた。
- (イ) 多くの入院患者等に対して理学療法を毎月画一的に実施して理学療法の点数を算定していた。
- (ウ) 特別養護老人ホームの職員が入所者に対して行った点滴注射等を注射料として算定していた。
- (エ) 症状が安定している慢性疾患の患者に対して、1回の処方で長期間分を投与することができる慢性疾患の薬剤を短期間分に分けて投与するなどして、その都度処方せん料を算定していた。
- (オ) 多くの入院患者等に対してエックス線撮影等を毎月画一的に実施して画像診断料を算定していた。

このため、上記9,639件の請求に対し焼津市ほか186市区町村等が支払った医療費について100,967,915円の支払が適切でなく、これに対する国の負担額58,004,460円は負担の要がなかったものである。

⑪ 調剤報酬

(調剤報酬の算定方法)

調剤報酬のうち在宅患者訪問薬剤管理指導料は、薬局において、居宅で療養を行っている患者に対して、医師の指示に基づき、薬剤師が患家を訪問して薬学的管理指導を行った場合に算定することとされている。ただし、介護保険の要介護被保険者等である患者に対しては算定できないこととされている。

また、患者が老人ホーム等に入所している場合、在宅患者訪問薬剤管理指導料は算定できないこととされている。

このほか、薬剤服用歴管理・指導料の特別指導加算は、処方された薬剤について、直接患者又はその家族等から服薬状況等の情報を収集して薬剤服用歴に記録し、これに基づき薬剤の服用等に関し必要な指導を行った場合に算定することとされている。

(検査の結果)

検査の結果、小樽市ほか 54 市区町に所在する 84 薬局において、調剤報酬の請求が不適正と認められるものが 264,997 件あった。その主な態様は次のとおりである。

- (ア) 介護保険の要介護被保険者等である患者に対して在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定していた。
- (イ) 薬剤服用歴の記録に基づき薬剤の服用等に関し必要な指導を行うことなどの要件を満たしていないのに、特別指導加算を算定していた。
- (ウ) 特別養護老人ホームに入所している患者に対して在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定していた。
- (エ) 医師の指示がないのに在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定していた。

このため、上記 264,997 件の請求に対し小樽市ほか 765 市区町村等が支払った医療費について 259,837,543 円の支払が適切でなく、これに対する国の負担額 136,910,324 円は負担の要がなかったものである。

以上を医療機関等の所在する都道府県別に示すと次のとおりである。

都道府県名	実施主体 (医療機関等 数)	不適切に支払 われた医療費 の件数	不適切に支払 われた医療費 千円	不当と認める 国の負担額 千円	摘 要
北海道	北見市ほか 247市区町村 等 ⁽³³⁾	83,607	192,967	114,090	①②④⑤⑥⑧⑩⑪
青森県	弘前市ほか 233市区町村 等 ⁽⁴⁾	131,751	32,682	19,768	⑤⑥
岩手県	盛岡市ほか22 市町村等 ⁽⁷⁾	4,343	15,393	9,730	②③⑤⑪
山形県	米沢市ほか9 市町等 ⁽³⁾	625	9,216	6,086	②⑪
福島県	福島市ほか57 市区町村等 ⁽⁷⁾	2,132	53,522	29,980	②④⑧
茨城県	水戸市ほか98 市区町村等 ⁽⁹⁾	14,161	26,289	14,042	①③⑧⑪
栃木県	小山市ほか46 市区町村等 ⁽¹⁾	1,200	13,775	7,982	①
群馬県	桐生市ほか 136市区町村 等 ⁽⁹⁾	14,894	86,409	49,249	①②⑧⑪
埼玉県	加須市ほか 200市区町村 等 ⁽¹⁹⁾	33,671	185,198	96,707	①②③⑧⑨⑪
千葉県	夷隅郡岬町ほ か160市区町 村等 ⁽²⁵⁾	75,039	171,422	73,104	①②③④⑤⑩⑪

都道府県名	実施主体 (医療機関等 数)	不適切に支払 われた医療費 の件数	不適切に支払 われた医療費 千円	不当と認める 国の負担額 千円	摘 要
東京都	中央区ほか 253市区町村 等 ⁽³⁵⁾	59,056	126,069	63,477	②③④⑤⑧⑨⑩⑪
神奈川県	川崎市ほか 224市区町村 等 ⁽²⁶⁾	15,715	123,894	57,540	①②③④⑨⑪
富山県	富山市ほか32 市町村等 ⁽⁵⁾	1,636	22,764	11,779	②⑧
山梨県	北巨摩郡須玉 町ほか69市区 町村等 ⁽⁶⁾	2,323	17,091	8,887	①②③
静岡県	焼津市ほか 111市区町村 等 ⁽¹⁴⁾	10,819	136,973	72,984	①②⑤⑥⑧⑩⑪
愛知県	名古屋市ほか 94市区町村等 ⁽¹³⁾	15,703	82,534	40,230	①②③⑨⑩
三重県	桑名市ほか36 市町村等 ⁽¹²⁾	2,950	34,938	19,484	③④⑦⑧⑪
滋賀県	大津市 ⁽¹⁾	50	2,576	1,846	②
京都府	八幡市ほか 137市区町村 等 ⁽¹¹⁾	29,577	24,644	14,465	⑦⑩⑪
大阪府	富田林市ほか 155市区町村 等 ⁽²⁶⁾	38,320	221,244	114,111	①②③④⑦⑧⑪
和歌山県	西牟婁郡上富 田町ほか72市 町村等 ⁽²¹⁾	16,320	67,174	36,583	①③④⑤⑥⑦⑧⑨⑪
鳥取県	米子市ほか52 市町村等 ⁽⁷⁾	6,684	15,158	9,163	⑦⑪
島根県	江津市ほか23 市町村等 ⁽⁶⁾	1,118	15,630	9,408	①②④
広島県	三次市ほか69 市町村等 ⁽³⁾	2,028	6,358	3,356	②⑥⑩
福岡県	福岡市ほか 174市区町村 等 ⁽²⁰⁾	13,937	142,266	87,836	①②④⑩⑪
熊本県	熊本市ほか 112市区町村 等 ⁽⁸⁾	10,516	17,116	8,810	②④⑤⑩⑪
宮崎県	えびの市ほか 29市町村等 ⁽¹¹⁾	4,107	42,023	24,647	①②③④⑦⑩⑪
鹿児島県	揖宿郡穎娃町 ほか1市 ⁽²⁾	1,988	7,272	5,875	⑩
計	1,769市区町 村等 ⁽³⁴⁴⁾	594,270	1,892,606	1,011,233	

注(1) 計欄の実施主体数は、都道府県の間で実施主体が重複することがあるため、各都道府県の実施主体数を合計したものとは符合しない。

注(2) 摘要欄の①～⑪は、本文(215 ページ)の不適切な支払の事態の診療報酬等の別に対応している。

(21) 労働者災害補償保険の療養の給付に要する診療費の支払が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(労災勘定) (項)保険給付費
部局等の名称	厚生労働本省(支出庁) 北海道労働局ほか6労働局(審査庁)
支払の相手方	199医療機関
不適正な支払となっていた労災診療費	手術料、入院料等
不適正支払額	36,471,438円(平成14、15両年度)

1 保険給付の概要

(労働者災害補償保険)

労働者災害補償保険は、労働者の業務上の事由又は通勤による負傷、疾病等に対し療養の給付等の保険給付を行うほか、労働福祉事業を行う保険である。

(療養の給付に要する診療費の支払)

療養の給付は、保険給付の一環として、負傷又は発病した労働者(以下「傷病労働者」という。)の請求に基づき、都道府県労働局長の指定する病院若しくは診療所又は労働福祉事業で設置された病院において、診察、処置、手術等(以下「診療」という。)を行うものである。そして、診療を行ったこれらの医療機関は、都道府県労働局に対して診療に要した費用(以下「労災診療費」という。)を請求することとなっており、都道府県労働局で請求の内容を審査し、その結果に基づき、厚生労働本省において労災診療費を支払うこととなっている。

労災診療費は、「労災診療費算定基準について」(昭和51年基発第72号労働省労働基準局長通達。以下「算定基準」という。)に基づき算定することとなっている。この算定基準によれば、労災診療費は、労災診療の特殊性などを考慮して、①健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく診療報酬点数表の点数(以下「健保点数」という。)に12円(法人税等が非課税となっている公立病院等については11円50銭)を乗じて算定すること、②初診料、再診料等特定の診療項目については、健保点数とは異なる点数又は金額を別に定め、これにより算定することとなっている。

2 検査の結果

(検査の対象)

労災診療費のうち手術料、入院料等に着眼して、北海道労働局ほか6労働局の審査に係る平成14、15両年度の労災診療費の支払についてその適否を検査した。

(不適正支払の事態)

検査したところ、上記の7労働局の審査に係る労災診療費のうち、手術料、入院料、注射料、指導管理料、処置料等が適正に支払われていなかったものが、199医療機関について36,471,438円あった。

これらの事態について、その主なものを示すと次のとおりである。

ア 手術料に関するもの

手術料は、創傷処理、植皮術等の区分ごとの所定点数により算定することとなっている。そして、1回の皮切により手術を行い得る範囲(以下「同一手術野」という。)の手術につき、2以上の手術を同時に行った場合の手術料は、主たる手術の所定点数のみにより算定することとなっている。

しかし、前記の7労働局管内の150医療機関では、本来算定すべき区分の所定点数によらず、異なる区分のより高い所定点数により算定したり、同一手術野につき2以上の手術を同時に行っているのに、主たる手術の所定点数によらず、それぞれの手術の所定点数により算定したりなどしていた。このため、手術料247件、25,302,790円が適正に支払われていなかった。

イ 入院料に関するもの

傷病労働者が医師又は看護師の常時監視を要する症状であるなどの要件に該当し、医療機関で個室から4人部屋までの病室に収容した場合、個室、2人部屋等の別に算定基準に定められた金額を限度(以下、この額を「上限金額」という。)に、各医療機関が表示している金額を入院室料加算として算定できることとなっている。

しかし、前記の7労働局管内の42医療機関では、傷病労働者が医師又は看護師の常時監視を要する症状でないなど入院室料加算を算定できる要件に該当しないのに入院室料加算を算定したり、入院室料加算について当該医療機関が表示している金額によらずに上限

金額により算定したりなどしていた。このため、入院料 221 件、6,273,612 円が適正に支払われていなかった。

このような事態が生じていたのは、医療機関が労災診療費を誤って算定し請求していたのに、前記の 7 労働局において、これに対する審査が十分でないまま支払額を決定していたことによると認められる。

上記の適正に支払われていなかった労災診療費の額を労働局別に示すと次のとおりである。

労働局名	医療機関数	不適正支払件数 件	不適正支払額 千円
北海道労働局	33	120	5,297
埼玉労働局	42	169	10,477
愛知労働局	31	67	3,930
大阪労働局	31	145	6,212
和歌山労働局	32	85	6,504
鳥取労働局	11	36	1,592
福岡労働局	19	50	2,456
計	199	672	36,471

補 助 金 (22)-(132)

(22) 血液確保事業等補助金等の経理において、仕入税額控除した消費税額に係る補助金を返還していないもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)保健衛生諸費 (項)厚生労働本省
部局等の名称	厚生労働本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	日本赤十字社
補助金	(1) 血液確保事業等補助金 (2) 骨髄提供者登録事業費等補助金 (3) 日本赤十字社救護業務費等補助金
補助事業の概要	(1) 日本赤十字社が血液事業の円滑な運営を図るために行う指導監督などの血液供給等事業等 (2) 日本赤十字社骨髄データセンターが行う骨髄提供者の検査及び登録事業 (3) 非常災害時における救護活動の円滑化と適正な実施を図るなどの事業
補助対象経費	(1) 12,411,313,678 円(平成12年度～14年度) (2) 2,489,038,385 円(平成12年度～14年度) (3) 512,666,107 円(平成12年度～14年度) 計 15,413,018,170 円
上記に対する国庫補助金交付額	(1) 1,986,731,000 円 (2) 1,772,195,000 円 (3) 338,760,000 円 計 4,097,686,000 円
不当と認める国庫補助金交付額	(1) 80,686,792 円(平成12年度～14年度) (2) 21,413,292 円(平成12年度～14年度) (3) 2,175,168 円(平成12年度～14年度) 計 104,275,252 円

1 補助金の概要

(補助金の概要)

日本赤十字社のうち本社では、厚生労働省から平成12年度から14年度までの各年度に、血液確保事業等補助金、骨髄提供者登録事業費等補助金(骨髄データバンク登録事業分。以下「登録事業費等補助金」という。)及び日本赤十字社救護業務費等補助金(以下「救護業務費等補助金」という。)の交付を受けている。

上記の補助金は、①血液確保事業等補助金は、我が国の血液確保事業等の発展を期することなどを、②登録事業費等補助金は、白血病患者等に対する骨髄移植等の円滑な推進に資することを、③救護業務費等補助金は、非常災害時における救護活動の円滑化と適正な実施を図ることなどを目的として行う事業について、それぞれに要する費用の全部又は一部を補助するものである。交付された額の合計は12年度1,327,117,000円、13年度1,378,500,000円、14年度1,392,069,000円となっている。

(補助事業における消費税の取扱い)

消費税法(昭和63年法律第108号)によれば、事業者は、課税期間における課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除した額を消費税として納付することとなっている。

そして、同法等によれば、日本赤十字社等の公益法人に係る消費税の納付税額の計算に当たり、補助金収入など売上以外の収入(以下「特定収入」という。)の額を売上高と特定収入の合計額で除した割合(以下「特定収入割合」という。)が100分の5以下の場合には、特定収入により賄われる消費税額は、課税仕入れに係る消費税額として課税売上高に対する消費税額から控除できることとなっている。そして、この場合、特定収入により賄われる消費税額は日本赤十字社等の公益法人において負担されないことになる。

このため、血液確保事業等補助金交付要綱(平成6年厚生省発薬第5号)、骨髄提供者確保事業推進費等補助金交付要綱(平成7年厚生省発健医第305号)及び日本赤十字社救護業務費等補助金交付要綱(平成7年厚生省発社援第283号)では、それぞれ、補助事業完了後に消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに厚生労働大臣に報告するとともに、当該金額を返還することとなっている。

2 検査の結果

検査したところ、日本赤十字社では、12年度から14年度までの各年度の消費税の確定申

告に当たり、各年度の特定収入割合がいずれも100分の5以下であったことから、本社に交付された血液確保事業等補助金、登録事業費等補助金及び救護業務費等補助金に係る消費税相当額、合計104,275,252円(血液確保事業等補助金計80,686,792円、登録事業費等補助金計21,413,292円及び救護業務費等補助金計2,175,168円)を各年度の課税売上高に対する消費税額から控除していた。

しかし、日本赤十字社では、上記の補助金に係る消費税仕入控除税額を厚生労働省に報告し、返還する措置を執っておらず、上記の消費税相当額合計104,275,252円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、日本赤十字社において補助事業における消費税の取扱いに対する認識が十分でなかったこと、厚生労働省において適正な事務処理の執行について日本赤十字社に対する指導や確認が十分でなかったことによると認められる。

(23) 医療施設運営費等補助金の経理において、補助対象事業費の精算が過大となっているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)保健衛生諸費
部局等の名称	静岡県
補助の根拠	予算補助
補助事業者	静岡県
間接補助事業者 (事業主体)	浜松市
補助事業	救命救急センター運営事業
補助事業の概要	地域住民の救急医療の確保を図るため、救命救急センターを運営するもの
上記に対する国庫補助金交付額	95,283,000円(平成12、14両年度)
不当と認める国庫補助金交付額	7,761,000円(平成12、14両年度)

1 補助金の概要

医療施設運営費等補助金(救命救急センター運営事業分)は、地域住民の救急医療の確保を

目的として、都道府県知事の要請を受けた病院の開設者が行う救命救急センターの運営事業に対して都道府県が補助する場合などに、その経費の一部を国が補助するものである。

そして、その交付額は、所定の基準額、補助対象経費の実支出額（以下「実支出額」という。）及び総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額（以下「差引額」という。）を比較して最も少ない額を選定し、これに3分の2を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を補助対象事業費とし、これに補助率2分の1を乗じて得た額となっている。

そして、総事業費及び実支出額の対象となる経費は、運営に要した借入資金に係る借入利息、給与や退職金等の人件費、減価償却費等となっている。このうち、①借入利息については施設整備に係るものはその対象外とすること、②退職金については、救命救急センターの母体となる病院全体の退職金支出額に、救命救急センターの人員を病院全体の総人員で除して得た値を乗じた額とすること、③減価償却費については償却資産のうち国庫補助金の交付を受けて取得した資産はその補助金分を控除することとなっている。

浜松市では、平成12、14両年度に実施した同市が運営する県西部浜松医療センターの運営事業について、基準額、実支出額及び差引額を比較して、いずれも基準額が最も少ない額であるとして、静岡県から補助金を受け、同県に実績報告書を提出していた。そして、同県では、基準額に3分の2を乗じるなどして補助対象事業費を12年度86,198,000円、14年度104,368,000円とし、県補助金に対する国庫補助金12年度43,099,000円、14年度52,184,000円、計95,283,000円の交付を受けていた。

2 検査の結果

検査したところ、同市では、12、14両年度において、総事業費及び実支出額を算出するに当たり、総事業費に施設整備に要した借入資金に係る借入利息を計上したり、総事業費及び実支出額に、退職時に救命救急センターに在籍していた職員に対して支払った退職金の額をそのまま計上したり、国庫補助金の交付を受けて整備した建物等の資産について国庫補助金相当分を控除せずに減価償却費を計上したりしていた。このため、両年度における総事業費及び実支出額がそれぞれ過大となっていた。

したがって、適正な総事業費及び実支出額により計算すると差引額が最も少ない額となることから、これを基に補助対象事業費を算定すると、12年度76,877,000円、14年度98,168,000円となり、補助対象事業費が過大に精算されている。そして、適正な補助対象事

業費に基づき国庫補助金を算定すると、12年度 38,438,000 円、14年度 49,084,000 円となり、交付額との差額、12年度 4,661,000 円、14年度 3,100,000 円、計 7,761,000 円が過大となっていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において補助制度の内容についての理解が十分でなかったこと、同県において同市から提出された実績報告書の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(24) 保健事業費等負担金の経理において、健康診査の単価の適用を誤ったため負担金が過大に交付されているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)保健衛生諸費
部局等の名称	厚生労働本省(交付決定庁) 栃木県(支出庁)
国庫負担の根拠	老人保健法(昭和 57 年法律第 80 号)
補助事業者 (事業主体)	宇都宮市
国庫負担対象事業	保健事業(健康診査)
国庫負担対象事業の概要	壮年期からの健康についての認識と自覚の高揚を図るため、住民に対し基本健康診査等の診査及び診査に基づく指導を行うもの
上記に対する国庫負担金交付額	211,834,243 円(平成 13、14 両年度)
不当と認める国庫負担金交付額	16,062,927 円(平成 13、14 両年度)

1 負担金の概要

保健事業費等負担金(健康診査費分)(以下「負担金」という。)は、老人保健法(昭和 57 年法律第 80 号)に基づき、壮年期からの健康についての認識と自覚の高揚を図ることを目的に、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が、その区域内に居住地を有する 40 歳以上の者等に対し、基本健康診査や歯周疾患検診等の診査及び当該診査に基づく指導を行う健康診査の実施に要する経費の一部を、国が負担するものである。

この負担金の交付額は、交付要綱に基づき、次のとおり算定することとなっている。

- ① 診査の種類ごとに定められている基準単価(基本健康診査については、更に集団検診、医療機関の一括方式又は個別方式などの実施方法ごとに定められている。)から、受診者等から徴収する費用の一部の額の基準として診査の種類ごとに定められている費用徴収基準額(基本健康診査については、更に実施方法ごとに定められている。)を控除した額に、それぞれの受診人員数を乗じて得た額の合計額を基準額とする。
- ② ①により算出された基準額、補助対象経費の実支出額及び総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額(以下「差引額」という。)を比較して最も少ない額に3分の1を乗じて得た額を交付額とする。

そして、基本健康診査の実施方法のうち、集団検診は、市町村が医師等を雇い上げたり、民間検診団体等に委託したりして、市町村保健センターや公民館等の施設で実施するものとされ、また、医療機関の一括方式は、病院や診療所等に委託して、それらの医療機関において、期日、時間を定めて、その間専ら診査を実施するものとされている。

宇都宮市では、集団検診や医療機関の一括方式などの実施方法により、平成13年度38,941人、14年度41,728人に対して基本健康診査を実施したなどとして負担金の交付額を13年度100,016,436円、14年度111,817,807円と算定し、両年度計211,834,243円の交付を受けていた。

2 検査の結果

検査したところ、同市では、負担金の交付額の算定に当たって、宇都宮市保健センター(以下「保健センター」という。)を診査会場とし、民間検診団体に委託して実施した基本健康診査の受診人員13年度8,377人、14年度8,890人について、保健センターが医療法(昭和23年法律第205号)に基づく診療所として許可を受けていたことから、医療機関の一括方式の基準単価8,058円(13、14両年度同額)を適用して基準額を算出していた。そして、この基準額と補助対象経費の実支出額と差引額とを比較してこのうち最も少ない基準額により交付額を算定していた。

しかし、基本健康診査は委託契約により民間検診団体が実施しており、保健センターの職員は基本健康診査には携わっていないことから、保健センターが医療機関として基本健康診査を実施しているとは認められず、実施方法は集団検診に該当すると認められる。

したがって、負担金の交付額の算定を行うに当たっては、医療機関の一括方式の基準単価ではなく、集団検診の基準単価4,306円(13、14両年度同額)を適用すべきであり、これによ

り適正な負担金の交付額を算定すると、13年度 92,234,235 円、14年度 103,537,081 円となり、交付額との差額、13年度 7,782,201 円、14年度 8,280,726 円、計 16,062,927 円が過大に交付されていると認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において交付要綱を十分に理解していなかったこと、厚生労働省において実績報告書の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(25) 医療施設等施設整備費補助金において、補助事業により取得した建物を無断で担保に供するなどしていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)保健衛生施設整備費
部局等の名称	福岡県
補助の根拠	予算補助
補助事業者	福岡県
間接補助事業者 (事業主体)	学校法人教育ビジネス学園
補助事業	理学療法士等養成所施設整備事業
補助事業の概要	医療従事者の養成力の充実を図るため、理学療法士等養成所の施設整備を行うもの
上記に対する国庫補助金交付額	139,675,000 円(平成 13 年度)
不当と認める国庫補助金交付額	139,675,000 円(平成 13 年度)

1 補助金の概要

医療施設等施設整備費補助金(理学療法士等養成所施設整備事業分)は、医療従事者の養成力の充実などを図るため、市町村、学校法人等が理学療法士及び作業療法士法(昭和 40 年法律第 137 号。以下「法」という。)等に定める理学療法士等を養成する学校又は養成所の施設(以下「施設」という。)を整備する事業に対して都道府県が補助するなどの場合、その補助等に要する費用の一部を国が補助するもので、補助の対象となる施設は、法等の定める実習室等の設備を備えるなどの基準を満たす施設とされている。

そして、この国庫補助事業により取得した不動産については、医療施設等施設整備費補助金交付要綱(平成13年厚生労働省発医政第555号。以下「交付要綱」という。)において、都道府県知事等の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用したり、担保に供したりなどしてはならないとされている。

学校法人教育ビジネス学園(以下「法人」という。)では、理学療法学科と作業療法学科の2学科を有する専門学校を新設するため、平成13年度に理学療法士等養成所施設整備事業として、法人所有の土地に校舎(鉄骨造り9階建て、延べ床面積3,252m²)を事業費516,600,000円で建設している。そして、法人では、この事業に対して、福岡県から139,675,000円の補助金の交付を受け、同県では同額の国庫補助金の交付を受けていた。

2 検査の結果

検査したところ、法人では、本件補助事業により取得した校舎を、14年4月に各種学校として開校する前の14年3月に、同県に無断で、金融機関に対し担保に供していた。そして、法人では、各種学校から、学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める専修学校に変更するため、同県に私立専修学校設置の認可申請を行い、その際、認可の条件の一つである当該校舎等が担保に供されていないことの基準を満たすため、同年11月に金融機関に申入れを行い一時的に担保を解除した。その後、法人では、15年4月に専修学校の認可を受けたことから、同年8月に再度、同県に無断で上記の金融機関に対しこの校舎を担保に供していた。そして、16年5月の会計実地検査時においても、引き続き担保に供している状況であった。

しかし、上記のように、本件補助事業により取得した校舎を同県に無断で、担保に供しているのは、補助金の交付条件に違背しており、本件補助事業に係る国庫補助金139,675,000円が不当と認められる。

また、法人では、同県に14年4月、本件補助事業に係る実績報告書を提出した直後に、この校舎の改修工事を行い、法等により保有することが定められている作業療法実習室としてのレクリエーション室を、同県に無断で補助金の交付の目的に反して役員室等に改修するなどしていた。

このような事態が生じていたのは、法人において、本件補助金の交付条件に違背する行為を反復継続して行うなど著しく不誠実であったこと、同県において、法人から提出された本件補助事業に係る実績報告書の審査・確認が十分でなく、また、法人に対する指導監督が十分でなかったことによると認められる。

(26) 保健衛生施設等施設整備費補助金の経理が不当と認められるもの
 (28)

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)保健衛生施設整備費 {平成 11 年度以前は、 (組織)厚生本省 (項)保健衛生施設整備費}
部局等の名称	(1) 栃木県 (2) 福岡県
補助の根拠	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号) (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)
補助事業者	(1) 栃木県 (2) 福岡県
間接補助事業者 (事業主体)	(1) 社団法人地域医療振興協会 (2) 2 医療法人
補助事業	(1) 第二種感染症指定医療機関施設整備事業 (2) 精神障害者社会復帰施設整備事業
補助事業の概要	(1) コレラ、ジフテリアなどの感染症の発生の予防及びそのまん延の防止等を図るため、第二種感染症指定医療機関としての病床の施設整備を行うもの (2) 精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、生活訓練施設、精神障害者福祉ホームなどの施設整備を行うもの
上記に対する国庫補助金交付額	(1) 5,375,000 円(平成 12、13 両年度) (2) 67,576,000 円(平成 9、13 両年度) 計 72,951,000 円
不当と認める国庫補助金交付額	(1) 5,375,000 円(平成 12、13 両年度) (2) 32,478,000 円(平成 9、13 両年度) 計 37,853,000 円

1 補助金の概要

厚生労働省では、都道府県に対して次の補助金を交付している。

(1) 保健衛生施設等施設整備費補助金(第二種感染症指定医療機関施設整備事業分)

この補助金は、感染症の発生の予防及びそのまん延の防止を図ることなどを目的として、第二種感染症指定医療機関^(注)の設置者が設置する感染症病床の施設整備に対して都道府県が補助する場合、その補助に要する費用の一部を国が補助するものである。

この補助金の補助対象経費は、保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱(昭和62年厚生省発健医第179号。以下「交付要綱」という。)に基づき、第二種感染症指定医療機関の新設、増設又は改築のために必要な工事請負費等となっている。

(注) 第二種感染症指定医療機関 コレラ、ジフテリアなどの二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定したもの

(2) 保健衛生施設等施設整備費補助金(精神障害者社会復帰施設整備事業分)

この補助金は、精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進を図ることなどを目的として、医療法人等が設置する精神障害者社会復帰施設の施設整備に要する費用に対し都道府県が補助する場合などに、その補助等に要する費用の一部を国が補助するものである。

そして、この補助金の交付を受けて医療法人等が取得した不動産等については、交付要綱において、都道府県知事等の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用したり、担保に供したりなどしてはならないとされている。

この補助金の交付額の算定に当たっては、所定の基準額、補助対象経費の実支出額及び総事業費から当該事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額のうち最も少ない額を選定するなどして補助対象事業費を算出することとなっている。このうち、所定の基準額は、本工事費、冷暖房工事費など経費の種目ごとに、所定の基準単価と施設整備に要した実際の工事費等に基づき算出する実単価とを比較して少ない方の単価に、整備する施設の面積を乗ずるなどして算出した額の合計額となっている。

2 検査の結果

青森県ほか1府4県の9事業主体について検査した結果、栃木県ほか1県の3事業主体が実施した第二種感染症指定医療機関施設整備事業及び精神障害者社会復帰施設整備事業において、他の補助金と重複して交付を受けていたり、補助事業により取得した建物を県に無断で担保に供したり、補助対象事業費を過大に精算したりして国庫補助金37,853,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、いずれの事態においても事業主体において補助制度についての理解が十分でなかったこと、また、栃木県において厚生労働省との連絡調整が十分でなかったこと、福岡県において、事業主体に対し指導、監督が十分でなかったこと、事業主体から提出された実績報告書の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

これを事業主体別に示すと次のとおりである。

県名	事業主体(所在地)	施設の種類	年度	補助対象事業費	左に対する国庫補助金	不当と認める補助対象事業費	不当と認める国庫補助金	摘要
(26) 栃木県	社団法人地域医療振興協会(東京都)	第二種感染症指定医療機関	12, 13	千円 10,752	千円 5,375	千円 10,752	千円 5,375	重複受給

上記の社団法人では、平成 12、13 両年度に、日光市民病院内に感染症病床 4 床を整備する第二種感染症指定医療機関施設整備事業を実施することとして本件補助金の交付を受けていた。

しかし、同法人では、12、13 両年度に、同病院の建設を医療施設近代化施設整備事業として実施し、上記感染症病床 4 床も補助対象として含めて医療施設等施設整備費補助金の交付を栃木県を通じて受けていた。

したがって、本件国庫補助金計 5,375,000 円は交付の要がなく、不当と認められる。

(27) 福岡県	医療法人社団豊永会(飯塚市)	精神障害者生活訓練施設	9	48,194	24,096	48,194	24,096	無断処分
----------	----------------	-------------	---	--------	--------	--------	--------	------

上記の医療法人では、本件補助事業により取得した精神障害者生活訓練施設の建物を、福岡県に無断で、同法人の事業資金を借り入れるため、補助金の額の確定前の 10 年 6 月に金融機関に対して、担保として提供していた。

したがって、同県に無断で処分された精神障害者生活訓練施設に係る国庫補助金 24,096,000 円が不当と認められる。

(28) 福岡県	医療法人堀川公平会(久留米市)	精神障害者福祉ホーム	13	65,221	43,480	12,574	8,382	精算過大
----------	-----------------	------------	----	--------	--------	--------	-------	------

上記の医療法人では、実績報告書の提出に当たり、施設整備に要した実際の工事費等ではなく交付申請書に記載された計画段階の数値により実単価を算出し、基準額を算定していた。

県名	事業主体 (所在地)	施設の種 類	年 度	補助対象 事業費	左に対す る国庫補 助金	不当と認 める補助 対象事業 費	不当と認 める国庫 補助金	摘 要
				千円	千円	千円	千円	

しかし、実際の工事費等により実単価を算出すると、同法人が基準額の算定に用いた単価よりも少ない額となるため、補助対象事業費が12,574,000円過大に精算されていた。

したがって、適正な補助対象事業費に基づいて国庫補助金を算定すると35,098,000円となり、交付額との差額8,382,000円が過大となっていた。

(26)-(28)の計	124,167	72,951	71,520	37,853
-------------	---------	--------	--------	--------

(29) 緊急雇用創出特別基金事業における新規・成長分野雇用創出特別奨励金の支給が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)職業転換対策事業費
部局等の名称	厚生労働本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	財団法人高年齢者雇用開発協会
事業	緊急雇用創出特別基金事業
事業の概要	国の補助金により造成した基金から、非自発的失業者等を雇い入れた新規・成長分野の事業を行う事業主等に対し新規・成長分野雇用創出特別奨励金の支給等を行うもの
不適正な支給となっていた新規・成長分野雇用創出特別奨励金	新規・成長分野雇用奨励金
支給の相手方	6事業主
上記の事業主に対する新規・成長分野雇用奨励金の支給額の合計	11,900,000円(平成14、15両年度)
上記に対する国庫補助金相当額	11,900,000円
不適正支給額	4,200,000円(平成14、15両年度)
不当と認める国庫補助金相当額	4,200,000円

1 事業の概要

(緊急雇用創出特別基金事業の概要)

厚生労働省では、緊急雇用対策の一環として、緊急雇用創出特別基金事業実施要領(平成11年労働省発職第1号事務次官通達)に基づき、新規・成長分野における雇用機会の創出を図るなどの緊急雇用創出特別基金事業を実施する財団法人高年齢者雇用開発協会(以下「協会」という。)に対し、緊急雇用創出特別基金補助金(以下「補助金」という。)を交付している。協会では、この補助金を財源として緊急雇用創出特別基金を造成し、新たな雇用機会の創出を期待できる新規・成長^(注1)15分野の事業を行う事業主等に対し新規・成長分野雇用創出特別奨励金を支給するなどしている。

この新規・成長分野雇用創出特別奨励金には、解雇、倒産等非自発的な理由で失業を余儀なくされた中高年齢者等を雇入れ時期を前倒しして雇用した事業主に支給される新規・成長分野雇用奨励金(以下「奨励金」という。)と職業能力開発を行う事業主等に支給される新規・成長分野能力開発奨励金がある。

協会では、新規・成長分野雇用創出特別奨励金に係る業務の一部を都道府県高年齢者雇用^(注2)開発協会(以下「都道府県協会」という。)に委託しており、また、支給要件の確認事務の一部については、都道府県労働局(以下「労働局」という。)等と連携して行うこととしている。

(奨励金の支給要件及び支給額)

奨励金は、事業主の都合により離職した者等で、30歳以上60歳未満の者(以下「対象労働者」という。)を、公共職業安定所等の紹介により、新たに常用労働者として雇い入れることなどが支給要件となっている。

そして、支給額は対象労働者1人につき70万円となっている。

(奨励金の支給手続)

奨励金の支給を受けようとする事業主は、対象労働者の氏名、生年月日、雇入年月日などを記載した支給申請書等を、対象労働者の雇入れ日から起算して3箇月を経過する日から1箇月以内に都道府県協会を経由して協会に提出することとなっている。^(注3)

また、都道府県協会では、協会から委託された業務のうち、支給申請書等の記載事項の確認を行うに当たっては、雇入年月日などについて労働局に照会することとなっており、労働局では、雇用保険被保険者データによりこれを確認することとなっている。そして、都道府県協会は奨励金の支給要件を満たしていると認めるときは、支給申請書等を協会に送付する

こととなっている。

協会では、送付された支給申請書等の内容を審査し、支給を決定し、これに基づいて奨励金を支給することとなっている。

(注1) 新規・成長15分野の事業 平成9年5月16日閣議決定された「経済構造の変革と創造のための行動計画」において示された医療・福祉、情報通信などに関連する分野の事業等

(注2) 都道府県高齢者雇用開発協会 高齢者等の雇用の安定等を図ることを目的として各都道府県に設立された社団法人又は財団法人

(注3) 3箇月 平成14年3月31日までは1箇月

2 検査の結果

(検査の対象)

協会において、平成14、15両年度に奨励金の支給を受けた事業主のうち245事業主について、支給申請書等の記載内容が事実でかつ支給要件に合致しているかに着眼して検査した。

(不適正支給の事態)

検査したところ、6事業主に対する支給額11,900,000円(国庫補助金相当額同額)のうち、4,200,000円(国庫補助金相当額同額)が適正に支給されていなかった。したがって、これに係る国庫補助金相当額4,200,000円が不当と認められる。

上記の不適正支給となっていたものの主な態様は、次のとおりである。

(ア) 既に雇い入れている者を新たに雇い入れたこととして申請した事業主に対して支給していたもの

(イ) 既に事実上雇入れが決定している者に形式的に公共職業安定所の紹介を受けさせ、その紹介により雇い入れたこととして申請した事業主に対して支給していたもの

このような事態が生じていたのは、事業主が誠実でなかったため支給申請書等の記載内容が事実と相違していたのに、協会及び労働局において、これに対する調査確認が十分でないまま、協会において支給の決定を行っていたことなどによると認められる。

なお、これらの不適正支給額については、本院の指摘により、すべて返還の処置が執られた。

(30) 早期再就職者支援基金事業における早期再就職者支援金の支給が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)職業転換対策事業費
部局等の名称	厚生労働本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者等	財団法人高年齢者雇用開発協会 (支給要件確認庁 佐野公共職業安定所ほか 15 公共職業安定所)
事業	早期再就職者支援基金事業
事業の概要	失業者の早期再就職を促すため、早期再就職者支援金の支給を行うもの
不適正な支給となっていた早期再就職者支援金	早期再就職支援金
支給の相手方	20 人
上記の相手方に対する早期再就職支援金の支給額の合計	7,276,580 円(平成 15 年度)
上記に対する国庫補助金相当額	7,276,580 円
不適正支給額	7,276,580 円(平成 15 年度)
不当と認める国庫補助金相当額	7,276,580 円

1 事業の概要

(早期再就職者支援基金事業の概要)

厚生労働省では、緊急雇用対策の一環として、緊急雇用創出特別基金事業実施要領(平成 11 年労働省発職第 1 号事務次官通達)に基づき、緊急雇用創出特別基金事業を実施する財団法人高年齢者雇用開発協会(以下「協会」という。)に対し、緊急雇用創出特別基金補助金(以下「補助金」という。)を交付している。

協会では、この補助金を財源として緊急雇用創出特別基金を造成しているが、平成 14 年度からは大量の失業が発生する場合に備えるため基金を拡充し、上記事業の一環として、早期再就職者支援基金事業実施要領(平成 15 年厚生労働省発職第 0227001 号事務次官通達)に基づ

き、失業者の早期再就職を促すための早期再就職者支援金を支給する早期再就職者支援基金事業を、16年度までの時限事業として実施している。

(早期再就職支援金の支給要件及び支給額)

上記の早期再就職者支援金には、早期再就職支援金と早期就業支援金がある。このうち早期再就職支援金(以下「支援金」という。)は、雇用保険の基本手当の受給資格者(202ページの「雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの」参照)が基本手当を受給できる日数を所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上残して安定した職業に就くことなどの再就職手当の支給要件を満たす場合において、この基本手当の支給残日数を所定給付日数の3分の2以上残して再就職した場合に、上記再就職手当に代えて支給するものである。ただし、本件支援金は雇用保険の基本手当の受給資格者を対象としていることから、事実と相違した申告により基本手当を受給した者には、支援金を支給しないこととなっている。

支給額は、次により算定することとなっていて、再就職手当の支給額が支給残日数の3割相当額であるのに比べ、支援金の支給額は支給残日数の4割相当額と多くなっている。

$$\boxed{\text{支給額}} = \boxed{\text{基本手当日額}} \times \boxed{\text{基本手当の支給残日数に相当する日数}} \times 4/10$$

(支援金の支給手続)

支援金の支給を受けようとする受給資格者は、就職日の翌日から起算して1箇月以内に、雇入年月日等を記載した早期再就職支援金支給申請書(以下「支給申請書」という。)を住居所を管轄する公共職業安定所に提出することとなっている。

公共職業安定所では、提出された支給申請書等について支給要件を満たしているかなどの調査確認を行い、協会ではこの結果を基に支給決定及び支給を行うこととなっている。

2 検査の結果

(検査の対象)

協会において、15年度に支援金の支給を受けた者のうち1,760人について、これらの者の住居所を管轄する192公共職業安定所における支援金の支給要件の調査確認の適否及び協会における支援金の支給決定の適否を検査した。

(不適正支給の事態)

検査したところ、20人に対する支援金7,276,580円(国庫補助金相当額同額)が適正に支給されていなかった。したがって、これに係る国庫補助金相当額7,276,580円が不当と認められる。

上記の不適正支給となっていたものの主な態様は、既に就職して雇用保険の基本手当を受給できないにもかかわらず、事実と相違した申告により基本手当を受給していた者に対し、支援金を支給していたものである。

このような事態が生じていたのは、受給者が誠実でなく、支給申請書に事実と相違した雇
入年月日を記載するなどしていたのに、佐野公共職業安定所ほか 15 公共職業安定所^(注)におい
てこれに対する調査確認が十分でないまま、協会が支給の決定を行っていたことによると認められる。

なお、これらの不適正支給額については、本院の指摘により、すべて返還の処置が執られた。

(注) 佐野公共職業安定所ほか 15 公共職業安定所 佐野、群馬富岡、藤岡、渋川、大宮、千葉、王子、足立、青梅、高山、津島、姫路南、浜田、出雲、対馬、八重山各公共職業安定所

(31) 在宅福祉事業費補助金が過大に交付されているもの
(35)

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)社会福祉諸費
部局等の名称	神奈川県ほか2県
補助の根拠	予算補助
補助事業者	石川県ほか1県 川崎市(事業主体)
間接補助事業者 (事業主体)	市4
補助事業	在宅福祉事業(在宅介護支援センター運営事業及び介護予防・生活支援事業)
補助事業の概要	在宅の老人等の福祉の向上を図るため、在宅介護等に関する相談に応じるなどの業務を行う在宅介護支援センターを運営するもの及び要介護状態にならないための介護予防や生活支援等のサービスを提供するもの
上記に対する国庫補助金交付額	277,971,000 円(平成 13、14 両年度)
不当と認める国庫補助金交付額	17,145,000 円(平成 13、14 両年度)

1 補助金の概要

在宅福祉事業費補助金(以下「補助金」という。)は、在宅の老人等の福祉の向上を図ることを目的として、指定都市等が行う在宅介護支援センター運営事業に要する費用、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が行う在宅介護支援センター運営事業又は介護予防・生活支援事業に対して都道府県が補助する事業に要する費用等について、その一部を国が補助するものである。

この補助金の交付額は、次のとおり算定することとされている。

ア 在宅介護支援センター運営事業

(ア) 指定都市等が行うものについて補助する場合

運営費の上限額として定められている基準額と補助の対象とされている経費(以下「対象経費」という。)の実支出額とを基幹型在宅介護支援センター(以下「基幹型センター」という。)及び地域型在宅介護支援センター(以下「地域型センター」という。)の各箇所ごとに比較し、少ない方の額を各箇所における算定上の基準額(以下「算定基準額」という。)として選定する。

そして、この各箇所における算定基準額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額(以下「差引額」という。)とを比較して少ない方の額を補助対象事業費とし、この額に2分の1を乗じて得た額を補助金の交付額とする。

(イ) 市町村が行うものについて補助する場合

基幹型センター及び地域型センターの各箇所ごとに選定した算定基準額の合計額と差引額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額を都道府県が補助した額と比較し、少ない方の額を補助対象事業費として、この額に3分の2を乗じて得た額を補助金の交付額とする。

そして、基幹型センターには、社会福祉士等のソーシャルワーカー又は保健師のいずれかの資格を有する職員と、看護師又は介護福祉士のいずれかの資格を有する職員を配置することとされており、また、これらの職員の人件費については、基幹型センターの運営業務に従事した分を対象経費の実支出額に含めることができるとされている。

イ 介護予防・生活支援事業

所定の基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を差引額と比較し、少な

い方の額に4分の3を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を補助対象事業費として、この額に3分の2を乗じて得た額を補助金の交付額とする。

そして、介護予防・生活支援事業のうち生きがい活動支援通所事業については、これを介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき都道府県知事から通所介護に係る事業者の指定を受けた社会福祉法人等に委託する場合、5,000,000円を上限として、同事業を実施するための施設の改修工事等に要した経費を初度設備費として対象経費とすることができるとなっている。

2 検査の結果

北海道ほか23都府県の311市町村について検査した結果、石川県ほか1県及び1市の5事業主体において、次のとおり交付額の算定を誤ったため、補助金交付額計277,971,000円のうち計17,145,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において補助金の算定方法等を十分理解していなかったこと、県において実績報告書の審査等が十分でなかったことなどによると認められる。

これを事業別・事業主体別に示すと次のとおりである。

	県名	事業主体	年度	補助対象事業費 千円	左に対する国庫補助金 千円	不当と認める補助対象事業費 千円	不当と認める国庫補助金 千円
(1)	在宅介護支援センター運営事業						
(31)	神奈川県	川崎市	13、14	385,015	192,507	9,462	4,731
(32)	静岡県	熱海市	14	15,591	10,394	1,627	1,085
(33)	同	藤枝市	14	20,455	13,636	1,700	1,133

上記の3市では、在宅介護支援センター運営事業に係る補助金の交付額の算定に当たり、基幹型センター及び地域型センターの各箇所ごとに基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を各箇所ごとの算定基準額として選定した上で、算定基準額の合計額を算出すべきであるのに、基幹型センター及び地域型センターの各箇所の基準額の合計額と各箇所の対象経費の実支出額の合計額とを比較するなどして算定基準額の合計額を算出していた。このため、補助対象事業費が計12,790,060円過大に算出されていた。

県名	事業主体	年度	補助対象事業費 千円	左に対する国庫補助金 千円	不当と認める補助対象事業費 千円	不当と認める国庫補助金 千円
----	------	----	---------------	------------------	---------------------	-------------------

したがって、適正な算定基準額の合計額に基づいて補助金の交付額を算定すると、3市で計216,537,000円となり、計6,949,000円が過大に交付されていた。

(34)	石川県	松任市	13, 14	51,000	33,999	11,543	7,696
------	-----	-----	--------	--------	--------	--------	-------

松任市では、基幹型センター1箇所及び地域型センター5箇所の運営事業に係る補助金の交付額の算定に当たり、基幹型センターに配置することとされている社会福祉士等の有資格職員ではない者の人件費及び保健師の資格を有する職員の基幹型センター運營業務以外の業務に従事した分に係る人件費を対象経費の実支出額に含めていたため、補助対象事業費が11,543,891円過大に算出されていた。

したがって、適正な対象経費の実支出額に基づいて補助金の交付額を算定すると、計26,303,000円となり、計7,696,000円が過大に交付されていた。

(1)の計				472,061	250,536	24,333	14,645
-------	--	--	--	---------	---------	--------	--------

(2) 介護予防・生活支援事業

(35)	静岡県	掛川市	14	41,153	27,435	3,749	2,500
------	-----	-----	----	--------	--------	-------	-------

掛川市では、介護予防・生活支援事業に係る補助金の交付額の算定に当たり、社会福祉法人に委託している生きがい活動支援通所事業の実施のために行った施設の改修工事(工事費5,229,350円)について、初度設備費の上限である5,000,000円を対象経費の実支出額に計上していた。しかし、同法人は静岡県知事から指定通所介護事業者の指定を受けていないことから、対象経費に初度設備費を計上することはできないものであり、このため、補助対象事業費が3,749,027円過大に算出されていた。

したがって、上記の5,000,000円を対象経費の実支出額から除外して適正な補助金の交付額を算定すると24,935,000円となり、2,500,000円が過大に交付されていた。

(1)、(2)の計				513,214	277,971	28,082	17,145
-----------	--	--	--	---------	---------	--------	--------

(36) 社会福祉施設等施設整備費補助金等が過大に交付されているもの
 (40)

所管、会計名及び科目	厚生労働省所管 一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)社会福祉施設整備費 [平成11年度以前は、 厚生省所管 一般会計 (組織)厚生本省 (項)社会福祉施設整備費] 財務省所管 産業投資特別会計(社会資本整備勘定) (項)改革推進公共投資社会福祉 施設整備資金貸付金
部局等の名称	和歌山県ほか3県
補助の根拠	老人福祉法(昭和38年法律第133号)
補助事業者	県3、市2、計5補助事業者
間接補助事業者(事業主体)	5社会福祉法人
補助事業	社会福祉施設等施設整備事業
補助事業の概要	特別養護老人ホーム等を新設等するため、施設の整備を行うもの
上記に対する国庫補助金交付額の合計(社会福祉施設整備資金貸付金を含む。)	2,312,464,000円(平成11年度～14年度)
不当と認める国庫補助金交付額(社会福祉施設整備資金貸付金を含む。)	12,479,000円(平成11年度～14年度)

1 補助金等の概要

(注)
 社会福祉施設等施設整備費補助金及び社会福祉施設等施設整備資金貸付金(以下、これらを「国庫補助金」という。)は、施設入所者等の福祉の向上を図るため、社会福祉法人等が行う特別養護老人ホーム等の施設整備事業に対し、都道府県、政令指定都市及び中核市(以下「県等」という。)が補助する場合にその補助に要する費用の一部として交付又は貸付け(以下、これらを「交付」という。)をするものである。

そして、その交付額は、施設ごとの新設、改築等に係る本体工事費、冷暖房設備工事費、

介護用リフト等特殊附帯工事費、解体撤去工事費等の経費の種目ごとに、所定の基準額と補助対象となる経費の実支出額(以下「実支出額」という。)とを比較して少ない方の額を選定し、これらを合算するなどして得た額に県等が補助する場合の補助率4分の3を乗じ、これを基に算定した補助対象事業費に国庫補助率3分の2を乗じて得た額の範囲内となっている。

上記経費の算定に当たり、冷暖房設備と同一箇所に整備されていない換気設備の工事費については本体工事費として計上することとなっている。また、生ごみ処理機の整備に係る工事費は建物に固定して一体的に整備する場合に介護用リフト等特殊附帯工事費として計上することとなっている。

(注) 社会福祉施設等施設整備資金貸付金 この貸付金は、平成13年度第2次補正予算に、社会福祉施設等施設整備費補助金と同じ目的で計上され日本電信電話株式会社の株式の売払収入を貸付原資として、老人福祉法により国が補助金を交付することができる特別養護老人ホーム等の施設整備事業について、その補助金相当額を県等に無利子で貸し付けるもので、償還の際、県等に償還額に相当する額の補助金が交付されることとされている。

2 検査の結果

青森県ほか19都府県及び9市が補助した60社会福祉法人等について検査した結果、山口県ほか2県及び2市の5社会福祉法人が実施した特別養護老人ホーム等の施設整備の5事業に係る補助対象事業費が過大に算定されていて国庫補助金計12,479,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において補助制度の内容についての理解が十分でなかったこと、県市において事業主体から提出された実績報告書の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

これを県市別に示すと次のとおりである。

県市名	事業主体 (所在地)	補助事業	年度	補助対象 事業費	左に対す る国庫補 助金	不当と認 める補助 対象事業 費	不当と認 める国庫 補助金	摘 要
				千円	千円	千円	千円	
(36) 和歌山市	社会福祉 法人紀伊 松風苑 (和歌山 市)	特別養護 老人ホー ム等施設 整備	11、12	612,505	416,667	1,919	1,279	補助の対 象外

上記の社会福祉法人では、当該施設のうち特別養護老人ホームの施設整備に係る実支出額を算出する際、当該施設とは別の施設の改修の経費3,958,458円を本土工

県市名	事業主体 (所在地)	補助事業	年度	補助対象 事業費	左に対す る国庫補 助金	不当と認 める補助 対象事業 費	不当と認 める国庫 補助金	摘 要
				千円	千円	千円	千円	

事費に含めていたため、補助対象事業費が1,919,000円過大に算定されていた。

したがって、本体工事費に係る適正な実支出額に基づいて国庫補助金を算定すると415,388,000円となり、1,279,000円が過大に交付されていた。

(37)	山口県	社会福祉法人鼎会 (岩国市)	特別養護老人ホーム等施設整備	12、13	652,980	443,652	2,756	1,838	補助金の過大交付
------	-----	-------------------	----------------	-------	---------	---------	-------	-------	----------

上記の社会福祉法人では、当該施設のうち特別養護老人ホームの施設整備に係る実支出額を算出する際、屋外に設置して建物に固定して一体的に整備されていない生ごみ処理機の経費3,675,000円を介護用リフト等特殊付帯工事費に含めていたため、補助対象事業費が2,756,000円過大に算定されていた。

したがって、介護用リフト等特殊付帯工事費に係る適正な実支出額に基づいて国庫補助金を算定すると441,814,000円となり、1,838,000円が過大に交付されていた。

(38)	長崎県	社会福祉法人佐世保白寿会 (佐世保市)	特別養護老人ホーム施設整備	12、13	910,432	606,954	3,216	2,144	補助の対象外
------	-----	------------------------	---------------	-------	---------	---------	-------	-------	--------

上記の社会福祉法人では、当該施設整備に係る実支出額を算出する際、本件補助対象とならないアスファルト舗装の経費4,639,391円を解体撤去工事費に含めていたため、補助対象事業費が3,216,000円過大に算定されていた。

したがって、解体撤去工事費に係る適正な実支出額に基づいて国庫補助金を算定すると604,810,000円となり、2,144,000円が過大に交付されていた。

(39)	鹿児島市	社会福祉法人陽明会 (鹿児島市)	特別養護老人ホーム等施設整備	13、14	443,915	295,942	6,255	4,169	補助金の過大交付
------	------	---------------------	----------------	-------	---------	---------	-------	-------	----------

上記の社会福祉法人では、当該施設のうち特別養護老人ホームの施設整備に係る実支出額を算出する際、当該施設とは別の昇降設備等の経費11,228,017円を本体工事費に含めていたため、補助対象事業費が6,255,000円過大に算定されていた。

したがって、本体工事費に係る適正な実支出額に基づいて国庫補助金を算定すると291,773,000円となり、4,169,000円が過大に交付されていた。

(40)	鹿児島県	社会福祉法人晶貴会 (始良郡加治木町)	特別養護老人ホーム等施設整備	12、13	823,874	549,249	4,571	3,049	補助金の過大交付
------	------	------------------------	----------------	-------	---------	---------	-------	-------	----------

県市名	事業主体 (所在地)	補助事業	年度	補助対象 事業費	左に対す る国庫補 助金	不当と認 める補助 対象事業 費	不当と認 める国庫 補助金	摘 要
				千円	千円	千円	千円	

上記の社会福祉法人では、当該施設整備に係る実支出額を算出する際、本体工事費として計上すべき冷暖房設備と同一箇所に整備されていない換気設備の経費6,398,000円を冷暖房設備工事費に含めていたため、補助対象事業費が4,571,000円過大に算定されていた。

したがって、冷暖房設備工事費に係る適正な実支出額に基づいて国庫補助金を算定すると546,200,000円となり、3,049,000円が過大に交付されていた。

(36)-(40)の計	3,443,706	2,312,464	18,717	12,479
-------------	-----------	-----------	--------	--------

(41) 児童保護費等負担金の経理が不当と認められるもの
(59)

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)児童保護費
部局等の名称	北海道ほか11都府県
国庫負担の根拠	児童福祉法(昭和22年法律第164号)
補助事業者 (事業主体)	市6、特別区1、町12、計19市区町
国庫負担対象事業	保育所運営事業
国庫負担対象事業の概要	保護者の労働や疾病等により保育に欠ける児童を保育所において保育するもの
上記に対する国庫負担金交付額の合計	5,223,967,527円(平成12年度～14年度)
不当と認める国庫負担金交付額	42,817,105円(平成12年度～14年度)

1 負担金の概要

児童保護費等負担金(保育所運営費国庫負担金に係る分)は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が、保護者の労働又は疾病等の事由により保育に欠ける児童を保育所において保育する場合に、その費用の一部を国が負担するものである。

そして、この負担金の交付額は、次のとおり算定することとなっている。

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{費用の額}} - \boxed{\text{徴収金の額}} = \boxed{\text{国庫負担対象事業費}} \\
 \\
 \boxed{\text{国庫負担対象事業費}} \times 1/2 = \boxed{\text{交付額}}
 \end{array}$$

この費用の額及び徴収金の額は、次のとおり算定することとなっている。

- (ア) 費用の額は、①保育所の所在地域、入所定員、児童の年齢等の別に児童1人当たり月額で定められている保育単価により算出した年間の額と、②市町村が実際に児童の保育に要した額から寄附金を控除して得た額とを比較して少ない方の額による。
- (イ) 徴収金の額は、児童の扶養義務者の前年分の所得税額又は前年度分の市町村民税の課税の有無等に応じて階層別に児童1人当たり月額で定められている徴収金基準額などから算出した年間の額による。

上記の徴収金基準額は、保育所徴収金基準額表(以下「基準額表」という。)により7階層に区分して定められているが、平成12年度及び13年度に、所得税課税世帯を税額に応じて区分している第4階層から第7階層について、税額区分の改定が行われている。

2 検査の結果

北海道ほか21都府県の136事業主体において、12年度から14年度までに交付されたこの負担金について検査したところ、北海道ほか11都府県の19事業主体では、児童の扶養義務者の所得税額等を誤認したり、基準額表が改定されているのに改定前の基準額表を用いて扶養義務者の所得税額等に対応する階層の適用を誤ったりなどして徴収金の額を過小に算定していたり、保育単価の適用を誤るなどして費用の額を過大に算定していたりしていた。

このため国庫負担対象事業費が過大に精算されていて、国庫負担金42,817,105円が不当と認められる。

上記のうち徴収金の額を過小に算定していた事態について一例を示すと次のとおりである。

<事例> 扶養義務者の所得税額があるのにないとしていたもの

A事業主体では、平成13年度に、児童B(4歳)について、その扶養義務者である父母の12年分の所得税額はなしとし、12年度分の市町村民税が課税されていないことから、徴収金の額を72,000円と算定していた。しかし、実際は、父に12年分の所得税額が47,200円あり、これにより計算すると徴収金の額は324,000円となり、差し引き252,000

円過小となっていた。

このような事態が生じていたのは、事業主体において、徴収金の額及び費用の額の算定に当たっての調査確認が十分でなかったこと、基準額表が改定されたことの認識が十分でなかったこと、また、都道府県において適正な事務処理の執行についての指導が十分でなかったことなどによると認められる。

これを都道府県別・事業主体別に示すと次のとおりである。

都道府県名	事業主体	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る国庫負 担金	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(41) 北海道	勇 払 郡 鶯 川 町	12	70,087	35,043	5,227	2,613	徴収金の額の集計を誤っていたものなど
(42) 同	沙 流 郡 門 別 町	14	72,526	36,263	2,344	1,172	扶養義務者の所得税額を誤認していたものなど
(43) 青森県	上 北 郡 横 浜 町	14	108,933	54,466	1,507	753	扶養義務者の所得税額等を誤認していたものなど
(44) 同	三 戸 郡 階 上 町	14	254,696	127,348	3,235	1,617	徴収金の額の集計を誤っていたものなど
(45) 栃木県	芳 賀 郡 芳 賀 町	13、14	249,484	124,742	10,573	5,286	扶養義務者の所得税額等を誤認していたものなど
(46) 千葉県	海 上 郡 飯 岡 町	14	98,094	49,047	2,305	1,152	扶養義務者の所得税額等を誤認していたもの
(47) 東京都	千代田区	14	251,987	125,993	1,874	937	同
(48) 神奈川県	横須賀市	14	1,583,978	791,989	1,488	744	保育単価の適用を誤っていたもの
(49) 同	小田原市	14	1,249,846	624,923	4,324	2,162	扶養義務者の所得税額を誤認していたもの
(50) 同	茅ヶ崎市	14	833,077	416,538	2,032	1,016	同
(51) 静岡県	(注) 小 笠 郡 浜 岡 町	13	120,225	60,112	2,592	1,296	同
(52) 大阪府	守 口 市	12	921,384	460,692	12,664	6,332	扶養義務者の所得税額に対応する階層の適用を誤っていたものなど
(53) 同	枚 方 市	14	3,016,962	1,508,481	2,792	1,396	保育単価の適用を誤っていたものなど
(54) 島根県	鹿 足 郡 津 和 野 町	14	65,622	32,811	1,169	584	扶養義務者の所得税額等を誤認していたものなど
(55) 岡山県	邑 久 郡 邑 久 町	12	113,587	56,793	16,799	8,399	扶養義務者の所得税額に対応する階層の適用を誤っていたものなど
(56) 福岡県	田 川 郡 糸 田 町	14	241,562	120,781	1,595	797	扶養義務者の所得税額等を誤認していたものなど
(57) 同	田 川 郡 方 城 町	13	174,854	87,427	10,121	5,060	同
(58) 長崎県	島 原 市	14	770,309	385,154	1,444	722	扶養義務者の所得税額等を誤認していたもの

都道府県名	事業主体	年 度	国庫負担対象事業費	左に対する国庫負担金	不当と認める国庫負担対象事業費	不当と認める国庫負担金	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(59) 長崎県	西彼杵郡 西海町	14	250,713	125,356	1,539	769	扶養義務者の所得税額等を誤認していたもの
(41)-(59)の計			10,447,935	5,223,967	85,634	42,817	

(注) 平成16年4月1日以降は、御前崎市

(60) 生活保護費負担金の経理が不当と認められるもの
(67)

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)生活保護費 〔平成11年度以前は、 (組織)厚生本省 (項)生活保護費〕
部局等の名称	茨城県ほか5都県
国庫負担の根拠	生活保護法(昭和25年法律第144号)
補助事業者 (事業主体)	県3、市5、計8県市
国庫負担対象事業	生活保護事業
国庫負担対象事業の概要	生活に困窮する者に対し最低限度の生活を保障するため、その困窮の程度に応じて必要な保護を行うもの
上記に対する国庫負担金交付額の合計	82,121,730円
不当と認める国庫負担金交付額	45,326,543円

1 負担金の概要

生活保護費負担金(昭和61年度以前は「生活保護費補助金」)は、都道府県又は市町村(特別区を含む。)が、生活に困窮する者に対し、最低限度の生活を保障するため、その困窮の程度に応じて必要な保護を行う場合に、その費用の一部を国が負担するものである。この保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産や能力等あらゆるものを活用することを要件としている。

そして、この負担金の各事業主体に対する交付額は、次により算定することとなっている。

$$\boxed{\text{費用の額}} - \boxed{\text{返還金等の額}} = \boxed{\text{国庫負担対象事業費}}$$

$$\boxed{\text{国庫負担対象事業費}} \times \frac{3}{4} = \boxed{\text{交付額}} \quad (\text{注})$$

(注) 国庫負担率であり、昭和 60 年度から 63 年度までは 10 分の 7、平成元年度以降は 4 分の 3 となっている。

この費用の額及び返還金等の額は、それぞれ次により算定することとなっている。

(ア) 費用の額は、次の①及び②に③を加えて算定する。

① 保護を受ける世帯(以下「被保護世帯」という。)を単位として、その所在地域、構成員の数、年齢等の別に応じて算定される生活費の額から、被保護世帯における就労収入、年金受給額等を基に収入として認定される額を控除して決定された保護費の額の合計額

② 被保護者が医療機関で診察、治療等の診療を受けるなどの場合の費用(診療報酬等)について、その全額又は一部を事業主体が負担するものとして決定された保護費の額の合計額

③ 事業主体の事務経費

(イ) 返還金等の額は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた者が、資産を売却するなどして収入を得たときに返還した保護費の額等の合計額とする。

2 検査の結果

生活保護は、生活に困窮するすべての者に対しひとしく最低限度の生活を保障する制度であり、公正な運営が強く求められていることから、事業主体において、収入の認定等が適切に行われ保護が適正なものとなっているかに着眼して、北海道ほか 23 都府県の 95 事業主体について検査した。

検査したところ、茨城県ほか 5 都県の茨城県ほか 7 事業主体では、次のとおり、保護費の支給が適正でなかったため、国庫負担金 45,326,543 円が過大に交付されていて不当と認められる。

上記の 8 事業主体では、被保護者が就労して収入を得ていたり、年金を受給していたり、一時金収入を得ていたりしているのに、被保護世帯から事実と相違した届出がなされ、これにより収入を実際の額より過小に認定するなどして保護費の額を決定していた。

このような事態が生じていたのは、被保護世帯において事実と相違した届出を行っている

のに事業主体において収入の認定等に当たっての調査確認が十分でなかったこと、都県において適正な生活保護の実施に関する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

これを都県別・事業主体別に示すと次のとおりである。

都 県 名	事業主体	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に對す る国庫負 担金	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(60) 茨 城 県	茨 城 県	平成13 ～15	6,539	4,904	2,905	2,179	就労収入を認定していなかったもの
(61) 群 馬 県	安 中 市	平成 9 ～15	17,853	13,389	13,233	9,925	就労収入を認定していなかったものなど
(62) 東 京 都	調 布 市	平成 4 ～15	16,904	12,678	13,264	9,948	年金収入を認定していなかったものなど
(63) 同	町 田 市	平成 8 ～15	22,564	16,923	10,918	8,188	一時金収入を認定していなかったものなど
(64) 福 井 県	福 井 県	平成10 ～15	16,667	12,500	6,205	4,654	就労収入を認定していなかったものなど
(65) 岡 山 県	岡 山 県	昭和61 ～平成14	(15,770)	(11,827)	2,921	2,170	年金収入を過小に認定していたもの
(66) 同	倉 敷 市	平成13 ～15	6,160	4,620	4,289	3,216	就労収入を認定していなかったもの
(67) 高 知 県	高 知 市	平成13 ～15	7,035	5,276	6,724	5,043	就労収入を認定していなかったものなど
(60)～(67)の計			109,495	82,121	60,462	45,326	

(注) ()内の金額は、関係資料が保存されていた平成11年度以降に係るものである。

(68) 精神保健対策費補助金が過大に交付されているもの
(71)

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)精神保健費
部局等の名称	静岡県ほか2県
補助の根拠	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)
補助事業者	静岡県ほか2県
間接補助事業者 (事業主体)	医療法人2、社会福祉法人1、社団法人1、計4事業主体
補助事業	精神障害者社会復帰施設運営事業
補助事業の概要	精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、精神障害者社会復帰施設を運営するもの
上記に対する国庫補助金交付額	273,491,493円(平成12年度～14年度)
不当と認める国庫補助金交付額	16,584,507円(平成12年度～14年度)

1 補助金の概要

(精神保健対策費補助金)

精神保健対策費補助金(精神障害者社会復帰施設運営事業分)は、精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)等に基づき、市町村、社会福祉法人等が行う精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設等の精神障害者社会復帰施設の運営事業に対し、都道府県又は政令指定都市(以下「県等」という。)が補助する場合などにその補助等に要する費用の一部として交付するものである。

この補助金の補助対象経費は、精神障害者社会復帰施設を運営するために必要となる職員の給料、職員手当などの人件費、各所修繕費、需用費、備品購入費等となっている。

そして、各所修繕費は故障や老朽化が生じたものを原状に回復するための費用とされている。また、精神障害者授産施設及び精神障害者福祉工場に係る経費については施設の運営に要する費用や営業事業に要する費用等に区分されており、このうち、施設の運営に要する費用が補助対象経費とされ、営業事業に係る施設整備等の経費や営業事業に要する光熱水費等の費用は補助対象経費には含めないことになっている。

(交付額の算定方法)

この補助金の交付額は次のように算定することとなっている。

- (ア) 所定の月額単価を用いるなどして算出される基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア)により選定された額と県等が補助した額とを比較して少ない方の額を補助対象事業費とし、これに2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

2 検査の結果

北海道ほか19都府県及び大阪市ほか1市の38事業主体について検査した結果、静岡県ほか2県の4事業主体が実施した精神障害者社会復帰施設の運営事業に係る補助対象事業費が過大に精算されていて国庫補助金16,584,507円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において補助制度の内容についての理解が十分でなかったこと、県において事業主体から提出された実績報告書の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

これを県別に示すと次のとおりである。

県名	事業主体 (所在地)	施設の種 類	年 度	補助対象 事業費	左に対す る国庫補 助金	不当と認 める補助 対象事業 費	不当と認 める国庫 補助金	摘 要
(68) 静岡県	社団法人 静岡県精 神保健福 祉会連合 会 (静岡市)	精神障害 者通所授 産施設	14	千円 32,734	千円 16,367	千円 3,176	千円 1,588	精算過大

上記の社団法人では、補助対象経費の実支出額に、当該施設を原状に回復するための費用には該当しない作業場新設等の改修工事の費用を各所修繕費として含めていたため、補助対象事業費が3,176,000円過大に精算されていた。

したがって、適正な補助対象事業費に基づいて国庫補助金を算定すると14,779,000円となり、交付額との差額1,588,000円が過大となっていた。

(69) 島根県	医療法人 昌林会 (安来市)	精神障害 者入所授 産施設	13	50,315	25,157	4,582	2,291	精算過大
----------	----------------------	---------------------	----	--------	--------	-------	-------	------

上記の医療法人では、補助対象経費の実支出額の備品購入費に、施設の運営に要する費用ではない陶芸棟工事費等を含めるなどしていたため、補助対象事業費が4,582,291円過大に精算されていた。

したがって、適正な補助対象事業費に基づいて国庫補助金を算定すると22,866,387円となり、交付額との差額2,291,145円が過大となっていた。

(70) 島根県	社会福祉 法人せん だん会 (安来市)	精神障害 者福祉工 場	12~14	82,416	41,208	6,160	3,080	精算過大
----------	------------------------------	-------------------	-------	--------	--------	-------	-------	------

上記の社会福祉法人では、補助対象経費の実支出額の需用費等に、営業事業に要する光熱水費等を含めていたため、補助対象事業費が計6,160,016円過大に精算されていた。

したがって、適正な補助対象事業費に基づいて国庫補助金を算定すると計38,128,286円となり、交付額との差額計3,080,008円が過大となっていた。

(71) 徳島県	医療法人 清流会 (徳島市)	精神障害 者生活訓 練施設	12~14	108,025	54,012	19,250	9,625	精算過大
----------	----------------------	---------------------	-------	---------	--------	--------	-------	------

上記の医療法人では、補助対象経費の実支出額の算出に当たり、備品購入費等の額を過大に計上したため、補助対象事業費が計19,250,708円過大に精算されていた。

したがって、適正な補助対象事業費に基づいて国庫補助金を算定すると計44,387,566円となり、交付額との差額計9,625,354円が過大となっていた。

(68)~(71)の計				273,491	136,745	33,169	16,584	
-------------	--	--	--	---------	---------	--------	--------	--

(72) 介護保険事務費交付金が過大に交付されているもの

(73)

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)介護保険助成費(平成12年度) (項)介護保険推進費(平成13、14両年度)
部局等の名称	厚生労働本省(交付決定庁) (平成13年1月5日以前は厚生本省) (1) 愛知県(支出庁) (2) 岡山県(支出庁)
交付の根拠	介護保険法(平成9年法律第123号)
交付先	(1) 愛知県名古屋市 (2) 岡山県津山市
介護保険事務費交付金の概要	介護保険制度の円滑な運営を図るため、市町村が行う要介護認定等に係る事務処理に要する費用の一部を交付するもの
上記に対する交付金交付額	(1) 1,349,572,086円(平成12年度～14年度) (2) 87,816,050円(平成12年度～14年度) 計 1,437,388,136円
不当と認める交付金交付額	(1) 4,418,900円(平成12年度～14年度) (2) 1,705,101円(平成12年度～14年度) 計 6,124,001円

1 交付金の概要

介護保険事務費交付金(以下「交付金」という。)は、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、介護保険制度の円滑な運営を図ることを目的に、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が、被保険者(当該市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者及び40歳以上65歳未満の医療保険に加入している者)について行う要介護認定等に係る事務処理(以下「要介護認定等事務処理」という。)に要する費用の一部を交付するものである。この交付金の交付額は、要介護認定等申請者1人当たりの事務処理に要する費用の額として定められている額に要介護認定等申請者数を乗じて得た基準額と、要介護認定等事務処

理に要する費用の額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に2分の1を乗じて得た額などとなっている。

2 検査の結果

北海道ほか21都府県の333市町村について検査した結果、愛知県ほか1県の2市において、要介護認定等申請者数の中に、介護保険の被保険者ではない者が生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく介護扶助を受けるために必要な審査判定の申請を行った数を含めたり、要介護認定等事務処理に要する費用の中に、要介護認定等事務処理に要するとは認められないシステムを含む介護保険システムの保守委託に要する費用などを含めたりして、交付額を算定していたため、交付金交付額計1,437,388,136円のうち計6,124,001円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2市において交付金の算定の対象について理解が十分でなかったこと、2県において実績報告書の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

これを県別・交付先別に示すと次のとおりである。

	県名	交付先	年度	交付金交付額 千円	左のうち不当と認める額 千円
(72)	愛知県	名古屋市	12~14	1,349,572	4,418

名古屋市では、平成12年度から14年度までの各年度の交付金の額の算定に当たり、要介護認定等申請者数に、介護扶助に係る審査判定申請者数12年度211人、13年度288人、14年度311人を含めるなどしていた。

しかし、上記の審査判定申請者は、40歳以上65歳未満の医療保険に未加入の者であり、介護保険の被保険者ではないため、要介護認定等申請者数にこれらの審査判定申請者数を含めることは適切とは認められない。

したがって、上記の介護扶助に係る審査判定申請者数を除くなどして適正な交付金の交付額を算定すると、12年度から14年度までの各年度の交付額は計1,345,153,186円となり、計4,418,900円が過大に交付されていた。

(73)	岡山県	津山市	12~14	87,816	1,705
------	-----	-----	-------	--------	-------

津山市では、平成12年度から14年度までの各年度の交付金の額の算定に当たり、要介護認定等事務処理に要する費用の中に、介護保険システムに係る保守委託

県名	交付先	年度	交付金交付額 千円	左のうち不当と認める額 千円
----	-----	----	--------------	-------------------

に要する費用などの額、12年度 3,684,240 円、13年度 4,265,940 円、14年度 4,404,540 円を含めていた。

しかし、この介護保険システムのうち、被保険者の資格の得喪や保険料の収納等の管理業務を処理するシステムは、その内容からみて要介護認定等事務処理に要するものとは認められず、これに係る保守委託に要する費用の額を交付金の算定対象に計上していたことは適切とは認められない。

したがって、介護保険システムに係る保守委託に要する費用のうち要介護認定等事務処理に要するとは認められない費用などの額を除いて、適正な交付金の交付額を算定すると、12年度から14年度までの各年度の交付額は計 86,110,949 円となり、計 1,705,101 円が過大に交付されていた。

(72) (73) の計	1,437,388	6,124
--------------	-----------	-------

(74) 介護保険の普通調整交付金の交付が不当と認められるもの
(81)

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)老人医療・介護保険給付諸費
部局等の名称	厚生労働本省(交付決定庁) 東京都ほか5県(支出庁)
交付の根拠	介護保険法(平成9年法律第123号)
交付先	市2、町5、村1、計8市町村(保険者)
普通調整交付金の概要	65歳以上の者に占める75歳以上の者の割合等の市町村間における格差による介護保険財政の不均衡を是正するため、市町村に交付するもの
上記に対する交付金交付額の合計	489,171,000 円(平成13、14両年度)
不当と認める交付金交付額	38,427,000 円(平成13、14両年度)

1 交付金の概要

(介護保険の財政調整交付金)

介護保険は、介護保険法に基づき、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が保険者となって、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者(以下「第1号被保険者」という。)等を被保険者として、加齢による疾病等の要介護状態などに関し、保健医療サービス及び福祉サービスの給付を行う保険である。

介護保険については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、財政調整交付金が交付されている。財政調整交付金は、市町村が行う介護保険財政が安定的に運営され、もって介護保険制度の円滑な施行に資することを目的として、各市町村における介護給付等に要する費用の総額の5%に相当する額を国が負担し、それを各市町村に交付するもので、普通調整交付金と特別調整交付金とがある。

(普通調整交付金の概要)

普通調整交付金(以下「交付金」という。)は、市町村における第1号被保険者の総数に占める75歳以上の者の割合(以下「後期高齢者加入割合」という。)及び所得段階の区分ごとの第1号被保険者の分布状況(以下「所得段階別加入割合」という。)が、市町村間で格差があることによって生じる介護保険財政の不均衡を是正するために交付するものである。

(交付金の算定方法)

交付金の交付額は、次により算定することとなっている。

$$\boxed{\text{調整基準標準給付費額}} \times \boxed{\text{市町村ごとの普通調整交付金交付割合}} \times \boxed{\text{(注)調整率}} = \boxed{\text{交付額}}$$

(注) 調整率 当該年度に交付する普通調整交付金の総額と市町村ごとに算定した普通調整交付金の総額とのかい離を調整する割合

上記算式の調整基準標準給付費額及び普通調整交付金交付割合については、次のとおりとされている。

(ア) 調整基準標準給付費額

調整基準標準給付費額は、当該市町村における前年度の1月から当該年度の12月までにおける居宅介護サービス費、施設介護サービス費等の支給を行う介護給付に要した費用及び居宅支援サービス費等の支給を行う予防給付に要した費用(以下、これらの費用を「介護給付費等」という。)などの合計額とする。

(イ) 普通調整交付金交付割合

普通調整交付金交付割合は、当該市町村における後期高齢者加入割合を国から示されるすべての市町村における後期高齢者加入割合と比較した係数と当該市町村における所得段階別加入割合を国から示されるすべての市町村における所得段階別加入割合と比較した係数(以下「所得段階別加入割合補正係数」という。)を用いるなどして算出した割合とする。

(交付手続)

交付金の交付手続については、①交付を受けようとする市町村は都道府県に交付申請書を提出し、②これを受理した都道府県は、その内容を審査の上、厚生労働省に提出し、③厚生労働省はこれに基づき交付決定を行い交付金を交付することとなっている。

そして、④当該年度の終了後に、市町村は都道府県に実績報告書を提出し、⑤これを受理した都道府県は、その内容を審査の上、厚生労働省に提出し、⑥厚生労働省はこれに基づき交付額の確定を行うこととなっている。

2 検査の結果

北海道ほか 21 都府県の 341 市町村において、平成 13、14 両年度に交付された交付金について検査した結果、東京都ほか 5 県の 8 市町村において、交付金交付額計 489,171,000 円のうち計 38,427,000 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

これを態様別に示すと次のとおりである。

(1) 調整基準標準給付費額を過大に算定しているもの

7 市町村 14,621,000 円

(2) 普通調整交付金交付割合を過大に算定しているもの

1 市 23,806,000 円

このような事態が生じていたのは、市町村において制度を十分に理解していなかったこと、都県において実績報告書の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

これを都県別・交付先(保険者)別に示すと次のとおりである。

都 県 名	交 付 先 (保 険 者)	年 度	交付金交付額 千円	左のうち不当と認める額 千円
(1) 調整基準標準給付費額を過大に算定しているもの				
(74) 愛知県	海 部 郡 飛 島 村	14	8,381	3,041
(75) 滋賀県	甲 賀 郡 甲 南 町	14	24,234	2,361

都 県 名	交 付 先 (保 険 者)	年 度	交 付 金 交 付 額	左 の うち 不 当 と 認 め る 額
(76) 和歌山県	海 草 郡 下 津 町	13	千円 44,283	千円 3,114
(77) 同	那 賀 郡 那 賀 町	14	27,359	1,044
(78) 同	有 田 郡 湯 浅 町	13	53,884	1,533
(79) 徳島県	阿 南 市	13	214,896	1,170
(80) 高知県	香 美 郡 香 我 美 町	13	33,931	2,358
(1)の計			406,968	14,621

第 3 章 第 1 節 第 8 厚 生 労 働 省

上記の 7 市町村では、調整基準標準給付費額の算出に当たり、介護給付費等の額を誤るなどしていたため、調整基準標準給付費額が過大に算定されていた。

上記の事態について一例を示すと次のとおりである。

<事例>

下津町では、調整基準標準給付費額の算出に当たり、介護給付費等の額が、毎月厚生労働省に報告する介護保険事業状況報告(当該市町村における第 1 号被保険者数や介護給付費等の支給状況等に関する報告)に記載されていることから、この額を基に算出していた。

しかし、上記事業状況報告の介護給付費等の支給額が誤っており、その誤った額に基づいたため、調整基準標準給付費額が過大に算定されていた。

したがって、適正な調整基準標準給付費額に基づいて交付金の交付額を算定すると 41,169,000 円となり、3,114,000 円が過大に交付されていた。

(2) 普通調整交付金交付割合を過大に算定しているもの

(81) 東京都	国 立 市	13	82,203	23,806
----------	-------	----	--------	--------

国立市では、所得段階別加入割合補正係数を算出するに当たり、その算出の基礎となる所得段階の区分ごとの第 1 号被保険者数として普通徴収の方法により保険料^(注)を徴収している第 1 号被保険者数を用いて算出し、これにより普通調整交付金交付割合を 4.13%と算出していた。

しかし、上記の算出の基礎となる第 1 号被保険者数は普通徴収の方法により保険料^(注)を徴収している者だけでなく特別徴収の方法により保険料を徴収している第 1 号被保険者も合わせた数であり、これに基づいて算出した所得段階別加入割合補正係

都 県 名	交 付 先 (保 険 者)	年 度	交付金交付額 千円	左のうち不当と認める額 千円
-------	------------------	-----	--------------	-------------------

数により普通調整交付金交付割合を算出すると2.93%となり、普通調整交付金交付割合が過大に算出されていた。

したがって、適正な普通調整交付金交付割合に基づくなどして交付金の交付額を算定すると58,397,000円となり、23,806,000円が過大に交付されていた。

(注) 介護保険の第1号被保険者の保険料の徴収方法には、市町村が納入の通知をすることによって保険料を徴収する普通徴収の方法と、国民年金法(昭和34年法律第141号)等の年金各法で定める保険者に保険料を徴収させ、市町村に納入させる特別徴収の方法とがある。

(1)、(2)の計	489,171	38,427
-----------	---------	--------

(82) 国民健康保険の療養給付費負担金の交付が不当と認められるもの
(90)

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)国民健康保険助成費
部局等の名称	厚生労働本省(交付決定庁) 福島県ほか7都府県(支出庁)
交付の根拠	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
交付先	市7、特別区1、町1、計9市区町(保険者)
療養給付費負担金の概要	市町村等の国民健康保険事業運営の安定化を図るために交付するもの
上記に対する国庫負担金交付額の合計	48,453,250,254円(平成14年度)
不当と認める国庫負担金交付額	153,753,593円(平成14年度)

1 負担金の概要

(国民健康保険の療養給付費負担金)

国民健康保険は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)等が保険者となって、被用者保険の被保険者及びその被扶養者等を除き、当該市町村の区域内に住所を有する者等を被保険者と

して、その疾病、負傷、出産又は死亡に関し、療養の給付、出産育児一時金の支給、葬祭費の支給等の給付を行う保険である。

国民健康保険については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、市町村が行う国民健康保険事業運営の安定化を図るため、療養給付費負担金(以下「国庫負担金」という。)が交付されている。

(国庫負担金の交付対象)

市町村の国民健康保険の被保険者は、一般被保険者と退職被保険者及びその被扶養者(以下「退職被保険者等」という。)とに区分されている。

このうち、退職被保険者は、被用者保険の被保険者であった者で、退職して国民健康保険の被保険者となり、かつ、厚生年金等の受給権を取得した場合に老人保健法(昭和57年法律第80号)による医療を受けるまでの間において適用される資格を有する者である。

そして、一般被保険者に係る医療費については、老人保健法による医療を受けることができる者に係る医療費(被用者保険の保険者等が拠出する老人保健医療費拠出金等で負担)を除き、国庫負担金の交付の対象とされているが、退職被保険者等に係る医療費については、国庫負担金の交付の対象とはせずに、被用者保険の保険者が拠出する療養給付費交付金等で負担されている。

(退職被保険者等の資格取得の時期)

国民健康保険の被保険者の資格を取得している者が、退職被保険者となるのは、当該被保険者の年金受給権を取得した日(ただし、年金受給権の取得年月日が国民健康保険の資格取得年月日以前の場合は国民健康保険の資格取得年月日。以下「退職者該当年月日」という。)とされている。そして、退職被保険者等となったときは、年金証書等が到達した日の翌日から起算して14日以内(年金受給権を有している者等が退職被保険者等となったときは、退職者該当年月日から14日以内)に、市町村に届出をすることとなっている。

(国庫負担金の算定方法)

毎年度の国庫負担金の交付額は、「国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令」(昭和34年政令第41号)等により、次により算定することとなっている。

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{一般被保険者に係る医療給付費}} - \boxed{\text{保険基盤安定繰入金の1/2}} = \boxed{\text{国庫負担対象費用額}} \\
 \boxed{\text{国庫負担対象費用額}} \times 40/100 = \boxed{\text{交付額}}
 \end{array}$$

(注) 保険基盤安定繰入金 市町村が一般被保険者の属する世帯のうち、低所得者層の負担の軽減を図るため減額した保険料又は保険税の総額について当該市町村の一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れた額

このうち一般被保険者に係る医療給付費は、療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額及び入院時食事療養費、高額療養費等の支給に要する費用の額の合算額とされている。

ただし、届出が遅れるなどしたために退職被保険者等の資格が遡って確認された場合は、一般被保険者の医療給付費から、退職者該当年月日以降に一般被保険者に係るものとして支払った医療給付費を控除することとなっている。

(交付手続)

国庫負担金の交付手続については、①交付を受けようとする市町村は都道府県に交付申請書を提出し、②これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また必要に応じて現地調査を行うことにより審査の上、厚生労働省に提出し、③厚生労働省はこれに基づき交付決定を行い国庫負担金を交付することとなっている。

そして、④当該年度の終了後に、市町村は都道府県に実績報告書を提出し、⑤これを受理した都道府県は、その内容を審査の上、厚生労働省に提出し、⑥厚生労働省はこれに基づき交付額の確定を行うこととなっている。

2 検査の結果

北海道ほか22都府県の271市区町村において、国庫負担金の交付について検査した結果、福島県ほか7都府県の9市区町では、国庫負担金の交付申請等に当たり、一般被保険者に係る医療給付費の算定において、遡及して退職被保険者等の資格を取得した者について、退職者該当年月日以降に一般被保険者に係るものとして支払った医療給付費の一部を控除しておらず、国庫負担対象費用額が過大に算定されていた。

したがって、適正な国庫負担対象費用額に基づいて国庫負担金の交付額を算定すると、計48,299,496,661円となり、国庫負担金交付額計48,453,250,254円のうち計153,753,593円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、前記の9市区町において制度の理解が十分でなかったり事務処理が適切でなかったりしたため、適正な交付申請及び実績報告を行っていなかったこと、また、これに対する前記の8都府県の審査が十分でなかったことによると認められる。

これを都府県別・交付先(保険者)別に示すと次のとおりである。

	都府県名	交付先 (保険者)	年 度	国庫負担対象 費用額	左に対する国 庫負担金	不当と認める 国庫負担対象 費用額	不当と認める 国庫負担金
				千円	千円	千円	千円
(82)	福島県	原 町 市	14	1,470,889	588,355	10,226	4,090
(83)	茨城県	取 手 市	14	2,055,174	822,069	16,517	6,606
(84)	埼玉県	行 田 市	14	2,454,347	981,739	7,802	3,121
(85)	東京都	新 宿 区	14	10,815,845	4,326,338	20,890	8,356
(86)	同	国分寺市	14	2,779,537	1,111,814	8,170	3,268
(87)	神奈川県	横 浜 市	14	84,954,390	33,981,756	303,973	121,589
(88)	京都府	相 楽 郡 精 華 町	14	502,393	200,957	5,467	2,187
(89)	兵庫県	尼 崎 市	14	14,890,661	5,956,264	8,483	3,393
(90)	長崎県	福 江 市	14	1,209,886	483,954	2,851	1,140
		(82)～(90)の計		121,133,125	48,453,250	384,383	153,753

(91)
国民健康保険の財政調整交付金の交付が不当と認められるもの
(128)

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)国民健康保険助成費
部局等の名称	厚生労働本省(交付決定庁)(平成13年1月5日以前は厚生本省) 北海道ほか15都府県(支出庁)
交付の根拠	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
交付先	市23、特別区1、町13、村1、計38市区町村(保険者)
財政調整交付金の概要	市町村等の国民健康保険に係る財政力の不均衡を調整するために交付するもので、一定の基準により財政力を測定してその程度に応じて交付する普通調整交付金と、特別の事情を考慮して交付する特別調整交付金がある。
上記に対する交付金交付額の合計	34,513,523,000円(平成11年度～15年度)
不当と認める交付金交付額	245,074,000円(平成11年度～15年度)

1 交付金の概要

(国民健康保険の財政調整交付金)

国民健康保険(前掲 266 ページの「国民健康保険の療養給付費負担金の交付が不当と認められるもの」参照)については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が行う国民健康保険について財政調整交付金が交付されている。財政調整交付金は、市町村間で医療費の水準や住民の所得水準の差異により生じている国民健康保険の財政力の不均衡を調整するため、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)に基づいて交付するもので、普通調整交付金と特別調整交付金がある。

(普通調整交付金)

普通調整交付金は、被保険者の所得等から一定の基準により算定される収入額(調整対象収入額)が、医療費、保健事業費等から一定の基準により算定される支出額(調整対象需要額)に満たない市町村に対し、その不足を公平に補うことを目途として交付するものである。そして、平成 12 年度からは、介護保険制度の導入に伴い、医療給付費等に係るもの(医療分)に介護納付金に係るもの(介護分)を加えて交付されている。

普通調整交付金の交付額は、当該市町村の調整対象需要額から当該市町村の調整対象収入額を控除した額に基づいて算定することとなっており、保険料又は保険税(以下「保険料」という。)の収納割合が低い場合には交付金を減額することとなっている。

そして、調整対象需要額及び調整対象収入額の算定並びに保険料の収納割合が低い場合の交付金の減額は、次により行うこととなっている。

(1) 調整対象需要額

調整対象需要額は、本来保険料で賄うべきとされている額であり、医療分と介護分に係る需要額は次のとおりとなっている。

- (ア) 医療分に係る需要額は、一般被保険者(退職被保険者及びその被扶養者以外の被保険者(注1)をいう。以下同じ。)に係る医療給付費、老人保健医療費拠出金及び保健事業費の合計額から療養給付費等負担金等の国庫補助金等を控除した額となっている。

このうち、保健事業費は、健康相談、健康診査、保健施設の運営等被保険者の健康の保持増進のために必要な事業(以下「保健事業」という。)に係る費用である。そして、その額は、①市町村の職員の人件費等の額を除いた年間の保健事業費支出額から保健事業

に係る国庫補助金、保健施設に係る利用料等の収入額を控除した額(以下「保健事業費対象額」という。)と、②当該市町村の年間平均被保険者数に700円を乗じて得た額(以下「保健事業費基準額」という。)のうちいずれか少ない方の額とすることとなっている。また、14年度からは、上記の保健事業のうち健康診査事業に係る経費は保健事業費支出額から除くこととなっている。

- (イ) 介護分に係る需要額は、介護納付金賦課被保険者(当該市町村の国民健康保険の被保険者のうち40歳以上65歳未満の被保険者をいう。以下同じ。)に係る介護納付金から介護納付金負担金等の国庫補助金等を控除した額となっている。

(注1) 医療給付費 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額及び入院時食事療養費、高額療養費等の支給に要する費用の額の合算額

(2) 調整対象収入額

調整対象収入額は、医療分及び介護分それぞれについて、一般被保険者又は介護納付金賦課被保険者の数を基に算定される応益保険料額と、一般被保険者又は介護納付金賦課被保険者の所得を基に算定される応能保険料額とを合計した額となっており、本来徴収すべきとされている保険料の額である。

このうち、医療分の応能保険料額は、一般被保険者の所得(以下「算定基礎所得金額」という。)に一定の方法により計算された率を乗じて算定される。

そして、算定基礎所得金額は、保険料の賦課期日現在一般被保険者である者の前年における所得金額の合計額とすることとなっているが、これには土地等に係る譲渡所得のうち譲渡の理由等に応じて定められた金額を超えるもの(以下「特別控除額を超える譲渡所得」という。)を含めることとなっている。

また、同一世帯に属する被保険者の所得金額の合計額が別に計算される金額(以下「所得限度額」という。)を超えて高額である世帯(以下「所得限度額超過世帯」という。)がある場合には、当該世帯の所得金額のうち所得限度額を超える部分の額に一定の方法により計算した率を乗じて得た額を、上記一般被保険者の所得金額の合計額から控除して、算定基礎所得金額を算定することとなっている。

そして、介護分の応能保険料額は、介護納付金賦課被保険者について、医療分と同様の方法で算定することとなっている。

(3) 保険料の収納割合が低い場合の交付金の減額

市町村における保険料の収納努力を交付額に反映させるため、保険料の収納割合が所定の率を下回る場合に交付金の交付額を減額するものである。

すなわち、交付金の交付額は、調整対象需要額が調整対象収入額を超える額に別に定める率を乗じて得た額となっているが、徴収の決定を行って納付義務者たる世帯主に賦課した保険料の額(以下「保険料の調定額」という。)に対する収納した額の割合が所定の率を下回る市町村については、その下回る程度に応じて段階的に交付額を減額することとなっている。

そして、この減額の基準となる保険料の収納割合は、一般被保険者に係る前年度分の保険料の調定額に対する前年度の収納額の割合等とすることとなっている。

(特別調整交付金)

特別調整交付金は、市町村について特別の事情がある場合に、その事情を考慮して交付するものであり、次のような種類の交付金がある。

(1) 保健事業費多額特別交付金

この交付金は、保健事業費対象額が保健事業費基準額を超える場合に交付するものである。

そして、この交付額は、保健事業費対象額から保健事業費基準額を控除して得た額の4分の1の額となっている。

(2) 保健事業特別交付金

この交付金は、総合データバンク事業、総合健康指導事業等の保健事業を行った市町村に交付するものである。

このうち総合データバンク事業は、健康診査情報、受診者の傷病歴、検査データ等をコンピュータにより総合的に管理する事業で、当該市町村における保健福祉施策の基礎資料に資するための事業である。

そして、この事業に係る保健事業特別交付金の交付額は、市町村の被保険者数等に応じて定められた助成限度額の範囲内で、事業に要した費用の額に所定の助成割合を乗じて得た額(以下「保健事業対象事業費」という。)とすることとなっている。

(交付手続)

財政調整交付金の交付手続は、交付を受けようとする市町村は都道府県に交付申請書及び

実績報告書を提出し、これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査の上、これを厚生労働省に提出し、厚生労働省はこれに基づき交付決定及び交付額の確定を行うこととなっている。

2 検査の結果

(検査の着眼点及び対象)

財政調整交付金の制度は、前記のように複雑であり、同交付金の交付申請額等の計算に当たってはその正確な事務処理が不可欠である。

そこで、普通調整交付金については調整対象需要額の医療給付費、保健事業費及び調整対象収入額の算定基礎所得金額の計算は適正か、また、特別調整交付金については補助の対象とならないものを含めていないかなどに着眼して、北海道ほか 22 都府県の 271 市区町村における財政調整交付金の交付の適否を検査した。

(検査の結果)

検査の結果、北海道ほか 15 都府県の 38 市区町村において、交付金交付額計 34,513,523,000 円のうち計 245,074,000 円が過大に交付されていて不当と認められる。

これを態様別に示すと次のとおりである。

- | | | |
|---------------------------------|--------|---------------|
| (1) 調整対象需要額を過大に算定しているもの | (注2) | |
| | 18 市区町 | 131,051,000 円 |
| (2) 調整対象収入額を過小に算定しているもの | | |
| | 13 市町村 | 56,704,000 円 |
| (3) 保険料の収納割合を事実と相違した高い割合としているもの | | |
| | 1 町 | 7,548,000 円 |
| (4) 保健事業費対象額を過大に算定しているもの | (注2) | |
| | 7 市町 | 46,314,000 円 |
| (5) 保健事業対象事業費を過大に算定しているもの | | |
| | 1 市 | 3,457,000 円 |

(注2) (1)のうちの2市と(4)のうちの2市は重複している。

このような事態が生じていたのは、上記の 38 市区町村において制度の理解が十分でなかったり、事務処理が適切でなかったりなどしたため適正な交付申請等を行っていなかったこと、また、これに対する北海道ほか 15 都府県の審査が十分でなかったことによると認められる。

前記の事態を都道府県別・交付先(保険者)別に示すと次のとおりである。

	都道府県名	交付先(保険者)	年 度	交付金交付額 千円	左のうち不当と認める額 千円	摘 要
(1)	調整対象需要額を過大に算定しているもの					
(91)	山形県	東村山郡山辺町	14	94,517	1,142	保健事業費を過大にしていたもの
(92)	茨城県	土浦市	14	590,884	2,647	同
(93)	同	岩井市	14	138,148	1,640	同
(94)	同	猿島郡三和町	14	173,436	1,557	同
(95)	東京都	江東区	14	1,078,211	13,751	同
(96)	同	町田市	12~14	296,817	43,538	医療給付費を過大にしていたもの
(97)	長野県	長野市	11~14	3,403,238	28,719	保健事業費を過大にしていたもの
(98)	同	上田市	14	528,223	2,933	同
(99)	愛知県	丹羽郡大口町	14	37,735	1,260	同
(100)	大阪府	箕面市	14	192,287	2,609	同
(101)	同	四条畷市	15	354,972	1,948	同
(102)	兵庫県	尼崎市	14	3,526,495	1,423	同
(103)	岡山県	倉敷市	14	2,259,556	2,774	医療給付費を過大にしていたもの
(104)	福岡県	田川市	14	746,858	2,379	保健事業費を過大にしていたもの
(105)	同	前原市	14、15	1,035,236	4,076	同
(106)	同	糟屋郡志免町	14	263,973	1,172	同
(107)	同	山門郡高瀬町	15	307,373	1,949	同
(108)	長崎県	長崎市	13~15	8,691,914	15,534	医療給付費を過大にしていたもの
(1)の計				23,719,873	131,051	

上記の18市区町では、普通調整交付金の交付申請等に当たり、保健事業費を過大に算定したり、医療給付費を過大に算定したりしていたため、調整対象需要額が過大に算定されていた。

上記の事態について一例を示すと次のとおりである。

<事例> 保健事業費を過大にしていたもの

江東区では、普通調整交付金の交付申請等に当たり、保健事業費対象額が保健事業費基準額より少ないことから、保健事業費対象額を保健事業費として調整対象需要額に算入していた。

しかし、同区では、保健事業費対象額の算定に当たり、平成14年度からは、

都道府県名 交付先(保険者) 年 度 交付金交付額 左のうち不当と認める額 摘 要

千円 千円

保健事業費支出額から除くこととなっている健康診査事業に係る経費を含めていたため、保健事業費対象額を過大に算定していた。

したがって、適正な保健事業費及びこれを基に算出した調整対象需要額に基づいて普通調整交付金の交付額を算定すると、1,064,460,000円となり、13,751,000円が過大に交付されていた。

(2) 調整対象収入額を過小に算定しているもの

(109)	北海道	江別市	14	716,210	1,149	所得金額の計算上控除される金額を過大にしていたもの
(110)	同	北広島市	14	312,240	4,903	所得金額の計算上控除される金額を過大にしていたものなど
(111)	福島県	福島市	11~14	4,850,156	17,233	所得金額を過小にしていたものなど
(112)	茨城県	取手市	12~14	564,669	3,729	所得金額を過小にしていたもの
(113)	千葉県	東金市	14	263,689	1,123	所得金額の計算上控除される金額を過大にしていたものなど
(114)	同	袖ヶ浦市	13, 14	306,787	2,088	所得金額の計算上控除される金額を過大にしていたもの
(115)	大阪府	南河内郡河南町	14	70,782	5,811	所得金額を過小にしていたものなど
(116)	兵庫県	津名郡一宮町	13, 14	148,488	3,383	同
(117)	奈良県	生駒郡三郷町	14	127,815	1,538	所得金額を過小にしていたもの
(118)	岡山県	玉野市	12, 13 15	1,368,726	5,826	所得金額を過小にしていたものなど
(119)	徳島県	阿南市	11, 12 14	1,559,072	4,209	所得金額の計算上控除される金額を過大にしていたもの
(120)	同	名東郡佐那河内村	14	33,382	4,704	同
(121)	福岡県	八女郡黒木町	15	232,004	1,008	同
(2)の計				10,554,020	56,704	

上記の13市町村では、普通調整交付金の交付申請等に当たり、保険料の賦課期日現在一般被保険者である者の前年における所得金額等を過小に計算したり、所得限度額超過世帯がある場合に算定基礎所得金額の計算上控除される金額を過大にしたりなどしていた。このため、算定基礎所得金額が過小に計算されるなどし、その結果、調整対象収入額が過小に算定されていた。

都道府県名	交付先(保険者)	年 度	交付金交付額 千円	左のうち不当と認める額 千円	摘 要
-------	----------	-----	--------------	-------------------	-----

上記の事態について一例を示すと次のとおりである。

＜事例＞ 所得金額を過小にしていたものなど

福島市では、一般被保険者等の所得金額の算定に当たり、特別控除額を超える譲渡所得の金額を含めていなかったなどのため、算定基礎所得金額が過小に算定されるなどしていた。

したがって、適正な算定基礎所得金額及びこれを基に算出した調整対象収入額に基づいて普通調整交付金の交付額を算定すると、計 4,832,923,000 円となり、計 17,233,000 円が過大に交付されていた。

(3) 保険料の収納割合を事実と相違した高い割合としているもの

(122)	福島県	石川郡 石川町	14	166,761	7,548	保険料の収納額を過大にしていたもの
-------	-----	------------	----	---------	-------	-------------------

石川町では、普通調整交付金の交付申請等に当たり、前年度収納額から除くこととなっている還付未済金を誤って含めていて収納額を過大にしていたため、保険料の収納割合が事実と相違して高くなっていった。そして、適正な収納割合は、所定の率を下回ることから、普通調整交付金の減額の対象となる。

したがって、適正な収納割合に基づき普通調整交付金の交付額を算定すると、159,213,000 円となり、7,548,000 円が過大に交付されていた。

(4) 保健事業費対象額を過大に算定しているもの

(97)	長野県	長野市	11～14	32,958	32,958	保健事業費支出額を過大にしていたもの
(98)	同	上田市	14	2,505	2,505	同
(123)	同	下伊那郡 高森町	14	1,698	1,280	同
(124)	京都府	宮津市	11～15	11,211	4,165	同
(125)	同	京田辺市	14	1,985	1,605	同
(126)	同	中峰山町	13～15	7,433	2,734	同
(127)	兵庫県	津名郡 五色町	15	1,067	1,067	同
(4)の計				58,857	46,314	

上記の7市町では、保健事業費多額特別交付金の交付申請等に当たり、保健事業費支出額から除くこととされている市の職員の人件費を含めていたり、健康診査事業に係る経費を含めていたりなどしていたため、保健事業費対象額が過大に算定されていた。

都道府県名	交付先(保険者)	年度	交付金交付額 千円	左のうち不当と認める額 千円	摘要
-------	----------	----	--------------	-------------------	----

上記の事態について一例を示すと次のとおりである。

＜事例＞ 市の職員の人件費を含めていたもの

長野市では、保健事業費対象額の算定に当たり、市の職員の人件費を保健事業費支出額に含めていたなどのため、保健事業費対象額を過大に算定していた。

したがって、適正な保健事業費対象額を算定すると保健事業費基準額を超えないこととなり、保健事業費多額特別交付金計 32,958,000 円は交付の要がなかった。

(5) 保健事業対象事業費を過大に算定しているもの

(128)	大阪府	高石市	12~14	14,012	3,457	保健事業対象事業費を過大にしていたもの
-------	-----	-----	-------	--------	-------	---------------------

高石市では、総合データバンク事業に係る保健事業特別交付金の交付申請等に当たり、実際には購入しなかったソフトウェアの費用を含めるなどしたため、保健事業対象事業費が過大に算定されていた。

したがって、適正な保健事業対象事業費に基づいて保健事業特別交付金の交付額を算定すると、計 10,555,000 円となり、計 3,457,000 円が過大に交付されていた。

(1)~(5)の合計				34,513,523	245,074	
------------	--	--	--	------------	---------	--

(129) 水道施設整備費補助金の経理において、仕入税額控除した消費税額に係る補助金を返還していないもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)水道施設整備費 〔平成 11 年度以前は、 (組織)厚生本省 (項)環境衛生施設整備費〕
部局等の名称	厚生労働本省(平成 13 年 1 月 5 日以前は厚生本省) 大阪府、島根県
補助の根拠	水道法(昭和 32 年法律第 177 号) 予算補助
補助事業者(事業主体)	県 1、市 3、計 4 事業主体

補助事業	水道水源開発等施設整備事業、簡易水道等施設整備事業
補助事業の概要	水の安定供給を図るため、多目的ダム等の水道水源開発施設の整備に要する費用を負担したり、配水管等の水道施設を整備したりするもの
国庫補助基本額	1,240,124,000 円(平成 5 年度～12 年度)
上記に対する国庫補助金交付額	434,072,000 円
国庫補助基本額のうち仕入税額控除した消費税及び地方消費税の額	38,669,959 円(平成 5 年度～12 年度)
不当と認める国庫補助金交付額	13,650,152 円(平成 5 年度～12 年度)

1 補助金の概要

(水道施設整備費補助金)

水道施設整備費補助金は、水道法(昭和 32 年法律第 177 号)等に基づき、清浄にして豊富低廉な水の供給を図るため、地方公共団体が行う水道事業の用に供する多目的ダム等の水源開発施設や配水管等の管路施設などの整備に要する費用に対して補助するもので、水道水源開発等施設整備費国庫補助金と簡易水道等施設整備費国庫補助金がある。

これらの補助金の交付額は、水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱(昭和 63 年厚生省生衛第 877 号厚生事務次官通知)並びに簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱及び簡易水道等施設整備費国庫補助金取扱要領(昭和 44 年厚生省環第 405 号厚生事務次官通知)(以下、これらを「交付要綱等」という。)により、次のように算定することとなっている。

- (ア) 本工事費、附帯工事費、用地費等補助金の交付の対象となる事業費の額(事業主体以外の者が実施する多目的ダム等水源開発施設の整備事業に対する負担額を含む。)と当該事業に要する総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額を国庫補助基本額とする。
- (イ) (ア)により選定した国庫補助基本額に、補助事業の区分ごとに定められた補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(地方公共団体の特別会計で行う補助事業における消費税の取扱い)

消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)によれば、事業者は、課税期間における課税売上高に対

する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除した額を消費税として納付することとなっており、地方公共団体が特別会計を設けて行う事業については、その特別会計ごとに事業者とみなされる。

そして、同法等によれば、特別会計に係る消費税の納付税額の計算に当たり、補助金収入など売上げ以外の収入(以下「特定収入」という。)の額を売上高と特定収入の合計額で除した割合(以下「特定収入割合」という。)が100分の5以下の場合には、特定収入により賄われる消費税額は、課税仕入れに係る消費税額として課税売上高に対する消費税額から控除できることとなっている。そして、この場合、特定収入により賄われる消費税額は特別会計において負担されないことになる。

このため、交付要綱等により、補助事業の事業主体は、補助事業完了後に、消費税(平成9年度以降は地方消費税を含む。以下同じ。)の申告により、国庫補助基本額に含まれる消費税額のうち課税仕入れに係る消費税額として控除できる金額が確定した場合には、これに係る国庫補助金相当額(以下「補助金に係る消費税仕入控除税額」という。)を速やかに厚生労働省(13年1月5日以前は厚生省)に報告するとともに、当該金額を返還することとなっている。

2 検査の結果

北海道ほか20府県の875事業主体について検査したところ、栃木県ほか3府県の4事業主体において、水道事業に係る特別会計の消費税の確定申告に当たり、特定収入割合が100分の5以下であったことから、国庫補助基本額に含まれる消費税額計38,669,959円を課税売上高に対する消費税額から控除しているのに、その補助金に係る消費税仕入控除税額計13,650,152円を厚生労働省に報告して返還する措置を執っておらず、不当と認められる。

上記の事態について一例を示すと次のとおりである。

<事例>

鹿児島市では、鹿児島県が施行した万之瀬川川辺ダム建設事業に対し水道水源の開発に要する費用を負担する事業について、平成5年度から7年度までの間に、消費税を含めて国庫補助基本額を計654,400,000円と算定して、各年度の補助事業完了後に実績報告書を提出し、補助金計218,133,000円の交付を受けていた。

上記の補助事業は同市の特別会計(水道事業特別会計)において経理されており、同会計に係る消費税については、各年度の翌年6月までに確定申告を行っていた。その際、同市では、消費税の課税期間である5年度から7年度までの特定収入割合がいずれも100分の5以下であったことから、国庫補助基本額に含まれる消費税額計17,817,394円を課税仕入れに係る消費税額として課税売上高に対する消費税額から控除していた。

しかし、同市では、上記の消費税額計17,817,394円のうち補助金に係る消費税仕入控除税額計5,939,130円を厚生労働省に報告して返還する措置を執っていなかった。

このような事態が生じていたのは、事業主体において補助事業における消費税の取扱いに対する認識が十分でなかったこと、厚生労働省及び府県において適正な事務処理の執行についての指導や確認が十分でなかったことなどによると認められる。

これを府県別・事業主体別に示すと次のとおりである。

府 県 名	事業主体	年 度	国庫補助基本額 (うち消費税及び地方消費税の額)	左に対する国庫補助金	消費税仕入控除税額 (地方消費税分を含む)	不当と認める国庫補助金相当額
			千円	千円	千円	千円
(129) 栃木県	栃木県	7	216,000 (6,027)	72,000	6,027	2,009
(130) 大阪府	箕面市	5、8、9	199,324 (6,749)	87,139	6,749	3,010
(131) 島根県	江津市	10～12	170,400 (8,075)	56,800	8,075	2,691
(132) 鹿児島県	鹿児島市	5～7	654,400 (18,897)	218,133	17,817	5,939
(129)～(132)の計			1,240,124 (39,749)	434,072	38,669	13,650

不正行為

(133) 職員の不正行為による損害が生じたもの
 (134)

会計名及び科目	労働保険特別会計(徴収勘定)	(款) 保険収入	
		(項) 保険料収入	
		(雇用勘定)	(項) 雇用安定等事業費
部局等の名称	島根労働局及び出雲労働基準監督署、広島労働局		
不正行為期間	平成13年4月～15年9月		
損害金の種類	労働保険料、支出金		
損害額	41,001,812円		

島根労働局ほか2部局において、関係職員の不正行為による損害が生じたものが2件、損害額で41,001,812円ある。このうち平成16年9月末現在で損害の補てんが終わっていないものが1件、損害額で17,404,699円(うち同月末現在補てんされた額1,895,490円)、損害額のすべてが補てん済みとなっているものが1件、損害額で23,597,113円となっている。

上記の2件を補てんが終わっていないものと補てん済みとなっているものとに分けて示すと、次のとおりである。

部局等の名称	不正行為期間 年月	損害額 円
(ア) 平成16年9月末現在で損害の補てんが終わっていないもの		
(133) 島根労働局 出雲労働基準監督署	14.11から 15.9まで	17,404,699
<p>本件は、上記の両部局において、厚生労働事務官畑某が、分任収入官吏として労働保険料の収納事務に従事中、滞納事業主から直接現金等で受領した同保険料の全部又は一部を国庫に払い込まずに、同保険料計17,404,699円を領得したものである。</p> <p>なお、本件損害額については、16年9月末までに1,895,490円が同人から返納されている。</p>		
(イ) 平成16年9月末現在で損害額のすべてが補てん済みとなっているもの		
(134) 広島労働局	13.4及び 14.3	23,597,113

部局等の名称

不正行為期間
年月

損害額
円

本件は、上記の部局において、総務課会計第一係の職員が、支出負担行為担当官及び支出官の補助者として予算執行事務に従事中、支出負担行為担当官及び支出官の決裁を受けることなく小切手、国庫金振込請求書及び国庫金振込明細票を作成し、自ら開設するなどした他人名義の金融機関口座に国庫金を振り込ませるなどして、計 23,597,113 円を領得したものである。

なお、本件損害額については、16年1月末までに全額が同人から返納されている。

(ア)、(イ)の計

2件

41,001,812

そ の 他

(135) 介護給付費に係る国の負担が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)老人医療・介護保険給付諸費 (項)国民健康保険助成費 (項)社会保険国庫負担金
部局等の名称	北海道ほか9都県
国の負担の根拠	介護保険法(平成9年法律第123号)、健康保険法(大正11年法律第70号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
実施主体	市47、特別区8、町37、村5、一部事務組合1、広域連合4、計102実施主体
事業者	指定介護療養型医療施設26、指定介護老人福祉施設5、計31事業者
不適切に支払われた介護給付費に係る介護サービスの種類	介護療養施設サービス、介護福祉施設サービス等
不適切に支払われた介護給付費の件数	8,170件(平成12年度～16年度)
不適切に支払われた介護給付費の額	200,263,246円(平成12年度～16年度)
不当と認める国の負担額	63,375,918円(平成12年度～16年度)

1 介護給付の概要

(介護保険)

介護保険は、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が保険者となって、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者及び40歳以上65歳未満の医療保険加入者を被保険者として、被保険者の要介護状態などに関し、必要な保険給付を行う保険である。

(介護サービス)

被保険者が、介護保険法に基づく居宅サービス及び施設サービス(以下、これらを「介護サービス」という。)を受けようとする場合の手続については、次のとおりとなっている。

(ア) 要介護者又は要支援者(以下「要介護者等」という。)に該当すること及びその該当する要介護状態区分等について、市町村の認定を受ける。

(イ) 介護支援専門員等に依頼するなどして、介護サービス計画を作成する。

(ウ) 介護サービス計画に基づいて、都道府県知事の指定等を受けた指定居宅サービス事業者又は介護保険施設(以下、これらを「事業者」という。)において介護サービスを受ける。

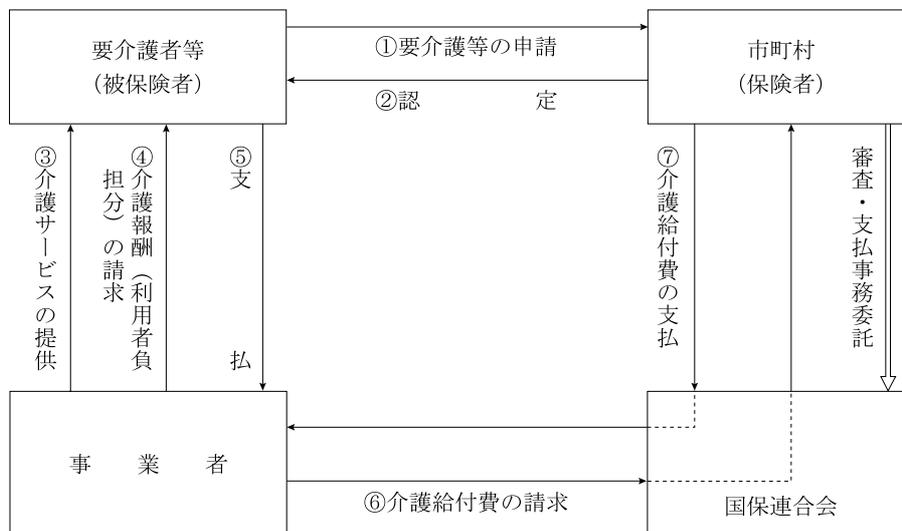
(介護報酬の算定)

事業者が介護サービスを提供して請求することができる報酬の額(以下「介護報酬」という。)は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第19号)及び「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第21号)(以下、これらを「算定基準」という。)等に基づき、介護サービスの種類ごとに定められた所定単位数に単価(10円～10.72円)を乗ずるなどして算定することとなっている。ただし、介護報酬のうち、介護保険施設の入所者における食事の提供に要する費用(以下「基本食事サービス費」という。)は、算定基準により定められた額(1日につき2,120円)となっている。

(介護給付費)

市町村は、要介護者等が事業者から介護サービスの提供を受けたときは、当該事業者に対して基本食事サービス費を除いた介護報酬の100分の90に相当する額及び基本食事サービス費から当該要介護者等の属する世帯の所得等に応じて定められた標準負担額を除いた額(以下、これらの額を「介護給付費」という。)を支払うこととなっている。

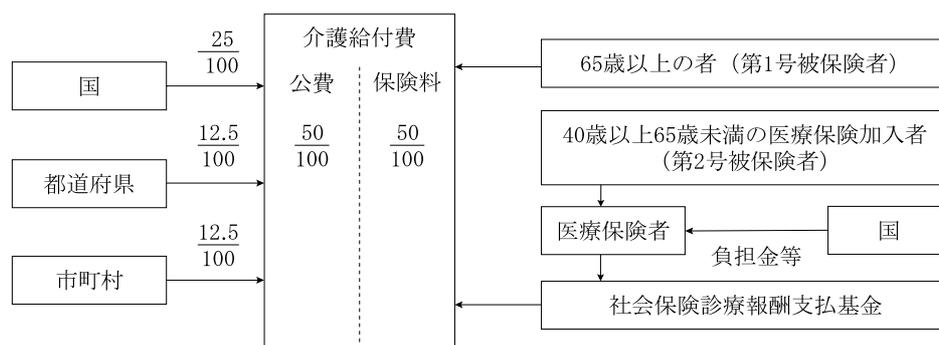
介護給付費の支払手続は、次のとおりとなっている(次図参照)。



- (ア) 介護サービスの提供を行った事業者は、介護給付費等を記載した介護給付費請求書等（以下「請求書等」という。）を、市町村から介護給付費に係る審査及び支払に関する事務の委託を受けた国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に送付する。
- (イ) 国保連合会は、事業者から送付された請求書等の審査点検を行い、介護給付費を市町村に請求する。
- (ウ) 請求を受けた市町村は、金額等を確認の上、国保連合会を通じて事業者に介護給付費を支払う。

(国の負担)

介護給付費は、100分の50を公費で、100分の50を被保険者の保険料でそれぞれ負担することとなっている(次図参照)。



そして、公費負担については、介護保険法に基づき、国が100分の25を、都道府県及び市町村がそれぞれ100分の12.5を負担している。

また、国は、健康保険法及び国民健康保険法に基づき、^(注1)医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する介護給付費納付金に要する費用の額の一部を負担している。

(注1) 医療保険者 医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う国、市町村、国民健康保険組合等

2 検査の結果

(不適切な支払の事態)

北海道ほか21都府県において検査したところ、北海道ほか9都県の102市区町村等が31事業者に対して行った平成12年度から16年度までの間における介護給付費の支払につい

て、8,170件、200,263,246円が適切でなく、これに対する国の負担額63,375,918円が不当と認められる。

これらの事態について、介護サービスの種類ごとに示すと次のとおりである。

ア 介護療養施設サービス及び短期入所療養介護

指定介護療養型医療施設(療養病床を有する病院又は診療所)において要介護者等に介護療養施設サービス及び短期入所療養介護を提供する際、算定基準等によると、個室又は2人部屋の提供により、要介護者等から特別料金を徴収している場合には、当該病室の提供を受けている要介護者等について1日当たりの所定単位数から105単位又は90単位を減算して介護報酬を算定することとなっている。

しかし、26事業者では、要介護者等から上記の特別料金を徴収しているのに、上記の減算をして算定していなかった。このため、介護給付費7,473件、169,734,486円の支払が適切でなく、これに対する国の負担額53,244,221円が過大となっていた。

イ 介護福祉施設サービス

指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)において要介護者に介護福祉施設サービスを提供する際、算定基準等によると、経管栄養として提供される濃厚流動食が薬価基準に記載されている場合には、当該施設の協力医療機関において医療保険における薬剤費等を算定できることから、当該施設においては基本食事サービス費を算定できないこととなっている。

しかし、5事業者では、薬価基準に記載された濃厚流動食を提供している要介護者について基本食事サービス費を算定していた。このため、介護給付費697件、30,528,760円の支払が適切でなく、これに対する国の負担額10,131,697円が過大となっていた。

(注2) 介護療養施設サービス 指定介護療養型医療施設の療養病床等に入院する要介護者に対する療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療

(注3) 短期入所療養介護 要介護者等を指定介護療養型医療施設等に短期間入所させて行う看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話

(注4) 介護福祉施設サービス 指定介護老人福祉施設に入所する要介護者に対する入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、事業者において算定基準等に対する認識が十分でなかったこと、市区町村等の審査点検が十分でなかったこと、都道府県において事業者に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

これを都道府県別に示すと次のとおりである。

都道府県名	実施主体 (事業者数)	年 度	不適切に支 払われた介 護給付費の 件 数	不適切に支 払われた介 護給付費 千円	不当と認め る国の負担 額 千円	摘 要
北 海 道	札幌市ほか 6 市町(4)	12～16	938	25,575	8,181	ア、イ
千 葉 県	千葉市ほか 3 市(1)	12～15	214	5,884	1,747	ア
東 京 都	府中市ほか17 市区(1)	13～15	1,263	32,115	9,910	ア
福 井 県	福井市ほか 7 市町等(2)	12～15	309	6,035	1,971	ア
愛 知 県	名古屋市ほか 20市町等(7)	12～15	3,299	77,399	23,888	ア
三 重 県	津市ほか28市 町村等(8)	12～14	1,241	29,866	9,661	ア
和歌山県	和歌山市ほか 6市町村(3)	14～16	377	5,514	1,886	ア
岡 山 県	岡山市ほか 2 市町(2)	12～15	184	3,802	1,251	ア
鹿児島県	鹿児島市ほか 5市町(2)	12～15	296	11,433	3,960	イ
沖 縄 県	糸満市(1)	13～15	49	2,636	916	イ
計	102 市区町村等 (31)		8,170	200,263	63,375	

注(1) 計欄の実施主体数は、都道府県の間で実施主体が重複することがあるため、各都道府県の実施主体数を合計したものと符合しない。

注(2) 摘要欄のア、イは、本文の不適切な支払の事態の介護サービスの種類に対応している。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(1) 滞納を未然に防止するための事業の実施を促進するなど、国民健康保険の収納特別対策事業に係る特別調整交付金の交付が効果的なものとなるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)国民健康保険助成費
部局等の名称	厚生労働本省(交付決定庁)(平成13年1月5日以前は厚生本省) 北海道ほか26都府県(支出庁)
交付の根拠	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
交付先	市143、特別区21、町67、村8、計239市区町村(保険者)
収納特別対策事業に係る特別調整交付金の概要	市町村等の国民健康保険に係る財政力の不均衡を調整するために交付する財政調整交付金のうち、通例の収納事業に加えて、収納特別対策事業を実施している場合に交付するもの
収納特別対策事業が効果的なものとなっていない市町村等の対象経費	126億7638万余円(平成12年度～14年度)
上記に対する交付金交付額	44億0433万余円

1 事業の概要

(国民健康保険の概要)

国民健康保険は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)等が保険者となって、被用者保険の被保険者及びその被扶養者等を除き、当該市町村の区域内に住所を有する者等を被保険者として、その疾病、負傷、出産又は死亡に関し、療養の給付、出産育児一時金の支給、葬祭費の支給等の給付を行う保険である。これらの給付は、被保険者の属する世帯の世帯主に賦課される保険料又は保険税(以下「保険料」という。)、国からの助成金等の収入によって賄われており、保険料は、国民健康保険事業における主たる財源となっている。

(保険料の納付と法令等に定める滞納者対策)

保険料の納付は、市町村が保険者である場合、原則として、世帯主あてに送付された納付書により金融機関等の窓口で納付する自主納付又は口座振替等による納付(以下、これらを

総称して「自主納付」という。)によって行われるが、保険料が納期限内に納付されない場合には、市町村は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)、地方税法(昭和25年法律第226号)等の定めにより、延滞金の徴収、被保険者証の返還及び被保険者資格証明書(注1)の交付、滞納処分などの措置(以下、これらを総称して「法令等に定める滞納者対策」という。)を執ることとなっている。

(注1) 被保険者証の返還及び被保険者資格証明書の交付 平成12年4月から、市町村は、特別の事情がないのに保険料を1年以上滞納している世帯主については、所持している被保険者証を返還させ、代わりに被保険者資格証明書を交付することが義務化された。その交付を受けた世帯の被保険者は、原則として、医療費の全額を医療機関に支払い、その後市町村から保険給付に相当する療養費の支給を受けることとなるが、保険料を1年6箇月以上滞納している場合には、特別の事情がある場合を除き、その支給は一時差し止めるものとされている。

(保険料の賦課及び保険料収入の確保に係る指導)

近年の国民健康保険の厳しい財政状況等を踏まえ、厚生労働省では、保険料の賦課及び保険料収入の確保について、「国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の指導監査について」(平成11年保険発第22号厚生省保険局国民健康保険課長通知)等により、都道府県を通じて、市町村に対し、おおむね、次のことに留意するよう指導を行っている。

ア 保険料の賦課

- (ア) 国民健康保険の未適用者を早期かつ的確に把握し、早期適用を推進すること
- (イ) 所得を申告しない未申告世帯については、関係機関と連携を密にし、積極的に実地調査を行うなどして的確に所得を把握のうえ保険料の額を算定すること

イ 保険料収入の確保

- (ア) 保険料の納期内納付の促進を図るため、口座振替の促進、納付回数の増加等の納付しやすい方策を推進すること
- (イ) 通常に比べ更新又は検認の期間が短い被保険者証(以下「短期被保険者証」という。)を交付するなど、被保険者証の交付方法を工夫して納付相談の機会の確保を図り、滞納を解消すること
- (ウ) 滞納者に対する被保険者証の返還及び被保険者資格証明書の交付等の措置を適正に行うこと
- (エ) 再三の催告にもかかわらず納付に応じない場合には、積極的に差押えを行うこと

(オ) 保険料を納期限までに完納しない場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、必ず延滞金を徴収すること

(カ) 関係部局との協力体制の確立や嘱託徴収員の採用など、徴収体制の整備を図り、滞納保険料について積極的な徴収活動等を行うこと

(収納特別対策事業に係る特別調整交付金)

厚生労働省では、国民健康保険について各種の助成を行っており、その一つとして市町村に対して財政調整交付金を交付している。

財政調整交付金は、市町村間の国民健康保険の財政力の不均衡を調整するため、法に基づいて交付するもので、一定の基準により財政力を測定してその程度に応じて交付する普通調整交付金と、特別の事情を考慮して交付する特別調整交付金がある。

そして、特別調整交付金の一つとして、保険料収納体制の整備及び国民健康保険財政の安定化を図る観点から、国民健康保険制度運営のために実施する通例の収納事業に加えて、より一層の収納事業(保険料(税)適正賦課及び収納率向上特別対策事業。以下「収納特別対策事業」という。)に取り組んだ市町村に対して交付する特別調整交付金(以下「収納特別対策特別交付金」という。)がある。

(収納特別対策特別交付金の交付対象市町村、交付対象事業等)

収納特別対策特別交付金は、「平成14年度特別調整交付金(その他特別の事情がある場合)の交付基準について」(平成14年保国発第0808001号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)及び別添「平成14年度保険料(税)適正賦課及び収納率向上特別対策事業の実施に係る特別調整交付金の交付方針」(以下「交付方針」という。なお、従前から同様の内容の通知がある。)等により、次の(ア)の交付対象市町村が、(イ)の交付対象事業を行った場合に、事業実施に必要な報酬、需用費等を対象経費として、被保険者規模(前年の被保険者数。以下同じ。)の区分に応じて定められた金額を限度に交付することとなっている。

(ア) 交付対象市町村

次のいずれかに該当する市町村

- ① 前年度から新規に収納特別対策特別交付金の交付決定を受けている市町村であって継続して事業を行う必要があると認められる市町村
- ② 被保険者規模に応じて、前々年度の保険料収納率が所定の率(90%～93%)未満の市町村

③ その他積極的に収納特別対策事業に取り組み、都道府県が推薦する市町村

(イ) 交付対象事業

通例の収納事業に加えて、実施要領を定めて実施する「資格取得届遅延者に係る適用及び保険料賦課の適正化に関する事業」、「収納体制の充実・強化に関する事業」、「口座振替の促進等、収納率向上に資する事業」、「保険料賦課事務の適正化に関する事業」等、保険料賦課事務の適正化及び収納率向上に資する事業(法令等に定める滞納者対策は、交付対象事業に含まれない。)

2 検査の結果

(検査の着眼点)

近年、国民健康保険における保険料収入の確保は、ますます困難なものとなっており、収納率は年々低下してきているが、国民健康保険事業の適正かつ安定的な運営を図るため、また、負担の公平を確保するため、保険料の収納率の維持・向上が不可欠である。

保険料の収納率の維持・向上を図るためには、保険料の収納は、本来、被保険者による自主納付・納期内納付が原則であることから、口座振替の促進など自主納付・納期内納付を促進し、滞納を未然に防止する対策(以下「滞納未然防止対策」という。)をまず、実施する必要がある。

滞納未然防止対策が十分行われず、納期内に納付されない保険料が増加すれば、市町村では、個々の滞納者に対する督促状の発送、文書・電話等による催告、嘱託徴収員による戸別徴収等(以下、これらを総称して「滞納整理」という。)の事務量が増え、市町村の人的・物的負担が増加することとなる。

そして、滞納未然防止対策は、滞納整理と比較して、事務経費等の面でみても経済的・効率的であり、滞納の発生する前に対策を執ることにより、収納事業を効果的なものとする事が期待できる。

また、滞納未然防止対策を十分に実施しても、なお発生する保険料の滞納については、前記のとおり、市町村は法令等に定める滞納者対策を行うこととされており、これを的確に実施することは市町村の責務となっている。

そこで、収納特別対策特別交付金の交付が効果的なものとなっているかという観点から、交付金の交付を受けた市町村において、滞納未然防止対策や法令等に定める滞納者対策が十分又は的確に実施されているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象)

(注2)
北海道ほか26都府県において、12年度から14年度までの間に2箇年度以上にわたり収納特別対策特別交付金の交付を受けた300市区町村(対象経費計154億1641万余円、これに係る交付金交付額計55億5721万余円)を対象として検査した。

(注2) 北海道ほか26都府県 東京都、北海道、大阪府、青森、宮城、秋田、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、富山、福井、山梨、岐阜、愛知、三重、兵庫、和歌山、鳥取、広島、愛媛、福岡、熊本、宮崎、沖縄各県

(検査の結果)

検査したところ、上記の300市区町村のうち、北海道ほか26都府県の239市区町村(対象経費計126億7638万余円、これに係る交付金交付額計44億0433万余円)において、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

(1) 収納事業の実施状況

上記の300市区町村における保険料の収納事業(収納特別対策事業を含む。)についてみると、次のとおり、滞納未然防止対策、法令等に定める滞納者対策が十分又は的確に行われているとは認められない市区町村が多数ある状況となっていた。

ア 滞納未然防止対策が進んでいなかったもの

① 口座振替の促進が十分図られていなかったもの 122 市区町村

口座振替による納入を推進することにより、納期内納付を促進することができるが、これらの122市区町村では、口座振替等による保険料の収納率が、12年度から14年度までの間、いずれも低率(50%未満)となっていて、口座振替の促進が十分図られていなかった。

② 納付回数の増加が図られていなかったもの 32 市町村

保険料の納付回数の増加を図れば、1回当たりの納付額が少なくなるため納付がしやすくなるとされているが、毎月(12回)納付としているものが61市区町ある一方で、これらの32市町村では、年間の納付回数を、12年度から14年度までの間、いずれも6回以下としていて、納付回数の増加が図られていなかった。

③ 資格取得届遅延者の把握及び早期適用が十分でなかったもの 42 市区町村

被保険者資格取得の届出が遅延すると、遡及して賦課される保険料が多額となることから、滞納の大きな要因となっているが、これらの42市区町村では、届出を6箇

月以上遅延している者の届出者全体に対する割合が12年度から14年度までの間、いずれも5%以上となっていて、未適用者の把握及び早期適用が十分でなかった。

④ 所得未申告世帯の所得の把握が十分でなかったもの 74 市区町村

所得未申告世帯については、積極的に実地調査を行うなどして的確に所得を把握のうえ保険料の額を算定することとなっているのに、これらの74市区町村では、国民健康保険全世帯に占める所得を把握していない世帯の割合が12年度から14年度までの間、いずれも5%以上となっていて、所得未申告世帯に係る所得の把握が十分でなかった。

イ 法令等に定める滞納者対策が的確に行われていなかったもの

① 延滞金の徴収が的確に行われていなかったもの 144 市区町村

保険料を納期限までに納付しない場合には、原則として、延滞金を徴収することとなっているが、これらの144市区町村では、12年度から14年度までの間、これを全く行っていなかったり、延滞金徴収額が著しく少なかったりしていた。

② 滞納処分が行われていなかったもの 65 市区町村

滞納者に対して再三の催告を行ったにもかかわらず、連絡、納付がない場合には滞納処分(差押え)を行うこととなっているのに、これらの65市区町村では、12年度から14年度までの間、これを全く行っていなかった。

③ 被保険者証の返還及び被保険者資格証明書の交付措置を執っていないもの 76 市区町村

納期限から1年以上滞納している世帯主に対しては、原則として、被保険者証を返還させ被保険者資格証明書を交付することとなっているのに、これらの76市区町村では、12年度から14年度までの間、これを全く行っていなかった。

④ 短期被保険者証の交付が行われていなかったもの 15 市区町村

滞納者に対しては、通常の被保険者証に代えて短期被保険者証を交付することができることとなっているが、これらの15市区町村では、12年度から14年度までの間、これを全く活用していなかった。

(2) 交付対象事業別の事業の実施状況等

前記のとおり、滞納未然防止対策は、滞納整理と比較して、事務経費等の面でみても経済的・効率的であり、滞納の発生する前に対策を執ることにより、収納事業を効果的なも

のとすることが期待できることから、収納事業においては、まず、これを十分に実施することが重要である。

そこで、上記の300市区町村における収納特別対策事業の交付対象事業別の実施状況を、滞納未然防止対策に係る事業と滞納整理に係る事業とに分けてみると、滞納整理に係る事業である前記の「収納体制の充実・強化に関する事業」(主として嘱託徴収員を活用した戸別徴収等)を実施している市区町村が275市区町村と全体の約90%を占めていた。

これに対して、滞納未然防止対策に係る事業である「資格取得届遅延者に係る適用及び保険料賦課の適正化に関する事業」、「口座振替の促進等、収納率の向上に資する事業」及び「保険料賦課事務の適正化に関する事業」(所得未申告者への申告勧奨等)を実施している市区町村は、それぞれ18%、64%及び25%と少ない状況となっていた。

そして、「収納体制の充実・強化に関する事業」に係る経費が各年度とも全体の対象経費の70%を超えていた。

また、近年、保険料収納率は全国的に低下傾向にあり、その全国平均値は、12年度91.35%、14年度90.39%でこの間に0.96ポイント低下しているが、収納特別対策特別交付金の交付を受けた前記の300市区町村の収納率の平均値は、12年度89.48%、14年度88.50%で、この間に0.98ポイント低下しており、全国平均値との開差が広がっていた。

上記のように、収納特別対策特別交付金の交付を受けた市区町村において、滞納未然防止対策が進んでいなかったり、法令等に定める滞納者対策を的確に行っていなかったり、収納特別対策事業の実施が滞納未然防止対策よりも滞納が発生した後の滞納整理に偏っている状況となったりしている事態は、収納特別対策特別交付金の交付が効果的なものとなっているとは認められず、改善を図る必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、収納特別対策特別交付金の交付を受けた市区町村において、効果的かつ適正に収納事業を実施することについて認識、理解が不足していたことにもよるが、主として、厚生労働省において、次のことによると認められた。

- (ア) 滞納未然防止対策が進んでいない市町村や法令等に定める滞納者対策を的確に実施していない市町村についてはその実施を交付要件とするなど、収納事業を適正かつ効果的に実施するための収納特別対策特別交付金の交付方法について十分検討していなかったこと
- (イ) 各交付対象事業ごとに交付上限額を設定するなど、収納特別対策事業が嘱託徴収員によ

る戸別徴収等の滞納整理事業に偏ることとならないようにするための方策について十分検討していなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、厚生労働省では、16年8月に、都道府県に対して通知を発し、収納特別対策特別交付金の交付が効果的なものとなるよう、次のような処置を講じた。

- (ア) 被保険者資格証明書の交付や、口座振替の進んでいない市町村については口座振替の促進事業の実施を交付金の交付要件とするなど交付方針を改正するとともに、これらの実施を促進するよう都道府県を通じて市町村を指導した。
- (イ) 各交付対象事業ごとに交付上限額を定めるなどにより、収納特別対策事業の総合的な実施が図られるよう、交付方針を改正した。

(2) 医薬品等の購入に係る予算執行について、当該年度に行うべき会計事務処理を行わず、翌年度の予算から支払っていた事態を改善させたもの

会計名及び科目	国立病院特別会計(病院勘定) (項)病院経営費 (療養所勘定) (項)療養所経営費
部局等の名称	厚生労働省
会計経理の概要	薬品類、レントゲンフィルム、医療用消耗品等の購入に要する経費
不適正な会計経理を行っていた国立病院等	国立札幌病院(平成16年4月1日以降は独立行政法人国立病院機構北海道がんセンター)ほか20国立病院等
上記の施設の医薬品等購入費の額	759億2412万余円(平成13、14両年度)
不適正に経理されていた経費の額	76億0126万円(平成13、14両年度)

1 会計経理の概要

(国立病院等に係る予算)

国立病院及び国立療養所(以下、これらのうち国立ハンセン病療養所を除いたものを「国立病院等」という。)は、医療を行い、併せて医療の向上に寄与することなどを目的として設置

されており、平成14年度末における全国の国立病院等の数は166となっている。

国立病院等の運営に要する経費は、厚生労働大臣から国立病院特別会計の(項)病院経営費及び(項)療養所経営費として、支出負担行為計画の示達を受けた歳出予算の額(以下「示達額」という。)の範囲内で賄うこととされている。このうち、患者の診療に使用する薬品類、レントゲンフィルム、医療用消耗品等(以下、これらを「医薬品等」という。)の購入に要する経費については(項)病院経営費及び(項)療養所経営費の(目)医薬品等購入費(以下「医薬品等購入費」という。)から支出されている。

(支出負担行為制度)

国が行う契約から支払までの会計事務は、財政法(昭和22年法律第34号)、会計法(昭和22年法律第35号)等(以下「会計法令」という。)に従って処理することとなっている。

会計法令では、予算の執行を、支出の原因となる債務負担とその結果として発生する支出とに区分して、支出の原因となる債務負担の段階において厳格な統制を実施し、予算の適正かつ計画的な執行を図ることを目的として支出負担行為制度が設けられている。

この支出負担行為制度は、示達額を超過して国の債務負担の原因となる行為が行われることを防止しようとするものであり、支出負担行為担当官は、支出官から当該支出負担行為が示達額を超過しないことの確認を受け、関係の帳簿に登録された後でなければ、支出負担行為をすることができないとされている。

(医薬品等の購入に係る会計事務処理)

国立病院等における医薬品等の購入については、会計法令の定めるところに従い、次のように契約から支払までの会計事務を処理することとなっている。

- ① 一定期間継続して購入する医薬品等については、年度当初などに、支出負担行為担当官が、購入の見込まれる品目を対象として単価契約を行う。そして、物品管理官は、薬剤科、看護部等に配置された物品供用官の供用請求に基づき、支出負担行為担当官に対して購入を要求する。これを受けて支出負担行為担当官は業者に発注し納品させる。その後、通常、翌月に業者から1箇月分をまとめた請求書が提出され、これを受けて支出負担行為の決議書を作成し、支出官に送付する。
- ② その他の医薬品等については、物品管理官が、物品供用官の供用請求に基づき、支出負担行為担当官に対して購入を要求する。これを受けて支出負担行為担当官は、品目及び数量を取りまとめ、その都度見積書を徴し、業者と総価による契約(以下「総価契約」とい

う。)を行い納品させる。そして、契約時に支出負担行為の決議書を作成し、支出官に送付する。

- ③ 支出官は、支出負担行為差引簿を備え、予算科目別に示達額を超えることなどが無いよう、支出負担行為の確認を行い、予算の執行を管理するとともに、業者から提出された請求書を審査確認の上、所定の期日までに購入代金を支払う。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

国立病院等における歳出のうち、医薬品等購入費の支出額は毎年多額に上っており、その予算執行については、本院としても強い関心を持って検査してきたところである。また、16年4月からは、国立病院等が独立行政法人国立病院機構(以下「国立病院機構」という。)へ移行することとなった。

そこで、国立病院機構にその運営が引き継がれることとなる国立病院等における予算執行、特に医薬品等購入費に係る会計経理が、会計法令に従って適正に行われているかに着眼して検査した。

(検査の対象)

国立札幌病院(16年4月1日以降は「独立行政法人国立病院機構北海道がんセンター」)ほか^(注1)25国立病院等における医薬品等購入費支出済額13年度426億5572万余円、14年度396億1461万余円、計822億7034万余円を対象として検査した。

(検査の結果)

検査したところ、上記の26国立病院等のうち、国立札幌病院ほか^(注2)20国立病院等における医薬品等購入費支出済額13年度392億3651万余円、14年度366億8761万余円、計759億2412万余円について、次のような事態が見受けられた。

すなわち、上記の21国立病院等では、13年度及び14年度の会計経理において、各年度中に納品させた医薬品等の一部について、当該年度内に支出負担行為等の会計事務処理を行うと示達額を超えることになるため、支出負担行為等の会計事務を翌年度に持ち越して処理していた。各年度において会計事務処理を行わなかった金額は、13年度20億8617万余円、14年度55億1509万余円、計76億0126万余円に上っている。

これらについて、21国立病院等では、支出負担行為の事務処理に際し、契約時に支出負担行為を行うこととなっている総価契約によるものも含め、業者から納品書・請求書の提出

を受けた上で「支出負担行為並びに支出決議書」(以下「決議書」という。)を作成している。そして、おおむね、次のような方法で、一連の会計事務処理を行い、翌年度の予算から支払っていた。

- ① 単価契約分については、日付欄が空白の請求書を業者に提出させ、これに翌年度、適当な日付を記入したり、翌年度の単価契約分に対する請求書に合算した請求書を提出させたりするなどして、決議書を作成する。
- ② 総価契約分については、日付欄が空白の請求書を業者に提出させ、これに翌年度、適当な日付を記入するなどして、決議書を作成する。

このように、医薬品等の購入に当たり、当該年度に行うべき会計事務処理を行わず、翌年度の支出負担行為により処理するなど、事実と異なる会計経理が行われ、年度を超えて翌年度の予算から代金が支払われている事態は、会計法令及び予算に違背するもので適切とは認められない。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のようなことなどによると認められた。

ア 厚生労働省において

国立病院等における医薬品等購入費に係る予算の執行状況についての把握が十分でなく、また、国立病院等に対する適正な会計事務処理の周知徹底や支出削減など業務運営の効率化に向けた指導が十分でなかったこと

イ 国立病院等において

(ア) 医薬品等購入費に係る予算執行について、会計法令及び予算を遵守して適正に執行すべきことへの認識が欠如していたこと

(イ) 支出削減等の業務運営の効率化や収入の確保への計画的取組みが十分でなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、厚生労働省では、次のとおり、改善の処置を講じた。

- ① 国立病院等に対し、適切な会計事務処理の周知徹底や支出削減等業務運営の効率化に向けた指導を実施した。これを受け、国立病院等においては、医薬品等の共同購入等を実施した。また、特に経営改善の必要性が高いと判断した国立病院等については特別指導を行うとともに、その指導事項等について地方厚生局を通じて全国の国立病院等に周知した。
- ② 15年度において、医薬品等購入費の予算が不足する場合に備えて他の予算科目におい

ても経費の削減に努め、同年度の医薬品等購入費の予算の執行状況を踏まえて、16年3月、財務大臣の承認が得られた額について、(項)病院経営費(目)医療機器整備費等の予算科目から医薬品等購入費に予算の流用の措置を執った。

- ③ 15年度末において支払未済のものについては、国立病院機構が国(国立病院特別会計)から負債として承継し、法人設立時の貸借対照表上に表示した上で、同じく国から資本剰余金として承継した診療報酬に係る未収金を財源として国立病院機構へ移行後の国立病院等が16年6月に業者に支払った。

(注1) 国立札幌病院ほか25国立病院等 国立札幌病院、国立函館病院、国立仙台病院、国立郡山病院(平成16年3月廃止)、国立病院東京医療センター、国立名古屋病院、国立金沢病院、国立滋賀病院、国立大阪病院、国立米子病院、国立大竹病院、国立病院呉医療センター、国立病院九州循環器病センター、国立指宿病院、国立療養所帯広病院、国立療養所道北病院、国立療養所八雲病院、国立療養所福島病院、国立療養所翠ヶ丘病院、国立療養所西群馬病院、国立療養所七尾病院、国立療養所岐阜病院、国立療養所長良病院、国立療養所豊橋東病院、国立療養所近畿中央病院及び国立療養所柳井病院(16年4月1日以降は独立行政法人国立病院機構北海道がんセンター、独立行政法人国立病院機構函館病院、独立行政法人国立病院機構仙台医療センター、独立行政法人国立病院機構東京医療センター、独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター、独立行政法人国立病院機構金沢医療センター、独立行政法人国立病院機構滋賀病院、独立行政法人国立病院機構大阪医療センター、独立行政法人国立病院機構米子医療センター、独立行政法人国立病院機構大竹病院、独立行政法人国立病院機構呉医療センター、独立行政法人国立病院機構九州循環器病センター、独立行政法人国立病院機構指宿病院、独立行政法人国立病院機構帯広病院、独立行政法人国立病院機構道北病院、独立行政法人国立病院機構八雲病院、独立行政法人国立病院機構福島病院、独立行政法人国立病院機構いわき病院、独立行政法人国立病院機構西群馬病院、独立行政法人国立病院機構七尾病院、独立行政法人国立病院機構岐阜病院、独立行政法人国立病院機構長良病院、独立行政法人国立病院機構豊橋東病院、独立行政法人国立病院機構近畿中央胸部疾患センター及び独立行政法人国立病院機構柳井病院)

(注2) 国立札幌病院ほか20国立病院等 国立札幌病院、国立函館病院、国立仙台病院、国立病院東京医療センター、国立名古屋病院、国立金沢病院、国立大阪病院、国立米子病院、国立大竹病院、国立病院呉医療センター、国立病院九州循環器病センター、国立指宿病院、国立療養所帯広病院、国立療養所道北病院、国立療養所翠ヶ丘病院、国立療養所西群馬病院、国立療養所七尾病院、国立療養所岐阜病院、国立療養所長良病院、国立療養所近畿中央病院及び国立療養所柳井病院

(3) 中小規模事業場健康づくり事業の実施に当たり、健康測定における医学的検査に係る経費の負担内容を明確にし、その支払を適切に行うよう改善させたもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(労災勘定) (項)労働福祉事業費
部局等の名称	厚生労働本省
委託先	中央労働災害防止協会
委託契約名	平成14年度中小規模事業場健康づくり事業委託契約
中小規模事業場健康づくり事業の概要	労働者の「心とからだの健康づくり」の普及及びその定着を図るため、健康測定、健康指導等を実施する中小企業者を支援するもの
上記に係る委託費の総額	14億8905万余円(平成14年度)
上記のうち健康測定に係る委託費の額	4億6104万余円
健康測定の対象者数	33,368人(平成14年度)
節減できた委託費の額	5472万円(平成14年度)

1 事業の概要

(健康づくり事業の概要)

厚生労働省では、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づき、事業者が労働者に対して毎年行わなければならない定期健康診断に加え、労働者の健康保持増進のために行う健康教育、健康相談等の「心とからだの健康づくりの活動(トータル・ヘルスプロモーション・プラン)」(以下「THP」という。)を支援している。

そして、同省では、このTHPの導入及び定着を図るため、中小規模事業場健康づくり事業実施要綱(平成12年基発第187号)に基づき、平成12年度から、THPの導入が進んでおらず、THPの実施に必要な医師等の要員を確保することが困難な中小企業を対象に、中小規模事業場健康づくり事業(以下「健康づくり事業」という。)を中央労働災害防止協会(以下「協会」という。)に委託して実施している。

(導入指導事業の健康測定)

健康づくり事業には、中小規模事業場THP導入指導事業(以下「導入指導事業」という。)、小規模事業主THP体験研修事業等があり、このうち導入指導事業は、中小規模の事業場ごとに、4年を1事業期間とし、健康測定、健康指導等を行うものである。

協会では、導入指導事業の実施に協力する医療機関と契約を締結し、この医療機関が健康測定等を実施し、協会がこれに要する費用を支払っている。

この導入指導事業として行う健康測定(以下「健康測定」という。)は、定期健康診断が疾病等の早期発見などを目的として胸部エックス線、肝機能、血中脂質等の検査などを行うのに対し、健康の保持増進を目的として健常者を対象とする循環機能、血液、呼吸機能等の医学的検査などを行うものである。

(定期健康診断及び健康測定における医学的検査に係る経費の負担)

定期健康診断に係る経費は、原則として事業者が負担することとなっている。そして、健康測定の医学的検査と定期健康診断の検査には、中性脂肪等の血中脂質に係る血液検査など共通する検査項目が多くあり、両者に共通する検査項目は、定期健康診断でその検査を行い、健康測定においてこれを利用することとなっていて、当該検査に要する経費は健康測定では負担しないこととなっている。

健康測定では、定期健康診断と共通する検査とは別に、次のような医学的検査を実施している。

(注1)
① バイシクルエルゴメーターを用いて運動負荷試験を行い、運動中の心電図をモニターするなどして心肺機能について検査する循環機能検査

② 血液検査のうち、痛風や腎機能障害等の指標となる血液中の尿酸、クレアチニン等についての検査

(注2)
③ スパイログラフイーにより肺活量を測定し、呼吸の状態について検査する呼吸機能検査
そして、これらの独自に実施する医学的検査については、健康測定においてその経費を負担することとなっている。

(注1) バイシクルエルゴメーター 自転車型の機具を漕ぐことにより運動負荷をかけて心肺機能を測定する装置

(注2) スパイログラフイー 呼吸運動を記録する方法

(血液判断料及び循環機能検査経費)

協会では、健康測定で独自に実施している医学的検査に係る経費の各検査項目ごとの単価について、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づいて定められた医科診療報酬点数表の点数(以下「健保点数」という。)を参考にしてその上限額を定め、医療機関は上限額の範囲内で定めた単価表を協会に提出し、これを協会が審査、承認している。

そして、この健保点数によれば、医学的検査に係る血液判断料は、同じ区分に属する血液検査の場合、その種類及び回数にかかわらず月1回に限り算定することとなっており、また、バイシクルエルゴメーターによる循環機能検査の点数には、同一人につき、この検査と同一日に行われたスパイログラフィーによる呼吸機能検査に係る費用を含むこととなっている。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

導入指導事業の健康測定における医学的検査は、定期健康診断で行われる検査と共通する項目があることなどから、これらの検査の実施時期、実施内容等からみて、健康測定の医学的検査に係る経費の支払が適切かなどに着眼して検査を実施した。

(検査の対象)

14年度における健康づくり事業に係る委託費14億8905万余円のうち、導入指導事業で医療機関により医学的検査が行われる健康測定を実施した33,368人に係る委託費4億6104万余円を対象として検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(ア) 血液判断料を別途に支払っていたもの

協会では、医療機関に対し、血液検査に係る血液判断料として27,469人分、3294万余円を支払っていた。

このうち、26,056人分(支払額3124万余円)については、同一医療機関が健康測定と定期健康診断の血液検査を同一日に実施し、その結果を両方で利用していた。

しかし、健保点数によれば、上記26,056人に係る健康測定で独自に実施した尿酸、クレアチニン等の血液検査の項目は、定期健康診断で実施した、健康測定と共通の血液検査の項目と同じ区分に含まれている。そして、同じ区分の血液検査が同一医療機関で、同一月に実施される場合には、それに係る血液判断料は月1回に限り算定することとなっているのに、健康測定における血液判断料を定期健康診断における血液判断料とは別途に支払っていた。

(イ) 呼吸機能検査経費を別途に支払っていたもの

協会では、医療機関に対し、呼吸機能検査に係る経費として31,368人分、2509万余円

を支払っていた。

このうち、29,350人分(支払額2347万余円)については、同一医療機関がスパイログラフィーによる呼吸機能検査とバイシクルエルゴメーターによる循環機能検査を同一日に実施していた。

しかし、健保点数によれば、バイシクルエルゴメーターによる循環機能検査は、同一人につき、この検査と同一日に行われたスパイログラフィーによる呼吸機能検査の費用を含むこととなっているのに、上記29,350人について循環機能検査に係る経費とは別途に、呼吸機能検査に係る経費を支払っていた。

したがって、上記のように、健康測定の医学的検査において、同一医療機関が同一月に、健康測定と定期健康診断の血液検査を実施している場合、健康測定の血液検査に係る血液判断料は、定期健康診断の血液判断料に含まれるとすべきであるのに、別途血液判断料を支払ったり、同一日に呼吸機能検査と循環機能検査を実施している場合、呼吸機能検査に係る経費は循環機能検査に係る経費に含まれるとすべきであるのに、別途呼吸機能検査に係る経費を支払ったりしていたのは適切ではなく、改善の要があると認められた。

(節減できた支払額)

別途に支払った健康測定独自の血液判断料3124万余円及び呼吸機能検査に係る経費2347万余円、計5472万余円が節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、健康づくり事業の実施に当たり、協会において、健康測定と定期健康診断のそれぞれの実施時期、実施内容に応じた経費の支払についての認識が十分でなかったことなどにもよるが、厚生労働省において、医療機関が健康測定において医学的検査を実施する際の経費について、その負担する内容を明確にさせていないなど、協会に対する指導が十分でなかったことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、厚生労働省では、16年9月に、協会に対して通達を発し、健康づくり事業の実施に当たり、医療機関が健康測定において実施する医学的検査に係る経費の負担内容を明確にさせるとともに、健康測定と定期健康診断の実施時期、実施内容等についての的確に把握させ、その経費の支払が適切なものとなるよう処置を講じた。

平成 11 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項に対する処置状況

国民年金の第 3 号被保険者に係る種別変更の届出の適正化について

平成 11 年度決算検査報告 218 ページ参照
平成 12 年度決算検査報告 254 ページ参照
平成 13 年度決算検査報告 305 ページ参照
平成 14 年度決算検査報告 275 ページ参照

1 本院が表示した改善の意見

(検査結果の概要)

国民年金の第 3 号被保険者は、民間サラリーマンや公務員等である第 2 号被保険者に生計を維持されている配偶者(以下「被扶養配偶者」という。)のうち 20 歳以上 60 歳未満の者であり、国民年金の保険料を納付する要がないとされている。この第 3 号被保険者に係る被扶養配偶者の認定基準によると、年間収入が 130 万円(以下、この額を「基準額」という。)未満であることなどを要件としている。この年間収入のうち事業所得等については、社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費(以下「必要経費」という。)をその総収入額から控除した後の金額を収入としている。そして、第 3 号被保険者の年間収入が基準額以上になるなどして認定基準を満たさなくなった場合には、第 1 号被保険者への種別変更の届出を行わなければならないこととなっている。

そこで、第 3 号被保険者の資格種別が認定基準に照らして適正なものとなっているかについて検査したところ、第 3 号被保険者の資格要件を欠いているのに種別変更の届出を行わず、納付すべき国民年金の保険料を納付していない者が多数見受けられた。

このような事態が生じているのは、第 3 号被保険者において、種別変更の届出の義務についての理解が十分でなかったことにもよるが、なお、次のことによると認められた。

- (ア) 第 3 号被保険者に係る種別変更の届出の必要な者の把握が十分でなかったこと
- (イ) 事業所得等の総収入額から控除する必要経費の範囲を明確にしていなかったこと
- (ウ) 第 3 号被保険者に係る種別変更の届出の義務について、被保険者への周知が十分でなかったこと

(検査結果により表示した改善の意見)

第 3 号被保険者に係る種別変更の届出について、その適正化が図られるよう、次のとおり、社会保険庁長官に対し平成 12 年 11 月に、会計検査院法第 36 条の規定により改善の意

見を表示した。

- (ア) 第3号被保険者に係る被扶養配偶者の認定基準と健康保険等の医療保険における被扶養者の認定の取扱いが、年間収入の要件に関しては同じであることにかんがみ、医療保険者との連携を十分に執るなどして第3号被保険者のうち種別変更の届出が必要な者を把握すること
- (イ) 事業所得等の総収入額から控除する必要経費の範囲を明確にすること
- (ウ) 市町村や事業所との連携を十分に執るなどして、第3号被保険者に対して種別変更の届出の義務について周知、徹底を図ること

2 当局の処置状況

社会保険庁では、本院指摘の趣旨に沿い、上記の(ウ)については、13年中に、第3号被保険者に対して種別変更の届出の義務について周知、徹底を図った。

また、(ア)については、16年9月に、地方社会保険事務局長に通知を発し、医療保険の事務を行っている事業主において、第3号被保険者のうち種別変更の届出が必要な者を把握し、これに対して種別変更の届出を勧奨する措置を講じた。

(イ)については、事業所得等の総収入額から控除する必要経費の範囲は所得税法(昭和40年法律第33号)における取扱いに準ずることとしており、被用者保険の医療保険者と調整の上、今後、地方社会保険事務局に通知することとしている。

平成14年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項に対する処置状況

診療報酬における基本診療料等の届出の受理について

(平成14年度決算検査報告266ページ参照)

1 本院が要求した是正改善の処置

(検査結果の概要)

基本診療料、特掲診療料及び入院時食事療養費(以下「基本診療料等」という。)からなる診

療報酬の中には、医療機関が、医師、看護師及び准看護師(以下、この両者を併せて「看護職員」という。)等の配置等について厚生労働大臣が定める基準に適合していることを地方社会保険事務局又は都道府県に届け出て、審査を経て受理された場合に初めて算定し請求することができるものがある。

そして、基本診療料等に係る届出に関する手続の取扱いを定めた通知(以下「取扱通知」という。)によると、医療機関は、届出を行う時点において、医師、看護職員等のいずれについても、その員数が医療法(昭和23年法律第205号)が定める医療機関に置くべき標準人員数の8割を超えていなければ新規又は上位の診療報酬算定項目への変更の届出は受理されないことなどとされている。

一方、基本診療料のうちの入院基本料については、その算定方法を定めた通知(以下「算定通知」という。)によって、医師の員数が標準人員数の8割以下であっても看護職員等の員数が標準人員数の8割を超えるなどしていれば、所定の減額をしない場合がある。

そこで、基本診療料等の届出が取扱通知に基づいて適切に受理され、基本診療料等が医療機関において適正に算定されているかについて検査したところ、医療機関では届出時に医師の員数が標準人員数の8割以下となっていたのに、看護職員等の員数が標準人員数の8割を超えていたなどの理由から、基本診療料等に関し新規等の届出を行い、地方社会保険事務局及び都道府県では医師の員数を確認できずにこれらをそのまま受理するなどしていた。このため医療機関において誤った基本診療料等を算定して請求していて、医療費の支払が不適切となっている事態が見受けられた。

このような事態が生じているのは、基本診療料等の届出についての医療機関の認識が十分でないことにもよるが、主として次のことによると認められた。

- (ア) 医師の員数が標準人員数の8割以下となっている医療機関について基本診療料等の届出の受理の制限を定めた取扱通知が、当該医療機関における入院基本料の減額を定めた算定通知と混同されやすいものとなっていること
- (イ) 医療機関が基本診療料等を届け出る際に、届出時の医師、看護職員等の員数及び標準人員数を確認できるようになっていないこと
- (ウ) 地方社会保険事務局及び都道府県において、取扱通知に対する認識・理解が十分でないこと

(検査結果により要求した是正改善の処置)

診療報酬における基本診療料等の届出の受理が適切に行われるよう、次のとおり、厚生労

働大臣に対し平成15年11月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を要求した。

- (ア) 取扱通知における届出の申請・受理に関する取扱いの記述を明確にすること
- (イ) 基本診療料等の届出に際し、届出時の医師、看護職員等の員数及び標準人員数を確認できるようにすること
- (ウ) 地方社会保険事務局及び都道府県に対し、本制度の周知徹底を図るとともに、医療機関への制度の周知徹底を図るよう指導すること

2 当局が講じた是正改善の処置

厚生労働省では、本院指摘の趣旨に沿い、16年2月から4月にかけて取扱通知等を改正するなどして、診療報酬における基本診療料等の届出の受理が適切に行われるよう、次のような処置を講じた。

- (ア) 基本診療料等に係る届出の取扱いを見直して、算定通知との整合を図るとともに、届出の申請・受理に関する取扱いの記述を明確にした。
- (イ) 届出書の様式を改正し、基本診療料等の届出時に、医師、看護職員等の員数が標準人員数に対して一定の基準を下回っていないことを医療機関に申告させるとともに、医師、看護職員等の員数及び標準人員数を確認するため、地方社会保険事務局及び都道府県において保有している資料を活用することを周知した。
- (ウ) 地方社会保険事務局及び都道府県に対し、上記の基本診療料等に係る届出の取扱いの見直しについて周知を図るとともに、医療機関への制度の周知徹底を図るよう指導を行った。

第9 農 林 水 産 省

不 当 事 項

補 助 金 (136)–(149)

1 補助金の概要

農林水産省所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省では、この事業に要する経費について、都道府県等及び特定の団体に対しては直接に、市町村等に対しては都道府県等を経由して補助金を交付し又は無利子貸付金を貸し付けている。

(注) 無利子貸付金 日本電信電話株式会社の株式の売払収入を財源とする財務省所管産業投資特別会計社会資本整備勘定及びこの勘定から財源の繰入れを受けた公共事業関係の各特別会計からの無利子貸付金。この無利子貸付金については、その償還時に国の負担又は補助が行われることになっていることから、補助金と同様に取り扱われている。

2 検査の結果

47 都道府県及びその管内の市町村等並びに 24 団体を検査した結果、3 県、9 府県管内の 10 町村等計 13 事業主体が実施した小規模零細地域営農確立促進対策事業、中山間総合整備事業等の 14 事業に係る国庫補助金 119,254,873 円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

- | | | | |
|-----------------------|------|-------------|--------------|
| ① 工事の設計が適切でないもの | 4 事業 | 不当と認める国庫補助金 | 63,787,965 円 |
| ② 補助の対象とならないもの | 3 事業 | 不当と認める国庫補助金 | 19,183,159 円 |
| ③ 補助金を過大に受給しているもの | 2 事業 | 不当と認める国庫補助金 | 8,329,869 円 |
| ④ 補助対象事業費を過大に精算しているもの | 1 事業 | 不当と認める国庫補助金 | 14,225,968 円 |
| ⑤ 工事の施工が設計と相違しているもの | 1 事業 | 不当と認める国庫補助金 | 7,265,719 円 |

- ⑥ 補助の目的を達していないもの

1 事業	不当と認める国庫補助金	2,806,900 円
------	-------------	-------------
- ⑦ 事業の計画が適切でないもの

1 事業	不当と認める国庫補助金	1,922,793 円
------	-------------	-------------
- ⑧ 工事費の積算が過大となっているもの

1 事業	不当と認める国庫補助金	1,732,500 円
------	-------------	-------------

また、これを個別に示すと次のとおりである。

(136) 復旧治山事業の実施に当たり、護岸工費の積算を誤ったため、工事費が割高となっているもの

会計名及び科目	国有林野事業特別会計(治山勘定) (項)治山事業費
部局等の名称	林野庁
補助の根拠	森林法(昭和26年法律第249号)
補助事業者 (事業主体)	神奈川県
補助事業	復旧治山
補助事業の概要	荒廃山地を復旧整備し、災害の防止、軽減を図るため、平成14年度に谷止工、護岸工等を施工するもの
事業費	39,784,500 円
上記に対する国庫補助金交付額	21,881,475 円
不当と認める事業費	3,150,000 円
不当と認める国庫補助金交付額	1,732,500 円

1 補助事業の概要

この補助事業は、神奈川県が、復旧治山事業の一環として、小田原市早川地内において荒廃山地を復旧整備し、災害の防止、軽減を図るため、平成14年度に谷止工、護岸工等を工事費 39,784,500 円(国庫補助金 21,881,475 円)で実施したものである。

このうち護岸工は、2基の谷止工の間に現場で採取する巨石(径0.6m~1.0m程度)を積み

上げて護岸(右岸側は延長 32.4m、法長 4.5m～5.5m、面積 162m²、左岸側は延長 30.0m、法長 1.5m、面積 45m²)を築造するものである。

そして、本件護岸工費については、同県制定の「森林土木事業設計要領」の巨石積工(練)の歩掛かりを適用するなどして算出した 1 m²当たりの施工単価 17,595 円に施工面積 207m²を乗じて 3,642,165 円と積算していた。

2 検査の結果

検査したところ、護岸工費の積算が次のとおり適切でなかった。

本件護岸工は、胴込めコンクリート、裏込めコンクリートを打設せずに現場で採取する巨石をそのまま積み上げるものであり、このような場合の護岸工費については、同県制定の「土木工事標準積算基準書」の巨石据付工の歩掛かりを適用して積算すべきであったのに、同県では、胴込めコンクリート等を打設して巨石を積み上げる場合に適用する前記巨石積工(練)の歩掛かりにより積算していた。

したがって、上記巨石据付工の歩掛かりを適用して算出した 1 m²当たりの施工単価 2,926 円に施工面積 207m²を乗じると、本件護岸工費は 605,682 円となり、3,036,483 円が過大に積算されていた。

このような事態が生じていたのは、同県において、積算の基準に対する理解及び工事費の積算に対する審査が十分でなかったことによると認められる。

上記により本件工事費を修正計算すると、積算過小となっていた足場の設置撤去費 329,022 円を考慮しても、諸経費等を含めた工事費総額は 36,634,500 円となり、本件工事費はこれに比べて 3,150,000 円割高となっており、これに係る国庫補助金相当額 1,732,500 円が不当と認められる。

(137) 経営構造整備事業の実施に当たり、事業主体でない者が取得したホイールローダを補助の対象としていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農業経営対策費
部局等の名称	北陸農政局
補助の根拠	予算補助
補助事業者	新潟県

間接補助事業者	新潟県中頸城郡吉川町
間接補助事業者 (事業主体)	みなもと堆肥生産組合
補助事業	経営構造整備
補助事業の概要	農業所得の拡大を図り地域農業の担い手を育成・確保するため、平成13年度にたい肥製造施設の整備等を行うもの
事業費	71,378,370 円
上記に対する国庫補助金交付額	34,916,000 円
不当と認める事業費	8,190,000 円
不当と認める国庫補助金交付額	4,006,777 円

1 補助事業の概要

この補助事業は、みなもと堆肥生産組合(新潟県中頸城郡吉川町)が、経営構造整備事業の一環として、農業所得の拡大を図り地域農業の担い手を育成・確保するため、平成13年度にたい肥製造施設の整備及びたい肥の移動運搬の用に供するホイールローダ1台の導入を事業費71,378,370円(国庫補助金34,916,000円)で実施したものである。

同組合では、上記のうちホイールローダを8,190,000円で業者から購入したとして吉川町に対し実績報告書を提出し、これにより補助金の交付を受けていた。

2 検査の結果

検査したところ、本件ホイールローダについては、事業主体である同組合が購入したものではなく、同組合の構成員の1名が代表取締役となっている建設会社が、6,927,900円で契約し、代金全額を同会社が支払って購入したものであり、自動車検査証上の使用者及び自動車損害賠償責任保険の契約者も同会社となっていて、その保険料も同会社が支払っていた。そして、同組合では、このホイールローダを自らが8,190,000円で購入したこととする虚偽の契約書等を作成するなどして事実と異なる実績報告を行っていた。

このような事態が生じていたのは、同組合において補助事業の適正な実施に対する認識が欠如していたこと、新潟県及び同町において、本件補助事業の審査、確認及び同組合に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、本件補助事業のうちホイールローダ(事業費8,190,000円)は、事業主体であ

る同組合が購入したものではなく、補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金相当額 4,006,777 円が不当と認められる。

(138) 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、ブロック積護岸の基礎として築造した底版等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費
部局等の名称	関東農政局
補助の根拠	土地改良法(昭和24年法律第195号)
補助事業者 (事業主体)	山梨県
補助事業	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備
補助事業の概要	農道を新設するため、平成13、14両年度にブロック積護岸工、橋りょう下部工等を施工するもの
事業費	71,051,000 円
上記に対する国庫補助金交付額	35,525,500 円
不当と認める事業費	24,891,740 円
不当と認める国庫補助金交付額	12,445,870 円

1 補助事業の概要

この補助事業は、山梨県が、農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業の一環として、東八代郡一宮町釈迦堂地区において農道を新設するため、平成13、14両年度に、農道と交差する河川の改修工事、橋りょうの下部工事等を工事費71,051,000円(国庫補助金35,525,500円)で実施したものである。

このうち、河川改修工事は、橋りょう下部工事の建設箇所から上流側14.1m、下流側81.5m、計95.6mの区間について、ブロック積護岸(右岸側の高さ1.6m、左岸側の高さ1.6m～3.0m)、ブロック積護岸の基礎として鉄筋コンクリート構造の底版(幅4.5m、厚さ0.3m)等

を施工したものである(参考図参照)。

同県では、この底版については、次のとおり設計すれば応力計算上安全であるとし、これにより施工していた(参考図参照)。

- (ア) 底版には、ブロック積護岸、水等の荷重とこれらの荷重により発生する地盤反力によつて、底版の中央部を凹状に変形させる曲げモーメントが作用し、この曲げモーメントの最大値は $26.4\text{kN}\cdot\text{m}$ となり、底版の上面側には圧縮力が、下面側には引張力がそれぞれ発生する。^(注1)^(注2)
- (イ) 上記により、径 16mm の主鉄筋を下面側のみに 25cm 間隔で配置すれば、主鉄筋に生じる引張応力度は許容引張応力度を下回る。^(注3)^(注3)

2 検査の結果

検査したところ、底版の設計が次のとおり適切でなかった。

すなわち、底版における曲げモーメントは、底版の両端部にブロック積護岸の荷重がかかるなどのため、底版の中央部が凸状に変形するように作用するのに、誤って、凹状に変形するように作用することとしていた。このため、底版の上面側には引張力、下面側には圧縮力が発生し、主鉄筋は、上面側に配置しなければならないのに、下面側に配置していた(参考図参照)。

そこで、本件底版について改めて応力計算を行うと、鉄筋が配置されていないコンクリートの上面側に発生する曲げ引張応力度は $0.90\text{N}/\text{mm}^2$ から $1.30\text{N}/\text{mm}^2$ となり、許容曲げ引張応力度の $0.29\text{N}/\text{mm}^2$ を大幅に上回っているなど、前記 95.6m の全区間において、応力計算上安全な範囲を超えている。^(注4)

このような事態が生じていたのは、同県において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことによると認められる。

したがって、本件底版の設計が適切でなかったため、底版、これを基礎としているブロック積護岸等(これらの工事費相当額 $24,891,740$ 円)は、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金相当額 $12,445,870$ 円が不当と認められる。

(注1) 地盤反力 構造物を介して地盤に力を加えたときの地盤に発生する抵抗力

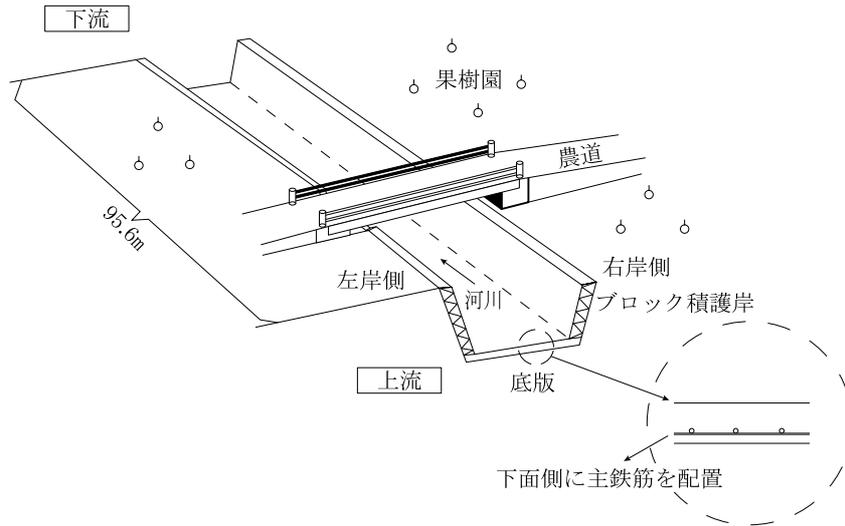
(注2) 曲げモーメント 外力が材に作用し、これを曲げようとする力の大きさをいう。

(注3) 引張応力度・許容引張応力度 「引張応力度」とは、材に外から引張力が加かったとき、そのために材の内部に生じる力の単位面積当たりの大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容引張応力度」という。

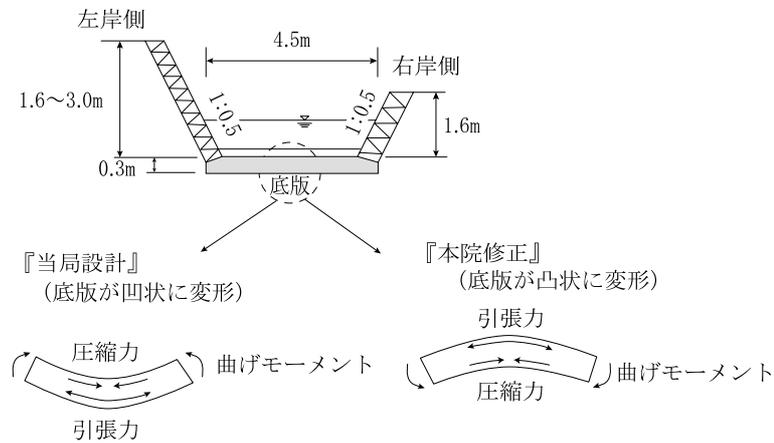
(注4) 曲げ引張応力度・許容曲げ引張応力度 「曲げ引張応力度」とは、材の外から曲げようとする力が加わったとき、そのために材の内部に生じる力のうち引張側に生じる力の単位面積当たりの大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容曲げ引張応力度」という。

(参 考 図)

概 念 図



底板横断面の変形概念図



(139) 中山間農地保全対策事業の実施に当たり、既に自力により導入を完了していて補助の対象にならないコンバインを補助の対象としていたもの

会計名及び科目	農業経営基盤強化措置特別会計 (項)農地保有合理化促進対策費
部局等の名称	近畿農政局
補助の根拠	予算補助
補助事業者	京都府
間接補助事業者	京都府船井郡園部町
間接補助事業者 (事業主体)	財団法人園部町農業公社
補助事業	中山間農地保全対策
補助事業の概要	中山間地域において行う農地の管理を推進するため、平成12年度にコンバイン等を導入するもの
事業費	15,356,250 円
上記に対する国庫補助金交付額	7,678,000 円
不当と認める事業費	14,679,000 円
不当と認める国庫補助金交付額	7,339,382 円

1 補助事業の概要

この補助事業は、財団法人園部町農業公社(京都府船井郡園部町)が、中山間農地保全対策事業の一環として、中山間地域において行う農地の管理を推進するため、平成12年度に、コンバイン2台及び畦ぬり機1台の導入を事業費15,356,250円(国庫補助金7,678,000円)で実施したものである。

同公社では、13年2月に、コンバイン等を同年3月末日までに導入する事業を実施する旨の補助金交付申請書を園部町に提出し、同年3月に同町より当該申請の事業を対象とする補助金の交付決定を受けていた。そして、同公社では、同月にコンバイン等を導入し事業を完了したとして、同月に実績報告書を同町に提出し、これにより補助金の交付を受けていた。

2 検査の結果

検査したところ、同公社が本件補助事業により導入したとしていたコンバイン2台は、補

助金交付申請書の提出に先立って、12年8月に既に導入されていたものであり、実績報告書等の内容は虚偽のものとなっていた。

このような事態が生じていたのは、同公社において補助事業の適正な実施に対する認識が欠如していたこと、京都府及び同町において、本件補助事業の審査、確認及び同公社に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、本件補助事業により導入したとしていたコンバイン2台(事業費14,679,000円)については、同公社が同町からの補助金の交付申請の前年には既に自力により導入を完了していたもので、補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金相当額7,339,382円が不当と認められる。

(140) 森林保全整備事業の実施に当たり、コンクリート吹付工の施工が設計と著しく相違していたため、工事の目的を達していないもの

所管、会計名及び科目	財務省所管 産業投資特別会計(社会資本整備勘定) (項)改革推進公共投資森林保全整備事業資金貸付金
部局等の名称	林野庁
補助の根拠	森林法(昭和26年法律第249号)
補助事業者	奈良県
間接補助事業者(事業主体)	奈良県吉野郡野迫川村
補助事業	森林保全整備
補助事業の概要	林道を開設するため、平成14年度に切土工、法面保護工、擁壁工等を施工するもの
事業費	59,980,200円
上記に対する国庫補助金交付額(無利子貸付金)の貸付額	29,990,100円
不当と認める事業費	14,531,438円
不当と認める国庫補助金交付額(無利子貸付金)の貸付額	7,265,719円

1 補助事業の概要

この補助事業は、奈良県吉野郡野迫川村が、森林保全整備事業の一環として、同村桧股地内において林道を開設するため、平成14年度に切土工、法面保護工、擁壁工等を工事費59,980,200円(国庫補助金29,990,100円)で実施したものである。

上記法面保護工のうち、林道の山側法面の崩壊を防止するためのコンクリート吹付工1,773m²は、設計図書等によると、次のように施工することとしていた(参考図参照)。

- (ア) コンクリート吹付層と地山とが密着するよう、法面から浮き石、草木等を入念に取り除いて清掃する。
- (イ) コンクリート吹付層を補強するため、法面の全面に菱形金網(網目5cm×5cm)を布設する。金網は、吹き付けたコンクリートの層のほぼ中央に位置するよう、かつ、吹付け等により移動しないよう、アンカーピン及びスペーサを使用して支持・固定する。
- (ウ) コンクリートは、法面に直角に設置した検測ピン等を用いて吹付け厚さを確認しながら、圧縮空気を使用して厚さ10cmに吹き付ける。ただし、検査基準上許容される最小吹付け厚さ(以下「許容値」という。)は8cmとする。
- (エ) 吹付箇所に付着しないで周囲に飛び散ったはね返り材等は、コンクリートの付着を害さないよう取り除く。

2 検査の結果

検査したところ、コンクリート吹付工を施工した法面には多数のき裂が発生するなどしていた。このため、法面1,773m²について89箇所を削孔して調査したところ、コンクリート吹付工の施工が次のとおり適切でなかった。

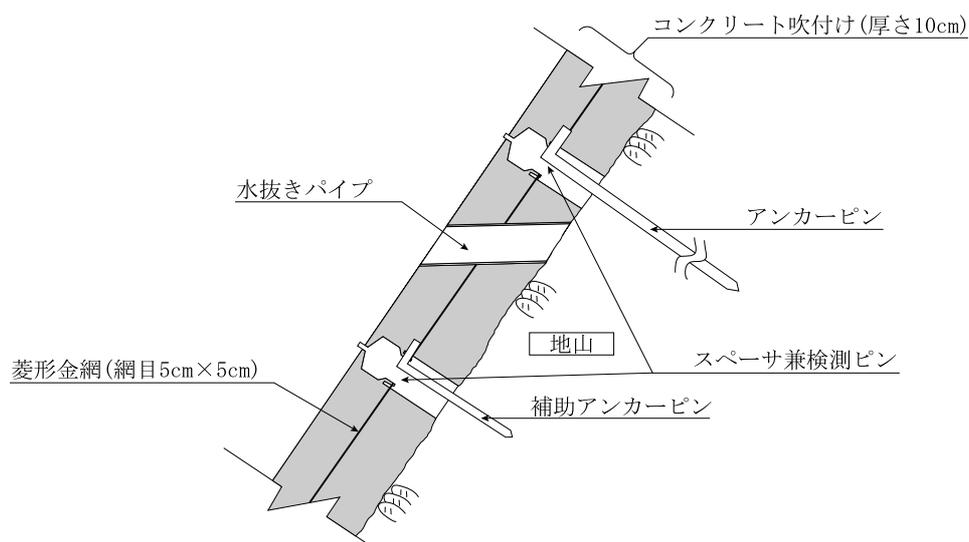
- (ア) コンクリートの吹付け厚さが、許容値の8cm未満となっているものが59箇所あり、その平均で5.5cm(上記89箇所の平均で7.2cm)となっていて、なかには1.8cmと著しく不足している箇所もあった。
- (イ) コンクリート吹付層と地山との間に、はね返り材や浮き石等が残存していたり、空隙が生じていたりして、コンクリートが地山に密着していないものが46箇所あった。
- (ウ) 金網が地山に直接張り付いていたり、はね返り材等の中に埋もれていたり、地山寄りに大きくずれていたりして、金網の効果が十分発揮できていないものが30箇所あった。

このような事態が生じていたのは、コンクリート吹付工の施工が粗雑であったのに、これに対する同村の監督及び検査が適切でなかったこと、同村に対する奈良県の指導が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、本件コンクリート吹付工 1,773m²(工事費相当額 14,531,438 円)は、吹付け厚さの確認が十分でなかったり、はね返り材や浮き石等を十分に取り除かなかったり、コンクリート吹付け時に金網を所定の位置に支持・固定せずに吹き付けたりしていたなど、施工が設計と著しく相違していて、工事の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額 7,265,719 円が不当と認められる。

(参 考 図)

コンクリート吹付工の概念図



(141) 新山村振興等農林漁業特別対策事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、もたれ式コンクリート擁壁等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農村振興費
部局等の名称	近畿農政局
補助の根拠	予算補助
補助事業者	和歌山県
間接補助事業者 (事業主体)	和歌山県東牟婁郡古座川町
補助事業	新山村振興等農林漁業特別対策
補助事業の概要	簡易給水施設を整備するため、平成14年度に配水管の布設、電気滅菌室の建設、もたれ式コンクリート擁壁の築造等を行うもの
事業費	17,059,350 円
上記に対する国庫補助金交付額	8,529,675 円
不当と認める事業費	4,035,471 円
不当と認める国庫補助金交付額	2,017,735 円

1 補助事業の概要

この補助事業は、和歌山県東牟婁郡古座川町が、新山村振興等農林漁業特別対策事業の一環として、同町蔵土地区において、同地区の17戸の民家等に衛生的な水を供給する簡易給水施設を整備するため、平成14年度に配水管の布設、電気滅菌室の建設、もたれ式コンクリート擁壁の築造等を工事費17,059,350円(国庫補助金8,529,675円)で実施したものである。

このうち、もたれ式コンクリート擁壁(高さ1.1m～2.9m、厚さ0.4m、延長7.1m)は、水の塩素滅菌を電気制御するための電気滅菌室(コンクリートブロック造平屋建て、床面積4.62㎡)の建設用地の三方の法面に施工することとしていたものである(参考図参照)。

そして、同町では、本件擁壁については法面の保護が目的であるとして安定計算を行うことなく設計図面を作成し、施工していた。

2 検査の結果

検査したところ、もたれ式コンクリート擁壁の設計が、次のとおり適切でなかった。

すなわち、電気滅菌室を建設することにより本件擁壁には、その背面からの土圧及び電気滅菌室(総重量 13.0t)の荷重が作用することになるのであるから、本件擁壁については、単に法面の保護のためだけではなく、地盤及び法面の安定が確保できる構造でなければならず、安定計算を行う必要があったと認められるのに、同町では、これを行っていなかった。

そこで、本件擁壁の三面それぞれの安全度を確認するため、「道路土工 擁壁工指針」(社団法人日本道路協会編)に基づき、擁壁に作用する土圧及び荷重を考慮して安定計算を行ったところ、次のとおり本件擁壁は所要の安全度が確保されておらず、ひいては電気滅菌室等の安全性も確保されていないと認められる。

ア 滑動に対する安定については、その安全率が 0.75 から 0.88 となり、三面とも許容値である 1.5 を大幅に下回っている。

イ 転倒に対する安定については、水平荷重及び鉛直荷重の合力の作用位置が擁壁の底版の中央からつま先部寄りに 0.18m から 0.41m の位置となり、三面とも転倒に対して安全である範囲、すなわち底版の中央からつま先部寄りに 0.10m の範囲を大幅に逸脱している。

ウ 基礎地盤の支持力に対する安定については、三面のうち二面では、擁壁の荷重を底版のつま先部の地盤のみで支持することとなるため、^(注2)地盤反力度が地盤の許容支持力度を著しく上回る結果となっている。

このような事態が生じていたのは、同町において、本件擁壁の設計についての理解が十分でなかったことによると認められる。

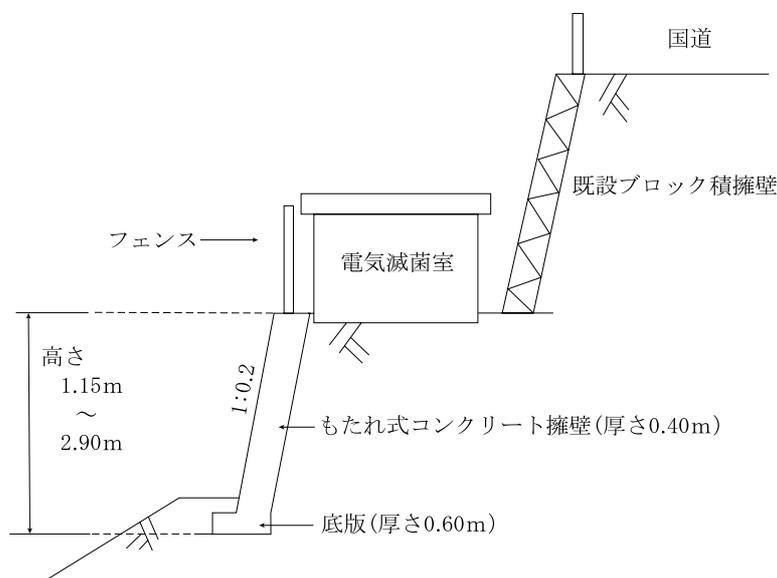
したがって、本件擁壁は設計が適切でなかったため、擁壁、電気滅菌室等(工事費相当額 4,035,471 円)は、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金相当額 2,017,735 円が不当と認められる。

(注1) もたれ式コンクリート擁壁 コンクリート擁壁を背面に傾けたものであり、土圧には自重により抵抗するが、単独では自立できない擁壁をいう。

(注2) 地盤反力度 構造物を介して地盤に力を加えたとき、地盤に発生する単位面積当たりの抵抗力をいう。この地盤反力度がその地盤の許容支持力度を超えていなければ、構造物は基礎地盤の支持力に対して安定した状態にあるとされている。

(参考図)

もたれ式コンクリート擁壁断面図



(142) 食品リサイクルモデル整備事業の実施に当たり、仕入税額控除した消費税額に係る補助金を返還していないもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農業生産振興費
部局等の名称	中国四国農政局
補助の根拠	予算補助
補助事業者	鳥取県
間接補助事業者	鳥取県境港市
間接補助事業者 (事業主体)	有限会社山陰エコシステム
補助事業	食品リサイクルモデル整備
補助事業の概要	食品関連事業者から排出される食品残さを再生利用し、農家等にたい肥を供給するため、平成14年度に食品循環資源堆肥化施設を整備するもの

事業費	384,116,251 円
上記に対する国庫補助金交付額	124,928,000 円
不当と認める事業費	18,289,010 円
不当と認める国庫補助金交付額	5,948,916 円

1 補助事業の概要

(補助事業の概要)

この補助事業は、有限会社山陰エコシステム(鳥取県境港市)が、食品リサイクルモデル整備事業の一環として、食品関連事業者から排出される食品残さを再生利用することにより、大量のたい肥を必要としている農家等に安定的にたい肥を供給するため、平成14年度に食品循環資源堆肥化施設を整備したものである。

同会社では、本件補助事業を消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)18,289,010円(うち国庫補助金相当額5,948,916円)を含め、事業費384,116,251円(国庫補助金124,928,000円)で実施している。そして、15年3月に境港市に実績報告書を提出し、これにより国庫補助対象事業費の精算を受けていた。

(補助事業における消費税相当額の取扱い)

消費税は、事業者が課税対象となる取引を行った場合に納税義務が生じるが、生産、流通の各段階で重ねて課税されないように、確定申告において、課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除(以下、この控除を「仕入税額控除」といい、控除する額を「消費税仕入控除税額」という。)する仕組みが採られている。

そして、補助事業の事業主体が補助対象の機械や施設を取得することも課税仕入れに該当し、上記の仕組みにより確定申告の際に課税仕入れに係る消費税額を仕入税額控除した場合には、事業主体は補助事業で取得した機械等に係る消費税額については、実質的に負担していないことになる。

このため、補助事業の事業主体は、「生産振興総合対策等補助金等交付要綱」(平成14年13生産第10199号農林水産事務次官依命通知)等により、実績報告書の提出後に、消費税の申告により課税売上高に対する消費税額から補助事業に係る消費税額を課税仕入れに係るものとして控除し、補助金に係る消費税仕入控除税額が確定したときには、その金額を速やかに報告

するとともに、当該金額を返還しなければならないこととなっている。

2 検査の結果

検査したところ、同会社は15年6月に消費税の確定申告を行い、本件補助事業に係る消費税額18,289,010円を課税仕入れに係る消費税額として控除し、同年7月に消費税の還付を受けていた。

しかし、同会社では、上記の消費税仕入控除税額18,289,010円のうち本件補助金に係る額5,948,916円を報告、返還しておらず、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同会社において、補助事業における消費税相当額の取扱いについての理解が十分でなかったこと、鳥取県及び境港市において、本件補助事業の消費税相当額の取扱いについての確認が適切でなかったことなどによると認められる。

- (143) 農業生産総合対策条件整備事業の実施に当たり、既に自力により導入を完了していて補助の対象にならない葉たばこ乾燥調製の作業用機器等を、補助の対象としていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農業生産振興費
部局等の名称	中国四国農政局
補助の根拠	予算補助
補助事業者	鳥取県
間接補助事業者	鳥取県西伯郡大山町
間接補助事業者(事業主体)	大山町葉たばこ乾燥組合
補助事業	農業生産総合対策条件整備
補助事業の概要	葉たばこの乾燥調製作業を省力化することにより生産コストの低減等を図るため、平成14年度に乾燥調製機器等を整備するもの
事業費	15,674,400円
上記に対する国庫補助金交付額	7,837,000円
不当と認める事業費	15,674,400円
不当と認める国庫補助金交付額	7,837,000円

1 補助事業の概要

この補助事業は、大山町葉たばこ乾燥組合(鳥取県西伯郡大山町)が、農業生産総合対策条件整備事業の一環として、葉たばこの乾燥調製作業を省力化することにより生産コストの低減等を図るため、葉たばこ乾燥調製の作業用機器等(以下「乾燥調製機器等」という。)の導入を事業費 15,674,400 円(国庫補助金 7,837,000 円)で実施したものである。

上記補助事業の実施に当たっては、生産振興総合対策事業実施要綱(平成 14 年 13 生産第 10198 号農林水産事務次官依命通知)等により、事業主体が自力若しくは他の助成により実施中又は既に完了している事業を補助対象とすることは認められないこととされている。

同組合では、乾燥調製機器等を補助事業により平成 15 年 3 月末日までに導入する旨の実施計画の承認申請書を 14 年 11 月に鳥取県へ提出し、同月、同県より実施計画の承認を受け、同年 12 月に補助金交付申請書を大山町に提出して、15 年 2 月に同町より補助金の交付決定を受けていた。そして、同組合では、同年 3 月に乾燥調製機器等を導入し事業を完了したとして、同年 4 月に実績報告書を同町に提出し、これにより補助金の交付を受けていた。

2 検査の結果

検査したところ、同組合が本件補助事業により導入したとした乾燥調製機器等は、上記実施計画の承認に先立って、13 年 6 月に同組合が従来から既存の乾燥調製施設のメンテナンスを委託していた業者に発注を行い、同月及び 14 年 5 月に既に導入していたものであった。

このような事態が生じていたのは、同組合において補助事業の適正な実施に対する認識が欠如していたこと、同県及び同町において、本件補助事業の審査、確認及び同組合に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、本件補助事業で導入したとしていた乾燥調製機器等については、同組合が同町からの補助金交付決定時には既に自力により導入を完了していたもので、補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金 7,837,000 円が不当と認められる。

(144) 地域農業経営確立支援事業の実施に当たり、仕入税額控除した消費税額に係る補助金を返還していないもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農業構造改善対策費
部局等の名称	中国四国農政局
補助の根拠	予算補助
補助事業者	岡山県
間接補助事業者	岡山県小田郡美星町
間接補助事業者(事業主体)	星の郷青空市株式会社
補助事業	地域農業経営確立支援
補助事業の概要	地域特産品の加工等を行うため、平成9年度に農畜産物処理加工施設を整備するもの
事業費	100,000,000 円
上記に対する国庫補助金交付額	50,000,000 円
不当と認める事業費	4,761,905 円
不当と認める国庫補助金交付額	2,380,953 円

1 補助事業の概要

(補助事業の概要)

この補助事業は、星の郷青空市株式会社(岡山県小田郡美星町)が、地域の立地条件に即した農業・農村の活性化を図ることを目的とする地域農業経営確立支援事業の一環として、平成9年度に地域特産品の加工等を行う農畜産物処理加工施設を整備したものである。

同会社では、本件補助事業を消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)4,761,905 円(うち国庫補助金相当額 2,380,953 円)を含め、事業費 100,000,000 円(国庫補助金 50,000,000 円)で実施している。そして、10年2月に美星町に実績報告書を提出し、これにより国庫補助対象事業費の精算を受けていた。

(補助事業における消費税相当額の取扱い)

消費税は、事業者が課税対象となる取引を行った場合に納税義務が生じるが、生産、流通

の各段階で重ねて課税されないように、確定申告において、課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除(以下、この控除を「仕入税額控除」といい、控除する額を「消費税仕入控除税額」という。)する仕組みが採られている。

そして、補助事業の事業主体が補助対象の機械や施設を取得することも課税仕入れに該当し、上記の仕組みにより確定申告の際に課税仕入れに係る消費税額を仕入税額控除した場合には、事業主体は補助事業で取得した機械等に係る消費税額については、実質的に負担していないことになる。

このため、補助事業の事業主体は、「農業構造改善事業促進対策費補助金交付要綱」(昭和37年37振A第5418号農林事務次官依命通達)等により、実績報告書の提出後に、消費税の申告により課税売上高に対する消費税額から補助事業に係る消費税額を課税仕入れに係るものとして控除し、補助金に係る消費税仕入控除税額が確定したときには、その金額を速やかに報告するとともに、当該金額を返還しなければならないこととなっている。

2 検査の結果

検査したところ、同会社は10年4月に消費税の確定申告を行い、本件補助事業に係る消費税額4,761,905円を課税仕入れに係る消費税額として控除し、同年5月に消費税の還付を受けていた。

しかし、同会社では、上記の消費税仕入控除税額4,761,905円のうち本件補助金に係る額2,380,953円を報告、返還しておらず、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同会社において、補助事業における消費税相当額の取扱いについての理解が十分でなかったこと、岡山県及び美星町において、本件補助事業の消費税相当額の取扱いについての確認が適切でなかったことなどによると認められる。

(145) 経営体質強化施設整備事業で実施した農家台帳データ入力業務において主要な項目の
データが入力されていなかったため、補助の目的を達していないもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農業経営対策費
部局等の名称	中国四国農政局
補助の根拠	予算補助
補助事業者	徳島県
間接補助事業者	徳島県徳島市
間接補助事業者 (事業主体)	徳島市農業協同組合
補助事業	経営体質強化施設整備
補助事業の概要	地域農業の担い手の育成・確保を図るため、平成12年度に営農センターの設置、農家台帳データの整備等を行うもの
事業費	50,636,450 円
上記に対する国 庫補助金交付額	24,114,000 円
不当と認める事 業費	5,894,490 円
不当と認める国 庫補助金交付額	2,806,900 円

1 補助事業の概要

この補助事業は、徳島市農業協同組合が、経営体質強化施設整備事業の一環として、地域農業の担い手の育成・確保を図るため、平成12年度に地域農業管理施設としての営農センターの設置、農家台帳データの整備等を事業費50,636,450円(国庫補助金24,114,000円)で行ったものである。

上記事業のうち、農家台帳データの整備は、地域農業の担い手への土地の集積を図る際の情報提供等に利用することを目的として、農地等のデータを蓄積するものであり、同組合では、このデータの整備を農家台帳データ入力業務として委託により、事業費5,894,490円で実施したとして、徳島市に実績報告書を提出していた。

2 検査の結果

検査したところ、同組合では、本件農家台帳データ入力業務を委託する際に、担い手への

土地の集積を図ることに資するための農家台帳データのうち収穫量、農地の権利関係、貸借意向等の主要な項目のデータを保有していなかった。このため、これら主要な項目のデータが入力業務の委託先業者に提供されず、担い手への土地の集積を図るための主要なデータが入力されていなかった。

このような事態が生じていたのは、同組合において補助事業の適正な執行に対する認識が十分でなかったこと、徳島県及び同市において、本件補助事業の審査、確認及び同組合に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、本件農家台帳データ入力業務は、主要な項目のデータが入力されていなかったため、農地等のデータを蓄積して担い手への土地の集積を図るという補助の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額 2,806,900 円が不当と認められる。

- (146) 小規模零細地域営農確立促進対策事業の実施に当たり、導入する農業用機械施設を利用することについての十分な合意形成が図られないまま事業実施計画を策定したため、導入した機械施設の一部が利用されないこととなるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農業振興費
部局等の名称	中国四国農政局
補助の根拠	予算補助
補助事業者	愛媛県
間接補助事業者 (事業主体)	愛媛県宇摩郡土居町
補助事業	小規模零細地域営農確立促進対策
補助事業の概要	小規模零細な農林家における農林業所得の向上等を図るため、平成11年度に農業用機械施設等を整備するもの
事業費	23,226,000 円
上記に対する国庫補助金交付額	15,484,000 円
不当と認める事業費	2,883,986 円
不当と認める国庫補助金交付額	1,922,793 円

1 補助事業の概要

この補助事業は、愛媛県宇摩郡土居町が、小規模零細地域営農確立促進対策事業の一環として、小規模零細な農林家における農林業所得の向上等を図るため、平成11年度に農業用機械施設(以下「農業用機械」という。)の導入及び農機具保管施設の設置を事業費23,226,000円(国庫補助金15,484,000円)で実施したものである。

同町では、地域の農林家が組織する農業用機械の共同利用組合(以下「利用組合」という。)の組合員から事業実施の同意を得た上で、組合員の作付面積に基づき、水稻の収穫等の作業内容に応じた農業用機械ごとの利用計画面積を算出し、導入する農業用機械でこれを耕作などとする事業実施計画を策定していた。そして、これに基づき、トラクタ2台、田植機2台、コンバイン2台、動力噴霧機1台、マルチ機2台、掘取機2台、管理機2台、計13台(事業費11,113,693円)の導入を行い、これらを利用組合に農機具保管施設とともに管理、利用させていた。

2 検査の結果

検査したところ、次のとおり、適切とは認められない事態が見受けられた。

同町では、本件農業用機械の年間の利用計画面積について、トラクタ2台で計6.2ha、田植機2台で計2.9ha、コンバイン2台で計2.9ha、動力噴霧機1台で10.4ha、マルチ機2台で計1.2ha、掘取機2台で計1.2ha、管理機2台で計3.3haとしていた。

これに対して、本件農業用機械13台のうち、機種ごとに2台を導入し、耐用年数(5年)の相当期間が経過して残余期間がほとんどない田植機、コンバイン、マルチ機、掘取機及び管理機、計10台の11年度から15年度までの各年度の利用状況をみると、田植機は相当程度の利用が図られていたものの、これを除いた8台については、利用実績面積は最大に利用した年度でもコンバインでは0.88ha、マルチ機では0.34ha、掘取機では0.35ha、管理機では0.65haとなっていて、機種ごとの利用割合(利用計画面積に対する利用実績面積の割合)が19.7%から30.3%と著しく低調となっていた。

そこで、同町における事業実施計画の策定状況についてみると、本件農業用機械の導入に際して、利用組合の組合員から事業実施についての同意は得たものの、新たに導入する農業用機械の利用については、利用料金を支払ってまでもこれらを利用することについての十分な合意形成が図られないまま、事業実施計画を策定していた。

そして、利用組合の組合員の多くは、本件農業用機械の導入後も、自己所有の農業用機械を利用して耕作などしている状況であった。

したがって、本件農業用機械については利用することについての十分な合意形成が図られておらず、機種ごとに2台を導入しているコンバイン、マルチ機、掘取機及び管理機は、いずれの年度においても、それぞれ1台で利用組合の組合員の必要に応えられるものである。よって、機種ごとに2台を導入しているこれらのうち、残りの1台が全く利用されないこととなるこれら4台相当分(事業費 2,883,986 円)に係る国庫補助金相当額 1,922,793 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同町において、事業実施計画を適切に策定することについての認識が十分でなかったこと、愛媛県において、本件補助事業の審査・指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(147) 地域用水環境整備事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、洪水吐等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農村整備事業費
部局等の名称	九州農政局
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	福岡県
補助事業	地域用水環境整備
補助事業の概要	ため池の洪水吐を改修するため、平成 13、14 両年度に洪水吐本体工、橋りょう工等を施工するもの
事業費	203,164,500 円
上記に対する国庫補助金交付額	101,582,250 円
不当と認める事業費	47,403,836 円
不当と認める国庫補助金交付額	23,701,917 円

1 補助事業の概要

この補助事業は、福岡県が、地域用水環境整備事業の一環として、直方市内ヶ磯地区において、老朽化したため池の洪水吐を改修するため、平成13、14両年度に洪水吐の築造、洪水吐を横断する橋りょうの架け替え等の工事を工事費203,164,500円(国庫補助金101,582,250円)で実施したものである。

このうち洪水吐の築造工事は、ため池の既設の洪水吐を取り壊し、新たに鉄筋コンクリート構造の洪水吐(延長106.9m、底幅6.0m~7.8m、高さ4.5m~8.4m)を築造するもので、全延長を15のコンクリート打設区間に分割して施工したものである。また、この工事に伴う橋りょうの架け替えは、新設した洪水吐の上流側から2番目と3番目の打設区間(両区間の延長計13.4m。以下「橋りょう設置部」という。)に橋りょう(橋長12.3m、幅4.0m)を建設するもので、洪水吐両側壁の背面に橋台を築造し、これに桁を架設するなどして施工したものである(参考図参照)。

同県では、本件洪水吐の設計については、洪水吐の自重、水圧、洪水吐の側壁に作用する土圧のほか、側壁の背面に作用する荷重(以下「載荷重」という。)としては、側壁の背面上に人が立ち入ることがあるため群集荷重(3kN/m²)を考慮して応力計算を行っていた。そして、橋りょう設置部については、底版厚を80cm、側壁厚を25cmから105.2cmとし、底版下面及び側壁外側に配置する主鉄筋は、径29mmと径32mmの鉄筋をそれぞれ20cm間隔で配置することとすれば応力計算上安全であるとし、これにより施工していた。

2 検査の結果

検査したところ、洪水吐のうち橋りょう設置部の設計が次のとおり適切でなかった。

すなわち、橋りょう設置部については、洪水吐両側壁の背面側60cmと近接した位置に橋台を築造し、橋台の背面に盛土をした上で桁を架設していることから、洪水吐の載荷重としてはこれらの橋りょう、盛土等の荷重を考慮しなければならないのに、これらを考慮していなかった。

そこで、載荷重として橋りょう、盛土等の荷重を考慮するなどして改めて応力計算を行うと次のような結果となり、洪水吐の橋りょう設置部は常時において応力計算上安全な範囲を超えている。

- (ア) 底版のコンクリートに生じる曲げ圧縮応力度は最大で11.9N/mm²、底版下面の主鉄筋に生じる引張応力度は最大で251.2N/mm²となり、コンクリートの許容曲げ圧縮応力度8N/mm²、鉄筋の許容引張応力度157N/mm²をそれぞれ大幅に上回っている。

(イ) 側壁外側の主鉄筋に生じる引張応力度は最大で $177.2\text{N}/\text{mm}^2$ 、せん断応力度は最大で $0.46\text{N}/\text{mm}^2$ となり、鉄筋の許容引張応力度 $157\text{N}/\text{mm}^2$ 、許容せん断応力度 $0.42\text{N}/\text{mm}^2$ をそれぞれ上回っている。

このような事態が生じていたのは、同県において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことによると認められる。

したがって、本件洪水吐の橋りょう設置部は設計が適切でなかったため、洪水吐(延長13.4m)、洪水吐を横断して建設された橋りょう等(これらの工事費相当額 47,403,836 円)は、所要の安全度が確保されていない状態となっており、これに係る国庫補助金相当額 23,701,917 円が不当と認められる。

(注1) 洪水吐 ため池の越流水を安全に放流するための水路

(注2) 常時 地震時などに対応する表現で、土圧など常に作用している荷重及び輪荷重など作用頻度が比較的高い荷重を考慮する場合をいう。

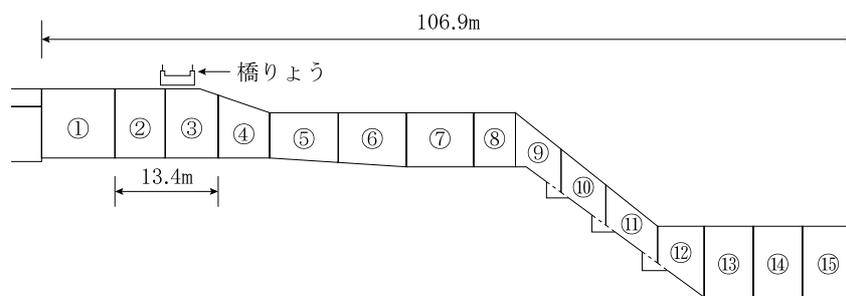
(注3) 曲げ圧縮応力度・許容曲げ圧縮応力度 「曲げ圧縮応力度」とは、材の外から曲げようとする力がかかったとき、そのために材の内部に生じる力のうち圧縮側に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容曲げ圧縮応力度」という。

(注4) 引張応力度・許容引張応力度 「引張応力度」とは、材に外から引張力がかかったとき、そのために材の内部に生じる力の単位面積当たりの大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容引張応力度」という。

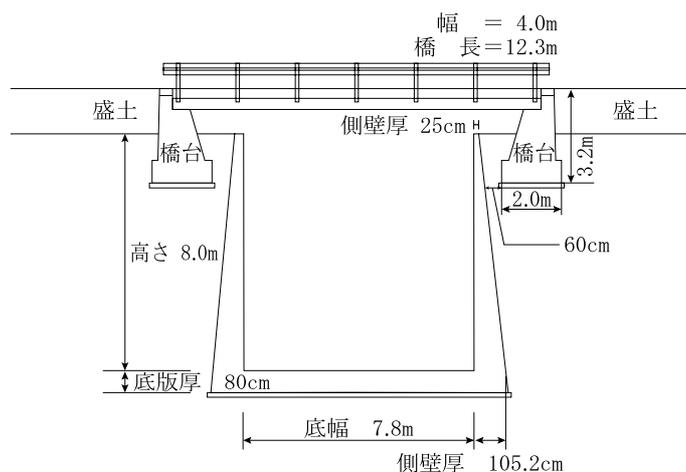
(注5) せん断応力度・許容せん断応力度 「せん断応力度」とは、外力が材に作用し、これを切断しようとする力がかかったとき、そのために材の内部に生じる力の単位面積当たりの大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容せん断応力度」という。

(参 考 図)

洪水吐の縦断面図



洪水吐の橋りょう設置部の断面図



(148) 中山間総合整備事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、橋りょう上部工等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農村整備事業費
部局等の名称	九州農政局
補助の根拠	土地改良法(昭和24年法律第195号)
補助事業者(事業主体)	福岡県
補助事業	中山間総合整備
補助事業の概要	老朽化した橋りょうを架け替えるため、平成14年度に橋台、橋脚の築造、橋りょう上部工の製作、架設等を行うもの
事業費	83,790,000円
上記に対する国庫補助金交付額	46,084,500円
不当と認める事業費	46,586,261円
不当と認める国庫補助金交付額	25,622,443円

1 補助事業の概要

この補助事業は、福岡県が、中山間総合整備事業の一環として、豊前市合河東部第二地区において、橋りょうの老朽化に伴い、二級河川佐井川に架かる農道の橋りょうを新橋(橋長40.5m、幅員6.2m)に架け替えるため、平成14年度に、橋台2基、橋脚1基の築造及び橋りょう上部工としてプレテンション方式2径間連結PC中空床版桁(以下「PC桁」という。)の製作、架設等を工事費83,790,000円(国庫補助金46,084,500円)で実施したものである。そして、この橋りょうは、橋軸と支承の中心線とのなす角が70度の斜橋となっている(参考図参照)。

この橋りょうの設計は、「道路橋示方書・同解説」(社団法人日本道路協会編。以下「示方書」という。)等に基づき行っている。そして、示方書によると、設計で想定されない地震動が作用したり、周辺地盤の破壊や構造部材の予期しない損傷が生じたりした場合でも上部構造の落下を防止することができるように、落橋防止システムを設けることとされている。この落橋防止システムは、落橋防止構造、桁かかり長等(注1)から構成されていて、橋りょうの形式、地盤条件等に応じ適切に選定することとされている。

このうち、落橋防止構造は、上部構造の両端が剛性の高い橋台に支持され、その橋台がI種地盤(注2)に支持されていて、上部構造の長さが50m以下の橋りょうについては、橋軸方向の変位が生じにくいことから、その設置をしなくてもよいこととされている。

本件橋りょうは、PC桁の両端が剛性の高い橋台に支持されていること、その橋台がI種地盤に支持されていること、PC桁の長さが40.4mであることから、橋軸方向の変位が生じにくいので、落橋防止構造を設置しなくても安全であるとして、これにより施工していた。

2 検査の結果

検査したところ、落橋防止システムの設計が、次のとおり適切でなかった。

示方書によると、前記の落橋防止構造を設置しなくてもよいとされている橋りょうであっても、斜橋の場合には、予期し得ない大きな変位が生じることがあるためその必要性を判定式により判定しなければならないとされている。

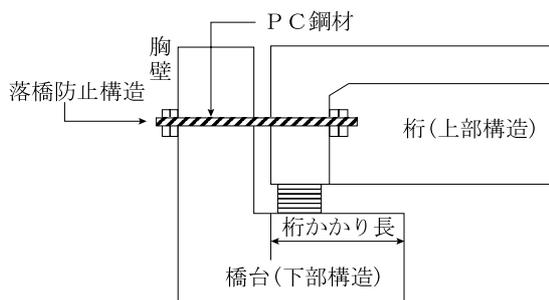
そして、この判定式に本件橋りょうの橋長や幅員の条件を当てはめて計算すると落橋防止構造を設置する要があると認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことによると認められる。

したがって、本件橋りょう上部工等(これらの工事費相当額 46,586,261 円)は、落橋防止システムの設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金相当額 25,622,443 円が不当と認められる。

(注1) 落橋防止構造、桁かかり長 桁と橋台の胸壁を PC 鋼材で連結するなどして、上下部構造間に予期しない大きな相対変位が生じた場合に、これが桁かかり長(桁端部から下部構造頂部縁端までの長さ)を超えないようにする構造

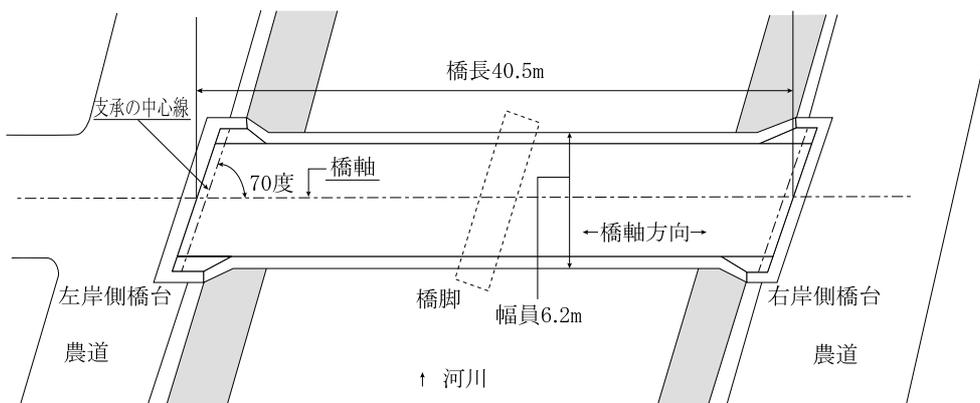
(参 考 例)



(注2) I 種地盤 地震による揺れの大きさは地盤の硬さなどにより異なり、耐震設計ではこれを考慮する必要がある。示方書では、地盤の揺れやすさに応じて、I 種地盤、II 種地盤、III 種地盤と分類しており、概略の目安としては、I 種地盤は良好な洪積地盤及び岩盤等が該当する。

(参 考 図)

橋りょう概念図



(149) 小規模零細地域営農確立促進対策事業の実施に当たり、実績報告の額より低額で工事を施行していたため、補助対象事業費の精算が過大となっているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農業経営対策費
部局等の名称	九州農政局
補助の根拠	予算補助
補助事業者	鹿児島県
間接補助事業者	鹿児島県始良郡吉松町
間接補助事業者 (事業主体)	川西地区共同利用組合
補助事業	小規模零細地域営農確立促進対策
補助事業の概要	小規模零細な農林家における農林業所得の向上等を図るため、平成13、14両年度に、ほ場整備等を行うもの
事業費	50,916,450 円
上記に対する国庫補助金交付額	33,683,000 円
不当と認める事業費	21,520,000 円
不当と認める国庫補助金交付額	14,225,968 円

1 補助事業の概要

この補助事業は、川西地区共同利用組合(鹿児島県始良郡吉松町)が、小規模零細地域営農確立促進対策事業の一環として、小規模零細な農林家における農林業所得の向上等を図るため、平成13、14両年度に、ほ場の整備、農業用機械の購入等を実施したものである。

同組合では、上記のうちほ場の整備(1.75ha)を工事費41,520,000円で業者に請け負わせて施行し、その全額を支払ったとしていた。そして、これに農業用機械の購入費等9,396,450円を加え、事業費計50,916,450円(国庫補助対象事業費同額)で事業を実施したとする実績報告書を吉松町に提出し、国庫補助金33,683,000円の交付を受けていた。

2 検査の結果

検査したところ、本件補助金の交付決定に当たって、事業主体は補助金に係る収入及び支出の内容を明らかにした帳簿を備え、その証拠書類を5年間保管しなければならないとの条

件が付されていたにもかかわらず、同組合では、帳簿、通帳、領収書等を作成・保管しておらず、支払等の状況を確認できないものとなっていた。そこで、別途関係者から書類の提出を受けるなどして調査したところ、同組合がほ場整備の工事代金として業者に支払っていたのは20,000,000円のみであり、結局、同組合は、実績報告書記載の事業費より低額な29,396,450円で本件補助事業を実施していた。

このような事態が生じていたのは、同組合において補助事業の適正な実施に対する認識が欠如していたこと、鹿児島県及び同町の本件補助事業の審査、確認及び同組合に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、適正な国庫補助対象事業費は29,396,450円となり、前記の国庫補助対象事業費50,916,450円との差額21,520,000円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金相当額14,225,968円が不当と認められる。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

第3章
第1節
第9
農林水産省

(1) 緊急食糧支援事業に係る国庫補助金の経理を適正に行うとともに、滞留している資金を国に返還するよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)総合食料対策費 〔平成 11 年度以前は、(項)農林水産本省〕
部局等の名称	農林水産本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	社団法人国際農業交流・食糧支援基金 (平成 16 年 4 月以降は社団法人国際農林業協力・交流協会)
補助事業	緊急食糧支援
補助事業の概要	大規模かつ国際的な緊急食糧支援を着実かつ円滑に実施するための基金の造成、緊急食糧支援の実施に伴う米穀の日本国内における運送、貸し付けた米穀が金銭償還された場合に生ずる財政負担を平準化するための資金の造成、緊急食糧支援に係る米穀の備蓄等の業務を行うもの
国庫補助金交付額	378 億 4768 万余円(平成 10 年度～14 年度)
不適正に経理された国庫補助金	64 億 5055 万円(平成 10 年度～12 年度、14 年度)
国に返還させた国庫補助金に係る資金	6 億 4447 万円

1 事業の概要

(緊急食糧支援の概要)

緊急食糧支援は、国が行う食糧援助の一つであり、被援助国等に食糧管理特別会計(以下「特別会計」という。)に属する政府米を貸し付け、これを米穀で返還又は金銭で償還させるものである。そして、農林水産省では、社団法人国際農業交流・食糧支援基金(平成 16 年 4 月以降は社団法人国際農林業協力・交流協会。以下「社団」という。)に政府米を貸し付けることにより、社団を通じて被援助国等への貸付けを実施させている。

社団では、緊急食糧支援として、10年度にインドネシア共和国に対して70万t、12、13両年度に朝鮮民主主義人民共和国(以下「北朝鮮」という。)向けとして国際連合の食糧援助機関である世界食糧計画(以下「WFP」という。)に対して計50万tの米穀を貸し付けており、それぞれ貸付期間は30年間(据置期間10年間)としている。

(緊急食糧支援事業費補助金)

農林水産省では、大規模かつ国際的な緊急食糧支援の着実かつ円滑な実施を図ることを目的として、社団が、緊急食糧支援事業実施要綱(平成10年10食糧業第586号(貿易)農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)に基づき行う次の各事業(以下、これらの各事業を「個別事業」、またこれらを総称して「緊急食糧支援事業」という。)の実施に必要な経費について、一般会計から緊急食糧支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を社団に交付している。

ア 基金造成事業

この事業は、緊急食糧支援を実施するために必要な信用力を強化するための基本財産として、社団において基金を造成するものである。

イ 運送等事業

この事業は、緊急食糧支援の実施に伴い、米穀を保管する倉庫から輸出港所在の倉庫(以下「港頭倉庫」という。)までの間の米穀の運送、港頭倉庫での一時保管、船積荷役等を行うものである。

ウ 差額補填資金造成事業

被援助国等へ貸し付けた米穀が金銭で償還される場合、償還金額は国際価格を基準として算出されることとなっており、通常その金額は特別会計における貸付け時の米穀の評価額を下回ることが想定される。そのため、償還を受ける際に特別会計に損失を発生させないためには、この差額を補てんする措置が必要となる。

この事業は、緊急食糧支援の実施に伴い米穀の貸付けを受けた被援助国等から将来金銭による償還が行われた場合発生すると見込まれる損失を貸付期間内で平準化するための資金(以下「差額補填資金」という。)を社団において造成するものである。

エ 備蓄事業

この事業は、政府米を借り受け、将来緊急食糧支援を行うための米穀を備蓄するものである。

オ 管理運営事業

この事業は、米穀の主要輸出国における価格・需給状況調査等の各種調査及び緊急食糧支援事業の管理運営に必要な業務を行うものである。

そして、10年度から14年度までの間の補助金の交付額は、計378億4768万余円となっており、個別事業ごとの内訳は次表のとおりとなっている。

(単位：千円)

年 度 個別事業	10	11	12	13	14	計
基金造成事業	1,300,000	—	—	—	—	1,300,000
運送等事業	5,000,000	—	7,966,318	—	793,177	13,759,495
差額補填資金造成事業	—	2,913,333	2,913,333	5,908,168	5,908,168	17,643,002
備蓄事業	—	668,713	1,754,551	—	2,518,196	4,941,461
管理運営事業	197,747	5,984	—	—	—	203,731
合 計	6,497,747	3,588,030	12,634,202	5,908,168	9,219,541	37,847,689

(補助金の交付申請、実績報告等の手続)

補助金の交付の申請、交付の決定、実績報告、額の確定、補助金の返還についての手続は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)のほか、実施要綱、緊急食糧支援事業費補助金交付要綱(平成10年食糧業第587号(貿易)農林水産事務次官依命通知)等の定めるところにより、次のように行うこととされている。

- ① 社団は、緊急食糧支援事業として実施する事業の内容、個別事業ごとに要する経費の額、事業完了予定年月日等を記載した交付申請書を農林水産省に提出する。
- ② 農林水産省は、①の内容を審査の上、必要な条件を附して交付決定を行う。
- ③ 社団は、補助事業が完了したときは、実施した事業の内容、個別事業ごとに要した経費の額等を記載した実績報告書を農林水産省に提出する。
- ④ 農林水産省は、③により実績報告書が提出されたときは、内容等を審査の上、交付すべき補助金の額を確定する。
- ⑤ 農林水産省は、社団に対して既に④により確定された補助金の額を超える額の補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じて精算する。

そして、上記のうち、④により確定される補助金の額は、交付決定時に個別事業ごとに決定された額を上限として個別事業ごとに算定された額の合計額とすることとされている。

また、社団は、上記のほか、事業を実施した年度の翌年度の4月10日までに、個別事業ごとに要した経費の額等を記載した事業の実績報告書及び個別事業ごとの財源と支出額等を記載した収支決算書(以下、これらを「事業報告書等」という。)を農林水産省に提出することとされている。

(基金等の管理)

基金造成事業により造成された基金及び差額補填資金造成事業により造成された差額補填資金は、実施要綱及び緊急食糧支援事業費補助金の管理等について(平成11年11食糧業第211号(貿易)農林水産省経済局長、食糧庁長官通知。以下「管理等通知」という。)に基づき、社団において、銀行等への預金、国債、地方債、政府短期証券等の有価証券の取得等の方法により管理することとされている。

(食糧支援関係事業資金)

11年4月の改正前における実施要綱においては、10年度に交付された補助金のうち運送等事業に充てるものとして交付されるもの(以下「運送費補助金」という。)及び管理運営事業に充てるものとして交付されるもの(以下「運営費補助金」という。)に余剰が生じた場合には、これを翌年度に繰り越すこととする旨規定されている。

そして、管理等通知において、上記のうち、運送費補助金について生じた繰越金については、食糧支援関係事業資金(以下「事業資金」という。)として、前記の基金等と同様の方法により適正に管理することとされている。

また、11年度以降に交付された運送費補助金については、余剰が生じた場合の取扱いについて特に規定はされていないが、管理等通知において、これについて生じた繰越金についても事業資金として、前記の基金等と同様の方法により適正に管理することとされている。

そして、事業資金は、管理等通知において、備蓄事業及び運送等事業に要する経費の支払に充てることができ、その結果余剰を生じた場合は更に翌年度に繰り越すこととされている。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

前記のとおり、社団に対する補助金の交付額は、10年度から14年度までの間で計378億4768万余円と多額に上っている。そして、14年度末における基金又は差額補填資金として積み立てられた資金の合計が189億4300万余円となっているなど多額の資金が社団に管理されている。そこで、補助金の交付等の手続は適正に行われているか、また、資金の管理は

適正かつ効率的に行われているかなどについて検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のとおり、適切とは認められない事態(国庫補助金 64 億 5055 万余円)が見受けられた。

(1) 運送費補助金及び運営費補助金の経理が適正を欠いているもの

ア 10 年度の運送費補助金及び運営費補助金について

農林水産省では、インドネシア共和国に対する緊急食糧支援の実施に当たり、10 年度に、社団より補助金の交付申請を受け、運送費補助金を 50 億円、運営費補助金を 1 億 9774 万余円などとする補助金の交付決定を行い、その全額を社団に対して概算払で交付していた。

そして、社団では、同年度に運送等事業を 26 億 2162 万余円、管理運営事業を 1 億 0692 万余円で完了したにもかかわらず、補助金の実績報告に当たり、それぞれ交付決定額と同額の 50 億円、1 億 9774 万余円で事業を実施したとして農林水産省に報告し、農林水産省では、交付決定額と同額で額の確定を行っていた。

一方、社団では、運送等事業及び管理運営事業を上記の実際に要した経費で実施したとする内容の事業報告書等を農林水産省に提出していた。そして、農林水産省では、この実際に要した経費により額の確定を行うべきであるのに、実施要綱において、運送費補助金及び運営費補助金に余剰が生じた場合には社団の会計の中でこれを翌年度に繰り越すこととする旨規定されていたことから、上記のとおり、交付決定額と同額で補助金の額の確定を行い、既に交付した補助金の額と実際に要した経費との差額 23 億 7837 万余円、9081 万余円について精算する手続を執っていなかった。

なお、社団では、管理等通知に基づき、上記の運送費補助金の残額 23 億 7837 万余円については、これを事業資金として積み立て、このうち 13 年度の備蓄事業に要する経費に充当した 17 億 1148 万余円を除いた 6 億 6689 万余円を、14 年度末において、事業資金として保有していた。また、運営費補助金の残額 9081 万余円については、11、12 両年度の管理運営事業に要する経費にその全額を充当していた。

イ 12 年度の運送費補助金について

農林水産省では、WFP を通じた北朝鮮に対する緊急食糧支援の実施に当たり、12 年度に、社団より補助金の交付申請を受け、運送費補助金を 79 億 6631 万余円などとする補助金の交付決定を行い、その全額を社団に対して概算払で交付していた。

そして、社団では、予定していた運送等事業が終了したのは13年度であり、その実施に要した経費は12年度11億6562万余円、13年度43億5251万余円、計55億1813万余円であったにもかかわらず、補助金の実績報告に当たり、交付決定額と同額の79億6631万余円で12年度中に事業を完了したとして農林水産省に報告し、農林水産省では、交付決定額と同額で額の確定を行っていた。

一方、社団では、運送等事業を上記の実際に要した経費で実施したとする内容の12年度分及び13年度分の事業報告書等を農林水産省に提出していた。そして、農林水産省では、この実際に要した経費により額の確定を行うべきであるのに、管理等通知において、運送費補助金について生じた繰越金は事業資金として社団が管理する旨規定されていたことから、上記のとおり、交付決定額と同額で補助金の額の確定を行い、既に交付した補助金の額と実際に要した経費との差額24億4817万余円について精算する手続を執っていなかった。

なお、社団では、管理等通知に基づき、上記の運送費補助金の残額24億4817万余円については、これを事業資金として積み立て、その全額を、14年度末において、事業資金として保有していた。

ウ 14年度の運送費補助金について

農林水産省では、14年度に緊急食糧支援の実施が見込まれたため、社団より補助金の交付申請を受け、運送費補助金を7億9317万余円などとする補助金の交付決定を行い、その全額を社団に対して概算払で交付していた。

その後、14年度の緊急食糧支援は実施されず、社団における運送等事業も実施されなかったことから、補助金の実績報告に当たり、運送等事業に要した経費はないとして農林水産省に報告していた。

一方、農林水産省では、上記の社団の報告にもかかわらず、管理等通知において、運送費補助金について生じた繰越金は事業資金として社団が管理する旨規定されていたことから、運送費補助金の額を交付決定額と同額の7億9317万余円とする補助金の額の確定を行い、既に交付した補助金を精算する手続を執っていなかった。

なお、社団では、管理等通知に基づき、上記の運送費補助金の残額7億9317万余円については、これを事業資金として積み立て、その全額を、14年度末において、事業資金として保有していた。

以上のことから、14年度末現在において、社団では計39億0824万余円を事業資金と

して保有していた。

(2) 差額補填資金造成事業に係る補助金の一部が事業の目的に沿っていないもの

農林水産省では、11年度から14年度までの間に、差額補填資金造成事業に要する経費として、社団に対して、計176億4300万余円の補助金を交付し、社団では、同金額の差額補填資金を造成している。

そして、この内訳についてみると、インドネシア共和国への米穀の貸付けに係るものが計101億7333万余円、WFPへの米穀の貸付けに係るものが計67億2967万円造成されているほか、対象国を特定せずに、実施されていない緊急食糧支援に備えて補助金が交付され、差額補填資金が造成されているものが、11、12両年度の補助金について各3億7000万円、計7億4000万円あった。

しかし、差額補填資金造成事業は、緊急食糧支援の実施に伴い発生すると見込まれる損失を平準化するために行われるもので、実施されていない緊急食糧支援について差額補填資金を造成することは、同事業の目的に沿っていないものと認められた。

上記(1)、(2)の事態は、補助金の経理が著しく適正を欠いており、多額の不要な資金が社団に滞留し、国の予算の効率的な使用を図る上で適切でないことから、補助金の経理を適正に行うこととするとともに、これらの滞留している資金等を国に返還させるなどの処置を講じる必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、社団において適正な補助事業の実施に対する認識が不足していたことにもよるが、次のようなことによると認められた。

- (1) 補助金の経理を適正に行えば補助金に余剰は生じないのに、実施要綱において、運送費補助金及び運営費補助金に余剰が生じた場合には社団の会計の中でこれを翌年度に繰り越すこととする旨規定されていたり、管理等通知において、運送費補助金について生じた繰越金は事業資金として社団が管理する旨規定されていたりしていたこと
- (2) 農林水産省において、適正な補助事業の実施に対する認識が不足していたこと及び国の予算の効率的な使用に対する配慮が十分でなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、農林水産省では、今後このような事態が発生しないよう補助金の経理を適切に行うこととするとともに、15年11月に社団に対して補助金の適正な経理についての通知を発し指導の徹底を行った。また、不適切な事態を改めるため管理等通知について事業資金に係る規定を削除するなどの改正を行い、16年3月及び6月に、

14年度末現在社団に管理されていた事業資金 39 億 0824 万余円及び差額補填資金のうち 7 億 4000 万円から、15年度の備蓄事業に要した経費 41 億 6944 万余円を除いた 4 億 7880 万余円及び事業資金の運用により 11年度から 15年度までの間に生じた果実 1 億 6567 万余円、計 6 億 4447 万余円を国に返還させる処置を講じた。

- (2) 生産振興総合対策事業等の実施に当たり、農作物被害防止施設の設置対象となる団地の定義を明確にするなどして、生産の組織化及び作付けの団地化等に資するものとなるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農業生産振興費
部局等の名称	農林水産本省、東北、関東、九州各農政局
補助の根拠	予算補助
補助事業	生産振興総合対策等
補助事業の概要	生産の組織化及び作付けの団地化等を図り、生産性の高い効率的かつ安定的な農産物産地の形成等に資することを目的として、農作物被害防止施設の設置を行うもの
検査実施補助事業者	青森県ほか 3 県
間接補助事業者 (事業主体)	農業協同組合 4、営農集団 54、計 58 事業主体
検査実施事業数	70 事業
事業費	20 億 9157 万余円(平成 12 年度～14 年度)
上記に対する国庫補助金	10 億 3227 万余円
作付けの団地化等が図られていない箇所を含んでいる事業を実施した間接補助事業者 (事業主体)	農業協同組合 4、営農集団 47、計 51 事業主体
作付けの団地化等が図られていない箇所を含んでいる事業	63 事業
上記の箇所に係る事業費相当額	16 億 0007 万円(平成 12 年度～14 年度)
上記に対する国庫補助金相当額	7 億 8897 万円

1 事業の概要

(生産振興総合対策事業等)

農林水産省では、平成12、13両年度に農業生産総合対策事業実施要領(平成12年12農産第1550号農林水産事務次官依命通知)等に基づき農業生産総合対策事業を、また、14年度に生産振興総合対策事業実施要綱(平成14年13生産第10198号農林水産事務次官依命通知)等に基づき生産振興総合対策事業(以下、これらを「総合対策事業」という。)を、農業協同組合等を事業主体とする国庫補助事業として実施している。

総合対策事業は、生産性の高い効率的かつ安定的な農産物産地の形成、畑作物、果樹、野菜、花き、地域特産物等の生産性及び品質の向上等に資することを目的としており、上記の要領及び要綱において、事業の実施方針として、生産の組織化及び作付けの団地化等を図ることとしている。

(農作物被害防止施設)

総合対策事業では、共同利用施設整備として、農作物の発芽期等における霜害を軽減する防霜ファンや、開花期から結実期における強風被害を軽減する防風網等の農作物被害防止施設の設置を行っている。

このうち、防霜ファンは、地表よりも暖かい上層の空気を吹き下ろすことにより地表面付近の気温の低下を緩めるもので、その効果の範囲は汎用品の750Wの場合、前方14m、両側16mから20mとされている。そして、組織的に配置することにより気温低下をより効果的に防止でき、一般的に対象農地が広がるほど単位面積当たりの設置台数を減ずることができる。また、防風網は、風の流れを弱めたり変えたりするもので、その効果の範囲は風下方向に高さの10倍程度となっている。そして、風下方向に連続的に配置することなどにより防風効果の範囲が広くなり、間隔を広くして設置することができる。

(農作物被害防止施設の採択要件)

総合対策事業による農作物被害防止施設の設置については、農業生産総合対策事業の運用について(平成12年12農産第1551号農林水産省農産園芸局長、食品流通局長通知)及び生産振興総合対策事業実施要領(平成14年13生産第10200号農林水産省総合食料局長、生産局長通知)(以下、これらを「実施要領等」という。)が定められている。

その実施要領等によれば、農作物被害防止施設の設置は、事業を実施することによる効果が高く、かつ、共同利用効率の優れた地区において認めることとし、事業参加者は3戸以上、1団地の受益面積はおおむね2ha以上(ただし、果樹を対象とする場合等はおおむね1ha以上。以下、この場合等を含め「2ha以上」という。)であることが事業の採択要件とされている。

そして、12年度から14年度までの間における総合対策事業による農作物被害防止施設の設置に係る事業費は計55億5315万余円で、これに対する国庫補助金の交付額は計27億3948万余円となっている。

(事業実施計画の作成・承認)

総合対策事業を実施しようとする農業協同組合等は、事業実施計画を作成し、市町村を経由して都道府県に提出し、その承認を受ける。その際、都道府県及び市町村は、事業実施計画が実施要領等に定められた要件を満たしているかなどについて指導・審査等を行う。そして、都道府県は事業実施計画の承認をしようとするときは、あらかじめ地方農政局等に協議をすることとなっている。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

防霜ファン及び防風網(以下「施設」という。)の設置は、広くまとまりのある農地を対象とするのが効率的である。また、総合対策事業の農作物被害防止施設は、共同利用効率の優れた地区について認めることなどとし、採択要件を事業参加者が3戸以上であること及び1団地の受益面積が2ha以上であることとしている。

そこで、総合対策事業で施設を設置した農地が隣接した2ha以上のまとまりのあるものとなっていて、共同利用効率が高いものとなっているか、そして事業の実施方針である生産の組織化及び作付けの団地化等を図るものとなっているかに着眼して検査した。

(検査の対象)

(注)
青森県ほか3県において、12年度から14年度までに58事業主体が実施した70事業(事業費計20億9157万余円、国庫補助金計10億3227万余円)について検査した。

(検査の結果)

検査したところ、上記の70事業のうち7事業主体の7事業では、施設を設置した農地が

2 ha以上のまとまりとなっていて、事業参加者が3戸以上となっていた。

一方、51事業主体の63事業では、いずれも市町村等を区域とする事業実施地区を1団地とし、同地区において、事業参加者が3戸以上あり、その受益面積が計2 ha以上あるとされていたが、農地のまとまり具合をみると、1事業で2箇所から89箇所、計973箇所に相当程度の間隔で点在していた。そして、このうち945箇所(事業費相当額計16億0007万余円、国庫補助金相当額計7億8897万余円)は、それぞれの事業参加者が2戸以下で、かつ、受益面積が2 ha未満となっているなどして、採択要件に合致しない状況となっていた。

また、これらの事業主体が作成した事業実施計画では、今後の設置対象面積の計画は記載されているが、その計画は具体的な事業参加者名や設置箇所及びその受益面積等を踏まえたものでなく、また、将来団地化を図るための年次計画もないことなどから、点在した農地が将来団地化し採択要件に合致する状況となるか不明となっている。そして、地方農政局及び県も当該年度の事業実施の審査等を行っているだけで、将来の設置計画等については十分検討していない状況であった。

上記のように、事業参加者が2戸以下で、かつ、受益面積が2 ha未満となっているなどしている農地が点在し、将来的にまとまりのある団地が形成されるか不明なままとされている事態は、施設の設置効率ばかりでなく共同利用効率が限定され、生産の組織化及び作付けの団地化等を図るという趣旨に沿わないもので、適切でないと認められる。

<事例>

平成14年度に、A農業協同組合が事業主体となって、梨を栽培する果樹畑に防霜ファン169基(事業費3433万余円、国庫補助金1597万余円)を設置している。

同組合では、3市町村の区域からなる事業実施地区を1団地とし、組合員の事業参加者が13戸あり、防霜ファンを設置する果樹畑が計11.45haあるので、採択要件を満たすとしていた。

しかし、その果樹畑のまとまり具合をみると、組合員13戸の果樹畑計23枚、11.45haが事業実施地区の3市町村の17箇所に広範囲に点在しており、それぞれの間隔は同一市

町村においても50mから4.5kmとなっていた。

そして、上記17箇所の事業参加者はいずれも1戸で、このうち10箇所は受益面積も果樹畑の場合の要件(おおむね1ha)に満たないものであった。また、同組合の事業実施計画では今後の設置の計画はない状況であった。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

- (ア) 実施要領等において、施設を設置する農地のまとまり具合等の団地の定義が明確になっておらず、このため、事業主体において、事業実施地区内に3戸以上の事業参加者がいて、受益面積が合わせて2ha以上あれば団地を構成するとして事業実施計画を作成していたこと
- (イ) 地方農政局等及び都道府県等において、共同利用施設としての農作物被害防止施設の設置の趣旨や事業の採択要件に対する理解が徹底されておらず、施設を設置する農地を団地化することなどについての指導や事業実施計画に対する審査を十分に行っていなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、農林水産省では、16年5月に各地方農政局等に対して通知を発し、農作物被害防止施設を設置する農地が一定のまとまりを持ったものとなって、共同利用効率が発揮され、生産の組織化及び作付けの団地化等が図られるものとなるよう、次のような処置を講じた。

- (ア) 施設の設置対象となる農地は、原則として隣接してまとまりのある農地であることとするなど団地の定義を明確にし、地方農政局等、都道府県等及び事業主体に周知徹底させることとした。
- (イ) 事業主体に、総合対策事業における農作物被害防止施設が共同利用施設であることの認識を徹底させるとともに、今後の具体的な施設整備の計画がある場合には、その年次計画も含め具体的な内容を記載した事業実施計画を作成することなどを指導するとともに、地方農政局等及び都道府県等に対して事業実施計画の内容を十分に審査するよう指導した。

(注) 青森県ほか3県 青森、栃木、静岡、鹿児島各県

(3) 中山間ふるさと・水と土保全対策事業において、事業が適切かつ効果的に実施される
とともに、事業量等に応じた基金の適切な取扱いを行うよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農業振興費 〔平成6年度以前は、(項)農業生産基盤整備事業等諸費〕
部局等の名称	農林水産本省、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州各農政局、内閣府沖縄総合事務局
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	北海道ほか23県
補助事業	中山間ふるさと・水と土保全対策
補助事業の概要	中山間地域等における土地改良施設及び農地の機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図ることを目的として、平成5年度から9年度までに基金を造成し、調査研究、研修、活性化を図る推進事業等を行うもの
上記の道県における基金残高	181億6561万余円(平成15年度末)
上記の基金に対する国庫補助金交付額	60億6976万円(平成5年度～9年度)

1 事業の概要

(中山間ふるさと・水と土保全対策事業の趣旨と仕組み)

農村地域は、単に食料供給の生産基盤としてだけではなく、水源かん養機能、洪水防止機能、国民の保養機能等の多様な公益的機能を有しているが、農業人口の減少及び高齢化が進行しており、特に平野の外縁部から山間地に至るいわゆる中山間地域では、急速な過疎化及び高齢化により、集落機能が衰退し、耕作放棄地が増大するなどしている。

このような状況に対して、農林水産省では、中山間地域の多様な公益的機能を維持し発揮させるためには、農地や、農業用排水施設、農業用道路等の施設(以下「土地改良施設」という。)の利活用を基本とする地域住民活動の多様な展開を促進することにより地域の活性化を図ることが重要であるとの観点から、中山間ふるさと・水と土保全対策事業(以下「保全対策事業」という。)を実施することとした。そして、この保全対策事業は、中山間ふるさと・水と土保全対策事業実施要綱(平成5年5構改D第213号農林水産事務次官依命通達)等(以下「実

(注1)
施要綱」という。)に基づき、中山間地域及びこれらの地域と一体として事業を推進することが効果的と認められる地域(以下「中山間地域等」という。)における土地改良施設及びこれと一体的に保全することが必要と認められる農地の機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図ることを目的として、平成5年度から実施されている。

保全対策事業の事業主体は道府県となっており、道府県は保全対策事業の実施に係る経費(以下「事業費」という。)に充てるため、5年度から9年度までの間に、自己資金と国からの補助金によって基金を造成している。この基金の造成に当たり、国は造成額の3分の1以内の額を補助している。

(保全対策事業の内容)

保全対策事業の内容は、次のとおりとされている。

ア 調査研究事業

これは、中山間地域等において、地域住民活動の活性化を通じた土地改良施設や農地の機能の強化・保全に関する基本的対策等の作成及びこれに要する調査等を行う事業とされている。

この具体的な内容としては、例えば、土地改良施設、農地、地域住民活動等の現況の調査、地域住民の意識調査等を行って現状等を把握するとともに、その調査結果や、耕作放棄地の発生防止・解消の方針などを盛り込んだ地域の概要書等を作成することが想定されている。

イ 研修事業

これは、各種の研修等を通じて、上記アの調査や、下記ウの推進事業において地域住民活動の活性化に関する推進指導等を行う人材(以下「指導員」という。)の育成を行う事業とされている。

なお、この指導員は、通例、土地改良施設や農地等に関する専門的知識を有する人物等の選任を市町村に依頼し、その推薦等に基づき認定され、中山間地域等を抱える市町村(以下「中山間市町村」という。)に配置される。

ウ 推進事業

これは、①保全対策事業を効果的に推進するために事業内容等について審議する学識経験者等から構成される道府県委員会(以下「運営委員会」という。)の設置・運営、②指導員

による地域住民活動の活性化に関する推進指導、③地域住民の意識の向上及び保全対策事業の必要性等の啓発・普及等を行う事業とされている。

このうち、②の推進指導の具体的な内容としては、例えば、耕作放棄地等の農地を利用した体験学習、農業用水路を利用した水生動植物の観察等のイベント、及びこれらを通じた都市住民との交流、並びにこれらの地域住民活動の中核となる住民グループの組織化に関する企画・指導が想定されている。また、③の啓発・普及には、最近ではインターネットを利用して情報を発信するホームページの作成もある。

そして、道府県は、保全対策事業の適正かつ円滑な推進のために、中山間市町村等に技術的な助言、指導その他の所要の援助措置等を行うこととされている。

(基金の造成)

農林水産省では、保全対策事業の実施に当たり、基金造成額の概算額を算定している。それによると、1都道府県当たりの基金造成額は、年間の標準的な事業費を約3610万円と見込んだ上で、この事業費を年間5%の運用益で賄うこととして約7億2300万円としている。また、9年4月、低金利で運用益が少ない状況にあっても必要な事業が行えるよう、運用益として見込まれる額が前年度末の基金元本額の3%の額(以下「平準化運用基準額」という。)を下回る場合には、基金元本の一部を取り崩し平準化運用基準額まで事業費に充てることのできることなどとした。

そして、基金は、44道府県に設置されており、これら44道府県における9年度末までの造成額は総額329億9788万円(国庫補助金109億9200万円)、15年度末の基金残高は328億0174万余円となっている。また、1道府県当たりの基金造成額は、各道府県がそれぞれ農林水産省同様に事業費等を見込んで決定しており、一部の道県を除き、7億円程度で同規模となっている。

(事業の管理及び指導監督)

保全対策事業を実施する道府県は、毎年度、その年度の基金元本の増減計画、運用益の収支計画及び事業費の支出計画等からなる事業計画を作成し、農林水産省に提出すること、及び翌年度にその各計画額に対する実績額を示した実績報告書を作成し、同省に提出することとされている。

そして、農林水産省は、保全対策事業の実施に関し、道府県を指導監督することとなっている。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

保全対策事業は、前記のとおり、いわゆるソフト事業であり、地域活性化のための具体的内容や方法等の細部については道府県に委ねている。また、事業費についても、財源は手当されている一方、実施すべき事業量が決められておらず、事業量が減少した場合などに基金を減額又は廃止するシステムも採られていない。したがって、事業の適切かつ効果的な実施や基金の有効活用を図る上で、事業主体の取組姿勢が極めて重要となっている。そして、保全対策事業は、事業開始後 11 年を経過しており、また、その基金残高は 15 年度末において 328 億余円と多額なものとなっている。

そこで、保全対策事業が適切に実施され事業目的に資するものとなっているか、造成した基金は有効に活用されているかなどに着眼して、道府県の実施状況を検査した。

(検査の対象)

保全対策事業を実施している 44 道府県のうち、北海道ほか 23 県^(注 2)(15 年度末基金残高 181 億 6561 万余円、これに係る国庫補助金 60 億 6976 万円)が、13 年度から 15 年度までの 3 箇年に実施した事業を対象として検査した。

(検査の結果)

検査したところ、道県(以下単に「県」という。)における保全対策事業の実施状況は次のようになっていた(別表参照)。

(1) 事業実施計画について

各県では、前記のとおり、実施要綱に基づき事業計画を作成しているが、この事業計画は、事業費の計画額等金額で示すもので、具体的な事業内容や実施地域等を記載するようになっていない。

しかし、県が事業を効果的に実施していくためには、具体的な事業内容等を明らかにした実施計画(以下「事業実施計画」という。)を策定するとともに、実施後に事業効果の評価を行うなどして、事業の進ちょく状況等を適切に把握することが必要となる。また、事業実施計画をより実効あるものとするためには、中山間地域等に密着し実情にも通じている

中山間市町村等の意向や取組等の現状を的確に把握することが重要である。

そこで、各県における中山間市町村等の現状の把握状況、事業実施計画の策定状況等についてみたところ、次のようになっていた。

すなわち、24 県のうち、3 県においては、県内の中山間市町村における取組事例等の調査、地域住民の意識調査等を行うことを通じて、中山間市町村等の現状の把握に努めていたが、21 県においては、これらをほとんど実施していない状況であった。

なお、本院が12 県内の中山間市町村について実地に調査したところでは、中山間市町村の多くは、県による地域住民活動の活性化を図る事業の推進や指導員の育成・増員をより強く期待していた。また、保全対策事業が実施されていない中山間市町村の中には、事業内容の説明を要望するものもあった。

そして、中山間市町村等の現状の把握に努めていた3 県では、それを反映し具体的な事業内容等を明らかにした事業実施計画を策定していた。一方、現状をほとんど把握していなかった21 県のうち18 県は事業実施計画も策定しておらず、残る3 県は現状を把握しないままに事業実施計画を策定していた。

また、事業効果の評価を通じた事業の進ちょく状況等の把握については、1 県を除き行っていない。

(2) 事業内容について

24 県が実施した保全対策事業の内容のうち、基本的対策等の作成、指導員の配置及び運営委員会の設置・運営の状況についてみると、次のようになっていた。

(ア) 基本的対策等の作成

調査研究事業では、中山間地域等について基本的対策等を作成することが示されているが、基本的対策等を作成しているのは10 県に過ぎず、また、作成された基本的対策等についてみると、中山間市町村の中の一部の地域を対象としたものもあって、その作成状況は十分でなく、効果的な事業の実施になっていなかった。

(イ) 指導員の配置

研修事業で育成する指導員は、前記のように推進事業等を実施する上で有用であるが、17 県では半数以上の中山間市町村に指導員が配置されておらず、また、半数以上

の中山間市町村に指導員が配置されている7県のうち2県では、県が指導員の活動状況を把握していない状態で、事業を効果的に実施する体制が十分整備されていなかった。

(ウ) 運営委員会の設置・運営

推進事業では、保全対策事業を効果的に実施するために事業内容等について審議する学識経験者等からなる運営委員会を設置・運営することとされているが、3県においては運営委員会が設置されておらず、8県においては運営委員会が設置されているものの、開催されていなかった。このため、これらの11県においては、事業内容が前年度のもの踏襲したものとなる傾向にあり、前記の保全対策事業の趣旨である地域住民活動の多様な展開による地域の活性化に資する体制が十分整備されていなかった。

(3) 事業費と基金の使用について

農林水産省では、9年4月、低金利で運用益が少ない状況にあっても必要な事業が行えるよう、基金元本の取崩しができることとし、これに基づき7県が基金元本を取り崩して事業費に充てていた。

しかし、前記(1)、(2)のとおり、取崩しを行った県を含む多くの県において事業実施に対する取組が十分でないことから、同省が低金利の場合であっても必要となる事業費の目安とした平準化運用基準額に対する各県の13年度から15年度までの事業費の実績額の割合(平均)をみると、60%以上の県はなく、50%台が1県、40%台が2県、30%台が3県で、30%に満たないものが18県もあり、中には10%にも満たず、事業の実施が極めて低調となっている県が6県もあった。そして、10%未満の県の中には、ほとんど事業を行っておらず、年間の事業費がわずか10万円前後となっている県もあった。

別表 中山間ふるさと・水と土保全対策事業の実施状況

県	事業実施計画の策定	事業内容			事業費の実績額 平準化運用基準額 〔H13～15年度〕 平均(%)	基金元本の取崩し	中山間市町村数
		基本的対策等の作成	指導員の配置	運営委員会の設置・運営			
ア	○	○	○	○	46.4	○	17
イ	○	○	○	○	47.9	×	87
ウ	○	○	×	○	14.3	×	174
エ	○	×	○	○	2.2	×	66
オ	×	○	△	○	21.3	○	17
カ	○	○	×	×	27.8	×	22
キ	×	○	×	○	31.8	×	22
ク	×	○	×	○	27.7	×	43
ケ	×	×	○	○	15.1	○	19
コ	×	×	○	○	27.2	×	32
サ	○	×	×	△	11.7	×	52
シ	×	○	×	△	59.9	×	50
ス	×	○	×	×	13.5	○	14
セ	×	○	×	×	11.9	○	75
ソ	×	×	×	○	32.0	○	24
タ	×	×	×	○	10.0	×	23
チ	×	×	×	○	5.9	×	73
ツ	×	×	×	○	9.7	×	29
テ	×	×	△	△	1.3	×	21
ト	×	×	×	△	10.9	○	50
ナ	×	×	×	△	30.0	×	50
ニ	×	×	×	△	2.4	×	52
ヌ	×	×	×	△	4.3	×	49
ネ	×	×	×	△	14.1	×	37

(注) 「事業実施計画の策定」欄、「基本的対策等の作成」欄、「指導員の配置」欄、「運営委員会の設置・運営」欄及び「基金元本の取崩し」欄の「○」印は、それぞれ事業実施計画を策定していること、基本的対策等を作成していること、指導員が中山間市町村の半数以上に配置されていること、運営委員会が設置されていること及び基金元本を取り崩していることを示し、そうでない場合は「×」で示した。また、指導員が中山間市町村の半数以上に配置されていても県が指導員の活動状況を把握していない場合、運営委員会が設置されていても開催されていない場合は「△」で示した。

検査した県の中から、保全対策事業が比較的積極的に実施されている県と、ほとんど実施されていない県の事例を示すと次のとおりである。

＜事例1＞ 保全対策事業が比較的積極的に実施されている県

A県では、基金6億7200万円(国庫補助金2億2400万円)を造成している。そして、次のように保全対策事業を展開している。

- ・ 中山間市町村の長等で構成する中山間地域活性化推進協議会を設立(平成8年5月)。同協議会では意見交換、広報誌の発行等を実施。
- ・ 毎年度、具体的な事業内容等を盛り込んだ事業実施計画を策定。
- ・ 土地改良施設等と周辺の自然環境、歴史的遺産などを一体的に維持管理して地域の活性化を図る方策を検討するなどした基本的対策等を作成。
- ・ 指導員等を全国研修会に派遣するほか、県内においても研修会を主催して指導員を育成。農地面積が2haと少ない1町を除くすべての中山間市町村に指導員を配置。指導員は、ふれあい体験農園のイベント、生態系保全に係る取組、農産物直営所の設置等を企画・指導。地域の景観に対する地域住民の意識が向上するとともに、都市住民との交流が活発化。
- ・ 運営委員会を6年12月に設置し、毎年定期的に開催。事業実施計画を審議。
- ・ 15年10月以降ホームページに、保全対策事業の制度の概要、県が実施した事業の内容やその成果などを掲載。
- ・ 事業費の実績額は、13年度958万余円、14年度788万余円、15年度1002万余円。

＜事例2＞ 保全対策事業がほとんど実施されていない県

B県では、基金6億6000万円(国庫補助金2億2000万円)を造成しているが、事業実施計画の策定や基本的対策等の作成をしておらず、運営委員会は設置したものの当初から開催していなかった。また、指導員を中山間市町村の半数に配置しているが、県はその活動状況を把握していなかった。

このように、B県は、事業をほとんど実施しておらず、このため、事業費の実績額も、平成13年度59万余円、14年度14万余円、15年度6万余円と極めて低額となっていた。

以上のように、各県における保全対策事業の実施状況は、一部の県を除き十分でなく、造成した基金が有効に活用されていないと認められた。

したがって、適切に事業実施計画を策定し、事業の進ちよく状況を評価・把握したり、調査研究事業、研修事業及び推進事業の実施体制を整備したりするなどして、保全対策事業を適切かつ効果的に実施することにより、中山間地域等における土地改良施設及び農地の機能

の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図っていく必要があると認められた。

また、一方においては、各道府県の中山間市町村数には大きな差があったり、中山間地域等の過疎化、高齢化等の状況も異なったりしていることなどから、道府県によっては、保全対策事業の必要性や優先度が低くなって事業量が減少することも想定される。

しかし、前記のとおり、道府県における基金造成額は一部を除き同規模となっており、上記のような状況となった場合の基金の取扱いについて、適切な処置が執れるようにする必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、主として、次のことによると認められた。

- (ア) 県において、保全対策事業の趣旨に対する理解が十分でなく、中山間市町村等の現状を把握し事業実施計画を策定して事業に取り組むこととしていないこと及び実施要綱に基づき保全対策事業を適切かつ効果的に実施するという認識が欠けていたこと
- (イ) 農林水産省において、県における事業の実施状況等を的確に把握した上で適時適切な指導監督を行う必要があるのに、これを十分行っていなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、農林水産省では、16年9月に、各地方農政局等に対して通知を発し、保全対策事業が適切かつ効果的に実施され、また、事業量等に応じた基金の適切な取扱いを行うよう次のような処置を講じた。

- (ア) 道府県に対し、保全対策事業の趣旨を周知徹底するとともに、具体的な事業内容等や成果目標・必要事業量等を明らかにした事業実施計画を策定させ、この事業実施計画に基づき事業を適切かつ効果的に実施させるとともに、目標年次における成果目標に対する事業実績の評価を行わせることとした。
- (イ) 道府県が策定した事業実施計画に対して事業量が減少するなどにより事業実績が大きく・かい離する場合、道府県と基金の取扱いについて協議を行うこととし、また、保全対策事業の必要性が認められなくなった場合には、道府県と協議を行い、基金を廃止し基金残額における国庫補助金相当額を国庫に納付することができることとした。

(注1) 中山間地域 「過疎地域自立促進特別措置法」(平成12年法律第15号)、「山村振興法」(昭和40年法律第64号)、「離島振興法」(昭和28年法律第72号)、「半島振興法」(昭和60年法律第63号)及び「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促

進に関する法律」(平成5年法律第72号)に基づき指定されている区域の全部又は一部を含む市町村の区域

(注2) 北海道ほか23県 北海道、岩手、宮城、秋田、茨城、栃木、埼玉、千葉、富山、山梨、愛知、滋賀、和歌山、島根、広島、徳島、香川、愛媛、福岡、佐賀、長崎、宮崎、鹿児島、沖縄各県

(4) 畜産環境総合整備事業等により整備したたい肥化施設において、家畜排せつ物の管理を適切に行うことなどにより、事業効果の発現を図るよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農業生産基盤整備事業費 (項)牛肉等関税財源農業生産基盤整備事業費 (項)農村整備事業費 (項)牛肉等関税財源沖縄農業生産基盤整備事業費 (項)北海道農業生産基盤整備事業費 (項)牛肉等関税財源北海道農業生産基盤整備事業費 (項)北海道農村整備事業費
部局等の名称	農林水産本省、東北、関東、北陸、中国四国、九州各農政局、沖縄総合事務局(平成13年1月5日以前は総理府沖縄開発庁沖縄総合事務局)
補助の根拠	土地改良法(昭和24年法律第195号) 予算補助
補助事業者	北海道ほか12県(うち事業主体、北海道ほか1県)
間接補助事業者(事業主体)	公社13、農業協同組合1、計14事業主体
補助事業 補助事業の概要	畜産環境総合整備、畜産基盤再編総合整備、草地畜産基盤整備 草地造成等の基盤整備の一環として、畜産経営に起因する環境汚染を防止するなどのため、たい肥化施設の整備を行うもの
効果が十分発現していない施設	110施設
上記の施設に係る事業費	44億9978万余円(平成11年度～15年度)
上記に対する国庫補助金	21億9994万円

1 事業の概要

(畜産公共事業の概要)

農林水産省では、畜産環境総合整備事業実施要綱(平成7年7畜B第326号農林水産事務次官依命通達)等に基づき、畜産経営に起因する環境汚染の防止、生産性の高い経営体群の育成、畜産主産地の再編整備及び草地の整備を通じて飼料自給率の向上等を図るため、畜産環境総合整備事業、畜産基盤再編総合整備事業、草地畜産基盤整備事業(以下、これらを「畜産公共事業」という。)を実施している。

そして、農林水産省では、畜産公共事業を実施する都道府県、都道府県農業公社等(以下「事業主体」という。)に対して、毎年度、多額の国庫補助金を交付しており、平成11年度から15年度までの国庫補助金の交付累計額は1343億余円となっている。

畜産公共事業では、草地造成等の基盤整備の一環として、総合的な畜産経営の環境整備を行い家畜排せつ物のリサイクルシステムを構築することなどにより、家畜排せつ物を野積みしたり、家畜排せつ物からの汚水が施設外へ流出したりすることによる河川や地下水の汚染などの事態を防止するため、家畜排せつ物を発酵させ、たい肥化するなどの施設(以下「たい肥化施設」という。)を整備している。たい肥化施設には、畜産農家に設置し複数の畜産農家等が施設運営主体となり、自らたい肥化などを行うもの(以下「たい肥舎」という。)と、畜産農家から比較的離れた場所に設置し市町村等が施設運営主体となり、多数の畜産農家から家畜排せつ物を収集してたい肥化などを行うもの(以下「たい肥センター」という。)とがある。

(注) 施設運営主体 たい肥化施設の管理、運営を行うもので、複数の畜産農家や市町村等により構成されている。

(事業の実施)

畜産公共事業の実施に当たっては、事業の的確かつ効率的な遂行を図るため都道府県等が畜産農家ごとに、現在の家畜飼養頭数、将来の計画頭数等を記載した事業実施計画(以下「事業計画」という。)を作成することとなっており、たい肥化施設はこの事業計画に基づいて整備することとなっている。

また、都道府県等は本件事業によって整備された施設の管理が事業の趣旨に即して適正に行われるよう努めるものとされている。

(たい肥化作業)

たい肥化施設は、事業主体が草地開発整備事業計画設計基準(平成11年11畜B第213号農

林水産省畜産局長通達)と堆肥化施設設計マニュアル(社団法人中央畜産会編)、または、これらに基づき都道府県の定める基準(以下、これらを「基準等」という。)により整備することとなっており、これらの基準等には、施設規模の算定方法、たい肥舎やたい肥センター内でのたい肥化作業の方法等が示されている。そして、基準等によれば、主なたい肥化作業は次によることとなっている。

- ① 畜舎から家畜排せつ物をたい肥化施設に搬入し、必要に応じてオガクズ、モミガラ等を水分調整材として混入して水分調整を行い積み上げる。
- ② 攪拌装置があるたい肥化施設の場合は、1日当たり1回～2回の攪拌を行って60日～90日間程度発酵させる。それ以外のたい肥化施設では、ショベルローダー等の作業機械により1箇月当たり1回以上の切返し作業を行って150日～180日間程度発酵させる。

これらの作業を実施することにより、家畜排せつ物が発酵する際の発酵熱(60度～80度)で病原菌、雑草種子等が死滅し、水分の蒸発で、たい肥化施設から汚水が流出しなくなるなど環境汚染の防止に役立つとともに、良質なたい肥の生産が可能となる。また、水分の蒸発で、家畜排せつ物の重量が減少(20%～40%程度)し、体積も減少することによりたい肥化施設の効率的な利用が可能となる。

(環境問題と管理適正化法)

近年、畜産経営の大規模化の進行に伴って家畜排せつ物の発生量が増大し、また、農村地域の混住化が進み、野積み等の家畜排せつ物の不適切な管理が社会問題化してきていることなどから、家畜排せつ物の不適切な管理を早急に解消するとともに、たい肥の有効利用を促進するため、11年度に「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」(平成11年法律第112号。以下「管理適正化法」という。)等が定められている。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

農林水産省では、管理適正化法等が制定された11年度以降、たい肥化施設の整備を重点的に進めてきたところである。そこで、たい肥化施設において、家畜排せつ物が適切に管理されているか、たい肥化施設が事業計画どおり利用されているかなどに着眼して検査を実施した。

(検査の対象)

(注1)

北海道ほか15県において、11年度から15年度までに畜産公共事業により整備されたたい肥化施設は891件、これに係る事業費は計401億1950万余円(国庫補助金計187億9824

万余円)となっており、このうちの469件に係る事業費計211億9175万余円(国庫補助金計101億2698万余円)を対象として検査を実施した。

(検査の結果)

(注2)

検査したところ、北海道ほか12県の16事業主体が整備したたい肥化施設110件、これに係る事業費計44億9978万余円(国庫補助金計21億9994万余円)において、畜産経営に起因する環境汚染の防止等を図ることを目的とする補助事業の効果が十分発現しておらず、適切とは認められない事態が次のとおり見受けられた。

- (1) 施設運営主体において、家畜排せつ物の管理が基準等に定められた方法により適切に行われておらず、家畜排せつ物が野積みされていたり、汚水がたい肥化施設から流出していたりしているもの

これを原因別に分類すると次のとおりである。

- (ア) 家畜排せつ物の水分調整や切返し作業が適切に行われていないことによるもの

8 道 県 11 事 業 主 体 たい肥化施設 77 件 事 業 費 16 億 0455 万 余 円
国庫補助金 7 億 9071 万 余 円

<事例>

A 公 社 で は、平 成 14 年 度 に、たい肥舎 1 棟(面積 351m²)を事業費 1512 万円(国庫補助金 756 万円)で整備している。

しかし、施設運営主体において、たい肥化施設の整備目的に対する認識が十分でなく、適切な水分調整材の混入や、切返し作業を行っていなかったため、家畜排せつ物の水分が減少しておらず、汚水がたい肥舎から流出している状況となっていた。

- (イ) たい肥化施設が補助目的どおりに利用されていないことによるもの

2 道 県 3 事 業 主 体 たい肥化施設 18 件 事 業 費 2 億 9122 万 余 円
国庫補助金 1 億 4383 万 余 円

<事例>

B 公 社 で は、平 成 13 年 度 に、たい肥舎 1 棟(面積 162m²)を事業費 1657 万余円(国庫補助金 828 万余円)で整備している。

しかし、施設運営主体において、たい肥舎の半分を資材置場としていたことから、その分の家畜排せつ物が搬入できず、これを農地に野積みしている状況となっていた。

- (ウ) 事業主体と畜産農家との間で、事業計画作成時の調整が十分に行われていなかったこ

とによるもの

4 県 4 事業主体 たい肥化施設 4 件 事業費 24 億 8443 万余円
国庫補助金 12 億 1020 万余円

<事例>

C 公社では、平成 12、13 両年度に、事業計画に基づき、18 戸の畜産農家(養豚農家 12 戸、養鶏農家 6 戸)から家畜排せつ物を収集することとして、たい肥センターを事業費 8 億 1383 万余円(国庫補助金 4 億 0691 万余円)で整備している。そして、同センターでは、養豚農家が自ら家畜排せつ物置場を整備して水分調整などを行った後の家畜排せつ物を無料で収集することとしていた。

しかし、同公社では、事業計画作成時に、養豚農家に対し、家畜排せつ物の水分調整などの収集時の条件についての説明を十分に行っていなかったことから、6 戸の養豚農家においては、家畜排せつ物置場を整備しておらず、家畜排せつ物の水分調整を行っていなかった。このため、同センターでは、これらの養豚農家から家畜排せつ物を収集できず、家畜排せつ物は各養豚農家に野積みされたり、素掘り投棄されたりしている状況となっていた。

- (2) 畜産農家が廃業したためたい肥化施設が未利用となっていたり、畜産農家の飼養頭数が事業計画を大幅に下回っているなどのためたい肥化施設が低利用となっていたりしているのに、有効利用について十分検討されていないもの

7 道県 7 事業主体 たい肥化施設 8 件 事業費 8071 万余円
国庫補助金 3924 万余円

<事例>

D 公社では、平成 13 年度に、事業計画に基づき、乳用牛 46 頭の家畜排せつ物をたい肥化することとして、たい肥舎 1 棟(面積 188.2m²)を事業費 836 万余円(国庫補助金 418 万余円)で整備している。

しかし、施設運営主体のうちこの施設を利用していた畜産農家が病気を理由に畜産業を廃業したため、たい肥舎が 15 年 4 月から全く利用されなくなっているのに、近隣の畜産農家等による有効利用についての十分な検討が行われていない状況であった。

- (3) たい肥化施設の設計が適切に行われておらず、汚水が地下に浸透するおそれがあるもの

2 県 2 事業主体 たい肥化施設 3 件 事業費 3885 万余円
国庫補助金 1594 万余円

<事例>

E会社では、平成15年度に、家畜排せつ物の水分調整を行うことを目的として、たい肥舎1棟(面積630㎡)を事業費1916万円(国庫補助金766万余円)で整備している。このたい肥舎は、床の上に厚さ15cm程度たい積させた家畜排せつ物を、攪拌装置を使用することにより発酵・乾燥させるものである。そして、この床の設計に当たっては、家畜排せつ物がたい積する部分(面積279.5㎡)にポリエチレンフィルム(シート幅2m、厚さ0.15mm)を布設し、その上に土(厚さ10cm)を敷き均すこととしていた。

しかし、たい肥化施設の床は汚水が地下浸透しないようにする必要があるのに、ポリエチレンフィルムを重ね合わせただけの設計となっていて、その部分の不浸透性が確保されておらず、汚水が地下に浸透するおそれのある状況となっていた。

以上のような事態は、家畜排せつ物のリサイクルシステムを構築することにより、畜産経営に起因する環境汚染の防止等を図るという本件補助事業の趣旨に照らして事業効果が十分発現されているとは認められず、改善を図る必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

- (ア) 施設運営主体において、たい肥化施設の整備目的を十分に認識していなかったこと
- (イ) 事業主体において、たい肥化施設の利用状況を十分把握していなかったり、事業計画作成時の調整を十分に行っていなかったり、たい肥化施設を設計する際に、補助事業の趣旨に対する理解が十分でなかったりしていたこと
- (ウ) 道県において、農業公社等の事業主体が整備したたい肥化施設の利用状況の把握及び事業計画作成時の調整が行われているかの確認が十分でなかったこと
- (エ) 農林水産省において、道県及び事業主体に対し、たい肥化施設の効果発現に対する指導が十分でなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記に対する本院の指摘に基づき、農林水産省では、16年9月、各地方農政局等に対して通知を発し、前記110件の是正処置を図るとともに、事業の効果を十分発現させるため都道府県に対して事業主体への周知を含めた次のような指導等を行わせ、その結果について地方農政局等に報告させるよう処置を講じた。

- (ア) 畜産公共事業で設置したたい肥化施設の施設運営主体に対して、補助事業の目的や管理適正化等の目的についての周知徹底を図るなどして指導体制の強化を図ること

- (イ) たい肥化施設の現地調査を実施し、利用状況を把握するとともに事業計画作成時の調整の経緯を的確に把握すること
- (ウ) 現地調査の結果、適切な管理運営がなされていないたい肥化施設について、施設ごとに施設運営主体に対して適切な管理運営に向けた指導を行うとともに、その是正措置状況を報告すること
- (エ) 事業計画に対する利用率が著しく低いたい肥化施設について、具体的な改善計画を作成し、その達成に向けた指導を施設運営主体に対して行うとともに、改善計画が達成されるまでの間、その状況を報告すること

(注1) 北海道ほか15県 北海道、岩手、宮城、秋田、茨城、栃木、千葉、富山、山梨、愛知、島根、広島、長崎、宮崎、鹿児島、沖縄各県

(注2) 北海道ほか12県 北海道、岩手、宮城、秋田、栃木、千葉、富山、山梨、島根、広島、宮崎、鹿児島、沖縄各県

- (5) 漁業共済事業の実施に当たり、制度の趣旨に沿わない手数料の徴収をしないこととするなど、事業の適切な運営が図られるよう改善させたもの

会計名及び科目	漁船再保険及漁業共済保険特別会計(漁業共済保険勘定) (項)漁業共済保険費 (項)漁業共済組合連合会交付金
部局等の名称	水産庁
事業の根拠	漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)
事業名	漁業共済
事業の概要	中小漁業者がその営む漁業につき異常の事象又は不慮の事故によって受けることのある損失を補てんするため、国が共済掛金の一部を負担し、保険を引き受けるなどして、漁業共済組合が行う共済事業で、同組合は、漁業者への共済金の交付等の事務を漁業協同組合に委託して行わせているもの
制度の趣旨に沿わない手数料の徴収が行われていた共済金支払件数	1,595件(平成14、15両年度)
上記に係る共済金支払額	14億1000万円 (うち国庫補助金相当額 6億3983万円)

1 事業の概要

(漁業災害補償制度)

水産庁では、漁業災害補償法(昭和39年法律第158号。以下「漁災法」という。)に基づき、中小漁業者(以下「漁業者」という。)が営む漁業につき異常の事象又は不慮の事故によって受けることのある損失を補てんすることにより、漁業者の漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資することを目的として、漁業災害補償制度を運営している。

この制度は、沿海の39都道府県に設立されている漁業共済組合(以下「組合」という。)が行う漁業共済事業(以下「共済事業」という。)、全国漁業共済組合連合会(以下「連合会」という。)が行う漁業再共済事業、国が行う漁業共済保険事業の3事業により構成されており、漁業者の相互救済の精神を基調として、保険の仕組みによりその危険負担を分散することとして運営されている。すなわち、組合は、漁業者が払い込む共済掛金を財源として、漁獲金額の減少による減収、養殖物の死亡による損害等が生じた場合に、その程度に応じて漁業者に共済金を支払うこととなっている。そして、組合は、漁業者に対して支払う共済金の支払責任の一部を連合会の再共済に付し、さらに、連合会は、その再共済における支払責任の一部を国の保険に付することとなっている。

また、この制度は前記のとおり漁業者の漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資する制度であり、共済事業は漁業者で組織する漁業協同組合(以下「漁協」という。)がその本来の事業として取り組むべき性格の事業であることから、共済事業の実施主体となる組合は、漁協を組合員とし、その出資により設立運営されるものとなっている。そして、組合は、共済事業に係る事務の一部を漁協に委託することができることとなっている。

(共済事業に係る事務の執行)

組合は、共済事業を運営するため、共済契約の申込みの受理・承認、共済掛金の徴収、共済金の支払等の事務を行っている。

そして、これらの共済事業に係る事務のうち、漁業者からの共済契約の申込書の受理及び共済掛金の受理、漁業者の漁獲物の販売金額の調査、漁業者への共済金の交付等の事務については、漁災法等に基づき漁協に委託して行い、事務委託手数料を支払っている。

(共済事業の会計と国の助成)

共済事業の財源となる共済掛金は、純共済掛金と附加共済掛金から構成されており、純共済掛金は共済金の原資となり、附加共済掛金は組合の共済事業に係る事務の執行に必要な経

費に充てられる。

そして、国は、漁業共済保険を引き受けるほか、漁業者の負担軽減を図るなどのため、一般会計からの繰入金により純共済掛金の100分の10から100分の65に相当する額を補助しており、平成14年度及び15年度の補助額は、それぞれ71億4777万余円、71億3800万余円となっている。

また、国は、組合に対し、共済事業の健全かつ円滑な運営を図るため、一般会計から、その事務執行に要する経費として、組合の人件費、旅費、事務所費、漁協への事務委託手数料等を対象として漁業共済事業実施費等補助金を交付しており、14年度及び15年度の交付額は、それぞれ4億4768万余円、4億4792万余円となっている。

(検査及び指導・監督)

漁災法等により、共済事業の運営に関して、水産庁は、組合及び連合会の業務又は会計の状況を検査し、また、都道府県は、組合及び漁協の業務、財産又は会計の状況について報告を徴するなどして、それぞれ組合等を指導・監督することとなっている。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

本院では、9年に、共済事業の運営状況を検査し、その結果、漁協が共済掛金を負担するとともに共済金を他の用途に使用したり、共済金の交付の際にその一部の額を事務手数料等として差し引き徴収したりして、共済金が漁業者に適正に支払われていないなどの事態が見受けられたことから、水産庁長官に対し、会計検査院法第36条の規定により、改善の処置を要求した。これに対し、水産庁では、共済事業が制度の趣旨に沿って適切に運営されるよう、契約引受けの基準の明確化、制度の趣旨の周知徹底、事務の体制の整備等の処置を講じている。一方、その後の水産業をめぐる環境は、資源の減少や厳しい経済環境等による水産物価格の低迷など、依然として厳しい状況にあり、共済事業に係る事務を受託している漁協では、効率的な事業運営や組織・経営基盤の強化等を図るため、合併が推進されるなど、著しい変化が生じている。

このような状況の中で、一部の漁協において、なお、共済金の一部を事務手数料として差し引き徴収している事態が見受けられた。そこで、今回改めて共済金の支払等に係る事務の執行が漁業災害補償制度の趣旨に沿ったものとなっているかに着眼して検査した。

(検査の対象)

(注1)
 北海道漁業共済組合ほか 25 漁業共済組合の 14 年度 892 漁協及び 15 年度 837 漁協における共済金の支払それぞれ 8,117 件、128 億 8878 万余円及び 10,937 件、172 億 2261 万余円、計 19,054 件、301 億 1140 万余円を対象として検査した。

(検査の結果)

検査したところ、共済事業に係る支払事務において、次のように適切でないと認められる事態が見受けられた。

(注2)
 すなわち、北海道漁業共済組合ほか 10 漁業共済組合の 14 年度においては 40 漁協、15 年度においては 28 漁協が、共済金の支払それぞれ 1,002 件及び 593 件、計 1,595 件において、漁業者に共済金を交付する一方で、当該漁業者から共済金の額に一定の率を乗ずるなどして得た額を手数料として一律に徴収していた。

この手数料の趣旨について、各漁協では、①漁協が行う共済事業に係る事務に要する費用として徴収しているもの、②漁協が漁業者から受託している漁獲物の販売に係る手数料収入の減収を補うために徴収しているものなどとしており、その徴収額等は次表のとおりであり、14、15 両年度で 41 漁協において計 3278 万余円の手数料を徴収していた。

年度	組合数	漁協数	共 済 金 支払件数	共済金支払額 〔うち国庫補助 金相当額〕	左の支払に係る 手数料徴収額
			件	千円	千円
①漁協が行う共済事業に係る事務に要する費用として徴収しているもの					
14	9	26	340	466,713 (211,421)	8,381
15	7	18	233	403,598 (183,637)	4,915
②漁協が漁業者から受託している漁獲物の販売に係る手数料収入の減収を補うために徴収しているものなど					
14	5	14	662	392,130 (177,635)	14,374
15	5	10	360	147,566 (67,142)	5,117
計	11	41	1,595	1,410,009 (639,836)	32,788

(注) 計欄の組合数、漁協数は両年度で重複しているものを除いた数である。また、この中には、共済金の交付の際に事務手数料として差し引き徴収していたものが、4 漁協で 104 件、2,320 千円ある。

これらのうち、②の一例を示すと次のとおりである。

<事例>

A漁協では、平成15年度に、漁船漁業を営んでいる漁業者33人が、それぞれB県漁業共済組合と漁獲金額が共済限度額(付保額)に満たない場合に共済金が支払われることとなる共済契約を締結し、漁協を通じて共済掛金を支払っていた。そして、同共済組合では、上記の漁業者全員について、漁獲金額が共済限度額に満たなかったことに対する共済金として計10,867,633円を漁協に送金し、漁協は、これを各漁業者に交付していたが、その一方で、漁獲量の減少に伴い、漁獲物の販売に係る受託手数料収入が減少したことから、これを補うために、共済金を交付した漁業者から一律に、共済金額に5%を乗じて得た額、計543,367円を手数料として徴収していた。

しかし、これらのうち、①漁協が行う共済事業に係る事務に要する費用として手数料を徴収することについては、同事務は基本的に組合からの受託事務であり、その受託事務には漁業者からの附加共済掛金及び国からの漁業共済事業実施費等補助金から事務委託手数料が支払われているので、漁業者から改めて手数料を徴収する必要があるとは認められない。そして、漁業者は既に附加共済掛金を納付しているので、費用を二重に負担することになる。また、②漁協における販売手数料の減収を補うために手数料を徴収することについては、共済事業の目的の範囲を超え、同事業に直接関係のない負担を漁業者にさせるものであり、また、本来、漁協の構成員全体で負うべき負担を不慮の事故等により損害を被った漁業者の負担に帰させることになるものである。

したがって、共済金に係る上記のような手数料の徴収は、漁業者の漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資するという漁業災害補償制度の趣旨に沿わないもので、適切とは認められない。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のようなことによると認められた。

- (ア) 漁協及び組合において、制度の趣旨についての理解が十分でなかったこと
- (イ) 都道府県において、組合及び漁協に対して、制度の趣旨を周知徹底していなかったり、共済事業に係る事務について十分指導・監督を行っていなかったりしたこと
- (ウ) 水産庁において、組合及び漁協の共済事業に係る事務の執行について、実態を十分把握していなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、水産庁では、16年9月に通知を発するなどして、共済事業の運営が適切に行われるよう、次のような処置を講じた。

- (ア) 共済事業に係る事務の執行の実態を把握するため、組合及び連合会に対する検査を充実させるとともに、9年に構築した共済金の確実な支払などを確認するためのシステムの更なる充実を図る。
- (イ) 組合及び連合会に対し、制度の趣旨を周知徹底するとともに、漁協が行う共済事業に係る受託事務の執行が適切に行われるよう指導する。
- (ウ) 都道府県に対し、次のような措置を執るよう依頼する。
 - ① 漁協に対し共済事業の趣旨を周知徹底する。特に、漁協の受託事務である共済金の交付において適切でない手数料の徴収があったことを踏まえ、共済事業に係る受託事務の執行が共済事業の趣旨に沿って適切に行われるよう周知徹底する。
 - ② 都道府県が別途行う漁協の検査に際し、共済事業に係る事務に関する検査を充実する。

(注1) 北海道漁業共済組合ほか25漁業共済組合 北海道、青森、岩手、福島、茨城、千葉、東京、新潟、石川、福井、愛知、京都、兵庫、和歌山、島根、広島、山口、香川、愛媛、高知、福岡、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄各都道府県の漁業共済組合

(注2) 北海道漁業共済組合ほか10漁業共済組合 北海道、青森、茨城、新潟、兵庫、島根、広島、山口、高知、長崎、熊本各道県の漁業共済組合

- (6) 土地利用型酪農推進事業における飼料基盤強化奨励金の交付に当たり、飼料作物の作付けを実施していない酪農経営者を奨励金交付の対象から除外するよう改善させたものの

科	目	独立行政法人農畜産業振興機構(畜産勘定)
		〔平成15年9月30日以前は、 農畜産業振興事業団(畜産助成勘定) (項) 畜産助成事業費〕
部局等の名称		農林水産本省 独立行政法人農畜産業振興機構(平成15年9月30日以前は農畜産業振興事業団)本部

助成の根拠	独立行政法人農畜産業振興機構法(平成14年法律第126号) 〔平成15年9月30日以前は、 農畜産業振興事業団法(平成8年法律第53号)〕
助成事業者	独立行政法人農畜産業振興機構
事業主体	社団法人中央酪農会議
助成事業	土地利用型酪農推進
事業の概要	畜産環境問題に適切に対応するとともに、飼料作物の作付地を確保するなど飼料基盤に立脚した酪農経営を支援するため、酪農経営者に対し、経産牛1頭当たりの飼料作物作付地の面積の水準に応じて飼料基盤強化奨励金を交付するなどのもの
奨励金の交付額	85億8771万余円(平成15年度)
飼料作物の作付けを実施していない酪農経営者に対して交付された奨励金額	1億3997万円(平成15年度)

1 事業の概要

(土地利用型酪農推進事業の概要)

農林水産省では、畜産環境問題に適切に対応するとともに、飼料作物の作付地(以下「飼料作物作付地」という。)を確保するなど飼料基盤に立脚した酪農経営を支援するため、土地利用型酪農推進事業を、独立行政法人農畜産業振興機構(平成15年9月30日以前は農畜産業振興事業団。以下「機構」という。)に、機構の畜産業振興事業の一環として、実施させている。

土地利用型酪農推進事業は、農林水産省が定めた「土地利用型酪農推進事業実施要領」(平成11年11畜A第1460号農林水産省畜産局長通知。15年9月30日に廃止。)、15年10月以降については機構が定めた「土地利用型酪農推進事業実施要綱」(平成15年15農畜機第48号。以下「実施要綱」という。)等(以下、これらを併せて「実施要領等」という。)に基づき、社団法人中央酪農会議(以下「中央酪農会議」という。)を事業主体として実施されるもので、飼料基盤の強化奨励対策及び飼料基盤の強化推進の2種類からなっている。

このうち、飼料基盤の強化奨励対策に係る事業は、機構から助成を受けた中央酪農会議が、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和40年法律第112号)第5条に規定する指定生

乳生産者団体(以下「指定団体」という。)に対して補助金を交付し、指定団体はこの補助金を基に、酪農経営者に対し、経産牛1頭当たりの飼料作物作付地の面積の水準に応じて飼料基盤強化奨励金(以下「奨励金」という。)を交付することなどを内容とするものである。

そして、奨励金の交付の対象となる酪農経営者は、実施要領等によれば、指定団体に対し自らが生産した生乳を原則として当該年度に年間を通して出荷すること、飼料作物作付けの確認等この事業の実施に関し協力することなどの一定の要件(以下「交付要件」という。)のすべてに適合する者となっている。

(酪農経営者に対して交付される奨励金)

上記の奨励金の額の算出方法は、実施要領等によれば次のとおりとなっている。

- ① 指定団体ごとに個々の酪農経営者の補助対象経産牛頭数を算出する。
- ② 補助対象経産牛1頭当たりの飼料作物作付地の面積の水準に応じて、指定団体ごとに、酪農経営者をAランクからDランクまでの4ランクに分類し、各ランクに応じた1頭当たりの奨励金単価を所定の方法により設定する。
- ③ 上記②の奨励金単価に、①の補助対象経産牛頭数を乗じて奨励金の額を算出する。

そして、ランクごとの奨励金単価は、上記のように指定団体ごとに設定されているが、その一例を挙げると下表のとおりとなっている。

表 ランクごとの奨励金単価(15年度分)

地域	ランクの分類	補助対象経産牛1頭当たりの飼料作物作付地の面積の水準	ランク別奨励金単価 (補助対象経産牛1頭当たり)
関 東	Aランク	8 a以上	2,658 円
	Bランク	4 a以上 8 a未満	2,354 円
	Cランク	2 a以上 4 a未満	2,050 円
	Dランク	0 a以上 2 a未満	1,139 円

実施要領等によれば、Dランクの面積の水準は0 a以上とされており、飼料作物の作付けを実施していない酪農経営者であっても交付要件のすべてに適合していれば、Dランクに該当するものとして、奨励金が交付されることとなっている。

そして、上記の方法により算出された奨励金の総額に対して、機構は中央酪農会議に当該年度分の補助金を交付しており、中央酪農会議ではこの補助金を原資として、指定団体を經由して酪農経営者に対し奨励金を交付している。

2 検査の結果

(検査の着眼点及び対象)

上記のとおり、交付要件のすべてに適合していれば飼料作物の作付けを実施していない酪農経営者に対しても奨励金は交付されることとなっているが、農林水産省では、その理由を、飼料生産のための土地の確保等への取組を誘導するためであるとしている。

そこで、飼料作物の作付けを実施していない酪農経営者に対する奨励金の交付が、飼料生産のための土地の確保等への取組を誘導するものとして機能を果たしているかという点に着眼して、15年度に機構が中央酪農会議に奨励金の原資として交付した補助金85億8771万余円を対象に検査を実施した。

(検査の結果)

検査の結果、次のような事態が見受けられた。

15年度に奨励金の交付を受けた酪農経営者は23,955名であるが、このうち、飼料作物の作付けを実施していなかった者は3,430名となっていた。

そして、上記の酪農経営者3,430名のうち、11年度から15年度までの間、継続して奨励金の交付を受けた酪農経営者2,931名について、個別に11年度以降の飼料作物の作付状況を検査したところ、13年度以降の3年間にわたって飼料作物の作付けを全く実施していない酪農経営者が2,297名となっていて、さらにそのうちの1,855名については、11年度から15年度までの5年間にわたって、飼料作物の作付けを全く実施していない状況となっていた。

上記のとおり、15年度において飼料作物の作付けを実施していない酪農経営者のうち、その大半が、継続して飼料作物の作付けを実施していないという状況をみると、奨励金の交付は飼料生産のための土地の確保等への取組を誘導する機能を果たしていないと認められた。

以上のことから、15年度に飼料作物の作付けを実施していない酪農経営者3,430名に対して奨励金1億3997万余円(15年度分)を交付している事態は、飼料基盤に立脚した酪農経営を支援することとしている本件事業の趣旨に沿ったものとなっておらず、改善を図る要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、農林水産省において、飼料作物の作付けを実施してい

ない酪農経営者に対し、奨励金を交付することが飼料生産のための土地の確保等への取組を誘導する機能を果たしていないにもかかわらず、奨励金の交付要件の見直しを行うことなく飼料作物の作付けを実施していない酪農経営者についても奨励金の交付対象者とし続けていたことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、農林水産省では、16年3月に機構に対して、奨励金の交付が本件事業の趣旨に沿ったものとなるよう、交付要件の見直しを行うことなどを要請する旨の通知を発し、また、この要請に基づき、機構では、同年7月に実施要綱を改正して、飼料作物の作付けを実施していない酪農経営者を奨励金の交付対象者から除外することとし、その内容を関係者に周知する処置を講じた。

平成14年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項に対する処置状況

(1) 一般国道の道路敷となっている国有林野の取扱いについて

(平成14年度決算検査報告 319 ページ参照)

1 本院が要求した是正改善及び改善の処置

(検査結果の概要)

林野庁では、国有林野事業特別会計所属の行政財産である国有林野を国道(道路法(昭和27年法律第180号)に基づく一般国道をいう。以下同じ。)の道路敷として使用させる場合には、国道の管理を道路整備特別会計において行う国土交通省に対して、原則として所管換をすることとしている。また、同省の事務又は事業の遂行上、所管換の手続前に、又は臨時に一定期間に限って国有林野を使用させる必要がある場合には使用承認をすることとしている。

そして、所管換は、森林管理署が所管換を受けようとする部局等から所管換の協議を受け、森林管理局がこれを行うこととなっている。また、使用承認は、使用しようとする部局等から申請書を提出させ、森林管理署がこれを行うこととなっている。

異なる会計間において所管換又は使用承認をする場合には、国有財産法(昭和23年法律第73号。以下「法」という。)等の規定により、財産価額が3000万円以上のものは有償によることとなっている。また、財産価額が3000万円に達しないものについては、所管換又は使用

承認を有償とするか無償とするかについて、それぞれの会計の長が決定することとなっている。

林野庁では、平成9年に、使用承認をしているすべての国道の道路敷について財産価額の調査を行い、財産価額が3000万円以上の36路線に係る国有林野及び財産価額が3000万円に達しない183路線に係る国有林野について、早期に有償により所管換をすることとし、所管換までの間は有償による使用承認とすることとしている。

そこで、国道の道路敷となっている9森林管理局管内の国有林野について検査したところ、5森林管理局管内の財産価額が3000万円以上の路線に係る約558万 m^2 及び9森林管理局管内の財産価額が3000万円に達しない路線に係る約624万 m^2 について、有償による所管換がされていなかったり、これらの一部について無償のまま使用承認が継続されていたりしている事態が見受けられた。

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められた。

- (ア) 森林管理局及び森林管理署において、法の規定に関する認識が十分でなく、所管換までの期間中の使用承認の更新の際、使用承認を有償へ切り替える取扱いが十分徹底されていなかったこと
- (イ) 使用承認をしている路線に係る森林管理局と国土交通省の地方整備局(北海道開発局を含む。)との間及び森林管理署と道路管理者(指定区間内については国土交通大臣、指定区間外については都道府県等をいう。以下同じ。)との間において、計画的な所管換をするための定期的な連絡調整を行う場が設けられていなかったこと

(検査結果により要求した是正改善及び改善の処置)

林野庁では、本院の検査の進行に伴い、国道の道路敷として使用承認をしている国有林野の取扱いについて、国土交通省と協議し、森林管理署及び道路管理者間の定期的な連絡調整の場を設け、所管換に係る年次計画の策定等の措置を講ずることと同省と合意するなどした。

本院では、林野庁において、森林管理局及び森林管理署に対し、法の規定に基づく取扱いの徹底を図るなどし、更に次のような処置を講じて、有償による所管換の推進及び無償による使用承認の早期解消を図るよう、林野庁長官に対し15年11月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を要求し、及び同法第36条の規定により改善の処置を要求した。

- (ア) 森林管理署において、現に国道の道路敷として使用承認をしている国有林野であって財産価額が3000万円以上のものについて、道路管理者と引き続き協議して、法の規定により早期に有償により所管換をするよう年次計画を策定すること(会計検査院法第34条による是正改善の処置要求)
- (イ) 森林管理署において、現に国道の道路敷として使用承認をしている国有林野であって財産価額が3000万円に達しないものについて、道路管理者と引き続き協議して、国有林野事業特別会計の独立性に影響を及ぼすことなく早期に有償により所管換をするよう年次計画を策定すること(同法第36条による改善の処置要求)

2 当局の処置状況

林野庁では、本院指摘の趣旨に沿い、国土交通省と引き続き協議している。また、森林管理署では、同省との合意に基づき、道路管理者との定期的な連絡調整の場において年次計画の策定に関し協議するなどしている。そして、16年8月末における、本院が検査を行った前記の9森林管理局にその他の森林管理局を加えた全森林管理局に係る年次計画の策定状況は以下のとおりである。

(ア) 森林管理署では、財産価額が3000万円以上の^(注)39路線に係る約691万²mのうち9路線に係る約59万²mについて年次計画を策定しており、残りの30路線についても年次計画を策定して早期に有償により所管換などをするよう道路管理者と引き続き協議していくこととしている。

(イ) 森林管理署では、財産価額が3000万円に達しない^(注)195路線に係る約924万²mのうち58路線に係る約227万²mについて年次計画を策定しており、残りの137路線についても年次計画を策定して早期に有償により所管換などをするよう道路管理者と引き続き協議していくこととしている。

(注) 新設等により新たに使用承認をするなどしたため、平成16年8月末現在、財産価額が3000万円以上のもは前記の9年における36路線から39路線へ、財産価額が3000万円に達しないものは同183路線から195路線へと、それぞれ増加している。

(2) 卸売市場施設整備事業の実施について

(平成14年度決算検査報告325ページ参照)

1 本院が表示した改善の意見

(検査結果の概要)

農林水産省では、卸売市場の施設の規模の指標、適正な配置の目標等を定めた卸売市場整備基本方針(以下「基本方針」という。)を策定している。

そして、同省では、中央卸売市場、地方卸売市場の両卸売市場について、卸売市場施設整備費補助金交付要綱等に基づき、中央卸売市場施設整備事業及び地方卸売市場施設整備事業(以下、これらを併せて「卸売市場施設整備事業」という。)の実施に要する経費の一部を補助している。

卸売市場施設整備事業の実施に当たっては、目標年度における市場流通量の規模(以下「目標取扱量」という。)を算定し、これに基づき施設の必要規模の算定を行うこととしている。この施設の必要規模を算定する基準として、基本方針に「卸売市場施設規模算定基準」(以下「算定基準」という。)を示し、目標取扱量等を算定することとしている。さらに、この目標取扱量の算定方法については、「卸売市場の施設規模の算定基準について」(以下「基準通知」という。)に定めている。

また、基本方針によると、卸売市場の適正な配置の目標として、目標年度における取扱品目ごとに一定の目標とする取扱数量(以下「基準取扱量」という。)を定めていて、中央卸売市場の配置については、それぞれ基準取扱量に達することが見込まれることに留意して行うこととされている。

そこで、卸売市場外流通が増加傾向にあるなかで、卸売市場の取扱量は横ばいないし減少傾向にあることから、卸売市場の施設の規模は適正なものとなっているか、取扱量に応じた卸売市場の適正な配置となっているかなどについて検査したところ、目標取扱量を過大に見積もるなどして、必要規模を上回る施設が整備されている事態、及び目標取扱量が基準取扱量を満たしておらず、施設が適切な配置となっていない事態が見受けられた。

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められた。

- (ア) 同省が定めている算定基準等における目標取扱量の算定に当たり、地方公共団体では行政施策の上から減少傾向の予測を立てにくく、また、算定要素として過大な推計を行っている事例が多いなど、目標取扱量が過大に算定される傾向にあること

- (イ) 同省では、基本方針において卸売市場の適正な配置の目標として定めた基準取扱量については、新たに卸売市場を開設する場合の基準であり、既設の卸売市場を整備する場合には適用されないとしており、その結果、同省において中央卸売市場の適切な配置についての検討が十分に行われていないこと
- (ウ) 算定基準が必ずしも卸売市場の実情を十分に反映するものとなっていないこと
(検査結果により表示した改善の意見)
農林水産省において、卸売市場施設整備事業について、その効率的、効果的な実施を図る必要があるとして、次のとおり、農林水産大臣に対し平成15年11月に、会計検査院法第36条の規定により改善の意見を表示した。
- (ア) 同省において、卸売市場の施設整備に当たり、施設の必要規模の算定基準等を見直し、今後は、合理的、客観的に推計できる将来需要に対応した施設整備を行って、必要性が確実に見込まれる施設又は現に必要な施設を整備すること
- (イ) 中央卸売市場の適切な配置についても検討を十分に行うよう制度を改善すること

2 当局の処置状況

農林水産省では、本院指摘の趣旨に沿い、上記の(イ)については、16年6月に公布・施行された卸売市場法の一部を改正する法律(平成16年法律第96号)に、卸売市場の再編の円滑化に必要な中央卸売市場の地方卸売市場への転換の手續等を盛り込むとともに、同年10月に公表した「第8次卸売市場整備基本方針」に中央卸売市場の再編基準を示した。

(ア)については、同基本方針における算定基準において、目標取扱量を過去の取扱数量等を基に推定する方式にすることとしたが、目標取扱量等の具体的な算定方法を定める基準通知の見直しについては、卸売市場の実情の調査結果を踏まえ、今後改正を行うこととしている。

第10 経済産業省

不 当 事 項

補 助 金

- (150) 地域活性化創造技術研究開発費補助金等の経理が不当と認められるもの
 (160)

会計名及び科目	一般会計 (組織)中小企業庁 (項)中小企業対策費
部局等の名称	東北、関東、近畿、九州各経済産業局
補助の根拠	予算補助
補助事業者	岩手県ほか5都府県
間接補助事業者 (事業主体)	化学工業者ほか9中小企業者等
補助事業	地域活性化創造技術研究開発等
補助事業の概要	中小企業者等が新製品、新技術等に関する研究開発等を行うもの
事業費の合計	185,600,264円(平成13、14両年度)
補助対象事業費 の合計	178,465,313円(平成13、14両年度)
上記に対する国 庫補助金交付額 の合計	59,068,000円
不当と認める補 助対象事業費	119,960,734円(平成13、14両年度)
不当と認める国 庫補助金交付額	39,604,516円(平成13、14両年度)

1 補助金の概要

中小企業庁では、中小企業者等に対して、地域活性化創造技術研究開発に要する補助金、地域産業集積中小企業等活性化に要する補助金、中小企業連携組織対策に要する補助金及び中小企業経営革新支援対策に要する補助金を交付している。

これらの補助金の交付の目的、補助の対象、補助の対象となる事業費及び補助率は次表のとおりである。

補助金名	交付の目的	補助の対象	補助の対象となる事業費	補助率
地域活性化創造技術研究開発費補助金	中小企業の技術開発を促進し技術改善を図り、もって中小企業製品の高付加価値化等に資することなど	中小企業者又は組合等が行う新製品、新技術等の研究開発等に要する経費の一部を国が都道府県を通じて補助するものなど	原材料、機械装置等の購入費、外注加工費、研究開発に直接関与する研究者の人的費用等	当該経費の3分の1以内で、かつ都道府県が事業主体へ補助する額の2分の1以内など
地域産業集積中小企業等活性化補助金	地域の中小企業の基盤的技術の高度化等の円滑化を図り、地域産業集積の活性化及び地域中小企業の振興と経営の安定化に寄与すること	中小企業者又は組合等が行う新商品、新技術等の研究開発等に要する経費の一部を国が都道府県を通じて補助するものなど	原材料、機械装置等の購入費等	同上
中小企業連携組織対策事業費補助金	中小企業連携組織の推進並びに中小企業団体の育成及び指導を促進すること	都道府県中小企業団体中央会が行う中小企業連携組織推進指導事業に要する経費の一部を国が都道府県を通じて補助するもの	組合等が行う中小企業活路開拓調査・実現化事業に係る原材料、機械装置等の購入費等	同上
中小企業経営革新支援対策費補助金	中小企業の創意ある向上発展を図り、もって国民経済の健全な発展に資することなど	中小企業者又は組合等が行う経営革新のための事業に要する経費の一部を国が都道府県を通じて補助するものなど	原材料、機械装置等の購入費、外注費、旅費、広告宣伝費等	同上

また、地域活性化創造技術研究開発費補助金の交付要綱によれば、研究者の人的費用は補助事業の技術内容がソフトウェア・情報処理等の研究開発の場合以外は補助対象経費総額の2分の1を超えない額とすることとされている。

そして、事業主体は、事業完了後に、実績報告書を都道府県に提出し、都道府県はこれに基づいて事業の実施状況を確認することとなっている。

2 検査の結果

岩手県ほか27都府県の518件の補助事業について検査を実施した。その結果、岩手県ほか5都府県の11件の補助事業(補助対象事業費計178,465,313円)において、事業主体が、補助対象事業の全部又は一部を実施していなかったり、補助対象の機械装置を実際には購入していなかったり、補助対象事業費の支払の実績がなかったりなどしていた。このため、補助対象事業費119,960,734円が過大になっていて、これに係る国庫補助金相当額39,604,516円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体が事実と相違した内容の実績報告等を行っていたこと、都府県の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

これを都府県別・事業主体別に示すと次のとおりである。

都府県名	事業主体	補助事業	年 度	事業費 (補助対象事業費) 千円	左に対する 国庫補助金 千円	不当と認める補助 対象事業費 千円	不当と認める国庫 補助金 千円	摘 要
(150) 岩 手 県	化学工業者	地域活性化創造技術研究開発	13	26,819 (23,019)	7,672	6,356	2,118	精算過大

この補助事業は、植物から抽出した染料で天然素材の塗布剤を着色する研究開発を行うものである。事業主体は、本件事業の実施に当たり、機械装置等の購入費等に要したとする事業費 26,819,000 円(補助対象事業費 23,019,250 円)に対して、国庫補助金 7,672,500 円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、無償で取得したなどのため、実際には支払の実績がない機械装置等の購入費等 6,356,250 円を上記の補助対象事業費に含めていた。

したがって、適正な補助対象事業費は 16,663,000 円となり、前記の補助対象事業費 23,019,250 円との差額 6,356,250 円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金 2,118,452 円が過大に交付されていた。

(151) 岩 手 県	一般産業用機械装置製造業者	地域活性化創造技術研究開発	13	15,012 (15,012)	5,000	6,290	2,096	精算過大
-------------	---------------	---------------	----	--------------------	-------	-------	-------	------

この補助事業は、災害により発生した廃棄物から木材と土砂利等を選別する装置の試作を行うものである。事業主体は、本件事業の実施に当たり、原材料等の購入費等に要したとする事業費 15,012,804 円(補助対象事業費同額)に対して、国庫補助金 5,000,000 円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、原材料等の購入費を水増しした額 6,290,880 円を上記の補助対象事業費に含めていた。

したがって、適正な補助対象事業費は 8,721,924 円となり、前記の補助対象事業費 15,012,804 円との差額 6,290,880 円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金 2,096,500 円が過大に交付されていた。

(152) 岩 手 県	事業協同組合	地域産業集積中小企業等活性化	13	10,749 (10,749)	3,575	10,749	3,575	補助の対象外
(153) 同	同	中小企業連携組織対策	同	7,547 (7,547)	2,500	7,547	2,500	同

(1) 地域産業集積中小企業等活性化事業について

この補助事業は、電動動力補助装置を用いた重量物運搬用荷車(平台車)の研究

都府県名	事業主体	補助事業	年 度	事業費 (補助対象事業費) 千円	左に対す る国庫補 助金 千円	不当と認 める補助 対象事業 費 千円	不当と認 める国庫 補助金 千円	摘 要
------	------	------	-----	------------------------	--------------------------	---------------------------------	---------------------------	-----

開発等を行うものである。事業主体は、本件事業の実施に当たり、原材料等の購入費等に要したとする事業費 10,749,206 円(補助対象事業費同額)に対して、国庫補助金 3,575,000 円の交付を受けていた。

しかし、事業主体が研究開発等の対象とした重量物運搬用荷車は、事業主体の構成員が既に開発していることから、本件事業はすべて補助の対象とならないものであった。

したがって、本件国庫補助金 3,575,000 円は交付の要がなかった。

(2) 中小企業連携組織対策事業について

この補助事業は、積雪量の少ない都市部でも有効に使用できる排土板を利用した中型除雪車両の研究開発等を行うものである。事業主体は、本件事業の実施に当たり、機械装置等の購入費等に要したとする事業費 7,547,278 円(補助対象事業費同額)に対し、岩手県中小企業団体中央会を通して、国庫補助金 2,500,000 円の交付を受けていた。

しかし、事業主体が研究開発等の対象とした中型除雪車両は、事業主体の構成員が既に開発していることから、本件事業はすべて補助の対象とならないものであった。

したがって、本件国庫補助金 2,500,000 円は交付の要がなかった。

(154)	東京都	情報サービス業者	中小企業経営革新支援対策	13	27,366 (26,063)	8,687	25,233	8,410	精算過大
-------	-----	----------	--------------	----	--------------------	-------	--------	-------	------

(注1)

この補助事業は、CAD データを従来の汎用機より高速かつ低コストで処理する新たなプログラムの開発を行うものである。事業主体は、本件事業の実施に当たり、機械装置の購入費に要したとする事業費 27,366,521 円(補助対象事業費 26,063,361 円)に対して、国庫補助金 8,687,000 円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、上記の補助対象事業費のうち、機械装置 25,233,102 円については、既存のパーソナルコンピュータ等を使用するなどして開発を行っていたため、実際には購入していなかった。

したがって、適正な補助対象事業費は 830,259 円となり、前記の補助対象事業費

都府県名	事業主体	補助事業	年 度	事業費 (補助対象事業費) 千円	左に対する 国庫補助金 千円	不当と認 める補助 対象事業 費 千円	不当と認 める国庫 補助金 千円	摘 要
------	------	------	-----	------------------------	----------------------	---------------------------------	---------------------------	-----

26,063,361 円との差額 25,233,102 円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金 8,410,500 円が過大に交付されていた。

(注1) CAD Computer Aided Design の略で、コンピュータを用いた設計支援システムを指す。

(155)	東京都	医療用機械器具製造業者	地域活性化創造技術研究開発	14	23,277 (23,080)	7,693	23,080	7,693	精算過大
-------	-----	-------------	---------------	----	--------------------	-------	--------	-------	------

この補助事業は、要介護者に取り付けた検知器で痰詰まり時の振動音を検出し、それを解析・判定した結果を看護師等に送信する痰詰まり検知システムの開発を行うものである。事業主体は、本件事業の実施に当たり、機械装置等の外注加工費、研究者の人件費等に要したとする事業費 23,277,684 円(補助対象事業費 23,080,610 円)に対して、国庫補助金 7,693,000 円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、実際には外注していないため実体のない外注加工費 7,704,761 円及び支払の実績がない外注加工費等 4,502,141 円、計 12,206,902 円を上記の補助対象事業費に含めていた。また、交付要綱によると、人件費は本件補助事業の技術内容から、補助対象経費総額の 2 分の 1 を超えない額とされており、このため研究者の人件費 10,873,708 円についても補助対象経費とはならない。

したがって、本件国庫補助金 7,693,000 円は交付の要がなかった。

(156)	静岡県	プラスチック製品製造業者	地域活性化創造技術研究開発	13	15,139 (15,139)	5,000	3,518	1,157	精算過大
-------	-----	--------------	---------------	----	--------------------	-------	-------	-------	------

この補助事業は、介護用折りたたみ式浴槽に昇降機能を付加した浴槽の研究開発を行うものである。事業主体は、本件事業の実施に当たり、原材料等の購入費等に要したとする事業費 15,139,564 円(補助対象事業費同額)に対して、国庫補助金 5,000,000 円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、実際には本件研究開発に使用していない原材料費 3,518,551 円を上記の補助対象事業費に含めていた。

したがって、適正な補助対象事業費は 11,621,013 円となり、前記の補助対象事業

都府県名	事業主体	補助事業	年 度	事業費 (補助対象事業費) 千円	左に対す る国庫補 助金 千円	不当と認 める補助 対象事業 費 千円	不当と認 める国庫 補助金 千円	摘 要	
(157)	大阪府	機械器具 卸売業者	中小企業 経営革新 支援対策	13	10,094 (10,094)	3,354	7,840	2,604	事業一部 不実施及 び精算過 大

費 15,139,564 円との差額 3,518,551 円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金 1,157,564 円が過大に交付されていた。

この補助事業は、高速油圧駆動装置等の販路開拓及び同装置を組み込んだ小型高速プレスの開発を行うものである。事業主体は、本件事業の実施に当たり、旅費、外注費等に要したとする事業費 10,094,611 円(補助対象事業費同額)に対して、国庫補助金 3,354,500 円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、小型高速プレスの開発(補助対象事業費 4,828,153 円)については、事業を実施していなかった。また、販路開拓については、通常の営業活動に係るものであったり、支払の実績がなかったりした旅費等 3,012,625 円を上記の補助対象事業費に含めていた。

したがって、適正な補助対象事業費は 2,253,833 円となり、前記の補助対象事業費 10,094,611 円との差額 7,840,778 円に係る国庫補助金相当額 2,604,000 円が過大に交付されていた。

(158)	大阪府	機械器具 卸売業者	地域活性 化創造技 術研究開 発	14	15,779 (15,269)	4,763	5,349	1,456	精算過大
-------	-----	--------------	---------------------------	----	--------------------	-------	-------	-------	------

この補助事業は、風力及び太陽光の自然エネルギー等を活用してため池等の浄化を行うばっ気装置の開発を行うものである。事業主体は、本件事業の実施に当たり、機械装置の購入費及び研究者の人件費に要したとする事業費 15,779,043 円(補助対象事業費 15,269,595 円)に対して、国庫補助金 4,763,000 円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、無償で取得したため、実際には支払の実績がない運転制御装置の購入費 3,451,429 円及び研究者の人件費を水増しした額 1,897,892 円、計 5,349,321 円を上記の補助対象事業費に含めていた。

したがって、適正な補助対象事業費は 9,920,274 円となり、前記の補助対象事業費 15,269,595 円との差額 5,349,321 円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金 1,456,500 円が過大に交付されていた。

都府県名	事業主体	補助事業	年 度	事業費 (補助対象事業費) 千円	左に対する 国庫補助金 千円	不当と認める補助 対象事業費 千円	不当と認める国庫 補助金 千円	摘 要
(159) 兵 庫 県	ソフト ウェア業 者	地域活性化 創造技術研究開 発	14	13,706 (13,338)	4,445	4,844	1,615	精算過大

(注2)

この補助事業は、XML文書のデータベースを管理するためのシステムの開発を行うものである。事業主体は、本件事業の実施に当たり、研究者の人件費等に要したとする事業費13,706,948円(補助対象事業費13,338,934円)に対して、国庫補助金4,445,000円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、実際には支払っていない役員報酬等に係る人件費4,844,658円を上記の補助対象事業費に含めていた。

したがって、適正な補助対象事業費は8,494,276円となり、前記の補助対象事業費13,338,934円との差額4,844,658円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金1,615,000円が過大に交付されていた。

(注2) XML eXtensible Markup Languageの略で、拡張可能なマーク付け言語と呼ばれる。ソフトウェアとデータの連携に重点が置かれた言語。

(160) 宮 崎 県	スポーツ 用衣服製 造業者	中小企業 経営革新 支援対策	13	20,107 (19,150)	6,378	19,150	6,378	事業不実施
-------------	---------------------	----------------------	----	--------------------	-------	--------	-------	-------

この補助事業は、植物を主原料としたサーフボード用ワックスの開発及び販路開拓を行うものである。事業主体は、本件事業の実施に当たり、機械装置の購入費、広告宣伝費等に要したとする事業費20,107,605円(補助対象事業費19,150,100円)に対して、国庫補助金6,378,000円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、本件事業を全く実施していなかった。

したがって、本件国庫補助金6,378,000円は交付の要がなかった。

(150)-(160)の計				185,600 (178,465)	59,068	119,960	39,604	
---------------	--	--	--	----------------------	--------	---------	--------	--

貸 付 金

- (161) 小規模企業者等設備導入資金の貸付けが不当と認められるもの
 (163)

会計名及び科目	一般会計 (組織)中小企業庁 (項)中小企業対策費
部局等の名称	関東、中国、四国各経済産業局
国の貸付金	小規模企業者等設備導入資金貸付金
貸付けの根拠	小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和31年法律第115号)
貸付けの内容	小規模企業者等に対し設備資金貸付事業を行う貸与機関へ小規模企業者等設備導入資金の貸付けを行う都道府県に対する資金の貸付け
貸付先	東京都ほか2県
都県の貸付先(貸与機関)	財団法人東京都中小企業振興公社ほか2財団法人
貸与機関の貸付件数	3件(3小規模企業者)
貸与機関の貸付金額の合計	51,230,000円 (国の貸付金相当額25,615,000円)
貸与機関の不当貸付金額	14,956,000円
貸付けの目的に沿わない国の貸付金相当額	7,478,000円

1 貸付金の概要

中小企業庁では、小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和31年法律第115号)に基づき、
(注1)
 小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入の促進に資するための資金の
 貸付けを行う都道府県に対して、当該貸付けに必要な資金の2分の1以内の額を小規模企業
(注2)
 者等設備導入資金貸付金として無利子、無期限で貸し付けている。

都道府県は、国の貸付金に自己資金等を合わせて資金を造成し、当該資金を、小規模企業
 者等設備導入資金として、各都道府県に設置されている貸与機関(民法(明治29年法律第89
 号)第34条の規定により設立された法人)に貸し付けている。そして、貸与機関は、信用力
 や資金調達力が脆弱である小規模企業者等に対して設備の設置に必要な資金を無利子で貸し

付ける事業(以下「設備資金貸付事業」という。)を行っている。設備資金貸付事業による貸付金額は、設備の設置に必要と認められた資金の額の2分の1以内の額で50万円以上4000万円以下(中小企業経営革新支援法(平成11年法律第18号)に基づき都道府県知事等の承認を受けた経営革新に関する計画に従って設置される設備については3分の2以内の額で66万円以上6000万円以下)となっており、その償還期間は原則として7年となっている。また、借主は、償還が完了するまで、設備を貸与機関の承認を受けないで売却してはならないこととなっている。そして、借主は事業完了後に完了報告書を提出し、貸与機関はこれに基づいて事業の実施状況を確認することとなっている。

(注1) 小規模企業者 常時使用する従業員の数が20人(商業・サービス業の場合は5人)以下の事業者

(注2) 「中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律」(平成11年法律第222号。以下「改正法」という。)により中小企業近代化資金等助成法(以下「旧法」という。)が小規模企業者等設備導入資金助成法に改正される平成11年度以前において、中小企業庁は、旧法に基づき、都道府県に対して中小企業設備近代化補助金を交付していた。そして、改正法附則第5条の規定により、旧法により交付された補助金等で都道府県が保有している資金は小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき国が都道府県に対して貸し付けた資金とみなすこととされており(以下、この資金を「みなし貸付金」という。)、15年度末において国が都道府県に貸し付けている資金はすべてみなし貸付金である。

2 検査の結果

宮城県ほか22都府県において、23貸与機関が実施した小規模企業者等設備導入資金による設備資金貸付事業のうち115件の貸付けについて検査を実施した。その結果、東京都ほか2県において、3貸与機関が実施した3小規模企業者に対する3件51,230,000円の貸付けについて、借主が、設備を貸与機関に無断で売却したり、貸付対象事業費より低額で設置したりしていた。このため、14,956,000円の貸付けが不当と認められ、ひいては国の貸付金相当額7,478,000円が貸付けの目的に沿わない結果になっていると認められる。

このような事態が生じていたのは、借主の本貸付制度についての認識が十分でなかったこと、貸与機関の借主に対する指導、事業完了後の確認及び都県の貸与機関に対する指導監督が十分でなかったことなどによると認められる。

これを都県別・貸与機関別・貸付先別に示すと次のとおりである。

都 県 名	貸与機関	貸付先	貸付年月	貸付対象 事業費 (同上に對 する貸付 金額) 千円	貸付対象と して適切で ない事業費 (同上に對 する貸付 金相当額) 千円	貸付けの目 的に沿わな い国の貸付 金相当額 千円	摘 要
(161) 東京都	財団法人 東京都中 小企業振 興公社	一般機械 器具製造 業者	14. 2	25,200 (16,800)	4,095 (2,730)	1,365	低額設置

(注3)
この貸付けは、ターニングセンタ 1 台の設置に必要な資金 25,200,000 円の一部として、16,800,000 円を貸し付けたものである。借主は、この設備を貸付対象事業費どおりの額で設置したとしているが、この額は契約額を水増ししたもので、実際は、21,105,000 円で設置していた。

したがって、この設備の設置に対する適切な貸付金額を計算すると 14,070,000 円となるので、本件貸付金額との差額 2,730,000 円が過大な貸付けとなっている。

(注3) ターニングセンタ 工作機械の一種で、複数の刃物台上で切削工具を自動的に交換しながら金属を加工するもの

(162) 鳥取県	財団法人 鳥取県産 業振興機 構	再生資源 卸売業者	13. 2	22,365 (11,000)	15,312 (7,656)	3,828	無断処分
-----------	---------------------------	--------------	-------	--------------------	-------------------	-------	------

この貸付けは、油圧式自動故紙梱包機 1 台の設置に必要な資金 22,365,000 円の一部として 11,000,000 円を貸し付けたものである。借主は、この設備を平成 12 年 12 月に設置したが、15 年 8 月に貸与機関に無断で売却していた。

したがって、この設備に係る貸付金のうち売却時点での貸付金残高相当額 7,656,000 円は、貸付けの目的を達成していない。

(163) 徳島県	財団法人 とくしま 産業振興 機構	生コンク リート製 造業者	13. 9	46,921 (23,430)	9,140 (4,570)	2,285	無断処分
-----------	----------------------------	---------------------	-------	--------------------	------------------	-------	------

この貸付けは、生コンクリート製造設備一式及び汚水処理設備一式の設置に必要な資金計 50,779,500 円(うち貸付対象事業費 46,921,000 円)の一部として、23,430,000 円を貸し付けたものである。借主は、これらの設備のうち、汚水処理設備一式 9,975,000 円(うち貸付対象事業費 9,140,000 円)を平成 13 年 6 月に設置したが、14 年 3 月に貸与機関に無断で売却していた。

したがって、この設備に係る貸付金 4,570,000 円は、貸付けの目的を達成していない。

(161)-(163) の計				94,486 (51,230)	28,547 (14,956)	7,478	
----------------	--	--	--	--------------------	--------------------	-------	--

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(1) 技術開発関連補助事業における都道府県の実績確認業務が適切に実施されるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)中小企業庁 (項)中小企業対策費
部局等の名称	中小企業庁、北海道経済産業局ほか7 経済産業局、内閣府沖縄総合事務局
補助の根拠	予算補助
補助事業者	都道府県
間接補助事業者(事業主体)	中小企業者等
補助事業	地域活性化創造技術研究開発事業 (地域活性化創造技術研究開発事業) 中小企業経営革新支援対策事業 (新商品・新技術・新役務開発事業) 地域産業集積中小企業等活性化事業 (新商品・新技術開発事業、活性化支援事業及び研究開発事業)
補助事業の概要	中小企業者等が自ら行う新製品、新技術等に関する技術研究又は研究開発要素のある試作、製品化のための試作等を対象に、都道府県が補助する場合、これに要する経費の一部を国が都道府県を通じて補助するもの
技術開発関連補助事業に係る国庫補助金交付額	28 億 1482 万余円(平成 14 年度)
上記のうち28 都府県に対する国庫補助金交付額	17 億 0032 万円

1 補助事業の概要

(技術開発関連補助事業)

中小企業庁では、中小企業の技術開発を促進し、その創意ある技術改善、製品の高付加価値化、中小企業の新分野への進出の円滑化等を図り、もって国民経済の健全な発展に資する

ことを目的として、都道府県に対し、地域活性化創造技術研究開発費補助金、中小企業経営革新支援対策費補助金及び地域産業集積中小企業等活性化補助金を交付している。

これらの補助金には、次のように、新製品、新技術等に関する技術研究又は研究開発要素のある試作、製品化のための試作等(以下「技術開発等」という。)を補助の対象とするものがある(以下、これらの補助金を「技術開発関連補助金」、これらの事業を「技術開発関連補助事業」という。)

- ① 地域活性化創造技術研究開発費補助金における地域活性化創造技術研究開発事業
- ② 中小企業経営革新支援対策費補助金における新商品・新技術・新役務開発事業
- ③ 地域産業集積中小企業等活性化補助金における新商品・新技術開発事業、活性化支援事業及び研究開発事業

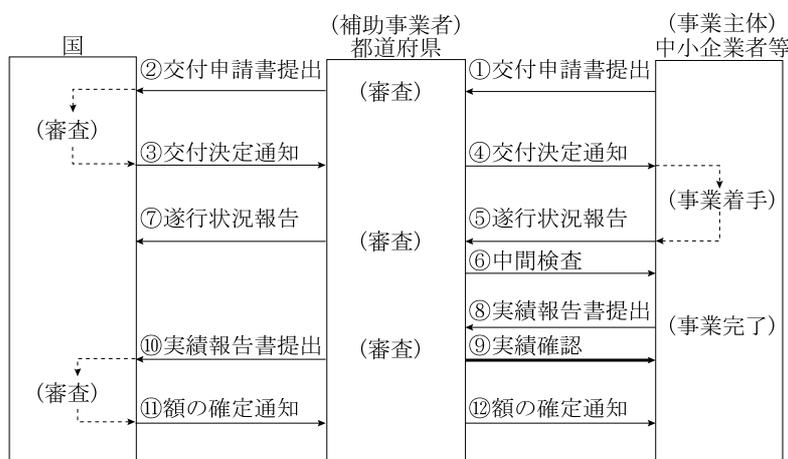
そして、技術開発関連補助金は、技術開発等を自ら行う中小企業者等(以下「事業主体」という。)を対象に、都道府県が補助する場合、これに要する経費の一部を国が都道府県を通じて補助するものであり、47都道府県に対する平成14年度の交付件数及び交付額は、計902件、計28億1482万余円となっている。

(補助事業の事務の流れと実績確認業務)

技術開発関連補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)等の規定によるほか、中小企業庁が各補助金ごとに補助対象事業、補助対象経費、交付手続等を定めた補助金交付要綱及び同実施要領によることとされており、また、都道府県においても同様に、補助金交付要綱及び同実施要領を定めている。

そして、技術開発関連補助金の交付申請から額の確定までの事務の流れは、次のようになっている(参考図参照)。

(参 考 図) 交付申請から額の確定までの事務の流れ



参考図の⑨の実績確認は、都道府県が補助金の交付額を確定するために行うものであり、事業主体が実施した技術開発関連補助事業が補助金の交付の目的、交付の条件等に適合しているかなどについて、書類審査及び必要に応じて行う現地調査により確認するものである(以下「実績確認業務」という。)

(検査実施要領モデル)

中小企業庁においては、実績確認のための地域活性化創造技術研究開発費補助金検査実施要領モデル(以下「検査実施要領モデル」という。)を12年1月に策定し、これを都道府県に配布している。そして、15年8月には、制度の変更点等を反映した改訂版を同様に配布している。

上記の検査実施要領モデルに記載されている検査調書には、補助事業の進ちょく状況、関係書類の保管状況、関係帳簿等の記帳状況、補助対象物件の取得・支払状況等の基本的なチェック項目が明示されている。

2 検査の結果

(検査の着眼点及び対象)

本院では、技術開発関連補助事業について、事業の不実施や国庫補助金の精算過大等の適切とは認められない事態を決算検査報告に掲記しており、表1のとおり、近年、件数及び金額ともに増加している。

表1 決算検査報告に掲記した件数及び金額の推移

検査報告年度	11	12	13	14	15
件数	2	2	4	8	10
金額(千円)	3,844	5,504	12,550	28,036	37,102

このような事態を防止し、技術開発関連補助事業を適切に実施するためには、補助事業者である都道府県の実績確認業務が適切に行われることが極めて重要である。

そこで、技術開発関連補助事業における実績確認業務がどのように実施されているかに着眼して、岩手県ほか27都府県に対する14年度の技術開発関連補助金(509件、これに対する国庫補助金交付額17億0032万余円)を対象として検査するとともに、本年度及び昨年度の決算検査報告に不当事項として掲記した技術開発関連補助金に係る事項の分析も行った。

(検査の結果)

実績確認業務の実施状況について検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 実施時期等について

実績確認業務における現地調査の実施時期についてみると、28都府県で実施した技術開発関連補助事業509件のうち、486件で現地調査を実施しており、その実施時期は、表2のとおり、3月に実施しているものが最も多く、現地調査件数全体の86.8%を占めているなど、年度末の短期間に集中している状況となっていた。

表2 28都府県における現地調査の実施時期

実施時期	3月				3月以外	合計(B)
	上旬	中旬(a)	下旬(b)	計(A)		
実施件数	48	171	203	422	64	486
3月に実施している割合 A/B(%)						86.8%
3月中旬・下旬に実施している割合 (a+b)/B(%)						76.9%

また、28都府県において実施した各技術開発関連補助事業を担当する部署ごとに、実績確認業務に従事した職員数についてみると、表3のとおり、3人以下のものが65.7%となっていた。

表3 28都府県の担当部署ごとの実績確認業務に従事した職員数の分布状況

従事職員数(人)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	11	17	18	20	計
延べ補助事業者数	9(A)	26(B)	15(C)	10	4	2	3	2	1	1	1	1	1	76(D)
従事職員数が3人以下の延べ補助事業者数の割合 (A+B+C)/D(%)														65.7%

(注) 延べ補助事業者数とは、28都府県が実施した各技術開発関連補助事業の補助事業者としての延べ数である(以下同じ。)

上記のように、ほとんどの技術開発関連補助事業に対して現地調査を実施しているものの、その実施時期が年度末に集中していること、また、実績確認業務に従事する職員数が3人以下となっている割合が高いことなどにより、十分な実績確認業務を行うことが困難な状況となっていた。

一方、一部の都府県においては、現地調査の実施等に当たり、中小企業施策に関連する部署等に職員の応援を求めるなどの連携を図っている例も見受けられた。

なお、前記の検査実施要領モデルの内容等についてみると、実績確認業務の適切な実施や年度末集中の緩和等にも資すると認められる方法として、次のようなことが示されている。

- ① 補助事業期間中に行われる中間検査は、専ら補助事業の適正な執行を念頭において確認・指導を行うこと
- ② 中間検査及び実績確認において、経理処理等が不十分な企業については必要に応じて指導及び再調査を実施するなど検査後の指導を十分に行うこと

(2) 検査マニュアル等の活用について

中小企業庁が策定した検査実施要領モデル、これに基づいて都府県が作成した検査マニュアル等の活用状況についてみると、中小企業庁において、都府県に対し、検査実施要領モデルを活用することを必ずしも十分に周知していなかったり、都府県において、検査実施要領モデル、検査マニュアル等に基づき、確認事項の漏れ等がないよう総合的に実績確認業務を行うことについての認識が、必ずしも十分ではなかったりしたため、十分に活用されていない状況となっていた。

このため、次のような事例が見受けられた。

<事例1>

事業主体は、実際には、研究開発の対象経費である構築物費について、これを支払っていないのに補助事業期間中に支払ったものとしていた。しかし、補助事業者は、固定資産台帳等の記載内容等について十分に確認しないまま、検査マニュアルに基づいて作成されたチェックリストに「良」と記入したり、本件補助事業の対象ではない外注加工費等の項目まで一律に「良」と記入したりして、実績確認を終えていた。

(3) 技術的な観点からの実績確認等

実績確認業務において、技術開発関連補助事業が目的どおり実施され、事業本来の成果

が上がっているかを把握するためには、技術的観点からの実績確認を要するものがある。

しかし、28 都府県において実施した各技術開発関連補助事業ごとに、都府県の工業技術センター等の技術職員が同行して実績確認を行った状況についてみると、延べ 74 補助事業者のうち延べ 45 補助事業者 (60.8%) においては同行していなかった。

このため、次のような事例が見受けられた。

<事例 2>

事業主体は、成果物であるソフトウェアを外注で製作したこととしていたが、実際には製作していなかった。しかし、補助事業者は、現地調査を実施したものの、技術的観点に立った調査を十分に行わなかったことなどから、電子媒体の成果物が事業主体に納入されていなかったのに、納入されたものとして実績確認を終えていた。

(4) 職員に対する実務研修等について

実績確認業務を適切に実施するためには、事業主体の経理処理を確認するための会計経理等に関する知識とともに、技術開発関連補助事業に関する実務経験が求められる。

しかし、28 都府県において実施した各技術開発関連補助事業を担当する部署ごとに、実績確認業務に従事した職員の平均実務経験年数についてみると、表 4 のとおり、1 年以下となっているものが延べ 15 補助事業者 (19.7%) あり、延べ 59 補助事業者では 2 年以下 (77.6%) となっていた。

表 4 28 都府県の担当部署ごとの実績確認に従事した職員の实務経験年数

1 年以下の延べ補助事業者数(A)	1 年を超え 2 年以下の延べ補助事業者数(B)	2 年を超える延べ補助事業者数(C)	計(D)
15	44	17	76
59			
1 年以下の延べ補助事業者数の割合 A/D (%)			19.7%
2 年以下の延べ補助事業者数の割合 (A + B)/D (%)			77.6%

また、実績確認業務に関する研修等の実施状況についてみると、28 補助事業者のほとんどが中小企業庁の主催する集合研修 (中央研修) に参加していたが、独自に研修等を実施していたのは 7 補助事業者にすぎなかった。

このように、前記(1)、(2)、(3)及び上記(4)の状況からみて、技術開発関連補助事業における都府県の実績確認業務が適切に実施されるよう、改善を図る要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、都府県の実績確認業務において次のような状況となっていたことなどによると認められた。

- (ア) 実施時期が年度末に集中していることなどから、態勢強化を図る必要があるのに、関係部署と連携を図るなどの対策が十分に執られていなかったこと、また、技術的観点からの実績確認を要する場合に、必要な知識技能を有する職員の同行を求めるなどの態勢が十分に整っていなかったこと
- (イ) 検査マニュアル等に基づき、確認事項の漏れ等がないよう総合的に実績確認業務を行うことについての認識が必ずしも十分ではなく、その活用について十分に検討されていなかったこと
- (ウ) 実績確認業務に従事する職員等に対する実務研修等の内容を拡充し、技能の向上等を図ることについての認識が十分でなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、中小企業庁では、16年10月に都道府県に対して通知を発し、技術開発関連補助事業の実績確認業務が適切に実施されるよう、次のような処置を講じた。

- (ア) 実績確認業務が年度末に集中するなどしている都道府県においては、関係部署等との連携強化を図るなどして、十分な実績確認業務を行うこと、さらに、年度末に集中する実績確認業務の適正化等を推進するため、中間検査の際の現地調査等を可能な限り実施すること、また、技術的な知識技能を要する実績確認の際には、可能な限り、その知識技能を有する職員の同行を求めるなどの態勢を整えることについて周知徹底した。
- (イ) 実績確認業務が適切に行われるよう検査マニュアル等の活用について周知徹底した。
- (ウ) 実績確認業務に従事する職員に対する実務研修等の充実を図ることについて周知徹底した。

(注) 岩手県ほか27都府県 東京都、京都、大阪両府、岩手、宮城、山形、福島、群馬、埼玉、千葉、神奈川、石川、山梨、長野、静岡、愛知、三重、滋賀、兵庫、奈良、鳥取、島根、山口、徳島、高知、長崎、宮崎、沖縄各県

(2) 石油製品品質確保事業における試買分析業務に要する経費の算定が業務の実態を反映した適切なものとなるよう改善させたもの

会計名及び科目	石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計 (石油及びエネルギー需給構造高度化勘定) (項)石油生産流通合理化対策費
部局等の名称	資源エネルギー庁
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	社団法人全国石油協会
補助事業	石油製品品質確保事業
補助事業の概要	石油製品の品質を確保するため、全国の給油所から揮発油等の試料を購入し分析等を行うもの
事業費	37億7025万余円(平成14、15両年度)
上記に対する国庫補助金交付額	37億7025万余円
うち試買分析業務に係る国庫補助金交付額	27億6248万余円
低減できた試買分析業務に係る国庫補助金相当額	4億6140万円(平成14、15両年度)

1 補助事業等の概要

(補助事業の概要)

資源エネルギー庁では、石油製品品質確保事業(以下「品質確保事業」という。)を行う社団法人全国石油協会(以下「石油協会」という。)に対し、その事業に要する経費の全額について石油製品品質確保事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付している。

この事業は、全国の給油所で販売されている揮発油(レギュラーガソリン及びハイオクガソリン)、軽油及び灯油の品質を分析することなどにより、適正な品質の石油製品の安定供給の確保を図ることを目的として実施されるものである。

そして、上記補助金の交付額は、平成14年度18億9391万余円、15年度18億7633万余円、計37億7025万余円となっている。

(試買分析業務の概要)

石油協会は、品質確保事業として、全国のすべての給油所から年1回、試料として各油種をそれぞれ1ℓずつ購入する試買業務、購入した試料を全国9箇所にある試験センターにおいて所定の分析方法により分析(以下「試買分析」という。)する試買分析業務などを行っている。

そして、このうち試買分析業務に係る補助金交付額は、14年度13億8898万余円、15年度13億7349万余円、計27億6248万余円に上っている。

(受託分析業務の概要)

石油協会では、補助事業である試買分析業務のほか、全国の揮発油販売業者から委託料を徴して揮発油を分析(以下「受託分析」という。)する業務(以下「受託分析業務」という。)を別途行っている。

この業務は、「揮発油等の品質の確保等に関する法律」(昭和51年法律第88号。以下「品質確保法」という。)により、適正な品質の揮発油を安定的に供給するため、揮発油販売業者に対して給油所ごとに義務付けられている揮発油の分析(原則は10日に1回、所定の要件を満たし、特則の適用を受けて軽減されている場合は年に1回)について、揮発油販売業者から委託を受けて、全国の試験センターで行っているものである。

(試験センターに係る経費の配分)

石油協会では、上記のとおり、補助金の交付を受けて行う試買分析業務と、揮発油販売業者から委託料を徴して行う受託分析業務との双方を試験センターで実施していることから、補助事業である試買分析業務に要する経費の算定に当たって、試験センターに係る機器リース料、人件費等の経費を試買分析業務と受託分析業務に配分して算定している。

2 検査の結果**(検査の着眼点)**

試買分析業務は毎年度実施されており、これに交付される補助金は多額に上っている。また、近年、安全上問題のある揮発油等に対応するため、試買分析業務においても対象油種や分析項目などが変更されてきている。そこで、試買分析業務について、その経費の配分が実態を反映した適切なものとなっているかなどに着眼して検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

石油協会では、試験センターに係る経費の配分の方法については、試買分析及び受託分析に要する時間の比率を基にして、次のとおりとしていた。

- ① 試買分析については、分析項目のうち一定の項目について行うスクリーニング分析と、この分析で疑義が生じた場合にだけ残りの項目について行う残項目分析とを、それぞれすべての試料について行うことと想定して、分析に要する時間を1給油所当たり4,088分とする。
- ② 受託分析については、受託したすべての給油所について年1回の分析しか行わないものと想定して、これに要する時間を1給油所当たり803分とする。
- ③ ①及び②で算出した分析所要時間に基づき、あん分率を試買分析84%、受託分析16%と算定し、このあん分率を基にして、機器リース料、人件費等を試買分析業務と受託分析業務とに配分し、試買分析業務に要する経費を算定する。

しかし、試買分析の実態をみると、14、15両年度とも分析した試料の99%以上はスクリーニング分析の段階で品質確保法等で定める基準に適合していることが確認されており、これらの試料については残項目分析を行っていない状況であった。したがって、上記①においてすべての試料について残項目分析まで行うと想定した算定方法は、試買分析の実態と大きくかい離していた。

また、受託分析の実態をみると、受託した給油所のうち90%以上の給油所が特則の適用を受けて年1回の分析に軽減されているものの、原則どおり10日に1回分析を行っている給油所も14、15両年度で全体の7%程度存在する状況となっていた。したがって、上記②において10日に1回分析を行っている給油所に係る分析回数を考慮せず、分析を受託したすべての給油所について年1回の分析しか行わないと想定した算定方法は、受託分析の実態と大きくかい離していた。

したがって、前記③のあん分率に基づき算定された試買分析業務に要する経費を補助対象経費としていることは適切とは認められず、試買分析に要する時間、受託分析を行う頻度などの実態を反映したあん分率に基づき試買分析業務に要する経費を算定し、これを補助対象経費として補助金を交付する要があると認められた。

(低減できた国庫補助金額)

試買分析業務に要する経費の算定に当たり、実態を反映したあん分率を算定すると、試買分析の対象となる油種を4油種とすべきところを3油種として分析に要する時間を算定して

いたことなどを考慮しても、14年度及び15年度においてあん分率はいずれも試買分析69%、受託分析31%となった。そして、上記のあん分率に基づき試買分析業務に要する経費を算定し、これを補助対象経費として補助金を交付したとすれば、同業務に係る補助金交付額は、14年度11億5757万余円、15年度11億4346万余円となり、14年度約2億3140万円、15年度約2億3000万円、計約4億6140万円低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、石油協会において試買分析及び受託分析の実態を反映したあん分率の算定の必要性に対する認識が十分でなかったことにもよるが、主として資源エネルギー庁において試買分析業務に要する経費の算定方針を定めるなどの措置を執っていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、資源エネルギー庁では、16年9月に石油協会に対して通知を発し、試買分析業務に要する経費の算定に当たり、試買分析業務の実態を反映したあん分方法によるよう、その算定方針を明示し、17年度から適用することとする処置を講じた。

(3) 出願適正化等指導事業等の委託における人件費の算定方法に職員等の勤務実態を反映させることにより委託費の節減を図るよう改善させたもの

会計名及び科目	特許特別会計 (項)事務取扱費
部局等の名称	特許庁
契約名	平成14年度出願適正化等指導事業に関する委託契約ほか5契約
委託契約の概要	知的財産権制度に関する事業の一環として、指導事業や相談事業等の業務を実施するもの
契約の相手方	社団法人発明協会
契約	平成14年4月 随意契約 平成15年4月 随意契約
支払額	23億1753万余円(平成14、15両年度)
節減できた委託費	1億5078万円(平成14、15両年度)

1 委託事業の概要

(契約の概要)

特許庁では、知的財産権制度に関する事業の一環として、各種の事業を実施している。このうち、次の(1)～(3)などの事業について、いずれも、その事業の内容が高度で専門性を有するものであることなどから、随意契約により、社団法人発明協会(以下「協会」という。)に委託して実施している。

(1) 出願適正化等指導事業

協会本部及び47都道府県支部において、中小・ベンチャー企業等及び個人を対象に、知的財産権制度に関する理解を深めるための講習会を開催したり、具体的な案件に関して個別相談や出願手続に関する指導を実施したりなどするもの

(2) 外国産業財産権制度相談事業等(平成14年度以前は外国工業所有権制度相談事業等)

協会本部において、諸外国の産業財産権制度及びその運用に関する資料を収集・整備し、諸外国で産業財産権を取得し、活用するための相談業務及び説明会等を実施するもの

(3) 産業財産権人材育成協力事業等(14年度以前は工業所有権人材育成協力事業等)

協会本部において、アジア太平洋諸国における産業財産権に携わる人材を育成するための研修等を実施するもの

そして、14、15両年度における各委託事業の実施状況は、表1のとおり14年度4事業、15年度5事業、計延べ9事業となっている。

表1 協会に対する委託事業の実施状況 (単位：千円)

委託事業名	委託費支払額		
	14年度	15年度	計
(1)出願適正化等指導事業	645,549	645,401	1,290,950
(2)外国産業財産権制度相談事業等	131,437	130,175	261,612
(3)産業財産権人材育成協力事業等	387,380	377,596	764,976
その他(14年度1事業、15年度2事業)	62,341	175,836	238,177
計(14年度4事業、15年度5事業)	1,226,707	1,329,009	2,555,716

(委託費の算定)

本件各事業の委託費については、事業の経費の内訳ごとに定めた上限額の範囲内で、その支払に要した実績額(以下「支払実績額」という。)を合計した額とされている。そして、事業の経費の内訳は、委託事業に従事する職員等の人件費、事業費、協会の管理費等となってお

り、このうち人件費については、委託事業に従事する協会の職員等が、前記の講習会の開催、相談、指導等の業務に年間を通して専念して従事することを前提としている。また、管理費については、人件費及び事業費の合計額に協会における管理費率を乗じて算定することとされている。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

特許庁が実施している委託事業の多くは協会に委託され、これに係る委託費の支払額も多額に上っていること、また、協会の事業実施体制は、近年、業務量に応じて機動的に対応する目的で職員等が複数の業務に従事できるようになってきていることから、委託事業に係る人件費の算定方法は協会における職員等の勤務実態を反映したものとなっているかに着眼して検査した。

(検査の対象)

協会が14、15両年度に実施した延べ9事業に係る9件の委託契約(委託費の総額25億5571万余円)について、協会の本部及び東京、大阪両支部(以下「本部等」という。)に所属して各委託業務に専念して従事したとされる職員等延べ117人(14年度54人、15年度63人)に係る人件費を対象として検査した。

(検査の結果)

検査したところ、上記の延べ117人の職員等に係る人件費は、これらの職員等の当該年度中のすべての基本給、賞与、諸手当、法定福利費等(以下「基本給等」という。)の支払実績額となっており、両年度の事業別の従事職員等及び支払実績額は表2のとおりとなっていた。

表2 平成14、15両年度の本部等の従事職員等数及び人件費の支払実績額
(単位：人、千円)

年度	委託事業名	従事職員等(延べ)				支払実績額
		本部	東京支部	大阪支部	計	
14	(1)出願適正化等指導事業	20	4	3	27	200,730
	(2)外国工業所有権制度相談事業等	10	0	0	10	88,938
	(3)工業所有権人材育成協力事業等	11	0	0	11	90,160
	その他(1事業)	6	0	0	6	38,714
	小計	47	4	3	54	418,543
15	(1)出願適正化等指導事業	19	3	3	25	178,199
	(2)外国産業財産権制度相談事業等	10	0	0	10	83,265
	(3)産業財産権人材育成協力事業等	9	0	0	9	79,245
	その他(2事業)	19	0	0	19	114,409
	小計	57	3	3	63	455,119
計		104	7	6	117	873,663

そして、特許庁では、支払実績額の確認に当たり、委託事業に係る人件費の算定が、協会の職員等が前記の講習会の開催等の業務に年間を通して専念して従事する勤務体制を前提としていることから、その従事職員等の年間の基本給等について、給与台帳等の提示を求めた額の確認をしている状況であった。

しかし、これらの本部等の職員等の委託事業への従事状況についてさらに詳しく調査したところ、次のとおり、職員等の勤務実態は本件委託契約が前提としている勤務体制とは異なる状況となっていた。

すなわち、本件各事業に係る委託契約では、職員等が委託事業に従事した時間数等について業務日誌等に記録することとはされていないため、職員等の委託事業への従事状況を証する書面等は作成されていなかった。そこで、本院において、前記延べ117人の職員等から14、15両年度における勤務実態を聴取したところ、9件の契約のうち6件(契約総額23億1753万余円)において、表3のとおり、延べ19人(実職員数15人)の職員が委託事業に該当しない協会の発明奨励事業等にも従事していたことが判明した。

表3 従事職員等の勤務の実態

(単位：人)

年度	委託事業名	本部等における従事職員等	左のうち委託事業に年間を通しては専念していなかった職員
14	(1)出願適正化等指導事業	27	6
	(2)外国工業所有権制度相談事業等	10	4
	(3)工業所有権人材育成協力事業等	11	2
	その他(1事業)	6	—
	計	54	12
15	(1)出願適正化等指導事業	25	3
	(2)外国産業財産権制度相談事業等	10	3
	(3)産業財産権人材育成協力事業等	9	1
	その他(2事業)	19	—
	計	63	7
合計		117	19

したがって、上記6件の契約に係る委託費は委託事業に該当しないものに係る支払実績額を含めて人件費が算定されていると認められ、特許庁において、人件費の算定に当たり、上記のような勤務実態を十分反映させることにより委託費の節減を図る要があると認められた。

(節減できた委託費)

従事職員等から聴取した勤務実態に基づき、上記6件の契約について、本院において委託費を修正計算すると、14年度10億6176万余円、15年度11億0499万余円、計21億6675万余円となり、委託費を14年度1億0260万余円、15年度4818万余円、計1億5078万余円節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、特許庁において、委託事業に従事する協会の職員等が委託事業以外の複数の業務に従事できる勤務体制となっているのに、こうした実態を委託費の人件費の算定に反映させていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、特許庁では、16年度からの委託契約において、人件費の算定を委託事業に従事した職員等の年間の基本給等のすべてを対象とする方法に代えて、実際に従事した時間を基に算定することとし、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、出勤状況や従事した時間を記録する帳簿等を整備させることとする処置を講じた。

第11 国土交通省

不 当 事 項

補 助 金 (164)-(177)

1 補助金の概要

国土交通省(平成13年1月5日以前は、北海道開発庁、国土庁、運輸省、建設省)所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省では、この事業に要する経費について、事業主体に対して補助金を交付している。

2 検査の結果

46都道府県及びその管内の市町村等を検査した結果、6道県及び6県管内の6市町村等計12事業主体が実施した道路改築事業、公営住宅家賃対策補助等の14事業に係る国庫補助金226,914,875円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

① 工事の設計が適切でないもの

5事業	不当と認める国庫補助金	71,933,150円
-----	-------------	-------------

② 補助金の交付額の算定が適切でないもの

3事業	不当と認める国庫補助金	87,088,000円
-----	-------------	-------------

③ 工事費の積算が過大となっているもの

2事業	不当と認める国庫補助金	4,715,225円
-----	-------------	------------

④ 工事の施工が設計と相違しているもの

1事業	不当と認める国庫補助金	49,318,500円
-----	-------------	-------------

⑤ 補償費の積算が過大となっているもの

1事業	不当と認める国庫補助金	9,273,000円
-----	-------------	------------

⑥ 設計業務費の積算が過大となっているもの

1事業	不当と認める国庫補助金	2,437,050円
-----	-------------	------------

⑦ 工事の設計及び施工が適切でないもの

1事業	不当と認める国庫補助金	2,149,950円
-----	-------------	------------

また、これを個別に示すと次のとおりである。

(164) 公営住宅家賃対策補助金の経理において、緊急助成事業費補助金の交付を受けた公営住宅に係る入居者負担基準額の算定を誤ったため、補助金が過大に交付されているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)北海道住宅対策諸費
部局等の名称	北海道
補助の根拠	公営住宅法(昭和26年法律第193号)
補助事業者(事業主体)	北海道
補助金	公営住宅家賃対策補助金
補助金の概要	公営住宅を管理する地方公共団体に対して、家賃に係る補助を行うために交付するもの
上記に対する国庫補助金交付額	2,372,417,000円(平成12年度～15年度)
不当と認める国庫補助金交付額	78,014,000円(平成12年度～15年度)

1 補助金の概要

公営住宅家賃対策補助金(以下「家賃対策補助金」という。)は、公営住宅法(昭和26年法律第193号)に基づき、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で賃貸する公営住宅を管理している地方公共団体に対して、家賃に係る補助を行うために交付するものである。

その交付額は、公営住宅の団地別、管理開始年度別、入居者の収入の区分別等に次のとおり補助基本額を算定し、これらを合計した後に2分の1を乗じるなどして算定することとなっている。

$$\boxed{\text{補助基本額}} = \left[\boxed{\text{近傍同種の住宅の家賃の額}} - \boxed{\text{入居者負担基準額}} \right] \times \boxed{\text{補助対象月数}} \times \boxed{\text{補助対象戸数}}$$

公営住宅の建設に係る土地の取得費については補助対象外となっているが、平成10年12月11日から15年3月31日までの間の公営住宅の建設に係る土地の取得費については、特

例的に公営住宅等供給促進緊急助成事業費補助金(以下「緊急助成事業費補助金」という。)により対象としている。そして、この緊急助成事業費補助金の交付を受けた公営住宅については、後年度において家賃対策補助金の額から緊急助成事業費補助金に相当する額を家賃対策補助金の対象となる期間(20年)にわたって減額することとされている。この減額の方法については、上記の近傍同種の住宅の家賃の額から控除する入居者負担基準額に、土地の取得費に1,000分の5.096を乗じるなどして算出した額を加算することにより、補助基本額を減額することとなっている。

北海道では、8年度から15年度までに整備した公営住宅(3,313戸)の家賃対策補助金として、12年度から15年度までに計2,372,417,000円の交付を受けている。

2 検査の結果

検査したところ、北海道では、緊急助成事業費補助金の交付を受けた公営住宅に係る補助基本額の算定に当たり、入居者負担基準額に前記の加算をしないまま算定するなどしていた。このため、入居者負担基準額が過小に算定されるなどして、その結果、補助基本額が過大に算定されていた。

このような事態が生じていたのは、北海道において、緊急助成事業費補助金の交付を受けた公営住宅に係る補助基本額の算定に当たり、土地の取得を担当する部門と家賃対策補助金の交付申請を担当する部門の事務の連携が十分でなく、その対象住宅等を十分に確認しなかったことなどによると認められる。

したがって、入居者負担基準額に加算すべき額を加算するなどして12年度から15年度までの適正な家賃対策補助金の額を算定すると2,294,403,000円となり、交付額との差額78,014,000円が過大となっていて、不当と認められる。

(165) 道路改築事業の実施に当たり、共通仮設費等の積算を誤ったため、工事費が割高となっているもの

会計名及び科目	道路整備特別会計 (項)道路事業費
部局等の名称	青森県
補助の根拠	道路法(昭和27年法律第180号)

補助事業者 (事業主体)	青森県
補助事業	一般国道101号道路改築
補助事業の概要	一般国道のバイパスを新設するため、平成14、15両年度に、護岸工、消波工等を施工するもの
事業費	147,532,350円
上記に対する国庫補助金交付額	81,142,792円
不当と認める事業費	5,111,000円
不当と認める国庫補助金交付額	2,811,050円

1 補助事業の概要

この補助事業は、青森県が、一般国道101号道路改築事業の一環として、西津軽郡深浦町田野沢地内において、バイパスを新設するため、平成14、15両年度に、護岸工、消波工、土工等を工事費147,532,350円(国庫補助金81,142,792円)で実施したものである。

上記の事業は、工事施工以前には海岸であった場所に、護岸工として高さ3mの護岸(延長150.9m)を築造し、その前面に消波工として消波ブロック(6t)を723個据え付け、護岸の背面に道路の路体盛土工を施工するなどするものである。

同県では、工事費の積算に当たり、同県制定の土木工事標準積算基準書(以下「積算基準」という。)等により、上記工事の直接工事費を算定し、共通仮設費及び現場管理費の算定に当たっては、本件工事が道路を築造するために土工等を施工することから、工種に対応した工種区分として「道路改良工事」を選定し、これにより共通仮設費率を10.27%、現場管理費率を21.13%と算出していた。そして、直接工事費にこれらを乗ずるなどして共通仮設費及び現場管理費を算定し、一般管理費等を加えて、工事費を積算していた。

2 検査の結果

検査したところ、本件工事費の積算が次のとおり適切でなかった。

すなわち、積算基準によれば、工種区分は、工事名にとらわれることなく工種によって適切に選定することとされ、道路を築造する工事であっても、海岸で行われる工事で、護岸工、消波根固工等が主たる工種である場合には「海岸工事」を選定することとされている。そ

して、本件工事は、護岸工費及び消波工費が直接工事費の大部分を占めるものであることから、工種区分として「海岸工事」を適用すべきであった。

したがって、本件工事の工種区分を「海岸工事」とすると、共通仮設費率は8.86%、現場管理費率は15.84%となって、工種区分を「道路改良工事」とした場合の率を大幅に下回ることとなり、工事費は141,607,015円となる。

このような事態が生じていたのは、同県において、積算基準に示されている工種区分についての理解が十分でなかったこと及び積算内容に対する審査が十分でなかったことによると認められる。

上記により、本件工事費を修正計算すると、積算過小となっていた切土工におけるダンプトラック運搬費572,000円を考慮しても、工事費総額は142,421,030円となり、本件工事費はこれに比べて5,111,000円割高となっており、これに係る国庫補助金相当額2,811,050円が不当と認められる。

(166) 道路改築事業の実施に当たり、設計及び施工が適切でなかったため、ボックスカルバート上部に設置した地覆・壁高欄が工事の目的を達していないもの

会計名及び科目	道路整備特別会計 (項)道路事業費
部局等の名称	栃木県
補助の根拠	道路法(昭和27年法律第180号)
補助事業者 (事業主体)	栃木県
補助事業	一般国道408号道路改築
補助事業の概要	道路を新設するため、平成13年度から15年度までの間にボックスカルバート及びその上部の地覆・壁高欄等を施工するもの
事業費	589,197,000円
上記に対する国庫補助金交付額	324,058,350円
不当と認める事業費	3,909,000円
不当と認める国庫補助金交付額	2,149,950円

1 補助事業の概要

この補助事業は、栃木県が、一般国道408号道路改築事業の一環として、真岡市亀山地区において、一般国道408号と北関東自動車道に設置される真岡インターチェンジ(仮称)との連絡道路を新設するなどのため、平成13年度から15年度までの間に、ボックスカルバート(以下「カルバート」という。)及びその上部の地覆・壁高欄の築造、盛土等を工事費589,197,000円(国庫補助金324,058,350円)で実施したものである。

このうち、カルバート(延長15.5m、高さ8.1m、幅24.1m)は、その内部を国道本線とし、その上部をインターチェンジとの連絡道路として使用するものである。そして、カルバート上部には、車両の路外への転落防止などのために鉄筋コンクリート構造の地覆・壁高欄(高さ1.55m)を上り下り両線にそれぞれ38.1m、計76.2mを設置することとし、これにより施工している(参考図参照)。

上記の地覆・壁高欄のようなコンクリート構造物は、セメントの水和熱、外気温などによる温度変化や乾燥収縮などによりひび割れが発生することがあり、ひび割れの程度によっては、雨水等の浸透によりコンクリートの中性化や鉄筋腐食等の進行を速め、構造物の耐久性等の低下を著しく加速する可能性がある。

このため、コンクリート標準示方書(社団法人土木学会編)では、コンクリート構造物にこのようなひび割れが発生するのを防ぐために伸縮目地(以下「目地」という。)を設けることとし、設計図には目地の位置及び構造を明示しなければならないとしている。また、同県制定の土木工事共通仕様書では、目地について設計図等で特に明示していない場合であっても、請負者は瀝青系目地材料を厚さ1cm、施工間隔10m程度で施工することとしている。

2 検査の結果

検査したところ、本件地覆・壁高欄の設計及び施工が次のとおり適切でなかった。

すなわち、前記のとおり、コンクリート標準示方書では設計図には目地の位置及び構造を明示しなければならないとしているのに、本件地覆・壁高欄の設計図には目地の記載がなく、また、施工に当たっても土木工事共通仕様書に定めるような目地を全く設置していなかった。

このため、地覆・壁高欄の縦断方向の中央部付近に集中して26本のひび割れ(最大幅0.5mm)が生じており、中には車道側から路外側まで回っているものも見受けられ、出来形が著しく粗雑となっていて、鉄筋コンクリート構造物の耐久性等に大きな影響を与えるものと

なっていた。

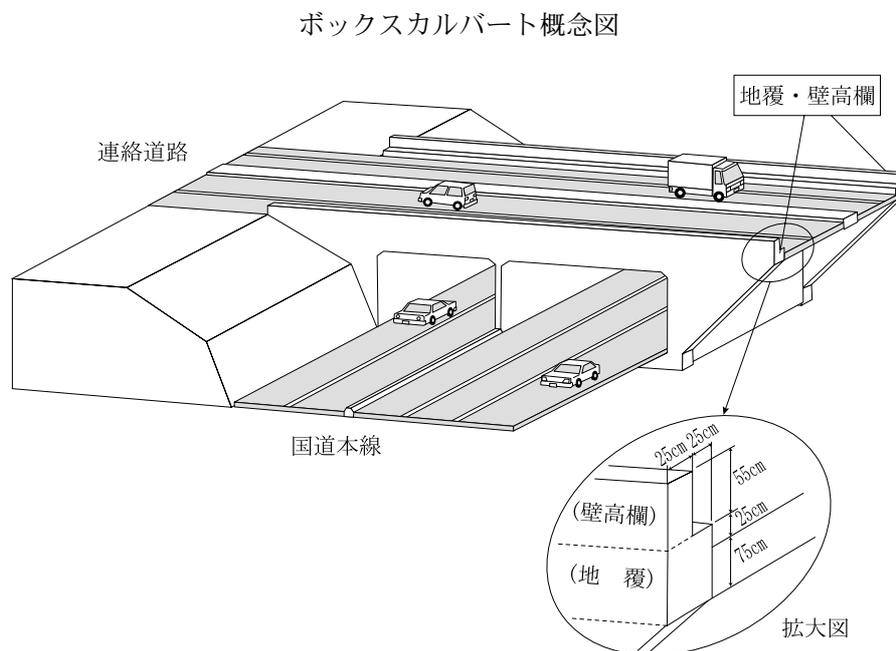
このような事態が生じていたのは、同県において、設計図等に目地の位置及び構造を明示していなかったこと、施工が適切でなかったのに、これに対する監督及び検査が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、本件カルバート上部の地覆・壁高欄(工事費相当額 3,909,000 円)は、設計及び施工が適切でなかったため、鉄筋コンクリート構造物としての耐久性等が著しく低くなっており工事の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額 2,149,950 円が不当と認められる。

(注1) セメントの水和熱 セメントの成分と水が化学反応してコンクリートが硬化する際、発生する熱のことをいう。

(注2) コンクリートの中性化 コンクリート表面から内部に侵入した大気中の二酸化炭素がコンクリートの主成分である水酸化カルシウムと反応して炭酸カルシウムが生じ、これがコンクリートのアルカリ度を弱めて中性化させることをいう。中性化したコンクリートは、鉄筋を錆から守る機能が低下する。

(参 考 図)



(167) 公営住宅家賃対策補助金の経理において、近傍住宅家賃の算定を誤ったため、補助金が過大に交付されているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)住宅対策諸費
部局等の名称	群馬県
補助の根拠	公営住宅法(昭和26年法律第193号)
補助事業者(事業主体)	群馬県前橋市
補助金	公営住宅家賃対策補助金
補助金の概要	公営住宅を管理する地方公共団体に対して、家賃に係る補助を行うために交付するもの
上記に対する国庫補助金交付額	120,922,000円(平成13、14両年度)
不当と認める国庫補助金交付額	5,554,000円(平成13、14両年度)

1 補助金の概要

公営住宅家賃対策補助金(以下「補助金」という。)は、公営住宅法(昭和26年法律第193号)に基づき、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で賃貸する公営住宅を管理している地方公共団体に対して、家賃に係る補助を行うために交付するものである。

その交付額は、次のとおり補助基本額を算定し、これに2分の1を乗じるなどして算定することとなっている。

$$\begin{aligned}
 \text{補助基本額} &= \left(\text{近傍同種の住宅の家賃の額} - \text{入居者負担基準額} \right) \times \text{補助対象月数} \times \text{補助対象戸数} \\
 \text{近傍同種の住宅の家賃の額} &= \left(\text{建物部分の複成価格} \times \text{利回り} + \text{土地部分の複成価格} \times \text{利回り} + \text{償却額等} \right) \div 12
 \end{aligned}$$

そして、近傍同種の住宅の家賃の額(以下「近傍住宅家賃」という。)の構成要素の一つである土地部分の複成価格については、「公営住宅法の一部を改正する法律等の運用について」(平成8年建設省住総発第135号建設省住宅局長通知。以下「運用通知」という。)等によると、次のとおり算定することとなっている。

(ア) 土地部分の複成価格については、1 m²当たりの固定資産税評価額相当額に戸当たり敷地面積を乗じて算定する。

(イ) 戸当たり敷地面積は、工事設計要領書作成要領(昭和50年建設省住建発第38号住宅局住宅建設課長通知)に定める1戸当たりの床面積を容積率で除して算出する。

(ウ) 容積率は、公営住宅の総床面積を総敷地面積で除して算出する。この総敷地面積には、児童遊園等の共同施設の敷地に相当する部分は含めないこととなっている。

そして、本趣旨の周知徹底を図るために、国土交通省では、「公営住宅家賃対策補助金の取扱いについて」(平成12年建設省住公発第1号、建設省住事発第1号建設省住宅局住宅総務課公営住宅管理対策官、住宅整備課公共住宅事業調整官通知)を発しており、特に容積率については当該通知において、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく都市計画で用途地域別に定められた容積率の数値をそのまま用いると、土地部分の複成価格が過大に算定されることがあるので注意することとされている。

群馬県前橋市では、公営住宅の家賃に係る補助金として、平成13年度62,559,000円(7棟補助対象戸数220戸)、14年度58,363,000円(8棟同277戸)、計120,922,000円の交付を受けている。

2 検査の結果

検査したところ、同市では、補助基本額の算定に当たり、土地部分の複成価格を算出する際の容積率について、運用通知に定める方法で算出した容積率(379%~661%)によることなく、用途地域別に定められた容積率(第1種中高層住居専用地域の200%)をそのまま用いるなどして算出していた。このため、近傍住宅家賃が過大に算定され、その結果、補助基本額が過大に算定されていた。

このような事態が生じていたのは、同市において、補助金の交付申請に当たり、補助事業の適正な実施に対する認識が十分でなかったこと及び補助金交付申請書の受理、審査を行う群馬県の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、適正な近傍住宅家賃により補助金額を算定すると、13年度57,266,000円、14年度58,102,000円となり、交付額との差額13年度5,293,000円、14年度261,000円、計5,554,000円が過大となっていて、不当と認められる。

(168) 道路改築事業の実施に当たり、高架橋の詳細設計業務費の積算を誤ったため、事業費が割高となっているもの

会計名及び科目	道路整備特別会計 (項)道路事業費
部局等の名称	千葉県
補助の根拠	道路法(昭和27年法律第180号)
補助事業者(事業主体)	千葉県
補助事業	一般国道126号山武東総道路国道道路改築(その2)
補助事業の概要	一般国道を改築するため、平成14年度に高架橋(鋼橋上部工、橋台・橋脚下部工、橋台・橋脚基礎工等)の詳細設計業務を行うもの
事業費	87,150,000円
上記に対する国庫補助金交付額	47,932,500円
不当と認める事業費	4,431,000円
不当と認める国庫補助金交付額	2,437,050円

1 補助事業の概要

この補助事業は、千葉県が、一般国道126号山武東総道路国道道路改築(その2)事業の一環として、平成14年度に、取立高架橋の鋼橋上部工等の詳細設計等業務(以下「詳細設計業務」という。)を事業費87,150,000円(国庫補助金47,932,500円)で実施したものである。

同県では、本件詳細設計業務の直接人件費については、同県制定の積算基準「計画調査編」に基づき、次のとおり積算していた。

- ① 鋼橋上部工の設計については、本件橋りょうが橋長481mの12径間連続PC床版鋼2主桁橋として、橋長補正式により算出するなどした補正係数3.9を標準歩掛によって得られる直接人件費に乗じて15,585,570円と積算していた。
- ② 橋脚下部工の設計については、橋脚が逆T式として、11橋脚のうち上部反力等が同一である5橋脚を1橋脚とみなし、残りの6橋脚と併せた7橋脚分を基に算出した補正係数を標準歩掛によって得られる直接人件費に乗じて2,564,000円と積算していた。
- ③ 橋台・橋脚基礎工の設計については、場所打杭として、標準歩掛によって得られる直接

人件費を橋台基礎工の場所打杭2基680,100円、橋脚基礎工の場所打杭11基3,612,800円、計4,292,900円と積算していた。

そして、上記①から③までの直接人件費22,442,470円に関連施設設計等の直接人件費を加えて計29,021,542円と積算していた。

その後、同県では、本件詳細設計業務の対象となる設計内容を次のとおり変更していた。

- ① 鋼橋上部工の設計については、12径間連続PC床版鋼2主桁橋から8径間連続PC床版鋼2主桁橋と4径間連続PC床版鋼2主桁橋に変更していた。
- ② 橋脚下部工の設計については、逆T式から張出式に変更していた。
- ③ 橋台・橋脚基礎工の設計については、場所打杭から鋼管杭に変更していた。

2 検査の結果

検査したところ、詳細設計業務費の積算が次のとおり適切でなかった。

すなわち、同県では、本件詳細設計業務の対象となる設計内容を前記のとおり大幅に変更していたのに、これに対応した積算の見直しを行っていなかった。

したがって、変更した詳細設計業務の内容に対応した直接人件費を改めて積算すると次のとおりとなる。

- ① 鋼橋上部工の設計については、補正係数2.86を標準歩掛によって得られる直接人件費に乗じると11,429,418円となる(なお、当初の積算に用いた補正係数3.9は誤りであった。)
- ② 橋脚下部工の設計については、11橋脚の上部反力がそれぞれ異なっているため、すべての橋脚を基に算出した補正係数を標準歩掛によって得られる直接人件費に乗じると5,413,600円となる。
- ③ 橋台・橋脚基礎工の設計については、標準歩掛によって得られる直接人件費が橋台基礎工2基574,260円、橋脚基礎工11基2,936,000円、計3,510,260円となる。

そして、上記①から③までの直接人件費は20,353,278円となり、これに関連施設設計等の直接人件費を加えると、その他積算過小となっていた動的解析費を考慮しても、計27,268,081円となり、当初の直接人件費29,021,542円はこれに比べて1,753,461円過大に積算されていた。

このような事態が生じていたのは、同県において、高架橋の設計内容を大幅に変更してい

るのに、その対応が十分でなかったことなどによると認められる。

上記により、本件事業費を修正計算すると、諸経費及び技術経費等を含めた事業費総額は82,719,000円となり、本件事業費はこれに比べて4,431,000円割高となっており、これに係る国庫補助金相当額2,437,050円が不当と認められる。

(169) 港湾環境整備事業の実施に当たり、共通仮設費の積算を誤ったため、工事費が割高となっているもの

会計名及び科目	港湾整備特別会計(港湾整備勘定) (項)港湾事業費
部局等の名称	関東地方整備局
補助の根拠	港湾法(昭和25年法律第218号)
補助事業者(事業主体)	千葉県
補助事業	千葉港港湾環境整備
補助事業の概要	港湾の環境を整備するため、平成13、14両年度に大型遊具の製作、据付け等を行うもの
事業費	40,950,000円
上記に対する国庫補助金交付額	20,475,000円
不当と認める事業費	3,808,350円
不当と認める国庫補助金交付額	1,904,175円

1 補助事業の概要

この補助事業は、千葉県が、千葉港港湾環境整備事業の一環として、袖ヶ浦市南袖地内の袖ヶ浦海浜公園において、レジャー施設を整備するため、平成13、14両年度に、大型遊具(すべり台、トンネルなどいくつかの遊具を組み合わせたもの)の製作、据付け等を工事費40,950,000円(国庫補助金20,475,000円)で実施したものである。

上記の大型遊具は、同公園の景観に配慮した形状にするなどのため、工場で特別に製作された注文品である。

同県では、県が制定した「積算基準(共通編・その1)」(以下「積算基準」という。)に基づき、工事費のうち、共通仮設費は直接工事費を対象とし、これに所定の率を乗ずるなどして算出することとしている。

そして、本件工事費については、専門業者から徴した見積書を参考にして算定した大型遊具の製品価格、据付費等の全額を、共通仮設費の算出の対象となる直接工事費とし、これにより共通仮設費を3,722,000円と積算していた。

2 検査の結果

検査したところ、共通仮設費の積算が次のとおり適切でなかった。

すなわち、積算基準によれば、本件のような施工現場の状況に合わせて工場製作される大型遊具の製品価格については、共通仮設費の算出の対象となる直接工事費に含めないこととされているのに、同県では、この適用を誤って、大型遊具の製品価格22,250,000円を直接工事費に含め、これにより共通仮設費を積算していた。

したがって、大型遊具の製品価格を直接工事費に含めないこととして共通仮設費を算出すると791,000円となり、前記の積算額は2,931,000円過大となっていた。

このような事態が生じていたのは、同県において、積算基準で示されている共通仮設費の算出対象となる直接工事費に対する理解及び工事費の積算に対する審査が十分でなかったことによると認められる。

上記により、本件工事費を修正計算すると、共通仮設費のほか、現場管理費等を含めた工事費総額は37,141,650円となり、本件工事費はこれに比べて3,808,350円割高となっており、これに係る国庫補助金相当額1,904,175円が不当と認められる。

(170) 緊急地方道路整備事業の実施に当たり、移転の対象となっていない店舗を含めて営業補償費を算定したため、補償費が過大となっているもの

会計名及び科目	道路整備特別会計 (項) 地方道路整備臨時交付金
部局等の名称	新潟県
補助の根拠	道路整備緊急措置法(昭和33年法律第34号)

補助事業者 (事業主体)	新潟県
補助事業	都市計画道路3・4・2中通り線緊急地方道路整備
補助事業の概要	緊急地方道路整備事業の一環として街路を拡幅するため、平成14、15両年度に支障となる建物等の移転補償を行うもの
事業費	86,127,100円
上記に対する国庫補助金交付額	43,063,550円
不当と認める事業費	18,546,000円
不当と認める国庫補助金交付額	9,273,000円

1 補助事業の概要

この補助事業は、新潟県が、都市計画道路3・4・2中通り線緊急地方道路整備事業の一環として街路を拡幅するため、南魚沼郡塩沢町大字塩沢地内に所在する会社所有の木造2階建ての店舗併用住宅等の移転に要する建物移転料、営業補償等の費用として、平成14、15両年度に86,127,100円(国庫補助金43,063,550円)を同社に補償したものである。

同県では、公共事業の施行に伴う損失の補償について、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」(昭和37年閣議決定)に準じて「新潟県の公共事業の施行に伴う損失補償基準」等を制定しており、本件補償はこれらに基づいて行うこととしていた。

このうち、営業補償費は、店舗の移転による休業期間中の損失として、営業用資産の減価償却費、従業員に対する休業手当相当額、休業による一時的な得意先喪失に伴う損失額、休業期間中の収益減等の各項目を合計して27,900,000円と算定し、これにより補償していた。

2 検査の結果

検査したところ、営業補償費の算定が次のとおり適切でなかった。

すなわち、本件補助事業において移転の対象となったのは、南魚沼郡塩沢町大字塩沢地内に所在する店舗であるので、この店舗の休業期間中の損失のみを営業補償費の算定対象とすべきであるのに、誤って移転の対象となっていない他の地域に所在する被補償者の複数の店舗の減価償却費や従業員の休業手当相当額を損失額に算入したり、また、移転の対象となっていない店舗を含めた売上高に対して売上減少率を乗ずるなどして得意先喪失に伴う損失額

を算出したりなどしていたため、営業補償費が過大に算定されていた。

このような事態が生じていたのは、同県において、委託した営業調査積算業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことによると認められる。

上記により、本件事業に要する適正な費用を算定すると計 67,581,100 円となり、本件事業費 86,127,100 円との差額 18,546,000 円が過大となっており、これに係る国庫補助金相当額 9,273,000 円が不当と認められる。

(171) 緊急地方道路整備事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、パイプカルバート等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの

会計名及び科目	道路整備特別会計 (項) 地方道路整備臨時交付金
部局等の名称	新潟県
補助の根拠	道路整備緊急措置法(昭和 33 年法律第 34 号)
補助事業者 (事業主体)	新潟県東頸城郡牧村
補助事業	村道川西線緊急地方道路整備
補助事業の概要	村道を拡幅するため、平成 14 年度に土工、横断施設工等を施工するもの
事業費	60,589,200 円
上記に対する国庫補助金交付額	30,294,600 円
不当と認める事業費	6,927,000 円
不当と認める国庫補助金交付額	3,463,500 円

1 補助事業の概要

この補助事業は、新潟県東頸城郡牧村が、緊急地方道路整備事業の一環として、同村下湯谷地内において、村道を拡幅するため、平成 14 年度に、土工、舗装工、横断施設工等を工事費 60,589,200 円(国庫補助金 30,294,600 円)で実施したものである。

上記のうち横断施設工は、道路の拡幅により付け替えが必要となる既存の排水管の機能を維持するため、道路下を横断するパイプカルバート(以下「カルバート」という。)を 4

箇所(工事起点側の3号カルバートから終点側の6号カルバートまでの4箇所、延長計59.4m)に布設するもので、このうち、3号カルバートは管内径1,000mm、延長15.0m、4号カルバートは管内径450mm、延長9.0mとなっている。

同村では、カルバートの設計については、「道路土工カルバート工指針」(社団法人日本道路協会編。以下「指針」という。)により行っている。そして、その管種及び基礎形式については、指針に示されている「パイプカルバート基礎形式選定図」(以下「選定図」という。)により、管頂部における埋戻し幅が管外径の2倍未満などの場合(この場合を「溝型」という。)の選定図を適用して決定している。

そして、3号カルバート及び4号カルバートについては、^(注1)活荷重が作用する部分の土被り厚がそれぞれ1.50mから3.40m、0.48mから1.60mであることから、管種を遠心力鉄筋コンクリート管(1種管)、基礎形式を管の外周4分の1をコンクリートで固定する90度固定基礎とすれば、設計上安全であるとし、この管種及び基礎形式により施工していた(参考図参照)。

2 検査の結果

検査したところ、3号カルバート及び4号カルバートの設計が次のとおり適切でなかった。

すなわち、設計図面では、3号カルバートについては掘削底面の幅を2,400mm、^(注2)法勾配5分で、4号カルバートについては掘削底面の幅を1,600mm、法勾配3分で掘削してカルバートを布設した後、所定の計画高さまで埋め戻すことにしている。このため、管頂部における埋戻し幅は3号カルバートで3,760mm、4号カルバートで2,000mmとなり、それぞれの管外径1,164mm、526mmの2倍以上となっている。そして、実際の施工においても、この設計図面に基づき、現地盤を掘削してカルバートを布設し、埋め戻していた。

しかし、このように管頂部の埋戻し幅が広い場合、カルバートに作用する土圧は溝型の選定図で想定されている土圧より大きくなり、土圧計算の対象となる範囲も広くなることから、指針によると、管種及び基礎形式の選定に当たっては、溝型ではなく、管頂部における埋戻し幅が管外径の2倍以上あるなどの場合(この場合を「突出型」という。)の選定図を適用することとされている(参考図参照)。

そこで、両カルバートについて、突出型として前記の土被り厚に基づいて改めて応力計算を行うと、カルバートに生じる最大曲げモーメントが、^(注3)3号カルバートで12.686kN・m、

(注3)
4号カルバートで1.756kN・mとなり、それぞれ、許容曲げモーメント6.377kN・m、1.530kN・mを大幅に上回っていて、応力計算上安全な範囲を超えている。

そして、3号カルバートの管頂部には、縦断方向にき裂が生じている状況であった。

このような事態が生じていたのは、同村において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、本件両カルバートの設計が適切でなかったため、そのカルバート延長計24.0m及びその上部の舗装等(これらの工事費相当額6,927,000円)は所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金相当額3,463,500円が不当と認められる。

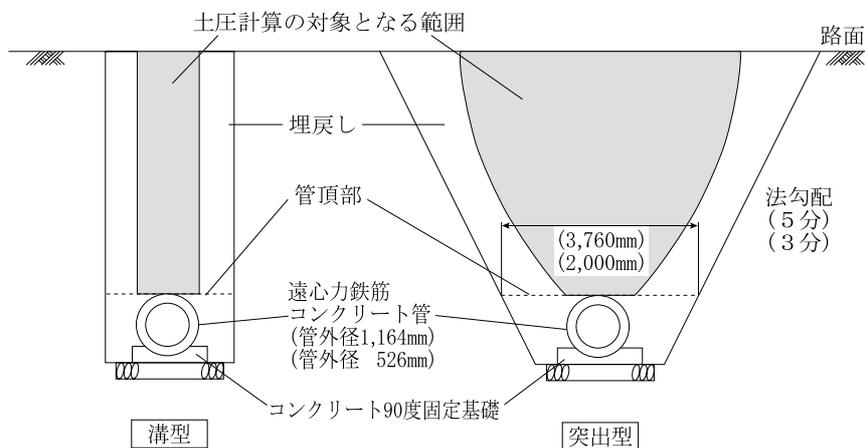
(注1) 活荷重 自動車等が構造物上を移動する際に作用する荷重

(注2) 法勾配 土木工事においては、勾配は通常斜面を斜辺とする直角三角形の縦の辺の長さに対する横の辺の長さの比で示し、例えば、高さ1mに対して長さが0.5mの場合は「5分」という。

(注3) 最大曲げモーメント・許容曲げモーメント 「最大曲げモーメント」とは、外力が材に作用し、これを曲げようと材に生じる力の最大値をいう。その数値が設計上許される上限を「許容曲げモーメント」という。

(参 考 図)

パイプカルバートに作用する土圧の概念図



(注) 寸法等の記載は、上段が3号カルバート、下段が4号カルバートのもの

(172) 公営住宅整備事業費補助金の交付額の算定が適切でなかったため、補助金が過大に交付されているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)住宅建設等事業費
部局等の名称	富山県
補助の根拠	公営住宅法(昭和26年法律第193号)
補助事業者 (事業主体)	富山県下新川郡入善町
補助事業	公営住宅整備
補助事業の概要	住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸するため、平成14、15両年度に公営住宅を建設するもの
事業費	505,372,132円
国庫補助基本額	409,200,000円
上記に対する国庫補助金交付額	204,600,000円
不当と認める国庫補助金交付額	3,520,000円

1 補助事業の概要

この補助事業は、富山県下新川郡入善町が、公営住宅法(昭和26年法律第193号)に基づき、平成14、15両年度に、町営東町団地の公営住宅28戸(木造2階建9棟23戸、木造平家建2棟5戸)の建設を、事業費505,372,132円(国庫補助基本額409,200,000円)、国庫補助金204,600,000円で実施したものである。

補助金の額は、国土交通大臣が公営住宅の構造別、地区別等の区分ごとに毎年度定める1戸当たりの主体工事費及び附帯工事費(以下「1戸当たり工事費」という。)に建設戸数を乗じ、主体工事費及び附帯工事費(以下「主体附帯工事費」という。)を算定するなどして国庫補助基本額を算定し、これに補助率を乗じて算定することとされている。

そして、対象となる住戸の1戸当たり平均床面積(以下「平均床面積」という。)が公営住宅の構造別に定められた1戸当たり標準床面積(以下「標準床面積」という。)未満の場合には、平均床面積に応じて1戸当たり工事費を所定の算式により減額することとなっている。

また、建設に当たって、緊急通報システムを設置する工事(以下「緊急通報システム設置工

事」という。)等を行う場合には、国土交通大臣が定める限度額の範囲内で、実際に要した工事費を、主体附帯工事費に加算(以下、この加算額を「特例加算額」という。)できることとなっている。

同町では、平均床面積が、木造2階建(23戸)については62.1㎡、木造平家建(5戸)については48.8㎡であり、標準床面積(木造2階建79.3㎡、木造平家建74.7㎡)未満であることから、1戸当たり工事費を所定の算式により減額し、また、緊急通報システム設置工事分6,750,000円を特例加算額として主体附帯工事費に加算するなどして、国庫補助基本額を409,200,000円と算定していた。

2 検査の結果

検査したところ、同町では、平均床面積については、補助金の交付の決定後に、木造2階建は62.1㎡を60.3㎡に、木造平家建は48.8㎡を50.1㎡に変更して建設しており、また、緊急通報システム設置工事については、実際に要した工事費が3,844,000円であった。

したがって、1戸当たり工事費については変更後の平均床面積で算定し、また、緊急通報システム設置工事に係る特例加算額については、実際に要した工事費を加算するなどして、国庫補助基本額を算定すべきであった。

そこで、本件国庫補助基本額を適正に算定すると402,160,000円となる。

このような事態が生じていたのは、同町において、本件補助制度についての理解が十分でなかったこと、また、富山県においても、同町から提出された実績報告書の審査、確認が十分でなかったことによると認められる。

したがって、これにより適正な補助金額を算定すると、201,080,000円となり、3,520,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

(173) 空港整備事業の実施に当たり、施工が設計と相違していたため、進入灯橋りょうの橋脚等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの

会計名及び科目	空港整備特別会計 (項) 空港整備事業費
部局等の名称	国土交通省航空局
補助の根拠	空港整備法(昭和31年法律第80号)
補助事業者 (事業主体)	兵庫県神戸市

補助事業	神戸空港整備事業
補助事業の概要	進入灯橋りょう等を新設するため、平成 14、15 両年度に橋脚、上部工等を施工するもの
事業費	739,567,500 円
上記に対する国庫補助金交付額	369,783,750 円
不当と認める事業費	98,637,000 円
不当と認める国庫補助金交付額	49,318,500 円

1 補助事業の概要

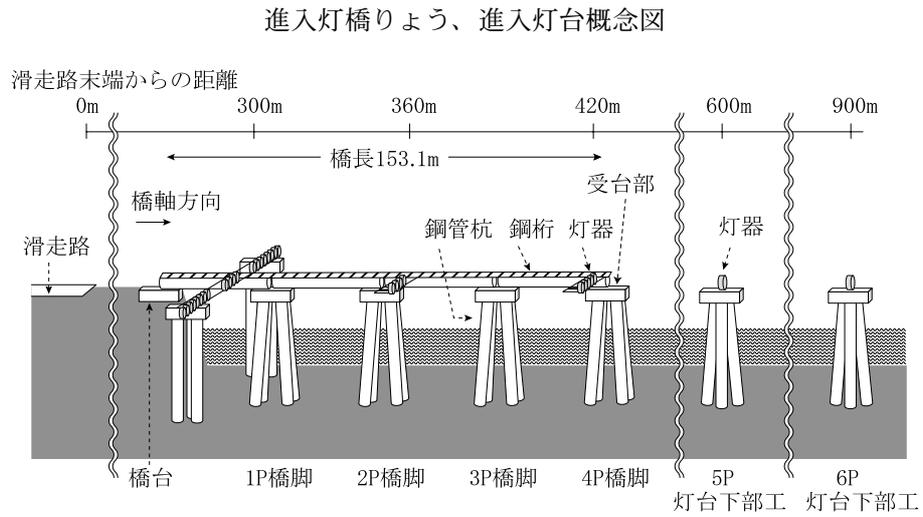
この補助事業は、兵庫県神戸市が、神戸空港整備事業の一環として同市のポートアイランド沖に造成した空港島に新設する神戸空港の滑走路東側に、進入灯、進入灯台等の建設を工事費計 739,567,500 円(国庫補助金 369,783,750 円)で、平成 14、15 両年度に実施したものである。

この進入灯及び進入灯台は、同空港に滑走路東側から着陸する航空機に滑走路への進入経路を示すためのものであり、進入灯は滑走路東端から海上に向かって滑走路の延長線上 420m の地点までの間の陸上部及び海上部に 60m 間隔で設置し、また、進入灯台は、同様に滑走路延長線上 600m 及び 900m の地点に設置したものである。

これらのうち、海上部に設置する進入灯は、進入灯橋りょう(橋長 153.1m)を新設し、その上部に灯器を設置したもので、この進入灯橋りょうは、下部工として滑走路側から海上部に向かって順に橋台、1 P 橋脚、2 P 橋脚、3 P 橋脚及び 4 P 橋脚を築造し、その上部に鋼製の桁を架設したものである。また、進入灯台は、滑走路側から海上に向かって順に 5 P 灯台下部工及び 6 P 灯台下部工を築造し、その上部に灯器を設置したものである(参考図 1 参照)。

(参考図 1)

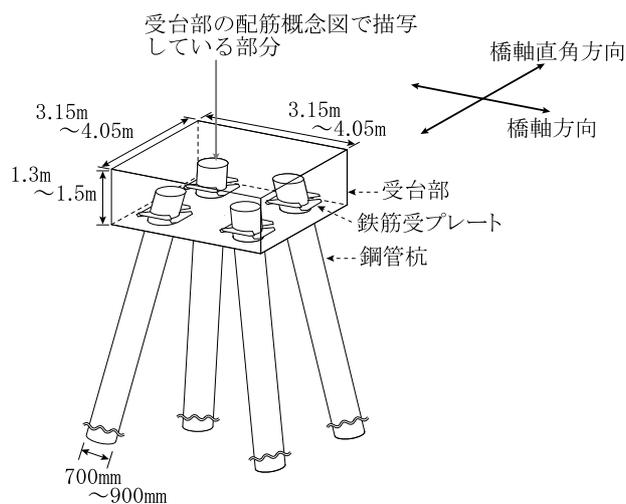
第3章
第1節
第11
国土交通省



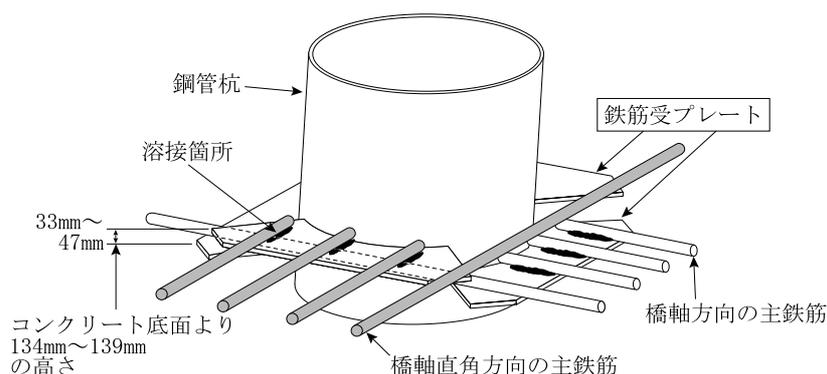
このうち14年度に築造した3P橋脚、4P橋脚、5P灯台下部工及び6P灯台下部工は、3P橋脚では鋼桁の受台部とこれを支持する鋼管杭(外径900mm)4本、4P橋脚では同様に受台部とこれを支持する鋼管杭(外径700mm)4本、5P灯台下部工及び6P灯台下部工では共に灯器の受台部とこれを支持する鋼管杭(外径600mm)3本からなっている(参考図2参照)。そして、上記の受台部はいずれも鉄筋コンクリート構造となっている。

(参考図 2)

橋脚概念図



受台部の配筋概念図(設計)



設計図書等によると、上記の3P橋脚、4P橋脚、5P灯台下部工及び6P灯台下部工の受台部の下面側には、それぞれ橋軸方向及び橋軸直角方向に主鉄筋を配置することとしていた。さらに、これらの受台部の下面側には、鋼管杭と受台部を結合させる目的で鋼管杭の上端をコンクリート底面から杭の外径相当分の高さまで埋め込ませることとしていた。このため、主鉄筋の中には鋼管杭に遮られて分断され、連続して1本で配筋できなくなるものがあり、これらについては鋼管杭の外側に溶接された鉄筋受プレート(以下「プレート」という。)の上面に溶接することとし、鋼管杭を介して一体化することとしていた。

そして、このプレートの施工に当たっては、鋼管杭の外側を囲むように橋軸方向及び橋軸直角方向の四方に溶接することとしていた。また、これらのプレートの溶接に当たっては、橋軸方向と橋軸直角方向に配筋される主鉄筋が別々の高さに配筋されることから、これらの主鉄筋がプレートの上面に接するようにするため、次のように施工することとしていた。

- (ア) 橋軸方向のプレートは、受台部のコンクリート底面より134mmから139mmの高さに溶接する。
- (イ) 橋軸直角方向のプレートは、橋軸方向のプレートよりさらに33mmから47mm高い位置に溶接する。

上記のように施工すれば、鋼管杭に遮られている主鉄筋が鋼管杭を介して一体化されることから、設計計算では、受台部下面側の主鉄筋が途切れずに配置されているものとして計算していた。そして、地震時、暴風時等のうち、受台部下面側の主鉄筋において許容引張応力(注)に対する引張応力(注)の割合が最も高くなる暴風時(鋼桁及び受台部に風荷重等が作用した場合)について応力計算を行った結果、主鉄筋に生じる引張応力(注)は許容引張応力(注) (暴風

時)を下回ることから安全であるとしていた。

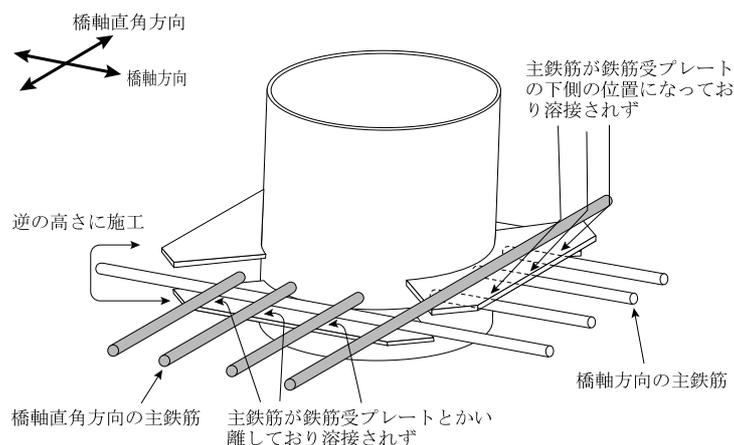
2 検査の結果

検査したところ、受台部の施工が次のとおり適切ではなかった。

すなわち、橋軸方向のプレートは橋軸直角方向のプレートの高さ、橋軸直角方向のプレートは橋軸方向のプレートの高さに、それぞれ誤って設置していた。しかし、橋軸方向及び橋軸直角方向に配筋する主鉄筋については設計図面で示されている高さにそれぞれ施工していたため、橋軸方向に配筋した主鉄筋がプレートの下側の位置に、橋軸直角方向に配筋した主鉄筋がプレートの上側のかい離した位置になっており、プレートの上面に接していなかった。その結果、これらの主鉄筋はプレートと溶接されておらず、鋼管杭を介して一体化されていない状態になっていた(参考図3参照)。

(参 考 図 3)

受台部の配筋概念図(施工)



そこで、上記について改めて応力計算を行うと、受台部の下面側主鉄筋に生じる引張応力度は、暴風時において3 P 橋脚が 550.64 N/mm^2 、4 P 橋脚が 335.81 N/mm^2 、5 P 灯台下部工及び6 P 灯台下部工が共に 334.38 N/mm^2 、また、地震時において5 P 灯台下部工及び6 P 灯台下部工が共に 347.97 N/mm^2 となり、いずれも許容引張応力度(暴風時) 270 N/mm^2 、許容引張応力度(地震時) 300 N/mm^2 を大幅に上回っており、応力計算上安全な範囲を超えている。

このような事態が生じていたのは、受台部の施工が設計と相違していたのに、これに対する同市の監督、検査が適切でなかったことによると認められる。

したがって、本件橋脚2基及び灯台下部工2基の受台部は、施工が設計と相違していて、これらの受台部、当該橋脚に架設された橋りょうの鋼桁、灯器等(工事費相当額 98,637,000

円)は、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金相当額 49,318,500 円が不当と認められる。

(注) 引張応力度・許容引張応力度 「引張応力度」とは、材に外から引張力がかったとき、そのために材の内部に生じる力の単位面積当たりの大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容引張応力度」という。

(174) 土地区画整理事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、ボックスカルバートの所要の安全度が確保されていない状態になっているもの

会計名及び科目	道路整備特別会計 (項)地方道路整備臨時交付金
部局等の名称	福岡県
補助の根拠	道路整備緊急措置法(昭和33年法律第34号)
補助事業者	福岡県北九州市
間接補助事業者 (事業主体)	北九州市上葛原第二土地区画整理組合
補助事業	北九州都市計画事業上葛原第二土地区画整理
補助事業の概要	河川を付け替えるため、平成14年度にボックスカルバートの築造等を行うもの
事業費	410,775,750 円(うち国庫補助対象額 408,057,700 円)
上記に対する国庫補助金交付額	224,431,735 円
不当と認める事業費	48,565,000 円(うち国庫補助対象額 48,243,000 円)
不当と認める国庫補助金交付額	26,533,650 円

1 補助事業の概要

この補助事業は、北九州市上葛原第二土地区画整理組合(以下「組合」という。)が、土地区画整理事業の一環として、同市小倉南区上葛原地区において、区画整理地区内を流れる葛原川を付け替えるなどのため、平成14年度に、ボックスカルバート(延長計610.1m。以下「カルバート」という。)の築造等を工事費410,775,750円(国庫補助対象額408,057,700円、これに対する国庫補助金224,431,735円)で実施したものである。

上記カルバートは、鉄筋コンクリート構造で工場製作した上、葛原川の機能を維持するための水路として築造するもので、このうち、内空断面の幅 2.0m (高さ 2.5m、延長 112.7m、土被り厚 0.40m～0.54m) 及び幅 2.5m (高さ 2.0m、延長 87.1m、土被り厚 0.22m～1.15m) のカルバートは、道路下にその道路に沿って施工されている。

そして、幅 2.0m 及び幅 2.5m のカルバートについては、次のように設計し、これにより施工していた。

- (注1)
- (1) カルバート上面には、自動車による活荷重が、カルバートの横方向と縦方向にそれぞれ次のように作用することとして、カルバートの設計計算を行っていた。
- (ア) 横方向については、カルバートに載荷される自動車は 1 台で、その片側車輪がカルバート中央に位置する場合が応力計算上最も不利な条件であるとし、この場合、左右両輪の間隔 (1.75m) がカルバート中央から側壁の中心までの距離 (幅 2.5m のカルバートの場合 1.35m) より広いことから、もう一方の車輪はカルバートの外側に位置することになるため、自動車 0.5 台分を基に計算した活荷重がカルバートに作用するとしていた (参考図 1 参照)。
- (イ) 縦方向については、活荷重が分布する幅をカルバート上の土被り厚にかかわらず一律 1 m としていた (参考図 1 参照)。
- (2) カルバートの配筋図によると、底版等に配置する主鉄筋のうち、幅 2.0m 及び幅 2.5m のカルバートの底版上面側については、カルバートの長さ 1.5m 当たり、次のとおり配置することとしていた。
- (ア) 幅 2.0m のカルバートには、径 13mm の鉄筋を 12 本配置する。
- (イ) 幅 2.5m のカルバートには、径 16mm の鉄筋を 12 本配置する。

2 検査の結果

検査したところ、カルバートの設計が次のとおり適切でなかった。

- (1) カルバートが道路に沿って施工される場合の活荷重の計算については、「共同溝設計指針」(社団法人日本道路協会編)を用いることとされており、これによると、カルバート上面には、活荷重が次のように作用することとなる。
- (ア) 横方向には、自動車 1 台分を基に計算した活荷重が自動車の幅 2.75m に均等に分布し、カルバートにはその分布した活荷重のうちカルバートの幅分だけ作用するとされている (参考図 2 参照)。このため、幅 2.0m のカルバートには自動車 0.8 台分 (計算上、活

荷重が作用する幅である側壁の中心間隔 2.22m を 2.75m で除した割合分) を基に計算した活荷重が、また、幅 2.5m のカルバートには自動車 0.98 台分(同様に活荷重が作用する幅 2.7m を 2.75m で除した割合分) を基に計算した活荷重がそれぞれ作用する。

- (イ) 縦方向には、活荷重が路面から下方に 45 度の角度で広がり、土被り厚に応じた幅に分布するため、カルバートに作用する活荷重の大きさは、その分布幅に応じて変化することとなる(参考図 2 参照)。したがって、土被り厚が小さい場合は、分布幅が小さいので単位面積当たりの活荷重は大きくなるが、土被り厚が大きい場合は分布幅が大きいので単位面積当たりの活荷重は小さくなる。

しかし、本件カルバートの設計において、活荷重を算定する際、横方向については、前記のとおり算定の基となる自動車の台数を 0.8 台分又は 0.98 台分とすべきところ 0.5 台分としたため、自動車の台数が過小となっていた。

また、縦方向については、上記のとおり下方に 45 度の角度で広がる活荷重の分布幅は土被り厚の大小により大きくなったり小さくなったりすることから、前記のとおり土被り厚にかかわらず一律とした分布幅は、土被り厚が大きい場合には、前記指針に基づいて計算した分布幅よりも小さく見込んだことになり、単位面積当たりの活荷重を過大に、また、土被り厚が小さい場合には、分布幅を大きく見込んだことになり、単位面積当たりの活荷重を過小に計算していたこととなる。

これらの結果、本件カルバートのうち土被り厚が小さい区間では、カルバートに作用する活荷重が過小に計算されていた。

- (2) 本件カルバートの設計の基礎となっている設計計算書によれば、底版等に配置する主鉄筋のうち、幅 2.0m 及び幅 2.5m のカルバートの底版上面側については、カルバートの長さ 1.5m 当たり、次のとおり主鉄筋を配置すれば、主鉄筋に生ずる引張応力度(常時)^{(注 2)(注 3)}が鉄筋の許容引張応力度(常時)^(注 2)を下回ることなどから、応力計算上安全であるとしていた。

(ア) 幅 2.0m のカルバートには、径 13mm 及び 16mm の鉄筋をそれぞれ 6 本ずつ計 12 本配置する。

(イ) 幅 2.5m のカルバートには、径 16mm 及び 19mm の鉄筋をそれぞれ 6 本ずつ計 12 本配置する。

しかし、配筋図を作成する際、誤って前記 1(2)の(ア)及び(イ)のとおり配置することとしていた。

そこで、本件カルバートについて、改めて応力計算を行うと、底版上面側の主鉄筋に生ずる引張応力度(常時)が、幅 2.0mのカルバートの全延長 112.7mでは、最大で 243.8N/mm²となり、幅 2.5mのカルバート延長 87.1mのうち土被り厚が 0.62m以下となっている延長 32.5mでは、最大で 347.7N/mm²となって、いずれも許容引張応力度(常時)180.0N/mm²を大幅に上回るなどして、応力計算上安全な範囲を超えている。

このような事態が生じていたのは、組合において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことによると認められる。

したがって、本件カルバートは、設計が適切でなかったため、幅 2.0mのカルバートの全延長 112.7m及び幅 2.5mのカルバートのうち延長 32.5m(これらの工事費相当額 48,565,000円、うち国庫補助対象額 48,243,000円)は、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金相当額 26,533,650円が不当と認められる。

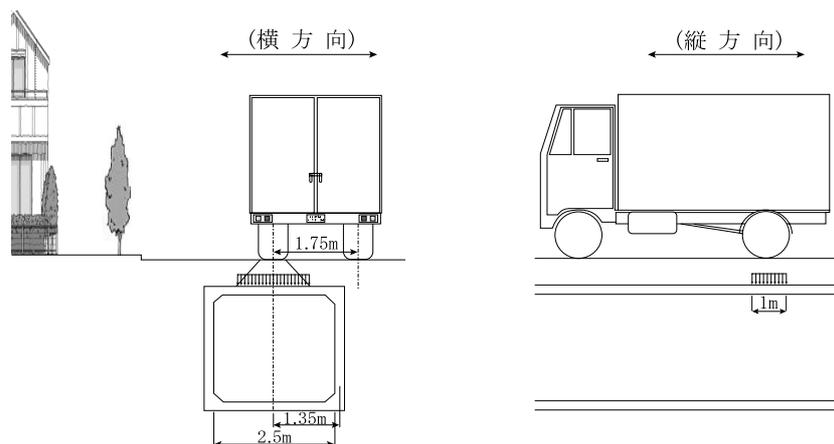
(注1) 活荷重 自動車等が構造物上を移動する際に作用する荷重

(注2) 引張応力度・許容引張応力度 「引張応力度」とは、材に外から引張力がかかったとき、そのために材の内部に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容引張応力度」という。

(注3) 常時 地震時などに対応する表現で、土圧など常に作用している荷重及び輪荷重など作用頻度が比較的高い荷重を考慮する場合をいう。

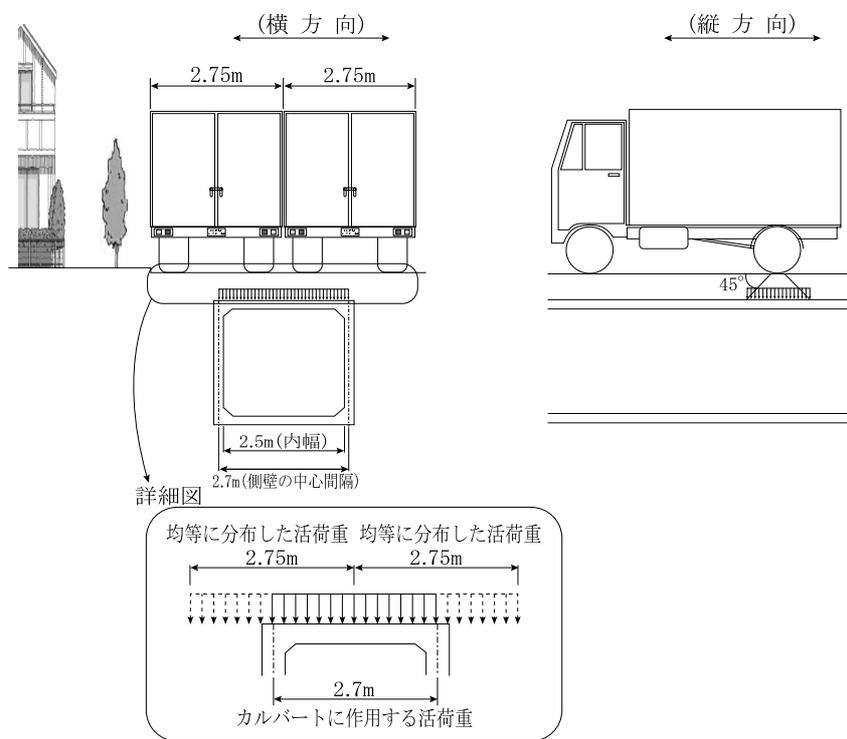
(参 考 図 1)

設計で想定した活荷重の概念図



(参考図 2)

共同溝設計指針に基づく活荷重の概念図



(175) 公共下水道事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、汚泥混合槽の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)都市計画事業費 〔平成13年度国庫債務負担行為 (組織)国土交通本省 (事項)下水道緊急整備 事業費補助〕
部局等の名称	熊本県
補助の根拠	下水道法(昭和33年法律第79号)
補助事業者 (事業主体)	熊本県熊本市
補助事業	熊本市公共下水道事業

補助事業の概要	沈殿池から発生する汚泥を混合するため、平成13、14両年度に汚泥混合槽を築造するもの
事業費	57,592,500円 (うち国庫補助対象額 54,553,731円)
上記に対する国庫補助金交付額	30,004,552円
不当と認める事業費	31,850,000円(全額国庫補助対象額)
不当と認める国庫補助金交付額	17,517,500円

1 補助事業の概要

この補助事業は、熊本県熊本市が、公共下水道事業の一環として、同市秋津町秋田地内の東部浄化センターの敷地内において、沈殿池から発生する汚泥を混合しその濃度を調整するため、平成13、14両年度に、汚泥混合槽の築造を工事費57,592,500円(うち国庫補助対象額54,553,731円、国庫補助金30,004,552円)で実施したものである。

この汚泥混合槽は、縦、横ともに11.4m、高さ4.8mの鉄筋コンクリート構造で、く体と一体となった中壁により、汚泥を混合する混合槽と汚泥排出のための機械設備等を設置するポンプ室とに仕切られている(参考図1参照)。

そして、汚泥混合槽のく体に配置する主鉄筋については、配筋図によると、中壁を挟んだ2連の中空断面の部分(以下「A断面」という。)及び中壁のない中空断面の部分(以下「B断面」という。)の2つの断面に分けて、表1のとおり配置することとし、これにより施工していた(参考図2参照)。

表1 配筋図による主鉄筋の配置

断面	箇所	配筋図
A断面	下隅角部外側	径16mm 25cm間隔
	底版下面側	径16mm 25cm間隔
	中壁	径13mm 25cm間隔
B断面	上隅角部外側 (左側)	径19mm 25cm間隔
	下隅角部外側 (左側)	径16mm 25cm間隔

2 検査の結果

検査したところ、本件汚泥混合槽のく体の設計が次のとおり適切でなかった。

すなわち、汚泥混合槽のく体の設計の基礎となっている設計計算書によると、表2のとおり(注1)りに主鉄筋を配置すれば、(注2)常時、地震時とも、主鉄筋に生ずる引張応力度が鉄筋の許容引張(注2)応力度を下回ることなどから、応力計算上安全であるとしていた。

表2 設計計算書による主鉄筋の配置

断面	箇所	設計計算書
A断面	下隅角部外側	径 22mm 25cm間隔
	底版下面側	径 22mm 25cm間隔
	中壁	径 16mm 25cm間隔
B断面	上隅角部外側	径 29mm 12.5cm間隔
	下隅角部外側	径 22mm 25cm間隔

しかし、配筋図を作成する際、隅角部や底版及び中壁の主鉄筋について、表2のと通りの径及び間隔とすべきところを、誤って、表1のような径及び間隔としていた。

そこで、隅角部や底版及び中壁の主鉄筋について改めて応力計算を行うと、表3のとおり(注2)の結果となり、それぞれ応力計算上安全な範囲を超えており、このうちA断面の底版下面側及び中壁、B断面の上隅角部外側及び下隅角部外側において応力計算上安全な範囲を大幅に超えている。

表3 応力計算上安全な範囲を超えている主鉄筋の配置箇所

断面	箇所	検討箇所	主鉄筋に生ずる引張応力度(N/mm ²)	鉄筋の許容引張応力度(N/mm ²)
A断面	下隅角部外側	右側側壁	284.47(地震時)	270.00(地震時)
		左側側壁	291.29(地震時)	270.00(地震時)
	底版下面側	中央	318.42(常時)	160.00(常時)
	中壁	下端	456.26(地震時)	270.00(地震時)
B断面	上隅角部外側	頂版左側	377.81(常時)	160.00(常時)
			360.79(地震時)	270.00(地震時)
	左側側壁	354.77(常時)	160.00(常時)	
		365.60(地震時)	270.00(地震時)	
	下隅角部外側	左側側壁	211.59(常時)	160.00(常時)
300.01(地震時)			270.00(地震時)	

このような事態が生じていたのは、同市において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことによると認められる。

したがって、本件汚泥混合槽(工事費相当額 31,850,000 円)は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金相当額

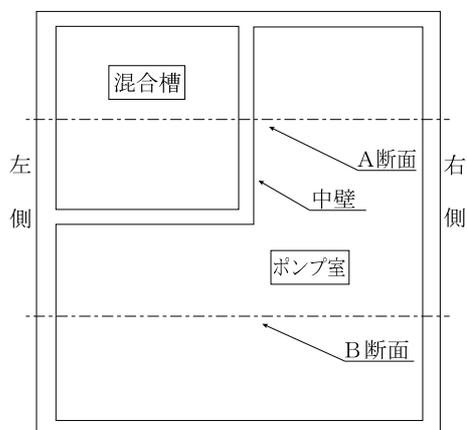
17,517,500 円が不当と認められる。

(注1) 常時 地震時などに対応する表現で、土圧など常に作用している荷重及び輪荷重など作用頻度が比較的高い荷重を考慮する場合をいう。

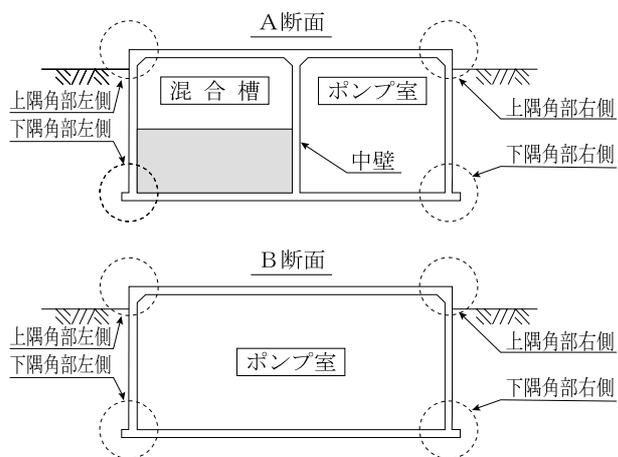
(注2) 引張応力度・許容引張応力度 「引張応力度」とは、材に外から引張力がかったとき、そのために材の内部に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容引張応力度」という。

(参 考 図 1)

汚泥混合槽平面図

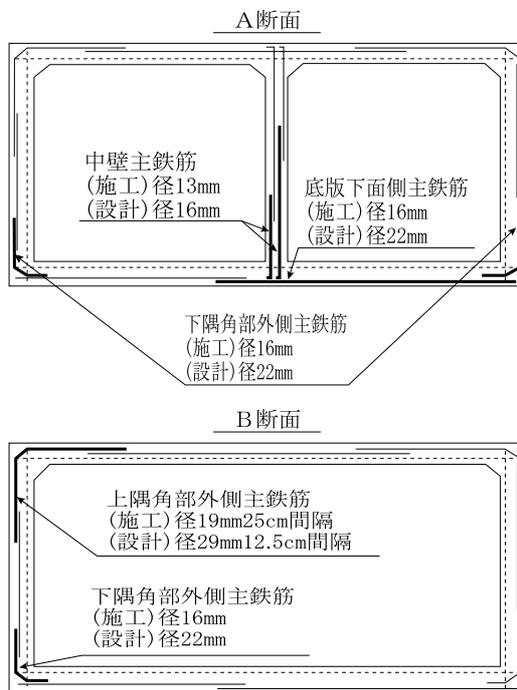


汚泥混合槽断面図



(参考図 2)

汚泥混合槽の主鉄筋の配置概念図



(176) 公共下水道事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、ポンプ室の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)都市計画事業費 〔平成14年度国庫債務負担行為 (組織)国土交通本省 (事項)下水道緊急整備 事業費補助〕
部局等の名称	熊本県
補助の根拠	下水道法(昭和33年法律第79号)
補助事業者 (事業主体)	熊本県熊本市
補助事業	熊本市公共下水道事業
補助事業の概要	公共下水道を整備するため、平成14年度に中継ポンプ場のポンプ室等を築造するもの

事業費	60,088,000 円 (うち国庫補助対象額 46,679,051 円)
上記に対する国庫補助金交付額	23,339,526 円
不当と認める事業費	30,416,000 円(全額国庫補助対象額)
不当と認める国庫補助金交付額	15,208,000 円

1 補助事業の概要

この補助事業は、熊本県熊本市が、公共下水道事業の一環として、同市龍田地内において、中継ポンプ場を建設するため、平成14年度にポンプ室、階段室等の築造を、工事費60,088,000円(うち国庫補助対象額46,679,051円、国庫補助金23,339,526円)で実施したものである。

このうちポンプ室は、全長7.6m、全幅5.1m、高さ6.8mの鉄筋コンクリート構造で、中壁によって水槽室と機械室に仕切られている(参考図参照)。

同市では、ポンプ室の水槽室側壁(以下「B側壁」という。)及び機械室側壁(以下「C側壁」という。)の外側に配置する主鉄筋については、配筋図において径16mmの鉄筋を横方向に25cm間隔に配置することとしており、これにより施工していた。

2 検査の結果

検査したところ、ポンプ室の設計が次のとおり適切でなかった。

すなわち、B側壁及びC側壁の外側に配置する主鉄筋については、本件ポンプ室の設計の基礎となっている設計計算書において、径22mmの鉄筋を横方向に25cm間隔に配置すれば、主鉄筋に生じる引張応力度が許容引張応力度を下回ることから、応力計算上安全であるとしていたが、配筋図を作成する際、誤って前記のとおり径16mmの鉄筋を横方向に25cm間隔に配置することとしていた。

そこで、改めてB側壁及びC側壁の外側両端部の主鉄筋に生じる引張応力度(注2)を計算すると、B側壁では $186.76\text{N}/\text{mm}^2$ となり、鉄筋の許容引張応力度(常時) $160\text{N}/\text{mm}^2$ を上回っており、C側壁では $232.06\text{N}/\text{mm}^2$ となり、 $160\text{N}/\text{mm}^2$ を大幅に上回っていて、いずれも応力計算上安全な範囲を超えている。

このような事態が生じていたのは、同市において、委託した設計業務の成果品に誤りが

あったのに、これに対する検査が十分でなかったことによると認められる。

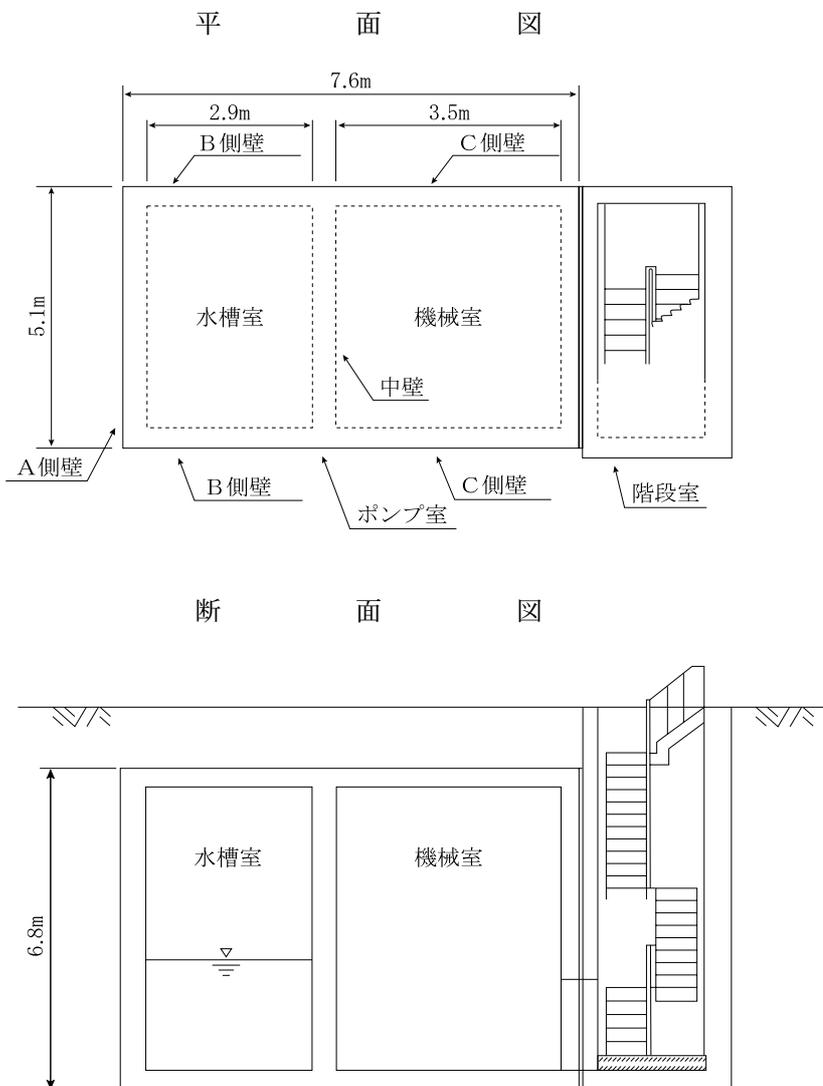
したがって、本件ポンプ室(工事費相当額 30,416,000 円)は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金相当額 15,208,000 円が不当と認められる。

(注1) 引張応力度・許容引張応力度 「引張応力度」とは、材に外から引張力が加かったとき、そのために材の内部に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容引張応力度」という。

(注2) 常時 地震時などに対応する表現で、土圧など常に作用している荷重及び輪荷重など作用頻度が比較的高い荷重を考慮する場合をいう。

(参 考 図)

中継ポンプ場概念図



(177) 河川改修事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、樋門等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの

会計名及び科目	治水特別会計(治水勘定)(項)河川事業費
部局等の名称	宮崎県
補助の根拠	河川法(昭和39年法律第167号)
補助事業者(事業主体)	宮崎県
補助事業	追手川広域河川改修
補助事業の概要	放水路から河川への通水を確保するため、平成12、13両年度に樋門等を築造するもの
事業費	110,500,000円
上記に対する国庫補助金交付額	55,250,000円
不当と認める事業費	18,421,000円
不当と認める国庫補助金交付額	9,210,500円

1 補助事業の概要

この補助事業は、宮崎県が、広域河川改修事業の一環として、宮崎郡佐土原町大字上田島地区において、追手川放水路と二級河川三財川の合流部における治水上の安全を確保するため、平成12、13両年度に、樋門、護岸等の築造を工事費110,500,000円(国庫補助金55,250,000円)で実施したものである。

このうち、樋門は、追手川放水路から三財川への通水を確保するため、三財川の河川堤防を横断して設置するもので、中央に隔壁を設けた鉄筋コンクリート構造のボックスカルバート(延長19m、内空断面が左右それぞれ幅5.7m、高さ3.1m)となっており、継手により3ブロックに分かれている(参考図参照)。

樋門の設計は、「建設省河川砂防技術基準(案)同解説」(社団法人日本河川協会編。以下「技術基準」という。)等に基づき行われている。技術基準等によると、樋門は、設計荷重に対して安全な構造となるよう、底版、側壁等の各部材にとって想定される最も不利となる荷重条件で設計する必要があるとされている。

そして、本件樋門の設計の基礎となっている設計計算書によると、第2ブロック(延長8.3m)の底版の主鉄筋については、最も不利となる荷重条件を、樋門の内部が中空で、外部の水位が頂版より上としたときとし、また、底版の厚さについては100cmとして応力計算を行っていた。

その結果、上面側に径19mmの鉄筋を、下面側に径22mmの鉄筋をそれぞれ25cm間隔に配置すれば、主鉄筋に生ずる引張応力度(常時)^(注1)^(注2)が許容引張応力度(常時)^(注1)を下回ることから応力計算上安全であるとして、これにより施工していた。

2 検査の結果

検査したところ、第2ブロックの底版の設計が、次のとおり適切でなかった。

- (1) 荷重条件は、樋門の内部が中空で外部の水位が頂版より上としたとき、側壁については最も不利となるが、底版については、樋門の内部が中空で外部の水位が底版より下としたとき最も不利となることから、これにより応力計算を行うべきであった。
- (2) 応力計算を行う際、底版の厚さを80cmで計算すべきところ、誤って100cmとしていた。

そこで、改めて底版の主鉄筋に生ずる引張応力度を計算すると、上面側については1,856 kgf/cm²、下面側については2,017 kgf/cm²となり、鉄筋の許容引張応力度1,600 kgf/cm²を大幅に上回っていて、応力計算上安全な範囲を超えている。

このような事態が生じていたのは、同県において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことによると認められる。

したがって、本件樋門の第2ブロックは、設計が適切でなかったため、第2ブロック及びその上部の盛土等(これらの工事費相当額18,421,000円)は、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金相当額9,210,500円が不当と認められる。

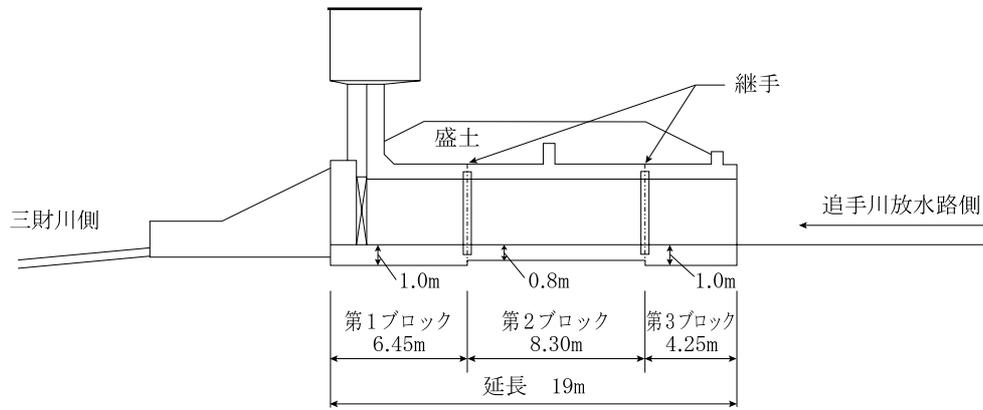
(注1) 引張応力度・許容引張応力度 「引張応力度」とは、材に外から引張力がかかったとき、そのために材の内部に生じる力の単位面積当たりの大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容引張応力度」という。

(注2) 常時 地震時などに対応する表現で、土圧など常に作用している荷重及び輪荷重など作用頻度が比較的高い荷重を考慮する場合をいう。

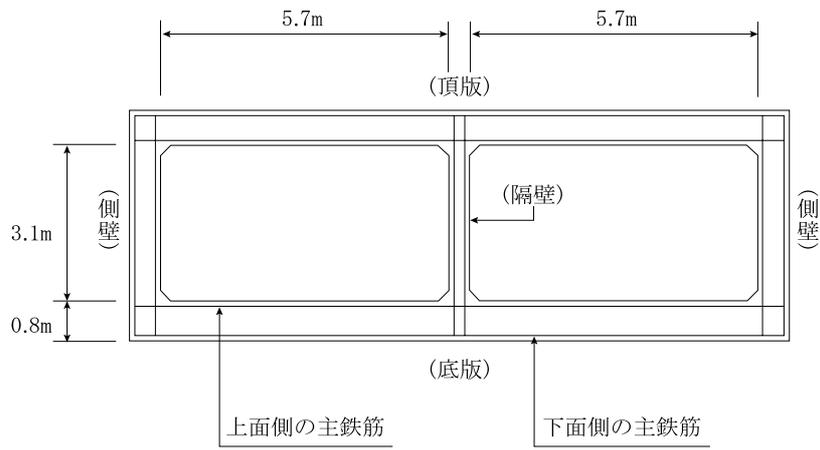
(参考図)

第3章
第1節
第11 国土交通省

樋門縦断面図



樋門第2ブロック断面図



不正行為

(178) 職員の不正行為による損害が生じたもの

会計名及び科目	道路整備特別会計 (項)北海道道路事業費 (項)北海道道路環境整備事業費
部局等の名称	国土交通省北海道開発局網走開発建設部網走道路事務所
不正行為期間	平成14年1月～7月
損害金の種類	前渡資金
損害額	11,180,799円

本件は、北海道開発局網走開発建設部網走道路事務所において、維持課の職員が、分任支出負担行為担当官の補助者として、図面作成等業務の発注事務に従事中、平成14年1月から7月までの間に、次のようにして架空の業務に係る代金を領得するなどし、国に計11,180,799円の損害を与えたものである。

すなわち、同人は、図面作成等業務の請負会社の下請をしている会社の役員と共謀し、同業務の発注に当たり一部架空の業務を含ませ、請負会社に対してはこの業務は既に下請会社に実施させた旨を告げるとともに、下請会社にもこの業務を同社が実施したかのように装わせて請負会社を欺き、この架空の業務を含めた代金を下請会社から請負会社へ、請負会社から同事務所へそれぞれ請求させて、国にその代金を支払わせるなどしたものである。

なお、本件損害額については、16年3月までに全額が同人、下請会社等から返納されている。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 自動車損害賠償保障事業に係る定期分納者の債権管理に当たり、弁済状況の把握や督促等を適時適切に行い、債権の回収に努めるよう改善させたもの

会計名及び科目	自動車損害賠償保障事業特別会計 (項) 保障費	
部局等の名称	国土交通本省(平成13年1月5日以前は運輸本省)	
事業名	自動車損害賠償保障事業	
事業の概要	無保険車等の事故により、自動車損害賠償責任保険等による救済を受けられない被害者の保護を図るため、その被害者に対して保障金を支払うもの	
保障事業に基づき代位取得し、管理している債権	9,897 件	782 億 9369 万余円 (平成16年6月末現在)
上記のうち弁済が滞っている定期分納者に係る債権	3,508 件	372 億 1380 万円

1 事業の概要

(自動車損害賠償保障事業)

国土交通省(平成13年1月5日以前は運輸省)では、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号。以下「自賠法」という。)に基づき、自動車の運行によって生命又は身体を害された者の損害賠償を保障するため、運行する自動車に対して自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済(以下、これらを「責任保険」という。)の契約を義務づけ、自動車の所有者及び運転者の賠償能力を確保することとしている。

しかし、責任保険では、所有者が明らかでない自動車による事故のほかに、責任保険契約が締結されていない自動車による事故又は責任保険が締結されている自動車であっても盗難車等で被保険者の責任が発生しない事故(以下、これらの事故を「無保険車等事故」という。)の場合には、被害者は救済を受けられないこととなっている。

このため、同省では、被害者救済の立場から自動車損害賠償保障事業(以下「保障事業」と

いう。)を実施しており、被害者の請求に基づき、その受けた損害のうち、一定の限度額までの保障金を支払っている。

そして、同省では、保障事業により無保険車等事故に係る被害者に保障金を支払ったとき(注)には、車両を運行して損害を与えた加害者及びこの者と不真正連帯債務の関係にある者(以下、これらの者を「加害者等」という。)に対して被害者が有する請求権を代位取得し、取得した損害賠償金債権等を加害者等である債務者から回収することとしている。

13年度から15年度までの間の無保険車等事故に係る保障金の支払件数及び金額は2,020件、64億0464万余円となっており、債務者からの回収額は12億9900万余円となっている。

(注) 不真正連帯債務の関係にある者 加害車両の所有者等で、同一の事故に関連して、善良な管理者の注意義務を怠ったなどのため、被害者に対して加害者と同等の賠償責任を負う者

(無保険車等事故に係る債権管理)

国土交通省では、保障事業における無保険車等事故に係る債権については、「国の債権の管理等に関する法律」(昭和31年法律第114号。以下「債権管理法」という。)、 「自動車損害賠償保障法の政府保障事業に係る債権の回収事務について」(昭和47年自保第248号運輸省自動車局長通達。以下「通達」という。)等に基づいて管理しており、債務者に対し、納入告知日を履行期限と定めて債務を一括して弁済させるとともに、この履行期限を超えても債務を弁済しない債務者に対しては、債務の弁済がすべて完了するまで延滞金を徴収することとしている。

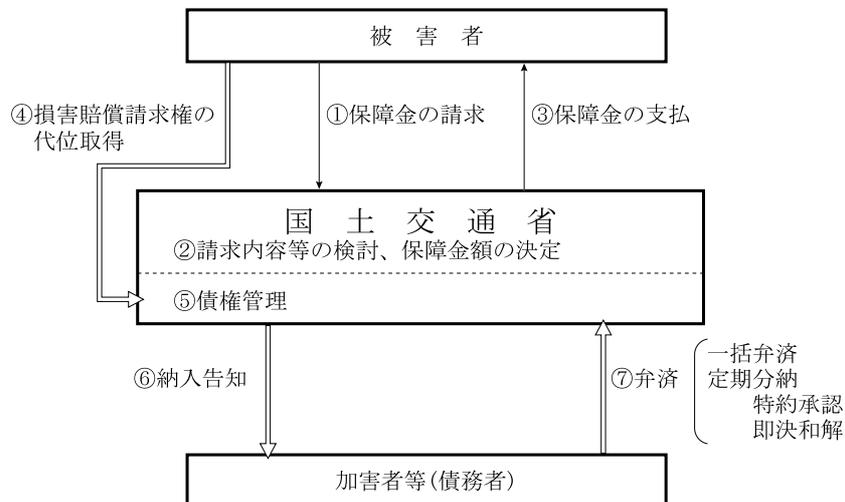
しかし、同省では、一括弁済が困難な債務者に対しては、次の①又は②により、いずれも、当初の履行期限を延長して、月払い等の定期的な分納(以下「定期分納」という。)を認めている。

- ① 債務者が無資力又はこれに近い状態にある場合は、債権管理法による履行延期の特約(以下「特約承認」という。)
- ② ①以外の債務者で、資力、収入等からみて債権を短期間に回収することが困難であると認められる場合等は、民事訴訟法(平成8年法律第109号)による訴え提起前の和解(以下「即決和解」という。)

また、一括弁済又は定期分納のいずれにも応ぜず、弁済が滞っている債務者に対しては訴訟を提起するなどして、強制執行を行うこととしている。

以上の「無保険者等事故の保障事業に係る債権管理」について図示すれば、次のとおりである。

(図1) 無保険者等事故の保障事業に係る債権管理



(和解調書等の条件)

国土交通省では、特約承認又は即決和解を行うに当たっては、債務者との間であらかじめ履行条件等について合意を得るよう折衝した後、特約承認については、同省本省(以下「本省」という。)において承認を行い、履行条件等を定めた承認書を作成している。また、即決和解については、法務局を通じて簡易裁判所へ和解の申立てを行い、裁判所では、合意した履行条件等を定めた和解調書を作成しているが、この和解調書は確定判決と同一の効力を有するものとなっている。

そして、同省では、特約承認の承認書及び和解調書(以下「和解調書等」という。)において、次の条件を附している。

- ① 特約承認日又は即決和解日から5年以内に限って履行期限を延長すること
- ② 和解調書等で延長した履行期限内は、通常の延滞金に代えて延納利息を徴収するが、この延納利息は履行期限内に弁済を滞りなく完了したときには免除すること
- ③ 弁済を怠りその遅滞額が毎期の分納額の2回分に達したときには、定期分納を認めないこと

(債権の消滅時効)

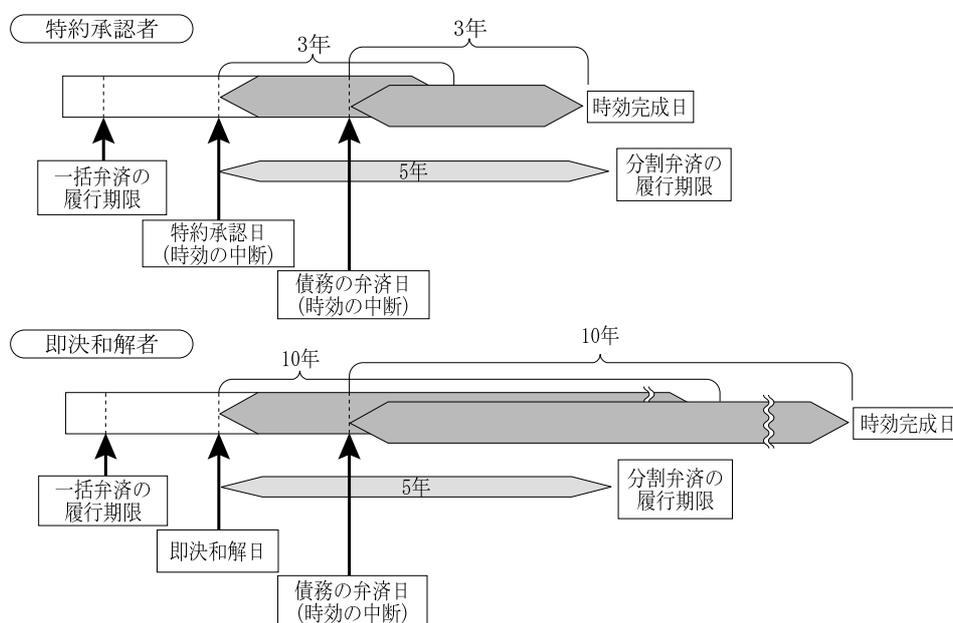
無保険車等事故に係る債権は、不法行為による損害賠償請求権であるため、その消滅時効

は3年とされているが、確定判決又は即決和解によって債務が確定した場合には、消滅時効は10年とされている。また、債務の一部弁済や特約承認等の債務の承認行為等は、時効の中断事由とされており、当該行為が時効完成の起算日となる。

このため、定期分納者のうち、特約承認者については、特約承認日又は債務の弁済日等から3年後が時効完成日となり、即決和解者については、即決和解日又は債務の弁済日等から10年後が時効完成日となる。

以上の「定期分納者に係る債権の消滅時効及び履行期限」について図示すれば、次のとおりである。

(図2) 定期分納者に係る債権の消滅時効及び履行期限



(地方運輸局等による折衝)

本省では、再三にわたる督促にもかかわらず、債務の履行等が全くなされずに時効完成日の到来まで1年程度と切迫している債権のうち、地方運輸局及び沖縄総合事務局(以下「運輸局等」という。)に、電話、面接等による債務者との折衝を行わせる必要があると認めたものについては、毎年度末に、当該債務者との折衝を指示する債務者リストを作成して運輸局等へ送付している。

(自賠債権の件数及び債権額)

無保険車等事故に係る債権については、損害賠償金債権等のほか延滞金及び延納利息に係

る債権(以下、これらを合わせて「自賠債権」という。)があり、国土交通省が16年6月末において管理している自賠債権の件数及び金額(いずれも不真正連帯債務者に係るものを含む。)は、9,897件、782億9369万余円となっている。このうち、定期分納者に係る件数及び金額は、4,865件(全体の49.1%)、584億7255万余円(同74.6%)となっている。

(定期分納者の弁済状況)

上記の定期分納者に係る自賠債権4,865件のうち、和解調書等どおりに弁済がなされているものは1,357件、212億5874万余円(特約承認者96件、6億4066万余円及び即決和解者1,261件、206億1807万余円)に過ぎず、残り3,508件、372億1380万余円については弁済が滞っており、このうち1,840件、164億8225万余円は5年以上弁済が滞っている。

そして、上記3,508件のうち、即決和解等から1回も弁済されていないものは473件、42億2272万余円で、大半の債務者は当初弁済していたものの、その後弁済が滞ったままとなっている。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

無保険車等事故に係る自賠債権は、本来契約が義務づけられている責任保険を締結していない不法行為者等に係る債権であることもあり、その債権の回収は非常に低調なものとなっている。しかし、保障事業の健全な運営のためには、債権額のうち74.6%を占める定期分納者に係る自賠債権を適切に弁済させることが重要である。そして、これらの定期分納者については、当初は和解調書等に基づく弁済を行っていたものの、その後、滞ったままとなっている者が多いことなどから、定期分納者に係る債権の管理が適切に実施されているかに着眼して検査した。

(検査の対象)

国土交通省において管理している定期分納者に係る自賠債権のうち、16年6月末現在で弁済が滞っている債権3,508件、372億1380万余円(特約承認者161件、8億1879万余円及び即決和解者3,347件、363億9501万余円)を検査の対象とした。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(ア) 債務者の弁済状況の把握について

本省では、定期分納者が弁済を行うと、翌月初旬に領収済通知書と歳入金を突合するこ

とによって弁済状況を把握できることから、これに基づき、毎月、納入者リストを作成している。

しかし、このリストには前月に弁済した債務者しか記載していないため、弁済しなかった債務者については把握していないなど、和解調書等で延長した履行期限全体にわたる弁済状況を適時適切に把握していなかった。

(イ) 弁済が滞っている債務者の状況把握について

定期分納者のうち、和解調書等で延長した履行期限を経過しても履行されない自賠債権は、16年6月末において2,881件、291億7171万余円となっている。

定期分納者は、本来一括弁済すべき債務について債務者が無資力であることなどにより、5年以内に限って履行期限を延長したものである。このため、弁済が滞っている債務者については、遅くとも和解調書等で延長した履行期限が到来する前までには、債務者の所在確認や資力の調査等を行い、弁済の条件等について検討すべきであったのに、本省では、特段の事情がない限り、時効完成が近づき、運輸局等に折衝を指示するまでは、その調査等を十分に行わせておらず、和解調書等で延長した履行期限を考慮した債権管理を行っていなかった。

(ウ) 折衝を指示する時期について

本省が運輸局等に対して債務者との折衝を指示した自賠債権は、13年度から15年度では596件(各年度の重複を除いた純計)となっているが、このうち消滅時効が10年の即決和解者557件についてみると、弁済等による時効中断から折衝を指示するまでの期間は、3年以内が1.0%に過ぎないのに対し、7年以上が70.5%に上っており、弁済等が滞ってから個別の折衝を行わせるまでに長期間を経過している状況となっていた。これは、通達において、即決和解者については時効中断から10年後の時効完成が切迫した自賠債権を対象として折衝を指示することとしていたためであると認められた。

また、上記596件のうち、債務者との折衝により債務の一部が弁済された自賠債権は146件となっているが、消滅時効が3年と短い特約承認者のうち、弁済等が滞ってから1年以内に折衝を指示した者についてみると、折衝件数に対する弁済件数の割合は82.3%と非常に高くなっており、消滅時効が10年の即決和解者に対しても、より早い時期に個別の折衝を行っていれば、より多くの弁済が可能であったと認められた。

(エ) 和解調書等に基づく管理について

定期分納者が弁済を怠り、その遅滞額が毎期の分納額の2回分に達している自賠償債権は、16年6月末において3,377件、354億7678万余円となっている。

定期分納者に対する和解調書等においては、前記のとおり、遅滞額が2回分に達した場合には定期分納を認めないと定めているが、一括弁済を行う前には債務者の弁済の意思を確認するため、遅滞後速やかに履行を求める督促を行う必要があると認められた。

しかし、本省においては、弁済が滞った債務者に対する督促状の送付を毎年度1回としており、16年1月に督促状を送付した対象者は14年7月から15年6月までに遅滞額が2回分に達した債務者となっていた。このため、2回分に達した時期から最長で1年6箇月を経過しないと督促状を送付しておらず、督促後も滞っている者に対して和解調書等に基づく一括弁済を求めていなかった。

(管理が不適切となっている債権)

定期分納者に係る自賠償債権については、当該債務者が無資力である場合もあり、その債権回収には困難な面があるが、国土交通省が管理している16年6月末の自賠償債権のうち、弁済が滞っている定期分納者に係る自賠償債権3,508件、372億1380万余円については、債務者の弁済状況等を適時適切に把握していなかったり、弁済が滞った期間等を考慮して督促等を行っていなかったりなど、その管理が適切でないと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、国土交通省において、次のようなことなどによると認められた。

- (ア) 定期分納者の弁済状況を適時適切に把握したり、遅くとも和解調書等で延長した履行期限が到来する前までに、弁済が滞っている債務者の資力等の状況を把握したりできる体制となっていなかったこと
- (イ) 運輸局等に折衝を指示する際に、時効完成が切迫している債務者をその対象としていて、弁済が滞った期間等を考慮していなかったこと
- (ウ) 遅滞額が2回分に達した債務者に対して、速やかに督促等を行っていなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国土交通省では、16年9月に、定期分納者に対する債権管理方針を定め、弁済状況を適時適切に把握したり、弁済が滞った期間等を考慮して督促等を行ったりするなど体制の整備を行うとともに、同月に、運輸局等へ通達を発するな

どして、その内容の周知・徹底を図るなどし、債権の回収に努める処置を講じた。

(2) 廃棄物埋立護岸の整備事業において、審査、確認等の体制の強化を図ることなどにより、補助率の算定及び収益納付を適切に行うよう改善させたもの

会計名及び科目	港湾整備特別会計(港湾整備勘定) (項)港湾事業費
部局等の名称	関東、北陸、中部、中国、九州各地方整備局(平成13年1月5日以前は運輸省第一、第二、第三、第四、第五各港湾建設局)
補助の根拠	港湾法(昭和25年法律第218号) 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号)
補助事業者(事業主体)	都1、県5、市3、計9事業主体
補助事業	10港の港湾整備事業
補助事業の概要	廃棄物処理問題に対応するため、廃棄物を受け入れる施設である廃棄物埋立護岸の整備を行うもの
補助率の算定方法の変更が考慮されていないもの	(1) 4港
収益納付において、正確な収益計算ができなくなっているもの	(2) 7港
上記に係る事業費	(1) 463億5453万余円(平成12年度～15年度) (2) 3389億3488万余円(事業開始から平成15年度まで) 計 3783億1242万余円(重複分を除く)
上記に対する国庫補助金交付額	(1) 119億5882万円 (2) 875億6640万円 計 977億8097万円(重複分を除く)

1 事業の概要

(廃棄物埋立護岸の整備事業)

国土交通省では、港湾法(昭和25年法律第218号)等に基づく港湾整備事業として、廃棄物埋立護岸の整備を実施する港湾管理者に対して、毎年度国庫補助金を交付している。

廃棄物埋立護岸は、昭和48年7月に港湾法が改正され、港湾施設の一つとして廃棄物処理施設が追加されたことなどにより、48年度から整備が開始されているもので、深刻化する廃棄物処理問題に対応するため、港湾の適正な開発、利用、保全と十分な整合を図りつつ、港湾において廃棄物を受け入れる施設である。この廃棄物埋立護岸内に受け入れる廃棄物は、一般廃棄物、産業廃棄物、陸上残土及び浚渫土砂の4種類となっている。

港湾管理者は、港湾法に基づく「港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する政令で定める事項に関する計画」(以下「港湾計画」という。)等において廃棄物処理施設の規模等を定めている。そして、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)に基づく公有水面埋立免許の願書(以下「埋立願書」という。)を埋立免許権者に提出し、同免許の取得を経て廃棄物埋立護岸の整備を開始している。この埋立願書の提出に際しては、同法及び同法施行規則により、設計の概要、埋立てに用いる土砂等の採取場所及び採取量、埋立地の用途及び利用計画の概要等を示した添付図書を併せて提出することとされている。

本件事業は、整備された護岸内に港湾計画、埋立願書等で見込んでいた廃棄物を逐次受け入れ、これによる埋立てが完了した後、造成された埋立地の所要の整備を行い港湾施設、工業用地等として利用するもので、整備の開始から埋立後の土地利用に至るまで長期間を要するものとなっている。

(補助率)

廃棄物埋立護岸の整備事業に係る補助率は、港湾法により10分の2.5以内とされている。そして、前記4種類の廃棄物のうち、産業廃棄物は、公共施設から発生するもの(以下「公共産廃」という。)と民間施設から発生するもの(以下「民間産廃」という。)に分けられており、55年度からは、一般廃棄物及び公共産廃については、「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(昭和46年法律第70号)が適用される場合には、補助率は10分の5とされている。このため、補助率の異なる廃棄物を併せて受け入れる廃棄物埋立護岸を整備する場合の補助率は、護岸内に受入れを計画している廃棄物等の種類や量を算定の要素として、算定することとなっている。

そして、国土交通省では、平成11年8月に、「廃棄物埋立護岸整備事業に係る国の財政措置について」(平成11年港環第50号)を各港湾管理者に対して発し、補助率算定の要素となる廃棄物や新たな算定方法等を示している。これによると、12年度以降に整備する廃棄物埋立護岸については、一般廃棄物及び公共産廃に係る表層覆土量は、実際に施工される表層覆

土厚の如何を問わず厚さ 0.5m分の量を補助率算定の要素とすることとされている。また、従来は補助率算定の要素となっていた民間産廃については、廃棄物埋立護岸に受入可能な廃棄物ではあるが、補助率算定の要素からは除外することとされている。

また、前記のとおり、本件事業の補助率が受入廃棄物等の種類や量に基づいて算定されるものであることから、事業途中において、受入廃棄物等の種類や量の変更に伴い、補助率の変更が必要な場合には、国土交通省において、内容を確認し変更するものとされている。そして、埋立工事完了時点において、廃棄物の受入計画と実績が相違した場合には、必要に応じて補助金の精査を行いその全部又は一部を国庫に納付させるとされている。

(収益納付)

国土交通省では、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和 30 年法律第 179 号)に基づいて、廃棄物埋立護岸の整備に係る補助金の交付決定において、補助事業の完了により、補助事業者に相当の収益が生じた場合には、交付した補助金の額を限度として、当該事業を対象として交付した補助金に相当する金額を納付しなければならないとする収益納付の条件を付している。

この収益納付の取扱いについては、港湾関係補助金等交付規則実施要領(以下「実施要領」という。)により、以下の項目等が定められている。

- ① 対象物件等 補助事業等により取得することとなる埋立地及びこれに類するものを他目的利用その他の処分をすることによって生ずる収益とする。
- ② 収益の範囲 相当の収益の範囲は、実収入額又は評価益から維持管理に要した費用及び処分等に要する必要経費を控除したものとする。

さらに、今後、多くの港湾において、廃棄物埋立護岸整備事業による埋立地が造成され、その売却等に伴って収益の発生が見込まれることから、6年11月に、各港湾管理者に対し、実施要領の具体的な事項を解釈した「収益納付の取扱いについて」(事務連絡)を送付している。これによると、収入については、①廃棄物の捨込料徴収額、②埋立地売却代、土地賃貸料等とされており、支出については、①維持管理費(人件費、事務費等)等の廃棄物の受入れに要する費用、②地盤改良費、整地費等の埋立地造成費用等とされている。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

深刻化する廃棄物処理問題に対応するため、港湾における廃棄物埋立護岸の整備及び廃棄

物の受入れは今後も長期間、継続して実施されることが見込まれている。このため、廃棄物の受入計画に基づく補助率の算定、埋立地の処分に伴う収益納付等は適切に行われているかに着眼して検査した。

(検査の対象)

(注1)
北海道ほか18都府県の30事業主体(港湾管理者等)、52港における64箇所(事業費9406億6458万余円、国庫補助金2418億0962万余円)の廃棄物埋立護岸の整備事業について検査を実施した。

(検査の結果)

検査の結果、8都府県の9事業主体(港湾管理者)、10港の14箇所(事業費3783億1242万余円、国庫補助金977億8097万余円)の廃棄物埋立護岸において、以下のような事態が見受けられた。

(1) 補助率の算定について

(注2)

4県 4事業主体(港湾管理者) 4港 4箇所

事業費 463億5453万余円 国庫補助金 119億5882万円 (12年度～15年度)

廃棄物埋立護岸の表層覆土は一般に陸上残土で施工されることが多いが、陸上残土が入手できないなどのため購入土(山土等)により施工される場合がある。この場合には、11年度以前は、4種類の廃棄物に係る表層覆土はすべて補助率算定の要素となっていた。しかし、12年度以降は、前記のとおり、一般廃棄物、公共産廃に係る表層覆土の厚さ0.5m分の量のみが補助率算定の要素とされ、0.5mを超える分の量は補助率算定の要素から外すこととされており、民間産廃、浚渫土砂及び陸上残土に係る表層覆土も補助率算定の要素から外すこととされている。また、民間産廃については、12年度以降、補助率算定の要素とはならないとされている。したがって、このように補助率の算定方法に変更があった場合には、埋立完了時点において受入廃棄物等の実績に基づいて補助金の精査を行うこととなっているものの、事業途中においても、適時適切に補助率の変更を行うべきであると認められる。

しかし、受入計画に基づく補助率の算定において、一般廃棄物及び公共産廃に係る厚さ0.5mを超える分の購入土や民間産廃を従来と同じく補助率算定の要素としているなど、補助率を変更していないものが、次表のとおり、4港4箇所見受けられた。

港名	平成12年度～ 15年度の補助率	補助率算定の要素となら ないもの(計画量)	左を考慮した 場合の補助率	整備完了 予定年度	受入完了 予定年度
A港	0.281	民間産廃 17,000m ³	0.280	19	28
B港	0.242	購入土(山土) 260,000m ³	0.229	22	22
C港	0.250	購入土(山土) 335,000m ³	0.240	18	25
D港	0.227	購入土(山土) 265,000m ³	0.201	20	23

なお、上記の廃棄物埋立護岸について、受け入れる予定の廃棄物等の種類や量に基づく補助率により国庫補助金を試算すれば、114億6302万余円となり、前記119億5882万円に比べて4億9579万余円の開差を生じることとなる。

(2) 収益納付について

(注3)

5 都県 6 事業主体(港湾管理者) 7 港 11 箇所

事業費 3389億3488万余円 国庫補助金 875億6640万余円

(事業費及び国庫補助金は事業開始時から15年度までの合計額)

今回検査した64箇所のうち、15年度末までに土地の売却等の処分が行われたものは12箇所(約86万m²、売却等収入約484億円)となっている。そして、今後、34箇所(約1181万m²、護岸整備中のものを含む。)において売却等の処分が行われることとなり、多くの港湾において収益の発生が見込まれる状況となっている。また、廃棄物埋立護岸の整備開始から廃棄物の受入完了までの期間(予定を含む。)は、最短で4年(予定のものは5年)、最長で20年(予定のものは32年)となっており、その後の埋立地の整備、売却等の処分を含めた期間はさらに長期間を要するものとなっている。

そして、収益納付を適切に行うためには、廃棄物埋立護岸の整備事業における収入支出の状況を的確に把握しておくことが必要であり、港湾管理者において、事業開始から、埋立完了後の整備、売却等がすべて完了し納付すべき額が確定するまでの間、埋立地売却代等の収入、埋立地造成費等の支出を、その都度、正確に把握、整理し、その関係資料を保存しておくことが必要である。

しかし、収益納付に係る上記事項について検査したところ、次のような事態が見受けられた。

ア 収益計算に必要な関係書類の保存について

本件事業における収入支出の関係書類のうち、事業主体で定める保存期間が経過した10年度以前のものを廃棄処分したなど、収益計算に必要な関係書類が保存されていな

いことから、収益納付の前提となる正確な収益計算ができないものが3港6箇所見受けられた。

イ 収益計算に係る収入支出の把握、整理について

廃棄物の受入業務を外部に委託していることから、収益計算に必要な収入支出を把握していなかったり、他の事業等の収入支出と混在していることから、収益計算に必要な収入支出を区分できなかったりなど、収益計算に係る収入支出が適切に把握、整理されていないため、収益納付の前提となる正確な収益計算ができないものが6港10箇所見受けられた。

以上のように、廃棄物埋立護岸の整備事業について、①補助率の算定において、算定方法の変更が考慮されていない事態、②収益納付において、港湾管理者の関係書類の保存や把握、整理が行われていないため正確な収益計算ができなくなっている事態は適切でなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

ア 港湾管理者において

- (1) 補助率の算定に当たり、表層覆土及び受入廃棄物の種類や量に基づいて、適切な算定を行うことについての認識が十分でなかったこと
- (2) 収益納付に関する認識が十分でなく、事業実施中における他部局等の分も含めた収入支出の関係書類の把握、整理及び保存が徹底されていなかったこと
- (3) 収入支出の範囲及び収益の計算方法が徹底されていなかったこと

イ 国土交通省において

- (1) 補助率の算定について、審査、確認等の体制が十分でなかったこと
- (2) 収益納付について、現状の把握、確認等の体制が十分でなかったこと
- (3) 上記アについての港湾管理者に対する周知徹底が十分でなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国土交通省では、16年9月に文書を発し、各地方整備局等における審査、現状の把握、確認等を行うための体制の更なる強化を図るとともに、港湾管理者等に対して以下の事項についての周知徹底を図る処置を講じた。

- (1) 表層覆土の取扱いを含めた補助率の算定方法及び変更時期

(2) 収益計算に係る収入支出の関係書類の把握、整理及び保存

(3) 収益計算に係る収入支出の範囲及び収益の計算方法

また、過去に収益納付に係る関係書類の把握、整理及び保存が適切でなかったものについて、港湾管理者に対し、収入支出に係る関係書類の調査、精査及び収入支出の範囲の整理等を求める処置を講じた。

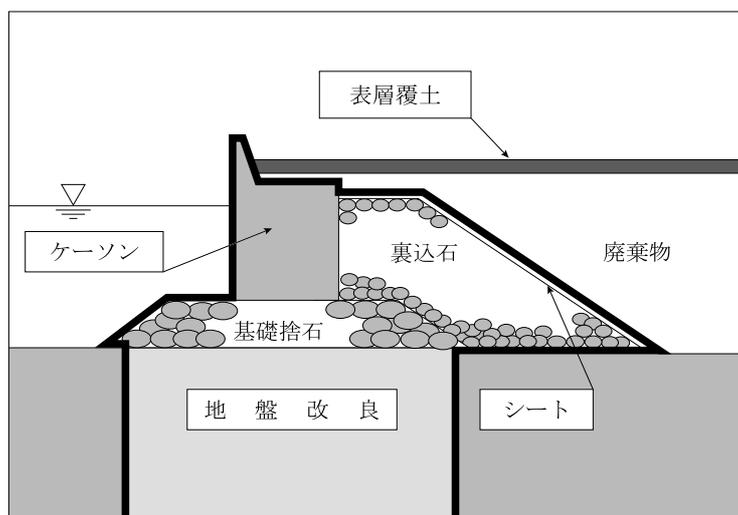
(注1) 北海道ほか18都府県 東京都、北海道、大阪府、青森、宮城、千葉、神奈川、富山、石川、愛知、兵庫、島根、岡山、広島、山口、愛媛、福岡、長崎、宮崎各県

(注2) 4県 神奈川、愛知、広島、山口各県

(注3) 5都県 東京都、富山、岡山、広島、福岡各県

(参 考 図)

廃棄物埋立護岸断面図



太枠部分が廃棄物埋立護岸

- (3) 航空保安施設の新設、更新等に伴い購入するレーダー装置等各種装置の予備品の購入契約に当たり、各種装置の製造実績単価を把握するなどして、予備品の積算を適切なものとするよう改善させたもの

会計名及び科目	空港整備特別会計 (項)空港整備事業費 (項)北海道空港整備事業費 (項)沖縄空港整備事業費 (項)航空路整備事業費 (項)離島空港整備事業費
部局等の名称	国土交通本省
契約の概要	航空保安施設の新設、更新等に伴い、各施設に設置する装置の予備品を購入するもの
契約の相手方	株式会社三和エレクトロニクスほか5社
契約	平成15年5月～16年1月 随意契約
予備品の積算額	15億4580万余円(平成15年度)
低減できた予備品の積算額	8673万円(平成15年度)

1 事業の概要

(航空保安施設)

国土交通省では、航空保安業務の一環として、航空の安全運航及び定時運行を図り、管制業務等の円滑な実施を支援するため、管制情報処理システム及び航空保安無線施設(以下「航空保安施設」という。)の運用を行っている。

航空保安施設には、航空機の監視等を行うレーダー等の管制施設、航空機の便名及び高度等をレーダー画面に表示するための管制情報処理システム、航空機に対して、位置及び飛行経路等の情報を提供するための航空保安無線施設、航空機と関係機関相互間で通信する対空通信施設等があり、それらが一体となってネットワーク化された航空保安システムを構成している。

(航空保安施設の整備)

航空保安施設については、航空交通の増大と多様化に対応して、空域の有効利用による航空交通容量を拡大させ、航空保安システムの水準をより一層高める必要があることから、施

設の整備が逐次行われている。

そして、国土交通省では、空港等における施設の設置及び運用状況等を考慮した上で、毎年度、施設の新設、更新等を行っている。

(本体装置及び予備品)

国土交通省では、航空保安施設の新設、更新等の整備に伴い、各施設に設置するレーダー装置等の各種の装置(以下「本体装置」という。)を製造メーカーから購入しており、この本体装置は、規格化された多数のユニットで構成されている。

同省では、本体装置の購入後、これを構成するユニットの不具合によって航空機の運航に支障を生じさせないため、不具合の発生時に速やかにユニットの交換ができるように本体装置に組み込まれたユニットと同一の規格のユニットを予備品として、製造メーカー又はこの製造メーカーの代理人から購入し、同一の規格のユニットには同じ規格番号を付して管理している。

(本体装置及び予備品の積算)

本体装置及び予備品の調達については、次のとおり行っている。

① 本体装置

本体装置の購入契約は一般競争契約により行っており、その予定価格については、本体装置の製造メーカーから徴したユニットごとの見積額を査定した上、各ユニットの積算単価を決定し、この積算単価を合算するなどして算出している。

② 予備品

予備品の購入契約は、本体装置と同一規格のユニットを指定して購入することから随意契約により行っており、そのユニットの予定価格については、国土交通省が作成している積算単価表に登載されている単価を各ユニットの積算単価とし、この積算単価を合算するなどして算出している。

上記積算単価表の単価は、当初製造メーカー等から徴した各ユニットごとの見積額を査定したものを登載し、その後は、製造メーカー等と予備品の購入契約を締結する際提出させる購入単価を基に、毎回新しい単価に更新するなどしている。

2 検査の結果

(検査の着眼点及び対象)

前記のとおり、国土交通省では、航空保安施設を運用するとともに、航空保安施設の新

設、更新等を行っており、本体装置の購入に伴い、本体装置を構成するユニットの不具合に備えて保有する予備品としてのユニットの購入も多数に上っている。

そこで、予備品の購入契約に係る予定価格の積算が適切に行われているかに着目し、平成15年度において購入した予備品(積算額15億4580万余円)を対象として検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のとおり、適切とは認められない事態が見受けられた。

国土交通省は、予備品の積算に当たり、予備品の購入が本体装置の購入後になることから、すでに製造メーカーが把握している本体装置の各ユニットの製造実績に基づいた単価を製造メーカーから徴するなどした上で積算することは可能であったが、同省では、製造メーカーから本体装置の各ユニットの製造実績に基づいた単価を提出させておらず、この製造実績単価を把握していなかった。

また、同省では、購入実績のある装置と同型の本体装置を購入する際には、その積算に当たり、製造メーカーからユニットごとの見積書を徴していたが、本体装置と予備品の積算担当部門が異なることから、予備品として保有する同一規格のユニットの積算に当たり、本体装置のユニットごとの見積単価と、予備品のユニットごとの積算単価表の単価との比較についても行っていなかった。

そこで、15年度に購入した本体装置と規格番号が同一の予備品のユニットについて、本体装置のユニットごとの見積単価と、積算単価表の単価を比較したところ、規格番号が同一であるのに、本体装置の製造メーカーが提示したユニットごとの見積単価よりも、積算単価表の単価が割高となっている予備品が276ユニット(積算額2億0478万余円)あった。

(低減できた予備品の積算額)

前記の予備品276ユニットについて、本体装置の製造メーカーが提出した見積額を積算単価としたとすれば、予備品の積算額2億0478万余円は1億1804万余円となり、約8673万円が低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、国土交通省において、予備品の予定価格の積算に当たり、本体装置の各ユニットごとの製造実績単価を製造メーカーから提出させていなかったこと、本体装置と予備品のそれぞれの積算担当部門間で単価についての連絡が十分でなかったため、単価の比較検討が行われていなかったことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国土交通省では、16年9月に通知を発し、17年1月以降の本体装置の製造契約について、製造メーカーに対し、本体装置を構成する各ユニットの製造実績単価の提出を義務付け、予備品の予定価格の積算に当たっては、本体装置の製造実績単価と比較できる体制を整備するとともに、積算単価表を改訂し、製造実績に基づいた単価となるよう処置を講じた。

第12 環 境 省

第3章
第1節
第12
環境省

不 当 事 項

補 助 金 (179)-(182)

- (179) 廃棄物処理施設整備費国庫補助金の交付額の算定に当たり、事務費率の適用を誤った
(182) などのため、補助金が過大に交付されているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)環境省 (項)廃棄物処理施設整備費 〔平成 11 年度以前は、 (組織)厚生本省 (項)環境衛生施設整備費〕
部局等の名称	高知県
補助の根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)等
補助事業者 (事業主体)	市 1、一部事務組合 2、計 3 事業主体
補助事業	廃棄物処理施設整備事業
補助事業の概要	生活環境の保全等のため、廃棄物再生利用施設、埋立処分地施設、汚泥再生処理センター等の廃棄物処理施設を整備するもの
事業費	6,497,297,202 円(平成 10 年度～12 年度) (うち補助対象事業費 5,236,795,121 円)
上記に対する国庫補助金交付額	1,498,765,000 円
不当と認める補助対象事業費	67,386,146 円(平成 10 年度～12 年度)
不当と認める国庫補助金交付額	18,255,000 円(平成 10 年度～12 年度)

1 補助金の概要

(廃棄物処理施設整備費国庫補助金)

廃棄物処理施設整備費国庫補助金は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)等に基づき、廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うことにより生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として、廃棄物再生利用施設、埋立処分地施設、汚泥再生

処理センター等の廃棄物処理施設の整備を行う市町村、一部事務組合等に対し交付されるものである。

この補助金の対象となる経費は、「廃棄物処理施設整備費の国庫補助について」(昭和53年厚生省環第382号厚生事務次官通知。以下「交付要綱」という。)により、廃棄物処理施設の整備に要した工事費及び事務費とされている。

(事務費の算定)

事務費は、事業の実施のために必要な事務に係る旅費、需用費、委託料等で、交付要綱によると、その補助の対象となる額は、補助対象の工事費に所定の事務費率を乗じて得た額(以下「事務費基準額」という。)で、実支出額がこれより少ないときは実支出額とされている。そして、事務費率は、3.5%を最高として、工事費が増大するにつれて逡減するものとなっている。

そして、この事務費率については、平成10年4月の交付要綱改正により次表のように改定(以下、この事務費率を「新事務費率」という。)されており、10年4月以降新規に行う事業については、この事務費率を適用することとされている。

9年度以前		10年度以降	
工事費	率(%)	工事費	率(%)
5,000万円以下	3.5	5,000万円以下	3.5
5,000万円を超え10,000万円以下	3.0	5,000万円を超え10,000万円以下	3.0
10,000万円を超える場合	2.5	10,000万円を超え30,000万円以下	2.5
		30,000万円を超え50,000万円以下	2.0
		50,000万円を超え100,000万円以下	1.0
		100,000万円を超える場合	0.5

(注) 事務費率を適用した場合の額が、当該事務費率の直近下位の事務費率を適用して計算される最高額に満たない場合は、当該最高額の範囲内において増額することができる。

2 検査の結果

福井県ほか2県の41事業主体について検査した結果、高知県の3事業主体が実施した廃棄物処理施設整備事業において、事務費率の適用を誤ったなどのため、補助対象事業費が過大に算定されていて国庫補助金計18,255,000円が不当と認められる。

これを態様別に示すと次のとおりである。

- (1) 事務費の算定において、交付要綱に定められた方法に従っていなかったもの

1市 8,607,000円

(2) 事務費率の適用を誤ったもの

2 一部事務組合 9,648,000 円

このような事態が生じていたのは、3事業主体において、補助金交付額の算定に当たり交付要綱等に対する理解が十分でなかったこと、また、県において、事業主体から提出された実績報告書等の審査、確認が十分でなかったことなどによるものと認められる。

これを事業主体別に示すと次のとおりである。

県名	事業主体	補助事業	年度	事業費 (補助対象事業費) 千円	左に対する 国庫補助金 千円	不当と認める 補助対象 事業費 千円	不当と認める 国庫補助 金 千円	
(1) 事務費の算定において、交付要綱に定められた方法に従っていなかったもの								
(179)	高知県	安芸市	廃棄物再生 利用施設整備	10、11	1,191,898 (1,191,898)	297,974	21,972	5,493
(180)	同	同	埋立処分地 施設整備	10、11	701,895 (701,895)	175,473	12,456	3,114
(1)の計					1,893,793 (1,893,793)	473,447	34,428	8,607

安芸市では、両事業の補助金の実績報告書の提出に当たり、事務費について、補助対象となる工事費それぞれ1,159,926,000円、679,439,550円を基に事務費基準額を算定することなく、施工監理委託料、旅費等の実支出額それぞれ31,972,000円、22,456,000円を基に補助対象事業費を算定していた。

しかし、本件両事業は、交付要綱に従い、事務費基準額(両事業とも前記の表の注書きを適用して算定された額10,000,000円)と上記実支出額を比較し、少ない方の額により事務費を算出すべきであった。

したがって、適正な補助対象事業費に基づいて国庫補助金を算定すると、それぞれ292,481,000円、172,359,000円となり、交付済額との差額5,493,000円、3,114,000円が過大に交付されていた。

(2) 事務費率の適用を誤ったもの

(181)	高知県	仁淀川下 流衛生事 務組合	汚泥再生処 理センター 整備	10、11	2,977,054 (2,274,826)	758,275	16,907	5,636
(182)	同	嶺北広域 行政事務 組合	埋立処分地 施設整備	11、12	1,626,449 (1,068,175)	267,043	16,050	4,012
(2)の計					4,603,503 (3,343,001)	1,025,318	32,958	9,648

上記の2事務組合では、両事業の補助金の実績報告書の提出に当たり、事務費に

県名	事業主体	補助事業	年度	事業費 (補助対象事業費) 千円	左に対する 国庫補助金 千円	不当と認め る補助対象 事業費 千円	不当と認め る国庫補助 金 千円
----	------	------	----	------------------------	----------------------	-----------------------------	---------------------------

ついて、補助対象となる工事費それぞれ 2,246,685,000 円、1,042,125,000 円に 2.5% の事務費率を乗じて得た額の範囲内でそれぞれ 28,141,071 円、26,050,500 円と算出し、これを基に補助対象事業費を算定していた。

しかし、この事務費率は、平成 9 年度の交付要綱に定められていたもので、本件両事業は 10 年度以降の新規事業として実施されたのであるから、新事務費率 0.5% を適用して得た額 11,233,425 円及び 10,000,000 円(前記の表の注書きを適用して算定された額)により事務費を算出すべきであった。

したがって、適正な補助対象事業費に基づいて国庫補助金を算定すると、752,639,000 円、263,031,000 円となり、交付済額との差額 5,636,000 円、4,012,000 円が過大に交付されていた。

(1)、(2)の計	6,497,297 (5,236,795)	1,498,765	67,386	18,255
-----------	--------------------------	-----------	--------	--------

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

都道府県への施行委任により実施する国立公園整備事業の工事請負契約の入札については最低制限価格が設定できないものであることを明確にするよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)環境省 (項)自然公園等事業費 (項)改革推進公共投資自然公園等事業費
	〔平成11年度以前は、 (組織)環境庁 (項)自然公園等事業費〕
部局等の名称	環境本省(平成13年1月5日以前は総理府(環境庁))、北海道ほか10都県
事業の概要	国立公園の保護及び利用のために園地、休憩所、野営場等の施設を整備するもの
施行委任による工事請負契約	263件
上記の契約総額	153億8255万余円(平成10年度～15年度)
最低制限価格を下回る価格で入札した者を失格としていた契約	21件
上記の契約総額	7億1392万余円(平成10年度～15年度)
割高となっていた契約額	6312万円

1 制度の概要

(国立公園整備事業の概要)

環境省(平成13年1月5日以前は総理府環境庁。以下同じ。)では、自然公園法(昭和32年法律第161号)等に基づき、我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地を区域を定めて国立公園に指定し、その保護又は利用のために園地、休憩所、野営場等の施設を整備する事業(以下「国立公園整備事業」という。)を実施している。

国立公園整備事業は、環境大臣(13年1月5日以前は環境庁長官)が定めた国立公園に関する公園計画により実施するもので、国立公園に指定した地域のうち環境省の所管する土地及び同省が契約等により借地している土地(15年度末現在で計5492ha)における国立公園整

備事業は、環境省が直轄事業として実施し、これ以外の地域における同事業は、地方公共団体が、環境大臣の同意を得て、国庫補助事業等として実施している。

環境省が直轄事業として実施する国立公園整備事業については、同省が直接実施する場合と、同省が定める「国立公園整備事業実施要領(施行委任)」に基づき、事業の遂行に必要な支出負担行為(国の支出の原因となる契約その他の行為)等の会計事務を当該国立公園が所在する都道府県に委任すること(以下「施行委任」という。)により実施する場合がある。後者の場合、環境省は、事業の実施に必要な施設の設計、工事請負契約の締結、しゅん工検査等の事務を都道府県に委ねることとなる。そして、会計法(昭和22年法律第35号)によれば、このように国の会計事務を都道府県に委ねる場合については、会計法及びその他の会計に関する法令(以下「国の会計法令」という。)中、当該事務の取扱いに関する規定を準用することとされている。

(国の工事請負契約における落札者の決定)

国が施設の整備等を行う際に工事請負契約等を締結する場合においては、会計法等の規定により、競争に付して契約の相手方(以下「落札者」という。)を決定することが原則で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者(以下「最低価格入札者」という。)を落札者とすることとなっている。ただし、最低価格入札者の入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときなどには、最低価格入札者以外の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることができるとされている。この場合、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとする価格をあらかじめ定め、この価格を下回る価格をもって入札した者に対して、契約の内容に適合した履行が可能か否か調査を行った上で、落札者を決定するいわゆる低入札価格調査制度を、必要に応じ採用している。

(地方公共団体の工事請負契約における落札者の決定と最低制限価格制度)

一方、地方公共団体がその支出の原因となる工事請負契約等を締結する場合については、地方自治法(昭和22年法律第67号)等に上記の国の場合と同様の規定があるほか、さらに、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)の規定により、契約の内容に適合した履行を確保するために特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設定して、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることができるとされている。そして、最低制限価格を設定した場合には、これを下回る価格で入札

した者は無条件に失格として当該入札から排除されることとなる。

2 検査の結果

(検査の着眼点及び対象)

工事請負契約等の入札における落札者の決定方法については、国と地方公共団体で上記のような相違点が見られる。そこで、環境省が国立公園整備事業の一部を直接実施するようになった10年度から15年度までの間に、利尻礼文サロベツ国立公園ほか^(注1)19国立公園における施設整備を目的として、北海道ほか^(注2)18都県への施行委任により実施された国立公園整備事業における工事請負契約380件(契約総額210億2704万余円)を対象として、指名競争入札等の際の落札者の決定が国の会計法令を準用した適切なものになっているかに着眼して検査した。

(検査の結果)

検査したところ、上記19都道県の308件の契約(契約総額137億8202万余円)において、指名競争入札等の際、最低制限価格が設定されていた。

そして、このうち北海道ほか^(注3)10都県が締結した263件の契約(契約総額153億8255万余円)では、21件の契約(契約総額7億1392万余円)において、最低制限価格を下回る価格で入札した者を失格として排除していた。

このように検査したすべての都道県で最低制限価格を設定していたが、環境省では、従来から各都道県に契約事務のすべてを委ねてきており、入札における落札者の決定について具体的な指導等は特に行っていない状況であった。また、各都道県では、入札を行う契約事務の取扱いに関する内部規程等において、設計金額が一定の範囲に属する工事については、すべて最低制限価格を設定する取扱いとなっていることなどから、本件各契約の入札の際も、その取扱いに従っている状況であった。

しかし、上記各契約の入札は、施行委任を受けた各都道県が行うものであるとはいえ、国の直轄事業として実施する国立公園整備事業の契約事務の一環であり、これらを行うに当たっては、国の会計法令中、契約事務の取扱いに関する規定を準用すべきものである。そして、これらの入札において、都道県が、国の会計法令に規定のない最低制限価格を設定し、これを下回る価格で入札した者を契約の内容に適合した履行が可能か否か調査することなく無条件に失格として排除することは、法令の根拠なしに競争契約における競争の利益を阻害するものである。

したがって、前記 308 件の契約について、入札の際最低制限価格を設定していたことは誤りであり、その結果、21 件の契約において最低制限価格を下回る価格で入札した者を失格として排除し、割高な契約を締結することとなったことは適切ではなく、改善の要があると認められた。

(割高となっていた契約額)

上記の 21 件の契約について、最低制限価格を設定せず最低価格入札者と契約を締結したとすれば契約総額は計 6 億 5079 万余円となるので、当該 21 件の契約総額 7 億 1392 万余円は、これに比べて計 6312 万余円割高となっていると認められた。

その事態について一例を示すと次のとおりである。

<事例>

A 県では、平成 12 年度において B 国立公園における休憩所の建築工事を施行委任による国立公園整備事業として契約額 56,280,000 円で実施していた。同県では、この工事の入札に当たり、設計金額が 2 億円未満の工事の入札についてはすべて最低制限価格を設定する同県の慣例に従って、予定価格 61,730,550 円に対して 52,470,600 円の最低制限価格を設定していた。そして、10 業者による指名競争入札の結果、最低制限価格を下回る 50,746,500 円で入札した 1 業者を無条件に失格として排除していた。この契約について、最低制限価格を設定せず、最低価格入札者と契約を締結した場合と比べると契約額は 5,533,500 円割高となっていた。なお、この入札で排除された業者は、この前年度において同県が発注した同じ国立公園における類似の建築工事を特段の問題なく施工した実績があった。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

ア 環境省において、国立公園整備事業を施行委任により実施する場合、都道府県が行う入札には、国の会計法令の契約事務の取扱いに関する規定が準用され、最低制限価格は設定することができないものであることについて、都道府県に対し適切な指導を行ってこなかったこと

イ 各都道府県において、本件事業が施行委任によるものであり、国の会計法令を準用して契約事務を行う必要があるのに、その認識が十分でなく、各都道府県の契約事務に関する内部規程等に基づき最低制限価格を設定していたこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、環境省では、15年10月に都道府県に対して通知を
発し、施行委任により実施する国立公園整備事業においては、工事請負契約の入札の際、最
低制限価格を設定できないものであることを明確にする処置を講じた。

(注1) 利尻礼文サロベツ国立公園ほか19国立公園 利尻礼文サロベツ、知床、阿寒、釧路
湿原、大雪山、支笏洞爺、十和田八幡平、陸中海岸、磐梯朝日、日光、上信越高
原、秩父多摩甲斐、富士箱根伊豆、白山、山陰海岸、瀬戸内海、大山隠岐、雲仙天
草、阿蘇くじゅう、霧島屋久各国立公園

(注2) 北海道ほか18都県 東京都、北海道、青森、岩手、秋田、福島、栃木、群馬、神奈
川、石川、静岡、兵庫、和歌山、岡山、香川、長崎、熊本、宮崎、鹿児島各県

(注3) 北海道ほか10都県 東京都、北海道、岩手、秋田、福島、石川、和歌山、香川、長
崎、熊本、宮崎各県

第2節 団体別の検査結果

第1 日本道路公団

不 当 事 項

不 正 行 為

(183) 職員の不正行為による損害が生じたもの

科 目	(項)高速道路改良費 (項)高速道路管理費 (項)財産管理諸費 (項)受託等業務費
部局等の名称	北陸支社湯沢管理事務所
不正行為期間	平成11年3月～16年3月
損害金の種類	支出金
損 害 額	12,726,784 円

本件は、北陸支社湯沢管理事務所において、総務担当の職員が、物品の発注等の事務に従事中、平成11年3月から16年3月までの間に、事務用消耗品等の購入を装い、実際には取引業者2社にパーソナルコンピュータ等を発注して自ら受領し、公団にその代金を支出させて計12,726,784円の損害を与えたものである。同人は、受領した上記のパーソナルコンピュータ等を複数の買取業者に売却し、代金を受け取っていた。

なお、本件損害額については、16年5月に全額が同人から返納されている。

第2節 団体別の検査結果

第1 日本道路公団

不 当 事 項

不 正 行 為

(183) 職員の不正行為による損害が生じたもの

科 目	(項)高速道路改良費 (項)高速道路管理費 (項)財産管理諸費 (項)受託等業務費
部局等の名称	北陸支社湯沢管理事務所
不正行為期間	平成11年3月～16年3月
損害金の種類	支出金
損 害 額	12,726,784 円

本件は、北陸支社湯沢管理事務所において、総務担当の職員が、物品の発注等の事務に従事中、平成11年3月から16年3月までの間に、事務用消耗品等の購入を装い、実際には取引業者2社にパーソナルコンピュータ等を発注して自ら受領し、公団にその代金を支出させて計12,726,784円の損害を与えたものである。同人は、受領した上記のパーソナルコンピュータ等を複数の買取業者に売却し、代金を受け取っていた。

なお、本件損害額については、16年5月に全額が同人から返納されている。

第2 首都高速道路公団

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

床組構造改築工事における炭素繊維シート貼付工の材料費の積算を施工の実態等に適合するよう改善させたもの

科 目	(項) 高速道路改築事業費
部局等の名称	西東京管理局(平成15年5月19日以前は東京第一保全部)、神奈川管理局
工事名	床組構造改築工事1-60ほか6工事
工事の概要	交通量の増大及び通行車両の大型化によるコンクリート床版の損傷や劣化の進行を抑制するため、床版を補強するなどの工事
工事費	36億0906万円
請負人	住友重機械工業株式会社ほか5社
契約	平成14年3月～16年3月 公募型指名競争契約、指名競争契約
炭素繊維シート の材料費の積算 額	9億6383万余円
低減できた炭素 繊維シート の材料費の積算額	3600万円

1 工事の概要

(工事の内容)

首都高速道路公団(以下「公団」という。)西東京管理局(平成15年5月19日以前は東京第一保全部)及び神奈川管理局では、14、15両年度に、交通量の増大及び車両の大型化によるコンクリート床版(以下「床版」という。)の損傷や劣化の進行を抑制するため、床版を補強するなどの床組構造改築工事を7工事(工事費総額36億0906万円)施行している。

(床組構造改築工事の概要)

床組構造改築工事は、橋りょう上部における桁端部及び床版等の補強工事を行うものであ

り、床版の補強工事の工法には炭素繊維格子接着工法、鋼板接着工法等がある。このうち炭素繊維格子接着工法は、炭素繊維を一方向に配列した幅 25cmのテープ状の炭素繊維シート(以下「シート」という。)を床版下面に主鉄筋方向と配力鉄筋方向それぞれに間隔を空けて格子状に樹脂により接着するなどして、シートと床版とを一体化させ、曲げ耐力の増大を図るとともに、ひび割れの発生・進行を抑制し、疲労耐久性等の向上を図るものである(参考図参照)。

(シートの材料費の積算)

公団では、シートの材料費を積算するに当たって、シートの接着工事(以下「シート貼付工」という。)の積算基準等がないことから、シート貼付工を行う際に設計数量に対して生ずるシートの損失の割合(以下「シートの損失率」という。)に1を加えて得た値を積算における割増係数とし、これを業者からの見積りに基づき1.06としていた。そして公団の調査等に基づくシート1m²当たりの単価に、この値を乗ずるなどしてシートの積算単価を算出し、これに前記工事の設計数量の68,778m²を乗じて、シートの材料費を9億6383万余円と積算していた。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

近年、公団における床版の補強工事は、従来の工法である鋼板接着工法等に加え、より軽量な材料であるシートを貼付する炭素繊維格子接着工法による施工が行われるようになった。そして、炭素繊維格子接着工法による工事は、これまでに多数施工され、シートの材料費も多額に上っており、また、今後もこの工法による工事が多数見込まれることから、シートの材料費の積算が適切なものとなっているかに着眼して検査した。

(検査の結果)

検査したところ、シートの割増係数1.06は、次のとおり、設計図書等及び工事の施工の実態から算出される割増係数と異なっており、本件各工事におけるシートの材料費の積算について適切とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、床版下面の主桁と横桁に囲まれた区画(以下「区画」という。)のうち、路線の直線部及び曲線部それぞれの任意の1区画について、設計図書等から貼付作業時における作業員のつかみしろ等をシートの損失分として考慮して、必要とされる使用数量を算定したところ、設計数量は、それぞれ20.04m²及び16.30m²であるのに対して、必要とされる使用数量

は、20.41㎡及び16.64㎡であった。これによると、シートの損失率は1.8%及び2.1%となり、これにより割増係数を算定すると1.02程度となる。

そこで、本院の指摘に基づき公団において多数の区画から構成される径間ごとにシートの設計数量と使用数量の比較によるシートの損失率について実態調査を実施したところ、設計数量は、1径間当たり415.1㎡から492.3㎡であるのに対し、使用数量は、425.0㎡から507.5㎡であった。この実態調査によると、シートの損失率は1.7%から3.7%となり、見積りに基づく割増係数の1.06を下回っており、割増係数は1.02程度とすることが適切であると認められた。

したがって、公団において、シートの材料費の積算に当たり、設計図書等及び施工の実態に適合した割増係数により積算を行う要があると認められた。

(低減できた積算額)

上記により、本件各工事におけるシートの割増係数を1.02としてシートの材料費を修正計算すると、総額9億2780万余円となり、前記の積算額9億6383万余円を約3600万円低減できたと認められた。

(発生原因)

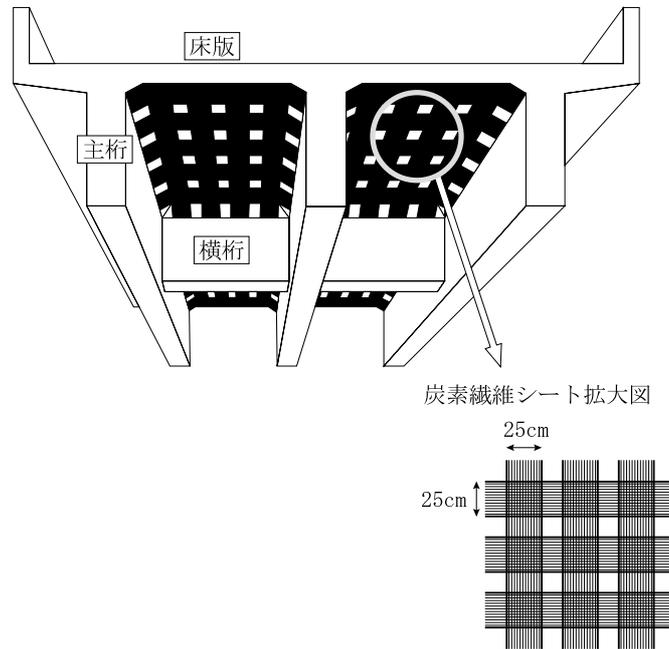
このような事態が生じていたのは、シートの材料費の積算に当たって、見積りを徴取して、割増係数を決める際に、設計図書等及び施工の実態を反映させるための検討が十分でなかったことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、公団では、16年8月に床組構造改築工事におけるシート貼付工の割増係数について施工の実態等に適合した適切なものとなるよう事務連絡を発生し、同月以降契約する工事から適用する処置を講じた。

(参 考 図)

炭素繊維格子接着工法の概念図



第3 都市基盤整備公団

不 当 事 項

そ の 他

- (184) 送電線路等の移設補償契約に係る補償費の支払に当たり、工事予定金額に基づき補償費を精算していたため、支払額が過大となっているもの

科 目	(都市基盤整備勘定) (項)都市整備事業費
部局等の名称	都市基盤整備公団(平成16年7月1日以降は独立行政法人都市再生機構)茨城地域支社
契 約 名	葛城地区一体型特定土地区画整理事業に係る特別高圧架空電線路の移設に関する平成14年度の補償契約
契 約 の 概 要	土地区画整理事業の施行に伴い支障となる特別高圧架空電線路の移設補償を行うもの
契 約 金 額	102,623,840 円
契 約 の 相 手 方	東京電力株式会社
契 約	平成14年4月1日
支 払	平成14年6月20日(概算払) 平成15年4月21日(精算払)
不当と認める補償費	6,118,357 円

1 契約の概要

都市基盤整備公団(平成16年7月1日以降は独立行政法人都市再生機構)茨城地域支社(以下「支社」という。)では、つくば市内の葛城地区で宅地開発及び鉄道整備を一体的に整備するなどの一体型特定土地区画整理事業において、東京電力株式会社(以下「東電」という。)所有の鉄塔及び架空送電線並びにこれらに付属する工作物等(以下「送電線路等」という。)に対する移設補償を行っている。

支社では、当該移設補償に関し、東電との間で締結した基本協定等に基づいて、14年4月に、葛城地区一体型特定土地区画整理事業に係る特別高圧架空電線路の移設に関する平成14年度の補償契約を締結している。補償契約等によると、補償費は送電線路等の移設等の工事に係る費用とされ、東電が工事を実施することとなっている。また、補償費の支払については、支社は補償契約締結後に補償費概算金額の5割相当額を概算払として支払い、東電は工事完了後速やかに補償費の精算書を支社に提出し、支社がその内容を確認して残額を支払うこととなっている。

そして、支社では、次のとおり補償費を支払っていた。

- ① 補償契約において、補償費概算金額を、送電線路等移設費 113,794,000 円、既設送電線路等撤去費 24,550,000 円、計 138,344,000 円としていることから、支社では、この補償費概算金額の5割相当額である 69,172,000 円を、概算払として14年6月20日に東電に支払っていた。
- ② 東電では、工事終了後、補償費の精算金額を、送電線路等移設費 76,911,153 円、既設送電線路等撤去費 25,712,687 円、計 102,623,840 円と算定し、これから概算払金額 69,172,000 円を差し引いた 33,451,840 円を、残支払額として要求する精算書を支社に提出した。そして、支社では、これを了として同額を15年4月21日に東電に支払っていた。

2 検査の結果

検査したところ、本件補償費の支払は次のとおり適切でなかった。

すなわち、補償費の精算金額 102,623,840 円のうち既設送電線路等撤去費 25,712,687 円は、実際に要した工事費ではなく東電が移設等工事を発注するために算定した工事予定金額であり、正しくは 19,091,220 円であった。

したがって、補償費は、この額により精算金額を確定し支払うべきであったと認められる。

このような事態が生じていたのは、支社において、東電が算定した補償費の精算金額についての審査、確認が十分でなかったことによると認められる。

上記により、補償費を修正計算すると、過小となっていた送電線路等移設費 503,110 円を考慮しても、補償費総額は 96,505,483 円となり、本件補償費はこれに比べ 6,118,357 円が過大に支払われていて、不当と認められる。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

事務所等の清掃業務の委託に当たり、公正性、競争性及び透明性の確保を図るため、契約方式を競争契約に改めるなど契約事務を適切に実施するよう改善させたもの

科 目	(都市基盤整備勘定) (項)管理諸費 (項)都市機能更新事業費 (項)都市整備事業費 (項)居住環境整備事業費 (項)土地有効利用事業費 (項)防災公園街区整備事業費 (項)公園建設費 (項)市街地整備改善管理費 (項)賃貸住宅管理費 (項)分譲住宅特別管理業務費 (鉄 道 勘 定) (項)管理諸費
部局等の名称	都市基盤整備公団(平成16年7月1日以降は独立行政法人都市再生機構)本社ほか20支社等
契 約 名	清掃業務委託契約ほか20件
契 約 の 概 要	本社、支社等で使用する事務所等の清掃業務を委託するもの
適切な契約事務を実施する要があると認められた契約金額	5億5921万円(平成15年度)

1 契約等の概要

(清掃契約の概要)

都市基盤整備公団(平成16年7月1日以降は独立行政法人都市再生機構。以下「公団」という。)の当社及び支社、開発事務所、住宅管理センター等(以下「支社等」という。)では、自ら所有していたり、賃借したりして使用している事務所等の清掃業務委託契約(以下「清掃契約」という。)を清掃業者と締結しており、15年度の契約件数及び契約総額は、59件、6億3205万余円となっている。

(会計規程等)

公団の契約事務は、都市基盤整備公団会計規程(平成11年都市基盤整備公団規程第4号。以下「会計規程」という。)等に基づき行うこととされている。

会計規程等によると、役務等の契約を締結する場合には、原則として一般競争に付することとされているが、一般競争に付することが不利と認められるときなどの場合は指名競争に付することとされている。また、契約の性質又は目的が競争を許さないときなどの場合には随意契約によることとされている。

(特定調達)

政府調達に関する協定(平成7年条約第23号。以下「協定」という。)は、世界貿易機関(WTO)の下で運用される協定の一つで、政府機関による調達について、内外無差別原則の確立と手続の透明性の確保を目的とするものである。協定では、公団は適用対象機関とされ、また、清掃業務は適用対象サービスとされていることから、公団が一定額以上の清掃契約を締結する場合には、協定に従った契約事務を行うことが求められている。

そして、公団では、協定に対応するため、「物品等又は特定役務の調達契約に係る事務の取扱いについて」(平成11年制定。以下「特例調達」という。)等を定めている。

特例調達等によれば、清掃業務など役務に係る調達契約で、その予定価格が「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(昭和55年政令第300号)に規定する額(15年度は1400万円)以上であるもの(以下「特定調達」という。)については、原則として一般競争に付することとされているが、調達の相手方が特定されているなどの場合には随意契約によることができることとされている。また、特定調達を一般競争契約による場合には、入札に係る公告を官報により行い、随意契約による場合には、契約前に契約の内容、予定している契約相手方等を官報により公示し、いずれの場合にも契約の相手方を決定したときは、契約相手方、契約金額等を官報により公示しなければならないこととされている。

2 検査の結果**(検査の着眼点及び対象)**

事務所等の清掃業務は、毎年度、清掃契約により実施されていて、これに係る費用は多額に上っている。

そこで、本社、支社等が15年度に締結していた清掃契約のうち、予定価格が100万円を超える43件、契約総額6億2105万余円を対象として、契約事務は会計規程、特例調達等に

基づき適切に行われているか、特に契約方式の決定は公正性、競争性及び透明性を確保した
ものとなっているかなどに着眼して検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 契約方式について

(注1)
技術センターほか13支社等が締結した清掃契約14件、契約総額3億1292万余円につ
いては、当初の契約締結に当たり、清掃業務を実施する際に清掃業者が公団の取り扱う居
住者情報等の秘密情報に接触する可能性があることから、情報漏えい等の事故を起こさ
ず、安定的に業務を遂行できる者を契約の相手方とする必要があるため、会計規程等に基
づき、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するとして随意契約によってい
た。

しかし、これらの契約は、競争を行う際の入札参加業者の資格審査に当たり、信頼性や
業務の履行能力などの審査を十分に行うなどすれば、上記の条件を満たす者を契約の相手
方とすることは十分可能であることから、競争契約によるべきであったと認められた。そ
して、実際にも、支社等の中には、清掃契約に当たり、入札参加業者の選定資格審査を十
分に行い、競争により契約を締結している事例があり、現在に至るまで事故等は発生して
いない。

(注2)
上記14件のうち、茨城地域支社ほか4支社等が契約していた予定価格が1400万円以上
である5件、契約総額2億8043万余円については、当初契約は協定の発効以前に締結し
ている。そして、これらの契約は公団又は清掃業者の双方又はいずれか一方から、何らの
申出のないとき、同一条件により、契約期間が1年間更新されるものとし、更新された契
約についても同様とする自動更新条項により継続していることから、同一条件による契約
であり、特定調達に該当しないとしていた。

しかし、上記5件は、いずれの契約についても、協定発効後に清掃員の労務単価の改
定、清掃対象面積、箇所等の増減などの条件に変更があるごとに変更契約を締結してお
り、このような変更契約は同一条件による契約ではなく、特定調達に該当するものである
ことから、特例調達等に基づき、一般競争に付するべきであったと認められた。

(2) 契約事務手続について

(注3)
本社ほか6支社等が締結した清掃契約のうち、予定価格が1400万円以上である7件、

契約総額 2 億 4629 万余円については、事務所等の所有者との賃貸借契約等において清掃業者が指定されていることから、随意契約によりこの清掃業者と契約を締結していた。そして、上記の本社及び支社等では、これらの契約は公団が清掃業者を選定するものではないことから、特定調達に該当しないと、特例通達等で定められた官報による公示の事務手続を執っていなかった。

しかし、予定価格が 1400 万円以上であれば、公団が業者を選定したか否かにかかわらず特定調達に該当し、特例通達等の適用があることから、所定の事項を官報に公示するなどの事務手続を執る要があったと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、本社及び支社等において、契約事務の執行に当たり、公正性、競争性及び透明性の確保についての検討が十分でないこと、また、特例通達等に定められた調達手続についての理解が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、16 年 7 月に公団の業務を承継した独立行政法人都市再生機構では、同年 9 月に支社等に対して通知を発し、契約事務において、公正性、競争性及び透明性を確保するため、清掃契約の締結に当たっては、特例通達等に基づき、競争入札に付するなどするとともに、官報による公示を実施するなど、適切な契約事務の実施について周知徹底を図るなどの処置を講じた。

(注 1) 技術センターほか 13 支社等 技術センター、茨城地域、関西両支社、多摩ニュータウン、千葉ニュータウン、関西文化学術研究都市各事業本部、多摩センター案内所、仙台都市整備事務所、武蔵小金井駅南口再開発事務所、木更津開発事務所、東埼玉、浦和、西埼玉、高蔵寺各住宅管理センター

(注 2) 茨城地域支社ほか 4 支社等 茨城地域、関西両支社、多摩ニュータウン、千葉ニュータウン、関西文化学術研究都市各事業本部

(注 3) 本社ほか 6 支社等 本社、土地有効利用事業本部、東京、千葉地域、神奈川地域、埼玉地域、中部各支社

第4 日本私立学校振興・共済事業団

不 当 事 項

補 助 金

- (185) 私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの
(188)

科 目	(助成勘定) 補助金経理 (項) 交付補助金
部局等の名称	日本私立学校振興・共済事業団
補助の根拠	私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)
事業主体	学校法人高崎健康福祉大学ほか3学校法人
補助の対象	私立大学等における専任教職員の給与等教育又は研究に要する経常的経費
上記に対する事業団の補助金交付額の合計	750,196,000円(平成13、14両年度)
不当と認める事業団の補助金交付額	12,165,000円(平成13、14両年度)

1 補助金の概要

(補助金交付の目的)

日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」という。)は、私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)に基づき、国の補助金を財源として、^(注1)私立大学等を設置する学校法人に私立大学等経常費補助金を交付している。この補助金は、私立大学等の教育条件の維持及び向上並びに学生の修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立大学等の経営の健全性を高めることを目的として、私立大学等における専任教職員の給与等教育又は研究に要する経常的経費に充てるために交付されるものである。

(補助金の額の算定資料)

事業団は、私立大学等経常費補助金・政府開発援助私立大学等経常費補助金交付要綱(昭和52年文部大臣裁定)等に基づき、補助金の額を算定する資料として、各学校法人に補助金交付申請書とともに次の資料を提出させている。

- (注2)
- ① 当該年度の5月1日現在の専任教員等の数、専任職員数及び学生数に関する資料
 - ② 学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)に基づき作成した前年度決算の学生納付金収入、教育研究経費支出及び設備関係支出などに関する資料

(補助金の額の算定方法)

事業団は、上記の資料に基づき、補助金の額を次のとおり算定している。

- (ア) 経常的経費を専任教員等給与費、専任職員給与費、教育研究経常費等の経費に区分し、それぞれの経費ごとに専任教員等の数、専任職員数又は学生数等に所定の補助単価等に乗じるなどして補助金の基準額を算定する。

そして、上記の専任教員等については、1週間の割当授業時間数が所定の時間数(6時間)以上であることが、補助の対象となる要件の一つとなっている。

- (イ) 各私立大学等の教育研究条件の整備状況等によって補助金の額に差異を設けるため、次の割合等に基づいて調整係数を算定する。

- ① 収容定員に対する在籍学生数の割合
- ② 専任教員等の数に対する在籍学生数の割合
- ③ 学生納付金収入に対する教育研究経費支出と設備関係支出との合計額(以下「教育研究経費支出等の額」という。)の割合

そして、上記の収容定員に対する在籍学生数の割合の算定に当たっては、所定の要件に該当する場合には、留年者のうち修業年限を超えて在籍している者で、修業年限を超える在籍期間が1年以内の者(以下「1年留年者」という。)の数を在籍学生数から控除することとなっている。

- (ウ) (ア)で算定した経費ごとの基準額に(イ)で算定した調整係数を乗じるなどの方法により得られた金額を合計して補助金の額を算定する。

ただし、私立大学等の学部等で、設置後修業年限に相当する年数を経過していないもの、学生募集が停止されているものなどについては、原則として当該学部等に係る補助金を交付しないこととなっている。

(特別補助)

上記のほか、教育研究経常費については、私立大学における学術の振興及び私立大学等における特定の分野、課程等に係る教育の振興のため、補助金を増額して交付することができることとなっている。

この特別補助の対象となる項目に「障害者の受入れ」があり、これは、教育上特別な配慮を要する障害者を受け入れているなどの私立大学等に対し、障害者学生の受入人数等に応じて段階的に所定の額を増額するものである。

そして、事業団では、算定対象となる学生等の数や所要経費に関する資料を各学校法人から提出させて額を算定し、特別補助として増額している。

(注1) 私立大学等 私立の大学、短期大学及び高等専門学校

(注2) 専任教員等 専任の学長、校長、副学長、学部長、教授、助教授、講師及び助手

2 検査の結果

(検査の着眼点)

検査に当たっては、専任教職員等の数及び教育研究経費支出等の額の算定が適切に行われているか、また、特別補助の額の算定対象である学生等の数や所要経費の算定が適切に行われているかに着眼した。

(検査の結果)

事業団が補助金を交付している学校法人のうち 36 学校法人について検査したところ、4 学校法人において、補助金の額の算定の対象となる専任職員の数に、対象とならない専任職員の数を含めて前記の資料に記入するなどしているのに、事業団では、これに基づいて補助金の額を算定していた。このため、補助金が過大に交付された結果となっていて、補助金 12,165,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、4 学校法人が、制度を十分に理解していなかったり、資料の作成に当たりその内容の確認を十分に行っていなかったりなどしていたのに、これらの学校法人に対する事業団の指導及び調査が十分でなかったことによると認められる。

これを学校法人別に示すと次のとおりである。

事業主体 (本部所在地)	年度	補助金交付額 千円	不当と認める補助金額 千円
(185) 学校法人 高崎健康福祉大学 (群馬県高崎市)	14	192,425	4,000

上記の学校法人は、事業団に提出した資料に、高崎健康福祉大学における平成14年度の障害者の受入れに係る特別補助の額の算定の対象となる障害者学生の数をもとに記入していた。そして、事業団では、この数値等に基づき、同特別補助の額を4,000,000円とするなどして、14年度のこの学校法人に対する補助金を192,425,000円と算定していた。

しかし、上記の障害者学生の在籍する学科は、14年度においては設置後同大学の修業年限に相当する年数を経過していない学科であるため、同特別補助の対象とはならない。

したがって、この特別補助を除外して算定すると、適正な補助金は188,425,000円となり、4,000,000円が過大に交付されていた。

(186) 学校法人 秋草学園 (埼玉県所沢市)	13	110,360	2,466
-----------------------------	----	---------	-------

上記の学校法人は、事業団に提出した資料に、秋草学園短期大学に所属する平成13年5月1日現在の補助金の額の算定の対象となる専任教員等の数を36人と記入しており、事業団では、この数値等に基づき、13年度のこの学校法人に対する補助金を110,360,000円と算定していた。

しかし、上記の専任教員等のうち1人は、1週間の割当授業時間数が所定の時間数を下回っており、補助金算定の対象とはならない。

したがって、この教員を除外して算定すると、専任教員等給与費等に係る補助金の基準額等が減少するので、適正な補助金は107,894,000円となり、2,466,000円が過大に交付されていた。

(187) 学校法人 桐朋学園 (東京都調布市)	14	162,030	1,655
-----------------------------	----	---------	-------

上記の学校法人は、事業団に提出した資料に、桐朋学園大学短期大学部芸術科に在籍する平成14年5月1日現在の学生数を270人とし、そのうち1年留年者の数を11人と記入しており、事業団では、在籍学生数からこの11人を控除するなどして、14年度の

事業主体 (本部所在地)	年度	補助金交付額 千円	不当と認める補助金額 千円
この学校法人に対する補助金を 162,030,000 円と算定していた。			
しかし、上記の1年留年者の数には、未だ修業年限である2年を超えていないため、1年留年者には該当しない3人が含まれていた。			
したがって、この3人を1年留年者の数から除外して算定すると、収容定員に対する在籍学生数の割合等に基づいて算定した調整係数が下がることになるので、適正な補助金は 160,375,000 円となり、1,655,000 円が過大に交付されていた。			
(188) 学校法人 睦学園 (兵庫県神戸市)	13	285,381	4,044
上記の学校法人は、事業団に提出した資料に、兵庫大学及び兵庫大学短期大学部(6学科)に共通の事務に従事している専任職員64人のうち、39人を同大学に、24人を同短期大学部のうち補助の対象となる3学科に配分して、平成13年5月1日現在の補助金の額の算定の対象となる専任職員数を計63人と記入していた。そして、事業団では、この数値等に基づき、13年度のこの学校法人に対する補助金を 285,381,000 円と算定していた。			
しかし、学部等の所属が特定できない共通の事務に従事している専任職員については、各学部等別に学生数等の割合により配分することとなっているのに、同学校法人ではこれによらず、学生募集を停止して補助の対象とならない同短期大学部の3学科については、専任職員64人のうち1人しか充てない配分をしていた。そこで、専任職員64人を前年度の配分方法と同様に学生数の割合により配分すると、学生募集を停止した3学科に配分される専任職員は5人となり、補助金の額の算定の対象となる専任職員数は59人(同大学36人、同短期大学部23人)となる。			
したがって、これに基づき算定すると、専任職員給与費等に係る補助金の基準額が減少するので、適正な補助金は 281,337,000 円となり、4,044,000 円が過大に交付されていた。			
(185)-(188)の計		750,196	12,165

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

地方高等教育機関の活性化に係る特別補助が、私立大学等における地域の社会的要請にこたえる特色ある教育研究の実施をより一層促進するものとなるよう改善させたものの

科 目	(助成勘定)補助金経理 (項)交付補助金
部局等の名称	日本私立学校振興・共済事業団
補助の根拠	私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)
事業主体	学校法人野又学園ほか37学校法人
補助の対象	高等教育の計画的整備に関する地域配置の適正化の観点で教育研究の振興を図る必要があると認める地域に設置され、地域の社会的要請にこたえる特色ある教育研究を実施している私立大学等
上記の学校法人に対する補助金(地方高等教育機関の活性化に係る特別補助)交付額の合計	15億6292万円(平成12、13両年度)

1 事業の概要

(私立大学等経常費補助金の概要)

日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」という。)では、私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)に基づき、国の補助金を財源として、私立大学等を設置する学校法人に私立大学等経常費補助金を交付している。この補助金は、私立大学等における専任教職員の給与等教育又は研究に要する経常的経費に充てるために交付されるもので、私立大学等経常費補助金・政府開発援助私立大学等経常費補助金交付要綱(昭和52年文部大臣裁定)等に基づき、次のとおり算定することとされている。

- (ア) 経常的経費を専任教員等給与費、教育研究経常費等の経費に区分し、それぞれの経費ごとに専任教員等の数、学生数等に所定の補助単価を乗じるなどして補助金の基準額を算定する。

(イ) 各私立大学等の教育研究条件の整備状況等によって補助金の額に差異を設けるため、学生納付金収入に対する教育研究経費支出と設備関係支出との合計額の割合などに基づいて調整係数を算定し、(ア)で算定した基準額に調整係数を乗じるなどの方法により得られた金額を合計して補助金の額を算定する。

上記のうち教育研究経常費については、私立大学等における特定の分野、課程等に係る教育の振興等のため特に必要があると認められるときは、特別補助として補助金を増額して交付することができることとされている。

(地方高等教育機関の活性化に係る特別補助)

この特別補助のうち、地方高等教育機関の活性化に係る特別補助(以下「本件特別補助」という。)は、私立大学等経常費補助金配分基準(平成10年事業団理事長裁定。以下「配分基準」という。)に基づき、高等教育の計画的整備に関する地域配置の適正化の観点で教育研究の振興を図る必要があると認める地域に配置され、地域の社会的要請にこたえる特色ある教育研究(以下「特色ある教育研究」という。)^(注1)を実施し、所定の要件を満たしている大学等を対象に交付されている。

(注1) 所定の要件 ①埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府及び兵庫県(ただし、過疎地域自立促進特別措置法第2条に基づき過疎地域に指定されている地域は除く。)以外の地域に設置されている大学等であること、②当該補助年度の5月1日現在の昼間部の入学定員の総数が700人以下の大学等であること、③医学部、歯学部及び薬学部のいずれも設置していない大学であること、④専任教員等若しくは専任職員の給与水準が高いもの又は学校法人として収入超過となっているものに該当しない大学等であること。

(本件特別補助に係る補助金額の算定方法)

事業団では、特色ある教育研究の実態を把握するため、公開講座、法律相談、施設開放等の参考例を示した上、各学校法人から調査票を提出させており、当該調査票に特色ある教育研究の内容が一つでも記載されていれば、本件特別補助に係る補助金を交付している。そして、この補助金額は、配分基準において、前記の教育研究経常費に係る補助金の基準額を算出する方法と同様に専任教員等の数及び学生数に所定の補助単価を乗じるなどして補助金基準額を算出し、これに教育研究条件の整備状況等に応じた調整を行うなどして算定することとされている。

そして、平成 12、13 両年度における本件特別補助に係る補助金交付額は、それぞれ、166 法人(205 大学等)に対して 26 億 4289 万余円、160 法人(199 大学等)に対して 27 億 1971 万余円となっている。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

近年、大学等は、その個性化、学術研究の振興、地域経済の活性化の観点から、地域社会との連携・交流を積極的に推進し、地域づくりや地域の発展に貢献することなどが強く求められている。

そして、本件特別補助は、大学等における特色ある教育研究の実施を促進することにより、大学等と地域社会との連携・交流を積極的に推進し、ひいては地域の社会、経済、文化の発展に寄与することを目的とするものである。

そこで、補助金額の算定方法が地域社会との連携・交流に対する大学等の取組姿勢を反映し、本件特別補助が特色ある教育研究の実施の促進に資するものとなっているかに着眼して、大学等における特色ある教育研究の実施状況と補助金交付額との関係について検査した。

(検査の対象)

(注2)

学校法人野又学園ほか 37 学校法人(49 大学等)において、12、13 両年度に実施された特色ある教育研究(本件特別補助に係る補助金交付額 12 年度 7 億 8416 万余円、13 年度 7 億 7875 万余円、計 15 億 6292 万余円)を対象として検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 特色ある教育研究の実施状況について

上記の 49 大学等において実施された特色ある教育研究の内容は多岐多様となっていた。そこで、事業団が前記の調査票に示した教育研究内容の参考例に沿い、本院において 49 大学等における特色ある教育研究の内容を分類したところ、おおむね次のとおりとなっていた。

- ① 公開講座、市民講座等の開催(以下「公開講座等」という。)
- ② 外部からの依頼に基づく講師等の派遣(以下「講師等派遣」という。)
- ③ 地元民間企業又は官公庁との共同研究等の実施(以下「研究貢献」という。)

- ④ 技術相談、教育相談等の実施(以下「技術相談等」という。)
- ⑤ 体育館、図書館等の開放(以下「施設開放」という。)

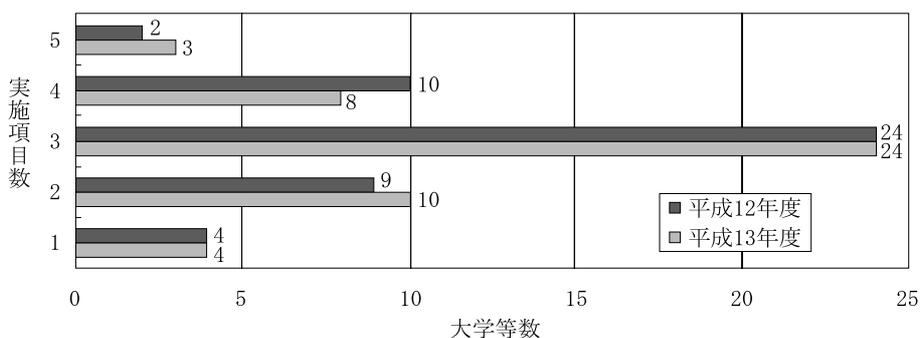
そして、これらの各項目ごとの大学等における特色ある教育研究の実施状況は、次表のとおりとなっており、このうちすべての大学等で実施されている項目は公開講座等のみであった。

大学等における特色ある教育研究の実施状況

実施項目	12年度		13年度	
	大学等数 校	実施率 %	大学等数 校	実施率 %
公開講座等	49	100	49	100
講師等派遣	35	71	35	71
研究貢献	10	20	11	22
技術相談等	10	20	9	18
施設開放	40	81	39	79

また、大学等において上記①～⑤の特色ある教育研究のうち何項目を実施しているか集計したところ、図1のとおり、5項目すべて実施している大学等がある一方で1項目しか実施していない大学等も見受けられ、特色ある教育研究の実施状況には大学等の間でかなりの差異があることが認められた。

図1



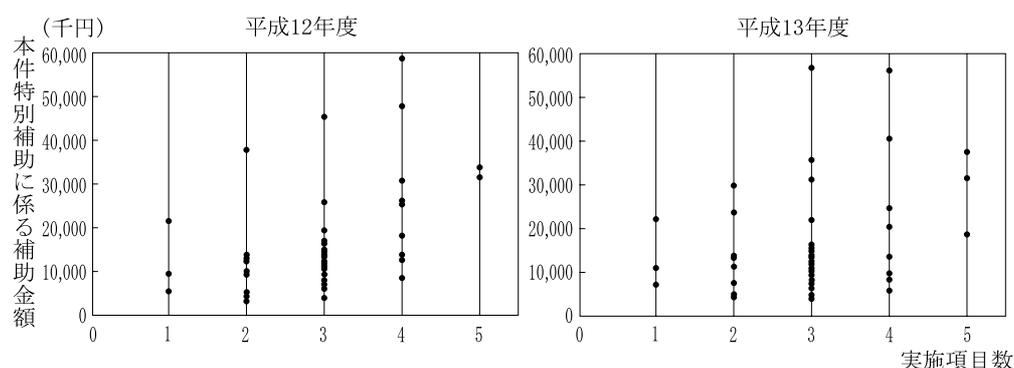
(2) 特色ある教育研究の実施状況と補助金額の関係について

本件特別補助に係る補助金額は、前記のとおり、専任教員等の数及び学生数に所定の補助単価を乗じるなどして算出された補助金基準額に、教育研究条件の整備状況等に応じた調整を行うなどして算定されているため、49大学等に交付された補助金についてみると、その額は大学等の規模にほぼ比例したものとなっていた。

一方、本件特別補助は、大学等における特色ある教育研究の実施を促進することによ

り、大学等と地域社会との連携・交流を積極的に推進しようとするものであることから、特色ある教育研究の実施項目数の多寡は、地域社会との連携・交流に対する大学等の取組姿勢の度合いを示すものと認められる。そこで、各大学等ごとのその実施項目数と本件特別補助に係る補助金額との関係を調査したところ、図2のような状況となっていた。

図2 実施項目数と補助金額との関係

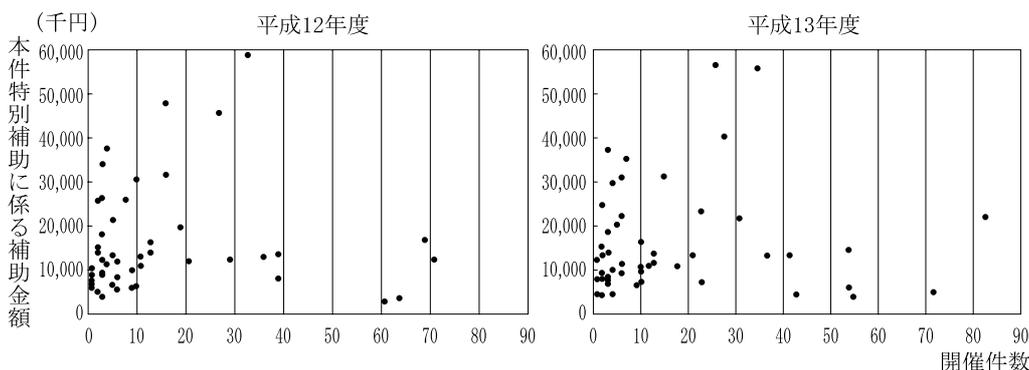


すなわち、特色ある教育研究の実施項目数が同一であっても、大学等の間では、本件特別補助に係る補助金額は大きく異なる状況となっており、また、実施項目数が多い大学等は地域社会との連携・交流に対する取組姿勢が積極的であると認められるのに、実施項目数が少ない大学等よりも補助金額が少ないものが見受けられた。

また、前記のとおりすべての大学等で実施されている公開講座等については、地域の多様なニーズを踏まえて実施され、開催のための準備を大学等において主体的に行うものであり、その開催件数の多寡は、大学等における地域社会との連携・交流に対する取組姿勢の度合いを示すと認められる。

そこで、各大学等ごとにその開催件数と本件特別補助に係る補助金額との関係を調査したところ、図3のとおり、公開講座等の開催件数と補助金額の間には関連性は認められず、開催件数が多い大学等であっても開催件数が少ない大学等より補助金額が少ないものが見受けられた。

図3 公開講座等の開催件数と補助金額との関係



これらのことは、事業団が、各学校法人から提出させている前記の調査票に1項目でも特色ある教育研究に係る記載があれば、その実施項目数や開催件数を十分反映することなく、本件特別補助に係る補助金額を算定することとしていたことによるものである。

上記について事例を示すと次のとおりである。

<事例>

A短期大学(専任教員等の数49人、学生数614人)では、平成12年度に、特色ある教育研究として、公開講座等(36件開催)、講師等派遣、技術相談等及び施設開放の4項目を実施していたが、補助金額は1278万余円となっていた。これに対し、B大学(専任教員等の数99人、学生数1,876人)では、同年度に公開講座等(4件開催)、技術相談等の2項目しか実施していないのに、補助金額は3755万余円となっていた。

したがって、本件特別補助に係る補助金額を算定する際の補助金基準額の調整方法は、大学等における地域社会との連携・交流に対する取組姿勢の度合いを反映させるものとなっておらず、このため、本件特別補助は大学等における特色ある教育研究の実施をより一層促進する仕組みになっていないと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、配分基準における本件特別補助に係る補助金額の算定方法が、地域社会との連携・交流に対する大学等の取組姿勢の度合いを反映させるものになっていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、事業団では、本件特別補助が特色ある教育研究の実施をより一層促進するものとなるよう、次のような処置を講じた。

(ア) 15年9月に「地方高等教育機関の活性化」に係る調査票の様式及び記入要領を改正し、公開講座等の開催実績や参加者数を記載させるなどして実施項目ごとに特色ある教育研究の実施状況を詳細に把握することとした。

(イ) 16年2月に配分基準を改正し、15年度以降の本件特別補助に係る補助金額の算定に当たり、従来の教育研究条件の整備状況等に応じた調整に替えて、公開講座等の実施状況を反映させるなど地域社会との連携・交流に対する大学等の取組姿勢の度合いに応じた調整を行うこととした。

(注2) 学校法人野又学園ほか37学校法人 野又学園、鶴岡学園、天使学園、朴沢学園、常磐学園、船田教育会、白百合学園、東海大学、敬和学園、新潟平成学院、新潟工科大学、明倫学園、静岡理工科大学、聖隷学園、第二静岡学園、静岡英和女学院、享栄学園、鈴鹿医療科学大学、高田学苑、加計学園、ノートルダム清心学園、美作学園、中国学園、聖カタリナ学園、松山東雲学園、今治明德学園、創志学園、久留米工業大学、筑紫女学園、福岡女学院、旭学園、長崎総合科学大学、鶴鳴学園、津曲学園、志學館学園、嘉数学園、名護総合学園、沖縄キリスト教学院

第5 日本育英会

平成14年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項に
対する処置状況

育英奨学事業における延滞債権の評価及び回収施策の策定について

(平成14年度決算検査報告 501 ページ参照)

1 本院が表示した改善の意見

(検査結果の概要)

日本育英会(以下「育英会」という。)は、優れた学生及び生徒であって経済的理由により修学に困難があるものに対し、学資の貸与(以下、貸与する学資を「奨学金」という。)等を行う育英奨学事業を実施している。

奨学金には、無利子の第一種奨学金と有利子の第二種奨学金とがあり、これらの奨学金の貸与を受けていた者は、卒業等により貸与が終了した後、割賦払により奨学金を育英会に返還するとされている。この返還状況をみると、返還金の滞納は件数、金額とも増加しており、平成13年度末現在の延滞債権額は1562億円に達している。

育英会は割賦金の返還を滞納している要返還者に対しては、返還を督促し、督促を重ねても要返還者が割賦金を返還しないときなどは、当該要返還者の連帯保証人等に対して督促等を行うものとするとしている。

育英会の業務は16年4月に新たに設置が予定されている独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)に移行されることとなっており、その際、資産・負債の承継については時価評価とし、仮に欠損金が生じていても安易な国費投入を認めない一方で、欠損金の具体的な処理方策の策定とその着実な実行が求められている。

そこで、延滞債権の今後の回収見通し、会計処理、回収及び滞納防止のための措置について検査したところ、次のような事態となっていた。

(1) 延滞債権の回収見通し及び会計処理

13年度末現在の延滞債権について予測される回収不能額を試算したところ、回収不能予測額は444億余円と見込まれ、これ以外にも在学中で返還が開始されていない債権など今後回収を必要とする債権が存在していることを考慮すると、貸付金債権全体に係る回収

不能予測額はこれを大幅に超える水準に達するものと認められる。

一方、13年度末の貸借対照表には、貸倒引当金が第二種奨学金の期末残高の1000分の3の額に相当する25億余円しか計上されていない。したがって、機構移行に当たり承継資産の時価評価が予定されていることから、その際予想される債務超過に対する対応策の策定は、必要かつ緊急な課題となっていると認められる。

(2) 延滞債権の回収及び滞納防止のための措置

育英会では、割賦金を滞納している要返還者の資産状況、経済状態を確実に把握できる体制にはないため、資力を見極めて効果的に法的措置を行使することができない状況にあった。また、連帯保証人に対する請求についても、割賦金の返還が連帯保証人から行われていても、その後の請求は再び要返還者本人のみにしか行っていないなど、連帯保証人制度が有効に機能しているとは認められなかった。

一方、滞納している割賦金には延滞金が賦課されるが、返還金は、延滞金等から順に充当されていくため、返還金が少額で元金充実に追いつかない事例も見受けられ、少額ながらも返還を継続している要返還者への対応策も検討の要があると認められた。

このような事態が生じているのは、一部の要返還者において返還を怠っていたのに加えて、育英会において、次のことによると認められる。

(ア) 延滞債権の会計処理について

現行の会計規程は債権の状況に即した貸倒引当金を計上することは求めていないため、延滞債権の実態に対応した会計処理がなされていなかったこと

(イ) 回収施策と返還条件について

要返還者の就労先、連帯保証人の収入等の現状などを把握する体制が十分でなかったり、連帯保証人等に対して、適時、的確な督促、請求を実施していなかったりしたこと及び少額ずつしか返還できない要返還者に対して返還意欲を継続させるよう弾力的に対応できる制度が整備されていなかったこと

(検査結果により表示した改善の意見)

機構への移行に伴い、適切な資産の引継ぎと新たな不良債権の発生を抑制するため、次のとおり、育英会の理事長に対し15年11月に、会計検査院法第36条の規定により改善の意見を表示した。

(ア) 欠損金の処理について

機構移行に際し、回収可能性の視点から現在の延滞債権について再評価を行い、その結

果生じた回収不能見込額については、貸倒引当金の積み増しと貸倒損失計上の適切な基準を設定し、それに伴って生ずる欠損金については処理計画の具体化を検討すること

(イ) 今後の回収施策と返還条件について

- ① 回収業務をより効率的に遂行できるようにするため、返還誓約書提出等の機会を利用して、連帯保証人等の収入・資産の現状をも把握できるような方策を検討し、機構へ引き継ぐこと
- ② 今後、親の収入基準が緩和されている第二種奨学金の返還が急増し、これまでよりも連帯保証人に支払能力を期待できることも考えられるため、連帯保証人に対しても返還意識の醸成に努めるとともに督促・請求を滞納初期の段階から強化する方向で回収業務の在り方を検討し、機構へ引き継ぐこと
- ③ 返還期間の延長など少額ずつしか返還できない要返還者に対する弾力的な対応策について検討し、機構へ引き継ぐこと

2 当局が講じた改善の処置

育英会からその権利及び義務を承継した機構では、本院指摘の趣旨に沿い、次の処置を講じた。

(ア) 欠損金の処理について

機構の設立に当たっては、独立行政法人会計基準に基づき第一種奨学金について貸倒引当金を新規に計上し、第二種奨学金については、貸倒引当金の積み増しをすることとした。その結果、機構の設立の日に育英会から引き継ぐ資産について時価評価により生ずる欠損金相当額のうち、第一種奨学金については政府貸付金の償還免除を受けることとし、第二種奨学金については政府の保証があるものとして、未収財源措置予定額を資産計上する処置が予定されている。

(イ) 今後の回収施策と返還条件について

- ① 16年4月1日以降の貸与終了者から、返還誓約書等の提出の際に連帯保証人の収入、勤務先等を把握するようにした。
- ② 16年4月から滞納発生後3箇月目の段階で連帯保証人に対し電話による督促を行うとともに督促状を送付するなど滞納初期の段階から督促・請求を強化することとした。
- ③ 少額ずつしか返還できない要返還者のうち、新たな返還計画が整った者については、延滞金の減免等を行うこととした。

第6 奄美群島振興開発基金

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

延滞貸付金に係る保証債務の管理に関する事務を適切に行うよう改善させたもの

科 目	保証債務	
部局等の名称	奄美群島振興開発基金(平成16年10月1日以降は独立行政法人奄美群島振興開発基金)本部	
保証の根拠	奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)	
保証の概要	奄美群島振興開発計画に基づき事業を行う事業者等が金融機関から貸付け等を受けるに当たり当該債務を保証するもの	
延滞貸付金に係る保証債務の管理が適切でなかったもの及びその代位弁済額	保証先数	18先
	保証件数	28件
	代位弁済額	6億7825万余円
上記の代位弁済額のうち未収利息に係る額		9281万余円
上記の未収利息に係る代位弁済額と延滞後180日で期限の利益を喪失させたとした場合との開差額		7841万円

1 保証業務の概要

(保証の概要)

奄美群島振興開発基金(以下「基金」という。)では、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)に基づき、奄美群島(鹿児島県名瀬市及び大島郡の区域)における産業の振興開発を促進するため保証業務及び融資業務を行っている。

このうち保証業務は、同法に基づき策定された奄美群島振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者その他の者又は奄美群島に住所若しくは居所を有する者(以下「事業者等」という。)が金融機関から資金の貸付け等を受ける場合において、当該事業者等の金融機関に

対する債務の保証等を行うものである(以下、基金が債務を保証した貸付金等を「貸付金」という。)

(保証業務における事務手続)

基金の保証業務における主な事務手続は次のとおりである。

(1) 保証契約の締結

基金は、事業者等が金融機関から上記の貸付け等を受けるに当たり当該事業者等から保証の申込みを受けたときは、事業の将来性、事業者等の弁済能力等について信用調査を行い、適当と認めたときは、金融機関に対し信用保証書を交付し、その債務を保証する旨の保証契約を締結する。

保証契約の内容等の詳細については、基金の業務方法書、各種の業務規程及び金融機関との間で取り交わされる約定書(以下「約定書」という。)の定めるところによるとされている。

(2) 保証債務の管理に関する事務

約定書によると、金融機関は常に被保証債権の保全に必要な注意をなし、債務の履行を困難とする事実を予見し又は認知したときは、遅滞なく当該事実を基金に通知しかつ適切な措置を講ずるものとされている。

この基金に対する通知は、基金において定めた事故報告書の提出をもって行うこととされている。そして、基金の保証に関する事務手続について定めた「保証の手引」(昭和55年4月制定。以下「保証の手引」という。)によると、金融機関において事故報告書を提出しかつ適切な措置を講ずべき場合として次のような事由が例示されている。

- ① 債務者の振出等に係る手形が不渡りとなったとき
- ② 債務者が死亡又は行方不明となったとき
- ③ 債務者が事業を休業又は廃業し若しくは法人が解散したとき
- ④ 債務者が自然災害、交通事故等により罹災したとき
- ⑤ 債務者が他の債権者から法的措置を受けたとき

そして、基金の保証業務債権管理事務マニュアル(以下「債権管理マニュアル」という。)によると、基金は、金融機関から事故報告書の提出を受けたときは、債務者等の弁済能力等の実態について詳細に把握した上、金融機関と事後の対応について協議するなどして、

整理方針を確立することとされている。

(3) 期限の利益の喪失と代位弁済

保証の手引によると、金融機関は、債務者等が弁済能力を失ったため、貸付金に係る債務の最終履行期限前に期限の利益を喪失させることとしてもやむを得ないと認めるときは、基金に対し期限の利益の喪失に関する協議書を提出してその承諾を得た上、債務者等の期限の利益を喪失させるものとされている。

そして、債務者等が最終履行期限(期限の利益を喪失した場合にはその日)から90日を経てなおその債務の全部又は一部を履行しなかったときは、基金は、金融機関の請求に基づき、保証債務の履行として債務者等に代わり債務を弁済することとされており(以下、この弁済を「代位弁済」という。)、また、その代位弁済の範囲は次の額の合計額とされている。

- ① 貸付金元金の未返済額
- ② 最終履行期限(債務者等が期限の利益を喪失した場合にはその日)までの間に生じた金融機関の未収利息の額
- ③ 最終履行期限(債務者等が期限の利益を喪失した場合にはその日)から代位弁済を受けた日までの間における金融機関に対する延滞利息の額(ただし、120日を超えない期間に係る額に限る)

基金において代位弁済を行ったときは、債務者等に対する求償権を取得し、これにより代位弁済額の回収に努めることとなる。

(注) 期限の利益 期限の到来までは債務の履行を請求されないなどの期限の未到来による利益をいう。一般に、金融機関の取引約定書等によると、債務者等に延滞、信用状態の悪化等所定の事由が生じた場合には、当該債務者等は当然に又は金融機関の請求によりその債務に係る期限の利益を喪失するものとされている。

(保証債務の残高等)

平成15年度末における基金の保証債務残高は1,836件で155億3,532万余円、求償権残高は229件で31億4,467万余円となっている。そして、保証事業の損益は悪化しており、15年度では1億6,917万余円の当期損失を計上していて、累積欠損金も12億2,580万余円に増大している。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

近年、景気の低迷、公共工事の受注の減少に伴う建設業の経営不振等を反映して、基金の保証事業における代位弁済額及び求償権残高は高水準で推移している。

そして、代位弁済額については、これに占める金融機関の未収利息に係る額が多額なものとなっているが、この金融機関の未収利息額は、債務者等が期限の利益を喪失するまでの期間が長期化した場合には多額となり、基金はこれについても代位弁済を行うこととなるものである。

そこで、基金において、代位弁済は適切に行われているか、保証債務の管理に関する事務は適切に行われているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象)

14、15両年度に基金が5金融機関に対して行った代位弁済で15年度末に求償権残高があるもののうち、代位弁済額に占める未収利息額が1先当たりで100万円以上、1件当たりで10万円以上となっている18先、28件、代位弁済額計6億7825万余円(うち未収利息に係る代位弁済額計9281万余円)について検査した。

(検査の結果)

検査したところ、上記の18先、28件について次のような事態が見受けられた(①及び②の事態には重複しているものがある。)

(1) 延滞が相当期間継続しているのに事故報告書の提出が遅延していたもの

貸付金に係る債務が延滞した場合については事故報告書の提出理由として明確にされていないなどのため、延滞が相当期間継続しているのに事故報告書の提出が遅延していたものが、次のとおり、11先、13件見受けられた。

① 6箇月以上延滞が継続した後に事故報告書が提出されていたもの(②に該当するものを除く) 8先、10件

② 6箇月以上延滞が継続しかつ最終履行期限を経過した後に事故報告書が提出されていたもの 3先、3件

(2) 事故報告書の提出後の事務処理に相当期間を要していたもの

基金において、事故報告書の提出を受けた後の債務者等の弁済能力等の実態把握や金融機関との対応協議が十分に行われていなかったため、延滞が6箇月以上継続していて債務

の履行の正常化が困難となっていたものについて期限の利益を喪失させる事務処理に相当期間を要していたものが、次のとおり、14先、21件見受けられた。

- ① 事故報告書の提出を受けてから期限の利益を喪失させるまでに1年以上を要していたもの 7先、9件
- ② 期限の利益を喪失させるに至らないまま最終履行期限が経過していたもの 10先、12件

そして、上記の事態では、事故報告書の提出が遅延し又は基金における事務処理に相当期間を要していたため、金融機関に多額の未収利息額が発生し(未収利息発生期間534日～2,647日、平均1,516日、計9281万余円)、基金では、これについても代位弁済を行う結果となっていた。

よって、貸付金に係る債務の延滞が一定期間継続した場合には事故報告書の提出を受けることとするとともに、債務者等の弁済能力等の実態を迅速かつ詳細に把握するなどして、保証債務の管理に関する事務を適切に行うよう改善を図る要があると認められた。

(延滞後180日で債務者等の期限の利益を喪失させたとした場合の開差額)

基金の15年度末の融資業務における自己査定によると、再建の見通しがなく元金又は利息の支払を6箇月(180日)以上延滞しているような債務者については実質破綻先に区分されているが、前記の18先、28件については、いずれも延滞が6箇月以上継続するなどしていたものである。

そこで、これらについて、金融機関において延滞後180日を経過した時点で債務者等の弁済能力が失われたものとして期限の利益を喪失させ、基金において代位弁済を行ったとした場合における金融機関の未収利息に係る代位弁済額を計算すると計1439万余円となり、前記の未収利息に係る代位弁済額の計9281万余円と比べて約7841万円の開差を生ずることとなる。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことによると認められた。

- (ア) 保証の手引において、貸付金に係る債務の延滞が一定期間継続した場合については金融機関において事故報告書を提出しかつ適切な措置を講ずべき事由として明記されていなかったこと
- (イ) 債権管理マニュアルにおいて、事故報告書が提出された場合における事務処理、金融機

関との対応協議等の方法、内容等が具体的に定められていなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、基金では、16年8月に、保証の手引、債権管理マニュアル等を改正し、貸付金に係る債務が3箇月以上延滞した場合についても事故報告書の提出事由として明記するなどするとともに、事故報告書が提出された場合の事務処理、金融機関との対応協議等の方法、内容等を具体的に定めるなどして、保証債務の管理に関する事務の適正化を図る処置を講じた。

第7 核燃料サイクル開発機構

不 当 事 項

不 正 行 為

(189) 職員の不正行為による損害が生じたもの

科 目	(項)再処理研究開発費 (項)高レベル廃棄物処分共通研究開発費 (項)核燃料サイクル研究開発費 (項)一般管理費 (項)事業運営費
部局等の名称	(1) 本社 (2) 東海事業所
不正行為期間	(1) 平成11年4月～13年2月 (2) 平成13年9月～14年6月
損害金の種類	支出金
損 害 額	(1) 3,079,170 円 (2) 1,092,080 円 計 4,171,250 円

本件は、核燃料サイクル開発機構(以下「サイクル機構」という。)本社及び東海事業所において、職員が、平成11年4月から14年6月までの間に、次のようにサイクル機構に計4,171,250円の損害を与えたものである。

- ① 本社において、経営企画本部バックエンド推進部(12年3月31日以前は2000年レポートチーム)の庶務係員として物品等の調達要求の事務に従事中、11年4月から13年2月までの間に、物品等の調達要求及び納品検査を行う立場を利用し、契約担当部署に無断で、契約の相手方に契約内容の変更を指示し、虚偽の検査書を作成するなどした上、自らが使用する目的でパーソナルコンピュータ等を納品させこれを受領するなどして、サイクル機構に計

3,079,170 円の損害を与えた。

- ② 東海事業所において、運営管理部経理課の経理係員として物品等の調達要求の事務に従事中、13年9月から14年6月までの間に、①と同様の方法により、サイクル機構に計1,092,080 円の損害を与えた。
- なお、本件損害額については、16年3月までに全額が同人等から返納されている。

第8 日本郵政公社

不 当 事 項

不 正 行 為

- (190) 職員の不正行為による損害が生じたもの
 (212)

部局等の名称	関東支社管内鹿沼郵便局ほか 25 郵便局(職員 23 人) 〔日本郵政公社の発足に伴い、平成 15 年 4 月 1 日以降、各郵政局 は各支社に組織変更〕
不正行為期間	平成 8 年 11 月～15 年 10 月
損害金の種類	資金、郵便貯金の払戻金等
損 害 額	301,991,178 円

日本郵政公社は、平成 15 年 4 月 1 日、旧郵政事業庁(13 年 1 月 5 日以前は郵政省)が所掌していた郵便事業、郵便貯金事業、簡易生命保険事業等に係る権利及び義務を承継するなどして設立された。

関東支社(15 年 3 月 31 日以前は関東郵政局)管内鹿沼郵便局ほか 25 郵便局において、関係職員の不正行為による損害が生じたものが 23 件、損害額で 301,991,178 円ある。このうち 16 年 9 月末現在で損害の補てんが終わっていないものが 8 件、損害額で 213,188,975 円(うち同月末現在補てんされた額 18,971,152 円)、損害額のすべてが補てん済みとなっているものが 15 件、損害額で 88,802,203 円となっている(同一人が複数の郵便局において損害を与えたものがあるため、件数と郵便局数は符合しない。)

この 23 件を補てんが終わっていないものと補てん済みとなっているものとに分けて示すと、次のとおりである。

なお、日本郵政公社の発足に伴い、旧郵政事業庁の各郵政局等は平成15年4月1日以降、同公社の各支社に組織変更されたが、下記の「部局等の名称」については、不正行為期間の終期が同年3月31日以前のもは、当時の名称で表示している。

(ア) 平成16年9月末現在で損害の補てんが終わっていないもの

	部局等の名称	不正行為期間 年月	損害額 円
(190)	関東郵政局管内 鹿沼郵便局	14.11から 15.3まで	4,007,697

本件は、上記の部局において、分任繰替払等出納官吏所属の出納員である総務事務官伊谷野某が貯金外務事務に従事中、預金者から預かった貯金証書を使用して交付を受けた定額郵便貯金払戻金や預金者から受領した定期郵便貯金預入金を領得したものである。

なお、本件損害額については、平成16年9月末までに960,000円が同人から返納されている。

(191)	同 岩槻郵便局	14.2から 14.12まで	1,152,899
-------	------------	-------------------	-----------

本件は、上記の部局において、分任繰替払等出納官吏所属の出納員である総務事務官大橋某が歳出金の支払事務に従事中、郵便振替で払込みをするため交付を受けた歳出金を領得したものである。

(192)	同 大網郵便局	15.1から 15.3まで	67,520,000
-------	------------	------------------	------------

本件は、上記の部局において、分任繰替払等出納官吏の補助者である総務事務官小島某が出納官吏事務に従事中、出納官吏の保管に係る資金を領得したものである。

(193)	信越郵政局管内 三義郵便局	13.10から 15.1まで	23,938,307
-------	------------------	-------------------	------------

本件は、上記の部局において、分任繰替払等出納官吏の補助者である総務事務官峠某が出納官吏事務に従事中、出納官吏の保管に係る資金等を領得したものである。

なお、本件損害額については、平成16年9月末までに3,387,962円が同人から返納されている。

(194)	近畿郵政局管内 愛東上中野郵便局	14.7から 14.12まで	42,137,085
-------	---------------------	-------------------	------------

本件は、上記の部局において、分任繰替払等出納官吏の補助者又は分任繰替払等出納官吏代理である総務事務官上田某が貯金保険内務事務又は出納官吏事務に従事

部局等の名称	不正行為期間 年月	損害額 円
<p>中、預金者から預かった通帳等を使用して払戻しの手続きを行い、払い出した通常郵便貯金払戻金や定額郵便貯金払戻金等を領得したものである。</p> <p>なお、本件損害額については、平成16年9月末までに10,582,190円が同人から返納されている。</p>		
(195) 四国支社管内 美馬郵便局	8.11から 15.5まで	32,568,415
<p>本件は、上記の部局において、現金出納責任者(平成15年3月31日以前は分任繰替払等出納官吏)所属の出納員である職員(15年3月31日以前は総務事務官、ただし13年1月5日以前は郵政事務官)田岡某が保険内務事務に従事中、窓口端末機を不正に操作して払い出した保険貸付金や契約者から預かった保険料を領得したものである。</p> <p>なお、本件損害額については、16年9月末までに3,701,000円が同人から返納されている。</p>		
(196) 九州郵政局管内 鹿島郵便局 長崎北郵便局 神浦郵便局	11.8から 14.12まで	34,207,209
<p>本件は、上記の各部局において、分任繰替払等出納官吏所属の出納員である総務事務官(平成13年1月5日以前は郵政事務官)松岡某が貯金保険外務事務に従事中、契約者から受領した保険料や預金者から受領した定期郵便貯金預入金等を領得したものである。</p>		
(197) 九州支社管内 熊本東郵便局 大津郵便局	12.12から 15.8まで	7,657,363
<p>本件は、上記の両部局において、現金出納責任者(平成15年3月31日以前は分任繰替払等出納官吏)所属の出納員である職員(15年3月31日以前は総務事務官、ただし13年1月5日以前は郵政事務官)萩某が保険外務事務に従事中、契約者から受領した保険料を領得したものである。</p> <p>なお、本件損害額については、16年9月末までに340,000円が同人から返納されている。</p>		
(190)-(197)の計	8件	213,188,975

(イ) 平成16年9月末現在で損害額のすべてが補てん済みとなっているもの

部局等の名称	不正行為者の職務	不正行為期間 年月 15.3頃まで	損害金の種類	損害額 円	補てん済み 年月
(198) 関東郵政局管内 大貫郵便局	分任繰替払等出納 官吏 (出納官吏事務)	13.9から 15.3頃まで	資金	2,870,000	15.6
(199) 東海支社管内 浜松北郵便局	現金出納責任者所 属出納員(貯金保 険外務事務)	15.4	保険料等	1,080,035	16.1
(200) 同 四日市郵便局	現金出納責任者所 属出納員(15年3 月以前は分任繰替 払等出納官吏所 属出納員)(貯金外 務事務)	14.8から 15.7まで	通常郵便 貯金払戻 金等	8,346,465	15.9
(201) 同 名古屋岩塚郵便局	現金出納責任者所 属出納員(15年3 月以前は分任繰替 払等出納官吏所 属出納員)(貯金内 務事務)	14.4から 15.7まで	資金	11,114,231	16.2
(202) 近畿郵政局管内 京都中央郵便局	分任繰替払等出納 官吏所屬出納員 (貯金外務事務)	14.4から 15.1まで	積立郵便 貯金預入 金	2,150,000	15.2
(203) 近畿支社管内 木津兜台郵便局	現金出納責任者 (15年3月以前は 分任繰替払等出納 官吏)(資金管理 事務)(15年3月 以前は出納官吏 事務)	12.4から 15.6まで	資金	9,000,000	15.6
(204) 中国郵政局管内 玉島郵便局	分任繰替払等出納 官吏所屬出納員 (貯金外務事務)	13.1から 15.2まで	通常郵便 貯金預入 金等	4,044,000	15.3
(205) 同 大道郵便局	分任繰替払等出納 官吏所屬出納員 (貯金内務事務)	13.8から 14.12まで	資金等	11,005,767	15.5
(206) 同 廿日市原郵便局	分任繰替払等出納 官吏(出納官吏 事務)	9.3から 10.4まで	通常郵便 貯金払戻 金	10,441,284	15.3
(207) 四国支社管内 伊野郵便局	現金出納責任者所 属出納員(15年3 月以前は分任繰替 払等出納官吏所 属出納員)(貯金保 険外務事務)	14.11から 15.6まで	保険料等	3,991,401	15.9
(208) 四国郵政局管内 丸亀川西郵便局	分任繰替払等出納 官吏(出納官吏 事務)	14.12及び 15.2	資金	3,130,000	15.5
(209) 九州支社管内 魚目郵便局	現金出納責任者 (15年3月以前は 分任繰替払等出納 官吏)(資金管理 事務)(15年3月 以前は出納官吏 事務)	15.2から 15.6まで	定額郵便 貯金預入 金等	13,034,000	15.7
(210) 同 長洲郵便局	現金出納責任者所 属出納員(貯金外 務事務)	15.7	定額郵便 貯金払戻 金	1,114,440	15.8
(211) 同 安岐郵便局	現金出納責任者所 属出納員(貯金外 務事務)	15.10	定額郵便 貯金払戻 金	1,106,537	15.11
(212) 同 門司田野浦郵便局	現金出納責任者所 属出納員(15年3 月以前は分任繰替 払等出納官吏所 属出納員)(貯金内 務事務)	15.2及び 15.4	定額郵便 貯金払戻 金	6,374,043	15.10
(198)–(212)の計		15件		88,802,203	
(ア)、(イ)の計		23件		301,991,178	

第9 独立行政法人種苗管理センター、第10 独立行政法人林木育種センター、第11 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、第12 独立行政法人農業生物資源研究所、第13 独立行政法人農業環境技術研究所、第14 独立行政法人農業工学研究所、第15 独立行政法人食品総合研究所、第16 独立行政法人国際農林水産業研究センター、第17 独立行政法人森林総合研究所、第18 独立行政法人水産総合研究センター

平成13年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項に対する処置状況

国から承継した資産等に係る会計経理について

（平成13年度決算検査報告 491 ページ参照）
（平成14年度決算検査報告 538 ページ参照）

1 本院が要求した是正改善の処置

（検査結果の概要）

独立行政法人は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないものうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものなどについて効率的かつ効果的に行わせることを目的として、国が有する権利及び義務を承継して設立されたものである。

独立行政法人の設立の際に国から承継される権利及び義務は、①国の部局又は機関の所属に属する土地、建物等に関する権利及び義務、②独立行政法人の設立の際、現に国の部局又は機関に使用されている物品に関する権利及び義務、③独立行政法人の業務に関し国が有する権利及び義務のうち①及び②以外のものであって、主務大臣が指定するものとなっている。

独立行政法人の会計は、原則として企業会計原則によるものとされている。そして、独立行政法人の有する公共的な性格等の特殊性を踏まえて企業会計原則に必要な修正を加えた独立行政法人会計基準（以下「会計基準」という。）等が公表され、独立行政法人がその会計を処

理するに当たって従わなければならない基準とされた。また、そこに定められていない事項については一般に公正妥当と認められる企業会計原則に従うものとされている。

独立行政法人の制度については、国による事前関与・統制を極力排し、事後チェックへの重点の移行を図ることとされ、この事後チェックのためには業績評価が正しく行われるように正確な財務報告が求められるところである。

そこで、独立行政法人の最初の決算期となる平成13事業年度の決算に当たり、国から承継された権利及び義務が財務諸表等に適正に計上されているかなどについて検査したところ、10独立行政法人において、次のとおり会計基準等に照らして適切でない事態が見受けられた。

(1) 承継資産の計上について

ア 10独立行政法人では、国が12年度に新規に調達して独立行政法人に承継した会計システムのソフトウェアについて、国において消耗品として取り扱われ承継財産リストに登載されていなかったことなどから、評価額はないとして財務諸表に計上していなかった。

イ 7独立行政法人では、国から承継した電話加入権について、承継時において適正な時価評価ができなかったなどとして、財務諸表に計上していなかった。

(2) 国有資産の維持・運営に要する費用の計上について

10独立行政法人では、国が独立行政法人等の研究業務を支援するために設置した共同利用施設を対価を支払わないで利用しているが、国においてこれら施設の維持・運営に要する費用のうち当該独立行政法人の業務に係る費用を財務諸表に計上していなかった。

このような事態が生じているのは、13事業年度は独立行政法人として設立されて1年目と日が浅いこと、会計基準等の運用に係る助言等が必ずしも十分でなかったことにもよるが、各独立行政法人において会計基準、企業会計原則等に関する理解が十分でなかったことなどによると認められた。

(検査結果により要求した是正改善の処置)

第2期の財務諸表等の作成に向けて、会計基準、企業会計原則等に関する理解を深め、資産及び費用等の認識・計上処理を適切に行い、財務諸表等の真実性の向上を期する要があるとして、10独立行政法人の理事長に対し14年11月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を要求した。

2 当局が講じた是正改善の処置

各独立行政法人では、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じた。

- (1) ソフトウェア及び電話加入権を財務諸表に計上していなかった事態については、14 事業年度の財務諸表に計上し、正確な財務情報を開示した。
- (2) 国が設置した共同利用施設の維持・運営に要する費用のうち当該独立行政法人の業務に係る費用を財務諸表に計上していなかった事態については、15 事業年度から、施設を維持・運営する国から各独立行政法人ごとに費用の通知を受け、財務諸表の注記事項に行政サービス実施コストに準ずる費用として注記することとした。

なお、15 事業年度における上記行政サービス実施コストに準ずる費用を法人別に示すと、次のとおりである。

法 人 名	行政サービス 実施コストに 準ずる費用 円
独立行政法人種苗管理センター	3,917,748
独立行政法人林木育種センター	10,773,808
独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構 (15年9月30日以前は独立行政法人農業技術研究機構)	311,236,634
独立行政法人農業生物資源研究所	78,476,490
独立行政法人農業環境技術研究所	154,774,822
独立行政法人農業工学研究所	45,834,888
独立行政法人食品総合研究所	43,822,105
独立行政法人国際農林水産業研究センター	12,670,825
独立行政法人森林総合研究所	42,115,796
独立行政法人水産総合研究センター	38,198,047

(第11 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構)

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

施設整備費補助金により取得した研究用機器等及び建物附属設備等の資産計上に当たり、資産の分類等を適切に行い、貸借対照表の有形固定資産の各資産科目の計上額とこれに伴う減価償却額の算定を適正に行うよう改善させたもの

科 目	(農業技術研究業務勘定(平成15年10月1日以降))	
	有形固定資産	
	建物、構築物、機械装置及び工具器具備品	
部局等の名称	独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構(平成15年9月30日以前は独立行政法人農業技術研究機構)本部及び中央農業総合研究センターほか6研究所	
施設整備費補助金により取得した有形固定資産	平成14事業年度	38億5479万余円
	15事業年度	102億4800万余円
上記のうち検査した研究用機器等及び建物附属設備等の資産計上額	平成14事業年度	10億6284万余円
	15事業年度	14億4194万余円
上記のうち適正に分類・計上すべき研究用機器等及び建物附属設備等	平成14事業年度	9億8074万円
	15事業年度	8億3686万円
	計	18億1760万円

1 資産の計上の概要

(施設整備費補助金により取得した資産の計上)

独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構(以下「研究機構」という。)は、平成15年10月1日に、独立行政法人農業技術研究機構から移行するとともに、認可法人生物系特定産業技術研究推進機構の資産及び債務を承継している。この移行前の独立行政法人農業技術研究機構は、13年4月に、国の研究機関が独立行政法人化されたもので、移行前の同機構及びその業務を引き継いだ研究機構の農業技術研究部門では、農業に関する技術上の試験及

び研究等を行うことにより、農業に関する技術の向上に寄与することを目的として、農業技術研究業務を行っている。

そして、同業務においては、国の施設整備費補助金(以下「施設整備費」という。)により、試験研究等のための施設の新設、改修等を行う施設整備工事を行っており、同工事で取得した建物、研究用機器その他の有形固定資産の貸借対照表計上額は、14事業年度で計3,854,797,170円、15事業年度で計10,248,008,709円となっている。

(財務諸表の作成と会計処理の準則)

独立行政法人は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)等により、毎事業年度、財務諸表として、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、キャッシュフロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書を作成し、当該事業年度の終了後3箇月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされている。また、主務大臣の承認を受けたときは、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書及び監事等の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、一般の閲覧に供しなければならないとされている。

そして、独立行政法人がその会計を処理するに当たっては、独立行政法人会計基準(平成15年3月改訂。独立行政法人会計基準研究会等。以下「会計基準」という。)に従わなければならないものとされ、そこに定められていない事項については一般に公正妥当な企業会計原則に従うものとされている。会計基準によれば、財務諸表のうち、貸借対照表は、「第43 貸借対照表の作成目的」により、独立行政法人の財政状態を明らかにするため、貸借対照表日におけるすべての資産、負債及び資本を記載し、国民その他の利害関係者にこれを正しく表示するものでなければならないとされている。

研究機構では、会計基準及び企業会計原則に従い、会計規程等において、有形固定資産は建物、構築物、機械装置、工具器具備品等にそれぞれ分類して貸借対照表に計上することとしている。また、このうち、建物は事務所・倉庫等の建物及び給排水設備等の附属設備、構築物は土地の上に固着した建物以外の建造物ないし工作物(門、上下水道、貯水池、舗装道路、屋外架線等)及びそれらの附属設備、機械装置は機械、装置及びそれらの附属設備、工具器具備品は研究用の諸工具・器具・備品並びに一般管理用の工具・器具・備品としている。そして、これらの減価償却額の算定に当たっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を基に研究期間等を勘案して耐用年数を定め算定している。

(施設整備費により固定資産を取得した場合の会計処理)

会計基準「第 81 施設費の会計処理」によれば、独立行政法人が施設整備費の交付を受けたときは、その額を流動負債の預り施設費として整理するものとしてされている。また、施設整備費によって固定資産を取得した場合、それぞれの資産科目に分類・計上するほか、当該資産が非償却資産であるとき又は当該資産の減価償却について会計基準「第 86 特定の償却資産の減価に係る会計処理」に定める処理が行われることとされたときは、当該固定資産の取得費に相当する額を、預り施設費から資本剰余金に振り替えなければならないとされている。そして、会計基準「第 86 特定の償却資産の減価に係る会計処理」では、独立行政法人が保有する償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産(以下「特定償却資産」という。)の減価償却相当額は、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとして定められている。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

研究機構の農業技術研究業務は、独立行政法人化に伴い国の研究機関から引き継がれたもので、これによって、従わなければならない会計処理の準則も、国の会計法令から会計基準等に替わっている。そして、研究機構では、施設整備工事の積算、契約及び資産額の配賦等については、本部で一括して事務処理を行い、各資産の分類については現地の状況に詳しい各研究所に任せている。

そこで、農業技術研究業務を行っている各研究所における各資産の分類及びこれに伴う減価償却額の算定等が適切に行われ、財務諸表が適切に表示されたものとなっているかに着眼して検査した。

(検査の結果)

16年2月の会計実地検査において、上記の各研究所が14事業年度に施設整備費で取得した有形固定資産の貸借対照表計上額3,854,797,170円についてみたところ、研究用機器等を含めすべて建物又は構築物に分類・計上されていた。そこで、このうち研究用機器等及び建物附属設備等110件、取得額計1,062,845,311円について検査したところ、次のとおり適切でない事態が見受けられた。

(1) 建物及び構築物に計上していた研究用機器等について

(注1)

中央農業総合研究センターほか3研究所において取得し、建物及び構築物に計上してい

た研究用機器等については、次のとおりとなっていた。

- ① 構築物に計上していた土壌滅菌器等 5 件(取得額計 48,818,364 円)は、土地に固着する建造物ないし工作物等に適用される構築物には該当しない。そして、これらの研究用機器等は、その設置に当たり建物に附属する設備との接続工事を要するものであり、研究機構では資産管理上、建物と一体的に管理される電気設備、給排水設備等の建物附属設備に準じて分類していることから、建物に分類・計上するのが企業会計原則に従った一般的な会計慣行であると認められる。
- ② 同じく構築物に計上していた共焦点レーザー स्क্যান顕微鏡等 22 件(取得額計 154,598,263 円)は、上記と同様構築物に該当しない。そして、これらの研究用機器等は、その設置に当たり建物に附属する設備との接続工事を要せず単体で管理するものであるから、機械装置又は工具器具備品に分類・計上するのが企業会計原則に従った一般的な会計慣行であると認められる。
- ③ 建物に計上していた高分解能液体クロマトグラフ飛行時間型質量分析装置等 30 件(取得額計 116,480,259 円)は、上記と同様単体で管理するものであるから、機械装置又は工具器具備品に分類・計上するのが企業会計原則に従った一般的な会計慣行であると認められる。

(2) 構築物に計上していた建物附属設備について

中央農業総合研究センターにおいて取得し、構築物に計上していた電力設備、昇降機設備等 25 件(取得額計 170,747,787 円)は、建物と一体的に管理される電気設備、給排水設備等の建物附属設備と同様の設備であることから、建物に分類・計上するのが企業会計原則に従った一般的な会計慣行であると認められる。

(3) 資産額の算出方法について

研究機構では、各有形固定資産の資産額の算出に当たり、建築工事、設備工事等の工事契約ごとに、共通にかかる費用(共通仮設費、現場管理費、一般管理費)を積算上の直接工事費の項目に、その額に応じて配賦している。そして、これを基に工事契約額、設計料、工事監理料及び工事雑費などを割り振る方法で資産額を算出している。しかし、果樹研究所において施設整備費で改修した新品種開発研究支援施設(建築工事、設備工事及び電気設備工事を実施)の資産額の算出に当たっては、建築工事契約額を割り振る際、必要のない設備工事の直接工事費の項目にまで割り振ったため、各資産の資産額が正確に表示され

ない事態が13件(建物8件取得額計480,037,344円、構築物5件取得額計26,470,473円、計506,507,817円)見受けられた。

なお、上記の建物8件中1件は、研究用機器等9件を含めて一括して建物1件としていたものであるが、この研究用機器等9件はいずれも機械装置又は工具器具備品に分類・計上するのが企業会計原則に従った一般的な会計慣行であることから、前記(1)③において取り上げている。

上記(1)、(2)、(3)の事態を整理して示すと、次表のとおりである。

区 分	研究機構における資産への計上額			企業会計原則に従った一般的な会計慣行によった場合の計上額		
	資 産 科 目	件数	金 額(円)	資 産 科 目	件数	金 額(円)
研究用機器等 及び建物附属 設備等	建物	(注) 38	580,106,031	建物	38	642,462,233
	構築物	57	400,634,887	構築物	5	32,103,793
				機械装置	4	10,277,335
				工具器具備品	48	295,897,557
	計	95	980,740,918	計	95	980,740,918

(注) 建物1件としていたものに含まれていた研究用機器等の件数9件を便宜加えている。
 なお、これに係る金額の重複は控除している。

そして、これにより、減価償却額の算定に当たり耐用年数を修正する必要が生じるものもあることから、14事業年度決算において建物及び構築物の減価償却累計額が3,210,558円及び1,793,520円過大に計上され、機械装置及び工具器具備品の減価償却累計額が192,697円及び6,843,225円過小に計上されることとなっている。また、資本剰余金の損益外減価償却累計額についても、2,031,844円過小に計上されることとなっている。

以上のように、施設整備費により取得した研究用機器等及び建物附属設備等について資産の分類・計上が一般的な会計慣行と異なっている事態は適切とは認められず、貸借対照表の有形固定資産の資産科目及び資本剰余金の損益外減価償却累計額が正しく表示されないこととなり、ひいては、損益外減価償却累計額の有する機能とされている「実質的な財産的基礎の減少の程度を表示し、当該資産の更新に係る情報提供の機能」(独立行政法人会計基準注解64「減価償却の会計処理について」)を損なう結果ともなる。また、行政サービス実施コスト計算書の損益外減価償却相当額が正しく表示されないこととなり、ひいては、行政サービス実施コスト計算書の有する機能とされている「独立行政法人の業務運営に関して、国民の負担に帰せられるコスト」(会計基準「第23 行政サービス実施コストの定義」)を表示する機能

を損なう結果ともなる。

したがって、14 事業年度に施設整備費により取得した研究用機器等及び建物附属設備等について資産の分類・計上が一般的な会計慣行と異なっている事態は、是正の要があると認められる。また、今後の分類・計上が適切に行われるよう是正改善の処置を講じる必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことによると認められた。

- (ア) 研究機構では、独立行政法人移行時に、国から出資された財産のうち建物及び研究用機器等を含む工作物について、特定償却資産とみなすこととされたことから、国有財産の区分である建物を有形固定資産の建物に、工作物を建物又は構築物に分類していた。そして、独立行政法人移行後、施設整備費により研究用機器等及び建物附属設備等の償却資産を取得した場合についても特定償却資産とされていたことから、研究機構では、独立行政法人移行時と同様に建物又は構築物に分類・計上していたこと。
- (イ) 研究機構において、施設整備費により取得した研究用機器等及び建物附属設備等の償却資産の分類・計上について、理解が十分でなかったこと。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、研究機構では、16 年 3 月に各研究所に対して事務連絡を発し、会計基準等に関する理解を深め、一般的な会計慣行に従い、資産の分類等を適切に行うよう指導するとともに、研究用機器等で、その設置に当たり建物に附属する設備との接続工事を要せず、単体で管理できるものについては、機械装置又は工具器具備品に分類し、減価償却に当たっては適正な耐用年数を適用して償却額を算定することなどとする処置を講じた。

そして、これに基づき、15 事業年度決算の作成に当たっては、15 事業年度に中央農業総合研究センターほか^(注2)6 研究所において施設整備費で取得した研究用機器等 304 件取得額計 1,441,948,800 円のうち 263 件取得額計 836,869,793 円について、機械装置及び工具器具備品に分類・計上した。

また、14 事業年度に取得したもので前記のとおり分類・計上が適切でなかった研究用機器等及び建物附属設備等 95 件取得額計 980,740,918 円については、前記(2)のうちの昇降機設備 1 件取得額 5,542,027 円を 15 事業年度決算において修正し、残りは 16 事業年度決算にお

いて修正することとした。

なお、上記のとおり、15事業年度決算においてもすべてが修正されていないことから、建物及び構築物の減価償却累計額が13,365,054円及び23,402,873円過大に計上され、機械装置及び工具器具備品の減価償却累計額が2,505,061円及び60,070,749円過小に計上されることとなっている。また、資本剰余金の損益外減価償却累計額についても、25,807,883円過小に計上されることとなっている。

(注1) 中央農業総合研究センターほか3研究所 中央農業総合研究センター、果樹研究所、畜産草地研究所、東北農業研究センター

(注2) 中央農業総合研究センターほか6研究所 中央農業総合研究センター、果樹研究所、花き研究所、動物衛生研究所、北海道農業研究センター、近畿中国四国農業研究センター、九州沖縄農業研究センター

第19 自動車検査独立行政法人

不 当 事 項

そ の 他

(213) 消費税の申告に当たり、課税仕入れの額を過小に算出していたことなどにより、還付を受けた消費税の額が不足していたもの

科 目	消費税等還付収益
部局等の名称	自動車検査独立行政法人本部
過小となっていた課税仕入れの額	158,014,870 円(平成 14 事業年度)
不足していた消費税の還付額	3,022,988 円(平成 14 事業年度)

1 消費税の確定申告の概要

(自動車検査独立行政法人の概要)

自動車検査独立行政法人(以下「検査法人」という。)は、従来、自動車検査登録特別会計で行っていた自動車の検査に関する事務の一部を行うことにより、自動車の安全性の確保及び自動車による公害の防止その他の環境の保全を図ることを目的として、平成 14 年 7 月 1 日に設立された法人である。

そして、検査法人では、上記の業務を行うため、国土交通省の札幌運輸支局ほか 92 運輸支局等と同一の所在地に、北海道検査部ほか 92 検査部等の地方機関を配置している。

(消費税の申告)

消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)によれば、消費税の課税事業者は、課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除した額を消費税として納付することとなっている。また、課税仕入れに係る消費税額が課税売上高に対する消費税額を上回る場合には、この差に相当する額の還付を受けられることとなっている。

検査法人では、設立年度の14事業年度(14年7月1日から15年3月31日まで)から消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)の確定申告を行って、同事業年度は、下表のとおり、課税売上げが173,487,890円、課税仕入れが14,185,921,302円であるとして、これらに基づき消費税202,441,773円の還付を受けている。

区 分	項 目	金 額
課税売上げ (消費税込み)	水道光熱費等立替収入	158,126,972円
	その他の収入	15,360,918円
	合 計	173,487,890円
課税仕入れ (消費税込み)	水道光熱費	198,073,180円
	その他の支出(注)	13,987,848,122円
	合 計	14,185,921,302円

(注) その他の支出13,987,848,122円には、国からの現物出資に係る資産の評価額11,664,597,716円が含まれている。

(水道等の使用料に係る消費税の取扱い)

地方機関である検査部等と国の機関である運輸支局等は同一の敷地内に所在していることから、水道、電気等を共同で使用しており、また、メーターが一つしかないため、その使用料は消費税を含め水道事業者等からまとめて検査法人に請求されている。検査法人では、請求額全額を水道事業者等へ支払った後に、運輸支局等の使用料をあん分計算により算出し、これを国から徴収している。そして、消費税の申告に当たって、この徴収額を水道光熱費等立替収入として課税売上げに計上し、水道事業者等に支払った使用料のうち検査法人の負担分を水道光熱費として課税仕入れに計上している。

2 検査の結果

検査したところ、消費税の計算に当たり、水道事業者等に支払った後に国から徴収した使用料については、水道光熱費等立替収入として課税売上げに計上するとともに、同額を水道光熱費等立替支出として課税仕入れにも計上すべきであるのに、これを課税仕入れに計上していないなどのため、課税仕入れの額を過小に算出するなどしていた。

したがって、適正な課税売上げ及び課税仕入れの額を算出すると、下表のとおり、それぞれ173,488,628円及び14,343,936,172円となる。

区 分	項 目	金 額
課税売上げ (消費税込み)	水道光熱費等立替収入	158,127,710 円
	その他の収入	15,360,918 円
	合 計	173,488,628 円
課税仕入れ (消費税込み)	水道光熱費等立替支出	158,127,710 円
	水道光熱費	198,073,180 円
	その他の支出	13,987,735,282 円
	合 計	14,343,936,172 円

このような事態が生じていたのは、検査法人において、消費税の取扱いについての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

上記により、消費税の還付額を修正計算すると 205,464,761 円となり、当初の還付額との差額 3,022,988 円が不足していたと認められる。

第20 独立行政法人農畜産業振興機構

第3章 第2節 第20 独立行政法人農畜産業振興機構

不 当 事 項

補 助 金 (214)–(216)

(214) 国産牛肉等需要回復緊急対策事業の実施に当たり、事業の要件を満たす値引き販売を
 (215) 実施していないものに対して補助金が交付されているもの

科 目	(畜産助成勘定)(項) 畜産助成事業費
部局等の名称	農畜産業振興事業団(平成15年10月1日以降は独立行政法人農畜産業振興機構)本部
補助の根拠	農畜産業振興事業団法(平成8年法律第53号)
事業主体	(1) 社団法人日本畜産副産物協会 (2) 全国農業協同組合連合会
助成先	(1) 財団法人名古屋食肉公社
委託先	(2) 株式会社鳥取県食肉センター
助成事業	国産牛肉等需要回復緊急対策
事業の概要	牛海綿状脳症(BSE)の関連対策の一環として、国産牛肉及び国産牛の可食内臓(副生物)の需要を早期に回復し、牛肉等の生産を維持するため特別販売等を実施するもの
事業費	(1) 461,407,700 円(平成13年度) (2) 436,028,252 円(平成13年度) 計 897,435,952 円
上記に対する事業団の補助金交付額	(1) 459,629,227 円 (2) 422,042,286 円 計 881,671,513 円
不当と認める事業費	(1) 3,388,000 円(平成13年度) (2) 1,048,000 円(平成13年度) 計 4,436,000 円
不当と認める事業団の補助金交付額	(1) 3,388,000 円(平成13年度) (2) 1,048,000 円(平成13年度) 計 4,436,000 円

1 事業の概要

農畜産業振興事業団(平成15年10月1日以降は独立行政法人農畜産業振興機構。以下「事業団」という。)では、13年9月10日に発生が確認された牛海綿状脳症(以下「BSE」という。)の関連対策の一環として、社団法人日本畜産副産物協会(以下「協会」という。)、全国農業協同組合連合会(以下「全農」という。)等が事業主体となって13年度に実施した国産牛肉等需要回復緊急対策事業に対して補助金を交付している。

この事業は、我が国初のBSEの発生に伴い、国産牛肉及び国産牛の可食内臓(以下「副生物」という。また、国産牛肉と併せて「牛肉等」という。)の需要が大きく落ち込んだことから、牛肉等の需要を早期に回復し、牛肉等の生産を維持するため、農林水産省が定めた国産牛肉等需要回復緊急対策事業実施要領(平成13年13生畜第4107号農林水産省生産局長通知)、事業団が定めた国産牛肉等需要回復緊急対策事業助成実施要綱(平成13年13農畜団第2005号)等(以下、これらを併せて「実施要領等」という。)に基づき、13年度限りの事業として実施されたものである。

この事業は、卸売市場活性化、国産牛肉緊急販売促進及び副生物緊急需要回復の3種類の事業からなっており、このうち、副生物緊急需要回復に係る事業は、実施要領等によると、事業主体が、副生物の需要の回復を図るための値引き販売等(以下「特別販売」という。)を自ら実施したり、事業主体の構成員が実施する特別販売に助成したりなどするものである。

そして、特別販売は、副生物の需要者に対する販売量の維持又は拡大を図るために、通常の販売価格から値引いて販売することなどの要件を満たすものでなければならないことになっており、事業団では、この特別販売の実施に係る補助金として、牛1頭分の副生物の特別販売に対して4,000円を事業主体に交付することとなっている。

協会及び全農では、国産牛肉等需要回復緊急対策事業を461,407,700円、436,028,252円で実施したとする実績報告書を事業団に提出し、これにより、それぞれ459,629,227円、422,042,286円の補助金の交付を受けている。

2 検査の結果

検査したところ、次のとおり、特別販売としての要件を満たす値引き販売が実施されていないのに、補助金が交付されていた。

- (1) 協会では、協会の構成員である財団法人名古屋食肉公社からの13年12月から14年1月までに国産牛847頭分の特別販売を実施したとする実績報告等に基づき、同公社に対し

て助成金 3,388,000 円を交付し、同金額を本事業の事業費に含めていた。しかし、同公社では、13 年 11 月に販売価格を値下げしていたものの、この値下げした販売価格は仕入価格等を参考にして設定した通常の販売価格であった。そして、同公社では、事業の実施期間中も継続してこの通常の販売価格により副生物を販売していたことから、本件販売は、通常の販売価格から値引いて販売することとされている特別販売としての要件を満たしていなかった。

- (2) 全農では、本事業の委託先である株式会社鳥取県食肉センターからの 13 年 12 月から 14 年 3 月までに国産牛 262 頭分の特別販売を実施したとする実績報告等に基づき、同センターに対して 1,048,000 円を支払い、同金額を本事業の事業費に含めていた。しかし、同センターでは、13 年 11 月及び 14 年 2 月に販売価格を値下げしていたものの、この値下げした販売価格は近隣市場の取引価格を参考にして設定した通常の販売価格であった。そして、同センターでは、事業の実施期間中も継続してこの通常の販売価格により副生物を販売していたことから、本件販売は、通常の販売価格から値引いて販売することとされている特別販売としての要件を満たしていなかった。

このような事態が生じていたのは、財団法人名古屋食肉公社、株式会社鳥取県食肉センター、協会及び全農において、実施要領等で定められた特別販売についての理解、認識が十分でなかったこと並びに協会及び全農に対する事業団の審査及び指導が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、財団法人名古屋食肉公社及び株式会社鳥取県食肉センターが実施した副生物の販売に係る事業費 3,388,000 円、1,048,000 円、計 4,436,000 円(事業団の補助金相当額 同額)は、特別販売としての要件を満たしていないものであって、不当と認められる。

(216) 肉用子牛の生産者補給金が交付対象とならない肉用子牛を対象に交付されているもの

科 目	(肉用子牛勘定) (項)肉用子牛補給金等事業費
部局等の名称	農畜産業振興事業団(平成15年10月1日以降は独立行政法人農畜産業振興機構)本部
事業団の交付金等	生産者補給交付金、生産者積立助成金
交付の根拠	肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)
実施主体	社団法人福井県畜産経営安定基金協会
事務の委託先	社団法人福井県配合飼料価格安定基金協会
生産者補給金の概要	肉用子牛の生産の安定を図ることなどを目的として、肉用子牛の市場価格が一定の水準を下回った場合にその価格差を補てんするため、事業団の交付金等を財源として、都道府県肉用子牛価格安定基金協会が肉用子牛の生産者に対し交付する補給金
不当と認める生産者補給金の額	5,699,530円(平成13、14両年度)
不当と認める事業団の交付金等相当額	4,535,965円(平成13、14両年度)

1 補給金の概要

(肉用子牛生産者補給金制度の概要)

農畜産業振興事業団(以下「事業団」という。)では、肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)等に基づき、肉用子牛の生産の安定を図ることなどを目的として、都道府県知事の指定を受けた都道府県肉用子牛価格安定基金協会(以下「指定協会」という。)に対して、国からの交付金により生産者補給交付金及び生産者積立助成金を交付している。そして、指定協会は、これらの交付金等を財源として、肉用子牛の生産者に対して生産者補給金(以下「補給金」という。)を交付している。

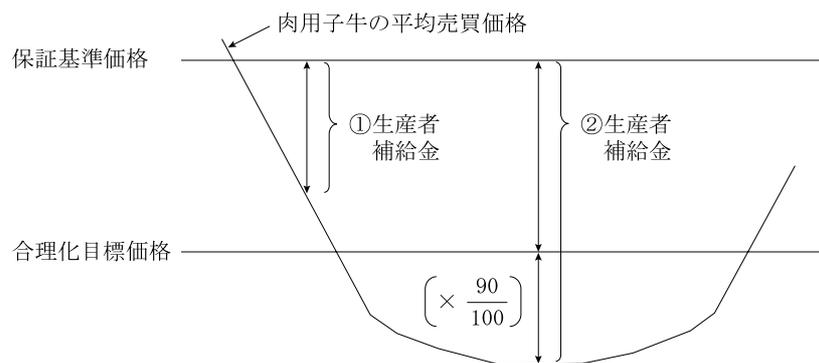
この補給金は、牛肉の輸入自由化により影響を受ける肉用子牛の生産者に対し、肉用子牛を販売したときなどにおいて、肉用子牛の市場価格が一定の水準を下回っている場合に、その価格差を補てんするために交付されるものである。そして、補給金の交付額は、農林水産大臣が指定した家畜市場において売買された肉用子牛の平均売買価格に応じて次のように

なっている(参考図参照)。

- (注1) (注2)
- ① 平均売買価格が保証基準価格を下回り合理化目標価格以上である場合は、保証基準価格と平均売買価格との価格差額
- ② 平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合は、保証基準価格と合理化目標価格との価格差額に、合理化目標価格と平均売買価格との価格差額の100分の90を加算した額
- 上記の交付額のうち、①の価格差額及び②のうちの保証基準価格と合理化目標価格との価格差額には事業団からの生産者補給交付金が充てられ、②の加算額には事業団からの生産者積立助成金、生産者からの負担金等を積み立てた生産者積立金が充てられる。

なお、平成13年9月に我が国で初めて牛海綿状脳症(BSE)の発生が確認されたことにより平均売買価格が急落し、これに伴い13、14両年度は補給金の額が増大した。

(参 考 図)



(注1) 保証基準価格 肉用子牛の生産条件及び需給事情等を考慮し、肉用子牛の再生産を確保するために毎年度農林水産大臣が定める価格

(注2) 合理化目標価格 肉用牛生産の健全な発達を図るため肉用子牛生産の合理化によりその実現を図ることが必要な肉用子牛の生産費を基準として、農林水産大臣が定める価格

この補給金制度の加入対象となる肉用子牛は、指定協会との間で生産者補給金交付契約を締結している生産者(以下「契約生産者」という。)が、指定協会に対し満2月齢に達する日までに個体登録の申込みを行い、負担金を納付していることなどの要件(以下「加入要件」という。)を満たす肉用子牛となっている。そして、補給金は、契約生産者が当該肉用子牛を満6月齢に達する日まで飼養し、その後販売したときなどに交付される。

上記の加入要件等における月齢の基になる生年月日は、他から譲り受けて飼養する肉用子牛であって、契約生産者が生年月日を把握していないものについては、譲り受けた日(以下

「導入日」という。)及びそのときの体重が80kg未満であることを家畜市場の伝票等により証明できる場合に、導入日を生年月日とみなすこととなっている。

(補給金の交付)

福井県の指定協会である社団法人福井県畜産経営安定基金協会(以下「県協会」という。)では、肉用子牛の個体登録に係る書類の受理等の事務を社団法人福井県配合飼料価格安定基金協会(以下「県飼料協会」という。)に委託している。そして、県飼料協会に係る契約生産者分として、13、14両年度に計614頭の肉用子牛について35,712,170円の補給金を交付している。

2 検査の結果

上記の肉用子牛614頭について、契約生産者から県飼料協会に提出された肉用子牛個体登録申込書、生年月日を証明する書類等により補給金の交付の適否を検査したところ、契約生産者Aに係る肉用子牛について、次のとおり適切でない事態があった。

すなわち、Aは、家畜市場から購入していた219頭について、導入日を生年月日として個体登録の申込みを行い、その証明書類として、家畜市場における導入日や80kg未満の体重等が記載されている家畜市場発行の購買精算書を提出していた。そして、これら肉用子牛の飼養後の販売に対して、販売時における平均売買価格が保証基準価格又は合理化目標価格を下回っていたことから、補給金14,227,390円が交付されていた。

しかし、219頭のうち85頭については、購買精算書記載の導入日がAによって書き換えられており、個体登録の申込みの時点で、いずれも実際の導入日から起算して満2月齢を超えていた。このため、当該85頭は加入要件を満たしておらず、補給金の交付対象とならないものであった。

このような事態が生じていたのは、契約生産者が誠実でなく事実と相違した内容の申込みをしていたのに、これに対する県協会及び県飼料協会の調査確認が十分でなかったことによると認められる。

したがって、これら85頭に係る補給金計5,699,530円(事業団の生産者補給交付金相当額3,372,400円、生産者積立助成金相当額1,163,565円、計4,535,965円)は交付対象とならない肉用子牛を対象に交付されたものであって、不当と認められる。

第21 独立行政法人科学技術振興機構

意見を表示し又は処置を要求した事項

科学技術振興機構における文献情報提供事業について、収支改善計画の見直しなどを適切に行い、収益性の向上を図るよう改善の意見を表示したもの

科 目	文献情報提供勘定
部局等の名称	独立行政法人科学技術振興機構(平成15年9月30日以前は科学技術振興事業団)
事業の概要	科学技術に関する論文その他の文献に係る情報を抄録その他容易に検索することができる形式で提供することを目的として行う業務及びこれに附帯する業務
収 益	78億5553万円(平成15事業年度)
費 用	121億7135万円(平成15事業年度)
当期損失金	43億1582万円(平成15事業年度)
累積欠損金	694億6956万円(平成15事業年度末)

【改善の意見表示の全文】

文献情報提供事業について

(平成16年10月28日付け 独立行政法人科学技術振興機構理事長あて)
標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の意見を表示する。

記

1 事業の概要

(情報提供業務の概要)

貴機構は、独立行政法人科学技術振興機構法(平成14年法律第158号。以下「機構法」という。)に基づき、科学技術の振興を図ることを目的として、科学技術の振興のための基盤の整備に関する業務等を総合的に実施している。そして、我が国における科学技術情報に関する中枢的機関として、機構法第18条第5号に基づき、内外の科学技術情報を収集し、整理し、保管し、提供し、及び閲覧させるなどの業務(以下、この業務を「情報提供業務」とい

う。)を行っている。

この情報提供業務は、昭和32年から日本科学技術情報センター(以下「旧センター」という。)により行われてきたもので、その後、平成8年に科学技術振興事業団(以下「旧事業団」という。)に引き継がれ、更に15年に貴機構に引き継がれている。

そして、情報提供業務に関しては、11年6月の科学技術会議の答申において科学技術文献等の情報に係る総合データベースの構築の支援を強化する必要があるとされており、また、第2期科学技術基本計画(13年3月閣議決定)において研究情報基盤の整備を進めるとともに、研究開発情報の収集、発信を通じて、我が国の研究開発の高度化・効率化を図ることとされているなど、科学技術の振興を図る上で重要性が増加している。

(情報提供業務に係る経理及び財源)

情報提供業務(これに附帯する業務を含む。)のうち、科学技術に関する論文その他の文献(磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録されたものを含む。)に係る情報(専ら科学技術に関する研究開発に係る交流を促進するための情報を除く。)を抄録その他の容易に検索することができる形式で提供すること(国際協力を目的として我が国の科学技術に関する情報を外国に提供することを除く。)を目的として行う業務及びこれに附帯する業務(以下「文献情報提供業務」という。)に係る経理については、機構法第19条において、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「文献情報提供勘定」という。)を設けて整理しなければならないとされている。

これは、旧センターにおいて一般会計から出資を受けて有償で運営されていた文献情報提供業務が、産業投資特別会計法(昭和28年法律第122号)第1条に定める産業の開発及び貿易の振興という目的に沿うもので、将来的には収益性を見込める事業として、昭和60事業年度以降、産業投資特別会計(注1)(以下「産投会計」という。)から出資を受けて運営されることになったことによるものである。そして、貴機構が独立行政法人として設立された後も引き続き産投会計から出資を受けており、平成15事業年度末における出資の累計額は699億円となっている。

また、情報提供業務には、上記の文献情報提供業務のほか、一般の勘定(以下「一般勘定」という。)で行われる業務(以下「一般勘定業務」という。)があり、研究情報の英文化及び海外への発信、研究機関が所有する試験研究データのデータベース化等を行い、研究情報の整備・流通を促進することなどを目的として事業を行っている。これらは収益性が低い業務で

あることから、国の一般会計から運営費交付金の交付を受けて、各種情報の提供を無償で行っている。

(注1) 産業投資特別会計 産投会計は出資先からの国庫納付金等を財源として、出資及び貸付け(以下「投資」という。)を行っており、投資先から国庫納付金等を受け、それらの資金により新たに投資を行っている。

(文献情報提供勘定の収支改善計画)

文献情報提供勘定については、旧センター及び旧事業団当時から毎事業年度損失金が発生して累積欠損金が増こうし、その額は7事業年度末現在360億余円となっていた。また、産投会計の抜本的な見直しに着手した財政当局は、9年度予算編成において旧事業団に文献情報提供勘定に対する出資の削減を求めた。

旧事業団では、これらに対応して8年12月に、引き続き産投会計から出資を受ける代わりに、収入の一部を利息収入を得る目的で「基本財産」^(注2)として積み立てることなどにより同勘定の収支の改善を図ること、同勘定を21事業年度から黒字転換し、中長期的には累積欠損金を解消することを目標とすることなどを内容とする収支改善計画を策定した。そして、旧事業団では、毎事業年度、前事業年度の実績を踏まえて収支改善計画を見直していたが、13事業年度までは実績がおおむね計画どおりに推移していたことから、各事業年度の計画を大きく見直すことはなかった。

しかし、14事業年度において事業収入が大幅に減少し、当期損失金が計画より多額になることが見込まれたため、旧事業団では、事業収入の減額、基本財産の積立ての中止、単年度で黒字転換とする目標年度の先送りなど、収支改善計画の大幅な見直しを行った。

(注2) 基本財産 8年12月の収支改善計画において、文献情報提供勘定の収支改善を図るため、収入の一部を国債等の購入により毎事業年度積み立て、これを運用し、発生した利息を事業運営に充てることとした。この積立て資産を基本財産と呼ぶ。13事業年度までは毎事業年度積み立てが行われていたが、14事業年度に事業収入の落ち込みを受けて積立ては中止された。15事業年度末の残高は50億1193万余円である。

2 本院の検査結果

(検査の着眼点及び対象)

貴機構では、15年10月に独立行政法人として設立された際、旧事業団における文献情報提供勘定の累積欠損金(承継時の金額619億0121万余円)を承継している。そして、同勘定における15事業年度の収益は78億5553万余円(旧事業団分44億8140万余円、機構分33

億 7413 万余円)、費用は 121 億 7135 万余円(旧事業団分 58 億 8282 万余円、機構分 62 億 8853 万余円)で、当期損失金は 43 億 1582 万余円(旧事業団分 14 億 0142 万余円、機構分 29 億 1439 万余円)となっており、累積欠損金は 15 事業年度末において 694 億 6956 万余円となっている。

このように文献情報提供勘定は多額の累積欠損金を抱えているが、文献情報提供業務については、我が国の科学技術の振興を図る上で重要な役割を果たすものであり、将来的には収益性を見込める事業として産投会計から出資を受けていることから、健全な財務内容で実施されていくことが必要である。

そこで、貴機構が独立行政法人として設立された機会をとらえ、9 事業年度から 15 事業年度までに実施された文献情報提供業務を対象として、次のような点に着眼して検査した。

- ① 文献情報提供業務で提供する各商品の売上げ、収支、利用等はどのような状況になっているか。
- ② 収支改善計画に沿って業務を行うことにより収支の改善、単年度黒字転換及び累積欠損金の解消が見込めるか。

(検査の結果)

検査したところ、文献情報提供業務の運営及び収支改善計画の実施については、次のような状況となっていた。

(1) 文献情報提供業務の運営状況

文献情報提供業務は、出版物サービス、オンライン情報サービス、受託サービス等(以下「提供サービス」という。)に大きく分類されており、それぞれの概要は次のとおりとなっていた。

- ① 出版物サービスは、「科学技術文献速報」、「情報管理」等を出版するもので、15 事業年度の出版物の売上げは 5 億 3187 万余円(全提供サービスの 7%)となっていた。
- ② オンライン情報サービスは、科学技術論文等の検索システム(以下「JOIS」という。)^(注3)及び科学技術情報等の検索システム(以下「STN」という。)^(注4)を提供するもので、15 事業年度のオンライン情報サービス全体の売上げは 48 億 0163 万余円(全提供サービスの 65%)となっていた。このうち JOIS では、表 1 の 7 種類のデータベースを商品としていて、15 事業年度の売上げは 23 億 6196 万余円(全提供サービスの 32%)となっていた。また、STN の売上げは 24 億 3967 万余円(全提供サービスの 33%)となっていた。

(注3) JOIS JST Online Information System の略で、貴機構が作成した 2,000 万件以上の国内外で発表された論文、専門的文献など科学技術に関する文献情報、医学情報、化合物情報などが収録されているデータベースを日本語で検索することができるシステム

(注4) STN The Scientific & Technical Information Network International の略で、貴機構と CAS(米)及び FIZ Karlsruhe(独)とが共同で運営する科学技術情報の検索システム。科学技術全般の文献や特許、化学物質の物性値、化学物質辞書などの 250 種類以上のデータベースを提供している。

表1 JOIS の7種類のデータベースの収録内容及び収録件数(平成16年3月末現在)

データベース名	内 容	収録件数
JSTPlus ファイル	科学技術(医学を含む)全分野に関する文献情報。世界 50 数か国の情報を含む。	約 1,400 万件
JST7580 ファイル	科学技術全分野に関する文献情報。世界 50 数か国の情報を含む。1975 年 4 月から 1981 年 3 月までのデータを収録している。	約 220 万件
JMEDPlus ファイル	日本国内の医学文献情報。	約 288 万件
JCHEM ファイル	化学物質の商品名、治験番号、体系名、日化辞番号、CAS 登録番号、分子式などの情報。	約 200 万件
JCATALOG ファイル	JST(科学技術振興機構)で所蔵している資料(雑誌など)の所蔵情報。	約 16 万件
JAPICDOC ファイル	日本医薬情報センターが作成・提供する医薬の有効性、安全性に関する文献情報。国内医学、薬学関連の雑誌約 330 誌から情報を収録。	約 26 万件
NUCLEN ファイル	原子力に関する政府情報、技術情報、啓蒙書情報。	約 60 万件

③ 受託サービスは、所蔵している資料等を複製して提供するなどするもので、15 事業年度の売上げは 19 億 5596 万余円(全提供サービスの 26%)となっていた。

そして、提供サービスの売上げ、収支、利用等は、次のような状況になっていた。

ア 提供サービスの売上げに対する費用の状況

9 事業年度から 15 事業年度までの提供サービスの売上げをみると、12 事業年度以降、毎事業年度減少し、15 事業年度の売上げは 73 億 1064 万余円となっていて、売上げが最も多かった 11 事業年度の 96 億 7950 万余円と比べて 24.4% 減少していた。

一方、貴機構が文献情報提供業務に係る販売計画策定等の参考資料として財務諸表に基づき作成している提供サービスに関する計算書(以下「計算書」という。)によれば、提供サービスの売上げに対する費用の割合は表 2 のとおりとなっていた。このうちオンライン情報サービスについては、売上げに対する費用の割合が 150% を超え費用が売上げを大きく上回っており、また、受託サービスについては、費用の割合がおおむね 70%

台で推移しており売上げが費用を上回っていた。

表2 提供サービスの売上げに対する費用の割合 (単位：百万円、%)

事業年度 提供サービス		9	10	11	12	13	14	15
		出版 物サ ー	売上高	832	1,076	1,158	941	824
	費用	1,250	1,251	1,167	1,080	1,011	968	669
	費用／売上高	150.22	116.31	100.75	114.73	122.74	145.67	125.95
オ情 ス 報 ラ イ ン ビ	売上高	5,367	5,584	5,761	5,702	5,615	5,228	4,801
	費用	8,829	9,063	9,082	9,081	8,860	8,539	8,929
	費用／売上高	164.50	162.30	157.65	159.26	157.78	163.33	185.97
受 ス 託 サ ー ビ	売上高	2,788	2,672	2,720	2,766	2,709	2,329	1,955
	費用	2,131	2,027	2,053	2,019	1,945	1,743	1,926
	費用／売上高	76.44	75.89	75.49	72.98	71.80	74.83	98.50
そ の 他	売上高	38	36	39	32	32	24	21
	費用	41	40	43	30	22	17	22
	費用／売上高	107.39	110.46	109.22	92.84	69.93	71.00	105.99
その他の費用		113	138	107	68	52	39	175
合 計	売上高	9,026	9,369	9,679	9,442	9,181	8,247	7,310
	費用	12,365	12,521	12,453	12,279	11,892	11,309	11,724
	費用／売上高	137.00	133.64	128.66	130.04	129.53	137.12	160.37

注(1) 平成14事業年度までの計算書には文献情報提供業務に従事している職員の人件費等の費用が含まれていないが、15事業年度には人件費に対する補助金の交付がなくなったことから、同事業年度の計算書には人件費が含まれている。

注(2) 平成15事業年度の各サービスの売上げに対する費用の割合が前年度以前に比べて高い傾向にあるのは、①文献情報の収集を一般勘定業務として行うこととなったことによる費用の減少、②人件費に対する補助金の交付がなくなったことによる費用の増加など費用の構成が大きく変わったことによる影響が含まれている。

このように各事業年度の売上状況は減少傾向にあり、貴機構では提供サービスの売上げの増加を図ることとしているが、提供サービス内容等の抜本的な改善がなされない限り、大幅な売上げの増加は期待できない状況にあると認められる。

イ オンライン情報サービスにおける費用収益の把握

貴機構では、提供サービスを実施するため、収集した文献等の抄録を作成したり、文献の中から必要な情報を入力したりして文献データベースを作成しており、その費用等については情報資産として資産計上し、5年間で均等償却する会計処理を行っていた。

一方、貴機構におけるオンライン情報サービスに係る費用収益の把握は、次のようになっていた。

すなわち、貴機構では、14 事業年度以前は、売上げについては JOIS の各商品及び STN に区分して把握しているものの、費用については JOIS 全体と STN を区分するのみで、JOIS の各商品ごとの費用を的確に把握できない状況となっていた。また、15 事業年度からはシステムの変更により、費用ばかりでなく売上げについても、JOIS 全体と STN に区分されるのみで、JOIS の商品ごとの売上げ及び費用が把握できない状況となっていた。

しかし、貴機構の売上げの過半を占めるオンライン情報サービス事業を見直すなど収支改善方策の検討に当たっては、JOIS の商品ごとの収支を的確に把握できるようにする必要があると認められる。

ウ 文献情報提供業務と一般勘定業務の両業務に従事する職員の業務量の把握

貴機構では、前記の情報提供業務を実施している情報事業本部に、15 事業年度末現在、128 人の職員が所属しており、このうち文献情報提供業務の専任者は 28 人、一般勘定業務の専任者は 41 人となっていた。

また、残る 59 人については、国として科学技術情報の収集を行う必要があることなどのため、内外の科学技術情報を収集する業務が 15 事業年度から一般勘定業務として行われることになったこともあり、文献情報提供業務と一般勘定業務の両業務に従事している。そして、これら 59 人のうち、24 人は文献情報提供業務、35 人は一般勘定業務を行っているとして会計処理されていた。

しかし、貴機構において両業務の業務量が的確に把握されていないため、上記の 59 人分の人件費が、業務量に応じて文献情報提供勘定と一般勘定とに適切にあん分されているか判断できない状況となっている。そこで、両業務に従事する職員について業務内容を精査するとともに、人員の配置を見直すなどして、文献情報提供業務に係る人件費を的確に把握する必要があると認められる。

エ 利用状況

(ア) オンライン情報サービス利用者等の状況

貴機構が提供している JOIS 等の利用者は、大半が民間企業となっていた。そして、15 事業年度における民間企業に対する売上げは 39 億 0479 万余円で、オンライン情報サービス全体の売上げ 48 億 0163 万余円の 81% を占めていた。

これに対し、大学等の教育機関に対する売上げは1億1864万余円(2%)となっており、売上げに占める教育機関の割合は著しく低くなっていた。

そこで、本院において大学等の研究者からヒアリングするなどして調査したところ、大学等の教育機関の利用が少ないのは、①JOIS等は外国の文献の日本語抄録を作成するまでに時間を要することから最新の情報が登録されていないため、最先端の研究者が求める情報が少ないこと、②JOISのような従量課金のサービスでは利用金額が事前に分からないため、情報関連予算が極めて限られている大学等の教育機関では、利用の拡大が難しいことなどによることが判明した。

(イ) アンケート調査の結果

本院においてJOIS等の利用金額の多い企業の中から123者(企業又は企業の部署。貴機構の売上げに占める割合は約4割)を抽出してアンケート調査を行ったところ、貴機構の提供するJOIS等については、利用者の日本語表示への満足度は高く、また、廃止した場合には利用者の業務に支障が生じることが見込まれるものの、提供サービス内容等の抜本的な改善がなされない限り、利用が大幅に増加することは期待できない状況にあると認められた。

(2) 収支改善計画の実施状況

ア 収支の状況

(ア) 収入

文献情報提供事業における事業収入の実績を収支改善計画における計画額と比較したところ、10事業年度から12事業年度までは実績額が計画額を上回り計画が達成されているが、9事業年度及び13事業年度から15事業年度までは実績額が計画額を下回り計画を達成しておらず、各事業年度の計画達成率は、9事業年度99%、13事業年度98%、14事業年度86%、15事業年度94%となっていた。

(イ) 支出

文献情報提供事業における支出の実績を収支改善計画における計画額と比較したところ、次のような要因により支出が減少していることから、9事業年度以降実績額が計画額を下回り計画が達成されていた。

① 文献情報提供業務において、コンピュータの活用による業務の合理化や、抄録を

作成せずに索引のみを付与することとする件数を増やすことなどによって事業費を削減していること

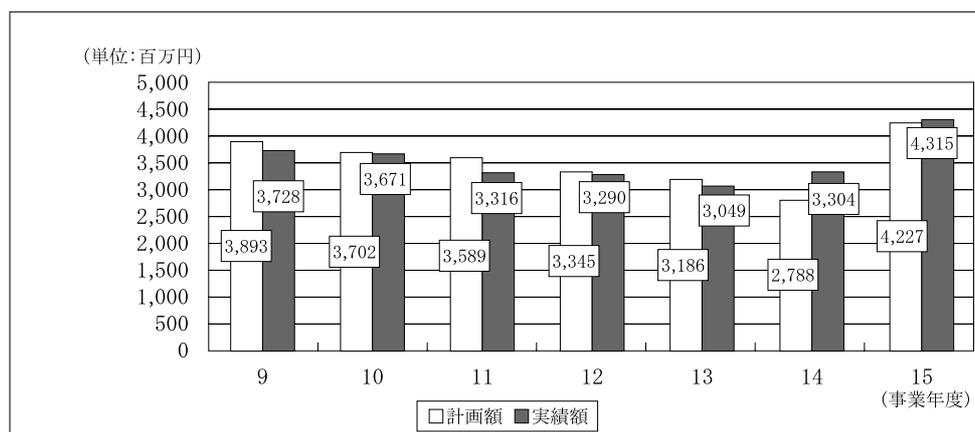
- ② 提供サービスの売上げが減少したことに伴い、サービス提供に伴って発生する商品の発送費等の費用が減少したこと
- ③ 支所や営業所の廃止、データベース作成工程や抄録作成の効率化及び外部委託の拡大により、文献情報提供業務に従事する要員を一般勘定の業務部門へ配置転換するなどして、人件費を削減していること

このように、支出については計画を達成しているものの、事業収入については計画を達成していない状況であり、収支の改善が計画どおり図られていないと認められた。

イ 当期損失金、累積欠損金の状況

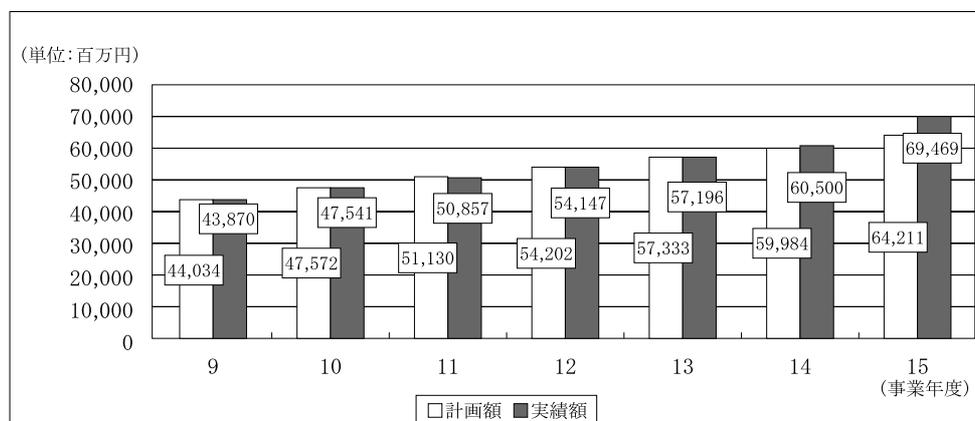
文献情報提供勘定における当期損失金の実績を収支改善計画における計画額と比較したところ、図1のとおり、9事業年度から13事業年度までは実績額が計画額を下回り計画が達成されていたが、14、15両事業年度においては実績額が計画額を上回り計画を達成していなかった。また、計画が達成された9事業年度から13事業年度までにおいても、なお当期損失金は毎事業年度30億円を上回る額となっていた。

図1 当期損失金の計画額と実績額の推移



そして、上記のような収支状況であることから、図2のとおり、累積欠損金が毎事業年度増こうしており、15事業年度末では694億6956万余円に上っていた。

図2 累積欠損金の計画額と実績額の推移



(注) 平成15事業年度の決算額には、独立行政法人となることによって承継した資産の評価替等による損失の増加分46億5396万余円が含まれている。

ウ 収支改善計画の見直しの状況

旧事業団では、14事業年度以降、前記のとおり収支改善計画の大幅な見直しを行っており、その概要は次のとおりとなっていた。

(ア) 14年9月の見直し

15事業年度の事業収入の計画額を98億5400万円から90億2200万円(8.4%減)に下方修正するとともに、16事業年度以降の各事業年度の事業収入の計画額も引き下げた。また、16事業年度以降の事業収入の伸び率について、1.5%から平均0.4%に引き下げた。さらに、単年度で黒字転換とする目標年度を21事業年度から24事業年度に先送りし、15事業年度以降の基本財産の積立てを中止するなどした。

(イ) 14年12月の見直し

15事業年度の事業収入の計画額を90億2200万円から79億9800万円(11.3%減)に更に下方修正するとともに、16事業年度以降の各事業年度の事業収入の計画額を下方修正するなどした。

(ウ) 15年9月の見直し

景気回復の兆しがあるなどとして、16事業年度の事業収入を14年12月に策定した計画額から上方修正したり、同事業年度以降の事業収入の伸び率を平均0.63%と見込むことにしたりした。

しかし、上記のように14年9月に収支改善計画を大幅に見直したにもかかわらず、わずか3箇月後の12月に更に見直しを行っているのは、収支改善計画の策定に当たり、事業収入についての検討等が十分でないことによるものと認められる。また、15年9月の見直しにおいて14年12月の計画額を上方修正しているのは、実際の事業収入が13事業年度以降減少傾向にあったことを十分に踏まえていないものと認められる。

そして、上記3回の収支改善計画の見直しは、厳しい現状を踏まえた長期的な見通しを欠いていて抜本的な見直しとなっていないもので、このような状況でこのまま推移すると、24事業年度に単年度で黒字転換することができなくなるおそれがあると認められる。

したがって、早期に単年度黒字化を達成し、累積欠損金を解消するためには、収支改善計画を抜本的に見直し、収益性の向上を図る必要があると認められる。

(改善を必要とする事態)

貴機構では、文献情報提供勘定の収支改善計画を策定し、事業の安定的継続性を確保するとともに24事業年度には単年度黒字化を達成し、中長期的には累積欠損金を解消して産投会計に国庫納付を行うことを目標としている。しかし、文献情報提供勘定の累積欠損金は15事業年度末において694億6956万余円と多額に上っており、また、14、15両事業年度において支出は収支改善計画に定めた計画を達成しているものの、事業収入は計画を下回る状況となっている。

このような状況のもとで、文献情報提供業務については、14事業年度以降行った収支改善計画の見直しは事業収入が減少傾向にあることを十分に反映させていないなど抜本的なものとはなっておらず、文献情報提供勘定において引き続き費用が収益を上回る状況が長期にわたって継続し、産投会計に国庫納付することができないことはもとより今後の安定的な実施が困難となるおそれがあり、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- (ア) 提供サービスの売上げについて大幅な増収が期待できない状況にあること
- (イ) オンライン情報サービスのうちJOISについては、各商品ごとの費用収益が的確に把握されていないため、商品ごとに収支改善計画が策定できないこと
- (ウ) 文献情報提供業務と一般勘定業務について、それぞれの業務量が的確に把握されていない

いこと

(エ) 収支改善計画の見直しに当たり、事業収入が2箇年間も減少し続けているにもかかわらず、収入の伸びを見込んだ収支改善計画を策定するなど、楽観的な見込みに基づいた計画を策定していること

3 本院が表示する改善の意見

文献情報提供業務は、国内外の科学技術に関する文献等の抄録を作成したり、科学技術文献情報データベースを作成したりなどして、文献情報を迅速かつ的確に提供する研究情報基盤として、我が国の試験研究機関における研究調査の効率化を促進し、産業における生産活動の合理化に寄与することが期待されている。

一方、文献情報提供勘定においては、毎事業年度、損失が発生して多額の累積欠損金を有する事態となっており、収支改善計画を策定しているものの、計画を上回る損失が発生している状態であり、このまま適切な対応策を講じないで推移すると、今後とも収支の改善が見込めないおそれがある。

については、貴機構が研究情報基盤としての文献情報提供業務を長期にわたって効率的かつ安定的に実施していくため、利用者の需要動向等を的確に把握しその需要に即したサービスの開発・提供に努めるなどするとともに、文献情報提供勘定において多額の累積欠損金を生じている状況にかんがみ、その健全な財務内容の確保を図っていくため、提供する商品ごとの売上状況、収支状況、利用状況等を的確に把握するなどして、事業の実績を適切に反映するように収支改善計画を見直し、収益性の向上を図る要があると認められる。

第22 独立行政法人理化学研究所

平成14年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項に対する処置状況

物品の管理について

(平成14年度決算検査報告 517 ページ参照)

1 本院が要求した是正改善の処置

(検査結果の概要)

独立行政法人理化学研究所(以下「理研」という。)は、独立行政法人理化学研究所法(平成14年法律第160号)に基づいて、平成15年10月1日に理化学研究所(以下「旧研究所」という。)から一切の権利及び義務を承継して設立された。そして、科学技術基本計画の策定を受けて理研が研究を行っている分野に重点的に研究資源が配分されているため、理研の事業費は増加してきており、組織も研究所を新たに開設するなど拡大してきている。また、組織の拡大に伴い、研究等の用に供するための物品も増加してきている。

旧研究所の物品管理については、会計規程(平成12年規程第4号)等の定めるところによるほか、物品管理事務取扱要領(平成12年達第42号。以下「要領」という。)の定めるところにより行うこととされていた。そして、要領により、和光本所経理部長(以下「経理部長」という。)は、物品の管理に関する事務を総括し、固定資産台帳を備えて、旧研究所全体の物品の増減額、現在額等を明らかにし、物品の管理について必要な調整をすることとなっていた。また、物品管理役である経理部長及び各研究所の研究推進部長等は、物品管理簿を備えて、その研究所等に属する物品の管理を行うこととなっていた。さらに、物品使用責任者である各課長等は、物品使用簿を備えて、所属組織の物品について、その使用者を指定するなどの管理を行うこととなっていた。

そこで、物品の管理が適切に行われているかに着目し、帳簿の整備状況について検査するとともに、14事業年度末現在固定資産台帳に登載されている物品及び同事業年度中に除却した物品を対象として検査したところ、次のとおり物品の管理について適切とは認められない事態が見受けられた。

- (1) 研究所等によっては、物品管理役により備えることとされている物品管理簿が作成されていなかったり、物品使用責任者により備えることとされている物品使用簿が要領に規定されていない固定資産カードで代用されていて、過去の管理状況等が把握できない状態となっていたりしていた。
- (2) 14 事業年度末現在の固定資産台帳に廃止された研究室等が管理箇所として記載されるなどしていて帳簿の記載が適切でないものなどがあった。

このような事態が生じているのは、適切な物品管理に対する認識が十分でなかったことのほか、理研の予算の増加に伴い、10 事業年度以降、研究用機器の取得も増大し、また、新しい研究所の設置や組織の見直しに伴う研究室等の改廃等が行われてきたにもかかわらず、要領等に基づいて事務の適切な処理が行われているか確認が十分でなかったこと、十分な事務処理体制の見直しがなされていなかったことなどによると認められた。

(検査結果により要求した是正改善の処置)

正確な物品管理の実態を把握するとともに、物品の管理の適正を期するため、次のとおり、独立行政法人理化学研究所理事長に対し 15 年 11 月に、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を要求した。

- (1) 物品管理に携わる者に物品管理に対する認識を徹底させ、必要な帳簿を整備して正確に記帳することにより、各研究所における物品の現況を十分把握して適正かつ効率的な管理を図ることができるようマニュアル等を作成すること
- (2) 物品管理を適切に行うよう事務処理体制の整備を図ること

2 当局が講じた是正改善の処置

理研では、本院指摘の趣旨に沿い、正確な物品管理の実態を把握するとともに、物品の管理の適正が図られるよう、次のような処置を講じた。

- (1) 物品管理に携わる者に物品管理に対する認識を徹底させるため、15 年 11 月に理事長より全職員に対して物品の適正な管理を行うよう指示を行った。そして、帳簿を整備して正確に記帳するため、新たな物品管理システムにより物品管理簿及び物品使用簿を整備するとともに、物品の適正かつ効率的な管理を図るため、マニュアルとして「物品管理事務の手引」を 16 年 2 月に作成し、これによる説明会を全研究所に対して 3 月から 4 月までの間に開催した。
- (2) 物品管理を適切に行うよう事務処理体制の整備を図るため、撤去申請書等の確認、データ入力等を行う職員等の増員及び事務手続等に係る役割分担の明確化を行った。

第 23 独立行政法人日本貿易振興機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

FAZ 支援センターの運営について、独立行政法人の重点業務に対応した運営とする
とともに、運営費用を賄うための保証金の債権保全を図り、また、事前に交付した維持管理費用の精算を行うよう改善させたもの

科 目	国内管理費・施設費
部局等の名称	独立行政法人日本貿易振興機構(平成 15 年 9 月 30 日以前は日本貿易振興会)
FAZ 支援センターの概要	輸入促進地域における国際ビジネス活動の拡大と産業の国際化を支援することを目的として、専任アドバイザーによる相談・情報提供業務等を運営しているもの
検査の対象とした FAZ 支援センター	大阪りんくう FAZ 支援センターほか 6 FAZ 支援センター
上記の設置に要した金額	82 億 5056 万円
重点業務に対応していないなどしている FAZ 支援センター	7 FAZ 支援センター
保証金の債権保全を必要とする FAZ 支援センター及びその額	1 FAZ 支援センター、 7 億円(平成 15 年度)
維持管理費用の精算を必要とする FAZ 支援センター及びその額	3 FAZ 支援センター、 5480 万円(平成 15 年度末)

1 事業の概要

(FAZ 支援センター事業の概要)

独立行政法人日本貿易振興機構(平成 15 年 9 月 30 日以前は日本貿易振興会。以下「機構」という。)では、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(平成 4 年法律第 22

号。以下「輸入・対内投資法」という。)に基づき承認された輸入促進地域(Foreign Access Zone、15年度末現在22地域)のうち10地域に仙台FAZ支援センターほか9FAZ支援センター(注1)を設置している。これらのFAZ支援センターは、輸入・対内投資法において、国が輸入の促進及び対内投資事業の実施の円滑化に資するため必要な援助をすることとされていることから、その一環として機構が設置したものである。

(FAZ支援センターの設置形態)

10FAZ支援センターには、以下の三つの設置形態がある。

- ① 機構が建物を借り上げ、自らが専任アドバイザーを配置して輸入、対日投資などビジネスの実務や手続についての相談・情報提供業務を直接運営しているもの
仙台、川崎、大阪各FAZ支援センター
- ② 機構が建物を取得し、第3セクターにこれを管理させるとともに、自らが①と同様に相談・情報提供業務を直接運営しているもの
境港、大分両FAZ支援センター
- ③ 機構が建物を取得し又は借り上げて、第3セクターにこれを管理させるとともに、自らが①と同様に相談・情報提供業務を直接運営する部分と、第3セクターに無償で貸与し、機構が輸入促進地域支援事業に資すると認める相談・情報提供業務や、展示場、会議室等を運営させている部分を合わせて一つのFAZ支援センターとして運営しているもの
大阪りんくう、神戸、山口、愛媛、北九州各FAZ支援センター

(第3セクターが管理するFAZ支援センターの設置に係る原資)

(注2)
10FAZ支援センターのうち大阪りんくうFAZ支援センターほか6FAZ支援センターは、7年度の補正予算で設置されたもので、国が機構に出資した135億4299万円のうち82億5056万余円が上記7FAZ支援センターに充てられている。この出資金は、表1のとおり、神戸FAZ支援センターを除く6FAZ支援センターの建物等の取得費に34億余円が充てられ、7FAZ支援センターの管理及び業務運営に当たる第3セクターに47億余円が保証金等(以下「保証金」という。)として預託されている。そして、この保証金は、10年間の預託を前提として、その運用益をもってFAZ支援センターの管理及び業務運営に必要な経費の一部(機構が所有していない神戸FAZ支援センターの借館料を含む。)を賄うこととされている。

表1

(単位：千円)

設置形態	FAZ 支援センター名	建物等取得状況	左の取得費用	保証金額	第3セクター名 (保証金の預託先)
②	境 港	土地・建物取得	83,683	47,441	(株)さかいみなと貿易センター
	大 分	建物区分所有	47,524	24,805	(株)大分国際貿易センター
③	大阪りんくう	建物区分所有	1,392,298	1,616,000	りんくうゲートタワービル(株)
	神 戸	建物賃貸借	—	1,320,000	(財)神戸市産業振興財団
	山 口	建物区分所有	322,037	161,643	(財)山口県国際総合センター
	愛 媛	建物区分所有	680,342	700,000	愛媛エフ・イー・ゼット(株)
	北 九 州	建物区分所有	948,792	906,000	(株)北九州輸入促進センター
	計		3,474,676	4,775,889	

(機構の重点業務)

機構では、日本経済やそれを取り巻く国際環境の様々な変化に対応するため、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」(平成14年6月閣議決定)なども踏まえ、従来の業務の重点としていた輸入促進から対日投資の促進へ移行しており、14年11月の対日投資促進本部の設置や、15年5月からFAZ支援センター以外の他の輸入関連施設の閉鎖(予定を含む。)又は対日投資向けへの組織換えなどの方針を決定し、その処置を講じてきている。また、15年10月に機構が独立行政法人へ移行した際に経済産業大臣が定めた中期目標においては、対日投資の促進を重点業務として取り組むことを明記していて、輸入促進部を廃止し対日投資部を設けるなどの組織改正を実施している。

2 検査の結果

(検査の着眼点及び対象)

機構では、上記のように重点業務の移行に伴い、組織改正やFAZ支援センター以外の輸入促進関連施設の見直しを行っている。そこで、FAZ支援センターの業務(以下「支援業務」という。)は、それらの変化に対応した事業となっているか、保証金の債権保全は十分なものとなっているか、第3セクターの行うFAZ支援センターの管理及び業務運営は適切なものとなっているかなどについて、前記の国からの出資金をもって設置された7FAZ支援センターについて検査した。

(検査の結果)

検査したところ、以下のような事態が見受けられた。

(1) 業務運営が機構の重点業務に対応していないなどしているもの

ア 機構が自ら運営している支援業務について

機構では、7 FAZ 支援センターに自らアドバイザー等を配置し、輸入促進及び対日投資の促進を図るために相談・情報提供業務を実施している。その業務量についてみると、表2のとおり、13年度から15年度までの各年度の件数は、相談者が直接来訪したものと電話によるものとを合わせても最大で364件、最少で50件、平均で184.2件にすぎず低調となっていたほか、年度別の推移をみても逐年業務量は減少していた。また、相談・情報提供業務の内容別の業務量についてみると、輸入に関するものが最大で360件、最少で49件、平均で176.6件であるのに対し、対日投資に関するものは最大でもわずか24件、最少で0件、平均で7.6件となっていて、輸入促進と比べて対日投資促進関係の支援業務は著しく低調で、業務運営が前記機構の重点業務に対応していない状況となっていた。

表2

FAZ 支援センター名	相談・情報提供の内容	相談・情報提供件数			
		13年度	14年度	15年度	平均(割合)
大阪りんくう	輸入関係	211	176	104	163.7(93.3%)
	対日投資関係	16	10	9	11.7(6.7%)
	計	227	186	113	175.4
神戸	輸入関係	91	96	68	85.0(83.6%)
	対日投資関係	14	13	23	16.7(16.4%)
	計	105	109	91	101.7
境港	輸入関係	94	60	49	67.7(99.5%)
	対日投資関係	0	0	1	0.3(0.5%)
	計	94	60	50	68.0
山口	輸入関係	360	345	111	272.0(98.3%)
	対日投資関係	4	5	5	4.7(1.7%)
	計	364	350	116	276.7
愛媛	輸入関係	155	145	152	150.7(98.5%)
	対日投資関係	4	2	1	2.3(1.5%)
	計	159	147	153	153.0
北九州	輸入関係	294	237	181	237.3(97.9%)
	対日投資関係	2	8	5	5.0(2.1%)
	計	296	245	186	242.3
大分	輸入関係	210	288	281	259.7(95.5%)
	対日投資関係	3	10	24	12.3(4.5%)
	計	213	298	305	272.0
平均	輸入関係	202.1	192.4	135.1	176.6(95.9%)
	対日投資関係	6.1	6.9	9.7	7.6(4.1%)
	計	208.2	199.3	144.8	184.2

イ 機構が第3セクターに運営させている支援業務について

大阪りんくう FAZ 支援センターほか 4 FAZ 支援センターでは、機構が自ら実施している相談・情報提供業務のほか、表3のとおり、第3セクターに建物の一部を無償で貸与し、輸入促進地域支援事業に資すると認められる業務を運営させている。

表3

FAZ 支援センター名	面積(m ²)		第3セクターの運営する支援業務
	機構利用分	第3セクター利用分	
大阪りんくう	243	717	相談・情報提供業務
神戸	163	327	外国、外資系企業向け生活情報提供業務、会議室運営
山口	200	200	展示場運営
愛媛	189	553	輸入品展示即売場運営
北九州	250	1200	展示場、共同仕入センター事務所等運営

上記のとおり、これら 5 FAZ 支援センターのうち相談・情報提供業務を実施しているのは大阪りんくう FAZ 支援センターのみで、他の 4 FAZ 支援センターは、貸与スペースを展示場、会議室等として利用していたが、これらの業務の運営状況については、以下のような事態が見受けられた。

(ア) 支援業務の実施内容について

大阪りんくう FAZ 支援センターにおいて、機構が第3セクターに運営させている相談・情報提供業務件数は、表4のとおり、業務量自体は十分なものとなっていたものの、前記アと同様、輸入促進に関するものが大半で、対日投資促進に関するものは低調となっていた。

表4

相談・情報提供の内容	相談・情報提供件数			
	13年度	14年度	15年度	平均(割合)
輸入関係	898	1,345	1,138	1,127.0(95.5%)
対日投資関係	78	35	45	52.7(4.5%)
計	976	1,380	1,183	1,179.7

また、山口、愛媛及び北九州各 FAZ 支援センターでは、いずれも展示場の運営を実施していたが、輸入品の展示商談会や展示即売場といった輸入促進に関する利用が大半で、対日投資に関するものはわずかであった。

(イ) 施設の利用状況について

大阪りんくう FAZ 支援センターを除く 4 FAZ 支援センターでは、利用実績が著し

く低調となっていたり、本来の用途に利用されていなかったり、業務を継続する必要性が乏しくなったりしていた。

<事例1>

北九州 FAZ 支援センターでは、機構が第3セクターに展示場、事務室等として運営させているスペースがある。このうち一つの展示場については、FAZ 支援センターに隣接して同様の施設が多く設置されていることなどから、利用実績は平成13年度18件、14年度27件、15年度21件と低調であった。また、外部の者の利用は13年度8件、14年度5件、15年度12件となっていて著しく低調であった。また、貸与スペースのうち二つの事務室については、当初利用を予定していた物流業者が入居しなかったなどのため、12年度からは第3セクターの倉庫とされており、本来の用途に利用されていなかった。

<事例2>

愛媛 FAZ 支援センターでは、機構が、平成8年より第3セクターに輸入品の展示即売場を運営させているが、この事業が開始した頃は輸入品を紹介することで輸入の促進に寄与する業務として意義を有したと認められた。

しかし、インターネットの普及等の社会情勢の変化に伴い一般消費者も輸入品の情報取得、購入などが比較的容易にできるようになってきている。現に、機構が輸入消費財の普及に特化して地方に設置してきた地域輸入促進センター(アンテナショップ)は、その必要性が低下したとして15年9月に閉鎖している状況である。

これらのことから、同様の事業である本件展示即売場を今後も継続して運営させる必要性は乏しくなっていると認められた。

(2) 保証金の債権保全が十分でなかったもの

機構では、FAZ 支援センターの管理及び業務運営を行うために、第3セクターへ10年間を前提として保証金を預託し、第3セクターではその運用益をもって必要な経費を負担することとしている。この保証金は、本来機構が支払うべき FAZ 支援センターの経費を第3セクターに支払わせるために預託しているもので、実質的な所有権は機構にあり、事業終了時に保証金が機構に返還されるまで債権保全がなされるべき性格のものである。このため、機構では、これらの保証金の保全について、原則として保証金の運用のため第3セクターが購入した国債等の債券に対し質権を設定していた。

しかし、愛媛 FAZ 支援センターへの保証金 7 億円の債権保全については、預託先である第 3 セクターの所有している建物に対し抵当権を設定していた。そして、保証金預託時点(8 年 3 月)におけるこの建物の評価額は 62 億余円で、先順位及び同順位抵当権者の債権額を考慮しても担保余力は 19 億余円あり、保証金は保全されていたが、14 年 3 月時点の評価額は 21 億余円となっていた。このため、先順位抵当権者の債権額 27 億余円を控除すると、担保余力は全くなく、機構の保証金 7 億円は全額保全されていない状況となっていた。

(3) 維持管理に係る契約条件が十分でなかったもの

機構では、7 年度末に境港、山口及び大分各 FAZ 支援センターの建物等を第 3 セクターから購入するに際し、その売買契約において、第 3 セクターが上記各 FAZ 支援センターの修繕等の維持管理を行うこととしていた。この売買契約金額は、計 4 億 5324 万余円となっているが、この中には、建物の維持管理費用計 9972 万円が含まれており、この額については、維持管理の期間が保証金の預託期間内とされていることから、保証金と同様に 10 年間の維持管理を前提として算出したものであった。

そして、上記 3 FAZ 支援センターの維持管理費用の実績額についてみると、15 年度末までの 8 年間に要した額は、計 2495 万余円であり、上記維持管理費用計 9972 万円のうち 8 年分に相当する額計 7977 万余円に対し約 5480 万円の開差が生じていた。しかし、機構では、維持管理に必要とされた費用について、精算方法を定めないまま契約を継続していたため、上記開差額が精算できない状況となっていた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

- (1) 機構において、社会経済情勢等の変化を踏まえて輸入促進から対日投資促進へと業務の重点を移してきている中、
- (ア) 他の輸入関連施設については順次廃止するなどの措置を講じてきたのに、FAZ 支援センターについては輸入関連施設でありながら、第 3 セクターの出資元である自治体等が運営に関与していたことなどもあり、これに対応した運営方法についての検討が十分なされていなかったこと
- (イ) FAZ 支援センターのうち第 3 セクターに管理運営をさせているスペースの利用実態を十分把握していなかったこと

- (2) 保証金の債権保全が十分でなかったこと
- (3) 建物等の売買契約の締結に当たり、維持管理費用について精算条項を設けるなどの配慮が十分でなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構では次のような処置を講じた。

- (1) FAZ 支援センターの業務運営について、16年10月に事務連絡を発し、(ア)機構の対日投資促進に係る部局との連携を密にして、投資環境の情報提供や投資案件の地方展開を図るなど対日投資促進に重点を置いた事業を実施し、(イ)第3セクターへの貸与スペースについても用途変更を行うなどして活用を図ることとした。
- (2) 保証金の債権保全について、16年3月に第3セクターの定期預金に質権を設定し、債権保全を図った。
- (3) 第3セクターとの間で、16年12月までに、維持管理費用に係る契約について実績額との差額に関する精算条項を新たに設けることとした。

(注1) 仙台FAZ支援センターほか9FAZ支援センター 仙台、川崎、大阪、大阪りんくう、神戸、境港、山口、愛媛、北九州、大分各FAZ支援センター

(注2) 大阪りんくうFAZ支援センターほか6FAZ支援センター 大阪りんくう、神戸、境港、山口、愛媛、北九州、大分各FAZ支援センター

第24 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

新幹線施設の建設のため取得した残地の売却に係る事務を速やかに行う事務処理体制を整備することにより、その早期の売却を図るよう改善させたもの

科 目	(款)業務外収入 (項)業務外収入
部局等の名称	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(平成15年9月30日以前は日本鉄道建設公団)盛岡支社及び北陸新幹線建設局ほか2建設局
早期に売却することができる土地の概要	新幹線施設の建設のため取得した土地のうち保有する要のないもの
一般競争入札により売却した土地の面積	45,486㎡
上記のうち早期に売却することができたと認められる土地の面積	17,146㎡
上記の土地の実際の売却価格	4億1334万余円
実際の売却価格と推定売却価格との開差額	3600万円

1 事業の概要

(土地の取得、管理及び処分)

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)では、東北、北陸、九州各新幹線の建設のために必要な土地を盛岡支社ほか^(注)3建設局(以下「支社等」という。)において多数取得し、保有している。そして、このような土地には、建設する新幹線の鉄道線路、駅舎等(以下「新幹線施設」という。)の用地に供するために必要な土地のほか、このような土地の取得に当たり、同一の土地所有者の請求に基づき当該土地を含む一団の土地を取得

したために保有している残りの土地(以下「残地」という。)がある。

残地は、新幹線施設の工事が完了した場合には、次のような土地を除き、機構において引き続き保有する必要のないものであり、一般競争入札等により売却することになるものである。

- ① 建設した区間における新幹線の運行を開始するに当たり(以下、この新幹線の運行の開始を「開業」という。)、新幹線を運営する旅客鉄道株式会社に対し、新幹線の運行又は保守・管理上必要な土地として、新幹線施設とともに貸し付けるもの
- ② 新幹線の建設により通行等に支障を生ずる道路、水路等(以下「道水路」という。)に代わり新たな道水路を設置した場合において、道水路の管理者である地方公共団体等に対し交換契約等により当該道水路とともに譲渡されるもの

そして、機構では、新幹線の開業後に、残地に隣接する土地の登記簿調査、境界及び面積の確定等残地を売却するために必要な事務(以下「売却に係る事務」という。)を行うとともに、工事用道路等を原形復旧するなどのため開業後も実施している工事(以下「残工事」という。)が完了するまでの間に、残地の売却を図ることとしていた。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

前記のとおり、残地の多くは、新幹線施設の工事が完了した場合には、機構において引き続き保有する必要のないものである。そして、機構では、残地を保有している間は、その固定資産税等のほか、その管理も負担となる。また、バブル経済の崩壊後、土地の価格は下落傾向にあり、残地の売却に係る事務が遅延している場合には、これにより機構に損失が発生することも懸念される。

そこで、機構において取得し、保有している残地について、適時に適切な売却が行われているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象)

支社等において、平成15年度末までに一般競争入札により売却された残地45,486㎡(売却価格11億9757万余円)及び新幹線の建設区間における15年度末現在の売却予定の残地69,546㎡を対象として検査した。

(検査の結果)

検査したところ、残地に隣接する土地で施工される新幹線施設の工事が完了した場合に

は、残地の面積・境界の確定等を行うことが可能となることから、残地の売却に係る事務については、新幹線の開業を待たずに行うことができるものと認められた。

また、9年10月の北陸新幹線(高崎・長野間)の開業及び14年12月の東北新幹線(盛岡・八戸間)の開業後に一般競争入札により売却された残地45,486㎡について調査したところ、その入札公告の時期は、北陸新幹線に係るものについては10年1月から15年7月までとなっていて開業後3箇月から5年9箇月が、東北新幹線に係るものについては15年8月となっていて開業後8箇月がそれぞれ経過していた。そして、これらの残地の売却については、土地面積の狭小、形状の不整形等の理由により公告から売却までに長期間を要しているものが見受けられる一方で、画地形状の条件等が良好であることから公告後早期に売却されているものも見受けられた。

そこで、上記の残地のうち公告から6箇月以内に売却されていた17,146㎡(売却価格4億1334万余円)について更に調査したところ、これらの残地については、公告が行われる相当以前に残地に隣接する土地で施工される新幹線施設の工事が完了していたのに、公告が行われたのは、開業後相当期間を経過した後となっていた。このため、これらの残地については、新幹線の開業を待つことなく、当該工事の完了後速やかに売却に係る事務を行うことにより、早期の売却を図ることが可能であったものと認められた。

また、前記のとおり、機構では、15年度末現在、東北、北陸、九州各新幹線の建設区間における売却予定の残地69,546㎡(これに係る15年度の固定資産税等の維持管理費326万余円)を保有しており、このうち、1,411㎡については、残地に隣接する土地で施工される新幹線施設の工事が既に完了しているのに、売却に係る事務は何ら行われていない状況となっていた。

しかし、今後とも、新幹線施設の工事の進捗よくに応じ、売却することができる残地は順次発生することから、残地の売却に係る事務については、隣接する土地の新幹線施設の工事の完了後速やかに行うこととして、早期に残地の売却を図る要があると認められた。

前記の北陸、東北両新幹線に係る残地17,146㎡について、隣接する土地における新幹線施設の工事の完了後速やかに売却に係る事務を行うこととし、仮に、実際に公告から売却に要した期間と同程度の期間で売却することができたとした場合、実際の売却価格及び公示価格の変動率から推定売却価格を試算すると約4億4960万円となり、現下の土地の価格の下落傾向の下では、実際の売却価格との間に約3600万円の開差が生ずることとなる。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、残地の売却に係る事務については新幹線の開業後に行うこととし、また、その売却については残工事期間中に行うこととしていて、新幹線施設の工事の進ちよく状況を踏まえて早期に残地の売却を図るための事務処理体制が整備されていなかったことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構では、16年9月、支社等に通知を発し、売却する残地に隣接する土地で施工される新幹線施設の工事が完了した場合には、支社等において、逐次、工事未利用地報告書の提出を受けるとともに、これに基づき残地の売却を計画的に行うなど売却に係る事務を速やかに行うための事務処理体制を整備することとして、残地の早期の売却を図る処置を講じた。

(注) 盛岡支社ほか3建設局 盛岡支社、北陸新幹線建設局、北陸新幹線第二建設局、九州新幹線建設局

第25 日本放送協会

不 当 事 項

不 正 行 為

- (217) 職員の不正行為による損害が生じたもの
(219)

部局等の名称	日本放送協会本部、大阪放送局ほか2放送局
不正行為期間	平成9年2月～13年11月
損害金の種類	受信料、番組制作費、現金及び預金
損 害 額	51,967,940 円

日本放送協会(以下「協会」という。)本部、大阪放送局ほか2放送局において、関係職員の不正行為による損害が生じたものが3件、損害額で51,967,940円ある。このうち平成16年9月末現在で損害の補てんが終わっていないものが1件、損害額で48,886,600円、損害額のすべてが補てん済みとなっているものが2件、損害額で3,081,340円となっている。

上記の3件を補てんが終わっていないものと補てん済みとなっているものとに分けて示すと、次のとおりである。

- (ア) 平成16年9月末現在で損害の補てんが終わっていないもの

部局等の名称	不正行為期間 年 月	損 害 額 円
(217) 本 大 阪 放 送 部 局	9.2 から 13.11 まで	48,886,600

本件は、上記の両部局において、放送番組の制作に当たるチーフ・プロデューサー磯野某が、番組制作費の支払決定に関する事務に従事中、知人と共謀し自己の担当する番組において仕事をさせたこととして、知人の銀行口座に88回にわたり振り込ませた番組制作費を領得するなどして、計48,886,600円の損害を与えたものである。

なお、上記の損害額は、平成16年9月末現在判明している金額である。

部局等の名称	不正行為期間 年月	損害額 円
(イ) 平成16年9月末現在で損害額のすべてが補てん済みとなっているもの		
(218) 京都放送局	11.2から 13.1まで	2,081,340
<p>本件は、上記の部局において、営業担当の職員が、受信料収納の事務に従事中、訪問集金で支払を受けた受信料計 2,081,340 円を領得したものである。</p> <p>なお、本件損害額については、平成13年3月に全額が同人から返納されている。</p>		
(219) 北九州放送局	9.9	1,000,000
<p>本件は、上記の部局において、経理担当の職員が、現金及び預金の出納事務に従事中、協会の銀行口座から不正に現金を引き出すなどして、計 1,000,000 円を領得したものである。</p> <p>なお、本件損害額については、平成9年11月に全額が同人から返納されている。</p>		
(218)(219)の計	2件	3,081,340
(ア)、(イ)の計	3件	51,967,940

上記3件のほかに、損害額が少額で補てん済みのものが2件あった。そして、このような会計に関係のある犯罪が発覚したときは、会計検査院法第27条により、日本放送協会会長は直ちにその旨を本院に報告しなければならないこととなっているが、これら5件のうちには、発覚後その報告が著しく遅滞していたものがあった。

これについて、協会では、今後は、同条に基づく報告を適切に行うとしている。

また、上記5件の発生原因は、①職員において適正な会計経理に対する認識が欠如していたこと、②放送番組制作の業務実態を的確に把握した上での経理審査が行われていなかったことなどにあると認められる。

これについて、協会では、平成16年9月に「コンプライアンス(法令遵守)推進委員会」を設置し、①職員の倫理に関する基本理念を定めて、職員研修をはじめ職員啓蒙活動の強化に取り組むこと、②協会の業務を点検した上で経理処理を適正化するとともに、内部監査に関する体制を強化することなどして、不正行為の再発防止に努めることとしている。

本院においても、協会における再発防止策の実施状況等について注視していくこととする。

第26 北海道旅客鉄道株式会社、第27 四国旅客鉄道株式会社、第28 九州旅客鉄道株式会社

第3章
第2節
第26
北海道旅客鉄道株式会社
第27
四国旅客鉄道株式会社
第28
九州旅客鉄道株式会社

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(1)-(3) 鉄道施設の改良・修繕工事において、請負業者を特定して定期・計画的に発注する場合の一般管理費の積算を適切なものとするよう改善させたもの

会社名	(1) 北海道旅客鉄道株式会社 (2) 四国旅客鉄道株式会社 (3) 九州旅客鉄道株式会社
科目	(1) (款)鉄道事業営業費 (2) (款)鉄道事業営業費、(款)建設勘定 (3) (款)鉄道事業営業費、(款)建設仮勘定
部局等の名称	(1) 北海道旅客鉄道株式会社本社、釧路、旭川、函館各支社 (2) 四国旅客鉄道株式会社本社 (3) 九州旅客鉄道株式会社本社、北部九州地域本社、長崎、大分、熊本、鹿児島各支社
工事名	(1) 東追分構内ほか2駅ATS新設ほか198工事 (2) 観音寺駅構内改良に伴う電気設備新設工事ほか170工事 (3) 博多駅改良に伴う信通設備改良その1工事ほか214工事
工事の概要	鉄道施設の機能向上、安全対策等を目的として行う改良工事及び検査、修理、機能維持等を目的として行う修繕工事
工事費	(1) 64億9558万余円(平成14、15両年度) (2) 31億3382万余円(平成14、15両年度) (3) 81億3024万余円(平成14、15両年度)
請負人	(1) 株式会社ドウデンほか2会社(平成14、15両年度) (2) 四国電設工業株式会社ほか2会社(平成14、15両年度) (3) 九州電気システム株式会社ほか2会社(平成14、15両年度)
契約	(1) 平成14年3月～16年2月 随意契約 (2) 平成14年3月～16年2月 随意契約 (3) 平成14年3月～16年3月 随意契約

一般管理費の積算額	(1)	4億6882万余円(平成14、15両年度)
	(2)	2億7646万余円(平成14、15両年度)
	(3)	5億6937万余円(平成14、15両年度)
低減できた一般管理費の積算額	(1)	1890万円(平成14、15両年度)
	(2)	4240万円(平成14、15両年度)
	(3)	2690万円(平成14、15両年度)

1 工事の概要

(工事の内容)

北海道旅客鉄道株式会社(以下「JR北海道」という。)、四国旅客鉄道株式会社(以下「JR四国」という。))及び九州旅客鉄道株式会社(以下「JR九州」という。))の各旅客鉄道株式会社では、鉄道施設等の建設及び管理の一環として、毎年、多数の土木、建築、電気設備等の建設工事及びこれらの改良工事等を実施している。

(契約方式)

各会社の契約方式については、各会社とも、「経理事務規程」等において、随意契約、指名競争契約及び公開競争契約によるものとし、契約の性質及び目的に応じて、会社にとって最も有利な方式を選択することとしている。そして、各会社では、「工事等契約事務取扱要領」等において、履行上の経験、知識を特に必要とする場合又は現場の状況等に精通しているものに履行させる必要がある場合などにおいては随意契約によることとしている。

(特定の請負業者との随意契約)

各会社では、「営業線工事保安関係標準示方書(在来線)」(以下「示方書」という。)で定めている、営業線に近接して施工する場合や工事用機械の転倒等により諸設備に支障するおそれがある場合などの列車の運転保安又は旅客公衆等の安全に関係する場合の電気、土木等の各工事については、上記の履行上の経験、知識を特に必要とする場合などに該当するとして随意契約によることとしている。

そして、各会社は、示方書において、上記の工事の施工に当たっては、電気、土木等の各工事の保安対策のため「工事管理者(在来線)」等の資格を有する者を従事させることができる請負業者であることを要件としている。

以上のような保安上の必要性から、各会社では、鉄道施設の機能向上、安全対策等を目的として行う改良工事及び検査、修理、機能維持等を目的として行う修繕工事のほとんどを請負業者を特定して随意契約で発注しており、平成14、15両年度における工事費は、JR北海道で68億9686万余円、JR四国で32億2322万余円、JR九州で89億2474万余円となっている。

(工事費の積算標準)

各会社では、電気、土木等の各工事費の積算について、各会社制定の「電気関係工事基準価格積算標準」、「土木建築関係工事等積算標準」等(以下、これらを「積算標準」という。)によることとしている。積算標準によれば、工事価格は工事原価等と一般管理費(付加利益を含む。以下同じ。)からなり、このうち一般管理費は、工事施工に当たる請負業者の継続運営に必要な本支社の経費である役員報酬、従業員給料手当、租税公課、広告宣伝費、交際費、保険料等で構成されている。

(一般管理費の積算)

積算標準によれば、一般管理費の積算に当たっては、①電気工事では、労務費、材料費等の純工事費に所定の諸経費率を乗じて諸経費(現場経費及び一般管理費)を算出することとし、②土木等の工事では、労務費、材料費等の純工事費及び現場経費の工事原価に所定の率を乗じて一般管理費を算出することとしている。そして、一般に工事原価が増加するほどには本支社の経費は増加しないことなどから、一般管理費と工事原価との比率(以下「一般管理費率」という。)は、工事原価が増大するに従って遞減するものとして定められている。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

各会社では、鉄道施設の改良工事等については、保安上の必要性から、前記のとおり多くの工事を請負業者を特定して随意契約で発注している。このため、これら各工事における工事費の積算が適切かつ経済的なものとなっているかという点に着眼して検査した。

(検査の対象)

請負業者を特定して随意契約で発注している前記工事のうち、同一の請負業者に14、15両年度とも発注している585工事(これらに係る工事費計JR北海道64億9558万余円、JR四国31億3382万余円、JR九州81億3024万余円)について検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

各会社では、前記の585工事を電気、土木、軌道及び建築の4工種で実施しており、14、15両年度における、各会社ごとの工種別の件数、工事費総額及び請負業者数をみると、次表のとおりとなっており、各工種ごとに複数の工事に分割し、1ないし2の請負業者を特定して発注している状況となっていた。

工種	年度	J R 北海道			J R 四 国			J R 九 州		
		件数	工事費 (千円)	請 負 業者数	件数	工事費 (千円)	請 負 業者数	件数	工事費 (千円)	請 負 業者数
電 気	14	43	1,478,339	1	35	851,090	1	50	3,671,489	1
	15	47	1,474,005	1	30	790,735	1	126	3,864,216	1
土 木	14	—	—	—	52	492,612	2	12	223,586	2
	15	—	—	—	37	379,901	2	27	370,953	2
軌 道	14	54	1,807,450	2	—	—	—	—	—	—
	15	55	1,735,786	2	—	—	—	—	—	—
建 築	14	—	—	—	9	271,654	1	—	—	—
	15	—	—	—	8	347,827	1	—	—	—
合 計		199	6,495,581	—	171	3,133,821	—	215	8,130,245	—

そして、各会社では、前記の積算標準に基づき、これらの工事の一般管理費を次のとおり積算していた。

- ① 電気工事では、各工事について1契約ごとに純工事費を算出し、純工事費に所定の諸経費率を乗じて諸経費を算出していた。
- ② 土木、軌道及び建築各工事では、各工事について1契約ごとに工事原価を算出し、工事原価に所定の一般管理費率を乗じて一般管理費を算出していた。

この結果、各会社の4工種ごとの一般管理費率及び一般管理費の積算額は、次表のとおりとなっていた。

工種	年	J R 北 海 道			J R 四 国			J R 九 州		
		件数	一般管理費率 (%)	一般管理費 (千円)	件数	一般管理費率 (%)	一般管理費 (千円)	件数	一般管理費率 (%)	一般管理費 (千円)
電 気	14	43	9.3~11.0	127,016	35	9.2~10.8	61,646	50	8.5~10.8	222,501
	15	47	9.3~11.0	128,133	30	9.2~10.8	59,283	126	8.5~10.8	278,136
	計	90	—	255,149	65	—	120,930	176	—	500,638
土 木	14	—	—	—	52	11.3~13.1	53,326	12	12.2~13.7	25,011
	15	—	—	—	37	11.3~13.1	39,059	27	12.0~14.1	43,727
	計	—	—	—	89	—	92,385	39	—	68,738
軌 道	14	54	8.7~10.3	107,279	—	—	—	—	—	—
	15	55	8.7~10.4	106,392	—	—	—	—	—	—
	計	109	—	213,672	—	—	—	—	—	—
建 築	14	—	—	—	9	10.5~11.3	27,635	—	—	—
	15	—	—	—	8	10.4~11.3	35,516	—	—	—
	計	—	—	—	17	—	63,152	—	—	—
合 計	199	—	468,821	171	—	276,468	215	—	569,377	

(注) 各会社の電気工事における一般管理費は、諸経費の中に含まれているため、各電気工事費の一般管理費相当分については、あん分により算出している。

以上のように、各会社では、これらの工事の請負業者を各工種ごとに1ないし2業者に特定し、各工事の一般管理費を1契約ごとに算出していた。

しかし、これらの工事は、工事施工管理上等の制約により、施工箇所、工程又は工事内容の別に各々分割し、施工実績のある請負業者を特定して発注しているものであり、毎年度、定期・計画的に実施され、工事量等も請負業者ごとにほぼ固定していること、また、一般管理費率は、工事原価が増大するに従って逡減する性格のものであることから、請負業者の本支社の経費等である一般管理費の積算に当たっては、複数の工事を1つの契約の工事とみなして一般管理費率を算出し、これにより積算することとしても支障はないと思料された。

したがって、請負業者を特定して定期・計画的に発注する場合、当該年度に発注する特定の請負業者ごとの工事原価の総額を対象として一般管理費を算出することが適切であると認められた。

(低減できた積算額)

各会社における特定の請負業者ごとの工事原価の総額を対象として一般管理費を修正計算すると、次表のとおり、J R北海道計4億4991万余円、J R四国計2億3398万余円、J R九州計5億4244万余円となり、14、15両年度における一般管理費の積算額、J R北海道計

4億6882万余円、JR四国計2億7646万余円、JR九州計5億6937万余円は、それぞれJR北海道約1890万円、JR四国約4240万円、JR九州約2690万円低減できたと認められた。

工種	年 度	J R 北 海 道			J R 四 国			J R 九 州		
		件数	一般管理費率 (%)	一般管理費 (千円)	件数	一般管理費率 (%)	一般管理費 (千円)	件数	一般管理費率 (%)	一般管理費 (千円)
電 気	14	43	9.3	123,406	35	9.2	57,561	50	9.2	215,836
	15	47	9.3	124,268	30	9.2	55,581	126	9.2	270,188
	計	90	—	247,674	65	—	113,143	176	—	486,024
土 木	14	—	—	—	52	8.7、10.9	37,477	12	10.7、11.5	21,430
	15	—	—	—	37	9.3、10.5	29,465	27	10.0、11.1	34,993
	計	—	—	—	89	—	66,942	39	—	56,424
軌 道	14	54	9.2、8.5	101,510	—	—	—	—	—	—
	15	55	9.2、8.5	100,728	—	—	—	—	—	—
	計	109	—	202,239	—	—	—	—	—	—
建 築	14	—	—	—	9	9.5	23,840	—	—	—
	15	—	—	—	8	9.4	30,063	—	—	—
	計	—	—	—	17	—	53,904	—	—	—
合 計	199	—	449,914	171	—	233,989	215	—	542,449	

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、各会社において、請負業者を特定して定期・計画的に発注する工事の一般管理費の取扱いについて検討が十分でなかったことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、各会社では、16年9月に、請負業者を特定して定期・計画的に発注する工事の一般管理費は、当該年度の個々の契約全体を1つの契約と考えた一般管理費率により算出するよう積算標準を改正し、17年4月以降契約する工事から適用することとする処置を講じた。

(4)-(6) 乗車券類等を発売するためのマルス端末装置の調達に当たり、類似市販品等の仕様、価格を調査するなどして、調達額の節減を図るよう改善させたもの

第3章
第2節
第26
北海道旅客鉄道株式会社
第27
四国旅客鉄道株式会社
第28
九州旅客鉄道株式会社

会社名	(1) 北海道旅客鉄道株式会社 (2) 四国旅客鉄道株式会社 (3) 九州旅客鉄道株式会社
科目	(1) (款)建設勘定 (2) (款)建設勘定 (3) (款)建設仮勘定 (款)鉄道事業営業費
部局等の名称	(1) 北海道旅客鉄道株式会社本社 (2) 四国旅客鉄道株式会社本社 (3) 九州旅客鉄道株式会社本社
マルス端末装置の概要	旅客販売総合システムの中央装置と専用回線等で接続され、乗車券類等を予約、発行等するための端末装置
調達の相手方	鉄道情報システム株式会社
ジャーナルプリンタ等の調達額	(1) 8875 万余円(平成8年度～15年度) (2) 1714 万余円(平成8、9、13、15各年度) (3) 9693 万余円(平成7、9両年度、11年度～15年度)
節減できた調達額	(1) 3783 万円 (2) 753 万円 (3) 3269 万円

1 旅客販売総合システムの概要

(マルスの概要)

北海道旅客鉄道株式会社(以下「JR北海道」という。)、四国旅客鉄道株式会社(以下「JR四国」という。))及び九州旅客鉄道株式会社(以下「JR九州」という。))の各旅客鉄道株式会社では、管内の駅等において、普通乗車券、座席指定券などの乗車券類等を発売している。この予約、発行等に関しては、鉄道情報システム株式会社(以下「JRシステム」という。))が運営する旅客販売総合システム(以下「マルス」という。))を使用している。

(マルス端末装置とその種類)

各会社管内の駅等には、マルスの中央装置と専用回線等で接続され、乗車券類等を予約、発行等するための端末装置(以下「マルス端末装置」という。)が設置されている。マルス端末装置は、駅係員が操作するタイプや顧客が操作するタイプなどがあり、平成15年度末現在、下表のとおり551台が各会社管内の駅等344箇所(箇所)に設置されている。

会社名	駅等箇所数	マルス端末装置の設置台数
J R 北海道	151	267
J R 四国	53	71
J R 九州	140	213
計	344	551

(MR形端末装置の構成)

各会社が所有するマルス端末装置のうち、多くの割合を占めるMR形端末装置は、駅係員が操作するタイプで、周辺機器を制御するシステム装置、乗車券類等を発行等する印刷発行機、ジャーナルプリンタ等から構成されている。このうち、ジャーナルプリンタは、当日の乗車券類等の発売枚数、発売金額等の集計の記録の印刷、複写式の団体乗車券の発行、乗車券類等の払戻記録の印刷等の業務に使用されている。

(MR形端末装置の価格等)

MR形端末装置は、JRシステムが独自に開発・設計し、特定の製造会社(以下「製造会社」という。)に仕様を示し製造させたもので、JRシステム1社により7年度から販売されている。JRシステムは、各会社にMR形端末装置の価格表(以下「価格表」という。)を提示し、MR形端末装置を構成する各機器(以下「標準品」という。)のうち、基本的に必要な標準品をセットで販売している。

そして、価格表には、標準品のセットの価格のほかに標準品の個別価格が明示されており、標準品の個別価格を積み上げたものよりも、標準品のセットの価格の方が低く設定されている。

(MR形端末装置の調達)

各会社では、MR形端末装置を調達する場合、予備などのため標準品を個別に調達するものを除き、原則として標準品をセットで調達している。

各会社におけるMR形端末装置の調達手続は、おおむね次のとおりである。

- ① 計画部門では、調達部門に必要数量の調達を依頼する。
- ② 調達部門では、価格表を参考にして、予定価格に相当する基準価格を設定する。
- ③ 調達部門では、JRシステムから見積書を徴して価格交渉等を行う。
- ④ 契約が成立すると、製造会社から駅等に直接MR形端末装置が納品され、併せてMR形端末装置に関するハードウェア保守マニュアル及びセットアップガイド(製造会社による作成。以下、これらを「マニュアル等」という。)が、保守等を行う部門に配布されている。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

MR形端末装置は、永年にわたりJRシステム1社により販売されていることから、各会社におけるMR形端末装置の調達が適切かつ経済的なものとなっているかに着眼して検査した。

(検査の対象)

15年度末に各会社の駅等に設置されているマルス端末装置のうち、7年度から15年度までに随時調達されたMR形端末装置480台(JR北海道257台、JR四国59台、JR九州164台)及び個別に調達した標準品を対象として検査を実施した。

(検査の結果)

検査したところ、各会社では、基準価格の設定に当たり、新規に標準品をセットで又は個別に調達する場合は、JRシステムから提示を受けた価格表記載の価格を、また、既に調達実績のある場合は、調達した際の価格を、それぞれそのまま適用していた。

そして、各会社でMR形端末装置を調達するに当たっては、JRシステムから別途見積書を徴して価格交渉を行っているが、標準品をセットで調達している場合は、全調達台数の8割以上は基準価格と同額で契約していた。また、標準品を個別に調達している場合は、すべて基準価格と同額で契約していた。

また、MR形端末装置のシステム装置には、一般に普及している基本ソフトウェアが組み込まれており、システム装置がパーソナルコンピュータであると製品カタログに明示されているものもあった。

そこで、MR形端末装置を構成する機器について、標準品に代えて標準品と全く同じではないが類似した機能、品質を有している市販品(以下「類似市販品」という。)などの使用が考

慮できないか、その仕様、価格等を調査した。

その結果は、次のとおりとなっていた。

(ア) 類似市販品を考慮していない事態

標準品のうち、乗車券類等の発行に係る記録の印刷等を行うジャーナルプリンタは、他の会社が製造し市販もしているドットインパクトプリンタ^(注)を製造会社が調達し、これに J R システムの作成した仕様書に従って電源ファン等を設置し、MR 形端末装置の標準品であるジャーナルプリンタとして、J R システムに納品しているものであった。そして、上記ドットインパクトプリンタの市販品及びその後継機(以下、これらを「市販プリンタ」という。)の価格は、ジャーナルプリンタの標準品の価格と比べて安価となっていた。

そこで、本院が J R システムの中央システムセンターにおいて、市販プリンタにより、MR 形端末装置の各機器間の連動試験、マルス中央装置との連動試験及び市販プリンタの印字等の動作試験を行ったところ、標準品と同じ結果を得ることができた。したがって、標準品のジャーナルプリンタに代えて、市販プリンタを使用しても機能上支障はないと認められた。

(注) ドットインパクトプリンタ 細いピンを縦横に並べた印字ヘッドをインクリボンに叩きつけて印字する方式のプリンタ

(イ) 標準品と同形式の市販品を考慮していない事態

各会社が J R システムから提供されているマニュアル等についてみたところ、MR 形端末装置の標準品の一覧表に、標準品の形式名とともに、当該標準品を製造会社が市販する際の形式名を併記しているものが見受けられた。そして、同形式の市販品(以下「同形式品」という。)のうち、拡張メモリ、拡張ボード等、標準品の価格より安価となっているものがあつた。

したがって、MR 形端末装置の基準価格の設定を行う際に、単に標準品のセットの価格及び標準品の個別価格や過去に調達した際の価格を参考とするだけでなく、類似市販品又は同形式品を確認するなどして、それらの価格を調査することにより、MR 形端末装置の調達額を節減する要があると認められた。

(節減できた調達額)

上記により、本件 MR 形端末装置の標準品の調達に当たり、ジャーナルプリンタ及び同形式品が存在するものについて、標準品の価格を類似市販品や同形式品の価格に見直すなど

して修正計算すると、別途発生する機器組立費、動作試験費等を考慮しても、その基準価格は、J R北海道 5091 万余円、J R四国 960 万余円、J R九州 6425 万余円となり、標準品の調達額 J R北海道 8875 万余円、J R四国 1714 万余円、J R九州 9693 万余円は、J R北海道 3783 万余円、J R四国 753 万余円、J R九州 3269 万余円が節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、主として、次のことによると認められた。

- (ア) 各会社では、J Rシステムがマルス端末装置を開発している経緯もあって、J Rシステムの販売するマルス端末装置を使用することを当然としていたこと、また、マルス端末装置はすべてが特別な仕様であり、マルス端末装置をセットとしてしか調達できないとしていたことから、類似市販品の導入の検討をしていなかったこと
- (イ) 各会社では、標準品の中には同形式品が存在するという認識に乏しかったため、標準品と同形式品がマニュアル等に明示されていたにもかかわらず、同形式品の価格の調査を行わずに、基準価格の設定をしていたこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、各会社では、マルス端末装置の調達に当たって、それぞれ 16 年 9 月に通知を発するなどし、計画、調達、保守等を担当する関係部門間において連絡を密にし、類似市販品等の価格を調査するなどして、適正な基準価格を設定し、経済的な調達に努めるよう周知徹底を図る処置を講じた。

第29 東日本電信電話株式会社、第30 西日本電信電話株式会社、第31 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社)

(1)(2) 研究開発の実施状況等に即して、試験研究費の配賦基準を適切なものとするよう改善させたもの

会社名	(1) 東日本電信電話株式会社	
	(2) 西日本電信電話株式会社	
科目	(1) 附帯事業営業損益	
	(2) 附帯事業営業損益	
部局等の名称	(1) 東日本電信電話株式会社本社	
	(2) 西日本電信電話株式会社本社	
平成15事業年度における附帯事業営業損益	(1)	(2)
営業収益	1643億7186万余円	1690億0014万余円
営業費用	1656億9087万余円	1716億0352万余円
営業損失	13億1901万余円	26億0337万余円
試験研究費の配賦基準の見直しにより増加した営業費用	4億4475万円	4億7098万円

1 業務及び経理の概要

(1) 業務の概要

(会社の業務)

東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」という。)及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本」という。)では、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)に基づき、地域電気通信事業を営営することを目的として、それぞれ所定の区域にお

いて電気通信役務を提供する地域電気通信業務、地域電気通信業務に附帯する業務、会社の目的を達成するために必要な業務等を営んでいる。

このうち地域電気通信業務に附帯する業務としては、電気通信設備の調査・設計・建設・保守等の受託、端末機器の売切り販売及びその附帯関連工事並びに電気通信システムの構築等に係るコンサルティング(以下、これらの業務を「受託等業務」という。)などがある。

(電気通信技術に関する研究開発)

両会社では、上記の会社の業務を営むため、電気通信技術に関する研究開発を推進している。この研究開発に関しては、平成11年7月の日本電信電話株式会社の再編成以降、電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究(以下「基盤的研究開発」という。)を日本電信電話株式会社(以下「持株会社」という。)が実施し、基盤的研究開発以外の応用的研究はNTT東日本及びNTT西日本の両会社が実施している。

そして、両会社では、持株会社との間で「基盤的研究開発に関する基本契約」を締結し、基盤的研究開発に要する費用を継続的に負担することにより、その研究成果を使用する権利を得て、その後の応用的研究開発や事業展開を行っている。

また、15年度から、基盤的研究開発の成果等の基盤技術の事業化を促進するため、新たに「基盤技術の個別実用化および技術の個別支援に関する基本契約」を締結し、ニーズに特化した商用開発を推進している。

(2) 経理の概要

(経理処理の基準と収支状況等の公表義務)

両会社は、上記の業務の経理を行うに当たっては、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。)により、電気通信役務に関する料金の適正な算定に資するため、総務省令で定める勘定科目の分類その他会計に関する手続に従い、その会計を整理しなければならないこととされている。

そして、電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号。以下「会計規則」という。)により、勘定科目の分類は電気通信事業と電気通信事業以外の事業に区分し、双方に関連する収益及び費用は、適正な基準によりそれぞれの事業に配賦しなければならないこととされており、共通費、管理費、試験研究費等の費用については、それぞれ配賦の基準が定められている。このうち試験研究費の基準は、原則として営業収益額比又は関連する支出額

比若しくは固定資産価額比によることとされている。

また、事業法等では、市場支配的な事業者に対し、内部相互補助の監視・抑制及び業務運営の透明性向上の観点から、電気通信役務に関する収支の状況その他会計に関する事項の公表を義務付けている。これに基づき、両会社は、会計規則に定める様式による貸借対照表、損益計算書、附帯事業損益明細表等を公表しなければならないこととされている。なお、このうち附帯事業損益明細表は附属明細書とはされていない。

(両会社における経理処理)

両会社では、事業法等に基づき、地域電気通信業務等については電気通信事業として、地域電気通信業務に附帯する業務及び両会社の目的を達成するために必要な業務については、附帯事業として区分して経理している。

また、電気通信事業と附帯事業の双方に関連する収益及び費用をそれぞれの事業に配賦するため、会計規則に定められた勘定科目を内訳科目に細分化し、その内訳科目ごとに具体的な配賦基準を定めている。そして、試験研究費等の費用は、いったん電気通信事業の勘定科目で整理した後、各月ごとに、営業収益額比等の配賦基準によりそれぞれの事業に配賦している。研究開発に要した費用は、この試験研究費として経理している。

そして、両会社では、各月分の合計残高試算表を作成し、さらに、期末の合計残高試算表を基にして期末決算処理等を行った上で当該事業年度の財務諸表を作成している。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

両会社では、近年、受託等業務について、電気通信設備・システムの設計・構築から保守・運用に至るまでの総合的なソリューション^(注)ビジネスを展開したり、政府の「e-Japan 重点計画」等に対応した営業体制を強化したりなどしており、当該業務の内容が変化してきている。また、これらの受託等業務の分野を含め、事業者間の競争が激化するなど、市場環境も変化している。そして、このような変化に対応して、前記のとおり、基盤的研究開発に係る成果を利用した商用開発が推進されている。

そこで、両会社の財務諸表の作成に当たり、上記の状況も踏まえ、電気通信事業及び附帯事業に共通的な費用がそれぞれの事業に適切に配賦されているかなどに着眼して、15 事業年度の試験研究費(16年2月分の合計残高試算表の残高：NTT 東日本 587 億 2501 万余円、NTT 西日本 572 億 7389 万余円)について検査した。

(検査の結果)

両会社では、研究開発に係る試験研究費を「一般試験研究」、「共通事務」等4つの内訳科目に区分し、更に「一般試験研究」については、「アクセス」、「通信網構成」、「線路土木」、「ユーザ(利用)」等の研究分野別に14の内訳科目に細分し、配賦基準を定めていた。

上記のうち「ユーザ(利用)」に係る試験研究費は、「端末側に具備する技術(情報流通ビジネスの利用に関する技術)の試験研究に必要な費用」とされており、両会社では、専ら電気通信ネットワークの利用による電気通信事業に係る営業収益を獲得する費用であるとして、配賦基準においてその全額を電気通信事業に配賦することとしていた。このため、各月分の合計残高試算表において、その全額が電気通信事業の営業費用として計上されていた。

しかし、「ユーザ(利用)」に係る試験研究費は、ほとんどが基盤的研究開発に係るものとなっているが、基盤的研究開発の研究テーマには、「ユーザ(利用)」の研究分野に属する「電子政府・自治体システム」などのように、受託等業務として商用化することが可能であると認められるものが含まれるようになってきており、両会社では、研究開発の成果をソリューションビジネスの営業活動におけるシステム構築等の提案に活用したり、受託等業務として受注した業務のシステム構築に活用したりしている。

したがって、「ユーザ(利用)」に係る試験研究費については、電気通信事業と附帯事業の双方に関連する費用として附帯事業にも適切に配賦することにより、附帯事業の損益の状況が適切に表示されるよう改善する必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、近年、受託等業務において商用化することができる研究テーマが研究開発に含まれてきており、また、今後もニーズに特化した商用開発を推進していくこととしているのに、「ユーザ(利用)」に係る試験研究費の配賦基準の見直しが行われていなかったことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、両会社では、15事業年度における財務諸表作成に当たり、「ユーザ(利用)」に係る試験研究費の配賦基準を改正し、電気通信事業と附帯事業における受託等業務の各事業との営業収益額比により、附帯事業へも費用を配賦することとする処置を講じた。

なお、両会社の15事業年度の附帯事業の営業損失は、NTT東日本で13億1901万余円（営業収益1643億7186万余円、営業費用1656億9087万余円）、NTT西日本で26億0337万余円（同1690億0014万余円、同1716億0352万余円）となっているが、配賦基準の改正により増加した営業費用の額は、NTT東日本で4億4475万余円、NTT西日本で4億7098万余円となっている。

（注）ソリューションビジネス 顧客の抱える課題を抽出し、その解決を可能とするシステムなどを提供するビジネス

（東日本電信電話株式会社）

- （3）建物等に入館・入室することができる者の登録を業務の実態等に即して見直すことにより、委託費の節減を図るよう改善させたもの

会社名	東日本電信電話株式会社
科目	営業費用
部局等の名称	東日本電信電話株式会社東京支店ほか16支店
契約名	建物等維持管理業務委託契約
契約の概要	建物等への入館・入室を管理する業務や異常を監視する業務等を行わせるもの
契約の相手方	株式会社エヌ・ティ・ティ ファシリティーズ
契約期間	平成15年4月～16年3月
支払額	15億4772万余円（平成15年度）
上記のうち入館・入室を管理する業務に係る支払額	8億1101万余円
節減できた委託費	3930万円（平成15年度）

1 契約の概要

(建物等維持管理業務の委託)

東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」という。)では、電気通信事業のため多数の建物等を保有するなどしており、各支店では、これらの建物等への入館・入室を管理する業務や建物等の異常を監視し、事故の発生を警戒・防止する業務等(以下「建物等維持管理業務」という。)を株式会社エヌ・ティ・ティ ファシリティーズに委託して実施している。

この建物等維持管理業務は、建物等の玄関、機械室等に入館・入室管理装置(以下、この装置が設置されている出入口を「ゲート」という。)、各種警報装置等を設置するなどして行っている。

(建物等への入館・入室の管理)

建物等への入館・入室を管理する業務は、入館・入室を遠隔で監視する方法により実施するもので、ゲートごとに入館・入室することができる者(以下「許可者」という。)を定めて監視センターのコンピュータに事前登録し、許可者でなければゲートを通過して入館・入室することができないようになっている。

そして、NTT 東日本では、電気通信設備の防護等の観点から本社が定めた業務委託に関する事務処理の要領(以下「事務処理要領」という。)等に基づき、各支店において建物等ごとに定められている管理者が、ゲートごとに許可者を定め、監視センターのコンピュータに許可者を登録することになっている。

(委託費の算定)

建物等維持管理業務に係る委託費は、事務処理要領等に基づき、①IDカードの管理、入館管理等の入館・入室を管理する業務に要する費用(以下「入館・入室管理業務費」という。)、②駆け付け、機械警備及び施設警備に要する費用等に区分して算定することとされている。

そして、入館・入室管理業務費の算定に当たっては、次表のとおり、各ゲートを、許可者の登録人数に応じて4種類に区分し、それぞれ1ゲート当たりの月額費用(以下「月額単価」という。)を定めている。そして、ゲートの種類ごとに、月額単価にゲート数を乗じるなどして入館・入室管理業務費を算定することとなっている。

表

ゲートの区分	許可者の登録人数	月額単価
タイプA	0人から200人	5,820円/月
タイプB	201人から500人	6,220円/月
タイプC	501人から1,000人	6,720円/月
タイプD	1,001人以上	7,620円/月

2 検査の結果

(検査の着眼点)

NTT 東日本では、電気通信事業のため多数の建物等を保有するなどしており、建物等維持管理業務に係る委託費も多額に上っていることなどから、委託費の算定が適切に行われているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象)

(注)
東京支店ほか16支店において、平成15年度に支払った建物等維持管理業務に係る支払額15億4772万余円(うち入館・入室管理業務費8億1101万余円)を対象として検査した。

(検査の結果)

検査したところ、東京支店ほか16支店のタイプ別のゲート数は、タイプAが2,484、タイプBが1,241、タイプCが909、タイプDが4,767、合計9,401となっており、許可者の登録人数が1,000人を超えるタイプDが半数以上を占めていた。

そこで、実際の許可者の登録及び削除の状況について調査したところ、次のような事態が見受けられた。

(ア) 建物等の管理、清掃、設備の修理・保全等の業務に従事する者については、当該業務の委託を受けた会社(以下「受託会社」という。)の申請に基づき許可者を定め登録することとなっている。

しかし、受託会社のなかには、当該箇所における業務に従事しない者を含め受託会社の職員の大部分について許可者とするよう申請しているものがあり、その申請どおりに登録した結果、許可者の数が多数となっているものがあった。

(イ) NTT 東日本及び受託会社の職員の登録について、人事異動等の際に、他支店等からの転入者を登録する一方、他支店等への転出者の登録を削除していないものがあった。

そして、上記の(ア)及び(イ)について、ゲートごとの許可者を、業務の実態等に即して登録又は削除することとすれば、登録人数が減少することとなる。これを踏まえ、改めて業務の実

態等に即して登録することとすれば、タイプ別のゲート数は、タイプAが2,470、タイプBが2,235、タイプCが3,008、タイプDが1,688となり、特に月額単価の高いタイプDのゲート数は大幅に減少すると認められた。

(節減できた委託費)

本件について、上記により修正計算すると、前記の入館・入室管理業務費8億1101万余円は7億7162万余円となり、本件委託費を約3930万円節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

- (ア) 本社において、支店に対し許可者を登録する際の基本的な考え方を具体的に示していなかったこと
- (イ) 支店において、建物等ごとに定められている管理者が許可者の登録に当たり、その入館・入室の可否を十分精査していなかったこと、許可者として登録した者の業務の状況について十分に把握しておらず、登録の見直しを適切に行っていなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、NTT東日本では、16年9月に、業務の内容等に応じて許可者として登録する際の判断基準を定めるとともに、各支店に対して次のような内容の指示文書を発し、業務の実態等に即して許可者の登録を行うことにより、委託費の節減を図る処置を講じた。

- (ア) 本社が示した判断基準に基づき、入館・入室の可否を十分精査した上で許可者の登録を行うこと
- (イ) 許可者として登録した者の業務の状況について十分に把握し、登録の見直しを適切に行うこと

(注) 東京支店ほか16支店 東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、栃木、群馬、山梨、長野、新潟、宮城、福島、岩手、青森、山形、秋田、北海道各支店

(西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)

(4)(5) 法定耐用年数経過後も継続して賃借していた社員食堂用の物品を買い受けることにより、賃借料の節減を図るよう改善させたもの

会社名	(1) 西日本電信電話株式会社 (2) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
科目	(1) 営業費用 (2) 営業費用
部局等の名称	(1) 西日本電信電話株式会社本社及び兵庫支店ほか1病院 (2) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社本社及び関西支店ほか1事業部
契約名	食堂物品賃貸借契約
契約の概要	社員食堂で使用する厨房機器、調理器具等の物品を賃借するもの
契約の相手方	(1) 財団法人電気通信共済会 (2) 財団法人電気通信共済会
契約	(1) 平成13年4月(基本契約) 随意契約 (2) 平成11年7月(基本契約) 随意契約
平成16年3月末に賃借していた物品の数量	(1) 39,934 個 (2) 6,283 個
上記の物品に係る平成15年度の賃借料	(1) 2億8233万余円 (2) 5551万余円
法定耐用年数経過後も継続して賃借していた物品の数量	(1) 12,400 個 (2) 1,782 個
法定耐用年数経過時に買い受けていたとすれば節減できた賃借料	(1) 4020万円(平成13年度～15年度) (2) 2200万円(平成13年度～15年度)

1 賃貸借契約の概要

(社員食堂で使用する物品の賃貸借)

西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本」という。)及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「NTT コム」という。)では、社員の福利厚生施設として社員食堂(以下「食堂」という。)を多数管理・運営している。そして、両会社では、これらの食堂の運営に関する業務を財団法人電気通信共済会(以下「共済会」という。)に行わせている。

食堂を運営するに当たり、食堂で使用する業務用冷凍冷蔵庫などの厨房機器や大型炊飯器などの調理器具等の物品(以下「食堂物品」という。)については、自ら取得して使用する場合とこれらを賃借して使用する場合がある。両会社では、従来から、共済会が両会社の承認を受けて購入した食堂物品を両会社本社と共済会との間で締結した「食堂物品賃貸借基本契約」(以下「基本契約」という。)に基づき共済会から賃借することとしている。そして、両会社の本社及び各支店等では、この基本契約に基づき、それぞれ共済会との間で「食堂物品賃貸借契約」(以下「個別契約」という。)を締結し、各食堂で使用する食堂物品を共済会から賃借している。

基本契約によると、両会社が共済会から賃借する食堂物品(以下「賃借物品」という。)の月額賃借料は、各賃借物品の法定耐用年数(以下「耐用年数」という。)に基づき、耐用年数別に次の式により算定した額の合計額とすることとされている。

耐用年数別の賃借料＝

$$\left\{ \left(\boxed{\text{総購入額}} \times \boxed{\text{(注1) 賦金率}} + \boxed{\text{管理費}} \right) - \left(\boxed{\text{残存価格}} \div \boxed{\text{耐用年数}} \right) \right\} \div \boxed{\text{12箇月}}$$

(※) 残存価格＝総購入額の5%

(耐用年数を経過する賃借物品の取扱い)

基本契約によると、賃借物品が耐用年数を経過するときは、原則として、共済会において新規に物品を調達し、新たに賃借することとされている。ただし、耐用年数を経過する賃借物品については、NTT 西日本では、平成13年4月に共済会との間で基本契約を更改し、また、NTT コムでは、同年3月に共済会との間で覚書を締結して、13年4月以降、次のような措置を基本契約に追加している。すなわち、耐用年数を経過する賃借物品のうち、両会社

と共済会が協議の上、双方が引き続き使用に耐え得ると判断した物品(以下「継続物品」という。)については、両会社が当該物品の購入額の5%に相当する額で共済会から買い受け、継続して使用することができることとされている。そして、継続物品になり得る賃借物品については、耐用年数が満了する日の2箇月前までに共済会から両会社の本社、各支店等に通知することとされている。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

両会社では、食堂物品を共済会から多数賃借しており、近年、製品の品質向上等により、耐用年数を経過しても継続して使用できる物品が増加してきていることから、耐用年数を経過した賃借物品の取扱いが適切に行われているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象)

16年3月時点で共済会に賃借料を支払っていた賃借物品 NTT 西日本計 39,934 個(これらの物品に係る15年度賃借料計2億8233万余円)、NTT コム計 6,283 個(同計 5551 万余円)を対象として検査した。

(検査の結果)

検査したところ、NTT 西日本では、本社ほか^(注2)2支店等の食堂計16施設における12,400個の賃借物品について、既に耐用年数が経過しているのにその後も引き続き賃借物品として使用し、耐用年数経過時(前記の基本契約更改時に既に耐用年数を経過していた物品については13年4月)から16年3月までに、賃借料として計4617万余円を支払っていた。

また、NTT コムでは、本社ほか^(注3)2支店等の食堂計8施設における1,782個の賃借物品について、既に耐用年数が経過しているのにその後も引き続き賃借物品として使用し、耐用年数経過時(前記覚書の発効時に既に耐用年数を経過していた物品については13年4月)から16年3月までに、賃借料として計2671万余円を支払っていた。

そして、これらの物品については、耐用年数が満了する日の2箇月前までに行うこととされている共済会から両会社の本社、各支店等への通知は、文書によりの確に行われていなかった。

これらの賃借物品については、前記13年の措置の趣旨を踏まえ、文書による通知を受け、両会社において、耐用年数経過時に共済会と協議の上、継続物品として買い受けることにより、賃借料の節減を図る要があると認められた。

(節減できた賃借料)

NTT 西日本における 12,400 個の賃借物品について、耐用年数経過時(前記の基本契約更改時に既に耐用年数を経過していた物品については 13 年 4 月)に継続物品として買い受けることとしていたとすれば、買受けに要する費用 593 万余円を考慮したとしても、16 年 3 月までに支払った賃借料計 4617 万余円について、約 4020 万円節減できたと認められた。

また、NTT コムにおける 1,782 個の賃借物品について、耐用年数経過時(前記覚書の発効時に既に耐用年数を経過していた物品については 13 年 4 月)に継続物品として買い受けることとしていたとすれば、買受けに要する費用 462 万余円を考慮したとしても、16 年 3 月までに支払った賃借料計 2671 万余円について、約 2200 万円節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

- (ア) 両会社において、耐用年数を経過する賃借物品の取扱いについて新たに定めた趣旨が各契約担当部門に周知徹底されていなかったこと
- (イ) 両会社において、継続物品になり得る賃借物品に係る事前の通知方法について、共済会との間で明確に取り決めていなかったこと
- (ウ) NTT コムにおいて、耐用年数を経過する賃借物品の取扱いについて、個別契約に定めていなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、両会社では、16 年 9 月に、各契約担当部門に対して指示文書を発し、次のような処置を講じた。

- (ア) 両会社において、耐用年数を既に経過している賃借物品については速やかに買受けの措置を執ることとするとともに、耐用年数を経過する賃借物品の取扱いについて周知徹底した。
- (イ) 両会社において、継続物品になり得る賃借物品に係る事前の通知については文書により的確に行うよう共済会との間で取り決めることとした。
- (ウ) NTT コムにおいて、継続物品の買受けに関する措置を個別契約上も明記することとした。

(注 1) 賦金率 一定期間ごとに一定の金額を支払う月賦等の割賦払いにおいて、毎期の支払額を求める率

- (注2) 本社ほか2支店等 本社、兵庫支店、大阪病院
 (注3) 本社ほか2支店等 本社、関西支店、ネットワーク事業部

(西日本電信電話株式会社)

- (6) 光ファイバケーブルを利用したインターネット接続サービスの提供に当たり、加入者が
 おらず使用されていない加入者収容パッケージを他に転用することにより、購入費の節
 減を図るよう改善させたもの

科 目	設備投資勘定
部局等の名称	西日本電信電話株式会社本社
購入の概要	平成15年度に、光ファイバケーブルを利用したインターネット接続サービスを提供するための装置に搭載する加入者収容パッケージを購入するもの
購入数量	4,442枚
購入費	4億2132万余円
上記のうち購入の要がなかった数量	382枚
節減できた購入費	4140万円

1 設備の概要

(サービスの概要)

西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)では、平成13年8月から、加入者と設備センタビルとの接続に光ファイバケーブルを使用することで、インターネットに高速で接続する月間利用料定額のサービスをBフレッツとして提供している。

このサービスには、提供条件等の違いにより、ベーシックタイプ、マンションタイプ、ビジネスタイプ、ファミリー100タイプなどの種別がある。

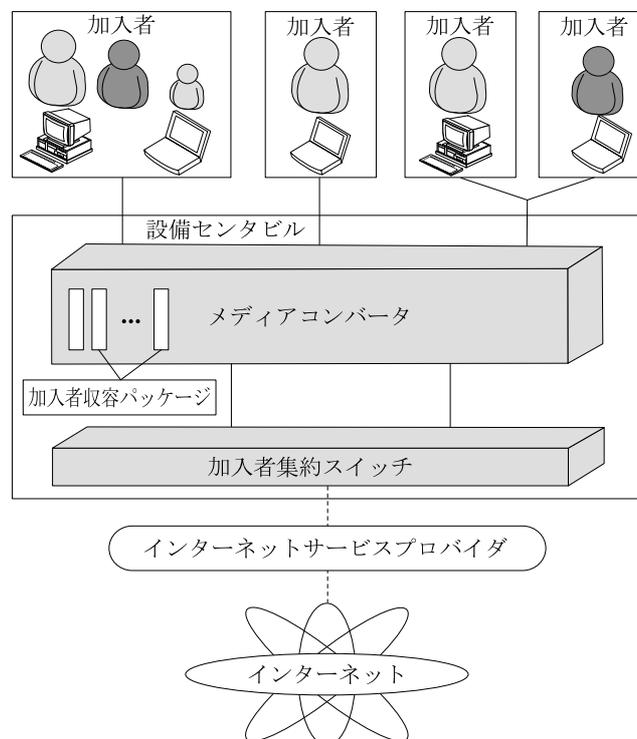
(Bフレッツの加入状況)

Bフレッツの加入者数は、16年3月末で414,030契約(15年3月末で87,746契約)となっており、これをサービス種別ごとの加入者数で見ると、ファミリー100タイプで316,142契約(同55,553契約)、マンションタイプで60,618契約(同9,140契約)、ベーシックタイプで31,233契約(同15,126契約)、ビジネスタイプで1,508契約(同801契約)などとなっていて、ビジネスタイプの加入者数は他のサービス種別に比べて伸び悩んでいる。

(設備構成の概要)

NTT西日本では、Bフレッツのサービスを提供するに当たり、本社が制定した電気通信技術標準実施方法に基づき、各支店において、設備センタビルに、①加入者との間で伝送される光信号を電気信号に変換するメディアコンバータ、②メディアコンバータで変換した電気信号をインターネットと接続する加入者集約スイッチなどを設置している(参考図参照)。

(参 考 図)



(メディアコンバータ及び加入者収容パッケージの概要)

メディアコンバータには、ベーシック、ビジネス及びマンションの3タイプ用の装置(以

下「MCⅠ」という。)、ベーシック及びビジネスの2タイプ用の装置(以下「MCⅡ」という。)などがある。そして、これらに加え、15年4月からは、ベーシック、ビジネス及びマンションの3タイプ用で、MCⅠ又はMCⅡの改良型(以下、これらの装置をそれぞれ「MCⅠ改」、「MCⅡ改」という。)が導入されている。

各メディアコンバータには、加入者との接続を行うため、それぞれ専用の加入者収容パッケージ(以下「パッケージ」という。)を複数枚搭載できることになっている。

そして、MCⅠ、MCⅠ改、MCⅡ及びMCⅡ改に搭載するパッケージは、下表のとおり、それぞれのメディアコンバータに対応して、複数のサービス種別のいずれにも使用することができることとなっている。

サービス種別名 装置名	提供可能サービス種別		
	ベーシックタイプ	マンションタイプ	ビジネスタイプ
MCⅠ用パッケージ	○	○	○
MCⅡ用パッケージ	○	×	○
MCⅠ改用パッケージ	○	○	○
MCⅡ改用パッケージ	○	○	○

そして、パッケージをメディアコンバータに搭載する際は、1枚のパッケージには複数のサービス種別を混在させずに、サービス種別ごとにそれぞれ別のパッケージを使用することとなっている。

(設備構築の方法)

Bフレッツのサービスを新たに開始する際には、各支店では、本社からの指示に基づき、①営業部門において、設備センタビルごとの加入者需要見込数を算出する、②設備構築部門において、これに基づき設備の必要数量を算出し、パッケージについては3箇月先の、パッケージを搭載するメディアコンバータについては6箇月先の需要に対して不足が生じないよう設備を構築することとなっている。そして、サービスの運用を開始して以降は、設備の不足による開通の遅延を防ぐため、3箇月ごとに、①営業部門において、販売実績などから加入者需要見込数を算出する、②設備構築部門において、これに基づきパッケージなどに不足が生じないよう設備を構築することとなっている。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

Bフレッツは、サービス開始から2年以上が経過し、前記のとおり、その加入者数及び加

入者増加数には、サービス種別により大きな差が生じている。

このような状況において、複数のサービス種別に共通して使用されている前記4種類のパッケージの購入が、サービス種別ごとの使用状況や需要動向に応じて適切に行われているかに着眼して検査した。

(検査の対象)

(注)
大阪支店ほか15支店において、16年3月末時点で、メディアコンバータに搭載している4種類のパッケージを対象としてその使用状況を検査するとともに、15年度に購入した4種類のパッケージ(4,442枚、購入金額4億2132万余円)を対象にその購入数量の必要性を検査した。

(検査の結果)

検査したところ、16年3月末時点で、ビジネスタイプのサービスを提供するために搭載しているパッケージ1,084枚のうち、加入者がいない状況(以下、このような状況を「加入者未収容」という。)で、サービスの提供に使用されていないものが445枚見受けられた。

これらのビジネスタイプ用のパッケージは、同一種類のパッケージを使用している他のサービス種別にも対応できるものであるから、上記の加入者未収容となっているパッケージについて、今後の需要動向を判断するための期間を考慮したとしても、16年3月末時点で加入者未収容となっている期間が6箇月を超えている398枚については、他のサービス種別に転用すれば、新たにパッケージを購入する要はなく、購入費の節減を図ることができたと認められた。

(節減できた購入費)

本件について、上記398枚のうち15年度中に、他のサービス種別に用途変更することなどにより転用が可能であったと認められる382枚を、同一ビル内又は他の設備センタビルに転用していたとすれば、大阪支店ほか15支店で15年度に購入したパッケージ4,442枚のうち382枚は購入の要がなく、約4140万円節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、ビジネスタイプの加入者数が伸び悩んでいるのに、各支店において、サービス提供後における設備構築を、すべてのサービス種別で需要が伸び続けることを前提として行っていたため、加入者未収容となっているビジネスタイプ用のパッケージが多数あるにもかかわらず、これを転用する措置が執られていなかったことによるも

のと認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、NTT 西日本では、16年9月に、各支店に対して次のような内容の指示文書を発し、パッケージの購入及び設置に当たっては経済的、効率的な設備構築を行うことにより、その購入費の節減を図る処置を講じた。

- (1) ビジネスタイプ用のパッケージについて、6箇月以上加入者未収容となっているものなどについては転用による利活用を徹底し、新規の購入を抑制すること
- (2) パッケージの購入に当たっては、事前に利活用できるパッケージの有無を確認した上で、適切に実施すること

(注) 大阪支店ほか15支店 大阪、京都、兵庫、名古屋、静岡、岐阜、三重、金沢、広島、岡山、山口、愛媛、福岡、熊本、鹿児島、沖縄各支店

- (7) 建物等への入館・入室を管理する業務について、実態に適合した業務量に基づき算定することなどにより、委託費の節減を図るよう改善させたもの

会社名	西日本電信電話株式会社
科目	営業費用
部局等の名称	西日本電信電話株式会社本社及び名古屋支店ほか11支店
契約名	建物入退室管理業務委託契約
契約の概要	建物等への入館・入室を管理する業務をシステムを利用して遠隔で監視する方法により行わせるもの
契約の相手方	株式会社エヌ・ティ・ティ ファシリティーズ
契約期間	平成15年4月～16年3月
支払額	4億9575万余円(平成15年度)
節減できた委託費	5610万円(平成15年度)

1 契約の概要

(建物等への入館・入室を管理する業務の概要)

西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本」という。)では、電気通信事業のため多数の建物等を保有しており、各支店等ではこれらの建物等への入館・入室を管理する業務(以下「出

入管理業務」という。)を次の方法により委託して実施している。

- ① 有人で管理する方法
- ② 入口ごとに設置した施錠装置で管理する方法
- ③ 遠隔で監視する方法

上記のうち、入館・入室を遠隔で監視する方法(以下「遠隔監視」という。)による出入管理業務は、建物等の玄関、機械室等に入館・入室管理装置(以下、この装置が設置されている出入口を「ゲート」という。)を設置し、ゲートごとに入館・入室することができる者(以下「許可者」という。)を定めて監視センタのコンピュータに事前登録し、許可者でなければゲートを通過して入館・入室することができないようになっている。

(注1)

そして、本社及び名古屋支店ほか11支店では、遠隔監視による出入管理業務について、①許可者を監視センタのコンピュータに登録したり、削除したりなどする業務(以下「入館・入室管理業務」という。)、②監視センタで、入館・入室管理装置から送られてくる各種警報の監視を常時行い、関係部門との連絡を行う業務(以下「警報監視業務」という。)などの全部又は一部を、株式会社エヌ・ティ・ティ ファシリティーズに委託して実施している。

(遠隔監視による出入管理業務に係る委託費の算定)

本社及び各支店では、遠隔監視による出入管理業務を委託するに当たっては、本社が定めた業務委託に関する事務処理の要領等に基づき、上記の業務ごとに費用を算定することとしている。そして、①入館・入室管理業務及び②警報監視業務に係る費用(以下、それぞれ「入館等管理業務費」、「監視業務費」という。)については、次により算定することとしている。

- ① 入館等管理業務費

$$\boxed{\text{入館等管理業務費}} = \boxed{\text{1ゲート当たりの月間稼働時間(分/月)}} \times \boxed{\text{労務単価(円/分)}} \times \boxed{\text{諸経費率}} \times \boxed{\text{ゲート数}} \times 12\text{箇月}$$

このうち1ゲート当たりの月間稼働時間は、許可者のデータを監視センタのコンピュータに登録するなどの作業に要する稼働時間で、本社から各支店等に対して発した事務連絡において示された年間の稼働時間528分/年に基づき、これを1月当たりに換算して44分/月を使用することとしている。

② 監視業務費

$$\boxed{\text{監視業務費}} = \boxed{\text{監視単価}} \times \boxed{\text{ゲート数}} \times 12\text{箇月}$$

このうち監視単価については、全国各地の監視センタで、年間(365日)を通じて終日(24時間)常時1名が監視することとして次により算出した労務費に諸経費率を乗じ、これを監視する総ゲート数で除することにより算出することとしている。

$$\boxed{\text{労務費}} = \left(\boxed{\text{日割基礎単価(8時間)}} \times \boxed{3\text{人}} + \boxed{\text{割増基礎単価(1時間)}} \times \boxed{8\text{時間}} + \boxed{\text{宿直単価}} \right) \times 365\text{日} \times \text{センタ数} \div 12\text{箇月}$$

上記のうち、日割基礎単価、割増基礎単価及び宿直単価については、前記の事務連絡等において、刊行物である積算参考資料に掲載された「建築保全業務技術者賃金」を使用することとなっている。そして、同積算参考資料によれば、日割基礎単価は基本給、各種基準内手当及び賞与の総額を1日8時間あたりに換算した単価、割増基礎単価は時間外単価及び夜勤単価算出の際に割増しの基礎となる1時間あたり単価、宿直単価は現場に宿直する場合の1回あたり定額単価であるとされている。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

NTT西日本では、電気通信事業のため多数の建物等を保有しており、これらの建物等に係る遠隔監視による出入管理業務の委託費も多額に上っている。また、同会社では、これまで業務の集約、営業拠点の統廃合等を実施するとともに、平成14年5月には財政基盤を建て直し、経営の自立化を図るための構造改革を実施するなど業務運営体制の効率化を進めているところである。このような状況を踏まえ、出入管理業務に係る委託費の算定が適切に行われているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象)

本社及び名古屋支店ほか11支店において、15年度に支払った遠隔監視による出入管理業務に係る委託費計4億9575万余円を対象として検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

ア 入館等管理業務費の算定について

(注2)
入館・入室管理業務を委託している本社及び名古屋支店ほか9支店では、入館等管理業務費の算定に当たり、前記のとおり、1ゲート当たりの月間稼働時間を44分/月としていた。この稼働時間は、8、9両年度に行った実績調査の結果に基づき、許可者のデータを監視センタのコンピュータに登録するなどの作業に要する時間1.1分に1ゲート当たりの年間平均作業件数480件を乗じて算出した528分/年を1月当たりに換算して算出したものである。

しかし、前記のとおり、NTT西日本では、業務の集約、営業拠点の統廃合等業務運営体制の効率化を進めており、これに伴い拠点ごとの許可者の登録数等に変動が生じることを踏まえ、本社及び上記10支店の15年度における年間作業件数の実績について調査したところ、1ゲート当たりの年間平均作業件数は237件となっていて、480件を大幅に下回っている状況であった。

このように、稼働時間の基礎としていた作業件数は実績とかい離したものとなっていることから、入館等管理業務費の算定に当たっては、作業件数の実績に基づくなど業務の実態に適合した稼働時間により算定すべきであると認められた。

イ 監視業務費の算定について

警報監視業務を委託している名古屋支店ほか11支店では、前記の方法により労務費を算出していた。

しかし、割増基礎単価は深夜割増しの基礎となる1時間当たりの単価であって、これに深夜割増率を乗じることによって、深夜勤務に係る割増額を算出するものであることから、その算出に当たっては、割増基礎単価そのものに対象時間数を乗じるのではなく、割増基礎単価に深夜割増率を乗じたものに対象時間数を乗じて算定すべきであった。また、深夜割増しの対象時間数については、労働基準法(昭和22年法律第49号)において深夜割増しの対象とされている7時間とすれば足りると認められた。さらに、監視センタの業務実施体制は、3交替で24時間を監視する体制を前提としており、宿直単価は現場に宿直する場合に支払われる手当であることから、これを加算する要はないと認められた。

(節減できた委託費)

本件について、入館等管理業務費については、15年度における各支店等の作業件数の実績に基づいた稼働時間により算定し、また、監視業務費については、深夜割増しに係る金額

を適切な方法により算出するなどして算定したとすると、本社及び名古屋支店ほか 11 支店における委託費計 4 億 9575 万余円は 4 億 3964 万余円となり、約 5610 万円節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、前記アの事態については、業務運営体制の効率化や各支店等における入館・入室管理業務の実態に基づいて作業件数を見直すこととしていなかったこと、また、前記イの事態については、深夜割増しの趣旨等について十分理解しないまま監視業務費の算定式が定められていたことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、NTT 西日本では、16 年 9 月に、各支店等に対して次のような内容の指示文書を発し、遠隔監視による出入管理業務に係る委託費の節減を図る処置を講じた。

(ア) 入館等管理業務費について、作業件数の実績に基づくなど業務の実態に適合した稼働時間により算定すること

(イ) 監視業務費について、深夜割増しに係る金額を適切な方法により算出するなどして算定すること

(注 1) 名古屋支店ほか 11 支店 名古屋、静岡、岐阜、三重、金沢、広島、岡山、山口、愛媛、福岡、熊本、沖縄各支店

(注 2) 名古屋支店ほか 9 支店 名古屋、静岡、三重、広島、岡山、山口、愛媛、福岡、熊本、沖縄各支店

第32 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

無線基地局と交換局を接続する専用回線に係る契約に当たり、関係部門間の連絡調整を十分に行うことなどにより、専用回線の集約を速やかに行い専用料金の節減を図るよう改善させたもの

科 目	通信設備使用料
部局等の名称	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ本社
専用回線による通信サービスに係る契約の概要	無線基地局に設置されている無線装置と交換局に設置されている交換機を接続するため専用回線による通信サービスの提供を受けるもの
契約の相手方	東日本電信電話株式会社
専用回線による通信サービスに係る使用料金の支払額	7億0221万余円(平成15年度)
節減できた専用回線による通信サービスに係る使用料金	5640万円(平成15年度)

1 専用回線に係る契約の概要

(携帯電話サービス提供のための設備)

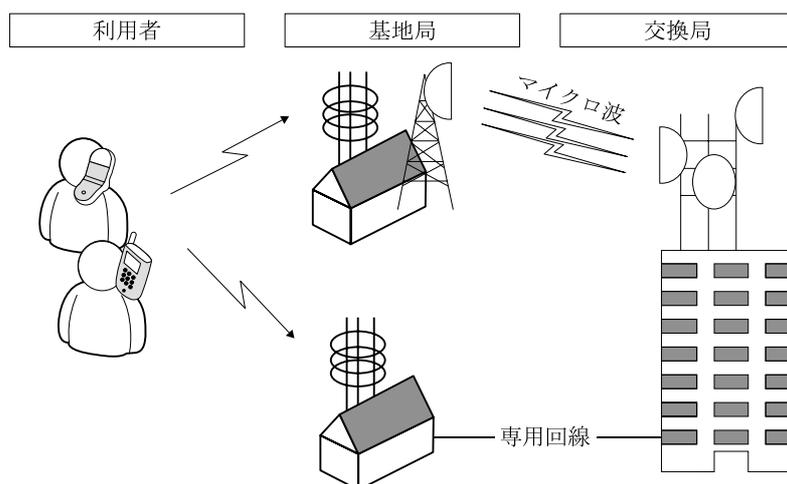
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(以下「NTTドコモ」という。)では、関東甲信越地域に^(注)おける携帯電話サービスの提供のため、携帯電話等と無線で直接交信を行う無線基地局(以下「基地局」という。)、基地局との間で音声等のデータを送受信する交換局を設置している。

基地局に設置されている無線装置には、平成5年からサービスを開始している第2世代携帯電話(以下「PDC」という。)用として使用する装置と、13年からサービスを開始している第3世代携帯電話(以下「IMT」という。)用として使用する装置がある。そして、基地局には、両方の無線装置を設置している箇所、PDC用の無線装置のみを設置している箇所、IMT用の無線装置のみを設置している箇所がある。

基地局と交換局との間の接続には、NTTドコモが自ら設備を設置、運営しているマイク

ロ波を利用した無線設備(以下「マイクロエントランス設備」という。)等を使用するものと、東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」という。)との間で、専用回線による通信サービス(以下「専用サービス」という。)の提供を受ける契約(以下「専用契約」という。)を締結し、これを利用するものがある(参考図1 参照)。

(参 考 図 1)



(専用サービスの種別)

専用サービスは、デジタル化された音声等の信号を専用回線により伝送するものである。そして、NTT ドコモでは、専用サービスの用途や NTT 東日本の専用サービスの提供状況に応じて、高速デジタル伝送サービス、デジタルアクセスサービス、ATM 専用サービスなどを利用している。

このうち、高速デジタル伝送サービス及びデジタルアクセスサービスは主に PDC 用として利用されているものであり、また、ATM 専用サービスは主に IMT 用として利用されているものである。

(マイクロエントランス設備)

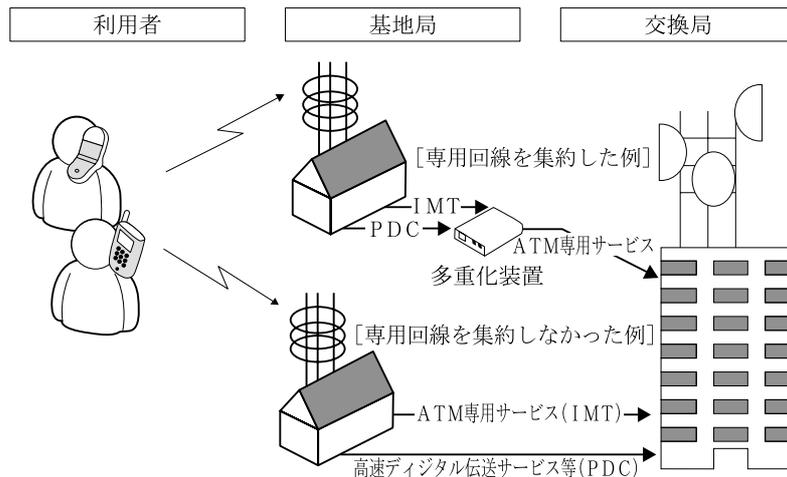
マイクロエントランス設備は、PDC 用に開発されたものと IMT 用に開発されたものがある。そして、NTT ドコモでは、基地局と交換局との接続については、長期的な経済性を考慮して、マイクロエントランス設備を自ら設置することを優先している。

(専用サービスの利用と専用回線の集約)

PDC 用の無線装置を設置している基地局のうち、マイクロエントランス設備が設置されていない箇所では、交換局との間を専用回線で接続している。

これらの基地局では、13年5月以降におけるIMTサービスの開始に伴い、IMT用の無線装置を併設する場合には、専用サービスの料金体系からみて、IMTの音声等のデータ及びPDCの音声等のデータを1回線に重畳して伝送する装置(以下「多重化装置」という。)を設置し、専用回線を集約する方が専用サービスの使用料金(以下「専用料金」という。)を節減することができ、経済的となる(参考図2参照)。

(参考図2)



そこで、NTTドコモでは、13年度以降、PDC用の無線装置と交換局の交換機との接続に一定帯域以上の専用回線を使用しており、かつ、ATM専用サービスが提供されているなどの専用回線を集約するための条件を満たす場合には、基地局と交換局を接続する複数の専用回線をATM専用サービスの1回線に集約した上、PDCで使用している専用回線に係る専用契約については解約することとしている。

(設備の設置計画等)

NTTドコモでは、無線アクセスネットワーク部において、基地局の新增設に係る計画を策定しており、マイクロエントランス設備の設置計画等を担当するマイクロ部門では、この計画に基づき、マイクロエントランス設備の設置が技術的に可能であるかについて検討することとしている。

そして、マイクロエントランス設備を設置することが技術的に不可能な場合には、専用回線を使用することとして、伝送部門において、交換局とのデータの伝送方法についての検討を行うこととしている。

また、マイクロエントランス設備を設置することが技術的に可能な場合であっても、技術的な問題以外の障害がある場合には、専用サービスを利用することとしている。

マイクロエントランス設備の設置に当たり障害がない場合には、設備の設置計画を策定した上でその工事を実施することとしている。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

前記のように、NTT ドコモでは、IMT 用の無線装置を基地局に設置する場合で、基地局と交換局との間を専用回線で接続する場合には、多重化装置を設置して専用回線を集約することにより専用サービスの使用料金(以下「専用料金」という。)の節減を図る施策を13年度から計画的に行っている。そこで、このような施策の実施が適切に行われているかに着眼して検査した。

(検査の対象)

16年3月末時点において、NTT ドコモがPDC用及びIMT用の無線装置を併設し、かつ、専用サービスを利用している基地局のうち、多重化装置を設置せず、交換局との接続にPDC用、IMT用それぞれの専用回線を使用している基地局50箇所の143回線に係る専用契約(15年度の専用料金支払額7億0221万余円)を対象として検査した。

(検査の結果)

検査したところ、上記のうち、前記のような専用回線を集約するための条件を満たしている基地局が17箇所、40回線(うちPDCで使用している専用回線23回線)あった。

これらの基地局の中には、マイクロエントランス設備の設置が基地局の構造上不可能であったり、地権者との交渉が難航していることなどからマイクロエントランス設備の設置の見通しが立っていなかったりなどして、マイクロエントランス設備の設置が当分見込めないものが見受けられた。

そして、上記17箇所の基地局に係るPDCで使用している専用回線23回線のうち、5箇所、8回線については、多重化装置の設置に要する期間等を考慮しても、15年度当初には、PDCで使用している専用回線をATM専用サービスの専用回線に集約するとともに、PDCで使用している専用回線に係る専用契約を解約することにより、専用料金を節減できたと認められた。

(節減できた専用料金)

本件について、上記5箇所の基地局に多重化装置を設置し、PDCで使用している専用回線をATM専用サービスの専用回線に集約した上、PDCで使用している専用回線を解約す

ることとすれば、多重化装置の購入及び設置に係る費用等を考慮したとしても、15年度の専用料金を約5640万円節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のようなことによると認められた。

- (ア) 伝送部門において、IMT用に利用しているATM専用サービスを導入した後、既設のPDC用のマイクロエントランス設備の使用が不可能となっていたり、マイクロエントランス設備の設置が基地局の構造上不可能となっていたりしていた状況について、マイクロ部門から十分に情報を入手できていなかったこと
- (イ) マイクロ部門において、地権者との交渉が難航していることなどから、マイクロエントランス設備の設置の見通しが立っていないなどの状況の推移について、逐次その情報を入手できていなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、NTTドコモでは、16年度内に、前記5箇所の基地局、8回線については速やかに専用回線への集約を行うこととするとともに、16年9月に、専用料金の節減を図るため、関係部門において次のような体制を整備する処置を講じた。

- (ア) マイクロ部門と伝送部門との間における連絡調整を十分に行うこと
- (イ) マイクロ部門において、地権者との交渉状況等の情報を逐次入手できるようにすること

(注) 関東甲信越以外の地域における携帯電話サービスはNTTドコモの子会社である8社が各地域において行っている。

第3節 特に掲記を要すると認めた事項

第1 海上自衛隊舞鶴航空基地及びSH-60J型哨戒ヘリコプターの活用について

検査対象	内閣府(防衛庁)		
会計名及び科目	一般会計	(組織)防衛本庁	(項)航空機購入費 (項)施設整備費ほか (組織)防衛施設庁 (項)施設運営等関連諸費
部局等の名称	防衛庁本庁		
整備の概要	(1) 海上自衛隊舞鶴地区にヘリコプターのための航空基地を整備したもの (2) 哨戒ヘリコプターの調達		
15年度末までの整備費の合計	(1) 施設整備費	278億円	
	物品購入費	70億円(平成15年度末の物品現在額)	
	(2) 哨戒ヘリコプター	315億円	
	計	663億円	

1 舞鶴航空基地等の整備の概要

(防衛計画の大綱に基づく防衛力の整備)

防衛力の整備については、我が国の防衛力の在り方についての基本的な指針である「防衛計画の大綱」及びその内容の実現を計画的に進めるための「中期防衛力整備計画」等に基づき、防衛庁において、各年度における必要な予算について国会の審議及び議決を経た上で、計画的に実施することとなっている。

(舞鶴航空基地の整備)

(1) 舞鶴航空基地の概要

防衛庁では、京都府舞鶴市に所在する海上自衛隊舞鶴地区に、ヘリコプター(以下「ヘリ」という。)のための航空基地を整備することとし、同市雁又地区に平成5年度から用地の取得、施設の建設等を行い、13年3月、海上自衛隊で日本海側唯一の航空基地となる舞鶴航空基地を開設した。同基地は、面積が約24万m²で、長さ400m、幅45mの滑走

路、SH-60 J 型哨戒ヘリ(以下「SH-60 J」という。)10機及び外来の大型掃海・輸送ヘリ2機、計12機までが駐機可能なエプロン、航空保安施設である飛行場灯火等を有している。さらに、ヘリの配備に伴って必要となる関連施設として、格納庫1棟、整備用の格納庫1棟、航空機部品等の補給倉庫等が、また、敷地外には、気象レーダー施設等が設置されている。

以上についての15年度末までの整備費は、用地購入等約139億円、基地施設建設等約139億円、計約278億円、また物品購入約70億円(15年度末の物品現在額)と多額に上っている。

そして、基地開設に際しては、「海上自衛隊の編成等に関する訓令」(昭和42年海上自衛隊訓令第1号)により、ヘリの運用等のための舞鶴航空分遣隊、ヘリの整備等のための舞鶴整備補給分遣隊及び航空基地の管理等のための舞鶴航空基地隊を、千葉県館山市所在の館山航空基地に司令部を置く第21航空群所属の部隊として、舞鶴航空基地に新編している。

(2) 舞鶴航空基地整備の目的

舞鶴地区には、昭和63年度及び平成元年度に哨戒ヘリを1機搭載可能な護衛艦(以下「DD」という。)がそれぞれ1隻ずつ配備された。しかし、同地区には航空基地がないため、海上自衛隊では、DDが出港の都度、護衛艦に搭載する哨戒ヘリ(以下「艦載ヘリ」という。)を遠隔の航空基地から舞鶴地区に進出させて搭載せざるを得ないことから、天候状況に左右されやすいだけでなく、搭載前後における艦載ヘリの整備、補給等が適時適切に行い難いなど、DDと艦載ヘリの一体運用に支障を来している状況となっていた。

そこで、防衛庁では、この状況を解消するため、前記のとおり、艦載ヘリを最大10機程度、外来の大型掃海・輸送ヘリ2機を含めれば計12機まで対応可能な規模をもつ艦載ヘリ支援基地として、舞鶴地区に航空基地を整備することとした。

(3) 舞鶴航空基地整備の経緯

防衛庁の施設の整備は、「防衛庁設置法」(昭和29年法律第164号)等に基づいて、防衛施設庁(以下「施設庁」という。)が防衛庁長官の定めるところにより行うこととされている。これに基づき、施設庁では、用地の取得、施設の建設等を行うほか、施設の取得に関する事務及び施設の使用条件についての利害関係人又は関係機関との連絡及び交渉並びにそれらの間の意見の調整を行うこととなっている。

そこで、防衛庁では、舞鶴航空基地の整備に当たり、元年8月に、施設庁に対し、航空基地の整備が円滑に実施できるよう地元関係者との所要の調整(以下「地元調整」という。)

を指示し、6年9月に地元の基本了承を得るなどして、13年3月に舞鶴航空基地を開設した。

そして、このうち、地元調整においては、艦載ヘリ支援基地として、艦載ヘリが最大で10機程度(通常7機程度)まで対応可能な飛行場を整備することのほか、その運用等に当たっては、艦載ヘリは護衛艦の出港に合わせて日本海に進出の上、訓練の終了後舞鶴航空基地に帰還すること、飛行回数は護衛艦への搭載訓練に必要な限られたものとするなど市民生活に極力支障が生じることのないよう十分に配慮することなどについて地元で説明し了承を得ていた。

(海上自衛隊における哨戒機部隊の整備)

海上自衛隊の哨戒機部隊は、護衛艦と行動をともにする艦載ヘリ部隊と航空基地を行動の拠点とする陸上哨戒機部隊とに大別される。このうち、陸上哨戒機部隊には、周辺海域の監視哨戒等の任務に当たる固定翼哨戒機の部隊と、沿岸海域において主要な港湾、海峡などの警備及び防備に当たる哨戒ヘリ(以下「沿岸哨戒ヘリ」という。)の部隊とがある。

上記の陸上哨戒機部隊については、舞鶴航空基地を建設中の7年11月に閣議決定された現行の「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱」(以下「現防衛大綱」という。)において、13個隊を編成することとされている。そして、その内訳は、固定翼哨戒機部隊8個隊と沿岸哨戒ヘリ部隊5個隊となっている。

このうち、沿岸哨戒ヘリ部隊5個隊については、地域的欠落を生じさせない態勢を最小限確保するという考え方にに基づき、大湊、横須賀、呉、佐世保及び舞鶴の各地方隊が受け持つ警備区域毎に1個隊ずつ編成することとされている。

そして、艦載ヘリ部隊及び沿岸哨戒ヘリ部隊が保有する哨戒ヘリについては、中期防衛力整備計画に基づき、SH-60J(1機約44億円)を整備することとし、15年度までに100機の調達を完了している。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

11年の能登半島沖不審船事案において、海上自衛隊創設以来初めて海上における警備行動が発令されるなど、日本海を含めた周辺海域における防衛と海上交通の安全確保などを含め、これら事態への態勢の整備が強く意識されるようになった。

このような状況の中で、多額の国費を投下して整備された舞鶴航空基地及びSH-60Jは、有効に活用されているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象)

舞鶴航空基地(15年度末までの施設整備費等約278億円、物品購入費約70億円)及び調達済のSH-60Jについて検査した。

(検査の結果)

上記について検査したところ、次のような事態となっていた。

沿岸哨戒ヘリ部隊についてみると、前記のとおり、海上自衛隊の各地方隊が受け持つ5つの警備区域毎に、1個隊ずつ、計5個隊を編成することとされている。そして、大湊、呉、佐世保各地方隊には、それぞれ大湊航空隊、小松島航空隊、大村航空隊が、また、横須賀地方隊の警備区域には館山市に所在する第21航空群第101航空隊が、沿岸哨戒ヘリ部隊として編成されており、それぞれ担当区域の警備等の任務に当たっていた。

しかし、舞鶴航空基地については、海上自衛隊で日本海側唯一の航空基地として整備され、運用開始されてから3年を経ているにもかかわらず、防衛庁が、以下の点を考慮するなどしてきたため、同基地には、舞鶴地方隊の警備区域(以下「舞鶴警備区」という。)を担当する沿岸哨戒ヘリ部隊が編成されておらず、沿岸哨戒ヘリも置かれていない状況となっていた。

① 7年11月に現防衛大綱が決定されたが、元年以降の地元調整において、同基地は艦載ヘリ支援基地として使用すると説明し、これにより地元の基本了承を得て基地整備を進めてきたこと

② 同基地開設前の12年12月に、現防衛大綱に基づく中期防衛力整備計画が決定され、その中で、将来の防衛力の在り方について検討を行うこととされたことから、沿岸哨戒ヘリ部隊の将来体制の検討の必要性が生じたこと

そして、同基地及び哨戒ヘリは次のような状況となっていた。

(1) 舞鶴航空基地の現況

舞鶴地区には、従来から配備されているDDに加えて9年度以降、哨戒ヘリ3機搭載可能な護衛艦(以下「DDH」という。)が配備されており、舞鶴地区における哨戒ヘリが搭載可能な護衛艦は、DDH1隻及びDD2隻となっていて、舞鶴航空基地は、これら護衛艦に搭載される艦載ヘリの支援を実施している。

しかし、同基地は、前記のとおり最大12機までのヘリに対応可能な規模を有しているのに対し、実際のヘリに対する支援状況は、基地運用開始から15年度末までの平均で1日当たり約4機となっていた。このことから、同基地は、哨戒ヘリ7機を保有の基本とす

る沿岸哨戒ヘリ部隊の編成にも対応可能であるなど、より多くのヘリの運用に対応できる規模を有していると認められた。

(2) 哨戒ヘリについて

哨戒ヘリについては、15年度納入分をもって、必要なSH-60J100機の調達を完了していた。そして、その中には、舞鶴警備区を担当することとされている沿岸哨戒ヘリ部隊に必要な哨戒ヘリ7機(これに係る調達額計約315億円)も含まれていた。

しかし、この7機は、前記のように、舞鶴航空基地に沿岸哨戒ヘリ部隊が編成されていないため、既に沿岸哨戒ヘリ部隊として編成されている前記の4個隊等の航空部隊に保有されており、必要な場合には遠隔地の航空部隊から舞鶴警備区に進出せざるを得ず、即応性の点からも有効に活用されていない状況となっていた。

3 本院の所見

今後の防衛力については、15年12月に閣議決定された「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」において、その在り方を明らかにするため、16年末までに新たな防衛計画の大綱を策定するとしており、また、海上自衛隊等の基幹部隊について、新たな編成等の考え方を構築するとしている。これを受けて、防衛庁では、現在、新たな防衛計画の大綱策定に向けて、防衛力の在り方について検討を行っている。

近年、安全保障環境の変化に伴い、日本海を含めた周辺海域における防衛と海上交通の安全確保などの重要性が強く意識され、哨戒ヘリについては多様な事態への対応のための新たな任務が増加していることから、整備した航空基地やヘリ等を有効に活用して国民の期待に応えることが重要である。

こうした中で、海上自衛隊で日本海側唯一の航空基地である舞鶴航空基地は、艦載ヘリ支援基地としての位置付けに止められてきたため、より多くのヘリの運用に十分対応できる規模を有しているのに、十分に活用されておらず、また、舞鶴警備区を担当する沿岸哨戒ヘリ部隊に必要なものとして調達された哨戒ヘリは、他の航空部隊で保有されていて有効に活用されていない状況となっている。

したがって、防衛庁においては、今後の防衛力の在り方を踏まえ、防衛力の整備に資するものとなるよう、地元に対して協力を要請するなどして、舞鶴航空基地及び調達された哨戒ヘリを有効に活用するために必要な措置を講ずることが望まれる。

第2 国営かんがい排水事業及びこれに関連する附帯事業の実施について

第3章 第3節 特に掲記を要すると認められた事項 第2

検査対象	内閣府(平成13年1月5日以前は総理府沖縄開発庁)、農林水産省、国土交通省(13年1月5日以前は総理府北海道開発庁)
会計名及び科目	国営土地改良事業特別会計 (項)土地改良事業費 (項)北海道土地改良事業費 (項)沖縄土地改良事業費 [昭和60年度以前は、 一般会計 (組織)農林水産本省(項)土地改良事業費 (項)北海道土地改良事業費 (項)沖縄開発事業費 特定土地改良工事特別会計 (項)土地改良事業費]
部局等の名称	北海道開発局(13年1月5日以前は総理府北海道開発庁北海道開発局)、東北、関東、北陸、近畿、中国四国、九州各農政局、沖縄総合事務局(13年1月5日以前は総理府沖縄開発庁沖縄総合事務局)
事業の概要	ダム、頭首工、揚水機場、幹線用排水路等の基幹的な農業用排水施設の整備を国営事業で行い、併せてこれに附帯する事業により末端用排水路や区画整理等の整備を行うことで、安定的な用水供給機能等の確保による農業生産性の向上等を図るもの
事業完了後5年以上経過しているのに附帯事業の未着手地区がある国営事業	国営事業南月形地区ほか35地区
上記国営事業に要した事業費	7112億円(昭和27年度～平成10年度)

1 事業の概要

(かんがい排水事業の概要)

農林水産省では、土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づき、農業生産基盤の整備及び開発を図る土地改良事業の一環として、安定的な用水供給機能及び排水条件の確保により農業生産性の向上等を図ることを目的として、国営かんがい排水事業(以下「国営事業」という。)を実施している。

国営事業は、ダム、頭首工、揚水機場、幹線用排水路等の基幹的な農業用排水施設(以

下「基幹的施設」という。)の整備を行うもので、昭和24年度から平成15年度までに195地区が完了し、15年度末現在81地区が継続中である。これら276地区に投下された15年度末までの事業費は総額5兆7583億余円に及んでいる。

国営事業の実施に当たっては、受益農家の3分の2以上の同意を得たものについて申請を受けて、関係都道府県知事等との協議を経て施行を適当と決定したものについて、受益面積、総事業費、予定工期、主要工事等に関する土地改良事業計画(以下「事業計画」という。)を農林水産大臣が策定することとなっている。そして、この事業計画には、当該国営事業に関連して都道府県や市町村等が実施する土地改良事業(以下「附帯事業」という。)に係る事業の内容も記載することとなっている。

この附帯事業は、国営事業の受益地域(以下「受益地」という。)において、国営事業によって整備された幹線用排水路に接続する用排水路等の整備や水田、畑の区画整理を行うもので、そのほとんどが国庫補助事業として実施されている。そして、その内容等は次のとおりである。

- ① 水田地域では、幹線用排水路等に接続する用排水路等を整備するとともに、不規則に存在する水田の区画整理を実施することにより水利用の安定と農業生産性の向上等を図る。
- ② 畑地域では、幹線用排水路等に接続して農業用水をほ場内に導水するために必要な管水路、給水栓、スプリンクラー等(以下、これらの施設を「畑地かんがい施設」という。)を整備するとともに、必要に応じて不規則に存在する畑の区画整理を実施することにより農業用水の確保と農業生産性の向上等を図る。

附帯事業の実施に当たっては、前記国営事業と同様に、事業の着手に先立ち、都道府県知事等が事業計画を策定し、国営事業の進ちょくの度合いを勘案して、その事業内容、施行時期等を決定することが求められている。そして、国営事業と附帯事業とが連携して施行されることにより、農地・水利が整備され、作物生産効果(作物生産の量的増加に関する効果)、営農経費節減効果(機械導入、労働時間短縮など作物生産に要する費用が節減される効果)等の事業効果が発現することとされている。

(受益地及び予定工期の設定等)

農林水産省では、受益地について、事業実施の計画地域及び周辺地域における農業振興計画等に基づく将来の開発計画に関する調査を行うとともに、関係機関等の意向を聴取して、事業が農業施策に沿った最適なものとなるよう設定し、これにより受益面積を確定する。

国営事業は、受益面積がおおむね3,000ha(畑の場合1,000ha)以上のものについて、受益

農家等からの申請を受けて施行されることとなっている。また、附帯事業は、国営事業の受益地内において、おおむね 200ha(畑の場合 100ha) 以上の場合には都道府県営事業として、それ以外の場合には市町村等が行う団体営事業として、それぞれの地区の受益農家等からの申請等を受けて施行されることとなっている。

また、予定工期は、営農や負担金の償還といった農家経営にとって大きなかわりがある事項であるため、事業の規模・内容、自然条件等を総合的に勘案して、地区の実情に応じて適切に設定することとされている。

(事業の費用負担)

かんがい排水事業をはじめとする土地改良事業に要する費用の負担については、土地改良法及び土地改良法施行令(昭和 24 年政令第 295 号)に定められている。

国営事業に要する費用については、国は都道府県にその費用の一部を負担させることができるとされている。そして、都道府県は、その額の全部又は一部を地元(市町村、受益農家)から徴収することができることとされていて、地元負担額については都道府県の条例等により定められている。

国営事業に要する費用の負担割合は、一般的に、国庫負担率は 66.6%から 70%、都道府県負担率は 17%から 25%、地元負担率は 5%から 16.4%となっている。

また、附帯事業に要する費用のうち、都道府県営事業に要する費用については、国がその一部を補助することとされ、都道府県は国が補助する額を除いた額の全部又は一部を地元から徴収することができることとされている。

附帯事業に要する費用の負担割合は、一般的に、都道府県営事業の場合、国庫負担率は 50%、都道府県負担率は 25%から 27.5%、地元負担率は 22.5%から 25%となっている。

(本院の検査状況等)

本院では、昭和 58 年度及び平成 9 年度決算検査報告において、国営事業が長期化している事態とともに、国営事業が完了しているのに、それに関連する附帯事業が進んでおらず、国営事業と附帯事業との間には行を生じている事態について指摘している。

これらの指摘に対し、農林水産省では、重点的な予算の配分を行って国営事業の長期化の解消に努めるとともに、国営事業の進ちよくに見合う附帯事業を実施する体制を整備するなどし、さらに、国営事業の経済効果の算定を適切に行うために、附帯事業の予定実施時期を国営事業の事業計画の投資効率の算定に反映させるよう改善の処置を講じた。

そして、附帯事業の事業管理の徹底に努めるため、各地方農政局においては、予定実施時

期等について都道府県から報告を受けるとともに、定期的に連絡調整を図り、その進捗よく状況の把握に努め、附帯事業に重点的な予算配分を行うこととした。

2 検査の結果

(検査の背景及び着眼点)

我が国の農業を取り巻く社会経済情勢は、米の生産調整政策の導入や農産物の輸入増加に加え、農業における若年労働者の減少、高齢化及び中山間地域における過疎化の進行に伴う耕作放棄地の増加等もあり、需要と生産の両面からの要因による食料自給率の低下など、一層厳しい状況となっている。

そして、国及び地方公共団体の農業農村整備事業の予算規模は、4年度以降はバブル崩壊後の景気対策として補正予算が追加されたこと、6年度からのウルグアイ・ラウンド関連農業農村整備緊急特別対策(以下「UR 対策」という。)が講じられたことなどにより増加傾向にあった。その後、財政の危機的状況を踏まえ、10年度予算において、公共事業費は対前年度比7%減額した額を上回らないこととするなどの水準の引き下げが図られた。さらに、13年6月に「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」が閣議決定され、これに基づき、予算編成の基本方針において、公共事業費は、14年度予算では対前年度比10%削減、15年度以降の予算では対前年度比3%以上削減されており、これらの厳しい財政状況を反映して、近年における農業農村整備事業費も減少傾向に転じている。

また、上記のとおり国及び地方公共団体の厳しい財政状況などを背景として、長期化した事業については、事業評価制度等が導入され、その実施の妥当性について改めて検討が行われている。

以上のような経緯を踏まえ、国営事業及びこれに関連する附帯事業の実施状況等を分析し、事業が長期化している地区についてはその原因を調査し、また、附帯事業が着手されていない地区(以下「未着手地区」という。)については、その原因と今後の事業実施の見通しなどに重点をおいて検査した。そして、事業の長期化による影響やそれに対する事業主体における取組状況についても併せて検査した。

(検査の対象)

前記の国営事業が完了した195地区のうち北海道^(注1)ほか18県において、15年度末時点で一部又は全部の附帯事業が完了していない61地区の国営事業及びこれに関連する附帯事業1,746地区(平成15年度末までの支出済額は、国営事業1兆4462億余円、附帯事業1兆

3678 億余円)を対象として検査した(参考図 619 ページ参照)。

(注1) 北海道ほか 18 県 北海道、岩手、宮城、秋田、茨城、栃木、千葉、富山、山梨、愛知、滋賀、和歌山、島根、愛媛、福岡、佐賀、宮崎、鹿児島、沖縄各県

(検査の結果)

上記国営事業 61 地区における附帯事業 1,746 地区の実施状況は、完了地区 1,063 地区、継続地区 162 地区、未着手地区 521 地区となっており、これら附帯事業全体の進捗率は事業費ベースで 66.0% となっている。

15 年度末における附帯事業の実施状況を国営事業完了後の経過年数別に整理すると、表 1 のとおりである。

表 1 附帯事業の実施状況

国営事業完了後の経過年数	国 営 事 業	附帯事業地区数				進捗率 (%)
		計	完了地区数	継続地区数	未着手地区数	
5 年未満	厚沢部川地区ほか 12	441 (13)	151 (8)	58 (11)	232 (11)	42.8
5 年以上 10 年未満	女満別地区ほか 21	483 (22)	328 (22)	43 (14)	112 (18)	76.8
10 年以上 20 年未満	北檜山右岸地区ほか 20	653 (21)	463 (21)	51 (16)	139 (13) 289 (36)	
20 年以上	南月形地区ほか 4	169 (5)	121 (5)	10 (3)	38 (5)	62.2
計	61 地区	1,746 (61)	1,063 (56)	162 (44)	521 (47)	66.0

注(1) 附帯事業の進捗率は、総事業費に対する支出ベースによる。

注(2) ()内の数値は、各地区数に係る国営事業数

国営事業完了後の経過年数別の附帯事業の平均進捗率についてみると、5 年未満の 441 地区で 42.8%、5 年以上 10 年未満の 483 地区で 76.8%、10 年以上 20 年未満の 653 地区で 70.0%、20 年以上の 169 地区で 62.2%となっている。すなわち、通常事業の進捗率は年月の経過に伴い上昇していくものであるが、本件では国営事業が完了して間もない 5 年未満の附帯事業を除くと、国営事業完了後の経過年数が長期化するに従って進捗率が低下する状況となっている。

また、附帯事業の未着手地区の状況についてみると、国営事業 61 地区のうち 47 地区において未着手地区が 521 地区存在している。このうち、国営事業が完了して 5 年以上経過している 36 地区においては、未着手地区は 289 地区となっている。

そこで、国営事業 61 地区及びこれに関連する附帯事業 1,746 地区の実施状況等を、国営事業と附帯事業とに区分して検査した結果、以下のような事態が見受けられた。

(1) 国営事業について

ア 予定工期と実績

国営事業 61 地区における予定工期と実績について検査したところ、当初事業計画の予定工期は 5 年から 15 年で平均 9.0 年となっているのに対し、その実績は、表 2 のとおり予定工期を超えているものが 50 地区(81.9%)、その平均年数は 18.7 年となっている。

表 2 61 地区における実績工期等

工 期	5～9年	10～14年	15～19年	20年以上	計	平均年数
地 区 数	2 (0)	21 (12)	19 (19)	19 (19)	61 (50)	17.2 年 (18.7 年)

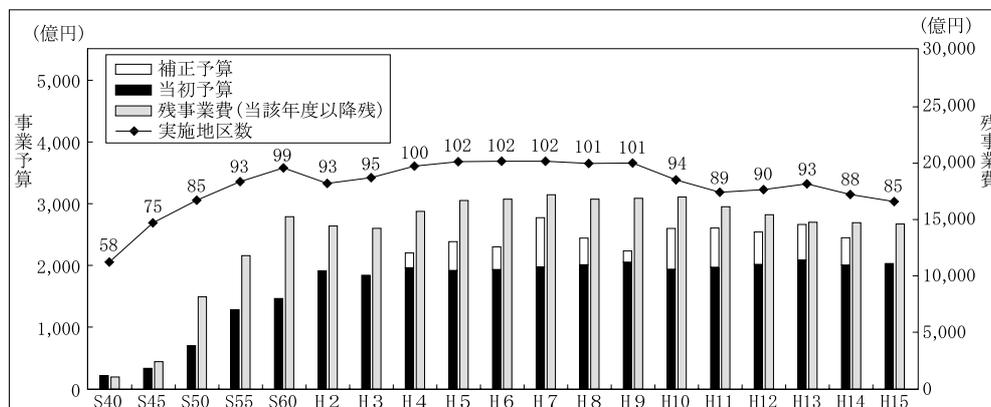
(注) ()内の数値は、予定工期を超えた地区数

イ 長期化の原因

昭和 40 年度以降における国営事業の実施地区数、事業予算、残事業費の推移についてみると、図 1 のとおり、40 年度から 60 年度までの間に、多数の新規地区を採択したため、残事業費が著しく累増している。しかし、この残事業費は、次のような要因が影響して、平成 7 年度(1 兆 7271 億余円)をピークに減少傾向に転じている。

- ① 4 年度以降の補正予算、UR 対策等による年度事業予算の増加
- ② 図 2 のとおり、過去の国営事業により整備された基幹的施設の一部又は全部を更新する事業(以下「基幹的施設の更新事業」という。)は、新規事業に比べ事業規模が小さく、また、その割合が増加することによる事業費の減少

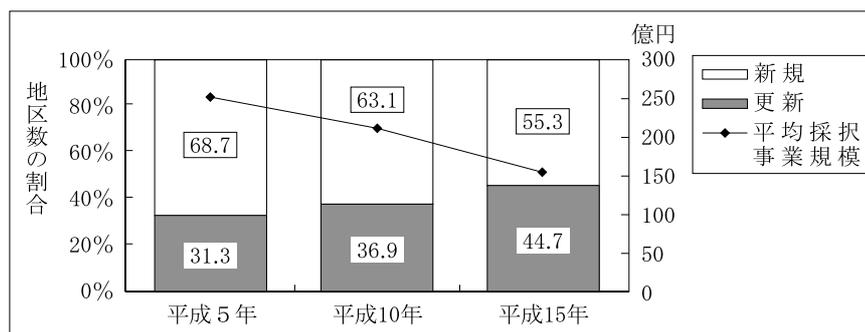
図 1 国営事業の実施地区数、事業予算、残事業費の推移



注(1) 昭和 50 年度以前は当初予算と補正予算の内訳が不明のため、当初予算として一括計上している。

注(2) 実施地区数は年度当初のものである。

図2 国営事業の新規事業と更新事業の推移

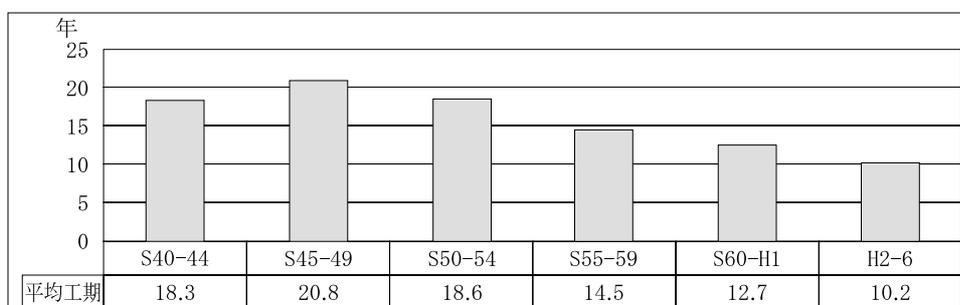


(注) 平均採択事業規模は直近5箇年間の平均である。

また、国営事業61地区の採択年度別の実績工期についてみると、図3のとおり、昭和40年度から50年代前半までの実績工期の平均は18.3年から20.8年となっている。このように実績工期が長期化している原因としては次のようなものが挙げられる。

- ① 二度のオイルショック(48年、54年)による資材労務費の高騰、農村部における都市化の進展等に伴う用地補償費の高騰といった社会現象が集中的に生じたこと
- ② 事業着手後における幹線用排水路等の整備量の見直しや工法等の変更に対する地元調整等に時間を要したこと

図3 採択年度別の実績工期



(注) 実績工期は5年間の平均を示す。

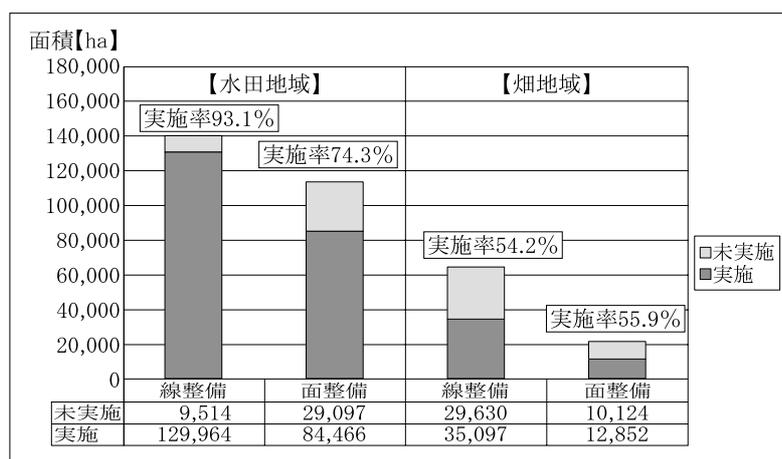
以上のとおり、補正予算やUR対策等による年度事業予算の増加、基幹的施設の更新事業の割合が増加したことによる事業費の減少により国営事業の長期化は解消されつつある。しかし、平成15年度末においても残事業費が1兆4643億余円と膨大な額となっていること、国営事業の予算規模が近年減少傾向にあることを考慮すると、現在継続中の81地区の国営事業が長期化するおそれもある。

(2) 附帯事業の完了地区と継続地区について

附帯事業は、幹線用排水路等に接続するための用水路等、畑地かんがい施設の整備(以

下「線整備」という。)と不規則に存在する水田、畑の区画整理(以下「面整備」という。)に分かれていることから、国営事業 61 地区における附帯事業 1,746 地区を水田地域及び畑地域別に区分し、15 年度末時点のそれぞれの整備状況を線整備及び面整備の実施割合により整理すると、図 4 のとおりである。

図 4 水田地域及び畑地域別による線整備、面整備の実施状況(単位：ha)



(注) 線整備では、ほ場内まで水が供給される面積を、面整備では、ほ場が区画整理される面積をそれぞれ集計した。

水田地域については、面整備に比べて線整備の実施率が高くなっているが、これは、農業生産条件の整備の根幹をなす農業用水の安定的な供給を求める受益者が多いことによるものである。また、面整備の実施率が低くなっているのは、既に 1 区画当たり 10a から 30a の規模で整備されている水田を 30a から 1 ha の規模に再整備するものがあり、この整備が遅れていることなどによる。

一方、畑地域については、水田地域に比べて面整備、線整備ともその実施率が低くなっている。これは、水田地域と異なって用水路等の既設の施設が存在しないところに、畑地かんがい施設を新たに整備する必要があることなどから、受益農家の事業参加意欲に温度差が生じ、これらの調整に時間を要することによるものである。

ア 予定工期と実績

事業が完了した 1,063 地区のうち予定工期が把握できた 939 地区における予定工期と実績について検査したところ、当初事業計画の予定工期は 1 年から 15 年で平均 5.2 年となっているのに対し、その実績は、表 3 のとおり予定工期を超えているものが 518 地区(55.1%)、その平均年数は 10.3 年となっている。

表3 939地区の実績工期

工 期	1～9年	10～14年	15～19年	20年以上	計	平均年数
地 区 数	678 (271)	172 (158)	56 (56)	33 (33)	939 (518)	8.0年 (10.3年)

(注) ()内の数値は、予定工期を超えた地区数

また、事業が継続中の162地区のうち予定工期が把握できた149地区における予定工期と15年度末現在までの経過年数について検査したところ、当初事業計画の予定工期は2年から13年で平均5.7年となっているのに対し、その経過年数は、表4のとおり平均7.0年となっている。

表4 149地区の経過年数

工 期	1～9年	10～14年	15～19年	20年以上	計	平均年数
地 区 数	126	5	6	12	149	7.0年

イ 長期化の原因

附帯事業が完了した1,063地区のうち、予定工期を5年以上超過した193地区(水田地域159地区、畑地域34地区)の長期化の原因について調査したところ、その結果は表5のとおりである。

表5 長期化の原因

長 期 化 の 原 因	水田地域 (159地区)		畑地域 (34地区)	
	地 区 数	割合(%)	地 区 数	割合(%)
① 用地買収等による地元調整が難航したため	104	39.4	22	34.9
② 公共事業の予算が抑制されていることが影響したため	64	24.2	11	17.5
③ 埋蔵文化財の調査や河川協議等による他種事業との調整が難航したため	47	17.8	6	9.5
④ 国営事業の進捗が遅く当初計画よりも遅れたことが影響したため	28	10.7	3	4.8
⑤ 当初予定の施工条件が悪化し、その対策工が追加されたため	13	4.9	12	19.0
⑥ その他	8	3.0	9	14.3
計	264	100	63	100

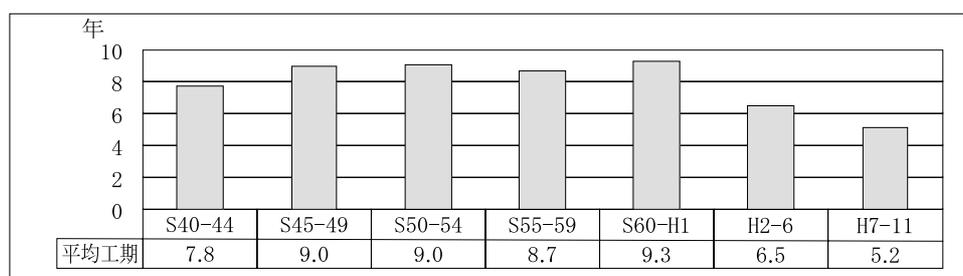
注(1) 原因については、複数回答のため検査対象地区数と一致しない。

注(2) 水田及び畑の地域区分は、受益面積のうち過半を占める地目で区分した。

そして、長期化の原因の一つとして、公共事業の予算が抑制されていることが挙げられていることから、完了した1,063地区における採択年度別の実績工期についてみると、図5のとおり、昭和40年代後半から60年代前半までは平均工期が9年前後になっ

ているのに対し、平成4年度以降は、バブル崩壊後の景気対策として補正予算が追加されたことなどから、附帯事業の平均工期がやや短縮しつつある。しかし、附帯事業の予算規模が近年減少傾向にあることを考慮すると、現在継続中の附帯事業が長期化するおそれもある。

図5 附帯事業の完了地区における採択年度別の実績工期



(注) 実績工期は5年間の平均を示す。

(3) 附帯事業の未着手地区について

ア 国営事業完了後の経過年数等

附帯事業の未着手地区は、前記のとおり国営事業47地区において521地区存在している。そして、国営事業47地区のうち国営事業完了後間もない5年未満のものを除いて、改めて附帯事業全体を国営事業完了後の経過年数別に整理すると、表6のとおり、
 (注2)
 国営事業36地区(10年度末までの支出済額は7112億余円)における附帯事業953地区の実施状況は、15年度末において完了地区590地区、継続地区74地区、未着手地区289地区(予定事業費3674億余円)となっている。

表6 国営事業36地区における附帯事業の実施状況

国営事業完了後の経過年数	国営事業	附帯事業地区数				進捗率 (%)
		計	完了地区数	継続地区数	未着手地区数	
5年以上 10年未満	共栄近文地区 ほか17	374 (18)	230 (18)	32 (10)	112 (18)	68.9
10年以上 20年未満	温根別地区 ほか12	410 (13)	239 (13)	32 (8)	139 (13)	58.5
20年以上	南月形地区 ほか4	169 (5)	121 (5)	10 (3)	38 (5)	62.2
計		953 (36)	590 (36)	74 (21)	289 (36)	

注(1) 附帯事業の進捗率は、総事業費に対する支出ベースである。

注(2) ()内の数値は、各地区数に係る国営事業数

そして、未着手地区 289 地区における国営事業完了後の経過年数は 15 年度末において平均 12.4 年となっており、国営事業が着手されてから平均 28.5 年となっている。

また、平成 9 年度決算検査報告による本院の指摘もあって、地方公共団体では、10 年度末において、附帯事業の未着手地区の予定実施時期等を明確にしたところである。

そこで、上記の国営事業 36 地区における附帯事業の未着手地区の予定実施時期についてみると、受益農家の合意形成が進まないため、予定実施時期が設定されていない地区があったり、設定されている地区においても、予定実施時期が遵守されずに後年度以降に先送りされていたりしている地区が見受けられた。そして、国営事業 36 地区のうち南月形地区ほか^(注3) 16 地区では、11 年度に附帯事業の未着手地区であったものが、15 年度までの 5 年間に全く事業実施されておらず、未着手のままとなっていた。

(注2) 国営事業 36 地区 南月形、幌加内、山部、温根別、幌向川、上磯、共栄近文、ペーパン、音江山、高岡シップ、神居、共和、南美原、十勝川左岸、早来、大原、胆沢平野、盛岡南部、名取川、河南、中田、角田、仙北平野、田沢疏水、鹿島南部、石岡台地、氷見、愛知川、南紀用水、斐伊川下流、南予、耳納山麓、筑後川中流、一ツ瀬川、宮良川、名蔵川各国営土地改良事業(参考図 619 ページ参照)

(注3) 南月形地区ほか 16 地区 南月形、山部、温根別、幌向川、上磯、高岡シップ、神居、共和、十勝川左岸、盛岡南部、中田、角田、鹿島南部、石岡台地、愛知川、耳納山麓、一ツ瀬川各国営土地改良事業(参考図 619 ページ参照)

イ 合意形成が進まない原因等

附帯事業は、事業を進めるに当たって受益農家等からの申請により実施され、国営事業の進ちよくに併せて施行していくことが前提となっている。

しかし、上記のとおり、国営事業完了後相当の年数を経過しているにもかかわらず、事業実施に向けた受益農家の合意形成が進んでいないため、未だ受益農家等からの申請がない未着手地区が多数存在している。

そこで、未着手地区 289 地区において受益農家の合意形成が進まない原因等について調査したところ、表 7 のとおり、農産物の価格低迷や、高齢者が多く農業後継者が不足していることなどにより、受益農家が事業参加に消極的となっていることによるものであった。

表7 合意形成が進まない原因等

合意形成が進まない原因等	水田地域 (172 地区)		畑地域 (117 地区)	
	地区数	割合(%)	地区数	割合(%)
① 農産物の価格低迷が加速し、受益農家の農業経営に対する意欲が減退していること	116	26.9	103	35.5
② 高齢者が多く、農業後継者も不足しているため、事業への参加意欲が減退していること	95	22.0	56	19.3
③ 受益農家の負担が重いため、事業への参加意欲が減退していること	54	12.5	51	17.6
④ 農業の急速な自由化の進展により、将来経営に対する不安が大きく、事業への参加意欲が減退していること	54	12.5	25	8.6
⑤ 都道府県等における財政が厳しいため、新規採択を抑制していること	67	15.5	0	—
⑥ その他	46	10.6	55	19.0
計	432	100	290	100

(注) 原因については複数回答のため、地区数の合計と一致しない。

ウ 事業実施の見通し

附帯事業の未着手地区 289 地区における今後の事業実施の見通しを水田地域、畑地域に区分して調査したところ、表8のとおり、15年度末において受益農家の合意形成や関係機関との調整が整っておらず、事業実施の見通しが立っていない地区の割合は、水田地域で全体の55.2%、畑地域で全体の91.5%となっている。

表8 未着手地区における事業実施の見通し

未着手地区における事業実施の見通し	水田地域		畑地域		地区数 計
	地区数	割合(%)	地区数	割合(%)	
① 事業実施の見通しが立っている地区	77	44.8	10	8.5	87
② 事業実施の見通しが立っていない地区	95	55.2	107	91.5	202
計	172	100	117	100	289

そして、これらの地区における農地の現況についてみると、国営事業及び附帯事業が長期化することなどにより、受益農家が新たに農地整備を行おうとする意欲が薄れたり、離農等により国営事業の受益地内に不在地主の農地が増加してきたりなどして、附帯事業の整備が著しく困難となっている農地が、次のとおり見受けられた。

<事例1>

国営幌加内土地改良事業(北海道)は、昭和40年度から53年度までの間に、水田1,932ha、畑209ha、計2,141haを受益地とし、幹線水路延長22.4km等の整備を総事業費41億9686万余円で実施している。

上記受益地のうち、畑については、現況地目が山林原野の52haを開畑する計画とされていた。

そして、附帯事業の実施状況について検査したところ、水田については計画の約80%に当たる1,555haが整備されているものの、畑については計画の約5%に当たる11haの整備にとどまり、特に、開畑として予定されていた山林原野52haについては、受益農家の高齢化、後継者不足等も影響し、国営事業完了後全く整備されていない状況である。

<事例2>

国営鹿島南部土地改良事業(茨城県)は、昭和42年度から平成3年度までの間に、水田670ha、畑1,610ha、計2,280haを受益地とし、幹線水路延長14.6km等の整備を総事業費73億5380万余円で実施している。

そして、附帯事業の実施状況について検査したところ、受益地575ha(水田143ha、畑432ha)は整備されているものの、残りの1,705haの整備については、隣接する鹿島臨海工業地帯の開発の影響により、受益地内の山林原野が投機等を目的とした不在地主に売却されるなどしたため、換地計画に合意が得られず、事業に着手できない状況となっていた。

このため、国営事業で整備された幹線水路8.3kmは国営事業完了後13年を経過しているのに一度も通水されず、遊休している状況である。

以上のとおり、国営事業36地区における未着手地区289地区は、国営事業完了後相当の年数を経過しているにもかかわらず、事業実施に向けた受益農家の合意形成が進んでいないため、未だ受益農家等からの申請がなく、その中には、事業実施の見通しが立っていない地区も多数含まれている。今後は、これら未着手地区については、事業実施の可能性の有無や諸課題に対する対策の検討が必要となっている。

(4) 事業の長期化に伴う影響

国営事業及び附帯事業は、前記のとおり社会経済情勢の変化等により当初計画に比べて長期化しており、このことは受益農家の営農意欲に大きな影響を与えている。したがって、事業の長期化は、かんがい排水事業全体としての効果の発現の妨げとなっており、次のような事態を生じさせている。

ア 投資効率の低下

かんがい排水事業を含む土地改良事業の施行に当たっては、事業の経済性に関する要件として、土地改良法施行令により、「当該土地改良事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと」と定められている。

農林水産省では、上記の経済性の要件を満たしているか否かの判断を行うため、経済効果を測定することとしており、投資効率は、「土地改良事業における経済効果の測定方法について」(昭和60年構造改善局長通達。平成6年一部改正。)及び「土地改良事業における経済効果の測定に必要な諸係数について」(昭和60年構造改善局長通達。平成10年一部改正。)等に基づき、総事業費、効果額、国営事業の着手から附帯事業の完了までの年数(以下「事業完了年数」という。)などの諸係数等を用いて算定することとしている。

この投資効率は、国営事業の事業着手時において1.0以上であれば事業の要件を満たすこととされているが、その投資効率は、事業完了年数が長くなることにより低下する。

そこで、国営事業36地区における事業完了年数についてみると、表9のとおり、附帯事業が完了した590地区で平均20年を要しているのに対し、継続中の74地区、未着手の289地区のうち予定実施時期が設定されている234地区では、15年度末時点の計画によると、それぞれ平均で31年、39年を要することとなっている。

表9 国営事業着手から附帯事業完了までの年数

区分	調査対象	1年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上 30年未満	30年以上 40年未満	40年以上 50年未満	50年以上 60年未満	60年以上 70年未満	平均 年数
完了	590	88	190	213	86	9	4	0	20年
継続	74	0	5	25	35	5	4	0	31年
未着手	234	0	2	28	94	89	17	4	39年

<事例3>

国営河南土地改良事業(宮城県)には、附帯事業が36地区あり、このうち完了した12地区においては、国営事業着手から完了までに平均20年を要していた。そして、継続中の5地区及び未着手の19地区では事業完了までにそれぞれ平均で38年、50年を要することとしている。

そこで、仮に、諸係数のうち上記年数のみを反映させて投資効率を試算したとこ

ろ、事業着手時には1.10であったものが0.92となっていた。

イ 国営事業により整備された基幹的施設の更新

国営事業により整備された基幹的施設のうち、完了後相当の年数を経過し、部分的に機能が低下している施設については基幹的施設の更新事業が実施されており、その実施方式としては、国が事業主体として実施する国営造成土地改良施設整備事業と都道府県が事業主体として実施する基幹水利施設補修事業があり、これにより施設の機能維持及び安全性の確保を図ることとしている。

そこで、国営事業36地区における基幹的施設の更新状況を検査したところ、表10のとおり、国営南月形地区ほか6地区の基幹的施設は、完了後10年から26年を経過し、老朽化が著しいなどの理由により、国営造成土地改良施設整備事業で4件、基幹水利施設補修事業で4件、計8件の基幹的施設の更新事業(総事業費71億0941万余円)が実施されていた。

上記国営事業7地区の基幹的施設に関連する附帯事業の進ちょく率は13.6%から90.5%であって、国営事業で当初予定していた事業効果が十分発現していないのに、既に基幹的施設の更新事業が始まっている。

表10 基幹的施設の更新事業と附帯事業の進ちょく状況

	事業主体	国営事業地区名 (工事費相当額)	基幹的施設の更新事業	施設経過 年数	附帯事業 進ちょく率 (%)
国営造成 土地改良 施設整備	北海道開発局	南月形地区 (16億9000万円)	ダム、揚水機場等の老朽化 に伴う施設改修	24年	90.5
		幌加内地区 (2億8981万余円)	洪水吐、用水路等の老朽化 に伴う施設改修	15~26年	66.8
		山部地区 (9億9821万余円)	用水路の老朽化に伴う改修	14年	90.5
	東北農政局	仙北平野地区 (29億2700万円)	頭首工、幹線水路の老朽化 に伴う施設改修	13~22年	45.6
	計	(59億0553万余円)	4件		
基幹水利 施設補修	宮城県	河南地区 (4億7500万円) (2億9900万余円)	揚水機場、流量計等の老朽化 に伴う更新	15~22年	13.6
			排水路の護岸改修等	14~21年	
	富山県	氷見地区 (1億6500万円)	排水機場、流量計等の老朽化 に伴う更新	15年	59.2
	福岡県	耳納山麓地区 (2億6488万円)	洪水吐補修、ダム管理施設 の補修	10~17年	26.2
	計	(12億0388万余円)	4件		

(注) 附帯事業の進ちょく率は、基幹的施設の更新事業を実施した前年度末のものである。

以上のとおり、未着手地区の今後の事業実施の見通しを考慮すると、近年予算規模が減少傾向にあることなどから附帯事業の完了までに要する年数は更に延伸し、投資効率が低下することが予想され、国営事業で当初予定していた事業効果が十分発現していないのに、基幹的施設の更新事業が実施される事態は、今後更に増加することが予想される。

(5) 事業評価制度等の導入及び実施状況

農林水産省では、農業農村整備事業の効率的・効果的な推進及び透明性の確保を図る観点から、次のような事業評価制度等を導入し、自ら実施するとともに地方公共団体に対しても実施を要請している。

そこで、国営事業36地区及びこれに関連する附帯事業を対象に、事業評価制度等の実施状況について検査した。

ア 再評価システム

農林水産省では、事業採択後、一定期間(5年)ごとに当該事業を取り巻く諸情勢の変化を踏まえた事業の評価(以下「再評価」という。)を行い、必要に応じ事業の見直し等の検討を行うこととする再評価システムを10年度に導入している。

そして、再評価に当たっては、事業の進ちょく状況、社会経済情勢の変化、投資効率の算定の基礎となった要因の変化等について点検し、事業実施の妥当性について総合的かつ客観的に評価して、事業の継続、中止等の対応方針を決定することとしている。

そこで、再評価の実施状況についてみると、国営事業36地区については、再評価システムが導入される前に事業が完了しているため、再評価は実施されていない。そして、附帯事業については、10年度から15年度までの間に44地区で実施されており、その事業の実施方針としてはおおむね継続となっているものの、社会経済情勢の変化等により、1地区で事業を休止、5地区で事業を中止していた。

イ 事後評価システム

農林水産省では、事業完了後、おおむね5年を経過した事業については当該事業の実施による効用及び利用状況の評価(以下「事後評価」という。)を行い、事業制度の点検と今後の事業のあり方等の検討を行うこととする事後評価システムを12年度に導入している。

そして、事後評価に当たっては、社会経済情勢の変化、事業効果の発現状況、今後の

課題等の視点から評価を行い、対象事業の受益地におけるより一層の効果発現のために、必要に応じ関係機関と連携を図りつつ対策を検討するとともに、今後の事業のあり方の検討、事業計画・事業評価制度の改善を進める上で活用することとしている。

そこで、事後評価が実施された国営事業5地区についてみると、事業の長期化が影響し、表11のとおり、国営事業における附帯事業の進捗率は、7.4%から82.7%となっている。かんがい排水事業は、国営事業と附帯事業とが連携して施行されることにより、その事業効果が発現するものであるが、評価の内容が附帯事業の完了地区を対象とした調査にとどまっていた、かんがい排水事業全体としての効果の発現状況や施設の利活用状況等についての評価が十分実施されていない状況であった。

表11 国営事業の事後評価の実施状況及び附帯事業の進捗状況 (単位：ha)

部局名	国営事業地区名	附帯事業地区名	完了	継続	未着手	計	進捗率 (%)
			地区数 (面積)	地区数 (面積)	地区数 (面積)	地区数 (面積)	
北海道開発局	南美原地区	南美原地区 ほか10	5 (307)	5 (959)	1 (110)	11 (1,376)	38.3
	十勝川左岸地区	熊牛中地区 ほか4	1 (34)	2 (5,333)	2 (913)	5 (6,280)	7.4
	大原地区	洞爺地区 ほか5	3 (1,453)	1 (310)	2 (247)	6 (2,010)	60.3
東北農政局	角田地区	角田地区 ほか20	6 (1,302)	3 (84)	12 (876)	21 (2,262)	68.3
九州農政局	筑後川中流地区	稲吉地区 ほか36	30 (6,321)	1 (26)	6 (468)	37 (6,815)	82.7

(注) 附帯事業の進捗率は、事後評価を実施した前年度末のものである。

ウ 国営事業完了地区のフォローアップ調査等

農林水産省では、国営土地改良事業の完了地区について、フォローアップ調査を12年度より実施している。

上記のフォローアップ調査では、受益面積調査(受益面積の動向を調査)、水利状況調査(農業用水の利用状況を把握)、施設管理状況調査(基幹的施設の維持管理、補修等の状況を調査し、施設管理上の課題を把握)、地元意向調査(農業水利及び基幹的施設の利用管理に対する改善要望等を把握)などを実施している。

そして、フォローアップ調査を通じて、国営事業の完了地区における諸課題を把握し、基幹的施設の更新事業の必要性、水管理方法の変更、用排水の再配分などの対策手法について検討することとしている。

そこで、フォローアップ調査が実施された国営事業12地区についてみると、表12のとおり、受益面積調査、施設管理状況、地元意向調査等により国営事業の受益地内の現状把握等は実施しているものの、事業実施の見通しが立っていない未着手地区に対する対策手法については特に検討されていない状況である。

表12 国営事業完了地区のフォローアップ調査等の実施状況

部局名	国営事業地区名	国営完了地区フォローアップ調査実施項目							対策手法検討調査	
		①受益面積	②水状況	③排水状況	④施設管理状況	⑤施設機能診断	⑥農業状況	⑦地元意向	対策手法検討地区数	検討内容
北海道開発局	山部地区	1	1	1	1	1	1	1	1	用水再編の検討
東北農政局	胆沢平野地区ほか3	1	3	1	2	1	3	2	2	用水再編、排水路改修の検討
関東農政局	石岡台地地区	0	0	0	0	1	0	0	0	
近畿農政局	南紀用水地区	1	1	0	1	1	1	1	1	水利用及び施設管理の検討
中国四国農政局	斐伊川下流地区ほか1	1	1	0	2	1	0	1	0	
九州農政局	筑後川中流地区	0	1	0	0	0	0	0	0	
沖縄総合事務局	宮良川地区ほか1	2	2	0	2	2	2	0	1	管路の防食対策の検討

以上のとおり、国営事業及び附帯事業について、継続地区では再評価が、完了地区では事後評価や完了地区フォローアップ調査等が行われている。

しかし、附帯事業の未着手地区については、事業実施予定地区と位置づけられてはいるものの、受益農家からの申請がなく、事業が実施されていないことから、事業評価が実施できない状況にある。

(6) 事業主体における取組状況

農林水産省及び地方公共団体の事業主体においては、附帯事業が遅延している状況に対応するため、様々な取組がなされてきたところである。そして、国営事業61地区及びこれに関連する附帯事業について検査したところ、次のような取組を行っているところもあり、一定の効果が見受けられた。

ア 附帯事業の予算措置

都道府県等では、近年、財政状況が厳しい中、農業農村整備事業に対する予算そのものが減少している状況にある。

そこで、国営事業61地区の所在する北海道ほか18県における農業農村整備事業の予

算配分状況についてみると、農業農村整備事業費全体は、厳しい財政状況を反映して大幅に減少しているが、附帯事業費はこれに比べて減少幅が小さいため、農業農村整備事業費全体に占める附帯事業費の割合は微増傾向にあり、他の農業農村整備事業に比べて重点的に配分されている。

イ 受益地の見直し

国営事業では、社会経済情勢の変化や営農形態の変化により、次のような受益面積の増減があり、市町村、土地改良区等の関係機関との調整を行い、受益地の見直しが行われている。

- ① 意欲ある農家の新規参入(営農拡大希望や水源切り替え希望)に伴う受益面積の増加
- ② 道路、宅地等への転用、受益農家の営農意欲の減退や後継者の不足等による受益面積の減少

そして、上記受益地の見直しを行う際、受益面積の増又は減が全体の5%以上のものは、国営事業の事業計画の変更を行うこととされている。

そこで、国営事業の実施中に、事業計画の変更において受益地の見直しを行っている国営事業47地区の実施状況についてみると、表13のとおり、受益面積32,148haが除外されているものの、受益面積24,860haが新規編入されている。

表13 事業計画の変更に伴う受益面積の増減 (単位：ha)

区 分	当初計画の受益面積	編入面積	除外面積	変更後の受益面積
国営事業47地区	188,158	24,860	32,148	180,870

以上のように、国営事業の継続中は、事業計画の変更により受益地は大幅に見直され、これに伴い附帯事業の受益地が変更できるが、国営事業が完了した地区は、土地改良法に基づく工事の完了公告を行うことで事業が確定されるため、国営事業完了後に事業の長期化等に伴う受益地の変動が生じても、事業計画の変更ができない状況にある。

一方、かんがい排水事業は、近年その重点が新規事業から基幹的施設の更新事業へと転換しつつある。そして、基幹的施設の更新事業の事業計画を策定するに当たっては、過去の国営事業の受益地を前提としつつ、改めて関係機関等の意向を踏まえて受益地を設定することとされている。すなわち、基幹的施設の更新事業を実施する際には、事業計画の策定の中で、過去の国営事業の受益地の見直しが可能となっている。

<事例4>

国営南月形土地改良事業(北海道)は、昭和40年度から51年度までの間に、水田720ha、既畑205ha、開畑195ha(山林原野)計1,120haを受益地とし、幹線水路延長6.1km等の整備を総事業費22億8150万余円で実施している。

上記受益地のうち、開畑計画の一部は進まず、山林原野133haは国営事業完了後24年を経過した平成11年度末においても整備されていない状況であった。

そして、北海道開発局では、上記の事業により整備された基幹的施設が老朽化していることから、12年度に、この施設の更新事業を実施することとした。その際に、土地利用等の現況、関係機関等の意向を踏まえ、基幹的施設の更新事業の受益地を検討し、過去の国営事業で開畑計画としていた上記の山林原野133haを受益地から除外し、新たに受益地外にある既畑103haを受益地内に編入した。

ウ 水田地域の面整備の促進

農林水産省では、土地改良法に基づき、広域にわたる農地等生産基盤の整備を行い、担い手への農地の利用集積による経営規模拡大や農業生産性の向上を推進するとともに、大規模な土地利用の再編整備を通じた優良農地の確保などを目的として、国営かんがい排水事業とは別に、7年度より国営農地再編整備事業を実施している。

上記国営農地再編整備事業は、農地の区画整理等を事業内容としているため、事業の採択要件を備える場合には、国営かんがい排水事業の附帯事業の面整備を国営農地再編整備事業として実施することが可能とされている。

<事例5>

国営胆沢平野土地改良事業(岩手県)は、昭和61年度から平成10年度までの間に、農業用水の確保等を目的として、水田9,830haを受益地とし、幹線水路延長約67.7km等の整備を総事業費272億3571万余円で実施している。

そして、10年度には、上記国営事業における附帯事業の一部(水田1,083ha)を国営農地再編整備事業である国営いさわ南部土地改良事業により実施している。

これにより、上記国営事業の水田の面整備は、事業実施に必要な費用を機動的・集中的に投資することにより、広域かつ総合的な整備を短期間に行うことが可能となり、県営事業により実施する場合と比較して工期が大幅に短縮され、結果的に、国営事業の附帯事業として実施するよりも、早期の効果発現が図られることになる。

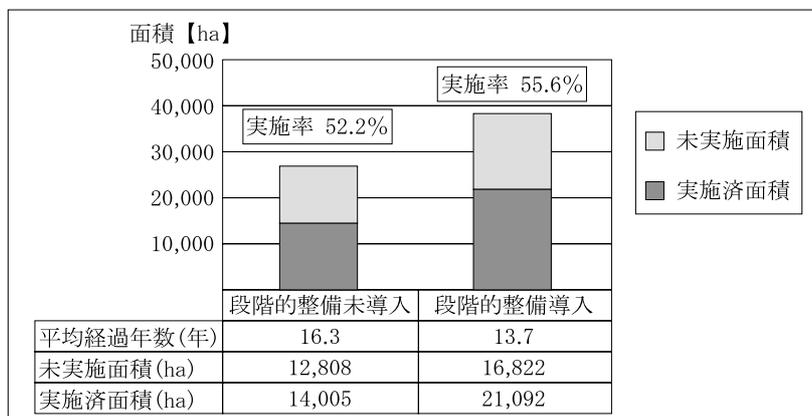
エ 畑地かんがい施設の段階的な整備の推進

畑地かんがい施設は、水田整備と異なり比較的歴史が浅く、水源から用水路、ほ場までの一連の施設を新たに整備するところが多い。畑地かんがい施設の導入以前は天水に依存しており、計画的に農業用水を利用できる営農形態が確立されていない状況であることから、事業参加意欲に温度差が生じ、受益農家の合意形成が進まない場合が多い。

しかし、一部の国営事業における附帯事業では、畑地かんがい施設を段階的に整備して効果を発現させる手法への転換が図られている。この段階的な整備は、干ばつ時の緊急用水や防除・育苗に必要な用水をかんがいするための給水スタンドの整備を一次整備として実施し、その後、農家の営農状況等を踏まえ末端施設（スプリンクラー、給水栓）までの二次整備を実施するものである。

そして、附帯事業における段階的な整備の実施状況についてみると、図6のとおり、段階的な整備の導入地区（国営事業15地区）では、附帯事業が着手されてから15年度末までの経過年数は平均13.7年でその実施率は55.6%となっているのに対し、段階的な整備の未導入地区（同24地区）では、その経過年数は平均16.3年でその実施率は52.2%となっており、段階的な整備は一定の効果があることがうかがえる。

図6 畑地かんがい施設の段階的な整備状況

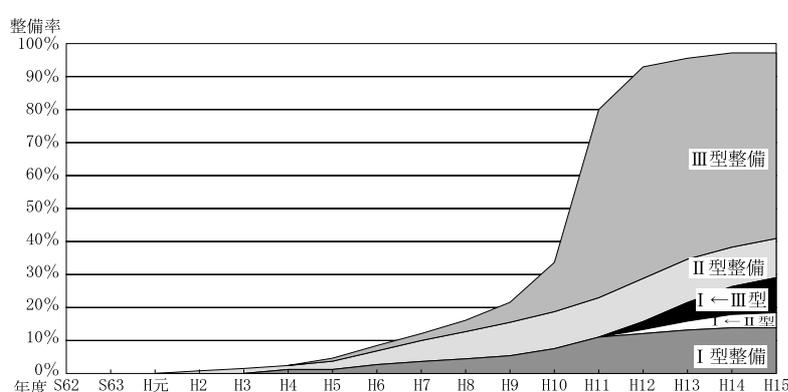


<事例6>

国営宮古土地改良事業（沖縄県）は、昭和62年度から平成12年度までの間に、畑8,400haを受益地とし、幹線水路延長135km等の整備を総事業費280億5000万余円まで実施している。

そして、附帯事業における畑地かんがい施設の段階的整備の実施状況についてみると、国営事業着手後4年を経過した2年度における線整備の実施率は、わずか0.9% (76ha)に過ぎない状況であったが、畑地かんがい施設の段階的な整備方法の推進により、畑地かんがい施設の実施率は、図7のとおり、10年度以降、給水スタンドまでの一次整備が急速に伸び、15年度末には、全体の約4割はスプリンクラーや給水栓までの二次整備が実施され、給水スタンドまでの整備を含めた実施率は95.2% (7,993ha)にまで進ちよくしている。

図7 段階的整備の推進状況



(注) I型は、ほ場内にスプリンクラーを、II型は、ほ場入り口に給水栓を、III型は、給水スタンドをそれぞれ設置するものである。

オ 限度工期の設定

前記のとおり13年6月に「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」が閣議決定され、農林水産省では、この改革の方向に即して事業のより一層の効率的な執行及び透明性の確保を図る観点から、限度工期の設定や事業進ちよく状況の公表等について措置を講じたところである。

これにより、14年度以降の新規採択に当たっては、国営事業は9年、附帯事業は6年を基本とする限度工期を設定し、限度工期を超える地区は採択しないこととするとともに、採択後3年が経過しても着工する見込みのない事業地区については、原則中止することとする「時間管理原則」を導入している。

そこで、時間管理原則の導入前(11年度から13年度)に新規採択された附帯事業89地区及び時間管理原則の導入後(14年度から16年度)に新規採択された附帯事業52地区に係る事業規模を、受益面積、事業費別に比較してみると、受益面積と事業費の平均

は、それぞれ134ha、9億3341万余円及び103ha、7億7692万余円となっていて、いずれにおいても附帯事業の事業規模は導入前に比べて小さくなっている。

以上のことから、新規採択事業については、限度工期の設定による時間管理の徹底を図ることにより、事業の効率的・効果的な推進が図られているところである。

3 本院の所見

農林水産省では、国営事業及び附帯事業の事業効果の早期発現を期するため、国営事業については、重点的な予算配分を行って国営事業の長期化の解消に努めるなどの措置を講じるとともに、都道府県等と附帯事業の推進について連絡調整を図り、その進ちょく状況の把握に努め、附帯事業に対しても重点的な予算措置を講じてきたところである。

また、都道府県等では、かんがい排水事業の目的及びその重要性について地元説明会などを通じて受益農家の意識向上に努めてきたところである。

しかし、前記のとおり、米の生産調整政策の導入や農産物の輸入増加に加え、農業における若年労働者の減少、高齢化及び中山間地域における過疎化の進行に伴う耕作放棄地の増加等社会経済情勢の変化等により、受益農家が事業参加に消極的になっていて、事業実施の見通しが立っていない未着手地区が多数存在している。そして、この未着手地区については、事業が実施されていないことから、事業評価が実施できない状況にある。

このような状況で推移すると、国営事業と附帯事業とが連携して施行されることによる事業効果の発現までには、なお相当の期間を要するばかりではなく、今後は、基幹的施設の老朽化等により、国営事業で予定していた事業効果が発現される前に基幹的施設の更新事業が実施される地区が増加することも懸念される。

したがって、農林水産省及び地方公共団体においては、厳しい財政状況により農業農村整備事業費が減少しつつある中で、附帯事業の継続地区及び未着手地区については、次のような方策を執るなどして、今後の附帯事業のより一層の推進を図り、事業効果の早期発現に努める要があると認められる。

ア 継続地区については、引き続き予算の重点的配分に努め、特に、事業の進ちょくが大幅に遅れている地区については、再評価システムをより一層活用し、事業実施の妥当性について総合的かつ客観的に評価して、事業の継続、中止等の方針を決定すること

イ 未着手地区のうち、水田地域の整備については、国営農地再編整備事業など他の事業を活用するなどして整備の促進に努めること。そして、畑地域の整備については、受益農家

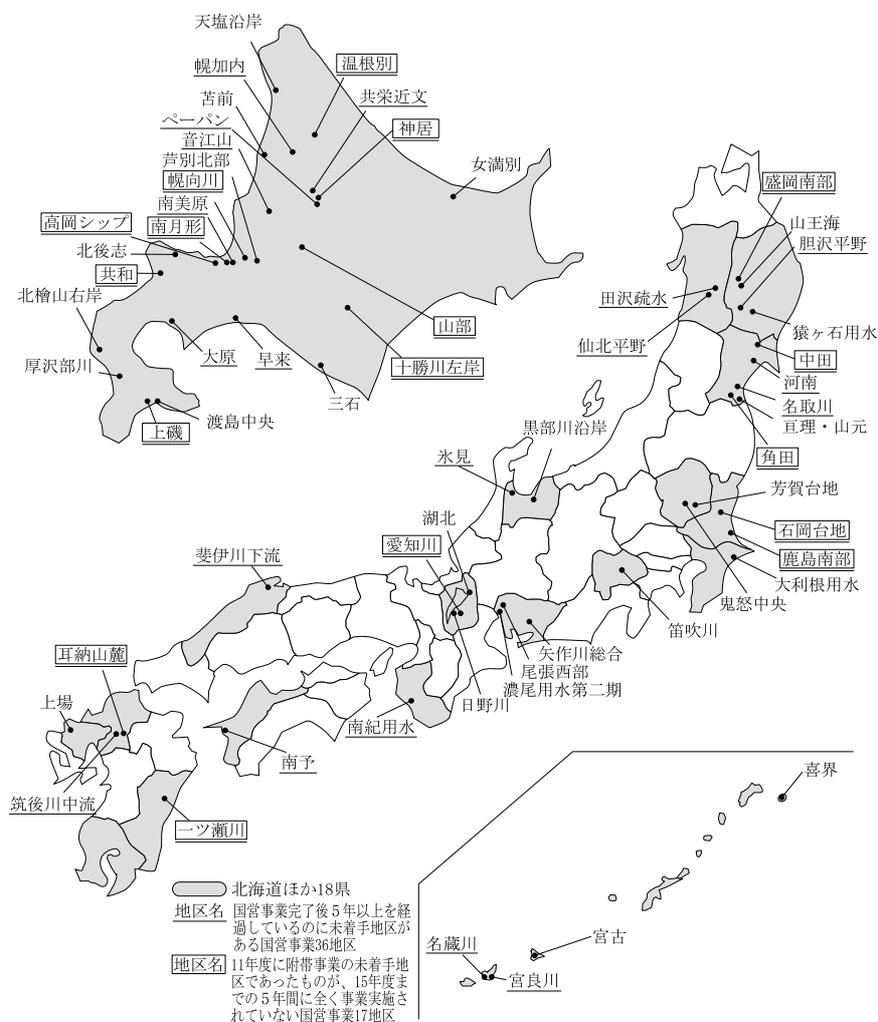
の意向を踏まえた段階的な整備をより一層推進するよう努めること

また、農林水産省においては、附帯事業の未着手地区のうち今後の事業実施の見通しが立っていない地区については、地方公共団体と連携を図り、次のような方策を執るなどして、国営事業完了地区の弾力的な見直しを行い、農業用水及び基幹的施設の有効的な利活用を図ることが望まれる。

ア 国営事業完了地区のフォローアップ調査を実施する際に、未着手地区における諸課題を把握し、国営事業の受益地の見直しなど、その対策手法を検討すること

イ 基幹的施設の更新事業を実施する際に、地方公共団体や土地改良区等地元の意向を踏まえ、過去の国営事業の受益地の見直しを検討すること

(参 考 図)



第3 特定優良賃貸住宅供給促進事業の実施について

第3章 第3節 特に掲記を要すると認められた事項 第3

検査対象	国土交通省(平成13年1月5日以前は建設省)
会計名及び科目	内閣府 一般会計 (組織)内閣本府(平成11年度以前は沖縄開発庁) (項)沖縄開発事業費 国土交通省 一般会計 (組織)国土交通本省(平成11年度以前は建設本省) (項)住宅建設等事業費 (項)北海道住宅建設等事業費
部局等の名称	北海道ほか24都府県
補助の根拠	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号)
補助事業の概要	都道府県知事等から賃貸住宅の建設及び管理に関する計画の認定を受けた者等が当該計画に基づく賃貸住宅の建設等を行うもの
25都道府県における特定優良賃貸住宅の供給数	5,399団地(平成15年10月1日現在) 127,204戸
上記5,399団地における空家率が15%以上の団地数	1,235団地
上記の127,204戸において1年以上の空家となっている戸数	5,980戸
上記に要した建設費補助金	95億円(平成5年度～15年10月1日)

1 事業の概要

(特定優良賃貸住宅供給促進事業)

国土交通省では、住宅施策の一環として、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号。以下「法」という。)に基づき、特定優良賃貸住宅供給促進事業(以下「特優良供給事業」という。)により、中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の建設等に要する費用の一部を地方公共団体に補助している。

我が国の住宅事情は量的には一応充足し、質的にも着実に向上しているものの、借家については平均床面積が持家の約3分の1にとどまり、大都市地域を中心に居住水準の改善が著しく立ち遅れている。特に世帯人員が3人から5人の標準的な中堅所得者層が必要とする優良な賃貸住宅のストックが著しく不足している状況にあり、その改善が強く要請されていた。特優賃供給事業は、こうした状況を背景として、賃貸住宅の供給が可能な民間の土地所有者等が法に基づき建設及び管理を行う優良な賃貸住宅(特定優良賃貸住宅。以下「特優賃」という。)の供給の促進を図るとともに、居住環境が良好な賃貸住宅が不足している場合には、地方公共団体が法に基づき建設及び管理を行う優良な賃貸住宅(特定公共賃貸住宅。以下「特公賃」といい、「特優賃」と「特公賃」を併せて「特優賃等」という。)の供給の促進を図るものである。そして、平成5年度から15年度末までに供給された特優賃等は約22万戸に上っている。

(特優賃等の入居者)

特優賃等の入居者資格は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号。以下「規則」という。)により、^(注1)所得が20万円以上32万2千円以下(以下「中位の所得」という。)の者となっているが、所得が20万円未満の者でも所得の上昇が見込まれる者や所得が32万2千円を超える者でも60万千円以下で都道府県知事が定める額以下の者は入居できることとなっている。

また、公営住宅法(昭和26年法律第193号)等によれば、地方公共団体は、公営住宅に入居している者の所得が所定の額を超えることなどのため、公営住宅の明渡努力義務がある収入超過者に該当する者や明渡義務がある高額所得者に該当する者に対しては、公営住宅の明渡しを容易にするように、特優賃等の公的資金による住宅への入居についてのあっせん等に努めなければならないこととなっている。

(注1) 所得 入居者の世帯の過去1年間の収入から所得税法に定めるところにより所得金額を計算し、配偶者控除等の一定の控除を行った上で、12で除した額

(特優賃)

(1) 特優賃の供給計画

民間の土地所有者や地方住宅供給公社など特優賃の建設及び管理をしようとする者は、法に基づき当該賃貸住宅の建設等に関する計画(以下「供給計画」という。)を作成し、都道府県知事等に当該供給計画の認定を申請することができることとされている。そして、都

道府県知事等は、供給計画が法等の定める認定の基準に適合していると認めたものについて認定することができ、認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、これを受けて事業に着手することとされている。

上記認定の基準は法及び規則により、①住宅の戸数は、特定の地域を除き10戸以上であること、②各戸の床面積は、原則として50㎡以上125㎡以下であること、③入居者資格は、原則として中位の所得にある者で自ら居住し、同居親族があること、④家賃は、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められること、⑤管理の方法及び期間は、適切になされることなどとされている。さらに「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の運用について」(平成5年住管発第4号、住建発第110号建設省住宅局長通知。以下「運用通知」という。)により、地域の住宅事情により賃貸住宅に対する需要が見込まれない場合については、供給計画がこれら認定基準に適合していても必ずしも認定を要しないこととされている。

(2) 特優賃の建設及び家賃の減額に係る補助

特優賃供給事業による地方公共団体に対する補助には、特優賃等の建設に要する費用に係るもの(以下、この補助金を「建設費補助金」という。)と、特優賃等の家賃の減額に要する費用に係るもの(以下、この補助金を「家賃対策補助金」という。)がある。

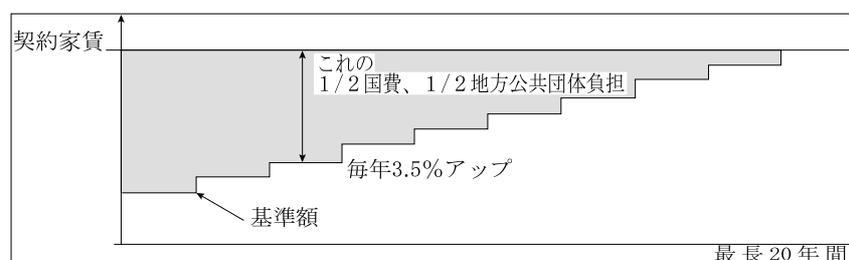
このうち特優賃の建設に要する費用に係る地方公共団体への国庫補助については、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行令(平成5年政令第255号。以下「施行令」という。)により、①地方公共団体が民間の土地所有者等の認定事業者に対して建設に要する費用の一部を補助する場合は、当該住宅の廊下及び階段等の共用部分等に係る費用の3分の1までを補助することができ、②地方公共団体が認定事業者である地方住宅供給公社等に対して建設に要する費用の一部を補助する場合は、当該住宅の全体工事費用の6分の1までを補助できることとなっている。

また、家賃の減額に係る地方公共団体への国庫補助については、施行令により、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失ないように設定された特優賃の本来の家賃(以下「契約家賃」という。)を、認定事業者が入居者の居住の安定を図るため減額(以下、この減額後の家賃を「入居者負担額」という。)し、その減額に要する費用の一部を地方公共団体が補助する場合、契約家賃と国土交通大臣が定める方法(以下「告示」という。)により算定した入居者

負担基準額(以下「基準額」という。)との差額を限度として、地方公共団体が補助した額の2分の1(中位の所得を超える所得の者は3分の1)を補助できることとなっている。このため、多くの場合、入居者負担額は基準額とほぼ同額に設定されている。

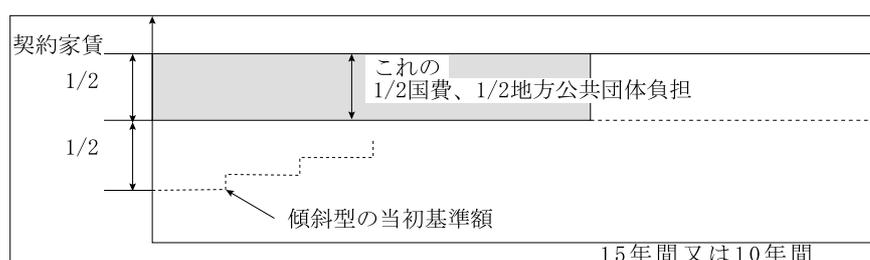
基準額は、告示により、入居者の所得区分等に応じて算定されており、2年目以降は当初算定された額から図1のとおり原則として毎年3.5%ずつ上昇することとされている(以下、この基準額の算定方式を「傾斜型家賃方式」という。)。この方式において、家賃対策補助金の交付は基準額が契約家賃と同額になるまで最長20年間を限度として行われる。そして、上記のとおり、基準額が毎年上昇していくために、住宅の管理開始段階での家賃負担の軽減効果が大きく、経過年数とともに軽減効果が逡減していくこととなる(図1参照)。

図1 傾斜型家賃方式



また、11年度には所得の伸びの鈍化や賃貸住宅市場の低迷等の経済情勢の変化等を踏まえ、図2のように基準額が家賃対策補助金の交付期間中上昇しない方式(以下、この基準額の算定方式を「フラット型家賃方式」という。)も導入された。この場合における家賃対策補助金の交付期間は原則として15年間又は10年間となっている。フラット型家賃方式の基準額は契約家賃と傾斜型家賃方式の当初の基準額の間を設定されるため、住宅の管理開始段階での家賃負担の軽減効果が傾斜型家賃方式に比べ少ないものとなるが軽減効果は逡減することなく維持されることとなる。

図2 フラット型家賃方式



(特公賃)

(1) 特公賃の収支均衡見直し

特公賃は、前記のとおり、その区域内において居住環境が良好な賃貸住宅が不足している場合に、地方公共団体が、法に基づきその建設に努めるものである。そして、特公賃の建設に当たっては供給計画を作成することとはなっていない。しかし、運用通知等において特公賃の供給については住宅需要を勘案すること、独立採算を原則とし、おおむね30年以内の期間において収支均衡を図ること、その際、団地ごとに財政計画を策定し、収支の見直し(以下「収支均衡見直し」という。)を明らかにすることとなっている。

(2) 特公賃の建設及び家賃の減額に係る補助

特公賃の建設に要する費用については、施行令により当該住宅の全体工事費用の3分の1を国が補助することができ、また、家賃の減額に関しても特優賃と同様に国が補助することができることとされている。

また、地方公共団体が事業実施者となるため、当該地域での定住化を図るなど地域の実情に応じた政策により、自らの財源で特公賃の契約家賃そのものを基準額以下に設定(以下、このような家賃の設定方式を「家賃独自施策」という。)する場合がある。

(特優賃等の管理)

特優賃等は、その機能を適切に維持するためには長期に安定した経営を行う必要があることから、空家が長期にわたって生ずることがないように努めるなど適正な管理が求められる。特優賃の管理については、入居者の募集等の管理業務を、地方住宅供給公社等が一括して借り上げて行う方式(以下「一括借上方式」という。)^(注2)や、都道府県知事が定める基準に該当する者に委託する方式が一般的である。一方、特公賃については、地方公共団体自らが直接管理を行っている。

(注2) 一括借上方式 特優賃の所有者から住戸を最長で20年間(特優賃の管理期間)にわたり一括して借り上げ、住戸の空家の有無にかかわらず、所有者に一定の家賃を保証するもの

(特優賃等の用途の変更のための廃止)

特定優良賃貸住宅供給促進事業等補助要領(平成5年住建第116号建設省住宅局長通知)により、特優賃等のうち、社会・経済情勢の変化により空家となったもので、認定事業者等が入居者募集のための処置を講じたにもかかわらず、3ヶ月以上入居者がなく、当該特優賃等を

用途廃止後において①公営住宅法に規定する公営住宅として、地方公共団体が借上げて管理するもの、②入居者資格を公営住宅と同様とするなど公営住宅に準じて定められた準公営住宅等供給基準(平成14年国住備第682号国土交通省住宅局長通知)に基づき地方公共団体が管理するもの(以下「準公営住宅」という。この場合は特公賃であったものに限る。)等については、認定事業者等は都道府県知事又は地方整備局長等の承認を受けて、用途の変更のための廃止を行うことができることとなっている。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

前記のとおり、我が国の住宅事情は標準的な中堅所得者層が必要とする優良な賃貸住宅のストックが著しく不足している状況にあり、その改善が強く要請されてきた。このような状況に対処するため、5年度から特優賃等の供給が開始され、15年度までに約22万戸が供給されている。

この間、地価や家賃が下落するなど社会・経済情勢は大きく変化し、また、年々住宅の空家率は上昇傾向にある。

このような状況を踏まえ、特優賃においては、供給計画を認定する際、当該住宅に対する需要予測、近傍の賃貸住宅との家賃比較等について十分検討がなされているか、また、特公賃において、当該住宅の建設の必要性等について十分検討がなされているか、特優賃等に空家が多数発生している場合、その原因及び対策の検討は十分なものとなっているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象)

(注3)
北海道ほか24都府県管内において5年度から15年度の間、建設等され15年10月1日現在管理している特優賃4,213団地112,794戸、特公賃1,186団地14,410戸、計5,399団地127,204戸(国庫補助基本額6788億8443万余円、建設費補助金1989億0594万余円。表1参照)を対象に検査した。

(注3) 北海道ほか24都府県 東京都、北海道、大阪府、岩手、宮城、秋田、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、富山、福井、静岡、愛知、三重、兵庫、島根、岡山、広島、愛媛、福岡、熊本、大分、沖縄各県

表1 25都道府県における特優賃等の管理戸数等

(平成15.10.1現在、単位：団地、戸、千円)

	団地数	管理戸数	国庫補助基本額	建設費補助金
特優賃	4,213	112,794	431,498,138	116,443,845
特公賃	1,186	14,410	247,386,296	82,462,098
計	5,399	127,204	678,884,434	198,905,943

(検査の結果)

(1) 特優賃等の空家の概要

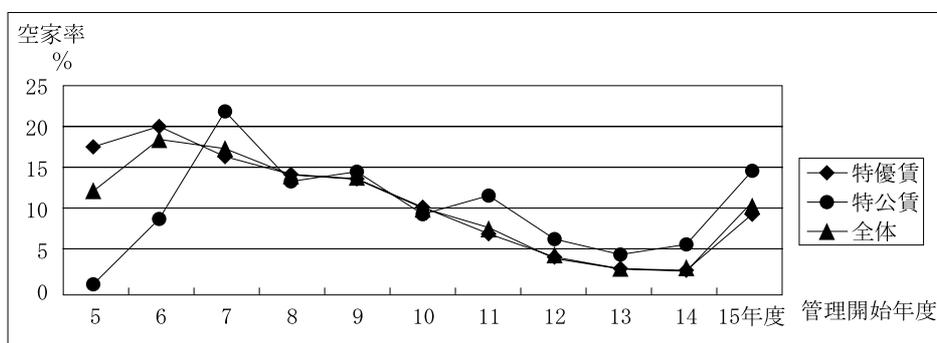
検査したところ、上記127,204戸の特優賃等において15年10月1日現在13,867戸の空家(空家率10.9%)が生じていた。そして、検査した5,399団地を特優賃と特公賃に分類し、団地ごとに空家率が15%以上となっている団地数の割合をみると表2のとおり、それぞれ25.7%、13.0%となっていた。

表2 空家率が15%以上の団地数とその割合

	団地数(A)	空家率が15%以上の団地数(B)	(B)/(A) %
特優賃	4,213	1,081	25.7
特公賃	1,186	154	13.0
計	5,399	1,235	22.9

さらに、空家率の状況を管理開始年度別で見ると図3のとおりとなっていて、これによれば全体的に管理開始年度が古い住宅の空家率が高い傾向となっており、管理開始年度の新旧が空家率に影響を及ぼしている。

図3 管理開始年度別空家率(平成15年10月1日現在)



(注) 15年度については管理開始から間もない住戸もあり、調査時点で、まだ入居していないものがあるため、空家率が高くなっている。

一方、空家率が15%未満の団地と15%以上の団地の管理開始当時における平均新規応募倍率をみると、表3のとおりとなっており、特優賃、特公賃とも当初から需要の多

い団地は空家の発生も比較的少ないことから供給計画認定時等における需要の検討が重要なことを示している。

表3 空家率別平均新規応募倍率

空家率	平均新規応募倍率	
	特優賃	特公賃
15%以上	2.72倍	0.97倍
15%未満	5.79倍	2.38倍

(2) 特優賃について

ア 空家状況

特優賃は、表4のとおり管理戸数 112,794 戸に対し 12,115 戸の空家(空家率 10.7%)が発生しており、これを空家期間別に区分したところ 3ヶ月以上の空家は 9,326 戸(空家率 8.3%)、このうち 1年以上の空家は 5,042 戸(同 4.5%)となっていた。また、住宅新築後 1年以上経過しても、未だ一度も入居のない住戸(以下「長期新築空家」という。)が 4,213 団地、112,794 戸のうち、42 団地、196 戸発生しており、うちひとつの団地で 5 戸以上発生している団地が 17 団地あるなど、特定の団地において長期新築空家が見受けられた。これは、後述の認定事業者に対する空家が発生している理由についての調査にもあるとおり、環境・利便性に問題がある立地に特優賃が建設されたためなどと思料される。

表4 特優賃における空家発生状況

(単位：団地、戸)

団地数	管理戸数 (A)	空家戸数 (B)	B/A %	3ヶ月以上の空家戸数 (C)	C/A %	Cのうち1年以上の空家戸数(D)			D/A %	
						長期新築空家				
						団地数	戸数	うち3年以上		
4,213	112,794	12,115	10.7%	9,326	8.3%	5,042	42	196	125	4.5%

イ 家賃方式

前記(1)のとおり、特優賃等の空家率は、管理開始年度が古いものほど高い傾向となっている。また、空家率が 15%以上となっている 1,081 団地のうち、98%に当たる 1,062 団地が傾斜型家賃方式を採用していた。

そこで、上記 1,062 団地について、契約家賃と基準額とのかい離をみると、表5のように管理開始年度が古い団地ほど新しい団地に比べてかい離幅が小さくなる傾向となっ

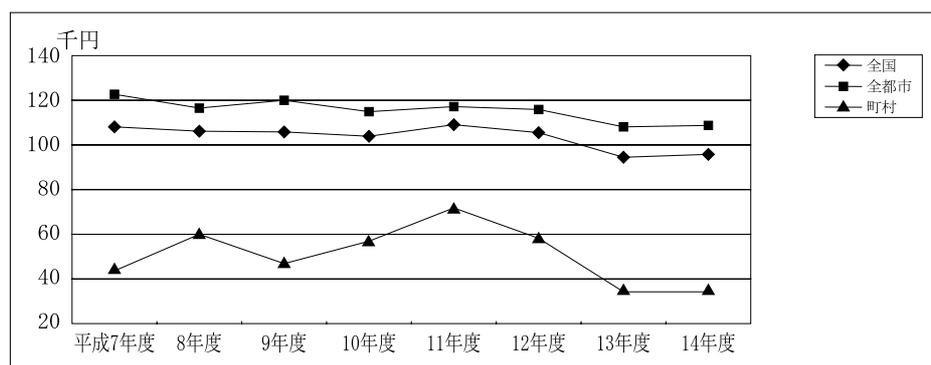
ていた。これは、管理開始年度の古いものほど、家賃軽減のメリットが少なくなっているということであり、図4のとおり民間賃貸住宅家賃は下落傾向となっているなかで、入居者にとっては毎年実際に負担する家賃が値上がりすることとなること、入居者や新たに入居しようとする者にとって特優賃に入居するための煩雑な手続きなどは管理開始年度が古いものについても新しいものと同様に残っていることなどが、古いものほど空家率が高くなっている一因と考えられる。

表5 管理開始年度別契約家賃・基準額かい離状況

管理開始年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
経過年数	10年	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年	2年	1年	0年
契約家賃を100とした場合の基準額の指数	87.7	82.1	79.3	78.6	74.5	69.3	67.8	65.5	71.7	72.7	74.0

(注) 所得が23万8千円の者の場合

図4 民間賃貸住宅の家賃動向(総務省家計調査年報(15年2月)より)



ウ 管理方式

空家率が15%以上となっている1,081団地の管理方式についてみたところ3分の1以上に当たる376団地は一括借上方式となっていた。この方式では前記のように、賃貸住宅家賃相場下落に伴い当該特優賃の家賃が相対的に割高になることによる空家の増加があっても特優賃の所有者はそれによる減収のリスクを負わない。そのため、特優賃の所有者において積極的に契約家賃の見直しが図られないこととなる。

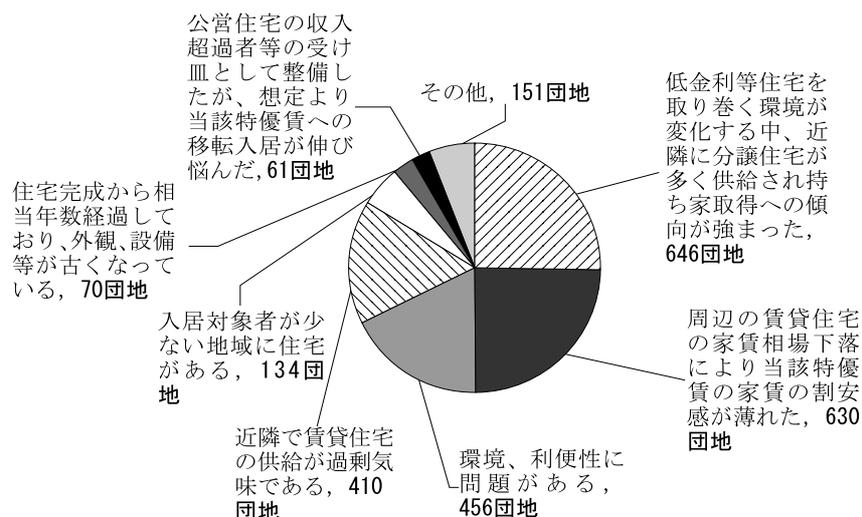
エ 供給計画時の需要の検討

空家率が15%以上となっている1,081団地のうち、供給計画認定の段階において、当該特優賃が建設される地域の世帯向け住宅の戸数や空家状況を調査するなどして需要の検討を行ったうえで供給計画を認定したものは40団地しかなかった。

オ 空家が発生する理由

空家率が15%以上となっている主な理由を認定事業者にアンケート調査したところ、図5のように、低金利等住宅を取り巻く環境が変化中、持ち家取得の傾向が強まっていたり、周辺の賃貸住宅の家賃相場下落により当該特優賃の家賃の割安感が薄れていたりなどとなっていた。

図5 空家率が15%以上となっている主な理由(複数回答)



カ 地方公共団体等の対応

上記のような事態に対して対策を講じている一部の地方公共団体、認定事業者等は①一括借上方式の対象となっているものも含め、認定事業者に対する契約家賃見直しの働きかけ②地方公共団体が認定事業者に対して家賃の補助を独自に行い入居者負担額を基準額より下回る額に設定③供給計画の認定をフラット型家賃方式を採用したものに限りこととするなど供給計画の限定的な認定④供給計画の独自の評価基準等の作成⑤空家の用途変更を行い公営住宅として管理⑥公営住宅に入居している収入超過者、高額所得者への入居のあっせんなどの対策を実施している。

空家解消のために契約家賃等を見直した団地は4,213団地のうち1,239団地あり、見直し後の空家戸数は見直し前の5,384戸から4,635戸に減少し、その改善率は13.9%となっていた。

契約家賃の見直しは、入居者負担額が契約家賃にほぼ近づきつつあるものなどは、入居者負担額の低減につながるものであり、また、入居者負担額と契約家賃の差が比較的大きいものについても将来的な家賃負担の低減となることから、転出に対する抑止効果

があるものと思料される。

(2) 特公賃について

ア 空家状況

特公賃は表6のとおり、管理戸数14,410戸に対し1,752戸の空家(空家率12.2%)が発生しており、これを空家期間別に区分したところ3ヶ月以上の空家は1,436戸(空家率10.0%)で、このうち1年以上の空家は938戸(同6.5%)となっていた。

また、長期新築空家も1,186団地、14,410戸のうち47団地、288戸(うち257戸は3年以上で最長は8年)と多数発生していて、うち一つの団地で5戸以上発生している団地が13団地あるなど、特優賃と同様に特定の団地において長期新築空家が見受けられた。これは、後述の特公賃を管理している地方公共団体に対する空家が発生している理由についての調査にもあるとおり、特公賃の家賃が同一敷地(棟)内に混在する公営住宅の家賃と比較して割高になっていると認識され、特公賃の入居対象者に敬遠されているためなどと思料される。

表6 特公賃における空家発生状況

(単位：団地、戸)

団地数	管理戸数 (A)	空家戸数 (B)	B/A %	3ヶ月以上の空家戸数 (C)	C/A %	Cのうち1年以上の空家戸数(D)			D/A %	
						長期新築空家				
						団地数	戸数	うち3年以上		
1,186	14,410	1,752	12.2%	1,436	10.0%	938	47	288	257	6.5%

イ 家賃方式

検査した特公賃1,186団地のうち、特殊な用途に使用される133団地を除いた1,053団地について、家賃方式ごとの空家の発生状況をみたところ、表7のとおり空家率が15%以上となっている団地の割合は、家賃独自施策の団地及びフラット型家賃方式の団地において低くなっており、傾斜型家賃方式の団地において高くなっていた。

表7 家賃方式ごとの空家発生状況

家賃方式	団地数(A)	空家率が15%以上の団地数(B)	B/A%
家賃独自施策	713	64	9.0
フラット型家賃方式	40	2	5.0
傾斜型家賃方式	300	75	25.0

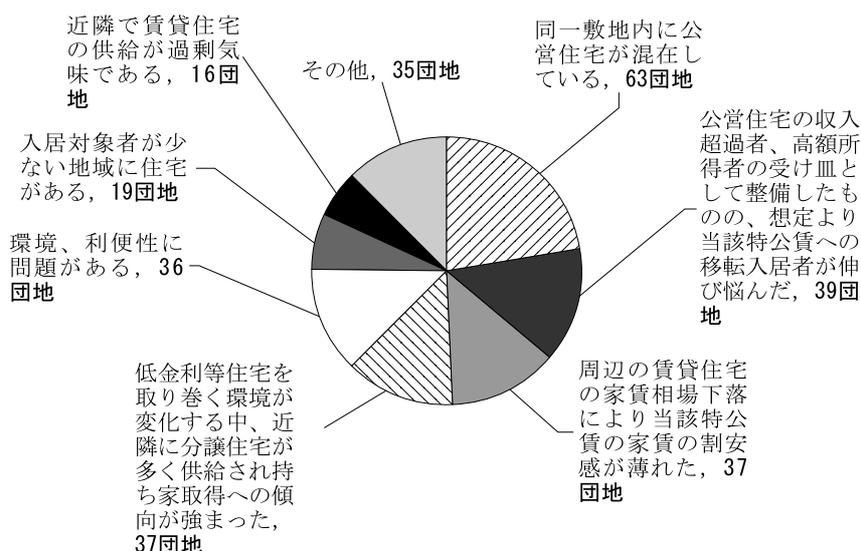
ウ 収支均衡見通しの作成

前記のように特公賃の供給については、運用通知に基づき収支均衡見通しを作成することとなっているが、これを作成している団地は全 1,186 団地のうちわずか 20 団地しかなかった。収支均衡見通しは、特公賃の供給についてその需要予測に資するとともに供給後の管理運営に有効な手段となり得ることから、この作成が求められるところである。

エ 空家が発生する理由

空家率が 15%以上となっている団地について主な理由を地方公共団体にアンケート調査したところ、図 6 のように、同一敷地内に家賃が低廉な公営住宅が混在していたり、公営住宅の収入超過者等の受け皿として整備したものの想定より当該特公賃への移転が伸び悩んでいたりとなどとなっていた。

図 6 空家率が 15%以上となっている主な理由(複数回答)



オ 地方公共団体の対応

上記のような事態に対して対策を講じている一部の地方公共団体は、①契約家賃等の見直し②地方公共団体が自己財源で独自に入居者負担額を基準額より下回る額に設定③フラット型家賃方式の導入④長期新築空家の用途変更を行い準公営住宅として管理⑤公営住宅に入居している収入超過者、高額所得者への入居のあっせんなどの対策を実施している。

空家解消のために契約家賃等を見直した団地は 1,186 団地のうち 178 団地あり、見直し後の空家戸数は見直し前の 1,035 戸から 879 戸に減少し、その改善率は 15.1%となっていた。

(公営住宅の収入超過者等へのあっせん)

前記のとおり、地方公共団体は、公営住宅に入居している収入超過者や高額所得者に対して、公営住宅の明渡しを容易にするように、特優賃等への入居のあっせん等に努めなければならないこととされている。しかし、特優賃等の空家率が15%以上になっているにもかかわらず同一市区町村内に所在する公営住宅の収入超過者等への入居あっせんをしていない地方公共団体が243地方公共団体のうち142地方公共団体見受けられた。

(国土交通省の対応)

国土交通省としては15年度からは、傾斜型家賃方式を採用していた場合でも途中からフラット型家賃方式に移行できることとし、16年度からは、地域の実情に的確に応じた特優賃等の供給を図るとして①供給計画の認定要件である最低戸数を5戸とできる特例、同居親族がない者が入居可能な場合の要件、住戸の面積要件、の3点についての緩和、②特優賃等の募集をしたにもかかわらず1年以上の空家が15%かつ15戸以上ある市区町村内での特優賃等の新規供給については国庫補助対象としないこと、③特公賃だけでなく特優賃も準公営住宅への用途変更を可能とすること、④準公営住宅に転用する場合、従来の住戸床面積の上限である80㎡という面積要件を撤廃することなどの対策を執ったところである。

(1年以上空家となっている特優賃等の建設費補助金等)

前記のとおり、1年以上の空家や長期新築空家となっているものが特優賃5,042戸、特公賃938戸、計5,980戸あり、これらに対する建設費補助金を各団地ごとに管理戸数に占める空家の戸数の割合であん分し算出すると、約95億円となる。

また、前記のような、特優賃等の空家率が15%以上になっているにもかかわらず同一市区町村内に所在する公営住宅の収入超過者に当該特優賃等への入居あっせんなどをしないまま当該収入超過者分に係る公営住宅家賃対策補助金を14、15両年度で7496万余円交付している事態も見受けられた。

3 本院の所見

国土交通省では、中堅所得者層のための居住環境の良好な賃貸住宅の供給に努め、その実績は約22万戸となっており、優良な賃貸住宅のストック形成が図られてきているところである。しかし、特優賃等において社会・経済情勢が変化する中、契約家賃の見直しが行われなかったり、同一敷地(棟)内に混在する公営住宅の家賃と比較して割高となっていると認識されたりなどしていることから、空家が多数発生していて、中には3年以上も長期新築空家

になっている事態も見受けられる。また、住宅・土地統計調査の結果においても、空家率は上昇傾向にあり、このような事態が続くと特優賃等においても今後も同様に空家率が上昇することが懸念される。

前記のとおり、国土交通省においてはこのような事態に対応して各種の対策を執ったところではあるが、空家の解消等には、国土交通省や地方公共団体の努力のほか、特優賃の所有者等の理解と協力が必要である。

したがって、国土交通省及び地方公共団体において、特優賃の所有者等の理解と協力の下、次のような方策を講じるなどして特優賃等の、より一層の空家解消等を図ることが望まれる。

(1) 国土交通省においては

- ア 前記のように16年度より地域の実情に的確に応じた特優賃等の供給を図るとして、供給計画の認定要件の緩和、需要が見込まれない地域への補助対象の制限、準公営住宅への転用要件の緩和等の対策を執ったところであるが、これらの対策が十分講じられるよう都道府県等に対し周知徹底を図ること
- イ 契約家賃等については経済状況の変化を十分斟酌し、適切な契約家賃等となるよう認定事業者と十分な協議を図るよう都道府県等に働きかけること
- ウ 特優賃等と同一市町村内に所在する公営住宅の収入超過者等に対し、積極的に入居のあっせんを図るよう徹底させること
- エ 特優賃等の新規供給を行う際には、需要の検討、収支均衡見通しの策定を必ず行うよう都道府県等を指導すること

(2) 地方公共団体においては

- ア 長期にわたり空家となっている特優賃等についてはその原因を分析のうえ、公営住宅等への転用のための用途廃止等を含め適切な対応をとること
- イ 契約家賃等については見直しが必要な場合、市場家賃なども十分勘案のうえ適切な契約家賃等となるよう認定事業者と十分な協議を行うこと
- ウ 公営住宅の収入超過者等に対して特優賃等へのあっせんを行っていないものについては積極的にあっせんを行うこと
- エ 特優賃の供給計画認定の際には需要の検討を十分に行うこと、また特公賃の建設に際しては収支均衡見通しを必ず作成すること

第4 橋りょうの耐震化対策の実施状況について

第3章 第3節 特に掲記を要すると認めた事項 第4

検査対象	国土交通省(平成13年1月5日以前は建設省)	
会計名及び科目	道路整備特別会計 (項)道路事業費 (項)北海道道路事業費 (項)離島道路事業費 (項)沖縄道路事業費 (項)地方道路整備臨時交付金	
部局等の名称	国土交通本省(平成13年1月5日以前は建設本省) 国土交通省東北地方整備局(平成13年1月5日以前は建設省東北地方建設局)ほか7地方整備局 国土交通省北海道開発局(平成13年1月5日以前は総理府北海道開発庁) 内閣府沖縄総合事務局(平成13年1月5日以前は総理府沖縄開発庁) 北海道ほか46都府県 札幌市ほか11政令指定都市	
対策の概要	道路事業の一環として、地震時に災害対策の円滑な実施を図るための救助活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要な輸送等の安全を確保するため、既設の橋りょうの耐震性を向上させる耐震補強工事等を実施するもの	
検査した橋りょうに係る耐震補強工事費	3040億円(平成7年度～15年度)	
	直轄事業	1683億円
	国庫補助事業	1357億円(国庫補助金相当額651億円)

1 橋りょうの耐震化対策の概要

(道路事業の仕組み)

国土交通省では、道路法(昭和27年法律第180号)、道路整備緊急措置法(昭和33年法律第34号。平成15年4月以降は道路整備費の財源等の特例に関する法律。)、道路の修繕に関する法律(昭和23年法律第282号)等に基づいて、直轄事業と国庫補助事業として道路事業を実施している。このほか、道路事業には、地方費のみによって実施されている地方単独事業がある。

そして、道路の種類及びその道路管理者は、道路法等に規定されており、政令で指定する区間(以下「指定区間」という。)内の一般国道については国土交通大臣、指定区間外の一般国道及び都道府県道については都道府県又は政令指定都市、市町村道については市町村が当該道路の道路管理者とされている。

(地震防災対策の取組)

国の災害対策は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)に基づき内閣総理大臣を会長に内閣府に設置された中央防災会議が作成する防災基本計画を基礎として行われており、同計画に基づいて国土交通省は防災業務計画を、都道府県及び市町村は地域防災計画をそれぞれ策定している。そして、災対法によると、国の行政機関は、その責務として、都道府県及び市町村の地域防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その所掌事務について、当該都道府県又は市町村に対し、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならないとされている。

また、国は、地震防災対策を推進するため、東海地震を想定した大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)、阪神・淡路大震災を契機とした地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号。以下「特措法」という。)等を制定している。さらに、近年の地震防災に対する国民の関心の高まりから、これらの法律に加えて、静岡県から高知県までの地域を想定した「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」(平成14年法律第92号)を制定するなどして地震防災対策に関する計画の策定、推進を図っているところである。

(防災基本計画に基づく耐震化対策の枠組み)

ア 国土交通省防災業務計画

国土交通省では、災対法に基づき国土交通省防災業務計画(以下「防災業務計画」という。)を策定しており、道路等の地震防災対策について次のような措置を講ずるなどとしている。

- ① 道路等の地震防災対策を地方公共団体と連携しつつ計画的かつ総合的に推進する。
- ② 特措法に基づき都道府県知事が作成した地震防災緊急事業五箇年計画に盛り込まれた同省の所管事業については、その進ちょく状況を把握し、勧告等必要な措置を講ずるものとする。
- ③ 地震に対する安全性を確保するため計画的に点検を実施し、点検結果に基づき、橋りょう等の耐震化対策を講ずる。特に、地震時に重要となる緊急輸送を確保するため必

要な高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と地方公共団体の庁舎の所在地や救援物資等の備蓄・集積地点、避難地等とを連絡し、又はこれらの地点を相互に連絡する道路(以下「緊急輸送道路」という。)については、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき、関係機関と連携を図りつつ、震災時に必要な輸送機能を確保できるよう重点的かつ計画的に耐震化対策を推進する。

イ 都道府県地域防災計画

都道府県では、災対法に基づき都道府県地域防災計画(以下「地域防災計画」という。)を策定している。この計画は、当該都道府県の地域に係る防災計画の基本となるものとされている。

そして、地域防災計画では、道路の耐震化や緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路の整備等を内容とした地震防災対策について定めており、橋りょうの耐震化はこれを基礎として実施されている。

(緊急輸送道路ネットワーク計画の策定)

国土交通省では、8年5月に緊急輸送道路ネットワーク計画を策定するための通知を発している。このネットワーク計画の策定に当たっては、対象地域は各都道府県の単位で、地方整備局、都道府県等の道路管理者及び都道府県等の防災担当部局等からなる協議会を都道府県ごとに結成し、同協議会が策定主体となることとされている。

緊急輸送道路ネットワーク計画においては、都道府県庁所在地、重要港湾、空港等を連絡する道路を第1次緊急輸送道路、第1次緊急輸送道路と市区町村役場等を連絡する道路を第2次緊急輸送道路、その他の緊急輸送道路を第3次緊急輸送道路と区分している(参考図1参照)。そして、このネットワーク計画は、前記のとおり、防災業務計画や地域防災計画の基礎となっているものである。

(橋りょうの管理)

道路管理者は、道路法により、交通の安全と円滑を図るため、道路を常時良好な状態に保つように維持、修繕することとされており、重要な道路施設である橋りょうについては、鋼橋の塗装や上下部構造の小破損の修理等の維持工事や橋りょうの機能回復、機能向上を図る修繕工事が行われている。橋りょうの耐震補強のための工事(以下「耐震補強工事」という。)は修繕工事と位置付けられている。

そして、橋りょうについては、その維持、修繕に資するため、次のような管理が行われている。

ア 橋りょう台帳の整備

道路管理者は、道路法により道路台帳を調製し保管することとされており、道路台帳には、橋りょうの幅員、建設年次等を記載する橋調書等の様式が定められている。また、同様に定められている内容に加え、当該橋りょうの建設に際して適用されている「道路橋示方書・同解説」(社団法人日本道路協会編。以下「示方書」という。)の年次や補修工事の内容等を記載した橋りょう台帳を橋調書とは別に整備するなどしており、これにより、今後の計画的な耐震補強に資することができるものである。橋りょう台帳に適用された示方書の年次を記載するのは、橋りょうの耐震設計は、被災経験と技術的な進展に伴い順次改良、整備されており、橋りょうの被害形態と被害を受けた橋りょうの構造条件及び適用示方書には強い相関関係があるとされていることなどによるからである。

イ 橋りょうの点検

橋りょうの点検は、道路維持管理業務の一環として、管理する橋りょうの現況を把握し、異常及び損傷を早期に発見することにより安全、円滑な交通を確保するとともに、橋りょうの維持管理のための資料を得るために実施するものであり、損傷の早期発見のためパトロールカー内部からの目視を主体に行う通常点検、橋りょうの損傷状況を把握し健全度の判定を行うため定期的に詳細に実施する定期点検等の種類がある。

そして、定期点検については、国土交通省において、管理橋りょうの増加、老朽化の進行等に伴う橋りょうの維持管理の重要性の高まりなどから、地方整備局等ごとに点検要領を個別に定めて実施していたものを、定期点検の頻度を原則として5年に1回とするなどの橋りょう定期点検要領を16年3月に定めている。

上記の点検のほか、国土交通省では、大規模な地震等を契機として、昭和46年度以降、平成9年度まで6度にわたり、橋りょう等を対象とした全国的な点検(以下「震災点検」という。)を実施している。

このうち、8、9両年度に実施した震災点検では、阪神・淡路大震災を教訓として、道路防災上重要と考えられる、橋長15m以上の橋りょうすべてと、15m未満であってもこ線橋、こ道橋及び複数径間を有する橋りょう(橋脚のある橋りょう)のすべてを対象に、橋脚等の現況の把握、適用示方書等について調査を実施している。

(耐震補強工事の内容等)

ア 耐震設計基準の推移と阪神・淡路大震災の被災状況

橋りょうの耐震設計基準は前記のとおり逐次見直しが行われており、昭和46年には道路橋耐震設計指針が制定され、初めて落橋防止構造の規定が盛り込まれた。同指針は55年の示方書制定時に「道路橋示方書耐震設計編」として改訂され、橋脚について、軸方向鉄筋を計算上不要となる位置から一定以上の長さを延ばすなどの規定が盛り込まれた。

この後、平成7年に発生した阪神・淡路大震災においては、表1のとおり、昭和55年の示方書より古い耐震設計に係る基準(以下「旧基準」という。)が適用されている橋りょうの被災度合いが高いものとなっていた。

表1 阪神・淡路大震災における橋脚の被災状況 (単位：基)

適用示方書		橋脚の損傷度					合計
		A	B	C	D	E	
旧基準	昭和39年以前	82	166	152	744	1,612	2,756
	昭和46年設計指針	1	1	29	108	151	290
昭和55年以降の示方書		0	0	14	43	293	350
計(橋脚数)		83	167	195	895	2,056	3,396

- 注(1) A：橋脚が倒壊したもの、損傷変形が著しく大きなもの
 B：鉄筋の破断等の損傷、または変形が大きなもの
 C：鉄筋の一部破断やはらみだし及びコンクリートの亀裂等が見られるもの
 D：ひび割れの発生や局所的なコンクリートの剥離が見られるもの
 E：損傷がないか、あっても極めて軽微なもの

- 注(2) 兵庫県南部地震道路橋震災対策委員会の「兵庫県南部地震における道路橋の被災に関する調査報告書(平成7年12月)」に基づき作成した。被災の大きかった神戸市等の区域にある一般国道等の路線が対象となっている。

そして、阪神・淡路大震災を契機として平成8年11月に示方書を改訂し、橋脚については、軸方向鉄筋を一定以上の長さを延ばすこととしていたものを更に橋脚の上部まで延ばすこととし、また、桁かかり長の確保、落橋防止構造等が補完しあって、全体として落橋を防止するシステム(以下「落橋防止システム」という。)を構築することとした(後記イ(イ)及び参考図2参照)。

イ 橋脚の補強及び落橋防止構造等の設置

橋りょうの耐震補強工事には、橋脚の補強等の橋りょう各部の耐震性能向上による方法や落橋防止構造等の設置等による落橋防止システムの構築等がある。

(ア) 橋脚

阪神・淡路大震災で被害の大きかった鉄筋コンクリート橋脚の耐震補強工事には、既

設橋脚に鉄筋コンクリートを巻き立てる工法や、断面の増加が少ない鋼板を巻き立てる工法等がある。

(イ) 落橋防止構造等

落橋防止構造は、地震時に上下部構造間に大きな相対変位が生じたとき、桁が橋台又は橋脚から落下するのを防止するため、桁と桁をPC鋼材等で連結するもの、上部構造や下部構造に鋼製ブラケット等の突起を設ける構造のものなどがある。

また、落橋防止構造が破壊した場合でも上部構造の落下という最悪の事態を防ぐために十分な桁かかり長を確保することが重要とされている。既設橋りょうの桁かかり長を確保する方法には、鉄筋コンクリートや鋼製ブラケットにより下部構造の頂部を拡幅する方法等がある(参考図2参照)。

ウ こ線橋等の耐震補強工事の進め方

こ線橋、こ道橋及び複断面区間を有する橋りょう(下に並行して道路がある高架橋)(以下、これらを「こ線橋等」という。)の耐震補強工事に当たっては、道路法に基づくなどして、鉄道事業者等との間で、設計、施工方法、工事実施時期、工事の実施主体、費用負担等について事前に協議して実施することになる。そして、協議の結果、耐震補強工事を鉄道事業者等に委託することとなった場合には、道路管理者と鉄道事業者等との間で耐震補強工事の実施のための協定又は委託契約が締結され、委託工事として実施される。

(耐震補強の優先度と取組)

ア 耐震補強の優先度

緊急輸送道路ネットワーク計画の策定に当たっては、個々の道路施設の耐震性を向上させるだけでなく、ネットワークとしての耐震性の向上を図ることとしている。そして、既設橋りょうの耐震性を一度に向上させることは困難であることから、橋りょうの耐震性や道路の重要性から優先度を決定し、効率的に実施していくことが重要とされている。

イ 耐震補強の取組

国土交通省では、阪神・淡路大震災で旧基準が適用されている単柱橋脚の橋りょうの被災度合いが高かったことなどから、「緊急度の高い橋りょう(複断面区間の橋りょうやこ線橋、こ道橋等)のうち昭和55年の道路橋示方書より古い耐震設計に係る基準を適用した鉄筋コンクリート製の単柱橋脚及び落橋防止装置の補強を優先的に実施する」などとした事務連絡を平成7年5月に地方整備局、都道府県等に発している。

そして、直轄事業、都道府県等事業では、上記事務連絡の考え方を基本に、7年度から9年度にかけて重点的に震災対策緊急橋りょう補強事業として橋りょうの耐震補強が推進されたところである。

2 検査の結果

(検査の背景及び着眼点)

7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、それまでの想定を超える強い地震動により橋りょう等の道路施設にも大きな被害をもたらした。これにより、大規模地震に備えた、橋りょう等の個々の道路施設だけではなく、道路のネットワークとしての耐震性の確保等の対策を推進することが必要とされた。

そして、国は、従前から防災に関する計画の策定、道路施設の耐震設計基準の改訂、防災に関する特別立法等を行ってきており、阪神・淡路大震災を契機として更に、緊急輸送道路ネットワーク計画を策定して地震時においても道路がネットワークとして機能するよう図ったり、示方書を改訂して耐震設計基準の見直しを行ったりするなど様々な施策を講じて、国内各地域の大規模地震の切迫性を考慮しつつ地震防災対策を推進しているところであり、また、地震防災対策の実施状況に対する国民の関心は近年急速に高まっている。

また、本院では、平成6年度決算検査報告において「阪神・淡路大震災を契機とした公共土木施設の検査について」を特定検査対象に関する検査状況として掲記しており、所見において、今後、既存施設の耐震化を計画的に実施することが重要であるとしたところである。

そこで、阪神・淡路大震災以降進められている橋りょうの耐震化対策が、緊急輸送道路のネットワークとしての耐震性を図るものとなっているかに着眼して、次のような点などについて検査した。

- (ア) 橋りょうの耐震性と社会経済上の重要性から、緊急輸送道路内の阪神・淡路大震災で被災度合いが高かった旧基準が適用されている単柱橋脚のこ線橋、こ道橋、複断面区間を有する橋りょう(以下、これらを「緊急度の高いこ線橋等」という。)及び緊急輸送道路内の旧基準が適用されている橋長15m以上の単柱橋脚の河川橋(以下、これらを「緊急度の高い河川橋」という。)の耐震補強工事の実施状況は、どのようになっているか。
- (イ) 厳しい財政状況の下、管理橋りょう数が増加するなどしている中で、耐震補強工事費及び維持修繕関係事業費等は、どのように推移しているか。
- (ウ) 橋りょう台帳の整備等橋りょうの管理は、計画的な耐震補強の実施に資するものとなっているか。

(エ) 推進体制について、橋りょうの耐震化についての具体的な中長期計画等が策定され計画的に推進されているか、緊急輸送道路ネットワーク計画策定時に組織された協議会は同計画の見直しや道路管理者間の連携に十分活用されているか、こ線橋等の耐震補強工事の実施に当たって鉄道事業者等との調整等は十分に図られているか。

(検査の対象)

15、16 両年に、東北地方整備局ほか^(注1)7 地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局(以下、これらを合わせて「地方整備局等」という。)管内の青森河川国道事務所ほか^(注2)56 国道事務所等(以下「事務所」という。)並びに北海道ほか^(注3)58 都道府県等が管理している橋りょうを対象に検査を実施した。これらのうち、15 年は^(注4)28 事務所及び^(注5)32 都道府県等における、7 年度から 14 年度までの耐震補強工事費 1648 億余円(直轄事業 843 億余円、国庫補助事業 805 億余円(国庫補助金相当額 361 億余円))、16 年は^(注6)31 事務所及び^(注7)29 道県等における、7 年度から 15 年度までの耐震補強工事費 1556 億余円(直轄事業 992 億余円、国庫補助事業 564 億余円(国庫補助金相当額 300 億余円))を対象に検査を実施した。

また、都道府県等の検査に当たっては、地方単独事業に係る分も併せて調査した。

(検査の結果)

(1) 耐震化対策の実施状況

検査を実施した事務所、都道府県等の管理橋りょう数等及び耐震化対策の実施状況等は次のとおりとなっている。

15、16 両年に検査した 57 事務所が管理する橋りょうは 15,752 橋である。このうち、緊急輸送道路内の旧基準が適用されているこ線橋等は、緊急度の高いこ線橋等(単柱橋脚) 369 橋、単柱橋脚以外のこ線橋等 1,501 橋、計 1,870 橋、同じく河川橋(橋長 15m 以上)は、緊急度の高い河川橋(単柱橋脚) 701 橋、単柱橋脚以外の河川橋 3,356 橋、計 4,057 橋となっている(表 2 参照)。

また、15、16 両年に検査した 59 都道府県等が管理する橋りょうは 145,027 橋である。このうち、緊急輸送道路内の旧基準が適用されているこ線橋等は、緊急度の高いこ線橋等(単柱橋脚) 574 橋、単柱橋脚以外のこ線橋等 1,626 橋、計 2,200 橋、同じく河川橋(橋長 15 m 以上)は、緊急度の高い河川橋(単柱橋脚) 2,433 橋、単柱橋脚以外の河川橋 8,555 橋、計 10,988 橋となっている(表 2 参照)。

表2 事務所、都道府県等の管理橋りょう

(単位：橋)

区 分	管 理 橋りょう数	左のうち緊急輸送道路内の旧基準が適用されている橋りょう数						
		こ線橋等				河川橋(橋長15m以上)		
		a=b+e	b=c+d	緊急度の高いこ線橋等(単柱橋脚) c	単柱橋脚以外のこ線橋等 d	e=f+g	緊急度の高い河川橋(単柱橋脚) f	単柱橋脚以外の河川橋 g
事 務 所	15,752	5,927	1,870	369	1,501	4,057	701	3,356
都道府県等	145,027	13,188	2,200	574	1,626	10,988	2,433	8,555

注(1) 事務所については、本文(検査の対象)の(注2)の57事務所を対象に集計した。

注(2) 都道府県等については、本文(検査の対象)の(注3)の59都道府県等を対象に集計した。

そして、これらについて、橋脚補強や落橋防止構造等の設置がともに完了した橋りょう数(以下「完了橋りょう数」という。)及び耐震補強工事を着工しているものの橋脚補強、落橋防止構造等の設置が完了していない橋りょう数(以下「着工橋りょう数」という。)並びに両者を合わせた橋りょう数(以下「完了・着工橋りょう数」という。)等について調査したところ、次のような状況となっていた。

ア こ線橋等の実施状況

こ線橋等のうち、緊急度の高いこ線橋等の耐震補強工事の実施状況は、次のとおりとなっていた。

(ア) 直轄事業

緊急度の高いこ線橋等369橋のうち、完了橋りょう数は143橋であり、その割合は38.8%となっている。また、完了・着工橋りょう数は303橋、未着工となっている橋りょう数は66橋となっており、緊急度の高いこ線橋等に対する完了・着工橋りょう数の割合(以下「完了・着工率」という。)は82.1%となっている。

表3 事務所の緊急度の高いこ線橋等の実施状況

(単位：橋)

完 了 橋りょう数		着 工 橋りょう数	完了・着工 橋りょう数		未 着 工 橋りょう数	計
a	a/e		c=a+b	c/e		
143	38.8%	160	303	82.1%	66	369

(イ) 都道府県等事業

緊急度の高いこ線橋等574橋のうち、完了橋りょう数は218橋であり、その割合は38.0%となっている。また、完了・着工橋りょう数は348橋、未着工橋りょう数は226橋で完了・着工率は60.6%となっている。

表4 都道府県等の緊急度の高いこ線橋等の実施状況 (単位：橋)

完了 橋りょう数		着 工 橋りょう数	完了・着工 橋りょう数		未 着 工 橋りょう数	計
a	a/e		c=a+b	c/e		
218	38.0%	130	348	60.6%	226	574

(ウ) 耐震補強工事の着工時期

上記の完了・着工橋りょう数を着工時期別に区分したところ、表5のとおり、事務所の完了・着工橋りょう数303橋のうち7年度から9年度に着工したのは224橋、完了・着工橋りょう数に占める割合は73.9%であり、10年度以降に着工したのは79橋となっている。また、都道府県等の完了・着工橋りょう数348橋のうち7年度から9年度に着工したのは239橋、完了・着工橋りょう数に占める割合は68.7%であり、10年度以降に着工したのは109橋となっている。事務所、都道府県等いずれの場合も7年度から9年度に着工した割合が10年度以降より高くなっていた。これは、事務所、都道府県等において、前記事務連絡を基本として緊急度の高いこ線橋等の耐震補強を推進することとし、7年度から9年度にかけて緊急的に取り組んだためと史料される。

表5 緊急度の高いこ線橋等の着工時期 (単位：橋)

区 分	7年度～9年度の 完了・着工橋りょう数		10年度以降の 完了・着工橋りょう数		完了・着工 橋りょう数
	a	a/c	b	b/c	
事 務 所	224	73.9%	79	26.1%	303
都道府県等	239	68.7%	109	31.3%	348

以上のように、事務所、都道府県等ともに、事業の実施に当たっては、おおむね旧基準による橋りょうであるか、こ線橋、こ道橋であるかなどの橋りょうの耐震性と重要性により耐震補強工事を実施する橋りょうを選定していたと認められる。その結果、緊急度の高いこ線橋等の完了・着工率は事務所で80%、都道府県等で60%を超える状況となっていた。しかし、完了・着工橋りょう数のうち完了橋りょう数を除いた事務所の160橋と都道府県等の130橋については、未着工となっている66橋及び226橋と併せて引き続き積極的な耐震補強の実施が望まれる。

なお、緊急輸送道路内の旧基準が適用されているすべてのこ線橋等の実施状況についてみると、表6のとおり、事務所、都道府県等における1,870橋、2,200橋のうち、事務所の1,060橋、都道府県等の1,168橋は未着工となっており、地震時に比較

的変位が少ないと考えられる単径間の橋りょうを含んでいるものの、緊急輸送道路ネットワークに耐震化の効果が早期に現れるように、必要な耐震補強を計画的、効果的に実施することが重要である。

表6 こ線橋等の橋脚形式別実施状況 (単位：橋)

区 分	完了・着工 橋りょう数	未着工 橋りょう数	計
事 務 所	810	1,060	1,870
単 柱 橋 脚	303	66	369
壁 式 橋 脚 等	294	146	440
単 径 間	213	848	1,061
都 道 府 県 等	1,032	1,168	2,200
単 柱 橋 脚	348	226	574
壁 式 橋 脚 等	363	263	626
単 径 間	321	679	1,000

注(1) 壁式橋脚等は、単柱橋脚以外の橋脚形式の橋りょうである。

注(2) 単径間は橋脚のない橋りょうである。

(エ) こ線橋等の取組の状況

こ線橋等の耐震補強工事の実施に当たっては、鉄道事業者等との間で詳細な協議が必要となり、道路管理者が計画してから完成までに相当の期間を要することがある。これらの中には、例えば、7年度以降、耐震補強工事に取り組んでいる橋長が約1,000mで一般の高架部分と鉄道と交差する部分(以下「こ線部」という。)を併せ持つこ線橋において、工法、工事時間等に制約が多く、その結果、13年度に、こ線部以外の高架部分の橋脚補強や落橋防止構造等の設置が終わったものの、こ線部の落橋防止構造等の設置ができず耐震補強工事が完了していない事例も見受けられた。したがって、鉄道事業者等との間で可能な限り早期の段階で協議、調整を行い、より計画的に対応することが重要である。

イ 河川橋の実施状況

河川橋のうち、緊急度の高い河川橋の耐震補強工事の実施状況は、次のとおりとなっていた。

(ア) 直轄事業

15、16両年に検査した57事務所における、緊急輸送道路内の旧基準が適用されている橋長15m以上の河川橋4,057橋のうち、緊急度の高い河川橋は701橋となっており、完了・着工橋りょう数は177橋、完了・着工率25.2%となっていた。

表7 事務所の河川橋の橋脚形式別実施状況 (単位：橋)

区 分	単柱橋脚 a	壁式橋脚等 b	単 径 間 c	計 d=a+b+c
完了・着工橋りょう数	177	235	119	531
未着工橋りょう数	524	1,387	1,615	3,526
計	701	1,622	1,734	4,057

注(1) 本文(検査の対象)の(注2)の57事務所の旧基準が適用されている緊急輸送道路内の橋長15m以上の橋りょうを対象に集計した。

注(2) 壁式橋脚等は、単柱橋脚以外の橋脚形式の橋りょうである。

注(3) 単径間は橋脚のない橋りょうである。

また、このうち15年に検査した28事務所の緊急度の高い河川橋331橋のうち、完了・着工橋りょう数は109橋で、このうち完了橋りょう数は54橋、緊急度の高い河川橋331橋に対する割合は16.3%となっていた。完了・着工橋りょう数のうち完了橋りょう数を除いた残りの55橋については、未着工となっている222橋とともに計画的、効果的に耐震補強に取り組み、できるだけ早期に緊急輸送道路の耐震性を向上することが重要である。

表8 事務所の緊急度の高い河川橋の実施状況 (単位：橋)

完了 橋りょう数		着 工 橋りょう数 b	完了・着工 橋りょう数 c=a+b	未 着 工 橋りょう数 d	計 e=c+d
a	a/e				
54	16.3%	55	109	222	331

(注) 本文(検査の対象)の(注4)の28事務所を対象に集計した。

(イ) 都道府県等事業

15、16両年に検査した59都道府県等における、緊急輸送道路内の旧基準が適用されている橋長15m以上の河川橋10,988橋のうち、緊急度の高い河川橋は2,433橋となっており、完了・着工橋りょう数は1,032橋、完了・着工率は42.4%となっていた。

表9 都道府県等の河川橋の橋脚形式別実施状況 (単位：橋)

区 分	単柱橋脚 a	壁式橋脚等 b	単 径 間 c	計 d=a+b+c
完了・着工橋りょう数	1,032	1,443	1,430	3,905
未着工橋りょう数	1,401	2,108	3,574	7,083
計	2,433	3,551	5,004	10,988

注(1) 本文(検査の対象)の(注3)の59都道府県等の旧基準が適用されている緊急輸送道路内の橋長15m以上の橋りょうを対象に集計した。

注(2) 壁式橋脚等は、単柱橋脚以外の橋脚形式の橋りょうである。

注(3) 単径間は橋脚のない橋りょうである。

また、このうち15年に検査した32都道府県等の緊急度の高い河川橋1,451橋のうち、完了・着工橋りょう数は612橋で、このうち完了橋りょう数は261橋、緊急度の高い河川橋1,451橋に対する割合は18.0%となっていた。完了・着工橋りょう数のうち完了橋りょう数を除いた残りの351橋については、未着工となっている839橋とともに計画的、効果的に耐震補強に取り組み、できるだけ早期に緊急輸送道路の耐震性を向上することが重要である。

表10 都道府県等の緊急度の高い河川橋の実施状況 (単位：橋)

完了 橋りょう数		着 工 橋りょう数	完了・着工 橋りょう数	未 着 工 橋りょう数	計
a	a/e				
261	18.0%	351	612	839	1,451

(注) 本文(検査の対象)の(注5)の32都道府県等を対象に集計した。

(ウ) 耐震補強工事の着工時期

完了・着工橋りょう数を着工時期別に区分したところ、表11のとおり、15、16両年に検査した57事務所の完了・着工橋りょう数531橋のうち7年度から9年度に着工したのは221橋、完了・着工橋りょう数に占める割合は41.6%であり、10年度以降に着工したのは310橋となっている。これは、事務所において、7年度から9年度にかけて主に前記の緊急度の高いこ線橋等の耐震補強を推進することとし緊急的に取り組んだためと料される。また、15、16両年に検査した59都道府県等の完了・着工橋りょう数3,905橋のうち7年度から9年度の完了・着工橋りょう数は2,261橋、10年度以降の完了・着工橋りょう数は1,644橋となっており、7年度から9年度の完了・着工橋りょう数が上回っている状況となっていた。これは、阪神・淡路大震災直後に緊急的に耐震補強工事を推進し、その後事業が減少傾向にあるためなどと思料される。

表11 河川橋の着工時期 (単位：橋)

区 分	7年度～9年度の 完了・着工橋りょう数		10年度以降の 完了・着工橋りょう数		完了・着工 橋りょう数
	a	a/c	b	b/c	
事 務 所	221	41.6%	310	58.4%	531
都道府県等	2,261	57.9%	1,644	42.1%	3,905

注(1) 事務所は、本文(検査の対象)の(注2)の57事務所を対象に集計した。

注(2) 都道府県等は、本文(検査の対象)の(注3)の59都道府県等を対象に集計した。

なお、15、16両年に検査した57事務所及び59都道府県等における、緊急輸送道路内の旧基準が適用されている橋長15m以上のすべての河川橋の実施状況についてみると、表7及び表9のとおり、事務所、都道府県等における4,057橋、10,988橋のうち、事務所の3,526橋、都道府県等の7,083橋は未着工となっており、地震時に比較の変位が少ないと考えられる単径間の橋りょうを含んでいるものの、緊急輸送道路ネットワークに耐震化の効果が早期に現れるように、必要な耐震補強を計画的、効果的に実施することが重要である。

(エ) 橋長100m以上の橋りょうの取組の状況

毎年度、道路法第77条に基づき行われている道路現況調査によると、橋長100m以上のものを長大橋、100m未満のものを中小橋と区分して調査しており、長大橋は14年度の全国の集計で9,567橋となっている。地理的条件にもよるが長大橋は河口に近い橋りょうに見受けられ、このような長大橋が被災した場合、復旧に多大な時間を要することが予想され、交通機能に与える影響も多大である。特に、河川と主要な道路が数多く交差している都道府県においては、緊急輸送道路に多くの長大橋が架橋されており、これらの長大橋が被災した場合、その箇所道路が寸断され、緊急輸送は極めて困難になることが想定される。そこで、緊急輸送道路内の旧基準が適用されている橋長15m以上の河川橋のうち、16年に検査した31事務所及び29道県等の未着工橋りょう2,232橋及び3,305橋についてみたところ、事務所が管理する指定区間内の一般国道の12時間交通量の平均13,267台を上回る交通量のある長大橋が162橋、同様に都道府県等が管理する指定区間外の一般国道の平均交通量6,109台を上回る交通量のある長大橋が91橋となっていた。

この長大橋の取組について、ある1事務所をみたところ、次のような状況となっていた。すなわち、同事務所は緊急輸送道路内の橋りょうを168橋管理しており、このうち旧基準が適用されている橋長15m以上の河川橋は35橋、このうち長大橋は12橋で、更にこのうち単柱橋脚の長大橋(緊急度の高い河川橋)は6橋となっていた。

上記の河川橋35橋のうち耐震補強工事の完了・着工橋りょう数は8橋、このうち長大橋は5橋で、更にこのうち単柱橋脚の長大橋(緊急度の高い河川橋)は3橋となっており、比較的長大橋の耐震補強に取り組んでいると考えられるが、未着工となっている長大橋の中には、12時間交通量が5万台を超えるものも見受けられた。

上記のような長大橋が被災した場合には、緊急輸送にも多大な影響が考えられることから、計画的、効果的に耐震補強に取り組み、できるだけ早期に緊急輸送道路の耐

震性を向上することが重要である。

(2) 道路事業に係る事業費及び耐震補強工事費等について

耐震補強工事は修繕事業の一環と位置付けて実施されており、直轄事業においては、直轄道路維持修繕費が耐震補強工事費に充てられ、都道府県等が実施する場合は、国庫補助事業、地方単独事業ともに橋りょう補修費等が耐震補強工事費に充てられている。

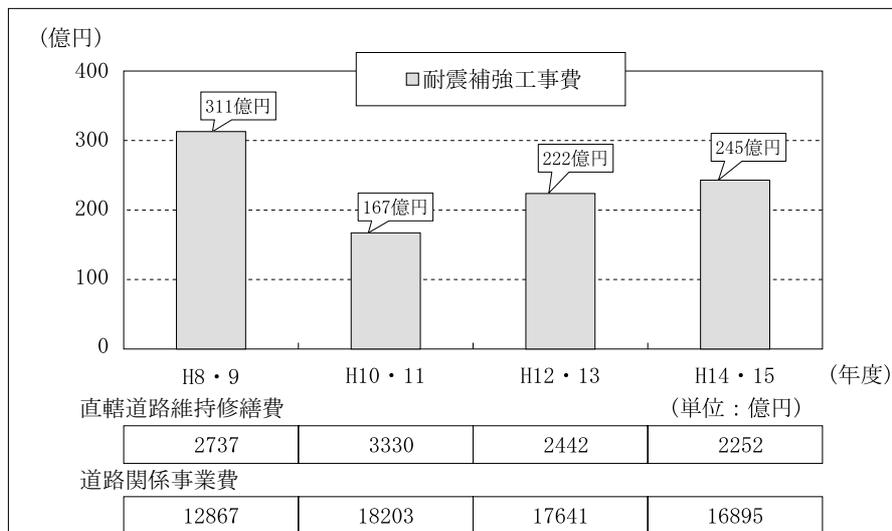
そして、我が国の近年の厳しい財政状況等から公共事業費は全般的に抑制される傾向にあり、道路事業に係る事業費(以下「道路関係事業費」という。)についても同様の傾向が見受けられるところである。一方、各道路管理者の管理する橋りょう数は年々増加する状況となっている。このため、橋りょうの耐震補強工事の実施状況等进行检查するに当たって、7年度以降の耐震補強工事費の推移のほか、道路関係事業費及び維持修繕関係事業費の推移について分析した。

ア 事務所における耐震補強工事費等の推移

16年に検査した31事務所における耐震補強工事費等の推移は、次のような状況となっていた。

阪神・淡路大震災直後の7年度を除き、2年ごとに耐震補強工事費の推移をみると、8、9両年度は311億余円となっており、14、15両年度の245億余円のほかは、国の総合経済対策等により道路関係事業費が40%以上も増加した年度がある中、10、11両年度は167億余円、12、13両年度は222億余円と8、9両年度と比較して29%から46%の減少となっている。

図1 事務所の耐震補強工事費等の推移



(注) 直轄道路維持修繕費は、橋りょうを含む、道路の維持、修繕に係る費用である。

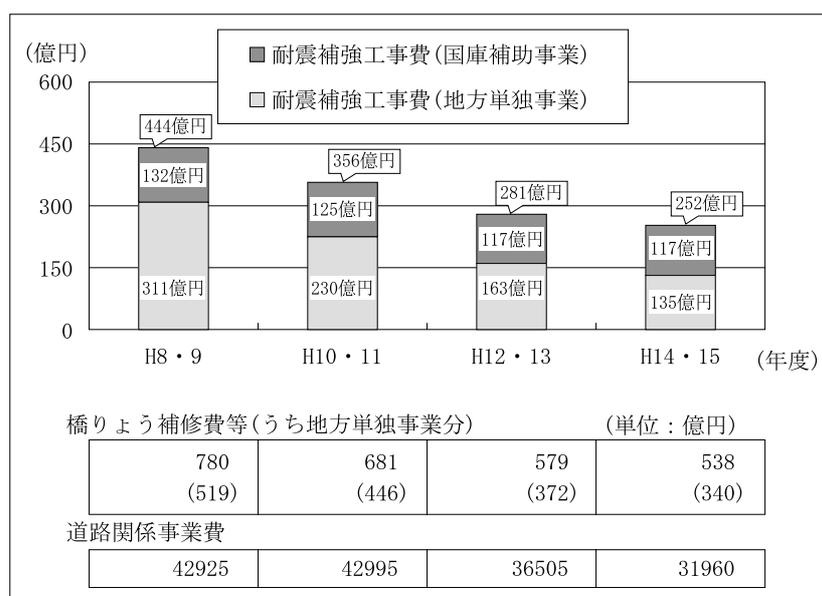
イ 都道府県等における耐震補強工事費等の推移

16年に検査した29道県等における耐震補強工事費等の推移は、次のような状況となっていた。

耐震補強工事費は減少傾向にあり、阪神・淡路大震災直後の7年度を除き、2年ごとに耐震補強工事費の推移をみたところ、8、9両年度は444億余円となっており、10、11両年度は356億余円、12、13両年度は281億余円、14、15両年度は252億余円と8、9両年度と比較して20%から43%の減少となっている。

これを国庫補助事業、地方単独事業別にみても減少傾向となっており、国庫補助事業が8、9両年度の132億余円から14、15両年度は117億余円に、地方単独事業が8、9両年度の311億余円から14、15両年度は135億余円に減少している。

図2 都道府県等の耐震補強工事費等の推移



(注) 橋りょう補修費等は、橋りょう補修に係る事業費の合計額である。

ウ 維持修繕関係事業費の推移

事務所、都道府県等ともに道路関係事業費により整備されてきた橋りょう数は増加しており、これらの橋りょうが年々老朽化する中、維持修繕関係事業費の負担増が懸念されているところであるが、維持修繕関係事業費は、事務所において7年度に1500億余円だった直轄道路維持修繕費が15年度には1128億余円に、都道府県等において7年度に国庫補助事業及び地方単独事業合わせて351億余円だった橋りょう補修費等が15年度は257億余円となるなど、ともに減少傾向が認められた。

このように、阪神・淡路大震災直後に緊急的に耐震補強工事を推進したことなどにより、事務所、都道府県等において8、9両年度の耐震補強工事費が他年度と比較して多額となっていた。しかし、特に、都道府県等において、厳しい財政状況等から維持修繕関係事業費とともに耐震補強工事費もおおむね減少傾向となっている。

(3) 橋りょうの管理について

橋りょう台帳の整備及び定期点検の実施の状況について16年に31事務所及び29道県等进行检查したところ、次のような状況となっていた。

ア 橋りょう台帳の整備状況

事務所、都道府県等においては、その管理する橋りょうの橋脚補強や落橋防止構造等の必要性について、基本的に8、9両年度に実施した震災点検の結果によって把握しているところであるが、以前の補修工事の内容や、損傷の状況等の現況を記録し計画的な耐震補強に資するような十分な整備がなされていない台帳が見受けられた。また、耐震補強工事を実施した場合には、その内容等を正確に記録しておくことが重要となるが、工事内容等が十分に把握できない橋りょう台帳が見受けられた。このように、橋りょうの過去の補修内容や実施した耐震補強工事の内容等を十分に把握できない橋りょう台帳が4事務所、20県市において見受けられる状況となっていた。

イ 橋りょう点検の実施状況

橋りょうの定期点検は、橋りょうの現況を把握するために原則として5年に1回(15年度までは10年に1回)程度行うこととされており、地方整備局等においては、管内の事務所の管理橋りょうを対象に毎年度定期点検を実施し、15年度では10地方整備局等管内の管理橋りょう数18,322橋のうち1,649橋を11億0600万余円で実施している。都道府県等においては、通常点検は行っているものの厳しい財政状況等から定期点検を実施している都道府県等はほとんど見受けられなかった。

定期点検が行われない場合、通常点検では発見できないような損傷等の現況についての把握が困難となり、的確な耐震補強工事の実施に支障を来すことが考えられる。

耐震補強を計画的、効果的に行うためには、橋りょう台帳等を十分に整備し、適用示方書や正確な補修内容等を把握することにより、必要な耐震補強についても把握できるようにしておくことが重要である。また、パトロールカーによる目視の通常点検のほか、より

詳細な点検となる定期点検等を的確に実施し、橋りょうの損傷状況の把握、健全度の判定、点検結果の記録を行い、必要に応じて維持、補修を行うことも重要である。しかし、上記のように、橋りょう台帳等の整備が十分でなかったり、定期点検が十分に行われていなかったりしている状況が見受けられた。

(4) 推進体制について

ア 耐震化計画

緊急輸送道路ネットワーク計画においては、緊急輸送道路の耐震化対策を計画的に推進していくとしているが、橋りょうの耐震化について、具体的な中長期計画等を定めている事務所、都道府県等はほとんど見受けられず、実施に当たっては、前記事務連絡を基本として事務所、都道府県等がそれぞれ重要性を判断して実施している状況となっていた。このような状況の下、個別の橋りょうごとの判断で耐震化を進めた場合、緊急輸送道路ネットワークに耐震化の効果が早期に発現しないおそれがあると考えられる。

イ 協議会及び道路管理者間の連携

緊急輸送道路ネットワーク計画の策定要領によると、必要に応じて適宜計画の見直しを行うこととされているが、ほとんどの協議会は、解散こそしていないものの、緊急輸送道路ネットワーク計画の見直しを行っていないなど協議会を開催していない状況となっていた。そして、緊急輸送道路ネットワークに耐震化の効果が早期に発現されるためには、自ら管理する橋りょうにとどまらず、協議会等を通じて他の道路管理者が管理している橋りょうの耐震化の状況を把握するなどし、実施時期の調整等を綿密に行うことが重要である。しかし、事務所、都道府県等では具体的な調整等を必ずしも十分に行っていない状況が見受けられ、各緊急輸送道路の管理者が、それぞれ、重要と考える優先順位に基づいて実施している状況となっていた。

多数の路線を管理する都道府県等と主要な国道を管理する事務所において、上記のような状況のまま橋りょうの耐震化が推移した場合には、個々の橋りょう単位での耐震性は確保できるものの、緊急輸送道路ネットワークに耐震化の効果が早期に発現しないおそれがあると考えられる。

ウ こ線橋等の耐震化の推進

こ線橋等の耐震補強に当たっては、鉄道事業者等が自ら行う工事の実施時期との調整

や設計、施工方法等、鉄道事業者等との綿密な打合せ、調整が必要となる。このため、多数のこ線橋等の耐震補強を効果的に実施するためには、橋りょうごとに事前の協議を十分に行うとともに、計画的に対応することが重要となるが、鉄道事業者等との間で計画的な調整等を実施している事務所、都道府県等はほとんど見受けられなかった。そして、橋りょうごとの耐震補強に当たって、事務所、都道府県等が耐震補強工事の実施について申し入れても、鉄道事業者等が自ら行う工事の予定等により実施時期の延期を求められるなどして、実施時期等について、鉄道事業者等との計画的な調整等が行われなない場合は、橋りょうの耐震化の円滑な実施に支障が生じ、緊急輸送道路ネットワークに耐震化の効果が早期に発現しないおそれがあると考えられる。

3 本院の所見

東海地域をはじめとして、地震防災対策に対する社会的要請は近年急速に高まっており、橋りょうの耐震化は道路行政において重要な課題の一つとなっている。このような中、国土交通省においては、阪神・淡路大震災以降、橋りょうの耐震化対策を推進してきており、今後も引き続き橋りょうの耐震化対策を推進することとしている。

しかし、直轄事業、都道府県等が行う事業の緊急輸送道路内の旧基準が適用されている橋りょう等の耐震化の状況は、前記の「検査の結果」で記述したとおり、その実施状況や推進体制等が必ずしも十分であるとはいえない状況となっており、地震発生時において、地震の規模等によっては、災害対策の円滑な実施を図るための救助、消火活動及び避難者への緊急物資等の輸送に当たって、緊急輸送道路としての機能が十分に発揮できなくなるおそれがあると思料される状況が見受けられた。

については、我が国における橋りょうの耐震化は重要な課題の一つであることから、国、地方ともに厳しい財政状況の中ではあるが、より計画的かつ効果的に橋りょうの耐震化対策を推進することが肝要である。

そのためには、災対法等に基づき、国土交通省において、自ら又は各道路管理者に地域防災計画に基づく緊急輸送道路の耐震化の推進が円滑に行われるよう指導、助言するなどして、次のような方策を講じ、橋りょうの耐震化対策の推進体制を充実させることが望まれる。

- ア 橋りょうの耐震化対策の推進に当たって、各地域における橋りょうの耐震化についての具体的な中長期計画等を定めること
- イ 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定時に組織された協議会を活用するなどし、関係機関との調整、連携等の枠組みを強化し、計画的な耐震化対策の推進が効果的になされるようにすること
- ウ 二次的被害をもたらす危険性があるこ線橋、こ道橋又は複断面区間を有する橋りょうの実施時期等について、鉄道事業者等との間で、可能な限り早期の段階で調整を図り、工事を委託する場合はその内容及び費用に関する協議を十分に行い、計画的な耐震化対策の推進が円滑になされるようにすること
- エ 橋りょう台帳等を十分に整備し、定期点検等を的確に行いその結果を必要に応じて耐震補強に反映できるようにするなど、計画的、効果的な耐震補強の実施に資するように努めること
- オ 国土交通省において、上記アからエを踏まえ、橋りょうの耐震化についての意識を十分に持って、都道府県等の橋りょうの耐震化の進ちよく状況を適時適切に把握し、地域防災計画に基づく緊急輸送道路の耐震化の推進が円滑に行われるよう、指導、助言するなど必要な措置を講じること、また、直轄事業の橋りょうの耐震化の進ちよく状況を適時適切に把握し、必要な措置を講じること
- そして、他の道路事業に配慮しつつも、社会的要請を踏まえ、緊急輸送道路ネットワークに耐震化の効果が早期に現れるように、橋りょうの耐震補強を計画的、効果的に実施することが望まれる。

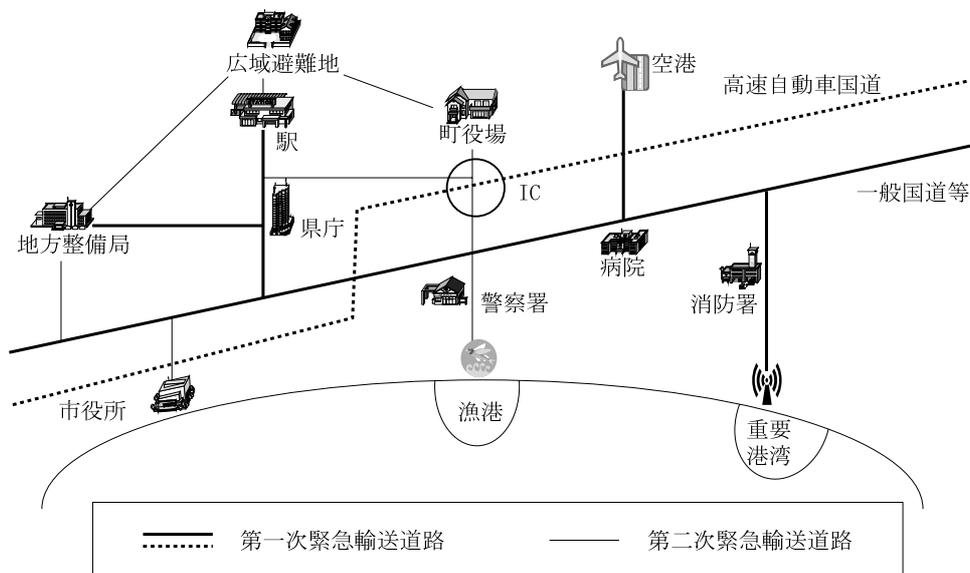
(注1) 東北地方整備局ほか7地方整備局 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州各地方整備局

(注2) 青森河川国道事務所ほか56国道事務所等 青森河川、三陸、仙台河川、秋田河川、湯沢河川、山形河川、酒田河川、福島河川、常陸河川、宇都宮、大宮、千葉、東京、相武、長野、新潟、長岡、富山河川、金沢河川、静岡、浜松河川、名古屋、三重河川、北勢、飯田、滋賀、福知山河川、京都、大阪、豊岡河川、兵庫、和歌山河川、紀南河川、福井河川、倉吉河川、福山河川、広島、山口河川、徳島河川、香川河川、松山河川、大洲河川、中村河川、福岡、北九州、熊本河川、大分河川、鹿児島各国道事務所、札幌、小樽、函館、旭川、網走、帯広、釧路各開発建設部、北部、南部両国道事務所

- (注3) 北海道ほか 58 都府県等 東京都、北海道、京都、大阪両府、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県、札幌、仙台、千葉、横浜、川崎、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、北九州、福岡各市
- (注4) 28 事務所 三陸、秋田河川、湯沢河川、福島河川、常陸河川、相武、長野、長岡、金沢河川、名古屋、飯田、静岡、福知山河川、京都、豊岡河川、兵庫、福井河川、倉吉河川、福山河川、香川河川、中村河川、熊本河川、大分河川各国道事務所、札幌、函館、帯広、釧路各開発建設部、南部国道事務所
- (注5) 32 都道府県等 東京都、北海道、京都、大阪両府、岩手、山形、群馬、埼玉、神奈川、富山、山梨、岐阜、静岡、愛知、和歌山、島根、岡山、山口、徳島、愛媛、福岡、長崎、熊本、大分、沖縄各県、横浜、川崎、名古屋、京都、大阪、北九州、福岡各市
- (注6) 31 事務所 青森河川、仙台河川、山形河川、酒田河川、宇都宮、大宮、千葉、東京、新潟、富山河川、浜松河川、名古屋、三重河川、北勢、滋賀、大阪、和歌山河川、紀南河川、広島、山口河川、徳島河川、松山河川、大洲河川、福岡、北九州、鹿児島各国道事務所、札幌、小樽、旭川、網走各開発建設部、北部国道事務所
- (注7) 29 道県等 北海道、青森、宮城、秋田、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、石川、福井、長野、三重、滋賀、兵庫、奈良、鳥取、広島、香川、高知、佐賀、宮崎、鹿児島、沖縄各県、札幌、仙台、千葉、神戸、広島各市

(参 考 図 1)

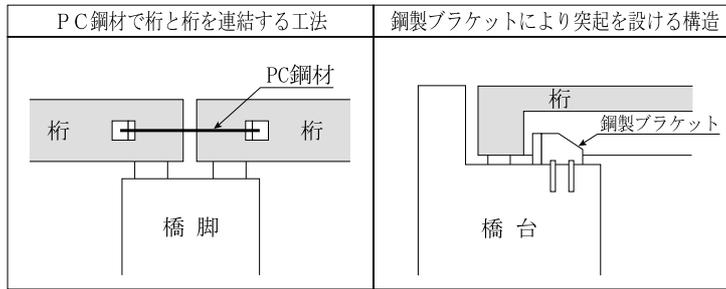
◆緊急輸送道路ネットワーク 概念図



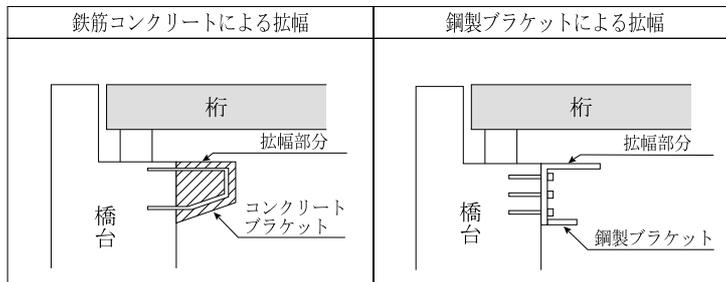
(参考図 2)

落橋防止システム

落橋防止構造



桁かかり長(下部構造の頂部拡幅)



第5 高規格堤防整備事業の実施について

第3章 第3節 特に掲記を要すると認めた事項 第5

検査対象	国土交通省(平成13年1月5日以前は建設省)
会計名及び科目	治水特別会計(治水勘定) (項)河川事業費
部局等の名称	国土交通省関東、近畿両地方整備局(平成13年1月5日以前は建設省 関東、近畿両地方建設局)
事業名	高規格堤防整備
事業の概要	人口、資産の集中、さらには中枢機能の集積の著しい大都市地域の大河川において、超過洪水等に対して、破堤による壊滅的な被害を回避し、治水安全度の向上を図ることなどを目的として、幅員の広い高規格堤防の整備を行うもの
高規格堤防の整備を実施している河川	利根川ほか5河川
上記に係る高規格堤防整備事業費の累計	4965億円(昭和62年度～平成15年度)

1 事業の概要

(河川事業の概要)

国土交通省では、河川法(昭和39年法律第167号。以下「法」という。)等に基づき、洪水等による災害発生の防止を図るなどのため河川を総合的に管理し、公共の安全を保持することなどを目的として河川事業を実施している。

同事業の実施に当たっては、過去の主要な洪水や災害の発生状況などを総合的に考慮し、河川の流下能力を増大させるための整備を行うことなどにより、治水安全度の向上を図ることとしている。このため、河川管理者は各水系ごとに、長期的な整備の基本となる事項については河川整備基本方針、具体的な施設の整備内容等については河川整備計画、これらが未策定の水系については、河川法の一部を改正する法律(平成9年法律第69号)による改正前の法第16条に規定する工事实施基本計画(以下、これらを「河川整備基本方針等」という。)をそれぞれ定めることとしている。そして、河川整備計画は、学識経験者、住民の意見を聴取した上で策定することとしている。

河川整備基本方針等においては、過去の主要な洪水、水害実績、流域の人口、資産の集積等を勘案し、ダム等により洪水を調節する流量、河川の基準地点等で河道を流下する計画上の最大流量(計画高水流量)、計画高水流量が計画上の河道を流下するときの最高水位(計画高水位)、計画高水流量を安全に流下させるために必要な堤防の高さなどを定めている。国土交通省では、これらに基づき、災害を未然に防ぐため、洪水を安全に流下させるための河道の拡幅及び堤防の築造等の事業を実施している(以下、これら計画規模の洪水を対象として実施する事業を「一般河川改修事業等」といい、同事業によって、計画高水位以下の洪水に対応する構造として築造される堤防を「通常堤防」という)。

(高規格堤防整備事業の概要)

一方、人口、資産の集中、さらには中枢機能の集積の著しい東京、大阪等大都市地域の大河川においては、一般河川改修事業等とあわせ、計画規模の洪水を上回る洪水(以下「超過洪水」という)等に対して、破堤による壊滅的な被害を回避し、治水安全度の向上を図ることなどを目的として、高規格堤防整備事業が実施されている。

前記のとおり、河川事業は、従前から計画規模の洪水を対象とし、その氾濫の防止に必要な計画を策定して、これに基づき河川工事等を実施することにより進められてきた。しかし、洪水は自然現象である降雨に起因するものである以上、超過洪水が発生する可能性は常に存在しており、このような洪水によって、特に各種の行政的、経済的、社会的な中枢機関が集中した東京、大阪等の大都市地域における大河川の堤防が破壊されたとすれば、当該地域に壊滅的な被害が発生し、ひいては我が国全体の経済社会活動に致命的な影響を与えることが懸念される。このため、これらの地域においては、破堤に伴う壊滅的な被害の発生を防ぐことがより重要な状況となっている。

このような背景の下、「超過洪水対策及びその推進方策について」(昭和62年河川審議会答申)^(注)において、大都市地域の大河川における特定の一連区間において幅員の広い高規格堤防の整備を進めるべきとの提言がなされたことを受けて、昭和62年度に本事業が創設された。

(注) 河川審議会 建設大臣(平成13年1月6日以降は国土交通大臣)の諮問に応じ、河川に関する重要事項を調査審議するために置かれたもので、13年1月6日以降は社会資本整備審議会

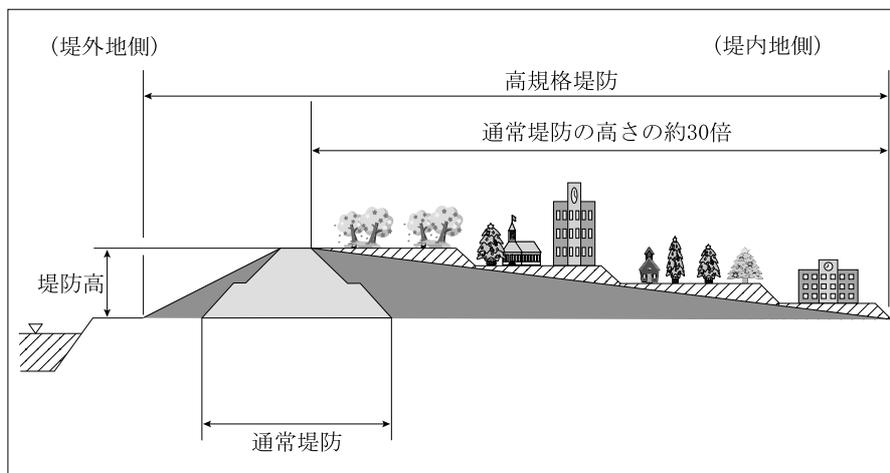
(高規格堤防整備の基本的方針)

高規格堤防は、超過洪水等に対しても耐えることができるようにするため、堤防の堤内地側を盛土することにより、通常堤防より大幅に広い幅員をもつ構造とするものである。そして、広い幅員をもつ高規格堤防は、通常堤防のように堤防としてのみ利用することとすると、沿川において多数の移転者が発生し、多額の用地費及び補償費が必要となるため、原則として用地買収を行うことなく施工し、完成後には地権者等が高規格堤防の区域内において住宅の建設など通常の土地利用が行えることを整備の基本としている。

(高規格堤防の構造)

高規格堤防の具体的な構造については、河川管理施設等構造令(昭和51年政令第199号。以下「構造令」という。)等においてその技術的基準が定められている。これらによると、高規格堤防は、超過洪水に対しても破堤を生じない堤防となるよう、これにより生ずる洗掘、滑り、浸透等に対して耐えることができる構造を持つとともに、高規格堤防の区域内の土地は通常の利用に供されることなどから、地震に対しても安全なものとして設計されることとしている。そして、高規格堤防の形状は、主として、通常の土地利用がなされる堤防上部を洪水が越流した場合でも、越流水による堤防の洗掘、浸透による破壊を発生させない安全な堤内地側の勾配を求めることにより定まり、その勾配は、一般的に、おおむね1/30程度となる。すなわち、高規格堤防は、隣接する堤内の土地の地盤高の状況によるものの、堤内地側におおむね堤防の高さの約30倍の堤防幅を必要とするものとなる(図1参照)。

図1 高規格堤防概念図



(高規格堤防整備事業の実施体制)

市街地における高規格堤防の整備に当たっては、次のように定められている。すなわち、市街地との一体的かつ計画的な整備を推進するため、「高規格堤防整備と市街地整備の一体的推進について」(平成6年建設省都計発第146号、建設省河治発第85号)により、高規格堤防の整備は大幅な土地の形質の変更を伴うこと、高規格堤防の区域内の土地が通常の利用に供されるものであること、また、その整備は都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく都市計画区域内で実施されることがほとんどであることから、都市部において高規格堤防の整備を行う際は、沿川地域の土地利用及び都市基盤施設の整備との整合を図る必要があるとされている。このため、都道府県の都市計画担当部局と河川管理者は、計画段階から十分な連絡調整を行うとともに、長期的かつ広域的視点から、高規格堤防等と沿川地域の市街地の整備に関する基本構想(以下「沿川整備基本構想」という。)を策定し、これに基づき計画的に整備を進めていくものとされている。

沿川整備基本構想は、高規格堤防設置区間を対象として、都道府県都市計画担当部局及び河川管理者等により構成される沿川整備基本構想策定委員会により策定され、沿川地域に係る都市計画、当該地域の市街化の動向等を踏まえ、次の事項等を定めるものとされている。

- ① 対象地区
- ② 対象地区の整備のマスタープラン
- ③ 優先的に整備を進める地区

このように、市街地における実施体制については、上記のとおり定められているものの、市街化調整区域、農村部等それ以外の沿川地域においては、優先整備地区の選定等計画的な整備を推進するための実施体制について定められたものはない。

(事業の対象河川)

高規格堤防の整備を要する河川については、河川整備基本方針等において、高規格堤防の設置区間を定めることとされている(「河川法の一部を改正する法律等の運用及び解釈について」(平成3年建設省河政発第72号、建設省河計発第66号、建設省河治発第57号))。

現在、河川整備基本方針等において、高規格堤防を整備することとしている河川は、利根川、江戸川、荒川、多摩川、淀川及び大和川(以下「6河川」という。)であり、その要整備区間の延長は表1のとおり計872.4kmとなっている。

表1 高規格堤防設置区間、要整備区間及び河川整備基本方針等の策定状況

水系名	河川名	設置区間	注(1) 要整備区 間の延長 km	策定状況		
				河川整備 基本方針	河川整備 計画	沿川整備 基本構想
利根川	利根川	小山川合流点～河口	362.5	未策定※	未策定※	未策定
	江戸川	利根川分派点～河口	120.6	未策定※	未策定※	策定済
荒川	荒川	熊谷大橋～河口	174.1	未策定※	未策定※	策定済
多摩川	多摩川	日野橋～河口	82.4	策定済	策定済	策定済
淀川	淀川	木津川・桂川合流点～河口	89.2	未策定※	未策定※	策定済
大和川	大和川	関西線第6大和川橋梁～河口	43.6	未策定※	未策定※	策定済
合計5水系	6河川		872.4			

注(1) 要整備区間とは、設置区間のうち、高規格堤防として整備を要する区間で、山に接しているなどの整備不要区間を除いたものであり、延長は左右両岸の延べ延長。

注(2) ※印は、河川法の一部を改正する法律(平成9年法律第69号)により、河川整備基本方針及び河川整備計画が定められるまでの間においては、改正前の法第16条に規定する工事实施基本計画の一部を河川整備基本方針及び河川整備計画とみなすこととされている。

2 検査の結果

(検査の着眼点及び対象)

国土交通省では、6河川において計画規模の洪水に対応する一般河川改修事業等を実施するとともに、超過洪水等に対しては高規格堤防整備事業を行っているところである。

については、一般河川改修事業等は進ちよくしているかについて、通常堤防の整備状況に着眼し、また、高規格堤防整備事業は事業開始以来約17年を経過し、事業費も多額に上っているが、一般河川改修事業等の進ちよくを踏まえつつ、事業効果が早期かつ最大限に発現されるような計画、実施体制等となっているか、事業が円滑に進ちよくしているかなどの観点から、破堤による想定被害額^(注)に着眼するなどして、高規格堤防整備事業を実施している6河川すべてを対象として検査を実施した。

(注) 想定被害額 堤防の破堤箇所を想定し、そこにおいて破堤した場合にその背後地で生じらるであろう被害額を「治水経済調査マニュアル(案)」(平成12年建設省作成)等に基づいて算定したものであり、治水上の重要度を判断するに当たり考慮すべき重要な指標である。

(検査の結果)

(1) 6河川の整備状況

6河川における、各河川別の一般河川改修事業及び高規格堤防整備事業に係る平成6年度から15年度までの事業費は表2のとおりである。

表2 年度別事業費

(単位：百万円)

区 分	利 根 川	江 戸 川	荒 川	多 摩 川	淀 川	大 和 川	合 計
6 年度	8,080 5,628	13,470 5,135	5,750 7,073	1,360 751	6,965 6,819	2,730 1,000	38,355 26,406
7 年度	11,760 6,000	19,963 6,620	16,676 10,240	3,738 1,500	8,774 9,010	4,280 2,120	65,191 35,490
8 年度	8,873 6,370	23,002 5,687	8,115 14,100	1,651 1,662	3,151 10,000	2,207 2,200	46,999 40,019
9 年度	6,301 7,385	25,012 5,061	4,753 17,657	1,064 1,704	2,278 10,163	1,954 3,350	41,362 45,320
10 年度	22,647 9,936	29,095 4,239	12,200 21,467	1,830 1,552	3,466 10,895	2,894 3,563	72,132 51,652
11 年度	10,045 8,245	29,506 5,503	8,609 18,685	2,738 2,314	3,461 8,714	2,242 3,969	56,601 47,430
12 年度	16,847 8,437	26,469 7,153	6,802 17,798	3,343 2,367	2,897 8,217	1,530 3,896	57,888 47,868
13 年度	10,446 12,273	22,217 5,097	6,541 15,156	4,897 4,035	2,316 11,800	3,109 4,401	49,526 52,762
14 年度	9,353 13,287	15,428 5,391	10,651 16,685	4,912 6,331	2,660 8,332	1,791 6,999	44,795 57,025
15 年度	5,271 13,662	10,992 5,397	3,966 13,175	4,529 3,351	1,275 8,696	1,188 7,694	27,221 51,975

(注) 上段は、(項)河川事業費(目)直轄河川改修費のうちの、一般河川改修事業費であり、下段は高規格堤防整備事業費である。

6 河川における一般河川改修事業等のうち、高規格堤防要整備区間における通常堤防の整備状況は、表3のとおりである。

表3 高規格堤防要整備区間における通常堤防整備状況

(16年3月末現在)

河川名	要整備区間の延長 (a)	完 成 堤 防		暫 定 完 成 堤 防		未 完 成 堤 防 ・ 未 施 工	
		延長(b)	(b)/(a)	延長(c)	(c)/(a)	延長(d)	(d)/(a)
	km	km	%	km	%	km	%
利根川	362.5	212.4	58.5	89.2	24.6	60.8	16.7
江戸川	120.6	29.5	24.5	91.0	75.4	—	—
荒 川	174.1	86.7	49.7	25.6	14.7	61.8	35.4
多摩川	82.4	59.5	72.2	4.4	5.3	18.5	22.4
淀 川	89.2	85.1	95.4	3.4	3.8	0.7	0.7
大和川	43.6	27.0	61.9	14.6	33.4	1.9	4.3
計	872.4	500.3	57.3	228.3	26.1	143.8	16.4

注(1) 完成堤防とは、通常堤防として必要とされ、構造令から定まる高さ、天端幅、のり勾配などの基本断面形状を満たしているもの。

注(2) 暫定完成堤防とは、通常堤防の基本断面形状に対し、高さや幅の一部が不足しているもの。

注(3) 未完成堤防とは、通常堤防の基本断面形状を満足しておらず、高さや幅が大幅に不足しているものであり、未施工とは、堤防必要区間において、堤防の築造に着手していないもの。

また、6河川における高規格堤防整備事業の実施状況は表4のとおりであり、事業着手から15年度までの累計事業費は4965億余円、これに係る事業延長(事業実施中の地区を含む。)は46.9kmで、このうち完成が4.1km、暫定完成が18.3km、事業中が24.4kmとなっている。

表4 高規格堤防整備状況表 (16年3月末現在)

区 分		利根川	江戸川	荒 川	多摩川	淀 川	大和川	合 計		
計 画	沿川整備基本構想 策定年	未策定	平成13	平成 12、13	平成13	平成 8	平成 8			
	設置 区間	上 流	小山川合 流点	利根川分 派点	熊谷大橋	日野橋	木津川・ 桂川の合 流点	関西線第 6大和川 橋梁		
		下 流	河口	河口	河口	河口	河口	河口		
	要整備区間の 延長	km	362.5	120.6	174.1	82.4	89.2	43.6	872.4	
事 業 実 施	事業着手年度	昭和 62	平成元	昭和 62	平成元	昭和 62	昭和 62			
	累計事業費	億円	980.2	641.8	1634.0	275.3	1010.5	423.4	4965.4	
	完 成	延 長	km	0.8	0.9	—	1.6	0.1	0.5	4.1
		地 区 数		4	2	—	5	1	3	15
		面 積	ha	15.4	19.8	—	14.0	4.5	4.1	57.8
	暫 定 完 成	延 長	km	4.7	4.9	2.7	0.5	3.0	2.3	18.3
		地 区 数		10	9	10	3	15	7	54
		面 積	ha	64.8	55.8	37.5	1.1	31.9	14.5	205.6
	事 業 中	延 長	km	3.8	1.9	9.2	2.3	2.4	4.6	24.4
		地 区 数		7	5	13	7	8	9	49
面 積		ha	81.3	38.2	112.7	20.0	31.6	52.5	336.4	
合 計	延 長	km	9.3	7.8	12.0	4.5	5.6	7.5	46.9	
	地 区 数		20	16	23	12	24	17	112	
	面 積	ha	161.5	113.8	150.2	35.2	68.0	71.1	599.9	

注(1) 完成とは、高規格堤防の形状(所要の高さ及び幅)が完成したものを。

注(2) 暫定完成とは、高規格堤防としての所要の高さ及び幅のうち一部が完成したものを。

注(3) 地区数については、一部重複地区があるため、合計において一致しないものがある。

(2) 各河川の状況

これら通常堤防の整備状況及び高規格堤防整備事業の整備状況を踏まえた上で、想定被害額(算定年度等は各河川ごとに異なる。)に着眼するなどして、それぞれの事業の実施状況等について各河川別にみると次のとおりである。

ア 利根川

図2

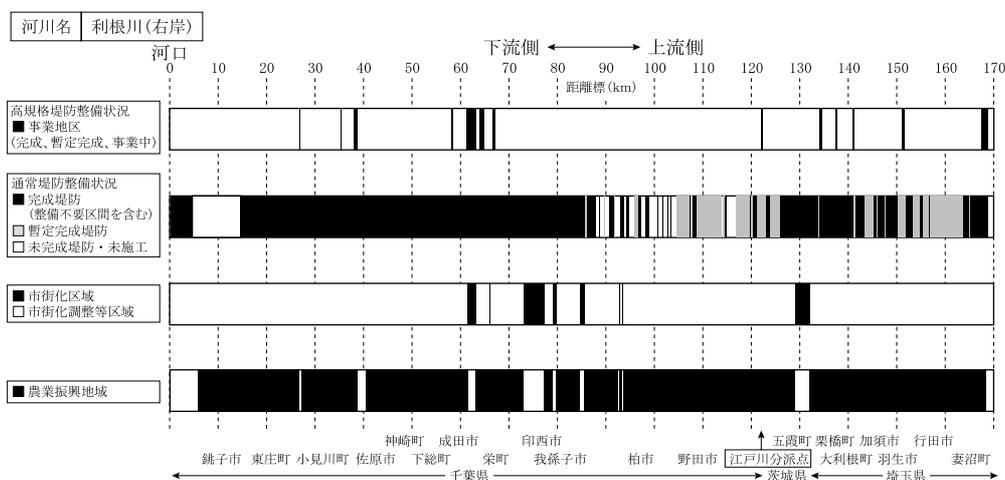
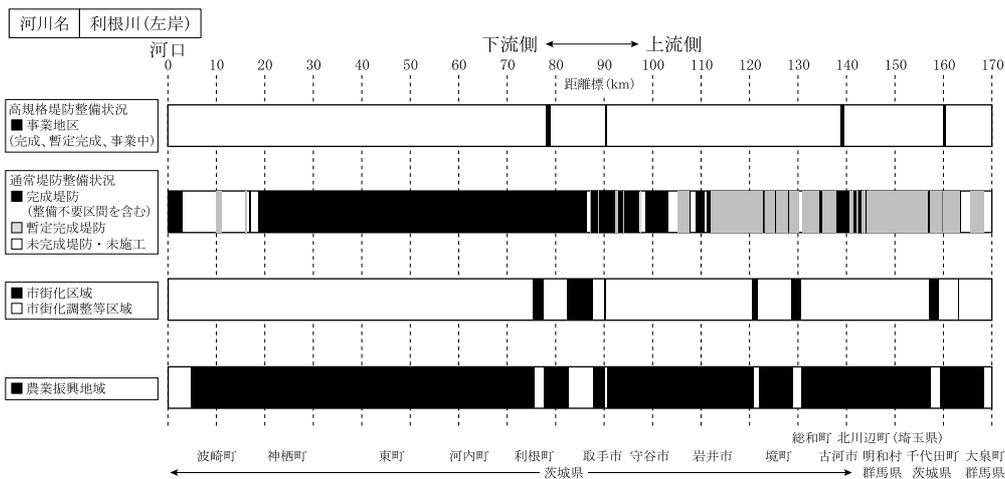


図3



① 想定被害額の状況

想定被害額については次のとおりである。

右岸側は、122.0km(河口からの距離。以下、位置に関する記述について同じ。)の江戸川分派点から上流の157.0km付近までの約35kmの間ではいずれも8.7兆円を超え、最大となる136.0km付近では34.2兆円となっていて、それ以外の区間は13億円から1.0兆円となっている。

左岸側は、全川で326億円から2.8兆円となっていて、右岸側に比べて小さいものとなっている。

② 一般河川改修事業等の実施状況

通常堤防の整備状況についてみると、20km付近より下流はほとんど完成しておらず、20km付近より上流90km付近までは、兩岸ともおおむね完成しているが、90km付近より上流側については、いまだ完成していない箇所が見受けられる。想定被害額が8.7兆円から34.2兆円となる右岸側の122.0km付近から157.0km付近までの間については完成している区間が多く見受けられるが、区間全体では、完成堤防58.5%、暫定完成堤防24.6%、未完成堤防・未施工16.7%となっている。

③ 高規格堤防整備事業の実施状況

利根川においては、高規格堤防の要整備区間の延長362.5kmの大部分である335.9kmは市街化調整区域、未線引都市計画区域又は都市計画区域外(以下これらの区域を「市街化調整等区域」という。)となっている。市街化調整等区域においては市街地整備の動きが少ないこともあり、都市型事業との共同事業による高規格堤防整備事業の実施はほとんど期待できない状況であるため、利根川における高規格堤防整備の実施は、他の河川と比較して整備の進ちよぐが遅れている。

そして、15年度末の高規格堤防の整備状況は、20地区(うち公園、河川防災ステーション等の公共公益施設のみによって整備されたものは15地区)で延長9.3kmとなっている。しかし、これらの地区は必ずしも想定被害額の大きい箇所では実施されていない。

なお、河川整備基本方針、河川整備計画及び沿川整備基本構想はいずれも策定には至っていない。

イ 江戸川

図4

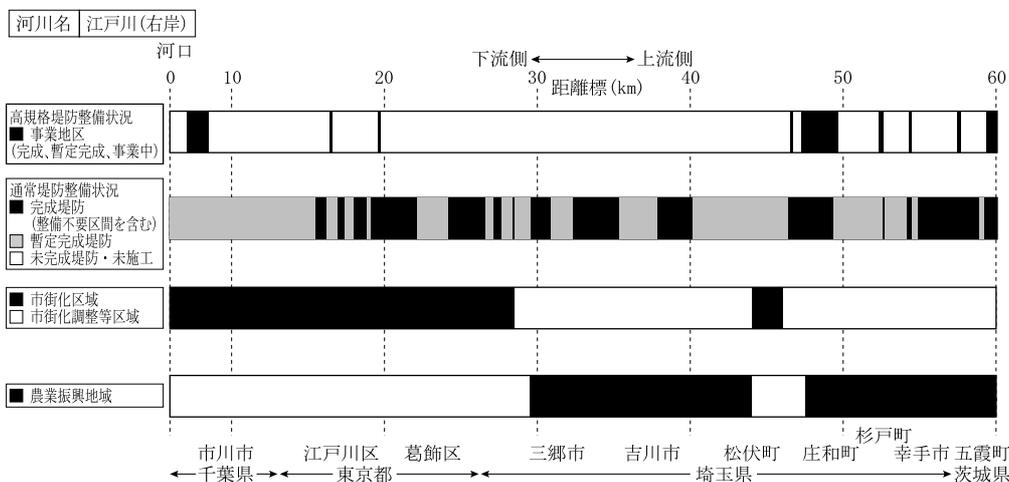
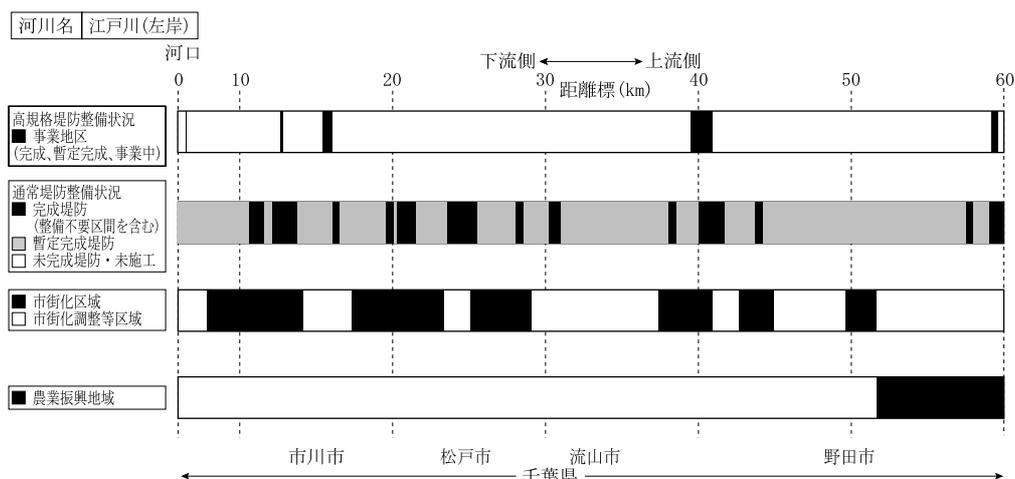


図 5



① 想定被害額の状況

想定被害額については次のとおりである。

右岸側は、河口から18.5kmまでの区間では2.7兆円から7.5兆円であるが、18.5km付近より上流で大きくなり、55.0km付近において最大23.5兆円となる。

左岸側は、全川で11億円から3.4兆円となっていて、右岸側に比べて小さいものとなっている。

② 一般河川改修事業等の実施状況

通常堤防の整備状況についてみると、全川にわたり完成または暫定完成堤防となっており、右岸側に比べ左岸側は完成区間が少ない。また、想定被害額が区間のほとんどにおいて10兆円以上となる右岸側の23.0km付近から上流側については、完成している区間がやや多く見受けられるが、区間全体では、完成堤防24.5%、暫定完成堤防75.4%となっている。

③ 高規格堤防整備事業の実施状況

江戸川においては、高規格堤防の要整備区間の延長120.6kmのうち71.3kmは市街化調整等区域となっていることから、当該区域においては都市型事業との共同事業による高規格堤防整備事業の実施はほとんど期待できない状況となっている。

13年3月に策定した江戸川沿川整備基本構想では、破堤による大規模な洪水被害の想定されている箇所や水衝部など治水対策上重要な箇所について優先的な整備が必要であることや、整備完了区間に接続する箇所等において整備の推進を図ることとし

ている。また、おおむね20年間で高規格堤防と市街地などの整備を推進する地区等を整備を推進する地区(10地区、約5.3km)、整備の計画づくりを進める地区(3地区)、調査・検討を進める地区(30地区)に区分し、整備・検討を進めるとしている(このほかに整備済みが5地区、約1.9km(同構想策定時現在の地区数で、暫定的な整備済みを含む。以下同じ。))が、上記には治水対策上重要な箇所を明確にしたものがない。

そして、15年度末の高規格堤防の整備状況は、16地区(うち公共公益施設のみによって整備されたものは10地区)で延長7.8kmとなっている。しかし、これらの地区は必ずしも想定被害額の大きい箇所では実施されていない。

ウ 荒川

図6

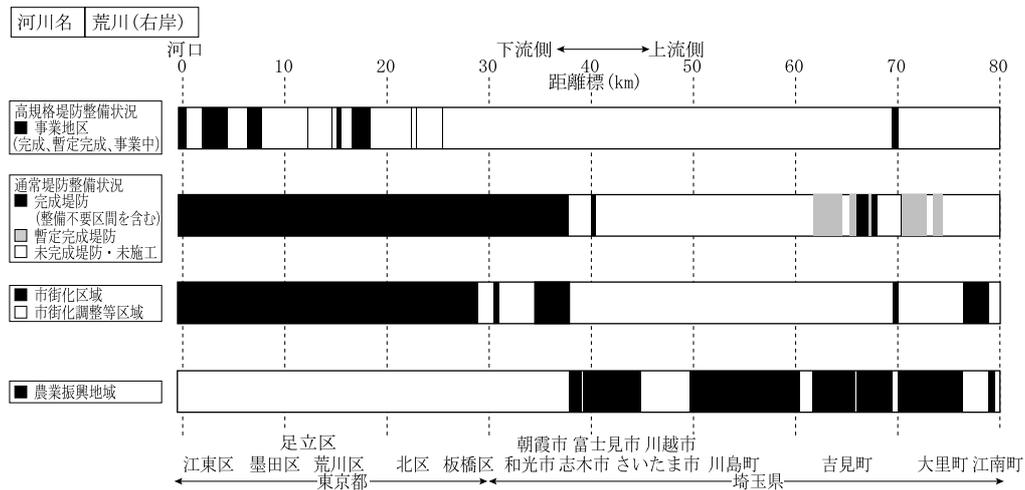
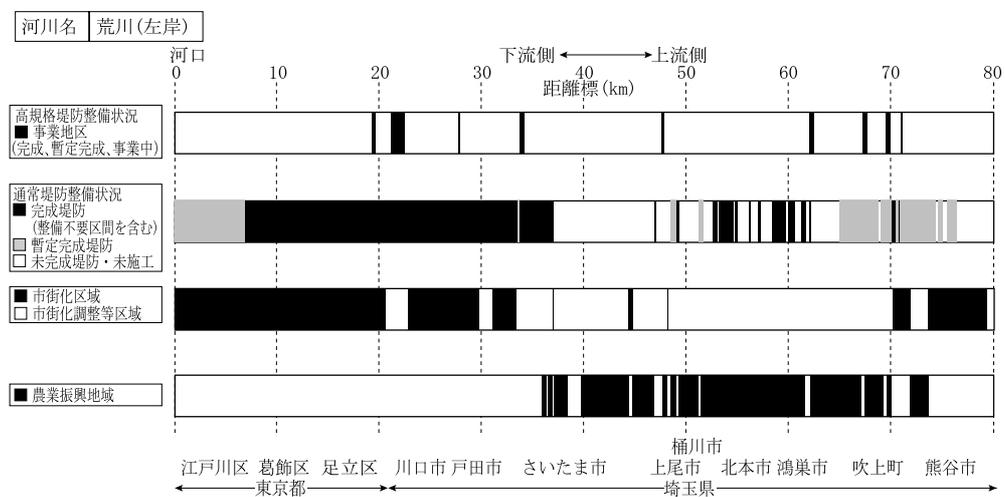


図7



① 想定被害額の状況

想定被害額については次のとおりである。

右岸側は、河口から上流の26.8km付近までが大きく、最大となる箇所は21.0km付近で20.5兆円である。26.8km付近より上流では、834億円から7.1兆円となっている。

左岸側は、河口から上流の47.2km付近まで10兆円を超える箇所が多くなっていて、最大となる箇所は34.0km付近で31.6兆円である。47.2km付近より上流では11億円から7.4兆円となっている。

② 一般河川改修事業等の実施状況

通常堤防の整備状況についてみると、区間のほとんどにおいて想定被害額10兆円以上となる左岸側の37.0km付近から下流側及び5兆円以上となる右岸側の38.2km付近から下流側については完成している区間が多く見受けられるものの、これらの区間より上流側については、ほとんど完成していない状況であり、区間全体では、完成堤防49.7%、暫定完成堤防14.7%、未完成堤防・未施工35.4%となっている。

③ 高規格堤防整備事業の実施状況

荒川においては、下流部の想定被害額の大きい箇所で整備が進められているが、おおむね30kmより上流の左右両岸で市街化調整等区域が多く見受けられ、当該区域においては都市型事業との共同事業による整備を実施することはほとんど期待できない状況となっている。

12年3月に策定した荒川(東京ブロック)沿川整備基本構想では、高規格堤防整備計画区間を、同構想の対象期間内(おおむね20年)に高規格堤防と市街地の整備を推進する地区(7地区、約5.3km)、整備の計画づくりを進める地区(5地区)、調査・検討を進める地区(12地区)の区分により選定している(このほかに整備済みが5地区、約0.5km)。

また、13年8月に策定した荒川(埼玉ブロック)沿川整備基本構想においても、おおむね20年間に高規格堤防と市街地などとの整備を推進する地区等を高規格堤防整備を推進する地区(4地区、約2.4km)、計画づくりを進める地区(4地区)、調査・検討を進める地区(7地区)に区分している(このほかに整備済みが3地区、約0.6km)。

しかし、上記には治水対策上重要な箇所を明確にしたものがない。

そして、15年度末の高規格堤防の整備状況は、両ブロックを合わせ23地区(うち公共公益施設のみによって整備されたものは11地区)で延長12.0kmとなっている。しかし、これらの地区は必ずしも想定被害額が大きい箇所では実施されていない。

エ 多摩川

図8

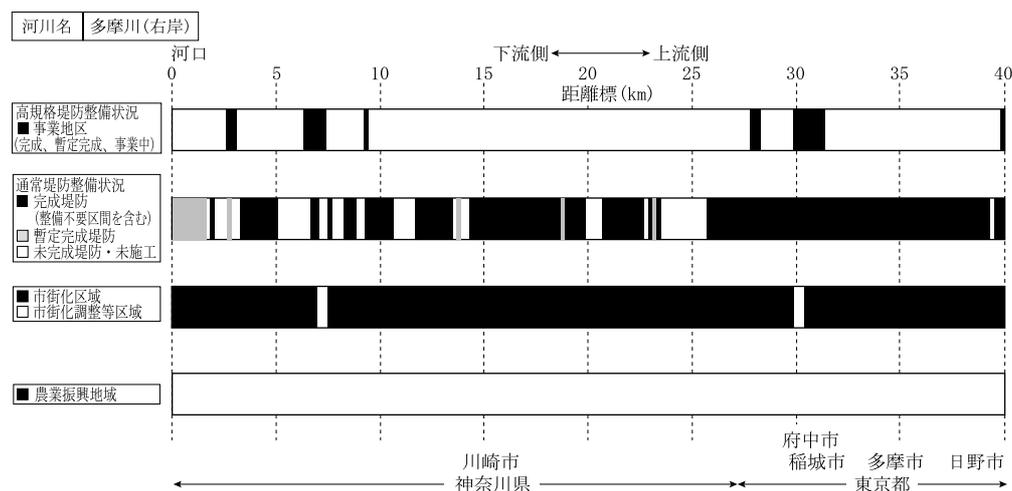
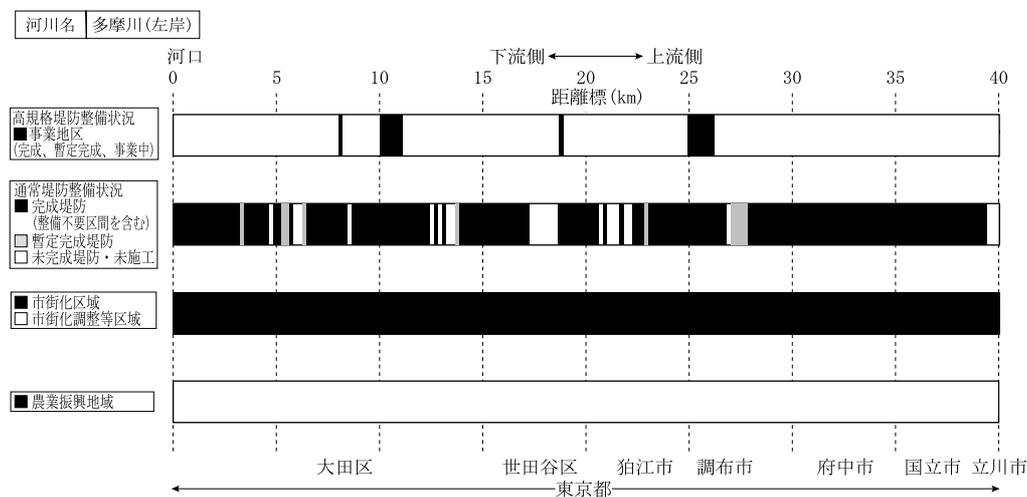


図9



① 想定被害額の状況

想定被害額については次のとおりである。

右岸側は、河口から上流の15.0km付近までが大きく、2兆円を超える箇所が存在し、最大となるのは7.8km付近での2.4兆円である。15.0km付近より上流では、17億円から5977億円となっている。

左岸側は、河口から上流の14.2km付近までが大きく、1兆円を超える箇所が多く存在し、最大となるのは11.2km付近の2.2兆円である。14.2km付近より上流では327億円から5104億円となっている。

② 一般河川改修事業等の実施状況

通常堤防の整備状況についてみると、全川にわたり左右両岸とも完成している区間が多いものの、想定被害額の大きい箇所において完成していない箇所があり、完成堤防72.2%、暫定完成堤防5.3%、未完成堤防・未施工22.4%となっている。また、12年12月に河川整備基本方針が、13年3月に河川整備計画がそれぞれ策定済みであり、河川整備計画によると、多摩川の治水上の課題として、5箇所の堰が洪水流下の阻害となっており、多摩川の弱点であることから、早急かつ計画的な対処が急がれるとされている。

③ 高規格堤防整備事業の実施状況

多摩川においては、上記の河川整備計画及び13年2月に対象期間をおおむね20～30年程度とする多摩川沿川整備基本構想を策定しており、これらにおいて、高規格堤防整備対象区間を高規格堤防推奨区間(氾濫区域が東京湾に向かって広がり、甚大な浸水被害が想定される区間であり、街づくりの構想の提案や検討を進め、整備に向けての気運を高めていく区間)と高規格堤防候補区間(上記以外の区間であり、地域における街づくりの気運や諸動向と一体的に検討を行う区間)とに二分している。また、同構想では、高規格堤防の整備又は検討を図る地区について、整備を推進する又は目指す地区(9地区、約6.6km)、整備の計画づくりを目指す地区(8地区)、当面、調査又は検討を行う地区(14地区)を選定している(このほかに整備済みが3地区、約1.0km)が、これらの地区は、上記の高規格堤防推奨区間と必ずしも対応していない。

なお、沿川は、ほぼ全川にわたり左右両岸とも市街化区域となっている。

そして、15年度末の高規格堤防の整備状況は、12地区(うち公共公益施設のみによって整備されたものは3地区)で延長4.5kmとなっている。しかし、これらの地区は必ずしも想定被害額の大きい箇所では実施されていない。

オ 淀川

図10

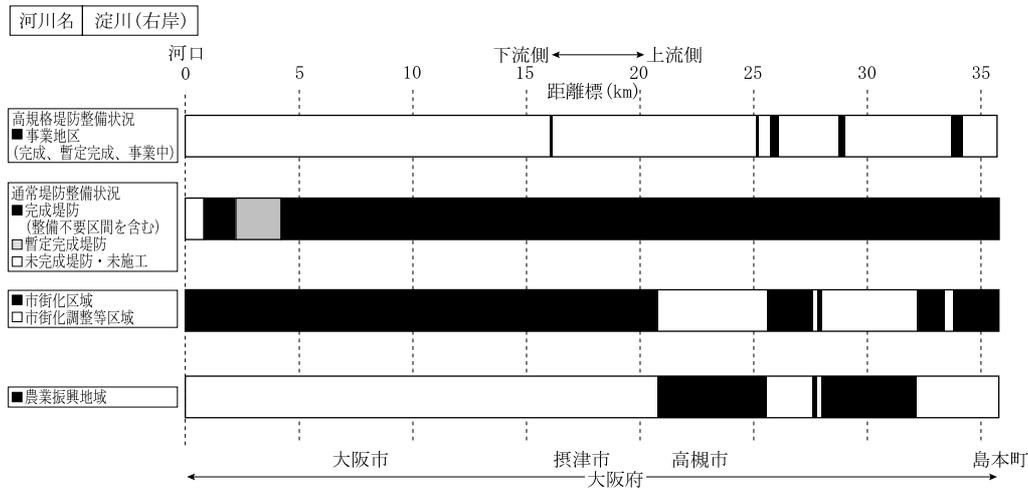
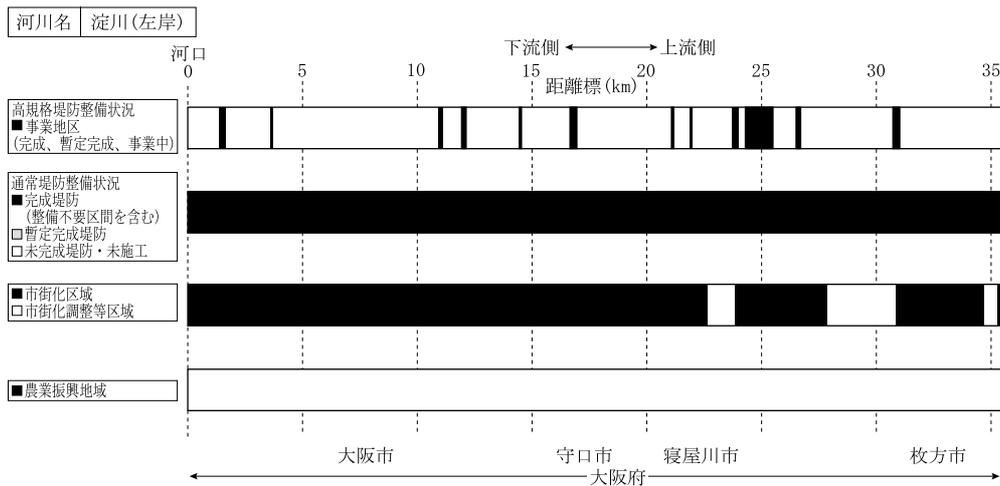


図11



① 想定被害額の状況

想定被害額については次のとおりである。

右岸側は、河口から上流の15.8km付近までの区間において大きくなり、10兆円を超える箇所が多く、最大は14.6km付近の16兆円である。15.8km付近より上流では5.7兆円から10.7兆円となっている。

左岸側は、河口から上流の25.8km付近までの区間において大きくなり、10兆円を超える箇所がほとんどを占めているが、最大は、8.6km付近の24.8兆円である。25.8km付近より上流では5.7兆円から6.4兆円となっている。

② 一般河川改修事業等の実施状況

通常堤防の整備状況についてみると、右岸側河口部付近及び2.2kmから4.2km付近を除き、全川にわたり左右両岸とも完成している区間が多く、完成堤防95.4%、暫定完成堤防3.8%、未完成堤防・未施工0.7%となっている。

③ 高規格堤防整備事業の実施状況

淀川においては、おおむね20kmより上流の左右両岸で市街化調整等区域が多く見受けられ、当該区域においては都市型事業との共同事業による高規格堤防整備事業の実施はほとんど期待できない状況となっている。

8年3月に策定した淀川沿川整備基本構想(案)では、高規格堤防をある一定のまとまりのある区域ごとに整備を進めるため、優先整備地区(15地区)、優先検討地区(8地区)を設定している(このほかに整備済みが5地区)が、上記には治水対策上重要な箇所を明確にしたものがない。

そして、15年度末の高規格堤防の整備状況は、24地区(うち公共公益施設のみによって整備されたものは9地区)で延長5.6kmとなっている。しかし、これらの地区は必ずしも想定被害額の大きい箇所では実施されていない。

カ 大和川

図12

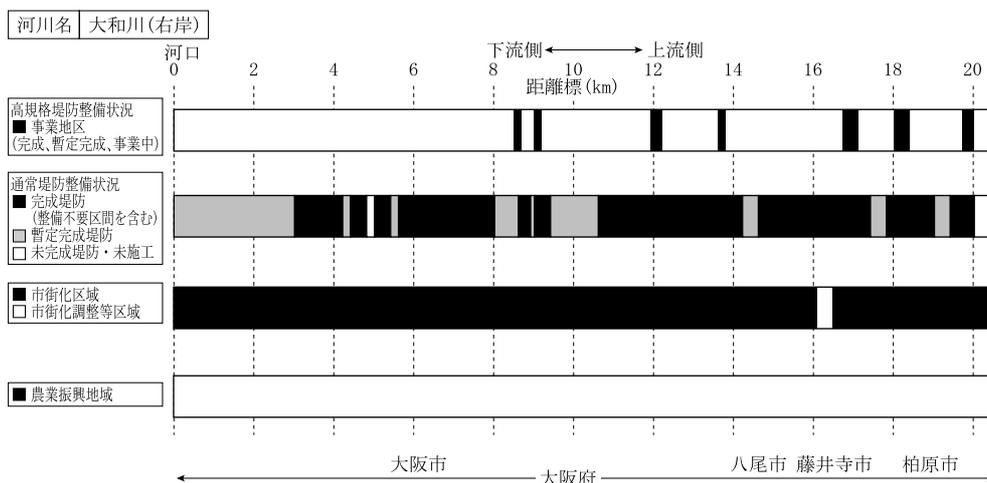
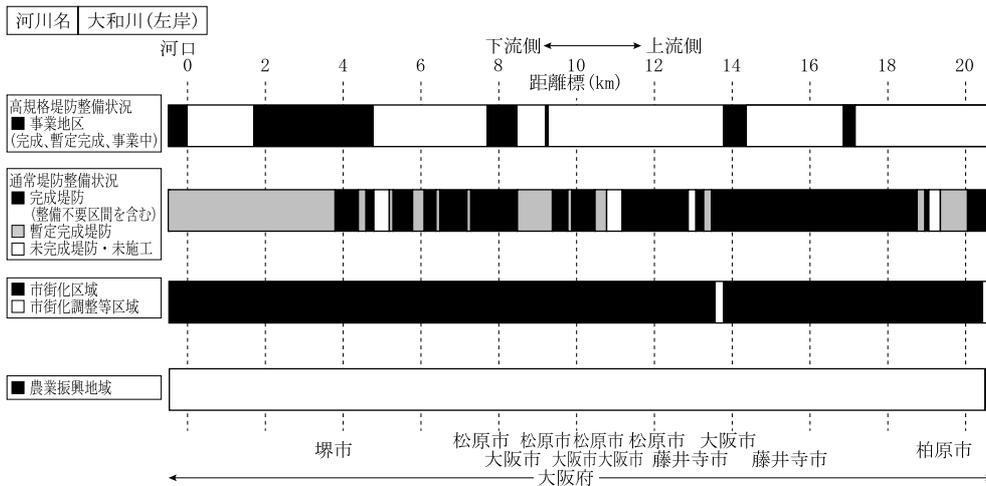


図13



第3章 第3節 特に掲記を要すると認めた事項 第5

① 想定被害額の状況

想定被害額については次のとおりである。

右岸側は、2.6km付近から4.4km付近までの区間、8.6km付近から10.8km付近までの区間、12.8km付近から18.0km付近までの区間において、大部分が3兆円を超え、最大は10km付近の12.5兆円である。

左岸側は、全川で39億円から1.3兆円となっていて右岸側に比べて小さいものとなっている。

② 一般河川改修事業等の実施状況

通常堤防の整備状況についてみると、左右両岸ともおおむね3km付近より上流側においてやや進展しているが、区間全体では、完成堤防61.9%、暫定完成堤防33.4%、未完成堤防・未施工4.3%となっている。

大和川では、大阪府と奈良県との県境に位置する亀の瀬地区で地すべり対策を施行中であるが、同地区で河川断面が大幅に狭小となっていたり、その上流で大小の支川が合流したりしているため、上流域に大量の降雨があった場合、同地区よりも上流域(奈良県)で浸水被害が発生している状況である。

③ 高規格堤防整備事業の実施状況

大和川においては、8年3月に大和川沿川整備基本構想(案)を策定しており、同構想(案)においては、高規格堤防をある一定のまとまりのある区域ごとに整備を進めるため優先整備地区(7地区)、優先検討地区(10地区)を設定しているが、上記には、

治水対策上重要な箇所を明確にしたものがない。

そして、沿川は、ほぼ全川にわたり左右両岸とも市街化区域となっており、15年度末の高規格堤防の整備状況は、17地区(うち公共公益施設のみによって整備されたものは9地区)で延長7.5kmとなっている。しかし、これらの地区は必ずしも想定被害額の大きい箇所では実施されていない。

(3) 一般河川改修事業等と高規格堤防整備事業の実施について

(ア) 一般河川改修事業等の実施状況

前記のとおり、高規格堤防を整備することとしている6河川においても、一般河川改修事業等として堤防の整備等が従前から実施されてきている。そこで、6河川の高規格堤防要整備区間における通常堤防の整備状況についてみると、原則として下流側から順次整備を実施してきているが、前記(2)「各河川の状況」を総合すると、表3のとおり、必要とする整備区間の延長に対して完成堤防の区間は57.3%、暫定完成堤防の区間は26.1%、未完成堤防及び未施工の区間は16.4%となっている。さらに、各河川でこれまで実施してきた通常堤防の整備状況についてみると、想定被害額の大きい箇所では未完成堤防・未施工となっている区間が少なからず見受けられる。

また、高規格堤防設置区間を含む全国の直轄管理区間の堤防のうち、約11,000kmを対象として、国土交通省において現在までに調査した完成堤防及び暫定完成堤防約2,000kmの約4割の区間では、計画高水位に達する規模の洪水が発生した場合、浸透破壊に対する堤防の安全性が確保されていない状況となっていることから、今後は、未調査区間の調査を進めるとともに、現時点で安全性の不足が確認された区間については、堤防の質的整備を計画的に実施することとしている。

(イ) 高規格堤防整備事業の実施状況

一方、高規格堤防の整備状況についてみると、表4のとおり、16年3月末現在、事業完成区間と事業中の区間を合計すると、その延長は46.9km、累計事業費は4965億余円と多額に上っており、今後事業完成までには相当の長期間とさらに多額の事業費が必要となる状況である。

6河川のこれまでの高規格堤防1地区当たりの整備延長は平均で0.4km(最大3.1km、最小0.05km)程度であり、現状では一連の区間を連続したものとはなっておらず、また、必ずしも想定被害額が大きい箇所では整備されている状況にはなっていない。

(4) 高規格堤防整備事業の実施体制について

6 河川における事業の実施状況についてみると沿川地域の市街化の動向等を踏まえて実施する必要があるため、想定被害額の大きい箇所について、連続的、集中的に実施されている状況にはなっていない。

このような状況となっているのは、次のことなどによると思料される。

- ① 国土交通省において、高規格堤防整備を重点的に進める区間などを定める河川整備計画を多摩川を除いて策定していないこと
- ② 高規格堤防整備事業の実施に当たり、土地区画整理事業や民間開発事業等の都市型事業との共同事業により実施する方法が採られていて、これらの共同事業が、必ずしも想定被害額の大きい箇所や、高規格堤防が既に整備された地区に隣接する区間において事業化が進展するものではないこと
- ③ 表5のとおり、6 河川における高規格堤防の要整備区間の延長である 872.4kmのうち、市街化区域の延長は 345.5km、市街化調整等区域の延長は 526.8kmとなっており、市街化調整等区域のうち 466.3kmは農業振興地域にもなっている。そして、市街化調整等区域においては、市街地整備の動きが少ないこともあり、現在までに実施している地区については、その大部分が公共公益施設として沿川自治体と共同事業で実施した公園、河川防災ステーション等の整備となっていて、都市型事業との共同事業による高規格堤防整備事業の実施はほとんど期待できない状況であること。また、農業振興地域内の農用地等における高規格堤防の整備については、公共公益施設等により実施しているものの、その整備手法はいまだ検討段階にあること

表5 市街化調整等区域の状況等

(16年3月末現在)

区 分			利根川	江戸川	荒 川	多摩川	淀 川	大和川	合 計	
要整備区間の延長	L	km	362.5	120.6	174.1	82.4	89.2	43.6	872.4	
市街化区域延長	A	km	26.6	49.3	76.4	81.3	69.5	42.4	345.5	
市街化調整等区域延長	B	km	335.9	71.3	97.6	1.1	19.7	1.2	526.8	
農業振興地域延長	C	km	330.5	40.2	80.9	—	14.7	—	466.3	
事業実施	延 長	l	km	9.3	7.8	12.0	4.5	5.6	7.5	46.9
	進ちよく率 l / L	%		2.5	6.4	6.9	5.4	6.3	17.2	5.3
	地 区 数			20	16	23	12	24	17	112
市街化区域	延 長	a	km	2.0	2.9	8.5	4.0	5.1	6.8	29.5
	進ちよく率 a / A	%		7.7	6.0	11.1	4.9	7.4	16.1	8.5
	地 区 数			3 (2)	6 (2)	15 (5)	12 (3)	21 (6)	15 (7)	72 (25)
市街化調整等区域	延 長	b	km	7.3	4.8	3.5	0.5	0.5	0.6	17.4
	進ちよく率 b / B	%		2.1	6.7	3.6	45.4	2.5	56.6	3.3
	地 区 数			17 (13)	10 (8)	8 (6)	1 (1)	3 (3)	2 (2)	41 (33)
農業振興地域	延 長	c	km	7.2	1.1	—	—	0.5	—	8.9
	進ちよく率 c / C	%		2.2	2.8	—	—	3.4	—	1.9
	地 区 数			16 (12)	4 (2)	0 (0)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	23 (17)

注(1) ()内は公共公益施設のみによって整備された地区で内書きである。

注(2) 地区数、延長については、一部重複地区があるため、合計において一致しないものがある。

3 本院の所見

国土交通省では、計画規模の洪水による災害を未然に防ぐため、従来から一般河川改修事業等を進めているところである。6河川の高規格堤防要整備区間における一般河川改修事業等の実施状況についてみると、通常堤防整備の進ちよく率は完成堤防57.3%、暫定完成堤防26.1%などとなっていて、治水上、早期の完成が望まれる。一方、超過洪水に対しては高規格堤防整備事業を実施することにより、大都市地域における治水安全度の向上を図ることとしているが、同事業は土地区画整理事業や民間開発事業等の都市型事業との共同事業により実施する方法が採られていることなどから、その実施に当たっては、必ずしも治水上の重要度を判断する指標の一つである想定被害額に対応したものとはなっていない面が見受けられた。

このため、高規格堤防整備事業について、その投資効果を早期かつ最大限に発現させ事業がより効果的かつ効率的なものとなるよう、国土交通省において、次のような方策を講じる

ことが望まれる。

(1) 一般河川改修事業等と高規格堤防整備事業の実施について

6 河川においては、通常堤防の早期の完成を目指すなど、一般河川改修事業等の一層の進ちよくを図ることにより、計画規模の洪水による災害の未然防止に努めることとし、高規格堤防整備事業の計画の策定に当たっては、一般河川改修事業等の進ちよくを踏まえつつ、想定被害額が大きいなど治水上重要な箇所を明確にし、当該箇所において整備をより一層重点的に実施するなど、地区ごとの位置付けを明確にしていくよう沿川自治体等との協議を進めること

(2) 高規格堤防整備事業の実施体制について

- ① 高規格堤防整備事業の実施に当たっては、土地区画整理事業や民間開発事業等の都市型事業との共同事業が、河川整備計画により明確にされた想定被害額が大きいなど治水上重要な箇所において進展するよう、これまで以上に沿川自治体等に働きかけるなど種々の方策を沿川自治体等と協議、検討すること
- ② 市街化調整等区域については、都市型事業を共同事業とする現在の整備手法では高規格堤防整備の実施がほとんど期待できない状況であることから、当該区域のうち想定被害額が大きいなど治水上重要な箇所について事業が進展するよう、沿川自治体、農業関係機関を交えるなどして、整備手法の一層の協議、検討を進めること

第6 小企業等経営改善資金融資制度の実施状況について

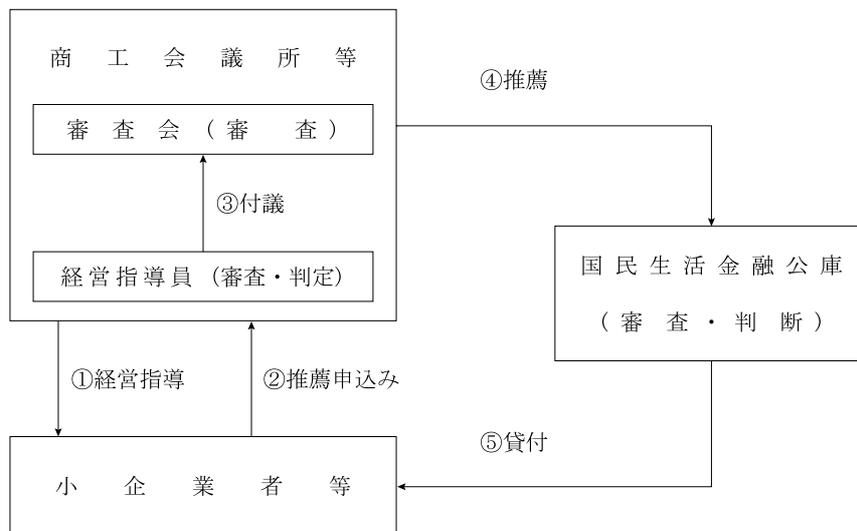
検査対象	経済産業省(平成13年1月5日以前は通商産業省)(中小企業庁) 国民生活金融公庫(平成11年9月30日以前は国民金融公庫)
科目	貸付金
部局等の名称	国民生活金融公庫本店ほか25支店
融資制度の概要	商工会議所等の推薦を受けて、小企業者等に対し、無担保・無保証人で低利の貸付けを行うもの
平成15年度末貸付金残高	6449億余円
平成15年度末延滞債権額	480億円
平成14年度貸付金償却額	142億円
平成15年度貸付金償却額	134億円

1 制度の概要

(制度の概要)

国民生活金融公庫(平成11年9月30日以前は国民金融公庫、以下「公庫」という。)では、図1のとおり、全国で3,300団体に及ぶ商工会議所、商工会及び都道府県商工会連合会(以下、これらを「推薦団体」という。)が実施している小規模企業経営改善普及事業(以下「経営改善普及事業」という。)における経営指導員による経営指導を金融面から補完し、その経営改善普及事業の実効性を確保するため、中小企業庁制定の「小企業等経営改善資金融資制度要綱」(昭和48年48企庁第1154号。以下「制度要綱」という。)等に基づき、昭和48年から小企業等経営改善資金の貸付け(以下「経営改善貸付」という。)を行っている。

図1 制度の仕組み



この経営改善貸付の対象は、小企業者(常時使用する従業員が商業・サービス業にあっては2人以下、製造業その他にあっては5人以下の企業)及びこれに準ずる者(常時使用する従業員が商業・サービス業にあっては5人以下、製造業その他にあっては20人以下の企業)(以下、これらを「小企業者等」という。)とされており、小企業者等が経営改善を行うに当たって、推薦団体の推薦に基づき、公庫が無担保・無保証人で低利の貸付けを行うことにより、経営基盤が脆弱であり、資金調達など経営資源の確保において極めて困難な立場にある小企業者等の経営改善を促進することを目的としている。

また、貸付条件については、①貸付限度額は550万円(平成9年12月以降は別枠として450万円を加算)、②貸付金利は長期プライムレートから0.3%を減じた利率、③貸付期間は設備資金6年以内、運転資金4年以内(平成10年5月以降は、それぞれ7年以内及び5年以内)、④償還方法は据置期間6箇月以内、元金均等月賦償還、⑤無担保・無保証人となっている。

(国からの助成)

国は、公庫の実施する経営改善貸付が、安定的かつ持続可能な制度として運営されるように、返済期限を定めない無利子の貸付金を昭和48年度から毎年30億円から235億円の規模で一般会計から公庫に対し貸し付けている。この無利子貸付金は平成14年度以降廃止されたが、13年度までの累計額は3283億円となっている。

また、国は、昭和49年度からは無利子貸付金に加え、一般会計から経営改善貸付に係る収支差補給金を公庫に交付している。補給金の額は平成13年度は10億8700万円であった

が、14年度からは補給金の算定方法を変更し、14年度は40億7900万円、15年度は40億円で、昭和49年度以降の累計額は520億6760万円となっている。

(推薦団体の推薦手続)

制度要綱においては、公庫に対する推薦団体の推薦手続を次のように定めている。

- (1) 経営改善貸付を受けようとする小企業者等は、その事業所のある地区の推薦団体に対し、融資の推薦の申込みを行う。
- (2) 経営指導員は、この申込みの受付に際して、申込者が従前から推薦団体の経営指導を受けており、所得税、法人税等について、納期限の到来している義務納税額をすべて完納している者であることなどを確認する。
- (3) 申込案件について、経営指導員は次の要件等に照らして審査を行う。
 - ① 原則として、6箇月以前から経営指導員による経営指導を受けている者であって、経営指導に基づく設備又は技術の改善等のために必要な資金の融資に係るものであること
 - ② 推薦団体がその経理内容を確実に把握できるものであること
- (4) 経営指導員は、審査を行うに当たり、現地調査を行うものとする。
- (5) 経営指導員は、審査の結果等について意見を付して、推薦団体に設置されている審査会に案件を付議する。
- (6) 審査会は、経営指導員の判定を審査して推薦案件を決定し、推薦団体はこの案件を公庫に推薦する。

そして、経営改善貸付に係る審査は公庫の責任において行うものとされているが、推薦団体の推薦手続と重複することのないよう迅速に進めるよう努めるものとされている。

(審査会の審査内容)

審査会は、経営指導員の判定を審査し、推薦案件を決定する重要な役割を担っており、その審査内容については、中小企業庁長官通達「小企業経営改善資金融資制度の運用について」(昭和50年50企庁第1556号)では、「審査会においては、推薦案件ごとに、推薦依頼書、推薦付属書、調査チェック表及びこれらの付属資料等に基づき、経営指導員の判定を審査し、推薦の可否を決定する。この場合において必要と認められる時には、経営指導員に再調査を行わせるほか、関係先に照会を行う等当該企業の実態の確認に努めるものとする。」となっている。

(貸付実績及び延滞率)

公庫が実施している一般貸付、新規開業貸付等の特別貸付及び経営改善貸付(以下、これらを併せて「普通貸付」という。)の平成15年度末現在の貸付状況は、表1のとおり、件数159万余件、貸付金残高7兆9930億余円である。このうち、経営改善貸付は、件数31万余件、貸付金残高6449億余円となっており、金額では全体の8.0%を占めている。

表1 普通貸付、経営改善貸付の貸付金残高及び比率の推移

(単位：件、百万円)

年度	普通貸付		左のうち経営改善貸付分		経営改善貸付の比率	
	件数(a)	貸付金残高(b)	件数(c)	貸付金残高(d)	(c)/(a)	(d)/(b)
11	1,737,026	8,850,259	377,611	810,574	21.7%	9.1%
12	1,705,946	8,715,753	367,498	768,469	21.5%	8.8%
13	1,672,789	8,537,453	347,539	735,492	20.7%	8.6%
14	1,632,258	8,216,467	332,635	683,098	20.3%	8.3%
15	1,595,236	7,993,050	313,784	644,902	19.6%	8.0%

普通貸付のうち、弁済期限を3箇月以上経過している債権(以下「延滞債権」という。)は表2のとおりとなっている。このうち経営改善貸付の延滞債権の件数、金額は近年減少傾向にあるが、15年度末の延滞債権は25,414件、480億余円となっている。

表2 普通貸付、経営改善貸付の延滞債権の推移

(単位：件、百万円)

年度	普通貸付(経営改善貸付分を除く。)				経営改善貸付分			
	件数	延滞率	金額	延滞率	件数	延滞率	金額	延滞率
11	59,485	4.3%	225,883	2.8%	24,792	6.5%	46,759	5.7%
12	62,700	4.6%	239,793	3.0%	25,564	6.9%	49,500	6.4%
13	66,896	5.0%	253,851	3.2%	26,231	7.5%	51,393	6.9%
14	68,945	5.3%	261,336	3.4%	25,862	7.7%	50,230	7.3%
15	70,543	5.5%	265,642	3.6%	25,414	8.0%	48,096	7.4%

経営改善貸付は、無担保・無保証人であることから、延滞債権の回収は経営改善貸付を除く普通貸付よりも困難となっている。このため、15年度末の経営改善貸付残高は、表1のとおり普通貸付残高の8.0%であり、償却額については、表3のとおり普通貸付の償却額438億余円のうちの134億余円で30.7%を占めている。

表3 普通貸付及び経営改善貸付の償却額の推移

(単位：件、百万円)

年度	普通貸付		左のうち経営改善貸付分		経営改善貸付の比率	
	件数(a)	償却額(b)	件数(c)	償却額(d)	(c)/(a)	(d)/(b)
11	11,218	27,688	4,781	8,913	42.6%	32.1%
12	11,868	32,159	5,212	10,075	43.9%	31.3%
13	12,832	37,117	5,916	12,064	46.1%	32.5%
14	15,298	43,888	6,800	14,292	44.4%	32.5%
15	14,938	43,811	6,477	13,453	43.3%	30.7%

(公庫の審査内容と貸付実行率)

公庫では、経営改善貸付を除く普通貸付の審査に当たっては、貸付けを希望する申込者から最近2期分の決算書・試算表、法人登記簿謄本等の提出を受け、資金使途、営業状況等を聴取の上、店舗や工場等を実地に訪問して貸付けの実行の可否を判断している。15年度の貸付実行率は、申込件数410,286件に対し貸付件数は302,528件で73.7%、金額では申込額3兆7128億余円に対し貸付額は2兆4296億余円で65.4%となっている。

経営改善貸付については、公庫は、直接申込者から決算書等の提出を受けずに、推薦団体から提出された推薦書等の内容を審査し、必要と思われる書類については推薦団体を通じて申込者から追加資料を徴するなどして貸付けの可否を判断している。15年度の貸付実行率は、申込件数74,416件に対し貸付件数は72,316件で97.1%、金額でも申込額2629億余円に対し貸付額2511億余円で95.5%となっている。

2 検査の結果

(検査の着眼点)

経営改善貸付は、担保及び信用力が乏しい小企業者等に対し、推薦団体の推薦に基づき、無担保・無保証人かつ低利で貸し付けるものであり、推薦団体が行う経営改善普及事業を金融面から補完するための重要な施策である。

しかし、経営改善貸付は、その政策目的から貸付金利が長期プライムレートから0.3%を減じた利率で公庫の一般貸付(基準金利は長期プライムレートと同率)よりも低利であるほか、債権管理面においても、無担保・無保証人であるため、公庫にとっては一般貸付よりも負担を要するものとなっている。そして、近年、延滞債権の金額は減少傾向にあるものの延滞率は上昇しており、償却額も14年度142億余円、15年度134億余円となっている。

このため、公庫が経営改善貸付の審査を行うために推薦団体から提出を受けている推薦書

等の内容は事実に基づき正確に記載されているか、これに対する公庫の審査は適切かなどに着眼して検査を実施した。

(検査の対象)

(注)
公庫 152 支店のうち旭川支店ほか 24 支店(15 年度末の経営改善貸付計 60,539 件、貸付金残高計 1258 億 2435 万余円)において、①貸付先から 3 箇月以上入金がないなどのため、債権管理を開始した延滞案件のうち、13 年度から 15 年度までの間に貸し付けたもの及び 15 年度末時点で貸付金残高が 300 万円以上のものの計 1,879 件、貸付額計 81 億 0925 万円、貸付金残高計 60 億 9080 万余円、並びに②14、15 両年度に償却した 3,265 件、償却額 70 億 7209 万余円を対象として検査した。

(検査の結果)

(1) 延滞案件の状況

検査対象の延滞案件 1,879 件の延滞発生までの期間、貸付先の状況等は次のとおりとなっていた。

ア 延滞案件になるまでの期間

延滞案件 1,879 件については、借用証書において定められた平均貸付期間は 4 年 10 箇月となっている。貸付後、延滞案件となるまでの期間をみると、表 4 のとおり、1 年未満で延滞案件となっているものが 409 件で 21.7% を占め、この中には 1 回も返済していないものが 42 件見受けられた。また、延滞案件の 67.0% が貸付後 2 年未満に延滞案件となっている。

表 4 延滞案件になるまでの期間

期間	貸付後 1 年未満		1 年以上 2 年未満	2 年以上	計	平均貸付期間
	返済なし					
件数	42 (2.2%)	409 (21.7%)	851 (45.2%)	619 (32.9%)	1,879 (100.0%)	4 年 10 箇月

注(1) 下段の()内は構成比

注(2) 構成比は、小数点第 2 位以下を切り捨てているため、各項目を合計しても 100 にならない場合がある(以下、表 5 から表 10 において同じ。)

イ 延滞案件となった貸付先の状況

延滞案件となった貸付先の検査時点における状況については、表 5 のとおりである。このうち、事業閉鎖したもの 486 件と破産したもの 663 件の 2 つで計 1,149 件と 61.1% を占めるほか、それ以外にも回収困難と目されるものもあり、比較的回収の可能性が高いと考えられる営業中のものは 272 件、14.4% となっている。

表5 延滞案件となった貸付先の状況

区分	事業閉鎖	破産	民事再生	死亡	行方不明	生活困窮	営業中	休業	その他	計
件数	486	663	59	44	117	124	272	20	94	1,879
	1,149 (61.1%)		(3.1%)	(2.3%)	(6.2%)	(6.5%)	(14.4%)	(1.0%)	(5.0%)	(100.0%)

(注) 下段の()内は構成比

ウ 延滞案件の管理区分

公庫では、延滞案件について、次の5つに区分して管理している。

- ① 新規口：新たに延滞案件となった債権であって、実態調査が必要なもの
- ② 早期口：早期に完済又は延滞案件からの除外が見込まれるもの及び遅滞なく債権保全措置を講ずる必要があると見込まれるもの
- ③ 継続口：早期の完済又は延滞案件からの除外は見込まれないが、保全回収を図るため継続して管理を行う必要があるもの
- ④ 長期口：管理効果が乏しい債権であって、債務者等の状況の好転を見守る必要があるもの
- ⑤ 特別口：将来にわたって回収困難と認められるもの

25支店が実施している普通貸付を含めた全種別の貸付けと経営改善貸付の延滞案件の管理区分をそれぞれ対比すると、表6のとおり、経営改善貸付1,879件分については、貸付金の回収が見込まれる新規口、早期口及び継続口の割合は38.2%であり、回収の可能性が比較的低い長期口及び特別口の割合が61.7%を占めている。

表6 延滞案件の管理状況

管理区分	25支店全種別貸付			左のうち経営改善貸付の延滞案件1,879件分		
	金額(千円)	構成比		金額(千円)	構成比	
新規口	2,876,696	3.5%	59.6%	93,937	1.5%	38.2%
早期口	8,871,220	10.9%		182,522	2.9%	
継続口	36,587,288	45.1%		2,052,829	33.7%	
長期口	17,018,885	21.0%	40.3%	1,738,622	28.5%	61.7%
特別口	15,619,448	19.2%		2,022,899	33.2%	
合計	80,973,582	100.0%	100.0%	6,090,809	100.0%	100.0%

(注) 25支店全種別貸付の管理区分別の各金額は支店ごとに単位未満を切り捨てているため、各項の金額を集計しても合計欄の金額とは一致しない。

(2) 延滞案件の債権回収

公庫は、返済が遅延したり、管理が必要であると判断できる情報を入手した貸付先につ

いては、債権回収のため、督促、訴訟、不動産差押え等の各種手段を講じている。しかし、貸付先が弁護士等に破産手続等を委任し、弁護士等から受任通知が送付された場合や裁判所に破産の申立てが行われた場合には、公庫は他の貸付けと同様に貸付先と直接交渉できず、弁護士等からの連絡や裁判所の決定を待つこととなる。

ア 貸付けから破産申立てまでの期間

延滞案件 1,879 件のうち、貸付先が破産手続を執ったものは表 7 のとおり 663 件となっている。これらについて、貸付日から貸付先が破産手続を委任した弁護士等が公庫あての受任通知書を作成した日、又は裁判所が破産申立書を受理した日(以下、これらを「破産申立日等」という。)までの経過期間をみると、貸付後 1 年未満のものが 167 件で 25.1%、貸付後 2 年未満のものが 465 件で 70.1% を占めている。

表 7 貸付けから破産申立てまでの期間

期間	1 箇月未満	1 箇月以上 4 箇月未満	4 箇月以上 7 箇月未満	7 箇月以上 1 年未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上	計
件数	2	29	47	89	298 (44.9%)	198 (29.8%)	663 (100.0%)
	167 (25.1%)						

(注) 下段の()内は構成比

イ 延滞編入日と破産申立日等の状況

延滞案件となった延滞編入日と破産申立日等との関係を見ると、表 8 のとおりとなっている。破産申立案件のうち、延滞発生後に公庫が貸付先と接触し、貸付金の使途、資産の状況等を把握するなど独自の債権回収を行う余地があったものは 147 件の 22.1% となっている。これに対し、公庫が延滞案件として管理を始める前に弁護士等から受任通知等が送付されてきたものは 516 件で 77.8% を占めている。

このように、破産申立案件の大部分は、公庫が貸付先と直接接触することのないまま、いきなり破産手続に移行したものであるが、これらの案件については、破産申立等を行うに至った理由、貸付金の使途、推薦書等の記載内容及び貸付先の経営内容等について、貸付先から直接聴取する機会が限定され債権回収を行う余地は限られたものとなっている。

表8 延滞編入日から破産申立日等までの期間

期間	延滞編入日前	延滞編入日以後					合計
		4箇月未満	4箇月以上 7箇月未満	7箇月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上	
件数	516 (77.8%)	87 (13.1%)	15 (2.2%)	15 (2.2%)	15 (2.2%)	15 (2.2%)	663 (100.0%)
		147 (22.1%)					

(注) 下段の()内は構成比

(3) 法人貸付けの延滞及び償却の状況

経営改善貸付の対象となる事業者には、個人事業者と株式会社・有限会社等の法人がある。このうち法人に対する貸付けについては、貸付先である法人のみでなく代表者個人の債務の状況や、貸付後条件変更を行う際等に代表者個人が法人の連帯保証人となるかどうかは債権保全面に影響する。

法人に対する貸付けは、表9のとおり、検査対象の延滞案件1,879件のうちの854件で45.4%(延滞額ベース49.4%)、償却案件3,265件のうちの1,402件で42.9%(償却額ベース48.4%)となっている。

表9 検査対象のうち法人向け債権

区分	件数			金額(千円)		
	法人	個人	計	法人	個人	計
延滞案件	854 (45.4%)	1,025 (54.5%)	1,879 (100.0%)	3,011,381 (49.4%)	3,079,428 (50.5%)	6,090,809 (100.0%)
償却案件	1,402 (42.9%)	1,863 (57.0%)	3,265 (100.0%)	3,428,902 (48.4%)	3,643,193 (51.5%)	7,072,095 (100.0%)

注(1) 延滞案件の金額欄は延滞額、償却案件の金額欄は償却額である。

注(2) 下段の()内は構成比

償却案件3,265件について、個人事業者と法人の別に公庫が債権償却した理由をみると、表10のとおり、個人事業者の場合、破産、生活困窮等を理由として償却している。一方、法人の場合、事業閉鎖を理由とするものが72.4%、破産を理由とするものが27.5%となっている。

表10 個人事業者、法人別の償却理由

(単位：件)

区分	事業閉鎖	破産	生活困窮	行方不明	死亡	その他	計
個人		1,086 (58.2%)	505 (27.1%)	160 (8.5%)	105 (5.6%)	7 (0.3%)	1,863 (100.0%)
法人	1,016 (72.4%)	386 (27.5%)				—	1,402 (100.0%)
							3,265

(注) 下段の()内は構成比

一般的に、個人事業者の場合、事業閉鎖しても、裁判所から破産による免責決定を受けた場合等でない限り、その債務は免除されない。一方、法人の場合、事業閉鎖した法人に残余財産がなければ債権回収の手段はなく、しかも条件変更を行った際等に代表者個人が連帯保証人になっていない限りは弁済を求めることはできない。

(4) 延滞案件及び償却案件の事例

延滞案件のうちには、経営指導員が虚偽の内容を記載した推薦書等を作成していたものが見受けられた。

また、貸付後1回も約定どおり返済することなく延滞案件となったもの(貸付件数71件、延滞額1億7262万余円、償却額1億3190万余円)、貸付後6箇月未満で弁護士等からの受任通知等が送付されていたりしたもの(貸付件数104件、延滞額1億9864万余円、償却額1億9551万余円)については、推薦時に予期せぬ経営環境の急変等が原因となつて、貸付後短期間のうちに延滞案件となっているもののほか、事実関係からみて、推薦時の審査が十分でなかった可能性のあるものも見受けられた。

これらの個々の延滞原因等の詳細は不明であるが、主な事例を示すと、次のとおりである。

<事例1> 経営指導員が虚偽の内容を記載した推薦書等を作成していたもの

A支店は、建築業等を営む個人事業者23事業者に対し、平成11年10月から14年2月にかけて推薦団体の推薦に基づき、車両の購入資金等として23件、計1億2650万円を貸し付けている。

しかし、推薦に当たって提出された推薦書等は、推薦団体の経営指導員Bが、第三者であるCと共謀し、借入申込者の経営実態があるかのように装い、推薦団体の審査委員の印を偽造したり、推薦団体の長の印を使用したりなどして作成された虚偽のものであった。

本件については、16年3月末現在、23件、1億0463万円が未回収となっている。

なお、公庫は、経営指導員B等を詐欺罪等の罪で告訴し、経営指導員B等は有罪が確定している。

<事例2> 貸付後1回も約定どおり返済することなく延滞案件となったもの

D支店は、建築業を営む有限会社に対し、平成14年9月の推薦団体の推薦に基づき、建設中の建物の完成までのつなぎ資金として350万円を10月に貸し付けている。

しかし、同社は1回も返済することなく、12月に倒産している。推薦団体の推薦書等では、同社の7月末時点の借入金額は943万円となっていたが、倒産後に公庫職員が同社の代表者から借入状況を聴取したところ、これ以外の借入れが1000万円以上あったことが判明した。なお、代表者は同社の債務を引き受けず、その後は公庫との接触を避けている。

＜事例3＞ 貸付後6箇月未済で弁護士等からの受任通知等が送付されてきたもの

E支店は、小売業を営む個人事業者に対し、平成13年10月の推薦団体の推薦に基づき、商品仕入代等の運転資金として300万円を同月に貸し付けているが、貸し付けた翌月の11月に弁護士から破産申立受任通知が送付されてきた。この結果、公庫は事業者と直接接することができなくなったが、事業者は14年7月に裁判所から破産宣告を受けた。公庫は、その後29万円を破産配当として受けたが、残り271万円は回収の目的が立っていない。

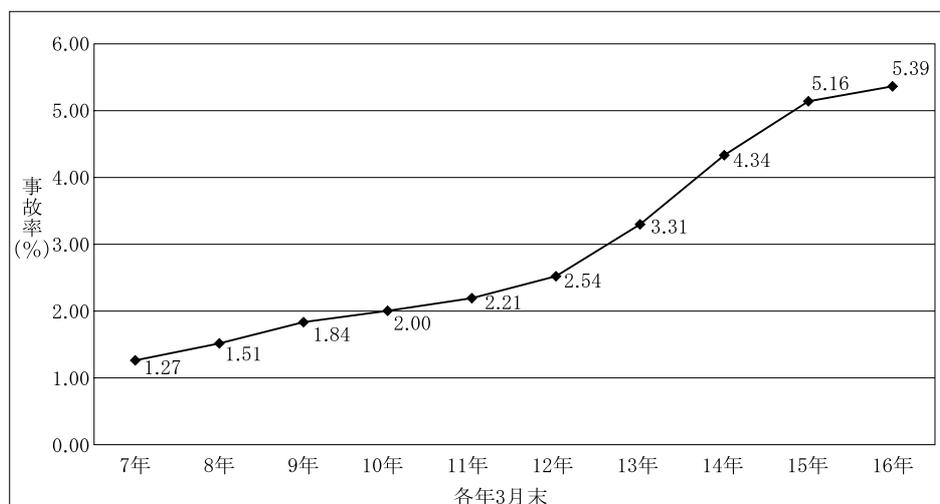
(5) 貸付事故の防止等のための中小企業庁通達とその実施状況

ア 13年2月に通達を発するまでの経緯及びその通達の内容

中小企業庁では、経営改善貸付制度の実施に当たり、推薦団体の推薦手続が適正に行われるよう、昭和50年以降、数次にわたって通達を発している。また、各推薦団体の一定期間における延滞案件の発生割合を把握するため、経営改善貸付独自の指標として、事故率(過去3年間の延滞案件発生額の累計を過去3年間の貸付額の累計で除したものを)を定めている。

この事故率が、図2のとおり、金融システム不安を契機とした中小企業の倒産、廃業件数の増加が起こる中で上昇してきたことから、中小企業庁は、平成13年2月に、全国団体である日本商工会議所及び全国商工会連合会に対し通達を発し、経営改善貸付の延滞案件の発生(以下「貸付事故」という。)の防止について、次のような措置を執らせることとした。

図2 経営改善貸付の事故率の推移



(ア) 事故率の開示

推薦団体がそれぞれの貸付事故の状況を的確に把握できるよう、公庫が作成した推薦団体ごとの事故率を全国団体を通じて年4回推薦団体に周知させることとした。

(イ) 既存通達の遵守徹底

推薦団体の経営改善貸付制度の推薦手続の整備を図るため、昭和56年6月及び60年1月に全国団体に発した通達に定めている以下のような事項の厳守を再度徹底するよう指示した。

- ① 事後指導の徹底として、公庫から、貸付金の償還が未入金となっているもの及び延滞案件として管理している案件の通知(以下「未入金口・事故口状況表」という。)を受けた推薦団体は、当該案件の貸付先を極力実地訪問の上、事後指導状況を公庫に報告する。
- ② 毎年1回3月末の延滞案件の状況についての通知(以下「事故口の現況等表」という。また、「未入金口・事故口状況表」と併せて「事故口調書」という。)を受けた推薦団体は、当該案件の事後指導の実施状況を公庫に報告する。
- ③ その際、極力これらの案件について公庫支店の担当者と帯同して実地訪問を行う。
- ④ 初回利用者については、きめ細かな事前指導、慎重な推薦審査を行う。

(ウ) 高事故率団体に対する事故改善措置

年2回の事故率集計の結果、推薦団体のうち事故率が2.85%以上かつ事故件数10

件以上の高事故率団体については、事故原因及び事故防止のための改善策の実施状況についての報告書(以下「改善報告書」という。)の提出及び推薦時の調査の強化等や審査委員の見直しを行うこととした。これらに加えて事故件数が20件以上の団体については、経営指導員に対する研修も実施することとした。

さらに、高事故率団体において、改善措置実施後も事故状況が改善しない場合又は改善措置が適切に実施されていない場合、中小企業庁は、推薦の一定期間停止等の措置を執ることとした。

イ 平成13年2月の通達の実施状況

前記ア(イ)に基づき公庫が推薦団体へ送付した事故口調書について、検査対象の公庫25支店に対する回答状況をみると、14、15両年度に575の推薦団体に送付した計9,652通の未入金口・事故口状況表のうち、回答を受領したのは4,849通(回答率50.2%)となっている。また、年に1回送付する事故口の現況等表は、14、15両年度に477の推薦団体に計880通送付しているが、回答を受領したのは430通(同48.8%)となっている。

これらについては、公庫25支店においても、未提出の推薦団体に積極的な督促はしておらず、また、経営指導員と公庫職員が帯同して延滞先を实地訪問した事例はほとんどなかった。

また、通達が発せられて以降の事故率の推移は、図2のとおり、14年3月末4.34%、15年3月末5.16%、16年3月末5.39%と上昇しており、全国の推薦団体3,300団体のうち高事故率団体の数も表11のとおりとなっている。

表11 高事故率団体数の推移

区 分	14年9月末	15年3月末	15年9月末	16年3月末	左のうち4期連続して該当
事故件数10件以上	399	411	431	447	328
事故件数20件以上	196	202	210	207	163

中小企業庁は、上記高事故率団体から改善報告書の提出を受けているが、報告書に記載されている具体的な改善策等の内容は公庫に伝えることとなっていない。

また、今回検査した25支店において、14、15両年度に4期連続して高事故率団体となっている91団体の事故口調書の回答の提出状況についてみると、表12のとおり、公庫に事故口調書の回答を提出していない団体が半数近くを占めていた。

表 12 事故口調書の公庫への回答の提出状況

区 分	未入金口・事故口状況表				事故口の現況等表	
	14年9月	15年3月	15年9月	16年3月	14年度	15年度
事故口調書の回答の提出 件数 ^(a)	50	47	45	47	41	38
回答率 ^(a) /91 団体	54.9%	51.6%	49.4%	51.6%	45.0%	41.7%

ウ 14年7月に通達を発するまでの経緯及びその通達の内容

前記A支店において、経営指導員が、審査会を通さず無断で、営業実態のない者について経営指導を受けているかのように装って推薦書等を作成し、融資を受けさせた不正貸付事故は、14年5月に中小企業庁に報告された。

中小企業庁は、このA支店における不正貸付事故の報告を受けて、14年7月に、全国団体に対し通達を発し、推薦時に推薦案件の事業主が営業していることが確認できる書類を公庫に提出することなどとした。

エ 14年7月の通達の実施状況

今回検査した25支店では、上記の貸付先の実在確認に関する資料はおおむね提出されており、14年7月の通達以降に推薦された案件の中には架空の貸付先は見受けられなかった。

(6) 公庫財務への影響

経営改善貸付は、公庫が申込窓口である推薦団体を通じて提出された推薦書等の内容を基本に融資の判断を行っている。また、国は、小企業者等の経営改善を支援するため、無担保・無保証人で低利な貸付金利とし、これまでに累計3283億円の無利子の貸付金を投入し、14年度以降は毎年40億円近い補給金を交付している。

公庫では、経営改善貸付についての区分経理は行っていないが、公庫の経費率等に基づき一定の前提をおいて経営改善貸付分の収支を計算すると、最近の経営改善貸付の延滞率の上昇に伴う償却額の増加と、低金利の金融情勢のもとでの国からの無利子貸付金の利点の低下により、14年度の収支は134億2100万円の赤字となり、補給金40億7900万円を加味しても93億4200万円の赤字となる。また、15年度の収支も同様に117億1200万円の赤字となり、補給金40億円との差額は77億1200万円で、これらは公庫の負担となることとなる。

3 本院の所見

経営改善貸付は、推薦団体が小企業者等に対して実施する経営指導を公庫が金融面から補完するため、無担保・無保証人、低利で融資を実施するものであり、担保力及び信用力が乏しい小企業者等の経営改善に要する資金の調達手段として、重要な役割を果たしてきている。そして、昭和48年の制度制定から平成15年度までの貸付実績の累計は、442万9245件、10兆2982億余円に達し、15年度末における貸付金残高は、31万3784件、6449億余円となっている。

この制度を安定的かつ適正に維持する上で、経営指導を通して借入申込者の経営状況等について豊富な情報を有する経営指導員と審査会の審査は、極めて重要な役割を担っている。

これに対し、公庫の経営改善貸付に対する審査は、専ら推薦団体から提出された推薦書等に記載された事項を踏まえて融資の最終判断を行っており、延滞が生じた場合には公庫が金融リスクを負っている。

また、中小企業庁は、経営改善貸付案件の貸付事故を防止するため、数次にわたり全国団体に通達を発し、注意を喚起しているが、この趣旨が推薦団体に十分浸透していない面もある。

一方、経営改善貸付の延滞債権の金額は減少傾向にあるものの、延滞案件となった場合は、無担保・無保証人であるため債権回収が困難であることから、ここ数年100億円を超える償却を行っている。そして、延滞案件のうち将来にわたって回収困難と認められる特別口案件も、16年3月末現在で7,911件、貸付金残高で160億余円あり、経済情勢の推移により今後も多額の償却が生じた場合、経営改善貸付の収支において赤字が継続することが懸念される。

このような状況において、既往の通達の趣旨に沿って推薦団体の推薦における厳正な審査を確保しつつ、公庫の融資審査を厳正に行うことにより、経営改善貸付制度の趣旨に沿わない不適正な貸付けを防止する体制を整備することが重要であるが、それには中小企業庁、公庫、全国団体、各推薦団体を含む関係機関の協力が必要である。

については、当面、次のような方策を講ずるなど現行制度の枠組みの下でも可能な対策を強化して不適正貸付けの発生防止に努め、もって公庫の経営改善貸付の収支を改善することが望まれる。

(1) 推薦団体から推薦書等を受理したときは、推薦書等の内容を精査し、その内容に不備が

あり疑問が生じた場合には、推薦団体を通して追加資料を徴し、それでも不十分な場合には公庫が直接申込者から追加資料を徴するなどして、申込者の経営状況等を的確に把握できるように努めること

- (2) 中小企業庁、公庫及び全国団体が、定期的に情報を交換するなど連携を図り、貸付事故防止のための有効な改善策をより適切に実施できるような体制の整備を図ること

(注) 旭川支店ほか24支店 旭川、札幌北、土浦、前橋、船橋、上野、立川、三鷹、八王子、新潟、小松、岐阜、熱田、豊橋、大津、京都、大阪南、東大阪、尼崎、神戸、和歌山、広島、徳山、福岡、久留米各支店

第7 中小企業信用補完制度における保証審査等について

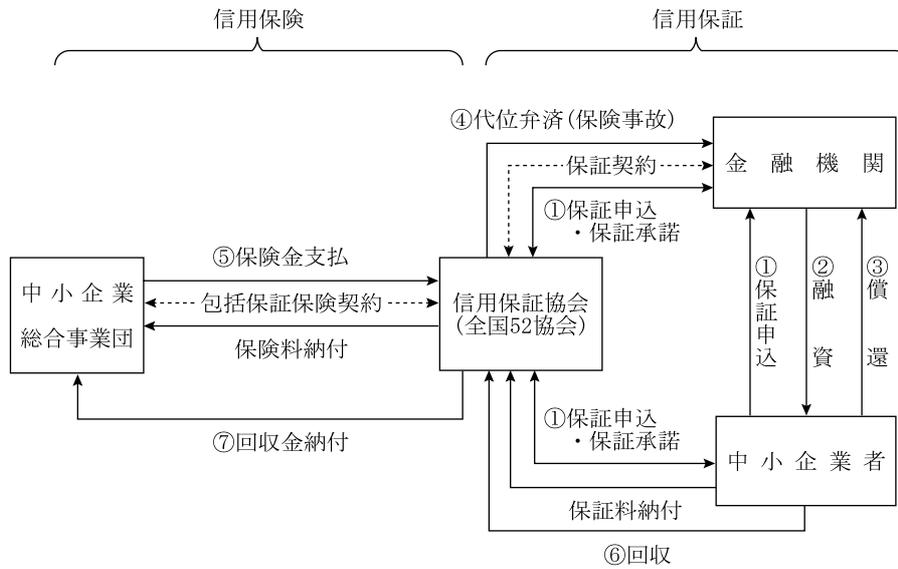
検査対象	経済産業省(平成13年1月5日以前は通商産業省)(中小企業庁)、中小企業総合事業団(平成16年7月1日以降は中小企業金融公庫)
科目	中小企業信用保険保険金
部局等の名称	中小企業総合事業団信用保険部門
事業の根拠	中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)、信用保証協会法(昭和28年法律第196号)
事業の概要	中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、中小企業者の債務の保証につき行われる保険
検査の対象とした保険金支払件数及び金額	8,285件(平成13年度～15年度) 820億円(平成13年度～15年度)

1 制度の概要

(中小企業信用補完制度)

信用保証協会法(昭和28年法律第196号)に基づき設立された各都道府県等の信用保証協会(52信用保証協会。以下「協会」という。)では、図1のとおり、中小企業の金融の円滑化を図るため、中小企業者の金融機関からの借入れについてその債務を保証する信用保証を行っている。また、中小企業総合事業団信用保険部門(平成16年7月1日以降は中小企業金融公庫。以下「事業団」という。)では、協会の行う債務保証を包括的に保険する信用保険を実施している。これらの信用保証及び信用保険は併せて中小企業信用補完制度と呼ばれ、中小企業の振興を図ることを目的としている。

図1 中小企業信用補完制度の仕組み

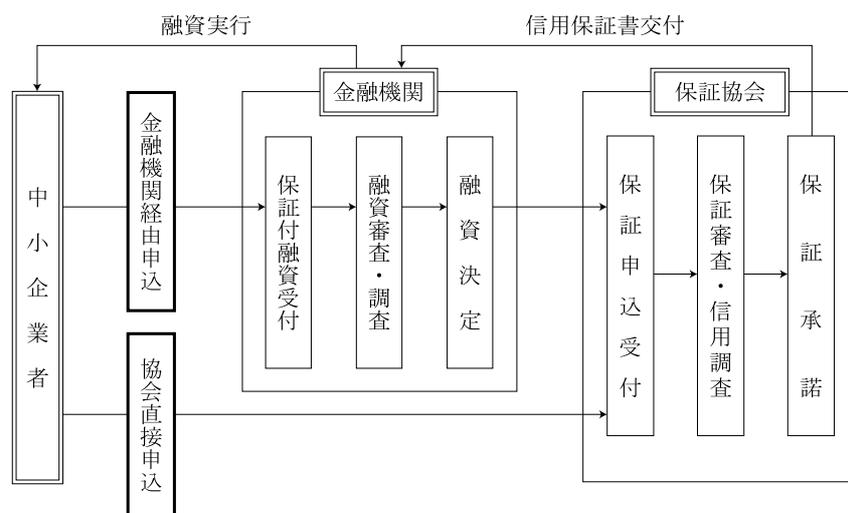


(保証業務等の流れ)

保証の申込みは、図2のとおり、中小企業者が直接協会に申込み方法と金融機関経由で申込み方法とがあるが、いずれも保証の申込みを受けた協会は、申込中小企業者の資格要件を確認するとともに企業の信用調査を行うなどして保証審査を行う。

すなわち、協会は、申込中小企業者が中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)に定める中小企業者であるか、必要な許認可を取得しているかなど信用保険における資格要件等について確認するとともに、経営者の信用力、企業の将来性・技術力等定性的な側面のほか、返済能力等については財務面からの分析を加え、総合的に検討した上で保証の諾否を決定する。保証審査の結果、適当と認められれば協会は金融機関に信用保証書を交付し、金融機関は一定期間内に当該中小企業者に融資を実行する。

図2 保証業務の流れ



そして、協会が行った債務保証については、事業団と協会との間で締結した包括保証保険契約により、中小企業者としての資格、借入金の用途、保証金額等保険要件を備えているものは原則としてすべて事業団の信用保険に付保する仕組みとなっている。

また、保証付融資を受けた中小企業者が債務を履行しない場合、協会は中小企業者に代わり債務を弁済するが(以下、この弁済を「代位弁済」という。)、一部の保証を除き協会が全額代位弁済し、金融機関は損失を負わないこととなっている。そして、事業団は代位弁済額(元本)の一定の割合(通常7割又は8割)を保険金として協会に支払う。

一方、協会は代位弁済に伴い中小企業者に対する求償権を取得し、その後、協会の求償権の行使により回収があった場合は、これに係る保険金相当額が事業団に納付される。

(保証の対象とならない者)

協会では、中小企業信用保険法に規定された資格要件を備えない者は、保証の対象とならない者として取り扱っているが、このほか保証審査において、申込中小企業者が粉飾決算や融通手形操作を行っていることが確認された場合は原則として保証は行わないこととしている。また、税金等を滞納したり高利の借入れを利用したりしている者についても、資金繰りの厳しい企業が多く倒産のリスクが高いことから、早期に解消が見込める場合等を除き原則として保証は行わないこととしている。

一方、10年10月、政府の中小企業等貸し渋り対策の一環として従来から行っている保証とは別枠で保証を行う中小企業金融安定化特別保証制度が実施された。この制度では、審査

の迅速化を図る観点から、粉飾決算や融通手形操作を行っているなど、以下にその一部を示すような事由に該当する場合を、中小企業金融安定化特別保証制度要綱(平成10年企庁第6号)において、ネガティブリストとして明示し、これらの事由に該当する場合を除き原則として保証に応じることとした。

- ① 粉飾決算を行っている場合
- ② 融通手形操作を行っている場合
- ③ 税金を滞納し、完納の見通しが立たないような場合
- ④ 多額な高利借入を利用して、早期解消が見込めない場合

上記の特別保証制度は13年3月末に終了したことにより、ネガティブリスト方式による審査は廃止されたが、協会では、引き続き保証審査において上記の事由がないかを確認している。ただし、中小企業庁の指導により、例えば高利借入を利用していても残高が少額で完済可能な場合などは直ちに保証の対象外とせず、総合的な判断により保証の諾否を検討するようにしている。

また、保証申込のほとんどは金融機関経由によるものとなっているが、金融機関でも、事前の融資審査において、上記の事由に該当することが判明した者については、実務上、協会に保証を依頼しないこととしている。

(信用保険事業の収支状況等)

事業団の行う信用保険事業は、表1のとおり、回収金は漸増しているものの、保険金支払額は依然高止まりとなっているため、信用保険事業の収支は大幅な赤字が続いており、15年度は4324億円の収支差損を計上している。

そして、この収支差損については、11年度以降、信用保険事業の中小企業信用保険準備基金を減額して対応しており、その累計額は15年度末までで2兆2691億円となっている。

表1 信用保険事業の収支状況等 (単位：億円)

年度	保 険 料 (A)	回 収 金 (B)	保 険 金 (C)	収 支 差 (A)+(B)-(C)	中 小 企 業 信 用 保 険 準 備 基 金		
					出 資	増 減(△)	処 理 後 残 高
11	1,394	1,672	5,160	△ 2,093	3,365	△ 1,840	8,746
12	1,332	1,802	7,639	△ 4,504	5,987	△ 4,725	10,008
13	1,284	1,946	9,027	△ 5,795	1,698	△ 5,953	5,753
14	1,184	2,120	9,353	△ 6,047	4,037	△ 6,078	3,712
15	1,360	2,245	7,929	△ 4,324	972	△ 4,092	592

2 検査の結果

(検査の着眼点及び対象)

粉飾決算等を行う中小企業者については、前記のとおり、企業倒産のリスクが高いことなどから、協会等の審査において当該事実を把握した場合は、早期解消が見込めるものなどを除き原則として保証しないこととしている。しかし、粉飾決算等の態様については決算書等では把握が困難なものも多く、これらの事実確認の方法も協会によって区々となっている。また、協会では、近年、代位弁済の急増に伴う求償権の増加により管理部門に要員がシフトし、審査部門では保証審査のより一層の効率化が求められている。

そこで、保険事故(代位弁済)により事業団から支払われた保険金について、その中小企業者が保証の申込時に粉飾決算等を行っていなかったかなどに着眼して検査した。また、これらについて協会の保証審査時に事実の確認が可能であったかを検証するとともに、保証審査に係る協会の内部規程等の整備状況及び信用調査の具体的な方法等について調査した。

(注)
事業団が北海道信用保証協会ほか 23 協会(以下「24 協会」という。)に対し、13 年度から 15 年度に支払った保険金のうち、保証から比較的短期間(1 年程度)で保険事故に至ったものなど 8,285 件(1,536 先)に係る保険金支払相当額 820 億 2479 万余円を対象として検査した。

なお、24 協会の 15 年度末保証債務残高は約 248 万件、20 兆 1340 億余円となっている。

(注) 北海道信用保証協会ほか 23 協会 北海道、青森県、宮城県、秋田県、新潟県、埼玉県、千葉県、東京、神奈川県、横浜市、静岡県、三重県、富山県、石川県、大阪府中小企業、大阪市、兵庫県、奈良県、岡山県、徳島県、高知県、福岡県、長崎県、沖縄県各信用保証協会

(検査の結果)

(1) 粉飾決算等を行っていた中小企業者に対する保証等の状況

中小企業者の倒産等に際し金融機関から協会に提出された事故報告書等により調査したところ、保証時に粉飾決算、融通手形操作、多額の税金(社会保険料を含む。)滞納又は高利借入を利用していた中小企業者に対し、協会の保証審査においてそれらの事実が把握できずに保証が行われ、その後、当該企業が売上減少等で倒産等に至り、保険事故により事業団から協会に保険金が支払われたものが、表 2 のとおり、138 先、419 件、保険金支払相当額 56 億 5069 万余円見受けられた。

表2 粉飾決算等を行っていた中小企業者に対する保証等の状況 (単位：千円)

態 様	保証先数(構成比)	保証件数(構成比)	左に係る保険金支払相当額(構成比)
粉 飾 決 算	23(17%)	92(22%)	1,503,078(27%)
融 通 手 形 操 作	17(12%)	47(11%)	571,829(10%)
税 金 等 滞 納	30(22%)	114(27%)	2,126,007(37%)
高 利 借 入	68(49%)	166(40%)	1,449,780(26%)
合 計	138(100%)	419(100%)	5,650,696(100%)

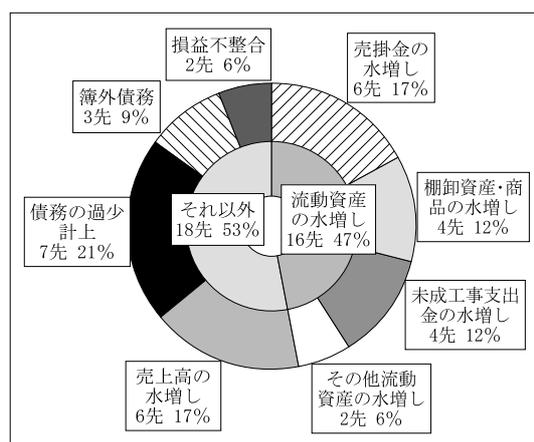
これらを態様別に内容を示すと以下のとおりである。

① 粉飾決算

流動資産の水増しを行うなどの粉飾決算を行っていた中小企業者に対し、協会の保証審査においてそれらの事実が把握できずに保証が行われ、保険事故により事業団から保険金が支払われていたものが、北海道信用保証協会ほか14協会において23先、92件、保険金支払相当額15億0307万余円見受けられた。

これらは、債務超過や赤字の決算内容を隠ぺいするため、決算数値を操作して企業の経営状況に問題がないように装っていたものであるが、その内容を分類すると、図3のとおり、売掛金等の流動資産に係る水増しが全体の47%となっている。

図3 粉飾操作の内容(延べ34先)



(注) 複数の粉飾操作を行っている保証先があるため、合計は表2と一致しない。

上記について、保証申込時に協会に提出された決算書等によりその内容を検証したところ、金融機関用の決算書が別途作成されているなど事実確認が困難なものもあるが、業種や売上高等からみて過大な売掛金や棚卸資産・商品が計上されていたり、しゅん功

前の工事代金が完成工事未収入金として計上されていたり、繰越損益が前期決算と不整合となっていたりして明らかに疑義が生じているものが見受けられた。

また、図3の粉飾操作のうち、売掛金、棚卸資産・商品及び未成工事支出金の水増しを行っていた13先(延べ14先)について、当該企業の決算書から財務面の分析指標である受取勘定回転期間、棚卸資産(商品)回転期間及び未成工事支出金回転期間を算出し、業種別及び規模別(売上高・従業員)の平均値と比較した。その結果、表3～5のとおり、いずれも各平均値を上回っており、売上高(月商)等に比べて売掛金、棚卸資産等の額が多いものとなっていた。

表3 売掛金の水増しを行っていた6先の受取勘定回転期間

区 分	受取勘定回転期間(月)		
		業種別平均	規模別平均
A 社	3.7	2.5	2.6
B 社	3.6	2.5	2.6
C 社	6.8	2.4	2.3
D 社	3.7	1.7	2.3
E 社	2.0	1.4	1.3
F 社	3.8	3.0	3.2

表4 棚卸資産・商品の水増しを行っていた4先の棚卸資産(商品)回転期間

区 分	棚卸資産(商品)回転期間(月)		
		業種別平均	規模別平均
E 社	1.1	0.5	0.5
G 社	3.1	0.8	0.8
H 社	2.7	0.2	0.2
I 社	3.1	1.7	1.8

表5 未成工事支出金の水増しを行っていた4先の未成工事支出金回転期間

区 分	未成工事支出金回転期間(月)		
		業種別平均	規模別平均
J 社	3.1	0.8	1.0
K 社	9.0	0.9	1.1
L 社	4.6	0.9	1.1
M 社	12.6	1.0	1.0

(注1) 受取勘定回転期間、棚卸資産(商品)回転期間及び未成工事支出金回転期間 企業の収益性、安全性を評価する経営指標であり、次の式により求められる。

$$\text{受取勘定回転期間(月)} = \frac{\text{売掛金} + \text{受取手形} + \text{割引手形}}{\text{月商}}$$

$$\text{棚卸資産(商品)回転期間(月)} = \frac{(\text{期首棚卸資産} + \text{期末棚卸資産}) \div 2}{\text{月商}}$$

$$\text{未成工事支出金回転期間(月)} = \frac{\text{未成工事支出金}}{\text{完成工事高} \div 12}$$

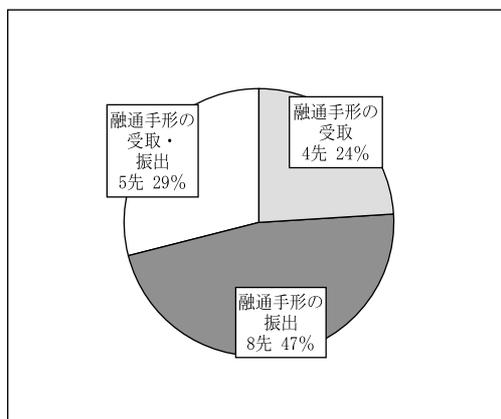
(注2) 業種別及び規模別(売上高・従業員)の平均値 「小企業の経営指標」(国民生活金融公庫総合研究所編)における調査資料による。

② 融通手形操作

商取引の裏付けのない手形を振り出すなどして融通手形操作を行っていた中小企業者に対し、協会の保証審査においてそれらの事実が把握できずに保証が行われ、保険事故により事業団から保険金が支払われていたものが、北海道信用保証協会ほか8協会において17先、47件、保険金支払相当額5億7182万余円見受けられた。

これらは、資金難に陥った企業が、信用を得ることなどを目的とし第三者から商取引の裏付けのない手形を振り出してもらったり、企業同士が互いに手形を振り出し合ったりして資金を調達したのなどであり、その内容を分類すると、図4のとおりである。

図4 融通手形操作の内容



上記について、保証申込時に協会に提出された決算書等によりその内容を検証したところ、簿外で処理されていて事実確認が困難なものもあるが、手形取引高が大幅に増加していたり、商取引からみて手形の流れが逆(販売先に対し支払手形が振り出されているもの)になったりして明らかな疑義が生じているものが見受けられた。

また、融通手形操作を行っていた17先のうち、保証時に決算が未到来であった10先

を除く7先について、当該企業の決算書から財務面の分析指標である受取勘定回転期間
 (注3)
 及び支払勘定回転期間を算出し、業種別、規模別(売上高・従業員)の平均値と比較し
 た。その結果、表6及び表7のとおり、簿外で処理していたものを除き、いずれも各平
 均値以上となっており、売上高(月商)、仕入高等に比べて手形取引額が多くなってい
 た。

表6 融通手形を受け取っていた4先の受取勘定回転期間

区 分	受取勘定回転期間(月)		
		業種別平均	規模別平均
N 社	2.4	2.4	1.6
O 社	6.3	2.3	2.3
P 社	3.0	2.1	2.6
Q 社	5.4	1.9	2.5

表7 融通手形を振り出していた6先の支払勘定回転期間

区 分	支払勘定回転期間(月)			備 考
		業種別平均	規模別平均	
N 社	0.9	3.5	2.3	簿外処理
O 社	4.9	2.9	2.8	
P 社	3.7	2.1	3.2	
R 社	5.0	4.8	4.6	簿外処理
S 社	3.2	2.7	2.8	簿外処理
T 社	3.5	2.6	2.8	

(注3) 支払勘定回転期間 企業の収益性を評価する経営指標であり、次の式により求められ
 る。

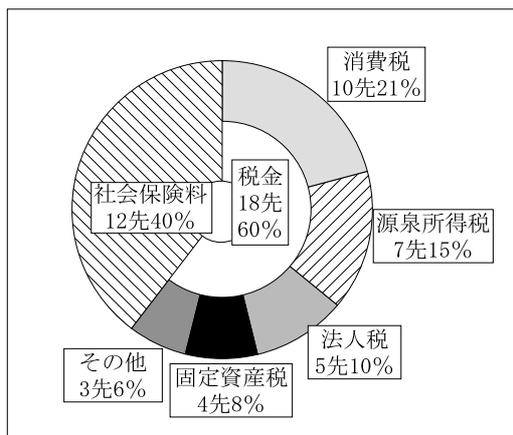
$$\text{支払勘定回転期間(月)} = \frac{\text{支払手形} + \text{買掛金}}{(\text{仕入高} + \text{外注費}) \div 12}$$

③ 税金等滞納

税金や社会保険料を多額に滞納していた中小企業者に対し、協会の保証審査において
 それらの事実が把握できずに保証が行われ、保険事故により事業団から保険金が支払わ
 れていたものが、北海道信用保証協会ほか17協会において30先、114件、保険金支払
 相当額21億2600万余円見受けられた。

これらは、消費税、源泉所得税等の税金や健康保険料、厚生年金保険料の社会保険料
 を長期にわたり多額に滞納し、保証後に税務署等からの差押えを受けたものなどであ
 り、滞納していた税金等の種類は、図5のとおりである。

図5 滞納していた税金等の種類(延べ41先)



(注) 複数の税金滞納を行っている保証先があるため、税金の合計はその内訳と一致しない。

上記について、保証申込時に協会に提出された決算書等によりその内容を検証したところ、滞納税金等が決算書に記載されておらず事実確認が困難なものもあるが、既に納期の到来した源泉所得税、消費税、社会保険料が預り金や未払金として計上されていたりして明らかに疑義が生じているものが見受けられた。

④ 高利借入

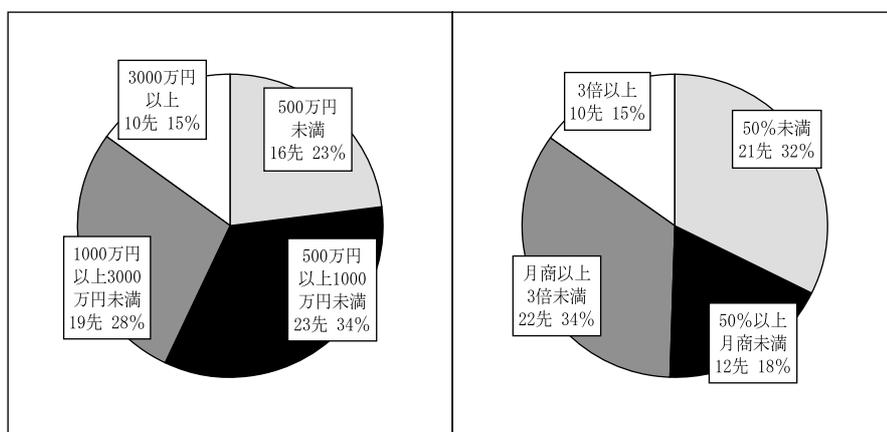
多額の高利借入を利用していた中小企業者に対し、協会の保証審査においてそれらの事実が把握できずに保証が行われ、保険事故により事業団から保険金が支払われたものが、北海道信用保証協会ほか18協会において68先、166件、保険金支払相当額14億4978万余円見受けられた。

これらは、資金繰りに窮した企業が、金融業者から高利の資金を多額に借り入れたため金利負担で資金繰りが破綻したものなどであり、借入額の多寡についてみたところ、図6のとおり、高利の借入額が1000万円以上となっているものが保証先数で全体の43%となっており、このうち3000万円以上の借入れは15%となっている。また、借入規模を当該企業の月商とで比較してみると(決算データがない3先を除く)、約半数が月商以上の借入れを行っており、このうち月商の3倍以上の借入れを行っているものは全体の15%となっている。

図6 高利資金の借入額及び対月商比

① 借入額

② 対月商比



上記について、保証申込時に協会に提出された決算書等によりその内容を検証したところ、高利の借入金が簿外で処理されていて事実確認が困難なものもあるが、借入先が決算書等に記載されていない不明確なものであったり、借入額に対し支払利息が著しく多額となっていたりして明らかな疑義が生じているものが見受けられた。

(2) 保険事故に至るまでの状況

上記のように、保証時において粉飾決算等を行っていた138保証先に対し、協会の保証審査においてそれらの事実が把握できずに保証が行われていた。これらが保険事故に至った原因は、売上・受注の減少等で企業の経営が悪化し倒産したことなどによるところが大きい。これらの中には、粉飾決算の発覚により金融機関から支援を打ち切られたり、融通手形の相手先の倒産により連鎖倒産したり、税金等の滞納により税務署等から差押えを受けたり、多額の高利借入を利用し金利負担で資金繰りが破綻したりといった4態様の事実が引き金となって保険事故に至ったものもある。

この138保証先について、粉飾決算等を行った時期から倒産(長期延滞による代位弁済を含む。)に至るまでの期間を態様別に分類すると、表8のとおりであり、融通手形操作及び高利借入を利用していた企業については、いずれも半数程度が1年以内に倒産しており、これらの態様は倒産のリスクが極めて高いことがうかがわれる。

表8 粉飾決算等を行った時期から倒産に至るまでの態様別分類表

態 様	1 年 以 内			1 年 超 2 年以内	2 年 超 3 年以内	3 年 超	合 計
	6 カ 月 以 内	6 月超 1 年以内					
粉 飾 決 算	1 (4%)	0 (0%)	1 (4%)	8 (35%)	4 (17%)	10 (44%)	23 (100%)
融 通 手 形 操 作	5 (29%)	4 (24%)	9 (53%)	3 (17%)	4 (24%)	1 (6%)	17 (100%)
税 金 等 滞 納	0 (0%)	3 (10%)	3 (10%)	4 (13%)	6 (20%)	17 (57%)	30 (100%)
高 利 借 入	12 (18%)	21 (31%)	33 (49%)	15 (22%)	14 (20%)	6 (9%)	68 (100%)
合 計	18 (13%)	28 (20%)	46 (33%)	30 (22%)	28 (20%)	34 (25%)	138 (100%)

(注) 上段は保証先数、下段()内は構成比

(3) 事態発覚後の協会の対応

ア 代位弁済時の対応

協会では、粉飾決算等の事実について、そのほとんどを、中小企業者の倒産後に金融機関から提出された事故報告書、破産管財人からの報告書及び税務署等からの差押通知書等によって認識することとなったが、その際、保証時において既に当該事実が生じていたかなどについて金融機関等に対する事実確認が十分でなかった面がみられた。

イ 事業団に対する報告

協会では、保険金の請求の際、事業団の定めた保証保険業務取扱要領(16総内達第14号)に基づき必要書類を提出することとされており、さらに請求額が2000万円以上のものなどについては、経過説明書に保証取扱いの経緯及び事故に至った経緯等を記載して事業団に報告することとされている。しかし、これらの報告等は保険要件の確認が主な目的であり、粉飾決算等の事実の詳細については触れられていない。

(4) 内部規程等の整備状況

ア 内部規程等

24協会の保証審査に関する内部規程や事務マニュアルについて、その内容を調査したところ、表9のとおり、粉飾決算等の4態様のすべてについて審査上の留意点を規定しているのは5協会(21%)にすぎなかった。さらに、6協会(25%)では4態様に関する審査上の留意点は全く規定されておらず、事実確認の手法等は審査担当者の裁量に任されている状況となっていた。一方、粉飾決算等の検出方法を具体的に解説しているもの

は2～6協会(8～25%)しかなく、その他は基本的な確認ポイントを簡潔に整理したもののにとどまっていた。

表9 内部規程等の内容(24協会)

審査上の留意点	粉飾決算	融通手形操作	税金等滞納	高利借入	備考
あり	13 (54%)	16 (67%)	8 (33%)	15 (63%)	全てあり 5 (21%)
検出方法まで 解説	5 (21%)	6 (25%)	2 (8%)	4 (17%)	" 2 (8%)
なし	11 (46%)	8 (33%)	16 (67%)	9 (38%)	全てなし 6 (25%)

(注) 上段は協会数、下段()内は構成比

イ 審査支援システム

協会では、保証審査における申込企業の財務分析を効率的に行うため、審査支援システム(企業の決算情報を電算入力し経営指標を算出するなどして企業の業績等を評価するもの)を逐次導入してきており、それにより得られたデータを参考に保証の諾否の判断、保証額の査定等を行っている。

24協会について、審査支援システムの導入状況を調査したところ、20協会ではシステムを導入し審査の効率化を図っているが、4協会では未整備となっている。

そして、20協会の審査支援システムで算出されるデータは、表10のとおり、15協会(75%)では業種別に平均値と比較できるものとなっており、11協会(55%)では異常値が表示される機能を有しそれについて確認を行っている。さらに、そのうちの8協会(40%)では表示された異常値について金融機関に照会するなどして内容を確認している。

表10 審査支援システムの導入状況(20協会)

区分	業種別に平均値と 比較できるもの	異常値が表示できるもの	
			金融機関に照会
あり	15 (75%)	11 (55%)	8 (40%)
なし	5 (25%)	9 (45%)	—

(注) 上段は協会数、下段()内は構成比

なお、24協会について、本院の調査の結果判明した粉飾決算、融通手形操作及び高利借入の発生率と審査支援システムの整備状況との関連性について検証したところ、異常値として表示された結果を金融機関に照会している8協会は、システムが整備されていない4協会と比べて粉飾決算等の発生率は低い状況となっている。

(5) 協会における信用調査の方法

24 協会に対してアンケート調査を行い保証審査における粉飾決算等 4 態様に関する事実確認の方法を調査・集計した。また、アンケート調査結果に対し実際の事例等から内容を検証するとともに、協会の保証審査の実態についても調査した。アンケート調査結果等を、態様別に示すと以下のとおりである。

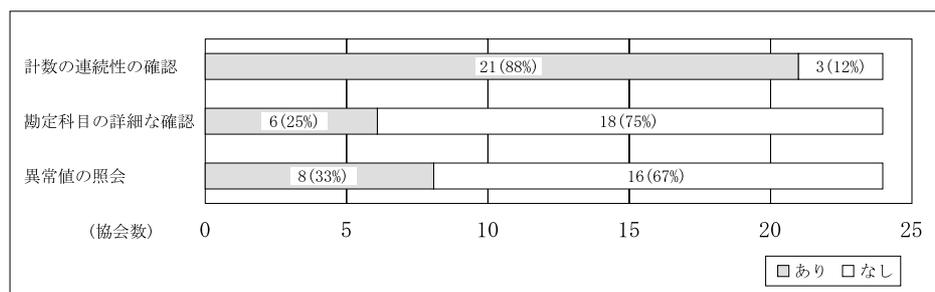
① 粉飾決算

保証の諾否の判断や保証枠の設定に当たっては、企業の真正な決算計数による業況把握は不可欠であり、保証審査においては、財務諸表の信ぴょう性に関する検証が的確に行われる必要がある。

粉飾決算についての事実確認の方法は、図 7 のとおり、24 協会のうち 21 協会(88%)では、決算書の計数の連続性において異常がないかの確認により行うこととしているが、勘定科目の内容について詳細な確認を行っている協会は 6 協会(25%)にとどまっている。

また、前記のとおり、審査支援システムにより得られたデータが、異常値と表示された場合に金融機関に照会して粉飾操作の有無を確認することとしているのは 8 協会(33%)となっている。

図 7 粉飾決算についての事実確認の方法(24 協会)



しかし、決算書の計数の連続性等を確認している協会の中には、繰越損益の額が前期決算書に計上された額と不整合であったのに、確認が十分でなかったため、粉飾決算の事実を把握できなかつたものが見受けられた。

企業による粉飾決算は、二重帳簿を作成したり負債を簿外で処理したりするなどその操作手口は巧妙化しており、申込企業から提出された決算資料による通常の財務調査で

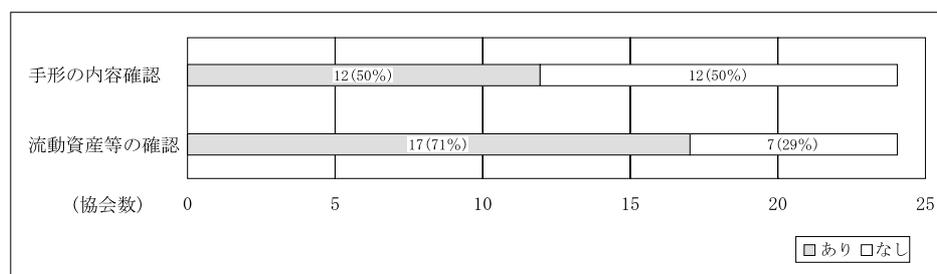
は検出が困難なものもある。また、各協会とも審査時間の短縮が求められている中、追加的に関係資料を提出させるなどして詳細な事実確認を行うことは困難な状況となっている。

② 融通手形操作

資金調達のために商取引の裏付けなしに相互で振り出されるような融通手形は、連鎖倒産のリスクが高く、その識別には十分な注意が必要となる。

融通手形操作についての事実確認の方法は、図8のとおり、17協会(71%)では、決算書の流動資産等の科目に疑わしいものがないかの確認によることとしているが、受取手形(支払手形)の内容を確認するとしている協会は半数にとどまっている。

図8 融通手形操作についての事実確認の方法(24協会)



しかし、決算書の手形の内容を確認するとしている協会の中にも、卸売業者が小売業者に対し支払手形を振り出しているなど不自然な手形取引が行われていたのに、振出先の相手方の確認が十分でなかったため、融通手形操作の事実を把握できなかったものが見受けられた。

融通手形操作は、取引形態が複雑化してきており、手形の金額に端数のないものとなっていないかなどの単純な検出方法では融通手形の識別は困難なものもある。また、協会では、手形取引の状況や当座預金の動向を的確に把握できる立場にないため、金融機関からの協力を得て必要な情報の提供を受けなければ十分な事実確認を行うことは困難な状況となっている。

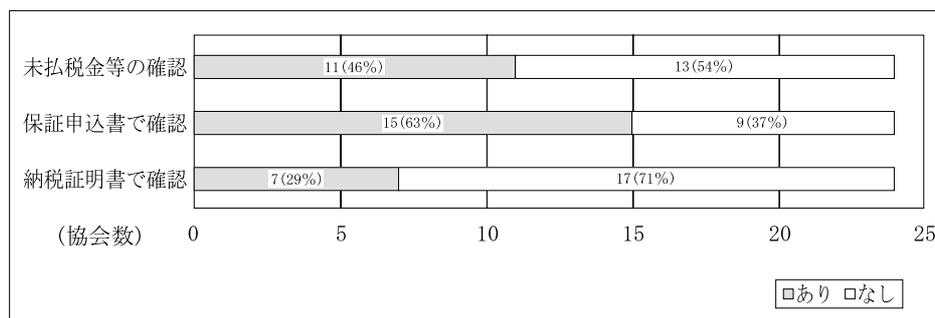
③ 税金等滞納

税金等の滞納により財産の差押え等の処分を受けた場合、社会的信用を著しく失墜するおそれがあるとともに企業経営の継続においても大きな問題となるため、納税状況の

確認は審査の重要なポイントとなる。

税金又は社会保険料の滞納がないかの事実確認は、図9のとおり、多くの協会では保証申込書記載の納税状況欄を確認したり、決算書に未払税金等が計上されていないかを確認したりする方法によることとしている。納税証明書を徴求している協会も7協会(29%)あるが、対象は法人税等一部のものに限られ、消費税等についてまで徴求している協会はない。

図9 税金等滞納についての事実確認の方法(24協会)



しかし、税金等滞納についての事実を、決算書に未払税金等が計上されていないかなどによって確認している協会の中にも、未払金として多額の消費税等が計上されていたのに、決算書の内訳書による確認が十分でなかったため、滞納の事実を把握できなかったものが見受けられた。

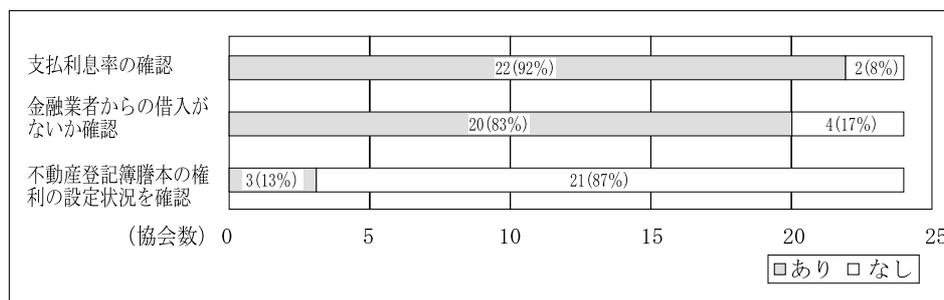
納税状況については、決算書によりある程度把握できるものもあるが、確実に確認するためにはすべての税金種類について納税証明書を提出させなければならず、実際の運用には困難な面がある。

④ 高利借入

資金繰りに窮し多額の高利借入を利用する中小企業者は、金利負担により早期に倒産に至るケースが多く、このため高利借入の事実を正確に把握し事業の継続性を検討することが審査の重要なポイントとなる。

高利借入がないかの事実確認の方法は、図10のとおり、ほとんどの協会では、借入額に対し支払利息が多額となっていないか、金融業者からの借入れがないかなどの確認によることとしている。

図10 高利借入についての事実確認の方法(24協会)



しかし、借入額に対する支払利息の割合を確認している協会の中にも、借入額全体に対し支払利息が著しく多額となっていたのに、決算書の確認が十分でなかったため、高利借入の事実を把握できなかったものが見受けられた。

金融業者からの高利の借入金が、決算書の内訳書に直接計上されているケースはまれであり、そのほとんどは簿外で処理されていたり、役員からの借入れを装ったりして、確認が困難なものも見受けられた。高利借入についても、融通手形操作と同様に、当座預金の状況等を的確に把握できる金融機関からの情報がなければ十分な事実確認を行うことは困難な状況となっている。

3 本院の所見

中小企業信用補完制度は中小企業の資金調達の円滑化を目的としたものであり、特に、近年は、不況業種に属する中小企業や金融機関の貸し渋りの影響を受けている中小企業者を対象とした保証制度の充実が図られるなど、中小企業のセーフティネット機能としての面からもその重要性は増している。この信用補完制度を支える事業団の信用保険事業の収支の現状をみると、保険金支払額の増加により、近年その収支は大幅な赤字が続いており、制度維持のため毎年度多額の国費が中小企業信用保険準備基金に投入されている。

中小企業庁では、中小企業信用補完制度の適正かつ安定的な運用を図るべく、保証審査の方法について全国の信用保証協会に通達を発し、個々の中小企業者の実情に即したきめ細かな審査を通じ総合的な判断を行うよう指導してきた。

しかし、保証審査における企業の信用調査等の具体的な手法については、それぞれの協会の裁量に委ねられている部分が多く、その取扱いは区々となっている。そして、特に従来から倒産リスクが高いとされてきた粉飾決算、融通手形操作、税金等滞納及び高利借入の4態

様に係る事実確認の手法は十分に確立しているとはいいがたい状況である。そのため、保証申込時に粉飾決算等を行っていた中小企業者に対し、協会の保証審査においてそれらの事実が把握できないまま保証が行われ、保険事故により事業団から保険金が支払われている事態が見受けられた。

もとより中小企業信用補完制度は、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にし、もって中小企業の振興を目的とするものであり、制度の趣旨が十分に反映された万全の保証審査が行われることが不可欠である。

しかし、協会では、近年の保険事故の多発とこれに伴う求償権の増加により管理部門に重点が置かれ、審査要員の十分な確保が困難となっているほか、保証申込企業の資金調達ニーズへの迅速な対応のため審査期間の一層の短縮が求められているなど、関係資料の徴求等により事実関係を詳細かつ正確に確認することが困難な状況となっている。また、協会が管理するデータだけでは正確な事実の把握には限界があり、保証審査の充実のためには、企業の経営内容の情報を的確に把握できる立場にある金融機関に対し、必要な情報の提供等を求めることも必要となってきた。

一方、事業団では、申込中小企業者の実態について保証時に知り得る立場になく、粉飾決算等を行う中小企業者に対し保証が行われたとしても、他の適正な保証と同様、保険関係が成立したものとして形式的・画一的に処理することとなる。

このような状況において、保証申込のほとんどが金融機関経由となっていることから、これら金融機関に事前審査の充実や情報提供等に関して協力を求め、また、協会の保証審査の適正かつ効率的な運用により粉飾決算等を行う中小企業者に対する保証を行わないようにすることが肝要である。

そして、このような事態を根本的に打開するためには、金融機関のリスク分担の問題も含めて、信用保証制度のあり方にまで踏み込んだ検討が必要であると考えられるが、これらは、中小企業庁及び中小企業総合事業団信用保険部門を引き継いだ中小企業金融公庫のみならず、全国の信用保証協会、金融機関等関係各方面との協議を要する事項であり、事態の改善にはなお相当の期間を要するものと認められる。

については、当面は、制度の趣旨に沿った適切な運用を図るべく、次のような方策を講ずるなどして、協会における保証審査等のなお一層の適正化を確保することが望まれる。

(1) 中小企業庁において

協会に対し、保証審査の一層の充実を図るため、審査能力の向上を図り、もって審査機能を高めるよう関係機関の協力を得るなどして指導等を行うこと。

(2) 中小企業金融公庫において

協会における審査能力の向上を図るため、改善が必要な点について検討を行うとともに協会に対し助言等を行うこと。

なお、協会においても、中小企業庁の指導等を受けるなどして、職員の審査能力の向上を図るとともに保証審査に関する実務的なマニュアルを整備し、かつ審査支援システムの有効な活用により粉飾決算等の事実を適切に把握できるよう審査態勢の充実を図ることが望まれる。また、金融機関経由で保証が申し込まれるものについては、金融機関に対して事前の審査の充実を求めることが望まれる。

第 8 地方都市開発整備事業の実施について

第 3 章 第 3 節 特に掲記を要すると認めた事項 第 8

検査対象	地域振興整備公団(平成 16 年 7 月 1 日以降は独立行政法人都市再生機構)
科目	宅地等事業資産
部局等の名称	地域振興整備公団常磐支部ほか 1 支部、11 総合開発事務所等
地方都市開発整備事業の概要	国土の均衡ある発展と地域の振興を図ることを目的として、人口及び産業が過度に集中している大都市及びその周辺地域以外の地域において、地域社会の経済・文化等の中心としてふさわしい地方都市の開発整備を行うために必要な宅地の造成及び譲渡等を行うもの
平成 15 年度末事業資産の合計額	2915 億円

1 事業の概要

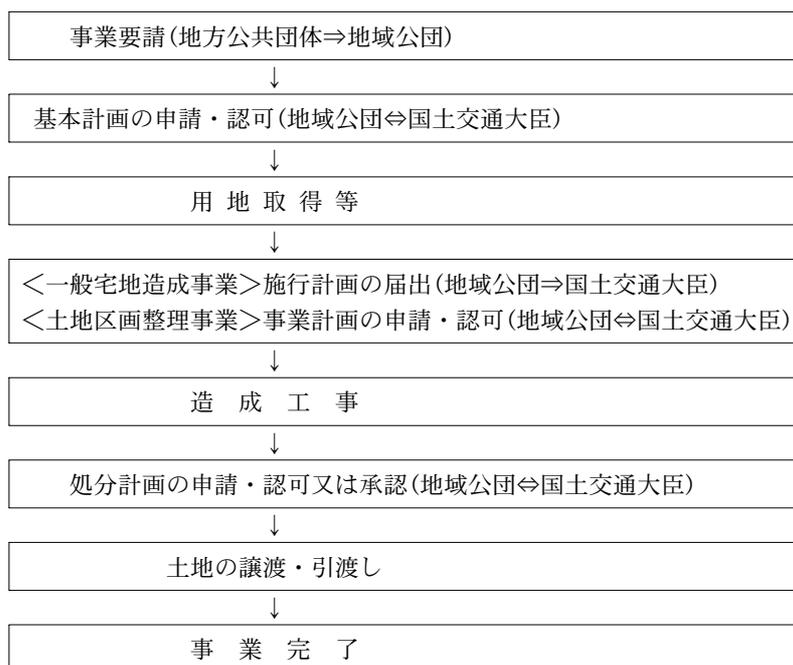
(事業の概要)

地域振興整備公団(以下「地域公団」という。)では、地域振興整備公団法(昭和 37 年法律第 95 号。以下「旧公団法」という。)に基づき、大都市からの人口及び産業の地方への分散と地域の開発発展を図ることを目的として、昭和 49 年度から地方都市開発整備事業(以下「地方都市事業」という。)を、また、平成 4 年度から特定再開発事業をそれぞれ実施してきた(以下両事業を併せて「地方都市開発整備等事業」という。)。そして、独立行政法人都市再生機構法(平成 15 年法律第 100 号)の規定に基づき、16 年 7 月 1 日以降は独立行政法人都市再生機構(以下「都市機構」という。)がこれらの事業を承継している。

このうち地方都市事業は、人口及び産業が過度に集中している大都市及びその周辺地域以外の地域において、地域社会の経済・文化等の中心としてふさわしい地方都市の開発整備を行うため、宅地の造成及び譲渡等を行うものである。

(事業の流れ)

地域公団が地方都市事業を施行する場合の手続の流れは、次のとおりである。



このうち事業要請は、地方公共団体が事業予定区域、事業の内容及び地域の開発整備に関する計画を示して地域公団に対して事業の実施を要請するもので、地域公団はこれを受けて必要性・緊急性が高く、かつ、採算性等を考慮して事業実施が可能と判断した場合に事業に着手することとなっている。また、地域公団は、事業着手に当たり、事業予定区域及びその概算面積、土地利用や宅地造成等の基本方針、工期、概算事業費等を記載した事業実施基本計画(以下「基本計画」という。)を作成し、関係地方公共団体の長に協議した上、国土交通大臣の認可を受けることとなっている。

(注1) 工期は基本計画の認可から造成工事完了までの期間である。

(宅地の譲渡方法及び価格)

地方都市事業における宅地の土地利用種別には、独立住宅用地、集合住宅用地、業務用地、工場用地等がある。そして、宅地の譲渡方法としては、従来は所有権分譲の方法のみであったが、13年度からは、独立住宅用地については期間50年の定期借地権を、また、業務用地、工場用地等の事業用地については期間10年以上20年以内の事業用借地権を設定する借地権分譲方式等も実施している。

また、所有権分譲の場合における宅地の譲渡価格は、居住の用又は営利を目的としない業務の用に供されるものについては、宅地の取得及び造成に要した費用等を基準とし、宅地の位置、品位及び用途を勘案して決定するが、物価や経済事情の変動等に伴い必要がある場合には所要の調整を加えることとしていて、現状では不動産鑑定評価等の評価額に基づいて区画ごとに譲渡価格を決定している。また、営利を目的とする業務の用に供されるものについ

ては、類似の土地の時価を基準とし、宅地の取得及び造成に要した費用等を勘案した上で区画ごとに譲渡価格を決定している。

(事業地区の概要)

地域公団は、地方都市事業を15年度までに計20地区(計画面積5,727ha)で実施し、このうち4地区(計画面積1,590ha)の事業を完了しており、都市機構は、残る16地区(計画面積4,137ha)の事業を地域公団から承継して実施している。上記20地区の事業の概要は表1のとおりであり、基本計画上の概算事業費の合計は1兆0740億円となっている。

表1 各地区の基本計画の概要

地区名	計画面積	宅地処分計画面積	着手年度	工 期	着手後経過年数	計画人口	事業費(概算額)
(事業実施中16地区)	ha	ha			年	人	
八戸新都市	330	128.3	S57	21年	21	15,000	710億円
盛岡南新都市	320	37.8	H3	15年	12	18,000	570億円
花巻流通業務団地	37	32.5	H10	7年	5	—	70億円
秋田新都市	380	232.6	S58	23年	20	11,300	660億円
山形新都市	260	83.5	H9	14年	6	7,000	670億円
いわきニュータウン	530	192.5	S50	30年	28	25,000	580億円
佐野新都市	150	60.8	H5	10年	10	3,100	450億円
本庄新都心	150	25.0	H15	13年	0	6,400	440億円
長岡ニュータウン	440	196.1	S50	30年	28	10,000	1,120億円
浜北新都市	160	67.2	H6	15年	9	6,600	700億円
上野新都市	300	89.7	S63	12年	15	6,000	400億円
鳥取新都市	300	95.1	S58	15年	20	10,000	380億円
宇部新都市	150	37.5	H2	10年	13	4,000	250億円
今治新都市	170	62.1	H12	15年	3	3,000	600億円
鳥栖北部丘陵新都市	250	106.6	H2	13年	13	7,000	410億円
那覇新都心	210	11.8	H元	15年	14	21,000	1,110億円
16地区計	4,137	1,459.1				153,400	9,120億円
(事業完了4地区)							
吉備高原都市	610	319.5	S55	18年	18	9,300	400億円
賀茂学園都市	490	347.3	S50	20年	20	10,000	630億円
新宇多津都市	190	38.0	S53	13年	13	8,700	250億円
宮崎学園都市	300	230.8	S54	14年	14	8,000	340億円
4地区計	1,590	935.6				36,000	1,620億円
20地区計	5,727	2,394.7				189,400	10,740億円

(注) 基本計画は現行のものである。

2 検査の結果

(検査の着眼点及び対象)

13年12月に閣議決定された特殊法人等整理合理化計画では、地方都市開発整備等事業について、①都市再生を図るものを除き、新規採択を行わないこと、②現在事業を実施中の資産についての時価評価の結果を踏まえ、採算性に問題があるプロジェクトの見直し、既已取得した土地の処分等を早急に進め、含み損の大幅な圧縮を図ることとされており、都市機構は、この閣議決定を踏まえ、地域公団から承継した地方都市開発整備等事業のうち地方都市事業について、新規事業は今後行わないが、現在実施中の事業(16地区)は引き続き実施することとしている。そして、これらの16地区において地域公団が保有している造成済の宅地や造成中の土地等の事業資産の合計額は、15年度末現在で2915億余円と多額に上っており、都市機構は今後、事業が完了するまで大量の宅地を造成して譲渡していく必要がある。また、いわゆるバブル経済の崩壊後、地価の下落が続いている状況の下では、事業の長期化は事業収支の悪化要因となることから、一層機動的な事業運営が必要となっている。

そこで地域公団が前記の20地区において実施した地方都市事業について、宅地譲渡が進ちよくして事業効果が発現しているか、また、事業の採算性は確保されているかなどに着眼して検査を実施した。

(検査の結果)

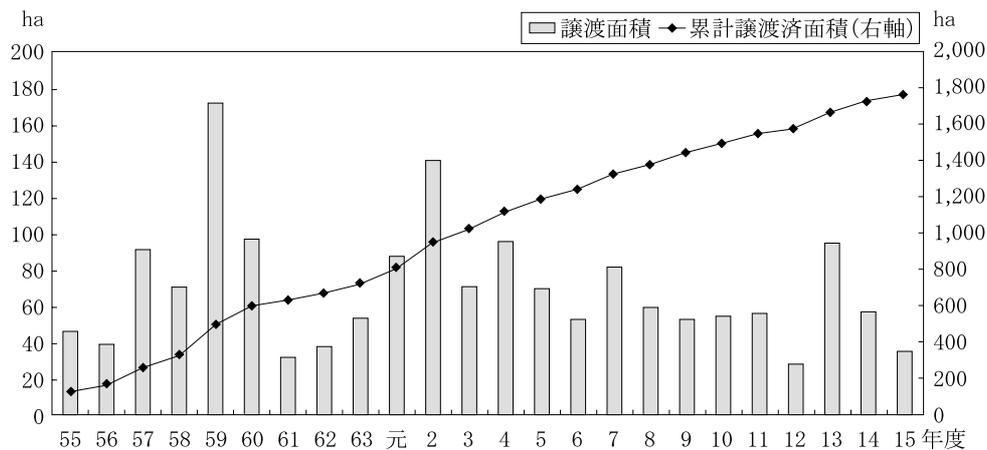
(1) 宅地譲渡の進ちよく状況

地方都市事業における宅地の譲渡実績等は、次のような状況となっている。

ア 譲渡実績の推移

20地区における各年度の譲渡面積及び累計譲渡済面積の推移は図1のとおりであり、譲渡を開始した昭和54年度から平成15年度末までの累計譲渡済面積は1,757.6haとなっている。

図1 譲渡実績の推移



(注) 譲渡面積には、借地権分譲方式等による賃貸面積を含み、地域公団が買い戻した面積は含まない。

イ 地区別の譲渡状況

15年度末における地区別の宅地の譲渡状況は表2のとおりであり、造成宅地及び未造成の宅地等で今後都市機構が譲渡する必要のある面積(以下「譲渡予定面積」という。)は合計637.1haとなっている。このうち完成済面積は96.7haで、未完成面積は540.4haである。

表2 地方都市事業における各地区の宅地譲渡状況

(平成16年3月末現在)

地区名	事業の種類	譲渡開始年月	譲渡開始後経過年数	用地取得計画(ha)	用地取得済面積(ha)	譲渡対象面積(ha) A	完成済面積(ha)	譲渡済面積(ha) B	譲渡予定面積(ha) A-B
八戸新都市	区画	H元.2	15	157.5	157.5	128.3	89.2 (5.4)	82.4 (2.0)	45.9 (3.4)
盛岡南新都市	区画	H11.3	5	22.1	22.1	37.8	3.2	2.8	35.0
花巻流通業務団地	流通業務団地造成	H14.4	1	32.4	31.8	32.5	31.5	8.4	24.1
秋田新都市	一般	H元.2	15	345.9	345.9	232.6	176.8	172.5	60.1
山形新都市	区画+一般	H11.11	4	81.2	33.5	83.5	7.1	6.9	76.6
いわきニュータウン	一般	S 57.7	21	428.8	428.8	192.5	152.1 (1.0)	146.5 (0.1)	46.0 (0.9)
佐野新都市	区画+一般	H13.8	2	76.7	66.4	60.8	33.0 (16.5)	32.7 (16.5)	28.1 (—)
本庄新都心	区画	—	—	—	—	25.0	—	—	25.0
長岡ニュータウン	一般	S 55.3	24	675.0	675.0	196.1	130.3 (3.5)	120.9 (1.9)	75.2 (1.6)
浜北新都市	区画	H14.9	1	72.5	72.5	67.2	—	—	67.2
上野新都市	区画	H7.3	9	45.8	45.8	89.7	88.6	61.6	28.1
鳥取新都市	一般	S 63.11	15	204.5	204.5	95.1	92.7	92.7	2.4
宇部新都市	区画	H9.1	7	40.7	40.7	37.5	27.2 (0.9)	24.4 (—)	13.1 (0.9)
今治新都市	区画+一般	—	—	65.6	53.5	62.1	—	—	62.1
鳥栖北部丘陵新都市	区画+一般	H7.3	9	106.0	106.0	106.6	76.9 (15.0)	60.8 (13.6)	45.8 (1.4)
那覇新都心	区画	H9.3	7	8.6	8.6	11.8	10.1 (0.8)	9.4 (0.8)	2.4 (—)
16地区計				2,363.8	2,293.2	1,459.1	918.7 (43.4)	822.0 (34.9)	637.1 (8.4)
完了4地区	一般	S 55.3		1,277.1	1,277.1	935.6	935.6	935.6	—
20地区計				3,640.9	3,570.3	2,394.7	1,854.3 (43.4)	1,757.6 (34.9)	637.1 (8.4)

注(1) 下段括弧書きは内数で定期借地権方式又は事業用借地権方式等による賃貸に係る面積である。

注(2) 事業の種類において、「区画」は土地区画整理事業を、「一般」は一般宅地造成事業をあらわす。

注(3) 譲渡対象面積は、公園、道路等の関連公共施設に係る宅地を除いた面積を示す。

注(4) 各項目において端数整理のため、計及び差引において合わない場合がある。

上記20地区の中には、事業着手後20年以上経過し、かつ、譲渡開始後15年以上経過してなお多くの譲渡予定面積が残っている地区が4地区(A、B、C、D各地区)ある。これら4地区の譲渡予定面積は計227.2ha(うち完成済面積26.1ha、未完成面積201.1ha)で、全譲渡予定面積計637.1haの35.6%を占めており、その資産額は1510億余

円に上っているが、事業着手後既に20年から28年の長期間が経過しているにもかかわらず、未造成あるいは完成済で未譲渡のまま地域公団が保有していて事業効果の発現が著しく遅延している状況となっている。

これらの4地区については、いずれも昭和50年代の大規模開発が全盛の時代に、産業の地方移転に伴う人口増加を見込んだ極めて大規模な郊外型ニュータウン事業として計画され、他の地区に比べて譲渡する住宅用地も広大であったという点が共通する特性として挙げられる。

また、4地区の譲渡対象面積の土地利用種別は、主に、住宅用地、業務用地、工場用地等となっている。その土地利用種別ごとの譲渡状況は表3のとおりであり、譲渡対象面積に占める住宅用地の割合が高くなっている。

表3 4地区の土地利用種別ごとの譲渡状況 (平成16年3月末現在)

地区名	土地利用種別		譲渡対象面積 (ha) (A)	譲渡済面積 (ha) (B)	譲渡率 (%) (B)÷(A)	譲渡予定面積 (ha) (A)-(B)
4地区	住宅用地	独立住宅用地	299.8	198.4	66.1	101.4
		集合住宅用地	42.0	18.4	43.8	23.6
	業務用地		104.5	56.9	54.4	47.6
	工場用地等		179.2	173.7	96.9	5.5
	その他		124.1	75.0	60.4	49.1
	計		749.6	522.4	69.6	227.2

(注) その他は公共公益施設用地等である。

このうち戸建住宅の用に供する独立住宅用地については、特に多くの譲渡予定面積が残っているが、譲渡実績は近年減少傾向にある。そして、最近5年間の譲渡実績は表4のとおりであり、今後もこのような状況で推移すると、譲渡完了までなお長期間を要することが見込まれる。

表4 4地区における独立住宅用地の譲渡実績の推移等 (単位：ha)

地区名	譲渡実績の推移					年平均譲渡面積	譲渡予定面積
	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度		
A地区	1.2	0.7	0.9	0.9	1.3	1.0	20.6
B地区	2.3	1.2	1.3	1.6	1.0	1.5	22.3
C地区	3.1	2.2	2.1	2.0	2.6	2.4	30.0
D地区	3.1	2.6	1.8	1.4	1.0	2.0	28.5

注(1) 借地権分譲を含む。

注(2) 譲渡予定面積は平成16年3月末現在のものである。

また、住宅用地のうち集合住宅用地については、4地区の譲渡予定面積は表3のとおり23.6haとなっているが、この過半の12.4haはD地区の用地となっている。これは、地元地方公共団体との協議に基づき、主に公営集合住宅の用地として計画したものであるが、同地区では既に公営集合住宅が建設されている上、当初の計画に比べて需要が伸び悩んでいるなどのため新規の建設計画もないことから、譲渡が進ちよくしておらず、7年度以降は譲渡実績がない状況となっている。そして、4地区における最近5年間の譲渡実績は3.2haとなっている。

さらに、4地区における業務用地及び工場用地等の譲渡状況は表5のとおりであり、商業施設や製造工場等の比較的中大規模な画地を譲渡するものであることから、その譲渡実績は年度により大きく変動する傾向があるが、今後も同様に推移すると、譲渡完了までなお長期間を要する可能性がある。

表5 4地区における業務用地及び工場用地等の譲渡実績の推移等

(単位：ha)

地区名	譲渡実績の推移					年平均譲渡面積	譲渡予定面積
	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度		
A地区	—	0.0	—	—	1.0	0.2	13.7
B地区	0.3	0.3	0.0	1.3	1.6	0.7	18.3
C地区	—	0.0	0.2	0.1	0.8	0.2	9.1
D地区	0.0	1.4	0.2	0.3	0.5	0.5	11.9

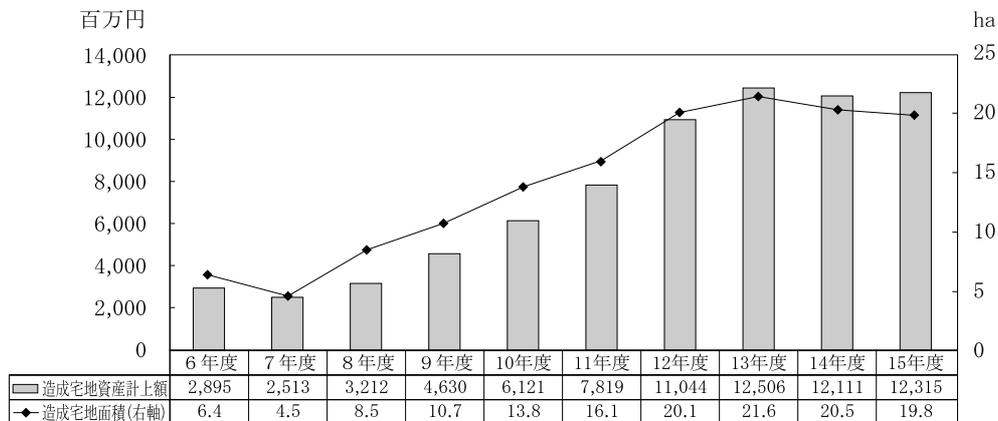
注(1) 借地権分譲を含む。

注(2) 譲渡予定面積は平成16年3月末現在のものである。

ウ 造成宅地の推移

4地区では、造成が進ちよくする一方で譲渡実績が減少傾向を示したことから、地域公団が在庫として保有する造成宅地も増加している。最近10年間の造成宅地の保有面積とその貸借対照表計上額の推移は図2のとおりであり、この間大幅な増加傾向を示している。すなわち、13年度以降は譲渡の進ちよくに合わせて造成工事の進度を調整しているため平準化してきたものの、造成宅地の保有面積は、6年度の6.4haから15年度の19.8haへと約3倍に増加し、その資産残高も6年度の28億余円から15年度の123億余円と約4倍に増加している。

図2 4地区における造成宅地の面積と資産計上額の推移



エ 事業の長期化とその要因

多くの譲渡予定面積が残っている4地区については、当初の基本計画では工期が10年から15年とされていたが、その後、社会経済情勢の変化による住宅需要の減少等を理由として基本計画の変更が行われ、工期が延長されている。そして、現行計画は工期が21年から30年とされているが、既に20年から28年を経過してなお譲渡完了の見通しが立っておらず、事業が著しく長期化している。

このように事業が長期化しているのは、いずれも次のような要因によると認められる。

- ① 計画面積が300ha以上の大規模開発事業であり、他の地区に比べて譲渡対象の宅地の面積が極めて大きく、譲渡の進捗よくに長期間を要していること
- ② 基本計画において、事業地区周辺地域への産業移転等による経済的な発展とこれに伴う人口増加を見込み、これに対応した住宅用地等の需要を期待していたが、実際には、経済発展や人口増加が見込みを下回ったことから、住宅用地等の需要が伸び悩んでいること
- ③ 既成市街地から離れた郊外に立地するニュータウン事業であったことから、複合的なまちづくりをするため、住宅用地以外に業務用地、工場用地、公共公益施設用地等を必要とし、これらを事業者や地方公共団体に譲渡する必要があるなど、民間の近郊型中小開発にはない負担要素があったこと

このほか、地方都市事業における宅地の譲渡計画の策定についてみると、地域公団では、造成工事の工期については基本計画で定め、また、各地区ごとに短期的な譲渡目標を設定し、譲渡の進ちよくに合わせて造成工事の進捗を調整したり、必要に応じて譲渡計画を見直したりして造成工事の進行管理を行っていたが、事業の完了に向けて譲渡の完了期限を設定するなどの中長期的な譲渡計画は策定していなかった。なお、都市機構発足時に定めた中期計画では地方都市事業を含めた宅地の供給目標を設定している。

(2) 事業損益の状況

地方都市事業に係る損益は、次のような状況となっている。

ア 損益の概要

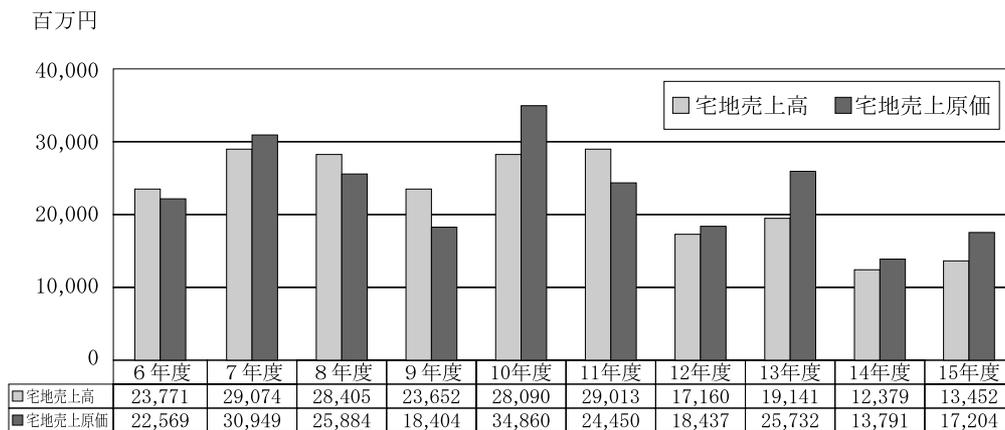
地域公団は、旧公団法等に基づき、毎年度、決算報告書及び業務報告書のほか、損益計算書、貸借対照表等の財務諸表(以下「公団決算」という。)を作成している。公団決算では、地方都市開発整備等事業の実施に係る経理を地方都市開発整備等事業勘定(以下「地方都市勘定」という。)として整理している。

地方都市勘定の損益計算のうち、宅地譲渡に係る損益については、将来の不確定要素による支出に備えるとともに、各地区の譲渡損益を調整するため、貸借対照表に譲渡価格調整準備金を設けており、宅地売上高が宅地売上原価を上回った場合にはその差額を同準備金に繰り入れ、下回った場合には同準備金から戻し入れる仕組みとなっている。このため、宅地譲渡に係る損益は、地方都市勘定の期間損益には影響を与えず、譲渡価格調整準備金の増減として整理されている。

イ 宅地譲渡に係る宅地売上高及び宅地売上原価等

地方都市事業の宅地譲渡に係る宅地売上高と宅地売上原価の推移は図3のとおりであり、近年は宅地売上高が宅地売上原価を下回る傾向にある。

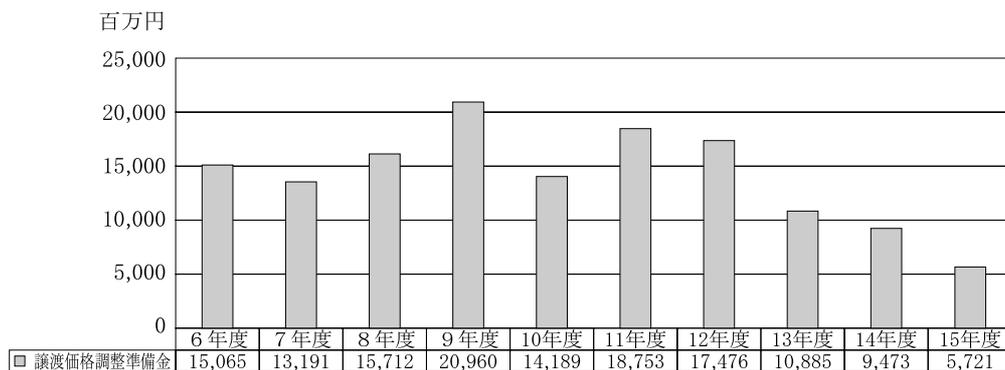
図3 宅地売上高及び宅地売上原価の推移



(注) 特定再開発事業を除く。

また、地方都市事業に係る譲渡価格調整準備金の推移は図4のとおりであり、近年、宅地売上高が宅地売上原価を下回る傾向を受けて減少傾向にある。

図4 譲渡価格調整準備金の推移

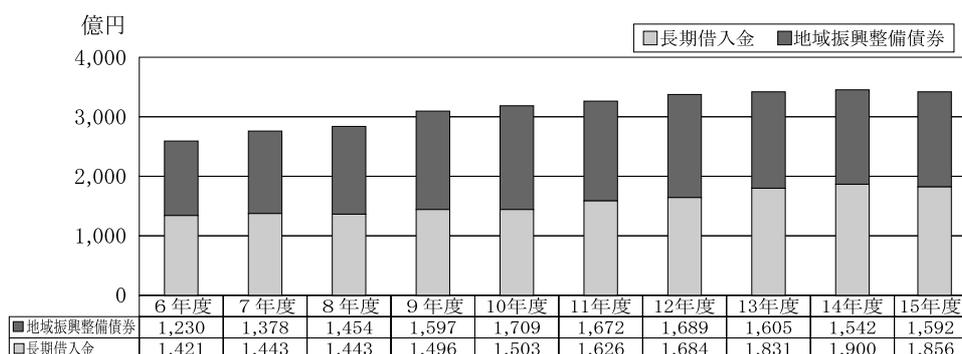


(注) 特定再開発事業を除く。

ウ 借入金等の状況

地域公団では、地方都市開発整備等事業の実施に必要な資金の大部分を地域振興整備債券の発行と長期借入金により調達しているが、これらの残高は図5のとおり推移している。6年度以降、残高の合計額は一貫して増加しており、15年度末の残高3449億余円は6年度末の2652億余円の約1.3倍となっている。

図5 地域振興整備債券及び長期借入金の残高の推移



(注) 特定再開発事業を含む。

また、これらの債券や借入金に係る利子及び債券発行諸費の支払額は、13年度110億余円、14年度97億余円、15年度84億余円と多額に上っている。これらのうち造成中又は未造成の用地に係る建設中支払利息は造成原価に、また、完成後5年以内の造成宅地に係る管理中支払利息は管理原価にそれぞれ算入されて資産に計上され、完成後5年を超える造成宅地に係る支払利息は売上原価として期間費用に計上されている。そして、資産に計上された支払利息は、宅地を譲渡したときに売上原価の構成要素として費用化されることになるため、宅地を譲渡しないまま長期間保有することは、支払利息の累増による原価の増こうを招き、現在及び将来の宅地譲渡損益を圧迫することとなる。

エ 事業の採算性

15年度の地方都市勘定の財務諸表には、宅地譲渡に係る譲渡価格調整準備金47億余円が計上されているほか、宅地譲渡以外に係る繰越損失3億余円が欠損金として計上されている。ただし、公団決算では宅地等の事業資産は原価ベースで計上され、近年の地価下落の影響は財務諸表には反映されない仕組みとなっている。

一方、地域公団では、他の特殊法人等と同様、その財務状況に対する理解の一層の向上に資するため、財政制度等審議会が13年6月に定めた特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針に基づき、12年度決算から、特殊法人等が民間企業として活動しているとの仮定の下で民間企業と同様の会計基準を適用した場合の民間企業仮定貸借対照表、民間企業仮定損益計算書等の財務書類(以下「民間仮定決算」という。)を作成して開示している。公団決算と民間仮定決算との間には、資産の評価方法や引当金の計上基準

等の会計処理においていくつかの差異があるが、特に金額的に大きい差が生じるのは販売用不動産の資産評価であり、民間仮定決算では、指針に基づき時価が取得原価より著しく(30%以上)下落したときは強制評価減を行い、時価をもって資産価額とすることとなっている。地域公団では、14、15両年度の地方都市勘定の民間仮定決算において、表6のとおり販売用事業資産について評価損を計上しており、その額は計391億余円となっている。このうち評価損が特に多額となっているのは前記のA地区及びB地区で、両地区で計330億余円の評価損を計上している。

表6 民間仮定決算における販売用事業資産評価損計上額

年 度	販売用事業資産評価損
14年度	△ 28億余円
15年度	△ 363億余円
計	△ 391億余円

民間仮定決算によると、その15年度の地方都市勘定の貸借対照表の概要は表7のとおりであり、当期損失金として461億余円を計上し、これと繰越欠損金148億余円を合わせると欠損金は609億余円となり、資本金100億余円を考慮しても差引509億余円の債務超過となっている。

表7 地方都市勘定の15年度の貸借対照表の概要

民間仮定決算			
	百万円		百万円
資 産	303,622	負 債	354,541
		資 本	△ 50,919
		うち資本金	10,060
		繰越欠損金	△ 14,805
		当期損失金	△ 46,173

このように、資産評価の一部に時価評価を導入した民間仮定決算によると、地方都市事業は現在の地価水準の下で多額の含み損を抱えた状態となっており、今後も地価が現状のまま推移した場合、地方都市事業全体の採算性を確保することが困難になり、将来、多額の損失が発生するおそれがあると認められる。

オ 事業採算の悪化要因

地方都市事業全体の採算性については、上記のとおり、現在の地価水準を考慮すると多額の損失を生じることが見込まれているが、地区別に見ると、特に2つの地区におい

て多額の損失が見込まれている。すなわち、近年の宅地譲渡の動向を地区別でみると、おおむね収支相償している地区が多い中で、A地区とB地区においては、譲渡価格が原価を大幅に下回る状況が継続しており、両地区において多額の原価が未回収となっている。

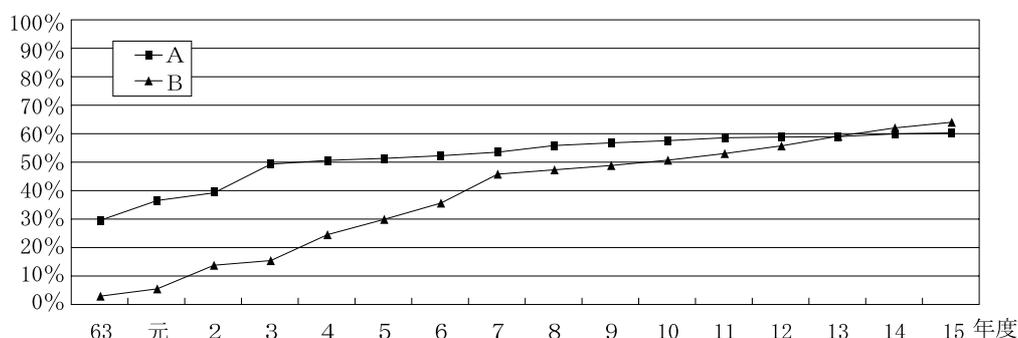
A、B両地区における15年度末までの総原価発生額は、それぞれ1509億余円及び778億余円で、その原価は、^(注2)直接建設費、^(注3)支払利息及び事務費等から構成されているが、両地区とも総原価に占める支払利息の割合が40%以上に上っていて、全20地区平均の約30%を大きく上回っている。これは、両地区とも金利の高かった昭和50年代に事業に着手し、比較的高い利率で調達した資金を用地費や工事費等の事業費に投入したこと、譲渡の進ちょくが低調に推移したため事業が長期化し、借入金等が増こうしてこの間の支払利息が累増したことなどによるものである。

(注2) 直接建設費は、造成用地費、造成工事費及び土地区画整理事業費である。

(注3) 支払利息は、建設中支払利息及び管理中支払利息である。

両地区では、このように比較的金利が高い時期に調達した資金に係る利息を支払ってきており、これらの支払利息は、原価に算入されて宅地の譲渡収入で回収することになる。一方、宅地造成等に係る原価を譲渡収入で回収するためには、原価をまかなう価格水準で宅地譲渡価格を設定する必要があるが、実際の譲渡価格は時価の影響を受けることになる。そして、いわゆるバブル経済が崩壊し、地価が下落に転じた平成3年度時点での両地区の宅地譲渡の進ちょく率は図6のとおり50%以下にとどまっており、譲渡対象面積の大部分の譲渡がこれ以降の地価の長期下落局面に持ち越されることとなった。

図6 A及びB地区の宅地譲渡進ちょく率の推移



このようにA、B両地区においては、造成宅地の原価が増こうする一方、近年は宅地の需要が頭打ち傾向となっているのに加えて、バブル経済崩壊後の長期にわたる地価下落の影響を受け、譲渡価格が原価を大幅に下回ることとなっていることから、採算性を確保することができなくなっているものである。

さらに近年の地価下落により、前記のとおり、A地区とB地区において計330億余円の評価損が計上されており、この両地区で見込まれている多額の損失が地方都市事業の採算性の最大の悪化要因となっている。

(3) 地域公団の対応状況

地域公団では、地方都市事業の創設当初においては、既存の市街地から離れた郊外に大規模な全面買収型の新都市を整備するのが主流であったが、昭和60年度前後からは比較的既存市街地に近接した地区において、土地区画整理事業の手法を活用して中規模の事業を展開する方向に移行するなど事業手法を見直してきている。また、工事発注規模の適正化や一部業務の外注化などによる事業費の削減や一部事業の縮小・中止等の事業内容の見直しも実施している。このほか、次のような譲渡の促進策を実施している。

ア 土地利用種別の変更等

地域公団は、地方都市事業における譲渡の促進を図るため土地利用種別の変更や誘致対象企業の業種の拡大等を見直しを行っており、事業が長期化している前記4地区を含めた最近3箇年のこれらの見直しの実績は表8のとおりとなっている。

表8 最近3箇年の主な土地利用種別の変更等の実績

土地利用種別の変更		
変更前	変更後	変更面積(ha)
独立住宅用地	業務用地等	5.8 (3.7)
集合住宅用地	独立住宅用地等	1.3 (1.3)
工場用地	業務用地等	29.6
上記以外の土地利用計画の変更		4.1
計		40.8 (5.0)
誘致対象企業の業種の拡大		
当初計画の業種	拡大後の業種	対象面積(ha)
工場用地 (製造業)	工場用地 (製造業+物流業)	43.2
上記以外の誘致対象企業の業種の拡大		10.7(10.7)
計		53.9(10.7)

(注) ()内は、4地区における見直しの実績で、内数である。

なお、前記4地区のうちD地区においては、平成16年度に大幅な土地利用計画の見直しを行い、主に住居専用地域としていた約65haについて、業務用地や工場用地等に変更するなどしている。

イ 宅地譲渡方法の多様化

宅地の譲渡方法については、前記のとおり、13年度から借地権分譲方式等を導入しており、定期借地権を活用した独立住宅用地の15年度までの譲渡実績は前記4地区のうち3地区において計3.8haとなっている。また、事業用借地権方式等による業務用地の譲渡実績は、前記4地区のうち1地区を含めて計31.1haとなっている。

このほか、譲渡促進策のひとつとして、早期に街並みを熟成させるため、ハウスメーカー等の民間事業者に独立住宅用地の複数の画地を一括譲渡したり、集合住宅用地を複数の独立住宅用地として分譲することを前提に譲渡したりしている。

ウ 地方公共団体との協力体制

地方都市事業の実施に当たっては、地方公共団体も自ら実施可能な部分を実施するなど地域公団と協力して事業を進めており、前記4地区においても、地方公共団体は事業地区内に公共公益施設用地を取得し又は移管を受けて学校や道路、公園等の公共公益施設を早期に建設するなどして事業に協力している。

(促進策の課題)

上記の譲渡促進策については、効果が期待できる一方で課題もある。すなわち、土地利用種別の変更や誘致対象企業の業種の拡大については、都市計画法(昭和43年法律第100号)における用途地域や地区計画の変更を生じる場合があり、地元住民に対し理解を求める必要があることから、地元地方公共団体が積極的でない状況も見受けられる。また、地方においては、独立住宅用地の借地権分譲方式が未だ定着しておらず、同方式の活用による効果が期待できる地区等を十分に検討する必要がある。地方公共団体に対する公共公益施設用地の譲渡は、近年の地方公共団体の財政事情の悪化から、必ずしも進ちよくしていない状況であり、さらに、民間事業者への一括譲渡による民間活力の利用も近年の地方経済の低迷から地区によっては減少しつつあり、今後の経済情勢の回復が条件となる。

3 本院の所見

地域公団は、これまで20地区において地方都市事業を実施し、地域社会の経済・文化等の中心としてふさわしい地方都市の開発整備や高次かつ複合的な都市機能を有するまちづく

りを進めるとともに、良好な宅地を供給するなどの役割を果たしてきた。そして、既に事業完了した4地区のほか事業実施中の16地区において1,757.6haの譲渡実績をあげ、譲渡済となった区域では人口の定住、雇用の創出等の事業効果が発現しており、事業採算も大部分の地区ではおおむね収支相償している。そして、これまでも宅地譲渡の促進と収支の改善を図るため、事業手法や事業計画の見直し、事業費の削減、借地権分譲方式等の活用、造成段階での早期譲渡等の対応策を講じてきている。しかし、近年は宅地の譲渡実績が減少する傾向にあり、特に、いくつかの地区においては多くの譲渡予定面積が残されていて、譲渡完了までになお相当の期間を要することが予想される上、このうち一部の地区においては多額の損失の発生が見込まれている。そして、現状の地価水準が今後も継続する場合には、事業全体の採算性の確保が困難となり、多額の損失を生じるおそれがある。

したがって、都市機構においては、地域公団から承継した地方都市事業について、引き続き次のような方策を講じて、街並みの熟成を図りつつ、早期にかつ計画的に譲渡が完了するよう努めることが望まれる。

ア 事業が長期化して事業効果の発現が遅延している地区について

- ① より需要が見込まれる土地利用種別への変更や工場用地等への誘致対象企業の業種の拡大を積極的に検討し、これらについて地方公共団体の協力を求めること
- ② 独立住宅用地及び業務用地等については所有権分譲を基本としつつ、定期借地権分譲方式や事業用借地権方式等の導入効果が期待できる地区やその活用の可能性についても検討するとともに、民間事業者への一括譲渡をより一層活用するなど、民間活力を利用することも含めて宅地譲渡方法の多様化に努めること
- ③ 地方公共団体の公共公益施設建設用地で長期にわたり未譲渡となっているものについては、地方公共団体の事情を考慮しつつも、早期に譲渡が行われるよう地方公共団体との調整に努めること

イ 多額の損失が見込まれる地区について

上記の譲渡促進策に加えて、事業の縮小及び早期終了を含めた事業内容の見直しや事業費の削減に努めるなどして、見込まれる損失の軽減を図ること

ウ 宅地の譲渡計画について

都市機構発足時に定めた中期計画における宅地の供給目標を達成するよう努めるとともに、譲渡の進ちよくに合わせて、事業内容を定期的に見直すなど、譲渡完了に向けた適切な進行管理を行うこと

第4章 特定検査対象に関する検査状況

第1 都道府県警察等における捜査費及び活動旅費の経理について

検査対象	警視庁、北海道警察本部、宮城県警察本部、新潟県警察本部、石川県警察本部、岐阜県警察本部、京都府警察本部、大阪府警察本部、香川県警察本部、高知県警察本部、福岡県警察本部、大分県警察本部、北海道警察北見方面本部				
会計名及び科目	一般会計（組織）警察庁（項）警察庁				
捜査費の概要	犯罪の捜査等に従事する職員の活動諸経費及び捜査等に関する協力者等に対する諸経費で、緊急又は秘匿を要するため、通常の支出手続を経ることができない場合に使用する経費				
活動旅費の概要	警察の活動に必要な旅行に係る経費				
上記の都道府県警察等に対する国費支出済額	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 10%;">捜査費</td> <td style="width: 10%;">37億9101万円(平成14、15両年度)</td> </tr> <tr> <td>活動旅費</td> <td>63億4112万円(平成14、15両年度)</td> </tr> </table>	捜査費	37億9101万円(平成14、15両年度)	活動旅費	63億4112万円(平成14、15両年度)
捜査費	37億9101万円(平成14、15両年度)				
活動旅費	63億4112万円(平成14、15両年度)				

1 警察の捜査費等の概要

（都道府県警察等における国庫支弁経費の概要）

戦後の我が国の警察制度は、国家公安委員会に置かれた警察庁及び警察庁に置かれた管区警察局等の国家警察と都道府県に置かれた警視庁等の都道府県警察等により運営されている。本来国家警察の経費は国の予算で支弁し、都道府県警察等の経費は地方の予算で支弁するのが原則であるが、警察法(昭和29年法律第162号)に基づき、都道府県警察等に要する経費のうち法令で定める特定のものについては、例外的に国庫が支弁することとなっており、当該経費は、警察庁が予算措置を行い、各都道府県警察等が当該都道府県予算の執行とは別に、国の予算として直接執行する制度になっている。そして、この国庫支弁の対象となる経費は、同法第37条等に列挙されており、具体的には、警視正以上の階級にある警察官の給与、国の公安その他特殊の犯罪の捜査に要する経費などがある。このうち、捜査費、旅費等については、警察法施行令(昭和29年政令第151号)第2条において具体的に爆発物、銃砲等

危険物に関する重要な犯罪、数都道府県の地域に関係のある重要な犯罪等の捜査に必要なものなどと規定されている。

(1) 捜査費

ア 捜査費の概要

捜査費は、警察庁においては、犯罪の捜査等に従事する職員(以下「捜査員」という。)の活動諸経費及び捜査等に関する協力者又は情報提供者(以下「捜査協力者」という。)に対する諸経費などであるとしている。また、「捜査費経理の手引き」(平成13年4月、警察庁長官官房会計課作成)によると、捜査費は特に緊急を要し、正規の支出手続を経ていては事務に支障を来し、又は、秘密を要するため、通常の出支手続を経ることができない場合に使用できる経費とされている。そして、その具体的な使途として、車両、船舶等の借上費、捜査本部設置に伴う什器等の借上費、聞き込み・張り込み・追尾等に要する経費、捜査協力者への謝礼及び接触経費等が例示されている。

また、国庫支弁の対象となる捜査費の経理については、捜査費の支払が緊急性又は秘匿性を必要とするため、都道府県警察本部長等(以下「本部長等」という。)が取扱責任者となり、警察本部の各課等又は各警察署(以下「所属」という。)の長が取扱者となって、交付を受けた現金の出納保管を行うなど、通常の会計経理とは異なり、会計機関以外の者もその会計事務を分担している。その詳細は、次項に述べるとおりである。

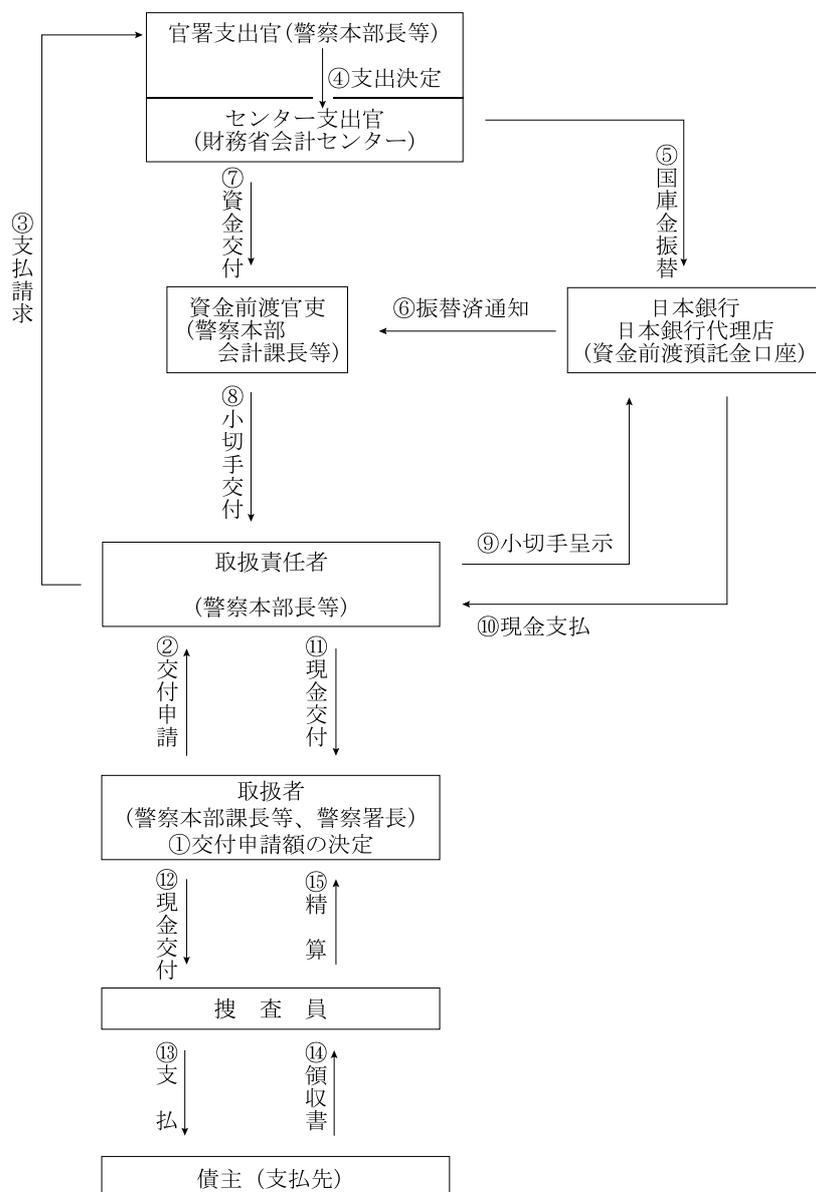
イ 捜査費の会計手続と支払の流れ

捜査費の執行においては、多くの場合、債主に対して現金での支払が必要となるため、捜査費は前渡資金として経理され、その経理を担当する資金前渡官吏には都道府県警察本部の会計課長等が官職指定されている。そして、警察庁から予算の配賦を受けた官署支出官である本部長等は、図1のとおり、取扱責任者である本部長等の支払請求に基づき支出決定をし、当該支出決定に基づき、財務省会計センターのセンター支出官から日本銀行を経て資金前渡官吏に資金が交付され、資金前渡官吏は取扱責任者に小切手を交付する。取扱責任者は、その資金の中から交付申請に応じて所属の長である取扱者に現金を交付する。そして、取扱者は、交付された現金の出納保管、捜査員への交付、これに係る会計書類等の作成、保管を行うことになっている。

このようにして執行された捜査費の残額は、精算後、取扱責任者から資金前渡官吏に返納する仕組みになっている。

上記の取扱者から捜査員への現金の交付は、一般の捜査費においては、事前に1件ごとに用途を特定して捜査員が取扱者に交付の申請を行う必要があるのに対し、平成13年度に捜査諸雑費制度が導入され、この制度においては、毎月当初にあらかじめ少額の捜査費を用途を特定せずに捜査員に交付し、一定期間内に使用実績により精算する方法を執ることになっている。

図1 都道府県警察等における捜査費の会計手続と支払の流れ



ウ 捜査費に係る計算証明等

捜査費は、犯罪捜査等の活動を推進することなどを目的とした経費であり、取扱責任者及び取扱者が交付を受けた後も、捜査費に充てる資金は依然として公金であり、取扱責任者及び取扱者は捜査費の支出目的に従って適正に使用しなければならない。

そして、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)によれば、謝礼等の支払を受けた捜査協力者の領収書等は、証拠書類として本院に提出することになっているが、このうち用途を明示して多数の者を介して行われる一般的な証明方法によることが適当でないと思われるものについては、本院では同規則の規定に基づいて、本院から要求があったときに提出することとし、通常は手元に保管することとする証明方法を特に認めている。

(2) 活動旅費

ア 活動旅費の概要

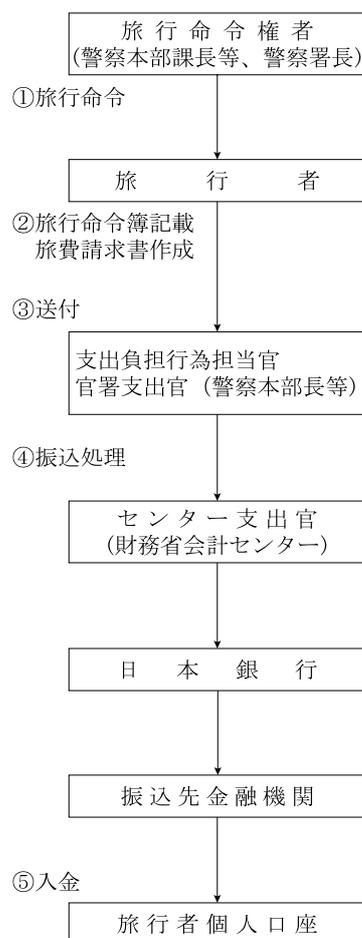
警察における旅費は、一般行政事務のため必要な職員旅費等と各種の警察活動に必要な旅行に係る経費である活動旅費が予算科目上区分されている。このうち国庫支弁の対象となる活動旅費は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)等の法令に基づいて執行しなければならないものとなっている。

イ 活動旅費の会計手続と支払の流れ

旅費を旅行者に支給する方法については、9年度から15年度の間、従前の複数の旅行者のうちの1名による代理受領による方法から、旅行者個人の口座へ直接振り込む方法に順次移行しており、現在ではすべての都道府県警察等において口座振込の方法が採用されている。

活動旅費の会計手続と支払の流れは、図2のようになっている。

図2 都道府県警察等における活動旅費の会計手続と支払の流れ



(捜査費等の不適正経理に関する警察当局の調査)

15 年末以降、一部の都道府県警察等における捜査費及び旅費(以下「捜査費等」という。)の不適正な経理処理に関する告発等が行われ、これに対する警察当局による内部調査が行われた。そして、16 年 7 月までにその調査の中間報告等がなされており、その中で、表 1 のとおり、一部の都道府県警察等において、国庫支弁の対象となる捜査費等について事実と異なる会計書類を作成するなどして、不適正な経理が行われていたとの報告がなされている。

表1 都道府県警察等における捜査費等の調査状況

(単位：万円)

区分	都道府県警察(所属)	年 度	国 費	道 県 費	計
捜 査 費	北海道警察				
	旭川中央警察署	10～12	944	583	1,528
	弟子屈警察署	10～12	193	130	324
	北見方面本部警備課	14、15	52	—	52
	福岡県警察				
銃器対策課	10～12	2,686	619	3,306	
「基本経費」(注)	8～12	1,950	450	2,400	
旅 費	静岡県警察 総務課	7、10～12	—	1,259	1,259

(注) 「基本経費」とは、福岡県警察において、警察本部の各所属に捜査(報償)費を交付する際、一定額をあらかじめ留保し本部経費にあてていたものである。そして、福岡県警察銃器対策課の金額には「基本経費」が含まれている。

さらに、北海道警察については、同年9月に、上記以外に、10年度から12年度の3年間に9割以上の所属において多額の捜査費について不適正な経理が慣行的及び組織的に行われるなどしていたとの報告がなされている。

上記の道県においては、16年末を目途にして、道県警察全体についてなお調査が継続して行われている状況にある。

2 検査の背景、着眼点、方法及び対象

(検査の背景)

近年の我が国における刑法犯認知件数の増大、検挙率の低下など治安状況の悪化に伴い、警察に対する国民の要望は増大し、警察の活動内容に対する国民の関心は高まっている。警察庁では、12年度以降、警察刷新会議の提言を受けて作成した「警察改革要綱」に基づき、新たな治安情勢に対応した警察改革の一環として、警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化などに取り組むこととしている。そして、都道府県警察等の会計経理に関して、捜査費について捜査諸雑費制度を導入したり、旅費について支給方法を順次個人口座へ振り込む制度に移行したりするなど、新たな仕組みが採用されている。

本院は、警察に要する経費で国庫の支弁に係るものについては、その予算の執行において不適正な経理が行われてはならないという基本的な見地に立って、従来から検査を実施してきたところである。

このような状況の下で、前記のとおり不適正な経理処理に関する告発等が行われた。これらの中には、15年7月に本院が実施した北海道警察北見方面本部の会計実地検査が発端と

なって判明した捜査費の不適正経理も含まれていた。そこで、本年次の検査においては、都道府県警察等の捜査費等の経理について重点的に検査を行った。

(検査の着眼点)

捜査費に関しては、前記のとおり緊急性又は秘匿性を要件とする特殊な性格の経費であることから、その支払に関与する職員が極めて限定されており、その経理に当たっては所定の会計手続を踏んで支払が行われることが適正な経理の執行を担保するために必須の要件となる。したがって、その支払内容の適正さを証明するために最も適当な証拠書類を徴取又は作成し、その後の保管管理についても万全を期してその証明責任が果たされるようにしておくことが肝要である。一方、前記のとおり、警察当局の調査により一部の都道府県警察等において不適正な経理が行われたとされており、捜査費の使途や経理の在り方についても多くの議論がなされているところである。

また、旅費に関しては、都道府県予算に係る旅費についてであるが、一部の所属で不適正な経理処理が行われている事態が発覚した。

そこで、捜査費について、①支払のための会計手続や支払内容の証明が適正に行われているか、②支払の内容が捜査費の目的に適合したものとなっているか、③他の用途に流用されたり、使途が不明となったりしているものがないかなどに着眼して検査を実施した。

また、旅費のうち、国庫支弁の対象となる活動旅費について、①旅費の支給の対象となる旅行が実際に行われているか、②旅費が旅行者本人に確実に支給されているかなどに着眼して検査を実施した。

(検査の方法及び対象)

警察庁予算の検査においては、本院では、計算証明規則に基づき本院に提出される証拠書類等を対象として在庁して行う書面検査のほか、警察庁及び都道府県警察等について会計実地検査を実施している。会計実地検査に当たっては、捜査費については、手元保管を承認している捜査費等の証拠書類である支払に係る領収書等を確認するほか、会計書類等の提出及び関係職員からの事情説明を求めるなどしている。そして、その過程で、会計実地検査を行う調査官が、外部に公開できない捜査上等の秘密を含むとする情報の提供を受ける必要が生じる場合がある。その際に、謝礼金に係る領収書の名義人について、その者の生命・身体の安全や今後の協力を確保するために身元は捜査上の秘密であり明かすことができないとされた場合は、名義人の存否の確認をするに止め、直接本人からの事情の聴取を求めることは控

えざるを得ないときがある。このようなときでも、捜査等に従事したとする捜査員に当該捜査費の執行の状況や支払内容の聞き取りを行ったり、捜査費が執行されたとする現場の所在を確認したりするなど、検証が可能な範囲内で関係者に対して最大限の情報提供を求めて検査を実施している。

また、活動旅費についても、会計実地検査の際、旅行命令簿等の関係書類の提出を受けたり、関係者から旅行の状況を聴取したりするとともに、当該旅行に係る警察活動に関する情報の提供を受けながら、旅行が実際に行われているか、旅費が旅行者に適切に支払われているかなどについて確認を行っている。

本年次においては、警察庁について捜査費等の予算額及び決算額等の全体的な状況を検査するとともに、^(注1)13都道府県警察等の14、15両年度の会計経理について会計実地検査を実施した。さらに捜査費については、これら13都道府県警察等から抽出した一部の所属において、11年度以降の5箇年度分を対象として、手元保管されている領収書等の証拠書類を基^(注2)に、支払内容等の分析を行った。また、活動旅費については、上記のうち8都道府県警察の14、15両年度を対象として、執行状況等の抽出検査を行った。

なお、前記の捜査費の不適正経理が発覚し、警察当局により16年末を目途に調査が行われている北海道警察等の事態については、当該道県警察に設置された調査委員会等による調査状況を逐次把握することに努めてきているが、その調査は現時点において終了していないので、調査の結果を待って検査することとする。

3 検査の状況

本院では、前記のとおり、16年次検査として15年11月から16年9月までの間において、計算証明規則に基づき提出された計算書と証拠書類等に基づく書面検査を実施したほか、警察庁及び13都道府県警察等に対する会計実地検査を実施した。この会計実地検査に当たっては、人員、期間とも投入勢力を増強した結果、検査人日数は合計251.0人日となっていて、これは前年の173.9人日に比べて44.3%増加している。

(1) 捜査費について

国庫支弁の対象となる捜査費は、予算上は警察庁の一般会計歳出予算(項)警察庁(目)捜査費で計上されており、その5年度以降の予算額及び決算額の推移は、表2のとおりとなっている。

表2 捜査費の予算額及び決算額(全国)

(単位：百万円)

年 度	予 算 額(A)	決 算 額(B)	左のうち捜査諸雑費	不 用 額(A)-(B)
5	7,957	7,957	—	0
6	7,750	7,720	—	30
7	9,012	8,982	—	30
8	7,995	7,960	—	34
9	8,444	8,386	—	57
10	8,430	8,391	—	39
11	8,395	8,358	—	36
12	9,071	8,482	—	589
13	7,539	5,916	1,423	1,623
14	7,275	5,103	1,851	2,171
15	6,766	3,905	1,793	2,861
16	5,508	—	—	—

予算額及び決算額は、5年度以降、80億円から90億円程度で推移し、13年度以降は予算額、決算額とも毎年減少しており、特に13年度から15年度までは決算額が予算額をかなり下回っている。この理由について、警察庁では、近年犯罪の増加に追われて捜査方法が変化してきたこと、また都市化が進み以前に比べて住民の協力が得にくくなってきていることなどの捜査等を取り巻く状況の変化に伴って執行額が減っているためと考えられるなどと説明している。

一方、13年度に導入された捜査諸雑費についてみると、その執行実績は増加しており、15年度では決算額全体のうち4割程度を占めるに至っている。

13都道府県警察等における捜査費の執行額は14、15両年度で総額37億9101万余円となっており、このうち会計実地検査の対象とした都道府県警察等の所属の数は72所属、捜査費の執行額は15年度分で3億9679万余円である。

これらの検査の過程において、個々の捜査費の支払が適正になされたか否かを確認するために捜査費執行に関わる捜査員等の関係者98人から聞き取りを行い、捜査費執行のため利用されたとされる店舗等の施設等67箇所を確認している。

(注3)

また、13都道府県警察等のうち月別の支払額が把握できた10都府県警察の所属における捜査費の15年度の月別の平均支払額は、表3のとおりで、1所属当たりの年間の平均支払額は、本部各課等で630万円程度、警察署で150万円程度となっており、特定の月に支払が特に集中するなどの事態は見受けられなかった。

表3 平成15年度捜査費の月別平均支払額(10都府県警察)

(単位：円)

月	本部各課等	警察署	全所属平均
4	589,014	125,754	257,648
5	604,197	127,964	263,548
6	608,515	131,908	267,608
7	607,696	135,187	269,730
8	546,848	122,272	243,168
9	538,411	121,016	239,869
10	497,961	145,711	246,113
11	460,028	140,638	231,694
12	478,041	127,017	227,029
1	428,027	108,908	199,814
2	452,005	113,875	210,194
3	458,104	105,916	206,210
計	6,268,849	1,506,164	2,862,627

さらに、捜査費が全体としてどのような執行状況にあるかをみるため、これらの会計実地検査を実施した13都道府県警察等の所属のうち37所属(これらに係る15年度の捜査費執行額2億4132万余円)を抽出して捜査費の執行内容の把握・分析を行った。

その結果は、手元保管されていた証拠書類の内容を確認した限りでは、いずれの所属においても、捜査費の執行は、捜査費経理の手引きの類型に沿った支払が行われているものと見受けられた。その支払内容についてみると、表4のとおり、捜査協力者に対する謝礼が件数、金額とも最も多く、金額では、次いで捜査等に係る拠点等の借上費、協力者等との接触経費などが多くなっている。

表4 平成15年度捜査費支払事由別件数、金額等(37所属)

支払事由	件数(件)	金額(円)	金額割合(%)
捜査協力者謝礼	2,654	100,120,706	41.4
拠点等の借上費	276	20,506,600	8.5
接触経費	2,271	15,090,803	6.3
車両、船舶等の借上費	160	4,978,439	2.1
捜査活動等諸経費	1,267	2,688,434	1.1
捜査本部設置等経費	1	6,745	0.0
激励慰労費	14	1,358,844	0.6
その他	388	8,241,454	3.4
小計	7,031	152,992,025	63.4
捜査諸雑費	—	88,329,488	36.6
合計	7,031	241,321,513	100.0

さらに、37所属のうち14所属について11年度以降の支払事由別の件数、金額の年度別推移についてみると、表5のとおり、13年度から導入された捜査諸雑費が相当の割合を占めるに至っているほか、各年度とも捜査協力者に対する謝礼は最も多いものの、逐

年、件数、金額とも減少傾向にあり、拠点等の借上費は13年度以降激減しているなど、12年度までと13年度以降では大きな変化が見受けられた。

表5 捜査費年度別・支払事由別件数、金額等(14所属)

(単位：件、千円)

支 払 事 由		11 年 度	12 年 度	13 年 度	14 年 度	15 年 度
捜査協力者 謝礼	件数	2,557(100)	2,399(94)	1,833(72)	1,621(63)	1,175(46)
	金額	180,927(100)	179,784(99)	114,329(63)	81,092(45)	43,625(24)
拠点等の借 上費	件数	574(100)	543(95)	219(38)	137(24)	80(14)
	金額	25,908(100)	24,514(95)	13,517(52)	7,872(30)	5,323(21)
接 触 経 費	件数	886(100)	934(105)	1,299(147)	1,241(140)	1,026(116)
	金額	3,686(100)	4,334(118)	8,177(222)	10,441(283)	6,865(186)
車両、船舶 等の借上費	件数	2(100)	7(350)	47(2,350)	32(1,600)	91(4,550)
	金額	49(100)	125(255)	736(1,498)	1,267(2,577)	1,827(3,715)
捜査活動等 諸経費	件数	647(100)	603(93)	349(54)	305(47)	655(101)
	金額	295(100)	505(171)	625(212)	834(283)	826(280)
捜査本部設 置等経費	件数	—	—	—	—	—
	金額	—	—	—	—	—
激励慰労費	件数	7(100)	10(143)	8(114)	35(500)	4(57)
	金額	499(100)	451(90)	330(66)	2,174(435)	304(61)
そ の 他	件数	4(100)	36(900)	31(775)	82(2,050)	136(3,400)
	金額	1,443(100)	5,082(352)	522(36)	1,336(93)	1,924(133)
小 計	件数	4,677(100)	4,532(97)	3,786(81)	3,453(74)	3,167(68)
	金額	212,810(100)	214,797(101)	138,240(65)	105,019(49)	60,697(29)
捜査諸雑費	件数	—	—	—	—	—
	金額	—	907	27,971(100)	46,700(167)	40,940(146)
合 計	件数	4,677(100)	4,532(97)	3,786(81)	3,453(74)	3,167(68)
	金額	212,810(100)	215,705(101)	166,211(78)	151,719(71)	101,638(48)

注(1) 括弧書きは11年度(捜査諸雑費は13年度)を100とした指数である。

注(2) 12年度の捜査諸雑費は、13年1月～3月の間、一部の所属で試行的に実施した分である。

また、本年の検査の過程において、次のような事態が見受けられた。

ア 北海道警察北見方面本部の事案について

本院では、15年7月、北海道警察北見方面本部についての会計実地検査を行った。

その際に、同方面本部警備課の捜査員が捜査協力者との接触に利用したとされる店舗名義の領収書(支払金額3,200円)が提示されたが、当該店舗が実在するかについて納得の得られる説明が得られなかった。そこで、本院では、会計実地検査後に、当該店舗が当時実在していたことを証明する資料を提出し、これにより再度説明することを求めている。

た。本件については、その後、警察当局の調査により、会計実地検査時に提示された領収書は、会計検査の際の説明を容易に済ませることを目的として会計実地検査の直前に偽造されたものであって、これによって説明を行っていたことが判明した。また、本院が求めた追加説明のために、当時既に存在しなかった当該店舗が実在していたことを証明するような広告物等を偽造するなどの行為が行われていたことも判明した。

そして、同課については、14、15両年度に一部の捜査費について当該偽造領収書以外の偽造した領収書等により真実に基づかない会計経理(18件、52万6500円)が行われ、不適正な予算執行が行われていたことなどが北海道警察本部から北海道議会に報告されている。

これに対して、本院は16年9月に再度の会計実地検査を行い、関係書類を調査し、関係者から事情を聴取するなどして、上記のように捜査費予算の執行の一部について正規の会計手続を経て正当な債主に対する正当な支払が行われたかのように虚偽の会計書類を作成し、資金を捻出するなどしていたことを確認した。また、15年7月の会計実地検査に係る領収書等の偽造は、警察活動に今後制約が生じることを懸念して同課の複数の職員が関与したものであることを確認した。

同課においては正しい情報の提供に基づいて行われるべき会計検査について、虚偽の情報を提供して組織的に説明の責任を回避しようと図ったものであり、極めて遺憾な事態である。また、上記のように不適正経理が組織的に複数年度にわたって行われてきたことは、国の会計経理は所定の法令規則に定められた手続を遵守しながら行われるべきであるとの国の会計制度の基本原則が軽視されていたものであり、著しく適正を欠くものと認められ、今後警察当局において厳正な対処が求められる。

イ 捜査費の証拠書類等の徴取及び保管・管理方法について

(ア) 捜査費の証拠書類である領収書については、支払に当たって正当な債主である受領者からこれを徴するのが原則であるが、従来の会計実地検査において、捜査費の受領者が実名での領収書を書くことに同意しないなどのため、捜査員の証明書でこれに代えているものなどが見受けられた。そこで、前記37所属の15年度分の捜査費のうち捜査協力者謝礼及び拠点等の借上費に関する2,930件について、領収書の有無を確認したところ、表6のとおり、領収書が徴取できなかったとされるものが1,195件あった。そして、徴取できた領収書については、本人名義ではないものがその相当割合を占めているとの説明を警察当局から受けた。

表6 平成15年度捜査費領収書取得状況(37 所属)

(単位：件、円)

支払事由	領収書あり		領収書なし		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
捜査協力者謝礼	1,525	64,198,604	1,129	35,922,102	2,654	100,120,706
拠点等の借上費	210	17,520,500	66	2,986,100	276	20,506,600
計	1,735	81,719,104	1,195	38,908,202	2,930	120,627,306

捜査費の証拠書類として、領収書等がその証明力を十分に有するためには、領収書等と警察部内において作成される捜査関係書類等との対応関係、更には正当な債主から領収書が得られなかった状況などが会計書類上明確にされていることが必要である。しかし、捜査情報の秘匿性が重視される反面で、従来必ずしも捜査費に係る会計書類と捜査等との具体的な関連付けが十分に行われていなかったように見受けられた。警察庁においては、国会等での議論を踏まえて、16年度から本人名義以外の領収書を徴することを中止し、領収書が徴取できない場合は、代わりに捜査員の証明書によることとしたため、今後、領収書が徴取できなかったとするものの割合が更に増大することが見込まれる。このため、捜査費執行の適正性に関する説明責任を全うするためには、捜査費に係る会計書類と捜査等との関連性をより明確に整理することが必要不可欠であると認められる。

(注4)

(イ) また、16年までに13都県警察の18所属において、本院の検査対象である捜査費に係る証拠書類が保存期限内に廃棄されていたなどの事態が明らかになっており、このほかにも多くの会計書類等が廃棄されていたことが報告されている。これらの会計書類等には、会計実地検査の際の説明等に使用されるものも含まれている。会計書類等の不適正な廃棄は本院による会計検査が十分に行い得なくなる事態を招来しかねない問題であり、会計実地検査の際に十分な説明責任を果たすためにも厳格な保管・管理の徹底が必要である。

上記(ア)及び(イ)の事態からすると、従来、これらの会計書類等の徴取及び保管・管理の体制については、外部への説明責任を十全に果たすにはいまだ十分でない面があったと考えられるものであって、今後会計書類等の管理方法等について、より一層厳重な管理方法の考案、捜査等と経理の相互の関連性を明らかにするための措置の検討及びこれらについての周知徹底の必要があると認められる。

ウ 激励慰労費の執行について

長期困難な捜査の終了時等に本部長等の幹部職員が捜査員等を慰労するための簡素な飲食物を購入する経費、いわゆる「激励慰労費」については、独立した予算科目ではなく、捜査費経理の手引きの中で捜査費の執行形態の一つとして類型化されているにすぎないものである。したがって、予算執行上は捜査費の一部として他の執行類型と特別に区分されておらず、予算決算上も同じ(目)捜査費の中に計上されている。

従来、警察庁では、激励慰労は本来の目的の範囲において簡素に行うべきものとして、事前に本部長の決定又は承認を得て、幹部職員等を参加者とし、執行限度額(1人当たり3,000円)以内で警察庁舎内において行われるべきものとするなどの指導を行っている。

本院では、15年に都道府県警察等に対する情報公開請求に対する開示決定などにより、激励慰労費が多額に上っていることが明らかになったことを受けて、本年次において激励慰労費の執行状況について、その実績を把握することに努めるとともに、その執行が警察庁の指導に沿って適正に行われていたか、また、本来の捜査費の目的に適合していたかについて検査を行った。

検査の結果、表7のとおり、10年度以降の6年間に激励慰労費として執行された捜査費は、51都道府県警察等で4億8000万円に上り、12年から14年までは年間1億円以上に上っていた。このうち直近の14、15両年度について、激励慰労費の実績のあった都道府県警察等のうち12都道府県警察等^(注5)において使途等の執行内容を確認したところ、一部の都道府県警察等において、一人当たりの金額が過大となっていたり、本部長等の激励慰労者が出席していなかったり、警察の施設外で行われていたりするなど、警察庁の指導に必ずしも適合しない形態で執行された例が見受けられた。

表7 激励慰労費として執行された捜査費

(単位：件、千円)

年 度	執行都道府県警察等数	執行件数	支 出 金 額
10	28	69	10,679
11	38	322	52,494
12	50	1,020	142,508
13	44	673	105,838
14	46	969	141,339
15	29	288	27,992
計		3,341	480,850

激励慰労費の支払は、15年度には激減している状況であるが、同費の支払の内容をみると、その支払の対象は飲食に関する経費になっているところから、執行を継続するとしても、支払の対象を、真に必要なもの、その執行の正当性について国民の理解を得られるものに限定するなど、激励慰労費に関する予算の執行については、再検討する必要があると認められる。

(2) 活動旅費について

活動旅費は、予算上は警察庁の一般会計歳出予算(項)警察庁(目)活動旅費で計上されており、その5年度以降の予算額及び決算額の推移は、表8のとおりとなっている。

表8 活動旅費の予算額及び決算額(全国)

(単位：百万円)

年 度	予 算 額(A)	決 算 額(B)	不用額(A)-(B)
5	17,146	17,145	0
6	13,716	13,715	0
7	18,214	18,214	0
8	12,263	12,262	0
9	13,402	13,029	373
10	12,633	12,222	410
11	11,651	11,583	68
12	17,918	15,648	2,269
13	12,126	10,637	1,488
14	12,720	10,846	1,874
15	9,983	9,854	129
16	9,740	—	—

16年3月に静岡県警察における県費旅費についての不適正経理が明らかになったため、本年次においては、8都道府県警察の国庫支弁の対象となる活動旅費(14、15両年度で総額63億4112万余円)のうち計67所属(これらに係る活動旅費14年度13億3688万余円、15年度14億4831万余円)について、同様の事態の有無について特に留意して検査を行った。検査の過程において、関係する警察職員125人(これらに係る旅行命令14、15両年度計809件、活動旅費14、15両年度計1934万余円)から事情を聴取するなどしている。検査の結果、現時点では特に問題と認められる事態は見受けられなかったが、一部の府県においては警察当局による府県警察全体についての調査が継続中であり、その推移を注視しているところである。

(3) 当局の執った改善策

16年2月、警察庁では、予算執行検討委員会を庁内に設置して、都道府県警察等と連

携を回りながら会計経理をめぐる不適正経理事案の解明を行うとともに、予算執行の適正化を推進するため予算執行の在り方について検討している。既に16年中に本件事案の問題に関する改善策をいくつか講じてきたが、その内容は現在までのところ次のようなものとなっている。

ア 領収書等の在り方の再検討

16年3月に捜査費執行における領収書の徴取の在り方についての官房長通達を発出して各都道府県警察等を指導し、16年度から捜査費に係る領収書等の取扱方法を改善している。その内容は、本人名義の領収書が徴取できない場合に次善の策として本人名義以外での領収書を徴取するという15年度までの取扱いを中止し、その場合には支払を行った捜査員が証明書を作成し、領収書を徴取できなかった経緯等を詳細に記録して上司の承認を受けるなどとしたものである。

イ 会計監査の充実強化

16年4月に会計監査に関する規則を新たに定めて、警察庁と管区警察局により全都道府県警察等に対する会計監査を行うものとするなどとし、監査の充実強化を図っている。また、同年4月に会計監査実施計画を作成し、これに沿って同年5月から順次実施している。

ウ 会計文書の保管・管理の適正化

16年初頭に会計文書の廃棄が問題とされたことから、16年4月に官房長通達を発出して会計文書の適正な保管・管理を行うよう指導し、更に同年6月官房長通達等を出して、会計文書と他の文書の明確な区分と捜査関係書類の厳格な管理等を内容とする具体的な再発防止策を講ずることとした。

エ 旅費の支払についての点検強化

静岡県警察における県費旅費の不適正経理の発覚を受けて、16年6月に官房長通達を出して都道府県警察等に対して、各所属で旅費の執行状況が確実に点検されるよう指導することなどの措置を求めている。

本院としては、今後これらの改善策の妥当性及びその浸透状況を検証する必要がある。

4 本院の所見

捜査費の経理については、その秘匿性の要件に配慮して比較的少数の者のみが関与する仕組みが採られている。しかし、今回その秘匿性の要件を利用して慣行的及び組織的に真実を

反映しない架空の会計手続を踏むことによっていったん資金を捻出した後、正規の手続によらないで支払を行うなどの不適正な会計経理が行われていたことが警察当局の調査により明らかになっていることは極めて遺憾であり、その事態の重大さにかんがみ、厳正な対処が望まれる。また、このような事態が再度発生しないよう、適正な予算執行の在り方について関係者の再認識を促すとともに、効果的な再発防止策が具体的に講じられることが肝要であると認められる。

特に、北海道警察北見方面本部において会計実地検査の際、虚偽の領収書による説明が行われたり、その後の説明のために資料が偽造されたりしたことは、会計経理の適正性の心証形成を阻害するものであり、極めて憂慮すべき事態である。このように組織的に虚偽の情報による説明が行われた場合には、会計検査は有効に機能し得ないこととなる。国の予算を執行する都道府県警察等においてはこのような行為が会計実地検査の場において現実に行われた事実の重大性を十分に認識する必要がある。また、国庫が支弁する経費の予算を管理する警察庁においては、このような事態が再度発生しないよう、都道府県警察等がその説明責任を果たし得る健全な体制であるか内部監査などにより点検する必要がある。

都道府県警察等における捜査費等の経理については、その経費の性質上、捜査上の秘密及び関係者の安全などに十分配慮するなどの制約の下で会計検査を実施しているものである。したがって、警察当局による領収書等の証拠書類を含む会計書類の徴取、会計書類と捜査等の関連性の整理、会計書類の保管・管理の体制の整備及び内部監査の体制の充実を図ることが肝要である。

捜査費等に係る不適正経理の発覚以来、警察庁においても改善策を講じ、本院としてもその内部調査や改善策の進捗状況を検査の過程において把握することに努めてきた。しかしながら、都道府県警察等における調査・解明がまだすべて完了していない現在においては、なお警察庁における事態の全容解明と原因究明、さらにこれらを踏まえた上での再発防止策の構築が必要とされている段階にある。今後の警察当局におけるなお一層の迅速かつ詳細な事態の解明が望まれるところである。今後、本院としては、警察当局の執った改善の指導等の状況を都道府県警察等における会計実地検査を通じて検証する必要がある。

これらの状況を注視しながら、本院としても引き続き捜査費等に関する検査を実施し、前記の警察当局において16年末を目途に調査中の事案についてもその調査結果の報告を踏まえた上でその内容を検証していくこととする。

- (注1) 13 都道府県警察等 警視庁及び北海道、宮城県、新潟県、石川県、岐阜県、京都府、大阪府、香川県、高知県、福岡県、大分県各警察本部並びに北海道警察北見方面本部
- (注2) 8 都道府県警察 警視庁及び北海道、宮城県、新潟県、石川県、京都府、大阪府、高知県各警察本部
- (注3) 10 都府県警察 警視庁及び宮城県、新潟県、石川県、岐阜県、京都府、香川県、高知県、福岡県、大分県各警察本部
- (注4) 13 都県警察 警視庁及び宮城県、福島県、群馬県、神奈川県、長野県、静岡県、愛知県、和歌山県、鳥取県、広島県、福岡県、大分県各警察本部
- (注5) 12 都道府県警察等 警視庁及び北海道、宮城県、新潟県、石川県、岐阜県、京都府、大阪府、香川県、高知県、福岡県各警察本部並びに北海道警察北見方面本部

第2 株式会社りそな銀行及び株式会社足利銀行に対する金融危機対応措置の実施について

検査対象	内閣府(金融庁)、財務省、預金保険機構	
会計名	一般会計	
事業の根拠	預金保険法(昭和46年法律第34号)、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第143号)等、平成15年度一般会計予算	
事業の概要	金融危機に対応するための業務、金融機能の早期健全化などのための金融機関等の株式等の引受け等の業務	
平成15年度に金融危機対応措置が実施された金融機関	(1) 株式会社りそな銀行 (2) 株式会社足利銀行	
株式会社りそな銀行に対して自己資本の充実のために実施した普通株式等の引受けに要した額	1兆9600億円	
上記の引受けに係る預金保険機構に対する国の債務の保証	1兆9604億円	〔危機対応勘定における、国の債務保証に係る平成15年度末借入金残高〕
過去に実施された資本増強措置に要した額	(1) 〔株式会社大和銀行 計5080億円〕 〔株式会社あさひ銀行 計6000億円〕 (2) 株式会社足利銀行 計1350億円	

<構成>

1 検査の背景(748)
(1) 金融危機対応措置の概要(748)
ア 金融危機対応措置(748)
イ 金融危機対応措置に要した費用(751)
(2) 金融機能安定化法及び金融機能早期健全化法に基づく公的資金による資本増強の概要(752)
ア 金融機能安定化法(10年3月に実施された資本増強措置)(752)
イ 金融機能早期健全化法(11年3月から14年3月までに実施された資本増強措置)(753)
ウ りそな銀行の前身である大和及びあさひ両銀行並びに足利銀行に対して実施された資本増強措置(753)
(3) 金融庁の監督・検査の枠組み(754)
ア 銀行法等に基づく金融機関に対する監督・検査(754)
イ 金融機能早期健全化法に基づく資本増強措置を受けた金融機関に対する監督(755)
(4) 金融再生プログラムの策定(757)

- 2 検査の着眼点(758)
- 3 検査の状況(759)
 - (1) りそな銀行について(759)
 - ア りそな銀行に対する1号措置の実施(759)
 - イ 大和及びあさひ両銀行の経営健全化計画の履行状況及びこれに対する金融庁の監督状況(764)
 - (2) 足利銀行について(775)
 - ア 足利銀行に対する3号措置の実施(775)
 - イ 足利銀行の経営健全化計画の履行状況及びこれに対する金融庁の監督状況(777)
 - (3) 預金保険機構の財務への影響(788)
 - ア 危機対応勘定への影響(788)
 - イ 一般勘定への影響(789)
 - ウ 金融機能早期健全化勘定への影響(789)
 - エ 金融再生勘定への影響(791)
- 4 本院の所見(793)
 - (1) 金融危機対応措置の実施状況について(793)
 - ア りそな銀行(793)
 - イ 足利銀行(793)
 - (2) りそな銀行の前身である大和及びあさひ両銀行並びに足利銀行の経営健全化計画の履行状況及びこれに対する金融庁の監督状況について(794)
 - ア 大和銀行及びあさひ銀行(794)
 - イ 足利銀行(794)
 - (3) 資本増強措置に対するリスク及び金融庁の監督・検査(795)
 - (4) 優先株式等のき損による預金保険機構の財務への影響(795)

1 検査の背景

(1) 金融危機対応措置の概要

ア 金融危機対応措置

国は、平成12年5月に預金保険法(昭和46年法律第34号)を改正し、13年4月以降の金融システムに対するセーフティ・ネットを恒久措置として整備した。改正された預金保険法には、恒久措置の一つとして危機的な事態に対する例外的な措置が定められている。すなわち、内閣総理大臣は、破綻するなどした金融機関について以下の(ア)から(ウ)の枠組みによる措置が講ぜられなければ、我が国又は当該金融機関が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずる(以下「金融危機」という。)おそれがあると認めるときは、金融危機対応会議の議を経て、当該金融機関に対していずれかの措置(以下、これらの措置を「金融危機対応措置」という。)を講ずる必要がある旨の認定を

(注1)

行い、これに基づいて金融庁及び預金保険機構が金融危機対応措置を実施することとされている。

(注1) 金融危機対応会議 内閣総理大臣を議長とし、内閣官房長官、金融担当大臣、金融庁長官、財務大臣、日本銀行総裁で組織され、内閣総理大臣の諮問に応じ、金融危機の対応に関する方針等について審議し、これに基づき関係行政機関の施策の実施を推進する事務をつかさどる。

(ア) 1号措置

預金保険法第102条第1項第1号に基づく措置(以下「1号措置」という。)は、破綻又は債務超過の金融機関以外の金融機関に対して適用される措置である。具体的には、預金保険機構が、当該措置が適用される金融機関の自己資本の充実のために、当該金融機関が発行する普通株式、優先株式、劣後特約付社債(以下「劣後債」という。)を引き受けたり、当該金融機関に劣後特約付金銭消費貸借により資金を貸し付け(以下、この貸付けを「劣後ローン」という。また、普通株式、優先株式、劣後債、劣後ローン^(注2)を総称して「株式等」という。)たりする。

この1号措置の実施に当たっては、内閣総理大臣による認定を踏まえて、当該金融機関が預金保険機構に申込みを行い、これを受け同機構は、金融庁長官に対して、当該金融機関と連名で、申込みに係る1号措置を実施するかどうかの決定を求める。また、当該金融機関は、金融庁長官に対し、経営の合理化等のための方策を定めた経営の健全化のための計画(以下「経営健全化計画」という。)を提出する。

金融庁長官は、①1号措置により預金保険機構が取得する株式等の売却等による処分が著しく困難であると認められる場合でないこと、②経営健全化計画の確実な履行等を通じて、経営の合理化のための方策、経営責任の明確化のための方策及び株主責任の明確化のための方策の実行が見込まれること、という要件のすべてに該当する場合に限り、財務大臣の同意を得て、1号措置を行う旨を決定する。また、必要があると認めるときは、当該金融機関の資本の減少を1号措置実施の条件とすることができる。

1号措置を行う旨を決定したときは、金融庁長官は、経営健全化計画を公表し、また、当該金融機関に対し同計画の履行状況について報告を求め、これを公表すること

ができる。

15年5月に、内閣総理大臣は、株式会社りそな銀行(以下、同銀行の名称中「株式会社」は記載を省略する。)について、1号措置を実施する必要がある旨の認定を行い、預金保険機構は、同年7月に、同銀行の普通株式等1兆9600億余円を引き受けた。

(注2) その後、預金保険法改正により、平成16年8月から預金保険機構が当該金融機関を子会社とする持株会社の普通株式等を引き受けることも可能となった。

(イ) 2号措置

預金保険法第102条第1項第2号に基づく措置(以下「2号措置」という。)は、破綻又は債務超過の金融機関に対して適用される措置である。具体的には、内閣総理大臣による認定を踏まえて、金融庁長官が当該金融機関に対して認定後直ちに金融整理管財人による管理を命ずる処分を行うとともに、当該金融機関から営業を譲り受けるなどする救済金融機関に対し、預金保険機構がペイオフコストを超える額の資金援助を行うことができる。

(注3) ペイオフコスト 金融機関が破綻した場合の預金者一人当たりの保険金支払限度額を基に計算した保険金支払の実施に要すると見込まれる費用。平成17年3月までは、定期性預金等については元本1000万円及びその利息等が保険金の支払限度額となり、当座預金、普通預金等については全額が保険金の支払対象となる。

(ウ) 3号措置

預金保険法第102条第1項第3号に基づく措置(以下「3号措置」という。)は、債務超過の破綻銀行等に適用される措置で、2号措置によっては、金融危機のおそれを回避できないと認める場合でなければ行うことができない。具体的には、内閣総理大臣による認定と同時に、金融庁長官は、預金保険機構が当該認定を受けた銀行等(以下「特別危機管理銀行」という。)の全株式を取得することを決定し、同機構は官報公告が行われたときに当該株式を取得することとなる。

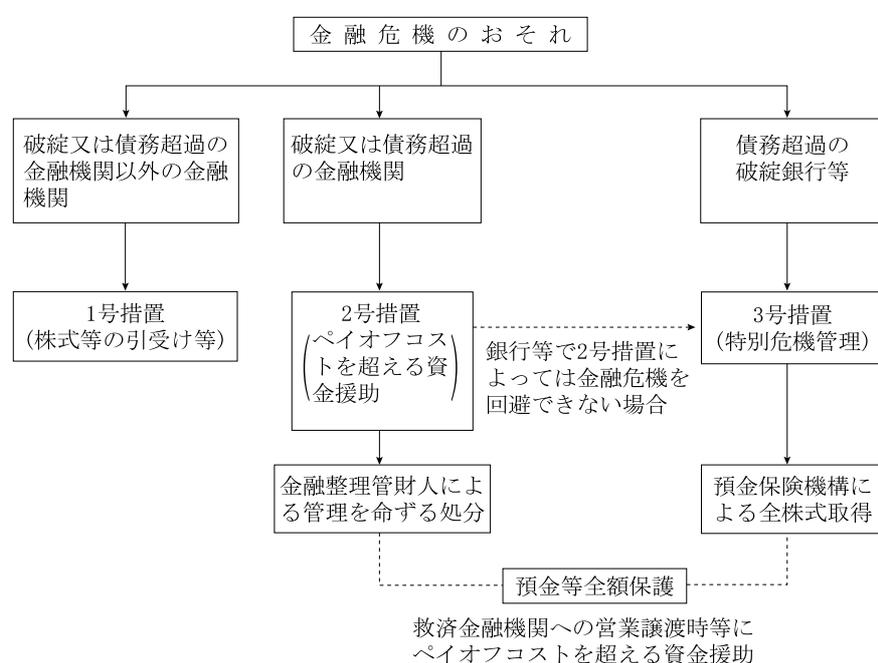
また、金融庁長官は、上記の公告時における特別危機管理銀行の資産及び負債の状況を公表する。

金融庁長官は、預金保険機構又は特別危機管理銀行に①救済金融機関との合併等、

②特別危機管理銀行の営業の譲渡、③同機構が取得した特別危機管理銀行株式の譲渡の措置を講じさせることにより、できるだけ早期に3号措置を終了する。そして、3号措置の終了に際しては、同機構は、ペイオフコストを超える額の資金援助を行うことができる。

15年11月に、内閣総理大臣は、株式会社足利銀行(以下、同銀行の名称中「株式会社」は記載を省略する。)について、3号措置を実施する必要がある旨の認定を行い、預金保険機構は、同年12月に、同銀行の全株式を対価なしで取得した。

図1 預金保険法における金融危機対応措置の枠組み



イ 金融危機対応措置に要した費用

預金保険機構は、金融危機対応措置の実施に係る経理については、危機対応勘定を設けて区分経理することとされている。

(注4)
 預金保険機構は、これらの業務を行うために、15兆円(15年度)を限度に政府保証を付して日本銀行、金融機関等から資金の借入れ又は債券の発行による資金調達を行うことができる(以下、同機構が政府保証を付して調達した資金を「公的資金」という。)

これらの業務に係る費用を賄うため、金融庁長官及び財務大臣は、必要と認められるときに、危機対応勘定の収支状況及び金融機関の財務の状況を勘案した上で金融機関に

負担金を預金保険機構に対して納付させる。

一方で、政府は、負担金のみでこれらの業務に係る費用を賄おうとしたならば、金融機関の財務状況を著しく悪化させ、我が国の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがあると認められるときに限り、予算で定める金額の範囲内において、預金保険機構に対して、当該費用の一部を補助することができる。

また、預金保険機構が2号措置又は3号措置の実施によりペイオフコストを超える額の資金援助を行う場合には、資金援助に要する額のうち、ペイオフコスト超過分相当額を、危機対応勘定が負担することとなる。一方、残るペイオフコスト相当額については、金融機関が納付する預金保険料等を財源として、同機構の一般勘定が負担することとなる。

(注4) 平成16年度においては、17兆円に増額されている。

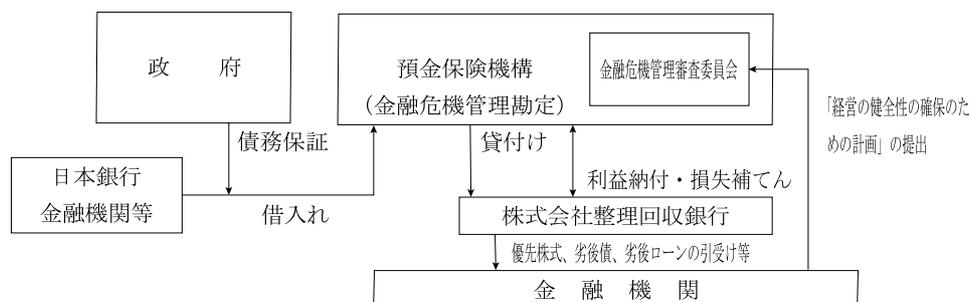
(2) 金融機能安定化法及び金融機能早期健全化法に基づく公的資金による資本増強の概要

これまでに実施された公的資金を原資とした株式等の引受け等により金融機関の資本を増強する(以下「資本増強」という。)措置のうち、過去にりそな銀行の前身である株式会社大和銀行及び株式会社あさひ銀行(以下、両銀行の名称中「株式会社」は記載を省略する。)並びに足利銀行に対して実施された措置には、10年2月に制定された金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第5号。以下「金融機能安定化法」という。)に基づく措置及び同年10月に制定された金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第143号。以下「金融機能早期健全化法」という。)に基づく措置がある。

ア 金融機能安定化法(10年3月に実施された資本増強措置)

金融機能安定化法における資本増強措置の枠組みは、図2のとおりである。

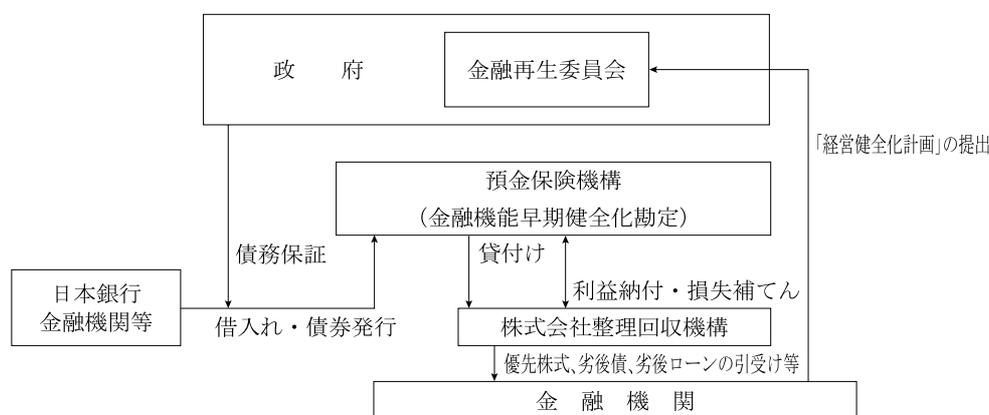
図2 金融機能安定化法による資本増強措置の枠組み



なお、10年10月に金融機能安定化法は廃止され、預金保険機構の金融危機管理勘定に属する資産及び負債は、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第132号。以下「金融機能再生法」という。)に基づいて同機構に設置された金融再生勘定に引き継がれた。

- イ 金融機能早期健全化法(11年3月から14年3月までに実施された資本増強措置)
 金融機能早期健全化法における資本増強措置の枠組みは、図3のとおりである。

図3 金融機能早期健全化法による資本増強措置の枠組み



金融機能早期健全化法では、資本増強措置の申込みを行った金融機関は、経営の合理化のための方策や、株式等について利益をもってする消却等に対応することができる財源を確保するための方策、財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策などを記載した経営健全化計画を提出することとされた。そして、金融再生委員会(13年1月以降は金融庁。)は、同計画及びその履行状況について公表するとされた。

- ウ りそな銀行の前身である大和及びあさひ両銀行並びに足利銀行に対して実施された資本増強措置

金融機能安定化法及び金融機能早期健全化法に基づいて大和及びあさひ両銀行並びに足利銀行に対して実施された資本増強措置の実績は表1のとおりである。

表1 大和銀行及びあさひ銀行に対する資本増強措置の実施状況

実施年月	根拠法	引受け等の形態	金額(億円)
10年3月	金融機能安定化法		
	(大和銀行)	劣後ローン	1,000
	(あさひ銀行)	劣後ローン	1,000
	計		2,000
11年3月	金融機能早期健全化法		
	(大和銀行)	優先株式	4,080
	(あさひ銀行)	優先株式 劣後ローン	4,000 1,000
	計		9,080
(大和銀行計)			5,080
(あさひ銀行計)			6,000
合計			11,080

足利銀行に対する資本増強措置の実施状況

実施年月	根拠法	引受けの形態	金額(億円)
10年3月	金融機能安定化法	劣後債	300
11年9月 11月	金融機能早期健全化法	優先株式	750
		優先株式	300
計			1,050
合計			1,350

(3) 金融庁の監督・検査の枠組み

ア 銀行法等に基づく金融機関に対する監督・検査

(ア) 金融機関の決算を基にした監督

各金融機関では、毎決算時における損益計算書、貸借対照表等の財務諸表の作成に当たっては、保有する資産を個別に検討して、回収の危険性又は価値のき損の危険性の度合いに従って区分し(以下「自己査定」という。)、その結果に基づいて償却・引当てを行っている。

金融庁では、金融機関の財務の健全性を確保するための監督手法の中心として、金融機関の財務諸表等から算出される自己資本比率が4%(海外に営業拠点を持たない国内基準行の場合。国際的に業務展開を行っている国際基準行は8%)を下回った金融機関に対して、銀行法(昭和56年法律第59号)等に基づいて資本の増強のための具体的な方策を含む経営改善計画の提出などを命ずる早期是正措置制度を10年4月から

導入している。

この早期是正措置により、①適時に是正措置を講ずることにより金融機関経営の健全性確保と経営破綻の未然防止を図ること、②是正措置の発動ルールを明確化することにより行政の透明性確保に資すること、③金融機関が破綻した場合の破綻処理コストの抑制を図ることなどが期待されるとしている。

(注5) 金融庁の前身である金融監督庁が平成11年7月に公表した「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」によれば、金融機関の自己査定の結果、貸出債権等の資産は債務者の財務状況等により「正常先」、「要注意先」、「破綻懸念先」、「実質破綻先」及び「破綻先」に区分される。なお、「要注意先」のうち財務内容に問題があるなど今後の管理に注意を要する債務者に係る債権は「要管理先」として区分することが望ましいとされている。その上で回収の危険性又は価値のき損の可能性の度合いに応じて資産を4段階に分類する。分類の詳細については表16注釈参照。

(注6) 自己資本比率 資産の各項目にそれぞれのリスク・ウェイト(例えば、一般向け債権の場合100%、国債等の場合0%)を乗じて得られた額の合計(リスク・アセット)に対する資本金等の比率。国際基準行については8%以上、国内基準行については4%以上の自己資本比率を持つことが健全性の観点から求められている。

(イ) 金融機関の決算に対する金融検査

金融庁では、金融機関の健全かつ適切な運営を確保するために、金融機関に対して立入検査(以下「金融検査」という。)を実施し、この中で、金融機関の財務の状況についても検査を行っている。この検査は、前記の自己査定等を経て作成された金融機関の決算を事後的に検査するもので、その検査の結果については、当該金融機関の次回の決算に反映されるものとなっている。また、金融検査においては、前記のとおり金融機関の財務諸表等から算出する自己資本比率を基に金融庁による監督が行われることから、金融機関が自らの責任において行った自己査定結果の正確性等に加え、償却・引当額の総額及びその水準の適切性、特に、償却・引当額の総額が信用リスクに見合った十分な水準となっているかを重視して検証するとされている。

(注7) 信用リスク 貸出先などの財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消滅し、金融機関が損失を被るリスク

イ 金融機能早期健全化法に基づく資本増強措置を受けた金融機関に対する監督

(ア) 金融庁の監督権限と金融機能早期健全化法との関係

金融機能早期健全化法では、金融庁が、経営健全化計画の履行を確保するために、

銀行法等に基づいて、業務改善命令等の監督上の必要な措置を命ずることができる
されている。

(イ) 3割ルール等の策定

金融再生委員会(当時)では、11年9月に「資本増強行に対するフォローアップに係
る行政上の措置について」を公表し、この中で、経営健全化計画の履行を確保するた
めの監督方針として、同計画の履行状況を公表することにより、金融機関自身による
自己規正を促すことを基本とするとしている。

そして、資本増強措置を受けた金融機関から、状況把握のために四半期ごとにヒア
リングを行い、また、半期ごとに経営健全化計画の履行状況について報告させること
とした。

(注8)

さらに、経営健全化計画に記載されている業務純益 ROE 又は当期利益の計画値を
基本的な指標として、その実績が計画値を3割以上下回った場合などには、当該金融
機関に対してその理由及び収益改善策等について報告を求めることとした。また、同
計画に当該収益改善策を盛り込むよう見直しを行わせ、さらに必要に応じて業務改善
命令を発動することとした(以下、実績が計画値を3割以上下回った場合の対応方針
を「3割ルール」という。)

一方で、金融庁では、不良債権処理の促進という観点から、13年6月に「資本増強
行に対するフォローアップに係る行政上の措置についての考え方の明確化について」
を公表し、3割ルールの運用方針を明確化した。具体的には、上記の報告において、
①業務純益 ROE の計画値がおおむね達成されていること、②当期利益の実績が計画
値を3割以上下回った大きな要因が不良債権の積極的な処理によると認められるこ
と、③剰余金の減少を回復するための方策が示され、資本増強措置に係る株式等の消
却等が当初見込みどおり可能となること、の3点が明らかにされた場合には、まず
は、見直し後の経営健全化計画の履行状況等を注視していくこととした。

また、優先株式により資本増強措置を受けた金融機関が当該優先株式に係る所定の
配当を行わない場合の監督方針としては、金融庁では、当該金融機関に対してその理
由及び抜本的な収益改善策について報告を求めるとともに、経営健全化計画に当該収

益改善策を盛り込むよう見直しを行わせ、さらに必要に応じて業務改善命令を発動することとした。また、同報告において、上記の3点が明らかにされた場合には、3割ルールと同様に、まずは、見直し後の経営健全化計画の履行状況等を注視していくこととした。

(注8) 業務純益ROE(「ROE」は「Return On Equity」の略。) 資本の部に対してどれだけの業務純益を計上することができたのかを示す数値。金融機関の収益力を示す指標として用いられる。なお、業務純益は、金融機関本来の業務により得られる利益であり、具体的には、資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支から一般貸倒引当金繰入額及び経費などを差し引いて算出される。

(4) 金融再生プログラムの策定

金融庁では、14年10月に、16年度には主要行の不良債権問題の正常化を図るとともに、より強固な金融システムの構築を目指すために、「金融再生プログラム」を策定した。この中で、主要行の資産査定を厳格化、自己資本の充実などに係る行政としての方針を定めた。

このうち、個別の金融機関が経営難や資本不足などの状況に陥った場合には、金融危機を回避するために、金融危機対応措置を発動するなどして対応するとされた。また、これらの措置を受けることとなった金融機関に対しては、経営者の責任の明確化を厳しく求めることとした。

金融機関の資産査定については、その厳格化を図るために、担保評価の厳正な検証を行ったり、正当な理由がないにもかかわらず金融機関の自己査定と金融検査の結果の格差が是正されない場合には業務改善命令を発動する方針を明確にしたりなどするとされた。

(注9)
繰延税金資産については、その資本性が脆弱であるとし、会計指針の趣旨に則りその資産性を厳正に評価するとともに、主要行の経営を取り巻く不確実性が大きいこと、翌年度以降の課税所得を見積もることが非常に難しいことなどから、会計監査人に対して厳正な監査を求めるとともに、金融検査において繰延税金資産の計上について厳しく検査するとされた。

そして、当期利益等の実績が経営健全化計画の計画値を3割以上下回る事態に関しては、その原因と程度に応じて業務改善命令の発動等の必要性を判断するとともに、改善がなされない場合は、責任の明確化を含め厳正に対応することとされた。

(注9) 繰延税金資産 企業会計上の収益又は費用と課税所得計算上の益金又は損金の認識時点の相違等により、貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得計算上の資産及び負債の額との間に差異がある場合において、当該差異が、解消するときにその期の課税所得を減額させる効果を持つときは、原則として当該差異に係る法人税等相当額が繰延税金資産として、貸借対照表に計上される。

金融機関が不良債権等に対し税務上の限度額を超えて貸倒引当金を繰り入れる場合等に、この超過額は損金とされず課税対象となり、将来の課税所得を軽減する効果を有していると思込まれる法人税等相当額が繰延税金資産として資産の部に計上され、その結果、資本の部が増加する。

2 検査の着眼点

本院では、7年以降、金融システムの安定化のための諸施策の実施状況について、多額の公的資金が使用されていることなどから、継続して検査を実施してきた。このうち、平成13年度決算検査報告において、金融機能早期健全化法等に基づく資本増強措置の効果とともに、資本増強措置を受けた金融機関全体の不良債権処理損失額や繰延税金資産の計上状況などの財務状況の推移や経営健全化計画の達成状況などについて横断的に分析したところである。そして、同計画での想定を大きく上回る不良債権処理損失額の計上により、当期利益及び剰余金の実績が計画値を下回っている金融機関が多数見受けられたことなどから、3割ルール適用の対象となった金融機関については、剰余金の蓄積状況等を監視するとともに、同計画の見直しの際には、不良債権処理損失額等の見通しについて十分配慮することが肝要である旨を記述したところである。

その後、前記のとおり、大和及びあさひ両銀行が再編されたりそな銀行並びに足利銀行の財務状況が悪化したことにより、15年度にそれぞれ金融危機対応措置が実施され、1号措置が実施されたりそな銀行に対しては、再び多額の公的資金を使用することとなった。また、3号措置が実施された足利銀行に関しては、後述のとおり、同銀行の持株会社である株式会社あしぎんフィナンシャルグループ(以下「あしぎんFG」という。)は会社更生手続を開始し、公的資金の大半についてき損が避けられない状況となっている。

国会においても、りそな及び足利両銀行に金融危機対応措置が実施された経緯や両銀行に対する金融庁の検査及び監督の実施状況、金融危機対応措置の実施に伴う国民負担のリスクなどについて多くの議論が行われたところである。

そこで、本年次の検査においては、金融危機対応措置を中心に以下の点に着眼して検査した。

- (1) 金融危機対応措置が預金保険法の枠組みに沿った実施となっているかなどについて
- (2) りそな銀行の前身である大和及びあさひ両銀行並びに足利銀行の経営健全化計画の履行状況、また、これに対する金融庁の監督状況について
- (3) 過去に公的資金により大和及びあさひ両銀行並びに足利銀行に対して実施された資本増強措置や今回実施された金融危機対応措置が預金保険機構の財務に与える影響について

3 検査の状況

- (1) りそな銀行について

ア りそな銀行に対する1号措置の実施

- (ア) りそな銀行の15年3月期末決算の状況

(注10)

りそな銀行は、15年3月期末決算において、業務純益402億余円に対して、不良債権処理損失額1460億余円、株式等関係損益△2010億余円、繰延税金資産の取崩しを含む法人税等調整額2688億余円などを計上し、その結果当期損失は5830億余円(単体ベース)、自己資本比率は2.27%(単体ベース)と国内基準行の健全性の基準を下回る過少資本となった。また、持株会社である株式会社りそなホールディングス(以下「りそなHD」という。)についても、結果として自己資本比率が3.78%(連結ベース)となった。そして、りそなHD及びりそな銀行は、15年5月17日に、上記の決算について金融庁に報告した。

(注10) 大和銀行は、平成13年12月に株式会社近畿大阪銀行及び株式会社奈良銀行とともに、持株会社である株式会社大和銀ホールディングスを設立した。これに伴い、大和銀行等は、同会社が全株式を保有する子会社となった。また、あさひ銀行も、14年3月に同会社が全株式を保有する子会社となった。その後、同会社は、14年10月にりそなHDに名称を変更し、子会社の銀行についても、15年3月に大和銀行及びあさひ銀行を分割・合併し、りそな銀行及び株式会社埼玉りそな銀行(あさひ銀行の埼玉県内の営業拠点を承継。)に再編した。

- (イ) りそな銀行に対する1号措置の実施状況

(1号措置の実施)

りそなHD及びりそな銀行の15年3月期末決算に係る報告を踏まえて、内閣総理大臣は、金融危機対応会議の議を経て、5月17日、同銀行に対して1号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った。金融危機対応会議の答申等によると、同銀行に対して金融危機対応措置を講ずる必要があると判断する根拠として、会議開催時点におい

て同銀行の預金流出や市場性資金の調達困難といった事実が認められる状況にはないが、①同銀行が我が国第6位の資産規模を有する銀行であること、②同銀行は中小企業者及び個人向けの融資の比率が高いこと、③同銀行を含むりそな HD 傘下の銀行が大阪府、埼玉県等に厚い顧客基盤を抱えていることなどを挙げている。

この認定を受け、りそな銀行では、5月30日に、金融庁に対してりそな HD と連名で経営健全化計画を提出するとともに、預金保険機構に対して1号措置の実施に係る申込みを行った。この申込みにおいて、同銀行では、1号措置の実施による株式等の引受け等の規模について、金融危機対応会議の答申において「預金者、取引先、市場の不安を払拭する観点から、10%を上回る自己資本比率の確保が必要」との意見が付されたことを踏まえ、自己資本比率(連結ベース)が12%程度となるよう、1兆9600億円とした。

預金保険機構は、同日、りそな銀行と連名で、金融庁に対して、1号措置の実施についての決定を求め、金融庁は、6月10日に、繰越欠損の補てんに充てるための資本の減少を条件として、同銀行に対する1号措置の実施を決定した。

預金保険機構では、7月1日に、りそな銀行の発行する普通株式2964億余円、議決権付優先株式1兆6635億余円、計1兆9600億余円の引受けを行った。その後、当該普通株式等についてりそな銀行とりそな HD は株式交換を行い、同機構は、りそな HD の発行する普通株式等1兆9600億余円を保有することとなり、その結果、同機構はりそな HD の3分の2を上回る議決権を有することになった。

(1号措置実施の要件)

りそな HD 及びりそな銀行が提出した経営健全化計画によると、預金保険機構が取得する株式等の処分の見込み及び経営の合理化等のための方策については以下のとおりとなっていた。なお、外部からの人材登用等により経営陣を刷新することから、ビジネス・モデル等については新経営陣の下で改めて策定し、経営健全化計画の見直しも行う旨も記載されていた。

金融庁ではこれら経営健全化計画の内容等を審査した結果、1号措置実施の要件に該当すると判断した。

① 預金保険機構が取得する株式等の処分の見込み

りそな HD では、当該普通株式等の売却による処分が容易になるよう早急に収

益改善を果たし、企業価値を向上させる。また、収益力の強化を図り剰余金の蓄積(注11)に努め、金融機能早期健全化法に基づく優先株式 8680 億円の消却を実施するなどしながら、当該普通株式等 1 兆 9600 億余円に見合う剰余金を 15 年程度で確保できる。

(注11) 金融機能早期健全化法に基づく優先株式 8680 億円 大和銀行(4080 億円)、あさひ銀行(4000 億円)(表 1 参照)及び株式会社近畿大阪銀行(600 億円)に対して実施された資本増強措置に基づいて株式会社整理回収機構が引き受けた優先株式で、それぞれ株式移転又は株式交換によりりそな HD の優先株式となっている。

② 経営の合理化等の方策の実行の見込み

(a) 経営の合理化の方策

信用リスク管理の厳格化及び保有株式の更なる売却などにより資産の健全化を、また、従業員の年収水準引下げなどによる人件費の削減及び子会社・関連会社の抜本的な統合・整理の実施などにより収益構造・業務運営の健全化を図るなどする。

(b) 経営責任の明確化の方策

りそな HD 及びりそな銀行では、取締役の半数以上を社外取締役とするなど外部からの人材登用等により経営陣を大幅に刷新するとともに、経営に対する監視・監督機能強化等(注12)を図るために委員会等設置会社に移行する。

経営陣の刷新に際し、りそな HD 及びりそな銀行の代表者には退任慰労金の支払は行わず、退任する取締役も退任慰労金を返上する。また、役員報酬についても 4 割程度の削減を実施する。

(c) 株主責任の明確化の方策

配当については、多額の公的資金による資本増強を踏まえ、また、内部留保の蓄積による財務基盤の安定化を早期に図る観点から抑制することとし、16 年 3 月期のりそな HD の普通株式については見送ることとする。

(注12) 委員会等設置会社 平成 15 年 4 月施行の商法(明治 32 年法律第 48 号)改正に伴い導入された、資本金 5 億円以上あるいは負債総額 200 億円以上の大会社などが選択できる企業統治形態。経営監視と業務執行の分離や、社外取締役の活用が特徴で、取締役は、指名委員会・監査委員会・報酬委員会の活動を通じて、主として経営の監督を行い、一方で取締役会で選任される執行役が、取締役から大幅な権限委譲を受けて業務執行を行うという制度。

(資本の減少)

前記のとおり、金融庁は、1号措置実施の決定に際して、りそな銀行の繰越欠損の補てんに充てるための資本の減少を条件としていた。これを受け、同銀行では、15年6月及び同年8月に表2のとおり、資本準備金、利益準備金の全額を取り崩すとともに、^(注13)資本金を充当し繰越欠損の補てんを実施した。

(注13) この資本の減少は、同銀行の資本の部の中の処理であり、現金等の支出を伴わないいわゆる無償減資と呼ばれるものである。

表2 りそな銀行における繰越欠損の補てん

欠 損 額	財 源	
15年3月期末処理損失 5827億余円	資本金減少額	3713億余円
	資本準備金取崩額	1543億余円
	利益準備金取崩額	570億余円
	計	5827億余円

(ウ) 1号措置実施後のりそな銀行の状況

(新しい経営健全化計画の策定)

旧経営陣を刷新し委員会等設置会社へ移行したりそなHD及びりそな銀行は、改めて経営健全化計画を策定し、15年11月、金融庁に提出した。同計画は、集中再生期間と位置づけている17年3月末までの計画とされ、持続的な黒字経営への体質転換のためと位置づけられた施策などが盛り込まれた。

りそな銀行(単体ベース)における計数目標等の一部を、15年6月の経営健全化計画等と比較すると表3のとおりとなっており、このうち16年3月期における計画値については、不良債権処理損失額を9694億円増やしたことなどから当期利益が1兆4754億円減少し剰余金も同様に減少している。

また、この計画の中で、公的資金により預金保険機構及び株式会社整理回収機構(11年4月に株式会社整理回収銀行を改組。以下「整理回収機構」という。)が取得した株式等について、利益をもってする消却等に対応するための財源確保の計画については未定とされているが、当該株式等の処分が早期に可能となるよう、企業価値の増大及び剰余金の積増しに努めるとしている。

表3 経営健全化計画の比較

	15年6月経営健全化計画	15年11月経営健全化計画	16年3月期末決算	15年3月期末決算(参考)
(17年3月期末の目標)	(17年3月期末)	(17年3月期末)		
不良債権比率	5%台	3%台	7.3%	9.9%
株式残高	6,000億円未満	3,000億円	5,183億円	11,672億円
<収益動向及び計画等>				
繰延税金資産	16年3月期	3,916億円	337億円	134億円
	17年3月期	3,916億円	337億円	3,916億円
剰余金	16年3月期	418億円	△14,343億円	△13,996億円
	17年3月期	1,873億円	1,163億円	△5,827億円
経費	16年3月期	2,859億円	2,857億円	2,772億円
	17年3月期	2,816億円	2,340億円	1,626億円
不良債権処理損失額	16年3月期	1,079億円	10,773億円	11,127億円
	17年3月期	719億円	880億円	1,460億円
当期利益	16年3月期	369億円	△14,385億円	△14,157億円
	17年3月期	1,342億円	1,163億円	△5,830億円
自己資本比率	16年3月期	13.3%	6.9%	7.57%
	17年3月期	13.4%	6.9%	2.27%

注(1) 不良債権比率は銀行勘定と信託勘定を合算して算出したもの。

注(2) 株式残高は、「その他有価証券」のうち、上場株式等の時価のある株式の計数である。なお、「その他有価証券」については、(注15)参照。

注(3) 剰余金は、利益剰余金のうち、利益準備金以外のもの。

(16年3月期末決算の状況)

16年3月期末決算においては、15年11月の経営健全化計画に盛り込まれていた貸出金等への引当ての強化を実施したことなどから、不良債権処理損失額として1兆1127億余円計上することになり当期損失も1兆4157億余円となった。

17年3月期末決算に3%台にするとしている不良債権(再生法開示債権ベース)^(注14)の貸出金等に占める比率については、15年3月期末決算における9.9%から7.3%まで低下した。また、同様に17年3月期末決算において3000億円にするとしていた、^(注15)「その他有価証券」のうち上場株式等の時価のある株式の残高は5183億余円まで減少し、15年3月期末決算の半分以下の水準まで圧縮された。

(注14) 再生法開示債権 金融機能再生法及び同法施行規則に定められている資産の査定基準に基づいて、貸出金のほかに仮払金、未収利息等も含めて、その債務者の財政状態を基礎にして、「正常債権」、「要管理債権」、「危険債権」、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に分類し、そのうちの「要管理債権」以下の債権の総称を示す。

(注15) その他有価証券 金融資産、金融負債等の金融商品の評価、会計処理方法等を定めた「金融商品に係る会計基準」の適用を受ける有価証券のうち、「売買目的有価証券」、「満期保有目的の債券」、「子会社株式及び関連会社株式」以外に分類される有価証券

イ 大和及びあさひ両銀行の経営健全化計画の履行状況及びこれに対する金融庁の監督状況

前記のとおり、15年3月末までに大和銀行に対しては計5080億円、あさひ銀行に対しては計6000億円の資本増強措置が実施されている。^(注16)

(注16) このうち優先株式計8080億円は、大和及びあさひ両銀行が株式会社大和銀ホールディングスの傘下銀行となったことにより、株式会社大和銀ホールディングスへの株式移転又は株式交換を経て、現在では、りそなHDの優先株式となっている。また、両銀行に貸し付けた劣後ローン計3000億円についても、りそなHDが引き受けている。

(ア) 経営健全化計画の履行状況等

大和及びあさひ両銀行に対して金融機能早期健全化法に基づく資本増強措置が行われてから、1号措置の実施までの間における両銀行の当期利益及び業務純益ROEの状況、営業経費の削減状況や、不良債権処理損失額及び株式等関係損益の状況などについては、以下のような状況となっている。なお、15年3月に大和及びあさひ両銀行の間で再編が行われ、りそな銀行及び株式会社埼玉りそな銀行(以下、同銀行の名称中「株式会社」は記載を省略する。)となっており、りそな銀行の15年3月期末決算と大和及びあさひ両銀行の14年3月期末決算を比較できないため、以下の分析は、基本的に両銀行の14年3月期末決算までを対象としている。

(当期利益及び業務純益ROEの状況について)

大和及びあさひ両銀行がそれぞれの経営健全化計画において計画値を定めていた当期利益及び業務純益ROEの状況をみると、表4のとおり、業務純益ROEについては14年3月期末決算までは計画値を上回っているものの、当期利益については13年3月期末決算から計画値を下回り、赤字となっている。そして、両銀行の自己資本比率も表5のとおり年々低下している。

その理由として両銀行共に、各期の経営健全化計画の履行状況報告において、①計画における見通しを上回る不良債権処理損失が生じたこと、②株式相場下落のなか、多額の株式等関係損失が生じたこと、などを挙げている。

表4 経営健全化計画と実績の比較(当期利益、業務純益ROE)など (単位:億円)

			11年3月期	12年3月期	13年3月期	14年3月期	15年3月期 注(1)
当期利益	大和銀行	計画	—	160	280	170	441
		実績	△ 1,165	181	△ 109	△ 4,346	△ 7,904
	あさひ銀行	計画	—	273	297	360	—
		実績	△ 2,200	315	△ 98	△ 5,846	—
業務純益 ROE	大和銀行	計画	—%	7.05%	9.96%	11.89%	24.17%
		実績	19.38%	8.12%	12.51%	11.95%	22.25%
	あさひ銀行	計画	—%	10.49%	11.23%	14.06%	—%
		実績	7.89%	11.25%	12.23%	14.45%	—%
経営健全化計画の策定状況 など			11年3月 資本増強措 置 計画策定		13年8月 計画見直し	14年3月 株式会社大 和銀ホール ディングス に経営統合 14年5月 計画見直し	1号措置

注(1) 15年3月期における計画及び実績は、りそなHD傘下銀行5行(りそな銀行、埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行、株式会社奈良銀行、りそな信託銀行株式会社)の合算数値である。

注(2) 上表の各計画値はそれぞれ見直し後の計画値である。

注(3) 斜字体の部分は、計画値を3割以上下回っている期である。

表5 自己資本比率の推移
(大和銀行)

	10年3月期	11年3月期	12年3月期	13年3月期	14年3月期	15年3月期 注(1)
連結ベース	10.29%	12.73%	11.84%	11.33%	8.35%	2.07%
単体ベース	—%	13.78%	12.70%	12.00%	8.24%	2.27%

(あさひ銀行)

	10年3月期	11年3月期	12年3月期	13年3月期	14年3月期
連結ベース	9.38%	11.90%	11.80%	11.14%	8.71%
単体ベース	—%	12.01%	11.97%	11.41%	8.95%

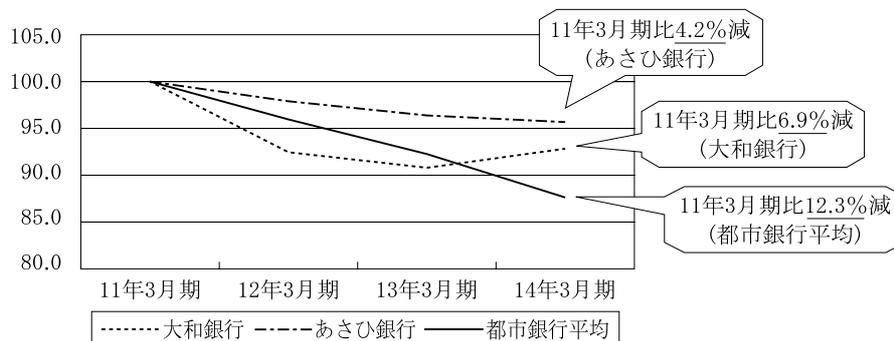
注(1) 大和銀行の15年3月期は、りそな銀行の数値である。

注(2) 大和銀行は12年3月期より、あさひ銀行は14年3月期より国内基準行。

(営業経費の削減状況)

大和及びあさひ両銀行では、営業店舗の合理化や人員削減等によるリストラを促進したり、業務のアウトソーシング化などにより業務委託費を見直したりすることなどにより人件費や物件費などを削減している。しかし、11年3月期から14年3月期までの間の営業経費の削減状況をみると、図4のとおり、両銀行共に都市銀行の平均削減率(11年3月期比)よりも低い削減率となっていた。

図4 営業経費の削減状況



注(1) 全国銀行協会発行の「全国銀行財務諸表分析」により作成している。

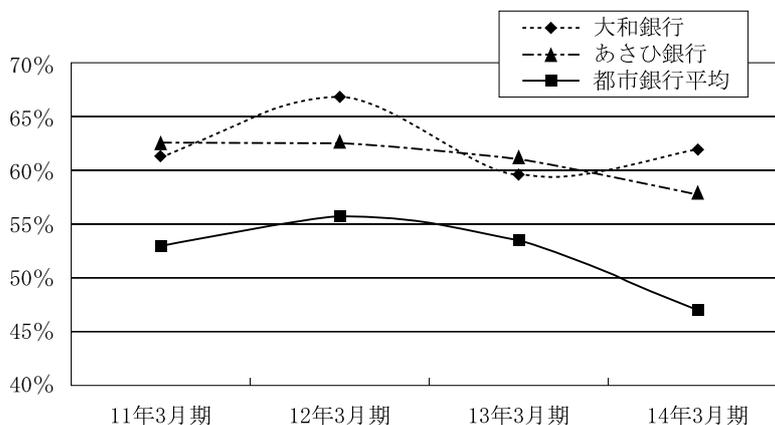
注(2) 11年3月期を100とした場合の各期の割合である。

(注17)

また、業務粗利益経費率の推移をみると、図5のとおり、都市銀行の平均値と比較すると、大和及びあさひ両銀行とも高い経費率となっている。

(注17) 業務粗利益経費率 金融機関の本来の業務による「収益」と「費用」の差額であり一般の企業でいう経費控除前の「売上総利益」に該当する業務粗利益に対する経費の割合で、収益を上げるためにどれだけ経費がかかったかを示す指標

図5 業務粗利益経費率の推移



(注) 「全国銀行財務諸表分析」を基に「営業経費/(業務純益+個別貸倒引当金純繰入額を除く貸倒引当金繰入額+営業経費)」により算出している。

(不良債権処理損失額の状況)

① 不良債権処理に関する経営健全化計画と実績の状況

大和及びあさひ両銀行がそれぞれの経営健全化計画において見通しを立てていた不良債権処理損失額とそれに対する実績は表6のとおりとなっている。

両銀行では、11年3月に提出した経営健全化計画において、共に今後発生する不良債権処理損失額は業務純益を下回るとしていたが、実際には、毎期、その見通しを大きく上回る不良債権処理損失額を計上していた。その理由として両銀行は、毎期の経営健全化計画の履行状況報告において、景気の低迷等の要因もあり、新たな不良債権が発生するなどしたためとしていた。

また、両銀行では、13年8月及び14年5月に経営健全化計画の見直しを行っており、不良債権処理損失額の見通しについても、大幅な増額修正を行ったものの、その直後の決算では、その見直し後の計画値をも大幅に上回る不良債権処理損失額を計上している。

表6 経営健全化計画と実績の比較(不良債権処理損失額)

(大和銀行)

(単位：億円)

	11年3月期	12年3月期	13年3月期	14年3月期	15年3月期(注)
実績	3,449	1,493	1,450	3,177	3,664
当初計画	—	300	300	300	—
計画見直し(13年8月)	—	—	—	750	—
計画見直し(14年5月)	—	—	—	—	1,872

(あさひ銀行)

(単位：億円)

	11年3月期	12年3月期	13年3月期	14年3月期
実績	5,760	2,027	3,276	4,940
当初計画	—	700	700	700
計画見直し(13年8月)	—	—	—	1,000

(注) 大和銀行の15年3月期は、りそなHD傘下銀行5行の合算数値である。

また、大和及びあさひ両銀行の12年3月期から14年3月期までの3年間の個別
(注18)
貸倒引当金繰入額と貸出金償却額等の合計額は、表7のとおり、業務純益の2倍以上となっており、両銀行とも都市銀行の平均値を大きく上回っていた。

(注18) 破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に分類される債務者に対する債権については、原則として個別債務者ごとに予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を個別貸倒引当金として計上するか又は直接償却を行うこととされている。

表7 業務純益と個別貸倒引当金繰入額等の合計額の比較

(大和銀行)

(単位：億円)

	業務純益(A)	個別貸倒引当金繰入額等の合計額(B)	(B)／(A)
12年3月期～ 14年3月期	2,178	6,663	305%
都市銀行合計	72,287	124,455	172%
(参考) 6年3月期～ 14年3月期	8,094	22,521	278%
都市銀行合計	221,314	441,621	199%

(あさひ銀行)

(単位：億円)

	業務純益(A)	個別貸倒引当金繰入額等の合計額(B)	(B)／(A)
12年3月期～ 14年3月期	4,807	11,815	245%
都市銀行合計	72,287	124,455	172%
(参考) 6年3月期～ 14年3月期	13,892	37,457	269%
都市銀行合計	221,314	441,621	199%

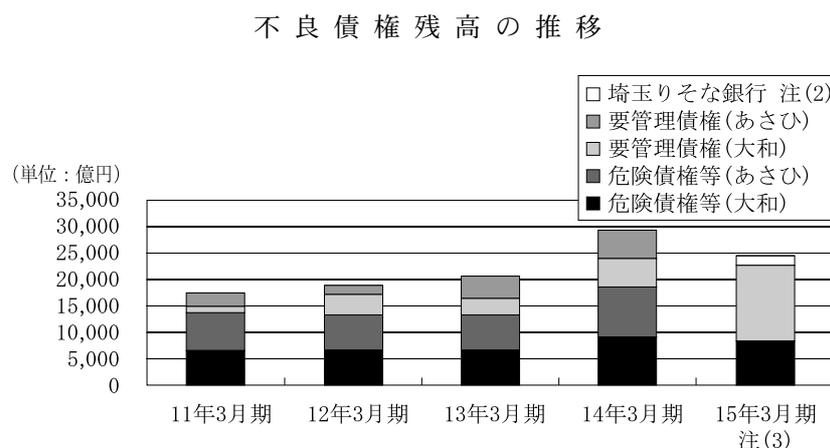
(注) 個別貸倒引当金繰入額等の合計額は、「全国銀行財務諸表分析」に記載されている「個別貸倒引当金純繰入額(10年3月期以前は債権償却特別勘定純繰入額)＋貸出金償却＋その他の経常費用」により算出している。

② 不良債権残高等の状況

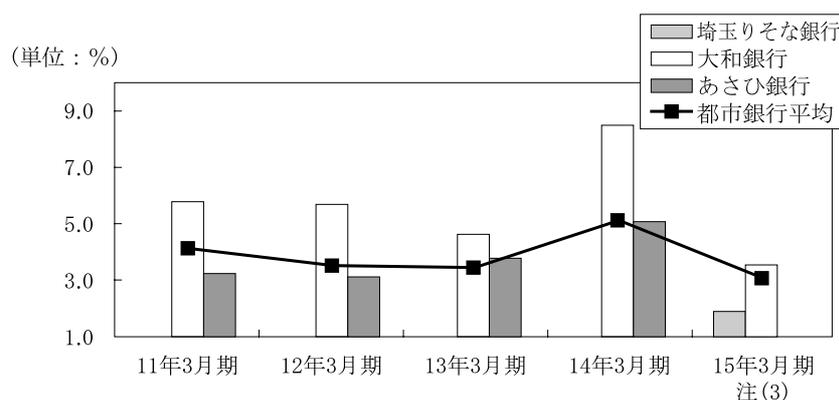
大和及びあさひ両銀行の不良債権残高(再生法開示債権ベース)等は図6のとおりとなっている。このうち不良債権残高についてみると、15年3月期末決算におけるりそな及び埼玉りそな両銀行を合算した残高は、11年3月期末決算における大和及びあさひ両銀行を合算した残高を上回っている。

また、個別に貸倒引当金を計上する必要があるなど、不良債権のなかでもより状況の良くない「危険債権」及び「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」の貸出金等に占める比率をみると、大和及びあさひ両銀行とも前記のように都市銀行の平均を上回る、業務純益の2倍以上の個別貸倒引当金繰入額等を計上してきたにもかかわらず、14年3月期末決算における比率は都市銀行の平均値を上回っている。そして大和及びあさひ両銀行が再編されたりりそな銀行の15年3月期末決算においても、大和及びあさひ両銀行の14年3月期末決算と比べてその比率は低下しているものの、依然として都市銀行の平均値を上回っている。

図6 不良債権残高等の推移



不良債権(危険債権等)比率の推移



注(1) 「全国銀行財務諸表分析」により算出している。

注(2) 要管理債権及び危険債権等の不良債権残高を合算したものである。

注(3) 大和銀行の15年3月期は、りそな銀行の数値である。

注(4) 15年3月期における貸出金等残高は、りそな銀行が22兆8692億余円、埼玉りそな銀行が4兆7717億余円となっている。

③ 与信管理の状況

1号措置の申込みに際しりそなHD及びりそな銀行が提出した15年6月の経営健全化計画によると、不良債権処理損失額が増大した原因として、貸出金等の与信に上限を設ける制度である与信上限規制の厳格な運用ができず、与信の集中を改善できなかったことなどが挙げられている。

1号措置実施後に発足したりそな銀行の内部調査委員会の報告によると、同銀行の前身である大和及びあさひ両銀行は、いわゆるバブル経済の時期において横並び

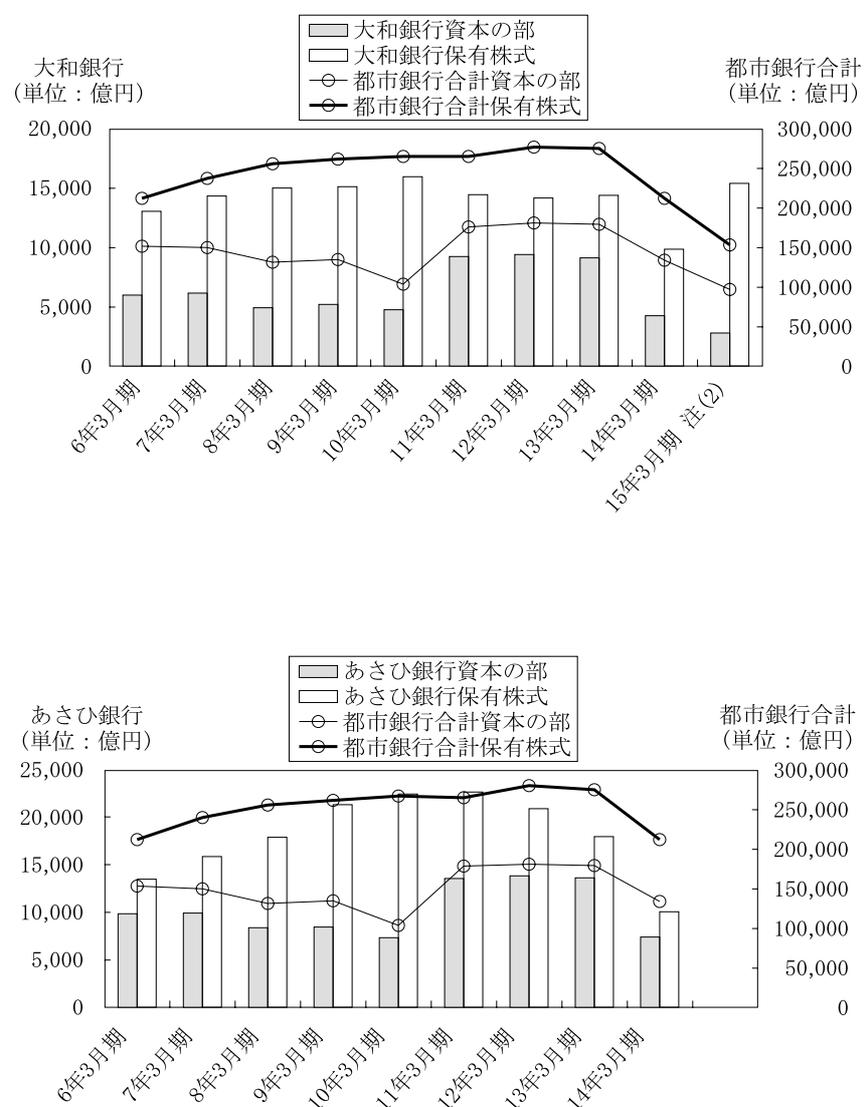
に野放図に与信を拡大するなど、与信管理に問題があったとしている。

その後、1号措置が実施される以前の両銀行の経営健全化計画の履行状況報告によると、両銀行共に、与信管理に当たっては、従前より、与信の集中を排除するため、与信上限規制を設けるなどしたとしていた。

(株式等関係損益等の状況)

大和及びあさひ両銀行の保有株式残高は、図7のとおり、大和銀行については10年3月期末決算まで、あさひ銀行については11年3月期末決算までは増加してきていた。

図7 保有株式残高と資本の部の推移



注(1) 「全国銀行財務諸表分析」により算出している。

注(2) 大和銀行の15年3月期は、りそな銀行(資本の部1181億余円、保有株式1兆4435億余円)及び埼玉りそな銀行(資本の部1544億余円、保有株式1017億余円)の合計値である。

大和銀行では、11年3月に提出した経営健全化計画において、金融商品の時価会計が導入されることを踏まえ、それまでに含み損を解消すべく、保有株式を13年3月期末決算までに3000億円、15年3月期末決算までに5000億円圧縮することを計画していたが、13年3月期末決算においても圧縮は進んでいなかった。一方、あさひ銀行では、11年3月に提出した経営健全化計画において、保有株式の圧縮目標は明示していないものの11年3月期から13年3月期までに約4500億円圧縮していたが、13年3月期末決算においても資本の部を上回る株式を保有していた。

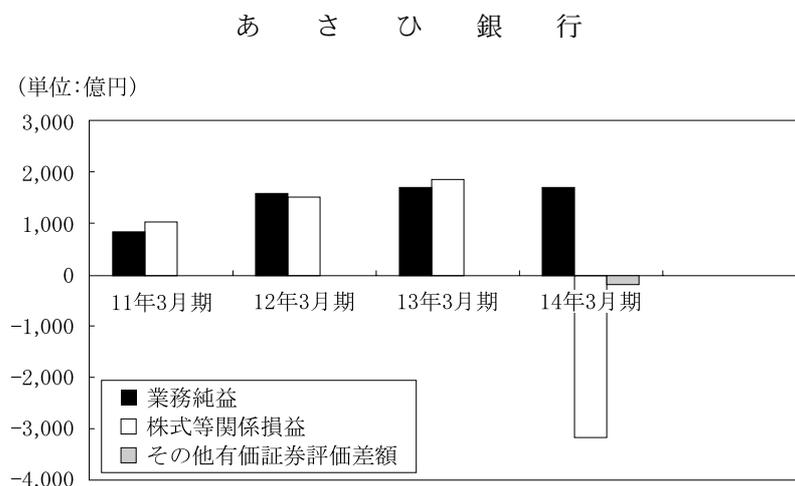
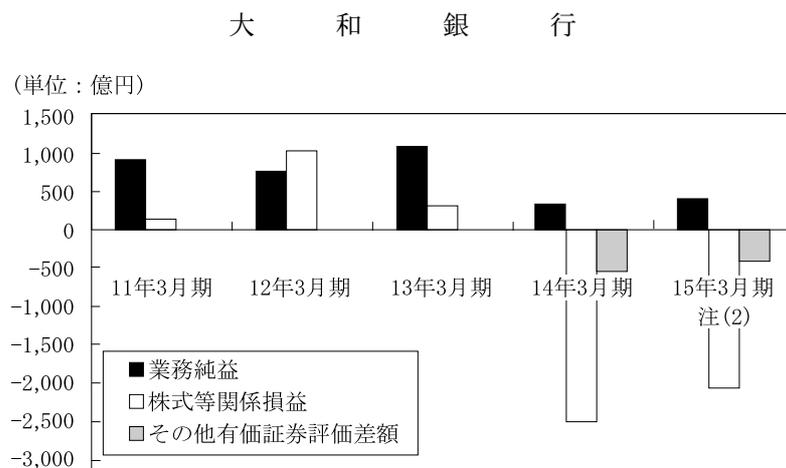
このような状況下、13年4月1日以後開始する事業年度から金融機関の保有する株式のうち、大部分を占める「その他有価証券」に対する時価会計が導入され、さらに「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」(平成13年法律第131号)が成立し、金融機関は18年9月末までに保有株式(原則時価)を、資本金、資本準備金などの中核的自己資本の額以下にしなければならないとされた。

その後、大和銀行は13年8月に見直した経営健全化計画において、保有株式を17年3月期末決算までに5200億円圧縮するとしていた。また、あさひ銀行も、今後5年間のうちに12年9月末時点保有株式残高の3分の1程度の残高を目指すとしていた。

そして、大和及びあさひ両銀行とも株価下落傾向のなか、14年3月期末決算以降、多額の売却損及び減損処理費用等を計上し、図8のとおり、業務純益(14年3月期末決算の両銀行計1911億余円、15年3月期末決算のりそな銀行402億余円)を大きく上回る損失(14年3月期末決算の両銀行の株式等関係損益計△5651億余円、15年3月期末決算のりそな銀行の同損益△2010億余円)等を計上した。

これらの保有株式残高の圧縮に対する取組について、りそなHD及びりそな銀行では、1号措置の申込みに際し提出した経営健全化計画において、価格変動リスクに対する認識の甘さ等から、圧縮が遅れがちとなる面があったとしている。

図8 株式等関係損益及びその他有価証券評価差額と業務純益の比較



注(1) 「全国銀行財務諸表分析」により作成している。なお、株式等関係損益は、「株式等売却益－株式等売却損－株式等償却」により算出している。

注(2) 大和銀行の15年3月期は、りそな銀行の数値である。

注(3) その他有価証券評価差額は、貸借対照表の資本の部に計上されるため、損益計算書における株式等関係損益には含まれない。

(繰延税金資産の状況)

多くの金融機関において不良債権処理を進めてきた結果、税務上の限度額を超えて繰り入れた貸倒引当金が増加するなどし、それに伴い繰延税金資産も増加する傾向にあった。

大和及びあさひ両銀行における繰延税金資産の状況をみると、表8のとおり、14年3月期末決算までは増加傾向にあった。そして、繰延税金資産の資本の部に対する

比率は、14年3月期末決算において、大和銀行は68%、あさひ銀行は56%となっており、両銀行とも都市銀行の平均値45%を上回っていた。繰延税金資産は資産の部に計上され、その結果、自己資本比率の算出式の分子となる自己資本の額がその分増加する。このため、繰延税金資産が増えれば、自己資本比率も増加することになる。

また、繰延税金資産の計上に際しては、将来の課税所得を見積り、税金負担を軽減する効果を有していると思込まれる額を算定する。そのため、実際に発生する課税所得が見積額を下回った場合には、想定した税金負担の軽減、すなわち、計上した繰延税金資産の回収が想定どおりなされないことになる。このことから、繰延税金資産の計上においては、将来の課税所得の見積りを合理的に行う必要があるとされている。

そこで、当該年度に計上した繰延税金資産について、課税所得の発生の主要な要因となると考えられる業務純益の当該年度の実績を指標として比較し、その比率を算出すると、両銀行とも都市銀行の平均値を上回っており、特に14年3月期末決算の都市銀行の平均値255%に対して、大和銀行では877%となっていた。

(注19) 自己資本比率の算出式の分子となる自己資本の額 金融機関の自己資本比率を算出する際に用いられる、資本金、資本準備金等の基本的項目に劣後ローン等の補完的項目を加えるなどした額

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{基本的項目(資本金、資本準備金等)} + \text{補完的項目(劣後ローン等)} - \text{控除項目}}{\text{資産} \times \text{リスク} \cdot \text{ウェイト}}$$

表8 繰延税金資産の状況

(大和銀行)		(単位：億円)				
	11年3月期	12年3月期	13年3月期	14年3月期	15年3月期	注(2)
繰延税金資産(A)	2,111	1,900	1,784	2,851	3,916	
資本の部(B)	9,382	9,472	9,265	4,180	1,181	
(A)／(B) (都市銀行平均)	22% (27%)	20% (23%)	19% (22%)	68% (45%)	331% (67%)	
業務純益(C)	918	757	1,095	325	402	
(A)／(C) (都市銀行平均)	229% (256%)	250% (178%)	162% (163%)	877% (255%)	974% (281%)	

(あさひ銀行)

(単位：億円)

	11年3月期	12年3月期	13年3月期	14年3月期
繰延税金資産(A)	3,341	2,830	3,007	4,240
資本の部(B)	13,724	13,904	13,594	7,519
(A)／(B) (都市銀行平均)	24% (27%)	20% (23%)	22% (22%)	56% (45%)
業務純益(C)	838	1,554	1,667	1,585
(A)／(C) (都市銀行平均)	398% (256%)	182% (178%)	180% (163%)	267% (255%)

注(1) 「全国銀行財務諸表分析」により算出している。

注(2) 大和銀行の15年3月期は、りそな銀行の数値である。

(イ) 経営健全化計画の履行状況に対する金融庁の監督状況

金融庁では、金融機能早期健全化法に基づく資本増強措置を実施して以降、大和及びあさひ両銀行(株式会社大和銀ホールディングスを含む。)から四半期ごとに状況把握のためのヒアリングを実施し、また、半期ごとに経営健全化計画の履行状況について報告させてきた。

両銀行では13年3月期末決算において、当期利益の実績が経営健全化計画の計画値を3割以上下回った。金融庁では、3割ルールにより、両銀行に当期利益の実績が計画値を3割以上下回った理由等について報告を求めた結果、表9のとおり、不良債権の積極的な処理が当期利益の実績が計画値を3割以上下回った大きな要因であることや、剰余金減少の回復の見通しなどが示されたことなどから、両銀行に経営健全化計画の見直しを行わせ、その履行状況を注視することとした。

そして、14年3月期末決算においても、両銀行では当期利益の実績が経営健全化計画の計画値を3割以上下回った。金融庁では、13年3月期末決算と同様に、表9のとおり、不良債権の積極的な処理が当期利益の実績が計画値を3割以上下回った大きな要因であることや、剰余金減少の回復の見通しなどが示されたことなどから、見直し後の経営健全化計画の履行状況を注視することとした。

しかし、前記のとおり、15年3月期末決算では、業績が回復せず、再編後のりそな銀行で当期損失5830億余円を計上し、自己資本比率が2.27%(単体ベース)となり、1兆9600億余円の資本増強措置を実施することとなった。

表9 13年3月期末決算及び14年3月期末決算に対する金融庁の対応

決算期	13年3月期		14年3月期	
	大和銀行	あさひ銀行	株式会社大和銀ホールディングス 大和銀行	あさひ銀行
金融機関			株式会社大和銀ホールディングス	
当期利益 (計画値)	△ 109億余円 (280億円)	△ 98億余円 (297億円)	△ 4346億余円 (170億円)	△ 5846億余円 (360億円)
金融機関の対応	13年8月経営健全化計画の見直し(下記iiiを含む。)	13年8月経営健全化計画の見直し(下記iiiを含む。)	14年5月に経営統合を踏まえた経営健全化計画の見直し(下記iiiを含む。)	
(3割ルールについて明確化された内容)				
i 業務純益ROE (計画値)	12.51% (9.96%)	12.23% (11.23%)	11.95% (11.89%)	14.45% (14.06%)
ii 当期利益の計画を3割以上下回った大きな要因	オフバランス化に向けた不良債権処理の推進等により、不良債権処理損失額1450億余円が計画値300億円を上回ったこと	不良債権のオフバランス化に向けた処理を行ったことなどから不良債権処理損失額3276億余円が計画値700億円を上回ったこと	不良債権のオフバランス化の推進等により不良債権処理損失額(大和銀行3177億余円、あさひ銀行4940億余円)が、13年8月に見直した計画値(大和銀行750億円、あさひ銀行1000億円)を上回ったこと	
iii 剰余金減少の回復の見通し	人件費等の削減や持株会社設立によるグループ会社の経営統合などによる収益力の向上などにより剰余金の回復を図る	資産ポートフォリオの効率化やシステム投資等による合理化に伴う人員削減効果などにより計画どおり剰余金の蓄積が可能	店舗の統廃合や本部機能の集約などによる合理化の効果により、収益力が強化され、剰余金の回復が可能	
金融庁の対応	見直し後の経営健全化計画の履行状況等を注視	見直し後の経営健全化計画の履行状況等を注視	見直し後の経営健全化計画の履行状況等を注視	

(2) 足利銀行について

ア 足利銀行に対する3号措置の実施

(ア) 足利銀行の15年9月中間決算の状況

金融庁では、足利銀行に対して、15年9月から11月にかけて、15年3月期末決算を対象とする金融検査を実施した。この金融検査の結果により、追加的に必要となる償却・引当額が950億円となることなどが判明した。この結果、15年3月期末決算における金融庁の検査結果に基づく同銀行の資本の部は△233億円となり、同銀行は債務超過の状態にあると見込まれた。

同銀行では、この検査結果を踏まえて15年9月中間決算を作成したところ、業務

純益 177 億余円に対して、不良債権処理損失額 747 億余円、繰延税金資産の取崩しを含む法人税等調整額 1387 億余円などを計上したことから、中間純損失が 1862 億余円となり、1023 億余円の債務超過となった。

(イ) 足利銀行に対する 3 号措置の実施状況

(3 号措置の実施)

足利銀行は、15 年 11 月 29 日に、金融庁に対して、15 年 9 月中間決算の結果債務超過になり、預金等の払戻しを停止するおそれがあると破綻の申し出を行った。このような状況を踏まえ、内閣総理大臣は、金融危機対応会議の議を経て、同日、同銀行に対して 3 号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った。金融危機対応会議の答申等によると、同銀行に対して金融危機対応措置、特に 3 号措置を講ずる必要があると判断する根拠として、①同銀行が栃木県を中心とする地域に多数の預金者と中小企業者等の取引先を抱えていること、②同銀行の規模や、栃木県における融資比率が極めて高率であることなどから、地域において同銀行が果たしている金融機能の維持が必要不可欠であることが挙げられている。

この認定を受け、金融庁は、預金保険機構が同銀行の全株式を取得することを決定し、12 月 1 日付けの官報において、上記認定及び決定の公告がなされた。これにより、預金保険機構は、同銀行の全株式を対価なしで取得した。

なお、金融庁が 16 年 10 月に公表した上記公告時点での同銀行の貸借対照表によると、資産の部は計 4 兆 9263 億余円(うち貸出金 3 兆 7945 億余円)、負債の部は計 5 兆 0210 億余円(うち預金 4 兆 5579 億余円)と、947 億余円の債務超過となっている。

(ウ) 3 号措置実施後の足利銀行の状況

(あしぎん FG からの離脱)

足利銀行は、15 年 3 月に同銀行のグループ会社とともに持株会社であるあしぎん FG を設立した。これに伴い、同銀行は、あしぎん FG が全株式を保有する子会社となった。

このあしぎん FG の設立に伴い、同銀行の発行した全株式は、金融機能早期健全化法に基づいて整理回収機構が取得した優先株式 1050 億円を含め、あしぎん FG に株式移転され、同機構は、あしぎん FG の優先株式を保有することになった。

しかし、3 号措置の実施に伴い預金保険機構が同銀行の全株式を取得したことによ

り、同銀行はあしぎんFGの子会社ではなくなり、また、あしぎんFGは、その資産の大部分を失うこととなった。

この結果、あしぎんFGでは、15年12月に、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続の申立てを行い、16年3月に東京地方裁判所から会社更生手続の開始決定を受けた。

16年3月期末決算におけるあしぎんFGの純資産の額は約30億7200万円となっており、整理回収機構が保有する同会社の優先株式1050億円を大幅に下回っている。このため、同機構が保有する優先株式の大部分がき損することは避けられない状況となっている。

（「経営に関する計画」の策定）

足利銀行では、16年2月に、金融庁からの命令を受け、「経営に関する計画」を提出した。これによると、同銀行では、経営体質の抜本的な改善と企業価値の向上を図るために、①地域金融の円滑化と中小企業再生等への取組、②ガバナンスの強化と透明性の確保、③業務運営の適切性と透明性の確保、④抜本的な経営の合理化という4方針を掲げ、これらの実行により3号措置の早期終了と公的コストの極小化を図るとしている。

（16年3月期末決算の状況）

足利銀行の16年3月期末決算では、自己査定において厳格な債務者区分の判定や厳正な担保評価を行ったこと、また、貸倒引当金の計上においても厳正な引当てを行ったことなどから、15年3月期末決算に比べて不良債権処理損失額及び一般貸倒引当金繰入額が大幅に増加し、結果的に当期損失が7828億余円となり6790億余円の債務超過となった。

同銀行は、16年6月に、16年3月期末決算を踏まえた上で改めて「経営に関する計画」を提出し、同計画の着実な履行を通じて3号措置の早期終了と公的コストの極小化を図るとしている。また、債務超過額については19年3月期末決算には5819億円に減少するとされている。

イ 足利銀行の経営健全化計画の履行状況及びこれに対する金融庁の監督状況

前記のとおり、15年9月末までに足利銀行に対しては、10年及び11年に計1350億円の資本増強措置が実施されている。

(ア) 経営健全化計画の履行状況等

足利銀行に対して金融機能早期健全化法に基づく資本増強措置が行われてから3号措置の実施までの間における同銀行の当期利益及び業務純益 ROE の状況、営業経費の削減状況や、不良債権処理損失額及び株式等関係損益の状況などについては、以下のような状況となっている。

(当期利益及び業務純益 ROE の状況について)

足利銀行が経営健全化計画において計画値を定めていた当期利益及び業務純益 ROE の状況をみると、表10のとおり、業務純益 ROE については13年3月期末決算を除いて計画値を下回っており、当期利益についてはいずれの期も計画値を下回り、14年3月期末決算以降赤字となっている。そして、同銀行の自己資本比率も表11のとおり年々低下している。

その理由として同銀行では各期の経営健全化計画の履行状況報告において、①計画における見通しを上回る不良債権処理損失が生じたこと、②多額の保有株式の減損処理費用が生じたことなどを挙げている。

表10 経営健全化計画と実績の比較(当期利益、業務純益 ROE)など (単位：億円)

		11年3月期	12年3月期	13年3月期	14年3月期	15年3月期
当期利益	計画	—	106	178	△ 1,101	137
	実績	△ 1,182	103	93	△ 1,280	△ 710
業務純益ROE	計画	—	15.91%	15.85%	19.53%	34.94%
	実績	14.87%	12.91%	17.28%	16.05%	27.81%
経営健全化計画の策定状況など			11年9月、11月資本増強措置 11年9月計画策定	13年8月計画見直し	優先株式無配	15年8月業務改善命令計画見直し

注(1) 上表の各計画値は見直し後の計画値である。

注(2) 斜字体の部分は、計画値を3割以上下回っている期又は優先株式の配当を行うことができなかった期である。

表11 自己資本比率の推移

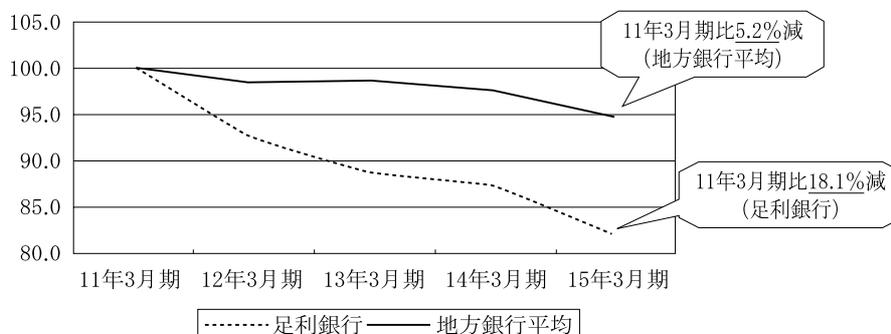
	11年3月期	12年3月期	13年3月期	14年3月期	15年3月期
自己資本比率(単体)	4.29%	10.09%	9.89%	6.88%	4.54%

(営業経費の削減状況)

足利銀行では、営業店舗の合理化や人員削減等によるリストラを促進するなどし

て、人件費や物件費などを削減してきている。営業経費の削減状況を見ると、図9のとおり、同銀行においては地方銀行の平均削減率を上回る割合で削減を進めていた。

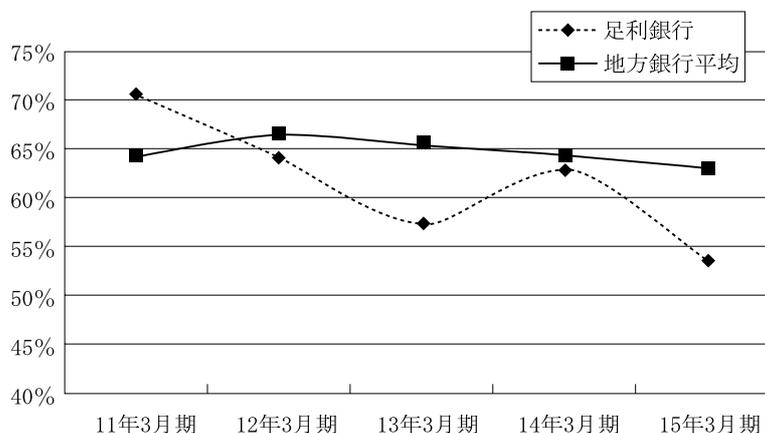
図9 営業経費の削減状況



注(1) 「全国銀行財務諸表分析」により作成している。
 注(2) 11年3月期を100とした場合の各期の割合である。

また、業務粗利益経費率の推移をみると、図10のとおり、地方銀行の経費率の平均値と比較すると、足利銀行は、低い経費率で每期推移しており、経費の抑制がかなり進んでいる状況となっている。

図10 業務粗利益経費率の推移



(注) 「全国銀行財務諸表分析」を基に「営業経費/(業務純益+個別貸倒引当金繰入額を除く貸倒引当金繰入額+営業経費)」により算出している。

(不良債権処理損失額の状況)

① 不良債権処理に関する経営健全化計画と実績の状況

足利銀行が経営健全化計画において見通しを立てていた不良債権処理損失額とそ

れに対する実績は表12のとおりとなっている。

同銀行は11年9月に提出した経営健全化計画において、今後、新たな不良債権処理が皆無ではないことから年間100億円程度の不良債権処理損失額を見込み、不良債権処理損失額が業務純益を下回るとしていたが、実際には、毎期、その見通しを大きく上回る不良債権処理損失額を計上していた。その理由として同銀行では、毎期の経営健全化計画の履行状況報告において、景気の低迷等の要因もあり大口融資先が倒産したこと及び担保価値が下落したことなどを挙げていた。

表12 経営健全化計画と実績の比較(不良債権処理損失額) (単位：億円)

	11年3月期	12年3月期	13年3月期	14年3月期	15年3月期
実績	2,155	335	535	675	316
当初計画	—	202	91	104	105
計画見直し(13年8月)	—	—	—	746	250

また、足利銀行の12年3月期から15年3月期までの4年間の個別貸倒引当金繰入額と貸出金償却額等の合計額は、表13のとおり、業務純益の1.3倍となっており、地方銀行の平均値を上回っていた。

表13 業務純益と個別貸倒引当金繰入額等の合計額の比較 (単位：億円)

	業務純益(A)	個別貸倒引当金繰入額等の合計額(B)	(B)／(A)
12年3月期～15年3月期	1,459	1,902	130%
地方銀行合計	49,855	49,551	99%
(参考) 6年3月期～15年3月期	3,959	9,199	232%
地方銀行合計	122,802	123,580	100%

(注) 個別貸倒引当金繰入額等の合計額は、「全国銀行財務諸表分析」に記載されている「個別貸倒引当金純繰入額(10年3月期以前は債権償却特別勘定純繰入額)+貸出金償却+その他の経常費用」により算出している。

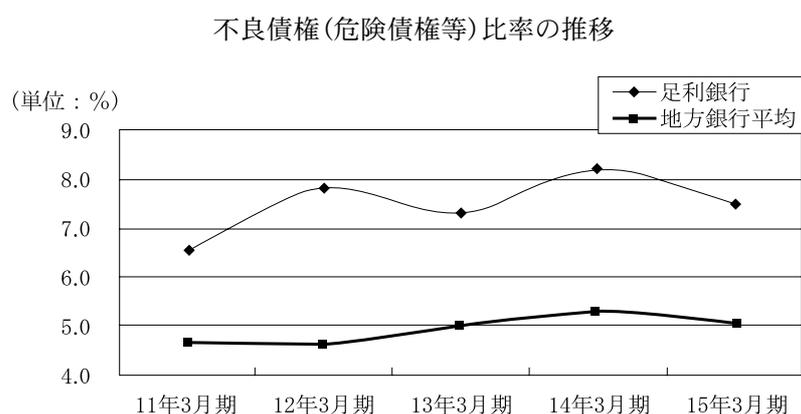
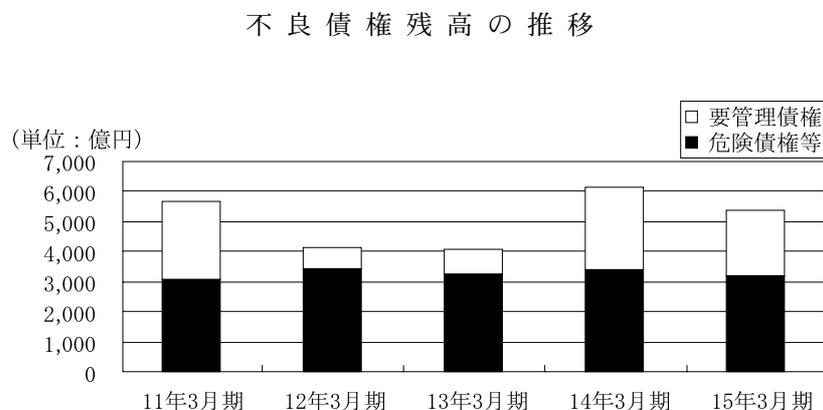
② 不良債権残高等の状況

足利銀行の不良債権残高(再生法開示債権ベース)等は図11のとおりとなっている。このうち不良債権残高についてみると、15年3月期末決算における残高は、11年3月期末決算における残高と比較して約360億円減少している。

しかし、不良債権のなかでもより状況の良くない危険債権等の不良債権の貸出金等に占める比率をみると、前記のように地方銀行の平均を上回る、業務純益の1.3

倍の個別貸倒引当金繰入額等を計上してきたにもかかわらず、その比率は地方銀行の平均値を上回っている。

図11 不良債権残高等の推移



(注) 「全国銀行財務諸表分析」により算出している。

③ 与信管理の状況

16年10月に足利銀行が金融庁に提出した「業務及び財産の状況等に関する報告」によると、10年3月、11年9月及び同年11月の公的資金による資本増強措置などにより自己資本等の財務体質が強化されたことで、不良債権処理問題に迫られた経営から大きくその流れを変えることができたとの誤った認識から、不良債権の最終処理などの課題が軽視されたとしている。

また、3号措置実施後に足利銀行が16年6月に提出した「経営に関する計画」によると、大口融資先への信用リスクの偏重が不良債権増大の一因であったとしている。

前記の「業務及び財産の状況等に関する報告」によると、同銀行はいわゆるバブル期において、サービス業の資金需要も大口かつ旺盛であったことから、同業種に対し積極的な対応を図った結果、与信ポートフォリオはサービス業偏重及び大口融資偏重という問題を抱えることとなったとしている。また、大口融資先等の債務者管理においても、リスク分散の観点からの与信上限規制等は行われていなかったとしている。そして、その後のバブル経済の崩壊により、貸出資産の劣化が顕著になったとしている。

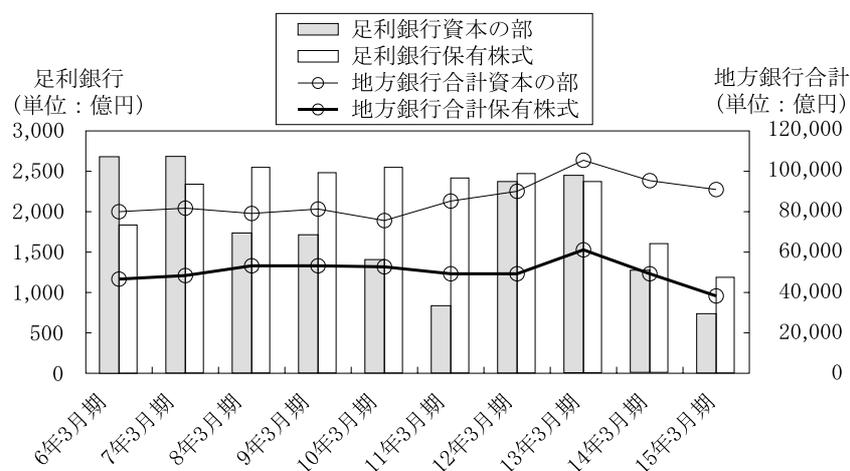
その後、15年8月に提出した経営健全化計画の履行状況報告において、14年度下期より高い信用リスクを内包する特定の業種に対して与信の大口集中を排除し、リスクの分散化を図っているとしていた。

(注20) ポートフォリオ 保有資産の構成内容のこと。異なる貸出内容の資産を組み合わせることにより、リスクの最小化と収益の最大化を図る。

(株式等関係損益等の状況)

足利銀行の保有株式残高は、図12のとおり、10年3月期末決算までは増加してきていた。13年3月期末決算における保有株式残高は2412億余円であり、資本の部の2487億余円とほぼ同規模となっている。一方、地方銀行全体の保有株式残高は、資本の部の57%程度となっている。このように足利銀行は、資本の部に対する保有株式残高の規模が大きく、株価下落の影響を受けやすい状況となっていた。

図12 保有株式残高と資本の部の推移

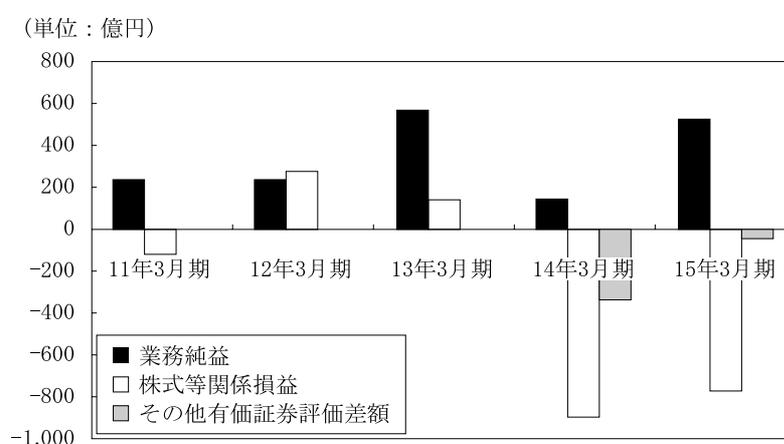


(注) 「全国銀行財務諸表分析」により算出している。

足利銀行では、11年9月に提出した経営健全化計画において、保有株式の見直しを行い保有株式残高の圧縮に努めるとしていたが、13年3月期末決算までは圧縮が進んでいなかった。

そして、株価下落傾向のなか、14年3月期末決算以降、多額の売却損及び減損処理費用等を計上し、図13のとおり、業務純益(14年3月期末決算133億余円、15年3月期末決算523億余円)を大きく上回る損失(14年3月期末決算の株式等関係損益△895億余円、15年3月期末決算の同損益△776億余円)等を計上した。

図13 株式等関係損益及びその他有価証券評価差額と業務純益の比較



注(1) 「全国銀行財務諸表分析」により作成している。なお、株式等関係損益は「株式等売却益－株式等売却損－株式等償却」により算出している。

注(2) その他有価証券評価差額は、貸借対照表の資本の部に計上されるため、損益計算書における株式等関係損益には含まれない。

(繰延税金資産の状況)

足利銀行の繰延税金資産の状況をみると、表14のとおり、おおむね1400億円前後で推移していた。そして、繰延税金資産の資本の部に対する比率は地方銀行の平均値20%程度と比較して高い状況で推移してきており、特に14年3月期末決算では127%、15年3月期末決算では186%と、資本の部を上回る状況となっていた。

また、業務純益に対する繰延税金資産の比率は、地方銀行の平均より高い状況で推移しており、15年3月期末決算の地方銀行の平均値160%に対して、足利銀行は265%となっていた。

表14 繰延税金資産の状況

(単位：億円)

	11年3月期	12年3月期	13年3月期	14年3月期	15年3月期
繰延税金資産(A)	1,489	1,418	1,352	1,659	1,387
資本の部(B)	835	2,417	2,487	1,300	745
(A)／(B) (地方銀行平均)	178% (20%)	58% (20%)	54% (13%)	127% (20%)	186% (22%)
業務純益(C)	236	239	563	133	523
(A)／(C) (地方銀行平均)	630% (180%)	593% (157%)	240% (115%)	1,247% (164%)	265% (160%)

(注) 「全国銀行財務諸表分析」により算出している。

(イ) 経営健全化計画の履行状況に対する金融庁の監督状況

金融庁では、金融機能早期健全化法に基づく資本増強措置を実施して以降、足利銀行(あしぎんFGを含む。)から四半期ごとに状況把握のためのヒアリングを実施し、また半期ごとに経営健全化計画の履行状況について報告させてきた。

同銀行では、前記のとおり、当期利益について、資本増強措置を受けた直後の12年3月期末決算を除いて実績が計画値を3割以上下回るなどの状況となっている。これに対して金融庁では、3割ルール等により対応している。

(13年3月期末決算及び14年3月期末決算を受けた対応)

足利銀行では、13年3月期末決算において、当期利益の実績が経営健全化計画の計画値を3割以上下回った。また、14年3月期末決算において、整理回収機構が保有する優先株式に対して配当を行うことができなかった。同銀行では、13年8月にこの無配を見越して、収益改善策等を含む同計画の見直しを行った。そして、金融庁では、表15のとおり、剰余金減少の回復の見通しなどが示されたことなどから、13年8月に見直した同計画の履行状況等を注視することとした。

表15 13年3月期末決算及び14年3月期末決算に対する金融庁の対応

決算期	13年3月期	14年3月期
当期利益 (計画値)	93億余円 (178億円)	△ 1280億余円 (△ 1101億円)
優先株式への配当	有	無
足利銀行の対応	13年8月に14年3月期の優先株式無配を見越し、それを踏まえた経営健全化計画の見直し	
(3割ルール等について明確化された内容)		
i 業務純益ROE (計画値)	17.28% (15.85%)	16.05% (19.53%)
ii 当期利益の計画を3割以上下回った大きな要因	将来のオフバランス化に向けた不良債権処理の推進等の結果、不良債権処理損失の実績535億余円が計画値91億円を上回ったこと	不良債権処理損失の実績675億余円の大部分が不良債権処理の積極的な推進等の結果によるものであったこと
iii 剰余金減少の回復の見通し	店舗統廃合等のリストラの推進等により21年3月までに当初計画どおりの剰余金残高の水準になる見込み	13年8月見直しの経営健全化計画の履行により、当初計画どおりの剰余金残高の水準になる見込み
金融庁の対応	見直し後の経営健全化計画の履行状況等を注視	13年8月見直しの経営健全化計画の履行状況等を注視

(15年3月期末決算を受けた対応)

金融庁では、足利銀行の15年3月期末決算において、前記のとおり当期利益の実績が△710億余円と経営健全化計画の計画値137億円を3割以上下回ったことから同銀行の持株会社であるあしぎんFGに対し、その理由等について報告を求めた。そして、金融庁では、15年8月に同会社に対して業務改善命令を発動し、同銀行における経営困難企業に対する的確な債務者管理及び企業再生に向けた態勢の強化についての事項を含んだ抜本的な収益改善方策を織り込んだ業務改善計画の提出及び着実な実施等を求めた。また、同銀行の14年3月期末決算及び15年3月期末決算において、前記のとおり多額の株式等関係損失等を計上したことなどから、保有有価証券の価格変動リスクの早期縮減に関する計画の提出及び着実な実施等を求めた。

その後、同銀行は、前記のとおり15年11月に破綻の申し出を行い、特別危機管理銀行となった。

(足利銀行における自己査定と金融庁の金融検査の状況)

① 金融検査の結果

足利銀行に対する15年3月期末決算を対象とした金融検査の状況について、金融庁が発表している資料を基にみると、以下のような状況となっている。

表16 15年3月期末決算における自己査定結果と金融検査の結果の比較

(単位：億円)

	分 類 状 況					総 資 産
	非 分 類	Ⅱ 分 類	Ⅲ 分 類	Ⅳ 分 類	Ⅱ～Ⅳ分 類合計	
金融検査(A)	43,777	7,704	986	209	8,899	52,677
自己査定(B)	44,061	8,109	507	—	8,616	52,677
(A)－(B)	△ 284	△ 404	479	209	283	—
かい離率 (A－B)／(B)	△ 0.6%	△ 4.9%	94.4%	—	3.2%	

注(1) 自己査定においては、すべての資産について、回収の危険性又は価値のき損の危険性の度合いに応じて以下の4段階に分類するとされている。

- 非分類…Ⅱ分類、Ⅲ分類及びⅣ分類としない資産
- Ⅱ分類…個別に適切なりスク管理を要する資産
- Ⅲ分類…最終の回収に重大な懸念が存する資産
- Ⅳ分類…回収不可能又は無価値と判定される資産

注(2) かい離率については本院で独自に算出している。

表17 15年3月期末決算における償却・引当額についての金融検査の結果

自己査定に基づく償却・引当額 (部分直接償却額＋貸倒引当金＋株式等償却額)	4115 億余円
金融検査によって追加償却・引当てが必要とされた額	950 億円
<参考>資本の部の額	745 億余円

表16及び表17において自己査定と金融検査の結果のかい離状況を比較すると、資産の分類については、Ⅲ分類及びⅣ分類資産が大幅に増加しており、結果的に償却・引当てを要する額が足利銀行の自己査定より増加している。また、その償却・引当額のかい離は同銀行の資本の部の額を上回る規模で発生している。

この結果、同銀行では15年3月期末決算における資本の部の額を745億余円としていたが、金融検査では、△233億円とされた。

そして、これだけのかい離が発生した原因について、金融庁では、①同銀行の自己査定基準が妥当性に欠けるものであったこと、②同銀行の貸出先企業の実態把握が十分なされていなかったこと、③担保不動産の評価あるいは処分可能見込額の算出について十分適切でなかったこと、④特に要管理先債権及び破綻懸念先債権に対する償却・引当てが不十分であったことを挙げている。

また、金融庁によると、同銀行の場合には、貸出金等を担保処分により回収を行う際に、事前の担保評価額に比べ実際の担保処分により得られた額が少ないことによるき損額が発生する状況が見受けられたことから、15年9月からの金融検査に

においては、担保評価についても、担保処分による回収を図る可能性が相対的に高い破綻懸念先で、財務の健全性に与える影響の大きい大口の債務者を中心に検査を実施したとしている。

② これまでの金融検査の実施状況

早期是正措置制度が導入された10年4月以降の金融庁(前身の金融監督庁を含む。)による足利銀行に対する金融検査の実施状況は、表18のとおりとなっている。金融庁によると、地方銀行に対する平均の検査周期は2年7箇月であり、同銀行に対する金融検査はほぼ平均的な周期で行われていた。

表18 足利銀行に対する金融検査の実施状況

実施年月	検査対象決算期	前回検査からの検査周期
10年11月～12月	10年3月期	
13年5月～6月	13年3月期	2年5箇月
15年9月～11月	15年3月期	2年3箇月

③ 資本増強措置に対するリスク

今回の足利銀行に対する3号措置の実施に際しては、同銀行の決算における自己資本比率が15年3月期末決算には4.54%(単体ベース)となっていたものの、15年9月中間決算には、△3.72%(単体ベース)と急落したことから、金融庁では、同銀行に対して早期是正措置を発動する機会がなかった。

従来金融庁では、早期是正措置が的確に発動されるという前提に立つならば、資本増強措置を受けた金融機関が債務超過になり、公的資金がき損するとは、少なくとも理論的には考えにくいとしていた。^(注21)

しかし、金融機関の自己査定及びそれに基づく償却・引当てが適切に行われない状況では、的確に早期是正措置を発動することは極めて困難になる。これは、公的資金を原資として預金保険機構や整理回収機構が引き受けた優先株式等にとって重大なリスクとなるおそれがある。

また、金融機能早期健全化法に基づく資本増強措置においては、金融機関が自ら経営健全化計画を策定し、その履行状況とともに公表することで、いわゆるパブリック・プレッシャーのもと、金融機関の健全化を図っていく枠組みとなっている。

しかし、仮に自己査定及びそれに基づく償却・引当てが適切に行われず金融機関の実態と乖離した決算やそれに基づく経営健全化計画が提出された場合、上記の枠組みが適切に機能せず、資本増強措置の効果が十分に発現しないおそれがある。

(注21) 平成11年3月9日参議院財政金融委員会における金融再生委員会委員長の答弁より。

(3) 預金保険機構の財務への影響

15事業年度の預金保険機構においては、一般勘定、危機対応勘定、特定住宅金融専門会社債権債務処理勘定、金融再生勘定、金融機能早期健全化勘定、金融機関等経営基盤強化勘定及び産業再生勘定の7勘定が設置されている。このうち、危機対応勘定、金融再生勘定、金融機能早期健全化勘定及び金融機関等経営基盤強化勘定で管理している公的資金による資本増強措置に係る株式等の15事業年度末残高は、計10兆3153億余円となっている。

そして、過去に公的資金によりりそな銀行の前身である大和及びあさひ両銀行並びに足利銀行に対して実施された資本増強措置や今回実施された金融危機対応措置が預金保険機構の各勘定に与えた影響については、以下のとおりとなっている。

ア 危機対応勘定への影響

(ア) 1号措置実施の影響

前記のとおり、15年6月にりそな銀行に対する1号措置の実施が決定され、同年7月に預金保険機構では、同銀行の普通株式等(その後、りそなHDの普通株式等と株式交換されている。)1兆9600億余円を引き受けている。同機構では、この1兆9600億余円及び同機構の事務経費見込額約1億円の計1兆9601億円を、政府保証を付した上で金融機関等からの借入れにより調達している。(なお、危機対応勘定における15事業年度末の政府保証を付した借入金残高は1兆9604億円となっている。)

危機対応勘定では15事業年度決算において、費用として1号措置の実施に伴う資金調達費用6億9625万余円及び一般管理費5229万余円の合計7億4854万余円が計上されている。一方収益は、資金調達から普通株式等の引受けまでの間の資金運用による収益51万余円だけである。このため、費用とほぼ同額の7億4803万余円の欠損金が計上されている。

また、りそなHDでは16年3月期末決算においては普通株式、優先株式とも配当を行っていないため、危機対応勘定では16事業年度においても資金調達費用等に見

合う収益の確保は不可能な状況となっている。

金融庁及び財務省は、りそな HD の見込みどおりに 17 年 3 月期末決算に配当が回復した際には、17 事業年度において欠損金の解消が十分可能と判断し、16 年度には金融機関に対して負担金を求めないことにした。

(イ) 3号措置実施の影響

前記のとおり、15 年 11 月に足利銀行に対する 3 号措置の実施が決定され、同年 12 月に預金保険機構では、同銀行の全株式を対価なしで取得している。当該株式については、同機構の決算上、取得原価 0 円で評価されている。

今後、同銀行の営業譲渡等の 3 号措置終了時に行われる資金援助のうち、ペイオフコスト超過分相当額については危機対応勘定が負担することとされており、その際の財源としては、前記のとおり、原則的には金融機関からの負担金によって賄われることとなるが、場合によっては、政府が費用の一部を負担する可能性がある。

イ 一般勘定への影響

一般勘定では、金融機関が納付する預金保険料等を財源とするペイオフコストに相当する額までの破綻した金融機関に対する資金援助等に係る経理について扱っている。

足利銀行の 3 号措置が終了する際に実施されることとなる資金援助において、ペイオフコストに相当する額までの資金援助については、この一般勘定が負担することとなり、その財源としては、上記の金融機関からの預金保険料等が充当されることになる。

ウ 金融機能早期健全化勘定への影響

金融機能早期健全化勘定では、金融機能早期健全化法に基づく資本増強措置に係る経理を扱っている。

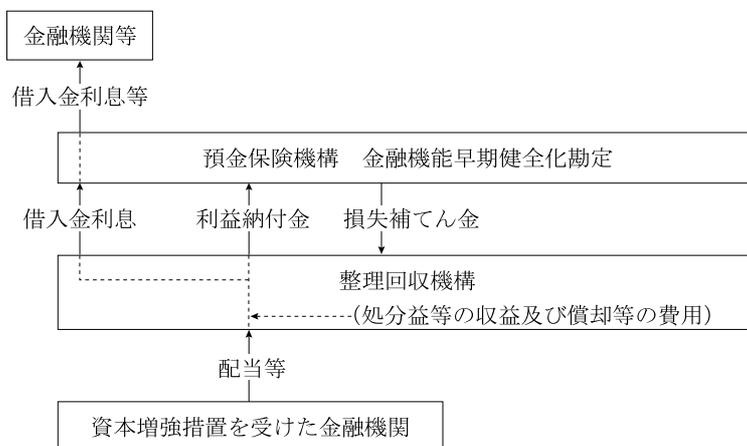
(ア) 資金の流れ

金融機能早期健全化法による資本増強措置の実施に当たり、預金保険機構では、整理回収機構に優先株式等の引受け等の業務を委託している。引受け等に必要な資金は、預金保険機構が政府保証を付して金融機関等からの借入れ及び債券の発行によって調達し、預金保険機構から整理回収機構に貸し付けられている。

整理回収機構は、図 14 のとおり、優先株式の配当等の収益の合計額から、預金保険機構に支払った借入利息や優先株式等に係る償却等の費用の合計額を控除した金額を翌事業年度に預金保険機構に納付する。また、費用の合計額が収益の合計額を上

回った場合、預金保険機構は、その差額の範囲内において、整理回収機構の損失の補てんを行う。

図14 利益納付金及び損失補てん金の概要



(イ) 整理回収機構における受取配当等収益及び資金調達費用の状況

(りそな銀行)

整理回収機構では10事業年度から14事業年度までは大和及びあさひ両銀行(りそなHDを含む。)からの優先株式の配当等を受け取ってきており、同機構における両銀行に係る受取配当等収益は計327億余円、預金保険機構が金融機関等から借り入れた資金に対する利息等の資金調達費用は計139億余円となり、受取配当等収益が資金調達費用を大きく上回っていた。

しかし、りそなHD及びりそな銀行が過少資本となったことで、りそなHDへ株式移転等されていた優先株式等はき損しなかったものの、りそなHDでは15年3月期末決算における優先株式の配当を行うことができなかった。このため、整理回収機構における15事業年度のりそなHDに係る受取配当等収益は11億余円、資金調達費用は37億余円となり、受取配当等収益が資金調達費用を下回っている。

(注22) この資金調達費用は、各事業年度内の借入日数を考慮の上、借入利率を加重平均して算出した年平均利率を注入額に乗じて本院で試算したものである。(以下の資金調達費用についても同じ。)

(足利銀行)

(注23) 整理回収機構では、11事業年度及び14事業年度に足利銀行(あしぎんFGを含

む。)からの優先株式の配当がなかったものの、15事業年度までの同機構における同銀行に係る受取配当収益は計24億余円、資金調達費用は計18億余円となり、受取配当収益が資金調達費用を上回っている。

整理回収機構では、15事業年度決算において、前記のとおり、15年12月に同銀行に3号措置が実施されたことで、保有するあしぎんFGの優先株式は大幅なき損が避けられないことから、当該株式について備忘価額1円を残し、1049億余円を償却した。

(注23) 優先株式の引受け時に足利銀行において平成11年9月中間決算における中間配当は行わないとしたことから、11事業年度中の受取配当は発生しない。

(ウ) 金融機能早期健全化勘定への影響

整理回収機構では、10事業年度に費用が収益を192万余円上回ったほかは、11事業年度から14事業年度までは、利益納付金計1691億余円が発生し、それぞれ翌事業年度に預金保険機構に納付してきていた。この結果、金融機能早期健全化勘定には、15事業年度決算において、剰余金1699億余円が計上されている。

しかし、15事業年度では、前記のとおり、整理回収機構は、りそなHDからの優先株式の配当が受けられなかったり、あしぎんFGの優先株式について1049億余円を償却したりしたことなどから、これらを含む費用が他の資本増強措置を受けた銀行等からの受取配当などの収益を224億余円上回り、預金保険機構では16年7月にこの上回った額と同額の損失補てんを行った。

エ 金融再生勘定への影響

金融再生勘定では、金融機能安定化法に基づいて実施された資本増強措置に係る経理並びに株式会社日本長期信用銀行及び株式会社日本債券信用銀行の破綻処理の過程において金融機能再生法に基づいて両銀行から買い取った資産などに係る経理を扱っている。

(ア) 金融機能安定化法に基づく資本増強措置

(資金の流れ)

金融機能安定化法による資本増強措置に伴う優先株式等の引受け等は、金融機能早期健全化法と同様に、預金保険機構から整理回収機構に委託して実施された。この資本増強措置に要した資金は、預金保険機構の金融危機管理勘定において、政府保証を

付して金融機関等からの借入れによって調達し、同勘定から整理回収機構に貸し付けられた。

その後10年10月の金融機能安定化法の廃止により、前記のとおり同勘定で管理されていた資産及び負債は、金融再生勘定に引き継がれ、大和、あさひ及び足利各銀行の劣後債及び劣後ローンの引受け等に係る預金保険機構から整理回収機構への貸付金についても、同勘定に引き継がれている。

(整理回収機構における受取利息収益及び資金調達費用の状況)

① りそな銀行

整理回収機構では、9事業年度から15事業年度までは、大和及びあさひ両銀行(りそなHDを含む。)からの劣後ローンに係る利息を受け取ってきており、同機構における両銀行に係る受取利息収益は計269億余円、資金調達費用は計44億余円となり、受取利息収益が資金調達費用を大きく上回っていた。

② 足利銀行

整理回収機構では、9事業年度から15事業年度までは、足利銀行からの劣後債に係る利息を受け取ってきており、同機構における同銀行に係る受取利息収益は62億余円、資金調達費用は6億余円となり、受取利息収益が資金調達費用を大きく上回っていた。

(金融機能安定化法に基づく資本増強措置に関する金融再生勘定への影響)

りそなHDに整理回収機構が貸し付けている劣後ローンについては、15年3月期末決算においてりそなHD及びりそな銀行が過少資本となったが、その価値がき損することはなく、また、引き続きりそなHDからの利息の支払も行われている。

また、足利銀行から整理回収機構が引き受けていた劣後債300億円については、金融機能早期健全化法に基づいて引き受けた優先株式1050億円と異なり、あしぎんFGに移転されず、同機構は同銀行が発行する債券を保有していた。そして、同銀行は15年11月に破綻したものの、3号措置が実施されたことから、その価値はき損しなかった。なお、当該劣後債については、16年3月に全額同銀行から同機構に償還されている。

このように、金融機能安定化法に基づく資本増強措置に関して、金融危機対応措置の実施に伴う金融再生勘定への影響は生じていない。

(イ) 金融機能再生法に基づいて買い取った株式

預金保険機構は、株式会社日本長期信用銀行及び株式会社日本債券信用銀行の破綻処理の過程で、両銀行が保有していた足利銀行の普通株式を52億余円で買い取っており、その後、当該株式は、株式移転によりあしぎんFGの普通株式と交換されている。15事業年度決算において、同機構は、当該株式について備忘価額2円を残し52億余円を償却した。そして、この償却額は金融再生勘定の決算上費用として計上されている。

金融再生勘定には、株式会社日本長期信用銀行及び株式会社日本債券信用銀行の破綻処理の過程で多額の費用が発生したことなどから、15事業年度決算において、欠損金9862億余円が計上されている。なお、金融機能再生法には、同勘定の廃止時における欠損金の処理について規定がない。

4 本院の所見

(1) 金融危機対応措置の実施状況について

15年度には金融危機対応措置として、りそな銀行及び足利銀行に対してそれぞれ1号措置及び3号措置が実施された。

ア りそな銀行

りそな銀行に対する1号措置については、預金保険法の枠組みに沿い、内閣総理大臣の認定及び金融庁の決定を経て、預金保険機構が同銀行の普通株式等1兆9600億余円を引き受けたところである。

この結果、りそなHDに対しては、金融機能安定化法及び金融機能早期健全化法に基づく資本増強措置を含め合計3兆1280億円の公的資金による資本増強措置がなされた。

今後は、株式等の引受け等の原資が公的資金であることから、金融庁及び預金保険機構では、りそなHD及びりそな銀行の経営の健全化に向けた取組において、取得株式等の価値が保全され、また、公的資金を使用した効果が最大限発現されるよう経営健全化計画の履行状況等に十分に留意していく必要がある。

イ 足利銀行

足利銀行に対する3号措置については、預金保険法の枠組みに沿い、内閣総理大臣の認定及び金融庁の決定を経て、預金保険機構が破綻した同銀行の全株式を対価なしで取

得したが、16年6月の預金保険機構会計実地検査時点では、救済金融機関等へのペイオフコストを超える額の資金援助は実施されていない。

今後は、特別危機管理銀行として足利銀行が担ってきた金融機能を維持するとともに、今後予定されている資金援助等においてコストの最小化が図られるよう、金融庁及び預金保険機構においては、同銀行が策定した「経営に関する計画」の着実な履行を確保するよう努めるなど、資産の管理や経営に関して適切な措置を講ずる必要がある。

本院としては、金融危機対応措置の実施により、国民負担の可能性もあることから、今後のりそなHD及びりそな銀行の経営の健全化に向けた取組等並びに足利銀行に係る資金援助の実施について、引き続き注視していくこととする。

(2) りそな銀行の前身である大和及びあさひ両銀行並びに足利銀行の経営健全化計画の履行状況及びこれに対する金融庁の監督状況について

ア 大和銀行及びあさひ銀行

金融庁では、りそな銀行の前身である大和及びあさひ両銀行に対する金融機能早期健全化法に基づく資本増強措置の実施後、3割ルールに基づいて経営健全化計画の見直しを行わせるなどの対応をしてきた。

一方で、りそなHD及びりそな銀行において、1号措置の実施に際し提出された経営健全化計画において与信上限規制の厳格な運用ができず、与信の集中を改善できなかったとされていたり、大和銀行が11年3月に提出した経営健全化計画において計画していた株式保有残高の圧縮が13年3月期末決算までほとんど進ちょくしていなかったりなど、公的資金の効果が最大限発現されるような経営の健全化に向けた取組が十分に行われていたとは言い難い面もある。

イ 足利銀行

金融庁では、足利銀行に対する金融機能早期健全化法に基づく資本増強措置実施後、抜本的な収益改善及び保有有価証券の価格変動リスクの早期縮減を求める業務改善命令を発動するなどしてきた。

一方で、同銀行では、前記のとおり、「業務及び財産の状況等に関する報告」において、資本増強措置実施後に不良債権処理などの課題が軽視されたとされたり、株式の保有残高についても、11年9月に提出された経営健全化計画で圧縮に努めるとしたものの、13年3月期末決算まではほとんど進ちょくしていなかったりなど、公的資金の効

果が最大限発現されるような経営の健全化に向けた取組が十分に行われていたとは言い難い面もある。

(3) 資本増強措置に対するリスク及び金融庁の監督・検査

足利銀行において、自己査定に基づく償却・引当額と金融検査の結果に基づく償却・引当額が同銀行の資本の部を上回る規模でかい離している状況が見受けられた。

前記のとおり、自己査定及びそれに基づく償却・引当てが適切に行われない状況では、早期是正措置の発動が適切になされずに結果として公的資金がき損したり、経営健全化計画の履行状況の監督による金融機関の経営の健全化という金融機能早期健全化法が予定している枠組みが機能せず、公的資金による資本増強措置の効果が十分に発現しなかったりするおそれがある。

金融庁においては、監督や金融検査を通じて、資本増強措置を受けている他の金融機関について、自己査定及びそれに基づく償却・引当てが適切に行われるよう対処する必要がある。

(4) 優先株式等のき損による預金保険機構の財務への影響

今回の足利銀行に対する3号措置の実施により、過去に整理回収機構が引き受けるなどしていた優先株式等のうち、あしぎんFGの優先株式1050億円については、その大半のき損が避けられない状況となっている。この優先株式について、整理回収機構では備忘価額を残して償却し、その結果16事業年度に預金保険機構では整理回収機構に対して損失補てんを実施したところである。

また、預金保険機構が保有しているあしぎんFGの普通株式52億余円についても、き損が避けられない状況となっており、同機構では、備忘価額を残して償却している。

これらの普通株式及び優先株式については、今後のあしぎんFGの会社更生手続の結果如何によりき損額が確定することから、株主として関与する預金保険機構及び整理回収機構では、国民負担の回避という観点から、適切に対応する必要がある。

第3 政府開発援助について

第4章 特定検査対象に関する検査状況 第3

〔無償資金協力、円借款、技術協力について〕	
検査対象	(1) 外務省 (2) 国際協力銀行 (3) 独立行政法人国際協力機構(平成15年9月30日以前は国際協力事業団)
政府開発援助の内容	(1) 無償資金協力 (2) 円借款 (3) 技術協力
平成15年度実績	(1) 2663億8834万円 (2) 1兆3299億1489万円 (3) 698億8044万円
現地調査実施国数並びに事業数及び対象事業費	13箇国 (1) 69事業796億9213万円 (2) 11事業876億6068万円 (3) 22事業156億2467万円
援助の効果が十分発現していないなどと認めたもの	無償資金協力 サバナケート農業総合開発計画事業 ブワンジェバレー灌漑開発計画事業 技術協力プロジェクト 鉦山公害防止対策研究センター事業 ノン・プロジェクト無償資金協力事業 (経済構造改善努力支援無償資金協力事業)
円借款の実施において留意すべき点があると認めたもの	農業セクター投資事業
〔国際開発協力関係民間公益団体開発協力について〕	
検査対象	外務省、補助事業者
補助事業の内容	国際開発協力関係民間公益団体開発協力
平成15年度交付実績	2億5656万円
現地調査実施国数並びに事業数及び補助金交付額	2箇国 4事業 2328万円

事業の効果が十分発現していないと認められたもの	小学校建設事業
-------------------------	---------

[無償資金協力、円借款、技術協力について]

1 政府開発援助の概要

我が国は、開発途上国の健全な経済発展を実現することを目的として、その自助努力を支援するため、政府開発援助を実施している。その援助の状況は、地域別にみるとアジア、アフリカ、中南米、中東等の地域に対して供与されており、特にアジア地域に重点が置かれている。また、分野別にみると運輸・貯蔵、エネルギー、教育、農林水産、環境保護、水供給・衛生等の各分野となっている。

そして、我が国の政府開発援助は毎年度多額に上っており、平成15年度の実績は、無償資金協力 2663 億 8834 万余円、円借款 1 兆 3299 億 1489 万余円、技術協力 698 億 8044 万余円などとなっている。

(注1) 無償資金協力 相手国の経済・社会の発展のための事業に必要な施設の建設、資機材の調達等のために必要な資金を返済の義務を課さないで供与するもので、外務省が実施している。

(注2) 円借款 相手国における経済・社会の開発のための基盤造りに貢献する事業等に係る費用を対象として、相手国に対し長期かつ低利の資金を貸し付けるもので、国際協力銀行が実施している。

(注3) 債務繰延べを行った額 7003 億 1659 万余円を含む。

(注4) 技術協力 相手国の経済・社会の開発に役立つ技術・技能・知識を移転し、技術水準の向上に寄与することを目的として、研修員受入、専門家派遣、機材供与等を行うもので、独立行政法人国際協力機構が実施している。

2 検査の範囲及び着眼点

本院は、無償資金協力、円借款、技術協力等(以下「援助」という。)の実施及び経理の適否を検査するとともに、援助が効果を発現し、援助の相手となる開発途上国(以下「相手国」という。)の経済開発及び福祉の向上などに寄与しているか、援助の制度や方法に改善すべき点はないかなどについて検査している。この検査の範囲及び着眼点について、我が国の援助実施機関に対する検査及び相手国において行う現地調査の別に具体的に示すと、次のとおりである。

(1) 我が国援助実施機関に対する検査

本院は、国内において、援助実施機関である外務省、国際協力銀行(以下「銀行」という。)及び独立行政法人国際協力機構(15年9月30日以前は国際協力事業団。以下「機構」という。)に対して検査を行うとともに、海外において、在外公館、銀行の駐在員事務所及び機構の在外事務所に対して検査を行っている。

これら我が国援助実施機関に対する検査に当たっては、次のとおり、多角的な着眼点から検査を実施している。

- (ア) 我が国援助実施機関は、事前の調査、審査等において、事業が相手国の実情に適応したものであることを十分検討しているか。
- (イ) 援助は交換公文、借款契約等に則したものになっているか、また、資金の供与などは法令、予算等に従って適正に行われているか。
- (ウ) 我が国援助実施機関は、援助対象事業を含む事業全体の進ちよく状況を的確に把握し、援助の効果が早期に発現するよう適切な措置を執っているか。
- (エ) 我が国援助実施機関は、援助実施後、事業全体の状況を的確に把握、評価し、必要に応じて援助効果発現のために追加的な措置を執っているか。

(2) 現地調査

相手国に対しては、我が国援助実施機関に対する検査の場合とは異なり本院の検査権限は及ばない。しかし、援助は相手国が主体となって実施する事業に必要な資金を供与するなど、相手国の自助努力を支援するものであり、その効果が十分発現しているか、事業が計画どおりに進ちよくしているかなどを確認するためには、我が国援助実施機関に対する検査のみでは必ずしも十分ではない。このため、本院では、相手国に赴いて、我が国援助実施機関の職員等の立会いの下に相手国の協力が得られた範囲内で、次の着眼点から、事業の実施状況を中心に現地調査を実施している。

- (ア) 事業は計画どおり順調に進ちよくしているか。
- (イ) 援助の対象となった施設、機材、移転された技術等は、当初計画したとおりに十分利用されているか。
- (ウ) 事業は所期の目的を達成し、効果を上げているか。
- (エ) 事業は援助実施後においても相手国によって順調に運営されているか。

そして、毎年10箇国程度を選定して職員を派遣し、調査を要すると認めた事業につい

て、相手国の事業実施責任者等から説明を受けたり、事業現場の状況の確認を行ったりなどし、また、相手国の保有している資料で調査に必要なものがある場合、相手国の同意が得られた範囲内で我が国援助実施機関を通じて入手している。

3 検査の状況及び本院の所見

(1) 現地調査の対象

本院は、16年中において上記の検査の範囲及び着眼点で検査を実施した。そして、その一環として、13箇国において次の102事業について現地調査を実施した。

- ① 無償資金協力の対象となっている事業のうち69事業(贈与額計796億9213万余円)
- ② 円借款の対象となっている事業のうち11事業(15年度末までの貸付実行累計額876億6068万余円)
- ③ 技術協力事業のうち技術協力プロジェクト^(注5)22事業(15年度末までの経費累計額156億2467万余円)

(注5) 技術協力プロジェクト 技術協力の中核をなすもので、研修員受入、専門家派遣、機材供与などの事業を柔軟に組み合わせたプロジェクトとして平成14年度から実施されている。13年度までは、上記の3形態を一つのプロジェクトとして有機的に統合し、その計画の立案から実施、評価までを一貫して行うプロジェクト方式技術協力として実施されていた。

上記の102事業を、分野別にみると、運輸・貯蔵15事業、農林水産15事業、水供給・衛生12事業、教育11事業、保健9事業、エネルギー5事業などとなっており、その国別の現地調査実施状況は、次表のとおりである。

国別現地調査実施状況表

国名	調査 事業数 (事業)	援助形態別内訳					
		無償資金協力		円借 款		技術協力プロジェクト	
		事業数 (事業)	援助額 (億円)	事業数 (事業)	援助額 (億円)	事業数 (事業)	援助額 (億円)
アルゼンチン	5	—	—	1	47	4	36
ブルガリア	6	4	17	—	—	2	9
カンボジア	11	10	280	—	—	1	4
コスタリカ	6	3	0	1	15	2	16
ジ ブ チ	7	7	40	—	—	—	—
エクアドル	7	5	29	2	156	—	—
ホンジュラス	11	10	88	—	—	1	6
ラ オ ス	9	6	157	1	39	2	9
モ ン ゴ ル	8	7	142	—	—	1	5
パ ナ マ	6	4	1	—	—	2	19
ルーマニア	6	5	15	—	—	1	2
チュニジア	9	5	23	3	143	1	1
ト ル コ	11	3	1	3	474	5	44
計	102	69	796	11	876	22	156

(2) 現地調査対象事業に関する検査の概況

現地調査を実施した事業のうち、次の事業については、援助の効果が十分発現していないなどと認められた。これらの事態を分類すると次のとおりである。なお、このうち無償資金協力1事業については、昨年次に現地調査を実施したものである。

① 無償資金協力の援助の効果が十分発現していないもの

サバナケート農業総合開発計画事業
 ブワンジェバレー灌漑開発計画事業

② 技術協力プロジェクトの効果が十分発現していないもの

鉦山公害防止対策研究センター事業

③ ノン・プロジェクト無償資金協力として供与された資金等の一部が相当期間使用されないまま残っているものなど

④ 円借款の実施において留意すべき点があると認めたもの

農業セクター投資事業

(3) 援助の効果が十分発現していないなどの事業

ア 無償資金協力の援助の効果が十分発現していないもの

＜サバナケート農業総合開発計画＞

この事業は、「ラオス人民民主共和国サバナケート農業総合開発計画基本設計調査報告書」(5年9月。以下「基本設計書」という。)に基づき、ラオス人民民主共和国サバナケート県の県都サバナケートから35km～40kmに所在するホワイ・バック、ホワイ・サイ両上流地区において、ダム1基、取水し送配水するための堰(以下「取水堰」という。)、用水路等、農村給水井戸10箇所等の建設等を行うもので、事業は8年2月に完了している。

外務省では、これに必要な資金として、5年度から7年度までに計22億2328万円を贈与している。

本事業の目的は、①食糧生産、特に雨期作の安定と生産性の向上を図り、乾期水稻作付面積拡大と作付作物の多様化を図ること、②新しい方式の生産、営農技術の普及拡大と農民の農業生産活動の支援・促進を図ること、③周辺農村住民の生活基盤改良、保健衛生条件を改善することなどとされている。

今回、ホワイ・バック上流地区におけるかんがい面積について調査したところ、次のような状況となっていた。

ホワイ・バック上流地区における事業は、基本設計書に基づき、雨期稲作のかんがい用水を供給するとともに、可能な限り多くの面積への稲作、畑作に対して供給することを目的として、ダム1基(堤高24m、堤長912m)、用水路(幹線用水路延長計約10.6km)等を建設したものである。そして、同設計書によるとダムに貯留した1485.1万 m^3 の水資源のうち、416.1万 m^3 により雨期の稲作950ha、798.6万 m^3 により乾期の稲作550ha、270.4万 m^3 により乾期の畑作400haのかんがいを実施することとしていた。また、この事業により、当該地区の農民は、農業生産の安定・増大、畑作等で生産される商品作物の栽培等による所得の増大、生活水準の向上などのひ益があるとしていた。

そして、雨期及び乾期の稲作面積については、計画をおおむね達成していたと認められたが、商品作物栽培等のための乾期の畑作については、計画面積400haに対し、16年5月の本院の現地調査時点においても実績は60haと計画を大幅に下回っていた。

外務省では、乾期の畑作実績面積が計画面積に比べて低いのは、まず、稲作面積の拡大を達成し、その後に畑作面積の拡大に努めることとしたためであるとしている。

しかし、事業完了後の7年間における畑作のかんがい面積拡大の進ちょく状況は、毎年10ha程度であることからみて、計画面積を達成するまで相当の期間を要すると認められた。また、かんがい面積拡大の目標年次等も定められておらず、事業効果の達成時期が不明となっていた。さらに、計画ではダムの貯水量に見合う所要総用水量1485.1万 m^3 のうち270.4万 m^3 を使用することとしているものの、ダム等は乾期畑作のために十分活用されておらず、これに係る援助の効果は十分発現していない状況となっている。

なお、ホワイ・サイ上流地区においては、取水堰を建設して農業用水を確保することにより、雨期の稲作計画面積410ha、乾期の畑作計画面積50haについて、計画を達成していた。

また、ホワイ・バック、ホワイ・サイ両上流地区における農村給水井戸10箇所については、供用開始後1～2年は使用できたものの、その後水質の悪化のために9箇所の井戸は現在まで使用されておらず、援助の効果が十分発現していない状況となっている。

(本件事業に対する本院の所見)

上記の事態が生じているのは、主として相手国の事情などによるものであるが、このように援助の効果が十分発現していない場合は、計画達成の目標年次等を定めたり、相手国事業実施機関に定期的に報告を求めたりするなどして、これを的確に把握し、援助の効果が早期に十分発現されるよう相手国に一層適時適切な指導又は助言を行う要があると認められる。

<ブワンジェバレー灌漑開発事業>

この事業は、マラウィ共和国の中央州ブワンジェバレー地域のナミコクウェ川流域約800haを対象に、幹線水路、支線水路等のかんがい施設及び洪水防御堤兼管理道路(以下「防御堤」という。)、約48haのサンプルほ場等の関連施設の整備を図るものである。

外務省では、これに必要な資金として、9年度から11年度までに計19億3502万円を贈与している。

本件事業では、かんがい用水路等の施設を整備するとともに、その計画地が洪水はん濫原に広がっているため、計画地を洪水から防御する目的で、幹線水路を維持管理するための道路を兼ねた防御堤を設置することとした。

これらの施設は11年12月に完成し供用を開始したが、13年12月から14年1月ま

での降雨による洪水のため、防御堤が3箇所で崩壊し、うち1箇所では防御堤に並行する幹線水路も崩壊して通水ができなかったり、残りの2箇所では管理道路が寸断され通行ができなかったりしている状況となった。

この事態を受けた同国政府の支援要請に対し、機構は、14年9月から15年3月までの間、技術協力の一環として、崩壊箇所の修復等応急対策工事を内容とするブワンジェバレー灌漑開発計画フォローアップ協力(所要経費6868万余円)を実施した。

しかし、上記フォローアップ協力実施期間中の15年1月のサイクロンや同年3月から4月にかけての降雨による洪水のため、前記の崩壊箇所とは別の5箇所で防御堤が崩壊し、そのうちの1箇所では幹線水路も崩壊した。

そして、同年6月の本院の現地調査時には、機構と同国政府が簡易的な復旧工事を実施していたものの、崩壊した幹線水路の迂回路として、支線水路の一部を利用した通水を行っていて、水量が制限された状況で耕作せざるを得ない状況となっていた。

前記のとおり、本件事業によって整備された施設は、完成当初の一時は効用を発揮したが、その後の3年余のうちに、防御堤や幹線水路といった主要構造物が数箇所、数回にわたって崩壊している。外務省では、この防御堤の崩壊原因を豪雨によるものであるとしているが、具体的な崩壊の過程やその要因については不明である。そして、本件施設は、現在その機能を十分に活用できず、援助の効果が十分発現するには至っていない状況となっている。

また、同国では、本件事業に併せて、受益農民組織が政府の技術支援を受けながらほ場の整備を行い、農業生産性の向上や地域社会生活の活性化を図ることとしていたが、対象とした800haのほ場の半分程度が依然として整備が必要な状況になっており、作付面積や農家収入等のデータも明らかにはなっていない。

(本件事業に対する本院の所見)

上記の事態が生じているのは、主として洪水被害をもたらした気象や相手国の事情によるが、このように援助の効果が十分発現していない事態にかんがみ、我が国としては、事態の改善、解決に向けて、的確な状況把握と適時適切な助言に一層努めるとともに、相手国政府に対し、次のようなことを促すことが求められる。

(ア) 無償資金協力の対象とした施設が災害により被害を被ったものについては、被害状況の的確な把握に努めたり、設計図書等を活用するなどして速やかに発生原因の詳細

な分析に努めたりするとともに、事業が早期に効果を発現するように努めること

- (イ) 相手国側で実施することになっているほ場の整備の状況や作付面積等の的確な把握に努めること、また、ほ場の整備や農業生産性の向上等もできる限り早期に図られるよう努めること

本件については、同国政府が我が国に対して「ブワンジェバレー地域灌漑農業開発計画」に係る技術協力を要請し、機構が4年に開発調査を実施して以来、既に10年以上が経過し、また、様々な形で多額の資金が投入されており、事業効果の早期かつ適切な発現が求められているところであって、そのためには、速やかな対応が執られることが肝要である。

イ 技術協力プロジェクトの効果が十分発現していないもの

＜鉦山公害防止対策研究センター事業＞

(ア) 事業の概要

この事業は、アルゼンチン共和国(以下「アルゼンチン」という。)に対して、水質汚染に対する鉦山公害防止管理技術を移転するもので、同国サンファン州政府が設立した鉦山公害防止対策研究センター(以下「公害防止センター」という。)を事業実施受入機関として技術協力プロジェクトによる援助を実施したものである。

機構では、10年5月から14年4月までの4年間にわたり、経費累計額8億7347万余円で、専門家計16名(長期専門家7名、短期専門家9名)の派遣による現地指導、研修員計11名の受入れ及び所要機材の供与等を実施している。

本件事業は、アルゼンチンが鉦山の開発を進めていく一方で、事前に公害対策を講じるために実施したものであり、その内容は次のとおりである。

公害防止センターの技師に対して、金属鉦山に係る水質汚染防止分野において水質汚染の計測、監視、防止等に係る技術移転を、また、鉦山公害防止行政分野において我が国等の情報を提供等することにより同分野に係る技術移転をそれぞれ実施する。

そして、本件の事業目標は、技術移転を受けた公害防止センターの技師が、この移転された技術を活用して、事業終了時までには、水質汚染を計測、監視、防止、管理する鉦山公害防止業務を行う水質保全管理技術者(以下「水質技術者」という。)を育成できるようになることとされており、また、この事業目標の達成指標は、事業終了時までには、水質技術者が数名育成されることとされていた。

また、本件事業目標の達成後に期待される上位目標については、公害防止センターにおいて水質技術者がサンファン州を含む最低6州で育成されることとしており、この上位目標の達成指標は、公害防止センターの人材育成事業により、最低6州において水質技術者が育成されること及びこれら州の鉱山・選鉱場において廃水の水質管理が実施されることとしていた。

公害防止センターにおいて育成された水質技術者は、廃水処理、化学分析若しくは選鉱の分野において技術者として、又は鉱山保安行政の分野において指導監督等に従事する職員として、活躍することが想定されていた。

また、公害防止センターでは、移転された技術を活用して水質調査等も実施することとされていた。

(イ) 調査の状況

(i) 公害防止センターの技師に対する技術移転の状況について

機構では、本件事業終了の6箇月前に実施された終了時評価で水質汚染防止分野における技術移転の達成状況を評価するため、13年7、8月に地元コンサルタントに公害防止センターの技術レベル評価を委託していた。その評価報告によれば、技術レベルは、専門家の指導なしで被査定事項を実施できるとしているレベルに達しておらず、必ずしも高いものとはなっていなかった。しかし、機構では、終了時評価を実施した13年11月から14年4月の本件事業終了時までの残り6箇月間で更に技術移転を実施できるので、それまでには前記の事業目標は達成されると判断し、事業終了時に再度技術レベルの評価を実施することなく、本件事業を終了していた。

このように、事業終了時に技術移転が十分達成されていたか確認できない状況となっていた。

(ii) 移転された技術の活用状況について

水質汚染防止、鉱山公害防止行政の両分野において移転された技術を活用して行うこととされていた水質技術者の育成等については、次のとおりである。

① 水質技術者の育成

公害防止センターでは、本件事業実施中の13年9月に、日本人専門家の指導の下でサンファン州政府の職員を対象として、水質技術者を育成するための研修コースを実施し、水質技術者6名を育成した。

しかし、13年のアルゼンチンにおける経済の混乱等のため、水質技術者への需要が低迷していたり、公害防止センターの予算が十分確保できなかったりしたことなどから、公害防止センターでは、本件事業の終了以降、現在まで、水質技術者育成のための研修コースを一度も開催しておらず、事業終了後において、水質技術者として育成された者は1名もない状況となっている。

さらに、12年7月から9月に機構がアルゼンチン側と実施した本件事業の中間評価において、水質技術者への需要を喚起するため、アルゼンチン側が水質技術者の公的資格を認定する法令を制定するなど必要な措置を検討することとしていたが、現在に至るまでそれらの法令は制定等されていない。

② 水質調査等の実施

公害防止センターは、本件事業終了後、14、15両年において水質調査6件、技術サービス等11件、計17件を受託していた。この17件のうち、鉱業に関連するものは11件あり、このうち鉱山公害防止に関連するものは3件となっていて、公害防止センターにおける水質調査、鉱山公害防止関連活動は必ずしも順調なものとはなっていない。

以上のとおり、本件事業は、その終了時において技術移転が十分達成されていたか確認できない状況となっていた。また、事業終了後、公害防止センターにおいて水質技術者育成のための研修コースを実施していなかったり、水質調査、鉱山公害防止関連活動が必ずしも順調なものとはなっていなかったりなどして、技術協力により移転された技術が十分に活用されていない状況となっている。

(ウ) 本件事業に対する本院の所見

このような事態が生じているのは、主として相手国の事情などによるものであるが、機構においても、事業実施中に事業を取り巻く状況が急激に変化した場合には、公害防止センターや水質技術者に対する需要の予測等、本件事業の見直しを必要に応じて行うなどの要があったと認められる。

また、事業終了6箇月前に実施される終了時評価において技術移転の達成が確認できない場合は、事業終了時において技術移転の再評価を行うなどし、技術移転の達成が十分でないことが判明した場合は所要の措置を講ずる必要があったと認められる。

そして、事業終了後においても、公害防止センターや水質技術者への需要を更に喚起

するよう働きかけるなど、移転された技術が十分活用され、援助の効果がより十分発現するよう、相手国政府等に対してより一層助言するなどの要があると認められる。

ウ ノン・プロジェクト無償資金協力(経済構造改善努力支援無償資金協力)として供与された資金等の一部が相当期間使用されないまま残っているものなど

(ア) 事業の概要

(制度的枠組みと実績)

外務省では、世界銀行又は国際通貨基金と連携、協調しながら経済構造改善努力を推進する開発途上国に対して、その努力を支援することを目的として、昭和62年度からノン・プロジェクト無償資金協力(経済構造改善努力支援無償資金協力)を実施している。この無償資金協力は、施設建設等事業(プロジェクト)実施のための資金の供与ではなく、相手国が上記の構造改善努力を推進するのに必要な資機材等を輸入するための代金を援助するものであることから、ノン・プロジェクト無償資金協力と称されている。

そして、外務省では、62年度から平成15年度までの17年間で68箇国に対して4486億円を贈与している。

また、ノン・プロジェクト無償資金協力においては、相手国政府が、無償資金により調達した資機材を国内市場で売却するなどして得た金額のうち一定額を積み立てた資金(以下「見返資金」という。)を、経済社会開発のために使用するという見返資金制度が設けられている。

なお、10年度から、見返資金を特定分野の開発計画の実施のために集中的に活用するものを環境・社会開発セクター・プログラム無償資金協力(12年度にセクター・プログラム無償資金協力を改称)として実施している。

(事業の実施手順)

外務省は、相手国政府と交換公文及び附属文書を取り交わした後、相手国政府が交換公文ごとに開設した日本国内の銀行口座(以下「政府口座」という。)に円貨で一括して資金を支払うこととなっている。

そして、相手国政府は、この資金及びこの資金から発生した利息(以下、両者を併せて「資金等」という。)により必要な資機材等の調達を行うが、この調達に当たっては、相手国政府は調達代理機関を選定することとなっており、この機関が、相手国政府に代わって、資機材の調達に必要な業務を行うこととなっている。

調達代理機関は、相手国政府から調達を希望する資機材等の品目の提示を受けた後、資機材等の代金の支払に必要な資金を政府口座から調達代理機関の口座(以下「調達口座」という。)に受け入れ、調達口座から、業者に代金を支払うこととなっている。そして、調達代理機関は調達口座における資金等の受入、支払及び残高について、四半期ごとに相手国政府及び外務省に報告することとなっている。なお、供与された資金等の使用期限については特に定められていない。

相手国政府は、調達した資機材を自国内で民間企業等に売却するなどし、さらに、民間企業等がこの資機材を用いて生産を行うなどして経済活動を円滑に進めることにより、供与された資金等が経済構造改善に寄与することになる。

(見返資金制度)

相手国政府は、交換公文の発効後、通常のノン・プロジェクト無償資金協力では原則として3年、セクター・プログラム無償資金協力では原則として2年を積立期限とし、^(注6) 調達された資機材のFOB価格の等価額を積立義務額として、相手国の通貨(内貨)で積み立てることとなっている。これは、外務省の説明によれば、供与された資金等で調達した資機材を相手国内ですべて売却した場合、おおむねFOB価格相当額の売却益が生ずるとの考えによるものである。

見返資金は、通常のノン・プロジェクト無償資金協力では相手国における経済社会開発のために、また、セクター・プログラム無償資金協力では特定分野の開発のために、使用されることとなっているが、その使用期限については特に定められていない。

そして、見返資金の使用に当たっては、相手国政府は日本国政府と使途協議を行うこととなっており、外務省は、その内容を調査検討し、承認することとなっている。

また、調達代理機関は、交換公文発効後5年間は、見返資金の積立額、積立義務額及び積立義務額に対する積立額の割合(以下「積立率」という。また、以下、これらを「積立額等」という。)について毎月日本国政府に報告することとなっている。

(注6) FOB 価格 輸出港停泊の本船に積み込むまでの一切の費用を含んだ価格。

(イ) 調査の状況

今回、ノン・プロジェクト無償資金協力で供与された資金等は速やかに適切に使用されているか、また、見返資金は積立期限以内に積立義務額に達するように積み立てられ、趣旨に沿って適切に使用されているかという点に着眼して、前記68箇国に対して

実施されたノン・プロジェクト無償資金協力を対象に調査した。

そして、上記 68 箇国のうちのブルガリア共和国ほか^(注7) 6 箇国については現地調査をし、その他の国については外務省から関係資料の提出を受けて調査したところ、次のような状況となっていた。

(注7) ブルガリア共和国ほか6箇国　ブルガリア共和国、カンボジア王国、ジブチ、ホンジュラス、ラオス人民民主各共和国、モンゴル国、ルーマニア

(i) 供与された資金等の一部が相当期間使用されないまま残っているもの

前記のとおり、供与された資金等については、使用期限の定めはないが、援助の効果が早期に発現するためには速やかに使用され、資機材が調達されることが必要である。そして、見返資金の積立期限については交換公文発効後、通常のノン・プロジェクト無償資金協力では3年、セクター・プログラム無償資金協力では2年と定められていることから、供与された資金等は少なくともこれら積立期限までには使用されることが前提とされていると考えられる。

そこで、交換公文発効後積立期限である3年又は2年以上が経過している、通常のノン・プロジェクト無償資金協力を係るもの60箇国3210億円、セクター・プログラム無償資金協力を係るもの20箇国496億5000万円を対象にして供与された資金等の使用状況について調査した。その結果、表1のとおり、供与された資金等が使用されず調達口座に残っているものが、ブルガリア共和国ほか15箇国で24億5297万余円あり、期待された援助の効果を発現していないと認められた。

表1 調達口座における残高状況

国名	年度	贈与額 (千円)	口座残高 (千円)	交換公文発効後現在までの経過期間
(通常のノン・プロジェクト無償資金協力)				
ブルガリア共和国	11	500,000	41,558	4年9箇月
ジブチ共和国	11	300,000	2,122	4年1箇月
ガンビア共和国	4	300,000	3,817	11年3箇月
ギニア共和国	12	800,000	2,634	3年
マダガスカル共和国	12	800,000	500,372	3年1箇月
モーリタニア・イスラム共和国	12	1,000,000	7,351	3年
ニジェール共和国	12	500,000	2,162	3年1箇月
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	12	300,000	40,626	3年2箇月
イエメン共和国	12	600,000	507,534	3年1箇月
9 箇 国 計		5,100,000	1,108,180	
(セクター・プログラム無償資金協力)				
エル・サルバドル共和国	10	1,000,000	6,212	5年
	12	1,000,000	314,037	3年
エチオピア連邦民主共和国	12	1,000,000	46,085	3年
	13	1,500,000	414,217	2年
パキスタン・イスラム共和国	13	5,000,000	510,748	2年1箇月
ペルー共和国	10	1,000,000	17,666	5年4箇月
セネガル共和国	13	1,000,000	881	2年1箇月
タジキスタン共和国	13	950,000	1,749	2年1箇月
ザンビア共和国	12	1,500,000	33,196	3年3箇月
7 箇 国 計		13,950,000	1,344,795	

(注) 16年3月現在の各国における状況について、16年度の出納官吏レートにより邦貨額に換算して表示したものである。

このような事態となっているのは、外務省の説明によれば、相手国政府内部における調達代理契約の締結手続や資機材の選定等の調達手続に時間を要したこと、政情不安等により調達活動が一時停滞したことなどによるとしている。

(ii) 見返資金の積立額が積立義務額を下回っているもの

本院は、見返資金の積立期限が経過しているものを対象にしてその積立状況を調査することにしたが、外務省では交換公文が発効して5年経過後は調達代理機関から積立額等を報告をさせることとしていない。このことなどにより、本院が調査の対象としたのは11年度から13年度までに交換公文を取り交わした31件である。

調査した31件のノン・プロジェクト無償資金協力について見返資金の積立率をみると、100%以上のものは11件であり、残りの20件は100%を下回っている状況であった。そして、このうち75%未満のもの積立の状況は表2のとおりとなっている。

表2 積立の状況(積立率が75%未満のもの)

国名	年度	積立義務額A (千円)	積立額B (千円)	積立率B/A (%)
(通常のノン・プロジェクト無償資金協力)				
アルバニア共和国	11	483,915	120,428	24.9
ブルガリア共和国	11	439,370	302,141	68.8
中央アフリカ共和国	12	618,541	68,022	11.0
コートジボアール共和国	11	1,559,115	671,935	43.1
グアテマラ共和国	11	834,802	34,160	4.1
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	11	650,327	250,060	38.5
マダガスカル共和国	11	531,535	313,199	58.9
マラウィ共和国	12	459,095	127,142	27.7
マリ共和国	12	939,537	296,544	31.6
モンゴル国	11	1,529,857	512,396	33.5
ルーマニア共和国	11	238,835	131,306	55.0
11箇国計		8,284,935	2,827,338	34.1
(セクター・プログラム無償資金協力)				
エル・サルバドル共和国	12	328,347	1,330	0.4
ヨルダン・ハシェミット王国	12	1,785,347	1,007,500	56.4
タンザニア連合共和国	12	749,280	301,847	40.3
ザンビア共和国	11	585,362	60,099	10.3
	12	1,114,963	48,281	4.3
4箇国計		4,563,300	1,419,059	31.1

(注) 16年1月現在の状況について、16年度の出納官吏レートにより邦貨に換算して表示したものである。

外務省は、前記のとおり、調達代理機関から見返資金の積立額等の報告を毎月受けているが、積立額が積立義務額を下回っている場合でも、その理由の報告を受けることとしていないなどのため、このような事態となっている具体的理由は不明である。

また、同省は、交換公文発効後5年を経過したものについては調達代理機関から積立額等の報告を受けることとしていないなどのため、上記5年の報告期間を経過した

10年度以前のもの積立額等の具体的状況はほとんど不明である。

15箇国のうち、ブルガリア共和国ほか2箇国については、本院が現地調査しており、相手国政府の説明によれば、資機材の引渡しを受けた民間企業等において財務状況が悪化したため代金の納付が困難となったことなどによるとしている。

(iii) 積み立てられた見返資金が相当額使用されないまま残っているもの

前記のとおり、見返資金の積立期限は定められているものの、積み立てられた見返資金の使用期限は定められてはいない。しかし、ノン・プロジェクト無償資金協力の目的の一つとなっている経済社会開発目的等のために見返資金を使用するという観点からすると、見返資金を速やかに使用して効果が発現されることが必要である。そこで、見返資金の使用状況を調査するに当たって、現地調査した7箇国において、積立期限の3年又は2年経過後更に相当期間を経過しているものとして2年を経過しているものを対象にして、その使用状況を調査した。

また、この他外務省に対して資料の提出を求めたところ、ヨルダン・ハシェミット王国に関する資料が提出されたため、これについても上記と同様に調査した。

その結果、表3及び表4のとおり、積み立てられた見返資金が速やかに使用されず相当額残っているものが、ホンジュラス共和国ほか2箇国で51億5883万余円見受けられた。見返資金が速やかに使用されなければ、見返資金を使用してなされる経済社会開発が行われないことになり、期待された効果の発現が遅延することになる。

表3 見返資金の使用状況(通常のノン・プロジェクト無償資金協力)

年 度	モ ン ゴ ル 国		
	積 立 額 (千円)	使 用 額 (千円)	残 額 (千円)
5	*	*	95,863
6	*	*	256,424
7	—	—	—
8	1,119,241	0	1,119,241
9	1,144,680	51,566	1,093,114
10	377,383	0	377,383
計	2,641,305	51,566	2,942,026

注(1) 16年4月現在の状況であり、16年度の出納官吏レートにより邦貨額に換算して表示したものである。

注(2) 5年度及び6年度中の*は外務省から実績額の提示がなかったものである。

表4 見返資金の使用状況(セクター・プログラム無償資金協力)

年 度	ホンジュラス共和国			ヨルダン・ハシェミット王国		
	積立額 (千円)	使用額 (千円)	残 額 (千円)	積立額 (千円)	使用額 (千円)	残 額 (千円)
10	1,352,931	729,525	623,405	—	—	—
11	—	—	—	2,368,400	775,000	1,593,400
計	1,352,931	729,525	623,405	2,368,400	775,000	1,593,400

(注) ホンジュラス共和国は15年11月現在、ヨルダン・ハシェミット王国は16年4月現在の状況であり、いずれも16年度の出納官吏レートにより邦貨額に換算して表示したものである。

このような事態となっているのは、現地調査した相手国政府の説明によれば、関係省庁での頻繁な人事異動等により担当者が交替し、具体的な使途を決めるための内部調整に時間を要したことなどによるとしている。

また、外務省は、相手国政府における見返資金の使用状況について定期的に報告させることとしていないため、これら以外の国の見返資金の使用額及び残額は不明である。

(iv) 所定の使途協議がなされることなく見返資金が使用されたもの

現地調査を実施した7箇国について使途協議の実施状況を調査したところ、表5のとおり、所定の使途協議がなされていないものが、ジブチ共和国及びラオス人民民主共和国で20億6632万余円見受けられた。

表5 使途協議の実施状況

年 度	ジブチ共和国			ラオス人民民主共和国		
	積立額 (千円)	使用額 (千円)	左のうち使途協議を経していないもの (千円)	積立額 (千円)	使用額 (千円)	左のうち使途協議を経していないもの (千円)
10	—	—	—	812,470	801,060	801,060
11	258,107	256,209	222,829	—	—	—
12	—	—	—	1,168,350	1,042,440	1,042,440
計	258,107	256,209	222,829	1,980,820	1,843,500	1,843,500

(注) ジブチ共和国は16年1月、ラオス人民民主共和国は相手国政府から示された14年10月現在の状況であり、いずれも16年度の出納官吏レートにより邦貨額に換算して表示したものである。

外務省の説明によれば、これら2箇国の見返資金の使用対象は学校施設建設等であり、使途協議があれば承認できるものではあったとしている。しかし、上記7箇国以外の状況については、前記(iii)のとおり、もともと外務省において、見返資金の使用額及び残額について定期的に報告を受けることとしていないため、仮に使途協議が行わ

れずに見返資金が使用されても把握できない状況となっている。

(ウ) 本件事業に対する本院の所見

ノン・プロジェクト無償資金協力制度は、相手国において実施される経済構造改善努力を支援するために必要な資金を供与するものであり、さらに、相手国の自助努力を促すことで援助の効果を高めるために見返資金制度を設け、積み立てた資金を相手国政府が経済社会開発又は特定分野開発のために活用するものである。

ノン・プロジェクト無償資金協力は、我が国政府から供与された資金等及び相手国政府が積み立てた見返資金についての明確な使用期限は定められていないが、交換公文等によって相手国が合意したうえで資金が贈与されるものである。そして、上記の趣旨が生かされるように、相手国において見返資金が適切に積み立てられ、また、我が国政府から供与された資金等及び見返資金が速やかに適切に使用される必要がある。

したがって、前記のような事態にかんがみると、外務省においては、ノン・プロジェクト無償資金協力制度の趣旨を徹底させるように、次のとおり、より速やかで効果的な援助の実施になお一層努めていく必要がある。

- ① 供与された資金等で相当期間経過しても使用されていないものについては、その理由を把握し、必要に応じて、速やかに使用されるように相手国政府に働きかけをすること
- ② 見返資金が積立義務額を下回っているものについては、積立義務額に達するまでは、相手国政府から報告させるなどして把握し、必要に応じて、積立てを促すため、同国政府に働きかけをすること
- ③ 見返資金の使用状況を相手国政府から報告させるなどして把握し、速やかに使用されているとは認められない場合は、見返資金の使用により早期に効果が発現するよう同国政府に働きかけをすること
- ④ 見返資金の使用に当たっては所定の使途協議が必要なことを相手国政府に一層周知すること

(4) 円借款の実施において留意すべき点があると認めたもの

＜農業セクター投資事業＞

ア 本件借款の概要

この事業は、チュニジア共和国(以下「チュニジア」という。)において、農業セクター

の一層の成長を促すため、農業省が実施機関となって、小規模ダムの建設、地方飲料水施設の整備、地下水調査井戸の掘削を行うものである。

銀行では、これに必要な資金として9年1月から13年6月までに43億7773万余円を貸し付けている。

本件借款事業の実績は表6のとおり、かんがい、飲料水確保等のための小規模ダムの建設19箇所、地方飲料水施設の整備61箇所、地下水調査井戸の掘削96箇所、計176箇所となっており、1事業実施箇所(以下「サブプロジェクト」という。)当たりの平均事業費は、小規模ダムで1億8001万余円、地方飲料水施設で2371万余円、地下水調査井戸で954万余円となっている。

表6 本件借款事業の実績

対象事業	事業実施箇所数 ①	実績事業費 ② (万チュニジアディナール(DT))	邦貨換算額 (注) ②×106.9円 =③	1事業実施箇所当たり平均事業費 ③/①	事業費割合 (%)
小規模ダムの建設	19	3199	34億2037万円	1億8001万円	59.1
地方飲料水施設の整備	61	1353	14億4678万円	2371万円	25.0
地下水調査井戸の掘削	96	857	9億1645万円	954万円	15.8
計	176	5410	57億8361万円	3286万円	100.0

(注) 換算レート106.9円/DTは、貸付実行額総額(43億7773万余円)をチュニジアディナール(以下「DT」という。)建ての貸付実行額総額(4092万余DT)で割り算出した(以下同じ。)

イ 調査の状況

(ア) 本件借款事業に係る事業効果発現の状況について

(地方飲料水施設、地下水調査井戸の事業効果発現の状況)

地方飲料水施設の整備については、給水量と受益者数のいずれも、実績値の合計が計画値を上回っており、個別のサブプロジェクトごとにみても著しく事業効果発現の遅れているサブプロジェクトが多く認められるという状況ではないことから、事業効果は全体として発現していると認められる。

地下水調査井戸は、実績値が調査井戸数96本、深さ延べ2万7900mであり、計画値である調査井戸数96本、深さ延べ2万8000mと比較すると、目的は達成されると認められる。

(小規模ダムの事業効果発現の状況)

小規模ダム全19箇所の年間利用可能水量は、1619万 m^3 /年であるのに対し、その

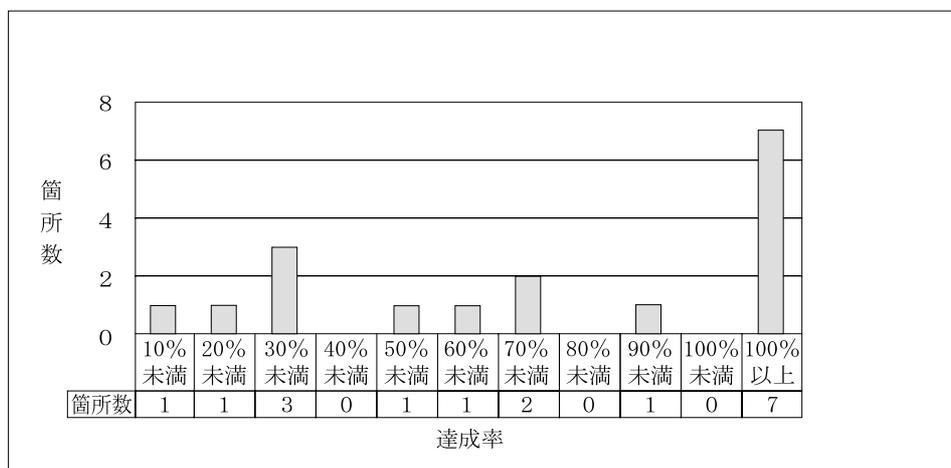
用途別分類は、かんがい 1209 万 m³/年、地下水かん養 266 万 m³/年及び飲料水利用 41 万 m³/年等となっており、年間利用可能水量の大半はかんがい目的となっていた。

各小規模ダムでは、調査時点で貯水がされていると認められ、このことから地下水かん養、飲料水利用については事業効果が発現していると推測される。

一方、水の用途別分類で年間利用可能水量の 74.6% を占めているかんがいについてみると、17 箇所(当初計画の数値がないなどの理由により比較できない 2 箇所を除く。)全体の計画かんがい面積は 2654ha であるのに対して、実績かんがい面積は 2012 ha であり 75.8% の達成率であった。このことから、全体数値をみると事業効果発現が著しく遅延している状況にあるとはいえない。

しかし、この 17 箇所の小規模ダムごとの達成率の分布は、次図のとおりであり、個々の小規模ダムについてみると、計画かんがい面積に対する実績かんがい面積の割合が 30% 未満となっているものが、17 箇所のうち 5 箇所に上っていて、事業効果の発現が遅延していると認められる。

図 小規模ダムの建設(実績かんがい面積/計画かんがい面積)



この 5 箇所の詳細は表 7 のとおりであり、本件円借款対象事業費全体の邦貨換算額 57 億 8361 万余円のうち、当該 5 箇所の実績事業費の邦貨換算額は計 9 億 6894 万余円(うち、円借款供与相当額 7 億 3251 万余円)となっている。

(注 8) 5 箇所の実績事業費合計(円)に円借款供与割合(貸付実行額総額(円)/実績事業費総額邦貨換算額(円))を乗じたもの。

表7 小規模ダムのかんがいに係る達成率が30%未満となっている状況

ダム名	完成年月	実績事業費 ① (D T)	邦貨換算額 ①×106.9 円	計画かんがい水量 (1,000m ³ /年)	計画かんがい面積 ② (ha)	実績かんがい面積 ③ (ha)	達成率 ③/② (%)	計画飲料水量 (1,000m ³ /年)	計画地下水かん養水量 (1,000m ³ /年)
a	11.5	3,302,000	3億5298万円	1,000	275	80	29.0	70	—
b	11.7	733,000	7835万円	250	73	20	27.3	30	—
c	11.7	806,000	8616万円	344	88	0	0	20	—
d	12.12	1,991,000	2億1283万円	197	50	6	12.0	23	—
e	13.6	2,232,000	2億3860万円	690	140	40	28.5	10	1,300
計		9,064,000	9億6894万円	2,481	626	146	23.3	153	1,300

上記5箇所の小規模ダムのかんがいに係る達成率が低調な理由は、受益者である地元農民が自己資金で設置することとなっているポンプ、配水管等のかんがい施設の設置が遅れていることによる。そして、銀行が実施機関に確認したところによれば、11年から14年末まで、チュニジアにおいてかんばつが4年間続いたため、かんばつが収まるまで地元農民がかんがい施設の設置を見送ったことが要因とのことである。

(イ) 本件借款事業に係る事業効果発現の状況の把握について

銀行では、実施機関から本件借款事業の完成に伴い事業完了報告書の提出を受けることとなっており、そのとおり報告書の提出を受けていた。しかし、本件借款事業はチュニジアの農業セクター全体としての発展及び実施機関の能力向上等を図るセクター・ローンであり、サブプロジェクト数が176箇所に上ることに加え、事業効果把握のための事後評価実施中であったため、本院の調査時点においては、銀行が個別のサブプロジェクトに関し事業効果が十分に発現しているか、事業効果発現を妨げている要因はないかなどについて把握していない状況であった。

ウ 本院の所見

サブプロジェクトが多数に上る本件借款事業の効果発現の状況については全体としてみると遅延しているとは認められなかった。しかし、17箇所の小規模ダムのうち、5箇所においてはかんがいについて事業効果発現が遅延していると認められた。そして、小規模ダムについては地方飲料水施設等と比べ事業規模が大きく、また事業効果が発現するためにはかんがい施設の稼動状況に左右されるという特徴を有している。

したがって、サブプロジェクトの事業規模、事業効果発現を阻害する要因等を検討し、必要と認めるものについてはモニタリングを効率的に行い、事業効果発現の状況に

応じて相手国実施機関に適時適切な働きかけをすることが望まれる。

〔国際開発協力関係民間公益団体開発協力について〕

1 補助金の概要

国際開発協力関係民間公益団体補助金(以下「NGO 事業補助金」という。)は、政府開発援助の一環として、開発途上国に対し開発協力を積極的に推進する意欲を持ちながら、安定した財政基盤を持たない我が国の民間公益団体(NGO)に対して、経済開発・民生の安定に資するため、開発途上国において行う開発協力事業に要する経費の一部を補助するものである。これは、政府レベルの開発協力では十分に対応できない小規模案件について NGO の活動を通じてきめ細かな援助を実施することで、開発途上国に対する開発協力を一層拡充することなどを目的とするものであり、15年度における交付実績は、2億5656万余円となっている。

NGO 事業補助金の交付手続は、外務省経済協力局制定の「国際開発協力関係民間公益団体補助金交付要綱」等に基づき行うこととなっており、これによれば、事業主体が事業計画明細書等を添付して交付申請を行い、外務省では、これを審査した上で適当と認めたものについて、補助金の交付決定を行うこととなっている。そして、事業主体は補助事業の完了後に補助事業完了報告書等を提出し、外務省は同報告書等を審査、確認の上、補助金を交付することとなっている。

2 検査の着眼点及び現地調査実績

本院は、NGO 事業補助金の補助事業の実施や経理の適否等について、外務省や事業主体に対して検査を実施するとともに、補助事業が効果を発現し、開発途上国の経済開発及び福祉の向上に寄与しているかなどについて、現地で調査を実施した。

16年中における現地調査の実施国は、カンボジア王国及びジブチ共和国の2箇国であり、調査対象事業数及び補助金交付額は、4事業、2328万余円となっている。

3 検査の状況及び本院の所見

事業の効果が十分発現していないと認めたもの

<小学校建設事業>

(1) 事業の概要

この事業は、民間公益団体が、ジブチ共和国のジブチ市において、同市郊外の市街化及び人口増加が見込まれる地域の未就学児童に教育機会を提供するなどのため、13年10月

から16年10月までの3年間を事業期間として、6教室及び図書室等からなる小学校施設の建設を行うものである。

本件事業は、事業主体である民間団体が補助金の交付申請に当たり提出した事業計画明細書等によると、児童に教育機会を提供するとともに、学校施設と技術者が不足する状態にある同国において、現地の資材を利用した建築工法による学校施設の建設活動を通じて経済的な学校施設の建築技術の移転、普及及び技術者の養成を図り、同国における学校施設の建設を容易にすることなどを目的としていた。

外務省では、13、14両年度に、同団体から本件事業に係るNGO事業補助金の交付申請を受け、事業計画明細書等の審査を行った上、13年度においては、学校施設の建設のための基礎工事等に重点を置いた学校建設事業として、建設費などを補助対象経費とする交付決定を、また、14年度においては、学校の建設工事を通じた建築工法の技術移転に重点を置いた専門家等派遣事業として、技術移転のための専門家派遣費用等を補助対象経費とする交付決定をそれぞれ行っている。

そして、外務省では、同団体から、14年3月及び15年4月に、各年度の補助事業完了報告書の提出を受け、13年度644万余円、14年度649万余円、両年度計1294万余円のNGO事業補助金を交付している。

(2) 検査の状況

ア 学校施設の建設の状況

同団体では本件事業の実施に当たり、学校施設全体の基本設計及び実施設計を行った後、13年度に補助対象である基礎工事及びく体工事(柱・梁)等を実施し、引き続き、14年度に外装工事(屋根・壁)等を通じて、補助対象である日乾し煉瓦の積み上げ作業等の建築工法の技術移転を実施して、補助事業は15年3月で終了している。一方、14年度に予定していた補助対象外である屋根等の建設工事は、契約手続が遅れたことなどにより、工期内では終了せず、15年4月以降も工事を継続し、同年6月末にほぼ完了した。しかし、同団体では残りの内装工事、電気工事、配管工事、家具の整備等については、資金が不足したため、同年7月以降工事を実施することができなくなった。

その後、同年9月に、未完成のまま工事が中断していた学校施設の屋根構造が強風により破壊されるなどの被害が発生したため、同団体では、同年10月までに被害を受けた直後の応急処置として、自己資金により被害を受けていない屋根構造の補強を行うな

どしているが、本院調査時(16年2月)においても学校施設の建設は中断したままとなっていた。

同団体では、本件事業を継続するため、他国の援助機関等に資金の支援を要請するなどして、資金調達に努めているところであるが、必要な資金を確保できていない状況である。

このように、本件事業については、建設資金の調達ができなかったことから、15年7月以降工事が中断し、強風による被害箇所の修繕費用も増加したため、工事再開の目途が立っておらず、同団体が13年度の補助申請時に事業を完了すると計画した16年10月時点において施設は完成していない。

イ 団体の資金手当ての状況

外務省では、13年度の補助事業採択時における補助金交付申請書の審査の結果、同団体が本件事業の実施に当たり、14年度及び15年度についてもNGO事業補助金による支援を想定しているものと理解していた。

同団体においても本件事業について、毎年度補助金が交付されることを期待していたが、同団体では、14年度に日本NGO支援無償資金協力等が創設されNGO支援制度の変更があったことから、本件事業が15年度からNGO事業補助金の対象ではなくなると誤解したため、補助金の交付申請を行わなかった。

以上のとおり、13年度及び14年度に補助事業の対象となった建設工事や技術移転は実施されたと認められるものの、その後、建設工事が長期間中断していて、学校施設は完成しておらず、当該施設を使用することができない状況となっており、事業の効果が十分に発現しているとは認められない。

(3) 本院の所見

上記の事態が生じているのは、主として団体においてNGO事業補助金等に対する理解が十分でなかったことなどによるものと認められるが、外務省としては、本件事業が事業実施国に対する開発協力事業の性格を有することにかんがみ、補助事業のみならず、本件事業が完了するまで、事業の効果が十分に発現するよう同団体に対し、適時適切な指導又は助言等を行う必要があると認められる。

第4 租税特別措置(社会保険診療報酬の所得計算の特例)の実施状況について

検査対象	財務省、国税庁、札幌西税務署ほか 100 税務署、厚生労働省
会計名及び科目	一般会計 国税収納金整理資金 (款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金
租税特別措置 (社会保険診療報酬の所得計算の特例)の概要	医業又は歯科医業を営む個人及び医療法人が、年間の社会保険診療報酬が 5000 万円以下であるときは、当該社会保険診療に係る実際経費にかかわらず、当該社会保険診療報酬を 4 段階の階層に区分し、各階層の金額に所定の割合を乗じた金額の合計額を社会保険診療に係る経費とすることができる特別措置
上記の特例に係る減収見込額 (財務省試算)	220 億円(平成 15 年度)

1 租税特別措置の概要

(租税特別措置の概要)

租税特別措置(以下「特別措置」という。)は、租税制度上、特定の個人や企業の税負担を軽減等することにより、国による経済政策や社会政策等の特定の政策目的を実現するための特別な政策手段であるとされ、公平・中立・簡素という税制の基本理念の例外措置として設けられるものである。

税収の減少(以下「減収」という。)をもたらす特別措置には、税額控除や所得控除などの手法を用いて税の軽減又は免除になるもの(以下「税の減免」という。)と、特別償却や準備金などの手法を用いて一時的にその課税を猶予し、課税の延期になるもの(以下「課税の繰延べ」という。)とがある。

税の減免は、実質的には減免された税額相当額の補助金を交付したことと同様の結果になるものと言われている。また、課税の繰延べは、実質的には繰り延べられた税額相当額を無利息で貸し付けたことと同様の結果になり、利子補給の効果があると言われている。

特別措置の適用による平成 15 年度における減収見込額の総額は 3 兆 5590 億円(特別措置のうち財務省が減収額を試算し公表している項目に係るもの)となっている。このうち、法人税に関するものは 1 兆 7920 億円、所得税に関するものは 1 兆 2820 億円となっている。

(特別措置の策定等)

特別措置を行政上の政策に導入している省庁(以下「関係省庁」という。)では、毎年行われる税制改正の審議に当たり、各政策の目的に基づき、特別措置の新設、拡充及び延長を希望する旨を記載した要望書等を財務省に提出している。財務省ではそれらの内容について関係省庁と折衝を重ね、政府・与党税制調査会での議論を経て、税制改正要綱の閣議決定が行われ、この要綱に沿った租税特別措置法(以下「措置法」という。)等の改正案は閣議決定を経た上で内閣から国会に提出され、国会で審議・議決されることになる。なお、これとは別に国会議員により改正案が国会に提出される場合(議員立法)もある。

措置法等に基づく国民(納税義務者)に対する課税は国税庁により執行される。

(関係省庁における政策の検証)

関係省庁では、特別措置についてその拡充・延長等、改正の要望をする際に、財務省に対して措置法等の適用に伴う減収見込額を提示することなどにより当該特別措置の効果等の検証を行っている。また、政策については、14年4月から「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。)が施行されたことに伴い、行政機関の長は政策評価に関する基本計画や事後評価の実施に関する計画を定め、これらに基づき事前評価や事後評価を実施し、その結果について評価書を作成し公表することとなっている。

2 社会保険診療報酬の所得計算の特例の概要

(検査の背景)

国民の税に関する関心は高く、少子・高齢化が進行するなど経済社会の構造が大きく変化しているなかで、経済社会の活性化を図る取組としての税制改革に期待が寄せられている。一方で、国税収入の落ち込みによる国の財政への影響が懸念されていることから、税制について種々の議論が行われており、そのなかで特別措置についても議論がなされている。

これらのことから、本院では、15年次に、法人税関係の措置法の実施状況について検査し、条文別の適用件数、適用金額を比較分析するなどしてその適用状況を明らかにし、また、経済産業省における税制改正の際の検証及び政策評価による検証の状況を明らかにした。そして、今後とも措置法の適用状況の把握に努めていくことや検証の内容をより一層充実することにより施策の実効性を高めていくことが望まれるとして、引き続き注視していく旨を平成14年度決算検査報告に「租税特別措置法(法人税関係)の実施状況について」として

掲記したところである。

16年次においては、一つの特別措置について、個々の適用者及び非適用者に関するデータを幅広く収集し、その適用の状況等を検査することとし、減収見込額が1兆2820億円と大きい所得税に関する特別措置の中から、財務省がその金額を試算して公表(10億円以上)していることや創設された年次が古いことなどにより、社会保険診療報酬の所得計算の特例(以下「特例」という。)を選定した。また、この特例は法人税にもあることから併せて検査することとした。

(制度の概要)

特例は、医業又は歯科医業を営む個人(以下「医業等事業所得者」という。)及び医療法人に対して、医業等事業に係る所得のうちの社会保険診療に係る所得について税の減免となる特別措置であり、所得税法及び法人税法の例外措置として措置法第26条及び第67条に規定されている。

この特例は、昭和29年に社会保険診療報酬の適正化が実現するまでの暫定措置として議員立法により創設され、当初は、医業等事業所得者及び医療法人に対して、社会保険診療報酬の多寡にかかわらず、当該社会保険診療に係る実際経費が、社会保険診療報酬の72%相当額に満たない場合においても、72%相当額を必要経費又は損金に算入できる取扱いを認めるものであった。

このような取扱いについては、政府税制調査会において、税負担の公平の見地から問題とされ、31年以来再三にわたり、その是正につき答申が出されていた。そして、本院においても、医業所得が1000万円以上で特例の適用を受けている医業等事業所得者の収支を分析し、社会保険診療に係る実際経费率(収入金額に対する実際経費の割合)の平均値が52%であること、1人当たりの所得税の平均軽減額が700万円を超えていることなどを、昭和51年度決算検査報告に「社会保険診療報酬の所得計算の特例について」として掲記したところである。

そして、54年の措置法改正により、前記の一律72%相当額は、医業等事業所得者及び医療法人とも各年又は各事業年度において、社会保険診療報酬を2500万円以下の部分、2500万円を超え3000万円以下の部分、3000万円を超え4000万円以下の部分、4000万円を超え5000万円以下の部分、5000万円を超える部分の5段階の階層に区分して、各階層の金額にそれぞれ72%、70%、62%、57%、52%を乗じて計算した金額の合計額とするように改め

られた。

その後、63年の措置法改正(個人は平成元年分から、法人は元年4月1日以後に開始する事業年度から適用)により、各年又は各事業年度の社会保険診療報酬が5000万円を超える医業等事業所得者及び医療法人には特例を適用しないこととされ、現在に至っている。

現行の特例は、小規模零細医療機関の経営の安定を図り、地域医療に専念できるようにすることが目的とされており、医業等事業所得者及び医療法人とも各年又は各事業年度において、社会保険診療報酬が5000万円以下であるときは、社会保険診療に係る実際経費が、社会保険診療報酬を次に掲げる階層に区分して、各階層の金額にその右に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額(以下「概算経費」という。)に満たない場合においても、当該概算経費を必要経費又は損金に算入できることとなっている。

2500万円以下	72%
2500万円超～3000万円以下	70%
3000万円超～4000万円以下	62%
4000万円超～5000万円以下	57%

(特例による減収見込額)

過去10年間の特例による減収見込額(財務省試算)は表1のとおりである。

表1 特例による減収見込額

年 度	減収見込額	年 度	減収見込額
	億円		億円
平成6	280	平成11	200
7	230	12	200
8	210	13	190
9	220	14	200
10	250	15	220

3 検査の着眼点及び方法

(検査の着眼点)

特例は、税制の基本理念の例外として設けられていることなどを踏まえて、①特例の適用状況はどのようなものとなっているか、②特例に係る課税の執行は適正に行われているか、③特例の検証は適切に行われているかという点に着眼して検査を行った。

(検査の方法)

16年1月から6月までに会計実地検査を実施した札幌西税務署ほか100税務署におい

(注1)

て、医業等事業所得者及び医療法人の確定申告書等を抽出して、特例の適用状況を把握するとともに特例に係る課税の執行状況を検査した。また、厚生労働省及び財務省において関係書類の提出を受けたり、説明を聴取したりして、特例の検証状況を検査した。

(注1) 札幌西税務署ほか100税務署 全国524税務署のうち、札幌西、札幌東、函館、小樽、旭川中、網走、稚内、弘前、盛岡、宮古、釜石、仙台北、秋田南、山形、酒田、村山、水戸、竜ヶ崎、宇都宮、前橋、浦和、新潟、高田、諏訪、千葉東、千葉南、市川、木更津、麴町、神田、日本橋、京橋、芝、麻布、四谷、新宿、東京上野、浅草、江東西、目黒、蒲田、玉川、渋谷、中野、王子、荒川、板橋、練馬東、西新井、江戸川南、立川、武蔵野、日野、横浜中、保土ヶ谷、神奈川、鎌倉、相模原、大月、魚津、小松、大垣、静岡、浜松東、富士、名古屋中、昭和、半田、小牧、上京、西、城東、東淀川、東、豊能、門真、尼崎、洲本、松江、瀬戸、広島東、吉田、鳴門、高松、松山、伊野、小倉、八幡、香椎、久留米、甘木、唐津、佐世保、諫早、八代、宇土、白杵、宮崎、延岡、鹿児島及び那覇の各税務署(医療法人については、稚内、酒田、大月、吉田、伊野及び白杵の6税務署を除く。)

4 検査の状況

(1) 医業等事業所得者の適用状況について(措置法第26条)

(注2)
14年分の社会保険診療報酬が5000万円以下の医業等事業所得者4,334人のうち、特例適用者は1,672人であり、その適用率は38.6%である。

(注2) 医業等事業所得者4,334人 医業等事業所得者については収入金額6000万円以下の者4,733人を抽出し、その中から社会保険診療報酬の金額が5000万円以下の者3,515人と同報酬の金額が不明な者のうち収入金額5000万円以下の者など同報酬が5000万円以下と見込まれる者819人との合計4,334人を同報酬が5000万円以下の者ととらえた。

ア 青色申告者・白色申告者別適用状況について

(注3)
医業等事業所得者4,334人について、青色申告者・白色申告者別の適用状況をみると、表2のとおりである。

表2 青色申告者・白色申告者別適用状況

	青色申告者	白色申告者	計
医業等事業所得者	3,937人	397人	4,334人
うち特例適用者	1,371人	301人	1,672人
うち特例非適用者	2,566人	96人	2,662人
適用率	34.8%	75.8%	38.6%

この青色申告者・白色申告者別による適用率は、白色申告者が75.8%と青色申告者の34.8%を大きく上回っている。

(注3) 青色申告者・白色申告者 事業所得等を生ずべき業務を行う者は、所定の帳簿書類を備え付けて、一般の記帳より水準の高い記帳をすることとして所轄税務署長の承認を受けた場合には、確定申告書等を青色の申告書により提出することができることとなっている。この申告のできる者は、青色申告者と呼ばれ、青色事業専従者給与の必要経費への算入(一定の要件を満たす親族への給与を必要経費に算入できる。)等の各種の特典を受けられることとなっている。この青色申告者以外の申告者は白色申告者と呼ばれている。

イ 地域別適用状況について

医業等事業所得者4,334人について、13大都市、その他の市、郡部別の適用状況をみると、表3のとおりである。

表3 地域別適用状況

	13大都市	その他の市	郡部	計
医業等事業所得者	1,820人	2,108人	406人	4,334人
うち特例適用者	731人	781人	160人	1,672人
うち特例非適用者	1,089人	1,327人	246人	2,662人
適用率	40.2%	37.0%	39.4%	38.6%

(注) 13大都市は、札幌市、仙台市、千葉市、東京都区部、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市である。その他の市は、13大都市以外の市である。郡部は町、村である。

この地域別による適用率は、3地域ともほぼ同じであり、地域による差は特に認められない。

ウ 診療科目別適用状況について

医業等事業所得者4,334人について、診療科目別の適用状況をみると、表4のとおりである。

表4 診療科目別適用状況

診療科目別	医業等事業 所得者 ^(a) (人)	構成割 合 (%)	特例適用者 ^(b) (人)	構成割 合 (%)	科目別適用率 ^{(b)/(a)} (%)
歯科	2,891	66.7	1,067	63.8	36.9
内科	637	14.7	293	17.5	46.0
眼科	145	3.3	84	5.0	57.9
皮膚科	106	2.5	63	3.8	59.4
耳鼻咽喉科	92	2.1	52	3.1	56.5
その他	463	10.7	113	6.8	24.4
計	4,334	100.0	1,672	100.0	38.6

この診療科目別による適用率は、皮膚科 59.4%、眼科 57.9%、耳鼻咽喉科 56.5% に対し、歯科 36.9% となっており、診療科目によって開差が認められる。

エ 特例適用者の税額軽減の状況について

(ア) 平均概算経費率及び平均実際経費率

特例適用者 1,672 人のうち青色申告決算書等により社会保険診療に係る実際経費が明らかであるなどの 1,516 人(青色申告者 1,331 人、白色申告者 185 人)について、各人が得ている社会保険診療報酬の金額別に 4 階層に区分し、各階層における社会保険診療報酬に対する概算経費の割合(以下「概算経費率」という。)と実際経費率のそれぞれの平均値をみると、次のとおりである。

社会保険診療報酬	特例適用 者 人	平均概算 経費率 %	平均実際 経費率 %	経費率の 差 %
2500万円以下	606	72.0	52.4	19.6
2500万円超～3000万円以下	234	71.8	54.1	17.7
3000万円超～4000万円以下	397	70.4	53.9	16.5
4000万円超～5000万円以下	279	68.0	49.6	18.4
計	1,516	70.8	52.5	18.3

全体の平均概算経費率は 70.8%、全体の平均実際経費率は 52.5% であり、その差は 18.3% である。

(イ) 実際経費率区分別人数

上記の特例適用者 1,516 人について、実際経費率の区分別にみると次のとおりである。

実際経費率(%)	特例適用者(人)
30以下	103
30超～40以下	146
40超～50以下	316
50超～60以下	439
60超～70以下	456
70超	56
計	1,516

全体の平均実際経費率は52.5%であるが、30%以下(103人)から70%超(56人)まで各区分に分布しており、各特例適用者の実際経費率には大きな開差が認められる。

(ウ) 平均措置法差額及び平均軽減税額

上記の特例適用者1,516人について、社会保険診療報酬の金額別に、概算経費と実際経費との差額(以下「措置法差額」という。)と軽減税額のそれぞれの平均値をみると次のとおりである。

社会保険診療報酬	特例適用者 人	平均措置法差額 千円	平均軽減税額 千円
2500万円以下	606	3,047	612
2500万円超～3000万円以下	234	4,888	1,252
3000万円超～4000万円以下	397	5,734	1,714
4000万円超～5000万円以下	279	8,240	2,770
計	1,516	4,990	1,396

全体の平均措置法差額は499万余円、全体の平均軽減税額は139万余円であり、措置法差額の総額は75億6614万余円、軽減税額の総額は21億1775万余円である。

(エ) 措置法差額別人数

上記の特例適用者1,516人について、措置法差額別にみると次のとおりである。

措置法差額	特例適用者(人)
100万円以下	217
100万円超～300万円以下	406
300万円超～500万円以下	307
500万円超～800万円以下	289
800万円超～1000万円以下	106
1000万円超	191
計	1,516

全体の平均措置法差額は499万余円であるが、100万円以下(217人)から1000万円超(191人)まで各階層に分布しており、各特例適用者の措置法差額には大きな開差が認められる。

(オ) 軽減税額別人数

上記の特例適用者1,516人について、軽減税額別にみると次のとおりである。

軽 減 税 額	特例適用者(人)
50万円以下	521
50万円超～100万円以下	292
100万円超～200万円以下	343
200万円超～300万円以下	164
300万円超～400万円以下	91
400万円超～500万円以下	39
500万円超	66
計	1,516

全体の平均軽減税額は139万余円であるが、50万円以下(521人)から500万円超(66人)まで各階層に分布しており、各特例適用者の軽減税額には大きな開差が認められる。また、100万円以下の者は813人であり、全体の53.6%を占めている。

オ 特例適用者と特例非適用者との比較について

(ア) 平均収入金額、平均実際経費及び平均所得金額

上記の特例適用者1,516人と特例非適用者2,662人について、それぞれの平均収入金額、平均実際経費及び平均所得金額をみると、表5のとおりである。

表5 平均収入金額、平均実際経費及び平均所得金額の状況

	平均収入金額(a) 千円	平均実際経費(b) (特例適用後の 平均経費) 千円	平均所得金額(a)-(b) (特例適用後の平均 所得金額) 千円
特例適用者 (1,516人)	30,766	15,953 (20,944)	14,812 (9,821)
特例非適用者 (2,662人)	29,904	25,040	4,863

特例適用者は特例非適用者に比べると、平均収入金額は同程度であるが、平均実際経費は908万余円少なくなっており、平均所得金額(特例適用前)は994万余円上回っている。

(イ) 所得金額別人数

上記の特例適用者 1,516 人、特例非適用者 2,662 人について、所得(損失)金額別にみると次のとおりである。

所得(損失)金額	特例適用者(人)	特例非適用者(人)
0円以下	0	463
0円超～ 500万円以下	116	924
500万円超～1000万円以下	312	782
1000万円超～1500万円以下	417	388
1500万円超～2000万円以下	335	94
2000万円超～	336	11
計	1,516	2,662

特例適用者についてみると、所得金額が 1500 万円を超える者が 671 人であり、全体の 44.3% を占めている。一方、特例非適用者についてみると、500 万円以下の者が 1,387 人であり、全体の 52.1% を占めている。

(ウ) 平均実際経費の内訳

上記の特例適用者 1,516 人、特例非適用者 2,662 人について、平均実際経費の主な内訳をみると、表 6 のとおりである。

表 6 平均実際経費の内訳

経費項目	特例適用者(a) 千円	特例非適用者 (b) 千円	(b)/(a)
薬等の原価	2,841	4,000	1.41
給料等	5,054	8,758	1.73
給料賃金	3,955	6,147	1.55
専従者給与	1,098	2,611	2.38
減価償却費	987	1,773	1.80
地代家賃	973	1,585	1.63
外注工賃	1,087	1,118	1.03
利子割引料	158	432	2.73
その他	4,851	7,371	1.52
計	15,953	25,040	1.57

すべての経費項目で、平均実際経費は、特例非適用者が特例適用者を上回っており、全体で 1.57 倍となっている。経費項目別では、利子割引料 2.73 倍、減価償却費 1.8 倍、給料等 1.73 倍、地代家賃 1.63 倍と経費全体の比率を上回っている。

カ 事業期間が1年未満の医業等事業所得者の適用状況について

特例は、医業等事業所得者が、年間の社会保険診療報酬が5000万円以下である場合に適用することができる。このため、医業等事業所得者が、年の途中で新規開業したり、医療法人の設立(以下「法人成り」という。)をしたり、死亡等の事由で廃業したりなどした場合には事業期間が1年未満となるが、これらの者もその事業期間の社会保険診療報酬が5000万円以下であれば事業期間が1年の者と同様に特例を適用できることとなっている。

(注4)
14年における事業期間が1年未満の医業等事業所得者686人について検査したところ、社会保険診療報酬が5000万円以下であるとして特例を適用している者は、次のとおり92人であった。

	総数(人)	特例適用者(人)	特例非適用者(人)
新規開業者等	348	27	321
法人成りした者等	160	39	121
死亡等による廃業者等	178	26	152
計	686	92	594

特例適用者92人のうち、社会保険診療報酬を12箇月に換算すると特例適用の上限である5000万円を超える者は、新規開業者等8人、法人成りした者等36人、死亡等による廃業者等3人、計47人であり、これらの者の措置法差額の総額は2億7022万余円(平均措置法差額574万余円)、軽減税額の総額は9167万余円(平均軽減税額195万余円)である。なお、法人成りした者等、死亡等による廃業者等の計39人はすべて、前年の13年分においては特例を適用していない。

(注4) 事業期間が1年未満の医業等事業所得者686人 前記収入金額6000万円以下の者4,733人のうちの227人と「個人事業の開廃業等届出書」などにより別途抽出した者459人との合計である。

(2) 医療法人の適用状況について(措置法第67条)

14年2月から15年1月の間に終了する事業年度において、社会保険診療報酬が5000万円以下の医療法人682法人(青色申告671法人、白色申告11法人)のうち、特例を適用しているのは3法人であった。

(注5) 医療法人 682 法人 医療法人については収益 6000 万円以下の 905 法人を抽出し、その中から社会保険診療報酬の金額が 5000 万円以下の 597 法人と同報酬の金額が不明な法人のうち収益 5000 万円以下の 85 法人との合計 682 法人を同報酬が 5000 万円以下の法人ととらえた。

(3) 医業等事業所得者に対する特例に係る課税の執行状況について

(注6)
医業等事業所得者のうち特例適用者 1,739 人に対する課税の執行状況について、主として 14 年分を検査したところ、青色申告特別控除額を過大としている者などが 85 人見受けられた。

青色申告特別控除(措置法第 25 条の 2)は、適正な記帳慣行を確立し申告納税制度の実を挙げることにより、課税の適正・公平を一層推進するため、青色申告者に対して、事業所得等の金額の計算において、取引内容の帳簿への記載の状況等に応じて 55 万円、45 万円又は 10 万円(16 年度税制改正により、17 年分以後は 65 万円又は 10 万円)の定額と事業所得等の金額のいずれか低い方の金額を控除することを認める特別措置である。

そして、この計算に当たっては、事業所得の金額には特例を適用した社会保険診療に係る所得金額を含めないこととなっている。

しかし、青色申告者である特例適用者 1,430 人(101 税務署)のうち 77 人(43 税務署)において、上記の計算に当たり、事業所得の金額に特例適用後の社会保険診療に係る所得金額を含めていたため、青色申告特別控除額を過大に控除しているという事態が見受けられた(13、14、15 年分増差税額計 706 万余円)。

国税庁では、本院の指摘により、青色申告特別控除適用の適正化を図るため、医業等事業所得者の所得税青色申告決算書の付表及びその記載要領を特例を適用した場合の青色申告特別控除額を適正に導くような様式に改訂することとし、また、申告書を審査する際に特例を適用した場合の青色申告特別控除額の計算を誤っている者を的確に抽出して適正な処理をするよう各国税局等に対し指示するとともに、関係団体への説明会等での注意喚起などを行うこととした。

(注6) 特例適用者1,739人 前記収入金額 6000 万円以下の者のうちの特例適用者 1,672 人と、別途抽出した事業期間が 1 年未満の者のうちの特例適用者など 67 人との合計。

(4) 特例の検証状況について

関係省庁における特別措置の効果等の検証は、税制改正の要望の際に行われるものと政策評価法に基づいて行われる政策評価がある。

ア 税制改正の際の検証の状況

関係省庁が特別措置の新設、拡充及び延長の要望をする際、税制改正の要望書を財務省に提出しているが、その要望書には減税見込額、政策目的、要望の措置の適正性、これまでの政策効果、政策の達成目標等を記載することとなっている。

特例については、適用期限の明確な規定はないが、厚生労働省では、重要な政策であるとして15年度税制改正要望時(14年)から「存続」の要望を行っており、16年度税制改正要望時の特例存続の要望書(15年8月提出)は表7のとおりである。

表7 特例存続の要望書(抜すい)

制度名	社会保険診療報酬の所得計算の特例の存続		
税目	所得税・法人税		
要望の内容	医療とりわけ社会保険診療の高い公共性に鑑み、社会保険診療報酬の所得計算の特例を存続する。 (租税特別措置法第26条、第67条)		
		減税見込額 (平年度)	27,407百万円
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 小規模零細医療機関の経営の安定を図り、地域医療に専念できるようにすること。 (2) 施策の必要性 医療は、人間の生命や健康の維持という重要な役割を担うものであり、公共性の高いものである。とりわけ、社会保険診療は国民皆保険という国の政策に協力して、社会保険診療報酬という公的な価格の下に国民に必要な医療を提供するものであり、極めて高度の公共性を有しているものである。 (3) 要望の措置の適正性 小規模医療機関の経営の安定を図り、地域医療に専念できるようにするには、現行のいわゆる四段階制による所得計算の特例措置は欠かすことのできないものである。		
これまでの政策効果	小規模医療機関の経営の安定化を図り、地域医療に専念できるようにするための一定の効果を上げている。 昨年度減税額(推定)約26,000百万円		
政策の達成目標	小規模医療機関の経営の安定化を図り、地域医療に専念できるようにすること。		
租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置		

(注)厚生労働省作成の資料による。

この要望書における検証を分析したところ、次のような状況であった。

(ア) 減税見込額

減税見込額を274億0700万円としており、その算定方法は、中央社会保険医療協議会の「医療経済実態調査」、国税庁の「平成13年分税務統計から見た法人企業の実態」を利用して、医療法人分については、医療法人の所得別法人数などを基に社会保険診療報酬の金額別法人数を算出し、これに特例の適用率3%（仮定）を乗じて社会保険診療報酬の金額別適用法人数を算出していた。そして、これに各階層別の一法人当たりの減税見込額を乗じるべきところを誤って一法人当たりの概算経費を乗じ、その合計額18億1200万円を減税見込額としていた。また、医業等事業所得者分については、上記の社会保険診療報酬の金額別法人数などを基に医業等事業所得者の社会保険診療報酬の金額別人数を算出し、これに特例の適用率10%（仮定）を乗じて社会保険診療報酬の金額別適用者数を算出していた。そして、これに各階層別の一人当たりの減税見込額を乗じるべきところを誤って一人当たりの概算経費等乗じ、その合計額255億9500万円を減税見込額としていた。

この算定については、仮定の適用率を使用していること、また、概算経費を減税見込額としていることなどの課題や誤りが見受けられた。

そして、要望書の提出後、厚生労働省においてこの算定の見直しを行い、財務省に訂正報告を行っていた。その報告では医療法人分については、医療法人の平均実際経費率が概算経費率を上回っていて、特例を選択する者は極めて少ないと考えて適用率3%（仮定）を0%として、減税見込額を0円と算出していた。また、医業等事業所得者分については、適用率10%（仮定）ではなく関係団体の調査による適用率36.3%を採用したり、一人当たりの減税見込額を、概算経費率から医業等事業所得者の平均実際経費率63.5%を差し引いた率を社会保険診療報酬に乗じてこれに所得税率を乗じることにより算出したりして、減税見込額を55億8200万円と算出していた。しかし、この算定についても、厚生労働省で取得できた限られた既存の資料を工夫して行われているものの、特例適用者以外の医業等事業所得者も含めて計算された平均実際経費率を使っていることなどの課題が見受けられた。

(イ) 要望の措置の適正性

要望の措置の適正性については、要望の措置が他の手段に比し有効である理由、税制の基本理念の例外措置として値するものである理由、長期にわたる措置については

長期間制度を存置する理由を記載することになっているが、目的のために特例は欠かすことはできないという旨の記載しかなかった。

(ウ) これまでの政策効果

これまでの政策効果については、当該措置のこれまでの適用実績及び前回要望時における政策の達成目標の実現状況等、その効果を具体的に記載することになっているが、「一定の効果を上げている」「昨年度減税額(推定)約 26,000 百万円」という記載しかなかった。そして、この記載の根拠についてみると「昨年度減税額(推定)約 26,000 百万円」については、前記訂正前の減税見込額 274 億 0700 万円と同様の算定方法であり、「一定の効果を上げている」については、減税額及び関係団体による適用率等の調査以外の具体的な資料はなかった。

(エ) 政策の達成目標

政策の達成目標については、内容の性格上困難と認められるものなどを除き計数的な指標をもって具体的に示すことになっているが、「小規模医療機関の経営の安定化を図り、地域医療に専念できるようにすること」というように政策目的とほとんど同じ記載内容となっていた。

財務省では、厚生労働省から提出を受けたこの要望書等に基づいて検証を行っていた。

イ 政策評価による検証の状況

厚生労働省では、政策評価法に基づき、政策評価に関する基本計画(計画期間 14 年度から 18 年度までの 5 年間)及び事後評価の実施に関する計画(毎年度)を定め、事前評価及び事後評価を行なっている。

事前評価については、基本計画においては、「予算要求又は財政投融资資金要求を伴う新たな政策であって、重点的な施策とするもの又は 10 億円以上の費用を要することが見込まれるもの」、「政策評価法第 9 条の規定による個々の研究開発や公共事業等を実施することを目的とする政策」などを対象とすることとなっており、特別措置については原則として対象とはなっていない。

15 年度に実施した事前評価についてみると、予算要求等を伴う新たな政策の評価 30 件、個々の公共事業等の評価 49 件となっており、特例をはじめ特別措置については対

象となっていなかった。

事後評価については、基本計画等においては、「政策体系に基づき対象とする政策」^(注7)、「個々の公共事業で別途要領で定めるところにより対象とすることとしたもの」、「終期を設定して実施した政策のうち、終期が到来したものであって、検証のため評価の必要なもの」、「その他その政策が国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすと認められるもの」などを対象とすることとなっており、特別措置についても対象となり得る。

15年度に実施した事後評価についてみると、政策体系に基づき対象とする政策(施策目標)の評価113件、個々の公共事業の評価47件、終期を設定して実施した政策の評価5件となっており、特別措置については、政策体系に基づき対象とする政策の評価のうち2件において、目標を達成するための手段として、特例以外の特別措置が評価の対象となっていたが、特例は対象となっていなかった。

(注7) 政策体系に基づき対象とする政策 厚生労働行政全般における政策を基本目標、施策目標及び実績目標からなる3層の体系に整理するなどしたものが政策体系であり、各基本目標ごとに設定される施策目標を評価の対象とすることになっている。

5 本院の所見

特別措置は、特定の政策目的を実現するための特別な手段であり、公平・中立・簡素という税制の基本理念の例外として設けられているものであり、また、厳しい財政状況の下で減収をもたらすものである。このような特別措置の性格にかんがみ、本院で特例について、その適用状況、検証状況及び課税の執行状況を検査したところである。

特例の適用状況については、社会保険診療報酬が5000万円以下の医業等事業所得者における適用率は38.6%であり、特例適用者の平均所得金額(特例適用前)は特例非適用者の平均所得金額を大きく上回っていた。そして、特例適用者の平均概算経費率と平均実際経費率との差は18.3%、平均軽減税額は139万余円であるが、各特例適用者の軽減税額には大きな開差が認められた。

特例の検証状況については、税制改正の要望の際の検証では、厚生労働省は、同省で取得できた限られた既存の資料に基づいて政策効果等の検証を行って、特例存続の要望書を提出していたが、この検証には、減税見込額の算定などに課題等が見受けられた。そして、財務省は提出を受けたこの要望書等に基づいて検証を行っていた。また、政策評価による検証では、厚生労働省は特例を評価の対象とはしていなかった。

厚生労働省においては、特例の適用状況に関するデータの収集には難しい面があるなどするが、特例の検証について、より一層内容を充実することにより、政策の実効性を高めていくとともに国民に対する説明責任を果たしていくことが望まれる。財務省においては、厚生労働省をはじめ関係省庁に対して要望書における検証等について指導するなどとともに、特例をはじめ特別措置について今後とも十分に検証していくことが望まれる。

特例に係る課税の執行状況については、特例を適用した場合の青色申告特別控除額計算の誤りなどが多く見受けられた。

国税庁においては、特例をはじめ特別措置に係る課税の執行について、より適正に行うことが望まれる。

このような状況を踏まえて、本院としては、今後とも特別措置の実施状況について、その推移を引き続き注視していくこととする。

第5 国立大学病院及び国立病院における寝具の賃貸借等契約に係る入札談合について

検査対象	(1) 千葉大学ほか3大学(平成16年4月1日以降は国立大学法人千葉大学ほか3国立大学法人) (2) 国立大阪病院ほか2病院(平成16年4月1日以降は独立行政法人国立病院機構)及び国立がんセンター中央病院ほか2病院
契約の概要	入院患者の診療に必要な寝具等について、賃貸借等契約により整備、洗濯、消毒等を行わせているもの
上記に係る契約件数及び金額	(1) 16件 5億8375万円(平成9年度～12年度) (2) 23件 2億9407万円(平成9年度～12年度)
上記のうち課徴金の納付対象となった年度の契約件数及び金額	(1) 13件 5億3836万円(平成9年度～12年度) (2) 18件 2億5756万円(平成9年度～12年度)

1 寝具の賃貸借等契約に係る入札談合の概要

(寝具の賃貸借等契約の概要)

国立大学の医学部等に附属する病院(以下「国立大学病院」という。)では、入院患者の診療に必要な寝具及び病衣について、毎年、一般競争入札を実施し、落札した業者と賃貸借等契約を締結(以下、契約の相手方を「受注者」という。)し、その整備、洗濯、消毒等を行わせている。また、国立病院、国立療養所及び国立高度専門医療センター(以下「国立病院」という。)では、入院患者の診療に必要な寝具について、原則として、3年に1度、一般競争入札を実施して、落札した業者を受注者として賃貸借等契約を締結し、他の年度については同受注者と随意契約により上記と同様の業務を行わせている。

その業務の主な内容は、寝具等の各フロアーのリネン庫等への収納、使用済み寝具等の寝具処理室等への運搬、寝具のうち、シーツ、布団カバー等の週1回以上の洗濯、掛布団等の年1回以上の洗濯等となっている。

(公正取引委員会による勧告の概要)

(注1)
公正取引委員会は、東京都ほか7府県(以下「8都府県」という。)に所在する国立大学病院、国立病院、公立病院等(以下「国公立病院等」という。)における寝具及び病衣の賃貸借等

契約(以下「寝具賃貸借等契約」という。)に係る入札参加業者 40 社に対し、平成 13 年 8 月 10 日に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 48 条第 2 項の規定に基づき勧告を行った(以下「本件勧告」という。)

本件勧告で示された事実は、次のとおりである。

国公立病院等が競争入札等の方法により発注する寝具賃貸借等契約について、40 社が、4 都県については遅くとも 7 年 12 月中旬ころ以降、残りの 4 府県については遅くとも 8 年 4 月 1 日以降、受注価格の低落防止を図るため、

(ア) 当該国公立病院等と既に取りを行っている者を当該業務を受注すべき者(以下「受注予定者」という。)とする

(イ) 受注すべき価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力する

旨の合意の下に、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。これは、公共の利益に反して、8 都府県所在の国公立病院等が競争入札等の方法により発注する寝具賃貸借等契約の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、不当な取引制限(入札談合)に該当し、独占禁止法第 3 条の規定に違反するものである。

40 社が本件勧告を応諾したため、公正取引委員会は 13 年 9 月 19 日、40 社に対して独占禁止法第 48 条第 4 項の規定に基づき、本件勧告と同趣旨の審決を行った。

本件勧告では、千葉大学ほか^(注2)3 大学(以下「4 国立大学」という。)における 4 国立大学病院及び国立埼玉病院ほか^(注3)35 国立病院(以下「36 国立病院」という。)における寝具賃貸借等契約に係る入札において入札談合が行われていたとしている。

(文部科学省における取引停止措置の概要)

上記の 40 社が公正取引委員会の勧告を応諾したことを受けて、文部科学省は、40 社のうち 4 国立大学における 7 年度以降の寝具賃貸借等契約に係る入札に参加した実績を有する 11 社について、13 年 8 月 29 日以降、新規に締結する契約を対象として 1 箇月間又は 2 箇月間若しくは 4 箇月間の取引停止の措置を執るよう国立大学等に対して通知している。そして、この通知を受けた 4 国立大学は、11 社に対し 1 箇月間又は 2 箇月間若しくは 4 箇月間の取引停止の措置を執っている。

(厚生労働省における取引停止措置の概要)

厚生労働省では、40 社のうち 36 国立病院における 7 年度以降の寝具賃貸借等契約に係る

入札に参加した実績を有する35社について、13年8月28日以降、新規に締結する契約を対象として2箇月間又は3箇月間の取引停止の措置を執るよう関東信越厚生局ほか2厚生局及び国立高度専門医療センターに対して通知している。そして、この通知を受けた関東信越厚生局等は、管内の各国立病院に、35社に対し2箇月間又は3箇月間の取引停止の措置を執らせたり、国立高度専門医療センターは自ら取引停止の措置を執ったりしている。

(公正取引委員会による課徴金の納付命令の概要)

独占禁止法第48条の2第1項において、公正取引委員会は、入札談合の事実があると認められる場合には、事業者に対し、課徴金を国庫に納付することを命じなければならないとされている。そして、公正取引委員会は、本件勧告における40社のうち落札して契約を締結していた31社に対し、課徴金納付の対象となる契約を個別に特定した上で課徴金の納付を命じ、この納付命令に対して31社が同条第5項に定める審判手続の開始を請求しなかったため、本件納付命令は確定した。

課徴金の額は、独占禁止法第7条の2第1項に基づいて、入札談合の終期から3年間遡った、9年10月19日から12年10月18日までの間における所定の方法で算定した売上額に、業種、資本の額等に応じて定められた所定の率を乗ずるなどして得た額に相当する額とされた。

上記の課徴金算定の対象期間を含む4国立大学病院及び36国立病院における各年度の契約状況は、表1のとおりである。

表1 各年度の契約状況

(単位：円)

区分 \ 年度	9年度	10年度	11年度	12年度	合計
4国立大学病院計	167,042,552	133,319,935	139,364,579	144,029,985	583,757,051
36国立病院計	281,912,177	359,349,579	366,252,193	320,334,223	1,327,848,172

注(1) 上記のうちには、課徴金の納付対象となっていない契約が含まれている。

注(2) 36国立病院のうちには、統廃合等の関係で契約金額が不明なものは含まれていない。

2 検査の背景、着眼点及び対象

本院の検査は、検査対象の会計経理について、その適正を期し是正を図るために行うものであり、これまで、工事・役務の請負契約、物件の売買契約等について、予定価格の算定や契約方式の選定等が適正であるかについて検査を行ってきた。そして、検査の結果、入札、契約が適正に行われていない事態を指摘し、後にその事態が公正取引委員会の審査の結果、談合として勧告・審決に至った例もある。しかし、上記のとおり、本院の検査権限はあくま

で検査対象の契約に係る会計経理に対するものであり、契約に至らない入札の前段階で入札業者間等で行われる談合の存在自体を究明することは検査の目的となっていない。

一方、近年の入札談合に係る損害賠償請求訴訟の状況をみると、損害の存在について認容した上で裁判所の職権により損害額を認定した判例の蓄積が進んできている。

また、本件勧告に係る地方公共団体の過半では、受注者に対して損害の賠償請求を行っており、受注者はいずれも賠償金の支払にに応じている。

そこで、このような状況を踏まえ、入札・契約において公正な競争性を確保することは、予算の執行及び会計経理の適正を期する上で重要であることから、入札談合の事実が公の機関で確定された場合、それによって被った損害の回復を図る要はないか、入札談合に対する有効な対応策は執られているかなどに着眼して、9年度から12年度の4国立大学病院並びに国立大阪病院ほか2病院及び国立がんセンター中央病院ほか2病院(以下「6国立病院」という。)における、課徴金納付の対象となった寝具賃貸借等契約、それぞれ13件5億3836万余円及び18件2億5756万余円を含む、16件5億8375万余円及び23件2億9407万余円について検査した。

3 検査の状況

(1) 落札の状況等

4国立大学病院及び6国立病院では、入札に当たり、原則として寝具の減価償却費、洗濯費等を積み上げて1組1日当たりの積算単価を算定し、これと、業者からの参考見積りとを比較したり、前回の契約単価(1組1日当たり。以下同じ。)とを比較したりして、安価な方の単価を採用するなどして予定価格を作成していた。そして、各年度の落札価格の予定価格に対する割合(以下「落札比率」という。)をみると、入札談合がなかったとされる年度に本件勧告の対象となっていない業者が新規に参入してきている2国立大学病院及び1国立病院では、当該各年度の落札比率が大幅に下がる状況が認められた。

(2) 談合による損害について

元来、国等が工事・役務の請負、物件の売買等を競争契約に付するのは、入札等の方法によって、入札業者間の競争により、国等に最も有利な者と契約をすることを目的とするためであり、会計法(昭和22年法律第35号)においても、国の契約は一般競争契約が原則とされている。そして、業者間で入札談合を行い全入札者が高価に入札するときは、競争に付した意義を失うばかりでなく、ひいては国等の発注者に不利な結果となると認められ

る。

本件勧告に事実として述べられたところによれば、寝具賃貸借等契約に係る入札談合は受注価格の低落防止を図るために行われたものとされている。したがって、本件入札談合によって形成された落札価格と純然たる競争状態で形成されたであろう価格との間に差が生じることは容易に推察することができる。

ア 入札談合事件に対する損害賠償請求訴訟における判例の状況

談合によって形成された落札価格と純然たる競争状態で形成されたであろう価格との間に生じる差額は、本来発注者に帰すべきものであって、これを受注者の不法行為によって生じた損害あるいは受注者の不当利得として、これまでも返還請求の対象として訴訟が提起された例はあるが、従来はこの損害額の算定が非常に困難であることなどが訴訟を提起する上での課題となっていた。

しかし、8年の民事訴訟法(平成8年法律第109号)の全面改正(10年施行)に伴い「損害が生じたことが認められる場合において、損害の性質上その額を立証することが極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。」(民事訴訟法第248条)こととなった。そして、この規定に基づき裁判所が損害額を認定した判例の蓄積が進んできている。

これらの判例において、談合による損害については、例えば「談合が行われなかった場合に形成されたであろう公正な競争を前提とする価格よりも高額な金額で請負金額を締結した蓋然性が高いものといわざるを得ず、その高額の契約金額の支払をすることによって両者の差額相当分の損害を被ったと認めるのが相当」として、損害の発生を認定している。そして、具体的な損害額については、「落札価格を形成する要因は多種多様であり、影響力についても公式化することができないことにかんがみると、入札談合の事例における損害は、その性質上、金額算定が極めて困難」であるとして、最終的には民事訴訟法第248条の規定に基づき、裁判所が損害額を認定している。

これまで裁判所が認定した損害額は、契約金額の5%、7%、10%などとなっている。

イ 各地方公共団体の状況

本件勧告の対象となった8都府県及び管内の49市等のうち7都府県及び25市では、地方公共団体が公立病院における寝具賃貸借等契約の受注者に対して損害の賠償請求を

行い、いずれも受注者が賠償金の支払に応じている。支払われた賠償金については、上記の判例で示している契約額の5%を用いて算定している例が多いが、中には8%、10%などの例もある。

また、表2のとおり、4国立大学病院及び6国立病院における寝具賃貸借等契約の受注者で課徴金納付の対象となった10社のうち8社は、上記の公立病院においても寝具賃貸借等契約の受注者となっており、地方公共団体から請求があった場合には、いずれも賠償金の支払に応じている。

表2 10社の都府県における損害賠償の請求に対する応諾状況等

発注者 受注者	東京都	千葉県	埼玉県	富山県	大阪府	兵庫県	千葉大学	富山医科大学	大阪大学	神戸大学	国立大阪病院	国立療養所近畿中央病院	国立療養所青野原病院	国立がんセンター中央病院	国立がんセンター東病院	国立循環器病センター
A社	◎		◎		◎	◎			○							
B社	◎	◎	◎				○									
C社														○		
D社	◎														○	
E社				◎				○								
F社					◎						○					
G社					◎							○				
H社																○
I社						◎							○			
J社						◎				○						
計10社																

注(1) 都府県からの損害賠償に応じている受注者に◎を、4国立大学病院及び6国立病院における、課徴金納付対象となった契約の受注者に○を付した。

注(2) 上表のほか神奈川県でも、上記10社以外の受注者より賠償金の支払を受けている。

しかし、4国立大学では、損害が発生しているという認識がないことなどから、損害賠償請求を行っていない。

また、36国立病院では、9年度及び12年度に一部を除き一般競争入札を実施しているが、契約単価が低下してきていること、本件勧告の対象地域に所在し、本件勧告の対象外の業者と契約している国立病院における契約単価の低下率もほぼ同様であったことから、実際の損害を被っていないとして損害賠償請求を行っていない。

(3) 入札談合に対する対応策について

近年、国土交通省、地方公共団体等においては、入札談合等の不法行為と認められる事実があったと公の機関により確定された場合に一定の賠償金を支払うよう受注者に義務付ける旨の違約金に関する特約を契約書等に明記する機関等が増えてきており、入札談合に対する対応策が進んできている。その賠償金の額についてみると、国土交通省では契約金額の10%に相当する額としており、地方公共団体でも契約金額の10%に相当する額としている団体が多いが、中には契約金額の20%に相当する額としている団体もある。

これに対して、国立病院では、15年4月以降締結する契約から、賠償金額を契約金額の10%に相当する額とする条項を契約書に明記しているが、4国立大学では、こうした取組がなされていない。

4 本院の所見

16年4月、国立大学は国立大学法人が設置する大学となり、国立病院は、国の機関として存続することとなった国立高度専門医療センターを除いて、独立行政法人国立病院機構が設置する病院となった。法人化された各法人においても、また、国立高度専門医療センターにおいても、経営の効率化は重要な課題の一つであり、経費削減のため、各種契約締結における競争性の確保等が強く求められる。

そして、これまで述べたとおり、本件においては、①入札談合がなかったとされる年度に本件勧告の対象となっていない業者が新規に参入した場合には、落札比率が大幅に下がる状況が認められること、②近年の入札談合に係る損害賠償請求訴訟では、裁判所が損害額を認定する判例の蓄積が進んでいること、③本件勧告に係る地方公共団体の過半で受注者に損害賠償請求を行い、受注者がこれに応じていることを勘案すると、これらの動向を十分に把握した上で損害賠償請求について検討することは重要である。

また、入札談合をめぐる国の機関や地方公共団体の取組状況の進展について把握するなどして、今後の同種事態の再発に備えて、被った損害の回復を円滑に行うとともにその抑止を図るための取組を進めることも重要である。

したがって、国立大学法人、独立行政法人国立病院機構及び国立高度専門医療センターにおいては、近年の判例や地方公共団体における状況等を十分に把握・認識し、本件入札談合において被ったと認められる損害額について、その回復を図ることの必要性を検討すること、また、国立大学法人においては、入札談合があったと確定された場合は賠償金を支払う

よう受注者に義務付ける旨の契約条項を設けるなどの措置を講ずることが望まれる。

- (注1) 東京都ほか7府県 東京都、大阪府、埼玉、千葉、神奈川、富山、石川、兵庫各県
- (注2) 千葉大学ほか3大学 千葉、富山医科薬科、大阪、神戸各大学
- (注3) 国立埼玉病院ほか35国立病院 国立埼玉病院、国立千葉病院、国立習志野病院(13年6月廃止)、国立佐倉病院(16年3月廃止)、国立小児病院(14年3月廃止)、国立横須賀病院(14年7月廃止)、国立横浜病院、国立横浜東病院(15年3月廃止)、国立金沢病院、国立山中病院(15年3月廃止)、国立大阪病院、国立大阪南病院、国立姫路病院、国立明石病院(13年3月廃止)、国立療養所東埼玉病院、国立療養所千葉東病院、国立療養所下志津病院、国立療養所東京病院、国立療養所村山病院、国立療養所神奈川病院、国立療養所久里浜病院、国立療養所南横浜病院、国立療養所箱根病院、国立療養所北陸病院、国立療養所富山病院、国立療養所石川病院、国立療養所金沢若松病院、国立療養所七尾病院、国立療養所医王病院、国立療養所近畿中央病院、国立療養所兵庫中央病院、国立療養所青野原病院、国立がんセンター中央病院、国立がんセンター東病院、国立循環器病センター、国立国際医療センター
- (注4) 国立大阪病院ほか2病院及び国立がんセンター中央病院ほか2病院 国立大阪病院、国立療養所近畿中央病院、国立療養所青野原病院、国立がんセンター中央病院、国立がんセンター東病院、国立循環器病センター

第6 介護保険制度の実施状況について

検査対象	厚生労働省、24 都道府県、351 市町村等
制度の根拠	介護保険法(平成9年法律第123号)
制度の概要	保険料と、国、都道府県及び市町村が負担する公費を財源として、加齢に伴い要介護状態等となった被保険者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスの給付を行うもの
制度の実施に当たり交付された国の負担額	1兆1883億円(平成12年度) 1兆4104億円(平成13年度) 1兆4873億円(平成14年度)

1 制度の概要

(介護保険制度の概要)

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える新たな仕組みとして介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に基づき平成12年4月より実施された。介護保険制度施行前の行政による高齢者に対するサービスは、医療に係る老人保健制度と主に介護に係る老人福祉制度という二つの異なる制度により提供されてきたが、高齢者の立場に立った総合的・効率的なサービスとなっていなかったこと、一般会計を財源としていることから費用の確保に困難が伴っていたことなど様々な問題が指摘されていた。介護保険制度は、これらの問題を踏まえ、保健、医療、福祉等各種制度の再構築を図り、①自立した生活を送ることができるよう高齢者自らが選択する保健、医療、福祉の各分野にわたる保健医療サービス及び福祉サービス(以下、これらを併せて「介護サービス」という。)の提供、②給付と負担の明確化による介護費用の安定的確保を基本理念とする社会保険制度として創設されたものである。

(介護保険制度の目的)

介護保険制度は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により、常時、介護を要すると見込まれる状態(以下「要介護状態」という。)又は要介護状態となるおそれがある状態(以下「要支援状態」という。)になった者に対して、それらの者がその有する能力に応じ自

立した日常生活を営むことができるよう、必要な介護サービスに係る給付を行い、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的としている。

この目的を達成するため、法には、国民、国、都道府県及び保険者である市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)のそれぞれが果たすべき責務が規定されている。

(国庫負担金等)

国は、市町村における介護保険制度の運営が健全かつ円滑に行われるよう、介護サービスを提供する体制の確保に関する施策その他必要な各般の措置を講じることとされ、財政上の措置として、保険給付に要する費用に対する一部負担、都道府県が設置する基金に対する一部負担等がある。これらについての12年度から14年度までの各年度の交付状況は、表1のとおりとなっていて、3年間の合計額は4兆0861億円に上っている。

表1 各年度別国庫負担金等交付状況

(単位：千円)

国庫負担金等	12年度	13年度	14年度	計
介護給付費負担金	701,988,207	841,128,128	903,976,638	2,447,092,973
介護給付費財政調整交付金	159,939,975	202,593,934	225,687,526	588,221,435
介護保険事務費交付金	23,793,213	28,180,336	29,105,513	81,079,064
財政安定化基金負担金	22,141,990	23,074,506	22,606,975	67,823,473
介護納付金負担金	155,960,697	177,424,412	176,405,267	509,790,377
介護納付金補助金	20,958,512	22,278,599	20,045,256	63,282,367
介護納付金財政調整交付金	38,990,175	44,356,103	44,101,317	127,447,595
介護納付金厚生保険特別会計繰入	64,621,818	71,407,781	65,374,709	201,404,308
計	1,188,394,588	1,410,443,801	1,487,303,203	4,086,141,593

(介護保険制度の仕組み)

ア 保険者と被保険者

介護保険の保険者は、高齢者を取り巻く地域性を前提としたきめ細かい介護サービスの提供を実現するなどの目的から、市町村とされている。

また、被保険者は、当該市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者(以下「第1号被保険者」という。)及び当該市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者(以下「第2号被保険者」という。)とされている。

イ 要介護状態及び要支援状態に関する認定

被保険者は、介護保険による保険給付を受けるために、要介護状態にあること及びその該当する要介護状態区分(要介護度1から5までの5区分とされ、要介護度1から5に進

むにつれ、介護の必要の程度が高くなる。)又は要支援状態にあることについて、市町村による認定(以下「要介護認定等」という。)を受けることが必要とされている。

要介護認定等を受けた被保険者数は、表2のとおり、12年4月末の218万人に比べ16年3月末には384万人と75.9%の増加となっている。

表2 要介護認定等の状況

(単位：人)

区 分	12年4月末	16年3月末	対12年4月末比
第1号被保険者数	21,654,769	24,493,459	113.1%
要介護認定等を受けた者の数	2,181,621	3,838,510	175.9%

出典：介護保険事業状況報告

この要介護認定等の事務に要する費用の一部に充てるために、国は、市町村に対し、介護保険事務費交付金を交付してきた(なお、16年度からは一般財源化されている。)

ウ 保険給付

要介護状態又は要支援状態にあることについて市町村の認定を受けた被保険者(以下、それぞれの者を「要介護者」及び「要支援者」という。)は、介護支援専門員に依頼するなどして介護サービス計画(以下「ケアプラン」という。)を作成し、保険給付を受けることとなる。この保険給付としては、自宅に居住しながら利用する居宅サービス、入所して利用する施設サービスなどがある。

- ① 居宅サービス 要介護者又は要支援者は、一定の支給限度基準額(利用者負担分を含む。)の範囲内で、居宅サービス事業者が提供する訪問介護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション又は福祉用具貸与等の各種介護サービスを組み合わせ利用することができる。
- ② 施設サービス 要介護者は、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設に入所(入院)して、必要な保険給付を受けることができる。

エ 介護報酬

居宅サービス等の保険給付に対する報酬(以下「介護報酬」という。)のうちの1割については、介護サービスを利用する者と利用しない者との負担の公平を図ったり、利用する者のコスト意識を喚起したりするために、原則として、被保険者が負担することとされている。

そして、残りの9割(以下「介護給付費」という。)については、被保険者の利便性を図るなどの観点から、介護サービス事業者が被保険者に代わり市町村に請求し、支払を受ける代理受領の方法によることができることになっている。

介護給付費は、表3のとおり、12年度計3兆2291億円に比べ14年度計4兆6260億円と43.3%の増加となっており、年々、事業規模が拡大している。

表3 介護給付費の支給額

(単位：百万円)

区 分	12 年 度	13 年 度	14 年 度		
			対12年度比	14 年 度	対12年度比
居宅サービス	1,095,571	1,592,646	145.4%	1,968,831	179.7%
施設サービス	2,133,567	2,495,801	117.0%	2,657,247	124.5%
計	3,229,138	4,088,447	126.6%	4,626,078	143.3%

出典：介護保険事業状況報告(12年度については11箇月分の累計である。)

また、市町村は、介護サービス事業者から請求される介護給付費に関する審査及び支払の事務を各都道府県に所在する国民健康保険団体連合会に委託している。

オ 介護サービス事業者

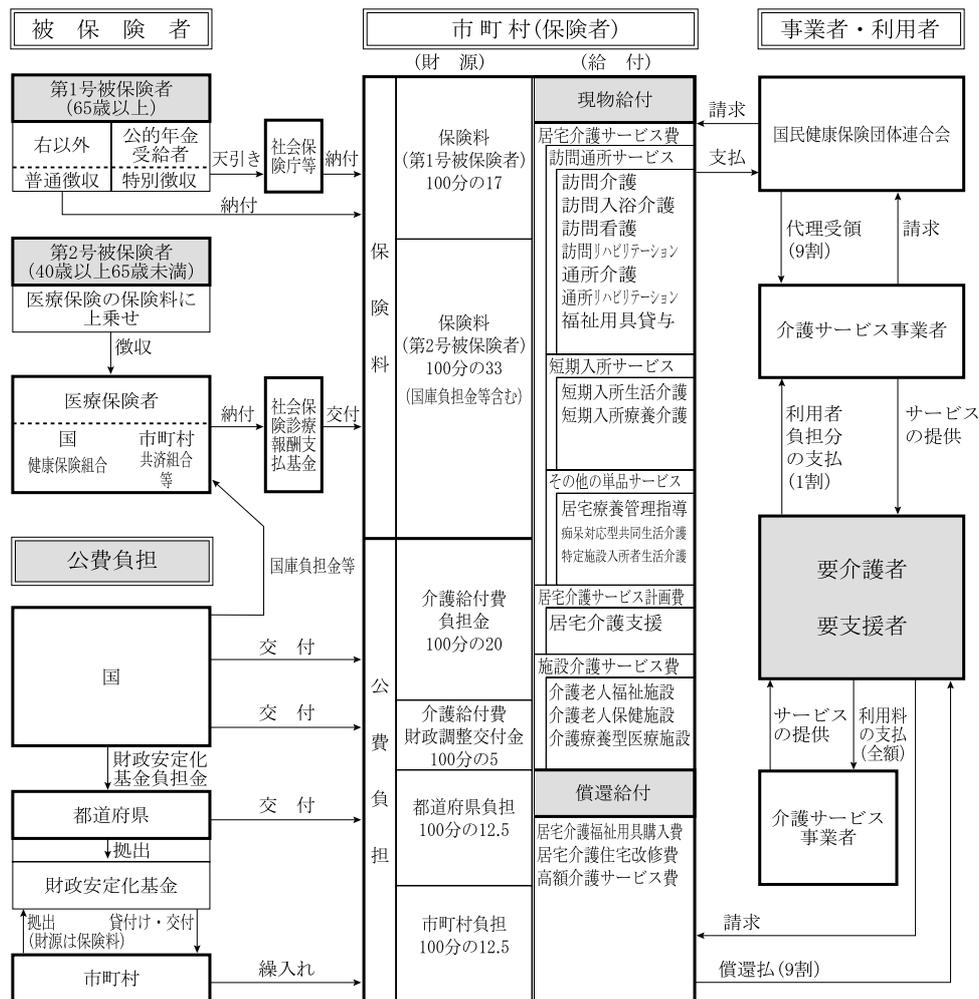
介護サービス事業者は、居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者及び介護保険施設の3種となっていて、これらの事業を行おうとする者は、事業を行う事業所ごとに、厚生労働大臣が定める人員基準及び設備・運営基準を満たし、都道府県知事の指定等を受けることが必要とされている。また、都道府県知事は、指定した介護サービス事業者を指導・監督し、人員基準等に関する違反、費用の不正請求など、一定の事由がある場合には介護サービス事業者の指定を取り消すことができるとされている。

そして、上記3種の介護サービス事業者のうち、居宅サービス事業者及び居宅介護支援事業者に関しては、保険給付の質と量を確保し、利用者本位の効率的な介護サービスの提供を実現するという観点から、営利法人(株式会社等)や特定非営利法人等、できる限り多様な提供主体の参入を目指すこととされている。

カ 費用負担

介護給付費については、その100分の50を公費で、残りの100分の50を被保険者の保険料で賄うこととなっている(図1参照)。

図1 介護保険制度における費用負担の構造(12年度から14年度までの場合)



① 公費負担割合

介護給付費に対する公費負担割合の内訳は、国が介護給付費負担金として100分の20及び介護給付費財政調整交付金(以下「財政調整交付金」という。)として100分の5相当額、都道府県及び市町村がそれぞれ100分の12.5、計100分の50となっている。

このうち国が交付する財政調整交付金は、市町村における介護保険財政の格差調整を行うため、第1号被保険者の年齢階級別の分布状況及び所得の分布状況を考慮して、市町村ごとに交付割合を算定して交付されるものである。

② 被保険者間の保険料負担割合

国民の共同連帯の理念に基づき、全国の被保険者が公平に費用を負担するため、第1号被保険者と第2号被保険者の保険料の介護給付費に対する負担割合は、全国における

それぞれの被保険者数の比率に基づき、12年度から14年度までの3年間(以下「第1期事業運営期間」という。)は、第1号被保険者の保険料で100分の17、第2号被保険者の保険料で100分の33となっている。

このうち、第1号被保険者の保険料については、市町村は、中期的に安定した財源確保を図るなどのため、3年間を単位とする事業運営期間ごとに、第1号被保険者の保険料の基準額(月額)を算定し、その上で、第1号被保険者各々の負担能力に応じた負担を求めるため、第1号被保険者本人及びその者の属する世帯の課税状況等により、原則として5つの所得段階別の区分に分け、保険料の基準額を基に算定した各区分ごとに定額の保険料を設定し、賦課・徴収することとされている。

また、市町村は、条例で定めるところにより、第1号被保険者の保険料を減免できることとなっている。ただし、厚生労働省においては、その場合にあっても、(a)保険料の全額を免除することは、国民皆で支え合う共同連帯の理念という介護保険制度の趣旨にかんがみ適当ではないこと、(b)収入のみに着目して一律に減免を行うことは、正確な負担能力の有無を個々具体的に判断しないまま減免を行うこととなり不公平であること、(c)市町村の一般財源によって保険料減免分の補てんを行うことは、市町村の一般財源からの繰入れを常態化させることにつながるおそれがあり適当ではないこと(以下、これらを併せて「保険料減免に関する3原則」という。)とする助言を行っている。

キ 介護保険事業計画の策定

市町村は、介護保険制度を円滑に実施するため、国が示す基本指針に即して、3年ごとに、5年を1期とする介護保険事業計画(以下「事業計画」という。)を策定することになっている。

この事業計画には、当該市町村の区域における被保険者、要介護者等の人数等を勘案して、保険料収入額、各年度の介護サービスの種類ごとの量の見込み、当該見込量の確保のための方策、介護給付費の額等を定めることとされている。

ク 介護保険財政に対する支援体制

都道府県は、管内の市町村が通常の実力を発揮してもなお生じる介護保険財政の財源不足に対処し、当該市町村が、市町村の法定負担割合を超えて一般財源から繰入れを行わなくてもよいよう、資金の交付又は貸付けを行うために財政安定化基金を設置している。

第1期事業運営期間においては、管内市町村における3年間の介護給付費の推計額の総額の1000分の5に相当する額を基準として財政安定化基金を造成することとされ、国、都道府県及び市町村がそれぞれ3分の1ずつを拠出している。

この財政安定化基金からの交付は、第1号被保険者から徴収する保険料の収納率が悪化し、保険料収入に不足を生じた場合に、不足額の2分の1に相当する額を各事業運営期間の最終年度に交付するものである。

また、財政安定化基金からの貸付けは、事業計画に基づく推計を上回る介護給付費の増加などにより、介護保険財政に不足が生じた場合に、必要な資金を貸し付けるものである。貸付けを受けた市町村は、次の事業運営期間の3年間で、都道府県へ償還することになっており、償還に要する費用は、次の事業運営期間における第1号被保険者の保険料の一部として算定され、徴収される。

なお、介護保険制度が12年度から新たに開始されたものであることにかんがみ、第1期事業運営期間中に財政安定化基金から多額の貸付けを受けざるを得ず、そのため、次の事業運営期間(15年度から17年度まで。以下「第2期事業運営期間」という。)で借入金 of 全額を償還しようとする、第1号被保険者の保険料の額が著しく高額になってしまう市町村については、そのような高騰を抑制するため、償還期間を最長9年間に延長することができるのと特別の措置が執られた。

(介護保険制度の見直し)

これまで述べてきたような仕組みが採られている介護保険制度については、法附則の規定に基づき、介護サービスを提供する体制の状況、介護給付費の状況等を勘案し、また、障害者の福祉に係る施策等との整合性及び市町村が行う介護保険事業の円滑な実施に配慮し、被保険者の範囲、保険給付の内容及び水準並びに保険料等の負担の在り方を含めその全般に関して、法施行後5年を目途として検討を加え、必要な見直し等の措置を講じることとされている。

この規定を受け、第1期事業運営期間における施行状況を踏まえ、介護保険制度に関する各種課題及びその対応方策等について議論を行うため、15年5月、社会保障審議会に介護保険部会が設置され、審議の後、本年7月に取りまとめがなされた。

厚生労働省においては、この介護保険部会の取りまとめ等を踏まえ、17年の通常国会へ

の改正法案提出に向け、準備を進めているところである。

(介護予防に関する施策)

介護保険制度を健全かつ安定的に運営する一方で、様々な状態にある高齢者が、心身共に健康を維持し、社会の一員として生きがいを持って生活を続けていくためには、地域における総合的な介護予防や生活支援等の福祉・保健サービス施策の推進が重要である。また、健康で、介護を必要としない高齢者を増加させることは、介護給付費の抑制につながることもなる。

そのためには、市町村における保健医療分野と福祉分野とが連携して取り組むことと併せ、市町村内の様々な機関・団体等が相談窓口となり、これらの窓口を通じて高齢者の実態を把握して福祉・保健サービスの利用に結び付けていく体制の整備が必要である。

現在、全国の市町村で整備が進められている在宅介護支援センターは、在宅の高齢者等に対し、在宅介護や介護予防、生活支援、保健、福祉に関する総合的な相談に応じ、それらの者のニーズに対応した各種福祉・保健サービスの総合的な利用を図るための機関であり、市町村が、自ら又は社会福祉法人等に委託して、運営している。

2 検査の背景、着眼点及び対象

(検査の背景)

国は、介護保険制度の円滑な運営を図るため、前記のとおり、毎年度多額の負担金等を交付しているところであり、また、国民の介護問題に関する不安もあり、12年4月に開始された介護保険制度の実施状況について、国民の期待と関心が高くなっている。

本院では、介護保険制度の施行開始に伴い、市町村における介護保険制度の運営に対して交付された各種の国庫負担金、交付金等について検査を実施し、その結果、財政調整交付金の算定誤り、介護保険事務費交付金の算定誤り、介護給付費の支払不適切などについて指摘してきた。

本年は、第1期事業運営期間が終了したこと、その間に多額の国庫負担金等が交付されたこと、法が定める5年ごとの介護保険制度全般にわたる第1回目の見直しの時期を迎えていることなどから、全国の市町村の第1期事業運営期間における介護保険制度の実施状況等について検査を行うこととした。

(検査の着眼点)

検査に当たっては、市町村においては、被保険者の状況、介護保険の財政運営状況、介護予防に係る施策の現状等、また、都道府県においては、財政安定化基金の管理状況、介護サービス事業者の実態、介護サービス事業者に対する指導等の状況等、介護保険制度の実施状況について着眼するとともに、介護保険制度の見直しに当たり、制度が適切かつ円滑に実施されることとなるよう、介護保険財政の健全な運営、介護サービス事業者の参入の促進、介護予防の充実などの点について注目して検査した。

(検査の対象)

(注)
24 都道府県及びそれらの管内の計 351 市町村等において、第1期事業運営期間における介護保険事業の実施状況等について検査した。また、併せて、市町村及び都道府県に、第1期事業運営期間における実施状況に関する評価及び介護保険制度や介護予防に関する制度についての意見を聴取した。

(注) 24 都道府県 東京都、北海道、大阪府、青森、栃木、千葉、神奈川、石川、福井、静岡、愛知、滋賀、兵庫、和歌山、島根、岡山、山口、徳島、高知、福岡、長崎、宮崎、鹿児島、沖縄各県

3 検査の状況

(1) 介護保険制度の実施状況

ア 介護保険制度の実施に当たり交付された国庫負担金等

検査の対象とした 351 市町村等に対して、第1期事業運営期間中に、国から交付された各種の負担金、交付金は表4のとおりとなっている。

介護給付費の100分の20を交付する介護給付費負担金及び100分の5相当額を交付する財政調整交付金は、12年度に比較して14年度で、それぞれ45.0%増加、41.1%増加となっており、介護保険財政の規模の拡大がみられる。

表4 都道府県別国庫負担金等交付額(検査実施市町村分)

(単位：百万円)

都道府県	検査実施市町村数	介護給付費負担金				介護給付費財政調整交付金				介護保険事務費交付金			
		12年度	13年度	14年度	計	12年度	13年度	14年度	計	12年度	13年度	14年度	計
北海道	17	16,987	20,869	23,003	60,861	3,810	4,844	5,394	14,049	588	624	621	1,834
青森県	20	4,958	6,360	7,022	18,341	1,216	1,551	1,714	4,482	178	203	202	584
栃木県	19	4,999	6,225	7,031	18,256	1,153	1,500	1,680	4,334	198	246	241	685
千葉県	13	7,430	9,991	11,605	29,027	998	1,350	1,385	3,734	273	329	372	975
東京都	21	24,586	32,564	38,238	95,390	4,569	6,262	6,931	17,763	885	1,067	1,162	3,115
神奈川県	14	22,481	30,322	35,726	88,530	2,869	3,935	4,429	11,234	1,012	1,038	1,203	3,254
石川県	6	1,502	1,841	2,095	5,440	413	498	557	1,469	46	49	51	148
福井県	16	5,395	6,512	7,077	18,984	1,414	1,718	1,881	5,014	160	186	172	519
静岡県	24	8,913	11,740	13,817	34,470	1,723	2,351	2,787	6,862	337	411	438	1,187
愛知県	13	13,194	17,215	19,764	50,175	2,320	3,076	3,443	8,840	592	667	643	1,902
滋賀県	8	1,476	1,941	2,297	5,716	348	458	534	1,341	52	68	69	190
大阪府	23	32,168	42,492	50,106	124,767	6,602	8,718	9,863	25,185	1,411	1,703	1,779	4,894
兵庫県	9	3,580	4,652	5,289	13,521	655	901	993	2,551	139	143	152	436
和歌山県	17	5,036	6,337	7,360	18,734	1,399	1,770	2,030	5,200	208	246	255	710
島根県	8	3,605	4,459	4,858	12,922	1,175	1,450	1,595	4,220	118	155	137	411
岡山県	12	9,090	11,277	12,610	32,979	2,401	2,923	3,218	8,543	296	431	424	1,152
山口県	18	8,883	10,706	11,742	31,332	2,427	2,934	3,165	8,527	289	308	315	913
徳島県	14	4,709	5,810	6,571	17,091	1,305	1,631	1,863	4,800	152	173	186	512
高知県	21	5,771	6,806	7,265	19,842	1,920	2,307	2,447	6,676	156	183	185	525
福岡県	15	26,751	32,768	36,502	96,022	7,383	9,094	9,964	26,443	826	998	1,137	2,962
長崎県	13	7,896	9,770	10,354	28,021	2,391	2,963	3,238	8,593	327	371	404	1,104
宮崎県	11	5,523	6,592	7,310	19,425	1,651	1,971	2,168	5,791	199	193	201	595
鹿児島県	15	6,226	7,487	8,178	21,892	2,089	2,511	2,722	7,322	211	227	239	678
沖縄県	4	3,638	4,369	4,672	12,679	1,023	1,171	1,169	3,363	101	126	130	358
計	351	234,808	299,117	340,504	874,430	53,266	67,896	75,183	196,347	8,765	10,158	10,729	29,653

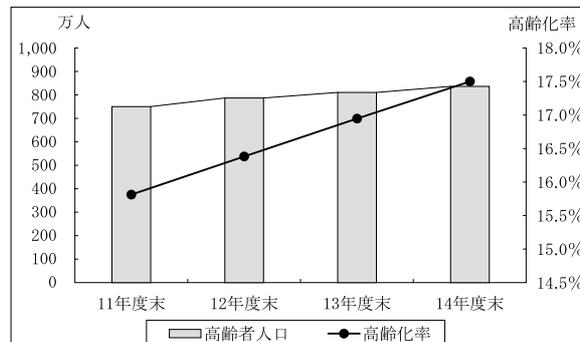
第4章 特定検査対象に関する検査状況 第6

イ 被保険者の状況

① 高齢化の状況

検査を実施した市町村における高齢化の状況を、介護保険制度開始直前の11年度末と14年度末の高齢化率で比較すると、図2のとおり、15.8%から17.5%に1.7ポイント上昇している。

図2 検査実施市町村における高齢化の状況



② 第1号被保険者数の状況

第1号被保険者数は、介護保険制度開始直前の11年度末と14年度末を比較すると、表5のとおり、749万人から847万人へと13.1%増加している。

これを、65歳以上75歳未満の前期高齢者数と75歳以上の後期高齢者数とに分けてみると、介護保険制度開始後の12年度末に対し14年度末で、前期高齢者数が5.6%増加、後期高齢者数が14.8%増加と、介護サービスを必要とする度合の高い後期高齢者数の伸びが著しいものとなっている。

表5 第1号被保険者数の推移

(単位：人)

区 分	11年度末	12年度末	13年度末	対12年度比	14年度末		
					対11年度比	対12年度比	
第1号被保険者数	7,490,558	7,758,395	8,162,935	105.2%	8,471,796	113.1%	109.2%
前期高齢者数		4,724,233	4,849,969	102.7%	4,987,677		105.6%
後期高齢者数		3,034,162	3,312,966	109.2%	3,484,119		114.8%

③ 要介護等の認定の状況

被保険者のうち要介護等の認定を受けた者について、12年度末と14年度末とを比較すると、表6のとおり、89万人から123万人へと37.9%増加している。これを前期高齢者と後期高齢者に分けてみると、前期高齢者が17万人から24万人の41.0%増加、後期高齢者が72万人から99万人の37.1%増加となっていて、前期高齢者の伸びの方がやや高くなっている。

また、要介護度別にみると、要支援及び要介護度1の認定者数の伸びが、それぞれ65.0%、54.2%となっているのに対し、要介護度4及び要介護度5の認定者数の伸びは、それぞれ16.4%、22.5%となっていて、要介護度の低い認定者数の伸びが大きくなっている。

そして、要介護度の低い認定者数の伸びは前期高齢者の方が高く、要介護度の高い認定者数の伸びは後期高齢者の方が高くなっている。

表6 要介護等の認定者数の状況

(単位：人)

要介護等の認定者数		12年度	13年度	対12年度比	14年度	対12年度比
要支援	前期高齢者	23,274	31,464	135.2%	42,571	182.9%
	後期高齢者	94,755	119,316	125.9%	152,207	160.6%
	計	118,029	150,780	127.7%	194,778	165.0%
要介護1	前期高齢者	48,578	63,712	131.2%	77,569	159.7%
	後期高齢者	204,634	264,262	129.1%	312,980	152.9%
	計	253,212	327,974	129.5%	390,549	154.2%
要介護2	前期高齢者	33,813	40,035	118.4%	44,974	133.0%
	後期高齢者	132,174	157,978	119.5%	172,928	130.8%
	計	165,987	198,013	119.3%	217,902	131.3%
要介護3	前期高齢者	22,301	24,875	111.5%	26,688	119.7%
	後期高齢者	98,687	111,222	112.7%	121,214	122.8%
	計	120,988	136,097	112.5%	147,902	122.2%
要介護4	前期高齢者	20,643	22,306	108.1%	23,582	114.2%
	後期高齢者	102,436	112,097	109.4%	119,622	116.8%
	計	123,079	134,403	109.2%	143,204	116.4%
要介護5	前期高齢者	21,416	23,381	109.2%	24,329	113.6%
	後期高齢者	90,272	104,062	115.3%	112,515	124.6%
	計	111,688	127,443	114.1%	136,844	122.5%
計	前期高齢者	170,025	205,773	121.0%	239,713	141.0%
	後期高齢者	722,958	868,937	120.2%	991,466	137.1%
	計	892,983	1,074,710	120.4%	1,231,179	137.9%
第1号被保険者に占める認定者の割合	前期高齢者	2.2%	2.5%	—	2.8%	—
	後期高齢者	9.3%	10.6%	—	11.7%	—
	計	11.5%	13.2%	—	14.5%	—

ウ 第1号被保険者の保険料の状況

① 保険料の設定状況

市町村における、第1期事業運営期間における第1号被保険者の保険料の基準額の設定状況及び分布状況は、表7及び図3のとおりとなっており、全国の市町村における保険料の基準額の平均2,911円と比較した場合、これを下回る保険料として設定したのは147市町村(41.9%)、これを上回る保険料として設定したのは203市町村(57.8%)となっていた。このうち、最も低額な保険料の基準額は1,988円、最も高額

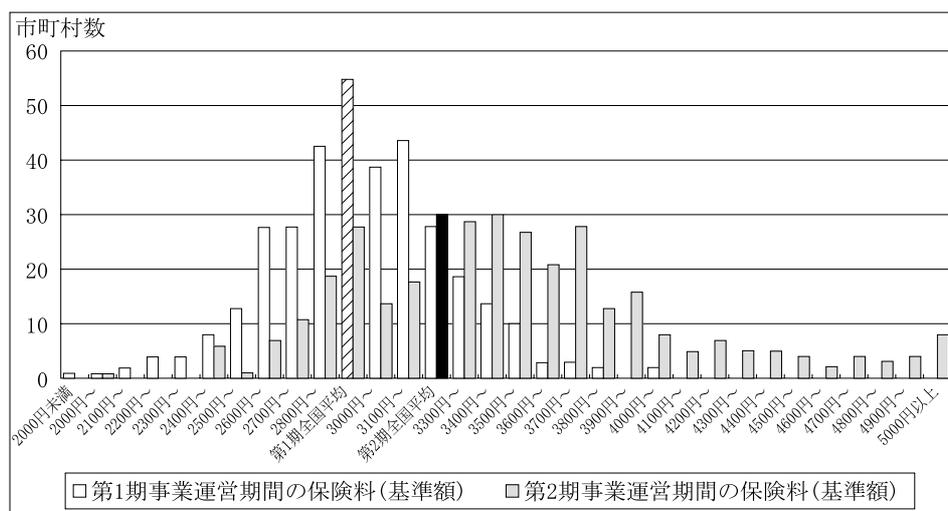
な保険料の基準額は4,000円であった。

また、原則として5段階とされている保険料の区分を6段階にして、低所得者の保険料を更に軽減している市町村が2市町あった。なお、第2期事業運営期間における保険料についてみると、6段階としているものが39市町村に増加し、新たに、10町村において、5段階のまま低所得者に係る区分の保険料を軽減している。

表7 第1号被保険者の保険料(基準額)の設定状況

区 分	第1期事業運営期間		第2期事業運営期間	
	市町村数	構成比	市町村数	構成比
全国平均より低い保険料の市町村数	147	41.9%	133	37.9%
全国平均より高い保険料の市町村数	203	57.8%	216	61.5%
全国平均第1期2,911円、第2期3,293円と同額の市町村数	1	0.3%	2	0.6%
6段階保険料を設定している市町村数	2	0.6%	39	11.1%
低所得者の保険料を軽減している市町村数	0	0.0%	10	2.8%

図3 第1号被保険者の保険料(基準額)の分布状況



② 保険料の減免の状況

低所得者に対して市町村が独自に行っている保険料の減免措置の実施状況は、表8のとおりであった。

これらのうち、前記のとおり、厚生労働省が適切でないとして助言を行っている保険料減免に関する3原則を遵守していない市町村が、13年度及び14年度に19市町あった。ただし、第2期事業運営期間が始まった15年度には11市町に減少している。

表8 保険料の減免を行っている市町村

区 分		13 年 度	14 年 度	15 年 度
保険料減免を行っている市町村数		88	121	188
うち3原則を遵守していない市町村数		19	19	11
態 様 (注)	全額免除	9	9	6
	収入のみに着目した減免	2	2	2
	一般財源からの繰入による補てんを前提とした減免	10	10	6
減免額 (千円)		163,736	345,054	—

(注) 態様に重複するものがある。

エ 財政安定化基金の状況

① 財政安定化基金の造成

第1期事業運営期間における24都道府県の財政安定化基金の造成額及び造成額のうちの国庫負担金の額は、表9のとおりとなっている。

表9 財政安定化基金の造成額

(単位：千円)

都道府県名	財政安定化基金造成額	造成額のうち国庫負担金の額
北海道	9,994,308	3,324,461
青森県	2,821,146	937,994
栃木県	2,805,835	933,817
千葉県	6,695,856	2,228,942
東京都	17,825,268	5,937,921
神奈川県	10,364,562	3,445,427
石川県	2,309,474	708,793
福井県	1,697,153	562,780
静岡県	5,958,793	1,983,582
愛知県	8,468,231	2,819,624
滋賀県	1,837,754	611,236
大阪府	12,582,687	4,194,229
兵庫県	8,355,969	2,785,323
和歌山県	2,072,940	689,866
島根県	1,879,622	625,611
岡山県	3,874,500	1,290,275
山口県	3,259,010	1,085,647
徳島県	1,937,227	644,663
高知県	1,985,450	660,795
福岡県	8,499,258	2,828,116
長崎県	3,124,916	1,041,638
宮崎県	2,425,387	808,056
鹿児島県	4,113,872	1,369,113
沖縄県	6,301,600	2,100,473
計	131,190,831	43,618,393

② 財政安定化基金からの貸付けと交付の状況

介護保険財政の不足のために行われた財政安定化基金からの貸付け及び交付の状況は、表10のとおりとなっている。全く利用していない県が1県見受けられたが、23都道府県においては造成額の0.1%から88.1%が、また、24都道府県合わせて、貸付額計259億9710万円(造成額の19.8%)、交付額計9億2335万円(造成額の0.7%)、合計269億2045万円(造成額の20.5%)が利用されており、造成額の50%を超える利用が5県でみられた。

そして、検査の対象とした351市町村のうち、貸付けを受けたのは129市町村(36.8%)、交付を受けたのは34市町村(9.7%)となっていた。

表10 財政安定化基金からの貸付け及び交付の状況

(単位：千円)

都道府県名	貸付額計(a)	貸付額			交付額(b)		第1期利用額計 (c)=(a)+(b)	基金造成額に対する利用割合
		12年度	13年度	14年度	14年度	14年度		
北海道	1,828,487	14,415	365,859	1,448,213	314,231	2,142,718	21.4%	
青森県	2,103,579	24,264	493,524	1,585,790	26,639	2,130,218	75.5%	
栃木県	86,200	—	13,535	72,665	5,522	91,722	3.3%	
千葉県	90,384	—	7,475	82,909	2,321	92,705	1.4%	
東京都	90,933	23,688	52,920	14,325	18,979	109,912	0.6%	
神奈川県	13,640	—	—	13,640	225	13,865	0.1%	
石川県	895,410	62,120	224,810	608,480	7,024	902,434	39.1%	
福井県	3,578	—	—	3,578	865	4,443	0.3%	
静岡県	—	—	—	—	—	—	—	
愛知県	70,696	—	12,000	58,696	3,081	73,777	0.9%	
滋賀県	107,492	3,183	—	104,309	—	107,492	5.8%	
大阪府	107,072	—	—	107,072	71,806	178,878	1.4%	
兵庫県	613,600	32,800	153,700	427,100	36,984	650,584	7.8%	
和歌山県	527,207	2,000	69,398	455,809	21,521	548,728	26.5%	
島根県	47,390	—	14,000	33,390	—	47,390	2.5%	
岡山県	871,600	65,500	350,400	455,700	4,902	876,502	22.6%	
山口県	1,382,140	50,143	289,462	1,042,534	42,750	1,424,890	43.7%	
徳島県	1,324,929	6,352	365,309	953,267	16,995	1,341,924	69.3%	
高知県	1,594,347	75,325	579,185	939,837	7,711	1,602,058	80.7%	
福岡県	5,314,413	—	1,510,506	3,803,907	81,712	5,396,125	63.5%	
長崎県	1,411,574	27,857	528,191	855,525	36,498	1,448,072	46.3%	
宮崎県	431,733	20,563	47,605	363,565	4,145	435,878	18.0%	
鹿児島県	1,696,857	69,452	535,036	1,092,368	52,751	1,749,608	42.5%	
沖縄県	5,383,836	—	2,724,892	2,658,944	166,686	5,550,522	88.1%	
計	25,997,100	477,664	8,337,809	17,181,626	923,355	26,920,455	20.5%	

③ 貸付金の償還

財政安定化基金から貸付けを受けた市町村は、第2期事業運営期間の3年間に償還

することとなっているが、特別の措置による償還期間の延長を行った市町村が、表11のとおり、貸付けを受けた129市町村のうちの57市町村(44.2%)となっている。

表11 償還期間の延長を行った市町村の状況

第1期事業運営期間において貸付けを受けた市町村数	129
償還期間の延長を行った市町村数	57
うち6年償還とした市町村数	28
うち9年償還とした市町村数	29
貸付けを受けた主な理由	
事業計画よりも給付費が増加した	106
保険料収納率の低下により保険料収入が少なかった	11
その他	15

④ 市町村の法定負担割合を超える繰入れ

介護保険財政に生じた不足分について財政安定化基金からの貸付けを受けず、市町村の一般財源からの繰入金で賄うことは、社会保険制度の趣旨を損なうものとなることから、厚生労働省は、市町村の法定負担割合を超えて繰り入れることのないよう助言を行っている。

しかし、第1期事業運営期間に法定負担割合を超えて繰入れを行った市町村が、表12のとおり、9市町村あった(繰入額計10億3858万円)。また、第2期事業運営期間において繰入れを行うこととしている市町村が20市町村ある(繰入予定額18億2259万円)。

表12 法定負担割合を超えて繰入れを行った市町

第1期事業運営期間に法定負担割合を超えて繰入れを行った市町		
繰入れを行った主な理由	市町村数	3年間の繰入額(千円)
保険料の不足分を補うため	5	236,541
第1号被保険者の保険料を軽減するため	4	802,042
計	9	1,038,584

第2期事業運営期間に法定負担割合を超えて繰入れを行う予定の市町		
繰入れを行う主な理由	市町村数	3年間の繰入予定額(千円)
財政安定化基金からの貸付金の償還のため	15	1,205,950
第1号被保険者の保険料を軽減するため	4	615,121
その他	1	1,519
計	20	1,822,591

オ 介護給付費準備基金の状況

第1期事業運営期間において、市町村の介護保険特別会計に生じた第1号被保険者の保険料の剰余金は介護給付費準備基金として積み立てられており、市町村は、これを取り崩すことにより、第2期事業運営期間における第1号被保険者の保険料を軽減することができることとされている。

第1期事業運営期間に介護給付費準備基金を造成した市町村数は、表13のとおり、241市町村(68.7%)の756億5077万円となっており、これらのうち、第2期事業運営期間における第1号被保険者の保険料を軽減するために取崩しを行った市町村数は165市町村あった。

表13 介護給付費準備基金の造成及び取崩しの状況

第1期事業運営期間中に同準備基金を造成した市町村数	241
同準備基金の14年度末保有額(千円)	75,650,772
第2期事業運営期間の保険料軽減のために準備基金を取り崩した市町村数	165
うち一部取崩しを行った市町村数	44
うち全額取崩しを行った市町村数	121

カ 介護サービスの利用状況

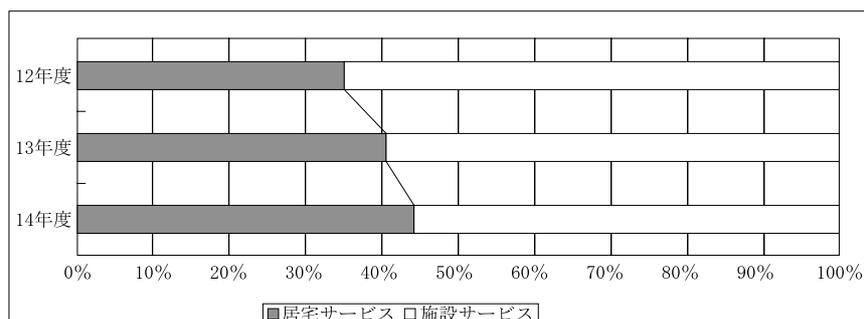
介護保険制度の基本的な指針によれば、被保険者が要介護状態等になった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とする考え方から、居宅サービスを重視することとされている。

検査を実施した市町村における居宅サービスと施設サービスの利用状況について、介護給付費の支払状況をみると、表14及び図4のとおり、居宅サービスに係る介護給付費の額が施設サービスに係る介護給付費の額を下回っているものの、年々、居宅サービスに係る介護給付費の占める割合が増加している。これは、要介護度の低い認定者数の大幅な伸びに伴い、居宅サービスの利用が増大していることや、施設サービスで利用する介護老人福祉施設等の整備は計画的に実施され、急激に増加することはないことなどによるものと考えられる。

表14 居宅サービス及び施設サービスに係る介護給付費の実績
(単位：千円)

区 分	12 年 度	13 年 度	14 年 度
居宅サービス	409,409,327	599,926,990	745,918,933
施設サービス	753,887,948	882,505,591	942,240,301
計	1,163,297,275	1,482,432,582	1,688,159,234

図4 居宅サービスと施設サービスの介護給付費の割合



キ 介護サービス事業者の状況

① 介護サービス事業者の参入状況

介護保険により給付される保険給付の質と量を確保し、利用者本位の効率的な介護サービスの提供を実現するという観点から、介護サービスの内容の性格等に応じ、できる限り多様な提供主体の参入を促すこととされているが、介護サービス事業者の法人種類別事業者数は、表15のとおり、年々増加している。

12年度から15年度にかけて、特定非営利法人が342.8%の増加、株式会社等の営利法人が105.7%の増加、医療法人が32.3%の増加となっており、前記のような多様な提供主体の参入の方針については、これまでのところ順調に推移している。

表15 法人種類別介護サービス事業者数

法人種類	12 年 度				15 年 度				対 12 年 度 比			
	居宅サ ービス 事業 者	居宅介 護支 援事 業者	介護保 険施 設	計	居宅サ ービス 事業 者	居宅介 護支 援事 業者	介護保 険施 設	計	居宅サ ービス 事業 者	居宅介 護支 援事 業者	介護保 険施 設	計
社会福祉法人	7,417	2,619	2,179	12,215	9,725	3,182	2,693	15,600	131.1%	121.5%	123.6%	127.7%
社会福祉協議会	2,033	961	2	2,996	2,313	1,128	13	3,454	113.8%	117.4%	650.0%	115.3%
医療法人	13,179	2,692	2,416	18,287	17,779	3,390	3,032	24,201	134.9%	125.9%	125.5%	132.3%
民法法人	898	494	90	1,482	1,141	571	98	1,810	127.1%	115.6%	108.9%	122.1%
営利法人	6,923	2,144	3	9,070	14,785	3,865	4	18,654	213.6%	180.3%	133.3%	205.7%
特定非営利法人	183	86	0	269	913	278	0	1,191	498.9%	323.3%	—	442.8%
農業協同組合	263	85	9	357	371	145	11	527	141.1%	170.6%	122.2%	147.6%
生活協同組合	481	263	8	752	743	316	11	1,070	154.5%	120.2%	137.5%	142.3%
市町村	2,171	570	314	3,055	2,218	525	342	3,085	102.2%	92.1%	108.9%	101.0%
その他	22,029	107	458	22,594	25,303	219	52	25,574	114.9%	204.7%	11.4%	113.2%
計	55,577	10,021	5,479	71,077	75,291	13,619	6,256	95,166	135.5%	135.9%	114.2%	133.9%

② 離島等特定地域への参入状況

離島やへき地など、厚生労働大臣が定める一定の地域(以下「離島等特定地域」という。)においては、介護サービス事業者の参入に困難が見込まれたり、その他の地域に比べ介護サービスの提供に多額の経費を必要とすると考えられることから、その対応策として、介護サービス事業者が受ける介護報酬に、特別地域加算として15%の割増しがなされることとなっている。

検査を行った都道府県のうち、20道府県管内の1,313市町村における離島等特定地域の指定状況は、全域が離島等特定地域となっている市町村が349市町村、一部が離島等特定地域となっている市町村が203市町村、合計552市町村となっていた。

この552市町村における介護サービス事業者の参入の状況についてみたところ、居宅介護支援事業者が全く参入していない市町村は13町村(2.4%)、1事業者しか参入していない市町村は149町村(27.0%)、計162町村(29.3%)となっていた。同様に、居宅介護サービス事業者が全く参入していない市町村は3町村(0.5%)、1事業者しか参入していない市町村は10町村(1.8%)、計13町村(2.4%)となっていた。

このような離島等特定地域においては、被保険者が介護サービスを利用できない、あるいは利用しようとする介護サービスを選択することができない状況にあると考えられる。

③ 介護サービス事業者に対する指導・監査

介護サービス事業者の数が増加し続けている一方で、一部の介護サービス事業者

が、不適正な介護給付費の請求を行ったり、国が定めた運営基準等を遵守しない不適切な介護サービスを提供したりしている状況にある。

このような状況に対し、介護サービス事業者の指定権者である都道府県では、介護サービス事業者に対し、様々な方法により指導あるいは監査を実施してきており、その結果、表16のとおり、3年間で、介護給付費53億8307万円が返還されている。

表16 都道府県による指導等の結果返還された介護給付費額
(単位：千円)

年 度	介護サービスの種類	指導の種類	事業者数	返 還 額
12 年 度	居 宅 サービス	実 地 指 導	98	155,543
		監 査	6	36,777
		書 面 指 導 そ の 他	65	73,738
		計	169	266,059
	施 設 サービス	実 地 指 導	183	496,756
		監 査	2	9,162
		書 面 指 導 そ の 他	2	15,096
		計	187	521,015
計			356	787,074
13 年 度	居 宅 サービス	実 地 指 導	334	477,086
		監 査	14	121,722
		書 面 指 導 そ の 他	29	51,000
		計	377	649,808
	施 設 サービス	実 地 指 導	314	943,782
		監 査	2	348,500
		書 面 指 導 そ の 他	16	65,114
		計	332	1,357,397
計			709	2,007,205
14 年 度	居 宅 サービス	実 地 指 導	352	602,195
		監 査	23	98,730
		書 面 指 導 そ の 他	8	2,058
		計	383	702,984
	施 設 サービス	実 地 指 導	332	909,284
		監 査	8	947,426
		書 面 指 導 そ の 他	6	29,098
		計	346	1,885,809
計			729	2,588,793
合 計			1,794	5,383,074

厚生労働省では、15年度に、介護サービス事業者に支払う介護給付費の適正化のために介護給付適正化事業を実施しており、その一環として、市町村が介護費用適正化対策のために活用できるよう、市町村の委託を受けて介護給付費の審査支払業務を行っている国民健康保険団体連合会から、利用者や介護サービス事業者の状況に関する各種情報の提供を受けることができることになった。また、市町村が同連合会から提供される資料を活用し、介護給付の適正化に関する取組に必要なコンピュータ整備などの環境整備に関して国庫補助を行っている。

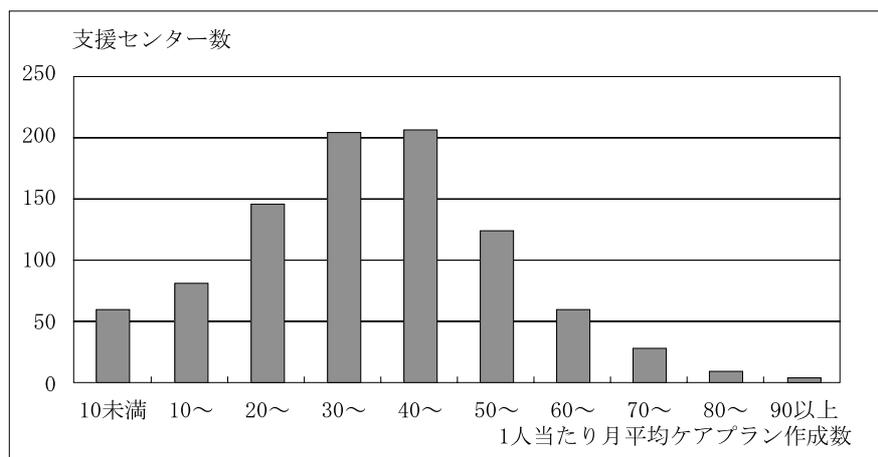
(2) 在宅介護支援センターにおけるケアプランの作成状況

市町村が社会福祉法人等に委託するなどして運営する在宅介護支援センター(以下「支援センター」という。)は、地域の高齢者等の心身や家族の状況の実態を把握して、できる限り要介護状態にならないための適切な介護予防サービス等の利用を促進し、また、各種の保健福祉サービス及び介護保険サービスに関する情報の提供や積極的利用の啓発に係る業務を介護保険制度施行前から行っている。12年4月の介護保険制度の施行に伴い、支援センターの運営の委託を受けている社会福祉法人等の多くが支援センターに居宅介護支援事業所を併設したため、支援センターの職員の多くが双方の業務を兼任している状況になっている。

今回、介護支援専門員である支援センターの職員が、居宅介護支援事業所の職務を兼務しながらケアプランを作成している状況についてみたところ、918支援センターにおいて、当該職員1人当たりの月平均のケアプラン作成状況は、図5のとおりとなっている。

全体の平均作成件数は月38.1件となっているものの、介護支援専門員の配置基準として厚生省令で定められている1人当たりの作成件数50件を超える件数となっているものが224支援センター(24.4%)と約4分の1を占める状況にあり、これらの支援センターにおいては職員がケアプランの作成に追われ、支援センター本来の業務である地域の高齢者の実態把握などを十分に行えない状況にあると考えられる。

図5 介護支援専門員1人当たりのケアプラン作成状況



(3) 介護保険制度の実施状況に関する市町村及び都道府県の評価、介護保険制度等に関する市町村の意見

ア 実施状況に関する市町村の評価

介護保険制度において保険者とされている市町村が第1期事業運営期間に支給した介護給付費の額と事業計画における推計額とを比較したところ、おおむね事業計画どおりの額であったとする市町村数が82(23.4%)、下回ったとする市町村数が137(39.0%)、上回ったとする市町村数が116(33.0%)であった。

このうち、介護給付費が事業計画を下回った理由については、居宅サービス費が事業計画における推計を下回ったことによるとする市町村数が90と、施設サービス費が事業計画における推計を下回ったことによるとする市町村数の79を上回っていた。これに対し、介護給付費が事業計画を上回った理由については、居宅サービス費が事業計画における推計を上回ったことによるとする市町村数の58と施設サービス費が事業計画における推計を上回ったことによるとする市町村数の58と同数であった。

また、市町村における介護保険制度の実施状況に関する評価の内容のうち、主なものを掲げると、以下のとおりとなっている。

- (ア) 介護サービス事業者の利用者掘り起こしによる安易な介護サービス利用が見受けられる。
- (イ) 被保険者数の伸びに比べ比較的軽度な要介護度の認定者数の伸びが高い。
- (ウ) 自己負担の割安感や家族の介護負担の軽減につながることから、居宅サービスに比

べ多額の費用を要する介護保険施設の利用意向が高い。

(エ) 被保険者数が少ないなど介護保険財政の規模の小さい市町村においては、的確な事業計画の策定が困難である。

(オ) 高齢者が生きがいを持って社会生活を営むことができるよう、また、介護給付費の増加を抑制するために、高齢者の健康づくりや介護予防に関する事業の推進が必要である。

イ 実施状況に関する都道府県の評価

管内の市町村における介護保険制度の実施状況に関して、保険者である市町村を指導することとされている都道府県がどのように評価しているかを聴取したところ、その主なものは以下のとおりであった。

(ア) 離島等特定地域における介護サービス事業者の参入が遅れており、そのような地域では必要な介護サービスが十分に利用できない。

(イ) 介護サービス事業者の資質の向上、介護サービスの内容や介護給付費の適正化、介護サービス事業者に対する指導監査の充実を図ることが必要である。

(ウ) 被保険者による介護サービス事業者の選択に資するために、介護サービス事業者に関する情報提供の推進を図ることが重要である。

(エ) 介護予防のために高齢者の健康づくりに関する施策を積極的に推進したり、地域で高齢者を支える体制の整備が求められる。

(オ) 高齢者の健康づくりや介護予防に関する事業の実施が重要になっている。

ウ 介護保険制度等に関する市町村の意見

市町村における介護保険制度及び介護予防に係る各種施策等に関する意見等についても調査した。

市町村の意見等のうち主なものの内容を挙げると、以下のとおりとなっていた。

(ア) 低所得の第1号被保険者の保険料については、更なる軽減策を国において実施してほしい。

(イ) 介護給付費負担金の負担割合を100分の25とし、市町村における介護保険財政の調整に当たっては、現行の財政調整交付金の制度とは別の方策を検討してほしい。

(ウ) 介護給付費の適正化を推進することが急務である。

(エ) 介護給付費の適正化や介護サービスの質の確保の観点から、市町村に介護サービス

事業者に対する指導監査権限を付与してほしい。

- (オ) 居宅サービスに係る自己負担に比べ施設サービスに係る自己負担に割安感があることから、それぞれの介護サービスにおける利用者負担の公平化を図り、施設サービスの利用希望を居宅サービス利用へ誘導するよう検討してほしい。
- (カ) 介護サービスを利用している被保険者と利用していない被保険者との間に不公平感があることから、その緩和策が求められている。
- (キ) 被保険者が少ないなど小規模な市町村においては、介護保険財政の安定化を図ることが困難であるので、現行の市町村単位の保険者制度を見直してほしい。
- (ク) 支援センターの活動の充実、機能の強化を図ることが重要である。

4 本院の所見

上記のような第1期事業運営期間における介護保険制度の実施状況等を踏まえ、今後、国民の理解を得た上で介護保険制度を適切、円滑に運営していくために、厚生労働省においては、市町村を指導することとされている都道府県に対する助言等に関し、以下の点に留意していくことが望まれる。

(1) 介護保険財政の健全な運営

検査を行った351市町村のうちほとんどの市町村においては、国民の共同連帯、被保険者の公平な費用負担という介護保険制度の基本理念を理解し、保険料減免に関する3原則を遵守していた。しかし、少数ではあるものの、遵守していない市町も見受けられることから、低所得者に係る保険料の減免については適正な実施が行われるよう、今後も引き続き指導が求められる。

また、市町村の介護保険財政に不足が生じた場合の支援策として設けられている財政安定化基金については、多くの都道府県において貸付け等の実績があることから、この仕組みの効果は発現しているものと考えられるものの、財政安定化基金への償還に要する費用の財源は第1号被保険者の保険料に求めることになることから、事業計画の策定に当たっては、保険料収入額、介護給付費の額等についての的確な推計を行うよう助言が求められる。

なお、財源不足に対して、財政安定化基金からの貸付けを受けず、一般財源から繰入れを行っている市町村も散見され、引き続き適正な制度運営についての指導が求められる。

(2) 介護サービス事業者の参入促進

被保険者自らの選択による利用という介護保険制度の基本理念に照らし、また、今後も介護サービスの利用の増加が見込まれることから、引き続き介護サービス事業者の参入を図り、多様な介護サービスの提供を図ることが必要である。特に、離島等特定地域など、介護サービス事業者の参入の進んでいない地域においては、一層の促進策が望まれる。

また、都道府県の評価にあるように、介護サービスの質を確保するために、被保険者による介護サービス事業者の選択に資するための各種の情報提供ができるような環境を整備することが必要である。

(3) 介護給付費の適正化

介護サービスの利用は、今後も、高齢化の進展に伴い、増大の一途をたどり、介護保険制度の運営に対して交付される国庫負担金、交付金等も引き続き増加することが見込まれる。

また、市町村や都道府県から、介護サービス事業者の資質の向上や介護サービス事業者に対する指導等に関する意見、また、介護サービス事業者による介護サービスの掘り起こしなどに関する懸念が寄せられている。

これまでも都道府県において行われている介護サービス事業者に対する介護給付費の点検業務の強化や介護サービス事業者に対する指導等を的確に実施し、不適正な介護給付費の請求や不適切な介護サービスの提供を防ぎ、介護給付費の適正化を図ることは、公費を含む介護費用の軽減につなげる上で重要である。このことは、介護保険制度に対する国民の信頼の確保にも寄与するものであり、今後も、都道府県、市町村における介護給付費の適正化に関する取組を積極的に支援することが求められる。

(4) 介護予防の充実

介護保険制度による介護サービスの利用の増加、財政の拡大の見込みに対し、介護給付費の伸びを抑え、公費や高齢者が負担する保険料の額を抑制するためには、高齢者が自立した生活を営めるよう、介護予防に関する事業の推進が重要である。

検査の状況で示したとおり、約4分の1の支援センターの職員が1人当たりのケアプラン作成の標準とされる50件以上を作成している状況にあることから、支援センターの本来業務に十分に従事できるような体制づくりに対する配慮が払われることが望まれる。

また、市町村や都道府県より、介護予防の充実に関する意見が多く寄せられたことか

ら、支援センターで行われている介護予防等に関する事業以外にも、介護予防や生活支援に有効と考えられる各種の事業の推進を図るよう配慮されることが望まれる。

(5) 制度の適切な見直し

現在厚生労働省において行われている介護保険制度全般にわたる見直しに当たっては、法附則に基づく各般の状況等のほか、第1期事業運営期間における実施状況や都道府県及び市町村の評価、介護保険制度等に関する市町村の意見を踏まえ、国民の理解が得られるよう、十分な検討を行うことが望まれる。

本院としては、本格的な高齢化社会を迎え国民の介護保険制度に関する関心が高まっていることや、市町村や都道府県に多額の国庫負担金等が交付されており、今後更に増加することが見込まれることなどから、介護保険制度等の適切かつ円滑な実施について、引き続き注視していくこととする。

第7 国民年金事業の実施状況について

検査対象	厚生労働省、社会保険庁	
会計名	国民年金特別会計	
事業の根拠	国民年金法(昭和34年法律第141号)	
事業の概要	老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的に、保険料、国庫負担金等を財源として国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な年金給付等を行うもの	
収納済歳入額	基礎年金勘定	16兆7459億円(平成15年度)
	国民年金勘定	5兆7676億円(平成15年度)
	業務勘定	1502億円(平成15年度)
支出済歳出額	基礎年金勘定	15兆2174億円(平成15年度)
	国民年金勘定	5兆8176億円(平成15年度)
	業務勘定	1455億円(平成15年度)
国民年金勘定積立金の額	9兆8611億円(平成16年7月末現在)	

1 制度の概要

(1) 国民年金制度の概要

社会保険庁では、国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づき、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的として、国民年金事業を運営している。そして、この目的を達成するため、国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な年金給付等を行っている。

国民年金事業の運営により実施される国民年金制度の概要は次のとおりである。

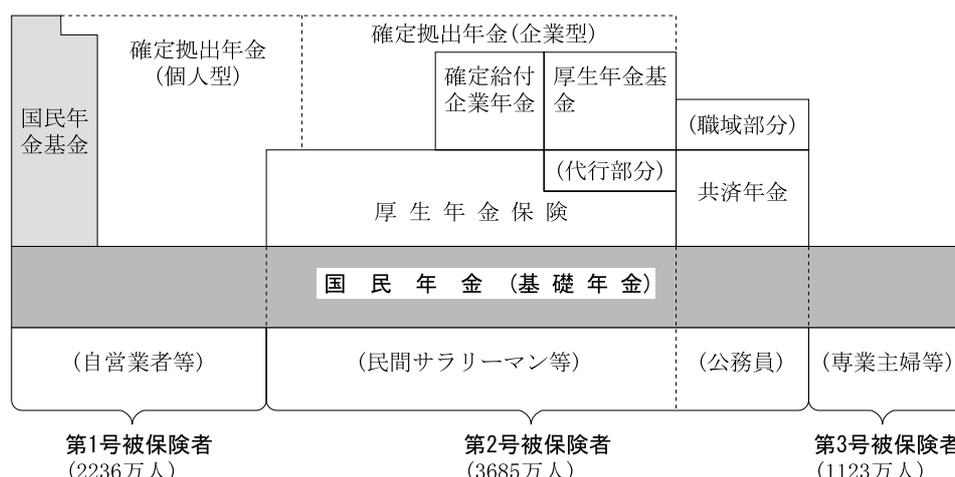
ア 基礎年金制度の導入

国民年金制度は、厚生年金保険及び共済年金の被用者年金制度に加入できない自営業者や農林漁業従事者等にも広く年金制度による保障を行うため、昭和36年に創設された。これにより、誰もが公的年金制度による保障を受けられる体制となり、「国民皆年金」が実現し、その後、年金給付水準の充実が図られてきた。しかし、我が国の公的年

金制度が分立した制度体系であったことなどから、財政構造、就業構造の変化等によって財政基盤が不安定となる問題が生じた。このため、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)等の施行(61年4月)により、自営業者等を対象としていた国民年金の被保険者を、被用者年金の被保険者等やその被扶養配偶者等にも拡大して、全国民共通の基礎的な年金を給付する制度が創設された。これにより、公的年金制度は、この基礎年金を1階部分とし、厚生年金保険等の被用者年金を基礎年金に上乘せする2階部分の報酬比例年金とする制度に再編成された(図1参照)。

また、事務処理の面では、従来、各年金制度ごとに被保険者等の記録の管理を行っていたが、平成9年から、各制度で共通に使用する「基礎年金番号」が導入されたことにより、各制度を通じた記録管理ができることとなった。

図1 年金制度の体系(14年度末)



イ 被保険者

国民年金の適用の対象となる被保険者については、一定の要件に該当する者はすべて強制加入とされ、加入形態及び費用負担の違いにより次のような種別に区分されている。

(ア) 第1号被保険者

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であって、第2号被保険者及び第3号被保険者以外の者(自営業者等)

(イ) 第2号被保険者

被用者年金制度の被保険者、組合員又は加入者(民間サラリーマン、公務員等)

(ウ) 第3号被保険者

第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の者(専業主婦等)

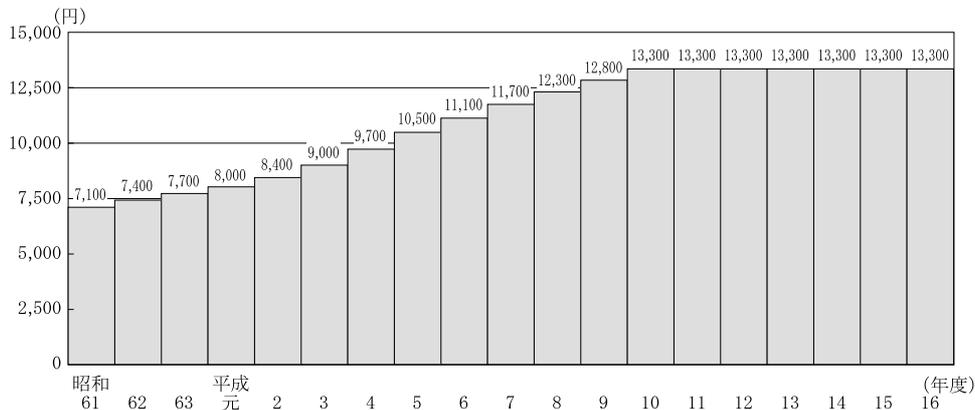
また、強制加入の被保険者とされない者で一定の要件に該当する者は、本人の申出により、国民年金の被保険者(任意加入被保険者)となることができるとされている。

ウ 保険料の納付

第1号被保険者及び任意加入被保険者は、定額の保険料(16年度月額13,300円)を納付することとされている。保険料額(月額)の推移は、図2のとおりとなっている。

また、保険料を徴収する権利は、納付期限の翌日から起算して2年を経過したときに時効によって消滅することとされている。

図2 保険料額(月額)の推移



第2号被保険者及び第3号被保険者の保険料については、被用者年金制度がその被保険者等の数に応じた拠出金を国民年金特別会計に拠出することとなっている。

エ 保険料の免除等

第1号被保険者については、支払能力に関係なく定額の保険料となっていることから、一定の要件のもとに保険料の納付の免除等を行うことが認められている。

また、保険料の免除等を受けた期間については、年金額を計算する際に、保険料を納付した期間に比して3分の1などしか反映されないことから、将来、資力が回復した場合などに、10年以内に限り、保険料の全部又は一部の追納が認められている。

免除等には、次のような、法定免除、申請免除及び学生等の保険料納付特例の三つがある。

(ア) 法定免除

法定免除は、障害基礎年金等の受給権者であるときや生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活扶助を受けるときなど、法令で定められた要件に該当していることにより当然に保険料の納付が免除されるものである。

(イ) 申請免除

申請免除は、法令で定められた要件に該当している第1号被保険者の申請を受けて社会保険庁長官が承認することにより、保険料の納付を要しないこととされるものであり、全額免除及び半額免除がある。

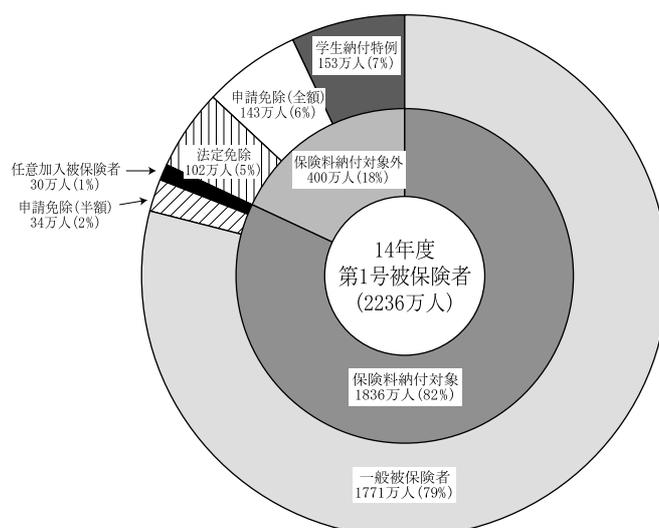
なお、半額免除期間については、納付すべき半額の保険料を納付しなければ年金の給付額に反映されないこととなっている。

(ウ) 学生等の保険料納付特例は、第1号被保険者である学生等の前年の所得が一定の額以下である場合に、保険料の納付を要しないこととされているものである。

オ 保険料の納付対象者

以上のことから、保険料の納付の対象となる者(以下「納付対象者」という。)は、14年度の場合、図3のとおり、第1号被保険者(任意加入被保険者を含む。)2236万人のうち1836万人(82%)となっている。

図3 保険料の納付の対象



カ 給付の概要

国民年金の給付には、全国民に共通の老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金（以下、これらを「基礎年金」という。）、第1号被保険者に支給される独自給付（付加年金、寡婦年金等）並びに国民年金制度の発足当時すでに高齢で受給要件を満たせない者等に支給される福祉年金があり、主な給付の概要は、次のとおりである。

ア) 老齢基礎年金

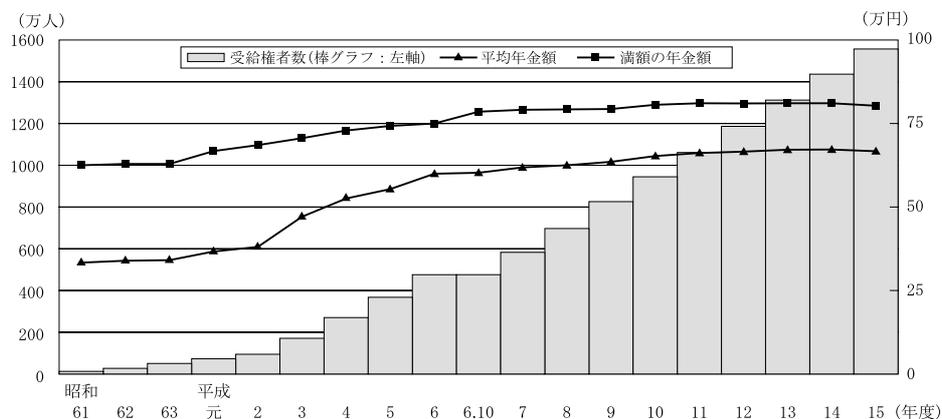
老齢基礎年金は、被保険者が老齢となったことにより、所得が減少又は喪失した場合に、生活の安定が損なわれることを防止するために支給されるものであり、保険料納付済期間、全額免除期間、半額免除期間、学生等の納付特例期間及び合算対象期間（注1）を合わせて25年以上等の受給資格期間を満たす者が65歳に達したときに受給権者となる。

そして、老齢基礎年金の額は、受給権者の加入可能年数（20歳から60歳に達するまでの40年等）のすべてが保険料納付済期間である場合に、満額の年額794,500円（平成16年度）が支給されることとなっている。なお、保険料の免除等を受けたことにより、保険料納付済期間が、加入可能年数に満たない場合には次の式等により算定した額となっている。

$$794,500 \text{ 円} \times \frac{\left[\frac{\text{保険料納付済期間の月数}}{\text{加入可能年数}} \right] + \left[\frac{\text{保険料半額免除期間の月数}}{\text{加入可能年数}} \right] \times 2/3 + \left[\frac{\text{保険料全額免除期間の月数}}{\text{加入可能年数}} \right] \times 1/3}{\text{加入可能年数} \times 12}$$

なお、40年加入の場合の満額の年金額等の推移は図4のとおりとなっている。

図4 老齢基礎年金受給権者、平均年金額及び満額の年金額の推移



(注1) 合算対象期間 受給資格期間には算入するが年金額の算定には反映されない期間(海外に在住していた期間等)

(イ) 付加年金

付加年金は、老齢基礎年金に上乗せされる給付であり、第1号被保険者が、国民年金の保険料のほか付加保険料(月額400円)を納付した場合に、付加保険料の納付済の月数により算定した額が老齢基礎年金に加算されて支給される。

なお、老齢基礎年金に上乗せされる給付として国民年金基金^(注2)による給付があるが、国民年金基金は付加年金を代行しているものと位置付けられているため、国民年金基金の加入者は付加年金の対象とはされていない。

(注2) 国民年金基金 国民年金基金は、第1号被保険者を対象に老齢基礎年金に上乗せして給付を行うために平成3年に設立された法人であり、同一地域内に住所を有する者をもって組織される地域型国民年金基金(47基金)と同種の事業又は業務に従事する者をもって組織される職能型国民年金基金(25基金)があり、加入者は14年度77万人である。

(2) 地方分権の推進による国民年金事業の事務区分の見直し

(地方分権の推進の施策の概要)

地方分権を推進する施策は、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(平成11年法律第87号。以下「地方分権一括法」という。)の施行(平成12年4月等)により、地方自治法(昭和22年法律第67号)等の改正を行い、^(注3)機関委任事務の廃止及びこれに伴う地方公共団体の事務区分の再構成、国の関与等の縮減等を行うものである。

このうち、従来、機関委任事務とされていた事務については、その廃止に伴い、地方公共団体の事務である自治事務又は法定受託事務^(注4)のほか、国が直接執行する事務、廃止される事務に再構成されることとなった。

また、^(注5)地方事務官の担っていた機関委任事務は、国が直接執行する事務とされ、地方事務官制度も廃止されることとなった。

(注3) 機関委任事務 国の事務等であって法律又はこれに基づく政令により地方公共団体の長等に委任された事務

(注4) 法定受託事務 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市区町村が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令で定めるもの

(注5) 地方事務官 都道府県の事務に従事する職員は、原則的には地方公務員であるが、知事への機関委任事務のうち社会保険関係事務等の特別の事務に従事する職員については、当分の間、国家公務員とすることとされていた。

(国民年金事業の事務区分の見直し)

国民年金事業の事務については、自営業者等の地域の住民を対象とするものであることから、その多くが都道府県及び市区町村に対する機関委任事務として実施されていた。そして、都道府県においては、地方事務官によって事務が行われていた。

しかし、地方分権一括法の施行に伴い、12年度以降、次のように変更された。

ア 国民年金事業の実施機関の変更

国民年金事業の事務については、国が保険者として経営責任を負い、財政収支の均衡確保のために不断の経営努力を行うことが不可欠であること、また、全国規模の事業体として効率的な事業運営を確保するためには一体的な事務処理による運営が要請されていることなどから、国が直接執行することとされた。

これにより、都道府県の機関としての国民年金主務課、社会保険事務所等において地方事務官が事務を行う体制を廃止し、12年4月から、社会保険庁の地方支分部局として、都道府県単位で地方社会保険事務局が、各地方社会保険事務局の下に社会保険事務所等がそれぞれ設置され、国が直接事務を行う体制が整備された。

また、市区町村の行っていた機関委任事務については、市区町村の事務負担(職員数約12,000人、専任徴収員約2,000人)を軽減するなどのため、原則として国が直接執行する事務とするものの、その一部を法定受託事務として市区町村が引き続き行うこととされた。

イ 事務の区分の変更

事務の区分の変更は、12年4月及び14年4月に行われ、その概要は次のとおりである(表1参照)。

(ア) 被保険者の適用に関する事務

- ① 被保険者資格の取得、喪失、被保険者の種別の変更等、被保険者の適用に関する事務のうち、市区町村が行っていた被保険者から提出された届出の受理及びその事実審査等については、12年4月からそのまま市区町村の法定受託事務とされた。ただし、第3号被保険者資格の取得に関する届書の受理等については、14年4月から国が直接執行する事務とされた。

- ② 被保険者の適用の促進に関する事務については、主として市区町村において行わ

れていたが、12年4月以降、国における20歳到達者を把握するための仕組みの検討を踏まえ廃止することとし、14年4月から、実施体制が整ったことにより国において行うこととなった。

(イ) 保険料に関する事務

- ① 保険料の収納に関する事務については、従来、機関委任事務又は法定受託事務として市区町村が当該年度分(現年度分)の保険料の収納を国民年金印紙の検認により行い、社会保険事務所等が、当該年度以前分(過年度分)の未納保険料等の収納を行っていた。しかし、14年4月から保険料の収納に関する事務は原則としてすべて国が直接執行することとされ、社会保険事務所等がこれを行うこととされた。
- ② 保険料の免除等に関する事務のうち、被保険者から提出された免除等の申請書の受理、事実審査等については、12年4月以降においても、そのまま市区町村の法定受託事務とされた。

(ウ) 年金給付に関する事務

老齢基礎年金等の受給権の裁定に関する事務のうち、市区町村で行われていた裁定請求書の受理、事実審査等については、14年4月から市区町村の事務の対象範囲が表1のとおり変更された。

表1 国民年金事業の事務区分の見直し

区 分	適用に関する事務			保険料収納に関する事務		年金給付に関する事務				記録管理	
	第1号被保険者の届書の受理	第3号被保険者の届書の受理	年金手帳の交付	現年度保険料	過年度保険料	裁定事務		年金証書の交付	年金の支給		
						第1号被保険者期間のみを有する者の裁定請求	第1号・第3号被保険者期間又は第3号被保険者期間のみを有する者の裁定請求				
平成12年3月以前	市区町村	市区町村	市区町村	市区町村	社会保険事務所	市区町村	市区町村	市区町村	社会保険庁	市区町村(被保険者名簿)	社会保険庁(国民年金原簿)
12年4月～14年3月	市区町村	市区町村	社会保険事務所等	市区町村	社会保険事務所等	市区町村	市区町村	社会保険事務所等	社会保険庁	市区町村(被保険者名簿)	社会保険庁(国民年金原簿)
14年4月以降	市区町村	社会保険事務所等	社会保険事務所等	社会保険事務所等		市区町村	社会保険事務所等	社会保険事務所等	社会保険庁	社会保険庁(国民年金原簿)	

上記のように、保険料の収納に関する事務を主な対象とする国への事務移管が14年4月に行われたのは、移管のためのシステム開発等の準備期間を確保するなどの必要があったためであり、その際の事務移管は、事務の体制の変更等も含む大規模なものであった。

(3) 国民年金事業に係る費用の負担

国が国民年金事業を運営するための経理については、国民年金特別会計法(昭和36年法律第63号)により、特別会計を設置し、国の一般会計と区分して行うこととされている。

そして、国民年金事業に係る費用には、年金給付等に要する費用と事務の執行に要する費用とがあり、被保険者が納付する保険料、一般会計からの国庫負担金、厚生保険特別会計や共済組合等からの拠出金等により賄うこととされている。

ア 年金給付等に要する費用

国民年金の年金給付には、前記のとおり、基礎年金、国民年金の独自給付及び福祉年金があり、それぞれ、国民年金特別会計の基礎年金勘定、国民年金勘定及び福祉年金勘定において経理が行われている。

このうち、福祉年金については、保険料の拠出が無く、給付に要する費用の全額を国が負担することとされている。

(基礎年金の給付に要する費用の負担)

基礎年金の給付に要する費用は、基礎年金給付費及び基礎年金相当給付費であり、これを国民年金の被保険者全体で公平に負担することとされている。

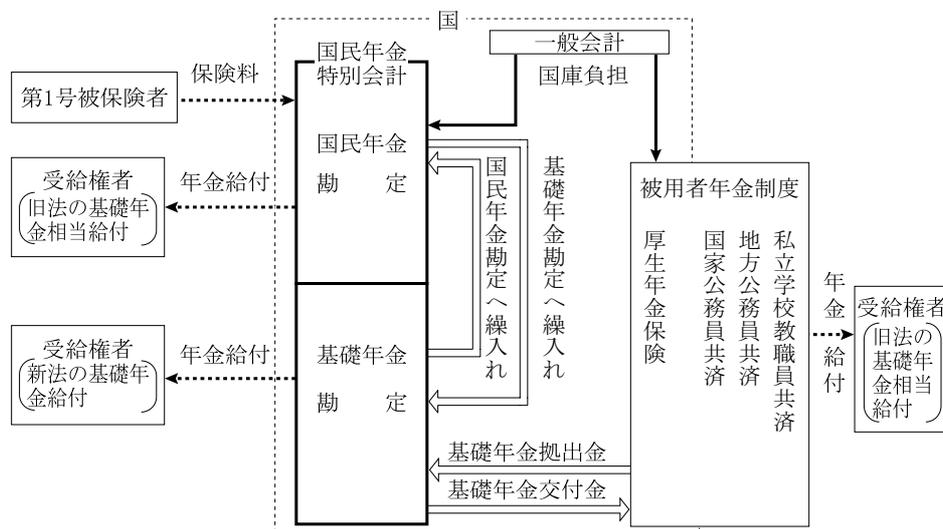
この負担については、基礎年金給付費及び基礎年金相当給付費の総額から、一般会計からの特別国庫負担額を控除した額(以下、この額を「保険料・拠出金算定対象額」という。)を、基礎年金拠出金として公的年金各制度から国民年金特別会計の基礎年金勘定に納付又は繰り入れることで行われる(図5参照)。

公的年金各制度が納付又は繰り入れる基礎年金拠出金の額の算定については、算定対象者(保険料納付済期間又は保険料半額免除期間を有する第1号被保険者、第2号被保険者で20歳以上60歳未満の者及び第3号被保険者)の人数比率によりあん分して行うこととされている。

そして、受給権者への年金の給付は、基礎年金給付費に係るものは国民年金特別会計

の基礎年金勘定から、基礎年金相当給付費に係るものは、同勘定から国民年金勘定に繰り入れられ又は被用者年金各制度に交付された基礎年金交付金をもとに、国民年金勘定及び被用者年金各制度から行われる。

図5 基礎年金の負担



また、国は、特別国庫負担のほか、国民年金(国民年金勘定)が負担すべき額の3分の1、厚生年金保険の管掌者たる政府、年金保険者たる共済組合等が負担すべき基礎年金拠出金等の3分の1を負担することとされている。

(注6) 基礎年金給付費 昭和60年改正後の国民年金法(新法)に基づく国民年金の老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金の給付に要する費用

(注7) 基礎年金相当給付費 昭和60年改正前の国民年金法(旧法)に基づく年金の給付に要する費用のうち、基礎年金に相当する給付に要する費用

(注8) 特別国庫負担 国民年金の保険料免除期間に係る給付費に関する国庫負担等の基礎年金給付費及び基礎年金相当給付費に含まれる費用に関する国庫負担

(国民年金の独自給付に要する費用の負担)

国民年金の独自給付に要する費用の負担は、前記の保険料のほか国庫負担等によって賄われ、国民年金特別会計の国民年金勘定において経理されている。

国民年金の独自給付のうち付加年金の給付に要する費用については、納付された付加保険料のほか、年金の給付時において、付加年金給付費の4分の1を国が負担することとされている。

なお、国民年金基金加入者については、付加年金等給付費相当分の4分の1を国が負担することとされている。

イ 事務の執行に要する費用

(負担の原則)

国民年金事業の事務の執行に要する費用は、国民年金法により、毎年度、予算の範囲内で全額を国が負担することとされている。このため、国の一般会計から国民年金特別会計の業務勘定に国庫負担分が繰り入れられ、同勘定において、事務の執行に係る経理を行うこととなっている。

(負担に係る特別の措置)

財政構造改革の推進に関する特別措置法(平成9年法律第109号。以下「財革法」という。)により、10年度から15年度までの間、国民年金事業の事務の執行に要する費用の一部に国の負担以外の財源を充てることとされ、また、平成16年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律(平成16年法律第22号)により、16年度に限り、同じく国の負担以外の財源を充てることとされた。

従来、国民年金特別会計の国民年金勘定から業務勘定への繰入れの対象となる経費は、国民年金事業の福祉施設に要する経費等^(注9)であったのが、これらの法令により、国民年金事業の業務取扱いに関する諸費についても繰入れの対象となった。

(法定受託事務に係る費用負担)

市区町村が行う法定受託事務の処理に必要な費用については、国民年金特別会計の業務勘定から市区町村に対して基礎年金等事務費交付金(以下「事務費交付金」という。)を交付(決算額13年度792億余円、14年度449億余円)することとされている。

(注9) 国民年金事業の福祉施設に要する経費 第1号被保険者及び第1号被保険者であった者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができることとされている。具体的には、被保険者の福祉の増進に有効かつ適切であるなどとして、年金相談体制の整備、国民年金会館(2箇所)、国民年金健康保養センター・国民年金総合健康センター・国民年金健康センター(57箇所)の設置に係る経費、制度周知・広報に係る経費等が計上されている。

2 検査の着眼点及び対象

国民年金事業については、前記のとおり、12年度及び14年度に事務区分が大きく変更された。特に、従来、市区町村が行っていた被保険者の適用の促進に関する事務、保険料の収納事務等を、14年度から国が行うこととされ、事務の執行体制が大きく変わることとなった。

また、国民年金制度を取り巻く状況については、少子高齢化が一層進行することが予想されており、国民年金法等の一部を改正する法律(平成16年法律第104号)により、年金給付と負担の見直しが図られ、年金額の自動調整の仕組みの導入、保険料額及び国庫負担の引き上げを行うこととされている。

一方、国民年金の財政状況も厳しいものとなっており、13年度から14年度にかけて現年度保険料の納付率^(注10)が70.9%から62.8%に8.1ポイントの減と大幅に低下し、15年度においても63.4%と低水準のままであったことや、強制加入である国民年金への未加入者が十分に把握されていない事態などが大きな社会問題として取り上げられている。

このような国民年金事業を取り巻く状況にかんがみると、近年における国民年金事業の実施状況や未加入者及び未納者などの状況について分析・整理して広く国民の理解に資するとともに、問題点として考えられるところを提示することが重要であると考えられる。

そこで、国民年金事業について、市区町村等から国民年金事務の移管が適切に行われているか、事業運営が適切に実施されているか、その結果としての国民年金制度の現状はどのようになっているかなどに着眼して検査することとした。

検査に当たっては、社会保険庁、社会保険業務センター、北海道社会保険事務局ほか^(注11)26社会保険事務局、国民年金の法定受託事務を行っている札幌市ほか^(注12)26市区及び国民年金基金連合会において、13年度から15年度までの国民年金事業の実施状況等を検査した。

なお、調査項目によっては、各地方社会保険事務局において把握している情報の違いなどから、調査の対象とした地方社会保険事務局数が上記の27局を下回るものがある。

(注10) 納付率 納付率は以下の算式から計算される。

$$\text{納付率}(\%) = \frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$$

なお、「納付対象月数」とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(全額免除月数及び学生納付特例月数を含まない。)であり、「納付月数」とはそのうち当該年度中(翌年度4月末まで)に実際に納付された月数である。

(注11) 北海道社会保険事務局ほか26社会保険事務局 北海道、青森、宮城、福島、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、石川、福井、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、和歌山、鳥取、岡山、山口、徳島、福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿児島各社会保険事務局

(注12) 札幌市ほか26市区 札幌、小樽、多賀城、福島、会津若松、宇都宮、佐野、川口、上尾、船橋、市原、川崎、長岡、春日井、豊田、堺、東大阪、鳥取、米子、岡山、北九州、久留米、佐賀、長崎、大村、鹿児島各市、葛飾区

3 検査の状況

(1) 国民年金事業の事務の移管の実施状況

14年4月に、保険料の収納に関する事務等の事務が国に移管されたことから、特に市区町村で行われていた収納方法である口座振替と納付組織による保険料の収納について、移管に際しての取扱状況を調査し、あわせて、事務移管後の人員体制等についても調査した結果、次のような状況であった。

ア 口座振替による保険料納付者の取扱いについて

(口座振替による保険料納付者の取扱い)

事務移管前において市区町村に保険料相当額を口座振替で納付していた被保険者については、14年4月から国が保険料の収納を円滑に実施するために、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う国民年金の保険料の納付に関する経過措置に関する政令」(平成13年政令第2号)等により、口座振替の方法による納付をしない旨の申し出がない限り、引き続き国において口座振替による保険料の納付が受けられるよう措置するとともに、市区町村長に対し、被保険者の口座振替等に係る情報の提供を求めることができることとされた。

(口座振替による保険料納付者等に係る情報提供の依頼)

社会保険庁では、これを受け、13年度に、市区町村から口座振替に必要な被保険者の口座番号等の情報の提供を求めるとともに、国における保険料の収納を円滑に行うために必要な電話番号情報も併せて求めることとした。

そして、提供を受けた情報については、社会保険業務センターのシステムに収録するなどして、保険料の収納に関する事務を実施する際に利用することとした。

(口座振替情報の取得と口座振替の実施の状況)

口座振替情報については、14年3月末までに社会保険業務センターにおいて取得処理した件数609万人分、口座振替の辞退等の件数9万人分であり、その結果、600万人分の口座振替情報を取得した状況となっていた。

また、13、14両年度の年度末現在の納付対象者に占める口座振替者の割合については、13年度の37.1%から、14年度の35.2%へと減少している。これは、13年度から14年度にかけての納付対象者の増加(152万人、9%増)に比べて口座振替者の増加(21万人、3%増)が少なかったことによるものである。

イ 納付組織を利用した保険料収納の取扱いについて

(納付組織の概要及び状況)

事務移管前の市区町村においては、自治組織、婦人組織、協同組合、納税組合等の組織が当該組織の加入者から集金して、保険料相当額の納付等を行っており、これに対して市区町村から当該組織に報奨金等の支払がなされていた(以下、このような組織を「納付組織」という。)。そこで、25 社会保険事務局管内市区町村の納付組織についてみると、13 年度末現在の組織数、加入被保険者数等の状況は表 2 のとおりであった。

表 2 25 社会保険事務局管内の納付組織の状況(13 年度末)

区 分	組織数		加入被 保険者 数	非集金 組織		報奨金等 支出額	非集金 組織		集金組織
	非集金 組織数	集金組 織数		非集金 組織	集金組 織				
自 治 組 織	10,875	689	106,841	4,892	101,949	2 2042	219	2 1822	
婦 人 組 織	10,783	344	127,418	6,417	121,001	2 8078	399	2 7678	
協 同 組 合	297	58	42,174	16,397	25,777	2494	813	1681	
納 税 組 合	19,505	254	175,056	2,965	172,091	2 1913	178	2 1734	
納税貯蓄組合	16,015	1,485	136,934	16,884	120,050	2 1557	1471	2 0085	
国民年金独自の組織	8,642	1,139	100,527	17,321	83,206	1 6360	1821	1 4538	
そ の 他	10,782	4,862	109,370	43,718	65,652	4 6152	5083	4 1069	
計	76,899	8,831	798,320	108,594	689,726	15 8598	9989	14 8609	

76,899 の納付組織に 798,320 人(納付対象者の 7.4%)が加入しており、このうち、集金による保険料の収納を行っているのは、68,068 の納付組織(加入被保険者 689,726 人)、581,211 人分(同 5.3%)であり、これらの納付組織に対しては報奨金等として、計 15 億 8598 万余円が市町村から支出されていた。

(事務移管の際の納付組織の取扱い)

地方分権の推進に当たり、総務省及び地方分権推進委員会は、国と地方との役割分担の明確化などの見地から、保険料収納のために納付組織を活用する場合は、法的位置付けを明確にした上で、国が直接管理すべきとの見解であった。

そこで、社会保険庁では、この点について検討した結果、国民年金事業の事務移管の際、法的根拠を持たない納付組織に国庫歳入金である保険料を取り扱わせることは適当ではないとの判断から、納付組織を活用しないこととした。

このため、14 年度の事務移管の際、納付組織に加入している被保険者については個

別に納付させることとされ、口座振替への勧奨・移行を図った。

25 社会保険事務局管内の市区町村において13年度に納付組織に加入していた被保険者に係る口座振替の移行状況を集計したところ、761市町村の41,293の納付組織の加入被保険者426,326人のうち、667市町村の36,655の納付組織の217,837人から口座振替申出書を受理している状況で、納付組織に加入していた被保険者の約半分強しか口座振替に移行しておらず、残りの被保険者は自主納付になったものと推測される。

ウ 事務移管後の人員等の体制について

社会保険事務所等においては、保険料の収納に関する事務等の大部分が市区町村から移管された際、常勤職員の定員はわずかしか増加していないが、新たに創設された非常勤の国家公務員である国民年金推進員を未納保険料の収納等のために雇用したり、他部署から配置転換したりなどして、国民年金事業に従事する職員等を確保している状況である。

26 社会保険事務局管内の13年度及び14年度の国民年金事業に従事する職員等数を比較したところ、表3のとおりであり、このうち、216社会保険事務所等の国民年金事業に従事する職員等数は、13年度の1,803人から、14年度の3,473人と1,670人増加(うち常勤職員の定員増は約30人)している状況であった。

表3 26 社会保険事務局管内の13年度及び14年度の国民年金事業に従事する職員等数

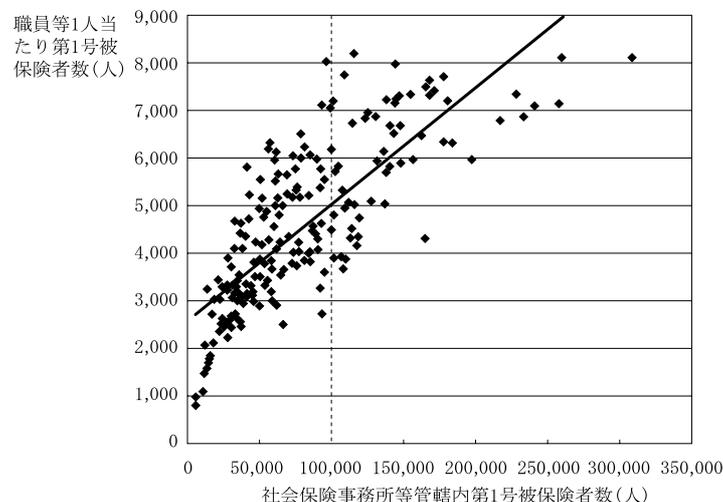
区 分		13年度	14年度	増減
		(人)	(人)	(人)
第1号被保険者数(任意加入被保険者を含む)		16,758,512	16,958,146	199,634
職 員 等 数	市区町村の国民年金事業従事職員等数	8,777	5,450	△ 3,327
	(再掲)専任徴収員等	(1,182)	(—)	(△ 1,182)
	社会保険事務所等の国民年金事業従事職員等数	1,803	3,473	1,670
	(再掲)国民年金推進員	(—)	(1,366)	(1,366)
計		10,580	8,923	△ 1,657

そして、第1号被保険者(任意加入被保険者を含む。以下この項において同じ。)は、13年度の1675万人から14年度の1695万人と約20万人増加しているのに対し、管内の市区町村を含む国民年金事業に従事する職員等は、全体で1,657人減少していた。

また、上記の216社会保険事務所等ごとに、14年度に配置されている国民年金事業に従事する職員等1人当たりの第1号被保険者数を集計したところ、管内全体の職員等1人当たりの同被保険者数の平均は4,882人、社会保険事務所等ごとの最高は8,207

人、最低は 831 人となっており、216 社会保険事務所等ごとの分布状況は、図 6 のとおりとなっていた。

図 6 216 社会保険事務所等ごとの従事人員 1 人当たりの第 1 号被保険者(任意加入含む)数



これによると、例えば、管内の第 1 号被保険者数が 10 万人程度の社会保険事務所等の間では、職員等 1 人当たりの第 1 号被保険者数が 2 千数百人から 8 千人(約 3 倍)となっているなど、社会保険事務所等間のばらつきが大きくなっている。

(2) 法定受託事務の実施状況

従来、被保険者の資格に関する届書の受理等から適用、保険料の収納まで一体的に事務が行われていたのが、事務の移管により、市区町村が法定受託事務である届書等の受理までを行い、国が保険料の収納等多くの事務を行うこととなった。そこで、市区町村における法定受託事務により受理された保険料の納付督促等を行う上で必要な情報が国に送付されているかという観点から調査した。

(届書の受理等の事務の概要)

市区町村が行う法定受託事務は、社会保険庁制定の「国民年金市町村事務処理基準」(平成 12 年庁保発第 3 号、平成 14 年庁保発第 8 号)により行われている。

そして、被保険者の適用に関する事務のうち、被保険者から提出された届書の受理及びその事実審査、社会保険事務所等への送付は、同事務処理基準によると、届書ごとの違いはあるものの、おおむね次のように処理することとなっている。

- ① 届書に記載された事項(被保険者の氏名、性別、生年月日等)について、戸籍簿又は住

民票等により確認する。

② 市区町村において備えることとされている受付処理簿に受理又は却下通知等の年月日等を記入する。

③ ②の処理をしたもののうち、受理したものについては、当該届書を社会保険事務所等に送付する。

(届書の書式及び記載事項)

国民年金法施行規則(昭和35年厚生省令第12号。以下「施行規則」という。)には、届出の種類ごとに氏名等が届書に記載する事項として定められているが、届書の書式については、標準的な書式を社会保険庁で作成しているものの、施行規則等には定められていない。これは、市区町村の事務等の負担を考慮するなどしたことによるものである。

27市区において、届書の記載事項等について調査したところ、書式等はすべて市区独自のものとなっているものの、記載事項については、施行規則に定められている記載事項がすべて含まれていた。さらに、施行規則に基づく記載事項ではない被保険者の電話番号情報についても届書に記載欄を設けるなどして記載事項としているものが、27市区のうち25市区に見受けられた。これは、問い合わせをする場合に利用するなどの実務上の理由によるものである。

(届書の社会保険事務所等への送付)

受理された届書の取扱いについて27市区で調査したところ、9市では届書の複写を社会保険事務所等に送付しており、そのすべての届書において被保険者の電話番号情報が記載事項とされていた。

そのほかの18市区においては、受理した届書に記載されていた情報を改めて電算処理して作成した帳票を社会保険事務所等に送付していた。そして、この18市区についてみると被保険者の電話番号情報を届書の記載事項としていた16市区のうち9市区が電話番号情報を帳票に出力していたが、他の7市は出力していなかった。

上記のとおり、被保険者の電話番号情報が市区から社会保険事務所等に送付されていたのは、27市区のうち18市区(67%)にとどまっている状況であり、市区町村に資格取得届等を提出した被保険者について国が電話番号情報を把握できていないものは、相当数に上ると推測された。このように、被保険者の電話番号情報が届書の記載事項として施行規則に定められていないため、市区町村間で統一的な取扱いとされていない状況であり、この

ことは、後述する保険料収納対策の一つである電話納付督促の実施に大きく影響している。

(3) 国が直接執行する事務の実施状況

ア 被保険者の適用に関する事務について

(ア) 被保険者の適用の促進に関する事務の概要

被保険者の適用に関する事務のうち、適用の促進に関する事務は、20歳到達者、未届者(基礎年金番号の管理により把握された第2号被保険者資格喪失者等で第1号被保険者の資格取得届等の届出が行われていない者のことをいう。)及び未加入者(20歳到達者又は未届者以外の第1号被保険者であって基礎年金番号の管理により把握されていない者のことをいう。)に対する届出の勧奨及び職権による被保険者資格の適用(以下「職権適用」という。)を行うものである。

このうち職権適用は、届出の勧奨を行っても届出がなされない場合に、職権により、当該被保険者から届出がなされた時と同様に、国民年金第1号被保険者の資格取得年月日等を国民年金原簿に記録し、国民年金手帳を交付するなどして被保険者資格があることを被保険者に認知させるものである。

(イ) 市区町村における被保険者の適用の促進に関する事務の実施状況

13年度まで、20歳到達者、未届者及び未加入者に対する職権適用は、市区町村で行われていた。すなわち、20歳到達者については市区町村が保有する住民基本台帳から、未届者については社会保険事務所等から送付されたリストから、また、未加入者については住民基本台帳、国民健康保険被保険者台帳等と国民年金被保険者名簿とを突合することにより、それぞれ対象者を把握して届出の勧奨及び職権適用を行っていた。

これらの適用の促進に関する事務については、社会保険庁においても、13年度まで市区町村に対して指導してきたところであり、これらの事務に係る経費等については、事務費交付金の交付額を算定の際、職権適用の状況を加味するなどして、事務費交付金の交付額に反映させることとしていた。

13年度に市区町村が行った職権適用者の人数については不明であるが、事務費交付金の中には特別事情分として、制度周知を行った職権適用者数等を対象として交付

されるものがあり、この分の算定状況を把握することで、職権適用の実施状況がある程度推測できる。

そこで、27 社会保険事務局管内市区町村の13年度の事務費交付金の算定基礎資料を基に、制度の周知を行った職権適用者数を調査したところ、1,962 市区町村のうち、特別事情分として事務費交付金が算定されていたのは、75%の1,488 市区町村(559,701人)で、20歳到達者に係るものは68%の1,348 市区町村(357,024人)、未届者及び未加入者に係るものは59%の1,160 市区町村(202,677人)となっていた。このことから、市区町村が適用の促進に関する事務を行っていたときには、20歳到達者に係るものだけでなく、未届者及び未加入者についても、職権適用が広範囲に行われ、人数も相当数に上っていたものと推測される。

(ウ) 国における被保険者の適用の促進に関する事務の実施状況

国が行う被保険者の適用の促進に関する事務は、13年度までは、未届者に対する届出の勧奨事務だけであったが、14年度からは、実施体制が整ったことから、新たに20歳到達者に対する勧奨及び職権適用も行うこととなった。

① 20歳到達者に対する届出の勧奨及び適用の状況

20歳到達者の適用については、14年度は、市区町村から住民基本台帳に基づく20歳到達者のリストを当該20歳誕生月の前月までに提出してもらい(15年度以降は、住民基本台帳ネットワークシステムから社会保険業務センターにおいて取得し、各社会保険事務所等に配信)、リストに掲載された者に届出の勧奨を行い、それでもなお未届である者について、誕生月の翌月等までに職権適用を行うこととしていた。

調査したところ、27 社会保険事務局管内の全社会保険事務所等において、20歳到達者に対する職権適用を行っていた。このうち、職権適用者の数を把握していた24 社会保険事務局管内の196 社会保険事務所等においては、届出の勧奨をしても届出がなかった者のうち474,411人について、職権適用を行っていた。

② 未届者及び未加入者に対する届出の勧奨及び適用の状況

(未届者に対する届出の勧奨)

9年に基礎年金番号が導入され、各公的年金制度で別々になっていた年金手帳の記号番号が統一されたため、第2号被保険者の資格を喪失した者など第1号又は第

3号被保険者資格取得等の届出をすべき事由が発生した者の把握が容易となった。これにより、10年度から、届出すべき事由の発生から一定期間を経過しても未届となっている者のリストを社会保険業務センターから各社会保険事務所等に配信し、これをもとに届出の勧奨(事象発生年月から2箇月後(初回勧奨)及び初回勧奨から4箇月後(最終勧奨))を行うこととされた。また、このほか、適用事務の参考資料として、未適用者一覧表が最終勧奨状の配信から2箇月経過後、及び事象発生年月日から17箇月経過後初めて到来する2月又は8月に配信されている。

そして、14年4月から9月に届出すべき事由の発生した者について調査したところ、社会保険業務センターから配信された16年2月配信分までの上記各リストに掲載された未届者数の推移は表4のとおりとなっており、勧奨を行ってもその3分の1程度は届出がなされていない状況であった。

表4 16年2月配信分までの各リスト掲載者数の推移

区 分	勧奨対象者一覧表(初回)	勧奨対象者一覧表(最終)	未適用者一覧表(初回)	未適用者一覧表(最終)
	事象発生年月から2箇月後	左の初回勧奨から4箇月後	左の最終勧奨から2箇月後	事象発生年月から17箇月経過後初めて到来する2月又は8月
	14年6月～11月配信分	14年10月～15年3月配信分	14年12月～15年5月配信分	16年2月配信分
第1号・第3号被保険者資格取得	(人) 872,704	(人) 370,981	(人) 289,389	(人) 155,155
第1号被保険者該当	129,729	40,687	29,709	14,618
未加入期間国民年金適用	478,887	338,062	309,884	283,521
20歳国民年金適用	13,219	1,861	1,381	1,007
第3号被保険者該当等	46,233	17,343	13,850	9,930
合 計	1,540,772	768,934	644,213	464,231

注(1) 「未加入期間国民年金適用」とは、第2号被保険者の資格を喪失した後、第1号被保険者として又は第3号被保険者として加入すべき期間が未加入期間となったまま、再び第2号被保険者の資格を取得した者である。

注(2) 「20歳国民年金適用」とは、20歳到達月から2箇月を経過しても、公的年金制度未加入の者である。

(未届者に対する職権適用)

勧奨しても届出をしない者については、地方社会保険事務局又は社会保険事務所等の判断により、職権適用を行っているところがある。

この職権適用の実施状況について調査したところ、14年度は、27社会保険事務局のうち10社会保険事務局管内の一部の社会保険事務所等でしか行われていな

かった。このうち、集計できた6社会保険事務局の39社会保険事務所等においても、職権適用者は85,052人とどまっていた。

国において、未届者に対する職権適用が低調であるのは、20歳到達者に対する届出の勧奨及び職権適用を優先することとし、未届者については届出の勧奨までを実施することとしているためである。

そして、職権適用を行っていない社会保険事務所等によれば、未届者のリストに掲載された住所が住民基本台帳上の住所と異なっている場合があり、住所確認ができないこと、都市部では未届者が多く事務的に困難であることなどを職権適用が困難な理由として上げている。

また、14年度後半から、職権適用をやめていた地方社会保険事務局も見受けられた。

(未届のままとなっている者の状況)

未届者のうち、資格取得等の届出をすべき事由の発生から17箇月経過した時点でも未届であった者の状況について、社会保険業務センターから各社会保険事務所等に配信している未適用者一覧表の人数を集計したところ、表5のとおり、どの時点においても45万人以上となっていた。

表5 届出をすべき事由の発生から17箇月経過した時点でも未届であった者の状況

区 分	13年8月配信	14年2月配信	14年8月配信	15年2月配信	15年8月配信	16年2月配信
第1号・第3号被保険者資格取得	(人) 133,086	(人) 149,344	(人) 136,019	(人) 159,987	(人) 148,151	(人) 155,155
第1号被保険者該当	16,909	16,965	14,744	14,750	12,876	14,618
未加入期間国民年金適用	272,277	280,645	277,009	278,160	274,699	283,521
20歳国民年金適用	2,518	1,145	1,058	839	955	1,007
第3号被保険者該当等	29,022	33,568	29,749	33,064	28,692	9,930
合 計	453,812	481,667	458,579	486,800	465,373	464,231

注(1) 「未加入期間国民年金適用」とは、第2号被保険者の資格を喪失した後、第1号被保険者として又は第3号被保険者として加入すべき期間が未加入期間となったまま、再び第2号被保険者の資格を取得した者である。

注(2) 「20歳国民年金適用」とは、20歳到達月から2箇月を経過しても、公的年金制度未加入の者である。

(未加入者に対する届出の勧奨等)

未加入者については、市区町村においてもすべてが届出の勧奨等を行っていたものではないが、14年度以降は、国において住民基本台帳及び国民健康保険被保険者台帳と国民年金原簿との突合を行うことができないため、届出をすべき事由が発

生した者の把握ができず、届出の勧奨及び職権適用を行っていない。

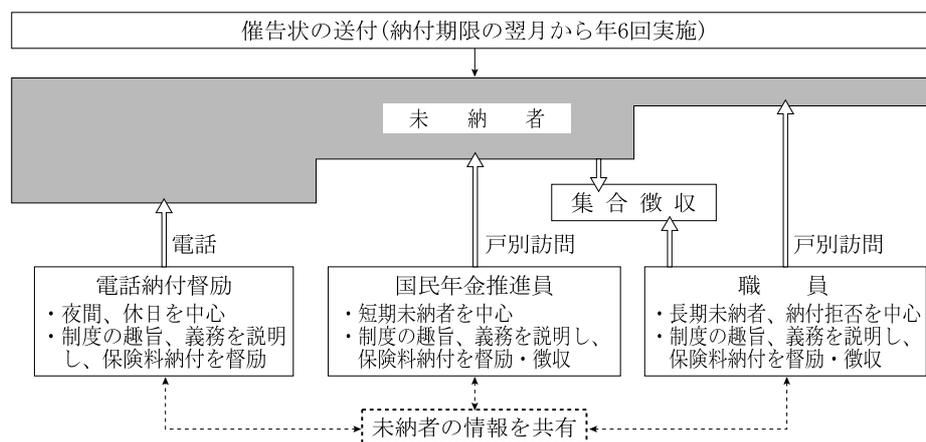
このように、20歳到達者以外の者に対する職権適用については、13年度以前の事務移管前においても、市区町村により取扱いが異なっていたが、事務移管後においては、社会保険事務所等間で一層取扱いが異なっている上に、件数が大幅に減少している状況となっている。

イ 保険料に関する事務について

保険料の収納に関する事務については、14年4月から現年度分及び過年度分のすべての保険料の収納が原則として国が直接執行する事務とされたことに伴い、14年4月以降国において、未納者対策として様々な納付督促を行っている。

この納付督促は、すべての未納者に面談して行うことは困難であることから、催告状の発行による催告を定期的に行い、未納者のうち比較的対応が容易な新規未納者(初めて未納が発生した者等)や短期未納者(3箇月から12箇月未満の未納月数を有する者等)に対しては、電話納付督促を行う。それでも保険料を納めない者や電話納付督促が実施できない者に対しては、国民年金推進員等による戸別訪問や集合徴収で面談による納付督促を行うことにしている(図7参照)。

図7 保険料の納付督促



主な納付督促の実施状況は以下のとおりとなっている。

(ア) 電話納付督促

(概要)

電話納付督促は、保険料の未納期間の長期化を防止し、収納の確保を図る観点か

ら、納付期限を経過しても納付しない者のうち、比較的対応が容易であり、早期に対応することにより納付に結びつく可能性が高いと思われる新規未納者及び短期未納者を対象として、地方社会保険事務局がその業務を委託等することにより実施されている。そして、電話納付督促の対象者は、各地方社会保険事務局等が設定した条件にしたがって抽出され、社会保険業務センターから各地方社会保険事務局に配信される国民年金電話納付督促調査票(以下「調査票」という。)をもとに毎月、委託業者等が電話による納付督促を行っている。なお、調査票に電話番号情報が記載されていない被保険者については、地方社会保険事務局等において、電話番号調査を実施し、電話番号情報が判明した未納者を電話納付督促の対象としている。

そして、社会保険事務所等では、電話納付督促の実施結果を納付督促の事蹟^{せき}として社会保険オンラインシステムの端末(以下「窓口装置」という。)から入力し、各種の納付督促を実施する際の参考情報としている。

(実施状況)

14年7月からすべての社会保険事務局において電話納付督促が実施されており、その委託経費等は8億7908万余円であった。

17社会保険事務局において、14年度に配信された調査票は、5,783,434件であったが、このうち、委託業者等により電話納付督促が行われたのは1,532,106件(配信された調査票の26.5%)のみであった。配信された調査票に基づく委託業者等による電話納付督促の実施状況は図8のとおりであった。

図8 17社会保険事務局の調査票に基づく電話納付督促の実施状況

配信された調査票 (計5,783,434件)	電話番号情報有り (3,686,469件) <63.7%>	電話納付督促実施 (1,532,106件)	電話納付督促未実施 (2,154,363件)
			納付督促の対象から除外 (2,088,983件) 業者委託後電話納付督促未実施 (65,380件)
	電話番号情報無し (2,096,965件) <36.3%>		電話納付督促未実施 (2,096,965件)
		実施合計 1,532,106件<26.5%>	未実施計 4,251,328件<73.5%>

すなわち、電話番号調査を行っても電話番号情報が判明しなかったものが2,096,965件(36.3%)に上っており、判明した3,686,469件(63.7%)のうちにも、保険料の納付が確認されたなどの理由により対象から除外されたものが、2,088,983件(36.1%)と多数に上ったほか、委託契約の予定件数を超えるなどの理由により実施されなかったものもあったため、実施率が26.5%にとどまっていた。

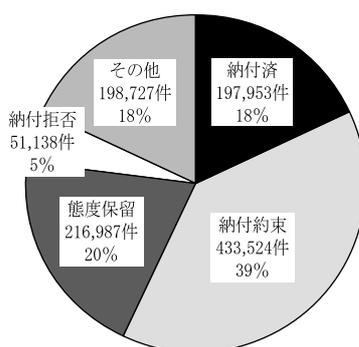
被保険者の電話番号情報の把握率が高くないのは、法定受託事務の届書における電話番号情報の取扱いが区々であることの影響もあると考えられる。また、事務の移管の際に、被保険者の電話番号情報が十分に国に引き継げなかったのではないかと推測される。

この結果、電話番号情報を把握することができなかった2,096,965件については、納付督促の方法が、郵便物を通信手段等に使うもの(催告状、集合徴収)及び戸別訪問(国民年金推進員、職員)に限られることになる。

(電話納付督促の実施結果)

23 社会保険事務局において、14 年度に委託業者等により実施された電話納付督促は1,798,860 件であり、その結果、未納者と接触できたのは1,098,329 件(61%)、接触できなかったのは700,531 件(39%)となっていて、接触できた1,098,329 件に対する^{せき}納付督促の事蹟内訳は、図9のとおりであった。

図9 ^{せき}電話納付督促において接触した1,098,329 件の^{せき}督促事蹟内訳



納付督促の^{せき}事蹟区分のうち、「納付約束」(433,524 件、接触できたものの39%)及び「態度保留」(216,987 件、同20%)については、それぞれ明確な定義がない。そのため、納付期限を明らかにしないまま「支払う」とした回答の場合、地方社会保険事務局

や電話納付督促を行った者の判断によりどちらの区分とするか異なっていて、地方社会保険事務局によっては、単に電話納付督促を行ったという情報でしかないものも見受けられた。

また、「納付済」(197,953件、接触できたものの18%)については、被保険者が既に納付した旨を回答したものである。しかし、地方社会保険事務局ごとにばらつきがあり、「納付済」の割合が最も高い地方社会保険事務局では36%、最も低い地方社会保険事務局では2%、全体では18%となっており、これに係る委託費は約4200万円に上っていた。

このような状況となっているのは、保険料が納付済であるか否かについてあらかじめ確認を行わずに電話納付督促を実施していたためであると考えられる。

一方、社会保険事務所等においても、電話納付督促を行っている。この場合の督促の対象は、必ずしも地方社会保険事務局の行う電話納付督促と同じではないが、事前に窓口装置で納付状況を確認するなどしているため、19社会保険事務局の115社会保険事務所等における接触できた件数に占める「納付済」の割合は5%となっていて、地方社会保険事務局が行う電話納付督促の場合よりも低くなっていた。

このように、電話納付督促については、14年度から実施されていて開始後間もないという事情はあるが、未納者の電話番号情報の把握が十分でないなどのため、配信された調査票の件数に比べて実施件数が少なく、納付督促の事蹟も「納付済」の件数が相対的に多くなっており、効率的なものとはなっていないと認められる。

(イ) 国民年金推進員の活動

(概 要)

市区町村が保険料の収納に関する事務を行っていた13年度までは、非常勤の専任徴収員等により納付督促等が行われており、26社会保険事務局管内における13年度の専任徴収員等は計1,182人であった。国への事務の移管後は、保険料の収納対策の一環として、国民年金推進員が設置された。

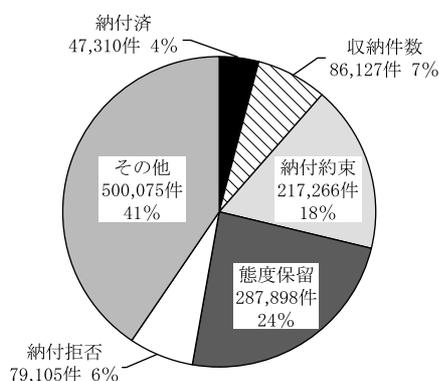
国民年金推進員は、非常勤の一般職の国家公務員であり、任用期間は6箇月(再任は妨げない)で、その職務は、国民年金制度の周知、口座振替の促進、各種届出の指導及び相談、保険料の納付督促及び収納等を行うこととされている。

(実施状況)

国民年金推進員(全体で14年度1,858人、15年度1,948人)は各社会保険事務所等に配置され、主に未納者に対する納付督促及び未納保険料の収納を行っている。

14年度は国民年金推進員による活動の初年度で、研修が実施されたことなどから1年間を通じた活動を行うことはできなかったが、18社会保険事務所の140社会保険事務所等においては、870人の国民年金推進員により2,914,029件の戸別訪問が行われ、このうち未納者と接触できたのは1,217,781件(41%)で、そのうちの86,127件から計22億5479万余円の保険料の収納を行っていた。接触できた1,217,781件に対する納付督促の事蹟内訳は、図10のとおりであった。

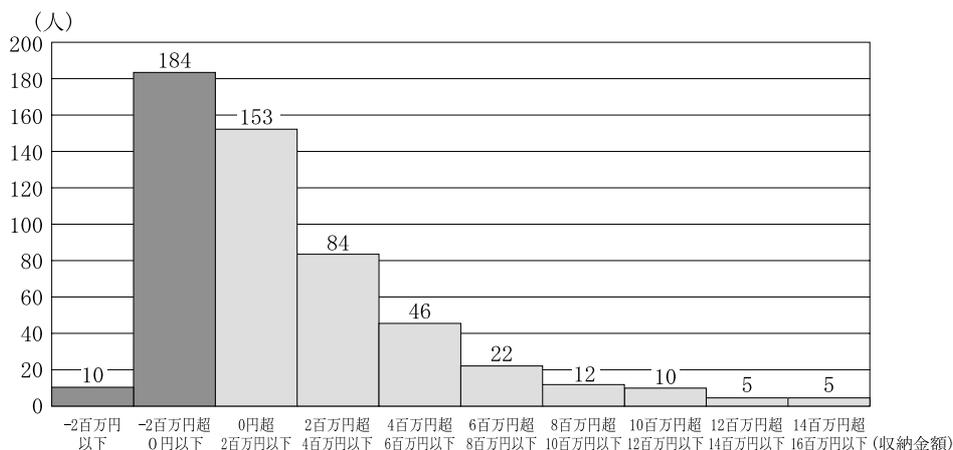
図10 国民年金推進員の戸別訪問において接触した1,217,781件の督促事蹟内訳



また、19社会保険事務所の126社会保険事務所等の国民年金推進員のうち、14年4月1日から1年間を通して任用していた531人の人件費(旅費、物件費等を除く。)及び戸別訪問時の保険料収納額等について調査したところ、計11億3454万余円の人件費に対し、保険料収納額は計20億5643万余円(152,538月分)であった。国民年金推進員1人当たりで見ると、平均387万円の収納額で、173万円程度人件費を上回っていた。

個人別の収納額をみると、最高が1735万余円、最低が0円(3人)となっており、個人別の収納額から人件費を差し引いた額の分布状況を集計したところ、図11のとおりであった。

図11 国民年金推進員の収納額から人件費を差し引いた額の分布状況



これによると、前記のとおり全体としては人件費より収納額が上回っていたが、個人別に見ると、国民年金推進員 531 人のうち 194 人(36%)については、人件費に満たない収納状況となっており、また、国民年金推進員間の保険料収納額の差も大きいことから、未納者からの保険料収納については、研修を充実させるなどして一層効率的な活動となるよう工夫する必要があると認められる。

(電話納付督促との連携状況)

地方社会保険事務局で行われる電話納付督促の対象となる未納者のうち、社会保険事務所等に配置される国民年金推進員による納付督促との連携が必要となる未納者は、戸別訪問でないと納付督促が行えない電話番号情報不明者、納付約束者のうちの約束不履行者及び態度保留者であると思われる。

12 社会保険事務局の 108 社会保険事務所等の電話納付督促の実績に基づいて、連携が必要であると思われる未納者を集計したところ、電話番号情報不明者が 156 万件、納付約束者が 27 万件、態度保留者が 12 万件、計 197 万件となっていた。

一方、上記 108 社会保険事務所等における国民年金推進員の実績は、戸別訪問 241 万件のうち面談することができたのが 98 万件という状況であり、戸別訪問においてすべての電話番号情報不明者と面談することは困難な状況となっている。

実際の社会保険事務所等における国民年金推進員の戸別訪問対象者の選定状況を見ると、電話番号情報が分からない者及び納付を約束した者等を優先しているところは

あるものの、大半の社会保険事務所等では、電話納付督促の実施の有無と実施時期、事蹟区分は、選定後等の参照事項とするにとどめていた。

納付を約束した者については、電話納付督促の実施の有無と実施時期、事蹟区分の情報が共有されているものの、保険料の納付が確認されておらず、さらに、約束した内容の詳細が分からないことなどから、納付督促の事蹟を国民年金推進員の戸別訪問に利用できないものも見受けられた。

このように、被保険者の電話番号情報の把握率が低いと戸別訪問の対象とすべき者が多すぎて十分な対応が困難となるため、被保険者の電話番号情報の把握について工夫する必要があると認められる。また、納付督促の事蹟については、保険料の納付状況を確認し、より詳細な情報を担当者間で引き継ぐなどして、納付督促を効率的に行う必要があると考えられる。

(ウ) 集合徴収

(概 要)

集合徴収は、一定の条件で抽出した未納者に案内状等を送付し、当該実施日に市区町村の公共施設に来訪してもらうことにより納付相談等を行い、未納保険料の収納等を行うものである。市区町村が保険料の収納に関する事務を行っていた13年度までは、市区町村が他の公金の収納と併せて実施したり、社会保険事務所とともに過年度分の未納保険料の収納と併せて実施したり、更に年金相談も行ったりしていた。

14年度以降、国に事務が移管された後においても、集合徴収は、市区町村との協力・連携を図りつつ、地域の実情に応じて効率的かつ効果的に実施することとされている。

(実施状況)

23 社会保険事務局管内においては、14年度に4,747,239人の未納者に対し案内状を送付し、3,078回集合徴収を行っていた。その結果、69,699人(対象者の1.4%)が来訪し、このうち、28,633人(対象者の0.6%)から計16億8119万余円の保険料を収納していた。

また、納付対象者規模別の社会保険事務所等における集合徴収の状況は、表6のとおり、管内の納付対象者数が多い社会保険事務所等ほど、収納額が高い傾向がある。これは、未納者の所得等の違いもあるが、納付対象者数が多いほど納付督促が速やか

かつ十分には行われていないことが背景にあると考えられる。

表6 納付対象者規模別の社会保険事務所等における集合徴収の状況

集合徴収を実施する社会保険事務所等管内の納付対象者数別の区分	案内状送付件数	来訪者数	納付者数	収納金額	1社会保険事務所等当たり収納額
10万人以上(30)注	1,714,560 件	18,807 人	10,082 人	6 5525 億 万円	2184 万円
5万人以上10万人未満(74)	1,863,677	28,194	10,583	5 7858	781
5万人未満(89)	1,169,002	22,698	7,968	4 4735	502
合計(193)	4,747,239	69,699	28,633	16 8119	(平均)871

(注) ()内の数字は社会保険事務所等数

なお、14年度においては、市区町村との連携・協力については、市区町村の他の公金の収納と併せて実施していた例はなく、市区町村による場所の提供にとどまっていた。

(エ) 強制徴収

(概要)

滞納処分については、過去、市区町村が保険料の収納に関する事務を行っていた昭和63年から平成2年にかけて、3世帯5人の被保険者について行われたのみで、それ以降は、行われていなかった。

社会保険庁では、納付状況が極めて厳しい状況であることにかんがみ、15年度は、特に必要と認められる者に対して、国民年金法に規定する督促及び滞納処分を実施することとした。

その際の強制徴収の対象者については、14年度分の保険料が全期間未納となっている者で、かつ、相当程度の所得や資産があり、度重なる納付督促によっても年金制度に対する理解が得られない者等から、戸別訪問による納付督促の事蹟^{せき}などをもとに総合的に勘案し、選定することとしている。

(手順)

強制徴収は、社会保険事務所等において、選定した対象者に対し、最終催告状及び未納期間に係る納付書を発行し、納付督促を行っても保険料を納付しない者に対して指定期限を定めた督促状を発行する。そして、督促状の指定期限までに保険料を納付しない者のうち、滞納処分の着手が適当であると認められる者に対して、差押予告通知書を発行し、国税滞納処分の例により処分を行うこととされている。

(対象者の選定状況)

16年6月末日までに最終催告状が発行された者は、全体で9,654人とどまっていた。27社会保険事務局においては、6,788件発行されていて、未納者数の多寡にかかわらず1社会保険事務所等当たり30件を目途に発行されていた。

対象者の選定方法は、主に、戸別訪問などの納付督促の事蹟^{せき}によっており、地方社会保険事務局等内において把握できる情報(診療報酬の支払に関する情報、国民年金基金連合会から毎年送付される国民年金基金加入者の国民年金保険料未納者一覧表、公開されている公職者の情報等)の活用については、各地方社会保険事務局で区々となっていた。また、市区町村等への所得照会については、回答を拒否されていた。

(督促状等の発行状況)

最終催告状を発行した9,654人のうち、督促状が発行された者は全体で394人であり、他の9,260人については督促状は発行されなかった。

この督促状が発行されなかった9,260人の内訳は、表7のとおり、納付及び納付の意思を示した者が5,666人(58.7%)となっていたほか、被保険者等の所得が事前に把握できなかったこともあって、戸別訪問の結果、免除該当者等であることが判明した者が2,559人(26.5%)の多数に上っている状況であった。

表7 最終催告状発送から差押え実行までの対象者(16年6月末現在)

区 分	最終催告状 発送者数	左 の 内 訳							差押予 告実施 者数	差押執 行者数	
		納付及び納付の意思有り				免除該 当等	喪失等	不在等 (未接 触)			督促状 発送者 数
		完納者 数	一部納 付者数	納付誓 約者数	小計						
実施対象者数	人 9,654	人 991	人 4,003	人 672	人 5,666	人 2,559	人 195	人 840	人 394	人 70	人 29
上記集計の社 会保険事務局 数	47	47	47	37	47	46	31	37	38	15	12
最終催告状発 送者に占める 割合	% 100.0	% 10.3	% 41.5	% 7.0	% 58.7	% 26.5	% 2.0	% 8.7	% 4.1	% 0.7	% 0.3

(注) 割合は、小数点第2位を四捨五入しているため、各項目を合計しても100にならない。

(滞納処分の実施状況)

16年6月末現在において、督促状が発行された394人のうち、差押予告を行った者が70人、このうち差押えにまで至ったのが29人であった。そして、督促状が発行された394人に対する督促金額1億2066万余円に対して保険料3351万余円(督促金

額の27.7%)が納付されていた。なお、差押えまで行われた29人に係る督促金額は、892万余円であった。

(4) 保険料の収納等及び受給資格の状況

ア 保険料の収納状況

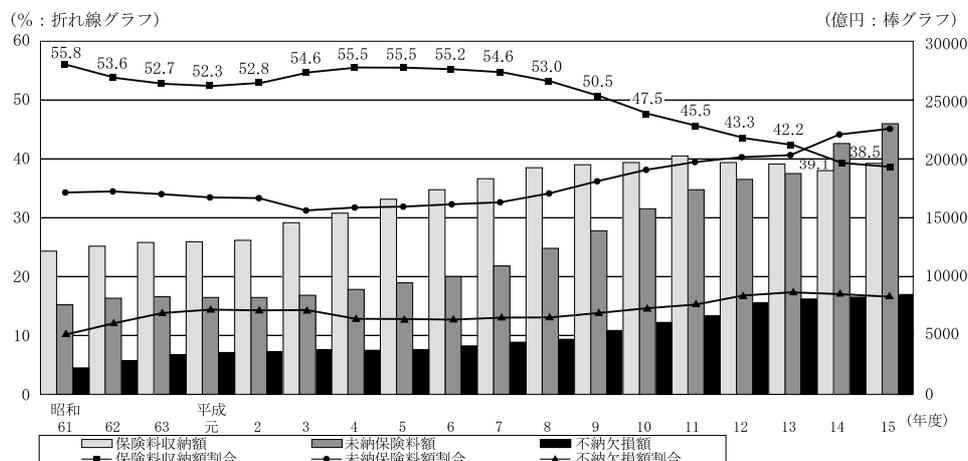
(ア) 未納保険料等の状況

15年度の保険料の収納額は1兆9626億余円であり、その内訳は、現年度保険料1兆7975億余円、過年度保険料1384億余円、免除者等からの追納保険料266億余円であった。

一方、保険料の納付義務が発生してから時効消滅により請求できなくなるまでの保険料債権に対する未納保険料の状況をみると、14年度末の2兆1273億余円に対し15年度末は2兆2926億余円となっていて、1652億余円(7.7%)増加していた。

そして、15年度における保険料債権に対する収納等の状況は、14年度末の2兆1273億余円、15年度に発生等した保険料債権2兆9755億余円、計5兆1029億余円の保険料債権に対し、保険料収納済額1兆9626億余円、時効による不納欠損額8475億余円、未納保険料2兆2926億余円となっている。特に保険料債権に対する保険料収納済額の占める割合(以下「保険料収納額割合」という。)が38%と低くなっていた。保険料収納額等の昭和61年度から平成15年度までの推移は、図12のとおりである。

図12 保険料収納額、未納保険料額、不納欠損額及びその割合の推移



15年度に保険料収納額の減少が下げとどまったものの、保険料収納額割合は10年度から50%を下回ったまま下がり続けている。そして、未納保険料額は3年度から、不納欠損額は5年度から増加し、14年度においては未納保険料額が急増して保険料収納額を上回るに至り、15年度はその差が更に拡大している状況となっている。

また、昭和61年度と比較すると、保険料債権の規模は2.4倍に拡大しているなか、保険料収納額は1.6倍にとどまっており、未納保険料額は3倍、不納欠損額は3.8倍と大幅に拡大している。

(イ) 1箇月分以上の保険料の未納者の状況

時効までの2年間に係る保険料のうち1箇月分以上の保険料が未納となっている被保険者について調査したところ、表8のとおり、平成13年度9,272,129人、14年度10,966,099人、15年度11,296,002人であり、15年度と13年度を比較すると、2,023,873人と21.8%増加している状況である。

表8 未納者の状況

区 分	第1号被保険者数	1箇月分以上の保険料の未納者	未納月数別内訳			
			1～6箇月	7～12箇月	13～18箇月	19～24箇月
13年度	22,073,886人	9,272,129人	2,663,766人	2,033,171人	744,668人	3,830,524人
14年度	22,367,916	10,966,099	2,952,627	2,787,301	936,020	4,290,151
15年度	22,399,900	11,296,002	2,888,319	1,869,017	1,232,505	5,306,161
13年度からの増減 (増減率)	326,014 (1.5%)	2,023,873 (21.8%)	224,553 (8.4%)	△ 164,154 (△ 8.1%)	487,837 (65.5%)	1,475,637 (38.5%)

(ウ) 不在被保険者の状況

被保険者のうち、転出しても住所変更届が提出されなかったりなどして、居所が不明であることが判明した者については、不在被保険者として扱い、居所が判明するまでの間は、納付書等の発送、納付督励等を行うことができない。

この不在被保険者の状況は、13年度696,077人(納付対象者の4.1%)、14年度694,430人(同3.7%)及び15年度719,863人(同3.9%)となっていた。

(エ) 国民年金基金加入者の保険料の納付状況

(概 要)

国民年金基金の加入者は、14年度から、加入している国民年金基金に国民年金の

保険料の納付を委託することができるようになったが、国民年金基金に納付の委託を希望しない者は、国民年金基金の掛金の納付とは別に国へ保険料を納付する必要がある。国民年金基金においては、保険料が未納であった期間に係る国民年金基金の掛金については、国民年金基金からの給付には反映することができないこととされているため、時効により国民年金の保険料債権が消滅した場合、消滅した保険料債権に係る期間に納付された国民年金基金の掛金は返還することとされている。

(保険料の納付委託状況)

国民年金基金加入者の国民年金基金への保険料の納付委託状況は、16年2月現在、掛金を納付している752,050人の加入者のうち、5.4%の41,245人のみであった。

(保険料の時効による消滅等の状況)

保険料の時効による消滅等の状況は、表9のとおり、15年度において、16,530人の83,032月分の保険料が2年間納付されず、時効により消滅していた。

また、15年度において、国民年金基金への掛金を納付したにもかかわらず、保険料が未納である者が34,502人の219,312月分見受けられた。

表9 国民年金基金の掛金納付者に係る保険料の納付状況(15年度)

区 分	現存加入員数 (15年12月末)	掛金納付者の うち保険料の 未納人数	左の者に係る 保険料の未納 月数	掛金納付者の うち保険料の 時効消滅分が ある人数	左の者に係る 保険料の時効 消滅月数
地域型国民年金基金 (47基金)計 (現存加入員に 対する比率)	人 634,215	人 29,501 (4.6%)	月 184,360	人 14,290 (2.2%)	月 70,271
職能型国民年金基金 (25基金)計 (現存加入員に 対する比率)	122,045	5,001 (4.0%)	34,952	2,240 (1.8%)	12,761
合 計 (現存加入員に 対する比率)	756,260	34,502 (4.5%)	219,312	16,530 (2.1%)	83,032

なお、国民年金基金連合会では、掛金の返還を防止するため、保険料の納付督促に資するよう、毎年7月に、国民年金基金加入者の国民年金保険料未納者一覧表を各社会保険事務所等に送付している。

イ 保険料の免除等の実施状況

(ア) 免除の実施状況

(免除基準の変更)

保険料の免除等のうち、申請免除については、14年度から、比較的低所得の被保険者の負担能力への配慮がきめ細かく行えるよう、半額免除制度が導入された。これに伴い、全額免除の基準については、全額免除対象者と半額免除対象者を明確に区分する必要があることや申請手続の簡素化等の観点から、原則として前年の所得に基づいて免除の判定を行うこととし、それ以外は失業、天災等を事由とする場合に限定し、その要件も政令等で明確にされた。これにより、13年度までは、所得等で免除に該当しない場合でも、当該世帯の事情を考慮して当該被保険者の保険料を免除することができる特例(以下、これを「特例免除」という。)は、14年度から廃止された。

(免除の手続)

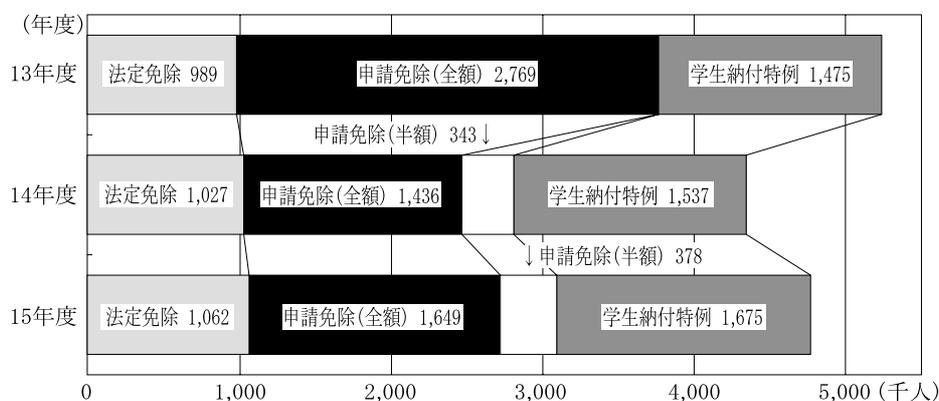
免除は、市区町村において、被保険者から提出された免除等の申請書の受理やその所得確認等を行った後、社会保険事務所等において、審査等を行い、免除の承認を行うこととされている。

14年度以降、免除申請の際、被保険者は全額免除か半額免除を申請することとなるが、全額免除申請に当たっては、全額免除のみの申請を行うか、全額免除に該当しない場合には半額免除の申請を行うかなどを選択することとなった。

(13年度から15年度の免除等の実施状況)

13年度から15年度の免除者等数の推移は図13のとおりである。

図13 13年度から15年度の免除者等数の推移



14年度は、特例免除が廃止されたことにより全額免除数が13年度より133万人減少したが、新設された半額免除も34万人にとどまったことから、免除者等数は、全体として88万人減少した。15年度の免除者等数は、14年度より42万人増加しており、免除申請等の勧奨が重点的に行われたことが推測される。

(イ) 半額免除者の納付状況

半額免除は、前記のとおり、14年4月から導入されたものであるが、納付すべき半額の保険料を納付しなければ年金の受給額に反映されないこととなっている。

半額免除者の納付率については、14、15両年度それぞれ36.4%及び39.2%であり、全体の納付率よりそれぞれ26.4ポイント、24.2ポイント低い状況であった。

これは、免除を申請する被保険者の多くが「全額免除を申請するが、全額免除に該当しない場合には、半額免除を申請する」という内容の免除の申請を行っているが、そのような被保険者において、保険料の半額を納付しないと未納と同じ扱いとなることが十分に認識されていないことによると思われる。

このような保険料の未納等により、当該半額免除者については、老齢基礎年金の受給要件である25年以上等の受給資格期間を満たさなくなり、公的年金の受給権を得られない者や低額な年金しか受給できなくなる者が増加することが予想される。

ウ 第1号被保険者及び第3号被保険者の老齢基礎年金の受給資格状況

未届、未加入及び保険料の未納は、保険料納付済期間の算定に影響する。そこで、社会保険庁が納付督促等の業務の際、その対象者の抽出に利用している受給資格判別区分のデータから、60歳未満の者である第1号被保険者及び第3号被保険者の老齢基礎年金受給資格の有無等について調査したところ、表10のとおりとなっていた。

表10 第1号被保険者及び第3号被保険者の受給資格状況

区 分	未納保険料及び現年度以降の保険料を納付した場合等に受給資格有り	任意加入した場合等に受給資格有り	老齢基礎年金の受給資格がない件数	合 計
13年度	105,564件	789,005件	390,558件	1,285,127件
14年度	105,319	793,519	391,284	1,290,122
15年度	122,682	792,731	392,831	1,308,244

なお、表10の数値には他の被用者年金制度の加入期間等が反映されていないが、それを考慮してもなお、老齢基礎年金の受給資格がないと認定される件数及び老齢基礎年

金の受給資格を満たさなくなることが見込まれる件数が、相当数存在していると推測される。

(5) 国民年金事業の収支状況について

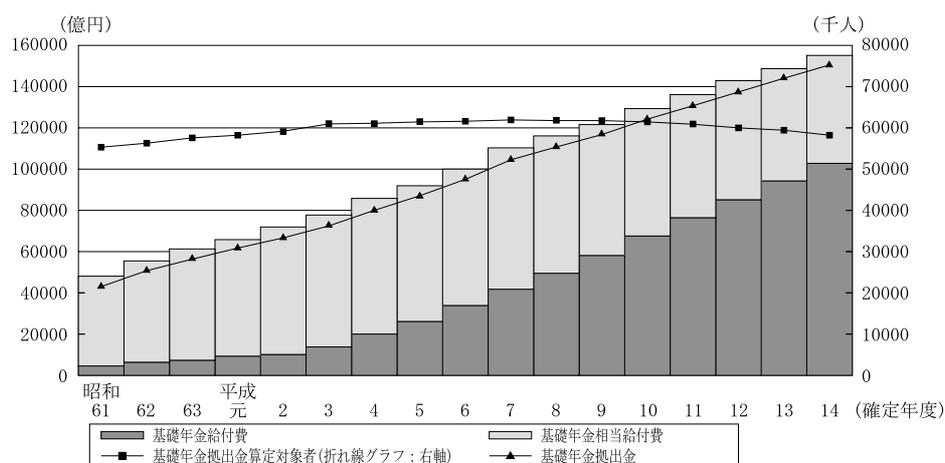
ア 国民年金事業について

(ア) 基礎年金勘定について

基礎年金の給付に係る収入及び費用については、国民年金特別会計の基礎年金勘定において経理されており、15年度の拠出金等の収入総額は16兆7459億余円、基礎年金給付費等の支出総額は15兆2174億余円となっていて、収支残1兆5285億余円は翌年度に繰り入れている。

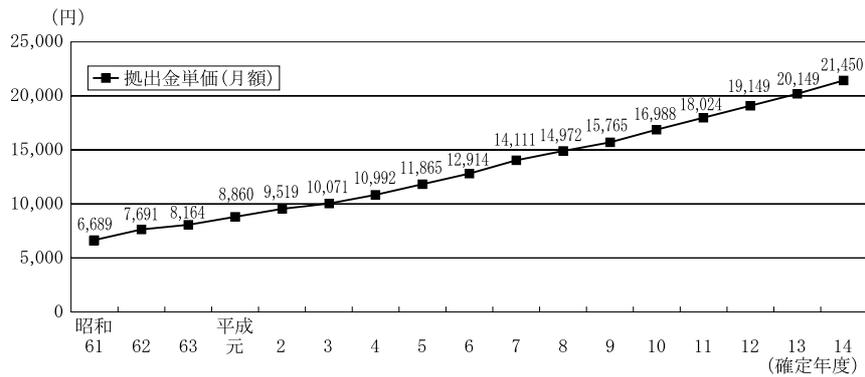
基礎年金の給付に要する費用、基礎年金拠出金及び基礎年金拠出金の算定対象者の状況は、図14のとおりであり、基礎年金の給付に要する費用が増加しているため、基礎年金拠出金も年々増加しているが、同算定対象者は7年度をピークに9年度以降減少している。

図14 基礎年金の給付に要する費用、基礎年金拠出金及び基礎年金拠出金の算定対象者の推移



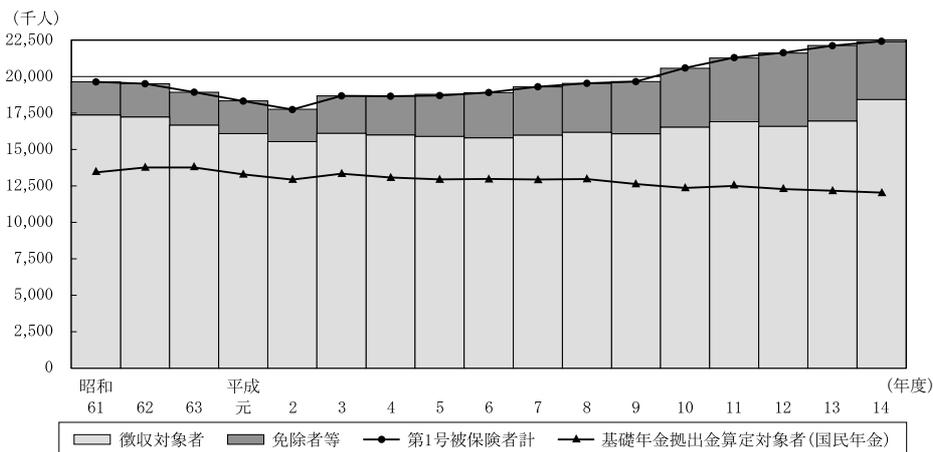
そして、図15のとおり、基礎年金拠出金算定対象者1人当たりの保険料・拠出金算定対象額である基礎年金拠出金単価(月額)は、同算定対象者の増加(9年度以降は減少)よりも、基礎年金の給付に要する費用の増加による保険料・拠出金算定対象額の増加の方が上回ったため、制度発足当初から一貫して増加しており、14年度で21,450円となっている。

図15 基礎年金拠出金単価(月額)の推移



国民年金分の基礎年金拠出金の算定対象者数については、第1号被保険者数のうち保険料の納付を要しない保険料の免除者等及び未納者は同算定対象者数に算定されないが、過年度保険料の納付者及び追納保険料の納付者(第1号被保険者に限らない)は算定することとされている。第1号被保険者数と、同算定対象者のうち国民年金分の人数の推移を示すと図16のとおりであり、2年度から両者の人数の差が年々大きくなっており、近年においては、第1号被保険者数は増加しているが、同算定対象者数は減少するという正反対の傾向を示している。これは、保険料の免除者等及び未納者の増加によるものと考えられる。

図16 第1号被保険者数と基礎年金拠出金の算定対象者数(国民年金)の推移



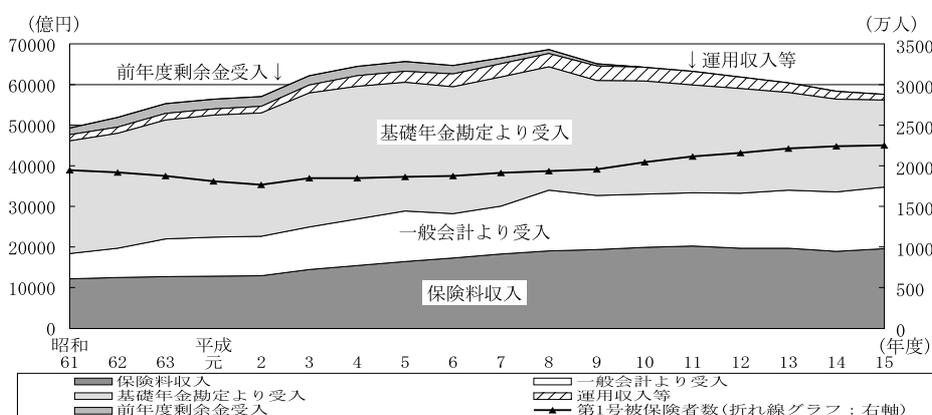
(イ) 国民年金勘定について

国民年金勘定においては、保険料収納、国民年金の独自給付、基礎年金相当給付等の経理が行われている。

国民年金勘定に係る収入及び支出については、15年度の保険料等の収入総額は5兆7676億余円、支出総額のうち給付費に係るものなどは5兆7407億余円、福祉施設費及び国民年金事業の事務の執行に要する経費の負担分は769億余円であった。

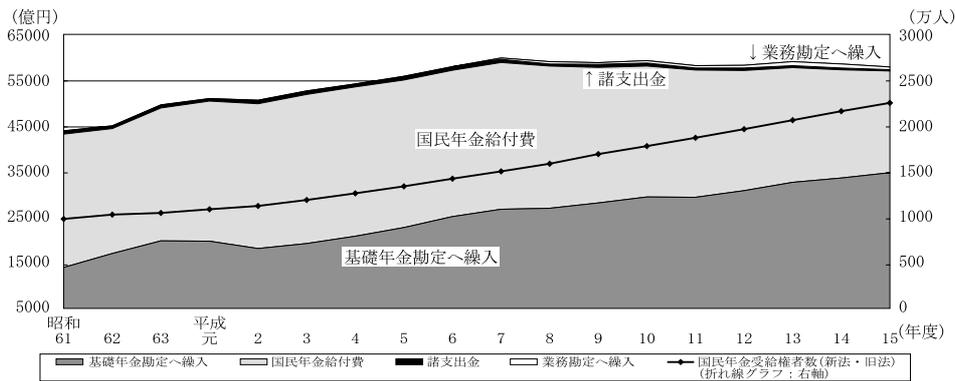
保険料等の収入総額の推移は図17のとおりであり、収入総額は8年度をピークに減少している。基礎年金給付費が増加しているため、国庫負担が増加して一般会計からの受入れが増加しているが、運用収入は9年度から半減している。そして、被保険者数は増加しているのに保険料収入は12年度をピークに1兆9500億円前後で推移している。

図17 国民年金勘定の収入総額と第1号被保険者数の推移



給付費等の支出総額の推移は図18のとおりであり、6年度以降は5兆9000億円前後で推移しているが、国民年金受給権者の増加により基礎年金給付費に充てるための基礎年金勘定への繰入れが増加している。また、財革法等による影響により、福祉施設費及び国民年金事業の事務の執行に要する経費の負担分が年々増加しているため、業務勘定への繰入れが増加している。

図18 国民年金勘定の支出総額と国民年金受給権者数の推移



国民年金勘定では、14年度484億余円、15年度500億余円の収支不足が生じ、2年続けて積立金から補足せざるを得ない状況となっている。その結果、業務勘定の剰余金の積立金への組入れを加味しても、15年度381億余円、16年度496億余円、計878億余円を積立金から補足する結果となり、14年度末における9兆9490億余円の国民年金勘定の積立金は、16年7月末において9兆8611億余円となっていた。

イ 国民年金事業の事務の執行に要する費用等について

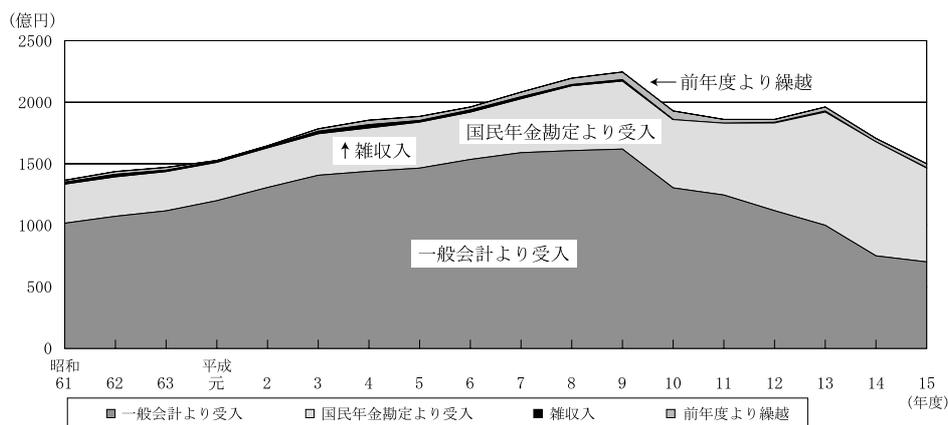
(業務勘定の収支)

国民年金事業の事務の執行に要する費用、福祉施設費等については、業務勘定において経理されている。

業務勘定の収支状況についてみると、15年度の収入は1502億余円、支出は1455億余円となっており、収支差から事故繰越分を控除した44億余円の剰余金のうち、翌年度への繰入れが41億余円、国民年金積立金への組入れが3億余円であった。

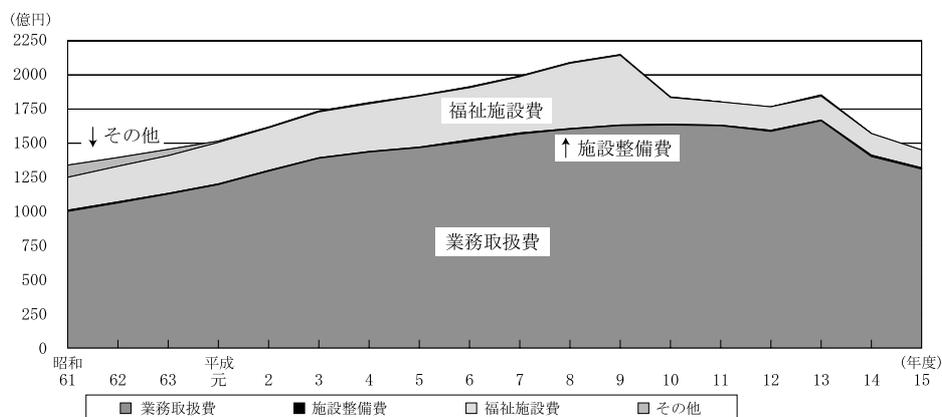
市区町村から収納した国民年金印紙の検認額は、同額を国民年金勘定に繰り入れることから、これを除いた収入の推移を示すと図19のとおりであり、9年度をピークとして減少傾向にあるが、9年度以降国庫負担分が減少する一方、国民年金勘定より繰入れが増加し、国民年金勘定の負担が増加している。

図19 業務勘定の収入の推移



支出の推移は図20のとおりであり、全体としては収入と同じ傾向を示している。業務取扱費については13年度まで増加していたが、14年度以降は、市区町村から事務が移管されたことから、経費の増加額よりも事務費交付金等が大きく減少したことにより減少している。

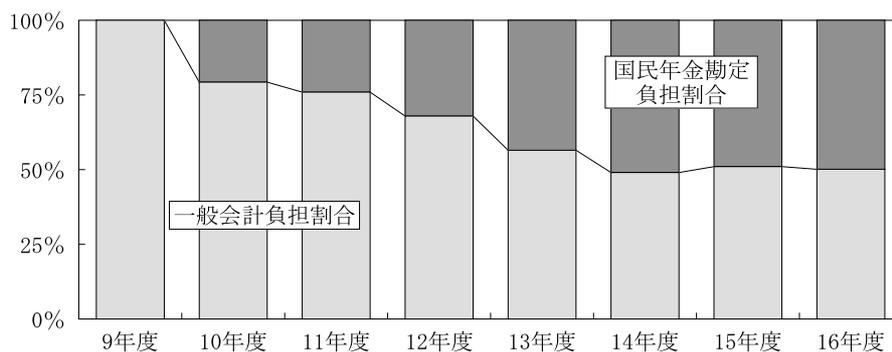
図20 業務勘定の支出の推移



(国民年金勘定の負担)

国民年金事業の事務の執行に要する費用に対する国庫負担と国民年金勘定による保険料等の負担の状況は、図21のとおりであり、財革法等による特例措置のため10年度から一般会計の国庫負担の割合が低くなり、14年度からは5割程度にまで低下している状況である。

図21 国民年金事業の事務の執行に要する費用における負担割合(当初予算ベース)



したがって、国民年金事業においては、積立金の運用益が減少していることから、その減少以上に保険料収入の総額が増加する必要がある。

(6) 国民年金事業の現状による今後への影響

前記のような国民年金事業の実施状況について、同様な状況が続くと国民年金制度等に次のような影響があると思われる。

(ア) 国民年金の未届、未加入及び保険料の未納等により、当該被保険者等については、老齢基礎年金の受給要件である25年以上等の受給資格期間を満たさなくなり、公的年金の受給権を得られない者や低額な年金しか受給できなくなる者が増加することになると考えられる。

(イ) 前記のとおり基礎年金の給付に要する費用は、被保険者の総数をもとに各公的年金の保険者で分担されることとなる。そして、国民年金特別会計の国民年金勘定の負担分の算定基礎とされるのが、第1号被保険者のうち保険料納付済期間又は保険料半額免除期間を有する者の数であるため、この保険料納付者が減少すれば、被保険者の総数の減少につながることとなり、相対的に他の被用者年金の保険者の負担が増大し、ひいては、保険料納付者自身の負担も大きくなる結果となる。

また、保険料納付済期間又は保険料半額免除期間を有する者が減少し、個々の被保険者の老齢基礎年金の受給要件である受給資格期間、老齢基礎年金の給付額に影響を与えて無年金者の増加等をもたらすと、長期的には、無年金者等の増により社会保険費が減少する一方、生活保護費の増加、年金から源泉徴収等されている所得税や介護保険料の収納にも影響があると思われる。

4 本院の所見

16年の国民年金法等の一部を改正する法律の成立により、年金給付と負担の見直しについては、年金額の自動調整の仕組みの導入、17年度からの保険料の引上げ、基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引上げ(21年度までに実施)などが実施されることとなった。

しかし、前記のとおり、適用に関する事務については、20歳到達者に対しては届出の勧奨及び職権適用が行われているものの、未届者に対しては届出の勧奨は行われているが職権適用については一部の社会保険事務所等で行っておらず、未加入者については必要な突合作業ができる体制となっていないため届出の勧奨すらできない状況となっている。このため、現在、相当数の未届者及び未加入者が存在していると考えられる。

また、保険料に関する事務については、電話番号情報の不明者が多いことなどから、電話納付督促の実施率が低く、督促対象者が多数に上るため戸別訪問を行うことが困難となっていて、納付督促を未納者全員に速やかに行えない状況であり、また、保険料収納額が人件費に満たない収納状況となっている国民年金推進員が相当数いるなど、納付督促事務は効率的とはいえない状況となっている。

このように、未納者が増加したことなどから、国民年金事業の収支状況は、第1号被保険者が増加しているのに保険料収納額は増加しておらず、国民年金勘定では、14年度から収支不足を生じていて積立金から補足せざるを得ない状況となっている。さらに、未納者の増加等は、国民年金の保険料納付者の負担だけでなく、各被用者年金の保険者の負担の増大をも招く結果となっている。

上記のような状況を踏まえると、厚生労働省及び社会保険庁において、今後、多数の無年金者が生ずることのないようにするとともに、保険料収納額及び保険料収納額割合の増大を図るため、国民年金事業の実施について次のような点を検討するなどして適切な事業運営を図ることが望まれる。

ア 被保険者の適用に関する事務

20歳到達者以外の未加入者を把握できるような体制の整備を図るとともに、届出の勧奨を行っても届出がない場合には、職権適用を行うようにすること

イ 保険料に関する事務

(ア) 納付督促、強制徴収等を行うに際して、必要な情報が取得できるようにするなどして、状況に応じた納付督促が行えるよう体制の整備を図ること

(イ) 電話納付督促及び国民年金推進員の活動、各種納付督促の間の連携、保険料の納付の委託などにおいて、保険料徴収の効率化を図ること

本院としては、国民年金事業の実施状況について、今後も引き続き注視していくこととする。

第8 公共工事の多様な入札・契約制度、特に総合評価落札方式等の民間の技術力を活用する方式の導入状況について

検査対象	国の機関	内閣府(沖縄総合事務局)、農林水産省(東北農政局ほか6農政局)、国土交通省(官庁営繕部、北海道開発局、東北地方整備局ほか7整備局)	
	公団等	日本道路公団ほか8公団等	
	都道府県	47都道府県(農林水産省及び国土交通省所管分)	
	政令指定都市	13政令指定都市(国土交通省所管分)	
上記の検査対象における平成14、15両年度の公共工事の件数 〔農林水産省所管については農業農村整備事業〕	直轄工事	国土交通省所管	35,781件
		農林水産省所管	3,360件
	公団等工事		20,294件
	補助工事	国土交通省所管	92,182件
		農林水産省所管	39,657件
	上記の工事の契約金額	直轄工事	国土交通省所管
		農林水産省所管	4579億円
公団等工事			2兆3403億円
補助工事		国土交通省所管	6兆0404億円
		農林水産省所管	1兆3553億円

1 公共工事の入札・契約制度の改革等

(公共工事の入札・契約制度の改革)

公共工事の入札・契約制度については、平成6年1月に政府が策定した「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」(閣議了解。以下「行動計画」という。)等に基づき、透明性・客観性及び競争性を高めるなどの目的で改革が図られてきている。従来、発注者があらかじめ契約を行いうる相手として登録された者の中から入札参加者を指名する指名競争入札(以下「従来型指名競争入札」という。)が主として行われていたが、入札参加条件を明記した公告により入札参加希望者を募集し、条件を満たす者はすべて入札に参加させる一般競争入札の活用を図ることとされた。また、建設業者の受注意欲を反映させるため、公募による

入札参加希望者から入札参加者を指名する公募型指名競争入札等の新しい入札制度(以下、一般競争入札と新しい入札制度を総称して「新入札制度」という。)が導入されてきている。

(民間の技術力の活用に向けた建議等)

9年12月、行政改革委員会から、公共工事を可能な限り合理的なコストで実施しつつ財政構造改革にも資するなどのため、公共工事の規制の在り方について最終意見が報告された。報告では、発注者にとって有利な契約を締結するとの観点からは、価格と価格以外の要素を総合的に評価すること(以下、この評価方法を「総合評価」という。)により落札者を決定する総合評価落札方式を始めとする多様な入札・契約制度を積極的に活用することを、今後の長期的な検討課題とすべきとされ、この報告を受けて、10年3月に「規制緩和推進3か年計画」(以下「3か年計画」という。)が閣議決定された。3か年計画では、国において、総合評価落札方式に適する具体の工事を選定し、評価項目、評価基準等について検討した上で、その導入を図ること、地方公共団体においては、総合評価落札方式の導入が可能となるような環境の整備の在り方について検討し、所要の措置を講ずることとされた。

また、10年2月、中央建設業審議会の建議(「建設市場の構造変化に対応した今後の建設業の目指すべき方向について」。以下「建議」という。)においては、公共工事の入札・契約制度について、品質確保、コスト縮減等を図るために以下のような民間の技術力を一層広く活用する方式を導入するとともに、その導入により技術力による競争を促進することが必要であるとされた。

① 民間の技術力を活用する方式

民間において、技術開発の進展が著しい工事や固有の技術を有する工事について、設計から施工に至る各段階で発注者の技術力に加えて民間の技術力を一層広く活用することにより、機能及び品質の確保並びにコスト縮減を図ることなどが可能となる技術的な提案(注1)(以下「VE提案」という。)を受け付ける方式(以下「VE方式」という。)

② 設計・施工技術を一括活用する方式

従来、公共工事においては、設計段階とは別に施工段階での競争性を確保する必要が有ることなどから、設計と施工は分離して発注することが原則とされていた。これに対し、設計技術と施工技術が一体で開発されるなどした特殊な施設の建設等、個々の業者等有する特別な設計・施工技術を一括して活用することが適当な工事について、設計・施工分離の原則の例外として導入が必要と考えられる設計・施工を一括して発注する方式(以下

(注2)
「DB方式」という。)

③ 価格のみの競争を見直した方式

価格以外の性能等を重視すべき工事において、総合評価により落札者を決定する方式
(総合評価落札方式)

(注1) VE 目的物の機能を低下させずにコストを縮減する、または同等のコストで機能を向上させるための技術をいう。英語の Value Engineering の略称からこのように呼ばれている。

(注2) DB方式 一つの会社等に設計と施工の両方の業務を一括して行わせる方式を設計・施工一括発注方式という。英語の Design Build の略称からこのように呼ばれている。

(民間技術力活用方式の類型)

上記の①から③の方式を導入した入札・契約制度(以下「民間技術力活用方式」という。)は、建議において、民間の技術力を活用する段階により工事の入札段階でVE提案を受け付ける方式(以下「入札時VE方式」という。)と工事の施工段階でVE提案を受け付ける方式(以下「契約後VE方式」という。)に区分されているほか、技術提案を求める範囲(設計・施工の一括、施工単独)、落札者の決定方法(価格、総合評価)の区分により、おおむね表1のとおり類型化されている。

表1 民間技術力活用方式の分類

提案の時期等による分類	入札者のVE提案や設計案を反映させた工事価格や性能値等により入札を行う、入札の段階で民間の技術力を活用する方式		契約後、施工方法等のVE提案を受け付ける、工事の施工段階で民間の技術力を活用する方式
	方式別分類	価格のみの競争による方式	③価格のみの競争を見直した方式 (総合評価落札方式)
①民間の技術力を活用する方式 (VE方式)	価格競争型 入札時VE方式	総合評価型 入札時VE方式	契約後VE方式
②設計・施工技術を一括活用する方式 (DB方式)	価格競争型 DB方式	総合評価型 DB方式	

(注) 上記の各方式の名称は、本院で設定したもので、必ずしも建議とは一致しない。

(民間技術力活用方式の導入に向けて執られた措置)

前記の建議等を受け、民間技術力活用方式の導入に向けて以下のような環境整備が図られた。

ア 国について執られた措置

- ① 3か年計画等に基づき、12年3月、公共事業を執行する農林水産省、旧運輸省、旧建設省等は、総合評価落札方式の適用方法、落札方式等について、旧大蔵省と包括的な協議を整え、従来個々の工事ごとに必要とされた協議が不要となった。また、同年9月、各公共工事発注省庁の申合せにより「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)が作成され、その適用範囲、総合評価の方法等基本的な事項が明確化された。
- ② DB方式については、13年3月に各公共工事発注省庁が共同事務局となって、学識経験者等による「設計・施工一括発注方式導入検討委員会」が組織され、その実施に当たっての大枠を定めた報告書が取りまとめられた。

イ 地方公共団体について執られた措置

3か年計画等に基づき、11年2月に、地方自治法施行令の一部を改正する政令(平成11年政令第25号)が施行され、地方公共団体において総合評価落札方式の導入に当たって必要となる以下のような事項が定められた。

- ① 予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする事ができるものとする事。
- ② 価格その他の条件が当該地方公共団体にとって最も有利なものを決定するための基準である落札者決定基準を事前に定めなければならない事。
- ③ 総合評価を行おうとするとき、落札者を決定しようとするとき、または落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ学識経験者の意見を聴かななければならない事。

ウ 国、特殊法人等及び地方公共団体に共通して執られた措置

上記のように民間技術力活用方式の導入に向けた環境整備が図られる一方、13年2月には、国、特殊法人等及び地方公共団体が行う公共工事の入札及び契約の適正化を促進し、公共工事に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な発達を図ることを目的として「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。)が施行され、同法に基づき、同年3月に「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(閣議決定。以下「適正化指針」という。)が決定

された。適正化指針では、公正な競争の促進を図るための入札及び契約の方法の改善に関することとして、施工能力を有する者を適切に選別する資格審査等の体制を充実しつつ新入札制度の活用等を図ることとされた。また、民間の技術力の活用により、品質の確保、コスト縮減等を図ることが可能な場合においては、入札時 VE 方式、契約後 VE 方式、DB 方式等の民間技術力活用方式の活用に努めるものとされ、価格以外の要素を重視すべき工事については、総合評価落札方式の導入を積極的に進めるものとされた。

また、入札契約適正化法では、①各省各庁の長、特殊法人等の代表者又は地方公共団体の長は適正化指針の定めるところに従い必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされ、②国土交通大臣、財務大臣及び総務大臣は、上記①の各省各庁の長等に対し措置状況について報告を求め、その概要を公表するとともに、適正化指針に照らして特に必要があると認められる措置を講ずべきことを要請することができること、③国土交通大臣、財務大臣及び総務大臣は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に資することとなる情報の収集、整理及び提供に努めなければならないこととされた。

そして、国土交通省等では、入札契約適正化法に基づき、民間技術力活用方式の活用に向けた措置状況等についての実態調査を 13 年度から行い、その結果を公表するとともに、14 年 5 月に各都道府県知事に VE 方式、総合評価落札方式の活用の要請を行った。また、特に総合評価落札方式については地方公共団体等へも普及を図るため、14 年 7 月、15 年 7 月にそれぞれ「公共工事における総合評価落札方式の手引き・事例集(第 1 集案)」、「同(改訂第 2 集案)」を作成し、ホームページなどで公表している。

2 検査の着眼点及び対象

(検査の着眼点)

公共工事の請負契約については、その入札及び執行をめぐる国内外の動向を踏まえ、本院では、平成 9 年度決算検査報告(「公共工事に関する入札・契約制度の運用について」)及び平成 12 年度決算検査報告(「農業農村整備事業に係る公共工事の入札・契約制度の運用について」)において、それぞれ旧運輸、建設両省及び農林水産省等の入札・契約制度について、透明性・客観性及び競争性の確保の観点からその運用状況を検査し、「特定検査対象に関する検査状況」として掲記している。その後、公共工事において粗雑工事が多数明らかになるなどの事態が見受けられたことから、平成 14 年度決算検査報告(「公共工事の品質を確保する

ための監督・検査体制等の整備状況について)においては、国土交通省及び農林水産省等の公共工事の請負契約の監督・検査制度等について、品質確保の観点からその運用状況を検査し、「特定検査対象に関する検査状況」として掲記している。上記の各報告においては公共工事について、透明性・客観性及び競争性の高い入札・契約制度とともに、品質の確保を求めている。

また、建設投資が抑制される中で、公共工事のコストの縮減要求についても更に高まりを見せており、これらの要求に応えるため、公共工事の入札・契約制度については、新入札制度の導入等が求められるとともに、民間の技術力を活かしたコスト縮減の提案や契約目的物の品質の向上に資する提案を期待して、民間技術力活用方式の導入が求められている。特に、総合評価落札方式については、公共工事の工事費のみならず、供用後の維持更新費を含めた総合的なコストの縮減や公共工事の目的物の品質の向上等、その活用による効果はより広範なものが期待されている。

したがって、今回の検査では、各発注者の新入札制度の導入の拡大状況等を検査するとともに、特に民間技術力活用方式に重点をおき、その導入状況と導入後の実施結果について、また、総合評価落札方式については、その実施方法等についても検査した。

(検査の対象)

検査に当たっては、国、特殊法人等及び地方公共団体の中から工事発注量等を勘案して以下の事業及び発注者における予定価格が250万円を超える工事を対象とした。

事業については、国土交通省所管分はすべての事業を、農林水産省所管分は、同省が行う公共工事の中でもその大宗を占めていて予算額も多額に上っている農業農村整備事業を対象とした。

また、発注者については、表2のとおり、国については両省所管の公共工事の主な発注者である地方整備局及び地方農政局等(以下「地方支分部局等」という。)、特殊法人等については日本道路公団ほか8特殊法人等(以下「公団等」という。)、地方公共団体については、47都道府県及び13政令指定都市(以下「都道府県等」という。)の両省所管事業それぞれの担当部門(以下、それぞれ「国土交通省担当部門」、「農林水産省担当部門」という。なお、政令指定都市については、事業量の少ない農林水産省担当部門は除く。)とした。

表2 検査対象とした発注者

		発注者
国	国土交通省所管分	内閣府沖縄総合事務局、国土交通省官庁営繕部、北海道開発局、東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州各地方整備局
	農林水産省所管分	内閣府沖縄総合事務局、農林水産省東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州各農政局、国土交通省北海道開発局
特殊法人等		日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、地域振興整備公団(平成16年7月1日以降は独立行政法人都市再生機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構)、新東京国際空港公団(平成16年4月1日以降は成田国際空港株式会社)、本州四国連絡橋公団、都市基盤整備公団(平成16年7月1日以降は独立行政法人都市再生機構)、関西国際空港株式会社、独立行政法人水資源機構(平成15年9月30日以前は水資源開発公団)
地方公共団体	国土交通省所管分	47都道府県及び13政令指定都市
	農林水産省所管分	47都道府県

3 検査の状況

(1) 新入札制度について

(新入札制度の導入状況)

検査に当たっては、表3のとおり新入札制度を一般競争入札等の指名を行わない入札(以下「一般競争型入札」という。)と公募型指名競争入札等の指名を行う入札(以下「指名型新入札」という。)に分類して分析を行った。

(注3)

一般競争型入札については、行動計画等により、一定の金額(国の場合には450万(注4)SDR)以上の工事に適用が義務付けされるなどして実施されている一般競争入札(導入義務等有り)、各発注者が任意に実施している一般競争入札(任意導入)に分類した。また、指名数を制限する公募型指名競争入札(制限有り)について、競争性を高めるため、指名数の制限を設けずに入札参加条件を満足する者をすべて参加させる公募型指名競争入札(制限無し)が実施されており、一般競争入札と同様に競争性が高い入札であることから、一般競争型入札に分類した。

(注3) 一定の金額 行動計画では、国については450万SDR以上、特殊法人等については1500万SDR以上の公共工事について、一般競争入札で調達を行う体制を整えることとされ、都道府県等については、1500万SDR以上の公共工事について原則として一般競争入札で調達を行うことが勧奨されている。

(注4) SDR IMF(国際通貨基金)の特別引出権(Special Drawing Rights)。SDRの価値は4大通貨(米ドル、ユーロ、日本円、英ポンド)の加重平均方式により決定されている。我が国においては、2年に一度その邦貨換算額が改訂されている。なお、平成14、15年度邦貨換算額は、450万SDRが6億6000万円、1500万SDRが22億2000万円となっている。

表3 入札・契約別の分類

入札等の種類		入札等の内容
新入札	一般競争入札(導入義務等有り)	行動計画で義務付けまたは勧奨されている一般競争入札
	一般競争入札(任意導入)	行動計画の適用外の工事に対して各発注者が任意に導入している一般競争入札
	公募型指名競争入札(制限無し)	公募により技術資料を提出させ、その資料を審査して入札参加者を指名する入札のうち、特に指名数を制限せず、一定の条件を満足する者はすべて入札に参加させるもの
制度	指名型新入札	<p>公募型指名競争入札(制限有り)</p> <p>上記の公募型指名競争入札と異なり、事務負担の軽減等の理由から指名数を制限しているもの</p>
	その他の指名競争入札	上記の公募型に属さないが、各発注者がそれぞれ従来型を改良して定めた指名競争入札
従来型指名競争入札		従来、主として行われていた指名競争入札(制度改革等で指名数を増加させたものも含む。)
随意契約		一定の条件に該当する場合に、競争を行わず、特定の者と契約を結ぶ制度

ア 国の状況

国土交通省及び農林水産省においては、表4のとおり一般競争入札及び公募型指名競争入札(制限有り)の導入が図られるとともに、公募型指名競争入札(制限有り)の対象とする金額を順次拡大するなどの措置を講じてきており、また、公募型指名競争入札(制限無し)を試行している。

表4 新入札制度の導入状況等の推移

	国土交通省の状況	農林水産省の状況
一般競争入札の導入状況	5年9月試行開始 6年6月本格実施 (予定価格が450万SDR(7億3000万円)以上の工事)	6年5月開始 (予定価格が450万SDR(7億3000万円)以上の工事)
公募型指名競争入札(制限有り)の導入状況	6年6月開始 (予定価格が2億円以上450万SDR(7億3000万円)未満の工事) 13年11月対象範囲の拡大 (予定価格が1億円以上2億円未満の工事から抽出して実施)	6年5月開始 (予定価格が5億円以上450万SDR(7億3000万円)未満の工事) 8年2月対象範囲の拡大 (予定価格が5億円以上→3億円以上) 9年3月対象範囲の拡大 (予定価格が3億円以上→2億円以上) 14年7月対象範囲の拡大 (予定価格がおおむね1億円以上2億円未満の工事のおおむね1割以上について実施(ただし、農業農村整備事業については13年度より試行))
公募型指名競争入札(制限無し)の導入状況	13年11月試行開始 (予定価格が2億円以上450万SDR(7億5000万円)未満の工事から抽出して実施)	14年7月試行開始 (公募型指名競争入札(制限有り)に該当する工事のおおむね1割以上について実施)

(注) 国土交通省については、13年1月の組織改編等の影響から事業実施部局ごとに導入状況や時期は若干異なるため、旧建設省の状況について示している。

上記のように新入札制度の導入が図られた結果、表5のとおり、地方支分部局等における新入札制度を適用した工事实績の全体に占める割合は、14、15両年度において、国土交通省発注分は件数比32.0%、30.8%、金額比72.5%、72.6%、農林水産省発注分は件数比47.2%、52.2%、金額比81.1%、81.7%となっている。

表5 地方支分部局等の入札・契約別の工事实績

(国土交通省 地方支分部局等)

(単位：百万円)

			14年度				15年度			
			契約件数等				契約件数等			
			契約件数	比率	当初契約金額	比率	契約件数	比率	当初契約金額	比率
新入札制度	一般競争型入札	一般競争入札(導入義務等有り)	280	1.4%	454,429	19.8%	327	2.0%	540,672	26.4%
		公募型指名競争入札(制限無し)	178	0.9%	66,298	2.9%	342	2.1%	106,665	5.2%
	指名型新入札	公募型指名競争入札(制限有り)	3,072	15.8%	756,607	33.0%	2,459	15.1%	580,340	28.4%
		その他の指名競争入札	2,709	13.9%	385,203	16.8%	1,886	11.6%	257,593	12.6%
	小計		6,239	32.0%	1,662,537	72.5%	5,014	30.8%	1,485,270	72.6%
従来型指名競争入札			12,549	64.4%	562,105	24.5%	10,502	64.4%	445,091	21.8%
随意契約			690	3.5%	68,337	3.0%	787	4.8%	114,251	5.6%
小計			13,239	68.0%	630,442	27.5%	11,289	69.2%	559,342	27.4%
計			19,478	100%	2,292,979	100%	16,303	100%	2,044,612	100%
14・15年度合計			35,781		4,337,591					

(農林水産省 地方支分部局等)

(単位：百万円)

			14年度				15年度			
			契約件数等				契約件数等			
			契約件数	比率	当初契約金額	比率	契約件数	比率	当初契約金額	比率
新入札制度	一般競争型入札	一般競争入札(導入義務等有り)	28	1.7%	52,086	22.8%	27	1.6%	41,987	18.3%
		公募型指名競争入札(制限無し)	18	1.1%	5,962	2.6%	41	2.4%	13,211	5.8%
	指名型新入札	公募型指名競争入札(制限有り)	702	42.0%	124,877	54.7%	769	45.5%	129,610	56.5%
		その他の指名競争入札	40	2.4%	2,294	1.0%	45	2.7%	2,750	1.2%
	小計		788	47.2%	185,219	81.1%	882	52.2%	187,558	81.7%
従来型指名競争入札			798	47.8%	27,306	12.0%	724	42.8%	23,508	10.2%
随意契約			84	5.0%	15,870	6.9%	84	5.0%	18,505	8.1%
小計			882	52.8%	43,176	18.9%	808	47.8%	42,013	18.3%
計			1,670	100%	228,395	100%	1,690	100%	229,571	100%
14・15年度合計			3,360		457,966					

イ 公団等の状況

検査の対象とした9公団等における、行動計画が策定された5年度以降の新入札制度の導入等の状況を検査した。

導入済みの公団等数の推移についてみると、表6のとおり、5年度の6公団等から導入が進み、7年度には検査対象としたすべての公団等においていずれかの新入札制度が導入されている。入札別にみると、一般競争入札(導入義務等有り)は、9公団等のうち行動計画で導入が義務付けられた8公団等のすべてにおいて7年度までに導入済みとなっている。また、公団等が自主的に導入している一般競争型入札(一般競争入札(任意導入)及び公募型指名競争入札(制限無し))については、入札契約適正化法の施行後の13年度以降に2公団等から5公団等へと大幅に増加している。

表6 新入札制度の導入状況(公団等)

		5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
新入札制度	導入済公団等数	6	8	9	9	9	9	9	9	9	9	9
	(導入率) %	(67)	(89)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)
一般競争型入札	導入済公団等数	6	8	9	9	9	9	9	9	9	9	9
	(導入率) %	(67)	(89)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)
一般競争入札 (導入義務等有り)	導入済公団等数	/	7	8	8	8	8	8	8	8	8	8
	(導入率) %		(88)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)
一般競争入札(任意 導入)及び公募型指名 競争入札(制限無し)	導入済公団等数	6	2	2	2	3	3	3	2	2	3	5
	(導入率) %	(67)	(22)	(22)	(22)	(33)	(33)	(33)	(22)	(22)	(33)	(56)
指名型新入札	導入済公団等数	0	6	7	7	6	6	6	7	7	7	7
	(導入率) %	(0)	(67)	(78)	(78)	(67)	(67)	(67)	(78)	(78)	(78)	(78)

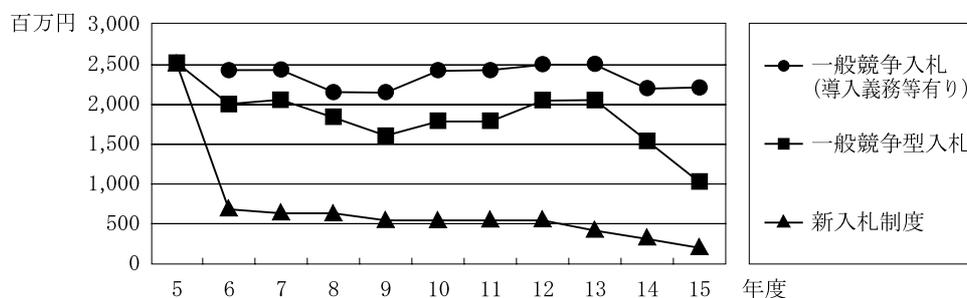
注(1) (導入率)は、検査の対象とした9公団等に占める導入済公団等の割合。ただし、一般競争入札(導入義務等有り)については、その導入が義務付けられている8公団等に占める導入済公団等の割合。

注(2) 行動計画により、一般競争入札の導入が義務付けされたのは6年度からであるため、5年度の一般競争型入札はすべて一般競争入札(任意導入)及び公募型指名競争入札(制限無し)に分類している。

また、行動計画で一般競争入札の導入が義務付けられた8公団等では、1500万SDR以上の工事について一般競争入札(導入義務等有り)を適用することとされているほか、上記金額未満の工事についても公団等が定めた実施要領等により入札ごとに適用する工事金額の範囲を定めている。一般には、工事金額の大きいものから順に、一般競争型入札、指名型新入札、従来型指名競争入札を適用することとし、それぞれ適用する工事金額の下限値(以下「適用基準額」という。)を定めている。

新入札制度についての適用基準額(入札制度ごとに各公団等の設定した適用基準額の平均値)の推移により、公団等における新入札制度の適用の拡大状況について検査した。その結果、図1のとおり、その適用基準額は行動計画等の適用時期を境に約25億円から約7億円となって適用範囲は大幅に拡大し、その後も徐々に拡大して15年度末には約2億円となっている。なお、一般競争入札(導入義務等有り)の適用基準額の変化は、6年度から15年度までの間1500万SDRと定められていた適用基準額の邦貨換算レートの見直しによるものである。

図1 公団等の新入札制度の適用基準額の推移



(注) 適用基準額は、工事の種類により必ずしも一律に設定されていない。本図は、土木工事の場合の適用基準額の推移を示したものである。

上記のように新入札制度の導入が図られた結果、表7のとおり、公団等における新入札制度を適用した工事实績の全体に占める割合は、14、15両年度において、件数比5.7%、9.5%、金額比43.6%、53.5%となっている。

表7 公団等の入札・契約別の工事実績

(単位：百万円)

			14年度					15年度					
			実施 公団 等数	契 約 件 数 等			実施 公団 等数	契 約 件 数 等					
				契 約 件 数	比 率	当 初 契 約 金 額		比 率	契 約 件 数	比 率	当 初 契 約 金 額	比 率	
新 入 札 制 度	一 般 競 争 入 札	一般競争入札(導入義務等有り)	5	37	0.3%	150,084	13.7%	7	64	0.7%	260,607	21.0%	
		一般競争入札(任意導入)	2	30	0.3%	9,382	0.9%	2	59	0.7%	11,041	0.9%	
		公募型指名競争入札(制限無し)	2	20	0.2%	19,190	1.7%	3	117	1.4%	38,650	3.1%	
		小 計	9 (9)	87	0.7%	178,656	16.3%	9 (9)	240	2.8%	310,298	25.0%	
	指 名 型 新 入 札	公募型指名競争入札(制限有り)	5	551	4.7%	298,495	27.2%	5	543	6.3%	353,222	28.4%	
		その他の指名競争入札	1	21	0.2%	1,259	0.1%	2	34	0.4%	1,124	0.1%	
		小 計	6 (7)	572	4.9%	299,754	27.3%	6 (7)	577	6.7%	354,346	28.5%	
	計			9 (9)	659	5.7%	478,410	43.6%	9 (9)	817	9.5%	664,644	53.5%
	従来型指名競争入札			9	5,989	51.4%	419,121	38.2%	9	5,352	62.0%	346,006	27.8%
	随 意 契 約			9	5,008	43.0%	200,269	18.2%	9	2,469	28.6%	231,897	18.7%
計			9	10,997	94.3%	619,390	56.4%	9	7,821	90.5%	577,903	46.5%	
合 計			9	11,656	100%	1,097,800	100%	9	8,638	100%	1,242,547	100%	
14・15年度合計				20,294		2,340,347							

(注) 実施公団等数欄の()書きは、導入済公団等数である。

ウ 都道府県等の状況

検査の対象とした60都道府県等(12年度以前は59都道府県等であり、農林水産省所管分については、47都道府県)における、新入札制度の導入状況の推移についてみると、国土交通省担当部門、農林水産省担当部門それぞれに、5年度の20都道府県等(34%)、18都道府県(38%)から導入が進み、国土交通省担当部門については7年度、農林水産省担当部門については8年度に、いずれかの新入札制度が、すべての都道府県等において導入されるなど、ほぼ同様の状況となっている。

例として国土交通省担当部門の状況について示すと、表8のとおりであり、入札別にみると、一般競争入札(導入義務等有り)は8年度にすべての都道府県等で導入済みとなっている。また、都道府県等が自主的に導入している一般競争型入札(一般競争入札(任意導入)及び公募型指名競争入札(制限無し))については、6年度の39都道府県等(66%)から15年度の58都道府県等(97%)に増加してきている。

表8 新入札制度の導入状況
(都道府県等 国土交通省担当部門)

		5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
新入札制度	導入済都道府県等数	20	48	59	59	59	59	59	59	60	60	60
	(導入率) %	(34)	(81)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)
一般競争型入札	導入済都道府県等数	16	48	58	59	59	59	59	59	60	60	60
	(導入率) %	(27)	(81)	(98)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)
一般競争入札 (導入義務等有り)	導入済都道府県等数	/	44	56	59	59	59	59	59	59	59	60
	(導入率) %		(75)	(95)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(98)	(98)	(100)
一般競争入札(任意導入)及び公募型指名競争入札(制限無し)	導入済都道府県等数	16	39	48	47	49	51	53	53	54	56	58
	(導入率) %	(27)	(66)	(81)	(80)	(83)	(86)	(90)	(90)	(90)	(93)	(97)
指名型新入札	導入済都道府県等数	10	24	27	30	30	29	30	31	33	31	27
	(導入率) %	(17)	(41)	(46)	(51)	(51)	(49)	(51)	(53)	(55)	(52)	(45)

注(1) (導入率)は、検査の対象とした都道府県等に占める導入済都道府県等の割合

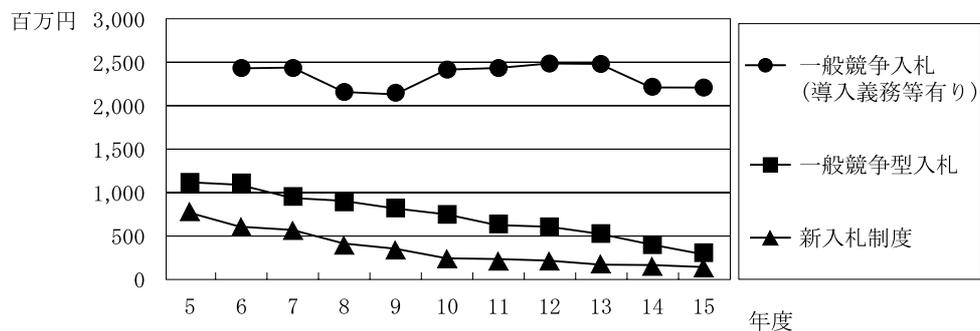
注(2) 行動計画により、一般競争入札の導入が勧奨されたのは6年度からであるため、5年度の一般競争型入札はすべて一般競争入札(任意導入)及び公募型指名競争入札(制限無し)に分類している。

また、新入札制度の適用基準額の推移についてみると、国土交通省担当部門、農林水産省担当部門のそれぞれ、5年度末約8億円、約8.3億円から徐々に引き下げが行われて、15年度末には約1.5億円、約1.7億円となるなど、ほぼ同様の状況となっている。

例として国土交通省担当部門の状況について示すと、図2のとおり、一般競争型入札についても、6年度以降ほぼ一定の割合で引き下げられてきている。なお、一般競争入札(導入義務等有り)の適用基準額の推移は、公団等と同様に邦貨換算レートの見直しによるものである。

図2 都道府県等の新入札制度の適用基準額の推移

(都道府県等 国土交通省担当部門)



(注) 適用基準額は、工事の種類により必ずしも一律に設定されていない。本図は、土木工事の場合の適用基準額の推移を示したものである。

上記のように新入札制度の導入が図られた結果、表9のとおり、都道府県等における新入札制度を適用した工事实績の全体に占める割合は、14、15両年度において、国土交通省担当部門が件数比11.6%、13.2%、金額比42.9%、46.6%、農林水産省担当部門が件数比10.2%、14.0%、金額比23.6%、27.8%となっている。

表9 都道府県等の入札・契約別の工事実績

(都道府県等 国土交通省担当部門)

(単位：百万円)

			14年度								15年度							
			実施都道府県等数	契約件数等				左のうち補助対象		実施都道府県等数	契約件数等				左のうち補助対象			
				契約件数	比率	当初契約金額	比率	契約件数	当初契約金額		契約件数	比率	当初契約金額	比率	契約件数	当初契約金額		
新入札制度	一般競争型入札	一般競争入札(導入義務等有り)	38	110	0.1%	469,632	8.0%	71	298,956	29	64	0.1%	264,227	5.8%	48	156,315		
		一般競争入札(任意導入)	36	2,718	2.0%	462,835	7.9%	1,463	278,893	37	2,258	1.8%	420,018	9.2%	1,333	274,184		
		公募型指名競争入札(制限無し)	38	4,560	3.3%	739,540	12.5%	2,759	526,826	36	6,029	4.8%	654,611	14.3%	3,252	318,708		
		小計	58 (60)	7,388	5.4%	1,672,007	28.4%	4,293	1,104,675	55 (60)	8,351	6.7%	1,338,856	29.3%	4,633	749,207		
	指名型新入札	公募型指名競争入札(制限有り)	18	629	0.5%	158,529	2.7%	505	136,612	14	557	0.4%	112,552	2.5%	414	88,576		
		その他の指名競争入札	13	7,774	5.7%	696,829	11.8%	603	223,028	12	7,686	6.1%	681,397	14.9%	526	202,510		
		小計	27 (60)	8,403	6.2%	855,358	14.5%	1,108	359,640	23 (60)	8,243	6.6%	793,949	17.4%	940	291,086		
	計			60 (60)	15,791	11.6%	2,527,365	42.9%	5,401	1,464,315	60 (60)	16,594	13.2%	2,132,805	46.6%	5,573	1,040,293	
	従来型指名競争入札			59	105,589	77.3%	3,113,397	52.8%	41,782	2,069,123	58	93,581	74.7%	2,219,668	48.5%	35,951	1,307,567	
	随意契約			60	15,169	11.1%	254,160	4.3%	1,712	89,712	60	15,175	12.1%	220,562	4.8%	1,763	69,427	
計			60	120,758	88.4%	3,367,557	57.1%	43,494	2,158,835	60	108,756	86.8%	2,440,230	53.4%	37,714	1,376,994		
合計			60	136,549	100%	5,894,922	100%	48,895	3,623,150	60	125,350	100%	4,573,035	100%	43,287	2,417,287		
14・15年度合計				261,899		10,467,957		92,182	6,040,436									

(都道府県 農林水産省担当部門)

(単位：百万円)

			14年度								15年度							
			実施都道府県数	契約件数等				左のうち補助対象		実施都道府県数	契約件数等				左のうち補助対象			
				契約件数	比率	当初契約金額	比率	契約件数	当初契約金額		契約件数	比率	当初契約金額	比率	契約件数	当初契約金額		
新入札制度	一般競争型入札	一般競争入札(導入義務等有り)	1	1	0.0%	10,794	1.4%	1	10,794	1	1	0.0%	3,150	0.5%	1	3,150		
		一般競争入札(任意導入)	14	1,078	4.8%	51,343	6.6%	910	45,902	19	1,464	7.2%	62,683	9.3%	1,289	55,108		
		公募型指名競争入札(制限無し)	14	303	1.3%	40,817	5.3%	300	39,726	18	590	2.9%	51,114	7.6%	562	48,367		
		小計	26 (47)	1,382	6.1%	102,954	13.3%	1,211	96,422	35 (47)	2,055	10.1%	116,947	17.4%	1,852	106,625		
	指名型新入札	公募型指名競争入札(制限有り)	12	76	0.3%	12,652	1.6%	64	10,086	11	79	0.4%	10,111	1.5%	79	10,111		
		その他の指名競争入札	7	831	3.7%	67,257	8.7%	768	63,540	6	723	3.5%	59,936	8.9%	714	59,402		
		小計	18 (26)	907	4.0%	79,909	10.3%	832	73,626	16 (25)	802	3.9%	70,047	10.4%	793	69,513		
	計			33 (47)	2,289	10.2%	182,863	23.6%	2,043	170,048	39 (47)	2,857	14.0%	186,994	27.8%	2,645	176,138	
	従来型指名競争入札			47	19,427	86.2%	578,954	74.9%	17,893	537,828	46	16,849	82.6%	474,622	70.5%	15,743	449,818	
	随意契約			36	810	3.6%	11,435	1.5%	716	10,962	32	686	3.4%	11,163	1.7%	617	10,542	
計			47	20,237	89.8%	590,389	76.4%	18,609	548,790	47	17,535	86.0%	485,785	72.2%	16,360	460,360		
合計			47	22,526	100%	773,252	100%	20,652	718,838	47	20,392	100%	672,779	100%	19,005	636,498		
14・15年度合計				42,918		1,446,031		39,657	1,355,336									

(注) 実施都道府県等数欄の()書きは、導入済都道府県等数である。

(2) 民間技術力活用方式について

(民間技術力活用方式の導入状況)

各発注者において要領等が整備されている状態、あるいは、要領等が整備されていなくても各方式の対象とした工事の実績が有る状態(VE提案の採用の有無等を考慮したものではない。以下、対象とした工事の件数を「対象件数」、金額を「対象金額」という。)を各方式が導入された状態とし、導入状況について確認するとともに、最近5箇年の対象件数の推移について検査した。

ア 国の状況

方式別の導入状況について示すと以下のとおりである。

① 価格競争型入札時 VE 方式について

国土交通省については、旧建設省が10年2月、旧運輸省が同年6月に一般競争入札及び公募型指名競争入札による工事を、入札時 VE 方式の対象とする場合の手続を定め、9年度中に試行を実施した。また、農林水産省については、9年3月に公募型指名競争入札による工事を、入札時 VE 方式の対象とする場合の手続を定め、9年度中に試行を実施した。そして、13年5月には、農林水産省において一般競争入札による工事も対象に追加され、両省とも民間の技術力の積極的な活用を図ることが適当な工事を選定して表10のとおり継続的に実施している。

② 契約後 VE 方式について

国土交通省については、旧建設省が10年2月に、旧運輸省が同年6月に一般競争入札及び公募型指名競争入札による工事を、農林水産省については、10年3月に公募型指名競争入札による工事を、それぞれ契約後 VE 方式の対象とする場合の手続を定め試行を実施した。そして、13年3月には国土交通省の道路、河川事業等の工事、同年5月には農林水産省の農業農村整備事業の工事のうち一般競争入札及び公募型指名競争入札による工事のすべてについて契約後 VE 方式の対象とするなど、その対象件数の拡大を行い、表10のとおり契約後 VE 方式の対象件数は、13年度から大幅に増加している。

③ 総合評価落札方式について

同方式は、11年度に旧建設省が、旧大蔵省との個別協議により2件を実施し、その適用を開始した。その後、12年3月に、旧運輸省及び旧建設省並びに農林水産省

と旧大蔵省との包括協議が整い(総合評価型 DB 方式の適用を含む。)、同年 9 月には、両省を含む公共工事発注省庁の申合せによりガイドラインが策定された。また、国土交通省では 14 年 6 月に、農林水産省では 15 年 4 月に、総合評価落札方式のより一層の導入の拡大を図るとともに事務の合理化に資するため、一定の条件に該当する総合評価の方法についての標準的な試行案として「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について」(以下「運用試行案」という。)が定められた。

国土交通省については、14 年度以降、年間の工事発注金額の 2 割の工事を対象とすることを目標に対象件数の拡大が図られ、表 10 のとおりその対象件数は大幅に増加している。また、農林水産省については、運用試行案を契機として 15 年度から実施している。

④ DB 方式について

国土交通省については旧建設省が 9 年度から、農林水産省については 10 年度から試行を実施している。13 年 3 月には、両省を含む公共工事発注省庁が共同で設置した設計・施工一括発注方式導入検討委員会により実施に当たっての大枠がとりまとめられ、また、農林水産省においては 15 年 4 月に設計・施工一括発注方式マニュアル(案)が作成されて、これらを参考に個々の工事でそれぞれ実施方法を検討しながら試行されており、その実績は表 10 のとおりである。

表10 民間技術力活用方式の対象件数の推移

(国土交通省 地方支分部局等)

(単位：件)

	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度
総合評価落札方式	2	6	35	486	623
総合評価型入札時 VE 方式	2	6	35	476	615
総合評価型 DB 方式	0	0	0	10	8
価格競争型入札時 VE 方式	24	16	57	37	69
契約後 VE 方式	302	334	1,716	2,387	2,178
DB 方式	2	5	14	15	18

(農林水産省 地方支分部局等)

(単位：件)

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
総合評価落札方式	0	0	0	0	6
総合評価型入札時 VE 方式	0	0	0	0	6
総合評価型 DB 方式	0	0	0	0	0
価格競争型入札時 VE 方式	8	8	7	5	7
契約後 VE 方式	15	14	330	599	765
DB 方式	1	1	1	2	8

(注) 国土交通省の DB 方式には、価格競争型 DB 方式と総合評価型 DB 方式が含まれる。

以上①から④のとおり、両省ともすべての方式で導入が図られていて、14、15 両年度に入札された公共工事の工事件数、工事金額に占める各方式の対象件数、対象金額の割合は、表 11 のとおりである。国土交通省については対象件数、対象金額の最も多い契約後 VE 方式はそれぞれ 12.7%、42.3% であり、総合評価型入札時 VE 方式では 3.0%、15.9% となっている。農林水産省についても契約後 VE 方式の対象件数、対象金額が最も多くそれぞれ 40.6%、76.7% となっている。

表11 入札・契約別の民間技術力活用方式の対象件数等

(国土交通省 地方支分部局等)

(単位：千円)

	総合評価落札方式				価格競争型入札時 VE 方式		契約後 VE 方式		DB 方式		
	総合評価型入札時 VE 方式		総合評価型 DB 方式		件数	当初契約金額	件数	当初契約金額	件数	当初契約金額	
	件数	当初契約金額	件数	当初契約金額							
14年度	一般競争型入札	135	210,428,505	8	21,868,350	11	9,749,250	327	382,127,000	10	31,927,350
	指名型新入札	341	89,589,255	2	514,500	26	7,342,314	2,059	554,227,000	4	1,109,850
	随意契約	0	0	0	0	0	0	1	2,940,000	1	259,350
	小計	476	300,017,760	10	22,382,850	37	17,091,564	2,387	939,294,000	15	33,296,550
15年度	一般競争型入札	251	298,979,520	7	7,911,750	33	54,883,500	515	447,142,000	13	19,268,235
	指名型新入札	364	94,280,025	1	197,400	36	12,242,475	1,653	445,507,000	5	2,218,650
	随意契約	0	0	0	0	0	0	10	6,204,000	0	0
	小計	615	393,259,545	8	8,109,150	69	67,125,975	2,178	898,853,000	18	21,486,885
計(①)	1,091	693,277,305	18	30,492,000	106	84,217,539	4,565	1,838,147,000	33	54,783,435	
割合(①/②)	3.05%	15.98%	0.05%	0.70%	0.30%	1.94%	12.76%	42.38%	0.09%	1.26%	
工事実績14・15計(②)	35,781	4,337,591,000									

(農林水産省 地方支分部局等)

(単位：千円)

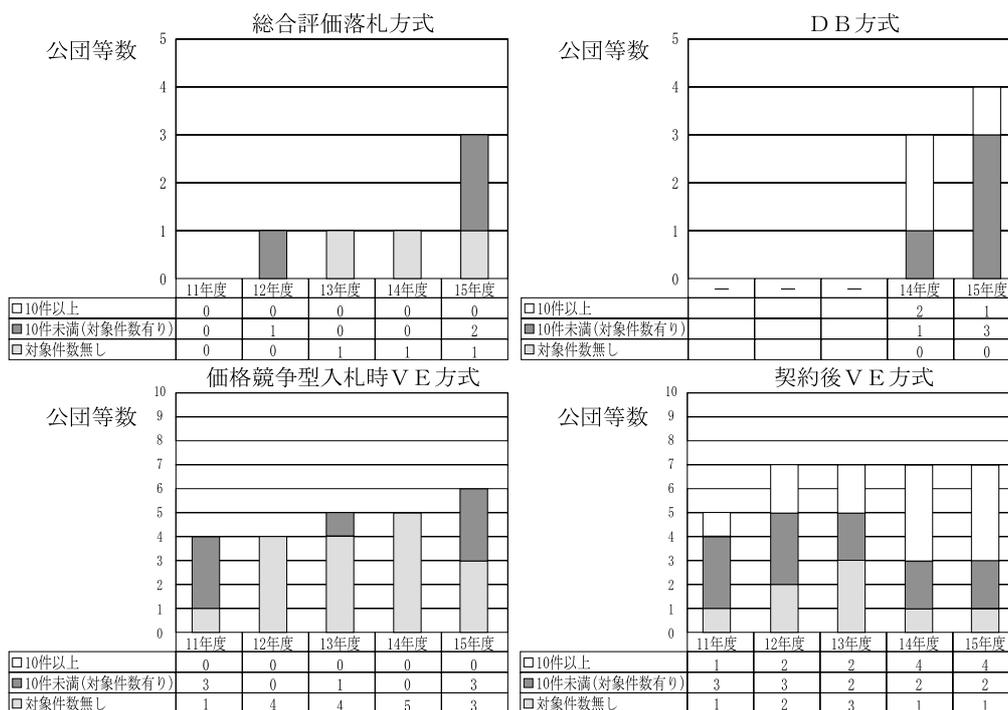
		総合評価落札方式				価格競争型入札時 VE 方式		契約後 VE 方式		DB 方式	
		総合評価型入札時 VE 方式		総合評価型 DB 方式		件数	当初契約金額	件数	当初契約金額	件数	当初契約金額
		件数	当初契約金額	件数	当初契約金額						
14 年 度	一般競争型入札	0	0	0	0	2	5,890,500	45	57,874,000	0	0
	指名型新入札	0	0	0	0	3	288,750	538	104,708,000	2	115,500
	従来型指名競争入札	0	0	0	0	0	0	6	309,000	0	0
	随意契約	0	0	0	0	0	0	10	5,689,000	0	0
	小計	0	0	0	0	5	6,179,250	599	168,580,000	2	115,500
15 年 度	一般競争型入札	4	7,208,250	0	0	6	6,615,000	60	53,516,000	0	0
	指名型新入札	2	308,280	0	0	1	241,500	615	110,994,000	8	574,875
	従来型指名競争入札	0	0	0	0	0	0	70	2,603,000	0	0
	随意契約	0	0	0	0	0	0	20	15,753,000	0	0
	小計	6	7,516,530	0	0	7	6,856,500	765	182,866,000	8	574,875
計①		6	7,516,530	0	0	12	13,035,750	1,364	351,446,000	10	690,375
割合①/②		0.18%	1.64%	0%	0%	0.36%	2.85%	40.60%	76.74%	0.30%	0.15%
工事实績 14・15 計②		3,360	457,966,000								

(注) 国土交通省の DB 方式には、価格競争型 DB 方式と総合評価型 DB 方式が含まれる。

イ 公団等の状況

検査した 9 公団等における方式別の導入状況についてみると、図 3 のとおり、15 年度末において、契約後 VE 方式が 7 公団等、価格競争型入札時 VE 方式が 6 公団等と半数を超えて導入されているが、総合評価落札方式については 3 公団等、DB 方式については 4 公団等にとどまっている。また、公団等において、導入率が比較的高い価格競争型入札時 VE 方式については、図 3 のとおり、導入後の対象件数がほとんど無かった。なお、道路関係法人では、橋りょうの工事で橋りょう製作架設会社の技術を設計に活かして効率的な工事執行を図るなどの目的から、昭和 30 年代から設計と施工を一括して発注することが行われてきており、これにより DB 方式の対象件数が特に多くなっている。

図3 民間技術力活用方式を導入した公団等数と対象件数の推移



注(1) 総合評価落札方式のうち、総合評価型DB方式については、対象件数が無い。

注(2) DB方式については、13年度以前も道路関係法人で実施している橋りょう工事の実績はあるがその対象件数は把握していない。

表12のとおり、最も対象件数の多い契約後VE方式においても、公団等の平成14、15両年度合計の工事件数、工事金額に占める対象件数、対象金額の割合は、それぞれ1.9%、20.0%にとどまっている。

表12 公団等の入札・契約別の民間技術力活用方式の対象件数等

(単位：千円)

		総合評価落札方式				価格競争型入札時 VE 方式		契約後 VE 方式		DB 方式	
		総合評価型入札時 VE 方式		総合評価型 DB 方式		件数	当初契約金額	件数	当初契約金額	件数	当初契約金額
		件数	当初契約金額	件数	当初契約金額						
14年度	一般競争型入札	0	0	0	0	0	0	48,447,000		40,687,500	
	指名型新入札	0	0	0	0	0	0	130,561,410		75,509,700	
	従来型指名競争入札	0	0	0	0	0	0	0		10,564,365	
	随意契約	0	0	0	0	0	0	3,701,250		0	
	小計	0	0	0	0	0	0	165	182,709,660	100	126,761,565
15年度	一般競争型入札	0	0	0	0	0	0	112,059,675		54,963,300	
	指名型新入札	2	1,223,250	0	0	7	6,180,300	157,710,027		64,582,350	
	従来型指名競争入札	0	0	0	0	0	0	0		2,821,875	
	随意契約	0	0	0	0	0	0	16,365,300		1,559,250	
	小計	2	1,223,250	0	0	7	6,180,300	221	286,135,002	95	123,926,775
計(①)		2	1,223,250	0	0	7	6,180,300	386	468,844,662	195	250,688,340
割合(①/②)		0.01%	0.05%	0%	0%	0.03%	0.26%	1.90%	20.03%	0.96%	10.71%
工事实績 14・15 計(②)		20,294	2,340,347,000								

(注) 契約後 VE 方式、DB 方式は、入札別の件数は把握していないため、合計件数のみを記載。

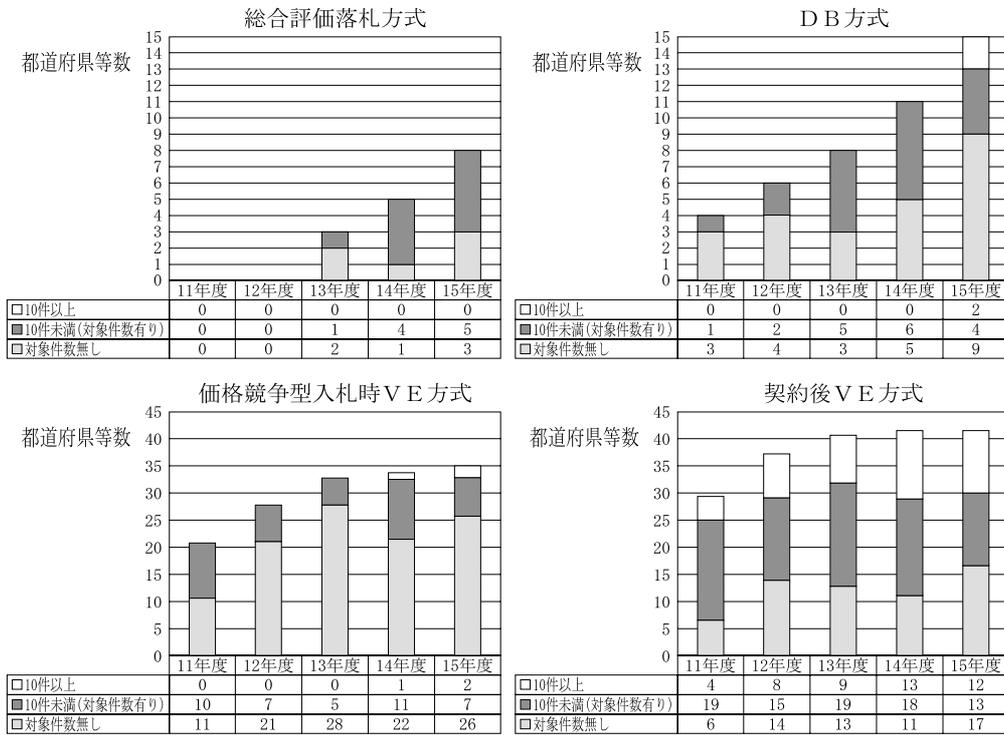
ウ 都道府県等の状況

都道府県等の状況は、図4のとおり、国土交通省担当部門の60都道府県等(12年度以前は59都道府県等)では、全般的に各方式の導入は増加傾向にあり、価格競争型入札時 VE 方式、契約後 VE 方式については、15年度末において、それぞれ35、42都道府県等で導入してきているものの、総合評価落札方式、DB方式については、それぞれ8、15都道府県等にとどまっている。このうち、導入した都道府県等についてみると、各方式とも対象件数が10件未満である都道府県等が大半であった。

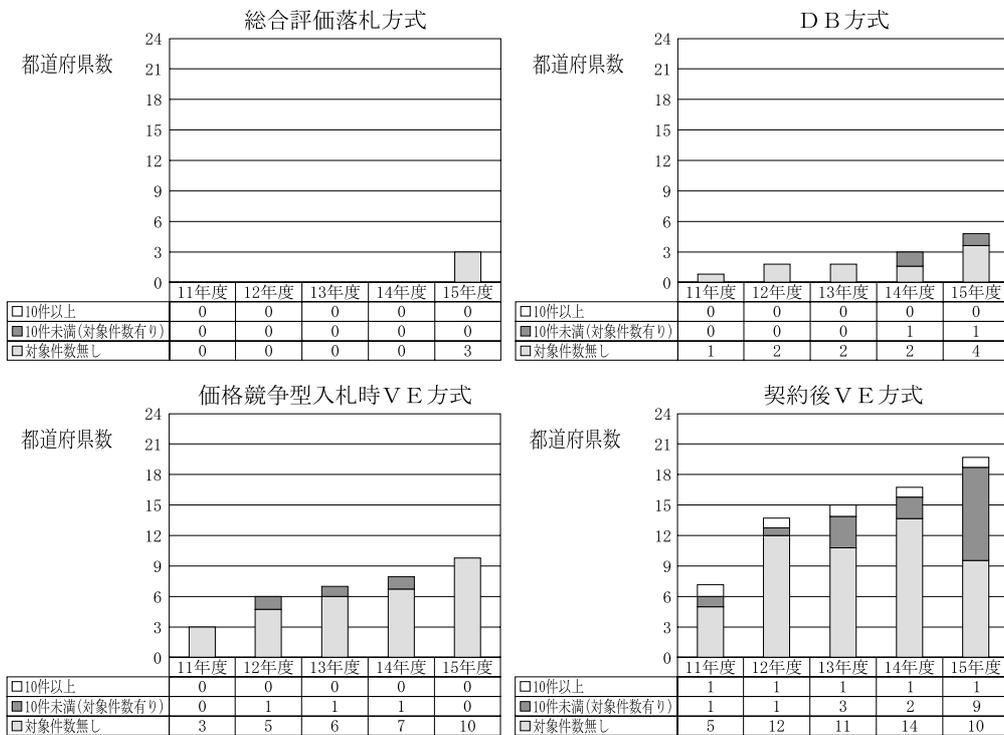
農林水産省担当部門については、契約後 VE 方式は半数近くの都道府県で導入されている。他の方式を導入している都道府県は増加傾向となっているものの少数であり、各方式を導入した都道府県においても対象件数はわずかとなっている。

図4 民間技術力活用方式を導入した都道府県等数と対象件数の推移
(都道府県等 国土交通省担当部門)

第4章 特定検査対象に関する検査状況 第8



(都道府県 農林水産省担当部門)



注(1) 総合評価落札方式には、総合評価型入札時 VE 方式及び総合評価型 DB 方式が含まれる。
 注(2) 国土交通省担当部門の DB 方式には、価格競争型 DB 方式と総合評価型 DB 方式が含まれる。

また、14、15 両年度の補助対象工事件数、工事金額の合計に占める対象件数、対象金額の割合についてみると、表 13 のとおり、両省担当部門とも、最も対象件数の多い契約後 VE 方式においても、国土交通省担当部門がそれぞれ 3.0%、13.3%、農林水産省担当部門が 0.7%、2.2% にとどまっている。

表13 都道府県等の入札・契約別の民間技術力活用方式の対象件数等

(都道府県等 国土交通省担当部門(補助対象工事))

(単位：千円)

		総合評価落札方式				価格競争型入札時 VE 方式		契約後 VE 方式		DB 方式	
		総合評価型入札時 VE 方式		総合評価型 DB 方式		件数	当初契約金額	件数	当初契約金額	件数	当初契約金額
		件数	当初契約金額	件数	当初契約金額						
14 年 度	一般競争型入札	1	126,000	0	0	18	41,532,750	381	328,254,419	3	24,117,555
	指名型新入札	1	29,610	0	0	7	3,940,650	31	19,848,758	0	0
	従来型指名競争入札	0	0	0	0	8	399,735	996	106,162,117	0	0
	随意契約	0	0	0	0	0	0	26	11,978,368	3	334,950
	小計	2	155,610	0	0	33	45,873,135	1,434	466,243,662	6	24,452,505
15 年 度	一般競争型入札	4	1,506,750	1	5,974,500	28	33,975,425	434	202,370,316	10	13,143,165
	指名型新入札	2	204,225	0	0	23	7,321,650	65	19,387,015	0	0
	従来型指名競争入札	0	0	0	0	8	442,890	874	109,371,633	3	13,996
	随意契約	0	0	0	0	0	0	23	9,183,800	1	1,470
	小計	6	1,710,975	1	5,974,500	59	41,739,965	1,396	340,312,764	14	13,158,631
計(①)		8	1,866,585	1	5,974,500	92	87,613,100	2,830	806,556,426	20	37,611,136
割合(①/②)		0.01%	0.03%	0.00%	0.10%	0.10%	1.45%	3.07%	13.35%	0.02%	0.62%
工事实績 14・15 計(②)		92,182	6,040,437,000								

(都道府県 農林水産省担当部門(補助対象工事))

(単位：千円)

第4章 特定検査対象に関する検査状況 第8

	総合評価落札方式				価格競争型入札時 VE 方式		契約後 VE 方式		DB 方式		
	総合評価型入札時 VE 方式		総合評価型 DB 方式		件数	当初契約金額	件数	当初契約金額	件数	当初契約金額	
	件数	当初契約金額	件数	当初契約金額							
14年度	一般競争型入札	0	0	0	0	1	10,794,000	15	6,393,345	1	344,400
	指名型新入札	0	0	0	0	1	472,500	12	867,510	0	0
	従来型指名競争入札	0	0	0	0	0	0	127	4,352,092	0	0
	随意契約	0	0	0	0	0	0	5	42,493	0	0
	小計	0	0	0	0	2	11,266,500	159	11,655,441	1	344,400
15年度	一般競争型入札	0	0	0	0	0	0	22	13,295,362	2	532,350
	指名型新入札	0	0	0	0	0	0	13	1,196,779	0	0
	従来型指名競争入札	0	0	0	0	0	0	95	3,664,794	0	0
	随意契約	0	0	0	0	0	0	4	6,090	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	134	18,163,026	2	532,350
計(①)	0	0	0	0	2	11,266,500	293	29,818,467	3	876,750	
割合(①/②)	0%	0%	0%	0%	0.01%	0.83%	0.74%	2.20%	0.01%	0.06%	
工事实績 14・15 計(②)	39,657	1,355,336,000									

(注) 国土交通省担当部門の DB 方式には、価格競争型 DB 方式と総合評価型 DB 方式が含まれる。

(民間技術力活用方式の導入が進まない理由)

ア 導入の検討の有無等について

各方式が導入されていない発注者について、導入に向けた検討の有無と検討していない場合はその理由等についてアンケート調査を行った。

① 公団等

公団等については、表 14 のとおり、検討を実施済または実施中としている発注者は総合評価落札方式、契約後 VE 方式、DB 方式で 1 公団等のみであり、その結果はいずれも、導入の要否について更に検討するというものである。

表14 各方式の検討の実施状況(公団等)

態 様	総合評価落札方式		価格競争型入札時 VE 方式		契約後 VE 方式		DB 方式		
		左の割合		左の割合		左の割合		左の割合	
導入されていないもの	6	100%	3	100%	2	100%	5	100%	
検討を実施済または実施中	1	17%	0	0%	1	50%	1	20%	
検討の結果	導入の方向で検討していく	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	導入の要否について更に検討する	1	17%	0	0%	1	50%	1	20%
	実施を見送る	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
検討は未実施	5	83%	3	100%	1	50%	4	80%	

また、導入に向けた検討を行っていないとしている各発注者では、表 15 のとおり、事業の概成による事業量の減少等の理由で導入を検討する必要性を認識していないという意見もあるが、他団体の実績も少なく実施効果がわからないという意見や、方式そのものの存在、内容に対する情報が不足しているなどの意見もある。

表15 導入の検討を実施していない理由(公団等)

方式	導入の検討を実施していない公団等数(A)	導入の検討を実施していない理由	意見数(B)	導入の検討を実施していない公団等数における意見数の割合(B/A)
総合評価落札方式	5	事業の概成による事業量の減少等の理由で導入を検討する必要性を認識していない	3	60%
		方式の対象となるような工事を実施していない	2	40%
		事務処理上、他の行政課題の検討を優先している	1	20%
		他団体の実績も少なく、実施効果がわからないなどの理由で検討の時期が尚早である	1	20%
価格競争型入札時VE方式	3	事業の概成による事業量の減少等の理由で導入を検討する必要性を認識していない	2	67%
		方式の対象となるような工事を実施していない	2	67%
契約後VE方式	1	事前に内部でVEを実施しているため、導入を検討する必要性を認識していない	1	100%
DB方式	4	方式の対象となるような工事を実施していない	2	50%
		事業の概成による事業量の減少等の理由で導入を検討する必要性を認識していない	1	25%
		事務処理上、他の行政課題の検討を優先している	1	25%
		方式そのものの存在、内容に対する情報が不足	1	25%

(注) 導入の検討を実施していない理由を、本院で分類したもの。各方式ごとに複数の意見のある公団等については該当する欄にそれぞれ計上している。

② 都道府県等

導入されていないもののうち、検討を実施済または実施中としている発注者の割合は、両省担当部門ともに、表16のとおり、すべての方式で、半数に満たない状況であり、また、検討の結果、導入の方向で検討していくとしているのは、両省担当部門ともすべての方式で2割程度にとどまっている。

表16 各方式の検討の実施状況

(都道府県等 国土交通省担当部門)

態 様	総合評価落札方式		価格競争型入札時 VE 方式		契約後 VE 方式		DB 方式		
		左の割合		左の割合		左の割合		左の割合	
導入されていないもの	52	100%	25	100%	18	100%	45	100%	
検討を実施済または実施中	25	48%	9	36%	8	44%	16	36%	
検討の結果	導入の方向で検討していく	11	21%	4	16%	4	22%	8	18%
	導入の要否について更に検討する	12	23%	5	20%	3	17%	8	18%
	実施を見送る	2	4%	0	0%	1	6%	0	0%
検討は未実施	27	52%	16	64%	10	56%	29	64%	

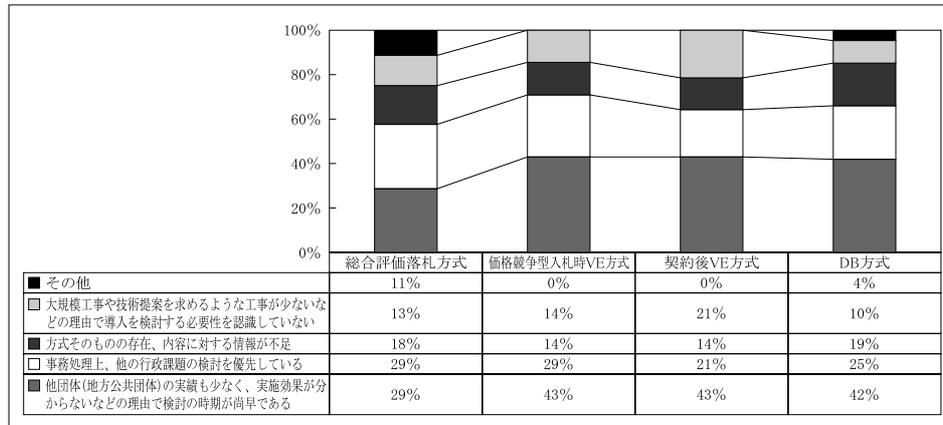
(都道府県 農林水産省担当部門)

態 様	総合評価落札方式		価格競争型入札時 VE 方式		契約後 VE 方式		DB 方式		
		左の割合		左の割合		左の割合		左の割合	
導入されていないもの	44	100%	37	100%	27	100%	42	100%	
検討を実施済または実施中	17	39%	14	38%	10	37%	13	31%	
検討の結果	導入の方向で検討していく	7	16%	5	14%	5	19%	5	12%
	導入の要否について更に検討する	9	20%	7	19%	4	15%	7	17%
	実施を見送る	1	2%	2	5%	1	4%	1	2%
検討は未実施	27	61%	23	62%	17	63%	29	69%	

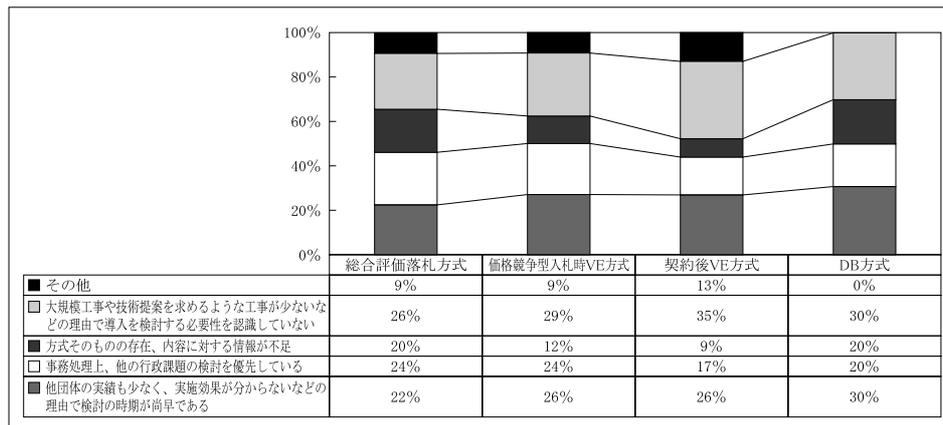
導入に向けた検討を行っていないとしている各発注者では、図5のとおり、国土交通省担当部門については、他団体(地方公共団体)の実績も少なく実施効果が分からないなどの理由で検討の時期が尚早であるという意見や、事務処理上、他の行政課題(新入札制度の導入による競争性の拡大等)の検討を優先しているという意見が多い。また、農林水産省担当部門については、大規模工事や技術提案を求めるような工事が少ないなどの理由で導入を検討する必要性を認識していないという意見や、他団体の実績も少なく実施効果が分からないなどの理由で検討時期が尚早であるという意見が多い。

図5 導入の検討を実施していない理由

(都道府県等 国土交通省担当部門)



(都道府県 農林水産省担当部門)



(注) 本表は各方式の導入の検討を実施していない両省都道府県等担当部門の意見を集計したもので、各方式ごとに複数の意見がある都道府県等もあるため、(意見数/総意見数)の割合を示したものである。

イ 対象件数の拡大が困難となっている理由

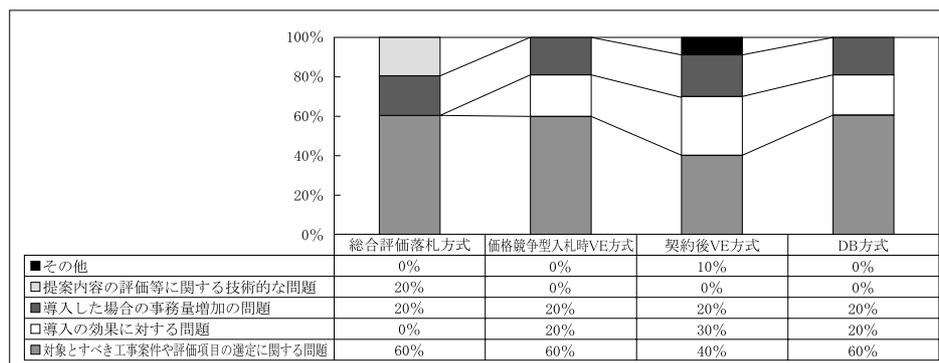
既に各方式を導入済みの発注者についても、前述のように対象件数が少ないものとなっている場合が多いことから、今後、対象件数の拡大を行うに当たり、困難となっている理由についてアンケート調査を実施した。

① 公団等

図6に示すように、各方式に共通するものとして、対象とすべき工事案件や評価項目の選定に関する問題として、工事案件が少なく技術提案の評価項目の選定が困難で

あるという意見が多く、また、導入した場合の事務量増加の問題として、従来の契約と比較して方式を導入した場合の技術提案の審査等に要する労力が増加するという意見も見受けられる。また、方式別の特徴は、契約後 VE 方式において、導入の効果に対する問題として、実施しても契約後の提案がほとんど期待できないとする意見が多いことである。

図6 各方式を実施する上で、対象件数の拡大が困難となっている理由(公団等)



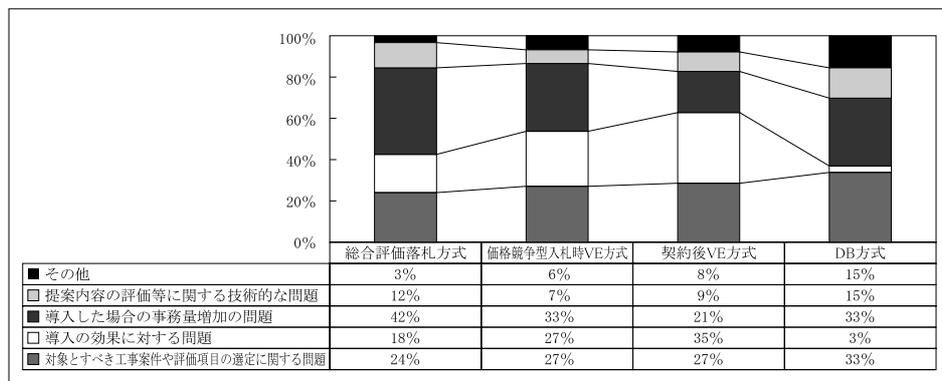
(注) 本表は各方式を導入済みの公団等の意見を集計したものであり、各方式ごとに複数の意見がある公団等もあるため、(意見数/総意見数)の割合を示したものである。

② 都道府県等

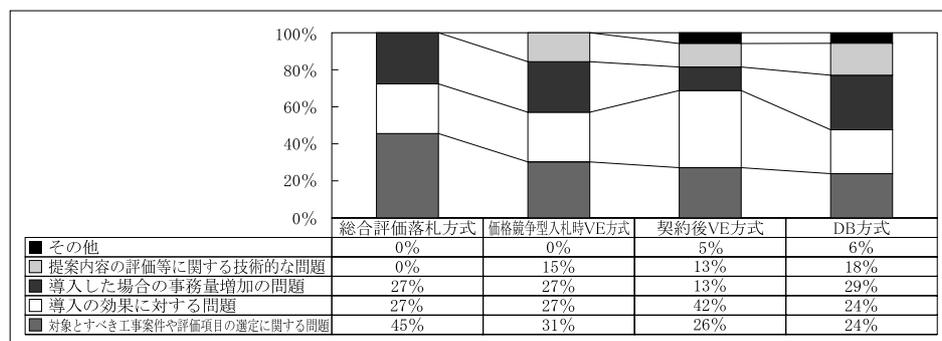
両省担当部門とも、図7のとおり、各方式に共通するものとしては、対象とすべき工事件や評価項目の選定の問題として、どのような工事を対象とすべきかの判断が難しいとする意見が多く、農林水産省担当部門では小規模で比較的単純な工事が多いこともその理由としている。また、導入した場合の事務量増加の問題として、従来の契約と比較して方式を導入した場合の技術提案の審査等に要する事務量が増加すること、導入の効果に対する問題として、実施しても提案が期待できないことなどの意見も比較的多い。方式別にみると、総合評価落札方式においては、国土交通省担当部門では導入した場合の事務量増加の問題として、落札者の決定等の際に学識経験者に意見を聴くこととされていることもあり、提案、審査に要する期間が余計にかかるため工事の進捗が遅れるとする意見が、農林水産省担当部門では対象とすべき工事件や評価項目の選定に関する問題として、評価項目の設定が困難とする意見が多い。また、契約後 VE 方式においては、両省担当部門とも導入の効果に対する問題として、実施しても契約後の提案がほとんど期待できないとする意見が多い。

図7 各方式を実施する上で、対象件数の拡大が困難となっている理由

(都道府県等 国土交通省担当部門)



(都道府県 農林水産省担当部門)



(注) 本表は各方式を導入済みの都道府県等の意見を集計したものであり、各方式ごとに複数の意見がある都道府県等もあるため、(意見数/総意見数)の割合を示したものである。

(各方式の実施の結果)

上記のように、公団等や都道府県等では民間技術力活用方式の導入等は遅れている状況である。その原因としては、前記のアンケート調査結果にみられるように、各方式の技術的な困難さや、他団体の実績も少なく内容に対する情報が不足していることなどの問題もあるが、提案が期待できないなど、事務量増加の程度の割には技術提案によるコスト縮減等の効果について疑問視されていることがある。そこで、各方式の実施の効果について把握するため、提案状況等を検査した。

ア 入札時 VE 方式の提案状況等

入札時 VE 方式は、価格競争型の場合は VE 提案とそれ以外の価格競争の双方の要素

により入札価格が縮減していることから、また、総合評価型の場合はそれらの要素に更に VE 提案による性能等の向上の要素が加わり入札価格等に反映されていることから、定量的に VE 提案による効果のみを把握することは困難である。しかし、発注者案と比較して工事価格や性能等の点でより優れた VE 提案が採用されているか否かに着目することにより、民間技術の工事の品質確保やコスト縮減に対する効果の有無について判断は可能である。

そこで、14、15 両年度における工事の VE 提案状況について検査したところ、表 17 のとおり、国土交通省地方支分部局等は、入札参加希望者のうち VE 提案者の占める割合が 75%を超える工事件数の割合は 73.0% となっており、VE 提案者と契約を行った工事件数の割合は 94.9% に上っている。都道府県等の国土交通省担当部門については、入札参加希望者のうち VE 提案者の占める割合が 50%以下の工事が半数以上に及んでいるが、VE 提案者と契約を行った工事件数の割合は 69.0% と高くなっていて、民間の技術力の活用が図られているものと認められた。また、農林水産省地方支分部局等及び都道府県の農林水産省担当部門では、入札参加希望者のうち VE 提案者の占める割合が 50%以下の工事と 50%を超える工事件数の割合は、ともに 50% ずつとなっていて、これらの中で、VE 提案者と契約を行った工事件数の割合は地方支分部局等が 72.2%、都道府県の農林水産省担当部門は 2 件と少ないが 100% である。

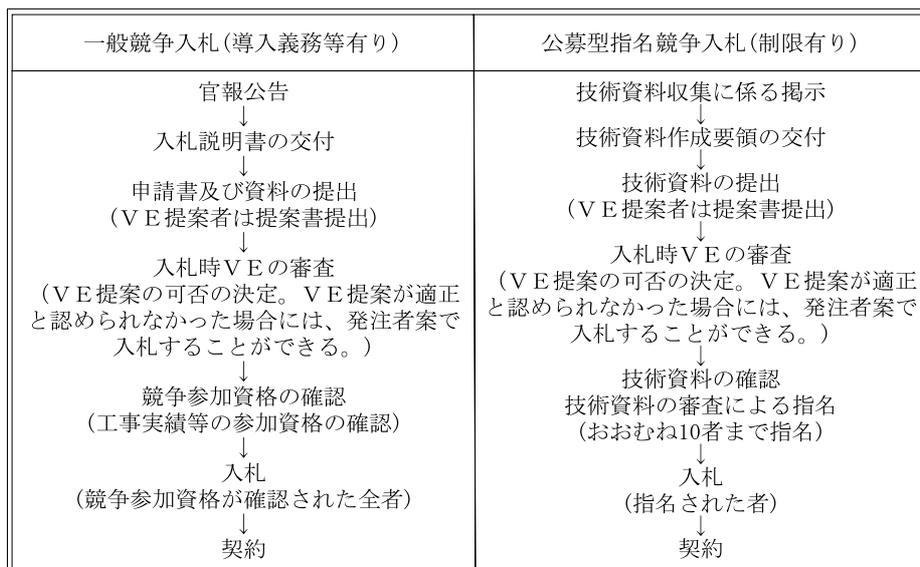
表17 入札時 VE 方式における VE 提案の状況

発注者	工事件数 (A)	入札参加希望者のうち VE 提案者の占める割合別の工事件数						VE 提案者と契約 を行った工事件数 (E)	
		VE 提案者数が入 札参加希望者の 50% 以下の工事件 数 (B)		VE 提案者数が入 札参加希望者の 50% 超 75% 以下 の工事件数 (C)		VE 提案者数が入 札参加希望者の 75% 超の工事件数 (D)			
			左の割合 (B/A)		左の割合 (C/A)		左の割合 (D/A)		左の割合 (E/A)
国土交通省 地方支分部局等	1,161	122	10.5%	192	16.5%	847	73.0%	1,102	94.9%
農林水産省 地方支分部局等	18	9	50.0%	3	16.7%	6	33.3%	13	72.2%
公団等	9	1	11.1%	1	11.1%	7	77.8%	8	88.9%
都道府県等(国土 交通省担当部門)	100	66	66.0%	13	13.0%	21	21.0%	69	69.0%
都道府県(農林水 産省担当部門)	2	1	50.0%	1	50.0%	0	—	2	100.0%

両省の場合、入札時 VE 方式は、一般競争型入札及び公募型指名競争入札(制限有り)のように VE 提案の提出を広く募集することが可能な入札を適用して実施されている。

それぞれの入札の手続の流れはおおむね図8のとおりであり、VE提案の内容を審査してその可否を判定した後に、公募型指名競争入札(制限有り)の場合は、技術資料の確認を行うとともに、入札参加希望者が多い場合は、その中から発注者が入札参加者を選定し、指名している(おおむね10者)。入札参加者の選定は、各地方支分部局等が定める審査基準等を基に、過去の工事成績、同種工事の施工実績、配置予定技術者の状況等、多くの審査項目の評価によって客観的な評価となるよう行われているが、その評価の中でVE提案の有無や良否による比重は必ずしも高いものではない。そこで、公募型指名競争入札(制限有り)の場合には、入札参加希望者が公募等に応じて、時間とコストをかけて取りまとめたVE提案が審査で適正と認められたとしても指名されずに入札に参加できないことも考えられるため、VE提案者の指名状況について検査した。

図8 両省の入札別の手続の流れ(例)



国土交通省地方支分部局等では、表18のとおり、公募型指名競争入札(制限有り)により、696件の工事を発注している。このうち入札参加希望者が多く、指名により入札参加者の絞込みを行った286件の中には、VE提案者が入札参加者となれなかったものが252件あり、うち70件はおおむね10者程度に指名業者を絞り込む過程で、5者を超えるVE提案者が指名されずに入札に参加できない状況となっていた。都道府県等の国土交通省担当部門では、入札参加者の絞込みを行ったものは22件あるが、VE提案者が入札参加者となれなかったものは2件であった。

農林水産省地方支分部局等では、6件の工事のうち2件について、入札参加希望者が多く、指名により入札参加者の絞込みが行われ、VE提案者が指名されず入札に参加できない状況となっていた。また、都道府県の農林水産省担当部門で実施した工事は1件のみであるが、VE提案者はすべて入札に参加できていた。

表18 入札時VE方式におけるVE提案者の指名状況

発注者	公募型指名競争入札(制限有り)等の工事件数	入札参加希望者が10者以下等のため指名業者の絞込みが行われなかった工事件数	入札参加者が絞込みされた工事件数			VE提案をした入札参加者が絞込みされた工事件数			
			うち入札に参加できなかった者が5者以下	うち入札に参加できなかった者が5者超		うち入札に参加できなかった者が5者以下	うち入札に参加できなかった者が5者超		
国土交通省地方支分部局等	696	410	286	201	85	252	182	70	
	上記の割合	100.0%	58.9%	41.1%	28.9%	12.2%	36.2%	26.1%	10.1%
農林水産省地方支分部局等	6	3	3	2	1	2	2	0	
	上記の割合	100.0%	50.0%	50.0%	33.3%	16.7%	33.3%	—	
公団等	9	9	0	0	0	0	0	0	
	上記の割合	100.0%	100.0%	—	—	—	—	—	
都道府県等(国土交通省担当部門)	35	13	22	1	21	2	2	0	
	上記の割合	100.0%	37.1%	62.9%	2.9%	60.0%	5.7%	5.7%	—
都道府県(農林水産省担当部門)	1	0	1	0	1	0	0	0	
	上記の割合	100.0%	—	100.0%	—	100.0%	—	—	—

(注) 本表は公募型指名競争入札(制限有り)等の指名時の入札参加者の絞込みの状況を示している。

イ 契約後VE方式の提案状況等

契約後VE方式については、VE提案が採用された場合には契約変更が行われるため、工事価格の縮減額が明確なものとなる。14、15両年度に入札が行われた工事のうち、VE提案により契約変更されるなどした工事件数は、表19のとおり、両省地方支分部局等、公団等、都道府県等の国土交通省担当部門(農林水産省担当部門については該当無し。)を合わせて63件あり、VE縮減額は3億6978万余円に上っている。

このうち縮減額の大きさでは、1公団等が発注したシールドトンネル工事における1億1910万余円が突出しているが、その他の事例は、千万円単位のものが地方支分部局等が1件(推進工事)、公団等が1件(建築工事)、都道府県等が3件(シールドトンネル

工事2件、橋りょう工事1件)あり、百万円単位のもので地方支分部局等が20件、公団等が1件、都道府県等が12件である。なお、これらの縮減額は、実際に縮減することとなる工事費の50%に相当する額であり、残りの50%はVE提案のための費用として提案者に還元されることとなっている。

提案内容についてみると、新技術に基づいた提案も14件あるが、現場に即した設計、施工手順の工夫等、個々の工事現場の状況等に対応したものが特に多く、特別な新技術を求めるような工事や特別な技術力を保有する会社でなくとも現場の創意工夫により、VE提案がなされているものが多い傾向にある。

表19 契約後 VE 方式による工事費の縮減状況 (単位：千円)

発注者	工事の種類	工事件数	契約金額	VE縮減額	提案の態様					
					目的物の変更を伴う提案		施工方法等の提案			
					新技術に基づいた提案	設計上の工夫等の提案	新技術に基づいた提案	施工手順の工夫等の提案	会社の保有機等を生かした提案	
国土交通省地方支分部局等	7整備局等	一般土木16、舗装3、鋼橋上部2、建築1、設備1	23	13,942,425	63,382	3	10	6	7	1
農林水産省地方支分部局等	7農政局等	一般土木11	11	3,477,075	21,949	0	4	1	6	0
公団等	3法人	一般土木1、建築1、設備1	3	5,376,000	158,520	0	4	0	0	0
都道府県等(国土交通省担当部門)	12都道府県等	一般土木20、鋼橋上部3、建築1、PC上部1、設備1	26	23,967,551	125,937	1	15	3	20	3
計		一般土木48、鋼橋上部5、舗装3、建築3、設備3、PC上部1	63	46,763,051	369,788	4	33	10	33	4

注(1) VE縮減額は、額の確定中のものについては、概算縮減額を計上している。

注(2) 提案の態様は、複数項目の提案をしている工事については重複計上している。

ウ DB方式の実施状況

DB方式は、14、15両年度に、国土交通省地方支分部局等で33件、農林水産省地方支分部局等で10件、公団等で195件、都道府県等の国土交通省担当部門で20件、同農林水産省担当部門で3件実施されている。

これらの契約を設計・施工一括発注方式導入検討委員会の報告に基づいてDB方式の工事目的物、適用時期、契約対象別に分類すると、表20のとおりである。工事目的物

については施工方法によって設計内容が大きく変わるなどの橋りょう、トンネルを築造するものが計 223 件、また、適用時期については目的物の施工に必要な詳細な仕様を決定する段階におけるものが 250 件、さらに契約の相手方については技術力を設計に反映させることにより、合理的な設計・施工を行うことを目的として、施工会社と請負契約をしたものが 259 件を占めている。

発注者別の特徴としては、農林水産省地方支分部局等では設備工事等で、設計と製造が密接不可分な比較的特殊技術を要する工事等を対象としている。公団等では前記のとおりに道路関係法人が橋りょう上部工の製作架設工事に適用している工事が 190 件を占めている。

なお、DB 方式については、多くの効果が期待されているが、大規模な工事で未だ施行途中である工事が多く、その効果等については、今後更に検証が必要な段階にある。

表20 DB方式の分類

発注者		契約件数	契約金額 (千円)	工事目的物					実施状況			
				トンネル	橋りょう	コンクリート 構造物	設備	その他	適用時期		契約対象	
									予備・基本設計 段階	詳細・実施設計 段階	施工会社	設計会社・施工 会社のJV
国土交通省地方支分部局等	6 整備局等	33	54,783,435	13	10	5	4	1	10	23	33	0
農林水産省地方支分部局等	7 農政局	10	690,375	0	1	0	9	0	0	10	10	0
公団等	4 法人	195	250,688,340	0	190	0	0	5	0	195	195	0
都道府県等(国土交通省担当部門)	8 都道府県等	20	37,611,136	3	6	1	8	2	1	19	18	2
都道府県(農林水産省担当部門)	1 都道府県	3	876,750	0	0	0	0	3	0	3	3	0
計		261	344,650,036	16	207	6	21	11	11	250	259	2

(総合評価落札方式の実施状況)

民間技術力活用方式のうち、総合評価落札方式は、従来の最も安価な入札者が落札するという方式とは異なるものであり、入札に参加する企業からの積極的な技術提案による技術面での競争によって、価格のみならず総合的な価値による競争を促進するものである。そして、この方式は発注者にとって最良な調達を実現する上で有効な手段であるとともに、ひいては、効率的かつ効果的な社会資本の整備、民間の技術開発の促進に寄与するもの

のと期待されている。

しかし、実施に当たっては、対象とする工事の選定や総合評価の方法等、その導入に当たって検討すべき課題も多い方式であることから、実施内容について調査した。

ア 総合評価落札方式の評価方法の分類

総合評価落札方式の実施に当たっては、発注者の要求を的確に反映する価格以外の評価内容を選択するとともに、その要求の程度に応じて採点方法の決定や予定価格の算定等の手続を適切に定める必要がある。ガイドラインでは、総合評価を行う評価項目は、当該工事の目的・内容に応じ、事務・事業上の必要性等の観点から設定し、これを必須とする評価項目(以下「必須評価項目」という。)とそれ以外の評価項目(以下「必須以外評価項目」という。)に区分することとしている。そして、必須評価項目を設定する場合には、〈事例1〉のとおり、発注者としての最低限の要求要件を示し、この要求要件を満たしていないものは不合格とし、要求要件を満たしているものには基礎点を与え、さらに、最低限の要求要件を超える部分について評価に応じ加算点を与えることとされている。また、予定価格は、必須評価項目ごとに設定した最高得点を与える状態(以下「目標状態」という。)を前提として算出することとし、その算出に当たっては、最低限の要求要件を満足する工事価格に、目標状態を実現するまでに必要な価格(以下「総合評価管理費」という。)を加算するなどの方法により、各発注者が工事ごとに設定するものとされている。

一方、必須以外評価項目については、各項目ごとに評価に応じて加算点を与えるものとされており、この項目については総合評価管理費の計上は行わず、標準的な工法等による工事価格を予定価格としている。

<事例1 (必須評価項目の場合)>

発注者	国土交通省地方支分部局
工事の概要	供用中の国道、延長約3,200mの舗装の切削等を行い、新たに高機能舗装(厚さ5cm)を施工する舗装修繕工事
評価の目的と内容	沿道環境の改善を図るため、高機能舗装における「路面騒音低減」の効果に着目し、低減の程度を評価
最低限の要求要件と目標状態の設定	最低限の要求要件を、従来の高機能舗装工事による標準的な路面騒音値である89デシベルとする。目標状態を、当時の高機能舗装工事の技術で最も低減した場合の騒音値と推定される87デシベルとする。
予定価格の算定	発注者が目標状態としている路面騒音値が87デシベルとなる舗装を施工する場合の工事費を予定価格とする。
VE提案に対する採点方法	目標状態(87デシベル)を100点とし、最低限の要求要件の状態(89デシベル)に基礎点として78点を与え、提案内容に応じ89デシベルから0.5デシベル下回るごとに加算点5.5点を与える。
落札者の決定方法	①入札価格が予定価格の制限の範囲内であること ②VE提案の内容は、発注者が最低限の要求要件として定めた路面騒音値(89デシベル)以下であること ③以下に示す評価値が基準評価値を下回らないこと
$\text{評価値} = \frac{\text{基礎点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}} = \frac{78 \text{点} + (0.5 \text{ デシベル低減ごとに } 5.5 \text{ 点加算})}{\text{入札価格}}$ $\text{基準評価値} = \frac{\text{目標とする状態の得点値}}{\text{予定価格}} = \frac{100 \text{ 点}}{\text{予定価格}}$	
<p>図で表すと、上記の①、②、③の条件を満たすのは、色塗りの領域であり、この領域内に入る入札者のうち、評価値の最も高い(図の点線の傾きが最も大きい)者が落札者となる。</p>	
<p>基準評価値 = $\frac{100 \text{ 点}}{\text{予定価格}}$ を表す勾配</p> <p>提案値</p> <p>(87デシベルの得点) 100点</p> <p>(89デシベルの得点) 78点 基礎点</p> <p>得点 ↑</p> <p>入札価格 →</p> <p>89デシベルの工事費</p> <p>87デシベルの工事費(予定価格)</p> <p>総合評価管理費</p>	

上記のように、必須評価項目として総合評価を実施する場合、通常の工事で算定する一般的な工事費の積算作業以外に、目標状態の工事費の積算を行う必要があるなど業務量が多くなるという問題とともに、目標値や配点をどのように設定するか、目標状態の工事費をどのように算定するかなどの技術的課題を解決しなければならないこととなる。このため、両省では運用試行案を定め、総合評価管理費等の算定を要しない必須以外評価項目のみで総合評価を行うことを容易とし、総合評価落札方式の一層の適用の拡

大を図るとともに、事務の合理化に資するよう、＜事例2＞のとおり、標準的な性能等の得点を標準点として100点とし、性能等の評価による加算点の最高点は10点を標準とするなどとした。

＜事例2（必須以外評価項目の場合）＞

発注者	農林水産省地方支分部局
工事の概要	水田地帯の洪水時の排水被害の解消等を目的として、排水機場のポンプを製作、据付する工事
評価の目的と内容	維持管理費等の縮減を図るため、ポンプ効率とこれを駆動させるための電動機の出力に着目し、これらの性能を評価
VE提案に対する採点方法	運用試行案に基づき、ポンプ効率が85.5%以上、電動機出力が321kW以下の提案に基礎点として100点を与え、さらに電動機出力が321kW以下で最も小さい提案に加算点10点を与え、それ以外の提案については低減量に応じて加算点を配分する。
予定価格の算定	ポンプ効率85.5%、電動機出力321kWを標準として積算
落札者の決定方法	①入札価格が予定価格の制限の範囲内であること ②ポンプ効率が85.5%以上、電動機出力が321kW以下であること ③以下に示す評価値が基準評価値を下回らないこと
$\text{評価値} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}} = \frac{100 \text{点} + (\text{最高} 10 \text{点})}{\text{入札価格}}$ $\text{基準評価値} = \frac{\text{目標とする状態の得点値}}{\text{予定価格}} = \frac{100 \text{点}}{\text{予定価格}}$	
<p>図で表すと、上記の①、②、③の条件を満たすのは、色塗りの領域であり、この領域内に入る入札者のうち、評価値の最も高い(図の点線の傾きが最も大きい)者が落札者となる。</p>	

イ 評価項目の選定について

総合評価落札方式を適用する工事の範囲については、ガイドラインによれば、以下の工事に該当する場合とされている。

- ① 工事価格に維持更新費等を含めたライフサイクルコストを加えた総合的なコストを評価するもの

- ② 工事目的物の初期性能の持続性、強度、安定性等の性能・機能を評価するもの
- ③ 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策を必要とする工事の対策の達成度を評価するもの

国土交通省地方支分部局等で14、15両年度に発注した工事1,109件について、評価項目の選定状況を調査したところ、表21のとおり多様な内容の評価項目が選定されており、その内容は「評価の態様」欄の区分のように、工事完成後も効果が持続するもの（aの態様、評価項目485(全体の26.0%)、該当工事件数320(全体の28.9%)）、工事中のみに効果が限定されるもの（bの態様、評価項目1,390(全体の74.5%)、該当工事件数910(全体の82.0%)）の2種類に大別された。また、農林水産省地方支分部局等で実施した工事6件においては、9評価項目のうち、完成後も効果が持続するものが1評価項目、工事中のみに効果が限定されるものが8評価項目となっていて、公団等、都道府県等（農林水産省担当部門については該当無し。）で実施した工事11件においては、同様に、17評価項目のうち、それぞれ8評価項目、9評価項目となっている。

表21 地方支分部局等の評価内容

(国土交通省 地方支分部局等)

第4章 特定検査対象に関する検査状況 第8

評価の態様	該当工事件数等	評価項目の分類	該当工事件数等	主な評価項目
a 主に工事完成後の供用期間における性能等やライフサイクルコストの総合評価を行う評価項目 (ガイドラインの①、②、③の観点が複合するなどして選定された評価項目)	工事件数 320 評価項目数 485	土木・建築工事の性能値や初期性能の持続性を高めるなどのための品質の向上	工事件数 232 評価項目数 288	コンクリートの強度、耐久性等の向上の観点から、ひび割れ防止対策等の施工方法 沿道環境の向上に資するため、高機能舗装の仕様の違いなどによる路面騒音の低減値
		機械・設備工事の性能値や初期性能の持続性を高めるなどのための品質の向上	工事件数 88 評価項目数 197	ライフサイクルコストの縮減等の観点から、受変電設備、排水ポンプ、空調設備等の電気・燃料の消費量、使用効率等
b 主として工事期間における交通、環境等への配慮等の総合評価を行う評価項目 (主にガイドラインの③の観点から選定された評価項目)	工事件数 910 評価項目数 1,390	工事中における車両、歩行者、航行船舶等の交通への阻害の緩和及び安全な通行の確保	工事件数 462 評価項目数 544	工事期間の短縮による交通への影響の緩和の観点から、交通規制の時間帯、施工期間の短縮日数、主要な工事の施工速度
		特殊な現場条件や技術的に高度な工事等において安全な作業を行うための対策	工事件数 116 評価項目数 135	工事現場に近接する橋りょうなどの施設や現場内の地下埋設物の安全確保の観点から、対策工法または影響の程度
		工事中の騒音、振動、粉塵等の影響を緩和し、近隣の環境の維持を図るための対策	工事件数 450 評価項目数 595	工事の騒音や振動の緩和に資するため、対策工法または発生する騒音値、振動値 工事現場からの排水、水中作業等による水質汚濁の防止等に資するため、対策工法または汚濁の程度
		省資源・リサイクルの推進、廃棄物の発生の抑制対策	工事件数 137 評価項目数 141	リサイクルの推進の観点から、発生土や伐採木等現場発生材の再利用率や再生アスファルト材等のリサイクル製品の利用率
工事件数純計 1,109		評価項目数純計 1,865		

(農林水産省 地方支分部局等)

評価の態様	該当工 事件数 等	評価項目の分類	該当工 事件数 等	主な評価項目
a 主に工事完成後の供用期間における性能等やライフサイクルコストの総合評価を行う評価項目 (ガイドラインの②の観点から選定された評価項目)	工事件数 1 評価項目数 1	機械・設備工事の性能値の向上	工事件数 1 評価項目数 1	排水機場に設置するポンプと電動機の性能
b 主として工事期間における交通、環境等への配慮等の総合評価を行う評価項目 (主にガイドラインの③の観点から選定された評価項目)	工事件数 5 評価項目数 8	工事中における車両、歩行者、航行船舶等の交通への阻害の緩和及び安全な通行の確保	工事件数 3 評価項目数 4	工事期間の短縮による交通への影響の緩和の観点から、交通規制の時間帯、施工期間の短縮日数、主要な工事の施工速度
		工事中の騒音、振動、粉塵等の影響を緩和し、近隣の環境の維持を図るための対策	工事件数 3 評価項目数 4	工事の騒音や振動の緩和に資するため、対策工法または発生する騒音値、振動値 工事現場からの排水、水中作業等による水質汚濁の防止等に資するため、対策工法または汚濁の程度
工事件数純計 6			評価項目数純計 9	

(公団等、都道府県等)

評価の態様	該当工 事件数 等	評価項目の分類	該当工 事件数 等	主な評価項目
a 主に工事完成後の供用期間における性能等やライフサイクルコストの総合評価を行う評価項目 (ガイドラインの①、②、③の観点が複合するなどして選定された評価項目)	工事件数 5 評価項目数 8	土木・建築工事の性能値や初期性能の持続性を高めるなどのための品質の向上	工事件数 5 評価項目数 8	建築物の防災・防犯等計画や近隣への影響(敷地外に対する日影量、緑化計画等)の緩和等の提案 沿道環境の向上に資するため、高機能舗装の仕様の違いなどによる路面騒音の低減値
b 主として工事期間における交通、環境等への配慮等の総合評価を行う評価項目 (主にガイドラインの③の観点から選定された評価項目)	工事件数 7 評価項目数 9	工事中における車両、歩行者、航行船舶等の交通への阻害の緩和及び安全な通行の確保	工事件数 3 評価項目数 3	工事期間の短縮による交通への影響の緩和の観点から、交通規制の時間帯、施工期間の短縮日数
		工事中の騒音、振動、粉塵等の影響を緩和し、近隣の環境の維持を図るための対策	工事件数 5 評価項目数 5	工事の騒音や振動の緩和に資するため、対策工法または騒音値、振動値 自然環境や景観に対する影響、沿道住民への影響の緩和の観点から、施工期間の短縮日数
		省資源・リサイクルの推進、廃棄物の発生の抑制対策	工事件数 2 評価項目数 2	建設副産物の発生の抑制、リサイクルの推進の観点から、腐植土の改良による再使用可能量等
工事数純計 11			評価項目数純計 17	

(注) 評価項目の内容を、本院で分類したもの。複数の評価項目のある工事、複数の内容を総合的に評価するような評価項目があり、これらについては、該当する欄に重複計上している。したがって、各欄の工事件数、評価項目数の集計は、一致しない。

ウ 総合評価管理費の計上の状況

総合評価落札方式は、前記のように必須評価項目を設定して総合評価管理費を計上する工事と、必須以外評価項目のみの設定により総合評価管理費を計上しない工事に大別される。当該工事の目的物の性能等の向上に非常に重要である評価項目については必須評価項目として、その性能等の向上に応じたコストなどである総合評価管理費を予定価格中に計上することにより、積極的な提案が期待されている。一方、必須以外評価項目は事務・事業の必要性の観点から必須評価項目とするまでには至らない項目であるが、必須評価項目として設定したい評価項目であっても、そのコストを算出する十分に信頼性のある方法が見いだせない評価項目については、総合評価管理費を計上しないで、必須以外評価項目としている。

国土交通省地方支分部局等の発注した総合評価落札方式を適用した工事 1,109 件のうち必須評価項目を設定し総合評価管理費を計上している工事件数は表 22 のとおり、66 件(6.0%)であり、その評価内容についてみると、61 件(92.4%)が、高機能舗装の仕様等の違いによる路面騒音の低減の効果を評価するものである。

表22 国土交通省地方支分部局等の総合評価管理費を計上している工事件数 (単位：千円)

評価項目	総合評価管理費を計上している工事件数	予定価格の合計	左のうち総合評価管理費の合計
高機能舗装の仕様の違いなどによる路面騒音の低減値	61	11,578,513	878,370
リサイクルの推進のため、法面緑化の吹付工に使用する伐採木のリサイクル率	1	100,660	5,800
危険地域の作業の安全対策のため、無人化が可能な作業内容数	2	951,886	19,224
騒音対策のため、工事中の騒音値	1	12,384,711	254,660
赤土等流出防止対策のため、工事中の流出量			
トンネル工事の施工の短縮期間	1	3,675,703	150,150
計	66	28,691,475	1,308,204

農林水産省地方支分部局等において、農業農村整備事業に総合評価落札方式を適用した工事 6 件についてみると、同方式を適用する場合には、受益者(地元)の負担が増加することもあるため、個々の工事ごとに検討して、工事期間における交通、環境等への配慮等、工事契約としての付加価値を高める必須以外評価項目を設定し総合評価を行っており、いずれの工事においても総合評価管理費は計上されていない。

なお、公団等、都道府県等についてもそれぞれ1件、3件について総合評価管理費を計上した工事があり、そのうち都道府県等の3件は、国土交通省地方支分部局等と同様の高機能舗装工事である。

高機能舗装工事については、発注者の求める性能の目標状態の設定手法や目標状態の工事費の積算の基準が整備されており、その算定業務の円滑化が図られていることが総合評価管理費の計上につながっていると思われるが、その他の工事については、個々の工事の発注ごとにその手法を定めなければならず、総合評価管理費を算定する場合、少なからぬ業務負担を強いられることとなる。これらの状況の中で、総合評価管理費を計上している工事の割合は全体の1割に満たない状況であり、現状では、必須以外評価項目のみの総合評価であるとして総合評価管理費の計上は行わずに工事契約として付加価値の高いものを求める手法が主流となっている。

このため、各入札参加者が提案した、発注者案よりも優れた仕様や工法に基づいた工事費は、発注者が標準的な仕様や工法に基づいて積算した工事費よりも高額なものとなりやすいと想定されることから、各入札参加者の入札金額の傾向等を分析した。

その結果、表23のとおり国土交通省地方支分部局等の総合評価管理費を計上していない必須以外評価項目の評価工事1,043件のうち、VE提案者の半数以上が予定価格を上回った工事件数は622件(59.6%)等となっていて、これらの工事については、本来、より多くのVE提案によって技術競争が図られるところではあるが、多数の入札参加者が予定価格を上回ったため、多くのVE提案の内容が活かされず、技術評価の競争の度合いが低いものになっていると考えられる。一方、内容的には高機能舗装工事に限定されているものの、総合評価管理費を計上している工事では予定価格を上回った者が少なくなっている。また、農林水産省地方支分部局等の6件については、VE提案者の半数以上が予定価格を上回った工事件数は5件あった。

上記のように、総合評価管理費を計上している工事はその算定方法が整備されたごく一部の工事に限られているのが現状であり、今後は工事の内容・目的に応じ、事務・事業の必要性をかんがみた上で、総合評価管理費を計上する工事の実施事例の増加及び多様化をいかに図っていくかが総合評価落札方式の効果を検証する上で重要であると思料される。

なお、このような課題に対処する方策の一つとして、16年7月に公告された国土交通省地方支分部局等の総合評価落札方式の対象工事において、総合評価管理費の算定に当たり、あらかじめ入札参加予定者から徴した見積りを基にして積算する試みが行われている。

表23 地方支分部局等における入札状況

発注者	総合評価管理費の計上有無	工事件数(A)	予定価格を上回ったVE提案者がいない工事件数	最終の入札において予定価格を上回ったVE提案者がいる工事件数							
				VE提案者のうち予定価格を上回ったものが5者未満のもの		VE提案者のうち予定価格を上回ったものが5者以上のもの		VE提案者のうち予定価格を上回ったものが半数未満のもの		VE提案者のうち予定価格を上回ったものが半数以上のもの	
				工事件数(B)	左の割合(B/A)	工事件数(C)	左の割合(C/A)	工事件数(D)	左の割合(D/A)	工事件数(E)	左の割合(E/A)
国土交通省地方支分部局等	有	66	35	19	28.8%	12	18.2%	14	21.2%	17	25.8%
	無	1,043	204	464	44.5%	375	36.0%	217	20.8%	622	59.6%
農林水産省地方支分部局等	無	6	0	2	33.3%	4	66.7%	1	16.7%	5	83.3%
合計		1,115	239	485	43.5%	391	35.1%	232	20.8%	644	57.8%

エ 入札価格と性能等の評価方法

総合評価落札方式において、入札価格と性能等の双方を勘案して落札者を選定する方法は、ガイドラインなどにより、以下の算定式に基づいて算出した評価値がより高い者を選定することとされている。

$$\text{評価値} = \frac{\text{性能等に対する得点}}{\text{工事等に要するコスト}} = \frac{(\text{基礎点または標準点}) + \text{加算点}}{\text{入札価格} + \text{その他コスト}}$$

(注) その他コストとは、工事に関連して生ずる補償費や目的物の維持更新費等、工事価格以外の支出額であり、その縮減額の算定が可能な場合に、加算点により評価を行わず、直接金額により評価する場合に計上する。

このうち、性能等に対する得点における加算点の配点割合は、ガイドラインでは工事及び評価の目的・内容等を勘案して適切に設定するものとされている。そして、前記のとおり、必須以外評価項目のみについて総合評価を行う場合、運用試行案により、標準的な性能等の得点を標準点として100点とし、性能等の状況に応じて加算点を最大で10点と定めることを標準として、評価に対する得点幅の決定作業の軽減等を図り、より一層の総合評価落札方式の活用が図られている。

各工事契約において、基礎点または標準点に対して加算点がどの程度に設定されてい

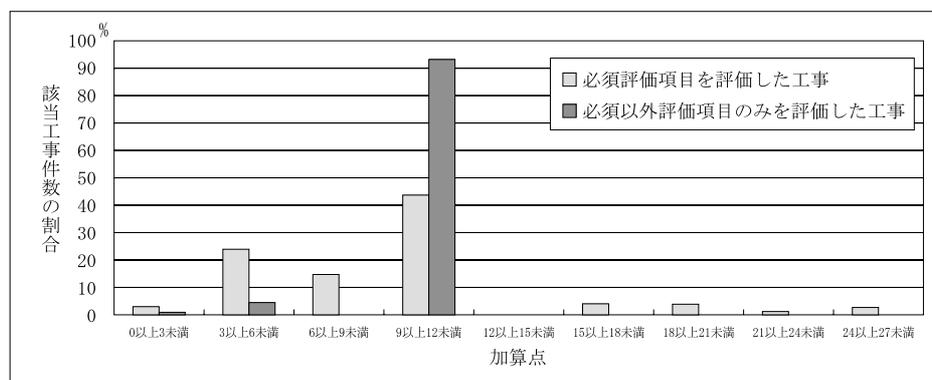
るかを検査したところ、国土交通省地方支分部局等の 1,109 件の工事のうち、必須評価項目を評価している 66 件については、図 9 のとおり、加算点は 1.7 点から 25.0 点の広い点数域にわたって分布している。これは、61 件(92.4%)を占める高機能舗装工事において、総合評価管理費の予定価格に占める割合を基にして、性能等に対する得点に占める加算点の割合を決定している例が多いことによるものである。

一方、必須以外評価項目のみを評価している 1,043 件の加算点についてみると、968 件(93.8%)の工事が運用試行案に基づき標準である 10 点を採用しており、ガイドラインに示されるような評価の目的・内容等を勘案して工事ごとに配点を考慮している事例は余り見受けられなかった。

農林水産省地方支分部局等については、6 件の工事のうち、運用試行案に基づいて加算点を標準の 10 点と設定している工事が 5 件、評価項目対象工事費の全体工事費に占める割合が小さいため 10 点未満で設定している工事が 1 件となっていた。

また、公団等、都道府県等の工事は、11 件のうち 7 件が必須以外評価項目のみのものであり、うち 5 件の加算点が 10 点とされている。

図 9 工事ごとの加算点の状況(国土交通省 地方支分部局等)



なお、現状の加算点の配点において、どの程度技術競争が図られているかの目安として、性能等の評価による評価値の増加により最低価格の入札者が落札できなかった工事について確認したところ、国土交通省地方支分部局等は 1,109 件の工事のうち 75 件(6.8%)が該当し、農林水産省地方支分部局等は該当する工事は無かった。

上記の結果、運用試行案による加算点の標準化は、入札契約事務を円滑化し、総合評

価落札方式の実績の増加につながっているが、今後業務の円滑化を維持しつつ、必須以外評価項目についても評価の重要性等を勘案した配点の多様化をいかに図っていくかが総合評価落札方式の効果を検証する上で重要であると思料される。

4 本院の所見

公共工事については、工事の品質の確保を前提として、透明性・客観性及び競争性を確保するために一般競争入札等の新入札制度の導入とその一層の拡大が求められており、近年の、厳しい財政事情の下、公共工事に対するコスト縮減の要求も更に高まってきている。工事の品質を損なうことなくコスト縮減等の要求に応えるに当たっては、競争性を確保するとともに、技術と経営に優れた企業が伸びることができる市場環境の整備を図り、そこで培われた民間の技術力を最大限活用して発注者としてより有利な契約を締結していくことが必要である。そのためには、適切な施工能力を有する企業による施工が実現されるよう、競争に参加を希望する企業やその技術者について同種工事の経験や工事成績等による技術力評価に努めつつ、新入札制度のより一層の導入等を促進し、競争性等の向上に努力していく必要がある。さらに、民間技術力活用方式の導入等の拡大に当たっては、民間の技術力の活用により、品質の確保、コスト縮減等を図ることが可能な工事や価格以外の要素を重視すべき工事について、それぞれの工事で要求される民間の技術力を的確に示し、それに基づいて提出された技術提案の評価や契約の相手方の選定についても的確かつ速やかに行うためのシステムを構築していく必要がある。特に、総合評価落札方式については、現在、国、特殊法人等及び地方公共団体で推進されている施設の耐久性の向上や省資源・省エネルギー化、リサイクルの推進等の多様な施策を工事の実施過程において推進する手段としても、施策の全般にわたって活用できる可能性がある有効な方式である。

しかし、各発注者における入札・契約制度の状況についてみると、新入札制度の導入等についてはおおむねその拡大が図られてきているものの、民間技術力活用方式については、公団等、都道府県等における導入は、総合評価落札方式に代表されるように、未だ低いものとなっている。そして、導入がなされていない発注者においては、他団体の実績が少なく実施内容や実施効果についての情報が少ないことや、新入札制度の導入による競争性の拡大等他の行政課題の検討を優先していることなどの理由から少なからず導入について消極的な意見

が見受けられる。

一方、両省においては、民間技術力活用方式の導入が図られてきており、その導入の結果、工事コストの縮減並びに工事目的物の性能等の向上等の高い効果を上げることが、社会基盤整備の充実に資するものであるとともに、さらに、公団等及び都道府県等に対する導入促進に寄与するものと思料される。

今回の検査では、入札参加者の選定過程におけるより多くの優れた VE 提案を活用するための方策や、総合評価落札方式における評価項目の選定、加算点の設定、予定価格への総合評価管理費の計上方法等について課題が見受けられた。総合評価落札方式の技術競争の促進には予定価格における総合評価管理費の計上や VE 提案に対する加算点の割合を高めることが効果的であるとされているが、現状では、導入開始から間もないこともあり、今後更に実績を積み、その効果をより高めるための検証が必要である。

したがって、両省を始め、関係各機関においては、次のような点に配慮して、多様な入札・契約制度の導入を図っていくことが望まれる。

ア 国においては、

- ① 競争に参加を希望する企業の工事实績や工事成績等の技術力評価による適正な施工の確保にも一定の配慮をしつつ、引き続き一般競争入札等の新入札制度の導入等の拡大に努めるとともに、民間の技術力の活用により、品質の確保、コスト縮減等を図ることが可能な工事や価格以外の要素を重視すべき工事を選定し、民間技術力活用方式の推進に努めること
- ② 民間技術力活用方式のうち入札時 VE 方式や DB 方式を実施するに当たっては、多数の優れた VE 提案者が入札に参加できるよう努め、的確な技術審査の実施等により、提出された VE 提案の内容を十分に活用できるような体制とすること
- ③ 特にその導入が求められている総合評価落札方式については、工事の目的・内容に応じた必要性に配慮しつつ、工事目的物の性能等、より長期間にわたって効果が持続する評価内容の拡充に努めること。また、より積極的な提案を求める必要性のある工事等について、工事の目的・内容を考慮したうえで、総合評価管理費を計上する工事の実施事例の増加及び多様化を図るとともに、引き続き各種方策の検討に努めること。さらに、加算点の配点方法についても評価の必要性や工事金額に応じたよりの確かつ多様なもの

となるようなものとし、その効果の検証に努めること。また、農林水産省においては、農業農村整備事業に総合評価落札方式を適用する場合には、受益者(地元)の負担が増加することもあるため、受益者に対し総合的な効果を説明し理解を得ることに配慮すること

- ④ 他の発注者において、民間技術力活用方式に関する実施情報等が強く求められていることから、この要求に応えるため、国土交通省においては、入札契約適正化法等に基づき、既に作成されている総合評価落札方式以外の各方式も含めて、各発注者の実施体制及び工事規模等にも配慮して適用しやすい事例集やマニュアルなどの作成、公表等による情報提供に更に努めていくこと

イ 公団等、都道府県等においては、

- ① 入札・契約手続を透明で客観的かつ競争的なものとするとともに、公共工事の品質確保、コスト縮減等を図るため、競争に参加を希望する企業の工事实績や工事成績等の技術力評価による適正な施工の確保にも一定の配慮をしつつ、引き続き一般競争入札等の新入札制度の導入等に努めるとともに、民間技術力活用方式についても、その活用により品質の確保、コスト縮減等を図ることが可能な工事や価格以外の要素を重視すべき工事を選定し、その導入等の推進に努めること。特に民間技術力活用方式については、受注者においてはある程度の対象件数が無いとそれぞれの方式に対応した体制整備を図ることは困難であり、体制整備、実施効果の検証等に要する対象件数の確保に努めること
- ② 比較的導入の進んでいる契約後 VE 方式については、VE 提案の対象とする工事が年間数件程度の発注者も少なからず見受けられるが、工事によっては大きな縮減効果をあげているものもあり、発注者側からみても提案の対象とすることによる事務負担の増加はわずかであることなどから、同方式の拡大に努めること。また、民間技術力活用方式の中では、必ずしも高度な技術力を要しないで現場における工夫等により提案できるものであり、発注者及び受注者双方にとって、導入初期の方式としてなじみやすいことから、民間技術力活用方式の導入が全く図られていない発注者については、早急にこの方式の導入を図ること
- ③ 価格と品質に総合的に優れた契約を進めていく上で、その導入が求められている総合評価落札方式については、現状では導入している発注者はごくわずかである。技術提案

の審査に時間を要するなど解決すべき問題は多いが、前記のとおり、あらゆる方策に民間の技術提案を活かせる可能性をもった方式であり、試行等を通じてその導入に努めていくこと。また、国土交通省の事例集等も逐次拡充され、ホームページで公開されるなどしており、特に各方式を適用する工事の選定主体である事業の実施部門において、その内容を徹底するなど、方式の導入に向けた意識改革に努めること

第9 国有林野事業の抜本的改革の実施状況について

検査対象	林野庁
会計名	国有林野事業特別会計(国有林野事業勘定)
抜本的改革の根拠	国有林野事業特別会計法(昭和22年法律第38号) 国有林野事業の改革のための特別措置法(平成10年法律第134号)
抜本的改革の概要	国有林野事業の危機的な財務状況に対処して、その財政の健全性を回復するとともに、国民共通の財産である国有林野を将来にわたって適切かつ効率的に管理経営する体制を確立するための改革
借入金残高	1兆2795億円(平成15年度末)
歳入	3255億円(平成15年度)
歳出	3219億円(平成15年度)
収益	1161億円(平成15年度)
費用	1667億円(平成15年度)
損失	506億円(平成15年度)
繰越欠損金	1973億円(平成15年度末)

1 国有林野事業の概要

(国有林野事業の概要)

林野庁では、国有林野の管理経営に関する法律(昭和26年法律第246号。以下「管理経営法」という。)等に基づき、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、林産物を持続的かつ計画的に供給し、国有林野の活用によりその所在する地域における産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として、国有林野の管理経営の事業及びその附帯業務(以下「国有林野事業」という。)を実施している。

(国有林野事業特別会計の概要)

国有林野事業特別会計(以下「国有林野特会」という。)は、国有林野事業特別会計法(昭和22年法律第38号。以下「特会法」という。)に基づき、国有林野事業を国有林野の有する公益的機能の維持増進を基本としつつ企業的に運営し、その健全な発達に資することを目的として、同事業に関する経理のほか、森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全することなどを目的とする治山事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されている。

国有林野特会は、国有林野事業を経理する国有林野事業勘定(以下「事業勘定」という。)及び治山事業を経理する治山勘定の2勘定に区分されている。事業勘定は、国有林野事業の経営成績及び財政状態を明らかにするため、財産の増減及び異動を、その発生の事実に基づいて計理することとされており、その決算に当たっては歳入歳出決定計算書に加え損益計算書及び貸借対照表を作成することとされている。治山勘定においては、決算に当たり一般会計と同様に歳入歳出決定計算書等を作成することとされている。

2 国有林野事業の抜本的改革の概要

(抜本的改革に至る経緯)

事業勘定は、昭和40年代後半からの外材輸入の増加及びこれに伴う木材価格の低迷、48年のオイルショック以降の事業経費の増こう、環境保全への対応等からの伐採量の減少等林業をめぐる諸情勢の著しい変化による収入の減少等が生じている一方で、これに見合った事業運営の効率化や要員規模の縮減が進まなかったことなどから、財務状況が急速に悪化した。このため、51年度には資金運用部資金(現在は財政融資資金)の借入れが開始され、また、54年度末には初めて繰越欠損金約960億円を計上することになった。林野庁では、このような財務状況の悪化に対応して、国有林野事業改善特別措置法(昭和53年法律第88号)等に基づき、組織・要員の合理化等の経営改善を行ってきた。しかし、収穫量の減少や木材価格の長期低迷等により厳しい経営状況が続き、表1のとおり、平成9年度末には、繰越欠損金が約1兆6143億円、借入金残高が約3兆7446億円に達するという危機的な財務状況に陥ることになった。

表1 財務状況の推移

(単位：億円)

区 分	昭和53年度	54年度	平成5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
新規借入金	997	1180	2579	2183	1943	2048	2498
借入金残高	2227	3407	2兆9290	3兆1429	3兆3308	3兆5227	3兆7446
当期損失	991	319	1065	1242	1317	1067	1394
(利益剰余金) 繰越欠損金	(30)	960	1兆1450	1兆2515	1兆3758	1兆5075	1兆6143

このような状況の中、農林水産大臣の諮問を受けて、8年11月、林政審議会において国有林野事業の抜本的改革等についての議論が開始された。9年12月に農林水産大臣に出された最終答申においては、国有林野事業について次のような記述がなされている。

- (1) 現在の財務状況及び今後の収支の見通しを踏まえれば、このまま経営改善努力を行ったとしても、財政の健全化等の達成が危惧される状況となっており、将来にわたって国有林野事業の使命を果たしていくことが困難となっている。
- (2) 国有林を国民の共通財産として、国民の参加によりかつ国民のために管理経営し、国有

林を名実ともに国民の森林とするとの基本的考え方に立って、①森林整備の目標を木材生産機能重視から、国土・環境保全等の公益的機能重視に転換する必要がある。②国が担うべき役割を踏まえ、国有林の使命を果たし得る管理経営の方式を確立し、最小限の簡素かつ効率的な組織・要員の下で国有林の管理経営を行うこととする。③公益的機能重視への転換に対応して、独立採算制を前提とした企業特別会計は廃止し、一般会計からの繰入れを前提とした特別会計とする必要がある。④自助努力のみで債務の元本・利子を返済することは困難な状況が予想されることから、返済可能な債務と返済不能な債務に区分し、後者については一般会計に承継することなどが必要である。

この答申の後、9年度に、林野庁では一定の前提の下で、今後の国有林の管理運営に係る収支の見通しについて試算を行っている(表2参照)。

表2 今後の国有林の収支試算(概要) (単位：億円)

区 分	年 度						計	
	11~15 (平均)	16~20 (平均)	21~25 (平均)	26~30 (平均)	31~35 (平均)	56~60 (平均)		(%)
収 入	2050	2020	1850	1770	1860	2100	9兆8700	100
林産物収入等	400	520	620	880	1030	1340	4兆9150	50
貸付料等	90	90	90	90	90	90	4500	5
林野等売払い	290	280	220	130	80	10	5350	5
治山勘定受入	140	140	140	140	140	140	7000	7
一般会計受入	560	570	560	530	520	520	2兆6700	27
新規借入金	320	0	0	0	0	0	1600	2
借換借入金	250	420	230	10	0	0	4550	5
支 出	2050	2020	1850	1680	1610	1710	8兆8250	100
事業関係費	1650	1350	1360	1450	1500	1610	7兆6250	86
業務管理費	1150	770	730	710	700	700	3兆7700	43
事業的経費	500	580	640	740	810	910	3兆8600	44
交付金等	110	100	100	100	100	100	5050	6
利子・償還金	280	580	390	130	0	0	6900	8
収 支 差	0	0	0	80	250	390	1兆0470	—
11年度からの収支差累計	15年度末	20年度末	25年度末	30年度末	35年度末	60年度末		
	0	0	0	420	1690	1兆0470		

注(1) 林産物収入等については8年度実績単価を基に積算し、要員については8年度末15千人のおおむね3分の1程度の規模を基本とするなどして試算

注(2) 年度等の表示及び区分欄の名称を一部変更

注(3) 計は本院が計算したもの

注(4) この試算は5年ごとの年度平均の額を示しており、端数整理のため縦横の計が一致しない。

この試算によれば、16年度以降は新規の借入れを行わないこととし、また、試算の対象となった11年度以降徐々に林木の伐採量が増加し、林産物収入等が増加することなどから26年度頃より収入が支出を上回り、この収支差で債務を償還することとすると、60年度末には1兆0470億円償還できることになっている。

(抜本的改革)

林政審議会の答申を経て、10年10月、国有林野事業の改革のための特別措置法(平成10年法律第134号。以下「改革法」という。)が制定され、同時に特会法等も改正された。改革法では、危機的な財務状況に対処して、その財政の健全性を回復するとともに、国民共通の財産である国有林野を将来にわたって適切かつ効率的に管理経営する体制を確立するために改革を実施することとしていて、10年10月から15年度末までの期間を集中改革期間と定め、改革の努力を集中的に行うこととしている。

これらの法律に基づき、実施することとされた改革(以下、改革法等に基づく改革を「抜本的改革」という。)の主な内容は次のとおりである。

(1) 業務運営の方針

ア 国有林野の管理経営の方針転換

国有林野の管理経営の方針を従来の木材生産機能重視から公益的機能重視に転換し、木材生産の機能の発揮を第一とする森林については資源の循環利用林として縮小する一方、山地災害の防止、森林生態系の保全等の公益的機能を第一とする森林(以下「公益林」という。)については拡大させ、^(注1) 複層林施業や^(注2) 長伐期施業を推進したり、原生的な森林生態系等貴重な自然環境の保全を行ったりなどする。

(注1) 複層林施業 樹木を部分的に伐採し、年齢や樹種の違いから異なる高さの樹木で構成される森林を成立させる施業。樹根や下層植生の発達による土砂流出の防備等の公益的機能の維持増進が期待される。

(注2) 長伐期施業 通常の伐期齢の2倍程度に相当する林齢で主伐を行う施業。山肌が露出してしまう回数を減少させ、土砂流出の防備等の公益的機能の維持増進が期待される。

イ 民間事業者への業務委託の推進

集中改革期間において、伐採、造林並びに林道の開設及び改良の実施行為を民間事業者に委託して行うことを緊急に推進し、同期間終了後できるだけ早い時期に、そのすべてを民間委託化する。

(2) 実施体制の効率化

ア 職員数の適正化

集中改革期間において、国有林野事業に係る職員数の適正化を緊急に推進し、同期間終了後できるだけ早い時期に、その職員数を業務に応じた必要かつ最小限のものとする。

改革法では、集中改革期間内に限り次の措置を講じることができるなどとされている。

(ア) 特別給付金

(注3) (注4)
基幹作業職員等の定員外職員を対象とした希望退職制度を設け、これに自ら応じて定年前に退職した者に対して退職手当とは別に特別給付金を支給する。

(注3) 基幹作業職員 国有林野事業の基幹的な要員として、丸太の生産・造林等の作業について総合的な技能を有する常勤職員

(注4) 定員外職員 国家公務員のうち「行政機関の職員の定員に関する法律(昭和44年法律第33号)」が適用されず、定員規制の対象とならない基幹作業職員、常用作業員、定期作業員等の職員

(イ) 退職手当等に係る借入金

退職手当及び上記(ア)の特別給付金の財源に当てるため、借入れをすることができる。

イ 組織の再編

組織を簡素かつ効率的なものに再編することとし、14 営林(支)局を7 森林管理局に、229 営林署を98 森林管理署に、それぞれ再編する。

(3) 会計制度の見直し

独立採算制を前提とした企業特別会計制度から一般会計からの繰入れを前提とした特別会計制度に移行することとし、特会法に基づき予算の範囲内で公益林の管理等に要する経費及び造林、林道等の事業施設費を対象として一般会計からの繰入れを行う。

(4) 債務の処理

改革法に基づき、10年10月時点の借入金残高約3兆8875億円のうち約2兆8421億円は一般会計に帰属させ、残りの借入金残高1兆0454億円(以下「累積債務」という。)は、事業勘定の負担として60年度末までに着実に処理するものとする。

累積債務の処理を推進するため、改革法に基づき予算の範囲内で累積債務に係る利子及び集中改革期間に新たに生じた債務に係る利子に充てるべき金額について一般会計からの

繰入れを行う。

3 検査の背景及び着眼点

林野庁においては、国有林野事業の厳しい経営状況、森林の有する公益的機能の発揮等に対する国民の期待の高まりなどを背景に、15年度までを集中改革期間として抜本的改革を実施してきたところである。

本院では、国有林野事業の経営について、昭和50年度、60年度及び平成7年度の決算検査報告において、国有林野特会の損益が悪化している事態、経営改善の目標達成が困難となっている事態等を「特に掲記を要すると認めた事項」として掲記し問題を提起してきた。特に、7年度の決算検査報告では、現状のまま推移すると、改善計画の目標である借入金依存からの脱却や収支均衡の回復の実現が困難となるおそれがあると認められることから、公益林の整備、管理に係る経費については、国民共通の財産としてその財源のあり方を総合的に検討し必要な方策を講ずることなどにより、事態の改善が図られることが望まれることなどを掲記している。その後、前記のとおり9年に林政審議会の答申が出され、10年の改革法の制定等により、国有林野の管理経営における木材生産機能重視から公益的機能重視への方針転換、独立採算制を前提とした企業特別会計制度から一般会計からの繰入れを前提とした特別会計制度への移行などが行われている。

しかし、11年度以降も依然として木材市況が低迷していることなどから事業勘定の経営は厳しく、今後も抜本的改革による財政の健全化、国有林野の管理経営の適切かつ効率的な実施が求められている。

このような状況を踏まえ、15年度が集中改革期間の最終年度に当たることから、集中改革期間における抜本的改革の実施状況について、特に、財務状況の改善に寄与するものとなっているかに着眼して検査した。

4 検査の状況

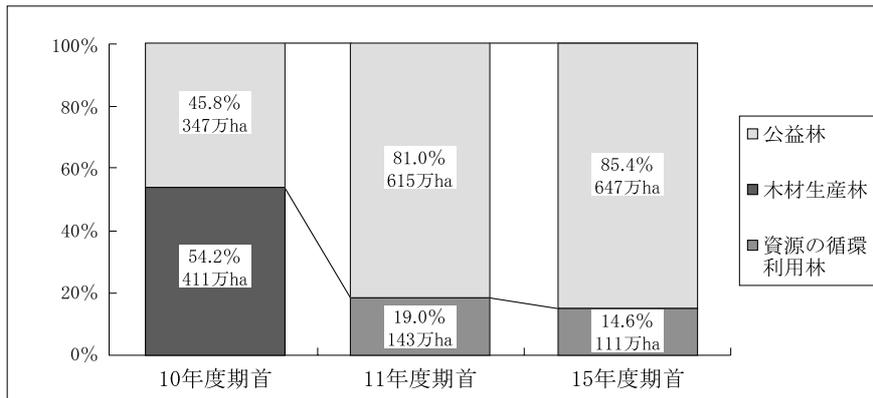
(抜本的改革の実施状況)

(1) 業務運営の方針

ア 国有林野の管理経営の方針転換

管理経営法に基づき、計画期間を10年間とする国有林野の管理経営に関する基本計画が5年ごとに定められている。10年12月に定められた11年1月から21年3月までを計画期間とする基本計画によれば、国有林野全体のうち公益林の占める割合を8割に拡大するとともに、資源の循環利用林の割合を2割に縮小するとされている。

図1 森林の機能類型区分の見直し状況

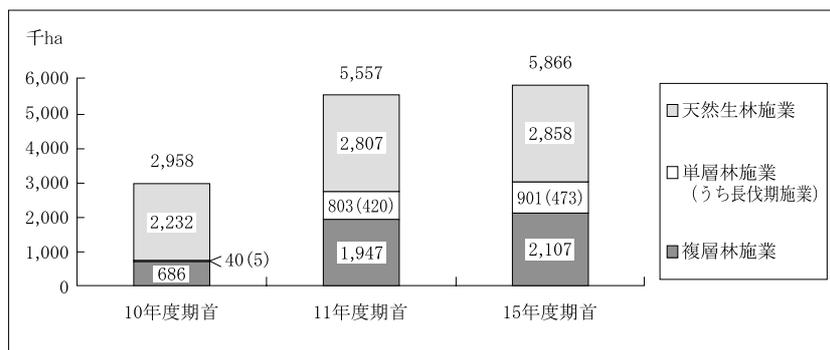


(注) 10年度期首では、木材生産の機能を第一とする森林を木材生産林と区分している。

そして、図1のとおり、公益林と資源の循環利用林の割合は11年度期首までにはほぼ基本計画に定められたとおりになっている。その後林野庁では、公益的機能の発揮等に対する国民の期待の高まりなどを踏まえ、個々の森林の状況等を勘案しつつ公益林の拡大を図っており、15年度期首には、公益林の割合が約85%に増加している。なお、15年12月に定められた16年4月から26年3月までを計画期間とする基本計画においても、更に公益林の拡大を図ることとしている。

また、公益林における施業方法についてみると、図2のとおり、公益的機能に配慮した複層林施業及び長伐期施業の対象面積が増加している。

図2 公益林の施業方法の見直し状況



注(1) 天然生林施業とは、主として人為的方法ではなく自然の力を活用して森林を造成する施業

注(2) 単層林施業とは、樹木の全部又は大部分を一度に伐採し、その後一斉に植林を行うことなどにより、年齢や高さのほぼ等しい樹木から構成される森林を造成する施業

注(3) 面積は、公益林のうち貸付地等を除く面積

イ 民間事業者への業務委託の推進

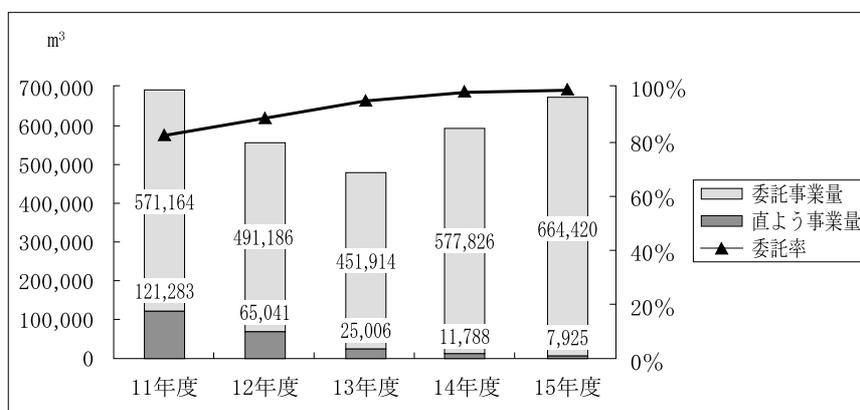
(ア) 委託化の状況

林野庁では、伐採、造林並びに林道の開設及び改良の実施行為の民間委託化については、基幹作業職員等の定員外職員の要員調整との関係に配慮しつつ、箇所当たりの事業量が多く効率的に実施できる部分から優先的に請負等による民間委託化を推進し、それ以外は直ようで実施することとしている。

(注5) 直よう 国自らが労務雇用を行って実施する事業実行形態の一つであって、民間団体等に行わせる請負等に対応する区分である。

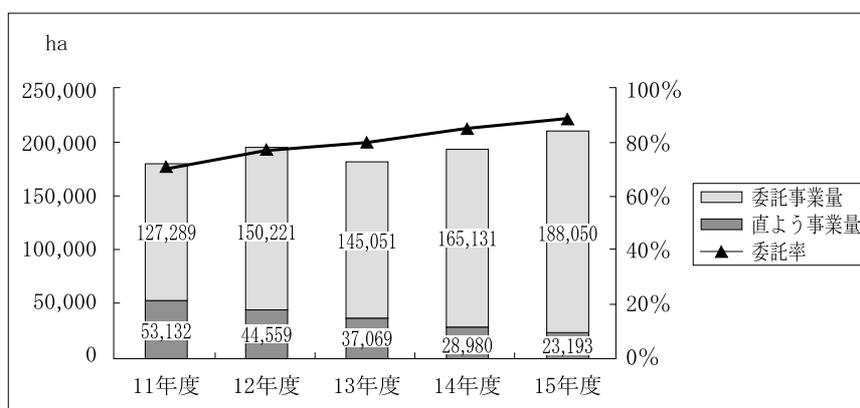
伐採及び造林の委託状況の推移は図3及び図4のとおりである。

図3 伐採の委託状況の推移



(注) 伐採のうち、丸太に加工した事業量を記載

図4 造林の委託状況の推移



(注) 造林のうち事業費の大半を占める下刈り、間伐等を合わせた面積について、事業勘定の森林整備事業によるものと、治山勘定の保安林整備事業によるものとを合計した数値を記載

このように、全体として直ようによる事業量は定員外職員数が減少していることと相まって大きく減少しており、それを委託が補う形になっている。

伐採については、箇所当たりの事業量が大きいことなどから委託化を特に推進してきており、16年度以降はすべて委託により実施することになっている。

造林については、委託化を推進してきているものの、雑草木を刈り取る下刈りなどの施業箇所は小規模で作業の効率が悪い箇所があることなどから、ほかの実施行為と比較すると委託化の進ちよぐが遅れている。

(イ) 委託化による経済性

下刈りを例にとり、直ようと委託の単価を試算して両者を比較したところ、表3のとおりとなった。

表3 直よう及び委託の単価の比較

施業	直よう(a)	委託(b)	(b/a)
下刈り	315,382円/ha	154,050円/ha	48.8%

(注) 委託は面積当たりの積算単価。直ようは委託の場合と同一工程であると仮定してこれに直よりの給与の平均単価を乗じるとともに間接費についても見込むなどした数値。

下刈りは小型機械(刈払機)を用いるものの施業の主体は人力であり、基幹作業職員の高齢化(平均53.1歳)の影響もあって、直よりの1日当たりの平均給与が29,450円と委託の平均労務単価17,680円に比べ相対的に高いことから、直よりの単価は委託の単価の約2倍となっている。間伐等についても、施業の主体が人力であることからほぼ同様の傾向と史料される。

上記の試算を元に、委託化を更に推進した場合に事業勘定の経営状況に与える影響をみるため、15年度に事業勘定で直ようにより実施した造林のうち下刈り、間伐等の主要な施業について、委託化した場合の経済性を試算したところ、表4のとおりとなった。

表4 主要な造林施業の委託化による経済性

事業勘定における直よう事業量(15年度)	左に対する事業費相当額(人件費)(a)	委託化した場合の事業費(b=a×48.8%)	(b-a)
18,901ha	6,691百万円	3,265百万円	△ 3,425百万円

これらの施業の中には、委託するための測量、積算等に係る人件費等を勘案すると委託になじまないものもあるが、委託化を更に推進することにより、相当程度の経済

性が期待できると認められた。

(2) 実施体制の効率化

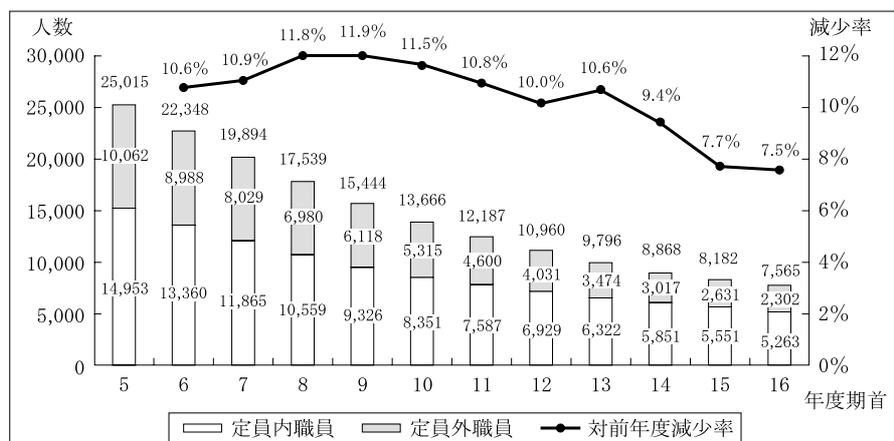
ア 職員数の適正化

改革法によれば、職員数の適正化の目標、その達成のために講じようとする施策、その他職員数の適正化に関する基本的な事項について、閣議決定を求めることとされている。これを受けて10年11月の閣議決定では、職員数の適正化に当たり、集中改革期間において、省庁間配置転換等に加え、特別給付金の支給等によって定年前退職を促進することにより、政府一体としてその円滑な推進を図ること、本人の意に反して退職させないとの考え方の下で推進することなどとしている。

なお、この閣議決定において、職員数の適正化の具体的な期限及び目標とする職員数についての定めはない。

5年度以降の職員数の推移状況は図5のとおりである。

図5 職員数の推移



このように、16年度期首の職員数は11年度期首の職員数に比べ約4割減少している。また、集中改革期間における職員数の減少割合は、それ以前と比較してほぼ同程度となっている。

職員数の増減の事由別内訳は表5のとおりである。

表5 職員数の増減事由別内訳

(単位：人)

区 分		11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
定員内職員	新規採用	73	68	65	64	80
	定年退職者	△ 504	△ 490	△ 411	△ 287	△ 261
	省庁間配置転換等の差	△ 61	△ 76	△ 26	15	△ 15
	その他の退職等	△ 166	△ 109	△ 99	△ 92	△ 92
	増 減	△ 658	△ 607	△ 471	△ 300	△ 288

定員外職員	新規採用	0	0	0	0	0
	定年退職者	△ 514	△ 517	△ 425	△ 365	△ 308
	特別給付金受給者	△ 36	△ 24	△ 22	△ 14	△ 17
	その他の退職等	△ 19	△ 16	△ 10	△ 7	△ 4
	増 減	△ 569	△ 557	△ 457	△ 386	△ 329

(注) 定員外職員については9年度以降新規採用を行っていない。

このように、職員数が減少している主な事由は、定年による退職者数を補充する新規採用者数を著しく抑制していることによる。

イ 組織の再編

組織については、簡素かつ効率的な組織となるように、大きな組織再編を11年3月、13年8月、16年4月の3度にわたって行っており、その状況は表6のとおりである。

表6 組織の再編状況

組 織	10年4月	組 織	11年3月	13年8月	16年4月
営 林 局	9	森 林 管 理 局	7	7	7
営林支局	5	分局	7	7	(事務所7)
営 林 署	229	森 林 管 理 署	98	98	98
		支 署	14	14	14
		森林管理事務所	8	8	8
		事務所	109	34	—
計	229	計	229	154	120

このように、抜本的改革前に存在していた14営林(支)局については、11年3月に7森林管理局、7分局に再編し、7分局については16年3月末に廃止し、新たに地方公共団体等との連絡調整等のため7事務所を設置した。

229 営林署については、98 森林管理署、14 支署、8 森林管理事務所、109 事務所に再

編し、このうち事務所については、16年4月にすべて廃止している。

(3) 会計制度の見直し

特会法に基づく一般会計から事業勘定への繰入れの内訳は表7のとおりである。

表7 一般会計からの繰入れの推移(特会法分) (単位：億円)

区 分	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
公益林管理費等財源	247	248	263	271	300
一般行政的経費財源	10	11	11	11	11
事業施設費財源	301	290	277	295	371
合 計	559	550	552	578	683

ア 公益林の管理等に要する経費

公益林管理費等財源は、公益林の管理等に係る人件費相当額(予算額)を対象とした繰入れで、公益林の保護管理・境界管理・森林調査等に係る要員として11年度に2,331人分の人件費相当額が計上されることとなった。その後、13年度に不法投棄対策として49人分が増加され、さらに15年度には地球環境保全森林管理強化対策として290人分が増加された結果、15年度においては予算上の定員内職員数5,483人のうちの2,670人分の人件費相当額が計上されている。

一般行政的経費財源は、保安林等の管理保全、森林計画の樹立、森林・林業の知識普及、技術指導等といった管理計画分野に係る事業費を対象とした繰入れで、各事業項目ごとの事業費(予算額)に所定の繰入率を乗じて算出した金額が計上されている。

イ 造林、林道等の事業施設費

事業施設費財源は、森林整備事業費、災害復旧事業費等の森林整備に係る事業費を対象とした繰入れで、予算上の予定事業量のすべてを請負として積算した対象事業費等に所定の繰入率を乗じて算出した金額が計上されている。そして、その繰入額は対象事業費等の増加に伴って13年度以降増加している。

(4) 債務の処理

累積債務の15年度末における状況は表8のとおりである。

表8 累積債務の状況

(単位：億円、%)

区 分	10 年 度(a)		15 年 度 末(b)		増 減(b-a)	
	金 額	利 率	金 額	利 率	金 額	利 率
資金運用部資金借入金残高	1兆0454	2.55	8328	2.62	△ 2125	0.07
民間借入金残高	—	—	2125	0.80	2125	0.80
計(累積債務)	1兆0454	2.55	1兆0454	2.25	—	△ 0.29
支払利子	96		287		190	

(注) 10年度の資金運用部資金借入金残高は、10年10月19日(改革法施行日)の残高。また、10年度の支払利子は同日以降の支払利子。

このように、資金運用部資金借入金については、10年10月以降に返済期限が到来したもののから、順次民間からの借入金で借り換えることにしている。これは、新しい会計制度の下で、借入金が債務返済までの経過措置としての性格を有することになったため長期固定金利である資金運用部資金借入金はこれになじまないと考えられたこと、財政構造改革会議企画委員会において民間借入れによる借換えが示されたことなどによるものである。

そして、昨今の金利動向を反映して民間からの借入金の利率が低下したことに伴い、累積債務に係る平均利率は若干低下している状況にある。

また、これらの借入金の利子財源については、改革法に基づいて一般会計からの繰入れが行われており、その内訳は表9のとおりである。

表9 一般会計からの繰入れの推移(改革法分)

(単位：億円)

区 分	11 年 度	12 年 度	13 年 度	14 年 度	15 年 度
累積債務利子財源	226	225	225	237	287
新規債務利子財源	5	13	21	24	24
合 計	232	239	246	262	311

注(1) 累積債務利子財源は、累積債務(これに係る借換えによる借入金を含む。)に係る支払利子を対象とした繰入れで、その予定額が計上されている。

注(2) 新規債務利子財源は、10年10月以降に生じた新規債務(これに係る借換えによる借入金を含む。)に係る支払利子を対象とした繰入れで、その予定額が計上されている。

(財務状況等)

(1) 財務の概況

ア 歳入・歳出

事業勘定の歳入歳出の内訳の推移は表10のとおりである。

表10 歳入及び歳出の推移

(単位：億円)

区 分	11年度 (a)	12年度	13年度	14年度	15年度 (b)	増 減 額 (c=b-a)	増 減 率 (c/a) %
国有林野事業収入	796	620	562	497	481	△ 314	△ 39.5
業務収入	361	301	252	224	215	△ 146	△ 40.5
林野等売払代	341	228	222	186	184	△ 157	△ 45.9
雑収入	93	90	87	86	82	△ 11	△ 11.9
一般会計からの繰入れ	791	789	798	840	995	203	25.6
特会法分	559	550	552	578	683	123	22.0
改革法分 A	232	239	246	262	311	79	34.4
治山勘定からの繰入れ	139	139	139	138	137	△ 2	△ 1.8
借入金	825	1,023	1,182	1,481	1,641	815	98.8
新規借入金	654	583	410	300	178	△ 475	△ 72.6
借換借入金 B	170	439	771	1,181	1,462	1,291	755.7
歳 入 合 計	2,553	2,573	2,683	2,958	3,255	701	27.4
経常歳入合計 (歳入合計-A-B)	2,150	1,894	1,664	1,515	1,481	△ 669	△ 31.1

区 分	11年度 (a)	12年度	13年度	14年度	15年度 (b)	増 減 額 (c=b-a)	増 減 率 (c/a) %
人件費	1,375	1,235	1,138	1,023	918	△ 457	△ 33.2
事業的経費	562	582	509	412	455	△ 106	△ 18.9
業務費	186	190	183	154	155	△ 31	△ 16.7
森林整備事業費	266	261	212	158	210	△ 56	△ 21.0
災害復旧事業費	89	99	83	76	62	△ 26	△ 30.0
その他の事業的経費	20	30	30	23	28	7	38.1
その他経費	74	75	72	72	70	△ 3	△ 4.9
国債整理基金特別会計への繰入れ C	499	679	1,018	1,443	1,774	1,274	255.1
歳 出 合 計	2,512	2,572	2,738	2,951	3,219	707	28.2
経常歳出合計 (歳出合計-C)	2,012	1,892	1,719	1,508	1,445	△ 567	△ 28.2

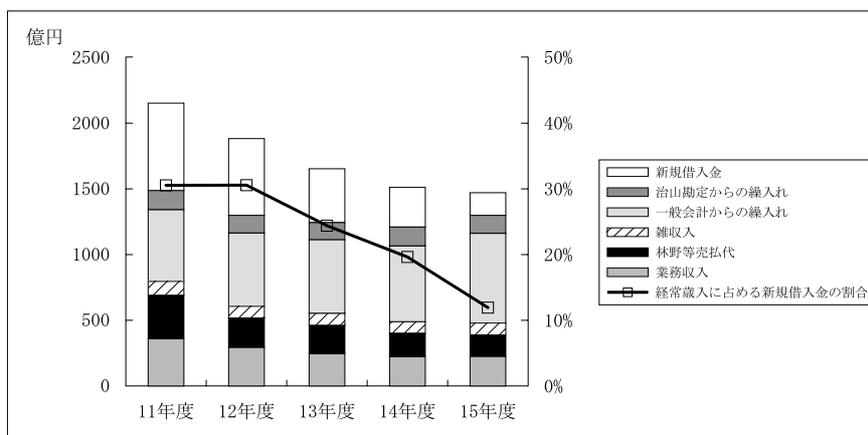
事業勘定の財務状況について、借入金の償還に係る次の3点を除いた歳入と歳出(以下「経常歳入」、「経常歳出」という。)により検討を行った。

- ① 一般会計からの繰入れのうち借入金の支払利子を対象とする改革法分
- ② 借入金のうち償還期限の到来した借入金の借換えの財源に充てられる借換借入金
- ③ 借入金の償還金及びこれに係る支払利子から成る国債整理基金特別会計への繰入れ

なお、金額等の増減状況は11年度と15年度を比較したものである。

経常歳入の年度別の内訳の推移は図6のとおりである。

図6 経常歳入の推移

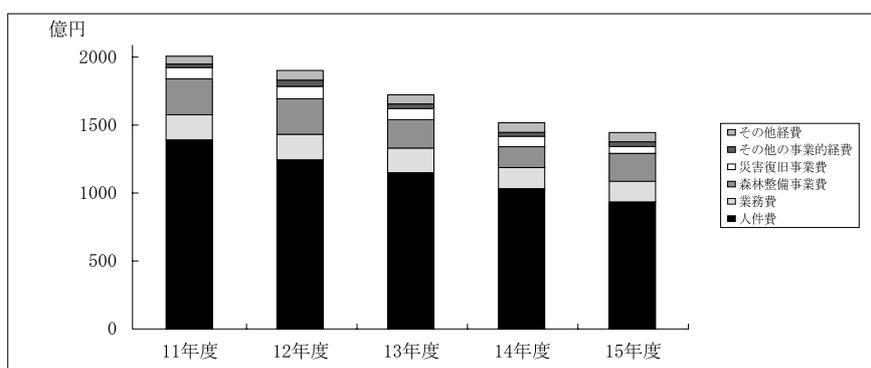


このように、林産物の売払収入である業務収入、土地等の売払収入である林野等売払代等から成る国有林野事業収入が大きく減少している一方で、一般会計からの繰入れが増加している。また、歳入の不足分を補うための新規借入金が大きく減少している。この結果、経常歳入の総額が約 669 億円減少している。

なお、16 年度予算においては新規借入金は計上されていない。

経常歳出の年度別の内訳の推移は図7のとおりである。

図7 経常歳出の推移



このように、人件費の減少額約 457 億円は、総減少額約 567 億円の約 8 割を占めている。また、事業的経費の減少額の過半を、主に林道開設、造林等の森林整備に係る歳出である森林整備事業費の減少額が占めている。この結果、経常歳出の総額が約 567 億円減少している。

イ 経営成績・財政状態

事業勘定の経常歳出は次の二つに区分される。

- ① 損益計算書に費用として計上されるもの
- ② 森林整備事業費等の投資的な歳出で、貸借対照表に資産の増として計上されるもの
(以下「投資的支出」という。)

これらの内訳の推移は表11のとおりである。

表11 費用と投資的支出の推移 (単位：億円)

区 分		11年度(a)	12年度	13年度	14年度	15年度(b)	増減額 (b-a)
費 用	人件費	722	707	671	635	608	△ 113
	事業的経費	200	206	182	169	174	△ 25
	その他経費	76	73	73	67	67	△ 8
	合 計	998	987	927	873	850	△ 147
投資的 支出	人件費	617	501	412	335	278	△ 338
	事業的経費	390	389	320	257	307	△ 83
	合 計	1,007	891	732	593	585	△ 421

このように、経常歳出の減少額の74.1%が投資的支出の減少として現れている。

事業勘定の経営成績を示す損益計算書の推移は表12のとおりである。

表12 損益計算書 (単位：億円)

区 分		11年度 (a)	12年度	13年度	14年度	15年度 (b)	増減額 (c=b-a)	増減率 (c/a)%
収 益 の 部	売上高	361	305	262	229	219	△ 142	△ 39.3
	林野等売払収入	340	229	223	192	178	△ 162	△ 47.6
	雑収入	94	91	89	88	81	△ 12	△ 12.8
	一般会計からの繰入れ	447	454	470	488	542	95	21.2
	治山勘定からの繰入れ	139	139	139	138	137	△ 2	△ 1.8
	雑益	0	0	0	0	1	0	50.6
	収 益 合 計	1,385	1,221	1,186	1,138	1,161	△ 223	△ 16.1
費 用 の 部	経営費	632	627	596	569	569	△ 63	△ 10.0
	治山事業費	139	139	139	138	137	△ 2	△ 1.8
	一般管理及び販売費	389	382	343	308	290	△ 98	△ 25.3
	減価償却費	392	372	366	332	292	△ 100	△ 25.6
	資産除却損	47	58	66	62	65	18	38.4
	緑資源公団出資金承継損					85	85	—
	支払利子	187	190	193	218	225	38	20.3
	雑損	2	1	1	4	2	0	△ 21.1
費 用 合 計	1,792	1,771	1,705	1,634	1,667	△ 124	△ 6.9	
当期利益(△損失)		△ 407	△ 549	△ 519	△ 496	△ 506	△ 98	△ 24.2

(注) 緑資源公団出資金承継損は、独立行政法人緑資源機構が緑資源公団の権利及び義務を承継した際に発生した緑資源公団への出資金の評価損

収益については、主に売上高、林野等売払収入が大きく落ち込んでいる一方で、一般会計からの繰入れが増加している。費用については、一般管理費及販売費、過去に築造された林道等の施設に係る減価償却費等がそれぞれ大きく減少している。また、損失については、11年度と15年度における次のような特殊要因を除くと、減価償却費が減少していることなどに伴い漸次減少傾向にあると認められる。

- ① 11年度に約157億円と高額な土地の売払収入が生じたこと
- ② 15年度に約85億円の緑資源公団出資金承継損が生じたこと

事業勘定の財政状態を示す貸借対照表の推移は表13のとおりである。

表13 貸借対照表 (単位：億円)

区 分		11年度 (a)	12年度	13年度	14年度	15年度 (b)	増減額 (c=b-a)	増減率 (c/a)%
資産の部	流動資産	181	169	108	116	139	△ 42	△ 23.3
	固定資産	69,902	70,291	70,517	70,664	70,751	849	1.2
	うち立木竹	64,022	64,473	64,831	65,148	65,450	1,428	2.2
	資産合計	70,084	70,461	70,626	70,780	70,891	806	1.1
負債・資本の部	借入資本	11,826	12,393	12,738	13,021	13,176	1,349	11.4
	流動負債	944	1,259	1,602	1,866	2,095	1,151	122.0
	うち短期借入金	439	771	1,181	1,462	1,715	1,275	290.3
	固定負債(長期借入金)	10,882	11,134	11,135	11,154	11,080	197	1.8
	自己資本	58,665	59,025	59,365	59,732	60,194	1,529	2.6
	固有資本	174	174	174	174	174	0	0.0
	資本剰余金	58,490	58,850	59,190	59,558	60,019	1,529	2.6
	一般会計債務移管金	28,421	28,421	28,421	28,421	28,421	0	0.0
	再評価剰余金	25,801	25,823	25,829	25,840	25,847	45	0.1
	一般会計受入金	4,112	4,447	4,776	5,128	5,581	1,468	35.7
	贈与剰余金	154	158	163	167	170	15	10.0
	負債・資本合計	70,492	71,419	72,103	72,754	73,370	2,878	4.0
当期利益(△損失)		△ 407	△ 549	△ 519	△ 496	△ 506	△ 98	△ 24.2
繰越欠損金		—	△ 407	△ 957	△ 1,477	△ 1,973	△ 1,973	—

このうち、繰越欠損金等については、特例的に10年度末に資本剰余金のうちの再評価剰余金を取り崩すことによりいったん相殺する決算処理がなされている。

(注6) 再評価剰余金 主に昭和29年度、48年度及び51年度に物価高騰等を理由として立木竹等の資産価額の改定を実施したことにより生じた評価益

(2) 業務収入の動向

国有林野の管理経営の方針を公益的機能重視に転換したことにより、複層林施業及び長伐期施業が増加した。複層林施業による間伐率の上昇、長伐期施業による主伐の頻度の低下に伴い、表14のとおり、主伐が減少し、間伐が増加している。

なお、間伐は、人工林を健全な状態に保つために必要不可欠な作業とされており、立木^(注7)販売及び製品販売による利用間伐又は立木を切り捨てたまま存置する保育間伐によりそれぞれ実施されている。

(注7) 立木販売及び製品販売 立木販売は木材を立木のまま販売する販売方式。また、製品販売は立木を伐採して丸太に加工して販売する販売方式。

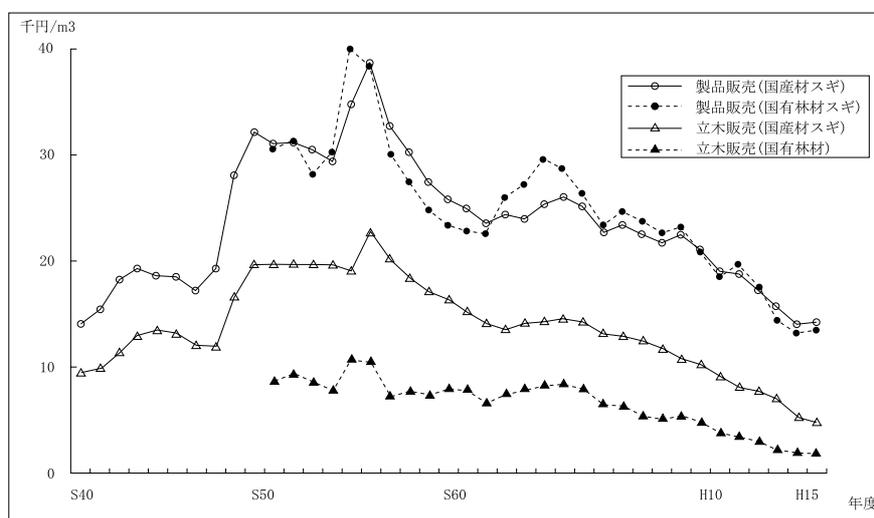
表14 主伐及び間伐の実施状況表 (単位：ha、 m^3)

区分	伐採方法	11年度(a)		15年度(b)		増減率(b-a)/a%	
		面積	材積	面積	材積	面積	材積
主伐		26,664	2,032,764	11,535	1,372,724	△ 56.7	△ 32.4
間伐	利用	36,811	1,744,816	36,731	2,070,567	△ 0.2	18.6
	保育	16,881	599,193	25,149	1,202,658	48.9	100.7
	小計	53,692	2,344,009	61,880	3,273,225	15.2	39.6
合計		80,356	4,376,773	73,415	4,645,949	△ 8.6	6.1

(注) 事業勘定の森林整備事業によるものと、治山勘定の保安林整備事業等によるものとを合計した数値

また、民有林も含めた国産材の販売単価は、図8のとおり、外材の輸入の増加もあって昭和50年代後半から長期低落傾向にある。

図8 立木単価・製品単価の動向



以上のような施業の実施状況の変化及び木材市況の動向が、事業勘定の売上高の大宗を占める立木販売及び製品販売の動向に与えた影響についてみると、表15のとおりである。

表15 販売数量と販売単価の年度別推移

区 分		11 年 度	12 年 度	13 年 度	14 年 度	15 年 度	
国 有 林	立木販売	販売数量	2,895,935 m ³	2,714,498 m ³	2,577,469 m ³	2,204,735 m ³	2,080,456 m ³
		販売単価	3,483円	3,075円	2,238円	1,913円	1,920円
		金額	10,086百万円	8,348百万円	5,769百万円	4,216百万円	3,993百万円
材	製品販売	販売数量	693,537 m ³	571,229 m ³	484,142 m ³	590,345 m ³	669,864 m ³
		販売単価	32,584円	33,718円	35,756円	26,377円	22,530円
		金額	22,597百万円	19,260百万円	17,310百万円	15,571百万円	15,091百万円
合計販売数量(A)		358万 m ³	328万 m ³	306万 m ³	279万 m ³	275万 m ³	
国産材全体販売数量(B)		1,876万 m ³	1,801万 m ³	1,675万 m ³	1,607万 m ³	1,614万 m ³	
国有林材率(A)/(B)		19.0%	18.2%	18.2%	17.3%	17.0%	

このように、国有林材も国産材全体と同様に販売数量、販売単価ともに低下しており、販売数量については特に立木販売の減少率が高い。平成 11 年度から 15 年度にかけて主伐と間伐とを合わせた国有林の伐採量がほぼ横ばいの中で販売数量が減少しているのは、材価の下落により保育間伐が増加していることなどによると認められる。

この結果、事業勘定の売上高は 11 年度の約 361 億円から 15 年度の約 219 億円へと 39.3%減少している(表 12 参照)。

(3) 人件費の動向

職員数の適正化の進ちよくにより、人件費は 11 年度の約 1375 億円から 15 年度の約 918 億円へと約 457 億円、33.2%減少しており、これは経常歳出の減少額の約 8 割を占めている(表 10 参照)。

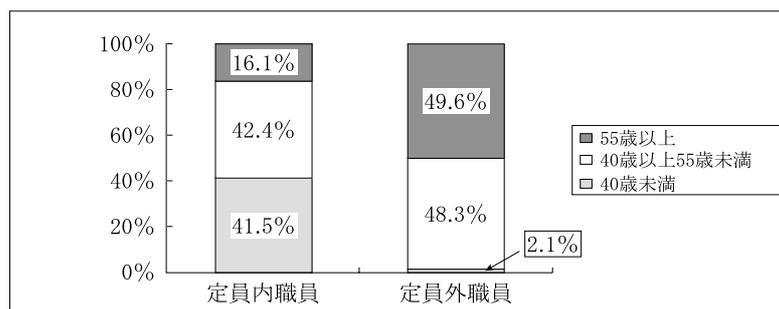
15 年度において、人件費は歳出額で約 918 億円と経常歳出の 63.5%を占めているが、その内訳をみると、図 9 のとおり、定員内職員に係る部分が約 611 億円(発生主義ベース)、定員外職員の大宗を占める基幹作業職員に係る部分が約 292 億円(同)となっている。

図 9 人件費内訳(発生主義ベース)



また、定員内職員及び定員外職員の年齢構成をみるとそれぞれ図 10 のようになっている。定員外職員については 16 年度期首において 55 歳以上の職員数が全体の約半数を占めていることから、数年後には人件費が大幅に減少することが見込まれる。

図10 16年度期首年齢構成



この人件費のうち公益林の管理等に係るものについては、前述のとおり定員内職員2,670人分の人件費相当額が公益林管理費等財源として一般会計から繰入れられている。

この繰入れは、予算上の定員内職員数が11年度と比べて1,846人(25.1%)減少する中、前述のとおり地球環境保全森林管理強化対策等の公益的機能の強化を理由に増加する傾向にある。さらに、直轄治山事業に係る事務取扱いは事業勘定に属する人員が行うこととなっていることから、一般会計からの繰入れでその財源のほとんどが賄われている治山勘定からも定員内職員1,309人分の人件費相当額が繰り入れられており、これを合わせると、国有林野特会の予算上の定員内職員総数5,483人のうち約3,900人分(約7割)の人件費相当額が一般会計により負担されている状況となっている(表16参照)。

表16 予算上の職員総数及び他勘定からの繰入対象人員

区分	11年度(a)	15年度(b)	増減(b-a)
予算上の定員内職員総数 A	7,329人	5,483人	△ 1,846人
一般会計からの繰入対象人員 B	2,331人	2,670人	339人
治山勘定からの繰入対象人員 C	1,309人	1,309人	0人
(B+C)/A	49.6%	72.5%	22.9%

(4) 森林整備の状況

森林整備は、一般会計からの繰入れ、国有林野事業収入等を財源として、主に森林整備事業費、災害復旧事業費及びこれらに係る定員外職員の人件費等の投資的支出により実施されている。

上記財源のうち一般会計からの繰入れについては、前述のとおり森林整備に係る予算上の予定事業量のすべてを請負として積算した対象事業費等に所定の繰入率を乗じて算出した額が事業施設費財源として繰り入れられており、その額は予定事業量の増加に伴って13年度以降増加している。

一方、一般会計からの繰入れの対象となる事業費の実績額は、表17のとおり、減少傾向にある。

表17 一般会計からの繰入れ(事業施設費財源)及び繰入対象事業費の推移 (単位:億円)

区 分	11年度 (a)	12年度	13年度	14年度	15年度 (b)	増減額 (b-a)
森林整備事業費	266	261	212	158	210	△ 56
災害復旧事業費	89	99	83	76	62	△ 26
定員外職員の人件費	251	216	235	200	178	△ 72
計 A	607	577	531	435	451	△ 155
一般会計からの繰入れ (事業施設費財源) B	301	290	277	295	371	70
B/A	49.6%	50.2%	52.2%	67.8%	82.1%	32.5%

これを森林整備事業についてその事業量の側面からみても、表18及び表19のとおり、実行された事業量は減少傾向にある。また繰入対象として予定された事業量と実行された事業量との間にかい離が生じており、森林整備事業の実行率は、11年度には造林事業において91.6%、林道事業のうち新設に係るものにおいて41.8%であったものが、15年度では各々43.7%、25.7%と大きく低下している。

表18 造林事業における実行率の推移 (単位:ha)

区 分	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
繰入対象予定事業量 a	148,969	126,201	111,563	122,006	168,156
繰入対象実行事業量 b	136,527	128,321	97,323	69,686	73,507
実行率(b/a)	91.6%	101.6%	87.2%	57.1%	43.7%

表19 林道事業(新設)における実行率の推移 (単位:km)

区 分	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
繰入対象予定事業量 a	246	245	304	285	237
繰入対象実行事業量 b	103	100	82	44	61
実行率(b/a)	41.8%	40.7%	26.9%	15.3%	25.7%

このような状況が生じているのは、当該事業が一般会計からの繰入れや借入金のほかに国有林野事業収入を財源としていて、この国有林野事業収入が予算上の見込みを大幅に下回ったために財源に不足を生じ、これに伴って事業規模も縮小せざるを得なかったことが主な要因となっている。

このように繰入対象事業の実行率が低いということは、繰入制度上は必ずしも問題があ

るとはいえないが、同繰入れが国民共通の財産としての国有林野の公益的機能の維持を目的として行われているにもかかわらず、その対象として予定している事業量の相当程度が結果的に実行されていないという状況を示すものである。

一方、治山勘定においても保安林整備事業等による森林整備が行われている。そこで、事業勘定及び治山勘定における森林整備について、その中でも主要な位置を占める造林事業の事業費及び事業量をみると、表20及び表21のとおりである。

表20 森林整備事業費及び保安林整備事業費の推移 (単位：億円)

区 分	11年度 (a)	12年度	13年度	14年度	15年度 (b)	増減額 (b-a)
森林整備事業費(事業勘定)	266	261	212	158	210	△ 56
保安林整備事業費(治山勘定)	60	85	103	130	162	102
合 計	326	346	315	288	372	46

表21 造林事業における実行事業量の推移 (単位：ha)

区 分	11年度(a)	12年度	13年度	14年度	15年度(b)	増減量(b-a)
事業勘定	136,527	128,321	97,323	69,686	73,507	△ 63,020
治山勘定	40,346	63,084	81,886	122,664	135,275	94,929
合 計	176,873	191,405	179,209	192,350	208,782	31,909

このように、事業勘定での事業量は減少してきているが、11年度、12年度及び14年度に多額の補正予算が計上されたこともあって治山勘定の事業量が増加した結果、全体としての事業量が維持されている。

以上のとおり、国有林野の森林整備に対する一般会計による負担は大きなものとなっていると認められる。

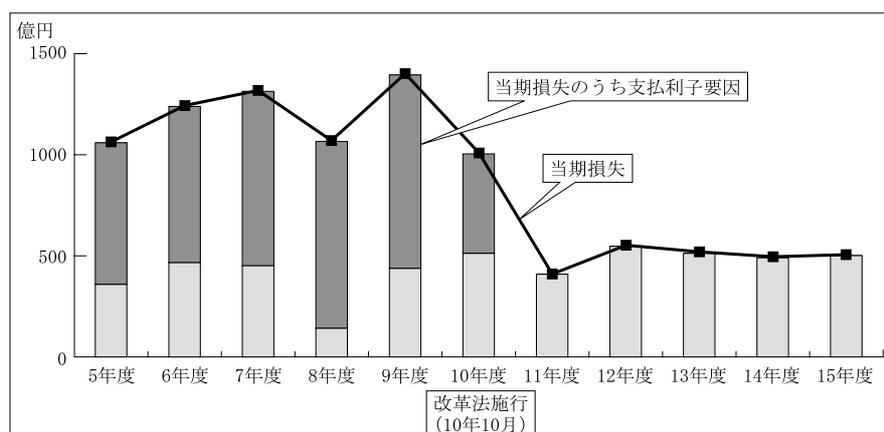
(5) 経営状況

事業勘定の経営成績をみると、職員数の適正化の取組による人件費の削減、業務委託の推進による事業費の縮減等が進められたことから費用が減少したものの、一方で木材市況の低迷などから自己収入が減少していることもあって収益も減少したため、結果的に依然として毎年度損失が発生している状況である。

この損失は、減価償却費の減少等に伴って減少傾向にあるものの、これにより10年度末に資本剰余金と相殺された繰越欠損金も11年度末以降には再び生ずることになり、15年度末現在で約1973億円となっている。

この損失額の状況を改革法施行の前後で比べると図11のとおりである。

図11 当期損失の推移



このように、同法施行前には毎年度 1000 億円を超える損失が発生していたが、同法施行以降はおおむね半減し、毎年度 400 億円から 550 億円程度で推移している。これは、抜本的改革の一環として、借入金から発生する利子については全額一般会計からの繰入れの対象とされたため、支払利子から損失が発生しない財務構造に改められたことによる部分が大いいと認められる。

そこで、この支払利子要因の損失を除外して同法施行の前後を比較してみると、事業経営そのものから発生する損失はほぼ同程度となっており、損失の大幅削減という財務構造の改善には至っていない。

(6) 収支試算に対する実績

表 2 のとおり、林野庁では 9 年度に今後の国有林の収支試算を作成しているが、これを 11 年度から 15 年度の実績と対比させると、表 22 のとおりである。

表22 収支試算に対する実績

(単位：億円)

区 分	試 算(a)		実 績(b)		増 減(b-a)	
	11~15 (平均)	計	11~15 (平均)	計	11~15 (平均)	計
収 入	2050	1兆0250	2035	1兆0178	△ 15	△ 72
林産物収入等	400	2000	269	1348	△ 131	△ 652
貸付料等	90	450	89	445	△ 1	△ 5
林野等売払い	290	1450	233	1165	△ 57	△ 285
治山勘定受入	140	700	139	695	△ 1	△ 5
一般会計受入	560	2800	602	3014	42	214
新規借入金	320	1600	425	2127	105	527
借換借入金	250	1250	276	1381	26	131
支 出	2050	1兆0250	2004	1兆0022	△ 46	△ 228
事業関係費	1650	8250	1609	8048	△ 41	△ 202
業務管理費	1150	5750	1193	5968	43	218
事業的経費	500	2500	416	2080	△ 84	△ 420
交付金等	110	550	80	404	△ 30	△ 146
利子・償還金	280	1400	313	1569	33	169
収 支 差	0	0	31	156	31	156

(注) 端数整理しているため、内訳の集計が計と一致しない。

このように、11年度から15年度の年度平均で、支出については試算と実績がほぼ同額であるが、前述のとおり収入については林産物収入等及び林野等売払いが減少していて、これを補う形で一般会計受入、新規借入金が増大している。

上記の実績について、仮に、林産物の販売単価を収支試算の前提とされた8年度の実績販売単価(主伐立木単価 7,300 円/m³、主伐製品単価 36,200 円/m³、間伐単価 2,600 円/m³)に基づき再計算してみると林産物収入等は年度平均約 346 億円となり、年度平均実績の約 269 億円はこれより約 77 億円減少していることになる。このことから林産物収入等の減少の要因としては木材市況の下落によるところが大きいと認められる。

収支試算においては、試算の対象となった11年度以降徐々に林木の伐採量が増加し、林産物収入等が増加することなどにより26年度頃より収入が支出を上回り累積債務を償還できることとしている(表2参照)。しかし、現在の木材市況を前提とすると林産物収入等の動向については必ずしも楽観できないものと思料される。

5 本院の所見

林野庁においては、10年10月から改革法や特会法に基づき、①公益的機能の維持増進、

業務委託の推進を旨とする業務運営の方針転換、②職員数の適正化、組織の再編による実施体制の効率化、③一般会計からの繰入れを前提とした特別会計制度への移行、④累積債務の処理を一体的に行う抜本的改革を開始し、15年度末までの期間において集中的な改革に取り組んできた。その状況については、前項までにみたとおり、一定の進ちよくが認められ、これにより財務面においては、経常歳出の約7割を占める人件費が大幅に減少したことなどにより、11年度には約654億円に上っていた新規借入金も15年度には約178億円と大幅に減少し、また、16年度の予算には計上されていないなどの成果も見受けられる。

人件費を始めとした支出の削減は、主に造林、林道開設等の森林整備に対する投資的支出の減少として貸借対照表に現れており、損益計算書における費用の減少はこれと比較すると少ない。こうしたことから、自己収入が減少していることなどもあって、損益計算書上では依然として費用が収益を上回っており、11年度以降においても、400億円を超える損失を計上している。費用の中には、現金の支出を伴わない減価償却費(15年度においては約292億円)等があり、この減価償却費の減少などに伴って損失も漸次減少傾向にあるものの、このように、現在までのところ損失の大幅削減という財務構造の改善には至っておらず、財政の健全化という面からみると、改革の努力は、木材市況が低迷していることもあって必ずしも十分な成果に結びついたとは認められない状況である。

また、金利負担分を含めた一般会計からの繰入れは15年度で約995億円に達しているほか、約137億円の人件費相当額が治山勘定から繰り入れられているなど、国有林野特会の経営に対する実質的な国民の負担は年々大きなものとなっている。

歳出面では、15年度において約918億円と歳出の大宗を占める人件費について、その3分の1を占める定員外職員の年齢構成から判断すると、この数年は引き続き減少することが見込まれる。一方、歳入面では、15年度で約215億円となっている業務収入及び約184億円となっている林野等売払代とも、景気動向や市況の影響を受けやすい収入であることなどから、国有林野の材積が増加傾向にあるとはいえ、今後の国有林野特会の自己収入の動向については必ずしも楽観できない。このような状況を踏まえれば、60年度までに累積債務1兆0454億円を着実に償還するには収支両面にわたるより一層の努力が必要であると思料される。

集中改革期間終了後の16年度以降は、新規借入金を生じさせずに国有林野特会を運営していくことが予定されているが、国有林野特会を取り巻く環境は依然として厳しい。一方、

国有林野事業は公益的機能を重視する立場から引き続き適切に運営していく必要があることから、業務の委託化を一層推進することなどにより、より効率的、効果的な事業運営が行われることが望まれる。

本院としては、国有林野特会に対しては今後とも一般会計からの多額の繰入れが見込まれること、公益的機能を重視した施業の推進等により当分の間売上高の減少が見込まれる中であっても、累積債務の償還に向けて引き続き財政状況の改善が進められることが要請されていることなどにかんがみ、国有林野事業の管理運営及び抜本的改革の進ちよく状況について引き続き注視していくこととする。

第10 産業再配置促進費補助金について

検査対象	経済産業省(平成13年1月5日以前は通商産業省)
補助事業の概要	工場等の移転・新增設を工場等と地域社会との融和等に配慮しつつ促進するもの
国庫補助金交付額	1266億円(昭和48年度～平成14年度)

1 制度の概要

(工業再配置促進法の制定)

我が国の経済、社会は、昭和40年代当時、工業化と都市化に支えられて急速な発展を遂げたが、一方で、公害の発生など生活環境の破壊をもたらす都市の過密及び就業機会の乏しさなど種々の弊害を生じさせる地方の過疎を解消することが必要であるとされていた。

このような社会情勢を受け、44年に策定された新全国総合開発計画では、新幹線、高速道路等のネットワークを整備し、大規模プロジェクトを推進することにより、国土利用の偏在を是正し、過密過疎、地域格差を解消するとされていた。

工業再配置促進法(昭和47年法律第73号。以下「工配法」という。)は、このような状況を踏まえて、過度に工業が集積している地域(移転促進地域)から工業の集積の程度が低い地域(誘導地域)への工場の移転と誘導地域における工場の新増設とを、環境の整備その他環境の保全に配慮しながら推進する措置を講ずることにより、工業の再配置を促進し、もって国民経済の健全な発展を図り、併せて国土の均衡ある発展と国民の福祉の向上に資することを目的として47年に制定されたものである。

(工業再配置制度の概要)

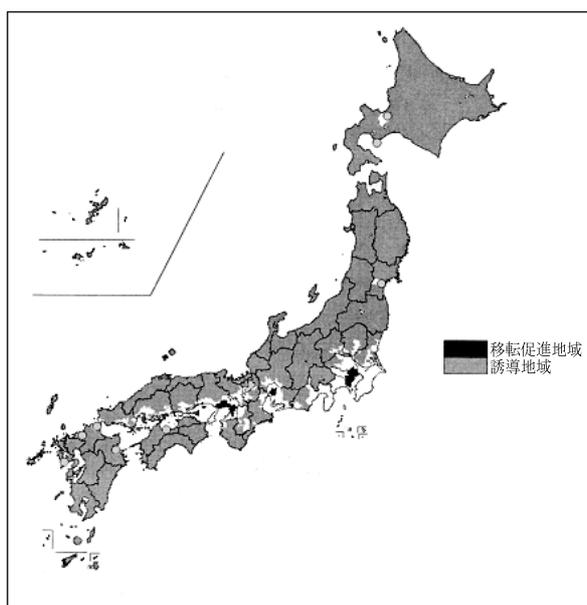
経済産業省では、工配法に基づく工業の再配置を促進するため、これまでに各種の施策を講じてきた。そして、これらの諸施策を実施するために整備された制度の概要は以下のとおりとなっている。

(1) 地域の指定

国が全国的な工業の再配置を推進するに当たって、当該地域内にある工場の移転を図る

ことが必要な地域及び工業の誘導を図ることが望ましい地域がそれぞれ工配法に基づき指定されている。すなわち、大都市及びその周辺の地域のうち、工業の集積の程度が著しく高く、当該地域内にある工場の移転を図ることが必要な地域が「移転促進地域」とされ、また、工業の集積の程度が低くかつ人口の増加割合が低い道県の区域、及びその区域と接続した区域でかつ工業の集積の程度及び人口の増加割合が類似する市町村の区域が「誘導地域」として指定されている。これらの移転促進地域と誘導地域は、図1のとおりである。

図1 地域指定



(2) 工業再配置計画

経済産業大臣(平成13年1月5日以前は通商産業大臣)は、工配法に基づき、関係行政機関の長に協議するなどして、工業再配置計画を策定しなければならないこととされている。この工業再配置計画は、工業再配置を計画的に推進するに当たって、その長期的な方向付けを明確にするため、目標年次における工業の業種別及び地域別の配置の目標等について定めることとされており、全国総合開発計画その他法律の規定による地域の振興又は整備に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならないこととされている。

(3) 移転企業への支援策

誘導地域は、移転促進地域に比べて、産業が一定の地域に集積することにより得られる取引上の利便等のいわゆる集積のメリットが低く、誘導地域に工場を立地するに当たっては、従業員の問題、下請企業の問題など種々の障害が生じると考えられることから、移転促進地域内にある工場等の誘導地域への移転(以下「移転促進地域からの工場移転」とい

う。)を促進するための制度が表1のとおり整備された。

表1 移転企業に対する支援策

区 分	支 援 制 度 の 内 容
固定資産税の減免補てん	移転促進地域からの工場移転の計画(以下「移転計画」という。)につき経済産業大臣及び事業所管大臣の認定(以下、単に「認定」という。)を受けた者が、認定後5年の間に、移転先の工場において取得した土地、建物、設備等について、地方公共団体が条例により固定資産税の減免を行った場合、減免を行った地方公共団体の減収分については、3年に限り地方交付税により国が補てんする。
加速償却	移転計画の認定を受けた者が、移転前の旧工場の建物、設備等を廃棄又は売却する場合、租税特別措置法の定めるところにより、これらの建物、設備等について移転時まで償却を済ませることができる。
跡地融資・買上げ	工場跡地評価額の80%又は移転資金需要額の50%のいずれか低い額の範囲内で、移転に必要な資金の融資を、独立行政法人中小企業基盤整備機構(昭和47年10月から49年7月までは「工業再配置・産炭地域振興公団」。49年7月から平成16年6月までは地域振興整備公団。以下これらを「旧公団」という。)から受けることができる。また、跡地について環境の改善に資する用途に売却できない時には、融資を受けた企業の申し出により旧公団が買い上げ、旧公団が公共用地用に優先して売却する。
移転運転資金融資	移転に伴う運搬費、撤去費等の運転資金の50%以内の範囲で旧公団の融資を受けられる。

(4) 立地基盤の整備策

太平洋ベルト地帯への工業の集積をもたらした要因の一つとして、それ以外の地域における工場立地の基盤整備が全般的に立ち遅れていたことがあるとして、誘導地域における工場立地の基盤を早急に整備するため、表2のような制度が整備された。

表2 立地基盤の整備制度

区 分	支 援 制 度 の 内 容
工業団地造成利子補給金	誘導地域における工業団地の造成を促進するため、地方公共団体、開発公社等の地方債借入金について国が利子補給を行い、金利負担の軽減を図る。
中核的工業団地の造成	地域開発の中心となり、魅力ある地方都市が形成されるような地点において、地方公共団体の要請に基づき、旧公団が中核的な工業団地を造成する。

(5) 工業と地域社会との融和策

誘導地域において工場立地が進められるに際しては、単に当該地域の雇用機会が拡大し所得水準が向上するだけでなく、併せて環境の整備・保全が十分に確保され、また、住民福祉の向上に寄与することなどにより、工場と地域社会の融和が図られる必要があるとされていた。このため、移転促進地域からの工場移転あるいは誘導地域における工場の新増設が行われた場合には、国は工業再配置促進費補助金(2年度に産業再配置促進費補助金に改称。以下「本件補助金」という。)を地元市町村及び企業に対して交付し、環境保全施設

及び福祉施設の整備を促進することとした。

なお、工場と地域社会との融和等に関しては、本件補助金のほかに、昭和49年に「工場立地に関する調査等に関する法律」を改正した工場立地法(昭和34年法律第24号)が施行され、新增設工場等に対し、一定面積以上の緑地面積の確保等、工場立地の段階から将来にわたって工場自らに環境制御の機能を持ちうる基盤を整備させるための制度も創設された。

(補助制度の概要)

上記のとおり、本件補助金は、工業と地域社会との融和を図るための施策として、47年度に創設され、翌48年度に、工業再配置促進費補助金交付規則(昭和48年通商産業省告示第303号。平成2年度に産業再配置促進費補助金交付規則に改称。以下「交付規則」という。)が定められた。

本件補助金の交付対象者等は、交付規則により表3のとおりとされている。

表3 産業再配置促進費補助金の概要

区 分	補 助 制 度 の 内 容
補助金の交付対象者	市町村、道府県及び企業。
工場の設置場所及び要件	誘導地域のうち工場設置の望ましい場所は、国や地方公共団体等により造成された工業団地の区域等に限定されている。また、工場移転及び新增設の場合に共通の設置要件として、工場の設置が環境の整備その他環境の保全に配慮されたものであることとされている。
補助金交付の対象施設	工場の移転又は新增設と密接な関係を有する次のもの。 ①環境保全施設…空き地確保に寄与するもの、その他環境保全のための施設 例)緑地、排水路、防災保安施設等 ②福祉施設……地域住民と工場の従業員の心の交流の場となりうるような施設 例)教育文化施設、スポーツ施設 ③その他施設……工場の移転、新增設の促進を主眼とした立地企業向けの利便施設等 例)出えん、物流施設、エネルギー有効利用施設、情報処理・通信施設、販売促進・展示施設、賃貸工場・事業所、受電施設、廃棄物処理施設
補助金の額	工場移転の場合は、旧工場の床面積に、工場新增設の場合は新增設工場の床面積に、それぞれ1平方メートル当たり5,000円～12,000円の範囲内の単価を乗じて得た額とされている。

なお、上記の補助金の交付対象者のうち「道府県」については、昭和62年に、ハイテク産業を一定の地域に集積させようとしたテクノポリス施策を受け、一定の要件を具備した財団法人への出えん等を行う道府県が追加された。

また、補助金交付の対象施設のうち、③その他施設については、制度発足後の経済社会情

勢の変化や、施策推進を加速させるために追加され、以後適宜充実されていったものである。

2 検査の背景及び着眼点

本件補助制度は、発足以来30年が経過し、その間に様々な制度改正が行われてきた。そして、発足当初の目的であった工場と地域社会の融和を図るための施設の整備に加え、工場等の移転及び新增設の促進を主眼とした立地企業向けの利便施設等も補助対象として追加されるなどの措置が執られてきた。また、工業再配置政策で当初の課題とされていた地域間の^(注1)工業集積度の格差については、経済産業省の調査では、45年当時に22.6倍であった移転促進地域と誘導地域の工業集積度の格差が、30年後の平成12年には5.8倍に縮小している。

一方、新しい国土計画として10年に閣議決定された「21世紀の国土のグランドデザイン」(以下「グランドデザイン」という。)では、我が国が直面する課題として、経済のグローバル化の進展により国際的な立地競争力を確保する必要性が増し、地域開発についても、地域自らの選択と責任で地域づくりを行うため、地方分権を積極的に進めるとされていることなどにみられるように、国土開発や工場立地を取り巻く環境は30年を経て大きく変化している。

このような近年の社会経済状況の変化を踏まえ、本件補助金がこれまで果たしてきた役割や成果を検証するとともに、工場立地等に対する企業や地方公共団体等の動向、工業再配置に係る各種施策のその後の状況等について検査した。

(注1) 工業集積度 工業の分散あるいは導入を行うことが適当であるかどうかを判断する指標のひとつで、土地、人口等の資源に対する工業生産活動の割合とされている。

3 検査の状況

(1) 工場の移転及び新增設の状況

本件補助制度の前提となる工業の再配置には、移転促進地域からの工場等の移転に係るものと、誘導地域における工場等の新增設に係るものがある。10年度から14年度までの最近5年間に実施された上記の再配置に係る事業において、本件補助金算定の対象となった工場等のうち134工場等について、本院が実地に調査したところ、134工場等のうち、移転促進地域からの工場移転であるとして本件補助金の算定対象となったものはなく、新設が69件で51%、増設が65件で49%となっていた。

このように、最近の傾向としては、本件補助金の算定対象となった工場等のうち、移転

促進地域における工場の床面積の減少と誘導地域における工場の床面積の増加とが同時に起こるといったような例はほとんどない状況となっている。

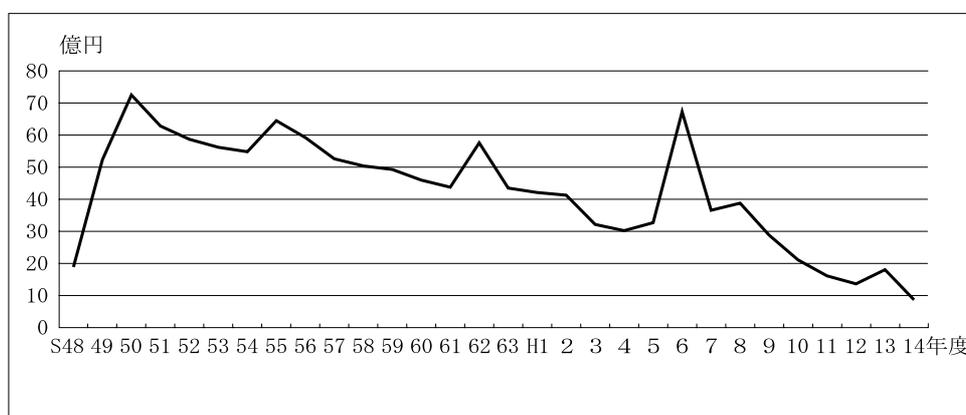
(2) 補助金の交付状況

(補助金の交付実績の年度別推移)

本件補助金は、前記のとおり、移転促進地域からの工場移転あるいは誘導地域における工場の新增設が行われる場合に、地元市町村等に対して交付されるものである。

昭和48年度から平成14年度までの間における本件補助金の交付実績は、約4,200事業1266億余円となっていて、各年度ごとの推移については図2のとおりである。

図2 補助金の交付実績の推移



これによると、本件補助金の交付実績は、バブル崩壊後に大型の経済対策が行われた一時期を除けばおおむね減少傾向が続いており、14年度の交付実績は8億余円で、ピーク時の昭和50年度の72億余円に比べると1割程度の水準となっている。

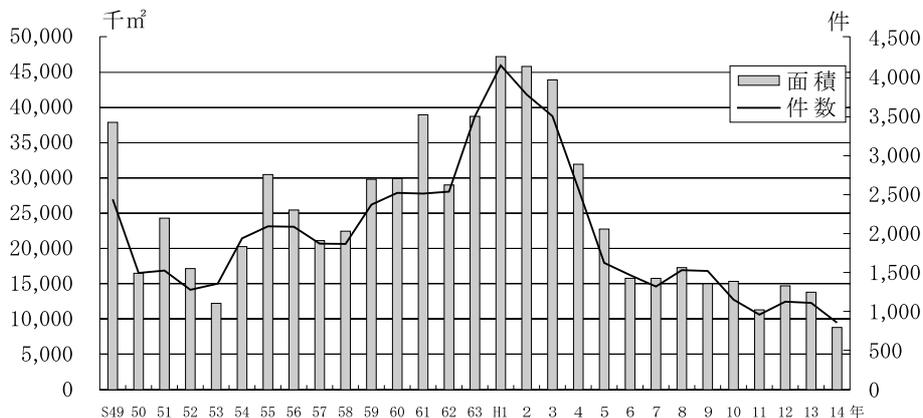
なお、近年国際間競争の激化による国内地域産業の空洞化に対応するなどのためには、これまでのような誘導地域の立地を促進する施策よりも、産業クラスター^(注2)のような、産学官連携による人的ネットワークの形成を核とした地域経済の競争力の確保に向けた施策に多額の予算が計上されている。

(注2) 産業クラスター 「クラスター」とは「(ぶどうなどの)房」「(魚などの)群れ」といった意味であり、地域の比較優位性のある産業を核とし、その核から派生する関連産業間の技術や人材、ノウハウなどの結びつきを強め、集積させ、そこから新たな産業を創出し力強い産業群を育成していこうとするもの

(全国の工場立地状況の推移)

本件補助金の交付が開始されて以降の、全国の工場立地状況は、図3のとおりとなっている。

図3 全国の工場立地状況の推移



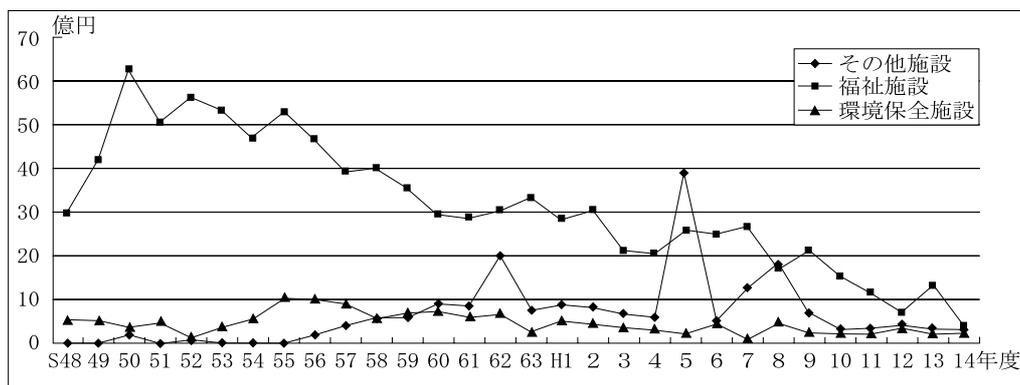
出典：経済産業省「工場立地動向調査」

これによると、バブル崩壊後、工場の立地件数は長引く不況の影響下、減少傾向が続いている。しかし、減少しているとはいえ、平成10年から14年までの5年間の全国の用地取得ベースでの立地面積は6,370万m²に上っており、これに対し、補助金の算定対象となった工場の床面積の合計は、わずか174万m²にとどまっている。

(補助金の交付対象施設の推移)

本件補助制度は、工業と地域社会の融和を図るため、緑地等の環境保全施設及び地域住民と工場従業員の交流の場となる教育文化施設等の福祉施設を整備することとして創設されたが、その後の政策展開を受け、事業の内容は変化している。そこで、昭和48年度から平成14年度までの間における交付対象施設別の補助金の交付実績の推移についてみると、図4のとおりとなっている。

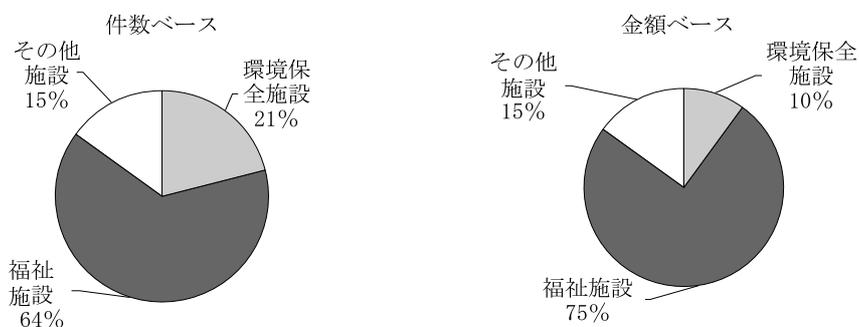
図4 交付対象施設別の補助金交付実績の推移



これによると、当初は60億円を超えた福祉施設はほぼ一貫して減少し、環境保全施設はおおむね10億円以下で推移している。一方、図2のグラフでみられたいくつかの山の部分については、移転・新增設の促進を主眼とした立地企業向けの利便施設等を対象とするその他施設の増加によるものとなっていた。

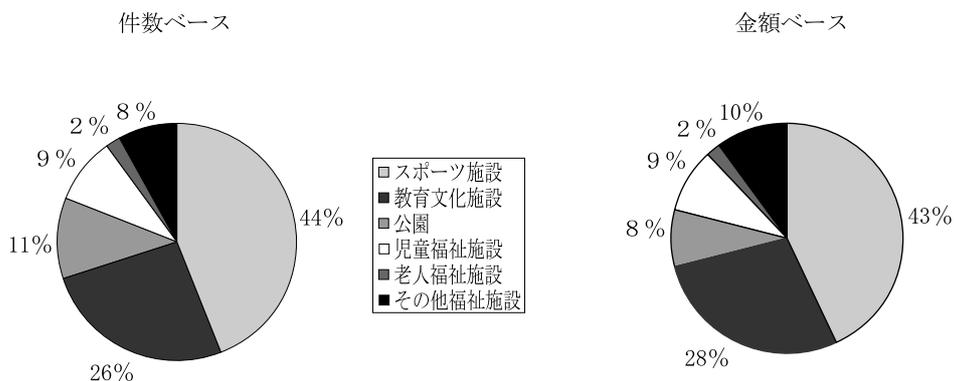
上記について、昭和48年度から平成14年度までの30年間の交付実績(約4200事業、1266億余円)に占める事業内容別の内訳は図5のとおりである。

図5 事業内容別の累計実績



これによると、累計実績では、地域住民と工場の従業員との心の交流の場となることを主眼とした福祉施設が件数ベースで64%、金額ベースでは75%と大宗を占めており、また、その内訳をみると、図6のとおり、スポーツ施設が半数近くを占めている。

図6 福祉施設の累計件数の内訳

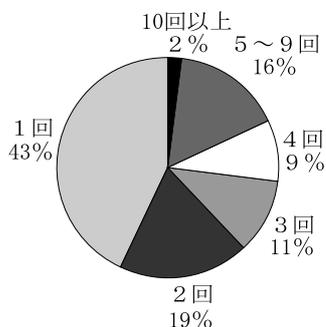


(事業主体別の実施状況)

本件補助金の事業主体についてみると、前記の昭和48年度から平成14年度までに本件補助金の交付対象となった約4,200事業のうち約3,000事業は市町村が事業主体となって実施したものであり、全体の72%を占めている。

上記の約3,000事業を実施している市町村は、実数ベースで約1,100市町村となっているが、これは誘導地域の全市町村数約2,600市町村の半数以下となっている。また、これらの約1,100市町村の事業実施回数をみると、本件補助金の交付を受けた回数が1回の市町村は43%であるのに対し、2回以上の交付を受けている市町村が57%と半数以上を占めている。そして、5回以上の市町村は2割程度、最も回数が多い市では19回となっている(図7参照)。

図7 事業主体となった市町村の事業実施回数別内訳



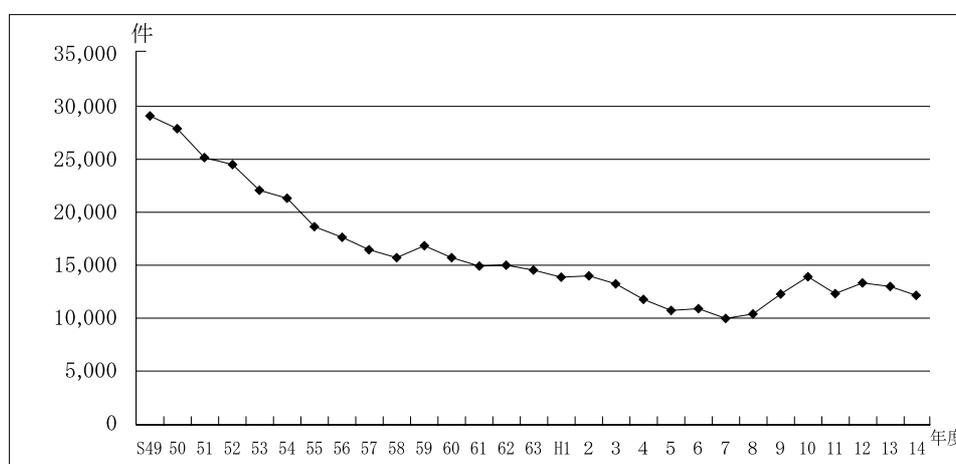
このように、国土の均衡ある発展を目的とする本制度であるが、実際の交付状況は、誘導地域の全市町村数の半分以下であり、また、同一市町村が繰り返し利用している例が多

数を占めている状況となっていた。

(3) 工場を取り巻く周辺環境の状況

前記のとおり、工場等の地方への移転又は新增設に対して、受入側の地方公共団体にとっては、雇用機会の増大等を促す効果がある反面、公害、工場災害等の拡大に対するおそれもあると考えられる。そこで、製造業に係る公害苦情件数の推移についてみると、図8のとおり、前記工場立地法による効果などもありピーク時の昭和49年度には29,161件もあった件数は、平成14年度には12,462件に減少している。

図8 製造業に係る公害苦情件数の推移



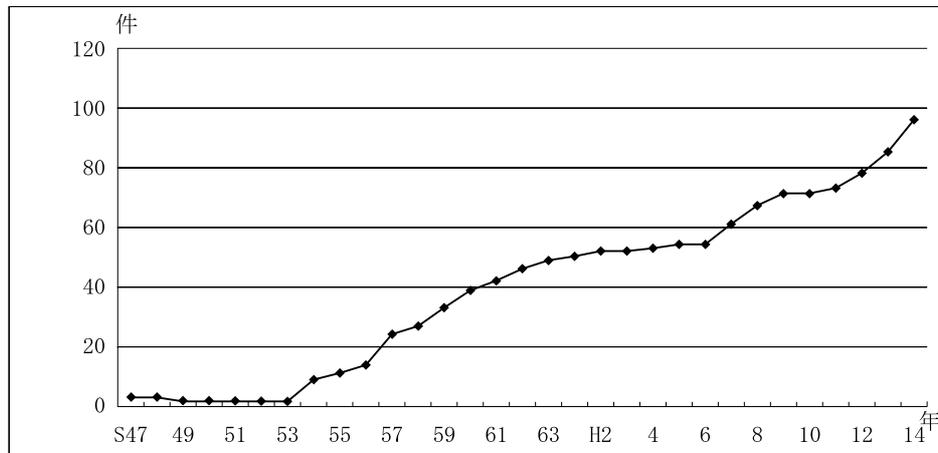
出典：公害等調整委員会事務局「公害苦情調査結果報告書」

(4) 地方公共団体の工場誘致に対する姿勢の変化

近年、地方公共団体においては、地域活性化等の観点から企業誘致施策を推進している。本院が、東京都ほか29道府県を対象に企業誘致を推進するため企業等に対して直接実施している助成金の交付や低利貸付金の貸付けなど財政支援を伴った独自の施策の状況について調査したところ、図9のとおりである。

これによると、地方公共団体独自の企業誘致制度の件数は、昭和47年には3件でしかなかったが、平成14年には97件に増加しており、図2でみた本件補助金の交付実績の推移とは対照的に、地方公共団体が積極的に企業を誘致しようとしていることがうかがえる。

図9 地方公共団体の企業誘致施策の推移



また、上記の積極的に企業誘致を行っている地方公共団体の中には、図1における大阪府等の移転促進地域の所在府県も含まれている。これらの産業集積地域については、ランドデザインにおいても、これまで我が国経済を支えてきた産業集積地域が、国際的な分業関係の一層の深化等に柔軟に対応し、新たな展開を図っていくためには、長年にわたって培われてきた技術・技能や人材の集積を活用して、新製品の開発や新しい技術の開拓を進めていくことが必要であるとされている。

(5) その他の工業再配置施策の現状

制度創設当初に整備された工業再配置関連の諸施策のうち、本件補助金以外の施策の現状についてみると、次のとおりとなっている。

表4 その他の工業再配置施策の現状

区 分	現 状
工業再配置計画の策定	最新の計画の計画終了年である平成12年末から3年以上を経過している現時点においても、未だ新たな計画は策定されていない。
移転企業への支援策 ①固定資産税の減免補てん ②加速償却 ③跡地融資・買上げ ④移転運転資金融資	近年は移転計画の認定自体がなく実績なし。 昭和59年に廃止 融資事業については、平成11年に日本政策投資銀行に事業移管。地域産業立地促進事業として他の地域振興制度をも含めた幅広い枠組みで実施し、工業再配置業務に係るものに限定的なものではない。融資実績は年間数件、20億円程度となっている。 買上げ業務については現在は全く実績がない。 上記の地域産業立地促進事業と統合された。
立地基盤の整備策 ①工業団地造成利子補給金 ②中核的工業団地造成事業	工業団地の需給状況及び昨今の低金利状況にかんがみ、14年度以降新規造成事業については対象としないこととしている。 特殊法人等整理合理化計画を受け、14年度以降新規事業の採択はしないこととしている。

(6) 政策評価の状況

経済産業省では「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)に基づき政策評価基本計画を定め、事前評価書を作成している。

この事前評価書においては、「産業再配置施策」として、本件補助金を含めて15の事業が掲げられており、そのほとんどの施策の達成時期及び中間評価は16年度、事後評価が17年度とされている。そして、本件補助金については、同評価書によると、誘導地域における工場の移転・新增設を促進し、生産・雇用の拡大を図ることを目標(「目指す結果」、「効果」として)としていて、誘導企業数、誘致企業による雇用者数、補助金の交付件数などを指標として、今後、評価が行われることとなっている。

4 本院の所見

国土の均衡ある発展を図るための工業再配置に関する諸施策は、制度発足以来30年以上を経過し、経済のグローバル化に対応した企業の競争力強化の必要性、地方分権の進展に伴う地方の自主性の高まりや地域住民の意識の変化など、工場立地等を取り巻く環境は大きく変化している。

このような状況の中で、本件補助制度は、工業と地域社会との融和を図る上で一定の役割を果たしてきたと考えられる。

しかし、本件補助金の交付実績は昭和50年をピークとして減少傾向が続き、また、全国の工場立地の状況についても近年では減少傾向が続いている。そして、本件補助金以外の工業再配置関連施策のうち、移転計画の認定は近年実績がなく、また、立地基盤を整備する工業団地の造成施策は既に終了しているなどの状況となっている。また、これらの諸施策を含めて今後の工業再配置の長期的な方向付けを示す新たな工業再配置計画は、前計画の終了後未だに策定されていない状況である。さらに、制度発足当初に懸念された製造業に係る地域社会の公害等に関して、苦情件数については減少ないし横ばい傾向にある中で、制度発足当初に比べ工場誘致に力を入れる地方公共団体が増加するなど、工業再配置に対する住民、企業、地方公共団体それぞれの意識や対応には変化がみられる状況となっており、現在では「過密」と「過疎」という二つの観点のみで、地域が抱える問題が解決できない状況となっていることもうかがえる。

一方、経済産業省の地域経済施策については、地域の産業クラスターの強化といった地域経済の競争力強化に向けた施策に多額の予算が計上されている。そして、本件補助金を含めた産業再配置等の諸施策の実施については、政策評価基本計画に従い、成果の検証を行って、今後の予算に反映させるとしている。

したがって、過密と過疎の弊害を背景に創設された本件補助金について、関係各方面の意見等も踏まえつつ、本件補助金の有効性について十分検討するとともに、各種の施策・事業をより効率化・重点化する観点から、適切な評価を行い、今後の経済産業省における地域経済施策に反映させていくことが肝要である。

第11 タウンマネジメント機関(TMO)による中心市街地の商業活性化対策について

検査対象	中小企業庁
対策の概要	TMO 構想等の策定、TMO の運営及び TMO が中心となって行う中心市街地の商業等の活性化を目的とした対策
検査対象とした TMO 数	167 TMO
TMO 等に対する国庫補助金等交付額	94 億円(平成 10 年度～14 年度)

1 事業の概要

(中心市街地活性化法)

近年のモータリゼーションの進展と中心市街地での地価の高騰等を背景として、居住、商業等の都市機能が郊外に分散し、いわゆる中心市街地の空洞化の現象が顕著となる中、政府は、平成 9 年度に策定した「経済構造の変革と創造のための行動計画」(平成 9 年 5 月 16 日閣議決定)の中で、中心市街地の活性化に関し、関係省庁が連携して、都市機能を再構築し、商業の活性化と産業業務機能の集積を促進する視点から総合的な対策を推進すべく、速やかに所要の措置を講ずることとした。

この閣議決定等を受け、10 年には、新たな法的枠組として、「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」(平成 10 年法律第 92 号。以下「中心市街地活性化法」という。)が成立し、同年 7 月から施行された。

この中心市街地活性化法は、都市の中心の市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、都市機能の増進及び経済活力の向上を図ることが必要であると認められる中心市街地について、地域における創意工夫を生かしつつ、市街地の整備改善及び商業等の活性化を一体的に推進するための措置を講ずることにより、地域の振興及び秩序ある整備を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

そして、この中心市街地活性化法に基づく事業は、総務省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(13 年 1 月 5 日以前は農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、建設省及び自

自治省)が所管することとされており、国が示す「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する基本的な方針」(平成10年農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、建設省、自治省告示第1号。以下「基本方針」という。)に基づき、市町村が独自に当該市町村内の中心市街地について作成する「市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する基本的な計画」(以下「基本計画」という。)に沿って実施されることとなっている。

基本方針では、中心市街地の担う主な役割が次のような点にあるとして、特に中心市街地における商業等の機能を重視している。

- (1) 小売商業者や様々な都市機能が集積しており、住民や事業者へのまとまったサービスを提供できること
- (2) 商業、公共サービス等の機能が身近に備わっていることから、高齢者等にも暮らしやすい生活環境を提供できること
- (3) 商工業者その他の事業者や各層の消費者が近接して立地し相互に交流することによって、効率的な経済活動を支える基盤と新規産業の誕生を促す苗床の役割を果たすこと

(中小小売商業等活性化事業)

中小企業庁では、中心市街地活性化法に基づく事業のうち、中小小売商業等の活性化に係る中小小売商業高度化事業(以下「中小小売商業等活性化事業」という。)を所掌しており、10年度から事業を実施している。そして、その実施に当たっては、中心市街地における商業集積の活性化のための従来の取組が、①個々の商店街ごとの活性化努力にとどまり、中心市街地に展開する商業集積間の連携が必ずしも十分でなかったこと、②専ら基盤整備等の周辺事業にとどまり、商業集積としての競争力の根幹である業種揃え・店揃えの最適化に関する取組が不十分であったことなどを踏まえるとともに、欧米の中心市街地において多くの成功事例を出している商業活性化の手法を参考にしている。

すなわち、中心市街地における商業集積を一つのショッピングモールのように面として捉え、業種構成・店舗配置等のテナント配置(以下「テナントミックス」という。)等のソフト事業及びアーケード・駐車場整備等のハード事業を総合的にマネジメントするという手法を採り入れており、これにより中心市街地における商業集積の一体的かつ計画的な整備を図ることとしている。そして、こうした事業の推進主体として、新たに認定構想推進事業者、いわゆるタウンマネジメント機関(以下「TMO」(タウンマネジメントオーガニゼーション)という。)を設立することが中心市街地活性化法において定められている。

(中小小売商業等活性化事業の実施手順)

TMO が推進主体となる中小小売商業等活性化事業の実施手順は、次のとおりである。

- (1) 市町村は、基本計画において、中心市街地の位置及び区域のほか、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進の目標や商業の活性化のための事業に関する事項を定めるとともに、中小小売商業等活性化事業について定める場合は、事業の対象とすべき商業の集積及び事業の目標を定める。
- (2) TMO となる資格を有する商工会・商工会議所、^(注1) 特定会社又は^(注2) 公益法人のいずれかの法人が、中小小売商業等活性化事業に関する総合的かつ基本的な構想(以下「TMO 構想」という。)を作成し、これを市町村に提出してTMO 構想が適当である旨の認定を申請する。

(注1) 特定会社 中小企業者が出資している会社であって、大企業の出資割合が2分の1未満であり、かつ、地方公共団体が発行済株式の総数又は出資金額の3%以上を所有又は出資している特定会社に限る。

(注2) 公益法人 基本財産の額の3%以上を地方公共団体が拠出している財団法人に限る。
- (3) 市町村は、申請されたTMO 構想が基本計画の内容に照らして適切なものであり、かつ、TMO 構想に係る事業が実現可能であると認めるときは、これを認定する。そして、この認定を受けた者が事業の推進主体としてのTMO となる。
- (4) TMO 構想に記載された中小小売商業等活性化事業に係るハード事業又はソフト事業のうちのテナントミックス事業について、商店街振興組合等がTMO と共同で実施しようとする場合はTMO と共同で、TMO が単独で実施しようとする場合は単独で、中小小売商業等活性化事業に関する計画(以下「TMO 計画」という。)を作成し、市町村を経由して経済産業大臣にその認定を申請する。
- (5) 経済産業大臣は、TMO 計画が中小小売商業等活性化事業の実施についての指針となるべき事項に照らして適切なものであり、TMO 計画に係る中小小売商業等活性化事業が確実に実施される見込みがあると認めるときはこれを認定する。
- (6) TMO 及び共同実施者である商店街振興組合等(以下「TMO 等」という。)は、認定を受けたTMO 計画に基づき、中小小売商業等活性化事業を実施するが、その際補助率等において有利な扱いを受けることとされている。

(TMO に期待される役割)

TMO が行う中心的な業務は、中心市街地における商業集積を一つのショッピングモール

として再構築することとされており、TMOには次のような役割が期待されている。

- (1) 中心市街地の商業の活性化を推進する際、最大の障害となるのは、地元住民、商業者等の意見聴取、合意形成の困難性であるとされている。このため、中心市街地の商業の活性化に取り組むに当たっては、いかにして地元住民、商業者等の意見を集約し、合意形成を図るかが重要となる。したがって、TMOは、地元関係者を集めた協議会等を開催することなどにより、中心市街地の商業の活性化に向けた事業の実施に関する関係者の合意形成に向け、積極的な取組を行う。
- (2) 中心市街地の商店街において深刻化している空き店舗問題に対応するため、空き店舗を利活用する取組を行ったり、魅力的なテナントミックスの管理等を行ったりするなど、中心市街地の商業集積の面的な展開を図る。
- (3) 単に商業分野にとどまらず、道路整備、市街地再開発等の市街地の整備改善や大型店の誘致等に向けて市町村に働きかけを行ったり、地域の住民運動と連携して文化活動を行ったりするなど、中心市街地の活性化に関して幅広く活動する。

(中小小売商業等活性化事業に対する支援)

経済産業省は、前記の中心市街地活性化法に基づく施策の一部を含めて広く商業等の活性化を図る施策全般を所掌しており、これらの施策のために同省及び中小企業総合事業団(16年7月1日以降は独立行政法人中小企業基盤整備機構。以下「事業団」という。)が交付した国庫補助金等は、10年度から14年度までの5年間の総額で481億5792万円となっている。そして、これらの施策のうち、中心市街地活性化法に基づく同省所管の商業等の活性化に係る事業に対して、同期間に323億9500万円の国庫補助金等が交付されている。

このうち、経済産業本省においては、市町村等が実施する事業に対する支援を行っており、同期間の交付額は168億1057万円である。これに対し、中小企業庁等においては、TMO構想等の策定、TMOの運営及びTMOが中心となって行う事業等、中心市街地の商店街等の活性化を直接の目的とした事業に対する支援を行っており、同期間の交付額は155億8443万円となっている。なお、16年2月末現在の全国のTMO構想認定数は、北海道ほか45都府県で316となっている。

(1) TMO構想等の策定に対する支援

基本計画、TMO構想及びTMO計画の策定のための調査研究事業並びに地元商工会・商工会議所及び商業者の合意形成を図る事業等に必要な経費に対して、国庫補助金を交付している。

(2) TMO の運営に対する支援

TMO の財政基盤の確立を図り、TMO の自立を支援するため、TMO が収益事業として実施する中心市街地の商業等の活性化に資する駐車場経営、特産物販売等の事業に必要な経費に対して、国庫補助金を交付している。

(3) TMO が中心となって行う事業に対する支援

①TMO 計画に基づくハード事業に対して、②ソフト事業に対しては、TMO 構想に基づかないものも含めて、国庫補助金等を交付している。さらに、③都道府県の公益法人に造成された TMO 基金(事業団の負担に係る基金 315 億 5000 万円、都道府県の負担に係る基金 98 億 5000 万円)からテナントミックス事業等のソフト事業に対して助成金が交付されている。

これらに係る国庫補助金等の交付額の年度別内訳は、表 1 のとおりとなっている。

表 1 中小小売商業等活性化事業に対する中小企業庁等の国庫補助金等の年度別内訳

(単位：千円)

支援対象		10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	合計
(1)TMO 構想等の策定に対する支援		932,867	1,096,783	849,890	406,587	273,329	3,559,458
(2)TMO の運営に対する支援					5,320	11,983	17,304
(3)TMO が中心となって行う事業に対する支援	ハード事業	1,683,360	316,868	614,998	3,782,729	2,752,956	9,150,912
	ソフト事業(注)	585,641	421,831	500,374	375,177	230,074	2,113,100
	TMO 基金		82,375	200,414	225,093	235,776	743,660
合計		3,201,869	1,917,858	2,165,678	4,794,908	3,504,120	15,584,436

(注) ソフト事業に係る国庫補助金については、中小小売商業等活性化事業の分を特定できないことから、商業等の活性化を図る施策全体のソフト事業分を計上している。

2 検査の着眼点

中心市街地活性化法が 10 年 7 月に施行されてから 6 年が経過し、これまでにこの TMO 等に対する支援策として投じられた国庫補助金等の額も多額に上っている一方、この間も、モータリゼーションを背景とした郊外店の出店等が進行した結果、これまで商業活動の中心であった中心市街地において、空き店舗等が増加するなど商業集積の空洞化にますます拍車がかかる状況となっている。こうした社会経済情勢の中で、TMO による中心市街地の商業の活性化を達成するには相当の困難が予測され、TMO は十分な体制で事業を推進していく必要があると考えられている。

中小企業庁では、TMO 活動の現状と課題を整理することを目的として、15 年 4 月に

TMO のあり方に関する懇談会を設置しているが、同懇談会が同年9月に公表した「今後のTMO のあり方について」の中では、TMO 活動推進のためには事業の推進を担うリーダー・専門人材の確保が最も大きな課題であるとしている。

また、TMO 等が行うハード事業について、その効果を中心市街地全体に波及させるためには、活性化対象の商業集積に関するマーケティング調査や事業の費用対効果の分析、空き店舗対策事業やテナントミックス事業等の各種ソフト事業との有機的連携が必要であると考えられている。

今回、こうした状況を踏まえ、①TMO が本来の趣旨に沿って機能し、個々の事業主体の連携強化、活性化関連事業の一体的推進に係る合意形成などのコーディネーター的役割を適切に果たし、総合的なマネジメント機能を十分発揮できているか、②従来型のハード事業にとどまらず、商業集積としての競争力の根幹であるテナントミックス事業等のソフト事業に積極的に取り組んでいるかなどに着眼して検査した。

3 検査の対象

14年度末までに認定されたTMOのうち、表2及び3のとおり、北海道ほか42都府県の167TMO、同期間の国庫補助金等の交付額94億1547万円を対象として検査した。

表2 検査対象TMOの分類

TMO の 分 類		TMO 数	構成比(%)
商工会等 TMO	商工会・商工会議所又は公益法人 がTMOであるもの	116 (1)	69
特定会社 TMO	特定会社がTMOであるもの	51	31
計		167 (1)	100

(注) ()は公益法人TMOで内数。

表3 検査対象TMO等に対して交付された国庫補助金等(10年度～14年度)

(単位：千円)

支 援 対 象		国庫補助金等交付額
(1)TMO 構想等の策定に対する支援		825,437
(2)TMO の運営に対する支援		11,057
(3)TMO が中心となって行う事業 に対する支援	ハード事業	7,916,654
	ソフト事業	222,409
	TMO 基金	439,920
合 計		9,415,478

4 検査の状況

TMO の事業実施体制及び事業実施状況等について検査したところ、次のような状況となっていた。

(1) TMO の事業実施体制について

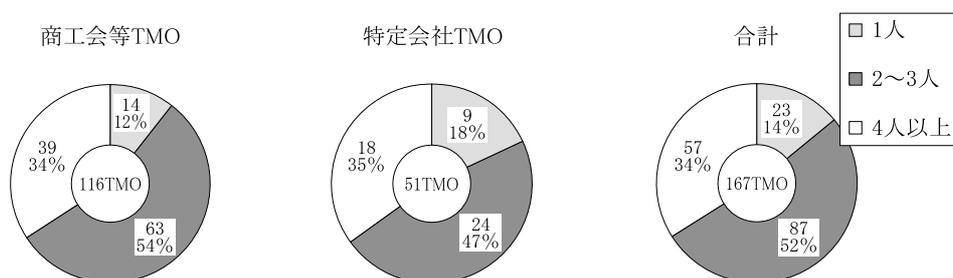
ア TMO 運営のための人材確保の状況について

基本方針によれば、TMO の組織については、市町村、商店街関係者その他の関係事業者、商工会・商工会議所等の経済団体、住民等幅広い関係者の代表が運営・事業推進の基本的方針の決定等に当たるとともに、具体的な事業の企画、運営等については、高度の専門性を有する者を事務局として招へいし、又は内部に育成して、作業に当たらせることが望ましいとされている。

中心市街地においては、複雑な権利関係といった商業立地上の障害が存在するため、TMO の事業実施に当たっては、幅広い関係者間の利害調整を要するなど相当の困難が予測されることから、高度の専門知識を有したより多くの専任の従事者が確保されることが重要である。

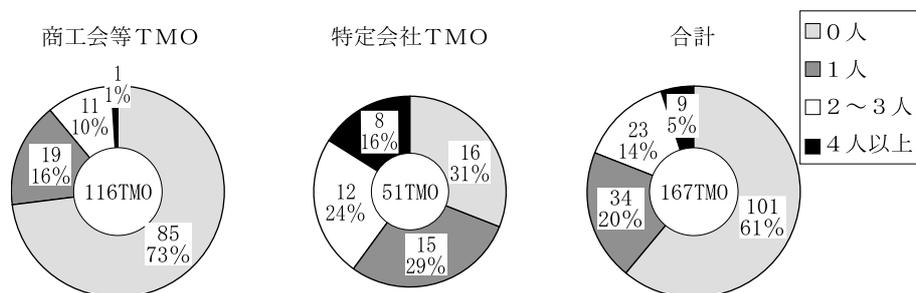
こうした観点から、まず、TMO 従事者の配置状況についてみると、1 TMO 当たりの配置人員数については、図1のとおりとなっており、平均配置人員数は3.2人となっていたが、従事者が1人しかいないTMO が23(全体の14%)あった。

図1 1 TMO 当たりの配置人員数



街づくり、商業集積作りを実施していくためには、タウンマネージメントをはじめ様々なノウハウを持った専門家の活用・育成が不可欠である。そこで、次に専任従事者の配置状況についてみると、専任従事者を1人も置いていないTMO が図2のとおり101(同61%)もあった。専任従事者の不足は、特に商工会等TMO において顕著となっていた。

図2 1TMO当たりの専任従事者数



さらに、人材の過不足の状況についてみると、図3のとおり、今後TMOとしての活動を更に推進していく上で、現状の人員体制で十分可能であるとしているものは29TMO(同17%)にすぎず、残りの138TMO(同83%)は、リーダーシップを持って事業全体をコーディネートできる者や商業等に関する専門的な知識を有する人材等が不足しているとしていた。

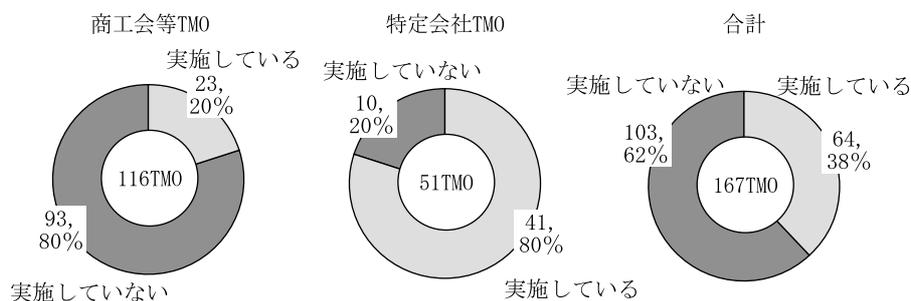
図3 高度な専門知識等を有する人材が不足しているとするTMOの状況



イ TMO 運営のための財源確保の状況について

TMO が事業を円滑に実施するためには財政基盤を確立することが必要であり、補助金等の収入のほかに安定的な自主財源の確保が重要となる。このための収益事業としては、物販事業、駐車場の賃貸又は管理事業、店舗等の賃貸事業等があり、その実施状況をみると図4のとおり、商工会等TMOのほとんどは収益事業を実施していないのに対し、特定会社TMOではほとんどの会社が実施していた。

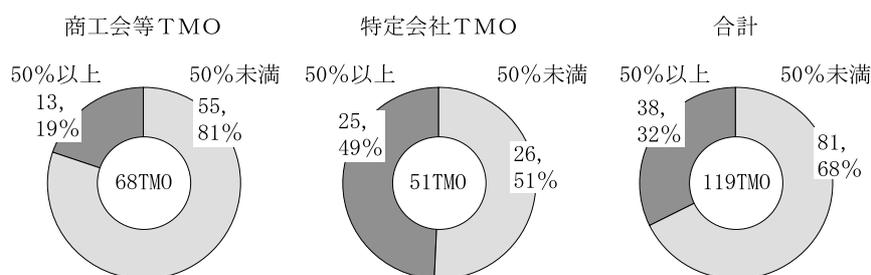
図4 収益事業の実施状況



そして、収益事業を実施していないTMOでは、道県及び市町からの補助や商工会議所等の一般会計からの繰入れ等によって経費を賄っていて、事業資金が少ないことから企画調整を中心とした活動にとどまっていた。

一方、TMOの活動に係る収支を明確に区分しているのは167TMOのうち119TMOである。そして、その財源の状況についてみると、TMOの活動に係る支出の半分以上を自主財源で賄っているTMOは、図5のとおり、38TMO(全体の32%)にすぎず、残りの81TMOは、自主財源だけでは経費の半分も賄えない状況となっていた。

図5 自主財源で支出の半分以上を賄っているTMOの割合

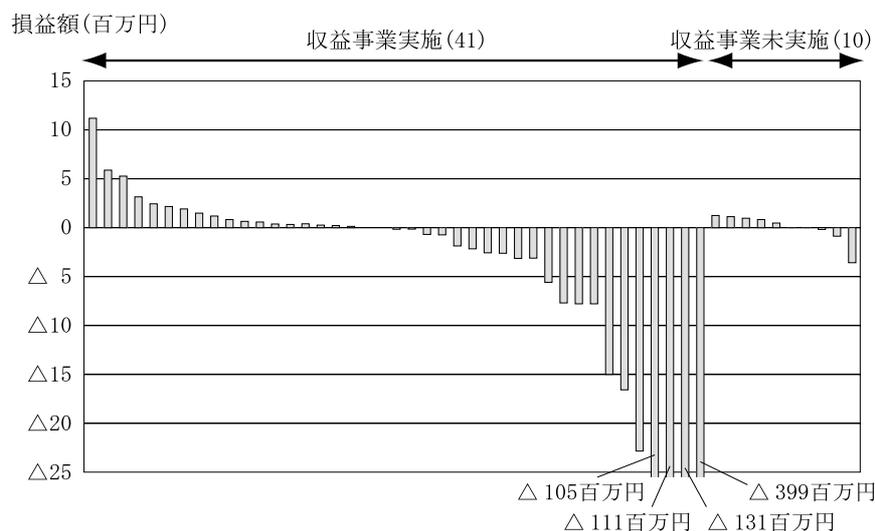


TMOのうち特定会社TMOは、新たにTMO活動のための組織を立ち上げたものであり、一般的にTMOの活動に積極的なものが多いとされている。こうしたことから、図4のとおり、51の特定会社TMOのうち8割もの41TMOが自主財源を確保するための収益事業を実施している。

これら特定会社TMOの財務状況をみると、図6のとおり、収益事業を実施していても商店街等の活性化のための事業を積極的に展開したことにより、結果的に大幅な赤字となっているTMOが多く見受けられた。反対に、収益事業を実施していないTMO

は、前記のとおり、財源規模に合わせて企画調整を中心とした活動にとどめているためにおおむね収支が均衡した財務状況となっていた。なお、51の特定会社TMOの平均損益幅は1590万円程度の赤字となっていた。

図6 特定会社TMOの財務状況



一方、TMOの運営支援を目的とする中小企業庁の補助金として、TMOの財政基盤の確立を図るため、TMOが行う中心市街地の商業等の活性化に資する駐車場経営等の事業に対するものとして、13年度にTMO自立支援事業費補助事業が創設されている。しかし、この補助事業については、表4のとおり、予算額に比べて決算額が極めて少額となっており、ほとんど利用されていない状況であった。

ほとんどのTMOにおいて自主財源が必ずしも十分ではないにもかかわらず、TMOにおいて、この補助事業がほとんど利用されていない理由としては、①TMOの活動が企画調整中心であること、②収益事業を行っていても、一過性のものであり補助の対象には該当しないため利用していないこと、③補助金の交付条件である自己負担金の調達に困難であることなどの事情を挙げている。

表4 TMO自立支援事業費補助事業に係る国庫補助金の執行状況

	予算額(円)	決算額(円)	執行割合
13年度	749,833,000	5,320,621	0.7%
14年度	300,000,000	11,983,973	4.0%
合計	1,049,833,000	17,304,594	1.6%

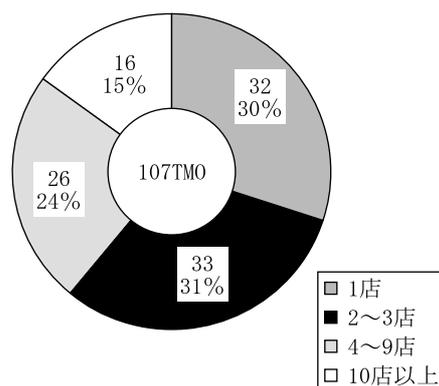
(2) TMO 等によるソフト事業の実施状況について

TMO 等が TMO 構想に基づき実施するソフト事業は、商業者等の合意形成を図る事業をはじめとして、空き店舗の解消を目的とした事業(以下「空き店舗対策事業」という。)、イベント事業、ポイントカード等の情報化事業、商業集積の魅力を高めるテナントミックス事業等多岐にわたっている。このうち、特に空き店舗対策事業とテナントミックス事業については、単なる空き店舗の解消にとどまらず、集客力に直結する魅力あるテナントの誘致につながり、タウンマネジメントの中核をなす事業である一方、その実施には、店舗を所有する家主等との交渉に時間を要するなどの困難もある。

ア 空き店舗対策事業について

中心市街地の商店街・商業集積における空き店舗の増加により、来街者数の減少、商業施設の連たん性の欠如等の現象が生じていることなどから、167TMO のうち 160 TMO では、TMO 構想において空き店舗対策事業を計画的かつ継続的に実施することとしていて、このうち 107TMO が 15 年度までに空き店舗対策事業を実施していた。その内容についてみると、チャレンジショップの実施が 67TMO、情報文化交流施設の設置が 50TMO などとなっていた。ただし、実施店舗数でみると、図 7 のとおり、65 TMO は 3 店舗以内を対象とした小規模なものにとどまっていた。

図 7 空き店舗対策事業の対象となった空き店舗数



空き店舗対策事業のうちチャレンジショップは、TMO が空き店舗を賃借するなどして、無料又は低賃料で短期の貸店舗を提供することにより新規創業者を育成するものである。そして、新規創業者がいずれはチャレンジショップを卒業して中心市街地内で本格開業することにより空き店舗数の恒常的減少につながることが期待されており、中小

企業庁は同事業に対してその費用の一部を補助している。また、地方公共団体等の多くも同様の補助金制度を通じて支援している。

しかし、13TMO が実施したチャレンジショップでは、国庫補助期間終了後は新たな財源が確保できないなどの理由で事業継続を断念していた。なお、チャレンジショップに出店した 890 の新規創業者のうち、中心市街地内で本格開業したのは 308 テナントとなっている。

一方、TMO 構想において、空き店舗対策事業を計画的かつ継続的に実施することとしている 160TMO のうち、53TMO は空き店舗対策事業を全く実施していなかった。その理由としては、①事業実施に必要な財源が不足していること、②既存テナントが競合する新規テナントの出店に対して合意しないこと、③テナントが廃業した後も店舗を住居としてそのまま使用し続けていることなどの事情を挙げている。さらに、このうちの 17TMO については、効果的な空き店舗対策を実施するための空き店舗の数や場所などの空き店舗状況の調査さえも、調査に必要な人手や財源の不足等を理由に実施していなかった。

イ テナントミックス事業について

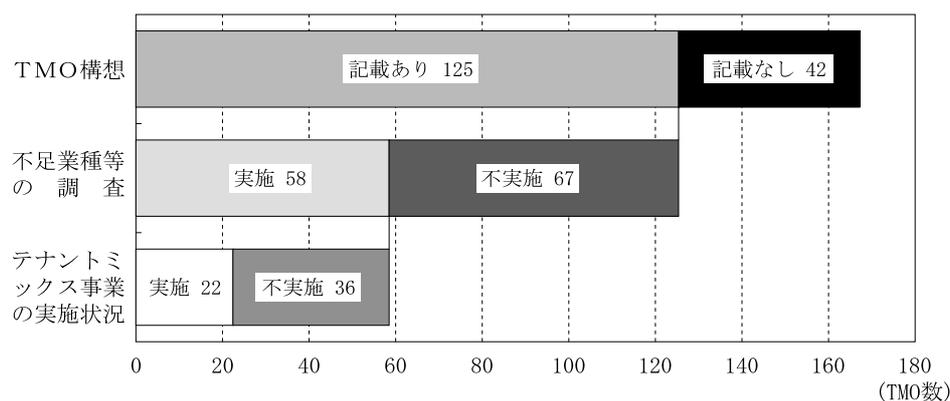
中心市街地の賑わいを再び取り戻すためには商業集積の魅力を高めるほかに手立てはなく、このため TMO による中小小売商業等活性化事業においては、前記のとおり、全体を一つのショッピングモールとして面的に捉え、これを TMO が総合的かつ計画的にマネジメントする手法が採り入れられている。このテナントミックス事業は、TMO による中心市街地活性化施策の中核をなすものであり、TMO 等がテナントミックスに資する店舗を取得し整備する費用の一部を中小企業庁が補助するほか、事業団も TMO が空き店舗を賃借する費用の一部を補助するなどしている。また、地方公共団体等の多くも同様の補助金制度を通じて支援している。

このテナントミックス事業については、図 8 のとおり、167TMO のうち 125TMO が TMO 構想において計画的に実施するとしている。

しかし、計画的に実施することとしていた 125TMO のうち、テナントミックス事業に必要な不足業種等の調査を 15 年度までに実施するなどしていたのは 58TMO にすぎず、残りの 67TMO は調査を実施していなかった。その主な理由としては、人員及び自

主財源の不足を挙げているほか、他に優先するソフト事業があるなどとしており、中核となるべき事業を後回しにしている状況となっていた。また、不足業種等の調査を実施した58TMOについても、実際に、テナントミックス事業を実施できたのは22TMOにすぎなかった。

図8 テナントミックス事業の実施状況等



22TMOが実施したテナントミックス事業の内容についてみると、9TMOでは、複合商業施設の一画を利用して商店街にとって必要不可欠なテナントを誘致していたが、このうち6TMOは特定会社TMOであった。この方法は、多種多様なテナントを多数誘致することが可能であり、賃貸料収入などTMOにとって必要な収益事業にもつながる一方、関係者の合意形成が難しく多額の費用も必要とすることなどから、事業実施に消極的になる傾向も見受けられた。

上記以外の13TMOが実施したテナントミックス事業は、空き店舗等を活用する方法を用いていた。この方法は、比較的費用を抑えられ空き店舗の解消にもなるが、誘致できるテナントは空き店舗等の規模や立地条件に左右されやすく、出店するテナントにとっても空洞化が進みつつある中心市街地に独立店舗を構えることはリスクが大きいことなどから、誘致交渉が難航するなどして事業が進展していない傾向が見受けられた。

一方、167TMOのうち、TMO構想においてテナントミックス事業を実施することとしていなかった42TMOについては、その主な理由として、地元の合意が得にくいことなどから、他のソフト事業で集客を図るなどとしており、中核となるべき事業をその困難性を理由に忌避している傾向がうかがえた。

(3) TMOによる事業の効果について

ア TMO構想における事業の効果の設定について

TMO構想においては、事業を実施することにより期待される効果を記載しなければならないこととされているが、168件のTMO構想に記載された効果についてみると、^(注3)期待される効果を定量的に記載しているものは5件とわずかな件数にとどまっていた。その他のTMO構想では、定性的な効果のみを記載していて具体的な数値がなく、期待される効果の達成度を数値により検証することができない状況となっていた。

(注3) 168件のTMO構想 検査対象である167TMOのうち1TMOについては、2カ所の中心市街地についてそれぞれTMO構想の認定を受けているため、168件のTMO構想となる。

イ TMOによる事業の効果測定について

TMOによる事業の効果として、中心市街地における商店数、年間小売販売額、空き店舗率等のなんらかの定量的な指標についてTMO構想認定後に測定しているTMOは、表5のとおり、70TMO(全体の42%)にとどまっていた。

表5 効果測定の実施状況

区 分	効果測定を実施しているもの
商工会等TMO	55 (116TMOの47%)
特定会社TMO	15 (51TMOの29%)
合 計	70 (167TMOの42%)

また、効果測定の指標ごとの内訳は、表6のとおりとなっており、各指標ごとの数値でみて状況が好転しているTMOも1割から3割程度はあるものの、販売額の指標が好転しているものはわずか4TMOにとどまっていた。

表6 TMOが把握していた指標の内容

指 標	商店数	販売額	空き店舗率等	売場面積	従業員数
効果を測定しているTMO	51	39	41	37	34
好転しているTMO	8	4	15	9	7

(注) 「効果を測定しているTMO」とは、2時点以上における指標を把握しているもので、少なくとも1時点はTMO構想認定後の指標を把握しているもの。「好転しているTMO」とは、直近の指標の値が、それ以前の値より好転したものの。

なお、TMO 構想認定後の効果測定を実施していない 97TMO (全体の 58%、うち商工会等 TMO が 61 (商工会等 TMO の 53%)、特定会社 TMO が 36 (特定会社 TMO の 71%)) については、効果測定を実施していない理由として、調査に必要な人員及び財源が不足していること、事業実施に至っておらず効果測定の実益がないこと、年間販売額の秘匿性を理由に販売額データの収集に関して個店の協力が得られないことなどを挙げている。

(4) 個別具体事例

今回検査対象とした 167TMO のうち、従事者の人材不足等の理由から、取組が進んでいないと認められる 2 事例(事例 1 及び 2)並びに比較的 TMO 事業への取組が前向きであり、事業効果も発現しつつあると認められる 2 事例(事例 3 及び 4)を選定し、事業実施体制等の状況を個別具体的にみると、以下のとおりとなっていた。

<事例 1> 取組が進んでいないと認められる商工会等 TMO の代表事例

A 商工会議所は、平成 13 年に B 市より TMO の認定を受けた。同商工会議所では、設立当初から現在まで 3 人の兼任従事者を TMO の担当としているが、このうち 2 人は同商工会議所の事務局長及び経営指導員としての業務を主な業務としており、TMO の業務は実質 1 人で行っている。このため、同商工会議所では、中心市街地のマネジメント能力や都市計画に関する能力を有した人材、店舗運営に関する助言を行える人材が不足しているとしているが、こうした人材を専任従事者として確保することは難しいとしている。

TMO 設立以降 14 年度までの事業の実施状況をみると、人材・ノウハウの不足等から、実施すべき事業の選定及び事業の実施方法を具体化できないまま、TMO 構想において 14 年度までに実施することとしている事業のすべてを実施していない状況となっており、15 年度になって初めて商店街ホームページ作成事業等を実施した。なお、空き店舗対策事業及びテナントミックス事業も TMO 構想に含まれているが、人材の不足等から実施されていない。

この間、9 年に 141 あった中心市街地の商店数は 14 年には 108 に、9 年に約 165 億円あった年間小売販売額は 14 年には約 153 億円にそれぞれ減少しており、中心市街地の商業の衰退に歯止めがかかっていない状況となっている。

＜事例2＞ 取組が進んでいないと認められる特定会社 TMO の代表事例

C 会社は、平成 13 年に D 市が 50% を出資するなどして設立され、それまで TMO 構想の認定を受けていた E 商工会議所に代わって同年に TMO 構想の認定を受けた。同社の専任従事者である専務取締役は商店街振興組合の理事長から就任した者であり、同社では商店街振興組合でも手掛けることが可能な街路灯等の整備といった従来型の業務しか行っておらず、TMO に本来期待されている役割をほとんど果たしていない状況となっている。

同社の財務状況を見ると、収益の全額は市から受託した公共施設の管理運営等の収入で賄っており、これから受託に係る経費を差し引いた純益の大部分が専務取締役 1 人分の人件費に充てられており、現状の財務状況で事業を積極的に展開していくことは望めない状況となっている。

＜事例3＞ 取組が前向きであると認められる商工会等 TMO の代表事例

F 商工会議所は、平成 11 年に G 市より TMO の認定を受けた。同商工会議所では専任従事者 1 人と兼任従事者 2 人の計 3 人が TMO 業務を担当しており、同市も専任従事者 1 人の人件費を一部補助するなど支援している。TMO 構想では、まず G 市中心市街地が抱える課題を SWOT 分析(組織が直面する環境を強み、弱み、機会、脅威の観点から分析して、対応策を導き出すマーケティング手法)した上で、ソフト事業については 5 年以内 to 実現可能性の高いものに厳選して目標化している。特に、空き店舗対策事業は最重要施策として 11 年度から同市の財政支援も受けて実施しており、空き店舗に出店しようとするテナントに対して月額家賃の 2 分の 1 を助成(最長 1 年間)するなどしている。これにより、15 年度までに審査して選んだ 15 テナントを出店させて空き店舗を解消している。

また、TMO 自立支援事業費補助事業等により、同商工会議所が空き店舗を賃借して工芸品等の展示販売スペースと会議スペースが一体となった一般向けの有料施設を整備して、収益基盤の確立を図っている。さらに、週ごとの地元特産品等販売イベント開催、インターネット上におけるバーチャルモールの構築等、集客のための積極的な取組も実施している。

これらの結果、11 年度に 11.0% だった空き店舗率は 15 年度に 8.6% に低下し、事業所数は 11 年度に 500 店だったが 15 年度には 556 店に増加した。

＜事例4＞ 取組が前向きであると認められる特定会社 TMO の代表事例

TMO 構想認定前のH町では、そば店や土産物店など主として観光客を対象とした業種への転業が進んだことなどから、地元住民が町内での買い物を敬遠するようになるなど、中心市街地の商店街を取り巻く環境は厳しくなっていた。こうしたことから、平成10年にH町、商工会をはじめ、多くの地域住民からの出資により、I 会社が設立された。同社は、11年にH町より TMO の認定を受けた。同社は、役員8人のほか、8人の専任従事者、6人の臨時職員及び3人の派遣職員により運営されている。このうち支配人(専任従事者)には、街づくりへの情熱を持ち、かつ、地元商業等の事情に精通しているとして公募により選ばれた者が就任している。

同社では、上記支配人を中心に、行政・地域住民・TMO が一体となった取組を実施している。例えば、11年度に中心市街地商店街の業種構成の偏りを是正するため、集合貸店舗を城跡の隣地に整備する事業を行った。テナントの選定は、TMO が町内全世帯を対象として出店者を募り、選んだ7者を集合貸店舗に出店させている。また、同社の収益事業として、地元農家が生産加工した商品の販売を行う店を運営したり、空き店舗を活用して主に地元消費者向けに農産物の産直販売店を運営したりしている。

同社の種々の活動により、中心市街地における商店が115店から124店に増加しているほか、観光客の増加に寄与するなどの効果をもたらしている。

(5) TMO に求められる重要な要素について

上記167TMO の状況及びその分析から、TMO による中心市街地の商業活性化が効果を上げるためには、次のような点が重要な要素であると思料された。

- ① TMO 事業に熱意を持って取り組む専任従事者等、いわゆるリーダーがいたり、専門的知識・知見を有する者がいたりすること
- ② 単なる企画調整にとどまらない活動・事業を行うに足るだけの自主財源を確保していること
- ③ 空き店舗対策事業、テナントミックス事業等の中心市街地活性化のための中核となる事業を実施して、集客力につながる魅力あるテナントの誘致に向けて努力していること

5 本院の所見

中小企業庁が中心市街地活性化法に基づく TMO による中心市街地の商業等の活性化に係る事業として10年から実施している対策は、商業集積全体を一定のコンセプトの下に統一

的にマネージメントする機関としてTMOを新たに設立し、これにより集客力を持った魅力ある街づくりを行っていくこととしているものであり、魅力的な商業集積作りのためのタウンマネージメントの導入により、これまでの中心市街地の衰退傾向を打開するための従来になかった施策としてその効果が強く期待されている。また、TMO等が行うハード事業については、空き店舗対策事業やテナントミックス事業等の各種ソフト事業と有機的に連携させることが必要であると考えられている。

しかし、本件施策の実施からおよそ6年を経過した現在、一部では本件施策の実施等により中心市街地の衰退に歯止めがかかり好転の兆しが見えてきたものも見受けられるが、全般的にはこれまでの衰退傾向が反転するまでには至っていない状況である。

その原因として、TMOによる街づくりの手法そのものは、諸外国における成功事例や前記事例3及び4などからも有効と認められるものの、中心市街地活性化施策の中核となるテナントミックス事業等を実施する上で十分な人的体制と財政的な基盤が備わっていないことや、TMOの理念そのものが十分浸透していないこともあり、TMOに期待される本来の機能がまだまだ十分発揮されていないのが現状である。

本件施策は、各地域が自ら作成した計画に基づき自発的に実施する事業を国が支援するものであり、事業の成否は各地域の自助努力に負うところが大きい。そして、現在の社会経済情勢を考慮すると、TMOによる中心市街地活性化には今後とも相当な困難が予測されることから、TMOには十分な体制で事業を推進していくことが求められる。

したがって、今後は、中心市街地活性化の困難性にかんがみ、本件施策におけるTMOの趣旨を十分理解するとともに、ハード事業と各種ソフト事業の有機的連携を図りつつ、地域の特性に十分配慮した街づくりのコンセプトを確立し、更に意欲を持った有能な人材を配するなどTMOによる街づくりのポテンシャルの高い地域をモデル地区として選定し、優先的に支援していく必要があり、これにより確実に成功事例を増やしていくなど限られた予算の効果的な執行が望まれる。

第12 公的支援を受けた事業を実施している地方住宅供給公社の状況について

検査対象	国土交通省(平成13年1月5日以前は建設省)、住宅金融公庫
公的支援の内容	地方住宅供給公社に対して、分譲住宅事業、宅地造成事業、賃貸住宅事業等の実施に必要な資金等の一部について、住宅金融公庫による融資、国庫補助を行うもの
検査又は調査の対象とした地方住宅供給公社の数	27 地方住宅供給公社
上記の地方住宅供給公社に対する平成14年度末融資残高合計	5535 億円
上記の地方住宅供給公社に対する国庫補助金交付額合計	295 億円(平成12年度～14年度)

1 地方住宅供給公社の概要等

(公社の概要)

地方住宅供給公社(以下「公社」という。)は、地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号。以下「公社法」という。)に基づき、住宅を必要とする勤労者に居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として、都道府県又は地方住宅供給公社法施行令(昭和40年政令第198号)で指定する市(以下、これらの地方公共団体を「設立団体」という。)によって設立されていて、その数は平成16年9月末現在で57公社である。

公社法によれば、国土交通大臣は公社の設立、定款及び業務方法書の変更について認可権限を、設立団体の長は公社の理事長及び監事の任命権限並びに毎事業年度の事業計画及び資金計画の承認権限をそれぞれ有している。そして、公社は、財務諸表及び業務報告書を決算完了後2箇月以内に設立団体の長に提出しなければならないとされている。また、国土交通大臣又は設立団体の長は、公社業務の健全な運営を確保するため、公社に対して監督上必要な命令をすることができるほか、業務又は会計が公社法等に違反すると認めるときは業務の全部又は一部の停止その他必要な措置を命ずることができることとされている。ただ

し、国土交通大臣がこれらの命令をすることができるのは、設立団体の長が必要な命令をすることを怠っていると認めた場合に限られている。

公社では、設立団体等の住宅政策を担う公的住宅供給主体として、主に、分譲住宅事業、宅地造成事業及び賃貸住宅事業(以下、これらの3事業を「主要3事業」という。)を実施している。

57公社における、14年度までの住宅又は宅地の主な供給実績は、分譲住宅約55万戸、宅地約1.1万ha、賃貸住宅約17万戸となっている。

(公社の事業資金)

公社では、住宅建設等の事業の実施に必要な資金について、住宅金融公庫(以下「公庫」という。)、設立団体、民間金融機関等から融資を受けるなどして調達している。また、公社が居住環境が良好な住宅の供給、住宅市街地の整備等、国や地方公共団体の補助事業の目的、要件等に合致する事業を実施する場合には、国や地方公共団体から補助金の交付を受けることができる。これらのうち、公的資金である公庫融資及び国庫補助金の概要は以下のとおりとなっている。

① 公庫融資

公庫では、住宅金融公庫法(昭和25年法律第156号)に基づき、公社に対し、分譲住宅の建設、土地の取得及び造成、賃貸住宅の建設等のために必要な資金の一部として、公社分譲住宅建設資金、公的宅地造成資金、公社賃貸住宅建設資金(以下「3資金」という。)等の融資を行っている。公社向け融資の大半をこれら3資金が占めていて、12年度から15年度までの各年度末において、3資金のいずれかの融資残高があった公社数等は表1のとおりで、14年度末では31公社、融資残高5610億余円、15年度末では30公社、融資残高5019億余円となっている。

表1 公社に対する3資金の融資残高

(単位：億円)

融資種別	12年度末			13年度末			14年度末			15年度末		
	公社数	件数	融資残高	公社数	件数	融資残高	公社数	件数	融資残高	公社数	件数	融資残高
公社分譲住宅建設資金	22	338	464	20	277	470	16	194	317	9	124	22
公的宅地造成資金	11	25	826	9	21	732	6	16	625	6	14	548
公社賃貸住宅建設資金	34	700	5,368	30	589	5,190	29	539	4,668	29	525	4,448
計	38	1,063	6,659	34	887	6,392	31	749	5,610	30	663	5,019

(注) 複数の融資種別で融資を受けている公社があるため、各融資種別の欄の公社数の合計は、計の欄の公社数と一致しない。

公庫では、公社の公的性格を勘案して、公社賃貸住宅建設資金について最長50年となる長期の償還期間、公社分譲住宅建設資金及び公的宅地造成資金について元金の譲渡償還等の措置を講じている。

(注1) 譲渡償還 分譲住宅・分譲宅地の譲渡の都度、譲渡代金のうち公庫借入金に相当する金額を償還させる方法。公社分譲住宅建設資金の償還期間は住宅のしゅん工後2年(国の経済対策に基づき3年に延長された時期あり)以内、公的宅地造成資金の償還期限は10年又は15年以内である。

② 国庫補助金

国土交通省では、居住環境が良好な賃貸住宅の建設、市街地整備、市街地再開発等の事業を実施する事業主体に対して国庫補助金を交付しており、その事業主体の一つとして公社を対象としているところである。

このうち、住宅局が所管する特定優良賃貸住宅供給促進事業、住宅市街地整備総合支援事業、優良建築物等整備事業等に係る国庫補助金の交付実績は、表2のとおり、過去3箇年(12年度から14年度まで。以下同じ。)に38公社に対して計315億余円となっている。

表2 過去3箇年の国庫補助金の交付実績

(単位：百万円)

		12年度	13年度	14年度	3箇年計	
主	特定優良賃貸住宅等建設費補助	公社数	13	16	13	18
		金額	3,668	1,947	1,074	6,690
な	特定優良賃貸住宅等家賃対策補助	公社数	23	21	22	25
		金額	2,919	2,737	2,473	8,130
補	住宅市街地整備総合支援事業費補助	公社数	10	10	8	13
		金額	3,667	2,552	2,786	9,007
金	優良建築物等整備事業費補助	公社数	7	7	6	7
		金額	234	665	734	1,634
上記以外の補助金		公社数	16	24	28	29
		金額	1,887	2,022	2,164	6,074
合計		公社数	34	35	34	38
		金額	12,378	9,925	9,233	31,538

(注) 複数の年度にわたり補助を受けている公社があるため、各年度の公社数の合計は計の欄の公社数と一致しない。

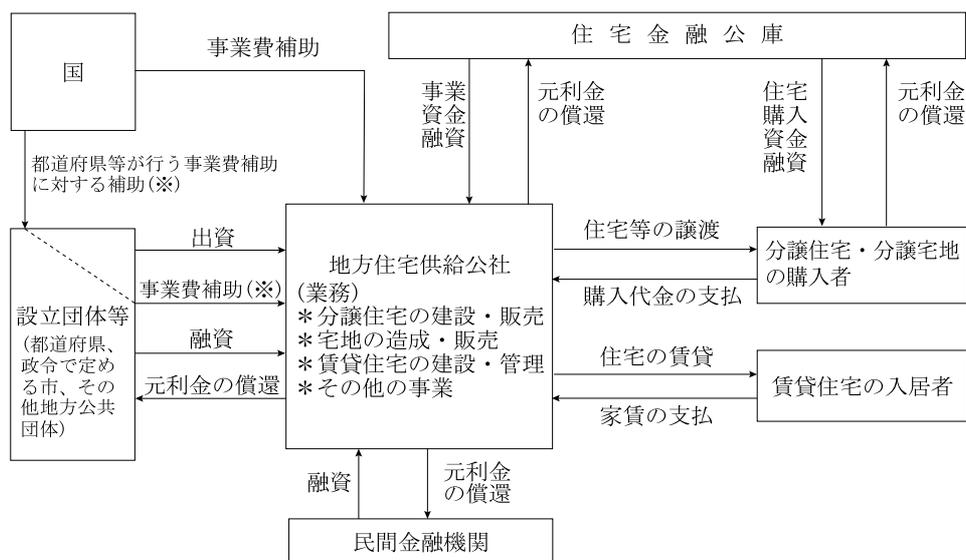
③ 公庫融資と補助金の併用例

公社は、特定優良賃貸住宅を建設するため、公庫から公社賃貸住宅建設資金の融資のほか、地方公共団体から、国の資金と当該地方公共団体の資金を財源とする特定優良賃貸住

宅建設費補助金の交付を受けることができる。また、分譲住宅又は賃貸住宅を建設するため、同様に、公社分譲住宅建設資金又は公社賃貸住宅建設資金の融資のほか、当該住宅が前記の住宅市街地整備総合支援事業等の補助事業の要件に合致するものであれば、住宅周辺の共用通行部分や緑地、住宅内の共同施設等の整備などに要する費用の一部について、補助金の交付を受けることができる。

これら公社に係る資金等の流れを示すと図1のとおりとなる。

図1 公社に係る資金等の流れ(概念図)



2 検査の背景、着眼点及び対象

(検査の背景)

公社では、設立以来、設立団体等の住宅政策を担う公的住宅供給主体として、住宅及び宅地の供給、管理を行うなどの役割を果たしてきている。しかし、バブル経済崩壊後、住宅需要の変化や地価の下落傾向の長期化等により、公社の経営環境は大きく変化してきている。

そして、事業実績の低迷、財務状況の悪化により、15年6月から16年2月にかけて、3公社が「特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律」(平成11年法律第158号)に(注2)に基づき、金融機関等を相手方として債務の減免等を求める特定調停の申立てを行っている。

(注2) 特定調停 支払不能に陥るおそれのある債務者等の経済的再生に資するため、債務者の金銭債務に係る利害関係の調整を促進することを目的とした調停

(検査の着眼点及び対象)

公社をめぐっては以上のような状況が見受けられることから、公的支援の効果の発現に着眼して、公庫融資や国庫補助金の交付を受けて実施している公社の主要3事業の実績につい

て、また、これらの事業等の実績を反映した公社の財務状況が、公庫の債権管理等において重要な判断材料の一つとなるものであることから、公社の財務状況について検査又は調査した。さらに、公社の現況を踏まえて、国土交通省が執った対応及び公庫が融資審査や債権管理において執った対応について検査した。

事業実績及び財務状況についての検査又は調査の対象とした公社は、全57公社中27公社とした。27公社に係る公庫の3資金の融資残高合計の推移は図2のとおりで、14年度末の残高合計5535億余円は、同年度末において3資金の融資残高があった全31公社に係る残高合計5610億余円(表1参照)の98.6%を占めている。また、上記5535億余円は、公社の借入金等残高合計の2割程度(民間金融機関は4割程度、設立団体等は3割程度を占めている。)となっている。そして、27公社が実施した主要3事業のうち、表3に掲げた対象年度において3資金の融資残高があった事業を対象に、分譲住宅の販売、宅地造成の進ちょく及び分譲宅地等の販売、賃貸住宅の空家の状況について、また、27公社の10年度から15年度までの決算を対象に財務状況について検査又は調査した。なお、27公社のうち、過去3箇年に住宅局所管国庫補助金の交付を受けていた25公社に係る同補助金の交付実績は、表4のとおりである(過去3箇年の交付額合計295億余円)。

図2 27公社に係る3資金の融資残高合計の推移

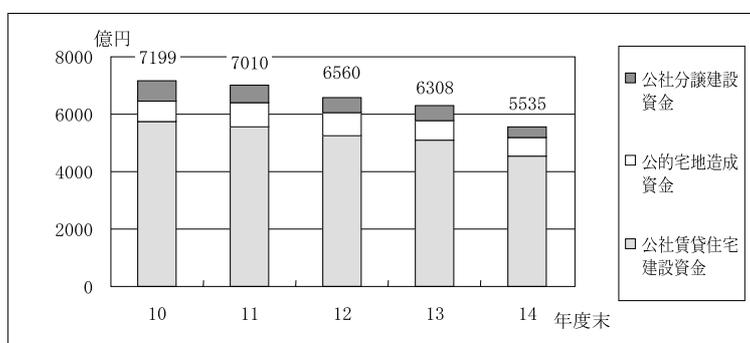


表3 検査対象事業に係る公社数及び戸数等

事業	対象年度	公社数	戸数等
分譲住宅事業	10~14	24	11,280(戸)
宅地造成事業	14	6	16(団地)
賃貸住宅事業	12~14	25 〔一般賃貸住宅 19〕 〔特定優良賃貸住宅 20〕	37,482(戸) 〔23,988(戸)〕 〔13,494(戸)〕 (14年度末)

(注) 公社によって、管理している賃貸住宅の種別が異なることから、賃貸住宅事業の公社数欄の計は〔 〕内の公社数の合計と一致しない。

表4 25 公社に係る過去3 箇年の補助金の交付実績

(単位：百万円)

		12年度	13年度	14年度	3 箇年計	
主	特定優良賃貸住宅等建設費補助	公 社 数	11	12	10	14
		金 額	3,538	1,797	984	6,320
な	特定優良賃貸住宅等家賃対策補助	公 社 数	18	16	16	19
		金 額	2,841	2,653	2,396	7,891
補	住宅市街地整備総合支援事業費補助	公 社 数	9	10	8	12
		金 額	3,551	2,552	2,786	8,890
助	優良建築物等整備事業費補助	公 社 数	5	5	4	5
		金 額	121	646	663	1,431
金	上記以外の補助金	公 社 数	9	15	18	18
		金 額	1,468	1,577	1,975	5,021
合	計	公 社 数	24	23	22	25
		金 額	11,520	9,228	8,806	29,556

(注) 複数の年度にわたり補助を受けている公社があるため、各年度の公社数の合計は計の欄の公社数と一致しない。

3 検査の状況

(1) 公社の事業実績

ア 分譲住宅事業

公社は、分譲住宅の建設に当たり公社分譲住宅建設資金の融資を受けた場合、前記のとおり(注1参照)、当該住宅のしゅん工後2年又は3年以内に償還しなければならないとされている(以下、このしゅん工後2年又は3年の期間を「償還期間」という。)。一方、分譲住宅の購入者は、上記と同じ期間内であれば、公庫の公社分譲住宅購入資金の融資を受けて公社への支払に充てることが可能となっており、また、公社分譲住宅建設資金については、前記のとおり譲渡償還の措置が講じられていることから、公社は別途に資金を調達したり手持資金を支出したりすることなく、販売の都度、購入者からの譲渡代金収入により建設資金の償還ができる仕組みとなっている。

27 公社のうち、10 年度から14 年度までのいずれかの年度末に公社分譲住宅建設資金の融資残高があったのは24 公社であるが、その24 公社の分譲住宅事業の実施状況についてみると、24 公社が14 年度末までに分譲募集した住宅は、表5 のとおり、170 団地、11,280 戸となっており、そのうち10,363 戸が14 年度末までに譲渡されていた。また、償還期間経過時に売れ残っていた分譲住宅の戸数の合計は1,123 戸となっていた。

公社別にみると、しゅん工した住宅について、償還期間内にすべて譲渡し終えた公社は4公社あった一方、償還期間経過時に売れ残っていた戸数の合計が、50戸以上となっていた公社も6公社見受けられた。

表5 分譲住宅の販売実績

(単位：戸)

しゅん工後2年又は3年経過時(償還期間経過時)の売れ残り	公社数	団地数	募集済戸数(A)	販売実績(B)	償還期間経過時の売れ残り戸数の合計	14年度末現在の売れ残り((A)-(B))	
						償還期間中の戸数	償還済みの戸数
売れ残りなし	4	16	687	681	0	6	0
1戸以上10戸未満	6	51	1,196	1,170	33	11	15
10戸以上30戸未満	4	22	854	815	59	17	22
30戸以上50戸未満	4	30	3,417	3,064	155	333	20
50戸以上100戸未満	4	24	2,438	2,191	269	91	156
100戸以上	2	27	2,688	2,442	607	12	234
計	24	170	11,280	10,363	1,123	470	447

売れ残りが生じたり、売れ残りを多く保有することとなったりする要因としては、市場価格の下落によって、当初設定された分譲住宅の譲渡価額が市場価格より割高となる場合があったことなどが挙げられる。なお、14年3月の地方住宅供給公社法施行規則(昭和40年建設省令第23号。以下「施行規則」という。)の改正により、14年度以降、譲渡価額は原則として近傍同種の住宅の価額と均衡を失しないよう定めることとなっている。

イ 宅地造成事業

宅地造成事業は大規模な事業用地を取得・造成して良質な住宅団地を形成しようとするものである。公社では、造成後の宅地を個人、建設業者等に対して譲渡しているほか、自ら当該宅地に住宅を建設して販売している。

27公社のうち、14年度末に公的宅地造成資金の融資残高があったのは6公社である。その6公社の宅地造成事業の実施状況についてみると、同資金の融資残高があった16団地の14年度末における状況は、表6のとおり、5公社の12団地で、造成がすべて又は部分的に完了し分譲宅地等として販売を開始しているが、相当数の売れ残りが生じていたり、1公社の2団地で造成を中止・休止していたりして、6公社が融資を受けるに当たって公庫に提出した当初の計画のとおりには造成・供給が進んでいないものが見受けられる状況となっていた。これらの多くはバブル経済当時及びその後に計画・事業化されていた。

表6 宅地造成事業の実施状況(14年度末)

(単位：区画)

実施状況	公社数	団地数	公庫計画承認年度(当初)	計画区画数	募集済区画数	販売実績	売れ残り
造成はすべて完了し、分譲宅地等として販売を開始しているが、売れ残りが生じているもの	2	7	S48～H11	3,868	3,199	2,328	871
造成は部分的に完了し、分譲宅地等として販売を一部開始しているが、売れ残りが生じているもの	3	5	H3～H7	3,992	1,466	419	1,047
造成中で、今後販売を予定しているもの	2	2	H5・H11	2,287	0	0	0
事業を中止・休止しているもの	1	2	H3・H6	845	0	0	0
計	6	16		10,992	4,665	2,747	1,918

(注) 公社によっては複数の宅地造成事業を実施していて、これらの事業が異なる実施状況に該当していることから、実施状況別の公社数の合計は計の欄の公社数と一致しない。

当初の計画のとおりには造成・供給が進んでいない状況になっている要因としては、山林原野開発型の宅地造成事業について、計画規模に見合う需要が見込めなくなったこと、分譲住宅の場合と同様、市場価格の下落によって、当初設定された分譲宅地の譲渡価額が市場価格より割高となる場合があったことなどが挙げられる。なお、14年3月の施行規則の改正により、14年度以降、譲渡価額は原則として近傍同種の土地の取引価格と均衡を失しないよう定めることとなっている。

ウ 賃貸住宅事業

(注3)
公社が建設・管理する賃貸住宅には、一般賃貸住宅、特定優良賃貸住宅等がある。27公社のうち、12年度から14年度までの各年度末において公社賃貸住宅建設資金の融資残高があった団地数等について、一般賃貸住宅と特定優良賃貸住宅等に区分してみると、表7のとおりとなっていた。

表7 公庫融資残高のあった団地数等

(単位：戸)

	12年度末			13年度末			14年度末		
	公社数	団地数	管理戸数	公社数	団地数	管理戸数	公社数	団地数	管理戸数
一般賃貸住宅	19	410	48,266	18	356	31,925	17	323	23,988
特定優良賃貸住宅等	19	123	12,153	19	139	13,327	20	144	13,494

(注) 管理戸数は政策的な空家を除いたものである(以下同じ)。

(注3) 特定優良賃貸住宅 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号)に基づき建設・管理されている中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅

そして、上記団地の管理状況を見ると、表8のとおりとなっており、一般賃貸住宅の平均空家率についてみると、各年度末とも、5%未満となっていた公社が全体の60%前後を占めていたが、15%以上となっている公社も見受けられた。また、特定優良賃貸住宅等の平均空家率についてみると、5%未満となっていた公社が全体に占める割合は、12年度末52%、13年度末63%、14年度末45%程度となっていたほか、各年度末とも20%以上となっていた公社も見受けられた。

表8 一般賃貸住宅等の空家状況

(ア) 一般賃貸住宅

(単位：戸)

空家率	12年度末				13年度末				14年度末			
	公社数	団地数	管理戸数	空家戸数	公社数	団地数	管理戸数	空家戸数	公社数	団地数	管理戸数	空家戸数
5%未満	11	335	39,165	1,470	11	256	16,018	538	10	262	15,932	561
5%以上10%未満	2	6	379	29	0	0	0	0	3	9	841	50
10%以上15%未満	3	13	738	95	3	48	8,570	942	2	15	1,395	195
15%以上20%未満	2	48	7,147	1,106	4	52	7,337	1,220	2	37	5,820	901
20%以上	1	8	837	178	0	0	0	0	0	0	0	0
計	19	410	48,266	2,878	18	356	31,925	2,700	17	323	23,988	1,707

(イ) 特定優良賃貸住宅等

(単位：戸)

空家率	12年度末				13年度末				14年度末			
	公社数	団地数	管理戸数	空家戸数	公社数	団地数	管理戸数	空家戸数	公社数	団地数	管理戸数	空家戸数
5%未満	10	84	9,200	311	9	96	10,270	399	9	101	10,720	480
5%以上10%未満	4	17	1,658	144	3	19	1,651	125	5	19	1,476	104
10%以上15%未満	2	12	517	60	2	5	195	22	2	8	267	33
15%以上20%未満	0	0	0	0	2	9	433	67	2	8	302	55
20%以上	3	10	778	211	3	10	778	234	2	8	729	241
計	19	123	12,153	726	19	139	13,327	847	20	144	13,494	913

なお、団地別にみると、過去3箇年の年度末における空家率について、2年又は3年連続で20%を上回っていた団地が、一般賃貸住宅356団地中22団地、特定優良賃貸住宅等139団地中12団地ある状況となっていた。

空家が生じている要因としては、市場家賃が下落傾向にある中で、設定家賃が市場家賃と乖離する事態が生じていること、住宅の老朽化により利便性が低下したことなどが挙げられる。なお、14年3月の施行規則の改正により、14年度以降、家賃は原則として近傍同種の住宅の家賃と均衡を失しないよう定めることとなっている。

(2) 公社の財務状況等

上記のように各公社が実施している事業の内容、その販売や入居の実績あるいは進ちよくの状況は様々であるが、これらの事業実績を反映した27公社の財務状況等は以下のとおりとなっていた。

ア 公社の会計基準等

公社では、13年度まで、公社法及び施行規則のほか、社団法人全国住宅供給公社等連合会(以下「全住連」という。)が昭和49年に制定した地方住宅供給公社会計基準(以下「旧会計基準」という。)に基づき、公社は利益を追求する事業体ではないとの考え方のもと、事業収益に合わせた事業原価の調整等により事業損益を均衡させたり、将来予定される支出又は損失に充てるなどのため、貸借対照表上負債として計上することとされた引当金等で利益留保性の高いもの(以下「利益留保性引当金等」という。)の取崩し・繰入れにより全体損益を均衡させたりするなどの会計処理を行ってきた。

しかし、平成11年度から始まった各地方公共団体の包括外部監査において、上記のような会計処理による決算では、実質的な経営成績や財務状況の把握が困難であるとして、旧会計基準の早期見直しを求める指摘が相次いでなされた。これらの指摘を踏まえるなどして、14年3月に、国土交通省が分譲事業(分譲住宅事業及び宅地造成事業)及び賃貸管理事業(賃貸住宅事業)の損益の明確化等を目的として新たに2つの準備金勘定を設けることなどを内容とする施行規則の改正を実施したほか、全住連が新たな地方住宅供給公社会計基準(以下「新会計基準」という。)を制定した。各公社では、14年度以降、新会計基準等に基づき会計処理を行っている。

新会計基準では、企業会計原則等に準拠した原価計算方法や、分譲事業資産^(注4)について時価が著しく下落した場合の強制評価減の取扱いが適用されることとなったほか、公社の事業を分譲事業、賃貸管理事業及びその他事業に区分し、事業ごとに損益計算を行って経営成績を明確にすることとされている。また、新会計基準上、前記の利益留保性引当金等は廃止され、一方、上記のとおり、改正後の施行規則に基づき、新たに特別法上の引当金等として住宅宅地分譲事業準備金及び賃貸住宅管理事業準備金(以下、これらの準備金を「特定準備金」という。)が設けられ、貸借対照表上で計上されることとなった。この特定準備金は、分譲事業及び賃貸管理事業の安定的な経営を図るためのもので、当該事業について、損益計算の結果、利益が生じた場合は利益相当額を繰り入れて

次期以降の欠損補てんのために備えることとし、損失が生じた場合は損失相当額を取り崩すこととしている。

なお、上記のように、14年度から新会計基準が適用されているため、後述する27公社の財務状況の分析において、13年度以前の計数と14年度以降の計数を比較することについては困難な面がある。

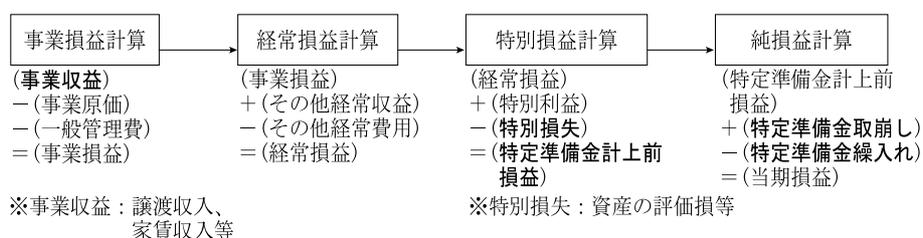
(注4) 分譲事業資産 譲渡を目的とする住宅又は宅地で、工事が完了しているが譲渡に至っていないもの又は工事中のもの

イ 損益

公社の損益計算については、新会計基準が導入された14年度以降、分譲事業、賃貸管理事業及びその他事業の区分ごとに、図3のとおり、事業損益計算から特別損益計算^(注5)までを行い特定準備金計上損益を算出し、同損益の結果を受けて、分譲事業及び賃貸管理事業に係る特定準備金の取崩し・繰入れを行い当期損益を算出することとされた。

(注5) 事業損益計算 公社の事業活動から生ずる事業収益(分譲住宅・分譲宅地の譲渡収入、賃貸住宅の家賃収入等)からそれに対応する事業原価(土地費、建物費、減価償却費、管理経費等)及び一般管理費を差し引いたもの

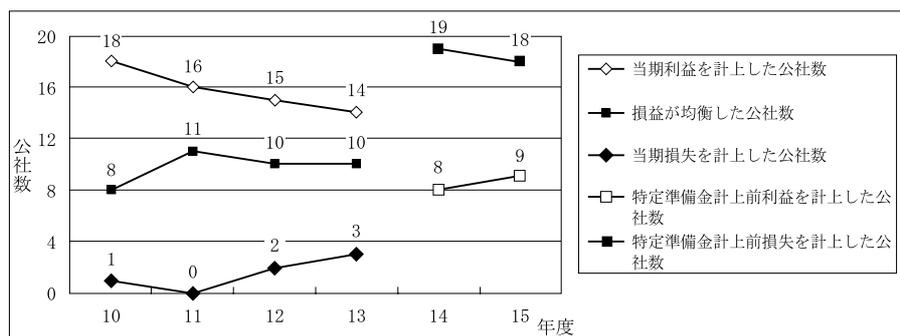
図3 新会計基準による公社の損益計算



(ア) 特定準備金計上損益等の状況

27公社の13年度以前の当期損益及び14年度以降の特定準備金計上損益の状況についてみると、図4のとおり、10年度から13年度までは旧会計基準に基づく会計処理により損益均衡となった公社が10公社前後あったが、新会計基準導入後の14、15両年度では損益均衡となった公社はなく、利益を計上したのは14年度8公社、15年度9公社、損失を計上したのは14年度19公社、15年度18公社となっていて、両年度とも損失を計上した公社数が、利益を計上した公社数を上回った。

図4 27 公社の過去 6 箇年における損益の状況



(イ) 特定準備金の取崩し・繰入れ

14 年度期首において特定準備金を計上した 25 公社では、上記の損益の結果を受けて、特定準備金の取崩し・繰入れを行ったが、その結果、14 年度末に 2 公社が、15 年度末に 3 公社が特定準備金を全額取り崩した。また、分譲事業に係る特定準備金の取崩額が賃貸管理事業に係る特定準備金の取崩額を大きく上回った。

(ウ) 内部留保

前記の 13 年度までの利益留保性引当金等、14 年度以降の特定準備金等のほか、毎事業年度の損益計算上生じた利益を整理し、貸借対照表の資本の部で計上することとされている利益剰余金(以下、これらを総称して「内部留保」という。)は、過去の公社経営により生じた利益の累積であり、公社では、損失が生じた場合にこれを補てんする財源としてきている。

27 公社の過去 6 箇年の内部留保の残高等の状況をみると、図 5 及び表 9 のとおり、大半の公社において 10 年度の水準と比べると減少していた。

図5 過去6箇年における内部留保の残高の状況(27 公社合計)

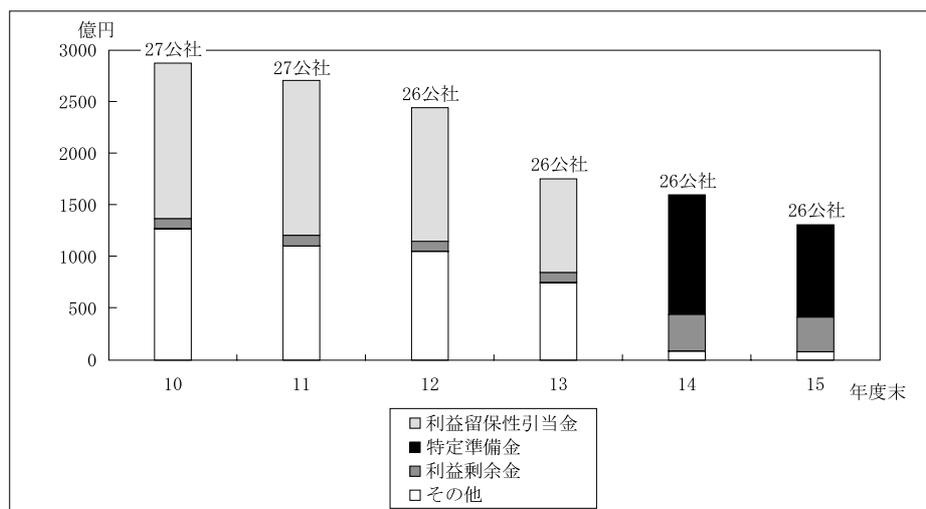


表9 27 公社の内部留保の増減の状況

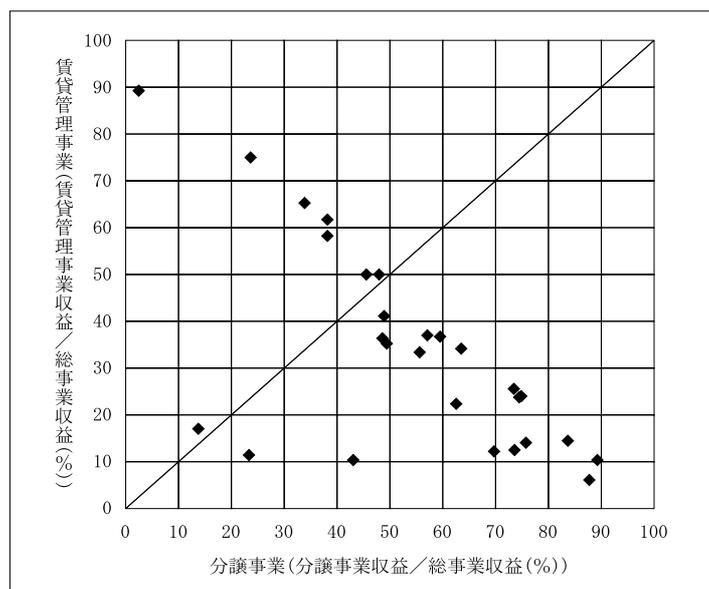
(単位：公社)

年 度		10→13				14→15
		10→11	11→12	12→13		
増	加	5	11	7	6	9
	減	21	16	19	20	17
残高なし		1	0	1	1	1

ウ 事業別の状況

27 公社の分譲事業及び賃貸管理事業の状況について、収益面に着目して、総事業収益に占める分譲事業収益及び賃貸管理事業収益の割合の分布をみたところ、図6のとおりとなっていて、分譲事業収益の割合が賃貸管理事業収益の割合を上回った公社が3分の2以上を占めていた。

図6 総事業収益に占める分譲事業収益及び賃貸管理事業収益の割合



(注) 各年度における特殊な事情により生ずる偏りを抑えるため、各収益とも14、15両年度の平均値を用いて、割合を算出した。

次に、27公社の14、15両年度の特定準備金計上損益等について事業別にみたところ、表10のとおりとなっていた。

分譲事業において、特定準備金計上損失を計上したのは27公社中14年度20公社、15年度21公社となっていた。このうち、14年度13公社、15年度15公社が、分譲住宅・分譲宅地等の譲渡収入等の事業収益が土地費、建物費等の事業原価等を下回り事業損失を計上していた。

また、賃貸管理事業において、特定準備金計上損失を計上したのは27公社中14年度8公社、15年度13公社となっていた。このうち、14年度5公社、15年度9公社が、家賃収入等の事業収益が減価償却費、管理経費等の事業原価等を下回り事業損失を計上していた。

表10 27 会社の事業別の特定準備金計上前損益等の状況

事業	14 年 度		15 年 度	
	利益計上公 社数	損失計上公 社数	利益計上公 社数	損失計上公 社数
分 譲 事 業	7(7)	20(13)	6(4)	21(15)
賃 貸 管 理 事 業	19(16)	8(5)	14(13)	13(9)
全 体	8(8)	19(11)	9(8)	18(10)

注(1) 利益計上公社数欄の()書きは事業損益計算の結果、事業利益を計上した公社数を、また、損失計上公社数欄の()書きは事業損益計算の結果、事業損失を計上した公社数を示し、内書きである。

注(2) 14、15 両年度の賃貸管理事業の利益計上公社数には損益均衡となった1公社を含む。

上記の各会社の事業別の損益に影響を与えた要因としては、以下のものが挙げられる。

(ア) 分譲事業

上記のとおり、分譲事業において特定準備金計上前損失を計上した14年度20公社、15年度21公社のうち、14年度13公社、15年度15公社が事業損益計算の結果、事業損失を計上していたが、以下のような状況が影響して特別損失を計上し、結果的に損失が拡大するなどした公社が見受けられた。

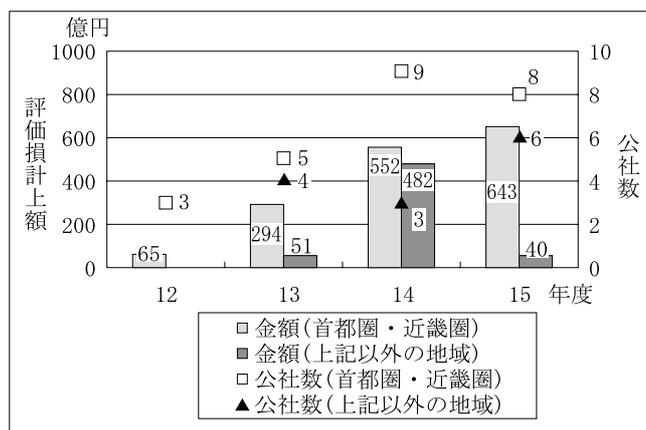
(分譲事業資産の強制評価減)

バブル経済崩壊後、地価の下落や保有期間の長期化に伴って、分譲事業資産の時価が貸借対照表価額を大幅に下回る事態が生じてきた。そこで、一部の公社(27公社のうちでは12年度3公社、13年度9公社)では、13年度以前に、包括外部監査等の結果を踏まえるなどして、分譲事業資産の時価評価を行い、貸借対照表価額を修正するとともに評価差額を評価損として計上した。そして、新会計基準において、分譲事業資産の時価が取得原価より著しく下落した場合には、近い将来明らかに回復する見込みがある場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならないとされたことから、27公社のうち、14年度に12公社、15年度に14公社が、特別損失として分譲事業資産の評価損を計上した。

新会計基準の運用において、「著しく下落」とはおおむね50%以上の下落とされているが、全体の含み損に重要性があり、財政状態及び経営成績について判断を誤らせるような事態を招くと認められる場合には、他の適切な基準を検討するとされ、実際に50%未満の下落率であっても評価損を計上した公社も見受けられた。

分譲事業資産の評価損計上の状況は図7のとおりで、27公社のうち14、15両年度に評価損を計上したそれぞれ12公社(評価損計上額合計1035億余円)、14公社(同683億余円)についてみると、首都圏及び近畿圏に所在する公社がそれぞれ9公社(同552億余円)、8公社(同643億余円)となっていた。

図7 分譲事業資産の評価損計上の状況



(総資産残高に占める分譲事業資産残高の割合)

27公社の年度末の総資産残高に占める分譲事業資産残高の割合を、14、15両年度についてみると、表11のとおりとなっていて、各公社の分譲事業のウエイト等を反映して、10%未満となっている公社から60%以上となっている公社まで様々となっていた。

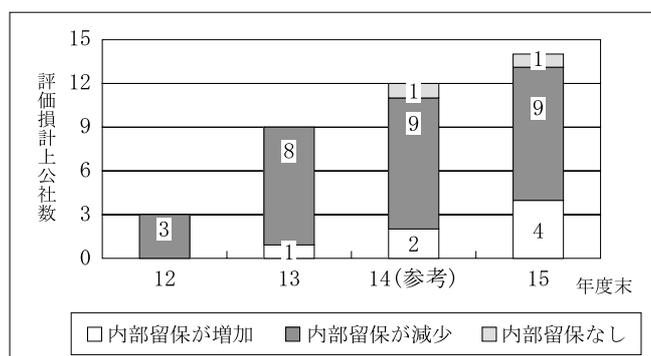
表11 総資産残高に占める分譲事業資産残高の割合

年度末の総資産残高に占める分譲事業資産残高の割合	14年度末の分譲事業資産残高				15年度末の分譲事業資産残高			
	公社数	50億円未満	50億円以上100億円未満	100億円以上	公社数	50億円未満	50億円以上100億円未満	100億円以上
60%以上	2		1	1	4	1	1	2
40%以上60%未満	6	1	2	3	4		2	2
20%以上40%未満	3	1		2	4		1	3
10%以上20%未満	7	2	3	2	5	3	2	
10%未満	9	5	4		10	8	1	1

各公社において、総資産残高に占める分譲事業資産残高の割合が高い状況が継続し、かつ、その残高が多額となっている場合には、その公社では、分譲事業資産の時価が著しく下落したときに多額の評価損を計上するリスクを抱えたままとなる事態が発生し得る。

資産の時価が著しく下落した場合の評価損は経常的に発生するものではないものの、その計上額が多額の場合、内部留保の残高によっては、この評価損を補てんできず当該損失の全部又は一部を翌期以降に繰り越すこととなる。前記の15年度までに分譲事業資産に係る評価損を計上した12年度3公社、13年度9公社、14年度12公社及び15年度14公社の内部留保の状況についてみたところ、図8のとおりとなっていて、内部留保が減少した公社が大半であった。

図8 評価損計上公社の内部留保の状況



(注) 14年度の増減については、旧会計基準に基づき計上された13年度末の利益留保性引当金等と新会計基準に基づき計上された14年度末の特定準備金等とを比較したものである。

(事業用土地資産の減損処理)

前記のとおり、公社が保有する分譲事業資産については、強制評価減の取扱いが新会計基準で規定された。一方、賃貸事業資産及び事業用土地資産については、^(注6)資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなったものについて、回収可能性を反映させるように貸借対照表価額を減額し、将来への損失の繰延べを防ぐことを目的とする減損処理の適用について検討が進められているところである。

(注6) 事業用土地資産 次年度以降の事業用地とするため取得し、その開発目的が決定されていないなどの土地

(総資産残高に占める事業用土地資産残高の割合)

27公社の年度末の総資産残高に占める事業用土地資産残高の割合を、14、15両年度についてみると、表12のとおりとなっていて、今後の開発予定の有無等を反映して、残高がない公社から20%以上となっている公社まで様々となっていた。

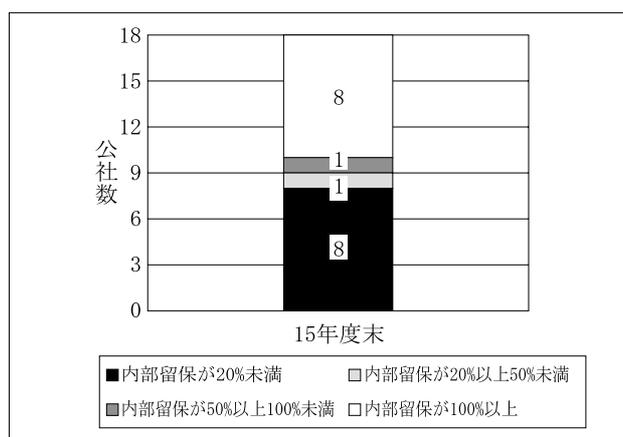
表12 総資産残高に占める事業用土地資産残高の割合

年度末の総資産残高に占める事業用土地資産残高の割合	14年度末の事業用土地資産残高				15年度末の事業用土地資産残高			
	公社数	100億円未満	100億円以上200億円未満	200億円以上	公社数	100億円未満	100億円以上200億円未満	200億円以上
20%以上	5		2	3	3		1	2
10%以上20%未満	7	4	1	2	7	4		3
10%未満	8	6	1	1	8	8		
なし	7				9			

(事業用土地資産残高と内部留保)

今後、前記の減損処理を適用した場合に発生する損失については、内部留保を取り崩して処理する方法が考えられる。そこで、27公社のうち、15年度末において、開発目的が決定されていない土地である事業用土地資産を保有していた18公社について、事業用土地資産残高に対する内部留保の割合をみると、図9のとおりとなっていた。100%以上、すなわち事業用土地資産の残高を上回る内部留保を有している公社が8公社ある一方、事業用土地資産の残高の50%未満となっている公社も9公社あった。上記(表12参照)の15年度末の総資産残高に占める事業用土地資産残高の割合が20%以上、かつ、事業用土地資産残高が100億円以上となっていた3公社では、事業用土地資産残高に対する内部留保の割合がいずれも50%未満となっていた。

図9 事業用土地資産残高に対する内部留保の割合



(イ) 賃貸管理事業

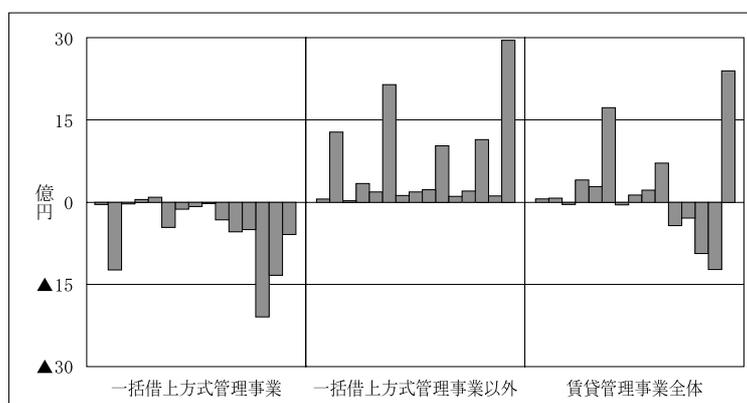
公社では、前記のとおり、自ら一般賃貸住宅、特定優良賃貸住宅等の建設・管理を

行っているほか、土地所有者等が建設した特定優良賃貸住宅等について、一括借上方式又は管理受託方式による賃貸・管理を行っている。

前記(表 10 参照)のとおり賃貸管理事業で特定準備金計上前損失を計上した会社は、14年度 8 会社、15年度 13 会社あるが、このうち、14年度 3 会社、15年度 6 会社は以下のように特定優良賃貸住宅等の一括借上方式による管理事業において損失を計上したため、賃貸管理事業全体でも損失を計上していた。

すなわち、一括借上方式による管理事業を実施している会社は、27 会社中 15 会社ある。そして、これら 15 会社について、15 年度の賃貸管理事業全体の事業損益と、一括借上方式による管理事業の損益及びこれ以外の他の管理事業の損益に分けて集計したものの状況を併せてみたところ、図 10 のとおり、15 会社中 13 会社が一括借上方式による管理事業で損失を計上し、このうち 6 会社では、一括借上方式による管理事業の損失が一般賃貸住宅等に係る他の管理事業の利益を上回り、賃貸管理事業全体でも事業損失を計上した。また、14 年度においても 3 会社について、同様の状況となっていた。

図10 15 会社の 15 年度の賃貸管理事業の事業損益



注(1) 各項目ごと、15年度の総事業収益に占める賃貸管理事業収益の割合が低い会社から高い会社の順に左から並べている。

注(2) 15 会社のうち 4 会社では、一括借上方式による管理事業収益を単独表示しておらず、他の管理事業収益と合算して表示している。

一括借上方式の場合、通常、会社は空家の有無にかかわらず土地所有者等に全戸分の家賃に相当する額の借上料を支払うこととしているが、市場家賃が下落している場

合でも土地所有者等から家賃引下げの了解を得るのが難しく、家賃が高止まりするなどしていったん発生した空家の解消が難しい状況となっている。そして、このような空家の増加が、借上料と家賃収入との差を拡大させて公社の損失発生につながっていると史料される。

上記のことから、近年においては、新規に管理を行う場合には管理受託方式を採用する公社が大半となっている。

(3) 関係機関の対応

ア 国土交通省の対応

住宅事情や社会経済情勢の変化等により公社を取り巻く環境が設立当初から大きく変化してきたことから、各設立団体等においては、公社の在り方について様々な検討が行われてきている。

国土交通省では、各公社の現状・課題等、各設立団体における検討状況・意向を確認しながら、公社の業務の在り方や組織運営の在り方等について検討を進めているほか、設立団体の長に対して、公社業務の健全な運営の確保に関して、より一層公社の経営状況等の的確な把握及び適切な指導監督に努めるよう要請を行うなどしている。

イ 公庫の対応

公庫では、従来、公社向け融資に係る審査や債権管理に当たっては、公社が地方公共団体の設立による法人であること、公社からの償還が滞りなく行われていることなどから、信用度が高いものとして対応していた。一方、一部の公社において財務状況の悪化が顕在化してきたことなどから、公庫では、融資審査や債権管理の充実強化を図ってきている。

融資審査については、より詳細に審査を実施するため、一定額以上の案件について、本店での審査又は支店審査後若しくは資金交付前の本店への報告を必要としたり、融資規模の大きい公的宅地造成資金の融資審査項目ごとに詳細な審査の着眼点を提示したりするなどして、審査体制の整備を図っている。

また、債権管理については、債権保全策を強化する必要があるとして、公社の決算については11年度分、事業計画については15年度分からより詳細に調査・分析を実施することとし、公社別の対応方針の検討に役立てるなどしているほか、公社向け融資における担保及び保証の取扱いを順次変更し、追加担保の徴求等を行っている。16年3月

末現在融資残高があった3資金に係る担保の設定状況についてみたところ、4月以降設定させる予定のものを含めると、担保の設定はほぼ終了している状況であった。

(4) 特定調停の申立て及びその後の状況

ア 特定調停申立ての要因

北海道、長崎県、千葉県各住宅供給公社(以下、それぞれ「北海道公社」、「長崎県公社」、「千葉県公社」という。)は、15年6月から16年2月にかけて、それぞれ経済的再生を図るため、特定調停の申立てを行ったが、この要因としては、下記①のほか、上記3公社において特に際立っていた下記②のような事情が挙げられる。

- ① 公社が供給する分譲住宅・分譲宅地の譲渡価額が市場価格の下落により割高となる場合があり、売れ残りが発生し事業収益が伸び悩む一方、取得、建設等に係る借入金利息、販売費用等の経費負担が膨らんだこと
- ② 包括外部監査や債務処理等の計画策定の際に実施された資産の時価評価の結果、多額の含み損により債務超過となることが判明し、自主努力のみでは約定に基づく償還や事業資金の調達が困難な状況となったこと

イ 特定調停申立後の状況

北海道公社における特定調停申立後の状況は以下のとおりで、長崎県公社及び千葉県公社の特定調停については16年9月末現在、調停継続中である。

公庫及び15民間金融機関を相手方とした北海道公社の特定調停については、15年6月の申立後、計7回の調停が開催されたが、裁判所が同年12月に、調停が成立する見込みがないものと認め、民事調停法(昭和26年法律第222号)の規定に基づき、調停に代わる決定を行った。この決定の内容は、公庫としては元金等244億余円について全額回収が図られ、利息について減収となるものであった。このほか、15民間金融機関が債権の一部放棄を、また、設立団体である北海道が北海道公社に対する融資及び民間金融機関の損失額の一部についての補償等を行うことなどであった。これらの内容は、公社、公庫等金融機関及び北海道のすべての者から異議申立てがなかったことをもって、16年2月に確定した。なお、公庫では、この決定の内容に異議申立てを行わないことを決定するに当たって、公庫法に基づき、財務大臣及び国土交通大臣から金利減免、償還期限の延長を内容とする融資条件の変更について認可を受けている。上記決定の内容の確定により執られた措置の結果、北海道公社の債務超過の状況は解消された。

4 本院の所見

公社は、公社法に基づく設立団体の指導・監督の下、設立団体の長の承認を受けた事業計画及び資金計画に基づき、設立団体等の住宅政策を担う事業主体として、住宅及び宅地の供給・管理を行うなどの役割を果たしてきている。これらの事業に対して、国土交通省及び公庫は、政策目的に照らして、事業の実施に必要な資金等の一部について、融資又は補助を実施してきている。

近年、住宅需要や社会経済情勢の変化等により公社を取り巻く環境は大きく変化してきており、各地方公共団体で実施された包括外部監査等において、公社に関して各種の指摘、提言等が行われている。

そして、各公社が公庫融資や国庫補助金の交付を受けるなどして実施している事業の内容や規模、その販売や入居の実績あるいは進捗の状況は様々であり、これらを反映して、14、15両年度において、2箇年連続で特定準備金計上前利益を計上した公社、損失補てんのため特定準備金等の内部留保を大きく減少させた公社、経済的再生を図るため特定調停の申立てを行った公社が見受けられるなど、各公社の財務状況も一様ではなく、上記の特定調停を申し立てた3公社のうち1公社に対しては、公庫が主務大臣の認可を受けて、金利減免、償還期限の延長を内容とする融資条件の変更を行ったところである。

このような状況の下、国土交通省では、設立団体の意向を確認しながら、公社制度の在り方について検討するとともに、設立団体の長に対する公社の経営状況等の的確な把握及び適切な指導・監督についての要請を行うなどしている。また、公庫では、公社向け融資の審査体制の整備、公社の事業計画及び決算の調査・分析や追加担保の徴求等による債権保全の強化を図ってきている。

公社の経営健全化の取組については、各公社及び公社に対する指導・監督に当たっている各設立団体においてそれぞれ責任を負うべきものであるが、国土交通省においては、今後とも各公社の現況を踏まえた各設立団体の意向についても十分配慮しながら、引き続き、公社の業務運営等の在り方についての検討を進めていくことが望まれる。

また、公庫においては、今後も、公庫融資を利用する計画のある公社に対して所要の融資を実施していくこと、融資残高のある公社の財務状況の動向を注視する必要性が高い状況にあることから、引き続き、公社全体の事業計画や財務状況、個々の事業計画についての詳細な調査、分析を行うなどして、これまでと同様に公社向け融資に係る審査及び債権管理を実施していくことが望まれる。

第13 道路関係四公団における土地及び物品の資産管理について

<p>検査対象</p> <p>日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団</p> <p>日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団の概要</p> <p>貸借対照表(平成16年3月31日現在)における資産合計</p>	<p>日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団</p> <p>有料道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うことによって、道路の整備を促進し、円滑な交通に寄与することなどを目的とする公団</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">日本道路公団</td> <td style="text-align: right;">43兆8053億円</td> </tr> <tr> <td>首都高速道路公団</td> <td style="text-align: right;">7兆4557億円</td> </tr> <tr> <td>阪神高速道路公団</td> <td style="text-align: right;">5兆2554億円</td> </tr> <tr> <td>本州四国連絡橋公団</td> <td style="text-align: right;">3兆9764億円</td> </tr> </table>	日本道路公団	43兆8053億円	首都高速道路公団	7兆4557億円	阪神高速道路公団	5兆2554億円	本州四国連絡橋公団	3兆9764億円
日本道路公団	43兆8053億円								
首都高速道路公団	7兆4557億円								
阪神高速道路公団	5兆2554億円								
本州四国連絡橋公団	3兆9764億円								

1 道路関係四公団の概要

(道路関係四公団の設立)

国民生活の向上及び経済成長に伴い、産業発展の不可欠な基盤である自動車交通の役割が拡大するなか、昭和27年に制定された道路に関する基本法である道路法(昭和27年法律第180号)のもとで、道路の全国的整備が行われてきた。特に、31年に集中的に多額の投資を行う必要のある高速自動車交通網の整備を目的として道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)が制定されたことにより、道路の建設費を借入により賄い、供用後、通行料金により管理費とともに返済していく方式(以下「有料道路方式」という。)が本格的に開始された。そして、この有料道路方式による道路整備を総合的かつ効率的に運営する機関として、31年に日本道路公団(以下「道路公団」という。)、34年に首都高速道路公団(以下「首都公団」という。)、37年に阪神高速道路公団(以下「阪神公団」という。)、45年に本州四国連絡橋公団(以下「本四公団」という。)^(注1)が各公団法の規定に基づき、それぞれ設立された(以下、これらの公団を併せて「道路関係四公団」という。)

(注1) 各公団法 日本道路公団法(昭和31年法律第6号)、首都高速道路公団法(昭和34年法律第133号)、阪神高速道路公団法(昭和37年法律第43号)及び本州四国連絡橋公団法(昭和45年法律第81号)

(高速道路等の建設及び管理の状況)

道路公団は、高速自動車国道及び一般有料道路の建設及び管理を総合的かつ効率的に行うことを主たる業務としている。そして、高速自動車国道の整備総量等を定める国土開発幹線自動車道建設法(昭和32年法律第68号)第3条等の規定によると、国において建設すべき高速自動車国道の予定路線は11,520kmとされており、また、同法第5条の規定によると、予定路線のうち建設を開始すべき路線の建設に関する基本計画10,607kmが設定されている。このうち、高速自動車国道の整備方法等を定める高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第5条の規定に基づく整備計画9,342kmが順次着手されており、平成15年度末で7,301kmが道路公団により供用されている。一方、一般有料道路は、道路整備特別措置法に基づき整備される有料の一般国道であり、15年度末現在で64道路、921kmが道路公団により供用されている。

また、首都公団は、東京都の区の存する区域及びその周辺の地域において都市高速道路の建設及び管理を行っており、基本計画に定める313km中、15年度末現在の供用延長は281kmとなっている。

阪神公団は、大阪市及び神戸市の区域並びに京都市の区域のうち一部の地域並びにそれらの地域の間及び周辺の地域において都市高速道路の建設及び管理を行っており、基本計画に定める279km中、15年度末現在の供用延長は233kmとなっている。

本四公団は、本州四国連絡道路の管理を行っており、その供用延長は15年度末現在で、172kmとなっている。

(民営化及び新直轄方式導入の状況)

近年、道路関係四公団が所管する高速自動車国道、一般有料道路、都市高速道路及び本州四国連絡道路(以下「高速道路等」という。)の整備のあり方、道路関係四公団の経営形態等について検討が行われた結果、16年6月に道路関係四公団民営化関係4法が制定された。^(注2)

道路関係四公団民営化関係4法は、道路関係四公団を廃止し、これらの事業を承継し、高速道路等の建設・管理・料金徴収を行う6つの株式会社(以下「6会社」という。)と、資産・負債を保有し、6会社からの貸付料収入で債務の返済等を行う独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)を設立することをその骨子としている。そして、この民営化は17年度中に予定されているため、道路関係四公団では、新組織に承継される資産価額の確定を極めて短時間のうちに行う必要がある。

また、従来、高速自動車国道は、道路公団により整備が行われてきたが、14年12月の道

路関係四公団民営化に関する政府・与党協議会での申し合わせにおいて、道路公団により整備されるものに加え、国と地方の負担による新たな直轄事業の方式(以下「新直轄方式」という。)により必要な道路を建設することが決定され、高速自動車国道法等の一部が改正された。

この改正により、高速自動車国道の整備は、料金収入に基づく有料道路方式と新直轄方式により行われることとなった。そして、16年1月の整備計画の変更等により、新直轄方式による道路整備については、料金収入で管理費を賄うことができるかなどの判断基準に基づいた区間ごとの評価結果、地方公共団体からの整備手法に関する意見等を踏まえ、整備計画における延長9,342kmの中から区間を選定して行われることとされている。

なお、民営化後、道路関係四公団の保有する道路に係る資産については、新直轄方式により整備される道路を除き、原則として機構において承継し、また、道路以外の関連事業資産については6会社において承継することとなっている。

(注2) 道路関係四公団民営化関係4法 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律(平成16年法律第101号)及び日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)

(15年度における決算の状況)

道路関係四公団は、いずれも特殊法人等会計処理基準(昭和62年10月財政制度審議会公企業会計小委員会報告)、各公団法の規定等に基づき、毎事業年度、貸借対照表及び損益計算書を作成している。15年度における道路関係四公団の貸借対照表及び損益計算書は、それぞれ表1及び表2のとおりとなっている。

表1 15年度における道路関係四公団の貸借対照表

(平成16年3月31日現在 単位：百万円)

第4章 特定検査対象に関する検査状況 第13

資 産 の 部						
勘定科目	金 額					
	道路公団	首都公団	阪神公団	本四公団	合 計	割 合
流動資産	370,395	37,300	28,576	13,928	450,200	0.7%
固定資産	43,395,779	7,398,596	5,213,643	3,956,925	59,964,944	99.1%
事業資産	38,097,192	5,891,606	4,606,403	3,863,313	52,458,515	86.7%
うち道路	38,089,219	5,887,329	4,606,403	3,558,321	52,141,273	86.1%
事業資産建設仮勘定	4,827,466	1,485,836	592,637	61,307	6,967,247	11.5%
うち道路建設仮勘定	4,827,466	1,485,836	592,637	28,200	6,934,139	11.4%
有形固定資産	409,621	20,552	14,210	21,664	466,048	0.7%
無形固定資産	379	32	24	14	451	0.0%
投資その他の資産	61,120	567	368	10,625	72,681	0.1%
繰延資産	39,200	19,824	13,233	5,597	77,855	0.1%
資産合計	43,805,375	7,455,720	5,255,452	3,976,451	60,493,001	100.0%

負 債 ・ 資 本 の 部						
勘定科目	金 額					
	道路公団	首都公団	阪神公団	本四公団	合 計	割 合
流動負債	532,850	56,228	39,774	10,819	639,672	1.0%
固定負債	28,082,985	5,052,529	4,119,798	2,706,152	39,961,465	66.0%
うち道路債券	17,287,580	2,761,928	2,197,460	1,704,140	23,951,108	39.5%
うち長期借入金	9,666,236	2,217,184	1,626,577	676,213	14,186,211	23.4%
うち割賦未払金	883,695	—	—	—	883,695	1.4%
特別法上の引当金等	12,866,147	1,624,243	543,680	253,963	15,288,034	25.2%
うち償還準備金	12,449,404	1,624,243	496,917	241,628	14,812,194	24.4%
負債合計	41,481,983	6,733,000	4,703,252	2,970,935	55,889,173	92.3%
資本金	2,284,865	721,494	552,200	1,005,515	4,564,074	7.5%
剰余金	38,527	1,226	—	—	39,753	0.0%
資本合計	2,323,392	722,720	552,200	1,005,515	4,603,827	7.6%
負債・資本合計	43,805,375	7,455,720	5,255,452	3,976,451	60,493,001	100.0%

道路関係四公団の資産合計は、60兆4930億余円、そのうち固定資産は59兆9649億余円となっている。また、固定資産のうち事業資産の道路及び事業資産建設仮勘定の道路建設(注3)仮勘定(以下、これらを併せて「道路資産」という。)は59兆0754億余円となっている。

(注4)
一方、負債合計は55兆8891億余円、このうち道路債券、長期借入金及び割賦未払金の残高は39兆0210億余円となっている。また、償還準備金の残高は14兆8121億余円となっている。

(注3) 道路建設仮勘定 道路の建設に投下した資金の総額のうち供用開始前の道路に係るもの

の

(注4) 割賦未払金 道路公団における東京湾横断道路の引継ぎに係る割賦元金残高

(注5) 償還準備金 道路事業における収入から費用を差し引いた収支差益の累計額

表2 15年度における道路関係四公団の損益計算書

(単位：百万円)

収 益 の 部						
勘定科目	金 額					
	道路公団	首都公団	阪神公団	本四公団	合 計	割 合
経常収益	2,108,914	267,750	185,384	91,576	2,653,626	66.1%
業務収入	2,085,196	267,417	185,326	80,622	2,618,562	65.2%
受託業務収入	832	—	—	22	855	0.0%
貸倒引当金戻入	183	—	—	—	183	0.0%
業務外収益	22,702	332	58	171	23,264	0.5%
その他	—	—	—	10,760	10,760	0.2%
特別利益	—	—	3,900	1,353,544	1,357,445	33.8%
収益合計	2,108,914	267,750	189,285	1,445,121	4,011,071	100.0%

費 用 の 部						
勘定科目	金 額					
	道路公団	首都公団	阪神公団	本四公団	合 計	割 合
経常費用	2,107,569	267,569	189,285	334,040	2,898,465	100.0%
事業資産管理費	296,875	58,731	38,346	11,926	405,879	14.0%
一般管理費	100,784	11,738	8,886	9,271	130,681	4.5%
引当金等繰入	1,153,284	111,457	68,145	241,628	1,574,515	54.3%
うち償還準備金繰入	1,112,064	111,457	68,145	241,628	1,533,295	52.9%
事業資産減価償却費	143	234	—	10,786	11,164	0.3%
業務外費用	556,481	85,407	73,907	60,428	776,224	26.7%
特別損失	—	—	—	—	—	0.0%
費用合計	2,107,569	267,569	189,285	334,040	2,898,465	100.0%
当期利益金	1,344	180	—	1,111,080	1,112,606	

(注) 本四公団の特別利益は、「本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために平成15年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律」(平成15年法律第35号)に基づく国への承継債務に係る債務免除益が主たるものである。

道路関係四公団の業務収入は2兆6185億余円となっている。また、道路事業における料金収入等の収入から管理費や金利等の費用を差し引いた収支差益である償還準備金繰入は、1兆5332億余円となっている。

(道路関係四公団における財務会計の特徴)

道路関係四公団の貸借対照表及び損益計算書の作成方法については、昭和62年度以降、「日本道路公団財務諸表改善研究会」における提言等を踏まえ、償還準備金積立方式と呼ばれる会計処理方法が採用されている。これは、道路関係四公団の財務会計には道路の建設に投

下した資金の回収状況を明らかにすることが要請されているとの考え方に基づくものである。そして、この償還準備金積立方式に基づく財務会計の特徴については次のとおりである。

- ① 貸借対照表の資産に計上される事業資産の道路については減価償却費や除却損が計上されず、このため、道路資産の額は、道路の建設に投下した資金の総額を示していること
- ② 料金収入等の収入から管理費、金利等の費用を差し引いた収支差益が償還準備金繰入として損益計算書の費用に計上され、その累計額が償還準備金として貸借対照表の負債に計上されていること
- ③ 貸借対照表の資産に計上される道路資産の額と負債に計上される償還準備金の額の対比により、道路の建設に投下した資金の回収状況が明示されること

上記のような特徴を有する償還準備金積立方式のもとでは、通常の企業会計の場合と異なり、道路資産を個別的に土地、構築物等の資産区分別に把握することは必要とされないため、道路関係四公団の現行の財務会計においては、道路区間ごとに工事費、用地費及補償費、営繕費といった予算科目の区分ごとの支出額の集計を行っているのみである。

なお、道路以外の事業資産及び有形固定資産については、通常の企業会計と同様、減価償却費及び除却損が計上されている。

(道路関係四公団の資産について)

平成15年度末現在の道路関係四公団の貸借対照表の資産の部の詳細については、表3のとおりである。

表3 道路関係四公団の貸借対照表の資産の部の詳細

(単位：百万円)

勘定科目	金 額				
	道路公団	首都公団	阪神公団	本四公団	合計
流動資産	370,395	37,300	28,576	13,928	450,200
現金・預金	113,858	24,219	22,580	8,231	168,890
原材料・貯蔵品	5,566	59	1	—	5,627
受託業務前払金	133,193	—	—	46	133,239
仮払金	0	—	7	—	7
前払費用	58	5	20	5	89
未収収益	0	0	0	4,707	4,708
未収金	117,719	13,017	5,965	913	137,615
その他の流動資産	—	—	—	22	22
固定資産	43,395,779	7,398,596	5,213,643	3,956,925	59,964,944
事業資産	38,097,192	5,891,606	4,606,403	3,863,313	52,458,515
道路	38,089,219	5,887,329	4,606,403	3,558,321	52,141,273
駐車場	571	4,268	—	—	4,840
附帯事業施設	1,467	7	—	—	1,475
高速道路関連施設	5,933	—	—	—	5,933
鉄道施設	—	—	—	304,992	304,992
事業資産建設仮勘定	4,827,466	1,485,836	592,637	61,307	6,967,247
道路建設仮勘定	4,827,466	1,485,836	592,637	28,200	6,934,139
鉄道施設建設仮勘定	—	—	—	33,107	33,107
有形固定資産	409,621	20,552	14,210	21,664	466,048
建物	227,182	15,032	10,267	12,808	265,289
構築物	1,708	72	110	501	2,393
機械・装置	86,536	79	—	765	87,380
車両・運搬具	22,289	438	258	179	23,165
工具・器具・備品	2,695	252	188	150	3,288
土地	67,760	4,677	3,384	7,259	83,082
建設仮勘定	1,267	—	—	—	1,267
その他の有形固定資産	180	—	—	—	180
無形固定資産	379	32	24	14	451
電話加入権	347	10	19	14	392
その他の無形固定資産	32	22	4	—	59
投資その他の資産	61,120	567	368	10,625	72,681
関係会社株式	30,687	—	—	—	30,687
転貸資金貸付金	427	12	—	64	504
社会資本整備事業開発者負担割賦元金	20,330	—	106	34	20,470
敷金・保証金	6,573	554	262	287	7,678
その他の資産	4,596	0	—	10,238	14,835
貸倒引当金	△ 1,494	—	—	—	△ 1,494
繰延資産	39,200	19,824	13,233	5,597	77,855
債券発行費	5,700	—	—	—	5,700
債券発行差金	23,214	7,990	6,392	5,597	43,194
調査費	10,285	11,834	6,840	—	28,960
資産合計	43,805,375	7,455,720	5,255,452	3,976,451	60,493,001

(固定資産の内訳)

固定資産合計 59 兆 9649 億余円のうち、事業資産の道路は 52 兆 1412 億余円 (86.9%)、有形固定資産は 4660 億余円 (0.7%) となっている。また、道路建設仮勘定は、6 兆 9341 億余円 (11.5%) となっている。

(1) 事業資産及び事業資産建設仮勘定について

事業資産には、道路のほか、有料駐車場、附帯事業施設(直営サービスエリア等)、高速道路関連施設(トラックターミナル)、鉄道施設が含まれているが、事業資産合計の 99.3% (52 兆 1412 億余円) を道路が占めている。また、事業資産建設仮勘定には、道路建設仮勘定及び本四公団における鉄道施設建設仮勘定が含まれている。

そして、前記のとおり、償還準備金積立方式のもと、道路資産の価額は、用地の取得価額、構築物等の工事費、建設中の金利等、道路の建設のために投下した資金の総額を示している。

道路関係四公団が保有する土地には、直接事業の用に供する土地(以下「事業用地」という。)のほかに、当該土地の権利者(以下「地権者」という。)に対し補償を行うため、金銭に代えて提供する土地(以下「代替地」という。)がある。また、事業の用に供するとして取得したが、情勢の変化に伴い、事業の用に供しなくなったものとして用途変更された土地又は用途変更する予定の土地(以下「未利用地」という。なお、未利用地の一部は有形固定資産に計上されている。)がある。

なお、高速道路等の建設により、高速道路等と平面的に交差することによってその敷地(以下「本線敷地」という。)に取り込まれて機能を失う在来の道路及び水路(以下「旧道水路」という。)について、これに代わる道水路(以下「付替道水路」という。)を新設すること(以下「道水路の付替え」という。)により、土地所有権が移転され、土地が取得される場合もある。

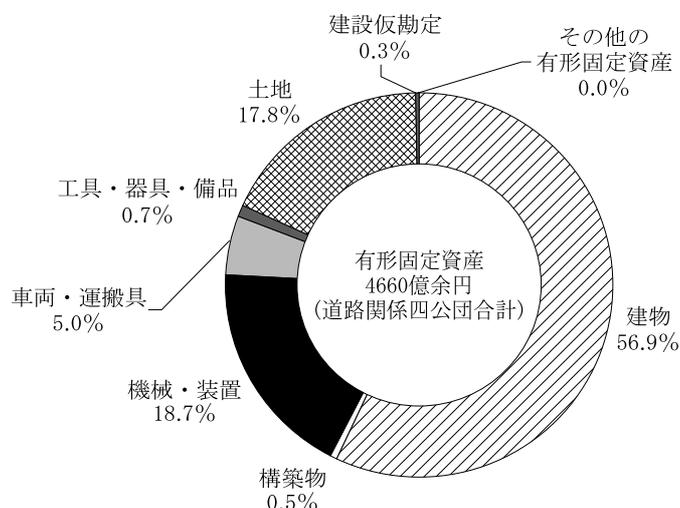
(2) 有形固定資産について

有形固定資産には、建物及び構築物(工事事務所、管理事務所等)、機械・装置(無線装置、変電装置等)、車両・運搬具(工事用又は管理用の車両等)、工具・器具・備品、土地(宿舍敷地等)、建設仮勘定が含まれている。

なお、上記の有形固定資産のうちの動産等については、「物品」として適正かつ効率的な管理を目的として各公団が制定した物品管理規程等に基づく管理が行われている。

有形固定資産(4660 億余円)の内訳については、図1のとおりとなっている。

図1 道路関係四公団の有形固定資産の内訳



2 検査の背景及び着眼点

前記のとおり、高速道路等の建設及び管理を総合的かつ効率的に行うことを主たる業務としてきた道路関係四公団については、道路関係四公団民営化関係4法が制定され、17年度中に民営化されることとなった。この過程で、道路関係四公団の経営形態、高速道路の整備等について道路関係四公団民営化推進委員会等での審議を含め、各方面で議論が行われた。そして、60兆4930億余円と多額に上る道路関係四公団の資産は、今後新たに設立される6会社及び機構へ引き継がれることになり、そのため、資産内容の確定や民営化を控えての資産の効率的な管理が要請されている。そこで、償還準備金積立方式に基づく道路資産と、通常の企業会計と同様の減価償却費及び除却損の計上が行われる有形固定資産等の資産に分け、それぞれについて次の点に着眼して検査した。

ア 道路関係四公団における現行の財務会計上、道路資産は償還準備金積立方式の考え方から道路の建設に投下した資金の総額で示されることから、企業会計原則に準拠した場合とは異なり道路資産の構成要素別の数量・金額を個別に把握・評価するようになっていない。また、道路関係四公団の民営化を控え、国土交通省・道路関係四公団等において道路資産を個別に把握・評価するための手法を検討しているところである。そこで、本院としては、道路資産のうち、道路建設の基礎となり、多額の経費を要するとともに、効率的な活用が求められる土地について次のような点に着眼して検査した。

(ア) 土地は適切に保有され、管理されているか、特に、付替道水路に係る土地の交換等により実態に合わせて権利関係が整理されることとなる本線敷地は、的確にその保有状況が把握されているか

(イ) 土地が効率的かつ有効に活用されているか、特に、代替地及び未利用地の管理・処分は適切に行われているか

イ 財務会計上個別に把握し評価を行っている有形固定資産のうち、特に物品について、次のような点に着眼して検査した。

(ア) 個々の資産が正確に把握され、財務諸表に適切に反映されているか

(イ) 個々の資産の管理が適切に行われているか、そのための体制は整備され、手続は適切に行われているか

ウ 新直轄方式については、それが導入されたことにより道路公団の資産の状況に影響がないかなどに着眼して検査した。

3 検査の状況

(1) 事業資産の道路に含まれている土地の財産整理について

ア 事業資産の道路に含まれている土地

道路関係四公団の貸借対照表における事業資産の道路は、供用された区間について公団が道路建設のために投下した資金の総額を示しており、この中には、道路を構成する盛土、舗装、橋りょう、トンネル等の構築物を建設する工事費用だけでなく、公団が道路建設のために用地買収した土地の取得価額が含まれている。これらの土地の15年度末現在の面積及び金額は、表4のとおりとなっている。

表4 事業資産の道路に含まれている土地

	面積(m ²)	金額(千円)
道路公団	497,164,156	5,498,336,072
首都公団	1,494,221	198,942,296
阪神公団	4,730,973	443,216,517
本四公団	12,092,636	239,498,923

(注) 金額は取得価額の累計である。

なお、このような事業資産の道路の内訳としての土地に係る面積及び取得価額は、道路関係四公団の現行の財務会計においては表示されることになっておらず、17年度に予定される民営化に向けた一連の作業の過程で把握されたものである。

イ 道水路の付替えによる本線敷地の取得等

道路関係四公団が本線敷地を取得する方法には、地権者からの用地買収によるほか、公団と市町村等との間で土地に係る交換契約等を締結して本線敷地の所有権等を取得する方法がある。

すなわち、本線敷地が在来の道水路と平面的に交差する部分については、これらの公共的な施設が本線敷地に取り込まれてその機能を失うことから、公団が原因者として新たな位置に道水路を付け替えて旧道水路の機能復旧を行い、これに要する土地について公団が用地買収を行って確保する。そして、新設された付替道水路については、協議に基づき、旧道水路の管理者である市町村等(以下「旧管理者」という。)に対して施設を移管した上で土地に係る交換契約等を締結してその所有権を移転し、代わりに旧道水路の土地について公団が所有権等を取得するものである。

ただし、首都公団においては、東京都等との間の「関連街路築造の委託に関する基本協定」に基づいて、都市計画の施行者たる都等から付替道水路の用地取得を受託し、用地の取得後にその費用の一部を負担する「付属街路負担金方式」により付替道水路を整備することがほとんどであり、上記のような土地所有権の交換等による本線敷地の取得が行われることは少ない。

ウ 各公団において所有すべき本線敷地の把握

前記のとおり、事業資産の道路には、公団が供用区間の道路建設のために用地買収した土地の取得価額のすべてが算入されることから、道路に計上されている土地の中には、道水路の付替えに伴い旧管理者に所有権を移転すべき付替道水路の土地が含まれている。

他方で、道水路の付替えに伴い旧管理者から所有権を取得すべき旧道水路の土地は、公団において所有すべき本線敷地の一部を成すが、公団が用地買収を行った土地ではないことから、事業資産の道路には計上されていない。

したがって、公団において所有すべき本線敷地を資産として把握するには、事業資産の道路に含まれている土地について、付替えに伴う土地の所有権移転等によって生じる増減を反映させ、新たにその面積及び金額を算出しなければならない。

この過程を式で示すと、次のとおりである。

$$(A)+(B)-(C)-(D)=(E)$$

(A)=事業資産の道路に含まれている土地

(=供用区間の道路建設のために公団が用地取得した土地全体)

(B)=交換により旧管理者から所有権を取得すべき土地

(C)=交換等により旧管理者に所有権を移転すべき土地

(D)=残地として処分の対象となるべき土地

(E)=公団において所有すべき本線敷地

(注) (B)、(C)、(D)は、交換、寄付、処分等を完了した数量とこれからそれらを行う数量の和とする。

このように各公団の貸借対照表において事業資産の道路に含まれている土地について、管理の実態等を調査し、旧管理者に所有権を移転すべき土地の数量等を把握して、公団において所有すべき本線敷地の面積及び金額を試算したところ、表5のとおりとなっていた。

表5 事業資産の道路に含まれている土地の内訳

		事業資産の道路に含まれる土地 (A)	土地交換により旧管理者から取得すべき土地 (B)	土地交換等により旧管理者から取得すべき土地 (C)	残地として処分の対象となるべき土地 (D)	公団において所有すべき本線敷地 (E)
道路公団	面積(m ²)	497,164,156	7,058,920	90,264,688	934,510	413,023,878
	金額(千円)	5,498,336,072	93,788,636	1,157,990,946	34,421,904	4,399,711,858
	面積による構成比	100	1.4	18.2	0.2	83.1
首都公団	面積(m ²)	1,494,221	0	6,484	16,125	1,471,612
	金額(千円)	198,942,296	0	477,181	26,366,814	172,098,301
	面積による構成比	100	0	0.4	1.1	98.5
阪神公団	面積(m ²)	4,730,973	92,862	451,592	76,974	4,295,269
	金額(千円)	443,216,517	6,861,542	28,645,023	8,364,286	413,068,750
	面積による構成比	100	2.0	9.5	1.6	90.8
本四公団	面積(m ²)	12,092,636	142,065	1,852,241	111,030	10,271,430
	金額(千円)	239,498,923	24,088,007	38,282,218	3,817,859	221,486,853
	面積による構成比	100	1.2	15.3	0.9	84.9

注(1) 上記の内訳は、現行の財務会計においては表示されることになっておらず、民営化に向けた作業の中で把握された数字である。

注(2) (A)の金額は、16年3月31日現在の供用区間における土地の取得価額の累計である。

注(3) (B)、(C)、(D)は、交換、寄付、処分等を完了した後の状態における数量を図面等から集計した概数値であり、これらを行った実績数量だけでなくその予定数量が含まれる。

注(4) (C)、(D)の金額は公団が行った用地買収における実際の取得単価を用いて積み上げている。他方、交換により旧管理者から所有権を取得すべき土地(B)の金額は、道路公団及び阪神公団については隣接した公団買収地の取得単価を面積に乗じて算出したもの、また本四公団については交換により旧管理者に所有権を移転すべき土地の取得価額相当額であり、いずれも参考金額である。

注(5) 付替道水路と旧道水路とはすべて機能復旧を目的とした物々交換として権利移転されるものであり、双方の土地の取得価額が異なっていたとしても差額の支払が行われることはない。

注(6) 付替道水路の土地を寄付により所有権移転した場合、旧道水路の土地については無償貸付され、公団は土地所有権を取得しないことから、当該旧道水路は本線敷地内の土地であるものの、上記(E)には算入されない。

このように、道路関係四公団の貸借対照表上事業資産の道路に含まれている土地のうち、面積比で見ると、道路公団では18.2%、首都公団では0.4%、阪神公団では9.5%、本四公団では15.3%が旧管理者に所有権を移転すべきものである。

エ 公団が用地取得した土地に関する権利関係の整理状況

道水路の付替えに係る土地は、交換契約等により土地所有権の移転等を行って、その権利関係を実態に合わせて整理することが必要である。そこで、旧管理者に所有権を移転すべき土地である上記(C)について、交換契約等の締結状況等を確認し、土地所有権が

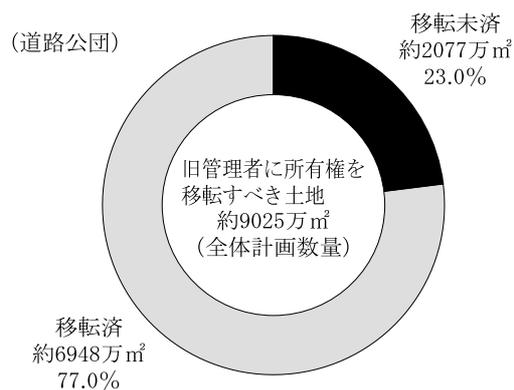
移転しているかどうかを調査したところ、16年7月末日現在では、表6及び図2のようになっていた。

表6 旧管理者に所有権を移転すべき土地の整理状況

		所有権を移転すべき土地 (全体計画数量) (X)	移転済 (Y)	移転未済 (Z)=(X)-(Y)	未済率 (Z)/(X)
道路 公団	筆数	706,795	574,332	132,463	18.7%
	面積(m ²)	90,257,742	69,487,119	20,770,623	23.0%
	金額(千円)	1,157,901,988	825,759,244	332,142,743	28.7%
首都 公団	筆数	105	0	105	100%
	面積(m ²)	6,484	0	6,484	100%
	金額(千円)	477,181	0	477,181	100%
阪神 公団	筆数	2,605	582	2,023	77.7%
	面積(m ²)	451,592	120,460	331,131	73.3%
	金額(千円)	28,645,023	6,550,343	22,094,680	77.1%
本四 公団	筆数	14,811	6,593	8,218	55.5%
	面積(m ²)	1,852,241	773,093	1,079,148	58.3%
	金額(千円)	38,282,218	13,965,891	24,316,326	63.5%

(注) 道路公団については、数値の精査により、前記(C)の数値が本表の(X)に修正された。

図2 所有権の移転が行われていない土地の割合(面積比)



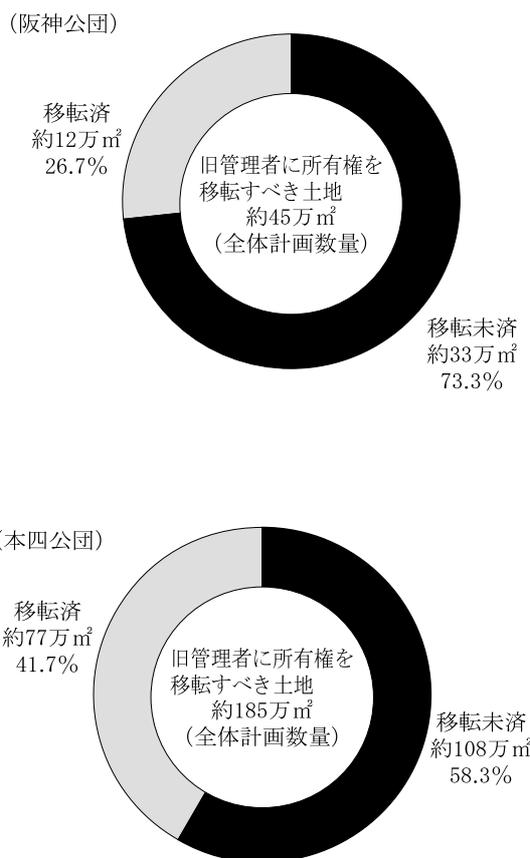


表6及び図2のように、旧管理者に所有権を移転すべき土地のうち、面積比で見ると、道路公団では23.0%、阪神公団では73.3%、本四公団では58.3%、首都公団では、そのすべてについて、土地所有権の移転が行われておらず、土地の権利関係が実態に合わせて整理されていない状況となっていた。そして、これらの土地については、登記簿上の所有名義も各公団のままとなっていた。

オ 土地の権利関係の整理に必要な手続

道水路の付替えに伴う土地の所有権移転に当たっては、公団と旧管理者との間で協議し、財産整理と称される一連の手続を行って、土地の権利関係を実態に合わせて整理する必要がある。その手続には一般的に以下のような項目がある。

① 施設移管

付替道水路の施設を公団から旧管理者に移管し、以後、旧管理者において施設の管理を行う。

② 図面の作成

付替道水路と旧道水路との土地における境界を確定し、その面積等を明確にするため、公団が図面を作成し、これを旧管理者に提出する。なお、旧管理者との協議の結果、土地の境界を修正する必要がある場合には、当該図面の修正を行う。

③ 分筆登記

上記②で把握した境界により、旧管理者に所有権を移転すべき土地を公団が用地買収した土地から区分し、その分筆登記を行う。

④ 交換契約等の締結

旧管理者との間で交換契約等を締結し、公団が付替道水路の土地所有権を旧管理者に移転するとともに、旧道水路の土地について所有権等を取得する。

⑤ 所有権移転登記

旧管理者に所有権を移転する土地について所有権移転登記を行い、登記簿上の所有名義を旧管理者に移す。

上記の手続は、原則として高速道路等の供用開始に併せて付替道水路の利用が可能になるよう施設移管が行われることから、道路の供用が開始される区間ごとに着手される。また、供用される区間が複数の市町村にまたがるなどの場合には、供用開始に際し複数の旧管理者に対してこの手続が行われることから、各公団では、道路の供用開始ごとに旧管理者と協議を行って、財産整理を進めている。

カ 財産整理の進ちょく状況

前記のように、各公団とも、所有権を移転すべき土地の一部又は全部について、所有権移転が行われておらず、財産整理が作業中となっていた。そこで、上記のような旧管理者との協議が基本的に市町村ごとに進められていることに着目し、16年3月末日現在で供用されている道路関係四公団の全路線のうち、財産整理を必要とする高速道路等の延長を市町村ごとの供用開始日別に分割し、それらを「箇所」として把握した上で、それぞれの箇所の16年7月末日現在における財産整理の進ちょく状況等を調査したところ、次のとおりとなっていた。

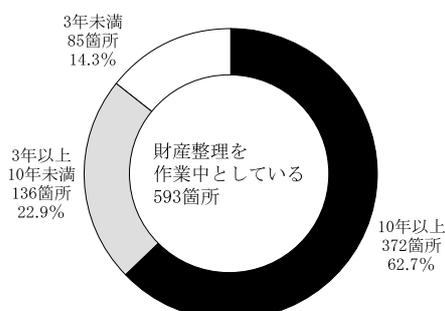
(ア) 道路公団

調査の対象とした1,308箇所(延長7,764km)のうち、財産整理が全体にわたって実施済である箇所(財産整理が完全に終了している箇所のほか、財産整理が必要な土地が筆数にして95%以上処理され、概成とされた箇所を含む。)は715箇所(同4,123km)

となっていた。

そして、財産整理を作業中としている残りの 593 箇所(同 3,640km)について、当該
 手続に要している期間を更に調査したところ、図 3-1 のとおりとなっていた。

図 3-1 財産整理に要している期間(道路公団)



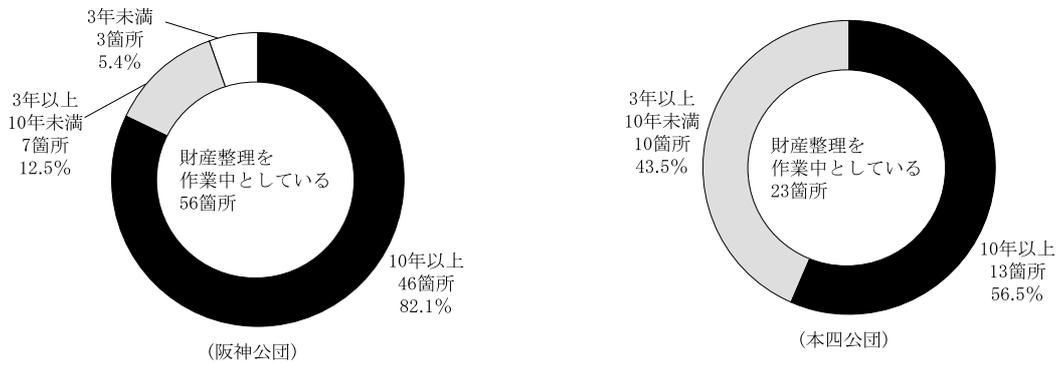
これをみると、供用後 3 年未満であるものが 14.3% (85 箇所)であるのに対し、10
 年以上を要してなお作業中であるものが 62.7% (372 箇所)となっている。

(イ) 阪神公団及び本四公団

同様に、阪神公団及び本四公団について調査したところ、それぞれ調査の対象とな
 る 56 箇所(延長 206km)及び 28 箇所(同 173km)のうち、本四公団では財産整理が全体
 にわたって実施済である箇所が 5 箇所(延長 28km)であるのに対して、阪神公団では
 1 箇所もなく、すべての箇所で作業中としていた。

そして、財産整理を作業中としている阪神公団の 56 箇所及び本四公団の 23 箇所
 (延長 144km)について、財産整理に要している期間を更に調査したところ、図 3-2
 のとおりであり、財産整理に 10 年以上を要してなお作業中であるものが、阪神公団
 では 82.1% (46 箇所)、本四公団では 56.5% (13 箇所)となっていた。

図 3-2 財産整理に要している期間(阪神公団、本四公団)



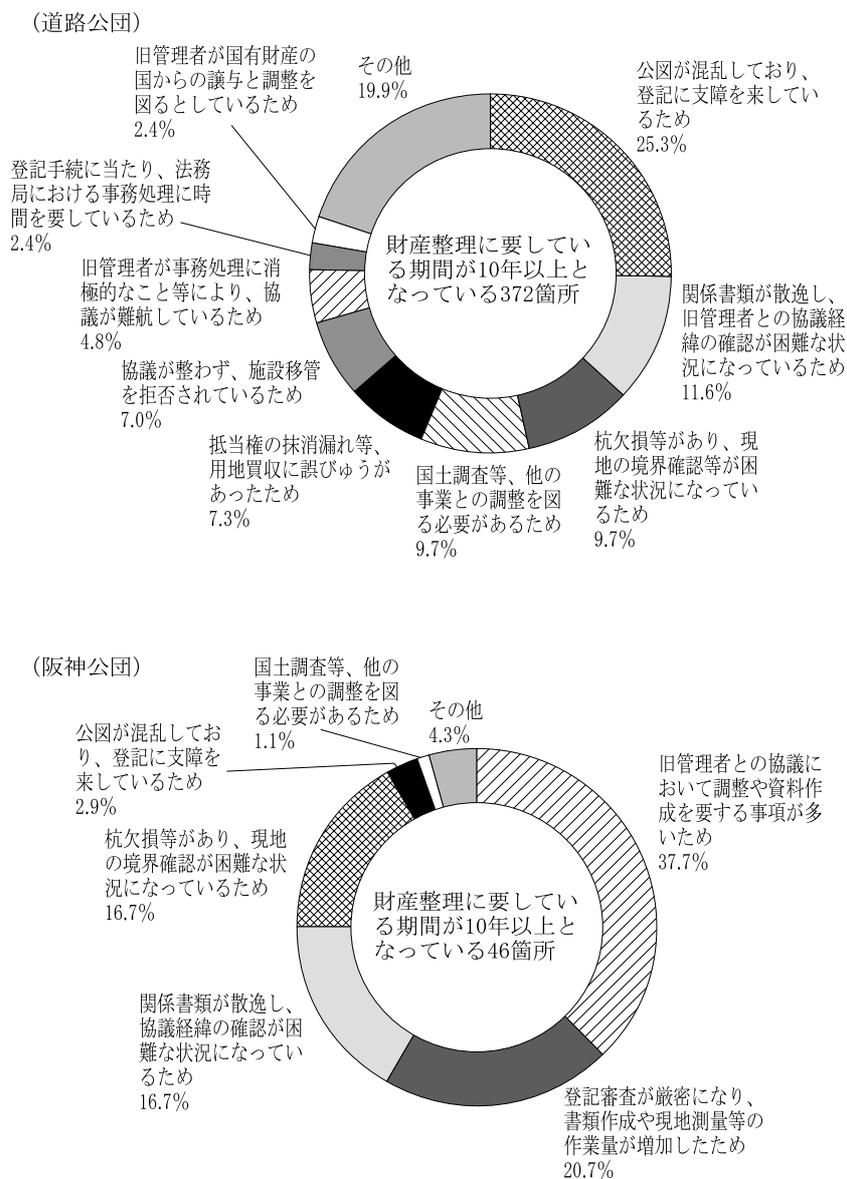
(ウ) 首都公団

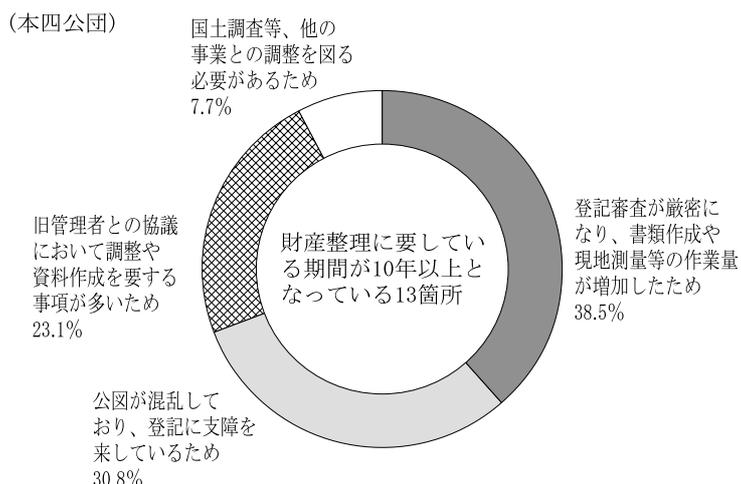
首都公団においては、2年に供用開始された都市高速道路の建設によって必要となった在来道路の付替えによる1箇所のみが財産整理を要する箇所であるが、当該箇所では、供用開始後14年以上を経過しているのに現在もなお財産整理を作業中としていた。

キ 財産整理が遅延している原因

各公団において財産整理を作業中としている箇所のうち、財産整理に要している期間が10年以上となっている箇所を対象に、財産整理が遅延し、その作業が長期化している原因について調査した。原因となる事項は複数存在し、それらが複合的に作用することによって遅延している状況も見受けられるが、それぞれの箇所について最も大きく作用している原因を抽出するなどして箇所ごとの状況を集計したところ、首都公団を除く3公団では、図4のとおりとなっていた。

図4 財産整理が遅延している主な原因





また、首都公団についても同様に調査したところ、施設移管と分筆登記は行われていたものの、図面作成が十分に行われていないため、財産整理の作業が長期化している。

このように、財産整理が遅延し作業が長期化している原因については、公図の混乱、他の事業との調整、協議の難航等、関係機関や旧管理者の理解と協力を得て改善を図る必要があるものが多く見受けられる一方で、関係書類の散逸や買収手続の誤びゅう等、各公団における財産整理に係る事務処理体制に問題を有する状況も見受けられた。

ク 財産整理の遅延に伴う今後の課題

上記のとおり、事業資産の道路に含まれている土地の一部については財産整理が終了していない状況となっている。そして、このような現状は、民営化に当たり、以下のような課題を有している。

- ① 現行の財務会計の下では、所有すべき土地の範囲と現に所有している土地の範囲との不一致について、公団全体として数量的に把握しなくとも支障を生じなかったが、民営化後の新組織において行われる決算等においては、その所有権移転の状況を数量的に取りまとめ、新組織の資産としての土地を正確に把握する必要がある。
- ② 新組織において行われる決算等において、現に所有している土地を資産計上することとした場合、財産整理が終了していない箇所では、財産整理が終了する前は、所有権を移転すべき付替道水路の土地を、また、財産整理が終了した後は、所有権を取得した旧道水路の土地を、それぞれ資産計上することになる。このため資産計上される土地の数量が財産整理の終了前後で変動し得ることとなり、新組織の資産は土地の一部について流動的な要素を含むこととなる。

- ③ 財産整理が終了していない土地は各公団の所有名義のままとなっているため、近隣より境界確定のための現地立会を求められたりするなど、公団が法律上の土地所有者として負担を求められる状況が生じ得るが、そのような状況は新組織にも引き継がれることとなる。

各公団では、17年度中に予定されている民営化に向けて上記のような財産整理に関する課題を解消し、より一層適切な資産管理を行う必要があることから、更なる事務処理体制の整備を行うとともに、引き続き関係機関や旧管理者の理解と協力を十分得て、適切かつ迅速な財産整理を行う必要があると認められる。

(2) 代替地及び未利用地の保有状況について

ア 代替地及び未利用地

道路関係四公団では、事業用地の取得に伴い、地権者に対して、原則として金銭補償を行っているが、地権者が金銭に代えて土地の提供による給付を要求した場合において、その要求が相当であり、かつ、真にやむを得ないものであると認められるときは、事情の許す限り、これらの給付を行うよう努めることとされている。

このため、道路関係四公団では、代替地を取得し、事務所長等が台帳を作成し、管理することとしている。

代替地は、事業用地の取得に当たり、地権者との交渉のため事前に又は地権者の要望に応じて取得し保有しているものであり、原則的には、当該高速道路等の建設が完了すると保有の必要がなくなるものであるが、近隣の高速道路等の建設に伴う代替地の提供の可能性があるととして保有し続けるものもある。

また、道路関係四公団が保有している土地には、未利用地が含まれており、未利用地には、次のようなものがある。

① 道路残地

事業用地(事業用地と一体として取得した土地を含む。以下同じ。)として取得したが、道路の供用開始後に道路区域外となり、事業の用に供しなくなった土地

② 旧代替地

代替地として取得したものの、地権者への提供に至らず、事業の用に供しなくなったものとして、用途変更を行った土地

③ 宿舎等跡地

役職員の宿舎、福利厚生施設、事務所建物等の用に供するために取得した土地で、組織の統廃合等により使用しなくなり、事業の用に供しなくなった土地

これらについては、それぞれ規程に基づく台帳により管理することとされており、原則として売却により処分することになっている。そして、15年3月に国土交通省が公表した「道路関係四公団民営化に関し直ちにに取り組む事項について」によると、道路関係四公団に係るコスト削減計画において、「事業用残地、宿舎、保養所等売却可能な資産について、早急に売却の手続を進め、債務償還に充てる(簿価総額約300億円)」こととされている。

道路関係四公団が15年度末現在で保有している代替地及び未利用地は表7のとおりとなっている。

表7 代替地及び未利用地の区画数、面積及び取得価額 (単位：区画、m²、千円)

公団名	代替地			未利用地		
	区画数	面積	取得価額	区画数	面積	取得価額
道路公団	99	69,714	23,657,817	749	346,224	18,071,960
首都公団	35	16,178	25,242,165	17	4,248	1,482,596
阪神公団	14	20,685	5,895,088	35	57,741	6,768,262
本四公団	—	—	—	10	9,869	862,332
計	148	106,578	54,795,071	811	418,083	27,185,152

注(1) 本四公団では、代替地を保有していない。

注(2) 未利用地の取得価額は土地に係る分のみを計上している。

イ 保有している土地の資産計上の区分

道路関係四公団が保有している土地は、いずれもその取得価額を、「会計規程」により、貸借対照表上の固定資産に計上することとされている。土地に関する固定資産の勘定科目には、事業資産、事業資産建設仮勘定及び有形固定資産があり、道路供用開始前の事業用地及び代替地に係る取得価額については事業資産建設仮勘定に計上し、供用開始時に事業資産に振り替えることとされている。宿舎敷地等の取得価額については有形固定資産に計上することとされている。事業の用に供しなくなった土地については、道路公団、首都公団及び阪神公団では、すべて有形固定資産に計上することとされており、本四公団では、従前の勘定科目に計上したままにすることになっている。

ウ 代替地の保有状況

道路公団、首都公団及び阪神公団が15年度末現在で保有している代替地は、148区

画、面積 106,578m²(取得価額 547 億 9507 万余円)となっている(表7)。

バブル経済の崩壊までは地価が急激な上昇傾向にあり、地権者の土地保有意識が強く、代替地のあっせん・提供を行わなければ、事業用地の取得の促進が望めず事業費の増加につながると判断したことなどから、代替地の取得が行われてきた。しかし、経済状況の変化や、取得した代替地が提供に至らない例があることなどから、道路公団では9年度、首都公団では10年度、阪神公団では12年度を最後に代替地の取得を行っていない。

道路公団、首都公団及び阪神公団が15年度末現在で保有している代替地の保有期間について調査したところ、表8のとおり、代替地を取得後相当程度の期間、提供に至らないまま保有している状況となっている。

表8 代替地の保有期間 (単位：区画、m²)

保有期間		道路公団		首都公団		阪神公団	
		区画数	面積	区画数	面積	区画数	面積
5年未満	供用区間分	—	—	—	—	—	—
	未供用区間分	—	—	—	—	4	9,481
	小計	—	—	—	—	4	9,481
5年以上 10年未満	供用区間分	2	3,999	—	—	—	—
	未供用区間分	7	5,906	16	4,378	3	2,337
	小計	9	9,906	16	4,378	3	2,337
10年以上 20年未満	供用区間分	40	34,894	2	1,945	—	—
	未供用区間分	45	17,407	17	9,854	7	8,866
	小計	85	52,301	19	11,799	7	8,866
20年以上 30年未満	供用区間分	2	500	—	—	—	—
	未供用区間分	—	—	—	—	—	—
	小計	2	500	—	—	—	—
30年以上	供用区間分	3	7,006	—	—	—	—
	未供用区間分	—	—	—	—	—	—
	小計	3	7,006	—	—	—	—
計	供用区間分	47	46,400	2	1,945	—	—
	未供用区間分	52	23,313	33	14,233	14	20,685
	計	99	69,714	35	16,178	14	20,685

そして、検査の結果、これらの代替地のうち、表9のとおり、供用区間分の49区画中45区画、面積44,833m²(取得価額142億2805万余円)については、各公団において提

供の可能性がないと判断するに至っているものであり、これらについては処分を進めるべく、早急に代替地を旧代替地とする用途変更及び資産計上区分の変更を行う要があると認められる。また、未供用区間分の代替地についても99区画中47区画、面積26,234㎡(取得価額115億1469万余円)は、同様に各公団において提供の可能性がないと判断するに至っているものであり、これらについても同様の手続を行う要があると認められる。

表9 代替地のうち提供可能性のないものの区画数、面積及び取得価額
(単位：区画、㎡、千円)

公団名	供用区間分／未供用区間分	区画数	面積	取得価額
道路公団	供用区間分	47	46,400	12,789,166
	うち提供可能性なし	44	43,986	12,265,394
	未供用区間分	52	23,313	10,868,650
	うち提供可能性なし	23	9,297	2,998,909
	小計	99	69,714	23,657,817
	うち提供可能性なし	67	53,283	15,264,304
首都公団	供用区間分	2	1,945	3,943,994
	うち提供可能性なし	1	847	1,962,661
	未供用区間分	33	14,233	21,298,170
	うち提供可能性なし	18	3,840	4,746,234
	小計	35	16,178	25,242,165
	うち提供可能性なし	19	4,687	6,708,895
阪神公団	供用区間分	—	—	—
	うち提供可能性なし	—	—	—
	未供用区間分	14	20,685	5,895,088
	うち提供可能性なし	6	13,096	3,769,556
	小計	14	20,685	5,895,088
	うち提供可能性なし	6	13,096	3,769,556
計	供用区間分	49	48,346	16,733,161
	うち提供可能性なし	45	44,833	14,228,055
	未供用区間分	99	58,232	38,061,910
	うち提供可能性なし	47	26,234	11,514,699
	計	148	106,578	54,795,071
	うち提供可能性なし	92	71,068	25,742,755

上記のような、代替地として提供の可能性がないもの(92区画)について、提供に至らなかった理由は、次のように分類される。

- ① 代替地の場所、周辺環境等の条件について、地権者の意向どおりでなく、同意が得られなかったことによるもの
- ② 取得する土地の評価額と代替地の評価額とに開差があったことによるもの
- ③ 周辺地価の下落等により、当初代替地の提供を希望していた地権者が金銭等による補償を要求したことによるもの
- ④ その他(理由が特定できなかったものなど)

これらの理由について、それぞれ区画数、面積及び取得価額別に整理すると、表10のとおりとなっている。

表10 代替地が提供に至らなかった理由
(単位：区画、m²、千円)

公団名	理由	区画数	面積	取得価額
道路公団	①	24	15,961	3,045,729
	②	8	11,544	1,285,672
	③	20	9,575	5,761,452
	④	15	16,202	5,171,450
	小計	67	53,283	15,264,304
首都公団	①	12	4,107	6,329,245
	④	7	579	379,649
	小計	19	4,687	6,708,895
阪神公団	①	1	3,302	1,502,678
	②	4	8,781	1,516,358
	④	1	1,012	750,519
	小計	6	13,096	3,769,556
計	①	37	23,371	10,877,653
	②	12	20,325	2,802,030
	③	20	9,575	5,761,452
	④	23	17,795	6,301,618
	計	92	71,068	25,742,755

エ 未利用地の保有状況

道路関係四公団が15年度末現在で保有している未利用地は、811区画、面積418,083m²(取得価額271億8515万余円)となっている(表7)。

これらの内訳は、表11のとおり、道路残地が587区画、面積283,964m²(取得価額188億8531万余円)、旧代替地が29区画、面積16,757m²(取得価額35億9315万余

円)、宿舎等跡地が 195 区画、面積 117,361m²(取得価額 47 億 0668 万余円)となっている。

表11 未利用地の区画数、面積及び取得価額
(単位：区画、m²、千円)

公団名	態様	区画数	面積	取得価額
道路公団	道路残地	539	222,614	11,893,534
	旧代替地	23	13,036	2,060,531
	宿舎等跡地	187	110,574	4,117,894
	小計	749	346,224	18,071,960
首都公団	道路残地	10	800	96,607
	旧代替地	3	1,842	1,324,769
	宿舎等跡地	4	1,605	61,218
	小計	17	4,248	1,482,596
阪神公団	道路残地	32	55,863	6,560,407
	旧代替地	3	1,878	207,855
	宿舎等跡地	—	—	—
	小計	35	57,741	6,768,262
本四公団	道路残地	6	4,687	334,763
	旧代替地	—	—	—
	宿舎等跡地	4	5,181	527,569
	小計	10	9,869	862,332
計	道路残地	587	283,964	18,885,313
	旧代替地	29	16,757	3,593,156
	宿舎等跡地	195	117,361	4,706,682
	計	811	418,083	27,185,152

また、道路関係四公団が 15 年度末現在で保有している未利用地の保有期間について調査したところ、表 12 のとおり、未利用地を相当程度の期間、処分に至らないまま保有している状況となっている。

表12 未利用地の保有期間

(単位：区画、m²)

保有期間		公団名		道路公団		首都公団		阪神公団		本四公団	
		区画数	面積	区画数	面積	区画数	面積	区画数	面積		
5年未満	道路残地	56	13,931	—	—	2	1,439	—	—	—	—
	旧代替地	16	4,553	3	1,842	1	229	—	—	—	—
	宿舎等跡地	91	49,144	4	1,605	—	—	4	5,181	—	—
	小計	163	67,629	7	3,448	3	1,669	4	5,181	—	—
5年以上10年未満	道路残地	167	35,638	—	—	16	42,952	5	3,744	—	—
	旧代替地	7	8,482	—	—	2	1,649	—	—	—	—
	宿舎等跡地	62	38,714	—	—	—	—	—	—	—	—
	小計	236	82,835	—	—	18	44,601	5	3,744	—	—
10年以上20年未満	道路残地	56	22,731	8	674	1	10,840	1	942	—	—
	旧代替地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	宿舎等跡地	31	21,090	—	—	—	—	—	—	—	—
	小計	87	43,822	8	674	1	10,840	1	942	—	—
20年以上30年未満	道路残地	108	57,044	—	—	2	350	—	—	—	—
	旧代替地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	宿舎等跡地	2	780	—	—	—	—	—	—	—	—
	小計	110	57,825	—	—	2	350	—	—	—	—
30年以上	道路残地	152	93,267	2	125	11	279	—	—	—	—
	旧代替地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	宿舎等跡地	1	844	—	—	—	—	—	—	—	—
	小計	153	94,111	2	125	11	279	—	—	—	—
計	道路残地	539	222,614	10	800	32	55,863	6	4,687	—	—
	旧代替地	23	13,036	3	1,842	3	1,878	—	—	—	—
	宿舎等跡地	187	110,574	4	1,605	—	—	4	5,181	—	—
	計	749	346,224	17	4,248	35	57,741	10	9,869	—	—

(注) 道路残地の保有期間については道路の供用開始からの期間を、旧代替地の保有期間については用途変更を行ってからの期間を、宿舎等跡地の保有期間については宿舎等を使用しなくなったからの期間を計上している。

前記のとおり、未利用地は原則として売却による処分を行うことになっており、道路関係四公団においては、これまで、随時、隣接者や地方公共団体に対し、原則として不動産鑑定に基づいた評価額を提示し、交渉を経て、随意契約による売却を行い、処分を行っていた。しかし、上記のように、未利用地について未だ処分に至っていないものも多いため、各公団では、需要を広く把握するため、12年度から14年度の間一般競争契約による売却を原則とし、また、道路公団、首都公団及び本四公団においては、

価額を公示して申込順で売却を行う方法(以下「定価売却」という。)を導入している。そして、道路公団においては、15年度に「全国宅地建物取引業協会連合会」と協定を締結し、物件の媒介による売却を実施している。

また、道路公団においては、7年度から、事業の用に供しなくなった土地について処分計画を策定することとしているが、その内容は単年度ごとに個々の土地について売却するか否かの検討にとどまっていたため、13年度から優先順位を考慮した処分に着手し、15年度以降は民営化を見据えた処分計画を策定している。しかし、前記のような提供の可能性がなく旧代替地に用途変更すべき代替地については、これらの処分計画の対象には含まれておらず、さらに、処分するとしている未利用地についても未だ処分に至っていないものが多く、実効性が上がっていない状況である。

道路関係四公団における過去5年間の未利用地の売却実績は表13のとおり、333区画、面積138,165㎡となっている。

表13 過去5年間の未利用地の売却実績 (単位：区画、㎡)

売却年度	道路公団		首都公団		阪神公団		本四公団		計	
	区画数	面積	区画数	面積	区画数	面積	区画数	面積	区画数	面積
11	9	5,568	3	380	4	135	4	12,225	20	18,310
12	25	6,749	7	337	10	1,039	9	44,167	51	52,294
13	41	17,190	4	535	12	908	5	2,335	62	20,970
14	70	20,013	4	1,866	2	184	3	33	79	22,097
15	114	23,052	3	873	1	329	3	237	121	24,492
計	259	72,574	21	3,994	29	2,596	24	58,999	333	138,165

そして、今後の未利用地の処分予定については、表14のとおり、一般競争契約、定価売却、随意契約等により順次処分することとしている。随意契約等による処分を検討している土地は、主として土地の場所、形状等の性質から一般競争契約や定価売却に適さないとされたものであり、売却の相手方も制約されることから、処分が困難な物件も多い。

表14 今後の未利用地処分予定 (単位：区画、㎡、千円)

公団名	処分方法	一般競争契約	定価売却	随意契約等	計
	道路公団	区画数	207	71	471
面積		121,363	23,568	201,292	346,224
取得価額		6,041,585	3,931,387	8,098,987	18,071,960
首都公団	区画数	5	3	9	17
	面積	3,128	734	385	4,248
	取得価額	830,566	573,916	78,113	1,482,596
阪神公団	区画数	3	—	32	35
	面積	1,878	—	55,863	57,741
	取得価額	207,855	—	6,560,407	6,768,262
本四公団	区画数	4	—	6	10
	面積	5,496	—	4,372	9,869
	取得価額	605,056	—	257,276	862,332
計	区画数	219	74	518	811
	面積	131,867	24,302	261,914	418,083
	取得価額	7,685,063	4,505,304	14,994,784	27,185,152

オ 代替地及び未利用地に係る租税賦課及び維持管理費

道路関係四公団の15年度における代替地及び未利用地に係る租税賦課(固定資産税・
(注6) 都市計画税及び特別土地保有税)及び財産保全のための経費(巡視、清掃、除草等に係る
経費。以下「維持管理費」という。)は、表15及び表16のとおり、20億0193万余円と
なっており、このうち道路公団に係るものが19億0299万余円となっている。そして、
今後も代替地及び未利用地の保有を継続する場合には、保有期間に応じて相応の固定資
産税・都市計画税及び維持管理費を負担することになる。

(注6) 特別土地保有税 土地投機の抑制及び土地供給の促進を目的として、昭和48年度に
創設された地方税。一定規模の土地の取得及び保有(取得後10年間分まで)に対し
て課税されるが、道路関係四公団における代替地の取得及び保有については、申請
により徴収が猶予され、当該代替地が地権者に提供されると、猶予税額は免除され
る。平成15年1月1日以降の取得及び保有に対しては、課税が当分の間停止され
ているが、現在徴収猶予中の代替地が今後提供に至らなくなった場合には、猶予さ
れている14年以前の取得及び保有に係る税額について支払義務を負うことにな
る。

表15 公団別租税賦課及び維持管理費

(単位：千円)

費用等 公団名	固定資産税・都 市計画税	特別土地保有税	維持管理費	計
道 路 公 団	108,960	1,708,443	85,592	1,902,997
首 都 公 団	43,248	—	14,961	58,210
阪 神 公 団	20,550	—	12,104	32,655
本 四 公 団	6,121	—	1,951	8,072
計	178,881	1,708,443	114,610	2,001,935

表16 態様別租税賦課及び維持管理費

(単位：千円)

公団名 態様	道路公団	首都公団	阪神公団	本四公団	計
代 替 地	1,756,412	52,228	12,993	—	1,821,635
道 路 残 地	22,483	705	18,147	1,019	42,355
旧 代 替 地	9,257	5,164	1,515	—	15,936
宿 舎 等 跡 地	114,843	111	—	7,052	122,008
計	1,902,997	58,210	32,655	8,072	2,001,935

なお、道路公団、首都公団及び阪神公団では、保有している代替地 71 区画、面積 37,707㎡について市町村等に特別土地保有税の徴収猶予を申請しており、これらの土地について地権者への提供の可能性がなくなり、猶予期間が終了した場合には、保有時期及び期間に応じた税額及び猶予期間に応じた延滞金が課されることとなる。

カ 資産計上の状況

前記のとおり、道路関係四公団で保有している土地については、適切な勘定科目に区分され、資産管理が行われる必要があることから、それらの内容について調査したところ、表 17 のとおり、道路公団、首都公団及び阪神公団において、①代替地及び②道路残地について、用途変更を行ったうえ有形固定資産に区分変更の整理を要するもの並びに道路公団において、③旧代替地について、有形固定資産に区分変更の整理を要するものがある状況となっている。

このような事態が生じているのは、関係規程等の趣旨が十分理解されていなかったこと、公団内部の連絡が十分でなかったことなどによると認められる。

表17 資産計上の区分変更の整理を要するもの

(単位：区画、㎡、千円)

公団名	態様	区画数	面積	取得価額
道路公団	①代替地	67	53,283	15,264,304
	②道路残地	389	139,452	9,554,952
	③旧代替地	10	3,588	589,131
	小計	466	196,323	25,408,388
首都公団	①代替地	19	4,687	6,708,895
	②道路残地	5	271	51,636
	小計	24	4,959	6,760,532
阪神公団	①代替地	6	13,096	3,769,556
	②道路残地	19	54,290	6,287,146
	小計	25	67,386	10,056,702
計	①代替地	92	71,068	25,742,755
	②道路残地	413	194,014	15,893,736
	③旧代替地	10	3,588	589,131
	計	515	268,670	42,225,623

キ 代替地及び未利用地の処分等における課題

以上のように、代替地について提供に至らないまま保有しており、その多くが既に提供可能性のないものになっているのは、代替地取得当時は、用地交渉を円滑に進めるため代替地を取得する必要があったこと、経済状況等の変化により地権者の要望を満たさないなどの理由により残った土地の価値が著しく減少したことなどが背景にある。

一方、未利用地について保有残数が多いのは、土地の場所、形状等の性質から一般競争契約に適さない物件が多く、その処分については地方公共団体や隣接者との交渉を要するが、鑑定額に基づく評価額と売却相手方の希望金額とに開差がある場合には、交渉の長期化が避けられないことなどが背景にある。

しかし、このように代替地及び未利用地を多数保有している事態がこのまま推移すると、土地の取得のために投下した多額の事業費が長期間にわたって遊休するだけでなく、当該土地に係る租税賦課、維持管理費等の経費を長期にわたって負担することになる。

各公団においては、近年、代替地の取得を控えたり、未利用地について一般競争契約や定価売却を実施したりするなど、保有量の削減に取り組んでいるところであるが、代替地について道路の供用後に速やかな提供可能性の判断を行っていなかったり、未利用

地について処分への手続が遅れているものがあつたりする状況も見受けられる。

したがって、代替地については、引き続き提供に努めるとともに、事業の進ちよく状況や提供の可能性について総合的に判断し、柔軟かつ適切な対策を講ずることが必要であると認められる。未利用地については、早期の処分が困難なものもあるが、引き続き広く情報の提供・収集を行い、その内容・性質に応じた処分方法により、一層の計画的な処分に努める必要がある。

また、提供の可能性のない代替地及び未利用地で、有形固定資産に区分変更の整理を要するものが事業資産や事業資産建設仮勘定に計上されたままになっているものなど、保有の実態が財務諸表に適切に反映されていないものについては、適切な経理処理が行われるよう速やかに体制の整備に努める必要があると認められる。

(3) 物品の管理及び資産計上について

ア 物品の管理及び資産計上について

道路関係四公団における物品の管理については、各公団の物品管理規程に基づき、物品の管理を担当する者(以下「物品管理職」という。)が機械器具台帳、車両運搬具台帳、甲種備品台帳、材料出納簿等(以下「台帳等」という。)を備え、物品の出納を整理し、毎事業年度末及び適時に、物品について棚卸を行い、現品と台帳等とを照合しなければならないこととされている。

また、台帳等は、物品管理職が品名、規格、取得年月日、取得価額等を記入して作成することとされており、台帳等における金額は取得価額を記入することとされているが、工事等により取り外したもので再利用が可能な材料については、設置から取り外すまでの期間に係る減価償却額相当額を控除した価額(以下「評価額」という。)を記入することとされている。

そして、道路公団では、民営化に向けた物品管理の一環として、14年度に「有形固定資産棚卸等作業要領(物品)」(以下「棚卸要領」という。)を制定して、従前にも増して的確な棚卸作業を行うこととしている。

また、物品の資産計上に当たり、各公団では、物品管理職が有形固定資産等カード(以下「カード」という。)、有形固定資産明細表等の作成等の会計事務を担当する者(以下「会計担当職」という。)に対し、台帳等に記入された物品のうち各公団において定めた一定額以上のものを報告し、会計担当職において財務諸表に資産計上することとしてい

る。

材料を除いた物品の資産計上について、道路公団では、工事内訳書等に基づき、取得価額が100万円以上のものをカードに記載しており、また、道路公団以外の公団では、同様に取得価額が50万円以上のものを有形固定資産明細表等に記載していて、それぞれ有形固定資産等として固定資産に計上することとしている。

一方、材料について、道路公団では、材料出納簿に基づき、単価の評価額が100万円以上のものを原材料・貯蔵品明細表に記載しており、また、首都公団及び阪神公団では、材料出納簿に記載されているすべてのものを原材料・貯蔵品明細書に記載していて、それぞれ原材料・貯蔵品として流動資産に計上することとしている。しかし、本四公団では、材料の取扱いに関する規程を定めていないため、台帳等による現品の把握及び資産計上を行っていない状況となっていた。

各公団の14、15両年度決算における物品の資産計上額は表18のとおりとなっている。

表18 各公団の14、15両年度決算における物品の資産計上額

14年度決算

(単位：千円)

	道路公団		首都公団		阪神公団		本四公団		計	
	簿価	取得価額	簿価	取得価額	簿価	取得価額	簿価	取得価額	簿価	取得価額
材料を除く物品	113,863,285	272,912,889	881,823	3,888,376	386,934	1,100,305	886,028	6,252,138	116,018,071	284,153,709
材料	3,492,925	—	58,536	—	1,777	—	—	—	3,553,238	—
計	117,356,210	272,912,889	940,359	3,888,376	388,712	1,100,305	886,028	6,252,138	119,571,310	284,153,709

15年度決算

(単位：千円)

	道路公団		首都公団		阪神公団		本四公団		計	
	簿価	取得価額	簿価	取得価額	簿価	取得価額	簿価	取得価額	簿価	取得価額
材料を除く物品	111,521,340	277,370,414	802,148	4,121,740	474,953	1,172,677	1,095,032	6,428,383	113,893,474	289,093,216
材料	5,566,219	—	59,270	—	1,730	—	—	—	5,627,219	—
計	117,087,559	277,370,414	861,418	4,121,740	476,683	1,172,677	1,095,032	6,428,383	119,520,694	289,093,216

物品の管理及び資産計上について、現品を正確に把握し、台帳等に記載しているか、台帳等に記載された物品を財務諸表に適切に計上しているかについて検査したところ、次のとおり、現品と台帳等の記載が一致していなかったり、資産が過大及び過小計上されたりしている事態が見受けられた。

(ア) 物品の管理について

現品を台帳等と照合したところ、道路公団及び首都公団において、台帳等に規格等が正確に記載されていないなどのため、現品を特定することができないものが見受けられたり、現品を廃棄処分にしたものなどを台帳等から削除していなかったため、現品がないのに台帳等に記載されたままとなっていたりしていたものが見受けられた。

そこで、本院の検査を受けて、各公団において台帳等の整備を行うとともに、年度末の棚卸を厳正に行ったところ、表19のとおり、①現品を廃棄処分にしたものなどを台帳等から削除していなかったことから、現品がないのに台帳等に記載されたままとなっていたものが計240件、取得価額及び評価額(以下「取得価額等」という。)で計10億4678万余円、②現品の取得等の時点で台帳等に記載していなかったため、現品はあるものの台帳等に記載されていないものが計366件、取得価額等で計17億6732万余円見受けられた。

表19 現品と台帳等の記載が一致していなかったもの

① 現品を廃棄処分にしたものなどを台帳等から削除していなかったことから、現品がないのに台帳等に記載されたままとなっていたもの
(単位：件、千円)

公団名	材料を除く物品		材 料		計	
	件数	取得価額	件数	評価額	件数	取得価額等
道路公団	156	782,086	48	208,270	204	990,357
首都公団	36	56,425	—	—	36	56,425
計	192	838,512	48	208,270	240	1,046,782

② 現品の取得等の時点で台帳等に記載していなかったため、現品はあるものの台帳等に記載されていないもの (単位：件、千円)

公団名	材料を除く物品		材 料		計	
	件数	取得価額	件数	評価額	件数	取得価額等
道路公団	165	1,401,922	39	150,902	204	1,552,824
首都公団	63	48,564	—	—	63	48,564
本四公団	—	—	99	165,932	99	165,932
計	228	1,450,486	138	316,834	366	1,767,321

(イ) 財務諸表における資産の過大及び過小計上について

物品については、前記のとおり、有形固定資産等として計上されているが、道路公団において、機械器具台帳及び車両運搬具台帳にカードに記載されている資産番号を

付していなかったことなどのため、カードに対応する台帳を確認することができず、資産計上した額を確認することができないものが見受けられた。

また、台帳等に記載されている現品を廃棄処分にしたものなどを、物品管理職が台帳等から削除していなかったり、削除していても物品管理職と会計担当職との連携が十分でなかったりしたことから、カード、有形固定資産明細表、原材料・貯蔵品明細表等(以下、これらを併せて「カード等」という。)から削除されておらず、資産に計上されたままとなっていて、現品とカード等の記載が一致していないものが見受けられた。そして、首都公団及び阪神公団においても同様の事態が見受けられた。

そこで、本院の検査を受けて、各公団において棚卸により整備された台帳等とカード等を照合したところ、①現品がないのにカード等から削除されなかったことなどから、資産が過大計上されているものが計 2,344 件、14 年度末簿価で計 228 億 1249 万余円、②現品の取得等の時点でカード等に記載されなかったことなどから、資産が過小計上されているものが計 1,098 件、取得価額等で計 48 億 4420 万余円、③耐用年数表の適用を誤ったことなどにより減価償却の計算を誤っているものが計 263 件、14 年度末簿価で計 38 億 8363 万余円見受けられ、これらについては決算において資産計上額の修正を必要とすると認められた。

なお、上記の金額は、修正対象資産に係る 14 年度末簿価及び取得価額等の総額をそれぞれ表示したものである。

そして、上記のうち、15 年度決算で修正されたものは、表 20 のとおり、過大計上額計 7 億 7892 万余円、過小計上額計 10 億 2252 万余円となっていて、残余については、表 21 のとおり、16 年度決算で修正されることとなっている。

(注 7) 過大計上額 内訳は、現品がないのにカード等から削除されなかったものなどが 6 億 9548 万余円、減価償却の計算を誤っていたものが 8344 万余円である。

(注 8) 過小計上額 内訳は、現品の取得等の時点でカード等に記載されなかったものなどが 9 億 6221 万余円、減価償却の計算を誤っていたものが 6030 万余円である。

表20 15年度決算で修正されたもの

① 現品がないのにカード等から削除されなかったことなどから、資産が過大計上されていたもの (単位：件、千円)

公団名	材料を除く物品			材 料			計		
	件数	14年度 末簿価	過 大 計上額	件数	14年度 末簿価	過 大 計上額	件数	14年度 末簿価	過 大 計上額
道路公団	892	2,104,055	432,727	67	257,860	257,860	959	2,361,915	690,588
首都公団	36	4,894	4,894	—	—	—	36	4,894	4,894
計	928	2,108,949	437,621	67	257,860	257,860	995	2,366,809	695,482

② 現品の取得等の時点でカード等に記載されなかったことなどから、資産が過小計上されていたもの (単位：件、千円)

公団名	材料を除く物品			材 料			計		
	件数	取得価額	過 小 計上額	件数	評価額	過 小 計上額	件数	取 得 価額等	過 小 計上額
道路公団	224	864,930	510,281	148	438,150	438,150	372	1,303,080	948,431
首都公団	63	48,564	13,338	—	—	—	63	48,564	13,338
阪神公団	2	1,614	441	—	—	—	2	1,614	441
計	289	915,109	524,061	148	438,150	438,150	437	1,353,259	962,212

③—1 耐用年数表の適用を誤ったことなどにより減価償却の計算を誤っていたため、資産が過大計上されていたもの (単位：件、千円)

公団名	材料を除く物品			材 料			計		
	件数	14年度 末簿価	過 大 計上額	件数	14年度 末簿価	過 大 計上額	件数	14年度 末簿価	過 大 計上額
道路公団	14	182,894	39,215	70	275,617	44,231	84	458,511	83,447

③—2 耐用年数表の適用を誤ったことなどにより減価償却の計算を誤っていたため、資産が過小計上されていたもの (単位：件、千円)

公団名	材料を除く物品			材 料			計		
	件数	14年度 末簿価	過 小 計上額	件数	14年度 末簿価	過 小 計上額	件数	14年度 末簿価	過 小 計上額
道路公団	4	49,396	15,247	28	79,569	45,060	32	128,965	60,307

なお、上記の修正額については、道路公団において、前記の棚卸要領による14年度棚卸の結果に基づき自ら修正した分も含んでいる。

表21 16年度決算で修正されることとなっているもの

① 現品がないのにカード等から削除されなかったことなどから、資産が過大計上されているもの (単位：件、千円)

公団名	材料を除く物品		材 料		計	
	件数	14年度末簿価	件数	14年度末簿価	件数	14年度末簿価
道路公団	1,220	20,118,377	129	327,310	1,349	20,445,687

② 現品の取得等の時点でカード等に記載されなかったことなどから、資産が過小計上されているもの (単位：件、千円)

公団名	材料を除く物品		材 料		計	
	件数	取得価額	件数	評価額	件数	取得価額等
道路公団	531	3,272,571	31	52,439	562	3,325,011
本四公団	—	—	99	165,932	99	165,932
合計	531	3,272,571	130	218,372	661	3,490,944

③ 耐用年数表の適用を誤ったことなどにより減価償却の計算を誤っているもの (単位：件、千円)

公団名	材料を除く物品		材 料		計	
	件数	14年度末簿価	件数	14年度末簿価	件数	14年度末簿価
道路公団	113	3,178,626	34	117,528	147	3,296,155

このような事態が生じていたのは、物品管理規程等に基づき適切な物品管理を行うことに対する認識が十分でなく、物品管理に係る事務処理について十分確認されていなかったこと、物品管理職と会計担当職との連携が十分でなかったことなどによると認められた。

イ 物品管理体制の整備について

物品の管理に関する事務を行う職員は、物品管理規程等の定めに従うほか、物品の亡失等の事故のないよう善良な管理者の注意をもってその事務を行わなければならないとされている。

そして、道路公団では、前記の棚卸要領により、例年行っている棚卸作業を一層的確に行うこととしているほか、本院の検査を受けて、16年3月に文書を発し、物品の管理に関する事務を行う職員に物品管理を行うことに対する認識を徹底させた。首都公団及び阪神公団においても同様の処置を講じた。

また、本四公団においては、本院の検査を受けて、16年3月に物品管理規程等の改正を行い、物品の種類として材料を追加し、甲種材料台帳等を調製することなどにより、材料を物品として管理するとともに、原材料・貯蔵品として資産計上を行うこととした。

ウ 民営化に向けた物品の管理及び資産計上について

民営化により、機構は「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法」(平成16年法律第100号)により道路資産を保有することとなるが、このうち料金の徴収施設については、その例外として6会社が保有することとなる。

そこで、料金收受機械、ETC設備、料金所ブース等から構成される料金の徴収施設の管理について検査したところ、次のような状況となっていた。

(ア) 料金の徴収施設のうち料金收受機械については、道路関係四公団のうち道路公団は物品として管理し、有形固定資産として資産計上している。しかし、他の3公団では道路資産に計上していて、物品として管理しておらず、公団によりその取扱いが区々となっている現状である。

(イ) 民営化後の6会社は料金の徴収施設を保有することとなるため、有形固定資産として管理及び資産計上を行う必要がある。

料金の徴収施設の具体的内容については、国土交通省も含め現在検討中であるが、6会社において適切な管理及び資産計上を行うことができるよう、より一層の事務処理体制の整備を図ることなどについて早急に検討する必要があると認められる。

(4) 新直轄方式に切り替わった区間の15年度末までの既支出分の取扱いについて

14年12月の道路関係四公団民営化に関する政府・与党協議会での申し合わせにおいて、従来道路公団が進めてきた有料道路方式による高速自動車国道の整備に加え、国と地方の負担による新直轄方式による整備を約3兆円で導入することが決定された。

15年12月25日の国土開発幹線自動車道建設会議の議を経て、表22のとおり、新直轄方式に切り替わる27区間(延長699km)の基本計画の建設主体及び整備計画の施行主体を道路公団から国土交通大臣に変更する決定がなされた。

表22 新直轄方式に切り替わる区間

都道府県名	路線名	区間	延長(km)
北海道	北海道縦貫自動車道	士別市～名寄市	24
北海道	北海道横断自動車道 網走線	足寄町～北見市	79
北海道	北海道横断自動車道 根室線	本別町～釧路市	65
岩手県	東北横断自動車道 釜石秋田線	遠野市～宮守村	9
岩手県	東北横断自動車道 釜石秋田線	宮守村～東和町	24
山形県	日本海沿岸東北自動車道	温海町～鶴岡市	26
秋田県	日本海沿岸東北自動車道	本荘市～岩城町	21
秋田県	日本海沿岸東北自動車道	大館市～小坂町	14
福島県・山形県	東北中央自動車道	福島市～米沢市	28
山形県	東北中央自動車道	米沢市～米沢市	9
長野県	中部横断自動車道	八千穂村～佐久市	15
長野県	中部横断自動車道	佐久市～佐久市	8
和歌山県	近畿自動車道 紀勢線	白浜町～すさみ町	24
三重県	近畿自動車道 紀勢線	尾鷲市～紀伊長島町	21
兵庫県・岡山県	中国横断自動車道 姫路鳥取線	佐用町～大原町	19
鳥取県	中国横断自動車道 姫路鳥取線	智頭町～鳥取市	24
鳥取県	中国横断自動車道 岡山米子線	米子市～米子市	5
広島県	中国横断自動車道 尾道松江線	尾道市～三次市	50
広島県・島根県	中国横断自動車道 尾道松江線	三次市～三刀屋町	61
徳島県	四国横断自動車道	阿南市～小松島市	10
高知県	四国横断自動車道	須崎市～窪川町	22
愛媛県	四国横断自動車道	宇和島市～宇和町	16
熊本県	九州横断自動車道 延岡線	御船町～矢部町	23
大分県・宮崎県	東九州自動車道	蒲江町～北川町	26
宮崎県	東九州自動車道	清武町～北郷町	19
宮崎県	東九州自動車道	北郷町～日南市	9
鹿児島県	東九州自動車道	志布志町～末吉町	48
合 計		27 区間	699

そして、この決定に基づき、国土交通大臣は道路公団に対して、16年1月30日に新直轄方式に切り替わる区間の施行命令を撤回し、一方、その同日において、国土交通大臣と道路公団は覚書を締結し、これにより、整備計画変更の日(16年1月30日)以降は事業に必要な調査、用地取得等及び工事等の経費は国が負担して事業を行うものとし、その施行を道路公団に委託することとされた。また、施行の細部については別途個別協定を国土交通省地方整備局長等と道路公団支社長等で締結することとされた。

整備計画変更の日以降個別協定締結までの間については、道路公団の経費で継続して事業を実施し、事業実施に必要なすべての経費を個別協定により国の負担で精算することとされているが、施行命令撤回前に道路公団において支出済みの道路建設費用については国が負担することとなるものの、その詳細についてはまだ取り決めがない。

新直轄方式に切り替わる区間の建設は従来道路公団が実施してきたが、15年度末まで

の執行額は約1200億円となっている。この額は、建設事業に直接支出した額であり、建設中において発生した金利及び一般管理費等の額は含まれていない。

新直轄方式に切り替わった区間の事業に関し、15年度末までの既支出分については、譲渡範囲・譲渡価額・譲渡時期等、譲渡に関する事項が確定していないことから、道路公団では注記も含めその情報を表示していない。

しかし、道路公団の財務諸表については、17年度中に民営化が予定されていることから、より適切な資産管理を行う必要があり、前記のような状況を明らかにして透明性を確保し、新直轄方式が導入されたことによる状況の変化に伴う一層の情報提供を行うことが求められる。

4 本院の所見

道路関係四公団は、30年以上にわたり高速道路等を建設・管理するなどして社会資本を整備する役割を遂行してきたが、高速道路等の建設に伴い、道路債券等の負債も増加したことなどから、業務の抜本的見直しとコストの削減等を図るために民営化されることとなった。

15年12月に行われた「道路関係四公団民営化の基本的枠組みについて」の政府・与党申し合わせでは、民営化の第一の目的として「道路関係四公団合計で約40兆円に上る有利子債務を一定期間内に確実に返済」することが挙げられている。そして、「高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等を効率的に行わせるため」（高速道路株式会社法案提出理由）に6会社が設立されることとなった。

現在、国土交通省では、16年1月に「道路資産評価・会計基準検討会」を設置し、道路関係四公団の民営化に関して、今後、承継する資産の評価及び民営化に関わる新組織における会計基準について検討している状況である。

本院は、上記の検討会における検討状況について注視するとともに、その検討の前提となる道路関係四公団の現行の財務会計上の資産の状況について、その財務会計上の特徴を踏まえつつ様々な視点から検査を行った。

道路関係四公団においては、17年度中に予定されている民営化を控え、各公団における業務の合理化・効率化が着実に遂行され、更には新組織への円滑・確実な移行が図られる必要があることから、今後次のような点に留意していく必要があると認められる。

(1) 道路資産における土地については、財産整理の一層の進ちよくに向けて、関係機関と協

議を進めながら、複雑な実態及び権利諸関係を早急に整理していく必要がある。

また、土地の有効かつ効率的な活用を更に図るため、代替地及び未利用地の現状を十分に把握し、その活用あるいは処分のための方策を検討し実施していく必要がある。

- (2) 物品については、民営化により新規に資産への計上を行うこともあり、管理が区々となっているものも含め、その適切な管理及び資産計上を図るため、現品が台帳等で正確に把握され、それに基づき、現品、台帳等及びカード等で連携して確認することができる管理体制をより一層構築していく必要がある。
- (3) 公団民営化を巡り国民が強い関心を寄せている状況において、説明責任の確保と透明性の向上を図るため、新直轄方式などの新たな諸施策が財務に及ぼす影響については、財務諸表や各種報告書等において、その内容、状況等を今後より積極的に開示していく必要がある。

本院としては、従来より高速道路等の整備が産業発展の不可欠の基盤であると位置づけられ、今後も「必要な道路を早期に、かつできるだけ少ない国民負担の下で」(政府・与党申し合わせ)建設するとされていることから、道路関係四公団の民営化に係る諸施策を踏まえつつ、高速道路等に係る資産管理のあり方について引き続き検査していくこととする。

第14 日本郵政公社の管理する債権について

検査対象	日本郵政公社(平成15年3月31日以前は郵政事業庁、ただし13年1月5日以前は郵政省)
日本郵政公社の管理する債権の概要	郵便切手類の販売代、料金後納料等に係る債権、受払金に関する事務の取扱上生じた回収金等に係る債権など
債権額	1310億8543万円(平成15年度末現在額)
検査の対象とした債権額	361億8808万円

1 債権の概要

(債権の概要)

日本郵政公社(以下「公社」という。)は、中央省庁等改革の一環として、平成15年4月、旧郵政事業庁が所掌していた郵便事業、郵便貯金事業、簡易生命保険事業の郵政三事業等の権利及び義務を承継し、独立採算制の下、自律的かつ弾力的な経営を行うこととして設立された。

公社では、その設立に当たり、旧郵政事業庁の管理していた多額の債権を承継しているが、公社化後は、国の債権の管理等に関する法律(昭和31年法律第114号。以下「債権管理法」という。)の適用はなくなり、公社化後に発生した債権とともに日本郵政公社収入支出手続(平成15年郵財経第3014号。以下「公社手続」という。)の債権に関する規定に基づき管理している。

これらの債権の主な内容及び15年度末現在額は表1のとおりであり、収益債権1020億9918万余円、収益外債権289億8625万余円、計1310億8543万余円となっている。

表1 公社における15年度末債権現在額 (単位：千円)

債権の種類		主な内容	15年度末現在額
収益債権	郵便業務収入債権	郵便切手類の販売代、料金後納料等に係る債権	82,795,890
	郵便貯金業務収入債権	郵便為替・振替に関する手数料、郵便貯金雑収等に係る債権	6,159,712
	簡易保険業務収入債権	保険業務の受託収入、保険雑収入等に係る債権	1,662,000
	運用収入債権	資金の運用として保有した有価証券の売却代等に係る債権	11,481,580
	小計		102,099,182
収益外債権	過払金債権	過誤等により誤って支払った金額の回収金に係る債権	38,070
	資金返納金債権	受払金に関する事務の取扱上生じた回収金等に係る債権	28,948,180
	小計		28,986,250
計			131,085,432

(旧郵政事業庁当時との相違点)

旧郵政事業庁の郵政事業特別会計において債権管理法等に基づいて管理されていた債権は、歳入金債権及び歳入外債権(返納金債権、保険料債権)であり、14年度末現在額は、表2のとおり、1091億2097万余円であった。

表2 郵政事業特別会計における14年度末債権現在額 (単位：千円)

債権の種類	14年度末現在額
歳入金債権	4,355,691
歳入外債権	104,765,282
返納金債権	29,429,294
保険料債権	75,335,988
計	109,120,973

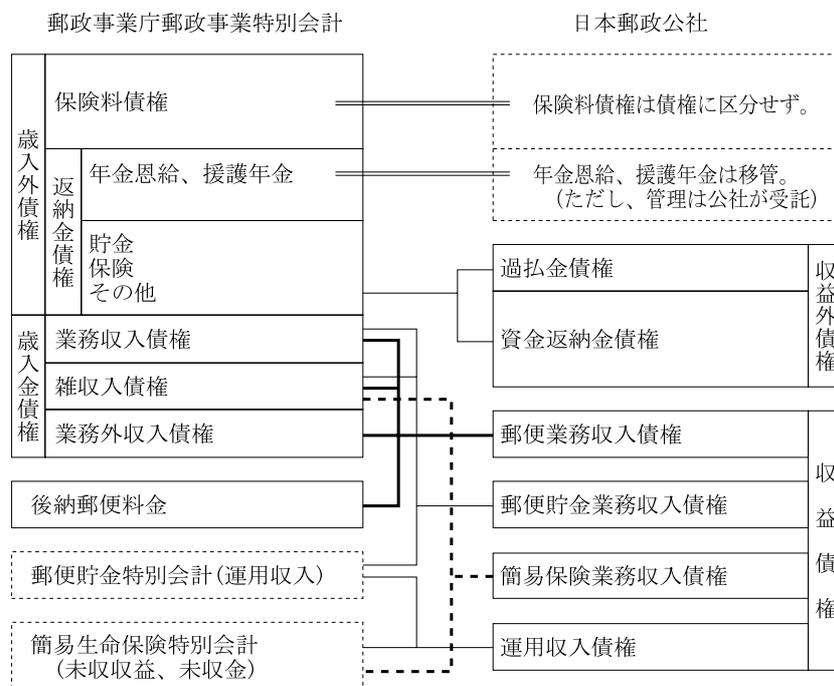
公社における現行の債権区分は、債権管理法の適用がなくなったことや企業会計原則が採用されたことにより、旧郵政事業庁における区分と比べると主に次のような相違点がある。

- ① 郵政事業特別会計の歳入金債権は、公社手続においては収益債権に区分する。このうち後納郵便料金の未収金(3月分)については、特別会計では徴収決定時点の翌年度(4月分)の債権としていたが、公社手続においては企業会計原則が適用されることから、現年度の債権として収益債権に区分する。
- ② 郵政事業特別会計の歳入外債権のうち返納金債権は、公社手続においては、年金恩給及び援護年金に係る分は除き、収益外債権の資金返納金債権に区分する。また、同特別会計で歳入外債権に区分していた滞納保険料に係る保険料債権については、保険料を滞納した

場合には保険契約が失効し実損が生じないことなどから、公社手続においては債権に区分しない。

表1、2に示した各債権を種類別に、その対応関係を示すと次図のとおりである。

＜図＞ 旧郵政事業庁と公社における債権の種類別の対応関係



(14年度末債権現在額の内訳)

郵政事業特別会計における14年度末債権現在額は、表2に示したとおり1091億2097万余円であるが、この額から保険料債権753億3598万余円を除くと337億8498万余円となる。また、このうちには、表3のとおり、債務者の破産等により徴収停止とされている債権が3億1222万余円、債務者の確認ができない未確認債権が78億1675万余円あり、回収の対象となるのはこれらを除いた256億5600万余円となっている。

表3 郵政事業特別会計における14年度末現在の徴収停止分等

(単位：千円、%)

債権の種類	14年度末現在額	回収対象外の債権			回収対象の債権
		徴収停止分	未確認債権	計	
歳入金債権	4,355,691	78,907	—	78,907	4,276,784
歳入外債権 (返納金債権)	29,429,294	233,314	7,816,759	8,050,073	21,379,221
合計	33,784,985 (100.0)	312,221 (0.9)	7,816,759 (23.1)	8,128,980 (24.1)	25,656,005 (75.9)

なお、14年度中において消滅時効の完成等により消滅の整理がされたものは、歳入金債権において7302万余円、歳入外債権において13億6439万余円、計14億3741万余円となっている。

(公社手続による債権管理の方法)

公社手続によると、債権が発生した場合、当該債権の発生を知った職員が債権発生通知書を作成し、その種類別に、債権を所掌する債権管理職員に通知することとされ、通知を受けた債権管理職員は、当該債権を債権管理簿に記入するとともに債権の管理を開始し、その後、所定の請求手続を行うことなどが定められている。

そして、債権管理職員の行う所定の請求手続として、債権管理職員は当該債権に係る債務者の履行状況等を確認するとともに、必要な督促を行い、債権の回収状況や督促年月日等に関する事項を債権管理簿に記入することとされている。

また、消滅時効の完成等により債権が消滅した場合、又は債権の回収ができないことが明らかになった場合などについては、それぞれ債権の消滅又は徴収停止等の措置を執るとともに、その事実を債権管理簿に記入することとされている。

(債権の償却)

公社の会計は企業会計原則が採用されたことから、公社では、国の会計においては行われない債権の償却を一定の基準に基づいて実施することとしている。この債権の償却は、回収の見込みがないとして資産計上から除外するものであって、当該債権の請求権を放棄するものではなく、債権自体は、消滅時効が完成するまでの間は引き続き管理することとなっている。

公社は、15年度決算において、15年度中に徴収停止とした債権を償却するとともに、発生原因が犯罪、非違等による債権(以下「犯罪等債権」という。)についても、その全額を償却しており、これらの総額は、表4のとおり、89億6428万余円となっている。

表4 公社の15年度決算において償却した債権額 (単位：千円)

債権の種類	徴収停止の債権	犯罪等債権その他	計
収益債権	348,934	1,206,844	1,555,778
収益外債権	150,125	7,258,382	7,408,507
計	499,059	8,465,226	8,964,285

2 検査の背景、着眼点及び対象

公社化後の会計は企業会計原則に基づき処理するものとされ、また、その予算について毎年度の国会の議決を要しないものとするほか、繰越し、移用、流用、剰余金の留保を可能とするなどその統制を必要最小限にすることとされ、さらに、債権の管理についても、債権管理法等の国の会計法令は適用されないこととなった。そして、公社では、その経営に当たり、できる限り民間的経営手法を取り入れ、郵便・郵便貯金・簡易生命保険の三業務をそれぞれ独立採算的に成り立つように創意工夫し、総合的に公社の健全経営を実現することとしている。また、経営計画等においては、財務内容の健全性の確保と業務運営の効率化を重要な課題として掲げており、郵便局等の現場においては、営業成績の向上やコスト削減等に努め、具体的な成果を上げることが求められてきている。

一方、公社の設立に当たっては、郵政事業、郵便貯金及び簡易生命保険各特別会計に関して国が保有していた権利及び義務のほとんどが公社に承継されており、この中には、旧郵政省、郵政事業庁当時に発生し回収が進まないままとなっている返納金債権等の各種の債権が多数含まれている。そして、これらの返納金債権等の中には、本院が過去の決算検査報告において「職員の不正行為による損害が生じたもの」として掲記してきた不正行為の事案に係る回収金が含まれており、その金額も相当額に上っているほか、正当権利者でない者に郵便貯金等を払い戻したことによる債権などが多数含まれている。

したがって、公社の置かれている経営環境及び債権管理制度の変化を踏まえ、旧郵政省、郵政事業庁当時に発生した各種の債権の管理・回収状況はどのようなものになっているか、郵便局等の現場において他の業務に比べ回収業務の取扱いに差異はないか、また、公社化後の債権の取扱いに留意すべき点はないかなどに着眼して、本社及び北海道支社ほか^(注)12支社において管理している債権を対象に検査した。

検査に当たっては、前記の各種の債権のうち、後納郵便料金のように翌月に収納されるまでの間、一時的に債権として取り扱われるものを除き、主に、職員の不正行為により発生した債権及びそれ以外の犯罪等債権並びに職員の事務取扱上の過誤等により発生した債権(以下「過誤払等債権」という。)に着目することとした。

3 検査の状況

(1) 債権の回収状況について

公社の各債権管理職員が管理している債権管理簿等を基に、次の条件を設定し、これら

に該当する債権を抽出したところ、102,522件、発生時の債権額 361 億 8808 万余円の債権が見受けられた(表5参照)。

- ① 犯罪等債権のうち、職員の不正行為により発生した債権については、本院の平成5年度決算検査報告以降に掲記した事案に係る債権で、掲記時点で補てんが終わっていないもの

123件 53億3227万余円

また、職員の不正行為以外の犯罪等債権については、5年1月以降に発生した元本50万円以上の債権で、15年12月末現在で回収が終わっていないもの

846件 60億4633万余円

- ② 過誤払等債権については、5年1月以降に発生した元本50万円以上の債権で、15年12月末現在で回収が終わっていないもの

3,030件 67億4662万余円

- ③ 過誤払等債権のうち、特に、老人等の郵便貯金利子所得の非課税制度を適用した郵便貯金で、非課税限度額を超過したことなどにより発生した債権(以下「貯金非課税限度額超過等債権」という。)

98,523件 180億6284万余円

表5 検査の対象とした債権の件数及び債権額 (単位：千円)

債権	区 分	件 数	債 権 額	1件当たり 債権額
犯罪 等 債 権	職員の不正行為による債権	123	5,332,276	43,351
	その他の犯罪等債権	846	6,046,339	7,146
	小 計 ①	969	11,378,615	11,742
過誤 払 等 債 権	郵便業務に係るもの	241	1,643,169	6,818
	郵便貯金業務に係るもの	293	751,366	2,564
	簡易生命保険業務に係るもの	607	1,461,412	2,407
	共通その他業務に係るもの	164	954,247	5,818
	年金恩給及び援護年金に係るもの	1,725	1,936,433	1,122
	小 計 ②	3,030	6,746,629	2,226
	貯金非課税限度額超過等債権 ③	98,523	18,062,840	183
	計	102,522	36,188,085	352

なお、上記①から③までの該当期間中に発生した債権の中には、期間中に全額の回収が終わっているものや回収未済のまま徴収停止又は消滅の整理をしたものがあるが、それらの債権は件数、債権額が不明であることから、今回の検査対象には含めていない。

ア 主な債権別の回収状況

検査の対象とした 102,522 件(債権額 361 億 8808 万余円)の債権について、その回収状況を調査したところ、次のとおりとなっている。

① 犯罪等債権の回収状況

(ア) 職員の不正行為により発生した債権

本院では、旧郵政省の当時から、郵政三事業等に関し職員が郵便貯金の預入金や簡易生命保険の保険料等を領得するなどして損害を与えた不正行為の事案を、毎年の決算検査報告に不当事項として掲記してきている。

今回、平成5年度決算検査報告以降で掲記した不正行為の事案のうち掲記時点で補てんが終わっていない事案 123 件、債権額 53 億 3227 万余円について、15 年 12 月末現在における回収状況を調査したところ、表 6 のとおりとなっている。

表 6 職員の不正行為により生じた債権の回収状況 (単位：千円、%)

区 分	件数	債権額	発覚から掲記までの回収済額	掲記から14年12月までの回収済額	年平均	15年1年間の回収済額	15年12月末現在		
							回収済額	回収未済額	
計	123	5,332,276	630,436	74,901	16,000	7,045	712,383	4,619,892	
構成比		(100)	(11.8)	(1.8)	(0.4)	(0.1)	(13.4)	(86.6)	
掲記年度別の件数、債権額、回収済額、構成比	年度5	4	55,712 (100)	4,728 (8.5)	6,938 (12.5)	770 (1.4)	55 (0.1)	11,721 (21.0)	43,991 (79.0)
	6	14	573,782 (100)	100,454 (17.5)	11,203 (2.0)	1,400 (0.2)	682 (0.1)	112,339 (19.6)	461,443 (80.4)
	7	16	785,700 (100)	129,644 (16.5)	13,462 (1.7)	1,923 (0.2)	1,637 (0.2)	144,743 (18.4)	640,956 (81.6)
	8	11	611,318 (100)	78,559 (12.9)	13,143 (2.1)	2,190 (0.4)	1,252 (0.2)	92,954 (15.2)	518,364 (84.8)
	9	8	281,787 (100)	22,050 (7.8)	2,009 (0.7)	401 (0.1)	463 (0.2)	24,522 (8.7)	257,265 (91.3)
	10	8	312,120 (100)	37,002 (11.9)	6,844 (2.2)	1,711 (0.5)	485 (0.2)	44,332 (14.2)	267,787 (85.8)
	11	17	325,560 (100)	49,779 (15.3)	18,585 (5.7)	6,195 (1.9)	437 (0.1)	68,801 (21.1)	256,758 (78.9)
	12	15	608,778 (100)	51,993 (8.5)	2,615 (0.4)	1,307 (0.2)	1,324 (0.2)	55,933 (9.2)	552,845 (90.8)
	13	15	628,319 (100)	60,542 (9.6)	100 (0.0)	100 (0.0)	610 (0.1)	61,252 (9.7)	567,066 (90.3)
	14	15	1,149,194 (100)	95,681 (8.3)	—	—	100 (0.0)	95,781 (8.3)	1,053,413 (91.7)

すなわち、これらの不正行為事案の1件当たりの債権額は、表5に示したとおり

4335 万余円と非常に多額となっているにもかかわらず、その全体の回収済額は7億

1238 万余円と債権額計 53 億 3227 万余円の 13.4%にとどまっている。そして、不正行為の発覚から掲記した時点までの回収率が 11.8%であるのに比べ、その後の回収率は年平均で 0.4%、更に 15 年中の 1 年間にあっては 0.1%と激減しており、期間の経過とともに回収が困難となっている状況が顕著となっていた。また、上記の 123 件のうち、15 年 12 月末現在で回収が終わっていたのは 4 件にすぎない状況であった。

なお、決算検査報告においては、掲記した時点で全額が補てん済みとなっている事案も掲記しており、5 年度以降におけるこれらの件数、金額は 256 件、13 億 7509 万余円となっているが、これらを含めた全体の回収済額は 20 億 8747 万余円、回収率は 31.1%となっている。

(イ) その他の犯罪等債権

会社の各種業務においては、郵便貯金通帳やキャッシュカードが不正に使用されたことなどによる犯罪等債権が生じているが、これらのうち 5 年以降に発生した元本 50 万円以上のものを調査したところ、その件数は 846 件、債権額は 60 億 4633 万余円となっており、これらの 15 年 12 月末現在における回収状況は、表 7 のとおりとなっている。

表 7 「その他の犯罪等債権」の回収状況 (単位：千円、%)

区 分	件数	債 権 額	14年12月 末までの 回収済額	15年1年 間の回収 済額	15年12月 末現在回 収済額計	15年12月 末現在回 収未済額
その他の犯罪等債権	846	6,046,339	277,157	45,933	323,091	5,723,246
構成比		(100.0)	—	—	(5.3)	(94.7)

すなわち、その他の犯罪等債権については、債務者等に対する折衝を積極的に行い、延納や分納の特約を付しているものの、本債権の性格から回収が困難なものが多いこともあり、15 年 12 月末現在の回収済額は 3 億 2309 万余円、回収率 5.3%にとどまっている。

② 過誤払等債権の回収状況

会社の各種業務の実施に際しては、正当権利者でない者に郵便貯金や保険金を支払ったことなどによる過誤払等債権が毎年多数生じている。

そして、これらの過誤払等債権のうち 5 年以降に発生した元本 50 万円以上のものを調査したところ、その件数は 3,030 件、債権額は 67 億 4662 万余円となっており、これ

らの15年12月末現在における回収状況は、表8のとおり、全体の回収済額は4億8142万余円、回収率7.1%にとどまっている。

表8 過誤払等債権の回収状況 (単位：千円、%)

業務等の区分	件数	債権額	14年12月 末までの 回収済額	15年1年 間の回収 済額	15年12月 末現在回 収済額計	15年12月 末現在回 収未済額
郵便業務に係るもの	241	1,643,169	19,211	31,957	51,169	1,592,000
構成比		(100.0)	—	—	(3.1)	(96.9)
郵便貯金業務に係るもの	293	751,366	49,543	29,248	78,791	672,574
構成比		(100.0)	—	—	(10.5)	(89.5)
簡易生命保険業務に係るもの	607	1,461,412	79,874	9,029	88,903	1,372,508
構成比		(100.0)	—	—	(6.1)	(93.9)
共通その他業務に係るもの	164	954,247	13,210	16,018	29,229	925,017
構成比		(100.0)	—	—	(3.1)	(96.9)
年金恩給及び援護年金に係るもの	1,725	1,936,433	200,604	32,724	233,328	1,702,351
構成比		(100.0)	—	—	(12.0)	(87.9)
計	3,030	6,746,629	362,445	118,977	481,422	6,264,453
構成比		(100.0)	—	—	(7.1)	(92.9)

③ 貯金非課税限度額超過等債権の回収状況

旧郵政事業庁及び公社では、税務当局の調査により、老人等の郵便貯金利子所得の非課税制度いわゆる「老人等マル優」に該当する郵便貯金について、次のとおり、非課税限度額を超過していたり、非課税要件が不適格となっていたりする事態が発生していることを指摘され、それぞれ利子税の追加納付を行っている。

(ア) 満期となった定額郵便貯金が引き続き同貯金として預入される場合、通常は、郵便局の窓口端末機により処理されるため、その限度額等はオンラインにより登録処理されて管理されることとなっている。しかし、旧郵政省では、大量の満期を迎え再預入の業務量が膨大となった時期(平成2年)に、郵便局の窓口で旧証書を利用し手作業により処理することも認めていたため、一部の定額郵便貯金は老人等マル優の非課税限度額の管理が十分に行われないこととなり、その結果、限度額を超過している定額郵便貯金が大量に発生している。

旧郵政事業庁及び公社では、税務当局からの上記の指摘を受けて自らすべての定額郵便貯金について実態調査を行った。その結果、14、15両年度に計18,005件分について限度額超過が判明したとして、16年1月までにこれらに係る利子税70億7767万余円を追加納付している。

(イ) 非課税扱いの郵便貯金については、税務当局による調査が毎年行われている。その結果、預金者が死亡した際に相続人から死亡届出書のないまま払戻しの請求がなされたり、住所や氏名が変更された際に異動届出書の提出がないまま払戻しの請求がなされたりなどしたこともあって、非課税要件に該当しない者に対し非課税扱いにより払い戻している事態について、12年度分 71,306 件(利子税 94 億 6839 万余円)、13年度分 9,212 件(同 15 億 1677 万余円)、計 80,518 件(同 109 億 8516 万余円)あることが指摘された。

公社では、上記の指摘を受け、16年1月までに指摘に係る利子税の全額を追加納付している。

上記(ア)及び(イ)の事態に対し、これらの利子税は、本来、預金者が負担するものであるため、公社では、債権として管理し回収に努めることとし、(ア)については15年度から預金者への説明を行いながら実際の回収に着手し、(イ)については13年度から順次回収を行っている。これらの債権額の合計は 98,523 件、180 億 6284 万余円となっている。

これらの回収状況を調査したところ、(ア)については、16年1月末時点での回収済額は 26 億 3796 万余円で回収率は 37.3%となっている(公社の追加報告によると、同年3月末現在の回収率は 47.2%に増加している。)。また、(イ)については、15年度にその追加納付が多くなされたが、16年2月以降に預金者への説明を行っているものもあるため、同年1月末時点での回収済額は 33 億 1075 万余円で回収率は 30.1%にとどまっている。これらの結果、(ア)、(イ)全体の同年1月末時点での回収未済額は 121 億 1412 万余円となっている。ただし、(イ)については、税務調査が引き続き実施されており、調査の進展によっては公社の追加納付額は更に増加することとなる(公社の追加報告によると、同年3月末現在の追加納付額は、11年度以前の払戻分に係るものを含め、151 億 5507 万余円になっている。)

なお、(ア)及び(イ)に対して、税務当局からは同年1月末現在で附帯税として延滞税 8 億 6772 万余円、加算税 10 億 7614 万余円、計 19 億 4387 万余円が源泉徴収義務者である公社に追徴課税されているが、これらの附帯税は預金者からは回収することができないため、公社で負担せざるを得ない事態となっている。

イ 公社における回収の取組と留意点

主な債権別の回収状況は上記アのとおりとなっているが、さらに、公社における督促の

実施状況などの回収への取組について調査したところ、次のような状況が見受けられた。

(ア) 債権管理職員は、債務者に対して速やかに請求書を送付し、納付がない場合は定期的に督促状を送付し、速やかに納付するよう督促するとともに、納付のない場合は訴訟提起の可能性があることを通告している。そして、事態によっては、郵便局員が直接債務者宅に赴き請求等を行うこととしているが、その実施方法は各債権管理職員の判断によることとしているため、実際の取扱いには差異が見受けられた。これを郵便貯金業務の場合でみると次のとおりである。

すなわち、事案が発生した直後には郵便局員が債務者宅に赴き説明をし、返済や債務確認等の交渉等を行っている。しかし、その後は、各地の貯金事務センター(沖縄支社を含めて12箇所)によってその取扱いが区々となっており、①請求書及び定期的に発行する督促状を郵便局員が債務者宅に赴き手交しているものが5貯金事務センター、②請求書は郵便局員が手交するが督促状は貯金事務センターから郵送しているものが4貯金事務センター、③請求書と督促状のいずれも貯金事務センターから郵送しているものが3貯金事務センターとなっていた。

(イ) 債務者の資産状況等を考慮して、5年以内に限って債務の延納又は分納の特約を付している例が多数見受けられた。しかし、それらの特約内容の履行状況を見ると、未納の月があったり、納付額が特約額を下回っていたりなどしていることが多く、延納又は分納の特約が十分な効果を発揮していない状況となっていた。

(ウ) 公社手続によれば、必要がある場合、訴訟費用等も勘案しつつ訴訟手続等の所要の措置を講ずることとなっているが、これらの実施状況についてみたところ、確認できたのは全国で8件となっていた。

また、15年度中の公社の債権管理の結果、相手方が確認できない未確認債権額が依然として発生しているほか、新たに徴収停止とした債権は4億9905万余円、さらに、15年度中において消滅時効の完成等の理由により消滅の整理をした債権は10億6854万余円となっており、それぞれ相当な額となっている。

(2) 回収未済となっている債権の発生の経緯について

上記のように、検査の対象とした各債権の回収状況は総じて低調となっていて、その回収未済額も多額に上っている。こうした状況の改善を図るためには、前記(1)のような管

理・回収の施策を着実かつ効果的に実施することはもとより、各債権の発生原因を分析するなどし、この結果を業務に反映することなどにより、その発生を未然に防止することもまた重要となる。そして、これらの各債権のうち、職員の不正行為により発生した債権と貯金非課税限度額超過等債権については、その発生に至った経緯は既に記述したとおりである。

そこで、これらを除いた犯罪等債権並びに郵便、郵便貯金及び簡易生命保険の各業務に係る過誤払等債権について、それらの債権が発生した経緯について調査したところ、次のような状況となっていた。

ア 犯罪等債権について

職員の不正行為により発生したものを除く犯罪等債権は、表7に示したとおり、846件、債権額60億4633万余円に上っているが、これらの内訳は、郵便貯金業務関係が620件、簡易生命保険業務関係が159件、郵便及び共通その他業務関係が67件となっている。このうち大半を占める郵便貯金業務関係については、そのほとんどが窃取又は拾得した郵便貯金通帳やキャッシュカードにより郵便貯金が詐取されたものとなっている。このため公社では、このような詐取事案の増加については、悪用を防止できる効果的な対策を検討しているところである。

また、郵便業務関係の犯罪等債権の中には、例えば、郵便局において、多額の収入印紙の購入代金として金融機関の支払保証のない小切手を受け入れ、その後、不渡りとなり損害が発生しているものがある。これは、既に破産宣告されていた会社が振り出した小切手を利用して収入印紙を詐取した犯罪によるものであるが、職員の教育や支社及び郵便局間の情報連絡等が十分でなかったことなども原因となっている。

イ 過誤払等債権について

(ア) 郵便業務関係

郵便業務に係る過誤払等債権は、表8に示したとおり、241件、債権額16億4316万余円に上っている。これらの発生の経緯について調査したところ次のような状況となっていた。

すなわち、後納郵便料金に関し、郵便局において料金後納の取扱いをしていた業者が事業不振となるなどしたため、料金が未納となったもの(181件、7億1111万余円)が見受けられた。このほかには、例えば、同一市内の5郵便局において、郵便切

手類販売所である業者が、おおむね毎営業日、収入印紙を小切手により購入する際、1日1局当たりの受入限度額である300万円を超えないように繰り返し購入していたのに、支社及び郵便局間の情報連絡を行っていなかったため5郵便局で受け取った小切手が不渡りとなるなど、販売代金として受け入れた小切手が不渡りとなったもの(25件、5億5140万余円)や別納郵便料金が未納となったものなど(35件、3億8065万余円)があった。

(イ) 郵便貯金業務関係

郵便貯金業務に係る過誤払等債権は、表8に示したとおり、293件、債権額7億5136万余円に上っている。これらの発生の経緯について調査したところ次のような状況となっていた。

すなわち、郵送した郵便貯金満期案内状が同姓同名の別人に誤配されるなどして、これを受領した第三者が、郵便局において貯金証書の再発行請求を行い、その後再発行された貯金証書を提示して払い戻したもの(81件、1億8754万余円)が見受けられた。このほかには、預金者の同意を得ていない貯金の払戻しや貸付けの請求等に対し本人確認や正当権利者の確認が十分でなかったなどのため過誤払いとなったもの(99件、3億0287万余円)、窓口担当者による窓口端末機への入力等の事務処理に誤りがあったもの(26件、4175万余円)、払戻手続の誤りがあったものなど(87件、2億1918万余円)があった。

(ウ) 簡易生命保険業務関係

簡易生命保険業務に係る過誤払等債権は、表8に示したとおり、607件、債権額14億6141万余円に上っている。これらの発生の経緯について調査したところ次のような状況となっていた。

すなわち、簡易生命保険契約者の家族が再発行を受けた保険証書により解約請求し、即時払いによる解約還付金を受領したものなど、契約者の同意を得ていない代理請求に対し本人確認や正当権利者の確認等が十分でないまま支払ったため過誤払いとなったもの(137件、3億9923万余円)が見受けられた。このほかには、簡易生命保険に加入する前に既に発病していたのにその事実を確認しないまま保険金を支払ったり、本人が死亡しているのに年金を支払ったりしたもの(96件、1億6525万余円)、窓口担当者による窓口端末機への入力等の事務処理に誤りがあったことによるもの

(31件、3440万余円)、契約者以外の第三者に支払ったものなど(343件、8億6252万余円)があった。

4 本院の所見

公社を取り巻く経営環境は、引受郵便物数の減少等による郵便営業収入の減少、郵便貯金の残高や簡易生命保険契約の保有件数の減少など厳しい状況が続いており、一層の経費節減、経営の効率化が求められている。

このような状況の中、前記のとおり、公社が管理している債権の中には、旧郵政省、郵政事業庁時代に職員の不正行為や過誤払い等により発生した債権が多数あり、公社では、これらの債権について、引き続き回収に努めているところであるが、その回収状況が低調となっているばかりでなく、公社化後も新たに過誤払い等により発生した債権も少なからず見受けられる。

公社においては、最近、債権の具体的な回収方法や訴訟対応マニュアルの整備に着手するとともに、支社及び貯金事務センター等における体制整備、事務処理手続の改正を行ったり、債権回収の実効を上げるための必要な指示を行ったりしている。また、債権の発生の未然防止策についても、その発生原因を分析するなどして積極的に取り組むこととしている。

しかし、これら債権の回収には、少なからぬ労力と時間が必要なものも数多く含まれており、今後、更に新たな債権が増加することとなれば、公社の喫緊の課題である営業成績の向上やコスト削減等の業務運営の効率化への阻害要因ともなりかねない。

したがって、公社においては、これまで講じてきた各種の施策のうち、特に次のような点を更に徹底するなどして事態の改善を図ることが望まれる。

- (ア) 公社手続に基づく債権管理事務の遵守をあらためて徹底するとともに、債権の内容や債務者の対応等に応じた具体的かつきめ細かな回収策を実施し回収の実を上げること
- (イ) 犯罪等債権及び過誤払等債権の発生原因の分析に基づき、支社及び郵便局間の情報連絡を密にするなど部局間の連携を図るとともに、小切手の取扱いなどについての指導を徹底し、類似事態の未然防止に努めること

(注) 北海道支社ほか12支社 北海道、東北、関東、南関東、東京、信越、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州及び沖縄各支社

第15 独立行政法人における還付消費税の処理及び納付消費税の会計処理について

検査対象 内閣府、総務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人消防研究所、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人さけ・ます資源管理センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人交通安全環境技術研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所、独立行政法人国立環境研究所、自動車検査独立行政法人

事態の概要

(1) 還付消費税の処理について

還付消費税の概要 独立行政法人が設立の際、国から受けた建物、構築物等の現物出資については、資産の譲渡等に該当するものとして扱われ、それに係る消費税額の大半が控除対象仕入税額となったことから多額の還付消費税が発生したもの

還付された消費税の総額 251億2781万円(平成13、14両年度)

(2) 納付消費税の会計処理について

納付消費税の 会計処理の概 要	税込経理法人において、納付消費税は費用として認識されることから、納付消費税を運営費交付金で負担する経理を行っていたもの
運営費交付金 で負担されて いた消費税額	5億4507万円(平成14、15両年度)

1 検査の背景

(独立行政法人の設立)

独立行政法人は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として設立された。そして、平成13、14両年度内に59の独立行政法人(以下「先行法人」という。)が設立され、15年度以降も、国の現業機関、特殊法人、国立大学等が独立行政法人、国立大学法人等(以下「後発法人」という。)へ順次移行している。

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)において、政府は、独立行政法人の業務を確実に実施させるために必要があると認めるときは、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律(以下「個別法」という。)で定めるところにより、各独立行政法人に出資することができるとされている。これにより、先行法人は所定の土地、建物等を国から承継し、その価額の合計額に相当する金額は、国から出資されたものとするとしている。

また、独立行政法人を所管する主務大臣は、3年以上5年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならないとされている。そして、独立行政法人は、中期目標の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成し、主務大臣の認可を受けなければならないとされている。

(運営費交付金の負債計上とその収益化)

独立行政法人は公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、原則として独立採算制を前提としない。すなわち、独立行政法人の支出は国の公共的な事務及び事業を確実に実施するためになされるものであり、必ずしもより多くの収入を上げるためになされるものではない。このため、国は、独立行政法人の業務運営のために必要な財源措置を講ずることとしており、独立行政法人に対して運営費交付金や施設整備費補助金等を交付している。

独立行政法人が運営費交付金を受領したときは、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」(平成15年3月改訂。独立行政法人会計基準研究会。)に基づき、その相当額を運営費交付金債務(流動負債)として整理し、中期目標の期間中は業務の進行に応じて収益化を行うものとするとしている。そして、業務の進行の度合いを測る基準として、達成度や期間の進行に応じて業務が進行したと考える方法のほか費用の支出をもって業務が進行したと考える方法(以下「費用進行基準」という。)が認められており、独立行政法人の多くは費用進行基準を採用している。

(利益及び損失の処理並びに積立金の処分)

独立行政法人は、独立行政法人通則法の規定に基づき、毎事業年度、損益計算において、①利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、原則として、その残余の額は積立金として整理し、②損失を生じたときは、積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は繰越欠損金として整理しなければならないとされている。

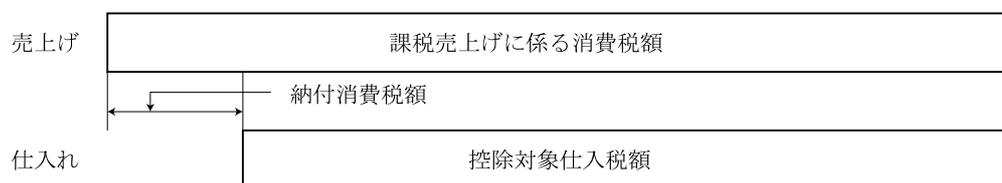
また、①の利益の残余の中に独立行政法人の経営努力によって生じた部分があるときは、主務大臣の承認を受けて、その全部又は一部を中期計画に定めた剰余金の使途に充てることができるとしている。

そして、上記の積立金の処分については個別法で定めるとされ、独立行政法人は個別法により、中期目標期間の最後の事業年度において、積立金の額に相当する金額から次の中期目標期間における業務の財源に充てることについて主務大臣の承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならないとされている。なお、その納付期限は「独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令」(平成12年政令第316号)により、中期目標期間が終了した翌事業年度の7月10日までとなっている。

(消費税の納付と還付)

消費税は、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づき、金融、医療等の一部の取引を除き、国内での事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供(以下「資産の譲渡等」という。)に対して広く課税される。税率は消費税法及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、消費税率及び地方消費税率の計5%とされている。事業者が納付すべき消費税(以下「納付消費税」という。)の額は、課税売上げに係る消費税額から課税売上げに対応する課税仕入れに係る消費税額(以下「控除対象仕入税額」という。)を控除して算定される(図1参照)。

図1 民間企業における納付消費税額の算定



$$\text{納付消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額} - \text{控除対象仕入税額}$$

そして、控除対象仕入税額が、課税売上げに係る消費税額を上回る場合には、その差額が還付されることとなる(以下、これを「還付消費税」という)。

(消費税の会計処理)

事業者が消費税の会計処理を行うに当たっては、税込経理方式と税抜経理方式の2種類の方式が認められている。税込経理方式とは、仕入れ等に係る消費税額を資産の取得価額又は費用に含め、売上げ等に係る消費税額を収益に含めて処理する方式であり、納付消費税は費用に、還付消費税は収益に計上されることとなる。一方、税抜経理方式とは、仕入れ等に係る消費税額を仮払消費税とし、売上げ等に係る消費税額を仮受消費税として処理する方式であり、その仕入れ、売上げ等に消費税額が含まれていないため、納付消費税及び還付消費税は費用又は収益として認識されないこととなる。そして、いずれの会計処理方式を採用するかは事業者の任意とされている。なお、多くの独立行政法人は税込経理方式を採用している。

(独立行政法人と消費税)

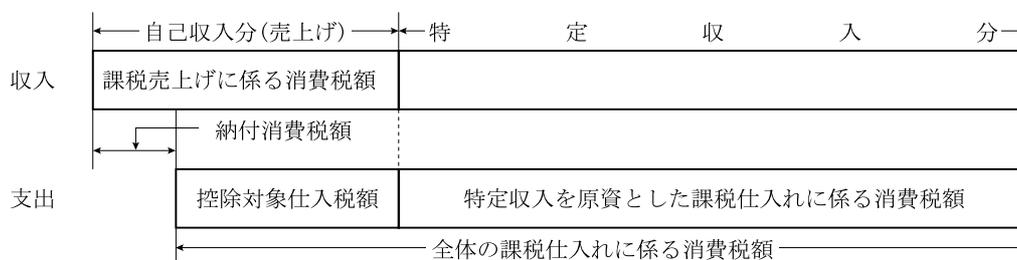
独立行政法人の行う事業は、消費税法の適用を受ける資産の譲渡等に該当するとされている。また、納付消費税額を算定する際の控除対象仕入税額については、全体の課税仕入れに係る消費税額から特定収入を原資とした課税仕入れに係る消費税額を控除することとされて

(注1)

おり、その関係は、図2のとおりである。

(注1) 特定収入 資産の譲渡等の対価ではない運営費交付金や施設整備費補助金等の収入をいう。

図2 独立行政法人における納付消費税額の算定



$$\text{納付消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額} - \left(\frac{\text{全体の課税仕入れに係る消費税額}}{\text{課税仕入れに係る消費税額}} - \frac{\text{特定収入を原資とした課税仕入れに係る消費税額}}{\text{課税仕入れに係る消費税額}} \right)$$

(現物出資と消費税)

消費税法で定める課税対象となる取引には、資産の譲渡等に類する行為も含むとされており、消費税法施行令(昭和63年政令第360号)において、金銭以外の資産の出資も資産の譲渡等に類する行為に該当するとされている。

そして、先行法人の設立に際して、国から受けた建物、構築物等の出資財産(設立後の追加出資を含む。以下「現物出資」という。)については、消費税法施行令で定める金銭以外の資産の出資に該当し、消費税の課税対象である資産の譲渡等として扱われることから、現物出資の額に含まれている消費税額の大半が控除対象仕入税額となったため、先行法人は多額の還付消費税を受領することになった。

なお、後発法人については、15年4月の消費税法施行令の改正等により、国からの現物出資が消費税の課税対象である資産の譲渡等の範囲から除かれることとなったため、先行法人にみられるような多額の還付消費税は生じないこととなった。

(先行法人における還付消費税の取扱い)

先行法人における還付消費税の取扱いについては、独立行政法人会計基準等には何らの定めがない。そこで、14年12月に総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会が示した「平成13年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての第2次意見」(以下「第2次意見」という。)にその取扱いが示された。これによれば、積立金及び流動資産のうち、現物出資に係る還付消費税を財源とするものについては、経営努力により生じた収

入を原資とするものではない。このため、税込経理方式を採用している先行法人(以下「税込経理法人」という。)においては、積立金のうち還付消費税相当額について、中期目標期間終了時の国庫納付を前提に適切な管理が行われることを確保すること、また、税抜経理方式を採用している先行法人(以下「税抜経理法人」という。)においては、流動資産のうち還付消費税相当額について、これを使用する場合には、中期計画に定められた施設整備の財源に充てられることが必要であり、毎年の評価において厳格な事後の点検を行うこととされた。そして、先行法人では、この第2次意見に従って還付消費税を管理している。

2 検査の着眼点及び対象

(検査の着眼点)

(1) 還付消費税の処理について

多くの先行法人では、設立初年度において多額の還付消費税が発生している。この還付消費税は第2次意見にもあるように、法人の経営努力によって生じた収入ではないことから法人の事業の原資とすることができない。このため、還付消費税は先行法人に保有されたままとなっている事態が予想された。そこで、この還付消費税について、その保有状況を把握するとともに、今後の国庫納付や有効活用を念頭に置きながら、現行の国庫納付制度の下で、還付消費税が適正に国庫に納付されることになるのか、また、消費税の経理方式の違いなどにより、法人間で国庫納付額に不公平が生じないかなどに着眼して検査した。

(2) 納付消費税の会計処理について

後発法人を含め多くの独立行政法人で税込経理方式が採用されている。この税込経理方式では、納付消費税は費用として処理されるが、独立行政法人は民間企業と異なり事業の財源の多くを国からの運営費交付金に依拠していることから、運営費交付金の収益化と納付消費税の費用化に係る会計処理が適切に行われているかに着眼して検査した。

(検査の対象)

検査に当たっては、設立初年度における還付消費税額が1000万円以上の先行法人(13年度設立のもの39法人、14年度設立のもの1法人、計40法人)のうち、15年10月に解散した1法人及び15年度に中期計画の終了した1法人を除く8府省所管に係る38法人を対象に検査した。

3 検査の状況

(1) 還付消費税の処理について

ア 還付消費税の保有状況

38 法人における経理方式別の 13、14 両年度の還付消費税の合計額と 15 年度末現在のその保有額は、表 1 のとおりである。

表 1 還付消費税の保有状況 (単位：千円)

区 分		法人数	13、14両年度の還付消費税の合計額	左のうち、施設整備に充当した額	15 年度末現在の保有額
検査対象法人	税込経理方式	33	19,249,503		19,249,503
	税抜経理方式	5	5,878,316	4,154,233	1,724,082
	計	38	25,127,819	4,154,233	20,973,586

税込経理法人 33 法人における還付消費税の合計額 192 億 4950 万余円は、中期目標期間の終了後の国庫納付を前提に管理されている。そして、これらの法人の第 1 期の中期目標期間の終了時期は、16 年度末が 2 法人、17 年度末が 30 法人、18 年度末が 1 法人となっており、還付消費税の大部分は 2 年以内に国庫納付の時期を迎えることになっている。

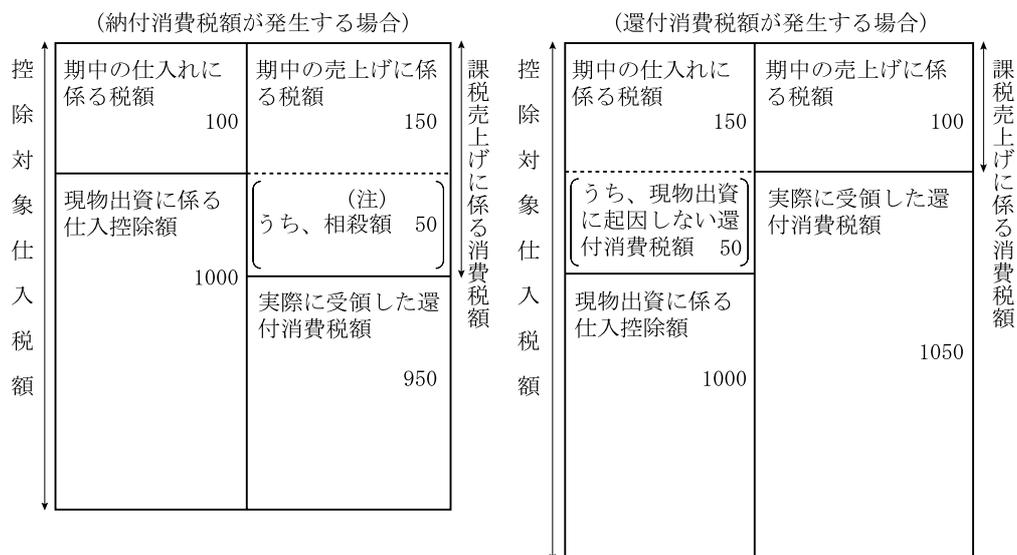
また、税抜経理法人 5 法人における還付消費税 58 億 7831 万余円のうち、施設整備に充当した 41 億 5423 万余円 (15 年度末時点でその処理方針が明確となっている額を含む。)については施設整備費補助金と実質的に相殺することにより国庫納付と同等の効果を上げることができると考えられるものの、残る 17 億 2408 万余円についての取扱いは確定していない。

イ 国庫納付等の対象とすべき額

現物出資に起因する還付消費税については、第 2 次意見において、先行法人の経営努力により生じた収入ではないことから、国庫納付又は施設整備の財源(以下「国庫納付等」という。)とする考え方が示されており、これを受けて、先行法人は、実際に受領した還付消費税額を将来の国庫納付等に備えて管理している。

しかし、先行法人が受領した還付消費税額は、図 3 のとおり、現物出資が資産の譲渡等として扱われたことにより、控除対象仕入税額が増加したため生じたものであり、その際に得た先行法人の利益とは、実際に受領した還付消費税額そのものではなく、現物出資に係る消費税額のうち仕入控除の対象となった額(以下「現物出資に係る仕入控除額」という。)である。

図3 国庫納付等の額の算出の考え方



(注) 相殺額とは、現物出資に係る仕入控除額と相殺された期中の納付消費税額相当分である。

したがって、国庫納付等の対象とすべき額は、現物出資に係る仕入控除額がないとして算定した場合において、納付消費税額が発生する法人にあってはその納付消費税額を実際に受領した還付消費税額に加算した額とし、また、還付消費税額が発生する法人にあってはその発生した還付消費税額を実際に受領した還付消費税額から控除した額とするのが適切である。

こうした国庫納付等の対象額の変動が及ぼす国庫納付等の額への影響について経理方式別にみると以下のとおりである。

① 税込経理法人

税込経理方式の場合、現物出資に係る仕入控除額によって相殺された納付消費税額相当分は、費用として計上しないため、当期の利益がその分増加し、還付消費税額とともに翌期の積立金として計上されることになる。仮に、前記のように実際に受領した還付消費税額ではなく、現物出資に係る仕入控除額を国庫納付の対象額としても、対象額の増加分だけ利益が減少するので、積立金の額は変動せず、中期目標期間の終了時における国庫納付額の総額は変わらないことになる。

しかし、この関係が成立するためには、当該税込経理法人において中期目標期間の終了時まで一定水準以上の利益を計上している必要がある。すなわち、中期目標期

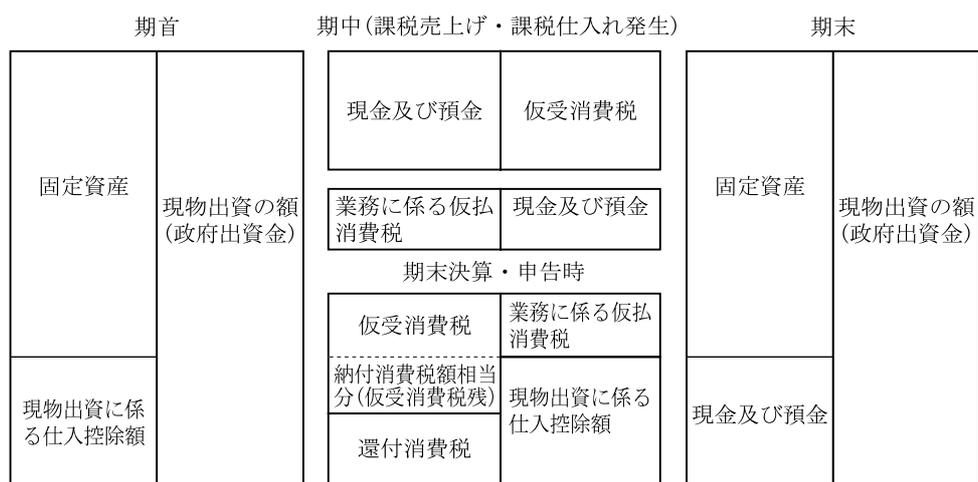
間の終了時まで一定水準以上の利益を計上できていないということは、現物出資に係る仕入控除額と納付消費税額相当分の相殺により増加したはずの利益の一部又は全部が消失していることを意味し、ひいては国庫納付額が減少することになる。

したがって、現物出資に起因する利益として国庫納付の対象とすべき額は実際に受領した還付消費税額ではなく、現物出資に係る仕入控除額であることに留意する必要があると認められる。

② 税抜経理法人

税抜経理方式にあつては、図4のとおり、設立時の現物出資の額は固定資産(出資財産)と現物出資に係る仕入控除額とから構成される。この現物出資に係る仕入控除額は初めに仮受消費税と相殺され、相殺しきれなかった部分が還付消費税となる。

図4 税抜経理法人の概念図



$$\text{納付消費税額相当分(仮受消費税残)} = \text{仮受消費税} - \text{業務に係る仮払消費税}$$

したがって、税抜経理方式の場合でも、施設整備の財源として管理すべき額は、現物出資に係る仕入控除額がないとした場合に納付消費税が発生する法人にあつては、実際に受領した還付消費税額に当該納付消費税額相当分も加算した額になると認められる。また、現物出資に係る仕入控除額がなくても還付消費税が発生する法人にあつては、当該還付消費税額は実際に支払った仮払金が戻っただけで、本来は制約を加える要はなく法人が自由に使用できる額であるから、施設整備の財源として管理すべき額は、実際に受領した還付消費税額から当該還付消費税額を控除した額になると認められる。

今回検査した 38 法人において、上記の考え方にに基づき国庫納付等の対象とすべき額を試算すると、表 2 のとおり、実際に受領した還付消費税額に加算すべき現物出資に係る仕入控除額によって相殺された納付消費税額相当分は 8 億 3198 万余円となり、また、実際に受領した還付消費税額から控除すべき還付消費税額は 1 億 4476 万余円となる。

表 2 国庫納付等の対象となる金額

(単位：千円)

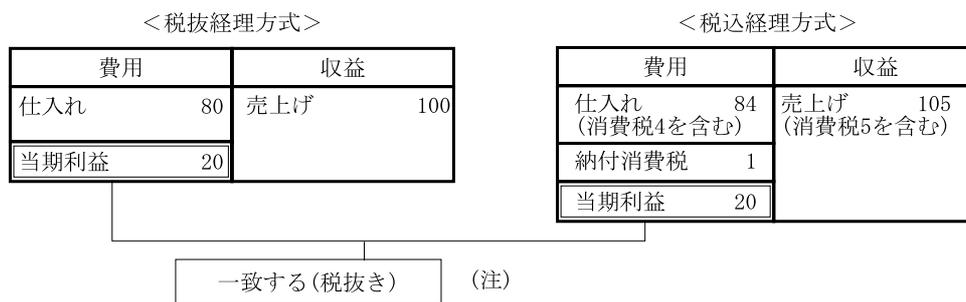
	経理方式	法人数	還付消費税額①	現物出資に係る仕入控除額を除く消費税額②	国庫納付等の対象となる額 ①+②
納付消費税の発生する法人	税込経理方式	27	15,086,159	412,481	15,498,640
	税抜経理方式	4	4,990,378	419,502	5,409,880
	小計	31	20,076,537	831,983	20,908,521
還付消費税の発生する法人	税込経理方式	6	4,163,344	△ 73,581	4,089,762
	税抜経理方式	2	887,937	△ 71,186	816,750
	小計	8	5,051,281	△ 144,768	4,906,513
合計		(注) 39	25,127,819	831,983 △ 144,768	25,815,034

(注) 法人数の合計が 39 になるのは、税込経理法人で 1 法人が 13、14 両年度に現物出資を受けていることから、還付(13 年度)と納付(14 年度)に重複しているためである。

(2) 税込経理法人における納付消費税の会計処理について

消費税の会計処理に当たり、税込経理方式と税抜経理方式とのいずれを選択するかは、前記のとおり、事業者の任意とされている。そして、税込経理方式では、収益及び費用も税込金額で計上されるため、利益(損失)も税込みで算出されるが、納付(還付)消費税を費用(収益)計上することにより、利益(損失)から消費税が除外される仕組みとなっている。その結果、民間企業においては、図 5 のとおり、会計処理の方式は違っていても当期利益は一致することになる。

図5 民間企業における消費税の経理方式別の当期利益



(注) 実際には、固定資産の取得費に含まれる消費税相当額が減価償却を通じて費用化されるので単年度の利益は異なって算出されることになるが、長期的にみれば上図の関係は成立する。

一方、独立行政法人の場合、事業の財源の多くは国からの運営費交付金であり、事業経費は自己収入からの充当額と運営費交付金で負担しており、運営費交付金については使用額相当分を収益化している。そして、費用進行基準を採用している法人にあっては、納付消費税も費用として扱われることから、運営費交付金の収益化に当たり、この納付消費税を通常費用と同様に運営費交付金の事業経費として扱った場合、図6<税込経理方式>のとおり、納付消費税分だけ運営費交付金の使用額が増加することになる。その結果、運営費交付金収入も納付消費税分が増加し、利益は税込みのまま算出されてしまう。これに対し、税抜経理方式では、図6<税抜経理方式>のとおり利益は税抜きとなっている。また、税込経理法人であっても、納付消費税を自己収入から負担するような会計処理を行っている法人にあっては利益は税抜きで表示されている。

図6 独立行政法人における消費税の経理方式別の当期利益

＜税抜経理方式＞		＜税込経理方式＞	
費用	収益	費用	収益
仕入れ 1025	売上げ 100	仕入れ 1029 (84+945)	売上げ 105 (消費税5を含む)
注(1) (80+900+45)	運営費交付金収入 945	※84には消費税4を含む	運営費交付金収入 946 (945+1)
当期利益 20		納付消費税 1 注(2)	※1は収益化した納付 消費税額相当分
		当期利益 21	

納付消費税分だけ一致しない

注(1) 「80」は自己収入で負担した仕入れ分、「900」は運営費交付金で負担した仕入れ分、「45」は運営費交付金で負担した仕入れ分 900 に係る消費税額で控除対象仕入税額とはならず、費用に計上されるものである。

注(2) 納付消費税の「1」は売上げ 100 に係る消費税額 5 から自己収入で負担した仕入れ分 80 に係る消費税額 4 を控除した額である。

そして、納付消費税を通常の事業経費として扱う会計処理は、結果として、運営費交付金債務を納付消費税分だけ余計に取り崩して当期利益を増加させることになり、納付消費税分の運営費交付金を事業の用に供さないまま利益として計上していることになる。

今回、前記検査の対象とした先行法人のうち、税込経理法人で費用進行基準を採用している 8 府省所管に係る 34 法人について、^(注2) 運営費交付金収益と納付消費税の関係について検査したところ、表3のとおり、6 府省所管に係る 18 法人の納付消費税の合計額は 14 年度 3 億 6229 万余円、15 年度 3 億 7468 万余円、計 7 億 3698 万余円となっており、このうち 14 年度 2 億 6226 万余円、15 年度 2 億 8281 万余円、計 5 億 4507 万余円については運営費交付金の収益化が行われた結果となっていた。

(注2) 税込経理方式を採用している 33 法人のうち、費用進行基準を採用しているのは 31 法人であり、これに平成 15 年度から税込経理方式に変更した 3 税抜経理法人を加えたもの

表3 18法人の運営費交付金で負担した納付消費税額

(単位：千円)

年度	該当法人数	納付消費税額	うち、自己収入負担	うち、運営費交付金負担
14	12	362,297	100,035	262,261
15	13	374,684	91,869	282,815
計	(注) 18(実数)	736,982	191,905	545,076

(注) 該当法人数の計が18になるのは、14年度あるいは15年度のどちらかの年度にしか該当しない法人があるためである。

したがって、利益が税込みとなり、経理方式や納付消費税の費用処理の方法の違いによって当期利益が一致しないという事態を避けるためには、納付消費税を費用計上する際、原則として納付消費税を運営費交付金の収益化の対象となる事業経費には含めないという会計処理を行う必要があり、これにより運営費交付金はすべて事業の用に供され有効に使用されることとなると認められる。

4 本院の所見

(1) 還付消費税の処理について

多くの先行法人において、多額の還付消費税が保有されている事態が見受けられるが、ほとんどの先行法人は2年以内に中期目標期間の終了を迎えることになっている。その際、税込経理法人が保有している還付消費税は国庫に納付されることが見込まれている。一方、税抜経理法人において還付消費税を施設整備の財源に充てるということは、還付消費税の額と施設整備費補助金とを実質的に相殺することになり、還付消費税を国庫に納付したことと同等の効果を持っていると考えられる。しかし、還付消費税のうち15年度末時点において取扱いが確定していないものについてはそうした効果の発現が期待できないため、保有期間の長期化を避けるための措置を検討することが求められる。

また、還付消費税の国庫納付額及び施設整備の財源とする額の算定に当たっては、現物出資に係る仕入控除額と相殺された納付消費税額相当分や現物出資に係る仕入控除額がなくても発生したはずの還付消費税額の取扱い等に留意する必要がある。

現行制度の下では、積立金として整理した還付消費税については、中期目標期間が終了した翌事業年度の7月10日までに納付することとされている。先行法人及び主務省においては、国庫納付を円滑に行うため、前記のような納付消費税額、還付消費税額の取扱いについて関係機関の間で早急に検討を行い、統一的な運用方針を定めることが肝要である。

(2) 納付消費税の会計処理について

納付消費税を通常の費用と同様に運営費交付金の収益化の対象となる事業経費に含めた結果、利益が税込みとなっている法人が見受けられた。そもそも、納付消費税とは課税売上げに含まれている仮受消費税から、課税仕入れに含まれている仮払消費税を控除したものであり、税込経理方式の下では便宜的に費用として扱われるにすぎず、通常の費用とは性格を異にするものである。そこで、納付消費税の会計処理に当たっては、前記のとおり、納付消費税を運営費交付金の収益化の対象となる事業経費に含めないこととすれば、当期利益は税抜きで算定されることとなる。これにより、独立行政法人間で利益計上の整合性が図られることとなるとともに、運営費交付金はすべて事業の用に供され、有効に使用されることとなる。このことは先行法人のみならず、後発法人や今後設立が予定される独立行政法人においても同様である。

本院としては、現物出資に係る還付消費税の国庫納付等の対象額が適正に算定され、国庫納付額の決定又は施設整備の財源とするなどの処理方針の策定が適切に行われるか、また、費用進行基準を採用している税込経理法人における納付消費税について望ましい会計処理となっているかなどについて、今後とも注視していくこととする。

第16 石炭会社等に対する貸付金等債権の管理・回収等の実施状況について

検査対象	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(平成15年9月30日以前は新エネルギー・産業技術総合開発機構)
科目	石炭経過勘定等
事業の概要	国内炭助成事業等の一環として貸し付けられた石炭会社等に対する貸付金等に係る債権の管理・回収等業務を行うもの
貸付累計額	2兆0247億円(昭和35事業年度～平成13事業年度)
債務保証引受累計額	374億円(昭和37事業年度～平成13事業年度)
貸付金等債権残高	1428億円(平成13事業年度末) 308億円(平成15事業年度末)
貸付金等債権償却額	887億円(平成14、15両事業年度)

1 石炭会社等に対する貸付金等債権の概要

(貸付事業等の概要)

我が国の石炭鉱業は、明治以来、近代化を支える基幹産業として重要な役割を果たしてきた。特に、戦後の復興期においては、主要な国産エネルギーとして産業の発展と国民生活の向上に大きく貢献してきた。しかし、昭和25年以降、国内経済が安定期に入るに伴い石炭の生産は過剰になり、石炭鉱業を営む会社(以下「石炭会社」という。)は大幅な合理化を迫られ、相次ぐ閉山と離職者の発生が社会問題となった。

このため、30年には石炭鉱業構造調整臨時措置法(昭和30年法律第156号。以下「構造調整臨時措置法」という。)が制定され、非効率炭鉱の整理等が実施された。その後、石油の世界的な過剰傾向等により石炭鉱業が構造的な不況に陥ったことから、政府は、石炭鉱業合理化事業団(55年9月解散)を通じて、炭鉱の近代化等に必要な設備資金の一部について長期の無利子貸付けを行うこととした。そして、同事業団は、35事業年度以降、国内炭助成事業の一環として石炭会社等を対象事業者とした各種貸付事業及び債務保証事業(以下「貸付事業等」という。)を行い、55年10月以降は、新規に設立された新エネルギー総合開発機構(63年10月以降は新エネルギー・産業技術総合開発機構。以下「旧機構」という。)が貸付事業等を

承継して行ってきた。

また、石炭鉱害に係る貸付事業については、38年に石炭鉱害賠償等臨時措置法(昭和38年法律第97号。以下「賠償等臨時措置法」という。)が制定され、これに基づき鉱害賠償基金(40年5月鉱害基金に名称変更)が石炭会社等を対象事業者とした貸付事業を開始し、43年7月以降は石炭鉱害事業団(平成8年9月解散)が、8年10月以降は旧機構が同事業を承継して行ってきた。

旧機構では、上記の経緯により、13事業年度まで、①構造調整臨時措置法に基づく石炭鉱業構造調整業務及び②賠償等臨時措置法に基づく石炭鉱害賠償等業務の両業務の一環として、石炭会社等を対象事業者とした貸付事業等を行ってきた。しかし、13年度に構造調整臨時措置法等が廃止されたことから、旧機構は、貸付事業等については13事業年度をもって新規の貸付け及び債務保証引受けを終了し、14事業年度以降は貸付金及び債務保証に係る債権(以下「貸付金等債権」という。)の管理・回収等業務のみを行うこととした。そして、15年10月に設立された独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「機構」という。)は、この貸付金等債権の管理・回収等業務を旧機構から承継し、現在、同業務を石炭経過勘定(旧機構における14年3月30日以前は石炭合理化勘定及び石炭鉱害勘定、14年3月31日以降は石炭経過業務勘定。以下同じ。)等で経理している。

(貸付事業の実績)

上記の経緯の中で、昭和35事業年度以降、貸付事業として各種の貸付制度が創設されている。これらの貸付金の貸付実績は、構造調整臨時措置法等が廃止された平成13事業年度において表1のとおりであり、全体では、貸付累計額2兆0247億円、回収累計額1兆8762億円、償却累計額62億円、13事業年度末貸付金残高1423億円(貸付金債権残高同額)に上っている。

表1 各種貸付金の貸付実績

(単位：百万円)

業務別	貸付金名	創設事業年度	貸付累計額 ①	13事業年度までの回収累計額 ②	13事業年度までの償却累計額 ③	13事業年度末貸付金残高 ①-②-③
石炭鉱業構造調整業務	近代化資金	昭和35	302,396	257,971	2,361	42,062
	整備資金	37	61,462	46,220	1,860	13,380
	再建資金	38	4,500	3,949	550	—
	開発資金	40	28,407	18,762	—	9,644
	経営改善資金	48	765,698	745,936	—	19,761
	特定災害復旧資金	52	2,214	2,214	—	—
	石炭供給安定資金	62	661,698	661,698	—	—
	新分野開拓資金	平成4	21,401	11,733	—	9,667
石炭鉱害賠償等業務	鉱害賠償資金	昭和38	145,478	100,010	1,379	44,087
	鉱害防止資金	40	21,584	18,281	74	3,227
高度化業務(注)	海外炭探鉱資金	52	9,934	9,463	—	470
計			2,024,772	1,876,241	6,226	142,303

(注) 「エネルギー需給構造高度化業務」を示す。

(債務保証事業の実績)

昭和37事業年度に創設された債務保証事業については、債務保証引受累計額は374億円(60事業年度以降の債務保証実績はない。)であり、平成13事業年度末の債務保証残高はなく、債務保証に係る債権は求償権3億円、未納保証料債権1億円、計5億円となっている。

(国からの出資)

上記の貸付事業等の原資等に充てるため、国から旧機構に対して出資が行われている。13事業年度までの国からの出資金累計額の各業務ごとの会計別内訳は表2のとおりであり、①石炭鉱業構造調整業務では、国の石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計(以下「石油等特会」という。)石炭勘定と一般会計から計1378億円、②石炭鉱害賠償等業務では、石油等特会石炭勘定と一般会計から計235億円、③エネルギー需給構造高度化業務(旧機構において新エネルギー勘定で経理されていた海外炭探鉱資金等)では、石油等特会石油及びエネルギー需給構造高度化勘定等から75億円、合計1689億円に上っている。

一方、旧機構は、13年度の構造調整臨時措置法等の廃止に伴う貸付け等の終了に際し、上記①及び②の出資金のうち国庫に納付すべき額として経済産業大臣が定めた額228億円を、14年3月、国庫に納付している。この結果、石炭会社等に対する貸付金等債権の管

理・回収等業務等に係る国の旧機構に対する出資残高は、13事業年度末において石炭経過勘定1385億円、新エネルギー勘定75億円、計1460億円となっている。

表2 国からの出資金

(単位：百万円)

業 務	会 計	石油等特会からの出資金	一般会計からの出資金	計
①石炭鉱業構造調整業務(石炭経過勘定)				
	13事業年度までの累計額	107,402	30,486	137,888
	13事業年度国庫返納額	22,884	—	22,884
	13事業年度末残高	84,517	30,486	115,004
②石炭鉱害賠償等業務(石炭経過勘定)				
	13事業年度までの累計額	22,543	1,000	23,543
	13事業年度末残高	22,543	1,000	23,543
③エネルギー需給構造高度化業務(新エネルギー勘定)				
	13事業年度までの累計額	7,550	—	7,550
	13事業年度末残高	7,550	—	7,550
合 計	13事業年度までの累計額	137,495	31,486	168,981
	13事業年度国庫返納額	22,884	—	22,884
	13事業年度末残高	114,610	31,486	146,097

2 検査の背景及び着眼点

13年度に構造調整臨時措置法等が廃止されたことから、旧機構では、石炭会社等に対する新たな貸付け等を終了し、14事業年度以降は、貸付事業等の最終的な整理段階としての貸付金等債権の管理・回収等業務のみを行ってきた。しかし、15年には、最大の貸付先であるA社の親会社であるB社が債務超過の状況となり、株式会社産業再生機構(以下「再生機構」という。)に対し支援要請を行い、同年9月に支援が決定され、これを受けて、同年10月に旧機構の業務を承継した機構が多額の貸付金債権を償却した。このように貸付金等債権の回収は必ずしも順調に進んでいるとはいえない状況にある。そして、機構は、現在保有している貸付金債権についてどのように管理・回収等業務を行っていくかが今後の課題となっている。

また、貸付事業等の原資等に充てるため、国から旧機構に対して13事業年度までに1689億円に上る出資が行われてきたが、この出資金のうち貸付け等の終了に伴い国に納付された額は228億円にとどまっている。

国からの出資は、もとより国民の納付する税金を基に行われていることから、国民に

対して広く石炭会社等に対する貸付金等債権の管理・回収等の状況を明らかにする必要がある。

そこで、旧機構が新たな貸付け等を終了し貸付金等債権の管理・回収等業務のみを行うこととしてから2年が経過した現在、国が旧機構等を通じて行ってきた国家事業としての石炭政策の最終的な整理段階である貸付金等債権の管理・回収等業務が旧機構及び機構においてどのように行われているかなどの点に着眼して検査した。

3 検査の状況

(1) 貸付金等債権の回収及び償却状況

旧機構及び機構では、前記のとおり、14事業年度以降、貸付事業等として、債権の実態の把握、返済の督促、貸付条件の変更等の貸付金等債権の管理・回収等業務のみを行っており、その回収及び償却状況は、表3のとおりである。そして、13事業年度末に石炭会社等34社に対し1423億円あった貸付金債権残高は、14、15両事業年度に232億円(13事業年度末貸付金債権残高の16.3%)を回収したが、償却額は882億円(同61.9%)に上り、15事業年度末貸付金債権残高は石炭会社等18社に対し308億円となっている。また、債務保証に係る債権である求償権及び未納保証料債権は、13事業年度末5億円であったが、14事業年度に一部を回収し、15事業年度に残額の4億円を償却している。

表3 貸付金等債権の回収及び償却状況

(単位：百万円)

区 分	13事業年度末貸付金等債権残高 (34社)	14、15両事業年度		15事業年度末貸付金等債権残高 (18社)
		回 収 額 (回 収 率)	償 却 額 (償 却 率)	
貸付金債権	142,303	23,213 (16.3%)	88,223 (61.9%)	30,867
求償権等	506	6	499	—
計	142,810	23,220	88,723	30,867

(2) 貸付金等債権の管理・回収等業務の実施状況

15事業年度に償却が行われた貸付金等債権及び15事業年度末残高が多額に上っている貸付金債権の管理・回収等業務の実施状況の例を示すと、次のとおりである。

<A、B両社>

(A、B両社に係る貸付金債権)

A社は石炭会社であり、B社はその親会社である。両社に対する平成13事業年度末の貸付金債権残高は、A社618億円、B社95億円、計714億円であり、旧機構が13事

業年度末に保有していた貸付金債権残高の総額の50.2%を占めていた。

旧機構及び機構のA、B両社に対する貸付金債権の回収及び償却状況は、表4のとおりである。

表4 A、B両社に対する貸付金債権の回収及び償却状況

(単位：百万円)

石炭会社等名	13事業年度	14事業年度			15事業年度		
	事業年度末貸付金債権残高	回収額	償却額	事業年度末貸付金債権残高	回収額	償却額	事業年度末貸付金債権残高
	①	②	③	④=①-②-③	⑤	⑥	⑦=④-⑤-⑥
A社	61,881	974	—	60,906	9,883	51,023	—
B社	9,560	1,004	—	8,555	2,215	6,340	—
計	71,441	1,979	—	69,461	12,098	57,363	—

(注) 15事業年度の回収額及び償却額は、旧機構が15年4月から9月までの間に回収又は償却した額及び機構が同年10月から16年3月までの間に回収又は償却した額の合計額である(以下、表6において同じ。)

(金融協定に基づく土地の売却状況)

旧機構では、A社の炭鉱の閉山に伴い、9年に、A社が所有する土地の売却代金を返済財源として685億円の債務を最大20年間で返済する旨等について取り決めた金融協定をA、B両社と締結し、同協定に基づき回収を行うこととした。

A社が所有する土地の売却状況は、表5のとおりである。9年度は売却実績額(7、8両年度売却分を含む。)が売却計画額を上回ったものの、10年度以降は実績額が減少し、12年度は計画額55億4800万円に対し実績額27億8200万円、13年度は計画額61億5500万円に対し実績額30億7700万円となった。

このように土地の売却が計画どおりに進まないことから、両社は、14年に金融協定の見直しを旧機構に申請した。これに対し旧機構では、15年1月に14年度以降の5年間の売却計画額を約2分の1に減額し返済期間を更に5年延長するなどとする内容に金融協定を変更している。しかし、14年度の新たな計画額42億円に対し売却実績額は21億円となっている。

表5 土地の売却状況

(単位：百万円)

年 度 \ 区 分	売 却 計 画 額	売 却 実 績 額
平成7	—	1,587
8	—	3,403
9	9,070	4,209
10	4,400	2,906
11	5,095	2,598
12	5,548	2,782
13	6,155	3,077
14	4,200	2,101

(注) 14年度の計画額及び実績額は15年1月の金融協定変更後のものである。

(貸付金債権の償却等)

一方、B社は、14年度決算において、子会社であるA社の保有する土地の評価額を土地の実勢価格の下落等を考慮して減額したことにより、B社のA社に対する貸付けに係る貸倒引当金等の新たな計上が必要となったため、B社は債務超過の状況に陥る結果となった。これらにより、B社は、再生機構に対し支援要請を行い、15年9月に再生機構において支援が決定された。

再生機構は、旧機構に対してA、B両社に対する690億円(15年9月末現在)の貸付金債権を一定価額で買い取る条件を内容とする支援決定の通知を行っている。これに対し、旧機構では、再生機構の買取額が法的整理による場合に想定される回収額を上回るなどとして買取りに応じることとし、独立行政法人に移行する直前の15年9月に、A、B両社に対する貸付金債権690億円に対し、貸倒引当金を573億円計上した。そして、機構は、16年1月に再生機構と債権売却に係る契約を締結し、両社に対する上記の貸付金債権を売却し、売却差額については上記の貸倒引当金を充当して償却している。

<C、D両社>

(C、D両社に係る貸付金債権)

C社は石炭会社であり、D社はその親会社である。両社に対する平成15事業年度末の貸付金債権残高は、C社132億円、D社9億円、計141億円であり、機構が保有している貸付金債権残高の総額の45.9%を占めている。

旧機構及び機構のC、D両社に対する貸付金債権の回収及び償却状況は、表6のとおりである。

表6 C、D両社に対する貸付金債権の回収及び償却状況

(単位：百万円)

石炭会社等名	13事業年度	14事業年度			15事業年度		
	事業年度末貸付金債権残高	回収額	償却額	事業年度末貸付金債権残高	回収額	償却額	事業年度末貸付金債権残高
	①	②	③	④=①-②-③	⑤	⑥	⑦=④-⑤-⑥
C社	14,362	196	—	14,165	949	—	13,216
D社	1,100	34	—	1,065	105	—	959
計	15,462	231	—	15,231	1,054	—	14,176

(金融協定に基づく土地等の売却等状況)

旧機構では、C社の炭鉱の閉山に伴い、14年5月に、C社が所有する土地等の売却代金等を返済財源として最大20年間で債務を返済する旨等について取り決めた金融協定をC、D両社と締結し、同協定に基づき回収を行うこととした。

C社が所有する土地等の売却等状況は、表7のとおりである。14年度は売却等計画額10億円に対し売却等実績額は17億円、15年度計画額6億円に対し実績額は3億円となっている。

しかし、上記の14年度実績額には、5年間の割賦返済で受け取ることとして14年度から18年度までの計画額に分割して計上されていた設備に係る売却代金を14年度に一括して受け取ったもの(9億円)が含まれている。そこで、この設備に係る計画額を14年度に一括して計上して計画額と実績額を比較すると、14年度計画額18億円に対し実績額は17億円、また、15年度計画額5億円に対し実績額は3億円で、両年度とも計画額を下回ることとなる。

表7 土地等の売却等状況

(単位：百万円)

年度	区分	売却等計画額	売却等実績額	割賦返済分調整後の売却等計画額
平成14		1,056	1,708	1,825
15		697	308	504

(3) 機構の財務状況

(国からの出資金の返納状況)

旧機構では、前記のとおり、「石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」(昭和55年法律第71号)に基づき、経済産業大臣が国庫に納付すべきとして定めた額228億

円を、14年3月、石炭経過勘定から国庫に納付している。この納付額は、国から旧機構に出資された額のうち業務に必要な資金に充てるべき額を勘案して定められたものである。

また、旧機構の新エネルギー勘定に出資されていた国からの出資金75億円は、旧機構が独立行政法人に移行した15年10月に、旧機構がその全額を国庫に納付している。

(旧機構及び機構の財務状況)

旧機構は石炭会社等に対する貸付金等債権の管理・回収等業務に係る経理を、主として石炭経過勘定において行っていた。この石炭経過勘定の15事業年度(15年4月1日から9月30日まで)の貸借対照表は、表8のとおりである。

表8 旧機構の15事業年度貸借対照表(石炭経過勘定)

(15年9月30日現在 単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
I 流動資産	41,853	I 流動負債	2,579
II 固定資産	44,164	II 固定負債	20,134
貸付金	100,798	(負債合計)	22,714
貸倒引当金	△ 58,739	資本の部	
その他	2,105	I 資本金	
		政府出資金	138,547
		II 剰余金(△欠損金)	△ 75,243
		資本剰余金	4
		利益剰余金(△欠損金)	△ 75,247
		(資本合計)	63,304
資産合計	86,018	負債・資本合計	86,018

(注) 「固定資産」の「その他」は、「貸付金」及び「貸倒引当金」以外の科目を一つにまとめたものである。

旧機構の業務を承継した機構は、貸付金債権の管理・回収等業務に係る経理を、主として石炭経過勘定において行っている。この石炭経過勘定の15事業年度(15年10月1日から16年3月31日まで)の貸借対照表は、表9のとおりとなっている。

表9 機構の15事業年度貸借対照表(石炭経過勘定)

(16年3月31日現在 単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
I 流動資産	37,181	I 流動負債	13,212
貸付金	8,254	II 固定負債	16,152
その他	28,926	(負債合計)	29,364
II 固定資産	55,972	資本の部	
1 有形固定資産	2,033	I 資本金	
2 無形固定資産	0	政府出資金	64,117
3 投資その他の資産	53,938	II 資本剰余金	△ 34
破産更生債権等	22,473	III 繰越欠損金	
△貸倒引当金	△ 1,376	当期末処理損失	293
その他	32,841	(資本合計)	63,788
資産合計	93,153	負債・資本合計	93,153

(注) 「流動資産」の「その他」は「貸付金」以外の科目を、また「投資その他の資産」の「その他」は「破産更生債権等」及び「△貸倒引当金」以外の科目を一つにまとめたものである。

政府出資金についてみると、前記のとおり旧機構が14年3月に228億円の政府出資金を国庫に納付したことにより、旧機構の13事業年度末における政府出資金は1385億円となっていたが、独立行政法人に移行する際、旧機構の15事業年度における欠損金752億円の処理等を行い資本金を641億円に減少させたことにより、この資本金を引き継いだ機構の15事業年度末における政府出資金は641億円となっている。

一方、機構が保有する貸付金債権は、15事業年度末において貸付金及び破産更生債権等(注)の合計額307億円である。機構では、破産更生債権等については、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」(いずれも平成12年2月独立行政法人会計基準研究会策定、15年3月改訂)に基づき、担保物件からの回収見込額及び保証人の保証履行見込額を除く債権全額を回収不能見込額として、同額を貸倒引当金に計上することとしている。そして、旧機構の15事業年度末における貸倒引当金は587億円であったが、前記のとおり、A、B両社に対する貸付金債権を再生機構に売却した際の売却差額に充当するために一部を取り崩したため、機構の15事業年度末における貸倒引当金は13億円となっている。

(注) 破産更生債権等 経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権

4 本院の所見

旧機構が保有していた石炭会社等に対する貸付金等債権については、13事業年度末に

1428億円であったものが、その後の石炭会社等の経営破綻等により、その6割を超える額が償却されている。また、一部の貸付金債権については、土地の売却収入等による長期分割返済で回収することとされているが、当該土地の売却が順調に進んでいるとはいえない状況となっている。

一方、出資金の国庫への返納は、13事業年度までの出資累計額の2割を下回る状況となっている。その中で、今後貸付金債権の回収が順調に推移すれば、経済産業大臣の定めるところによりその回収金を原資とする国庫納付が行われることとなる。

石炭政策は、多額の国費を投じて長年にわたり旧機構等を通じて実施されてきた国家事業であり、機構が現在行っている貸付金債権の管理・回収等業務は、その石炭政策の最終的な整理段階の一つに位置付けられるものである。

本院としては、機構の貸付金債権の管理・回収等業務の実施状況等について、引き続き注視していくこととする。

第17 H-II Aロケットの開発等について

検査対象	独立行政法人宇宙航空研究開発機構(平成15年9月30日以前は文部科学省宇宙科学研究所、独立行政法人航空宇宙技術研究所及び宇宙開発事業団)
H-II Aロケットの概要	静止トランスファ軌道に4 tから6 t級までの大型人工衛星を打ち上げる能力を持つ全長約53mの2段式ロケット
H-II Aロケットの開発費用等	1823億円

1 宇宙開発体制の概要

我が国は、内閣府に設置されている総合科学技術会議が意見として取りまとめた「今後の宇宙開発利用に関する取組みの基本について」(平成14年6月)に示されている目標を目指し(注1)て宇宙開発利用の施策を実施している。また、文部科学省に設置されている宇宙開発委員会は、独立行政法人宇宙航空研究開発機構(以下「機構」という。)が行うロケットの打上げなどについて必要な調査審議を行い、機構の業務についての助言を行っている。

(注1) 宇宙開発委員会 平成13年1月5日以前は総理府に設置されていて、宇宙開発に関する重要な政策等について企画、審議及び決定を行い、その決定に基づき内閣総理大臣に意見を述べるのが所掌事務とされていた。

2 検査の背景

(機構の目的)

機構は、我が国の宇宙開発における中核機関であって、15年10月に、文部科学省宇宙科学研究所(以下「旧宇宙研」という。)、独立行政法人航空宇宙技術研究所及び宇宙開発事業団(以下「旧事業団」という。)の宇宙関係3機関の権利及び義務を承継して設立された。

機構の目的は、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法(平成14年法律第161号)第4条において、宇宙に関する基盤的研究開発並びに人工衛星等の開発、打上げ、追跡及び運用並びにこれらに関連する業務を、平和の目的に限り、総合的かつ計画的に行うとともに、宇宙の開発及び利用の促進を図ることなどとされている。

(機構の中期目標)

機構が達成すべき業務運営に関する目標は、文部科学大臣等が15年10月に定めた「独立

行政法人宇宙航空研究開発機構が達成すべき業務運営に関する目標」(以下「中期目標」という。)に示されている。中期目標においては、その期間を機構が設立された15年10月1日から20年3月31日までの4年6箇月間とし、「我が国が必要なときに独自に必要な物資や機器を宇宙空間の所定の位置に展開できるよう、自律的宇宙開発利用活動のための技術基盤を維持・強化する」こと、また、この一環として、「H-II A標準型について、我が国の基幹ロケットとして確実に運用するとともに、H-II A標準型の信頼性を向上する技術開発を実施し、平成17年度までに技術を民間に移管する」ことなどとされている。

(H-II Aロケット6号機の打上げ失敗等)

機構の開発したH-II Aロケットは、これまで5回の打上げに成功している。しかし、15年11月に打ち上げられた6号機は、第1段ロケットに装着した2本の固体ロケットブースタ(以下「SRB-A」という。)のうち1本の分離ができなかったため、飛行経路が予定の経路から外れて、打上げは失敗した。このため、搭載していた情報収集衛星を所定の軌道に投入できない結果となった。

また機構の開発した人工衛星等についても、環境観測技術衛星(ADEOS-II)「みどりII」において15年10月に電源系統に異常が発生して運用を断念したり、第18号科学衛星(PLANET-B)「のぞみ」において燃料供給系等の不具合により15年12月に運用を断念したりする事態が連続して発生した。

(本院の検査の経緯)

我が国の宇宙開発が「開発」から「利用・実用」の時代へ入り始めている現在、機構の開発技術の信頼性の向上は従来にも増して重要な課題となっており、機構においては、開発したロケットや人工衛星について、投入された多額の財政資金に見合う成果を発現させることが求められている。

しかし、前記のように、H-II Aロケット6号機の打上げ失敗の事故等が連続して発生したことは、機構の開発技術の信頼性を揺るがせる事態であり、自律的宇宙開発利用活動のための技術基盤維持・強化等を目標とする宇宙開発事業の今後の展開に大きく影響すると危惧される場所である。

また、国会の委員会審議においても、H-II Aロケット6号機の打上げ失敗を巡って、原因究明の状況、SRB-Aの開発経緯及び再発防止策等の質疑が行われるとともに、我が国の宇宙開発の在り方などについて質疑が行われた。さらに、参議院が平成14年度決算の審査

において、政府に対し宇宙開発事業における一連の事故等の再発防止の徹底を求める警告決議をするなど、宇宙開発事業の今後の展開に対する国民の関心は高いものとなっている。

以上のことから、本院は、H-II Aロケットの開発等について、重点的に検査することとした。

(本院の過去の検査状況)

本院はこれまで、ロケットや人工衛星の製造契約における仕様及び予定価格は適切か、追跡管制施設等の施設整備は適切か、研究開発の成果は十分に発現しているかなどに着眼して検査を行ってきた。

その結果、本院は、9年度から11年度にかけて旧事業団や旧宇宙研が開発したH-IIロケットやM-Vロケットの打上げ失敗が続いたことを踏まえ、特定検査対象に関する検査状況として平成11年度決算検査報告に「H-IIロケット及びM-Vロケットの開発について」を掲記した。この中で、旧事業団においては、H-II Aロケット開発への一層の重点化を図るなどして、その信頼性を向上させ、国から投入される資金が有効に活用されるよう開発体制について所要の見直しを図ることが望まれるとの所見を示している。

3 検査の対象及び着眼点

宇宙開発の中核機関である機構を対象として、我が国の宇宙開発の中でも多額の財政資金を投じた事業であるH-II Aロケットの開発を中心に、機構における開発は適切に行われていたか、打上げ失敗に対する対応は適切に行われているかなどに着眼して検査した。

4 検査の状況

(1) 旧事業団におけるロケット開発の概要

旧事業団は、昭和50年9月に打ち上げたN-Iロケット1号機以降平成13年8月のH-II Aロケット試験機1号機の打上げに至るまでの26年間に、主なロケットとして、H-IIロケットなど計31機のロケットを開発して打ち上げている。

このうちH-IIロケットは我が国の自主技術により開発されたロケットであって、連続5回の打上げに成功した。しかし、6回目(10年2月)及び7回目(11年11月)と2回連続して打上げに失敗したため、旧事業団はその後の開発を中止し、H-II Aロケット開発への重点化を図ることとした。

(2) H-II A ロケットの開発状況

(H-II A ロケットの概要)

H-II A ロケットは、21 世紀における人工衛星の打上げ・宇宙ステーションへの補給等の多様な輸送需要に高い信頼性を確保しつつ低コストで対応するという要請に応えるため、8 年度から H-II ロケットの開発技術成果を基に開発が開始されたロケットである。

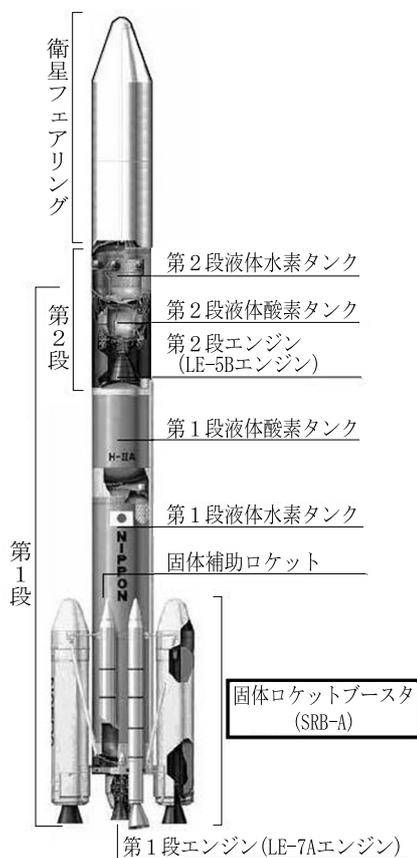
H-II A ロケットは、^(注2) 静止トランスファ軌道に 4 t から 6 t 級までの大型人工衛星の打上げが可能な諸外国の大型ロケットとほぼ同等の打上げ能力を持った全長約 53m の 2 段式のロケットである。そして、第 1 段エンジン及び第 2 段エンジンには、いずれも液体酸素と液体水素が推進薬の LE-7 A エンジン及び LE-5 B エンジンを使用するとともに、第 1 段エンジンの打上げ能力を補うための SRB-A と小型の固体補助ロケットの組合せによる形態を標準型としている(参考図 1 参照)。

(注2) 静止トランスファ軌道 静止衛星を高度約 36,000km の静止軌道に投入する前に、軌道調整のため一時的に投入する楕円軌道のこと

(参考図 1) H-II A ロケット標準型の概要

H-II A ロケット標準型の概要図 (H2A2024)

(全長約 53m)



(打上げ状況)

旧事業団は、H-II A ロケットの試験機 1 号機を 11 年度冬期に打ち上げることを目標としていたが、11 年 11 月に起きた H-II ロケットの 2 回目の打上げ失敗や LE-7 A エンジンの不具合発生等から打上げ時期を延期した。このため、試験機 1 号機は 13 年 8 月に打ち上げられることになった。

そして、その後、5 号機まで連続して打上げに成功したが、前記のとおり、6 号機の打上げは SRB-A の分離ができなかったため失敗している(表 1 参照)。

表1 H-II Aロケットの打上げ状況

号機	打上げ年月	搭載人工衛星等
試験機1号機	平成13年8月	性能確認用ペイロード
試験機2号機	14年2月	民生部品・コンポーネント実証衛星(MDS-1)「つばさ」 高速再突入実験機(DASH)
3号機	14年9月	データ中継技術衛星(DRTS)「こだま」 次世代型無人宇宙実験システム(USERS)
4号機	14年12月	環境観測技術衛星(ADEOS-II)「みどりII」 ピギーバックペイロード(μ -Lab Sat/WEOS/Fed Sat)
5号機	15年3月	情報収集衛星
6号機	15年11月	(打上げ失敗)情報収集衛星

(開発費用等の予定と実績)

H-II Aロケットの開発費用及び試験機1号機から6号機までの打上げ費用は、次のとおり計1823億円となっている(表2参照)。

表2 H-II Aロケットの開発費用及び打上げ費用

区 分		金 額
開 発 費 用		1189億円
注(1) 打上げ費用	号 機	金 額
	試験機1号機	113億円
	試験機2号機	112億円
	3号機	105億円
	4号機	93億円
	5号機	99億円
	6号機	108億円
計		1823億円

注(1) 打上げ費用には搭載する人工衛星の重量等により費用増となる部分を含む。

注(2) 各項目において端数整理のため、合計が一致しない。

旧事業団は、H-II Aロケットの開発費用を7年度末の計画設定時に960億円と見積っていたが、H-II Aロケットの開発が完了したとしている13年度末時点における実績は1189億円となっていて、計画設定時に対して約2割増加している。

また、機構は、H-II Aロケットの1機当たりの打上げ費用については、国際的な競争力を持たせるため、最も単純な機体構成でH-IIロケットの約半額である85億円以下を目標としている。しかし、これまでの実績は、最も低額であった4号機においても93億円となっている。

打上げ費用が目標を達成していないことについて、機構は、開発完了後も継続してロケットの信頼性向上のための各種試験を実施していることなどによるためであり、今後機能確認試験が終了し、定常的な運用に供される段階においては、目標を達成する見込みであるとしている。

(開発過程の管理と評価体制)

旧事業団では、ロケットや人工衛星の開発に当たり、開発過程の各段階において、仕様書等に規定しようとしている開発方針、開発目標等が妥当なものであることなどを確認するための審査を実施することとしていた。

H-II Aロケットの開発に当たっては、旧事業団において、7年度に概念設計、8年度に予備設計を行ってロケット全体の仕様を決定し、この仕様に基づいて各製造企業が各機器の基本設計や詳細設計を行い、これらの審査を実施した。そして、旧事業団は、13年2月に開発完了審査を実施し、13年8月の試験機1号機の打上げに成功した。その後、旧事業団は、試験機2号機の打上げに成功した後、14年3月に打上げ後審査を実施し、これによってH-II Aロケット標準型の開発を完了したとしている。

また、旧事業団は、H-II Aロケットの開発をより確実なものにするため、開発プロジェクトから独立した「H-II Aプロジェクト評価チーム」を10年6月に設置し、同評価チームは上記の各種審査等への立会い、関係文書の精査等を通じて評価を実施している。

一方、宇宙開発委員会はH-II Aロケットの開発状況の調査審議を随時行っており、12年12月に「H-II Aロケットの打上げ前段階における技術評価について(報告)」を取りまとめた。また、試験機2号機打上げ後の14年5月に「H-II Aロケット標準型試験機プロジェクトの評価報告書」を取りまとめ、H-II Aロケット標準型試験機プロジェクトが所期の目的を十分に達成したと評価している。

なお、機構は、前記H-II Aロケット標準型の開発完了後も開発過程や試験機1号機等の打上げ結果から生じた各種の技術的課題のうち、LE-7Aエンジンの開発過程で生じた各部の振動に対する信頼性向上対策等を現在も解決していない課題としている。

(SRB-Aの開発経緯)

旧事業団はH-II Aロケットの開発において、その基礎となったH-IIロケットと比較して同等以上の信頼性を確保しつつ製造費用の低減を図るため、機体構造の簡素化やLE-7Aエンジン及びSRB-Aなどの開発を行った。

このうち、6号機打上げ失敗の原因となったSRB-Aの開発経緯は次のとおりとなっていた。

ア 開発方針

旧事業団は、SRB-Aの開発に当たり、H-IIロケットの固体ロケットブースタの技術を基に、信頼性を確保しつつ、製造費用の半減を図るため、固体推進薬の格納容器であるモータケースを高価な高張力鋼製から、より安価で実績を有する米国から技術導入した一体型構造の炭素繊維強化プラスチック(以下「CFRP」という。)製に変更することにより、燃焼ガスの圧力を従来に比べて約2倍に高めるなどの開発を行った。

イ 開発時の不具合とその対策

旧事業団は、SRB-Aの開発過程で実施した5回の実機大地上燃焼試験において、燃焼ガスによってノズルのCFRP製断熱材に周囲に比べて広い範囲で浸食が顕著に増大する現象(過大浸食)、周囲に比べて比較的狭い範囲で浸食が顕著に増大する現象(局所浸食)等の不具合を確認した。旧事業団は、これらの不具合についての原因究明を行うとともに、CFRP製断熱材の板厚を増加したり、安全余裕を確保するためノズル外周にCFRP製アウトパネル(補強板)を装着したりするなどの対策を講じた。そして、局所浸食の原因を究明するために小型の固体ロケットの地上燃焼試験を追加実施したが、局所浸食のメカニズムについて十分な解明までには至らなかった。

ウ 開発完了時の評価

宇宙開発委員会は、前記の「H-II Aロケットの打上げ前段階における技術評価について(報告)」において、SRB-Aのノズルに係る浸食の深さの実測値から得られる確率密度分布を基にして、浸食が外壁に達する確率を評価して対策をとることなどを旧事業団に助言した。

この助言を踏まえて、旧事業団は、SRB-Aの開発過程で得られた浸食の深さの実測値を基に浸食が外壁に達する確率を計算し、アルミニウム製ノズルホルダ外壁に浸食が達する確率は0.3%未満(H-II Aロケット1機当たり)、CFRP製アウトパネル外側に達する確率は0.02%未満(同)であることを確認した。

そして、旧事業団は、前記のとおり13年2月に開発完了審査を行い、SRB-Aのノズルについての対策が妥当であると判断するとともに、宇宙開発委員会に対しても上記の計算結果を報告(13年6月)している。

(3) 打上げ失敗に対する対応

(原因究明の状況)

H-II A ロケット 6 号機の打上げ失敗の原因究明に当たっては、宇宙開発委員会が、機構が行った打上げ時のテレメトリデータ(ロケットの動作や加速度、振動等のデータ)の解析、製造時の記録確認、実証試験及びシミュレーション解析等を基に調査審議を行い、16年6月に報告書「H-II A ロケット 6 号機打上げ失敗の原因究明及び今後の対策について」を公表した。この報告書において、打上げ失敗の原因等が次のように記述されている。

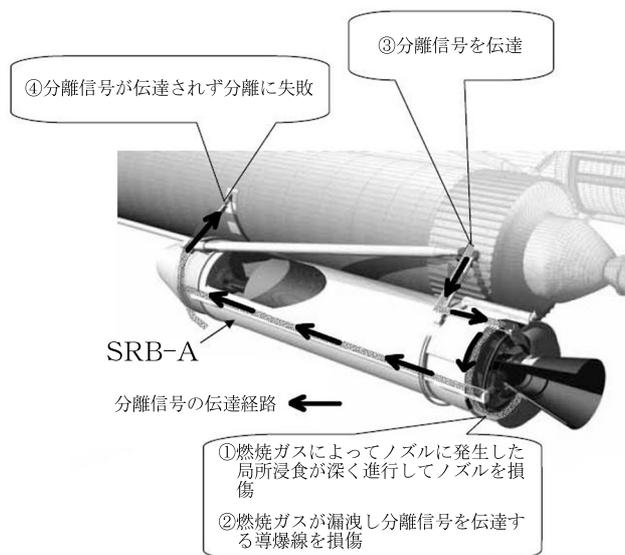
(ア) 燃焼ガスによって SRB-A のノズルに発生した局所浸食が深く進行してノズルを損傷した。そのため、燃焼ガスがノズル外に漏えいして SRB-A とロケット本体を分離するための分離機構を損傷した可能性が高い(参考図 2 参照)。

(イ) ノズルに発生する局所浸食は、微細なメカニズムに起因する確率的な現象であることから、その位置と深さは確定的に求められるものではない。

(ウ) SRB-A のノズルは、H-II ロケットの固体ロケットブースタと比較すると、燃焼ガスが約 2 倍に高圧化されたことによって局所浸食が深く進行してノズルの損傷に至る可能性が潜在しており、5 号機まではノズルの損傷に至っていなかったが、6 号機の右側の SRB-A において初めて顕在化した。

そして、宇宙開発委員会は、この原因究明と今後の対策の検討結果から判断して、結果的にノズルの設計上、旧事業団において局所浸食についての十分な配慮が足りなかったとしている。

(参考図 2) 事故発生過程の概要

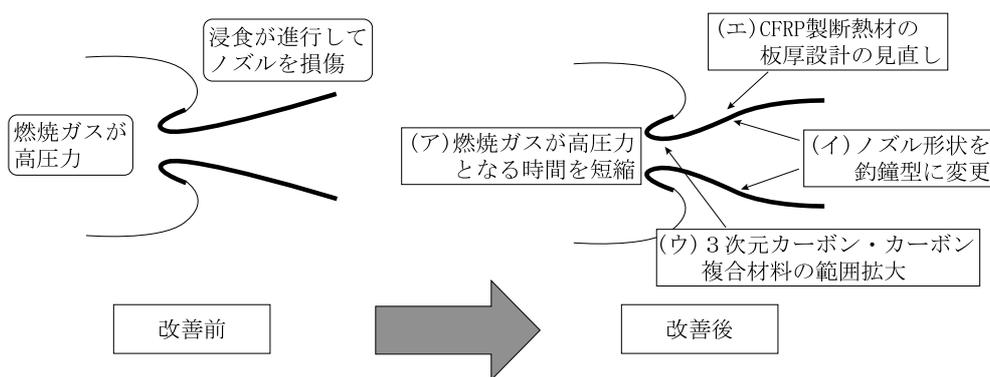


(SRB-A の改善策の検討)

機構は、原因究明の状況を踏まえた再発防止対策として、SRB-A について次のような改善を検討している(参考図 3 参照)。

- (ア) SRB-A の推進薬の設計を変更して燃焼ガスが高圧力となる時間を短縮するなどし、ノズルに浸食が発生しにくくする。
- (イ) ノズル形状を、従来の円錐型から、浸食が発生しにくい釣鐘型に変更する。
- (ウ) ノズルの設計を見直し、CFRP よりも浸食されにくい三次元カーボン・カーボン複合材料を用いる範囲を拡大する。
- (エ) 各種地上燃焼試験によってデータをさらに蓄積し、解析による評価を踏まえ、必要な板厚余裕も含む新たな板厚設計基準を設定し、CFRP 製断熱材の板厚を設定する。

(参考図 3) SRB-A の改善内容の概要



(総点検の実施)

また、機構は、「H-II A ロケット 6 号機の打上げ失敗に関しては、5 号機までの成功にもかかわらず失敗に至ったことや開発過程で内在していた問題への対処が結果として及ばなかった可能性があることなどから、今後より確実に H-II A ロケットの打上げを行っていくためには、直接原因に対する対策を確実に実施してだけでなく、ロケットの信頼性向上に向けた取組みをさらに強化していく必要がある」として、H-II A ロケットの再点検を実施し、確実かつ早期の打上げ再開を目指すとしている。

さらに、機構は、H-II A ロケット 6 号機のほかにも、「みどり II」及び「のぞみ」と一連の事故等が発生したことを受けて、「事故の直接の対策のみならず、現在開発中の人工衛星並びにロケットについて、品質・信頼性の向上の観点から、設計の基本にまで遡った全体の総点検が必要」であるとして、16 年 2 月に副理事長を長とした総点検委員会を設置し、人工衛星及びロケットの確実な開発、打上げ、運用に向けて、製造企業を含めた総点検を実施している。

(再発防止に向けた体制の整備)

宇宙開発委員会は、製造企業を含めた機構の業務の進め方について、これまでに同委員会が行ってきた提言等を適切にフォローアップし、潜在的な問題が残っていないかを再検証するため、特別会合を設置して調査審議を行った。そして、16 年 6 月に「宇宙開発委員会特別会合報告書」を公表し、次のような方策を提言している。

(ア) 機構と製造企業の間で役割・責任を応分かつ明確に分担するよう見直し、機構は我が国における宇宙開発の中核機関として担うべき役割・業務に能力、資源を集中し、製造企業も能力に見合った役割や責任を負う体制に移行することが必要である。そのた

め、今後のロケット及び人工衛星の開発・製造の体制については、開発の初期段階で具体的な仕様を決定する段階である基本設計までは機構が責任を負い、基本設計に続く、製造に直結する開発段階である詳細設計と製造段階においては、製造企業が責任を負う体制の導入を進めること

- (イ) 機構において、第三者的な冷静な目で信頼性を確保する組織をプロジェクト担当組織から独立して設置し、徹底的な信頼性確認が行われていることをチェックする機能を構築すべきである。構成員は外部から招くなど、広く外部専門家の能力を活用することが必要である。この組織は、開発における技術的課題への対応が十分かどうかをチェックするだけでなく、開発過程全般における信頼性向上のための取組みの状況についてもチェックすること

さらに、宇宙開発委員会は、前記の報告書において、機構、製造企業等は信頼性向上に向けた真摯な取組みを継続して実施するとともに、社会への説明責任を果たしながら宇宙開発に対する国民の理解を得ていく姿勢が強く求められると助言している。

機構は、上記報告書の内容を踏まえて、今後、機構及び製造企業との間の責任分担体制の改革等を行うとともに、その進ちょく状況を宇宙開発委員会に対して報告することとしている。

(4) 打上げ失敗による影響等

(開発費用等)

H-II A ロケット 6 号機の打上げに関連した機構の費用は、ロケットの打上げ費用 108 億円、これに搭載された情報収集衛星に係る開発費用 316 億円、計 424 億円に上っているほか、打上げ失敗の原因究明等の費用は 29 億円(16 年 6 月末までの契約額)となっている。

(関連プロジェクト)

H-II A ロケット 6 号機の打上げ失敗に伴い、搭載していた人工衛星が失われたり、その後予定していた人工衛星の打上げができなかったりしている状況となっている。

ア 情報収集衛星

情報収集衛星は、10 年 12 月の閣議決定に基づき、我が国の外交・防衛等の安全保障及び大規模災害等への対応等の危機管理のために必要な情報の収集を主な目的として開発された人工衛星であり、H-II A ロケット 5 号機及び 6 号機で打ち上げられることとなっていた。

そして、5号機に搭載されていた情報収集衛星は15年3月に打ち上げられたが、今回の打上げ失敗により、6号機に搭載されていた情報収集衛星は失われた。

イ 運輸多目的衛星新1号機(MTSAT-1R)

運輸多目的衛星は、気象観測業務と航空管制業務とを同時に行うことのできる人工衛星である。この人工衛星は、11年11月のH-IIロケット8号機の打上げ失敗により失われたため、新たに運輸多目的衛星新1号機がH-II Aロケットで打ち上げられる予定となっていた。しかし、6号機の打上げ失敗によりH-II Aロケットの打上げが停止されていることから、現在、同人工衛星は機構の種子島宇宙センターに保管されている。

(中期目標達成に対する影響)

機構は、H-II Aロケットの開発に当たり、前記のように1号機から5号機までの打上げを連続して成功させている。しかし、6号機の打上げ失敗は、機構がH-II Aロケットの製造・打上げ技術の信頼性を十分確立しておらず、「H-II A標準型について、我が国の基幹ロケットとして確実に運用する」という中期目標を現時点では達成していないということを示している。

また、機構は、中期目標の一つであるH-II Aロケット標準型の技術の民間移管を行うため、15年2月に移管先である三菱重工業株式会社との間で「H-II A標準型を用いた打上げサービス事業の実施に係る基本協定」を締結し、16年度末までに計画されているH-II Aロケット標準型の打上げを行い、信頼性向上対策等に関する飛行実証を通して設計を確定した上で技術を移転することとしていた。

しかし、6号機の打上げが失敗し、事故原因の究明と再発防止対策に時間を要していることから、今後の打上げ再開の時期によっては、民間移管の完了が18年度以降にずれ込むことになる。

(5) H-II Aロケット開発以外の事業の状況

近年における機構のH-II Aロケット開発以外の主な事業についてみると、次のように所期の目的が達成できていないプロジェクトが見受けられる。

ア 「みどりⅡ」(旧事業団)

「みどりⅡ」は、地球温暖化等の環境変動のメカニズムの把握、気象、漁業等の実利用面への貢献、地球の水蒸気量や海氷の分布、海面温度等に関する観測技術の開発・高度化を目的とした人工衛星であり、旧事業団によって14年12月にH-II Aロケット4

号機で打ち上げられた。

しかし、「みどりⅡ」は、その寿命を3年として設計していたにもかかわらず、打上げからわずか10箇月後の15年10月に電源系統に異常が発生し交信が途絶した。このため、機構は同衛星の運用を断念した。

宇宙開発委員会は、その報告書において、電源系統の不具合は太陽電池で発生した電力を人工衛星に供給する電線の損傷によって起きた可能性が高く、この損傷箇所は8年8月に打ち上げられた地球観測プラットフォーム技術衛星「みどり」の電線を「みどりⅡ」の設計に当たって変更した箇所であり、その際適切な注意が払われなかったとしている。

「みどりⅡ」の開発費用、観測情報処理等の地上設備整備費用は、それぞれ453億円、71億円、計524億円に上っている。

イ 「のぞみ」(旧宇宙研)

「のぞみ」は、火星の周回軌道上で上層大気と太陽風の観測を主な目的とした火星探査機であり、旧宇宙研によって10年7月にM-Vロケット3号機で打ち上げられた。

しかし、「のぞみ」は、燃料供給系及び通信・熱制御系の不具合によって火星探査が不可能になったため、15年12月に機構は同探査機の運用を断念した。

宇宙開発委員会は、その報告書において、燃料供給系の不具合は部品の作動異常により発生し、この部品は開発過程で設計変更したものであって、当該設計変更のリスクについての検討が不十分であったなどとしている。

「のぞみ」の開発費用、「のぞみ」を打ち上げたM-Vロケット3号機の製作費用は、それぞれ113億円、71億円、計185億円に上っている。

5 本院の所見

我が国における宇宙開発は、単に科学技術の一領域における研究開発にとどまらず、宇宙空間の利用拡大に伴う新たな付加価値と新産業の創出、研究開発成果の民間移転等を通じて国民生活に密接に関わるとともに、安全保障上も重要な事業である。特にロケットの開発は宇宙開発における基本的な部分であり、我が国の自律的な宇宙開発利用活動のための重要な事業である。

我が国の宇宙開発が既に「開発」から「利用・実用」の時代に入り始めている現在、機構の開発技術の信頼性の向上は従来にも増して重要な課題となっている。そして、宇宙開発には多額の財政資金が必要とされ、我が国における宇宙開発の中核機関である機構の事業費は、ほ

ばすべてが国からの運営費交付金等の財政資金で賄われている。したがって、機構は投入された財政資金を有効かつ効率的に活用して成果を発現させることが求められている。

そして、中期目標等においてH-II Aロケット標準型の民間移管が定められているが、その際には、機構において、宇宙開発の信頼性を一層向上させるため、製造企業との間の責任分担体制の見直しを図るとともに、国として自律性確保に必要な技術を高水準に維持し、信頼性確保に必要な技術等の研究開発能力の維持・向上に努める必要がある。

また、宇宙開発には技術的困難さなどによるリスクが伴うことから、機構は事業の実施に係るリスクを適切に管理し、機構の実施する事業の成果だけではなく、事業実施に伴うリスクについても国民に対して積極的に説明し、事業についての理解と信頼を得る必要がある。

このような中で、機構が実施した事業において、前記のようにH-II Aロケット6号機の打上げ失敗の事故等が連続して発生していることは、ロケットや人工衛星の開発に要した多額の財政資金に見合う成果が発現されていないだけでなく、我が国の宇宙開発に対する国民の理解と信頼を得ることが困難になりかねない状況である。

したがって、機構においては次のような対策を進めるなどして、ロケット及び人工衛星の開発を確実に実施し、国から投入される財政資金を有効かつ効率的に活用されるよう業務について所要の見直しを図ることが望まれる。

- (ア) 一連の事故等の原因がSRB-Aのノズルなどの開発過程における不具合発生箇所等にあったことを踏まえて、これらに対するリスク評価体制を見直し、開発技術の信頼性確保に向けた体制の強化を図ること
- (イ) H-II Aロケットの開発過程や試験機1号機等の打上げの結果から生じた各種の技術的課題のうち、現在までに解決していないLE-7Aエンジンの振動に対する信頼性向上対策等の課題について、確実かつ早期の解決に努めること
- (ウ) H-II Aロケットの信頼性向上を図り、1機当たりの打上げ費用を低減させ、国際競争力の確保に努めること
- (エ) ロケット、人工衛星等の宇宙開発に係る各種リスクを適切に管理し、その内容を国民に対して積極的に説明することにより、理解と信頼を得るよう努めること

第18 財団法人民間都市開発推進機構における土地取得・譲渡業務の実施状況について

検査対象	財団法人民間都市開発推進機構
業務の根拠	民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和62年法律第62号)
土地取得・譲渡業務の概要	民間都市開発事業の用に供される見込みが高い土地の取得及び管理をし、並びに取得した土地を民間事業者に譲渡するもの
業務の実績	土地の取得 222件 1兆0196億円 (平成6年度～15年度) 土地の譲渡 123件 4154億円 (平成9年度～15年度)

1 制度の概要

(1) 財団法人民間都市開発推進機構の概要

財団法人民間都市開発推進機構(以下「機構」という。)は、民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和62年法律第62号。以下「民都法」という。)第3条第1項の規定に基づく指定を受けた民間都市開発推進機構として、民都法等に基づき、民間事業者が行う公共施設の整備を伴う都市開発事業(以下「民間都市開発事業」という。)を推進するため、参加業務、融通業務、貸付業務、土地取得・譲渡業務等の業務を実施している。これらの業務は、いずれも、民間都市開発事業の計画・実施に対して資金面、情報面、実施手法面等で多様な援助を行うことにより、良好な市街地の形成と都市機能の維持及び増進を図り、もって地域社会の健全な発展に寄与することを目的とするものである。

(2) 土地取得・譲渡業務の概要

(業務創設の背景)

民間事業者が行う都市開発事業は、バブル経済の崩壊後、長期にわたる地価の下落と景気の低迷により不動産取引が停滞していたことから消極化していた。そして、経済政策面からの対応が求められる中で、平成6年2月に政府が決定した総額15兆2500億円に上る総合経済対策において、土地の有効利用を促進するための重点施策の一つとして、機構が民間都市開発事業の適地で事業化の見込みが高いものを先行取得して事業化を推進する制度の創設が盛り込まれた。この背景には、バブル経済の崩壊の影響が大きく残る不動産市

場を活性化することが景気の本格的な回復を図る上での課題とされ、経済対策の面からも土地の流動化対策が期待される状況があった。これを受けて機構に対する国の財政援助等の予算措置及び民都法等の改正が行われ、6年3月に土地取得・譲渡業務が創設された。土地の取得については、当初は11年3月31日までの時限措置であったが、その後の2度の民都法改正により土地取得期限を17年3月31日まで延長する措置が執られた。

(業務の内容)

土地取得・譲渡業務は、機構が民間都市開発事業の用に供される見込みが高い土地(以下「事業見込地」という。)を土地所有者(以下「売主」という。)の申し出により取得し、10年を限度として期限を定めて保有する間に当該事業見込地における民間都市開発事業の企画・立案やそのための調査、公共機関等との調整等の立ち上げ支援を必要に応じて行った上、期限内に民間都市開発事業を施行する者(以下「事業施行者」という。)に譲渡するものである。そして、事業施行者は、一般的には売主であるが、信用力のある第三者でもよいとされている。また、期限までに当該事業見込地が民間都市開発事業の用に供されず、かつ国や地方公共団体に譲渡されない場合には、機構の請求により売主が当該土地を買い戻す旨の特約を土地取得契約時に付すこととなっている(以下、この特約に基づく売主への譲渡を「買戻し」という。)。そして、取得する事業見込地や譲渡の相手方の選定は、学識経験者等により構成される経営審査会の議を経て行うこととされている。

(取得の対象となる土地)

機構が取得することができるのは、次に掲げる要件等を備えた土地とされている。

- ① 三大都市圏内の区市町村、道府県庁所在の市及び人口10万人以上の市の市街化区域内にあること
- ② 低未利用地であり、民間都市開発事業の用に供される見込みがあること
- ③ 交通アクセス、土地利用の動向、公共施設整備の状況等から見て、民間都市開発事業を施行する上で必要な条件を備えていること
- ④ 土地の面積が原則500㎡以上で、おおむね整形であること
- ⑤ 当該土地に建築物その他の工作物がある場合には、当該建築物等が容易に移転し、又は除却することができるものであること
- ⑥ 当該土地が所有権以外の権利又は処分制限の目的となっていないこと

(取得価格及び譲渡価格の決定)

事業見込地の取得価格は、類地の時価を基準として、鑑定評価額、課税評価額等を勘案するなどして厳正に評価した適正な額としている。また、譲渡価格は、類地の時価並びに当該事業見込地の取得及び管理に要した費用の額を考慮して算定した適正な額とし、現状では取得価格に公租公課、取得及び管理に係る諸費用、並びにこれらに係る支払利息を考慮して算定している。また、取得及び管理に要した費用の額を下回る額による事業見込地の譲渡は、国土交通大臣が財務大臣と協議して承認した場合に限り行うこととされており、その譲渡価格は当該承認を受けた額とされている。そして、事業見込地の取得価格及び譲渡価格の決定は、学識経験者等により構成される価格審査会の議を経て行うこととされている。

(国の財政援助等)

国は、機構が事業見込地の取得及び管理に要する費用に充てるために民間金融機関から借り入れる借入金等について債務保証を行うこととしており、15年度末の政府保証借入金残高は6960億円となっている。この債務保証は累計で総額1兆5000億円までとされており、15年度末までの累計額は1兆1096億円となっている。そして、国は、機構が取得した事業見込地の保有に係る費用を軽減することにより譲渡価格の低廉化を図るため、事業見込地の取得及び管理に係る借入金に対し機構が支払う利息の一部について一般会計から利子補給金を交付している。この利子補給金は、9年度までに取得した事業見込地に係る借入金利息が対象となっており、15年度までの交付額の合計は95億円となっている。

また、国は、機構がこの業務に係る事務の管理運営に要する費用の財源をその運用によって得るための資金として都市開発資金融通特別会計から無利子貸付金を貸し付けており、15年度末の貸付残高は1097億円となっている。

さらに、国は、機構が取得した事業見込地における民間都市開発事業を促進するため、事業の企画・立案・調整等の支援業務をその運用収入によって行うための事業促進支援基金(15年度末現在120億円)の造成に対して一般会計から補助金を交付しており、15年度までの交付額の合計は90億円となっている。

このほか、税制上の特例措置として、土地の所有権移転登記に係る登録免許税や不動産取得税等について優遇措置が講じられている。

これらの国の財政援助等により賄われた事務の管理運営費や利子補給相当額等については譲渡価格に付加されず、これにより事業施行者の費用負担の軽減が図られている。

(土地取得・譲渡業務に係る経理)

機構は、土地取得・譲渡業務に係る経理を他の業務に係る経理と区分して推進会計において整理している。そして、推進会計に業務勘定と事業促進支援基金勘定を設け、業務勘定では事業見込地の取得、管理及び譲渡に係る収入支出を経理し、事業促進支援基金勘定では事業促進支援基金の運用収入及びこの運用収入により行う企画・立案・調整等の立ち上げ支援業務に係る支出を経理している。また、機構は、民都法等の規定に基づき、毎年度、事業報告書のほか、決算書として収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録を作成している。

2 検査の対象及び着眼点

機構は、昭和62年の設立以来、民間都市開発事業を推進してきたが、その間、業務内容の拡大や実施期間の延長が行われたことに伴い、その事業量も増大し、国の財政援助等も多額に上ってきている。そして、機構が実施している業務のうち、土地取得・譲渡業務は、創設以来10年を経過し、その実績が積み上げられてきており、これに対する国の財政援助等の規模も他の業務に比べて特に大きくなってきている。このような状況を踏まえて、今回、特にその実施状況や事業収支の状況等に着眼して検査を実施した。

3 検査の状況

(1) 土地取得と譲渡の実績

ア 各年度の土地取得と譲渡の実績

各年度の土地取得と譲渡の実績は表1のとおりであり、平成15年度までの土地取得実績は222件で、取得面積は約337ha、取得金額の合計は1兆0196億円となっている。また、事業施行者等に譲渡したり売主が買い戻したりして事業見込地を譲渡した実績は123件(全部譲渡103件、一部譲渡20件)で、譲渡面積は約125ha、譲渡金額の合計は4154億円となっている。

表1 各年度の土地取得と譲渡の実績

年 度	取 得			譲 渡		
	件数	面 積(m ²)	金 額(千円)	件数	面 積(m ²)	金 額(千円)
平成6年度	4	8,365	31,406,000			
7	10	129,095	61,563,000			
8	26	228,651	119,534,247			
9	30	596,978	130,054,300	1	17,255	1,851,653
10	92	1,779,215	375,818,000		11,420	558,341
11	21	302,908	149,764,000	12	118,162	25,062,701
12	14	187,402	55,820,000	13	263,387	55,646,700
13	8	47,157	27,986,000	30	331,220	129,330,311
14	11	69,627	18,410,000	16	194,858	61,126,000
15	6	23,217	49,340,000	31	321,923	141,896,480
合 計	222	3,372,620	1,019,695,547	103	1,258,227	415,472,190

注(1) 譲渡の件数は、事業見込地の一部を譲渡した20件を除いている。
 注(2) 事業見込地を複数回に分割して譲渡している場合には、譲渡の件数は、譲渡が完了した年度で集計し、譲渡の面積及び金額は、各譲渡が行われた年度ごとに集計している。
 注(3) 各項目において端数整理のため、合計が一致しないことがある(以下の表においても同様)。

そして、15年度までに機構が取得した事業見込地の1件当たりの面積と取得金額は図1及び図2のとおりであり、面積では0.1ha以上1ha未満、取得金額では10億円以上50億円未満の規模のものが多くを占めている。

図1 事業見込地1件当たり面積の分類

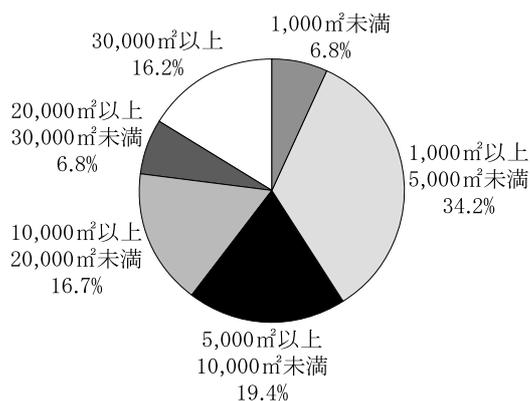
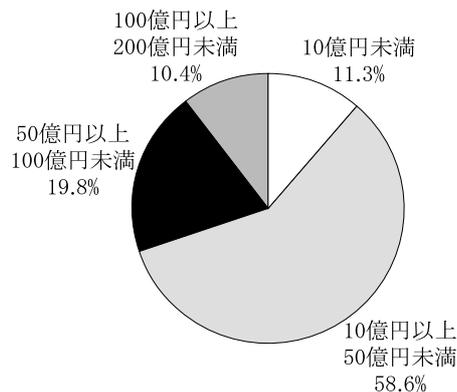


図2 事業見込地1件当たり取得金額の分類

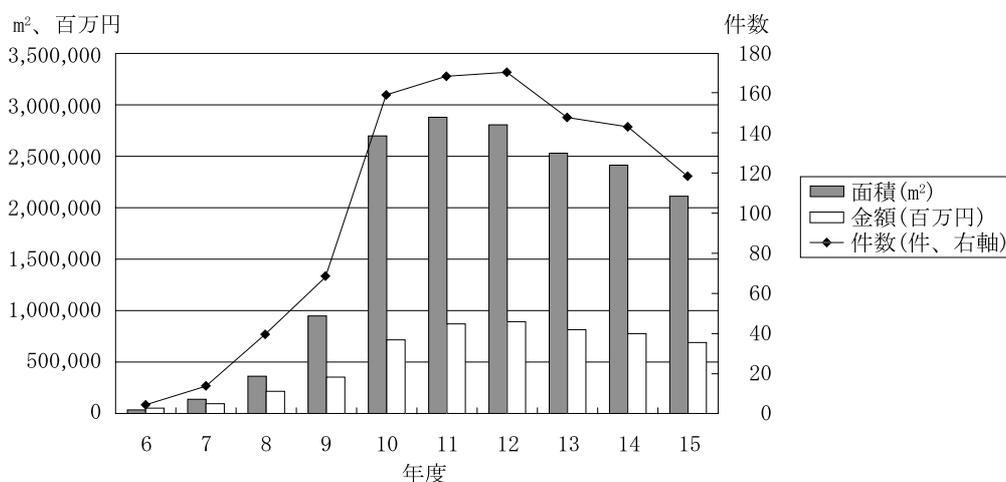


イ 事業見込地の保有残高の推移

各年度末における機構の事業見込地の保有残高は図3のとおりであり、11年度までは事業見込地の取得の進ちよくに伴い増加傾向にあったが、12年度以降は、取得面積が減少したのに加えて事業見込地における民間都市開発事業が進ちよくして譲渡する面

積が増加したことなどから減少傾向を示している。

図3 事業見込地保有残高等の推移



(注) 金額は各年度末における政府保証借入金残高である。

(2) 民間都市開発事業の実施状況

ア 着工及び未着工の状況

機構が取得した事業見込地 222 件(取得面積約 337ha、取得金額計 1 兆 0196 億円)における 15 年度末の民間都市開発事業の着工及び未着工の状況は、表 2 のとおりである。民間都市開発事業に着工済のものは 148 件(66%)で、その面積は約 195ha (58%)、取得金額は計 6255 億円であり、このうち民間都市開発事業が完了した(民間都市開発事業において、対象となる施設建築物がしゅん功したことをいう。以下同じ。)ものは 120 件(54%)となっている。これに対し、未着工のものは 74 件(33%)で、その面積は約 141ha (41%)、取得金額は計 3941 億円となっている。

表2 民間都市開発事業の着工及び未着工の状況(15年度末までの累計)

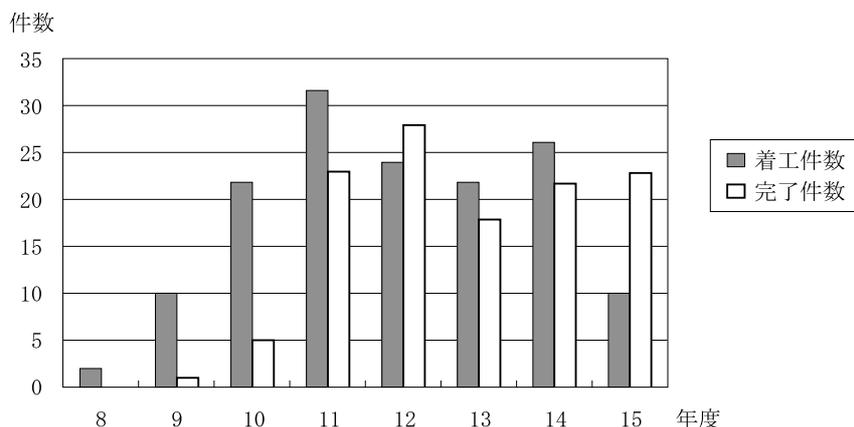
保有区分	着工区分	件数	取得面積(m ²)	取得金額(百万円)	
保有中土地	着工	施工中	20	384,011	113,698
		事業完了	46	680,582	243,493
		計	66	1,064,594	357,191
	未着工	53	1,215,054	306,228	
	計	119	2,279,648	663,420	
譲渡済土地	着工	施工中	8	22,995	27,571
		事業完了	74	869,303	240,800
		計	82	892,298	268,371
	未着工	21	200,673	87,904	
	計	103	1,092,971	356,275	
合計	着工	施工中	28	407,006	141,269
		事業完了	120	1,549,886	484,293
		計	148	1,956,892	625,562
	未着工	74	1,415,727	394,132	
	計	222	3,372,620	1,019,695	

注(1) 事業見込地の一部を譲渡した20件は保有中土地に含んでいる。

注(2) 譲渡済土地は売主に買い戻されたものを含んでいる。

そして、各年度の着工実績及び完了実績は図4のとおりであり、着工実績は10年度から14年度までは年間20件以上であったが、15年度は減少している。

図4 着工実績及び完了実績の推移



また、機構が事業見込地を取得してから民間都市開発事業に着工するまでの経過年数は表3のとおりであり、平均経過年数は約1.3年となっている。また、3年以内に着工したものの割合は80%以上となっている。

表3 着工までの経過年数の状況

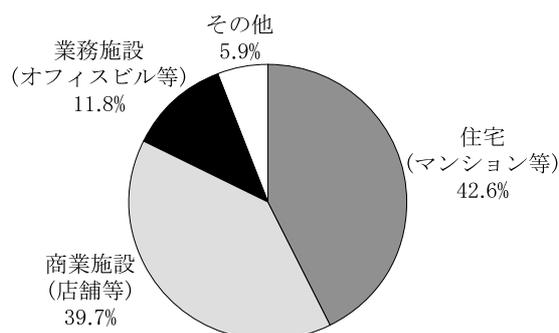
経過年数	件数	取得面積(m ²)	割合(%)
1年未満	80	932,183	54.1
1年以上2年未満	35	579,702	23.6
2年以上3年未満	12	278,301	8.1
3年以上4年未満	7	90,427	4.7
4年以上	14	76,276	9.5
合計 (うち3年以内に着工したもの)	148 (127)	1,956,892 (1,790,187)	100.0 (85.8)
平均経過年数 1.37年			

イ 民間都市開発事業が完了しているものの状況

民間都市開発事業が完了した事業見込地は、前記のとおり120件(面積約154ha、取得金額計4842億円)となっている。このうち機構が保有しているものは46件で、その面積は約68ha(取得金額計2434億円)となっており、事業施行者への譲渡を終えたものは74件で、その面積は約86ha(取得金額計2408億円、譲渡金額計2579億円)となっている。

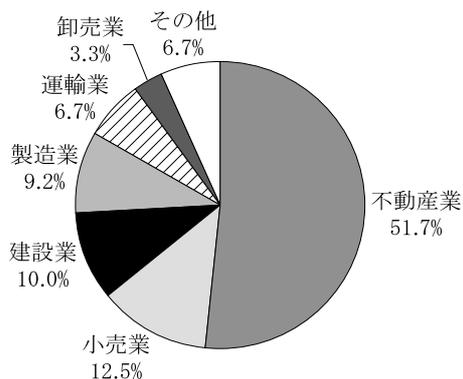
そして、完了した民間都市開発事業により整備された施設建築物の主な用途は図5のとおりであり、住宅と商業施設がほぼ同数で両者を合わせると全体の80%以上を占めている。

図5 整備された施設建築物の主な用途別分類



また、完了した民間都市開発事業の事業施行者を業種別にみると、図6のとおり、不動産業が半数以上を占めている。

図6 完了事業の事業施行者の業種別分類

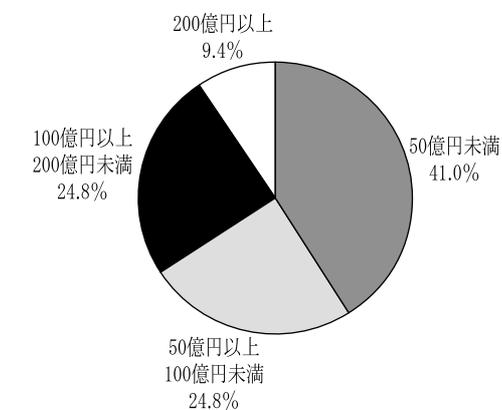
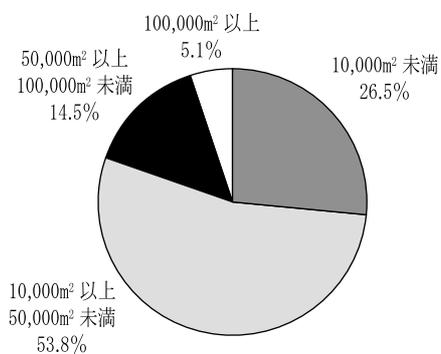


注(1) その他は、金融・保険業、マスコミ・サービス業、第3セクター等である。

注(2) 業種については、事業施行者の主たる業務により分類している。

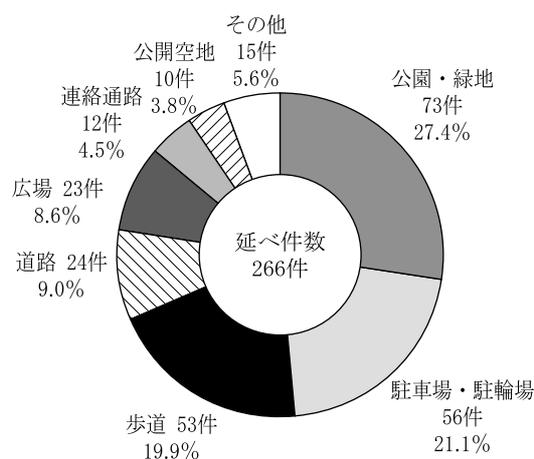
そして、完了した民間都市開発事業の事業規模を整備された施設建築物の延べ床面積と事業費からみると、図7及び図8のとおり、延べ床面積では10,000㎡以上50,000㎡未満、事業費では100億円未満が多くを占めている。

図7 整備された施設建築物の延べ床面積の分類



また、民間都市開発事業は一定の公共施設の整備を伴うものとされており、上記の民間都市開発事業では、図9のとおり、主に公園・緑地、駐車場・駐輪場、歩道等の公共施設が整備されている。

図9 整備された公共施設の分類



さらに、事業施行者への譲渡を終えた74件について機構の保有期間をみると表4のとおりであり、その平均保有年数は約2.5年となっている。また、保有年数が5年以内であるものの割合は90%以上となっている。

表4 完了事業に係る事業見込地の保有年数の状況

保有年数	件数	取得面積(m ²)	件数割合(%)
1年未満	2	24,878	2.7
1年以上2年未満	32	309,056	43.2
2年以上3年未満	16	102,302	21.6
3年以上4年未満	12	205,875	16.2
4年以上5年未満	7	192,502	9.5
5年以上	5	34,688	6.8
合計 (うち5年以内保有のもの)	74 (69)	869,303 (834,614)	100.0 (93.2)
平均保有年数	2.55年		

(注) 事業見込地の一部を譲渡した10件は除いている。

ウ 民間都市開発事業が進ちよくしていないものの状況

15年度末において民間都市開発事業に未着工となっている事業見込地は、74件(面積約141ha、取得金額計3941億円)となっている。このうち未着工のまま譲渡したものは21件で、その面積は約20ha(取得金額計879億円、譲渡金額計966億円)となっており、機構が保有しているものは53件で、その面積は約121ha(取得金額計3062億円)となっている。

上記の未着工のまま譲渡した21件のうち19件(面積約18ha)は、事業施行予定者が事業を断念したことにより民間都市開発事業が実施されないまま売主に買い戻されたも

ので、機構の取得金額は計 609 億円、譲渡金額は計 680 億円となっている。その年度別の内訳は表 5 のとおりであり、このうち 8 件については国の利子補給金の対象となっていて、15 年度までの交付額は計 6 億円となっている。

表 5 事業施行予定者が事業を断念したことにより売主に買い戻された事業見込地

年度	事項	買戻し件数	買戻し面積 (㎡)	買戻し金額 (百万円)	利子補給金額 (百万円)
平成 12 年度		2	8,403	10,946	(1 件) 34
13		6	80,062	26,935	(4 件) 499
14		3	42,090	11,844	(1 件) 49
15		8	55,610	18,277	(2 件) 97
合 計		19	186,167	68,004	(8 件) 681

上記のように事業施行予定者が民間都市開発事業を断念したのは、表 6 のとおり、地価の下落、市況の悪化等により事業採算性の確保が見込めなくなったことや事業施行予定者の経営状況が悪化したため経営再建の一環として事業化を取り止めたことなどによるものである。

表 6 事業施行予定者が事業を断念した理由

事業断念の理由	左の理由を挙げた事業施行予定者の数
地価の下落、市況の悪化、地域経済の低迷	16
事業施行予定者の経営状況の悪化やリストラ	5
近隣地権者、地方自治体等との調整が不調	3
合 計	24

(注) 理由が複数あるため件数と一致しない。

そして、上記の 19 件に係る機構による保有年数は表 7 のとおりであり、4 年以上が大部分を占めていて、その平均保有年数は 4.5 年となっている。

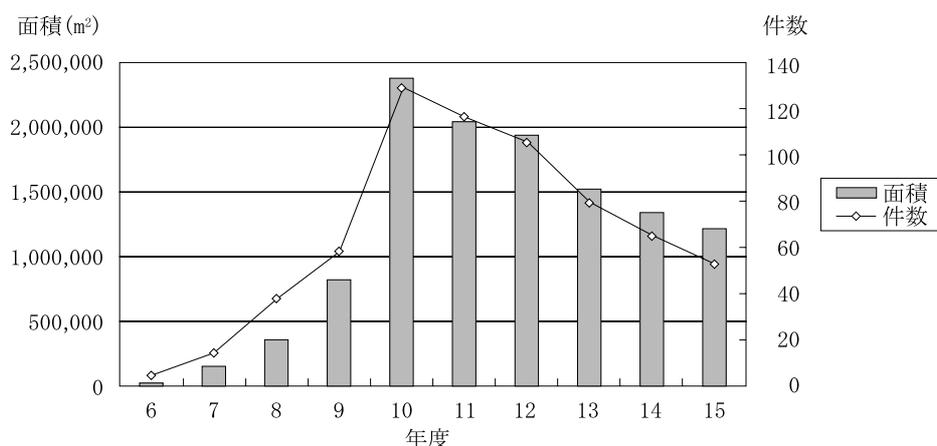
表7 事業施行予定者が事業を断念したことにより売主に買い戻された事業見込地の保有年数

保有年数	件数	買戻し面積(m ²)	件数割合(%)
2年未満	2	57,094	10.5
2年以上4年未満	3	41,739	15.8
4年以上6年未満	12	74,402	63.2
6年以上8年未満	2	12,931	10.5
合計	19	186,167	100.0
平均保有年数 4.57年			

(注) 複数回に分割して買い戻している場合は、件数については、買い戻しが完了するまでの保有年数で集計し、買戻し面積については、各買戻しごとの保有年数で集計している。

これに対し、機構が取得した事業見込地のうち未着工のまま保有しているものの各年度末の件数及び面積は図10のとおりであり、着工が進ちよくし始めた10年度以降は減少傾向を示している。

図10 未着工の事業見込地保有残高の推移



そして、15年度末において機構が未着工のまま保有している事業見込地を取得後の経過年数別にみると表8のとおりであり、その平均保有年数は約5.6年となっている。このうち土地取得後5年以上を経過してなお未着工となっているものは46件で、その面積は約116ha(取得金額計2360億円)となっており、未着工で保有している事業見込地の件数の86%、面積の95%を占めている。

表8 未着工で保有している事業見込地の取得後の経過年数

保有年数	件数	件数割合(%)	取得面積(m ²)	面積割合(%)
3年未満	4	7.5	25,177	2.1
3年以上4年未満	1	1.9	18,989	1.6
4年以上5年未満	2	3.8	6,212	0.5
5年以上6年未満	18	34.0	635,371	52.3
6年以上7年未満	14	26.4	346,745	28.5
7年以上8年未満	10	18.9	80,158	6.6
8年以上9年未満	4	7.5	102,400	8.4
合計 (うち5年以上保有のもの)	53 (46)	100.0 (86.8)	1,215,054 (1,164,675)	100.0 (95.9)
平均保有年数 5.69年				

これらが未着工となっているのは、表9のとおり、地価の下落、市況の悪化等により事業の採算性の確保が困難になったことや事業施行予定者の経営状況が悪化したことなどによるものである。

表9 保有している事業見込地が未着工となっている理由(土地取得後5年以上経過)

未着工となっている理由	左の理由を挙げた事業施行予定者の数
地価の下落、市況の悪化、地域経済の低迷	39
事業施行予定者の経営悪化やリストラ等	28
近隣地権者、地方自治体等との調整に時間を要している	14
周辺開発、インフラ整備との調整に時間を要している	8
合計	89

(注) 理由が複数あるため件数と一致しない。

以上のとおり、機構が取得した222件の事業見込地のうち148件については15年度末までに民間都市開発事業に着手し、このうち120件についてはすでに事業が完了していることからすると、本件土地取得・譲渡業務は、民間事業者による土地の有効利用を促進するという目的に照らして、現在までのところ相応の成果を収めているものと認められる。

しかし、土地取得後5年以上を経過してなお未着工となっている事業見込地に関しては、着工済の事業見込地においては着工までの平均経過年数は1.3年程度で、3年以内に80%以上が着工していること、また、民間都市開発事業が完了して事業施行者への譲渡を終えた事業見込地においては機構の平均保有年数は2.5年程度で、5年以内に90%以上が完了していること、さらに、未着工となっている理由の中には、前記の事業

を断念した理由と共通しているものも多いことから、これらの事業見込地について、個々の状況を考慮した上、現状での開発可能性が低くなっているものについては、開発可能性の見極めや事業構想の見直しなどを行う必要があると認められる。

(3) 個別の事業収支

ア 譲渡損失が発生したもの

土地取得・譲渡業務において、機構が取得した事業見込地を事業施行者に譲渡する際の価格は当該事業見込地の取得及び管理に要した費用の額(以下「簿価」という。)を考慮して決定されることから、通常は、この業務の実施に伴い機構に損失が発生することはない。しかし、売主の経営が破綻するなどして事業見込地の買戻しが履行されない場合には、機構は当該事業見込地を第三者に時価で譲渡せざるを得ず、簿価に対して地価が下落している場合には機構に譲渡損失が発生することになる。

そして、上記のような理由により機構に譲渡損失が発生したものは、15年度までに表10のとおり2件あり、損失の合計額は15億円となっている。これらの譲渡損失については、事業見込地を第三者に譲渡した11年度及び13年度にそれぞれ決算上の処理を行っている。

表10 譲渡損失が発生したもの

所在地	東京都渋谷区	東京都豊島区
売主	不動産業者	不動産業者
面積	735m ²	1,758m ²
取得年月	平成7年3月	平成9年2月
譲渡年月	平成11年7月	平成13年11月
事由	経営破綻	事業施行予定者が自己破産

イ 譲渡損失が発生する可能性のあるもの

上記のほか、売主(事業施行予定者)が会社更生法の適用を申請するなどして経営破綻し、更生手続等を行っているものが15年度までに表11のとおり8件ある。このうちA社は工事の着工後に自己破産したもので、機構は事業承継者を選任して当該事業見込地をこの事業承継者に譲渡することとし、この事業承継者が12年11月に事業を完了させている。そして、機構は、13年度決算において、当該事業見込地の時価評価を行い、時価が簿価より著しく下落していることから、強制評価減により貸借対照表上の事業見込地の保有資産計上額を減少させる処理を行っている。また、G社については、当該事

業見込地の買戻し請求権を機構が放棄することで和解が15年4月に成立したため、機構は、15年度決算において、当該事業見込地の時価評価を行い、時価が簿価より著しく下落していることから、上記と同様に強制評価減の処理を行っている。このほか、F社については、機構は和解により事業見込地の買戻し請求権を放棄しており、これに伴い当該事業見込地の時価評価を行っているが、その時価の下落が著しい下落に該当しないことから強制評価減は行っていない。これらの3件については、機構が事業見込地を第三者に譲渡したときにその譲渡損失の額が確定し、その年度に決算上の処理が行われることになる。なお、その他の5社についても各社の更生計画等の動向によっては、機構に譲渡損失が発生する可能性がある。

表11 売主の経営破綻の状況

売主	面積(m ²)	取得年月	事由	買戻し
A社(不動産業)	4,805	平成7年7月	自己破産	不能
B社(小売業)	5,495	平成8年2月	民事再生	
C社(建設業)	4,013	平成9年9月	会社更生	
D社(建設業)	29,219	平成9年11月	民事再生	
E社(金融業)	43,799	平成10年3月	金融再生	
F社(運輸業)	32,806	平成10年3月	会社更生	不能
G社(製造業)	49,317	平成10年3月	会社更生	不能
H社(製造業)	91,905	平成11年3月	会社更生	

ウ 再生支援案件となったもの

機構は、株式会社産業再生機構の支援を受けて経営再建中のI社(運輸業)に対し、再生支援の一環として15年度に債権の一部を放棄しており、15年度決算においてその債権放棄額を貸借対照表上の事業見込地の保有資産計上額から減少させる処理を行っている。そして、機構は当該事業見込地の買戻し請求権を放棄していることから、今後第三者に譲渡したときにその損失額が確定し、当該年度に決算上の処理が行われることになる。

このように、15年度までに保有資産の評価減を行ったものは上記イの2件と本件を合わせた計3件でその合計額は118億円となっている。

(4) 土地取得・譲渡業務の全体収支

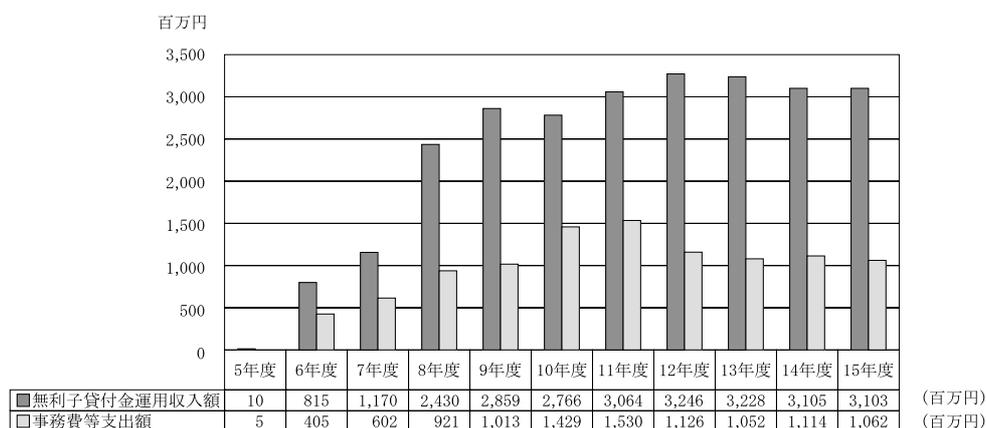
土地取得・譲渡業務は、前記のとおり、機構の推展会計に設けられた業務勘定と事業促進支援基金勘定において経理されており、各勘定の収支状況は次のとおりである。

ア 業務勘定の収支

業務勘定の収入の主なものは事業見込地の取得のための民間借入金収入、事業見込地の譲渡収入、事業見込地の暫定利用収入、国の無利子貸付金の運用収入及び利子補給金収入であり、支出の主なものは民間借入金の償還、事業見込地の取得及び管理に要する費用、事務の管理及び運営に要する費用である。

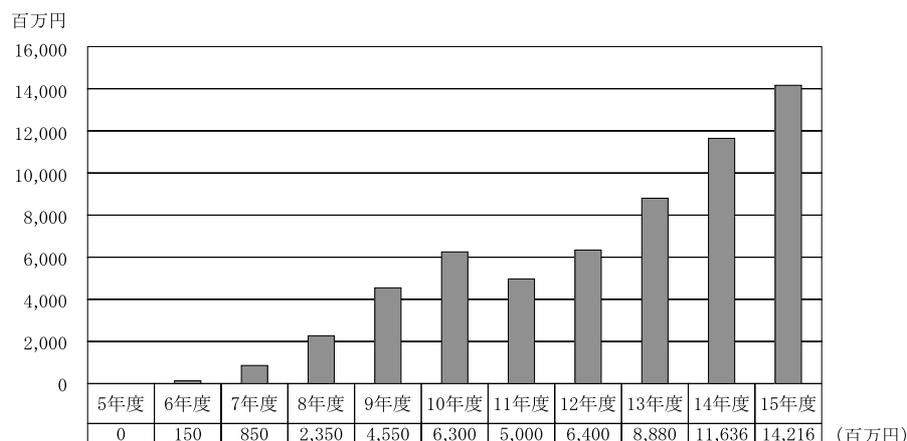
このうち無利子貸付金の運用収入は、この業務に係る事務の管理及び運営に要する費用をその運用収入によって賄うために都市開発資金融通特別会計から貸し付けられた無利子貸付金に係るものである。そして、国の無利子貸付金運用収入額と事務費等支出額の状況は図11のとおりであり、各年度の運用収入額に対する事務費等支出額の割合は32%から53%程度となっている。

図11 無利子貸付金運用収入額と事務費等支出額の推移



また、機構では保有している事業見込地の災害等不測の事態に備えるための財源として業務勘定に推進事業運営等準備金積立金(以下「積立金」という。)を設けている。そして、各年度の無利子貸付金運用収入から事務費等を支出した残額等のうち翌年度の資金収支に支障のない金額をこの積立金に繰り入れることとしている。この積立金の残高の推移は図12のとおりであり、15年度末において142億円となっている。

図12 積立金の残高の推移



そして、前記のとおり、土地取得・譲渡業務において、15年度までに売主等が経営破綻して機構に譲渡損失が発生したものが2件あり、これらの譲渡損失計15億円については、当該譲渡を行った11年度及び13年度において積立金等を充てて決算処理している。しかし、いずれも通常の業務収支の中で処理されており、譲渡損失の発生的事实やその金額及び損失の処理等については決算書等において特段の表記はなされていない。このため、決算書等からは譲渡損失に関する事項は読み取れない状況となっている。

また、業務勘定の最近5年間の当期収支と貸借対照表上の正味財産の推移は表12のとおりであり、これまでのところ財務的な安定性は維持されていると認められるが、13年度及び15年度においては前記の評価減により正味財産が減少している。

表12 業務勘定の当期収支と正味財産の推移 (単位：千円)

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
収入合計	377,661,331	302,563,166	554,096,602	350,104,713	288,092,183
支出合計	376,550,813	301,881,778	557,701,396	350,065,782	288,067,563
当期収支差額	1,110,518	681,387	△ 3,604,794	38,930	24,620
資産合計	999,717,995	1,019,044,616	926,606,306	896,311,943	809,099,193
負債合計	994,438,837	1,012,187,984	922,213,134	889,234,885	805,817,285
正味財産	5,279,158	6,856,632	4,393,172	7,077,058	3,281,907

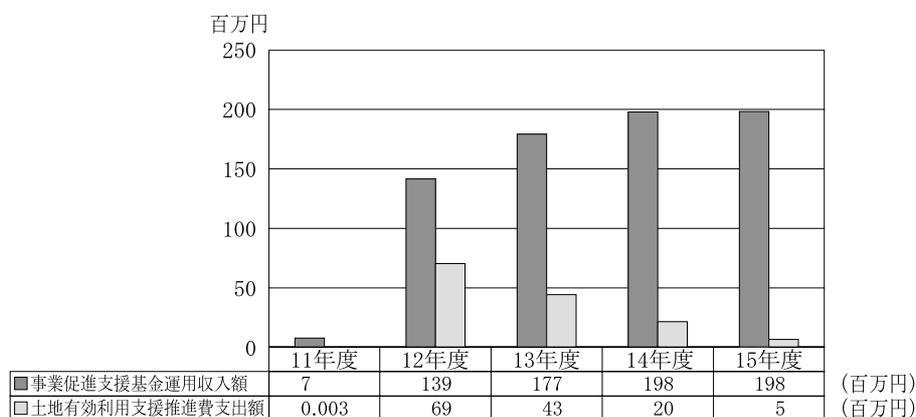
イ 事業促進支援基金勘定の収支

事業促進支援基金勘定の収入の主なものは事業促進支援基金(15年度末で120億円、うち補助金90億円)の運用収入であり、支出の主なものは民間都市開発事業の企画・立案・調整等を行ってその立ち上げを支援するための土地有効利用支援推進費である。

この土地有効利用支援推進費は、機構が取得した事業見込地のうち特に事業促進の必要性の高いものを対象として民間都市開発事業の促進を支援するために支出するものである。そして、運用収入から土地有効利用支援推進費を支出した残額のうち翌年度の資金収支に支障のない金額を事業促進支援調整積立預金に繰り入れることとしている。

そして、事業促進支援基金運用収入額と土地有効利用支援推進費支出額の状況は図13のとおりであり、各年度の支出額は運用収入額の50%以下と執行状況が低調に推移している一方で、14年度から毎年度、運用収入の大部分を事業促進支援調整積立預金として積み立てており、同積立預金の残高は15年度末において3億6000万円となっている。

図13 事業促進支援基金運用収入額と土地有効利用支援推進費支出額の推移



このように土地有効利用支援推進費の支出額が少額なのは、未着工の事業見込地の事業化に対する支援の必要性はあるものの、対象事業見込地の立地条件、周辺地域の開発動向等の経済環境や事業施行予定者の資金力等の状況からみて民間都市開発事業を具体化する条件が十分に整っていないことによるものである。しかし、機構では、今後、保有している事業見込地の多くについて保有期限が到来することから、緊急に民間都市開発事業の立ち上げの促進を図る必要があるとして、16年度に事業促進支援基金に更に40億円(うち補助金30億円)を追加している。

また、事業促進支援基金勘定の最近5年間の当期収支と貸借対照表上の正味財産の推移は表13のとおりである。

表13 事業促進支援基金勘定の当期収支と正味財産の推移 (単位：千円)

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
収入合計	8,007,510	4,139,896	177,674	198,767	198,862
支出合計	8,000,003	4,069,409	43,052	190,911	195,250
当期収支差額	7,506	70,486	134,621	7,855	3,612
資産合計	8,007,506	12,077,993	12,219,350	12,404,115	12,604,636
負債合計	0	0	0	0	0
正味財産	8,007,506	12,077,993	12,219,350	12,404,115	12,604,636

4 本院の所見

機構の土地取得・譲渡業務は、6年3月に創設されてから約10年を経過し、この間の機構の土地取得実績は222件、取得面積は約337haに上っている。これらの事業見込地における民間都市開発事業の実施状況をみると、15年度までに民間都市開発事業に着工したものは件数では148件(66%)、面積では約195ha(58%)となっており、民間都市開発事業が完了したものは件数では120件(54%)、面積では約154ha(45%)となっている。このようなことからすると、土地取得・譲渡業務は、バブル経済崩壊後の厳しい経済情勢の中で、優良な民間都市開発事業を推進して土地の有効利用を図るという制度の目的に照らして相応の成果を収めていると認められる。

一方、機構が取得した事業見込地の中には、事業施行予定者が事業を断念したことにより民間都市開発事業が実施されないまま売主に買い戻されたもののほか、事業化の動きが停滞していて取得してから長期間を経過しているのになお着工に至っていないものも見受けられる。

また、この業務の財務状況については、これまでのところ全体的な事業収支と財務の安定性は維持されているが、個別の事業見込地の事業収支をみると、売主の経営破綻により買戻しなどが履行されず第三者に譲渡したことにより機構に譲渡損失が発生したものがあ。しかし、これらの譲渡損失の処理等については決算書等において特段の表記はされていない。このほか、売主が経営破綻するなどして再建中のものもあり、更生計画等の動向によっては、今後、機構に新たな損失が発生するおそれもある。

したがって、機構は、事業見込地の取得に当たっては、当該事業見込地における開発可能性や事業化後の採算性等について一層慎重に検討するとともに、事業施行予定者の開発意欲や経営状況及び財務状況についても一層厳格な審査を行って民間都市開発事業の実施がより確実と見込まれる事業見込地を選定し、取得した事業見込地については、積極的に事業の立

ち上げ支援を行うとともに、取得後長期間を経過してなお着工に至らない事業見込地については、個々の状況を考慮した上、現状での開発可能性の見極めや事業構想の見直しなどの対応策を講じることが望まれる。

また、売主が経営破綻するなどして簿価での譲渡ができないことにより発生する譲渡損失及びその処理について、決算書等の中で何らかの形で表記することにより、より一層の透明性の向上を図るとともに、売主の経営破綻等による今後の新たな譲渡損失の発生に備えて、業務運営の合理化や経費の節減等により財務基盤の一層の強化を図ることが望まれる。

第19 国が発注している調査研究事業について

検査対象	内閣、内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、国会、裁判所、会計検査院
国が発注している調査研究事業の概要	国の行政施策等の推進等に必要な情報の収集や分析を行うものうち、外部に発注して実施しているもの
検査の対象とした調査研究事業の契約件数	3,400件(平成14年度)
上記に係る契約金額	2556億円

<構成>

1	検査の背景、視点及び対象(1159ページ。以下同じ。)
	(検査の背景)
	(検査の視点)
	(検査の対象)
2	検査の状況(1160)
	(1) 各府省等が発注している調査研究事業の概況(1160)
	ア 調査対象契約の全体状況と契約内容の状況(1160)
	イ 契約の種類、内容等の状況(1161)
	ウ 契約相手方の状況(1163)
	エ 新規契約と継続契約(1165)
	(2) 契約の競争の状況(1166)
	ア 競争契約の状況(1167)
	イ 企画競争の状況(1169)
	ウ 競争性の拡大の可能性(1173)
	(3) 予定価格の作成状況(1177)
	ア 予定価格の算定方法(1177)
	イ 算定方法別の人件費単価及び諸経費の算定状況(1180)
	(4) 事業の実施についての事前調査及び見直しの検討状況(1181)
	ア 新規契約における既存データの利用可能性の調査(1181)
	イ 同一継続契約に係る見直しの検討状況(1183)
	(5) 契約締結後の履行の状況(1185)
	ア 委託契約における再委託の状況(1185)
	イ 概算契約における事業終了後の額の確定(1189)
	(6) 成果物の公表及び管理の状況(1191)
	ア 成果物の公表(1191)
	イ 成果物の管理の状況(1196)
3	本院の所見(1198)

1 検査の背景、視点及び対象

(検査の背景)

国の各機関においては、社会経済情勢が著しく変化する中で、複雑多様化する行政施策等の企画・立案を進め、また、的確な基礎データの構築及び創造的なデータの解析を行うために種々の情報収集や分析が必要であることから、様々な調査、研究等に係る事業(以下「調査研究事業」という。)を実施している。

この調査研究事業の中には、国が自ら実施しているもののほか、広範囲な情報収集や専門的な知識・知見を必要とするものについては、外部に発注して実施しているものがある。そして、国は、「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」(平成11年4月27日閣議決定)、「行政改革大綱」(平成12年12月1日閣議決定)等に基づいて、国家公務員の削減、国の事務事業の独立行政法人化などによる行政の減量化を進めるとともに、国の事務事業の民間への委託を推進していることから、今後、国が外部に発注する調査研究事業は更に増加すると見込まれる。

近年、国の行政は、専門的・国際的知見がますます必要とされてきており、これに伴い、調査研究事業の範囲は拡大傾向にあると考えられる。そして、調査研究事業の推進は、的確な行政施策等の企画・立案にとって重要であるばかりでなく、その成果は国民にとっても有用な情報となるものである。こうしたことから、調査研究の成果の公表は重要であるが、個人情報保護、機密保持など配慮しなければならない課題もある。

調査研究事業の中には、国の各機関がそれぞれ独自に実施しているものが多いことから、外部に発注する場合も、契約の内容、契約の種類及び方式、成果を取りまとめた報告書(以下「成果物」という。)の利用及び管理の方法等は様々であり、その状況を把握しにくい面がある。また、調査研究事業については、その必要性や成果物の有用性の判断が容易ではないこともあり、社会経済情勢の変化に対応した検討や見直しが十分になされないまま契約が継続される懸念を持たれている。さらに、調査研究事業の契約の相手方の一つである公益法人(民法(明治29年法律第89号)に基づく財団法人及び社団法人をいう。以下同じ。)については、「行政改革大綱」、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成14年3月29日閣議決定)等において、行政との関係の透明性が一層求められているなど、その在り方に社会的関心を持たれているところである。

(検査の視点)

このような背景を踏まえ、国が発注している調査研究事業が経済的、効率的に実施されているか、また、その成果物は有効に活用されているかとの視点から、次のような点を中心に国の各機関を横断的に検査した。

- ① 調査研究事業の内容及び契約の状況はどうなっているか
- ② 契約の方式は適切か、また、相手方はどのように選定されているか
- ③ 予定価格の算定はどのように行われているか
- ④ 契約の見直しはどの程度検討されているか、また、契約締結後の履行状況はどの程度把握されているか
- ⑤ 成果物はどの程度公表されているか、また、有効に活用される状況となっているか

(検査の対象)

内閣ほか14府省等の本省及び外局等の内部部局が発注している調査研究事業のうち、平成14年度に契約したもので、契約金額が一定金額(予算科目が「委託費」で執行されたもの^(注)については1000万円、「委託費」以外の予算科目で執行されたものについては500万円)以上の契約(以下「調査対象契約」という。)について検査を実施した。

(注) 予算科目が「委託費」で執行されたもの 委託費のうち「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)の適用があるものは除外している。

2 検査の状況

(1) 各府省等が発注している調査研究事業の概況

ア 調査対象契約の全体状況と契約内容の状況

調査対象契約は、本院が各府省等から提出を受けた資料によると、表1のとおり、契約件数3,400件、契約金額2556億余円となっている。

また、これらを契約内容別に、①「調査」(実態調査、動向調査等各種の情報の収集、整理等)、②「統計調査」(統計情報の収集、整理等)、③「研究」(科学技術等の研究に係る分析、解析、実証、実験等)、④「検討」(新技術導入、災害対策等に係る評価、検証、審査等)に分類すると、表1のとおりとなっている。

調査対象契約に占める割合をみると、「調査」については、件数で半数近くの49.1%、金額で27.7%となっており、このうち府省等別にみて件数が多くなっているのは、国

土交通省、経済産業省、環境省等である。また、「研究」については、件数で35.3%、金額では過半の60.1%となっており、このうち府省等別にみて件数が多くなっているのは、文部科学省、経済産業省、農林水産省等である。

表1 各府省等における調査研究事業の概況

(単位：件、百万円)

契約内容 府省等	調 査		統計調査		研 究		検 討		合 計	
	契 件	約 数	契 件	約 数	契 件	約 数	契 件	約 数	契 件	約 数
内 閣	17	1,422	—	—	7	39	—	—	24	1,461
内 閣 府	119	5,790	16	309	38	5,098	16	304	189	11,502
総 務 省	103	2,427	6	619	127	7,846	30	10,984	266	21,878
法 務 省	1	12	—	—	2	19	1	13	4	44
外 務 省	25	723	—	—	1	155	—	—	26	879
財 務 省	26	286	—	—	9	85	7	58	42	430
文部科学省	37	4,551	—	—	505	58,235	6	776	548	63,563
厚生労働省	38	2,290	11	3,458	12	415	5	136	66	6,300
農林水産省	96	5,851	1	35	171	19,799	25	557	293	26,244
経済産業省	380	26,758	15	5,602	215	53,766	34	1,155	644	87,283
国土交通省	521	13,931	10	173	50	4,217	288	5,623	869	23,945
環 境 省	296	6,882	6	121	66	4,197	48	808	416	12,009
国 会	7	63	—	—	—	—	—	—	7	63
裁 判 所	2	33	—	—	—	—	—	—	2	33
会計検査院	4	34	—	—	—	—	—	—	4	34
合 計	(49.1) 1,672	(27.7) 71,060	(1.9) 65	(4.0) 10,320	(35.3) 1,203	(60.1) 153,876	(13.5) 460	(7.9) 20,418	(100) 3,400	(100) 255,675

注(1) 金額は百万円未満を切り捨てているため、各欄の数値を合計しても合計欄の数値と一致しない。また、割合は、小数点第2位以下を切り捨てているため、各項目を合計しても100にならない場合がある。以下同じ。

注(2) 「調査」及び「統計調査」で、同一内容の調査項目を複数の地方公共団体に発注している場合の契約件数は、まとめて1件としている。以下同じ。

注(3) 合計欄の()書きは、各契約内容の件数、金額がそれぞれ合計件数、合計金額に占める割合(%)である。

イ 契約の種類、内容等の状況

調査対象契約3,400件を契約種類別にみると、図1のとおり、委託契約の件数の割合が55.3%、請負契約の件数の割合が44.6%となっている。

また、これらを確定契約(契約金額が契約締結時に確定しているもの)と概算契約(契約金額が契約締結時には確定しておらず、概算額で契約し、履行が完了した段階で額を確定させるもの)とに分類してみると、全体の件数の割合では確定契約が46.2%、概算契約が53.7%となっているが、委託契約では96.3%が概算契約、請負契約では99.1%が確定契約となっている。そして、契約内容別にみると、表2のとおり、「調査」、「統

計調査」及び「検討」では確定契約の件数の割合が高くなっているのに対して、「研究」では概算契約の件数の割合が85.6%と高くなっている。

図1 契約種類別の比較

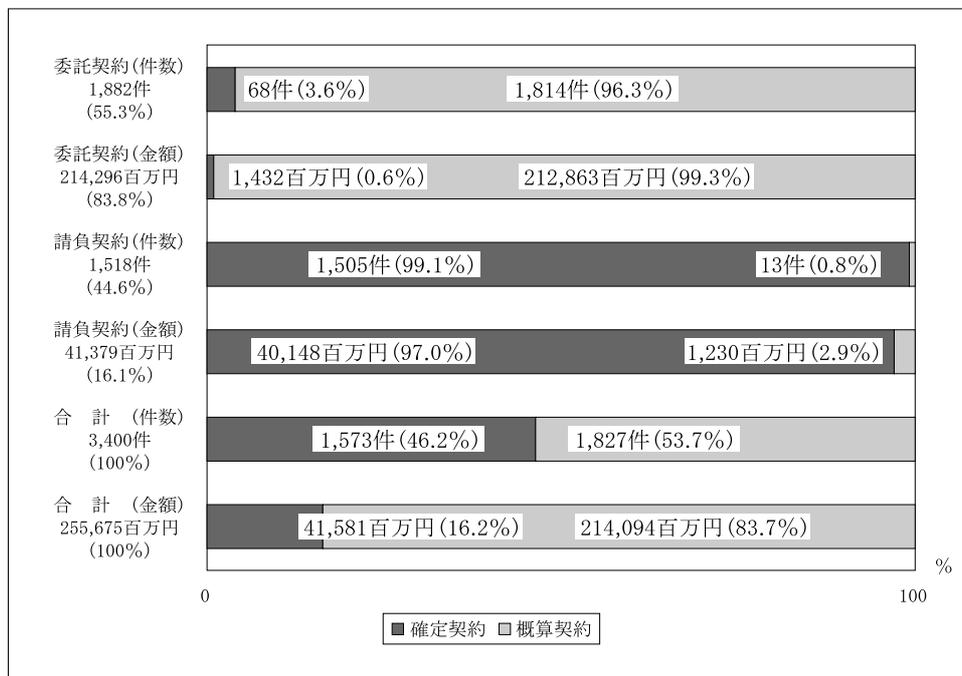


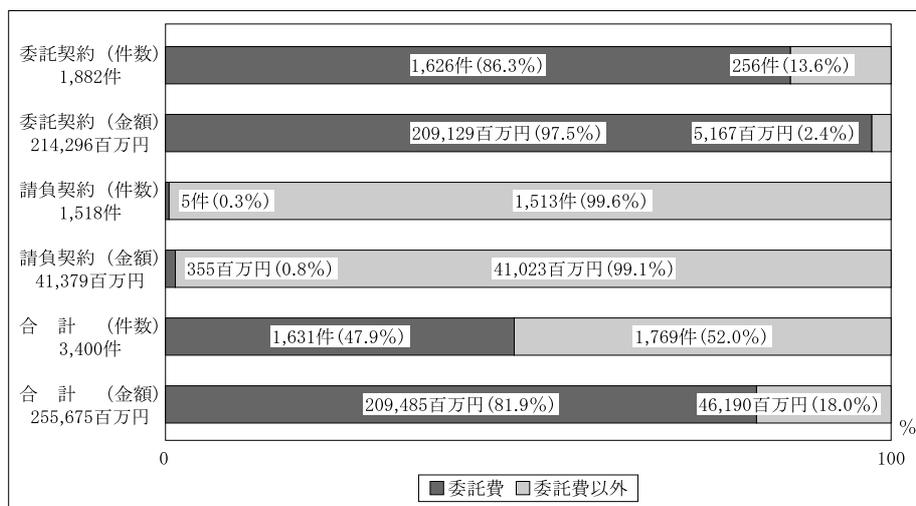
表2 契約内容別の分類

(単位：件、百万円、%)

契約内容	確定契約		概算契約				合計					
	件数	割合	金額	割合	件数	割合	金額	割合	件数	割合	金額	割合
調査	1,036	61.9	24,734	34.8	636	38.0	46,325	65.1	1,672	100	71,060	100
統計調査	43	66.1	1,311	12.7	22	33.8	9,009	87.2	65	100	10,320	100
研究	173	14.3	8,806	5.7	1,030	85.6	145,070	94.2	1,203	100	153,876	100
検討	321	69.7	6,729	32.9	139	30.2	13,689	67.0	460	100	20,418	100
合計	1,573	46.2	41,581	16.2	1,827	53.7	214,094	83.7	3,400	100	255,675	100

さらに、予算科目別に契約を分類すると、図2のとおり、「委託費」の予算科目で執行されている契約の割合が、件数で47.9%、金額で81.9%となっているが、委託契約ではほとんどが「委託費」の予算科目で執行されているのに対して、請負契約では「委託費」以外の予算科目（「諸謝金」、「庁費」等の科目）で執行されているものが大宗を占めている。

図2 予算科目別の比較



ウ 契約相手方の状況

調査対象契約 3,400 件を契約相手方別にみると、表 3 のとおり、主な契約相手方は、公益法人、民間企業、独立行政法人等 (独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいう。以下同じ。)及び地方公共団体となっている。

このうち、件数では公益法人、民間企業、独立行政法人等の順に多く、金額では独立行政法人等、公益法人、民間企業の順に多くなっている。そして、調査対象契約に占める割合は、公益法人が件数で 45.9%、金額で 35.2% となっており、このうち、所管の公益法人 (当該府省等が指導監督等の権限を持つ公益法人) がそれぞれ件数で 37.0%、金額で 28.5% となっている。

表3 各府省等別の契約相手方の分類

(単位：件、百万円)

府省等	公益法人		左のうち所管公益法人		民間企業		独立行政法人等		地方公共団体		その他		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
内閣	15	1,095	—	—	9	366	—	—	—	—	—	—	24	1,461
内閣府	108	8,088	52	1,230	74	3,236	—	—	5	155	2	22	189	11,502
総務省	117	5,718	104	4,955	94	4,863	20	10,649	—	—	35	647	266	21,878
法務省	2	19	2	19	2	25	—	—	—	—	—	—	4	44
外務省	14	703	11	468	10	158	—	—	—	—	2	17	26	879
財務省	17	153	12	96	22	216	1	25	—	—	2	35	42	430
文部科学省	86	12,153	48	8,444	76	5,179	161	29,583	25	493	200	16,153	548	63,563
厚生労働省	28	919	23	831	16	570	4	47	8	3,195	10	1,567	66	6,300
農林水産省	118	6,220	111	6,090	17	268	129	19,308	19	305	10	142	293	26,244
経済産業省	297	34,576	278	33,597	239	14,950	75	28,690	5	5,149	28	3,915	644	87,283
国土交通省	568	15,941	486	14,587	228	3,402	50	4,030	2	38	21	532	869	23,945
環境省	190	4,623	132	2,669	164	3,610	40	3,005	16	660	6	109	416	12,009
国会	—	—	—	—	7	63	—	—	—	—	—	—	7	63
裁判所	—	—	—	—	—	—	1	21	1	12	—	—	2	33
会計検査院	1	9	—	—	3	24	—	—	—	—	—	—	4	34
合計	(45.9) 1,561	(35.2) 90,222	(37.0) 1,259	(28.5) 72,989	(28.2) 961	(14.4) 36,937	(14.1) 481	(37.2) 95,361	(2.3) 81	(3.9) 10,011	(9.2) 316	(9.0) 23,143	(100) 3,400	(100) 255,675

注(1) 合計欄の()書きは、各契約相手方の件数、金額が合計に占める割合(%)である。

注(2) 「その他」は、国立大学、学校法人等である。以下同じ。

また、契約内容別に総件数に占める契約相手方の件数の割合をみると、表4のとおり、「調査」、「統計調査」及び「検討」では公益法人及び民間企業が高いのに対し、「研究」では独立行政法人等及び公益法人が高くなっている。

表4 契約内容別の契約相手方の分類

件数

(単位：件、%)

契約相手方 契約内容	公益法人		左のうち所管公益法人		民間企業		独立行政法人等		地方公共団体		その他		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
調査	881	52.6	696	41.6	637	38.0	84	5.0	27	1.6	43	2.5	1,672	100
統計調査	27	41.5	18	27.6	21	32.3	3	4.6	14	21.5	—	—	65	100
研究	311	25.8	231	19.2	208	17.2	376	31.2	38	3.1	270	22.4	1,203	100
検討	342	74.3	314	68.2	95	20.6	18	3.9	2	0.4	3	0.6	460	100
合計	1,561	45.9	1,259	37.0	961	28.2	481	14.1	81	2.3	316	9.2	3,400	100

金額

(単位：百万円、%)

契約相手方 契約内容	公益法人		左のうち所管公益法人		民間企業		独立行政法人等		地方公共団体		その他		合計	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
調査	34,654	48.7	27,317	38.4	17,583	24.7	15,797	22.2	842	1.1	2,182	3.0	71,060	100
統計調査	1,220	11.8	514	4.9	663	6.4	50	0.4	8,386	81.2	—	—	10,320	100
研究	46,020	29.9	37,333	24.2	16,958	11.0	69,291	45.0	695	0.4	20,909	13.5	153,876	100
検討	8,326	40.7	7,823	38.3	1,732	8.4	10,221	50.0	86	0.4	51	0.2	20,418	100
合計	90,222	35.2	72,989	28.5	36,937	14.4	95,361	37.2	10,011	3.9	23,143	9.0	255,675	100

エ 新規契約と継続契約

調査研究事業には、単年度で完了するもののほか、「統計調査」のように毎年度同一の対象から得られるデータを収集しその推移を分析するものや、諸外国における各種最新動向調査のように、業務の基本的要件は変更せずに各年度に対象地域を変えて調査研究を実施するものなど、同一業務に係る契約を年度ごとに引き続き締結しているものがある。

そこで、調査対象契約について、14年度において新規に契約したものを「新規契約」、13年度以前から同一業務に係る契約を年度ごとに締結しているものを「継続契約」として、その状況を見ると、表5及び図3のとおりとなっている。

すなわち、調査対象契約の総件数に占める割合は、新規契約が70.0%、継続契約が30.0%(13年度から継続しているもの12.7%、12年度から継続しているもの5.3%、11年度以前から継続しているもの11.9%)となっている。

そして、これを契約相手方別に総件数に占める割合で見ると、継続契約を行っているものは、「統計調査」等法令に基づき毎年度実施されているものが多い地方公共団体を除くと、民間企業に比べて独立行政法人等及び公益法人の方が高くなっている。

表5 契約相手方と新規契約・継続契約の状況

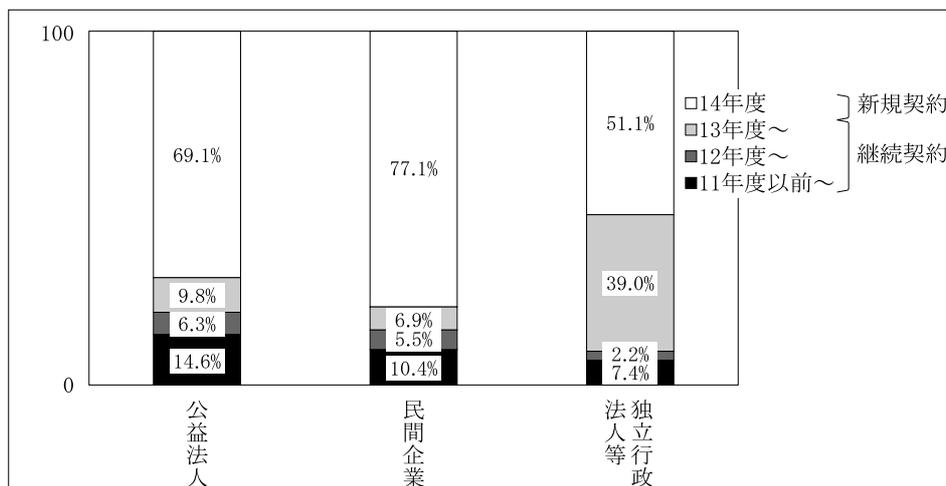
(単位：件、%)

契約相手方		公益法人		左のうち所管公益法人		民間企業		独立行政法人等		地方公共団体		その他		合計	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
新規契約	14年度	1,079	69.1	872	69.2	741	77.1	246	51.1	49	60.4	265	83.8	2,380	70.0
継続契約	13年度～	154	9.8	126	10.0	67	6.9	188	39.0	4	4.9	19	6.0	432	12.7
	12年度～	99	6.3	77	6.1	53	5.5	11	2.2	2	2.4	17	5.3	182	5.3
	11年度以前～	229	14.6	184	14.6	100	10.4	36	7.4	26	32.0	15	4.7	406	11.9
	小計	482	30.8	387	30.7	220	22.8	235	48.8	32	39.5	51	16.1	1,020	30.0
合計		1,561	100	1,259	100	961	100	481	100	81	100	316	100	3,400	100

注(1) 「新規契約」の中にも、14年度以降複数年度にわたり継続して年度ごとに契約するものも含まれるが、14年度契約分としては新規であるため、すべて「新規契約」とした。

注(2) 「独立行政法人等」の「14年度」及び「13年度～」の件数の中には、国の機関の独立行政法人化に伴って独立行政法人に発注されるようになったものを含む。

図3 契約相手方と新規契約・継続契約の状況



(2) 契約の競争の状況

国の役務等の調達の仕事は、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)等に従って執行することとされており、契約を締結する場合には、原則として一般競争に付さなければならないとされている。ただし、契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要がない場合、一般競争に付することが不利と認められる場合などにおいては、指名競争に付することとされている。また、契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合などは随意契約によることとされている。

そこで、以下では、調査研究事業における契約の競争の状況を分析するとともに、この

うち随意契約によっているものについて競争の可能性を検討することとした。

ア 競争契約の状況

(ア) 契約方式の状況

調査対象契約を契約方式別にみると、表6のとおり、一般競争契約及び指名競争契約(以下「競争契約」という。)の割合は、件数で2.4%、金額で1.3%、随意契約の割合は、件数で97.5%、金額で98.6%となっていて、競争契約の割合は極めて低くなっている。

これを契約内容別にみると、競争契約の件数の割合は、「統計調査」では7.6%、「調査」では3.5%となっているのに対し、「研究」では0.9%と特に低くなっている。そして、競争契約の件数は、「調査」における60件が他の契約内容に比べて多くなっているが、その主なものは、「情報システム開発、運用等の調査」、「世論・意識調査」、「動向・実態等の調査」等となっている。

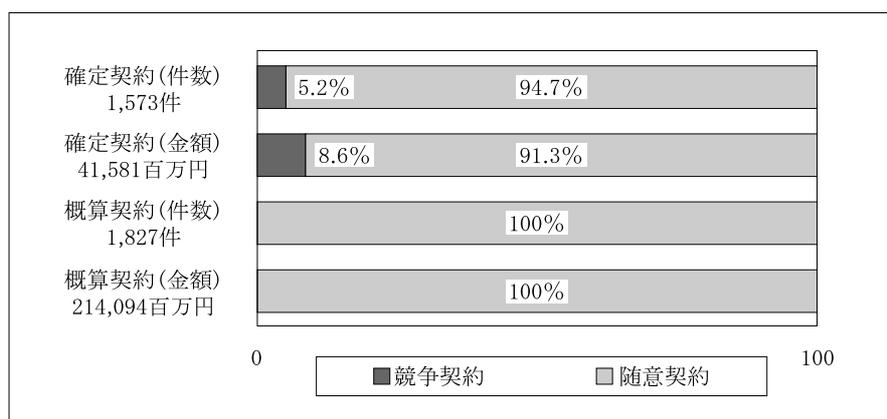
表6 契約内容別の契約方式の分類

(単位：件、百万円、%)

契約内容 \ 契約方式	競争契約				随意契約				合計			
	件数	割合	金額	割合	件数	割合	金額	割合	件数	割合	金額	割合
調査	60	3.5	949	1.3	1,612	96.4	70,110	98.6	1,672	100	71,060	100
統計調査	5	7.6	48	0.4	60	92.3	10,272	99.5	65	100	10,320	100
研究	11	0.9	2,508	1.6	1,192	99.0	151,367	98.3	1,203	100	153,876	100
検討	6	1.3	71	0.3	454	98.6	20,347	99.6	460	100	20,418	100
合計	82	2.4	3,578	1.3	3,318	97.5	252,097	98.6	3,400	100	255,675	100

確定契約・概算契約別にみると、図4のとおり、確定契約では、競争契約の割合は件数で5.2%、金額で8.6%となっており、概算契約では競争契約は見受けられなかった。

図4 確定契約・概算契約別の契約方式の分類

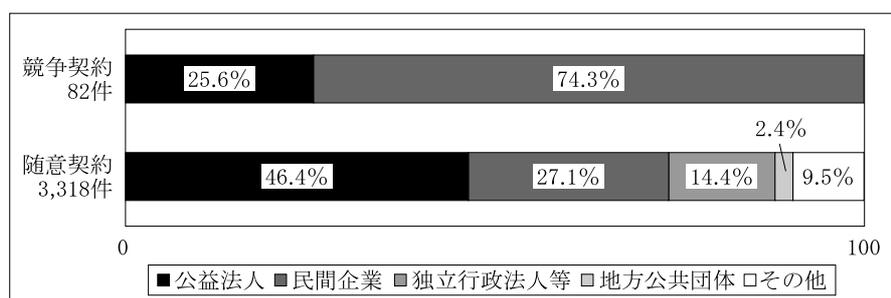


(イ) 契約相手方の状況

契約方式別に総件数に占める契約相手方の割合をみると、図5のとおりとなっている。

競争契約については、民間企業 74.3%、公益法人 25.6% となっているのに対し、随意契約については、公益法人 46.4%、民間企業 27.1%、独立行政法人等 14.4% などとなっている。このように、競争契約の契約相手方は民間企業が多く、随意契約の契約相手方は公益法人が多くなっている。なお、公益法人が契約相手方となっている競争契約の内容をみると、「調査」17件、「統計調査」3件及び「研究」1件となっていて、このうち「調査」の主なものは、「世論・意識調査」及び「動向・実態調査」となっている。

図5 契約方式別の契約相手方の分類



随意契約を締結している3,318件について、随意契約としている理由をみると、表7のとおり、契約件数の98.2%、契約金額の99.2%が「契約の性質・目的が競争を許さない」ことを理由としているが、その具体的な内容は、契約相手方が高度な知識や専門性を有する唯一の者であるためなどとしている。

表7 随意契約としている理由の分類

(単位：件、百万円、%)

随意契約としている理由	件数	割合	金額	割合
国の行為を秘密にする	18	0.5	708	0.2
競争に付したが落札者がいない	6	0.1	97	0.0
契約の性質・目的が競争を許さない	3,260	98.2	250,268	99.2
緊急の必要	1	0.0	18	0.0
競争に付すると不利	33	0.9	1,004	0.3
合 計	3,318	100	252,097	100

(ウ) 落札比率の状況

調査対象契約のうち、契約金額が契約締結時には確定していない概算契約を除く確定契約 1,573 件について、その契約方式別に契約金額の予定価格に対する割合(以下「落札比率」という。)をみると、表8のとおりとなっている。

調査研究事業における予定価格については、積算体系が確立している工事請負契約等と異なり、その妥当性を十分に検証できない面がある。したがって、一概に平均落札比率の高低をもって競争性を評価することはできないが、平均落札比率は競争契約で 80.6%、随意契約で 98.1% となっており、競争契約の方が随意契約に比べて平均落札比率が低くなっている。

表8 契約方式別の平均落札比率

(単位：件、%)

契約方式	契約件数	平均落札比率
競争契約	82	80.6
随意契約	1,491	98.1
合 計	1,573	97.2

イ 企画競争の状況

国が発注する調査研究事業について、契約の経済性、効率性及び公正性の確保の観点から競争契約の率を高めることは重要であるが、調査研究の内容によっては、競争契約を実施することが難しいものもあると考えられる。

こうした中で、近年、業者選定の公平性、透明性などの取組の一環として、複数の業者から仕様書案や企画書等を提出させるなどして、これらの内容や業務遂行能力が最も優れた者を選定する手続(以下「企画競争」という。)を経た上で、その者を契約相手方とする随意契約が増えている。

(ア) 企画競争の実施状況

調査対象契約のうち随意契約 3,318 件、2520 億余円について、企画競争を経ているものは、表 9 のとおり、529 件、474 億余円となっている。このうち、企画競争への参加者を公募により選定しているものは、454 件、455 億余円、参加者を限定して選定しているものは、75 件、19 億余円となっている。これを契約内容別にみると、「研究」においては、企画競争を経た随意契約を行っている割合が比較的高くなっているのに対し、「調査」、「統計調査」及び「検討」においては、その割合は低くなっている。

表 9 企画競争の実施状況
件数

(単位：件、%)

契約内容 企画競争の有無	調 査		統計調査		研 究		検 討		合 計		
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
随意契約(企画競争を実施していない)	1,506	93.4	58	96.6	774	64.9	451	99.3	2,789	84.0	
随意契約 (企画競争を実施している)	公募している	65	4.0	—	—	387	32.4	2	0.4	454	13.6
	参加者を限定している	41	2.5	2	3.3	31	2.6	1	0.2	75	2.2
	小 計	106	6.5	2	3.3	418	35.0	3	0.6	529	15.9
合 計	1,612	100	60	100	1,192	100	454	100	3,318	100	

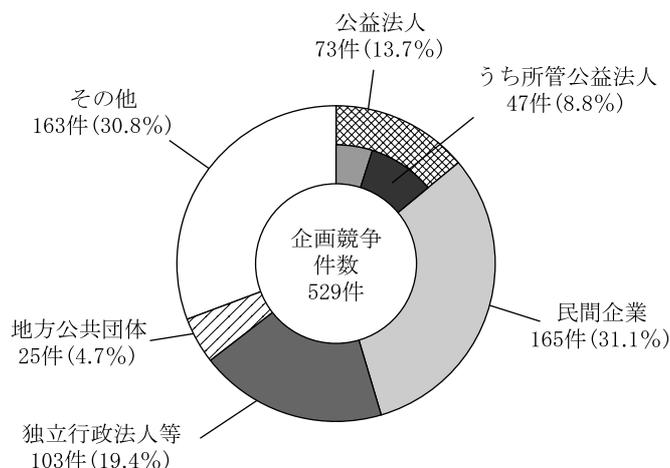
金額

(単位：百万円、%)

契約内容 企画競争の有無	調 査		統計調査		研 究		検 討		合 計		
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	
随意契約(企画競争を実施していない)	67,860	96.7	10,257	99.8	106,221	70.1	20,319	99.8	204,658	81.1	
随意契約 (企画競争を実施している)	公募している	1,507	2.1	—	—	43,992	29.0	19	0.0	45,519	18.0
	参加者を限定している	742	1.0	14	0.1	1,154	0.7	8	0.0	1,919	0.7
	小 計	2,249	3.2	14	0.1	45,146	29.8	27	0.1	47,438	18.8
合 計	70,110	100	10,272	100	151,367	100	20,347	100	252,097	100	

そして、前記(2)ア(イ)のとおり、随意契約全体においては、契約相手方は公益法人が多くなっているが、企画競争を経た場合の随意契約の相手方は、図 6 のとおり、競争契約の場合と同様に、公益法人に比べて民間企業の方が多くなっている。

図6 企画競争における契約相手方の分類



(イ) 企画競争の実施方法

複数の業者を参加させた企画競争を実施することは、業者選定の公平性、透明性が高まったり、仕様書や成果物の質を向上させたりすることにつながると考えられる。

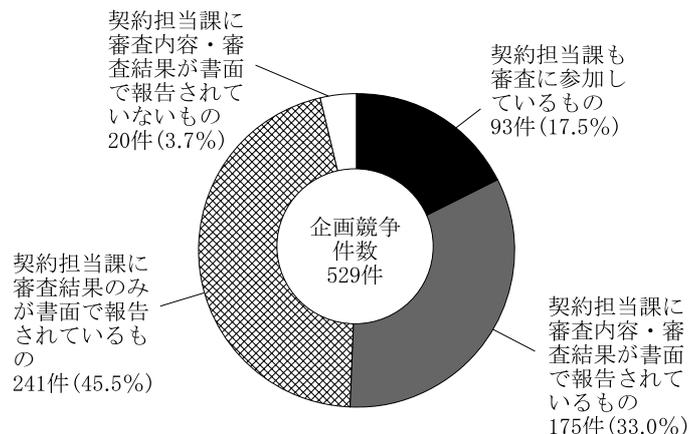
一方、企画競争については、調査研究事業の担当課(以下「担当課」という。)において実施されているのが通例であり、また、その実施方法も、担当課が契約ごとに要領等を定めて実施している場合とこれらを定めることなく実施している場合がある。

そこで、企画競争の実施方法及び実施体制についての現状をみると、次のとおりである。

① 契約担当課との関わり

企画競争における審査内容と契約担当課との関わりについてみると、図7のとおり、契約担当課も審査に参加しているものの割合は17.5%、契約担当課に審査内容・審査結果が書面で報告されているものの割合は33.0%、契約担当課に審査結果のみが書面で報告されているものの割合は45.5%、契約担当課に審査内容・審査結果が書面で報告されていないものの割合は3.7%となっている。

図7 企画競争における審査内容と契約担当課の関わり



② 審査する者の構成について

仕様書案や企画書等の審査には、専門的な知見が必要となる場合がある。そこで、第三者である外部専門家・外部有識者の専門的な知見を参考にして業者を選定しているかどうかについてみると、表10のとおり、外部専門家等が参加して審査を行っているものの割合は、「調査」では16.0%、「研究」では93.0%となっている。また、担当課及び契約担当課以外の職員が参加して審査を行っているものの割合は、「調査」では32.0%、「研究」では6.6%となっており、担当課の職員のみが審査を行っているものの割合は、「調査」では39.6%、「研究」では4.7%となっている。

表10 企画競争における審査を実施している者

(単位：件、%)

審査実施者 契約内容	担当課職員		左のうち担当課職員のみ		契約担当課職員		担当課及び契約担当課以外の職員		外部専門家・外部有識者		その他		合計
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数
調査	93	87.7	42	39.6	30	28.3	34	32.0	17	16.0	—	—	106
統計調査	2	100.0	—	—	2	100.0	—	—	—	—	—	—	2
研究	169	40.4	20	4.7	61	14.5	28	6.6	389	93.0	6	1.4	418
検討	3	100.0	3	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	3
合計	267	50.4	65	12.2	93	17.5	62	11.7	406	76.7	6	1.1	529

(注) 審査を実施している者が複数いるため、審査実施者の件数の合計は合計欄の数字とは一致しない。

③ 評価項目等の開示

仕様書案や企画書等の審査における評価項目及び評価点配分を事前に業者に開示することは、公正な競争のためには必要なことでもありと考えられることから、企画競争を実施する前に、評価項目、評価点配分等の審査事項等を応募者に事前に開示している割合をみると、表11のとおり、「調査」では24.5%、「研究」では44.2%となっている。

表11 評価項目等の開示状況

(単位：件、%)

契約内容	企画競争を実施しているもの	左のうち評価項目等を開示しているもの	開示率
調査	106	26	24.5
統計調査	2	—	—
研究	418	185	44.2
検討	3	—	—
合計	529	211	39.8

このように、企画競争については、その実施方法及び実施体制が区々となっているが、国の役務等の調達に当たっては競争契約が原則であることから、担当課が企画競争を実施しようとする場合においても、競争契約にできるかどうかの契約担当課の判断は重要と考えられる。また、企画競争における業者選定は担当課の判断に頼らざるを得ないとしても、契約事務を実際に行う契約担当課の関与により業者選定における透明性を担保することが必要である。

今後、企画競争を実施する場合には、担当課及び契約担当課における透明性及び審査体制の向上が重要な要素になるものと思料される。

ウ 競争性の拡大の可能性

国の契約は、原則として競争契約によることとされ、法令上随意契約が認められる場合でも安易に随意契約によることなく、契約金額等に応じて可能な限り競争契約の活用を図ることとされている。したがって、実態として随意契約が大宗を占めている調査研究事業に係る契約は、できる限り競争契約の拡大を図るべきである。また、競争契約が実施できない場合においても、当初から1者に限定することなく、複数の業者を参加させた企画競争を経た随意契約を行うなどして、実質的な競争性の拡大を図るべきものと考えられる。

そこで、調査研究事業に係る契約における競争性の拡大の可能性について検査した。

(ア) 「調査」について

「調査」のうち、複数の府省等において、競争契約や企画競争を経た随意契約により実施されている「情報システム開発、運用等の調査」、「世論・意識調査」、「動向・実態等の調査」、「政府開発援助費に関する調査」及び「PFIの導入可能性等に関する調査」についてみると、以下のようになっていた。

① 情報システム開発、運用等の調査について

情報システム開発、運用等の調査の中には、システムの更新等を検討したり、既存システムの運用等の調査を実施したりするに当たり、安全性の確保を理由として、担当課が業務の遂行において信頼性を有すると判断した既存システムの開発業者などと随意契約を行っているものが見受けられた。

しかし、システムの開発、運用等の調査において、安全性の確保を必要とする場合であっても、他者との比較検討を十分行わないまま随意契約を行うことは、契約の透明性及び公正性に欠けることになるおそれがあるため、仕様書等を安全性が保たれるような内容にしたり、信頼性を有する業者の把握に努めることにより、競争契約を行うことの検討が必要であると思料される。

② 世論・意識調査について

世論・意識調査についてみると、アンケートなどにより国民等の意識調査を実施しその結果を分析する内容となっているものが多くなっている。そして、これらの調査の中には、仕様書等で調査目的に応じた調査客体の抽出方法、調査方法等を具体的に提示しているため、履行可能な業者が複数になると判断し競争契約を行っているものが見受けられた。

一方、同種の世論・意識調査において随意契約を行っているものも見受けられたが、これらについても、仕様書等で調査客体の抽出方法、調査方法等が具体的に提示されているものはもとより、それがなされていないものについても具体的に提示できるよう努めることなどにより、競争契約を行うことの検討が必要であると思料される。

③ 動向・実態等の調査について

動向・実態等の調査についてみると、種々の分野において、現状を把握・分析し今後の施策等のための基礎資料とするものが多くなっている。そして、これらの調査の中には、仕様書等で調査目的に応じた調査項目、調査方法等を具体的に提示することにより、履行可能な業者が複数になると判断し競争契約を行っているものが見受けられた。

一方、同種の動向・実態等の調査において随意契約により実施しているものも見受けられたが、これらについても、仕様書等で調査項目、調査方法等を具体的に提示できるものについては競争契約を行うことの検討が必要であると思料される。

④ 政府開発援助費に関する調査について

政府開発援助費に関する調査についてみると、競争契約を行っているものや、企画競争を経た随意契約を行っているものが見受けられたが、一方では、契約相手方が専門分野において海外事情に精通していること、長年にわたって実績があるため信頼性を有していることなどを理由として企画競争によらない随意契約を行っているものも見受けられた。

しかし、政府開発援助の調査においては、各府省等や援助実施機関から多数発注がなされていて、十分な調査能力を有する業者も多数存在すると考えられることから、特定の者に限定することなく、競争契約を行ったり、企画競争を経た随意契約を行ったりすることの検討が必要であると思料される。

⑤ PFI の導入可能性等に関する調査について

PFI の導入可能性等に関する調査についてみると、企画競争を経た随意契約を行っているものが1件見受けられたが、そのほかは企画競争によらない随意契約となっていた。しかし、PFI 事業は、民間企業の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、その自主性と創意工夫で実施するものであるから、これらの調査についても、競争契約によることができないものについては、民間企業等からの様々な発案を積極的に取り上げるために企画競争を経た随意契約を行うことの検討が必要であると思料される。

(イ) 「研究」について

「研究」についてみると、前記(2)イ(ア)のとおり、企画競争を経た随意契約を行っているものが他の契約内容と比べて多いものの、過去の研究実績等に基づき企画競争によらない随意契約を締結しているものも多数見受けられた。「研究」では、「調査」よりも発注者である国が仕様書等の内容等を具体的に提示することが困難な面が多いことから、複数の者から実施計画書等を提出させ、その中から最も優れたものを選定することは、質の高い成果物を取得するためには効果的であると考えられる。したがって、「研究」において、国が仕様書等を具体的に提示できず競争契約によることができないものについては、企画競争を経た随意契約を行うことの検討が必要であると思料される。

(ウ) 仕様書等の内容等と競争性の拡大の可能性

(ア)で記述したとおり、競争契約を行うためには、国が仕様書等の内容を具体的に提示するなどして複数の業者が入札に参加できるようにすることが重要な要素と考えられる。

しかし、具体的な仕様書等を作成すると事務量が増加するなどの理由から、その検討を十分に行うことなく、随意契約により発注する場合も考えられるが、府省等の中には、要求する調査目的が達成可能な範囲内で仕様書等の調査内容、調査方法等をできる限り一般的、具体的なものにすることで、競争契約を行っているものも見受けられた。

(エ) 継続契約に係る競争性の拡大の可能性

継続契約の中には、毎年度、企画競争によらず、同一の者と随意契約を行っているものが多く見受けられる。

しかし、長期間にわたり、継続して企画競争によらない随意契約を行ってきたものの中に、14年度において一般競争や企画競争を実施したところ、複数の業者が入札又は応募してきたものが見受けられた。このように、継続契約についても、年数の経過とともに他の業者にも知識の蓄積などが行われ、競争契約や企画競争を経た随意契約が可能なものもあると思料される。

(オ) 委託契約における競争の可能性

調査研究事業を委託契約により実施する場合に、担当課で把握している業者と過去に契約実績があるという理由から随意契約を行っているものが見受けられる。

しかし、担当課で把握している業者だけでなく、自府省等の他の部署や他府省等における契約実例を調査するなど履行が可能な他の業者の把握に努め、競争性の確保について更に検討が必要であると思料される。

以上のように、国が発注している調査研究事業の競争契約の割合は極めて低いが、競争契約の経済的効果は落札比率の状況からもうかがえる。そのため、発注者側でも仕様書等ができる限り一般的、具体的なものになるように工夫するなどし、競争契約に移行する努力が必要であり、また、競争契約が困難なものについても、成果物の質の向上を図るなどのために企画競争を経た随意契約の可否を検討することが望ましい。

(3) 予定価格の作成状況

国は、競争契約又は随意契約を行う場合、契約金額を決定するための基準となる予定価格を当該契約に係る仕様書等に基づいて作成することとされている。この予定価格は、歳出予算の限度内において契約するための予定契約金額の上限としての意味を持つほか、予算をもって最も経済的な調達をするために適正かつ合理的な価格を積算し、これにより入札価格を評価する基準としての意味もある。そして、仕様書等に不確定な要素があるため概算契約によらざるを得ない場合においても、予定価格は確定契約と同様に作成されることになる。

調査研究事業の場合については、一般的には、積算項目として、人件費、業務費(旅費、諸謝金、事務用品費等)等の直接費と、一般管理費、技術経費等(以下これらを合わせて「諸経費」という。)の間接費とがあり、これらにより予定価格が算定されているが、積算体系が確立している工事請負契約等とは異なり、履行方法等に不確定な要素があることなどから、その算定には困難を伴う面もある。

ア 予定価格の算定方法

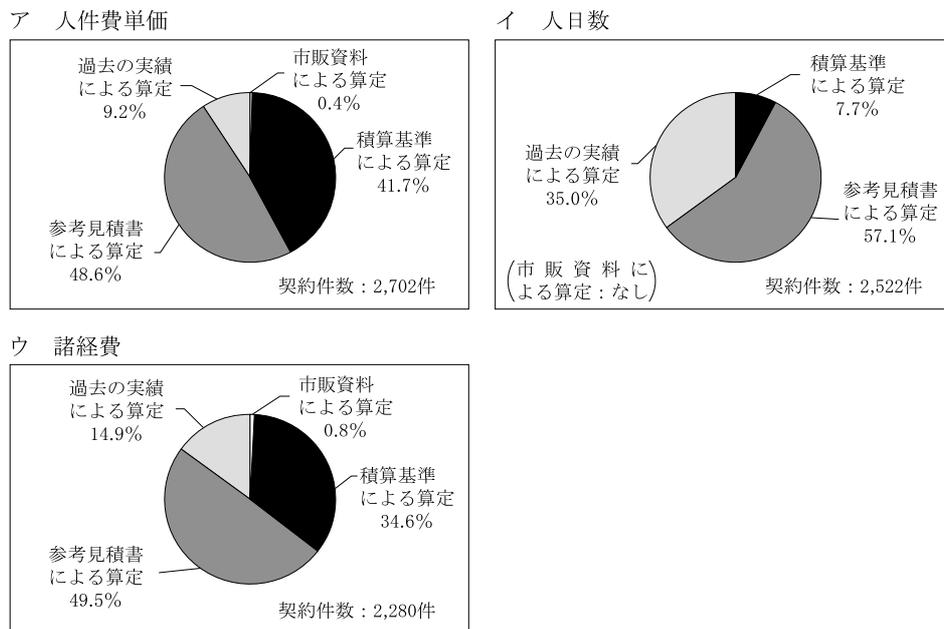
調査研究事業の予定価格に係る積算項目の内訳は区々となっており、統一的に比較しにくい面があることから、主に共通的に積算されている人件費及び諸経費について、それぞれの算定方法をみると、次のとおりとなっていた。

これらの算定方法は、大別すると、①自府省等又は他府省等で定めた積算基準を使用又は準用しているもの(以下「積算基準による算定」という。)、②契約ごとに相手方から徴した参考見積書又は人件費単価等について相手方が定めている受託規程等を参考にしているもの(以下「参考見積書による算定」という。)、③過去の同種の契約実績や予定価格を参考にしているもの(以下「過去の実績による算定」という。)、④市販資料を参考にしているもの(以下「市販資料による算定」という。)の四つに区分できる。そこで、この区分によりその状況をみると次のとおりである。

(ア) 積算項目別にみた算定方法の状況

人件費(単価×人日数)及び諸経費の積算項目ごとの算定方法を契約件数の割合で見ると、図8のとおりである。

図8 積算項目別の算定方法



(注) 各積算項目について、算定方法が重複している契約は除く。以下図9から図11において同じ。

人件費単価については、積算基準及び参考見積書による算定が41.7%及び48.6%とほぼ同様の割合となっている。諸経費については、参考見積書による算定が49.5%と最も高く、積算基準による算定が34.6%となっている。

一方、人日数については、参考見積書による算定が57.1%、過去の実績による算定が35.0%となっている。調査研究事業では、契約の内容ごとに作業内容が異なるため、請負工事における歩掛り等のように積算基準が作成されているものは少ない状況となっている。

(イ) 確定契約・概算契約別にみた算定方法の状況

確定契約・概算契約ごとに積算項目の算定方法を契約件数の割合でみると、図9のとおりである。

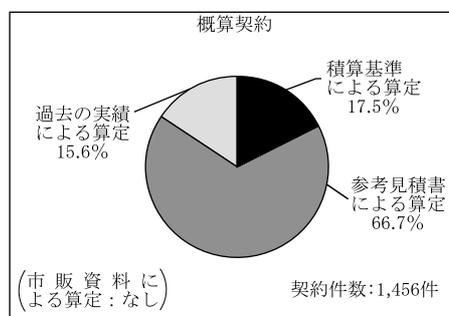
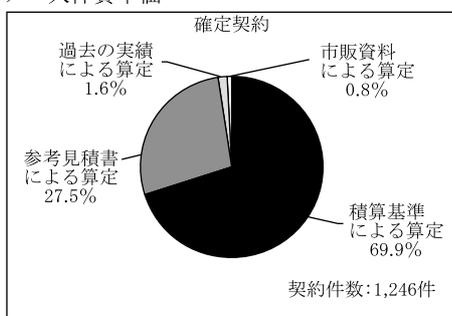
確定契約では、人件費単価及び諸経費については、積算基準による算定がそれぞれ69.9%及び63.0%と最も高くなっている。また、人日数については、参考見積書による算定が47.6%となっているが、過去の実績による算定も46.2%となっている。確定契約の割合が高い「調査」については、仕様書等で契約の内容が確定している事業が多

く含まれていることから、積算基準等発注者の持つ情報によって算定することが可能となっているものと思料される。

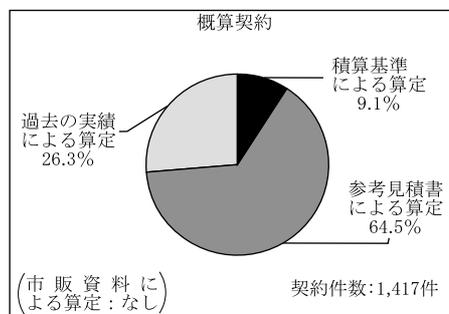
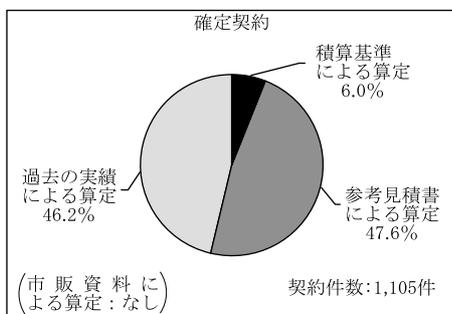
一方、概算契約では、人件費単価、人日数及び諸経費のいずれの積算項目においても、参考見積書による算定がそれぞれ66.7%、64.5%及び62.0%と最も高くなっている。仕様書等に不確定要素が多く概算契約の割合が高い「研究」については、積算基準の作成が困難であるため、契約相手方が持つ情報によって算定しなければならないことが多いと思料される。このことから、概算契約では、契約の履行後における適正な額の確定が重要となってくる。

図9 確定契約・概算契約別の算定方法

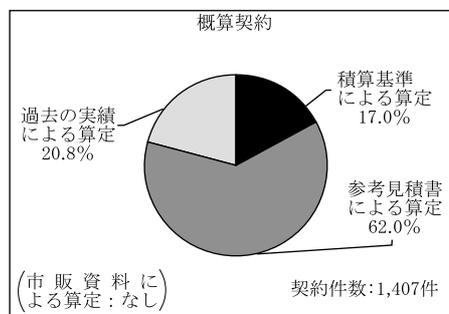
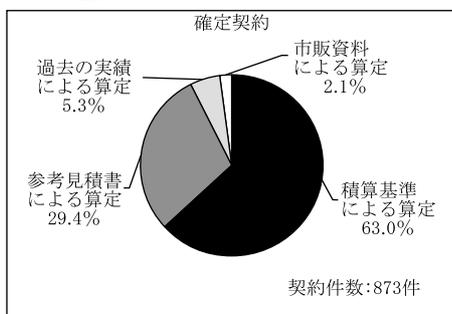
ア 人件費単価



イ 人日数



ウ 諸経費



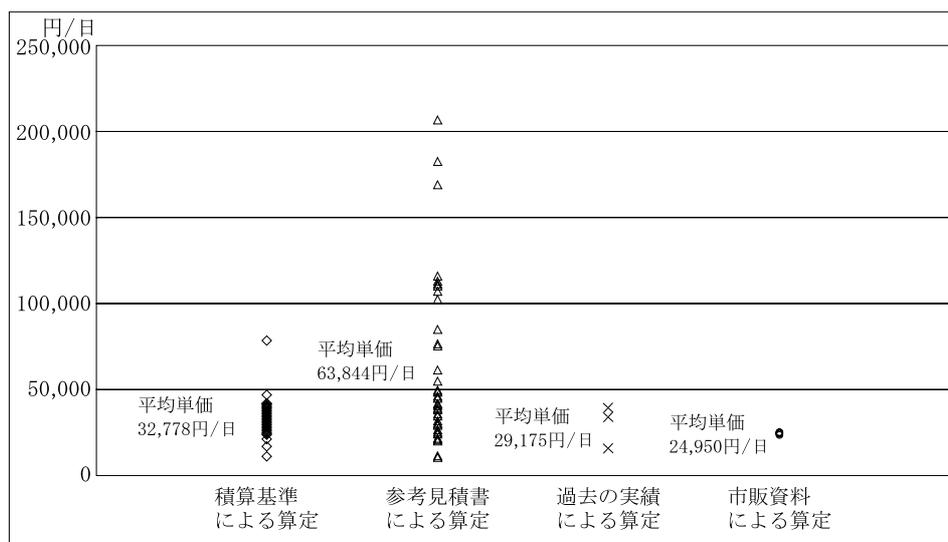
イ 算定方法別の人件費単価及び諸経費の算定状況

(ア) 算定方法別の人件費単価の状況

調査対象契約について、人件費単価の内訳をみると、人件費のみを計上しているものと人件費に間接費を含めて計上しているものがある。

そして、予定価格算定調書を徴した契約 159 件の中で、人件費のみを計上している契約のうち、算定方法が重複しているものなどを除いた 97 件についてみると、図 10 のとおり、契約により内容や難易度の違いがあるため一律に比較できないものの、積算基準による算定は 10,935 円/日～78,565 円/日(平均単価 32,778 円/日)であるのに対し、参考見積書による算定は 11,180 円/日～207,000 円/日(平均単価 63,844 円/日)となっていて、参考見積書による算定は積算基準による算定と比較してばらつきが大きく、平均も高くなっている。

図10 算定方法別の人件費単価の分布



注(1) 人件費単価は、契約ごとの平均単価である。

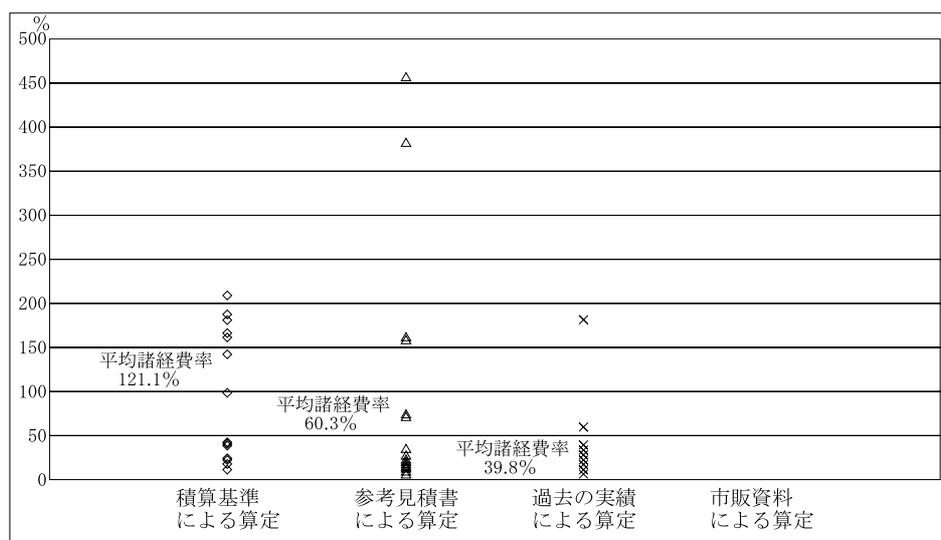
注(2) 1時間当たりの単価を計上している契約については、1日を7.5時間として1日当たり単価に換算している。

(イ) 算定方法別の諸経費の状況

予定価格において算定される諸経費は、法人等を運営していくためなどに必要な間接的経費である。その積算方法についてみると、対象経費に諸経費率を乗じて算定しているものがほとんどであり、この対象経費は、人件費のみのもの、人件費、業務費等の直接費全体であるものなど契約ごとに異なっていた。

そこで、前記の159件の契約の中で、諸経費を算定している契約のうち、算定方法が重複しているものなどを除いた82件について、算定方法別に諸経費率をみたところ、図11のとおり、参考見積書による算定は積算基準による算定に比べてばらつきが大きいものの、平均では積算基準による算定が参考見積書による算定に比べて高くなっている。

図11 算定方法別の諸経費率の分布



注(1) 諸経費率は契約ごとの人件費に対する諸経費の割合として算出している。

注(2) 「市販資料による算定」には該当する契約はない。

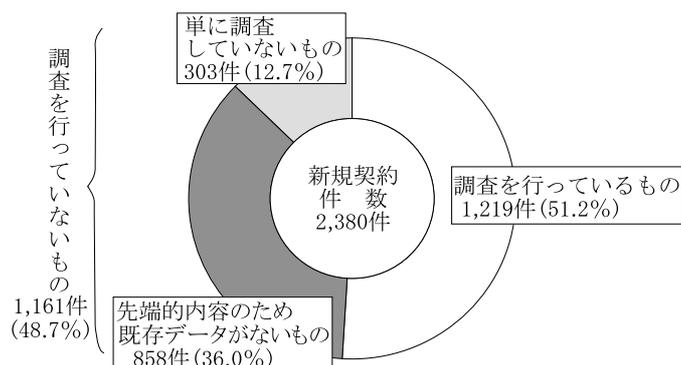
(4) 事業の実施についての事前調査及び見直しの検討状況

調査研究事業について新規に契約する場合には、予算の効率的使用の観点から、既存データの利用可能性を調査し、事業の重複を回避することは重要であり、また、複数年度にわたり同一業務に係る契約を年度ごとに締結しているものについては、事業環境の変化等に対応した見直しの検討が必要である。特に、同一の契約相手方と継続して行っている契約については、事業の透明性を確保するためにも、十分な見直しの検討が必要と考えられる。

ア 新規契約における既存データの利用可能性の調査

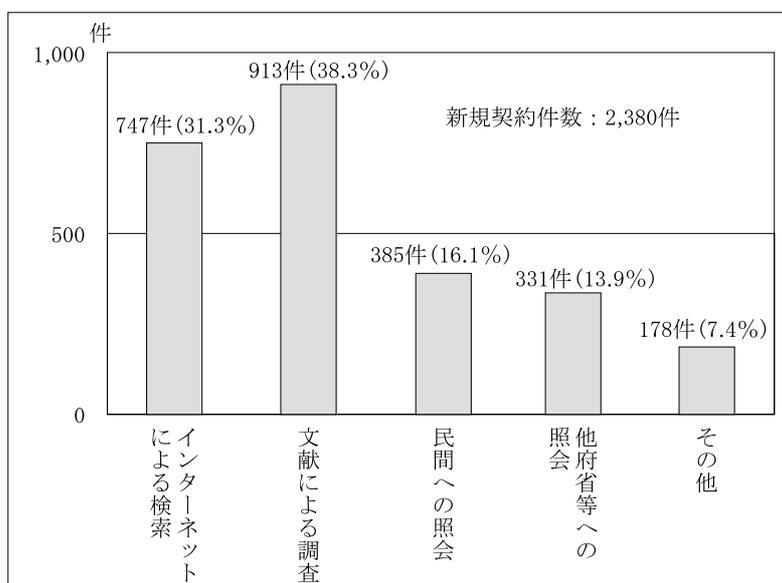
新規に調査研究事業を実施するに当たり、事前に府省等内外にある既存データの利用可能性について調査を行っているかどうかをみると、図12のとおり、新規契約件数2,380件のうち、1,219件(新規契約件数全体の51.2%)についてはこれを行っているとしている。

図12 既存データの利用可能性に関する調査の有無



そして、その調査方法をみると、図13のとおり、他府省等への照会が331件(新規契約件数全体の13.9%)、民間への照会が385件(同16.1%)、インターネットによる検索が747件(同31.3%)、文献による調査が913件(同38.3%)となっていて、文献やインターネットによる調査の割合が他の調査方法と比べて高くなっている。一方、実施する調査研究事業が先端的内容のため既存のデータがないなどとして事前に調査を行っていないとしているものが1,161件(同48.7%)となっている。

図13 調査方法の状況



(注) 既存データの利用可能性について複数の調査を行っているものがあるため、調査方法別の合計は、調査を行っている新規契約件数1,219件とは一致しない。

イ 同一継続契約に係る見直しの検討状況

(ア) 同一継続契約の状況

継続契約 1,020 件の中には、表 12 のとおり、調査研究事業の年度別の全体計画をあらかじめ定めて実施しているもの 574 件、454 億余円と、全体計画をあらかじめ定めて実施しているもの 446 件、746 億余円とがある。このうち、全体計画を定めずに同一の契約相手方と締結している継続契約(以下「同一継続契約」という。)は、表 13 のとおり、431 件、739 億余円あり、これらについて調査したところ、次のような状況となっていた。

同一継続契約が継続している期間をみると、10 年以上実施しているものが 95 件、303 億余円、5 年以上 10 年未満実施しているものが 79 件、99 億余円、2 年以上 5 年未満実施しているものが 257 件、336 億余円あり、10 年以上実施しているものが同一継続契約全体のうち、件数で 22.0%、契約金額で 41.0%を占めている。

表12 継続契約における計画の有無
(単位：件、百万円)

計画の有無	契約開始年度	契約件数	契約金額
計 画 有	11年度以前	172	12,518
	12年度	109	8,994
	13年度	293	23,890
小 計		574	45,404
計 画 無	11年度以前	234	42,756
	12年度	73	9,235
	13年度	139	22,644
小 計		446	74,636
合 計		1,020	120,040

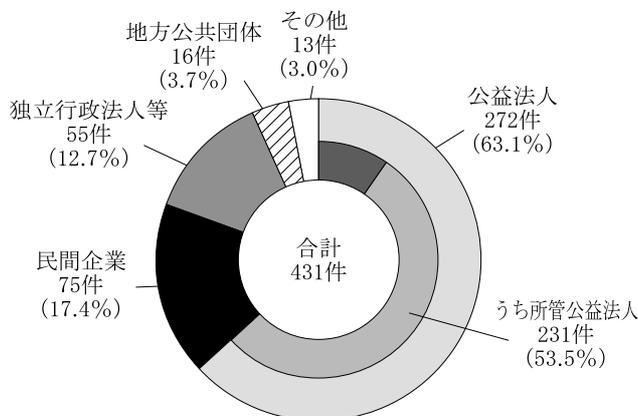
(注) 統計法(昭和 22 年法律第 18 号)等の法令に基づいて毎年実施されているものも含む。

表13 同一継続契約に係る継続期間の分布状況
(単位：件、百万円、%)

継 続 期 間	契 約 件 数		契 約 金 額	
	件 数	割 合	金 額	割 合
10年以上	95	22.0	30,316	41.0
5 年以上10年未満	79	18.3	9,969	13.4
2 年以上 5 年未満	257	59.6	33,619	45.4
合 計	431	100	73,904	100

また、同一継続契約について、契約相手方別にみると、図14のとおり、公益法人が相手方となっているものが63.1%と他の契約相手方と比べて多くなっている。

図14 同一継続契約の契約相手方別の分類

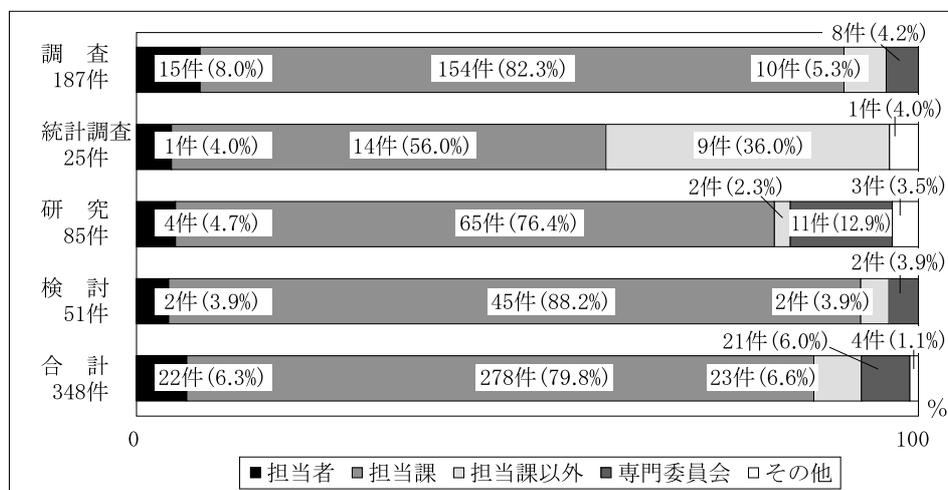


(イ) 同一継続契約における契約の見直しの検討状況

同一継続契約431件のうち、13年度又は14年度において、過去の契約の実施状況を踏まえて契約の内容、実施期間、契約相手方、継続の必要性の有無等の見直しの検討をしたとしているものは、80.7%を占める348件となっている。

そして、上記348件について見直しを検討した部局等の状況を見ると、図15のとおり、担当課の担当者だけで検討しているものが22件、6.3%、担当課だけで検討しているものが278件、79.8%、担当課以外の者が参加して検討しているものが23件、6.6%、専門委員会を設置して検討しているものが21件、6.0%となっており、「調査」等のいずれにおいても担当課だけで見直しを検討しているものの割合が最も高い状況となっている。

図15 見直しを検討した部局等



また、前記 348 件について、見直しを検討した対象別の状況をみると、表 14 のとおり、契約の内容は 312 件、89.6%、実施期間は 130 件、37.3%、契約相手方は 151 件、43.3%、継続の必要性の有無は 211 件、60.6%となっており、「調査」等のいずれにおいても実施期間、契約相手方又は継続の必要性の有無について見直しを検討しているものの割合は、契約の内容について見直しを検討しているものの割合に比べて低い状況となっている。

表14 見直しを検討した対象

(単位：件、%)

検査対象 契約内容	契約の内容		実施期間		契約相手方		継続の必要性の有無		その他		合計
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数
調査	165	88.2	58	31.0	69	36.8	113	60.4	5	2.6	187
統計調査	23	92.0	2	8.0	13	52.0	10	40.0	1	4.0	25
研究	78	91.7	50	58.8	44	51.7	53	62.3	4	4.7	85
検討	46	90.1	20	39.2	25	49.0	35	68.6	2	3.9	51
合計	312	89.6	130	37.3	151	43.3	211	60.6	12	3.4	348

(注) 見直しを検討した対象が複数あるため、検査対象別の件数の合計は合計欄の数字とは一致しない。

(5) 契約締結後の履行の状況

調査研究事業の契約の適正な履行を確保するという面で重要となる再委託の状況について調査するとともに、適正な支払額を担保するという面で重要となる概算契約における事業終了後の額の確定の状況について分析を行うこととした。

ア 委託契約における再委託の状況

国は、委託契約や請負契約の相手方を選定する際には、相手方の契約実績、経営規模、経営状況等を評価している。したがって、契約相手方が、これらの契約を更に第三者に再委託又は下請に出すことを無条件に認めると、当該契約相手方を選定した発注者の意思に沿わないことになり、また、契約の履行について責任の所在が不明確になって適正な履行の確保が阻害されるなどのおそれがある。このため、一般的には、再委託又は下請は発注者の承認を要することとされている。

そこで、調査対象契約のうち契約金額の 80%以上を占める委託契約 1,882 件について、委託契約の相手方(以下「受託者」という。)が行っている再委託の状況を調査した。

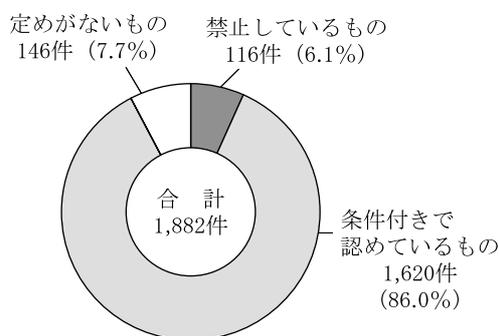
(ア) 再委託に係る契約条項の状況

再委託の取扱いについて、契約書、仕様書等の条項(以下「契約条項」という。)で

のように定めているかをみると、図16のとおり、禁止しているものは、116件、6.1%、条件付きで認めているもの(委託業務の全部又は一部を発注者の承認なしに第三者に委託してはならないなどとするもの)は、1,620件、86.0%、定めがないものは、146件、7.7%となっている。

このうち、定めがない場合には、契約の履行について責任の所在が不明確になり適正な履行の確保が阻害されるおそれがあることから、再委託を認めるか否か、認める場合の条件等に関する契約条項を規定することが必要と思料される。

図16 再委託に係る契約条項の状況



(イ) 再委託の実施状況

実際に再委託を実施している契約は、委託契約件数 1,882 件の 32.7% に当たる 616 件である。

このうち、府省等において再委託金額を把握している契約は、表15のとおり、598件、支払金額の総額は946億余円であり、その再委託金額の総額は、437億余円(支払金額の総額に対する割合46.2%)となっている。これを受託者別にみると、再委託している契約件数の割合は、民間企業に比べて、独立行政法人等、地方公共団体及び公益法人において高くなっている。

表15 受託者別の再委託の実施状況

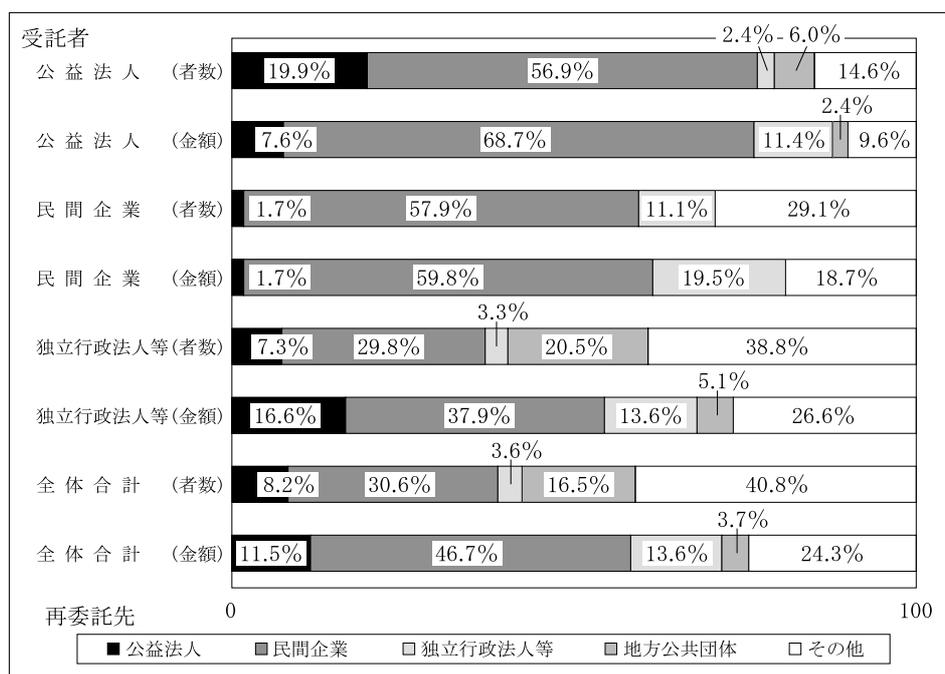
(単位：件、百万円、%)

受託者	件数・金額 契約総件数 (A)	再委託している 契約件数 (B)	割合 (B)/(A)	支払金額の 総額 (C)	再委託金額の 総額 (D)	割合 (D)/(C)
公益法人	705	230	32.6	25,861	10,781	41.6
うち所管公益法人	565	171	30.2	18,222	5,600	30.7
民間企業	383	67	17.4	11,765	5,031	42.7
独立行政法人等	435	167	38.3	42,475	22,537	53.0
地方公共団体	81	27	33.3	655	250	38.1
その他	278	107	38.4	13,863	5,163	37.2
合計	1,882	598	31.7	94,621	43,764	46.2

(ウ) 再委託先の状況

受託者別に再委託先の状況をみると、図17のとおり、独立行政法人等や公益法人から民間企業への再委託は高い割合で実施されているのに対して、民間企業から独立行政法人等や公益法人に対する再委託は低い割合で実施されている状況である。

図17 再委託の相手先別実施状況



(エ) 再委託金額の状況

再委託を実施している契約について、その最終支払金額に対する再委託金額の占める割合(以下「再委託費率」という。)をみると、表16のとおりであり、このうち再委託費率が50%以上の契約が188件、31.4%となっている。これを受託者別にみると、

表17のとおり、公益法人が48件、25.5%、独立行政法人等が46件、24.4%、民間企業が21件、11.1%となっていた。

このうち、再委託費率が非常に高くなっている契約を抽出してみたところ、契約の内容に即して、複数の再委託先が異なる実験を実施しており、受託者が実験結果を取りまとめている例など、受託者においては総括管理の業務を行っている状況となっていた。

表16 再委託費率の状況

(単位：件、%)

再委託費率	10%未満		10%以上 20%未満		20%以上 30%未満		30%以上 40%未満		40%以上 50%未満		50%未満 小計			
	件数	割合	件数	割合										
契約件数	87	14.5	77	12.8	69	11.5	70	11.7	107	17.8	410	68.5		
再委託費率	50%以上 60%未満		60%以上 70%未満		70%以上 80%未満		80%以上 90%未満		90%以上		50%以上 小計		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合								
契約件数	33	5.5	35	5.8	22	3.6	25	4.1	73	12.2	188	31.4	598	100

表17 再委託費率が50%以上の状況

(単位：件、%)

受託者	再委託費率		50%以上75%未満		75%以上		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
公益法人	15	20.0	33	29.2	48	25.5		
民間企業	16	21.3	5	4.4	21	11.1		
独立行政法人等	29	38.6	17	15.0	46	24.4		
地方公共団体	3	4.0	5	4.4	8	4.2		
その他	12	16.0	53	46.9	65	34.5		
合計	75	100	113	100	188	100		

(オ) 再委託を実施している理由

再委託を承認した理由としては、調査研究事業の一部を当該分野について専門性を有している企業等に対して再委託した方が、当該業務を行う上で効率的、合理的であるなどとしている。

前記のとおり、契約相手方の選定は、事業全体を勘案し実施するのに最も適した者が選定されることになるが、随意契約が大部分を占める調査研究事業の契約相手方の場合は、特にこの面が強いと考えられる。また、再委託費率が高くなっている契約があることから、当該事業の一部であっても、再委託をする場合、発注者として受託者を選定した際の理由と矛盾することのないよう再委託することの効率性、合理性等を

十分考慮し承認することが必要であると考えられる。

なお、公益法人に対して交付された補助金、委託費等のうち、その50%以上が他の法人等の第三者に交付されるものについては、当該補助金、委託費等の廃止等も含め、前記の「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」に基づき、各府省等において、見直し、検討が行われているところである。

イ 概算契約における事業終了後の額の確定

(ア) 契約金額と額の確定後の最終支払金額

国が概算契約により発注する調査研究事業は、成果物が完成した時点で、それに要した実際の事業費が決まり、その後、当初契約金額(変更契約を実施している場合は変更後契約金額)を上限とした額の確定を行って最終支払金額とするものである。そのため、例えば、当初の想定より少ない人日数となったり、仕様書等で想定していたものと異なった機材を購入したり、外国に赴いて調査を行う計画が変更になったりした場合など当初契約金額と最終支払金額との間で差額が生じることがある。また、概算契約の予定価格は、前記(3)ア(イ)にあるように、業者の参考見積書により算定されているものが多い。

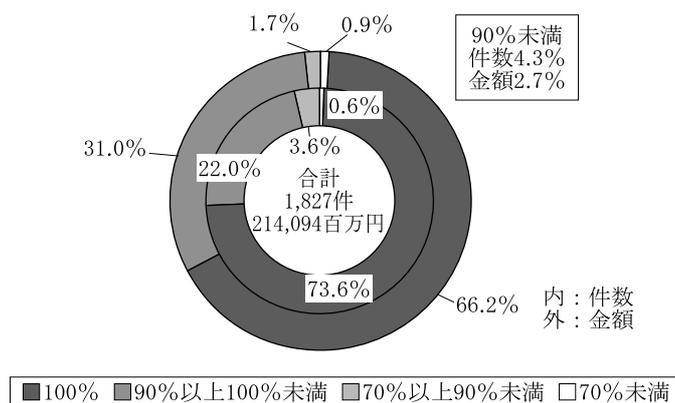
このようなことから、概算契約においては、額の確定が重要となる。

調査対象契約のうち概算契約1,827件、2140億余円について、最終支払金額の当初契約金額に対する割合(以下「精算比率」という。)の別に分類すると、図18のとおり、精算比率が100%(実際に要した事業費が当初契約金額を上回る場合でも、その当初契約金額を上限とした額の確定が行われるため精算比率は100%となる。)の契約の割合が、概算契約全体の件数で73.6%、契約金額で66.2%を占めている。

また、精算比率が90%未満のもの割合は、件数で4.3%、契約金額で2.7%となっている。そして、これら精算比率が90%未満となっている契約の契約条項についてみると、費目間で流用を認めていないものや、費目間の流用をある程度制限しているものが見受けられた。

この費目間の流用を制限する理由は、人件費において無制限に他の費目からの流用を認めてしまうと、人件費の増加により事業費の節減が阻害されるなどのおそれがあるためである。

図18 精算比率の状況



(イ) 額の確定方法

概算契約における調査研究事業の額の確定の方法について、その実施状況をみると表18のとおりである。

表18 契約内容別の額の確定方法

(単位：件、%)

契約内容 確定方法	調査		統計調査		研究		検討		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
現地で書類等により確認及び提出書類で確認	221	34.7	2	9.0	524	50.8	32	23.0	779	42.6
現地で書類等により確認	123	19.3	—	—	118	11.4	15	10.7	256	14.0
小計	344	54.0	2	9.0	642	62.3	47	33.8	1,035	56.6
提出書類で確認	290	45.5	20	90.9	370	35.9	92	66.1	772	42.2
その他	2	0.3	—	—	18	1.7	—	—	20	1.0
合計	636	100	22	100	1,030	100	139	100	1,827	100

これを契約内容別にみると、現地で確認した件数の割合は、「研究」では62.3%、「調査」では54.0%となっており、提出書類だけで確認した件数の割合は、「統計調査」では90.9%、「検討」では66.1%となっている。

額の確定においては、提出書類のみによる確認であっても精算報告書とともにその根拠となる領収書、作業日報等の書類を提出させている場合もあり、必ずしも現地に行っていないことで確認行為が不十分であるとは言えない。

そこで、提出書類による確認を行っているものについて、その確認行為の実状を検査したところ、不確定要素が多いために概算契約にしたにもかかわらず、根拠となる領収書、作業日報等の書類を全く提出させていないものがある一方、提出させた書類

を担当課と契約担当課で二重にチェックするなど確認方法を強化しているものも見受けられた。

(6) 成果物の公表及び管理の状況

調査研究事業の結果を取りまとめた成果物については、これを各府省等が行う施策に活用することにより一層精度の高い施策を実行することができ、また、その内容を公表することは、他の府省等の事業との重複を避けることはもとより施策に対する国民の信頼を確保することにつながるとともに、国民にとっても有用な情報が利用可能となる。

そこで、成果物がどのような方法でどの程度公表されているか、また、その管理はどのように行われているのかなどについて調査した。

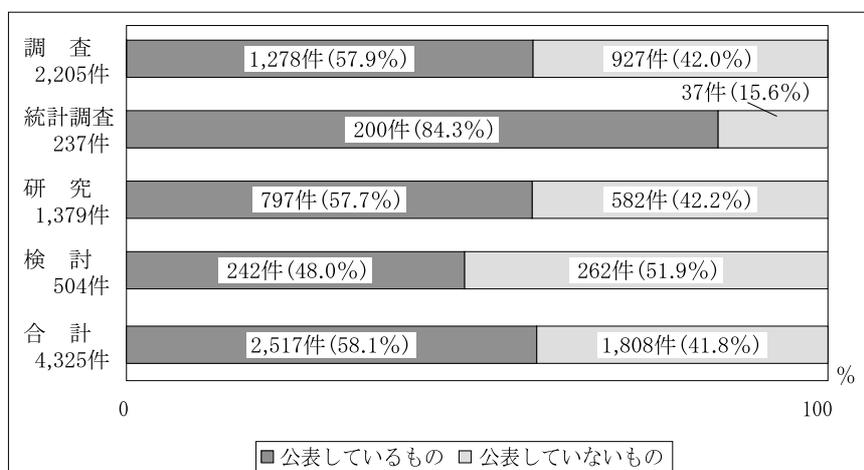
調査研究事業は、契約によっては複数の成果物を求めているものがあるため、調査対象契約 3,400 件に係る成果物の総数は 4,325 件となっており、これらについて、その公表状況等をみると、次のとおりである。

ア 成果物の公表

(ア) 成果物の公表の状況

成果物 4,325 件の公表状況を見ると、図 19 のとおり、公表しているものは、概要のみの公表も含めて 2,517 件、58.1%で、全く公表していないものは 1,808 件、41.8%となっている。これを契約内容別にみると、「調査」、「研究」共に、公表されているものの割合は 60%弱となっている。また、「統計調査」において、237 件のうち公表されているものの割合が 84.3%と高くなっているのは、法令に基づき公表を原則とするものなどを多く含んでいることによる。

図19 契約内容別の公表率の状況

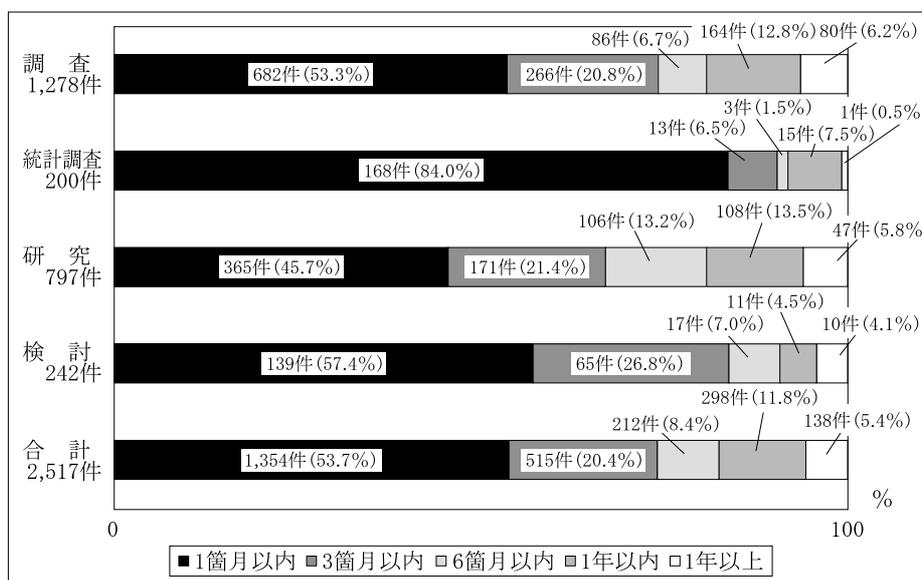


(イ) 公表の時期及び方法

公表している成果物 2,517 件について、その公表時期をみると、図 20 のとおり、半数以上が受領後 3 箇月以内に公表されているが、中には公表までに 1 年以上経過しているものも 5.4%となっていた。

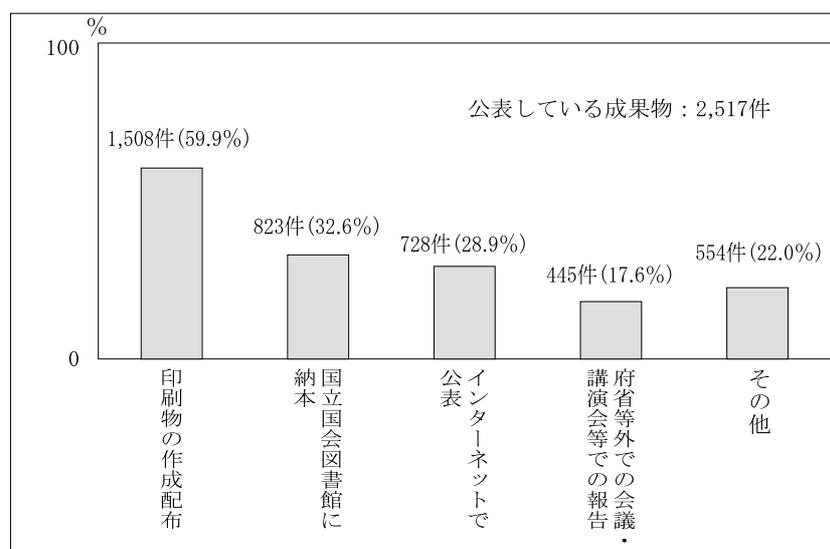
これを契約内容別にみると、「調査」、「統計調査」及び「検討」においては、それぞれ半数以上が 1 箇月以内に公表されているのに対し、「研究」においては、1 箇月以内の公表の割合が半数以下にとどまっている。

図20 契約内容別の公表時期



公表している成果物 2,517 件の公表方法別の割合をみると、図 21 のとおり、印刷物の作成配布をしているものが 59.9%と最も高くなっているが、これは、成果物を関係機関等に印刷物で配布しているものが多いためである。また、国立国会図書館に納本をしているものが 32.6%、インターネットで公表をしているものが 28.9%、府省等外での会議・講演会等で報告をしているものが 17.6%などとなっている。

図21 成果物の公表方法の状況



(注) 一つの成果物の公表方法が複数あるため、方法別の件数の合計は公表している成果物の合計とは一致しない。

(ウ) インターネットによる公表

公表している成果物 2,517 件のうちインターネットで公表をしているものの割合は、前記(イ)のとおり 28.9% (成果物全体に対しては 16.8%)にとどまっている。

各府省等で実施されている調査研究事業のうち、複数の府省等で共通に実施されている分野であるため、成果物の内容が他の契約の参考になる可能性のあるダイオキシン、リサイクル、PFI などの契約における成果物 281 件について、府省等間におけるインターネットの活用状況をみると、表 19 のとおりとなっていた。すなわち、契約を発注するに当たりインターネットによる事前検索を行ったものが 78 件、27.7%、また、契約履行後の成果物をインターネットにより公表したものが 28 件、9.9%と共に低くなっており、各府省等で共通する事項の調査研究事業においてもインターネットの活用が低調となっている。

表19 府省等間におけるインターネットの活用状況

(単位：件、%)

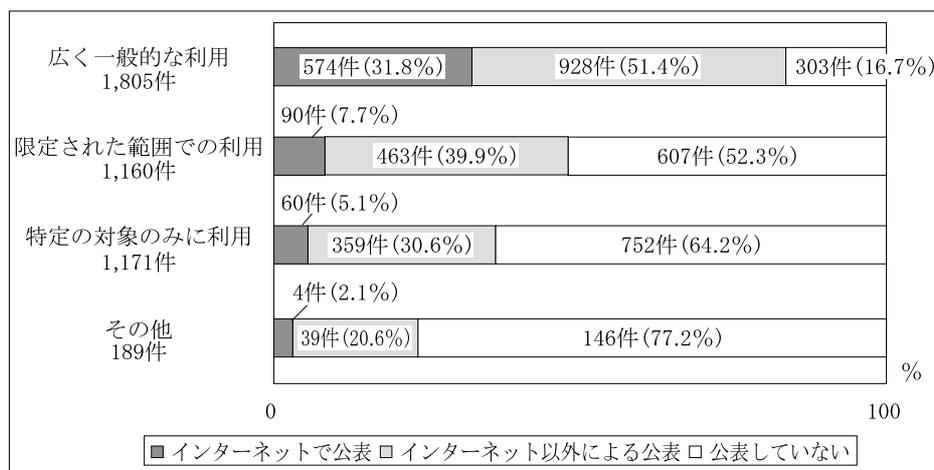
共通分野	対象 省庁数	成果物 件数	既存データのインターネットでの事前 検索の有無		インターネットでの 公表の有無	
			有	無	有	無
ダイオキシン	5	36	13	23	7	29
公害	3	9	1	8	—	9
リサイクル	6	16	2	14	1	15
遺伝子	3	18	—	18	3	15
インターネット	5	17	3	14	—	17
PFI	6	17	6	11	2	15
地震災害	7	27	10	17	2	25
政府開発援助	11	141	43	98	13	128
合計	46	281	78	203	28	253
成果物件数に対する割合			27.7	72.2	9.9	90.0

(注) 成果物件数は、契約件名の中にダイオキシン、リサイクルなどの共通分野の言葉が入っている契約の成果物の件数である。

さらに、前記成果物 4,325 件について、当初想定の利用範囲とインターネットによる公表状況の関係をみると、図 22 のとおり、広く一般的な利用を想定している成果物 1,805 件のうち、インターネットで公表している成果物は 574 件、31.8%にとどまっている。

一方、インターネットの普及率は急速に伸びており、広く一般的な利用を想定していた成果物はもとより、公表が可能なものについては、他の府省等だけではなく、広く国民が容易に利用できるよう可能な限りインターネットで公表することが有効であると考えられ、迅速な公表が行えるような成果物の納入形態の検討も含め、インターネットによる公表の推進を図ることが望まれる。

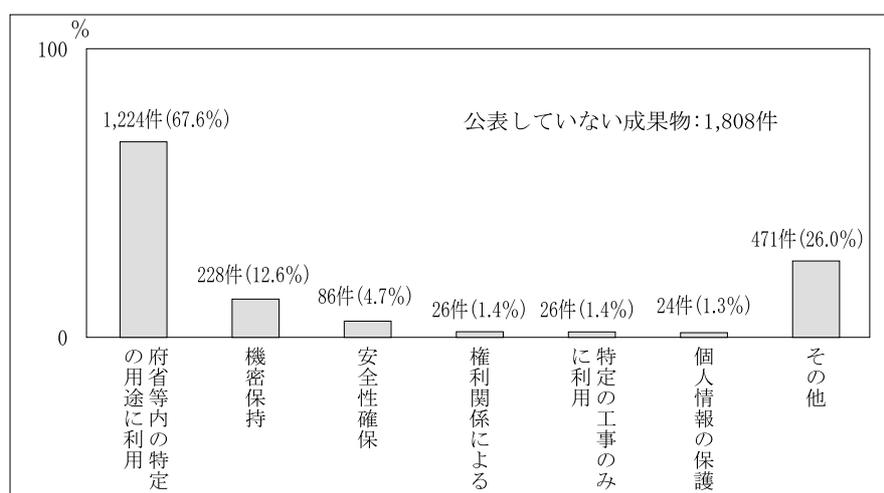
図22 利用の想定とインターネットでの公表の関係



(エ) 公表していない成果物の状況

公表していない成果物 1,808 件について、公表していない理由をみると、図 23 のとおり、府省等内の特定の用途に利用しているものが 1,224 件、67.6%と最も高く、機密保持としているものが 228 件、12.6%、安全性の確保としているものが 86 件、4.7%となっている。

図23 公表していない理由



(注) 一つの成果物に対して公表していない理由が複数あるため、理由別の合計は公表していない成果物の件数とは一致しない。

そして、上記の府省等内の特定の用途に利用しているもの 1,224 件のうち、機密

保持、個人情報の保護等の理由と重複しているものを除いた 1,057 件の内訳についてみると、表 20 のとおり、府省等独自の施策の推進に利用しているものが 809 件、76.5%と最も多くなっている。しかし、このような成果物の中には、その内容に関する民間会社の経営に役立つものなど、外部の関係者にも知らせることが公益に沿うと思料される契約が見受けられた。

また、機密保持、個人情報の保護を理由として公表していないものも含め、成果物の内容を十分精査した上で、支障のない範囲内での公表の可能性を検討する必要があると思料される。

表20 府省等内の特定の用途の内容
(単位：件、%)

特定の用途	件数	割合
府省等独自の施策の推進	809	76.5
政府全体の施策の推進	96	9.0
法令の制定、改正	53	5.0
研究開発	163	15.4
職員の研修	11	1.0
その他	79	7.4
合計	1,057	

(注) 一つの成果物に対して特定の用途が複数あるため、用途別の合計は合計欄の数字とは一致しない。

イ 成果物の管理の状況

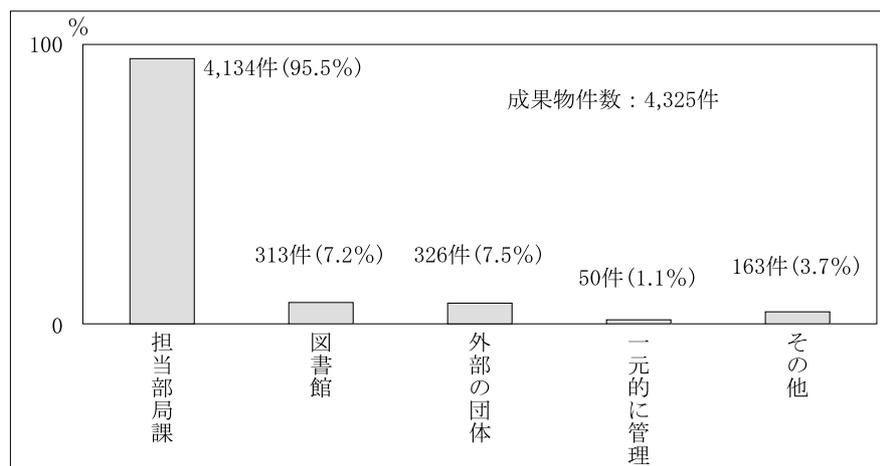
(ア) 成果物の管理部署及び管理形態

成果物の管理部署の状況を見ると、図 24 のとおり、担当部局課で管理を行っているものが 95.5%と最も高くなっている。

府省等内での調査研究事業については、他部署において作成された情報が有効に活用される可能性も大きく、過去の調査研究事業の蓄積により、今後の調査研究事業の質の向上が期待できるため、成果物の一元的な管理をしたりして、府省等内で情報を共有できる体制を作ることが望ましいと考えられるが、一元的に管理を行っているものは 1.1%と低くなっている。しかし、中には、局内の部署がどのような調査研究事業を行っているかの情報を提供するため、成果物をデータベース化することにより情報を共有しているものも見受けられた。

また、府省等の図書館は国立国会図書館の支部図書館であり、府省等の各部署の職員も閲覧することが可能となっていることから、図書館での管理を積極的に推進することは重要であると考えられるが、図書館で管理されているものは7.2%にとどまっている。

図24 成果物の管理部署の状況



(注) 一つの成果物の管理部署が複数あるため、管理部署別の合計は成果物の件数とは一致しない。

成果物の管理形態をみると、表 21 のとおり、データベースなどの電子媒体によるものが 1,712 件、39.5%、書類が 3,941 件、91.1%などとなっている。

表 21 成果物の管理形態

(単位：件、%)

管理形態	件数	割合
電子媒体	1,712	39.5
書類	3,941	91.1
その他	180	4.1
合計	4,325	

(注) 一つの成果物の管理形態が複数あるため、管理形態別の合計は成果物の件数とは一致しない。

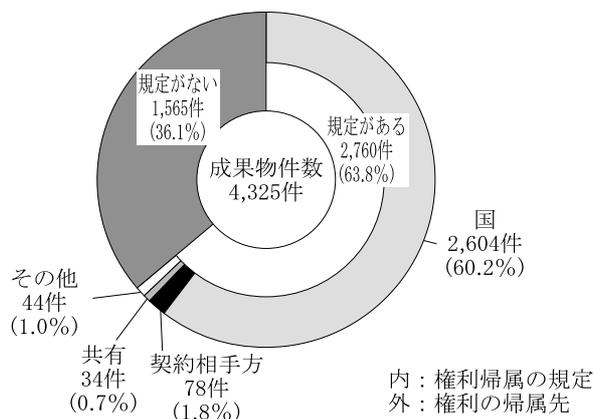
(イ) 成果物の著作権の帰属先

著作権の帰属の状況をみると、図 25 のとおり、契約条項に著作権の帰属に関する規定のない契約の成果物が 1,565 件、36.1%となっている。

著作権は、契約条項において国への帰属の規定がないと、著作権法(昭和 45 年法律

第48号)により、成果物を作成した契約相手方に帰属することとなる。このため、契約条項において国への帰属を明確にしていない場合は、国に著作権を帰属させるべき成果物についても、国が自由に利用することはできず、著作権を有する契約相手方の同意が必要となる。

図25 著作権の帰属の状況



3 本院の所見

国が行う調査研究事業については、近年の社会経済情勢の変化や行政組織等の減量化等に伴い、高度な技術や専門性を有した外部機関に発注して実施しているものが多数あり、これに係る契約金額も多額に上っている。

そこで、本院において、国が発注している調査研究事業について、各府省等を横断的に検査したところ、

- ① 競争契約の割合は極めて低く、また、随意契約においても企画競争を実施しているものは少ない
- ② 予定価格の積算については、積算体系を確立しにくい側面があつて相手方から徴した参考見積書により算定しているものが相当程度見受けられ、概算契約における額の確定においては契約金額と同額で精算されているものが多い
- ③ 成果物については、半数以上がその内容を公表しているが、近年普及してきたインターネットにより公表されているものは低い割合にとどまっている

などの状況となっていた。

今後、複雑かつ多様化する国の施策を進めていくためにも、また、基礎的、応用的な研究を推進していくためにも、国が発注する調査研究事業については、その経済的、効率的な実施とともに、質の高い成果物の取得と成果の有効な活用が一層重要となつてきている。

したがって、調査研究事業を発注している各府省等においては、次のような点に留意して、より経済的、効率的に事業を実施するとともに、事業の一層の透明性の向上を図り、その成果が様々な施策を遂行する国の機関のみならず広く国民にも活用されることが望まれる。

- (1) 事業の実施に当たっては、事前に他の調査研究の実施状況やその成果の把握に努め、また、継続契約においては社会経済情勢の変化に対応した見直しの検討を常に行うなどした上で、業務内容を仕様書等において具体的に提示することや履行が可能な複数の業者を把握することに努めて競争契約の拡大を図ったり、仕様書等の具体的な提示が困難なものについて随意契約によらざるを得ない場合は、質の向上に資するためにも企画競争の可能性を検討したりして、契約における競争性及び透明性を高めること
- (2) 積算体系を確立することが困難な側面があつて、相手方から徴した参考見積書により予定価格の積算を行う場合が多い状況となっていることも踏まえ、積算の合理性の向上に努め、また、契約締結後においては、再委託の状況等を十分把握するとともに、事業終了後の額の確定を一層適正に行うこと
- (3) 事業の成果物については、個人情報の保護、機密保持等に十分留意しつつ、一層積極的に公表を進めるとともに、インターネットでの公表の拡大等、事業の成果が関係府省等のみならず国民にもより広く活用できるような方途を講じること

第20 一般会計歳出予算の執行状況について

検査対象	内閣、内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、国会、裁判所、会計検査院
平成14年度一般会計歳出決算額	支出済歳出額 83兆6742億円 翌年度繰越額 3兆2273億円 不用額 9425億円

<構成>

1 検査の背景、視点及び対象(1200ページ。以下同じ。)
(検査の背景)
(検査の視点)
(検査の対象)
2 検査の状況(1202)
(1) 一般会計歳出予算の執行の概況(1202)
ア 一般会計歳出予算の執行状況の推移(1202)
イ 支出済歳出額の内訳及び推移(1205)
(2) 歳出予算の支出時期と不用の状況(1210)
ア 歳出予算の支出時期(1210)
イ 不用額の内訳及び推移(1218)
ウ 支出時期と不用率(1220)
(3) 本省支出官における執行時期(1221)
ア 月別支出状況(1221)
イ 支出負担行為と支出の月別状況(1223)
ウ 本省支出官に係る契約の状況(1227)
(4) 移用及び流用の状況(1231)
ア 移流用額の推移及び内訳(1232)
イ 連続して移流用を行っている科目(1233)
(5) 歳出予算の繰越しの状況(1235)
ア 翌年度繰越額及び繰越率の状況(1235)
イ 補正予算と翌年度繰越し(1239)
ウ 明許繰越と支出負担行為の状況(1241)
3 本院の所見(1244)

1 検査の背景、視点及び対象

(検査の背景)

我が国の財政をみると、連年の公債発行により公債残高は年々増加の一途をたどり、平成15年度末には456兆円に達しているなど、依然厳しい状況が続いており、各般の施策を推

進していく上でも効率的な予算執行の重要性は一層高まっている。

また、国の予算執行については、それが硬直的になっていないかとの懸念等国民の関心が非常に高まってきており、予算執行の過程や決算について、分かりやすく情報提供をしていく必要性が大きくなってきている。

さらに、国会からは、決算審査を早期に行うため、政府に対して決算の国会への一層の早期提出要請がなされており、これを受けて、本年次は、決算作成及び本院の決算検査報告作成の更なる早期化が図られている。この要請の趣旨は、決算をより早期に予算に反映させることにあると考えられ、決算の分析を行うことは、このような動きからも、一層重要性を増してきている。

そして、政府においては、厳しい財政状況の中で、財政資金を効率的に活用する観点から、定量的な目標を示して厳格な事後評価を行い、事業の性格に応じて予算執行の弾力化を行う「モデル事業」を試行的に導入するなどの予算制度の改革等が進められているところである。

(検査の視点)

上記のような背景を踏まえ、予算執行の実績が表示されている決算に着目して、次のような視点から検査を実施することとした。

- ① 経費の裁量性の度合いに応じ、支出の時期や不用の程度に特徴があるか
- ② 個別の支出官における支出の時期や支出の原因となる契約等の時期等に傾向がみられるか
- ③ 予算の区分を変更し経費を融通する移用及び流用や会計年度独立の原則の例外である翌年度への繰越しの状況はどのようになっているか

(検査の対象)

全府省等において執行され、また、租税を主たる財源としていて国の基本的な経費を執行している「一般会計の歳出予算」を対象とし、各所管全体の14年度決算までの執行状況について分析するとともに、執行状況の詳細については、内閣ほか14府省等の本省等の内部部に設置された支出官(以下「本省支出官」という。)に係る執行分について検査した。

そして、歳出予算は、できる限りその内容が分かりやすく、また、効率的に執行でき、かつ執行の責任の範囲が明確になるように、各府省等の所管ごとに「組織」、「項」、「目」と体系的、統一的に区分されており、決算も予算と同一の科目に区分されて整理されていることか

ら、今回の分析の単位は、主として、この予算科目によることとした。

(注1) 平成14年度決算までの執行としたのは、本件分析には多岐にわたる調査が必要なため、15年度決算に係る分析が本報告作成に間に合わないためである。

2 検査の状況

(1) 一般会計歳出予算の執行の概況

国の財政活動は、国会の議決を受けた予算に従って、各府省等が国の各般の需要を満たすための様々な支出等によって行われている。そして、その執行実績として決算が作成され、本院の検査を経て国会に提出され、その審議を受けることとされている。

歳出予算の執行は、支出の原因となる契約その他の行為を行う支出負担行為担当官と契約の相手方等に支出を行う支出官により行われる。そして、予算執行を統制する観点から、支出負担行為担当官については、各省各庁の長(衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣をいう。以下同じ。)から示達された各科目ごとの金額の限度内で支出負担行為を行うこととされており、また、支出官については、各省各庁の長から示達された支払計画に定める部局等及び「項」の金額を超えて支出してはならないなどとされている。

これまでの一般会計歳出予算の執行状況について、元年度から14年度までの決算資料を基に、その概況をみると、次のとおりである。

〔 以下、数値の記述は、金額については表示単位未満を切り捨て、割合については表示単位未満を四捨五入している。 〕

ア 一般会計歳出予算の執行状況の推移

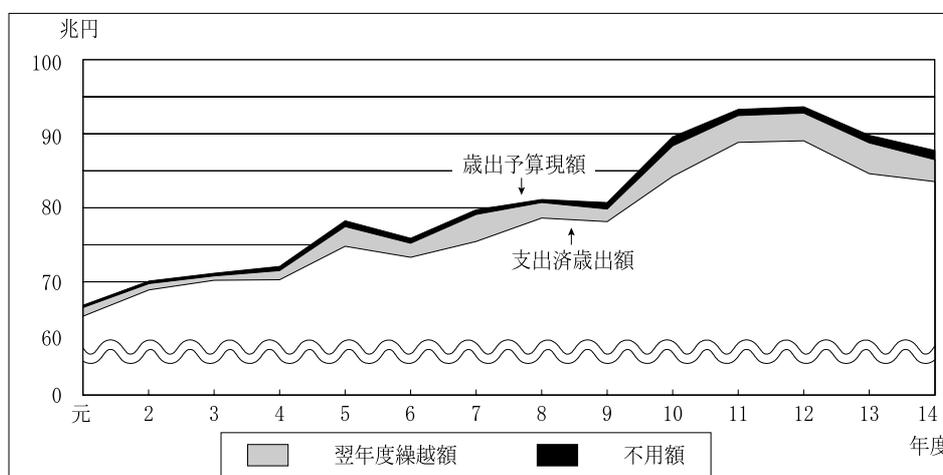
元年度から14年度までの一般会計歳出予算及びその執行状況の推移は、表1及び図1のとおりである。

表1 一般会計歳出予算の執行状況の推移(元年度～14年度)

(単位：億円)

区分 年度	歳出予算現額 (A)	左のうち補正 予算額	支出済歳出額 (B) (B)/(A)	(B)の対前年度 の増△減率	翌年度繰越額 (C) (C)/(A)	不用額 (D) (D)/(A)
元	669,772	58,976	658,589 98.3%	7.1%	7,389 1.1%	3,793 0.6%
2	703,901	34,143	692,686 98.4%	5.2%	8,466 1.2%	2,747 0.4%
3	714,601	2,660	705,471 98.7%	1.8%	7,691 1.1%	1,437 0.2%
4	722,588	△ 7,283	704,974 97.6%	△ 0.1%	9,607 1.3%	8,006 1.1%
5	783,982	50,826	751,024 95.8%	6.5%	26,230 3.3%	6,727 0.9%
6	760,535	3,488	736,136 96.8%	△ 2.0%	20,965 2.8%	3,433 0.5%
7	801,305	70,468	759,385 94.8%	3.2%	36,773 4.6%	5,147 0.6%
8	814,485	26,663	788,478 96.8%	3.8%	23,495 2.9%	2,511 0.3%
9	808,826	11,431	784,703 97.0%	△ 0.5%	16,993 2.1%	7,130 0.9%
10	896,908	103,223	843,917 94.1%	7.5%	44,305 4.9%	8,684 1.0%
11	934,494	71,587	890,374 95.3%	5.5%	38,019 4.1%	6,101 0.7%
12	935,721	47,831	893,210 95.5%	0.3%	35,550 3.8%	6,960 0.7%
13	899,075	37,001	848,111 94.3%	△ 5.0%	41,551 4.6%	9,412 1.0%
14	878,441	24,589	836,742 95.3%	△ 1.3%	32,273 3.7%	9,425 1.1%

図1 一般会計歳出予算の執行状況の推移(元年度～14年度)



① 歳出予算現額

歳出予算現額は、歳出予算額(当初予算額、補正予算額及び予算移替額の合計)に、^(注2)
^(注3)前年度繰越額、^(注4)予備費使用額及び^(注5)流用等増減額を加えたものである。

(注2) 予算移替額 予算成立後において予算の所管又は組織を移動させた金額

(注3) 前年度繰越額 前年度の歳出予算のうち、その年度内に支出が終わらず、繰越し
(1235 ページ参照)を行った金額

(注4) 予備費使用額 予備費として予算に計上した金額のうち、閣議で又は財務大臣が決定
して、新しい項に計上し又は既定の項に追加して計上した金額

(注5) 流用等増減額 歳出予算の移用及び流用(1231 ページ参照)を行った金額

5年度まで伸び続けていた歳出予算現額は、6年度において減少し、その後は、9年度を除き増加を続けたが、12年度の93.5兆円をピークに、財政構造改革を一層推進するとの基本的考え方の下、13、14両年度は減少し、14年度は87.8兆円となっている。

このうち、補正予算額については、年度によって大きな違いがあるが、最大の額となったのは10年度の10.3兆円である。

② 支出済歳出額

支出済歳出額は、歳出予算現額のうち、年度内^(注6)(出納整理期間を含む。以下同じ。)に支出済みとなった歳出額、すなわち、支出官において実際に支出を行った金額である。

(注6) 出納整理期間 決算の内容となる収入支出の出納に関する事務を整理してこれを最終的に確定するための期間をいい、このうち支出については、年度経過の翌日から4月末日までをいう。ただし、国庫内における移換等については5月末日までをいう。

支出済歳出額の推移についてみても、ピークは12年度であり、14年度は83.6兆円となっている。そして、支出済歳出額の歳出予算現額に対する割合をみると、3年度が98.7%と最も高く、一方、補正予算額が最大となった10年度が94.1%と最も低くなっており、11年度以降は95%前後で推移している。

③ 翌年度繰越額

翌年度繰越額は、1会計年度内に使用されなかった歳出予算を不用額とせずに、繰越手続を執った上、その歳出額を翌会計年度に移動して使用する金額である。

翌年度繰越額の歳出予算現額に対する割合(以下「繰越率」という。)の推移をみると、4年度までは1%台であったのに比べて5年度以降は割合が高くなり、補正予算が最大であった10年度は4.9%(翌年度繰越額4.4兆円)と最も高くなっている。

④ 不用額

不用額は、歳出予算現額のうち、支出されなかった金額であり、歳出予算現額から支出済歳出額及び翌年度繰越額を控除した額である。

不用額の推移をみると、最も多くなっているのは14年度の0.9兆円、最も少なくなっているのは3年度の0.1兆円であり、不用額の歳出予算現額に対する割合(以下「不用率」という。)はそれぞれ1.1%、0.2%となっている。

イ 支出済歳出額の内訳及び推移

歳出予算の各「目」には、予算の内容について多角的な分析を行うため、主要経費別、使途別等の経費の性質等を明らかにするコード番号が付されている。

以下、このコード番号に従い、各「目」を、①主要経費別(主としてその時の重点施策に対する予算内容を示すもの)、②使途別(財政支出の経済的性質を示すもの)及び③科目種類別(経費の最終支出対象を示すものとして同種の「目」をまとめたもの)に分類し、これらの分類と所管別区分によって支出済歳出額の内訳及びその推移をみることにする。

(ア) 主要経費別にみた支出済歳出額

主要経費について元年度から14年度までの支出済歳出額の推移をみると、図2のとおりである。また、14年度における主要経費別の構成比は図3のとおりであり、^(注7)社会保障関係費、地方財政関係費、国債費、公共事業関係費等の割合が高くなっている。

(注7) 地方財政関係費 地方交付税交付金及び地方特例交付金を合計したもの

図2 主要経費別支出済歳出額の推移(元年度～14年度)

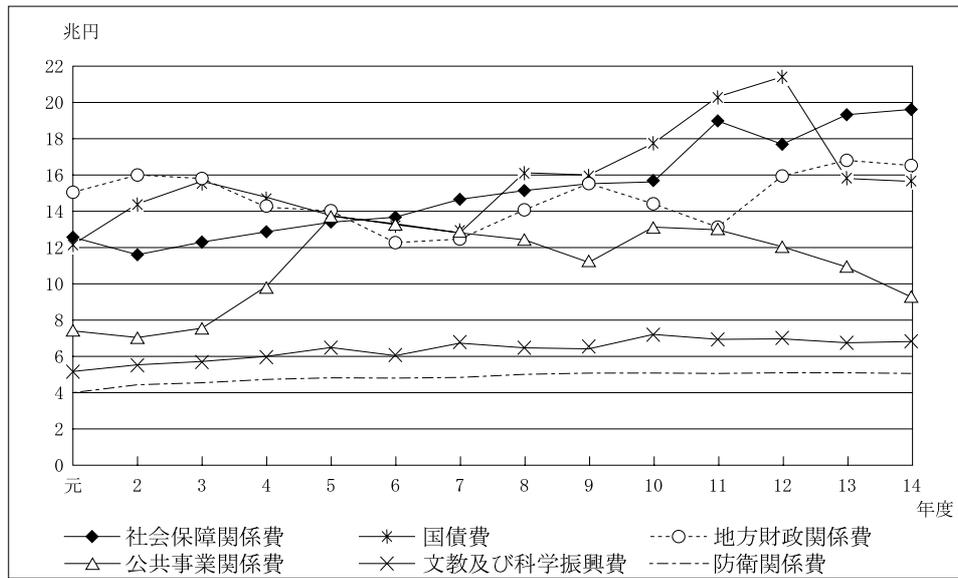
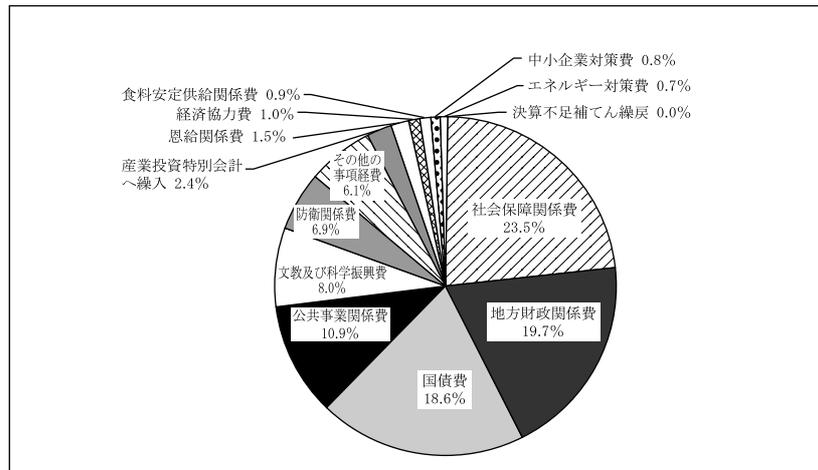


図3 支出済歳出額の主要経費別構成比(14年度)



(イ) 所管別にみた支出済歳出額

中央省庁再編以後の12年度から14年度までの支出済歳出額を所管別にみると、表2のとおりである。

表2 所管別支出済歳出額(12年度～14年度)

(単位：億円)

所管	12年度	13年度		14年度	
	金額	金額	対前年度 増△減率	金額	対前年度 増△減率
皇室費	93	74	△ 20.9%	70	△ 4.3%
国会	1,469	1,546	5.2%	1,343	△ 13.2%
裁判所	3,273	3,225	△ 1.4%	3,138	△ 2.7%
会計検査院	161	182	13.0%	165	△ 9.3%
内閣	965	1,163	20.5%	922	△ 20.7%
内閣府	55,192	56,000	1.5%	54,672	△ 2.4%
(うち警察庁)	2,952	2,745	△ 7.0%	2,533	△ 7.7%
(うち防衛庁)	49,148	49,787	1.3%	49,315	△ 0.9%
総務省	177,462	183,980	3.7%	180,161	△ 2.1%
法務省	6,258	6,144	△ 1.8%	6,188	0.7%
外務省	8,129	8,137	0.1%	7,691	△ 5.5%
財務省	236,072	180,771	△ 23.4%	193,342	7.0%
文部科学省	68,551	65,847	△ 3.9%	65,856	0.0%
厚生労働省	181,909	198,885	9.3%	200,557	0.8%
農林水産省	37,809	35,417	△ 6.3%	31,732	△ 10.4%
経済産業省	11,241	10,810	△ 3.8%	9,923	△ 8.2%
国土交通省	100,930	91,777	△ 9.1%	78,251	△ 14.7%
環境省	3,689	4,143	12.3%	2,722	△ 34.3%
計	893,210	848,111	△ 5.0%	836,742	△ 1.3%

(注) 内閣府所管のうち、警察庁は(組織)警察庁、防衛庁は(組織)防衛本庁及び(組織)防衛施設庁の計である。以下同じ。

各年度とも、社会保障関係費の執行の中心となっている厚生労働省、国債費を執行している財務省、地方財政関係費を執行している総務省、公共事業関係費の執行の中心となっている国土交通省において、支出済歳出額が大きい状況となっており、14年度ではこの4省分で全体の8割近くを占めている。

(ウ) 使途別及び科目種類別にみた支出済歳出額

歳出予算の各「目」の使途別分類及び科目種類別分類の関係は、表3のとおりである。

表3 「目」の使途別分類及び科目種類別分類(14年度)

使途別分類	科目種類別分類
人件費	議員歳費の類、職員基本給の類、職員諸手当の類、超過勤務手当の類、雑手当の類
旅費	旅費の類
物件費	庁費の類、原材料費の類、立法事務費の類
施設費	施設費の類、その他
補助費・委託費	委託費の類、補助金の類、その他
他会計へ繰入	他会計への繰入の類、その他
その他	雑給与の類、報償費の類、交際費の類、賠償償還及び払戻金の類、保証金の類、補償金の類、年金・恩給・保険金の類、貸付金の類、出資金の類、供託金利子の類、その他

注(1) この表は、決算書に記載されているコード番号により分類したものである。

注(2) 科目種類別分類の「その他」は主に公共事業関係費であり、使途別分類の「施設費」、「補助費・委託費」、「他会計へ繰入」等にわかれている。

注(3) 13年度においては、上記の科目種類のほか、「物件費」に分類される「渡切費の類」がある。

13、14両年度の支出済歳出額を使途別及び科目種類別にみると、表4及び表5のとおりである。

表4 使途別支出済歳出額(13、14両年度)

(単位：億円)

使途別分類	13年度		14年度		
	金額	構成比	金額	構成比	対前年度増△減率
他会計へ繰入	490,998	57.9%	490,642	58.6%	△ 0.1%
補助費・委託費	245,175	28.9%	240,721	28.8%	△ 1.8%
人件費	41,946	4.9%	41,370	4.9%	△ 1.4%
物件費	26,352	3.1%	26,586	3.2%	0.9%
施設費	13,166	1.6%	11,658	1.4%	△ 11.5%
旅費	1,030	0.1%	1,051	0.1%	2.0%
その他	29,441	3.5%	24,712	3.0%	△ 16.1%
計	848,111	100%	836,742	100%	△ 1.3%

表5 科目種類別支出済歳出額(13、14両年度)

(単位：億円)

科目種類別分類	13年度		14年度		
	金額	構成比	金額	構成比	対前年度増△減率
他会計への繰入の類	435,105	51.3%	443,065	53.0%	1.8%
補助金の類	191,873	22.6%	196,921	23.5%	2.6%
庁費の類	26,227	3.1%	26,527	3.2%	1.1%
職員基本給の類	22,801	2.7%	22,746	2.7%	△ 0.2%
年金・恩給・保険金の類	14,245	1.7%	13,567	1.6%	△ 4.8%
職員諸手当の類	11,856	1.4%	11,317	1.4%	△ 4.5%
施設費の類	11,209	1.3%	9,687	1.2%	△ 13.6%
出資金の類	10,269	1.2%	6,567	0.8%	△ 36.0%
雑手当の類	5,972	0.7%	5,999	0.7%	0.4%
委託費の類	4,227	0.5%	3,309	0.4%	△ 21.7%
雑給与の類	1,639	0.2%	1,800	0.2%	9.8%
超過勤務手当の類	1,143	0.1%	1,154	0.1%	1.0%
旅費の類	1,030	0.1%	1,051	0.1%	2.0%
貸付金の類	1,127	0.1%	1,000	0.1%	△ 11.2%
賠償償還及び払戻金の類	819	0.1%	575	0.1%	△ 29.8%
議員歳費の類	172	0.0%	153	0.0%	△ 11.3%
補償金の類	582	0.1%	110	0.0%	△ 81.0%
渡切費の類	64	0.0%			
立法事務費の類	56	0.0%	55	0.0%	△ 0.8%
報償費の類	61	0.0%	51	0.0%	△ 17.6%
交際費の類	6	0.0%	6	0.0%	△ 8.3%
供託金利子の類	4	0.0%	3	0.0%	△ 11.6%
保証金の類	5	0.0%	2	0.0%	△ 44.2%
原材料費の類	2	0.0%	2	0.0%	2.1%
その他	107,604	12.7%	91,063	10.9%	△ 15.4%
計	848,111	100%	836,742	100%	△ 1.3%

用途別に支出済歳出額をみると、多額に上っているのは他会計へ繰入及び補助費・委託費である。

14年度では、他会計へ繰入は49.0兆円(支出済歳出額総額に占める割合は58.6%)となっており、主な繰入先は、表6のとおりである。

表6 他会計へ繰入の繰入先(14年度)

(単位：億円)

繰入先	繰入額
交付税及び譲与税配付金特別会計	164,791
国債整理基金特別会計	156,003
厚生保険特別会計	52,524
道路整備特別会計	27,026
産業投資特別会計	20,335
国立学校特別会計	16,331
国民年金特別会計	15,628
治水特別会計	11,130
その他	26,872
計	490,642

また、補助費・委託費は24.0兆円(同28.8%)となっており、主な所管別の内訳は、厚生労働省11.9兆円、文部科学省4.6兆円、国土交通省2.8兆円、農林水産省2.1兆円である。

(2) 歳出予算の支出時期と不用の状況

上記(1)では、各年度の決算資料を基に分析を行ったが、それらの資料では、各々の経費がどのような時期に執行されているかは表示されていない。

そこで、各府省等が備えている歳出簿等に基づいて、14年度の一般会計における歳出予算のすべての「目」計5,730目について、各四半期及び出納整理期間の支出状況を調査するとともに、各「目」の不用率の傾向との関係を分析することとした。

ア 歳出予算の支出時期

14年度における一般会計歳出予算について、支出済歳出額に対する各四半期及び出納整理期間の支出済額の割合(以下「四半期別支出率」という。)を主要経費別、所管別、用途別及び科目種類別にみると、次のとおりである。

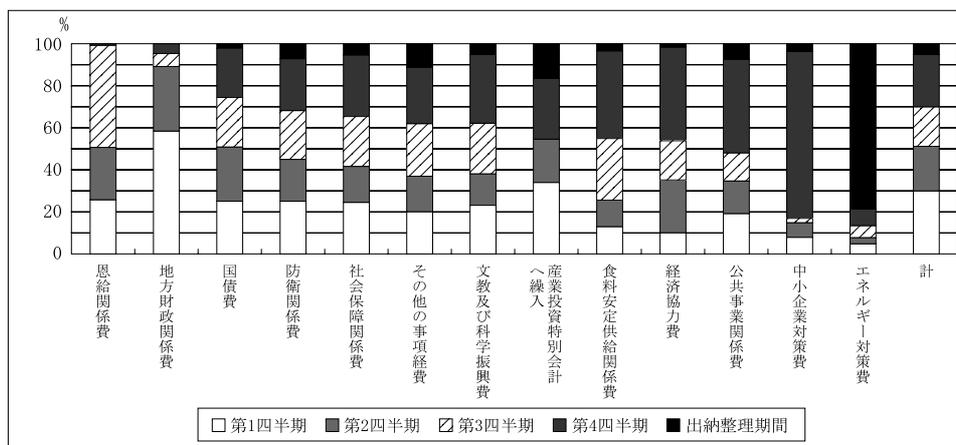
(ア) 主要経費別にみた四半期別支出率

主要経費別にみると、図4のとおり、多くの経費で第4四半期以降(第4四半期及び出納整理期間をいう。以下同じ。)における四半期別支出率が高くなっている。特に、公共事業関係費、中小企業対策費及びエネルギー対策費は、第4四半期以降における支出が50%以上となっている。一方、地方財政関係費及び恩給関係費は、第3四半期までにほとんど支出されており、また、国債費、防衛関係費及び社会保障関係

費は、年間を通して四半期別支出率がほぼ一定になっている。

なお、14年度においては、15年1月30日に2.4兆円(歳出予算現額に占める割合2.8%)の補正予算が成立しており、増額補正の大きいものは公共事業関係費、社会保障関係費、中小企業対策費等であり、これに係る年度内執行分は第4四半期以降の支出に含まれている。また、減額補正の大きいものは、国債利子等が減少した国債費、地方交付税交付金への充当財源が減少した地方財政関係費等である。

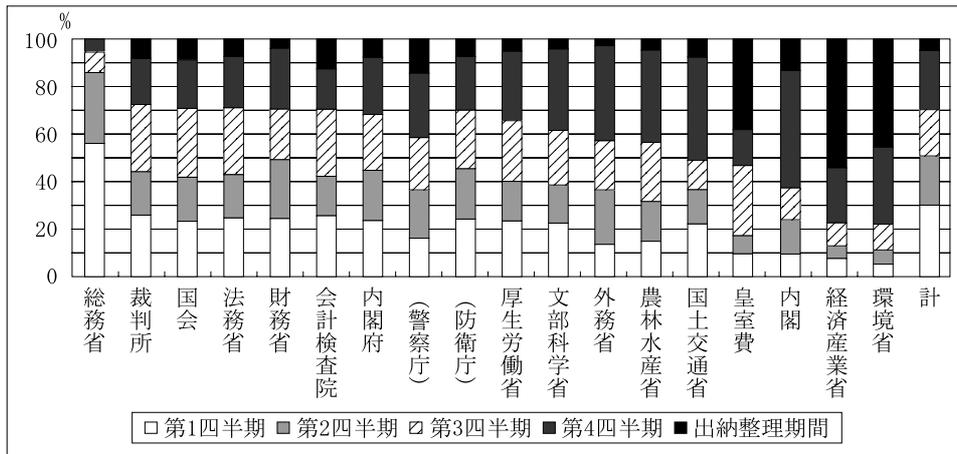
図4 主要経費別四半期別支出率(14年度)



(イ) 所管別にみた四半期別支出率

所管別にみると、図5のとおり、多くの所管で第4四半期以降において四半期別支出率が高くなっているが、会計検査院、裁判所、国会、法務省等の人件費の比率が高い所管や国債費の支出額が大きい財務省においては四半期別支出率の変化は少なくなっている。また、地方交付税交付金の大半が年度前半に支出される総務省においては、その影響を受けて第1四半期の四半期別支出率が高くなっている。

図5 所管別四半期別支出率(14年度)



第4章 特定検査対象に関する検査状況 第20

(ウ) 用途別及び科目種類別にみた四半期別支出率

各種の経費は、その執行の時期や規模を決定する際に働く執行責任者の裁量性の度合いに着目してみると、各般の需要に応じて、その優先度等を勘案しながら主体的に執行の時期や規模を決めることが比較的容易な経費(以下「裁量性の高い経費」という。)と、人件費や法令等に基づいて支出義務が定められた経費等、予算執行の時期や規模が外的要因によってある程度受動的に決まってくる経費(以下「裁量性の低い経費」という。)とに区分することができる。

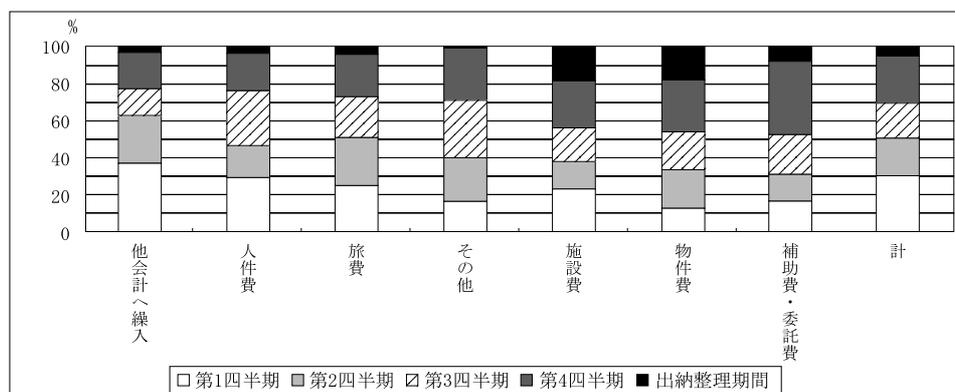
この区分は必ずしも「目」単位に整理されるものではなく、また、比較相対的な概念ではあるが、用途別及び科目種類別に四半期別支出率をみるなどの場合にある程度有用な区分であると思料される。なお、この区分に基づき、裁量性の高い経費を多く含むものを示すと、用途別では物件費、施設費及び旅費であり、科目種類別では旅費、庁費、委託費、施設費等の各類である。また、裁量性の低い経費を多く含むものを示すと、用途別では人件費及び他会計へ繰入であり、科目種類別では職員基本給、年金・恩給・保険金、他会計への繰入等の各類である。

この区分に着目して、四半期別支出率について用途別にみると、図6のとおり、裁量性の高い経費を多く含むもののうち、物件費及び施設費は第4四半期以降に高くなっており、旅費は年間を通して変動が少ない状況となっている。また、裁量性の低い経費を多く含むもののうち、人件費は年間を通して変動が少ない状況となっており、他会計へ繰入は第4四半期以降に低くなっている。また、裁量性の高い経費と低

い経費を併せ持つ補助費・委託費については第4四半期以降に高くなっている。

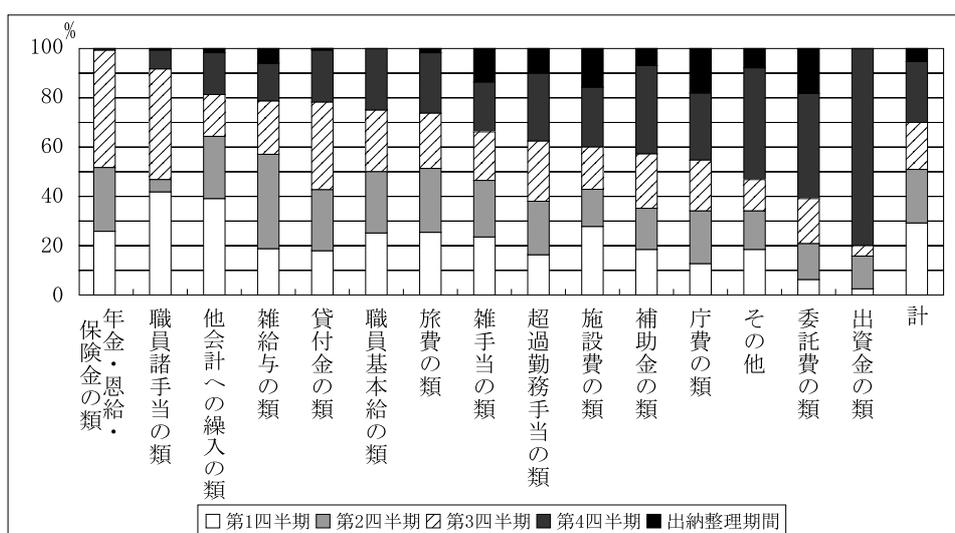
なお、15年1月に成立した補正予算のうち、大きく増額されているものは補助費・委託費及び施設費であり、人件費、物件費等では減額されている。

図6 使途別四半期別支出率(14年度)



支出済歳出額が1000億円を超える科目種類について四半期別支出率をみると、図7のとおりである。裁量性が高いと思料される委託費、庁費、施設費の各類は第4四半期以降に高くなっている。一方、裁量性が低いと思料されるもののうち、出資金の類は第4四半期以降に高くなっており、年金・恩給・保険金の類や他会計への繰入の類は第4四半期に低くなっている。裁量性の高い経費と低い経費を併せ持つ補助金の類については第4四半期以降に高くなっている。

図7 科目種類別四半期別支出率(14年度)



(注) 公共事業関係費については、過半の科目に具体的な科目種類を示すコード番号が付されておらず、そのほとんどが「その他」に整理されている。

(エ) 同一科目種別を所管別にみた四半期別支出率

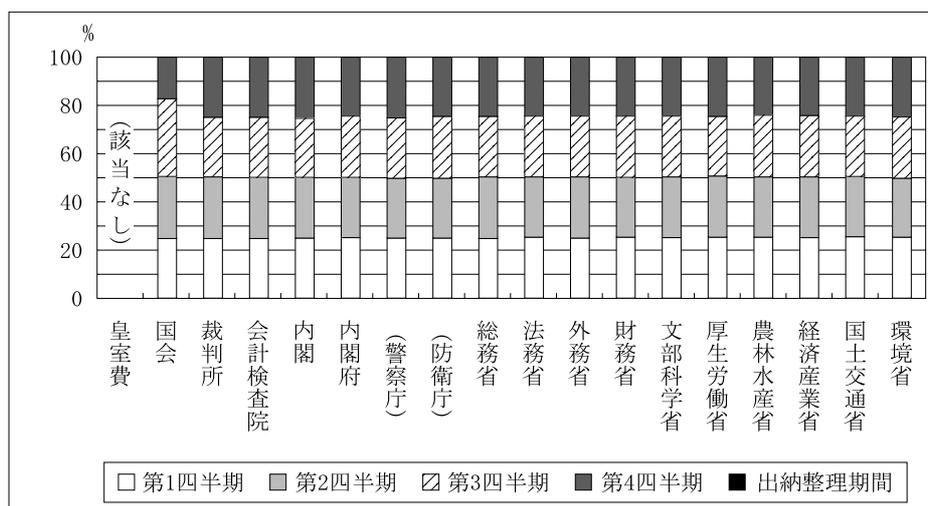
科目種別別にみた四半期別支出率は上記のとおりであるが、このうち各所管に共通に設置されている主な科目種類について、所管によっては特別な事情により例年と異なる状況となっている場合もあると思料されるが、14年度における所管ごとの相違がどの程度生じているかをみると、次のような状況となっている。

① 職員基本給の類

人件費であり、裁量性の低い経費の例である。

図8のとおり、四半期別支出率の変化が少ない状況は各所管とも同様となっている。

図8 職員基本給の類の所管別四半期別支出率(14年度)



② 旅費、庁費、委託費、施設費の各類

これらは裁量性が高いと思料される経費の例である。

図9のとおり、旅費の類については、第4四半期以降の四半期別支出率が高い状況ではないが、裁量性の低い経費である上記①に比べると、所管による違いが見受けられる。また、図10から図12のとおり、庁費、委託費、施設費の各類については、全体として第4四半期以降の四半期別支出率が高くなっているが、所管により状況が相当異なっている。

図9 旅費の類の所管別四半期別支出率(14年度)

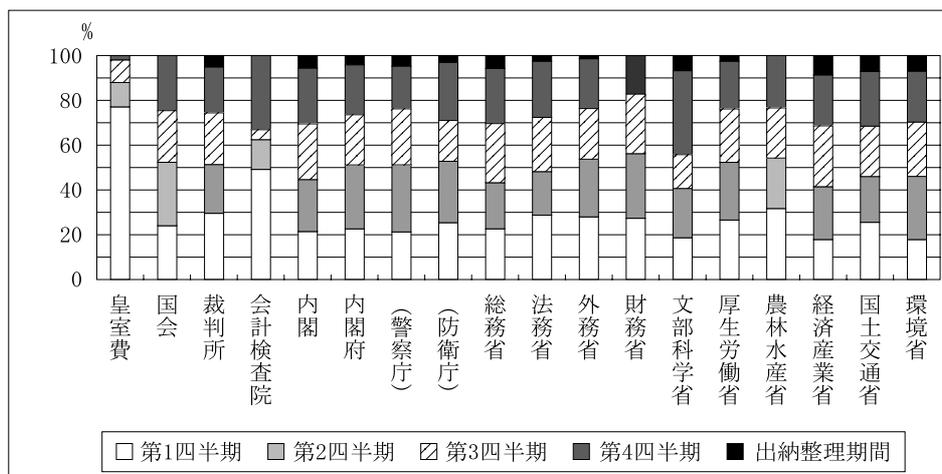


図10 庁費の類の所管別四半期別支出率(14年度)

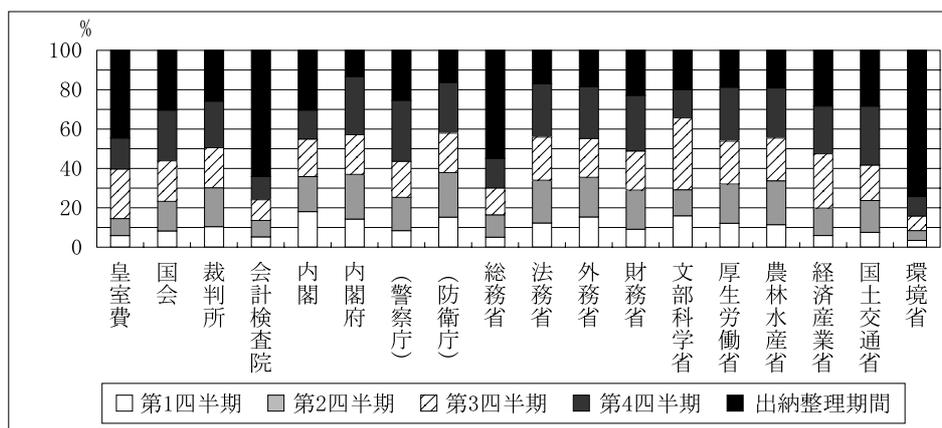


図11 委託費の類の所管別四半期別支出率(14年度)

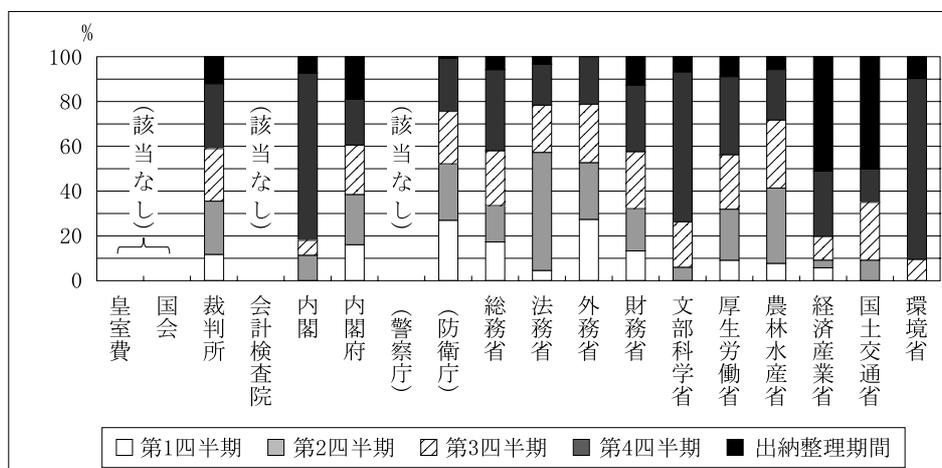
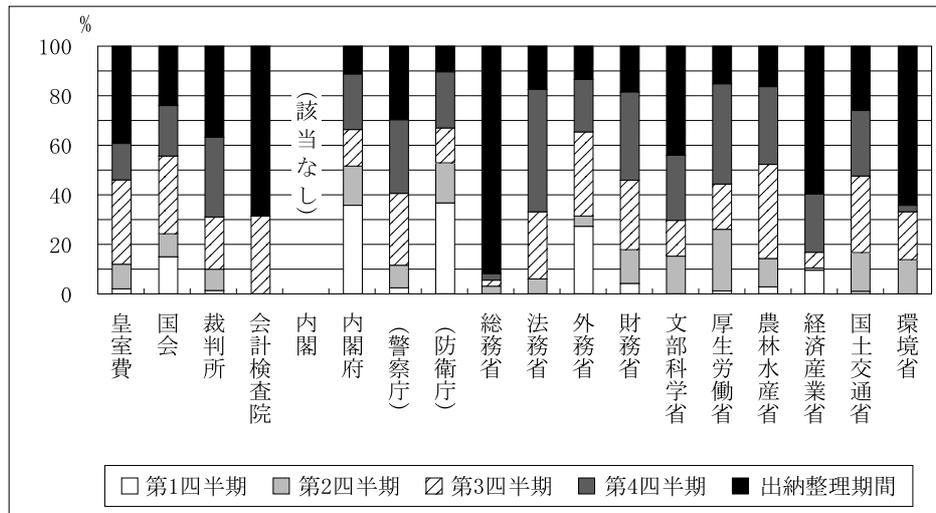


図12 施設費の類の所管別四半期別支出率(14年度)



③ 補助金の類

補助金の類の中には、様々な経費が含まれており、裁量性の高い経費と低い経費の両者を併せ持っている例である。

図13のとおり、四半期別支出率は所管により相当異なっているが、補助金の類の中から裁量性が比較的低いと思料される負担金、分担金、交付金及び拠出金を除いてみると、図14のとおり、全体として第4四半期以降の四半期別支出率が更に高くなっており、また、所管による違いも大きくなっている。

図13 補助金の類の所管別四半期別支出率(14年度)

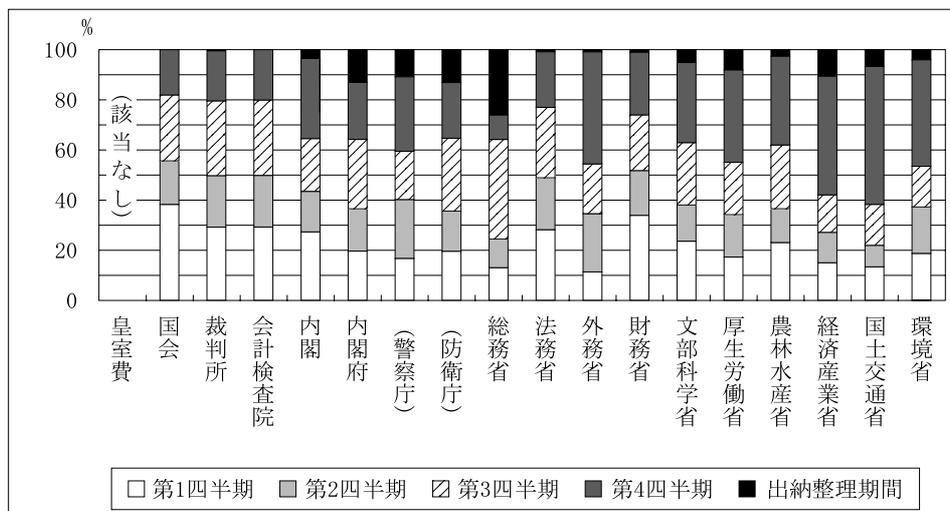
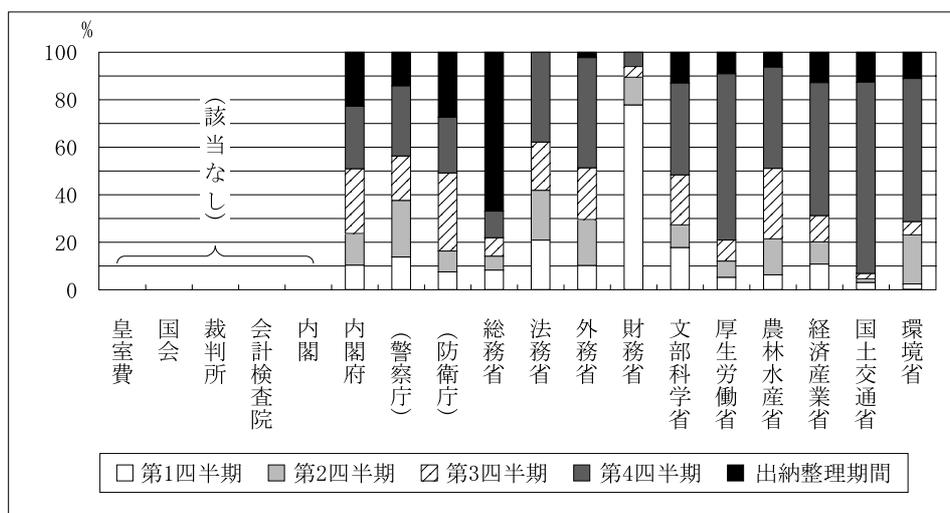


図14 補助金の類(負担金、分担金、交付金及び拠出金を除く。)の所管別四半期別支出率(14年度)

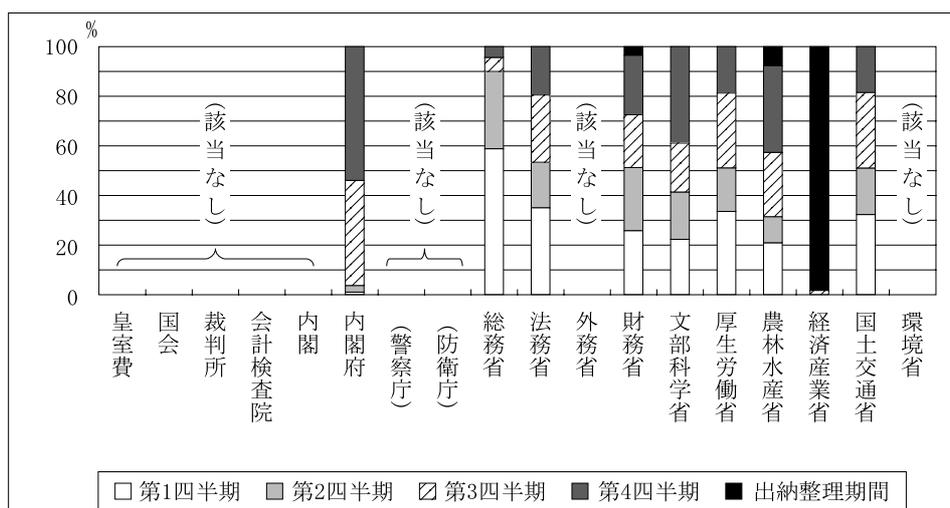


④ 他会計への繰入の類

それぞれの特別会計の需要に応じて支出されるという点で裁量性の低い経費である。

図15のとおり、それぞれの特別会計の状況により必要とされる時期に特徴があるため、所管により区々となっている。

図15 他会計への繰入の類の所管別四半期別支出率(14年度)



イ 不用額の内訳及び推移

不用額は、予算成立後の事情の変更等により生じる場合があり、また、予算の経済的、効率的な執行によって生じる場合もある。そして、不用額の発生は、公債の減額や翌年度の一般財源の増加につながることになる。

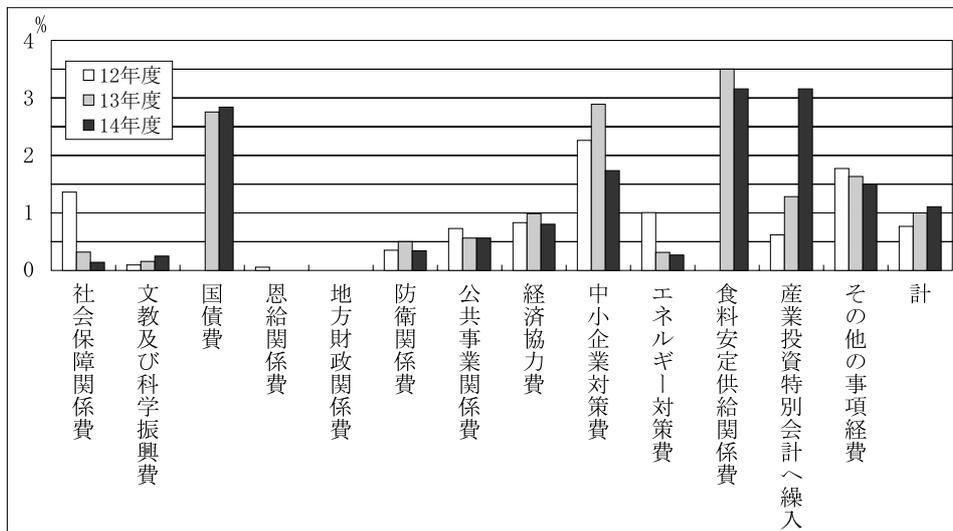
不用額の発生状況とその推移等をみると、次のとおりである。

(ア) 主要経費別にみた不用率

12年度から14年度までの不用率の推移を主要経費別にみると、図16のとおりである。

恩給関係費、文教及び科学振興費等は不用率が低くなっており、また、地方財政関係費は過不足のないよう補正予算で措置されていることから決算上不用額は生じていない。食料安定供給関係費や金利低下の影響を受けた国債費は、13、14両年度に不用率が高くなっており、また、産業投資特別会計へ繰入等は年度により比較的变化が大きい状況となっている。

図16 主要経費別不用率(12年度～14年度)



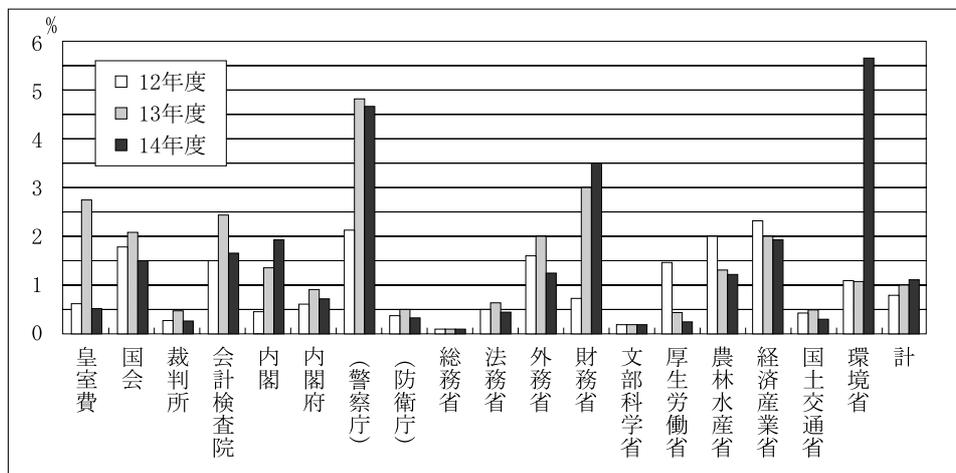
(イ) 所管別にみた不用率及び不用額

12年度から14年度までの不用率の推移を所管別にみると、図17のとおりである。

12年度から13年度にかけては、国債利子の減少等により財務省において不用率が増加しており、また、13年度から14年度にかけては、事業計画の変更等による補助

額の減少等により環境省において不用率が増加している。大半が地方財政関係費となっている総務省では各年度とも不用率は低い状況となっている。

図17 所管別不用率(12年度～14年度)



14年度の不用額を所管別にみると、表7のとおり、国債費や産業投資特別会計への繰入を所管している財務省で多額となっている。

表7 所管別不用額(14年度)

(単位：百万円)

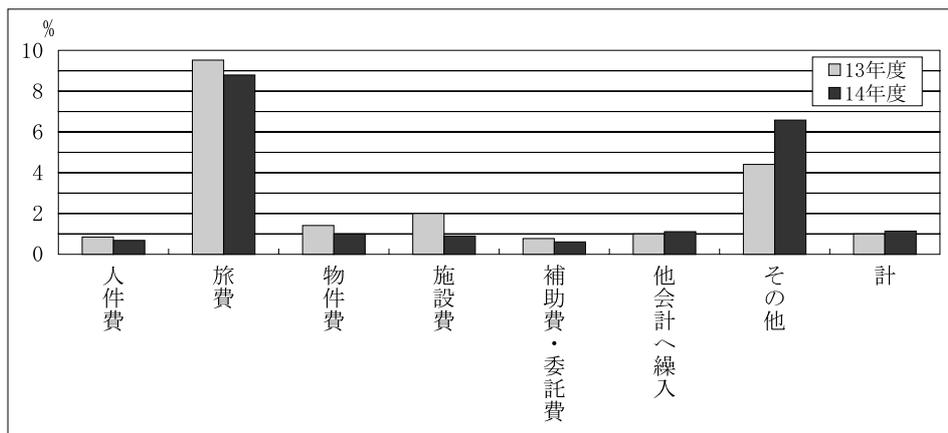
所管	皇室費	国会	裁判所	会計検査院	内閣	内閣府		総務省	
						うち警察庁	うち防衛庁		
不用額	36	2,124	854	275	1,846	39,165	12,877	16,163	11,778

所管	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	計
不用額	2,832	10,824	705,493	16,449	41,002	44,815	20,476	25,593	18,967	942,537

(ウ) 用途別及び科目種類別にみた不用率

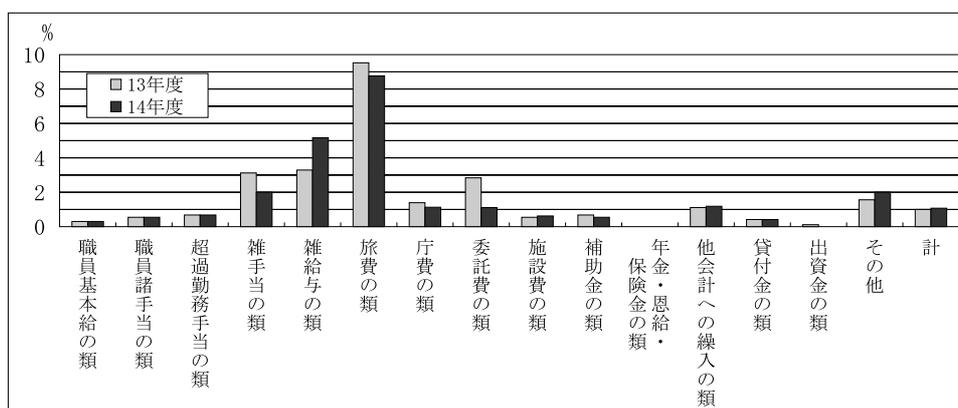
13、14両年度の不用率を用途別にみると、図18のとおり、旅費では高くなっており、人件費や補助費・委託費では低くなっている。

図18 使途別不用率(13、14両年度)



また、歳出予算現額が1000億円を超える科目種類について不用率をみると、図19のとおりであり、不用率が高くなっているのは、裁量性が高いと史料される旅費の類及び雑給与の類である。一方、不用率が低くなっているのは、裁量性が低いと史料される職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当の各類、年金・恩給・保険金の類、出資金の類等のほか、裁量性が高いと史料される庁費の類、施設費の類、貸付金の類等や裁量性の高い経費と低い経費を併せ持つ補助金の類である。

図19 科目種類別不用率(13、14両年度)



ウ 支出時期と不用率

各府省等が予算を経済的、効率的に執行するに当たり、歳出予算の経費のうち裁量性の高いものほどより主体的に取り組める余地が多いと考えられることから、科目種類別の各々のうち、裁量性の高い経費を相当含むと史料されるものについて、それらの支出時期と不用率の状況をみたと、表8のとおりである。

そして、これらの科目種類を年間を通して支出率が比較的平準化している科目種類と第4四半期以降に支出率が高くなっている科目種類とに分けて、不用率の違いをみると、後者において不用率が低い状況となっている。

表8 裁量性が高いと思料される科目種類の第4四半期以降支出率と不用率(14年度)
(単位：百万円)

科目種類別分類	歳出予算現額 (A)	支出済歳出額 (B)	第4四半期以降支出済額 (C)	不用額 (D)	第4四半期以降支出率 (C)/(B)	不用率 (D)/(A)	平均不用率
雑給与の類	192,275	180,048	38,833	10,042	21.6%	5.2%	5.1%
貸付金の類	100,500	100,079	22,325	421	22.3%	0.4%	
旅費の類	116,193	105,126	27,452	10,222	26.1%	8.8%	
施設費の類	1,170,177	968,709	386,110	7,584	39.9%	0.6%	1.0%
庁費の類	2,716,505	2,652,780	1,198,216	29,065	45.2%	1.1%	
委託費の類	405,798	330,936	203,465	4,645	61.5%	1.1%	
上記以外の類	6,654	5,998	2,297	655	38.3%	9.9%	
計	4,708,103	4,343,679	1,878,701	62,638	43.3%	1.3%	1.3%

(3) 本省支出官における執行時期

14年度における一般会計の支出済歳出額 83.6兆円(この執行に係る支出官 1,530人)のうち、本省支出官 23人が支出した支出済歳出額の合計は 56.2兆円と多額に上っている。そこで、本省支出官における歳出予算の執行状況について更に詳細に分析することとし、月別の支出状況や支出の原因となる支出負担行為の時期等を調査することとした。

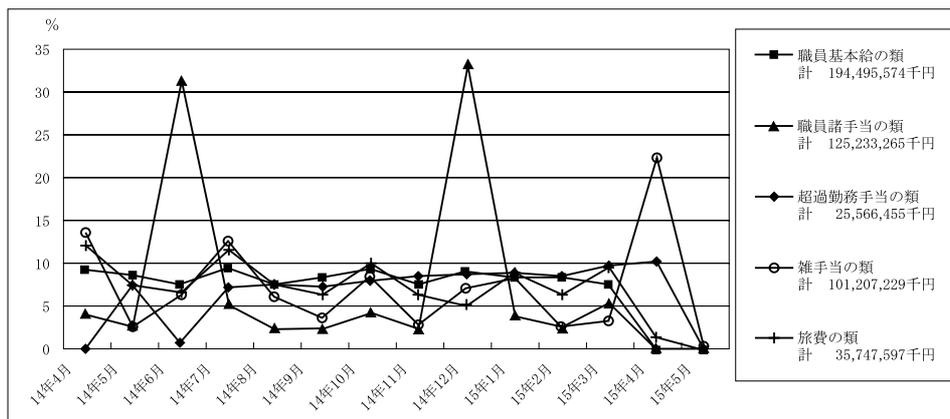
ア 月別支出状況

15府省等の本省支出官が14年度において支出した計 2,950の「目」について、毎月各支出官から本院に提出されている支出計算書に基づき、各月の支出済額を把握した上で、年間の支出済額に対する各月の支出済額の割合(以下「月別支出率」という。)を用途別及び科目種類別にみたところ、次のような状況となっていた。

(ア) 人件費及び旅費

人件費及び旅費に分類される主な科目種類の月別支出率は、図 20のとおりである。

図20 人件費及び旅費に分類される主な科目種類の月別支出率(14年度)



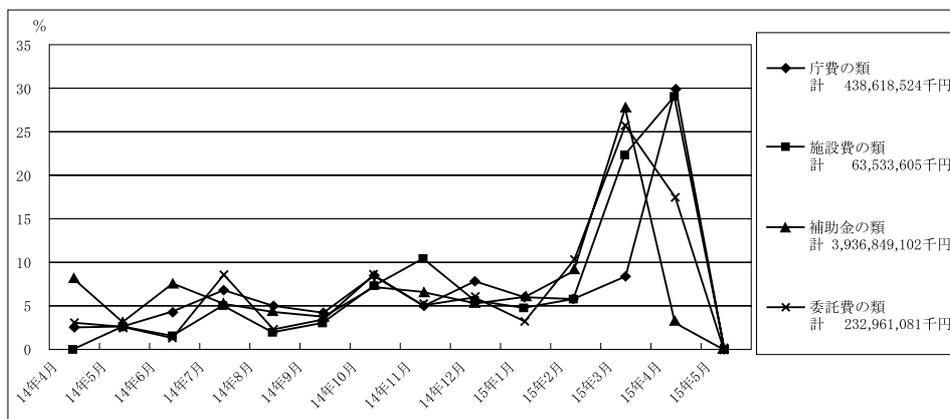
職員諸手当の類については期末手当等が支給される6月、12月に高くなっており、また、雑手当の類については年度末に退職手当の支給が増加する影響を受けて出納整理期間の4月に高くなっている。人件費の各々は裁量性の低い経費であり、上記の期末手当、退職手当等の影響を除くと、月別支出率はおおむね平準化した状況となっている。

旅費の類は裁量性の高い経費であるが、その月別支出率はおおむね平準化した状況となっている。

(イ) 物件費、施設費及び補助費・委託費

物件費、施設費及び補助費・委託費に分類される主な科目種類の月別支出率は、図21のとおりである。

図21 物件費、施設費等に分類される主な科目種類の月別支出率(14年度)



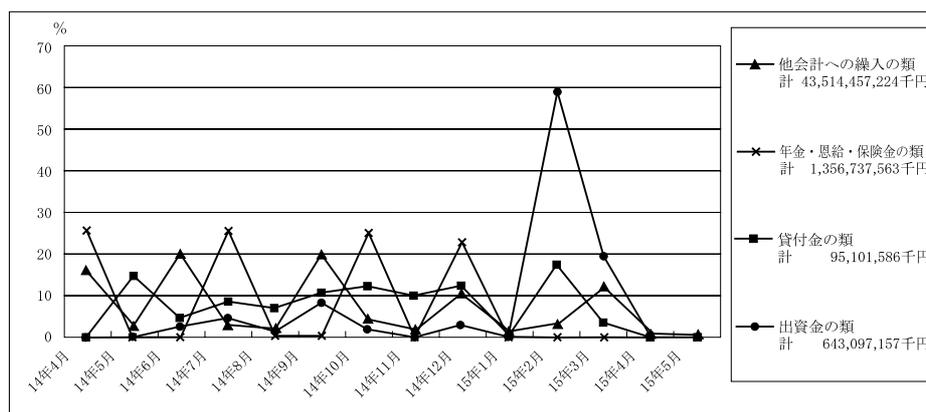
これらの各類に属する「目」は、補助金の類の中に裁量性の低い経費が含まれているものの、多くが裁量性が高いと史料される経費により構成されており、その月別支出率は、2月から出納整理期間の4月にかけて高い状況となっている。

このような状況は前記(2)の所管全体でみた傾向と同様となっているが、このことについては、一部の「目」について増額された補正予算に係る執行があったこと、契約の履行等に期間を要するために履行期限が年度末になるものが相当あることなどによるとしている。

(ウ) 他会計へ繰入及びその他

他会計へ繰入及びその他に分類される主な科目種類の月別支出率は、図22のとおりである。

図22 他会計へ繰入及びその他に分類される主な科目種類の月別支出率(14年度)



他会計への繰入の類及び年金・恩給・保険金の類については、2箇月から3箇月おきに高い状況となっており、また、出資金の類については2月に全体の約6割を占めている。これらの各類を構成する「目」は、法令により支出時期が決まっていたり、特別会計側の需要に応じて支出時期や支出規模が決まったりするなど、裁量性が低いと史料される経費であり、各類の月別支出率とも定期的な増減を繰り返す状況となっている。

イ 支出負担行為と支出の月別状況

国の支出は、原則として、契約の履行が確認され、契約相手方等から支払請求があった後に行うこととされている。そして、支出負担行為から支出の完了までの間には、契

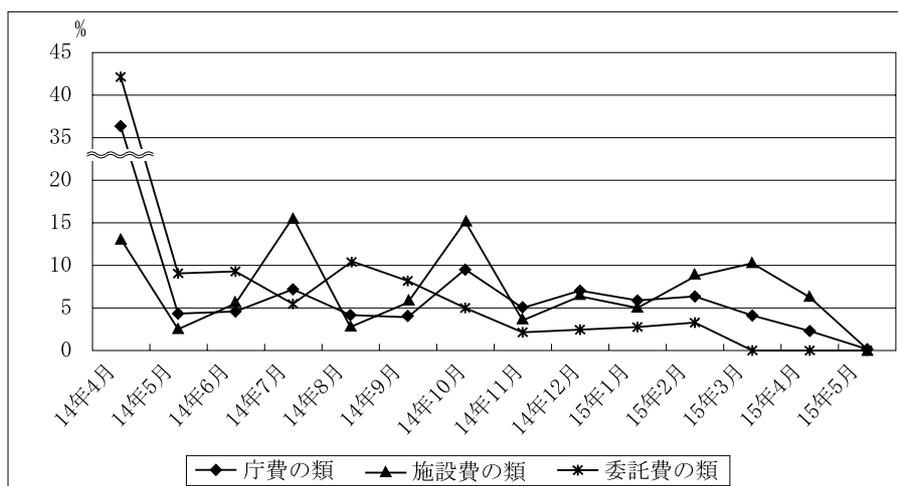
約等の内容により長期間を要するものや短期間で終わるものがあり、年度末になされた支出についても、支出負担行為は様々な時期に行われていると史料される。

そこで、上記アで、裁量性が高いと史料され、かつ、年度末、特に出納整理期間に月別支出率が高くなっている庁費、施設費及び委託費の各額について、14年度における本省支出官の支出の時期と当該支出に係る支出負担行為の時期がどのような関係にあるかを調査した。

(ア) 庁費、施設費及び委託費の各額の月別の支出負担行為の状況

庁費、施設費及び委託費の各額について、それぞれの年間の支出負担行為済額に対する各月の支出負担行為済額の割合(以下「月別負担行為率」という。)をみると、図23のとおりである。

図23 庁費、施設費及び委託費の各額の月別負担行為率(14年度)



庁費の類及び委託費の類については4月の月別負担行為率がそれぞれ36.4%及び42.0%と高くなっているが、これは、庁舎の維持・管理、各種調査・研究等のための年間契約を年度当初に行っていることによると思料される。そして、庁費の類については5月から9月までの年度前半よりも年度後半の各月の方が月別負担行為率が高くなっているのに対して、委託費の類については9月までに月別負担行為率の累計が84.2%に達して、年度前半の各月に集中している。

また、施設費の類については、月別負担行為率が4月(12.9%)、7月(15.6%)及び10月(15.1%)に高くなっており、その後、年度末の2月及び3月に再び高い状況と

なっている。

(イ) 本省支出官に共通している科目の月別負担行為率及び月別支出率

庁費、施設費及び委託費の各月の支出負担行為の状況は、上記(ア)のとおりであるが、このうち、委託費の類については各府省等において多種多様な「目」となっていること、また、庁費の類及び施設費の類の中にも予算額が大きくかつ特定の本省支出官だけが取り扱っている「目」が含まれていることなどが影響していることも考えられる。

そこで、庁費の類及び施設費の類のうち、本省支出官がおおむね共通して取り扱っている科目の中から「庁費」、「情報処理業務庁費」及び「施設整備費」を選定して、月別負担行為率及び月別支出率の関係を分析したところ、次のような状況となっていた。

① 「庁費」及び「情報処理業務庁費」について

「庁費」及び「情報処理業務庁費」の月別負担行為率及び月別支出率をみると、図24及び図25のとおりである。

図24 庁費の月別負担行為率及び月別支出率(14年度)

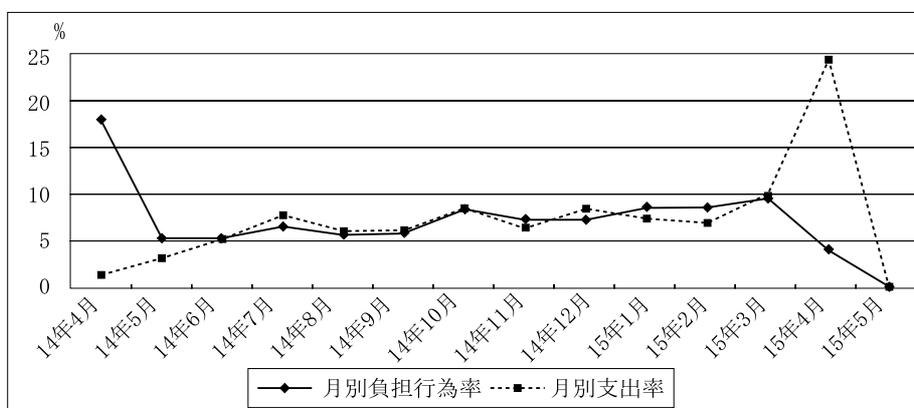
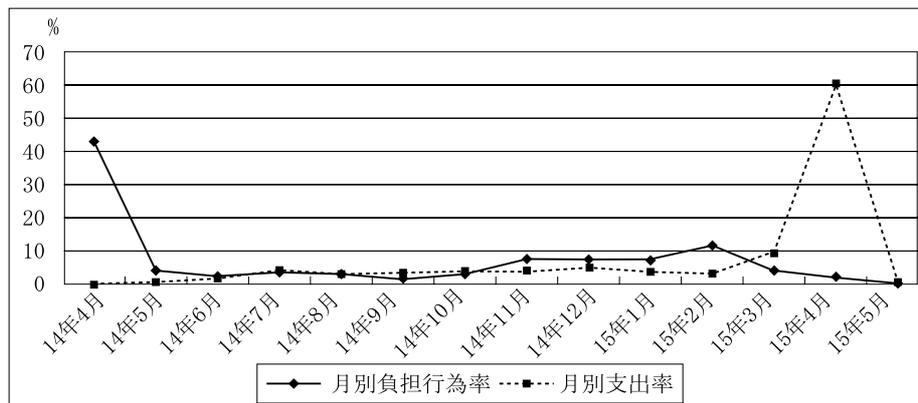


図25 情報処理業務庁費の月別負担行為率及び月別支出率(14年度)



月別負担行為率は、いずれも年度当初の4月に最も高くなっており、次いで高い月は、これらの「目」が補正予算の影響がほとんどないにもかかわらず、「庁費」については3月(9.4%)、「情報処理業務庁費」については2月(11.7%)となっている。

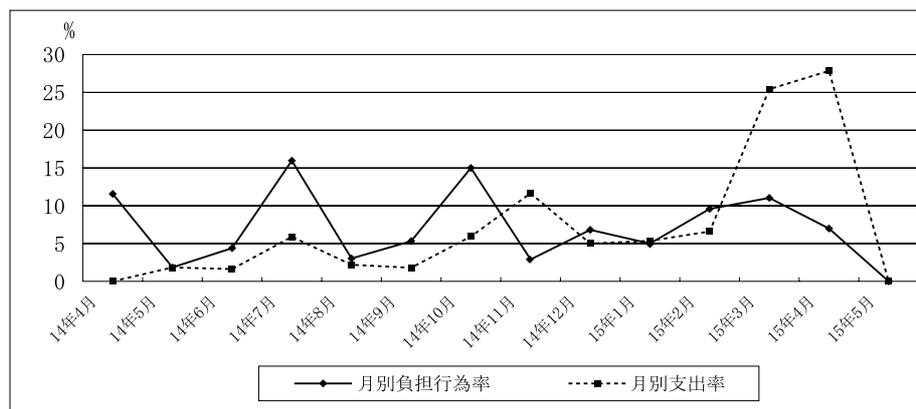
「庁費」及び「情報処理業務庁費」の支出負担行為は、(i)年度当初に行う各種設備の保守や情報システムの運用等の年間契約に係るもの、(ii)毎月ほぼ同様に発生する光熱水料等に係るもの、(iii)必要に応じてその都度行う役務契約や備品・消耗品の購入契約に係るものなどに大きく区分することができる。そして、月別負担行為率が年度当初の4月に高くなっているのは(i)が集中することによると考えられ、年度末に高くなっているのは(ii)に大きな変動がなければ(iii)に係る支出負担行為の額が増加していることによると思料される。

一方、月別支出率は、いずれの「目」においても、出納整理期間の4月(「庁費」が24.2%、「情報処理業務庁費」が60.3%)に最も高くなっており、年度当初の5月から翌年3月までは、月別負担行為率とほぼ同様に推移している。

② 「施設整備費」について

「施設整備費」の月別負担行為率及び月別支出率をみると、図26のとおりである。

図26 施設整備費の月別負担行為率及び月別支出率(14年度)



月別負担行為率は、4月(11.6%)、7月(15.9%)、10月(15.1%)及び3月(11.1%)に高くなっている。一方、月別支出率は、3月(25.5%)及び出納整理期間の4月(27.8%)に高くなっている。

なお、「施設整備費」については、15年1月に成立した補正予算による追加額があるため、その執行が年度末における支出負担行為や出納整理期間における支出にも影響していると思料される。

ウ 本省支出官に係る契約の状況

上記イ(イ)で月別負担行為率等をみた「庁費」、「情報処理業務庁費」及び「施設整備費」で支出された経費のうち、必要に応じてその都度契約するものの例として、備品及び消耗品の購入に係る契約並びに施設整備に係る契約について、各月ごとの状況等を調査したところ、次のような状況となっていた。

(ア) 備品及び消耗品の購入に係る契約

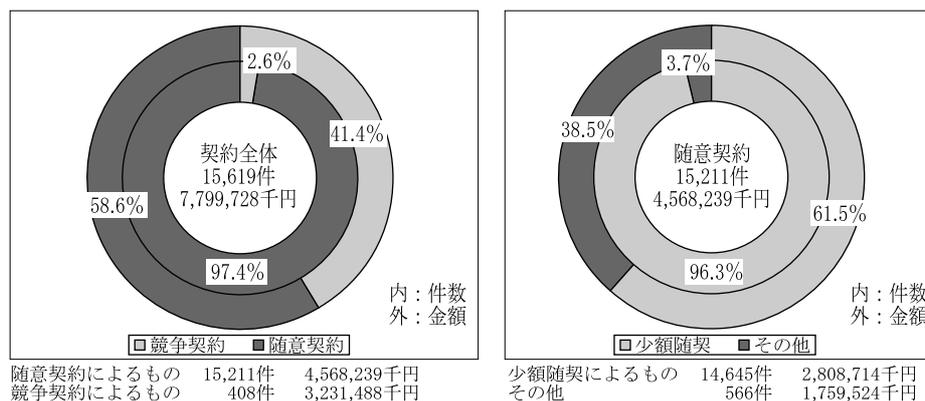
本省支出官における14年度の「庁費」及び「情報処理業務庁費」の支出に係る備品及び消耗品の購入契約は、図27のとおり、15府省等で15,619件、77億9,972万円となっている。

そして、これらの購入契約に係る契約方式についてみると、競争契約は408件、32億3,148万円、随意契約は15,211件、45億6,823万円となっており、総契約件数及び総契約金額に対する随意契約件数及び金額の割合は、それぞれ97.4%及び58.6%となっている。また、随意契約とした理由をみると、契約に係る予定価格が少額であることによる随意契約(以下「^(注8)少額随契」という。)の随意契約全体に占める割合は、件数

で96.3%、金額で61.5%となっていて、随意契約理由の大宗を占める状況となっている。

(注8) 少額随契 法令により、財産の買入れについては予定価格が160万円を超えない場合は随意契約によることができるものとされている。

図27 備品及び消耗品購入契約の状況(14年度)

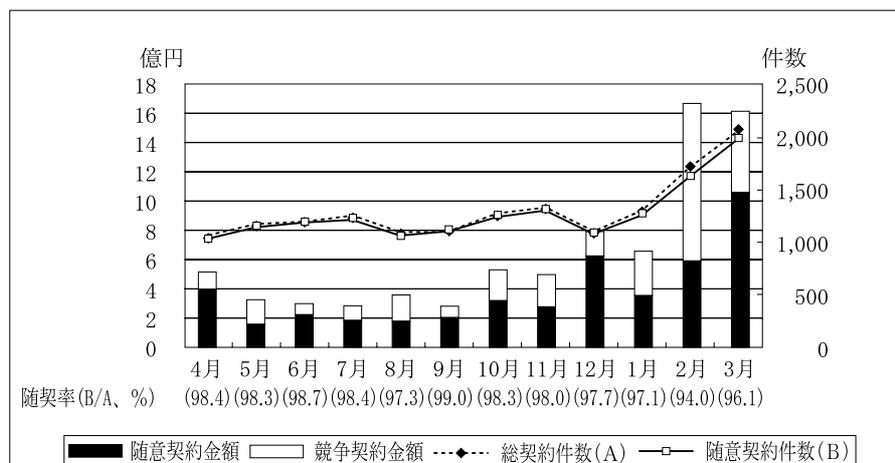


(注) 本調査においては、資金前渡官吏の支払に係る契約、他の「目」と併せて行っている契約、変更契約、単価契約等を除いている。

上記の総契約件数15,619件について月別の契約状況をみると、図28のとおり、件数、金額とも2月及び3月に増加する傾向を示しており、第4四半期における契約の割合が件数で32.6%、金額で50.6%を占めている。

月ごとに契約方式をみると、各月の総契約件数に占める随意契約件数の割合は、94%から99%と高い水準で推移しており、第4四半期ではわずかに低下傾向が認められるものの、随意契約の件数は2月及び3月に大きく増加しており、また、随意契約の金額は3月が最も多くなっている。

図28 備品及び消耗品購入契約の月別状況(14年度)



上記のように2月及び3月に契約が増加していることについては、不測の事態に備えて年度前半では執行を控え、年度後半から全体の執行状況を踏まえながら契約の時期を考慮するため、不測の事態が生じなかった場合には結果として年度末に契約が集中することなどによるとしている。

そして、このようなことが可能となるのは、備品及び消耗品の購入費が、その性質上、裁量性の高い経費であることによると思料される。

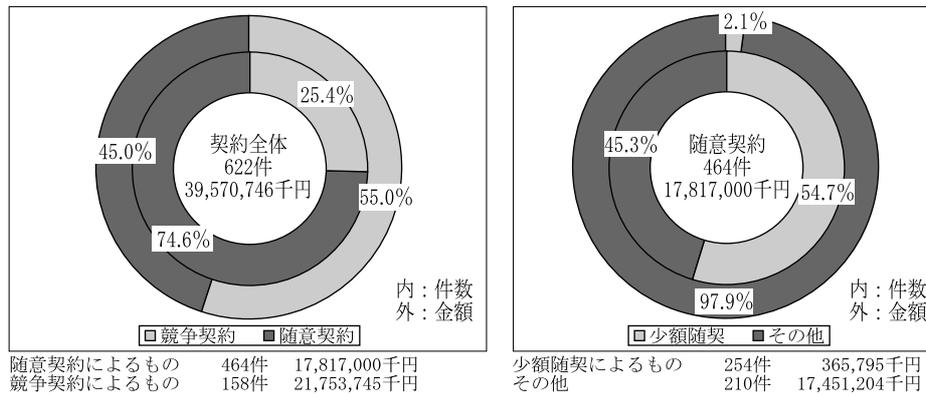
(イ) 施設整備に係る契約

本省支出官における14年度の「施設整備費」の支出に係る施設整備の契約は、図29のとおり、契約実績のなかった2省を除く13府省等で622件、395億7074万円となっている。

そして、これらの契約方式をみると、競争契約は158件、217億5374万円、随意契約は464件、178億1700万円となっており、総契約件数及び総契約金額に対する随意契約件数及び金額の割合は、それぞれ74.6%及び45.0%となっている。また、^(注9)随意契約とした理由をみると、少額随契の随意契約に占める割合は、件数で54.7%、金額で2.1%となっていて、施設建設等多額の費用を要する契約が多いことから、備品及び消耗品の購入契約に比較して割合は少ないものの、件数においてはなお過半を占める状況となっている。

(注9) 少額随契 法令により、工事又は製造については予定価格が250万円を超えない場合は随意契約によることができるものとされている。

図29 施設整備に係る契約の状況(14年度)

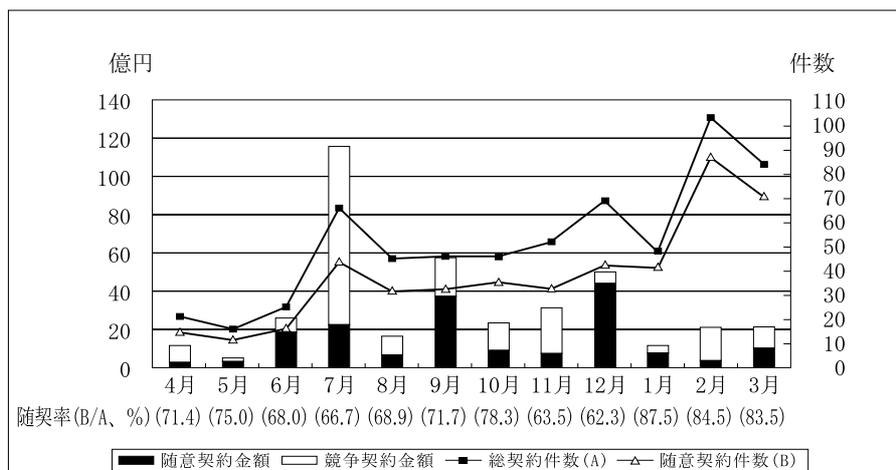


(注) 本調査においては、資金前渡官吏の支払に係る契約、支出委任に係る契約、他の「目」と併せて行っている契約、変更契約等を除いている。

上記の総契約件数 622 件について月別の契約状況をみると、図 30 のとおり、件数では、2 月に増加する傾向を示しており、第 4 四半期における契約の割合が 37.9% となっている。また、金額で、7 月が大きくなっているのは、この月の金額の 74.9% を占める大規模プロジェクト工事が入っていることが影響している。

月ごとに契約方式をみると、随意契約件数は 2 月及び 3 月に増加傾向を示しており、また、総契約件数に占める随意契約件数の割合をみると、第 3 四半期までの平均が 68.4% であるのに対し、第 4 四半期の平均は 84.7% となっていて、年度末に増加する傾向にある。また、随意契約件数に占める少額随契の件数の割合をみると、第 3 四半期までの平均が 43.9% であるのに対し、第 4 四半期の平均が 69.0% となっていて、年度末に増加する傾向となっている。

図30 施設整備に係る契約の月別状況(14年度)



施設整備に係る契約は、庁舎等の建設や改修等のための契約であり、基本的にはその履行に相当の期間を要するものであることから、一般的には、年度の後半に契約が集中するものではない。しかし、上記のように、年度末に契約件数が増加するとともに随意契約の割合や少額随契の割合が増加する傾向を示していることについては、小規模の施設整備については履行期間が比較的短く、年度の後半から全体の執行状況を踏まえながら契約の時期を決めることが比較的容易なことなどによるとしている。

このことは、1件当たりの契約金額が第3四半期までと比べて第4四半期に少額となっていることとも符合している。

(4) 移用及び流用の状況

歳出予算は、効率的な執行ができ、また、執行の責任の範囲が明確になるように体系的、統一的に区分されており、各「項」に定める目的の外にこれを使用してはならないこととされている。しかし、実際の執行段階においては、予算編成後における事情の変更や予期し得ない事態の発生等によって、当初予算のとおり執行し得ない場合、あるいは執行することがかえって適切でない場合もあり得る。このような場合の対応の一つとして、予算の移用及び流用(以下「移流用」という。)の制度が認められている。

このうち、移用は、各所管の各「組織」の金額又は各「組織」内の各「項」の金額を他の「組織」又は他の「項」に移して使用することであり、「項」までが国会の議決の対象となっていることから、あらかじめ国会の議決を得た場合に限り、財務大臣の承認を経て行うことができることとされている。また、流用は、各「項」内における「目」の金額を相互に移して使

用することであり、あらかじめ国会の議決を得ておく必要はないが、予算統制の観点から、原則として財務大臣の承認が必要とされている。

このように、移流用の制度が予算の区分を変更し経費を融通するものであることから、その状況について調査することとした。

ア 移流用額の推移及び内訳

元年度から14年度までの間に移流用を行った額及び歳出予算現額に対する割合の推移をみると、表9のとおりである。

このうち、移流用を行った額が最も多いのは13年度の606億円、最も少ないのは元年度の241億円となっており、また、移流用を行った額の歳出予算現額に対する割合は0.03%から0.07%の間で推移している。

表9 移流用額及び移流用額の歳出予算現額に対する割合の推移(元年度～14年度)

(単位：百万円)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
移流用額(A)	24,140	44,798	42,747	43,681	45,593
歳出予算現額(B)	66,977,234	70,390,137	71,460,125	72,258,814	78,398,223
(A)／(B)	0.04%	0.06%	0.06%	0.06%	0.06%
	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
移流用額(A)	25,475	35,875	33,300	34,788	31,099
歳出予算現額(B)	76,053,539	80,130,597	81,448,553	80,882,682	89,690,833
(A)／(B)	0.03%	0.04%	0.04%	0.04%	0.03%
	11年度	12年度	13年度	14年度	
移流用額(A)	28,675	49,819	60,635	29,196	
歳出予算現額(B)	93,449,493	93,572,143	89,907,572	87,844,155	
(A)／(B)	0.03%	0.05%	0.07%	0.03%	

14年度に移流用を行った額について、主要経費別及び使途別の状況をみると、表10及び表11のとおりである。

主要経費別にみると、社会保障関係費及びその他の事項経費における移流用が増額及び減額共に全体の額の8割以上を占めている。また、これらの経費以外のものについては、同一主要経費内での移流用となっている。

使途別にみると、補助費・委託費が移流用増額の67.7%、移流用減額の75.7%を占めている。そして、差引増減額では、施設費及びその他において移流用増となっており、一方、補助費・委託費、人件費、旅費及び物件費において移流用減となっている。

表10 主要経費別移流用額(14年度)

(単位：百万円)

主要経費別	移流用増額(A)	移流用減額(B)	(A)－(B)
社会保障関係費	18,450	9,820	8,629
文教及び科学振興費	28	28	—
国債費	—	—	—
恩給関係費	0	0	—
地方財政関係費	—	—	—
防衛関係費	3,845	3,845	—
公共事業関係費	561	561	—
経済協力費	—	—	—
中小企業対策費	—	—	—
エネルギー対策費	—	—	—
食料安定供給関係費	787	787	—
産業投資特別会計へ繰入	—	—	—
その他の事項経費	5,523	14,153	△ 8,629
計	29,196	29,196	—

表11 使途別移流用額(14年度)

(単位：百万円)

使途別分類	移流用増額(A)	移流用減額(B)	(A)－(B)
人件費	2,200	3,623	△ 1,423
旅費	302	701	△ 399
物件費	2,200	2,451	△ 251
施設費	351	—	351
補助費・委託費	19,770	22,106	△ 2,336
他会計へ繰入	—	—	—
その他	4,371	312	4,059
計	29,196	29,196	—

イ 連続して移流用を行っている科目

13、14両年度に連続して移流用増を行っている「目」は39目(年度途中における事業の制度改正等に伴い移流用が行われた「目」を除く。)あり、その移流用増額は13年度135億円、14年度104億円となっている。このうち、両年度とも1億円以上の移流用増となっている「目」についてみると、表12のとおりである。

このように連続して移流用増を行っていることについては、両年度とも各種事務事業の実施において、事業等の実績が予算で見込んだ量を上回ったことなどによるとしている。

表12 13、14両年度に1億円以上の移流用増となっている「目」

(単位：百万円)

所管	組織	項	目	移流用増額	
				13年度	14年度
厚生労働省	厚生労働本省	介護保険推進費	介護保険事務費交付金	3,154	3,915
内閣府	防衛本庁	防衛本庁	退職手当	4,991	1,268
厚生労働省	厚生労働本省	社会福祉諸費	社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金	3,360	1,501
農林水産省	農林水産本省	水田農業経営確立対策費	水田農業経営確立助成等補助金	700	720
裁判所	裁判所	下級裁判所	委員手当	360	616
法務省	法務本省	法務本省	賠償償還及払戻金	261	248
計				12,828	8,271

また、13、14両年度に連続して移流用減を行っている「目」は57目(年度途中における事業の制度改正に伴い移流用が行われた「目」を除く。)あり、その移流用減額は13年度171億円、14年度133億円となっている。このうち、両年度とも1億円以上の移流用減となっている「目」についてみると、表13のとおりである。

このように連続して移流用減を行っていることについては、両年度とも事業等の実績が予算の積算に当たり計上している所要額を下回ったり、事務事業の効率化等により経費を削減したりなどしたことによるとしている。

表13 13、14両年度に1億円以上の移流用減となっている「目」

(単位：百万円)

所管	組織	項	目	移流用減額	
				13年度	14年度
厚生労働省	厚生労働本省	介護保険推進費	介護保険事業費補助金	3,154	3,915
厚生労働省	厚生労働本省	社会福祉諸費	在宅福祉事業費補助金	3,360	1,501
内閣府	防衛本庁	防衛本庁	職員基本給	2,947	202
厚生労働省	厚生労働本省	水道施設整備費	水道施設整備費補助	2,404	364
内閣府	防衛本庁	防衛本庁	教育訓練費	1,394	553
農林水産省	農林水産本省	水田農業経営確立対策費	水田農業経営確立対策推進交付金	700	720
厚生労働省	厚生労働本省	厚生労働本省	医療関係者養成確保対策費等補助金	269	1,031
厚生労働省	厚生労働本省	保健衛生施設整備費	医療施設等施設整備費補助金	354	847
裁判所	裁判所	下級裁判所	職員諸手当	360	616
内閣府	防衛本庁	防衛本庁	宿舍特別借上費	413	405
法務省	法務本省	法務本省	国家公務員共済組合負担金	261	276
法務省	矯正官署	矯正収容費	護送旅費	130	175
内閣府	防衛本庁	防衛本庁	電子計算機等借料	120	172
裁判所	裁判所	裁判費	裁判旅費	141	138
計				16,012	10,923

(5) 歳出予算の繰越しの状況

国の会計制度においては、1年間の歳入歳出の状況を明確にし、財政の健全性を確保するために会計年度が設けられており、各年度における経費はその年度の歳入をもって支弁しなければならず、毎年度の歳出予算の経費の金額は、原則として、翌年度において使用することができないという会計年度独立の原則が定められている。

この原則によると、1会計年度の歳出予算の金額は原則としてその年度内に使用されるべきものであり、使用されない金額は、これを不用額とすることになる。しかし、国の経費の内容や使用方法は極めて複雑多岐にわたっているため、この原則どおりに処理することがかえって非効率となることもあることから、例外の一つとして歳出予算の繰越しの制度が認められている。

このうち、明許繰越は、歳出予算のうち、経費の性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出が終わらない見込みのあるものについて、あらかじめ繰越明許費として国会の議決を経た経費を翌年度に繰り越すことであり、翌年度繰越額の大半を占めている。また、事故繰越は、歳出予算のうち、年度内に支出負担行為をなし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかった経費を翌年度に繰り越すことである。

明許繰越又は事故繰越を行う場合には、各省各庁の長又は各省各庁の長から委任された者は繰越計算書を作成し、事項ごとに事由及び金額を明らかにして財務大臣又は財務大臣から委任を受けた者の承認を経なければならず、承認があった金額の範囲内において繰り越すことができることとされている。そして、各省各庁の長は、繰越しを行ったときは、繰越済通知書を作成し、財務大臣及び会計検査院に通知しなければならないとされている。

以上のように、歳出予算の繰越しが会計年度独立の原則に対する例外であることなどから、その状況について分析することとした。

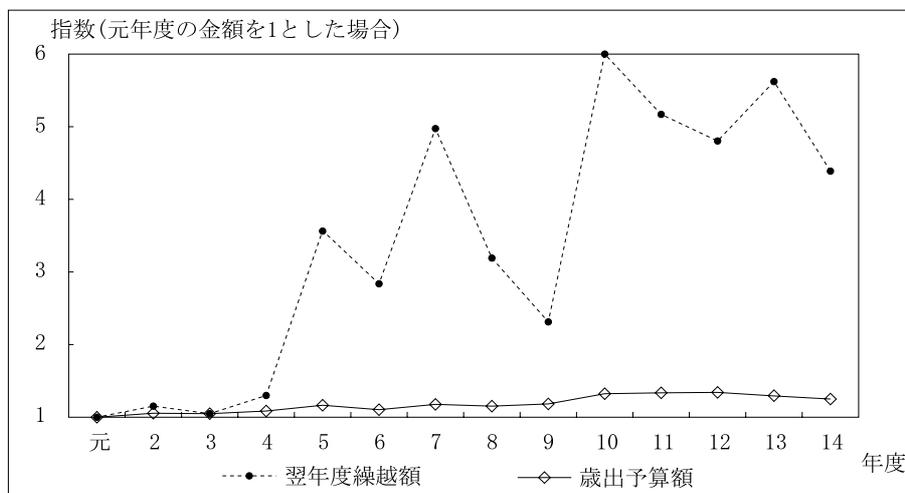
ア 翌年度繰越額及び繰越率の状況

(ア) 翌年度繰越額の推移

元年度から14年度までの翌年度繰越額の推移をみると、翌年度繰越額が最も多いのは10年度の4兆4305億円、最も少ないのは元年度の7389億円となっており、各年度を通じて、明許繰越がそのほとんどを占めている。そして、元年度を基準とした場合の歳出予算額と翌年度繰越額の推移をみると、図31のとおり、翌年度繰越額は

5年度以降急増している。

図31 歳出予算額と翌年度繰越額の推移(元年度～14年度)

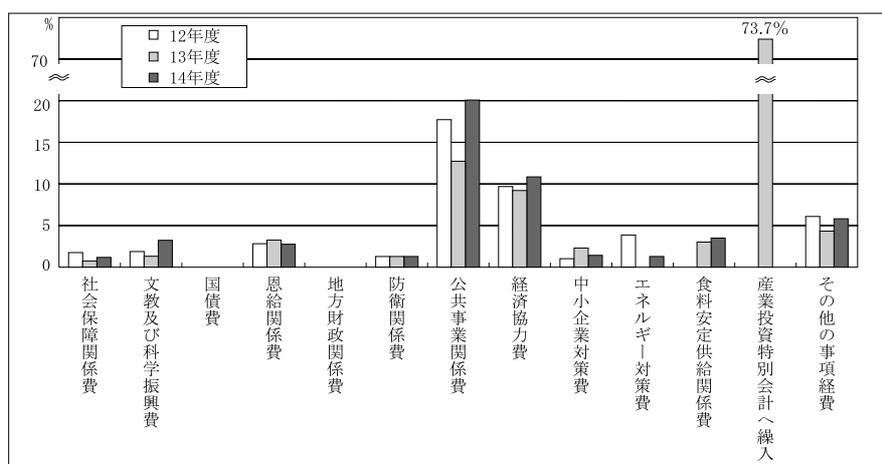


このように翌年度繰越額が増加した5年度以降は、いわゆるバブル経済崩壊後の数次にわたる経済対策の一環として多額の補正予算が計上されるようになった時期である。また、この間の当初予算で認められた繰越明許費の対象となる科目数をみると、元年度の564目(総科目数4,631目に占める割合12.2%)から14年度には737目(同5,041目に占める割合14.6%)に増加している。

(イ) 主要経費別にみた繰越率

12年度から14年度までの繰越率を主要経費別にみると、図32のとおり、各年度とも公共事業関係費の繰越率が高く、次いで経済協力費が高い状況となっており、14年度では、それぞれ20.0%、10.6%となっている。これは、公共事業関係費及び経済協力費は、事業の性質上、その実施に相当の期間を要するものであり、計画又は設計に関する諸条件の変更・調整や相手国の事情等やむを得ない事由が多く生じるなどして、年度内に支出が終わらない事態が発生することによると思料される。

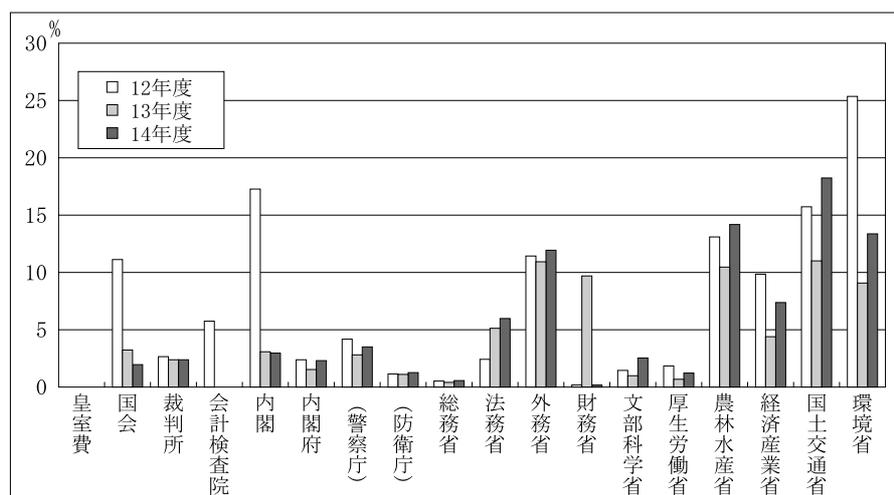
図32 主要経費別繰越率(12年度～14年度)



(ウ) 所管別にみた繰越率及び翌年度繰越額

12年度から14年度までの繰越率を所管別にみると、図33のとおりである。各年度とも繰越率が高くなっているのは国土交通省、農林水産省、環境省、外務省等であり、予算に占める公共事業費や経済協力費の割合が高い所管において繰越率が高くなっている。13年度において財務省の繰越率が高くなっているのは、産業投資特別会計へ繰り入れるための経費を繰り越したことによるものである。

図33 所管別繰越率(12年度～14年度)



また、14年度の翌年度繰越額についてみても、表14のとおり、国土交通省、農林水産省等において多くなっている。

表 14 所管別翌年度繰越額(14年度)

(単位：百万円)

所管	皇室費	国会	裁判所	会計検査院	内閣	内閣府		総務省	
						うち警察庁	うち防衛庁		
翌年度繰越額	—	2,637	7,338	—	2,799	121,892	9,467	59,066	113,241

所管	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	計
翌年度繰越額	39,779	105,173	15,900	167,127	243,524	531,558	79,210	1,752,207	44,937	3,227,328

(エ) 用途別及び科目種類別にみた繰越率

13、14両年度の繰越率を用途別にみると、図34のとおり、施設費及び補助費・委託費で高くなっている。また、歳出予算現額が1000億円を超える科目種類についてみると、図35のとおり、委託費、施設費の両類で高くなっている。

図34 用途別繰越率(13、14両年度)

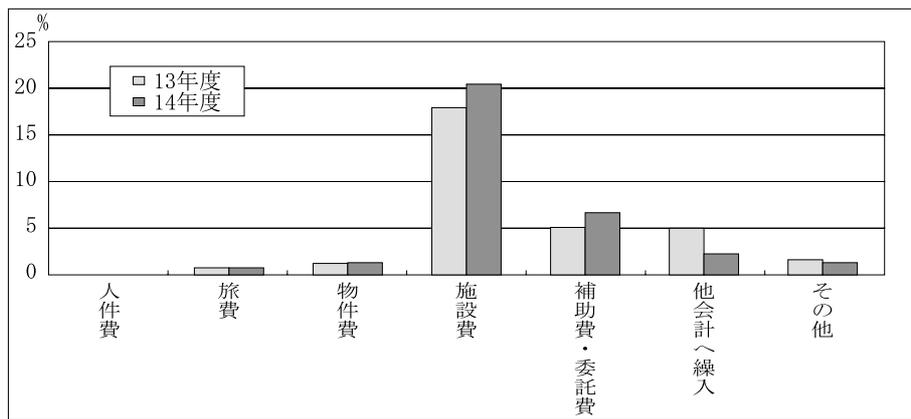
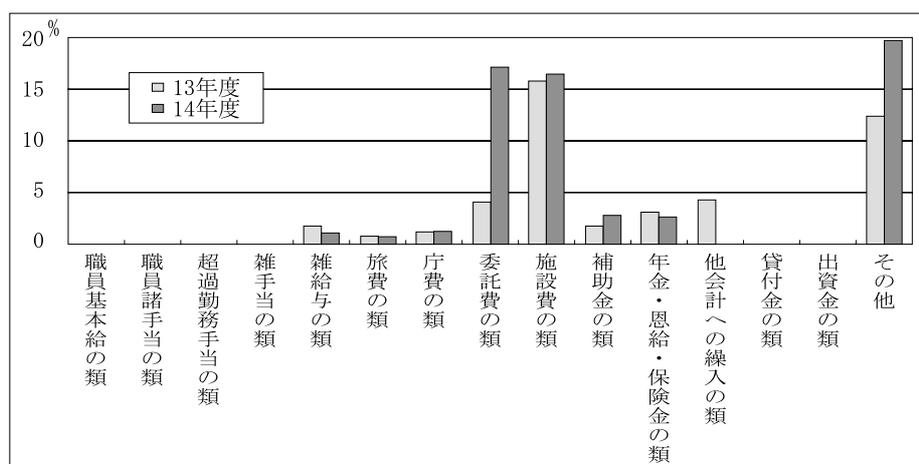


図35 科目種類別繰越率(13、14両年度)



イ 補正予算と翌年度繰越し

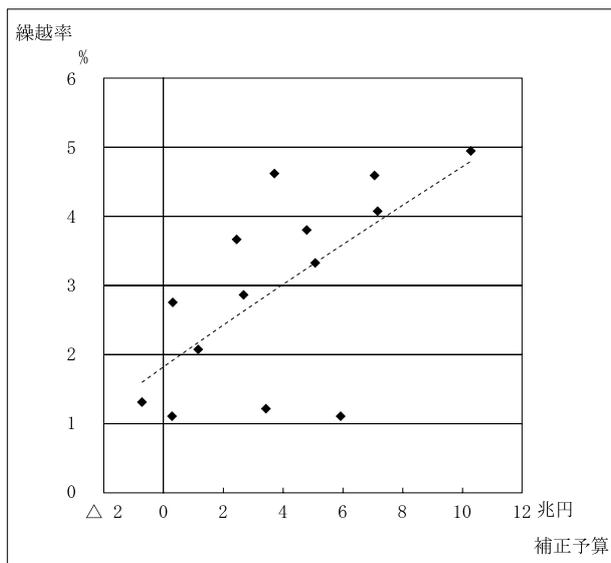
補正予算は、当初予算と同様に年度内に執行の完了を予定しているものであるが、実際の執行に当たっては翌年度に繰り越されているものが見受けられる。

そこで、補正予算と翌年度繰越しの関係について調査することとした。

(ア) 補正予算と繰越率の関係

元年度から14年度までの間における補正予算と繰越率との関係についてみると、図36のとおり、補正予算の規模が大きい年度では、繰越率が高くなっている傾向が見受けられる。

図36 補正予算と繰越率(元年度～14年度)



(イ) 増額補正となった科目のうち多額の繰越しを行っている科目

13、14両年度において、10億円以上の増額補正がなされた「目」のうち、補正増額と同額以上の翌年度繰越額となっているものが、13年度で35目、これに係る翌年度繰越額2623億円、14年度で84目、同1兆9572億円あり、その主なものは表15のとおりである。

表15 予算補正額10億円以上で翌年度繰越が多額になっている主な「目」(13年度)

(単位：百万円)

所管	組織	項	目	予算補正額(A)	歳出予算現額	翌年度繰越額(B)	(B)/(A)
厚生労働省	厚生労働本省	社会福祉施設整備費	社会福祉施設等施設整備費補助金	7,226	267,251	44,971	622.4%
国土交通省	国土交通本省	港湾事業費	港湾整備特別会計へ繰入	1,270	268,493	27,274	2146.3%
法務省	法務本省	改革推進公共投資法務省施設費	施設整備費	17,842	17,842	17,842	100.0%
法務省	法務本省	法務省施設費	施設整備費	11,953	47,083	15,103	126.3%
国土交通省	国土交通本省	都市環境整備事業費	道路環境整備事業費道路整備特別会計へ繰入	1,747	420,777	13,491	772.0%
文部科学省	文化庁	改革推進公共投資文化庁施設費	施設整備費	12,516	12,516	12,516	100.0%
文部科学省	文部科学本省	公立文教施設整備費	公立学校施設整備費負担金	7,477	98,330	11,340	151.7%
文部科学省	文部科学本省	公立文教施設整備費	公立学校施設整備費補助金	10,923	105,226	11,071	101.4%
農林水産省	農林水産本省	農業生産振興費	農業生産総合対策事業費補助金	7,970	51,032	10,303	129.3%
国土交通省	国土交通本省	都市環境整備事業費	市街地再開発事業費補助	1,068	50,221	8,421	788.5%

(14年度)

(単位：百万円)

所管	組織	項	目	予算補正額(A)	歳出予算現額	翌年度繰越額(B)	(B)/(A)
国土交通省	国土交通本省	道路整備事業費	道路整備特別会計へ繰入	291,445	559,321	314,368	107.9%
国土交通省	国土交通本省	治水事業費	治水特別会計へ繰入	214,634	1,153,778	250,812	116.9%
国土交通省	国土交通本省	都市計画事業費	下水道事業費補助	96,829	1,173,730	245,148	253.2%
厚生労働省	厚生労働本省	社会福祉施設整備費	社会福祉施設等施設整備費補助金	52,830	209,272	114,482	216.7%
国土交通省	国土交通本省	都市環境整備事業費	道路環境整備事業費道路整備特別会計へ繰入	51,215	397,549	74,836	146.1%
国土交通省	国土交通本省	港湾事業費	港湾整備特別会計へ繰入	40,449	265,037	65,138	161.0%
農林水産省	農林水産本省	農業生産基盤整備事業費	国営土地改良事業特別会計へ繰入	29,775	194,152	56,644	190.2%
国土交通省	国土交通本省	住宅建設等事業費	公営住宅建設費等補助	15,318	276,972	55,636	363.2%
国土交通省	国土交通本省	都市環境整備事業費	都市再生推進事業費補助	52,968	73,899	55,293	104.4%
文部科学省	文部科学本省	公立文教施設整備費	公立学校施設整備費補助金	39,472	121,897	40,915	103.7%

これらの科目については、補正予算により歳出予算現額が増加する一方で、年度内に支出が終わらない事態が発生し、当該科目としては繰越手続を執った金額が多額になったものである。

ウ 明許繰越と支出負担行為の状況

(ア) 明許繰越額と支出負担行為済額

明許繰越については、繰越手続を執るに当たり、支出負担行為を行っているか否かは要件とされていないが、繰越明許費であっても、当該年度に執行することを予定して予算措置されたものであることから、明許繰越の手続を執る場合も、可能な限り支出の原因となる契約や補助金等の交付決定等の支出負担行為が年度内になされることが望ましい。

そこで、翌年度繰越のほとんどを占める明許繰越について、繰越額のうちどの程度が年度内に支出負担行為済みとなっているかについて調査したところ、次のような状況となっていた。

すなわち、14年度における各所管の明許繰越額と支出負担行為済額の状況についてみると、表16のとおり、明許繰越額は計3兆1379億円(翌年度繰越額全体に占める割合97.2%)、これに係る支出負担行為済額は計1兆4277億円となっていて、明許繰越額に占める割合は45.5%となっている。この割合を所管別にみると、内閣、経

済産業省、外務省等で高くなっており、法務省、厚生労働省等で低くなっている。

表16 明許繰越額及び年度内の支出負担行為済額(14年度)

(単位：千円)

所管	明許繰越額(A)	左のうち支出負担行為済額(B)	(B)／(A)
皇室費	—	—	—
国会	2,387,198	986,971	41.3%
裁判所	6,614,401	3,438,051	52.0%
会計検査院	—	—	—
内閣	2,799,501	2,799,501	100.0%
内閣府	115,800,610	52,493,127	45.3%
（うち警察庁）	8,207,865	5,066,295	61.7%
（うち防衛庁）	54,749,188	35,246,855	64.4%
総務省	91,808,321	44,684,959	48.7%
法務省	30,059,802	5,660,102	18.8%
外務省	101,902,518	80,428,244	78.9%
財務省	10,403,656	5,534,774	53.2%
文部科学省	156,334,173	101,600,165	65.0%
厚生労働省	236,636,002	79,267,402	33.5%
農林水産省	527,507,785	245,718,767	46.6%
経済産業省	78,001,542	76,566,174	98.2%
国土交通省	1,733,193,204	695,495,334	40.1%
環境省	44,495,451	33,091,642	74.4%
計	3,137,944,170	1,427,765,219	45.5%

(イ) 支出負担行為が行われずに繰り越されている事項

繰越手続は、原則として、工事契約や補助金等の交付決定等ごとの「事項」単位で行われ、これに基づき承認されることとされている。

そこで、「事項」ごとに、当該「事項」全体において支出負担行為が全く行われずに明許繰越がなされているもの(以下「全額未済繰越」という。)がどの程度あるかを繰越済通知書に基づき抽出調査した。抽出に当たっては、主として明許繰越額の大きな「目」(注10)を1所管当たり1目から6目選定し、これにより抽出した「目」の内訳となっている事項数7,903件、これに係る明許繰越額1兆1016億円について、全額未済繰越の状況を調査した。

(注10) 「目」の選定 原則として、①当初予算で認められた繰越明許費の対象となり、かつ、補正予算追加額がない「目」、②当初予算で認められた繰越明許費の対象となり、かつ、補正予算追加額がある「目」、③補正予算で初めて認められた繰越明許費の対象となる「目」、がそれぞれ含まれるよう抽出した。

調査した結果、表17のとおり、全額未済繰越となっている事項は2,361件(抽出した事項数全体に占める割合29.9%)、これに係る明許繰越額は3694億円(同33.5%)となっている。また、これら全額未済繰越となっているものの一部について、その繰越理由をみたところ、建物の配置、面積、規模等の基本計画の策定・変更の不測の日数を要したこと、関係機関との協議・許認可に不測の日数を要したことなどとなっている。

このうち、各繰越事項が当初予算に係るものか補正予算に係るものか特定することが困難な当初予算と補正予算の両者が関係する科目の明許繰越を除き、当初予算のみに係る明許繰越と補正予算のみに係る明許繰越について、全額未済繰越の状況についてみたところ、次のとおりとなっている。すなわち、当初予算のみに係る明許繰越、事項数1,005件、繰越額2824億円のうち全額未済繰越となっているものは、320件(31.8%)、1155億円(40.9%)である。一方、補正予算のみに係る明許繰越、事項数476件、繰越額544億円のうち全額未済繰越となっているものは、428件(89.9%)、293億円(54.0%)である。

このように、事項数及び金額共に補正予算に係る明許繰越において全額未済繰越の割合が高い状況となっており、当初予算に比べて補正予算の年度内執行が困難であったことがうかがえる状況となっている。

表17 全額未済繰越の状況(14年度)

(単位：件、千円)

	調査対象全体(A)		(A)のうち当初予算のみに係るもの		(A)のうち補正予算のみに係るもの	
	事項数	金額	事項数	金額	事項数	金額
明許繰越(B)	7,903	1,101,664,333	1,005	282,472,687	476	54,407,236
上記のうち全額未済繰越(C)	2,361	369,458,345	320	115,593,203	428	29,388,797
(C)/(B)	29.9%	33.5%	31.8%	40.9%	89.9%	54.0%

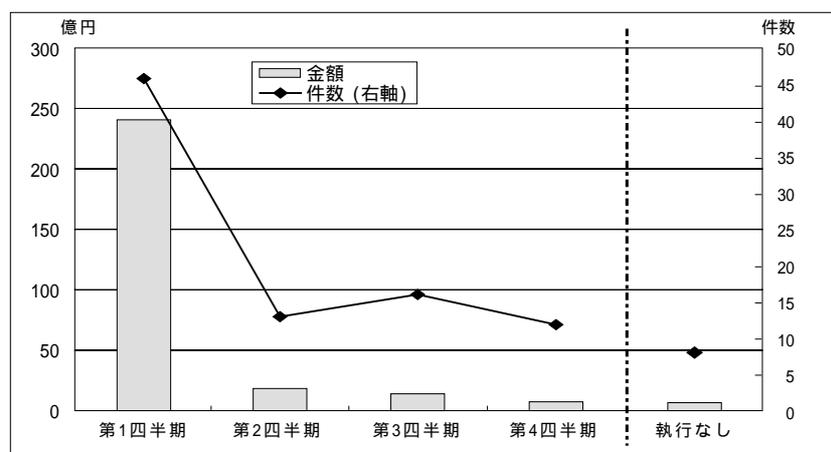
(ウ) 全額未済繰越事項の翌年度の執行状況

上記(イ)において、14年度に全額未済繰越となっている事項2,361件のうち95件を

抽出して15年度の執行状況を調査したところ、図37のようになっていた。

すなわち、金額で見るとその大部分が15年度の第1四半期に支出負担行為が行われているが、件数で見ると第2四半期以降に支出負担行為されているものも相当数見受けられる状況となっている。また、15年度中に支出負担行為が行われず、繰り越した金額の全額が不用額となっている事項も見受けられる。

図37 14年度全額未済繰越事項の15年度における執行状況



3 本院の所見

我が国の財政は、15年度末現在の公債残高が456兆円に達しており、15年度の国債費が15.5兆円と一般会計歳出の約2割を占めているなど依然として厳しい状況となっており、政府においては、財政の健全化に向けて歳出改革等を推進しているところである。

今回、一般会計歳出予算の執行状況について検査したところ、本院で比較相対的な概念として設定した経費の区分で見ると、裁量性の高い経費を多く含むものを中心に年度末に支出率が高くなっているとともに、これらの中には不用率が低くなっているものも見受けられた。そして、本省支出官に係る契約のうち、物品購入や施設整備についてその時期をみたところ、年度末に契約件数が増加している状況となっていた。また、予算の区分を変更し経費を融通する移流用が同じ科目において2箇年度続いて行われていたり、会計年度独立の原則の例外である繰越しにおいて、全く支出負担行為が行われずに全額明許繰越がなされている事項が相当数見受けられたりした。

歳出予算の執行については、予算執行を統制する観点から、支出負担行為担当官及び支出

官に対して厳格な執行責任が課されているが、国の歳出予算が貴重な国民の税金を主たる財源としているものであり、また、現下の厳しい財政状況にかんがみ、その使用に対しては各府省等における一層厳正な管理が求められる。

したがって、各府省等において、歳出予算の執行に当たっては、引き続き、国の各般の需要を的確に把握して一層効率的、効果的な執行を行うとともに、法令及び予算に従った執行に努めることが重要である。そして、効率的な執行により生じた不用額は財政状況の好転に寄与するものであることから、不用の発生事由の精査を更に充実させ、その結果を効率的な予算執行に活用していくことが望まれる。

また、法令及び予算制度の原則に沿って予算執行を行いつつ、原則どおりに執行することがかえって非効率になるような場合には、今後とも、移流用、繰越し等の制度を適切に活用することにより、効率的な執行に努めることが必要である。政府において、16年度予算から試行的に導入された「モデル事業」は、事業の性格に応じた予算執行の弾力化を認めるものであり、厳格な事後評価が行われることが予算統制を補完する重要な要素と考えられることから、同事業の実効性を上げるために事後評価の充実に向けた格段の努力が望まれる。

そして、決算を予算に反映していくことの重要性がますます高まっていることを踏まえ、予算の執行状況の検証及び決算の分析を十分に行って予算への反映を実効あるものにし、更に今後の効率的、効果的な予算執行に資することが望まれる。

予算の執行状況の確認は本院の重要な職責であり、昨今の決算重視の流れも踏まえ、本院としては、今後とも様々な角度から検査を行っていくこととする。

第5章 会計事務職員に対する検定

第1節 国の現金出納職員に対する検定

(概況)

平成15年11月から16年9月までの間に、所管庁から現金出納職員の保管する現金の亡失についての通知を受領したものは74件39,035,094円である。これに繰越し分149件1,904,538,698円を加え、処理を要するものは223件1,943,573,792円であり、そのうち上記の期間内に処理したものは112件240,908,698円である。

処理を要するもの及び処理したものの所管別内訳は、次表のとおりである。

所 管	処理を要するもの		処理したもの	
	件	千円	件	千円
内閣府	2	4,701	2	4,701
総務省	189	1,880,976	89	225,621
法務省	2	3,042	1	0
財務省	8	8,305	7	3,097
文部科学省	9	13,630	8	2,355
厚生労働省	13	32,916	5	5,131
計	223	1,943,573	112	240,908

(処理したものの内訳)

処理したものの内訳は次のとおりである。

- | | | |
|--|-----|--------------|
| ① 現金出納職員に弁償責任があると検定したもの | 1件 | 2,974,282円 |
| ② 現金出納職員に弁償責任がないと検定したもの | 31件 | 35,875,808円 |
| ③ 現金出納職員が現金を亡失したことによって生じた損害の全額が既に補てんされているもの | 58件 | 126,230,799円 |
| ④ 現金出納職員が現金を亡失したことによって生じた損害の全額について、国と現金出納職員との間に裁判上の和解が成立しているものなど | 22件 | 75,827,809円 |

(検定したものの説明)

現金出納職員に弁償責任があると検定したものの概要は、東京国税局管内日本橋税務署分任国税収納官吏山中某が、平成14年10月31日から12月27日までの間に、署外における国税

の収納事務に従事中、国税収納金計 2,974,282 円を横領したものである。

また、現金出納職員に弁償責任がないと検定したものは、次のような事態について、いずれも現金出納職員が善良な管理者の注意を怠ったことによりその保管現金を亡失したものではないと認められたものである。

- ① 凶器を所持した賊が郵便局に侵入し職員を脅迫して現金出納職員の保管する現金を強取したものである
- ② 税務署等の現金出納職員が偽造紙幣を受領したため現金を亡失したものである
- ③ 夜間、無人の郵便局に侵入した賊が金庫を破壊して現金出納職員の保管する現金を窃取したものである

第 2 節 国の物品管理職員に対する検定

(概況)

平成 15 年 11 月から 16 年 9 月までの間に、所管庁から物品管理職員の管理する物品の亡失又は損傷についての通知を受領したものは 9,731 件 13,951,643,534 円である。これに繰越し分 58 件 127,327,544 円を加え、処理を要するものは 9,789 件 14,078,971,078 円であり、そのうち上記の期間内に処理したものは 9,745 件 1,037,295,789 円である。

処理を要するもの及び処理したものの所管別内訳は、次表のとおりである。

所	管	処理を要するもの		処理したもの	
		件	千円	件	千円
国	会	3	1,749	3	1,749
内	閣	4	12,707,571	3	891
内	閣 府	851	872,213	846	676,706
総	務 省	3,558	98,819	3,523	289
法	務 省	519	11,277	519	11,277
財	務 省	4,454	41,557	4,454	41,557
文 部 科 学	省	56	45,454	56	45,454
厚 生 労 働	省	37	938	37	938
農 林 水 産	省	41	195,348	40	157,014
経 済 産 業	省	201	2	201	2
国 土 交 通	省	64	103,123	62	100,500
環 境	省	1	915	1	915
	計	9,789	14,078,971	9,745	1,037,295

処理したもののうち内閣府の金額が多いのは、主として、防衛庁において訓練中に高速標的

機等の高額な物品の亡失又は損傷があったことによる。

(処理したものの内訳)

処理したものの内訳は次のとおりである。

- | | | |
|--|---------|---------------|
| ① 物品管理職員が物品の管理行為について善良な管理者の注意を怠ったことによるものではないと認めたもの | 5,713 件 | 611,594,783 円 |
| ② 総務省の切手類管理職員の管理する切手類が損傷したもので、切手類管理職員の故意又は重大な過失によるものではないと認めたもの | 3,508 件 | 275,340 円 |
| ③ 物品管理職員の管理する物品が亡失し又は損傷したことによって生じた損害の全額が既に補てんされているものなど | 524 件 | 425,425,666 円 |

第3節 国の予算執行職員に対する検定

(概況)

平成15年11月から16年9月までの間に、予算執行職員が法令に準拠せず又は予算で定めるところに従わないで支出等の行為をしたものについて処理したものは、厚生労働省の分8件60,963,364円である。

(処理したものの内訳)

処理したものの内訳は次のとおりである。

- | | | |
|--|-----|--------------|
| ① 予算執行職員に弁償責任がないと検定したもの | 2 件 | 17,237,891 円 |
| ② 予算執行職員が支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたときから3年(除斥期間)を経過したもの | 6 件 | 43,725,473 円 |

(注) 上記の①及び②は同一事件に係るものである。

(検定したものの説明)

予算執行職員に弁償責任がないと検定した2件は、厚生労働省大阪労働局羽曳野労働基準監督署の資金前渡官吏が休業補償給付等の給付に当たり、保険給付等の審査等の事務に従事していた部内職員の作成した虚偽の休業補償給付支給請求書等関係書類により給付を行ったため同職員に休業補償給付等を領得されたもので、いずれも予算執行職員に重大な過失はなかったと認められたものである。

機等の高額な物品の亡失又は損傷があったことによる。

(処理したものの内訳)

処理したものの内訳は次のとおりである。

- | | | |
|--|---------|---------------|
| ① 物品管理職員が物品の管理行為について善良な管理者の注意を怠ったことによるものではないと認めたもの | 5,713 件 | 611,594,783 円 |
| ② 総務省の切手類管理職員の管理する切手類が損傷したもので、切手類管理職員の故意又は重大な過失によるものではないと認めたもの | 3,508 件 | 275,340 円 |
| ③ 物品管理職員の管理する物品が亡失し又は損傷したことによって生じた損害の全額が既に補てんされているものなど | 524 件 | 425,425,666 円 |

第3節 国の予算執行職員に対する検定

(概況)

平成15年11月から16年9月までの間に、予算執行職員が法令に準拠せず又は予算で定めるところに従わないで支出等の行為をしたものについて処理したものは、厚生労働省の分8件60,963,364円である。

(処理したものの内訳)

処理したものの内訳は次のとおりである。

- | | | |
|--|-----|--------------|
| ① 予算執行職員に弁償責任がないと検定したもの | 2 件 | 17,237,891 円 |
| ② 予算執行職員が支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたときから3年(除斥期間)を経過したもの | 6 件 | 43,725,473 円 |

(注) 上記の①及び②は同一事件に係るものである。

(検定したものの説明)

予算執行職員に弁償責任がないと検定した2件は、厚生労働省大阪労働局羽曳野労働基準監督署の資金前渡官吏が休業補償給付等の給付に当たり、保険給付等の審査等の事務に従事していた部内職員の作成した虚偽の休業補償給付支給請求書等関係書類により給付を行ったため同職員に休業補償給付等を領得されたもので、いずれも予算執行職員に重大な過失はなかったと認められたものである。

第6章 歳入歳出決算その他検査対象の概要

第1節 国の財政等の概況

会計検査院の検査対象のうち、国の会計及び政府関係機関その他国が資本金の2分の1以上を出資している法人について、歳入歳出、債務等の状況、また、これら検査対象相互間の資金の受払等である、国の会計間の繰入れ、財務の状況、財政投融资等の状況、さらに検査対象のうち特定の決算等の状況を示すと、次のとおりである。

第1 国の会計

1 概況

平成15年度における国の一般会計及び32特別会計の歳入及び歳出は、次のとおりである。

(歳入)

一般会計	85兆6228億0729万余円
特別会計	385兆7548億0373万余円
合計	471兆3776億1102万余円

上記の合計額から、会計間の繰入れによる歳入歳出の重複額等219兆6759億2364万余円を控除した歳入の純計額は、251兆7016億8738万余円となっている。この純計額から、更に前年度剰余金の受入れ等21兆5087億8654万余円を控除した純歳入額は230兆1929億0083万余円となる。

(歳出)

一般会計	82兆4159億7066万余円
特別会計	357兆6913億5653万余円
合計	440兆1073億2720万余円

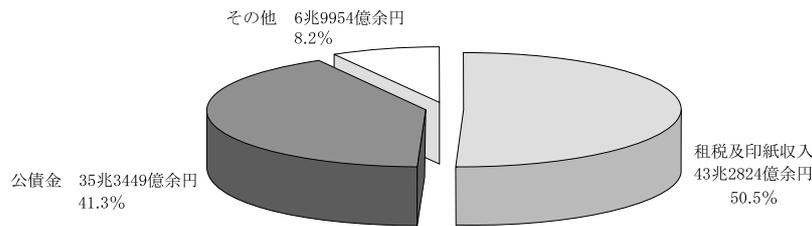
上記の合計額から、会計間の繰入れによる歳入歳出の重複額等209兆2535億7126万余円を控除した歳出の純計額は、230兆8537億5593万余円となっている。

2 一般会計の歳入及び歳出

(1) 歳入

15年度における一般会計の収納済歳入額及びその主な内訳(構成比率)は、次のとおりである。

収納済歳入額	千円 85,622,807,292
租税及印紙収入	43,282,403,100(50.5%)
公債金	35,344,999,633(41.3%)
財政法(昭和22年法律第34号)第4条第1項ただし書の規定により発行された公債(建設公債)の収入金	6,692,999,871
平成15年度における公債の発行の特例に関する法律(平成15年法律第18号)第2条第1項の規定により発行された公債(特例公債)の収入金	28,651,999,762
その他	6,995,404,558(8.2%)

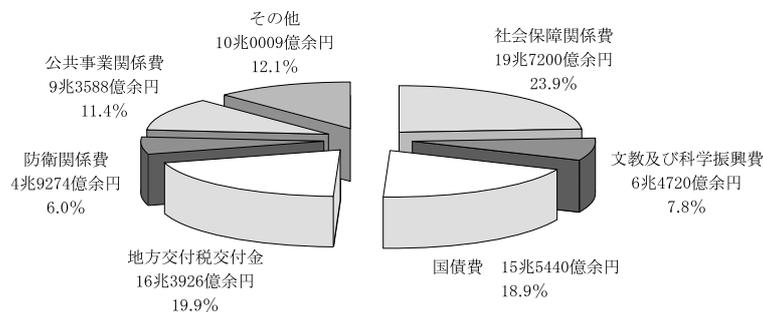


(2) 歳 出

15年度における一般会計の支出済歳出額及びその主な内訳(構成比率)は、次のとおりである。

支出済歳出額	千円
社会保障関係費	19,720,061,365 (23.9%)
文教及び科学振興費	6,472,017,644 (7.8%)
国債費	15,544,023,946 (18.9%)
地方交付税交付金	16,392,632,109 (19.9%)
防衛関係費	4,927,471,236 (6.0%)
公共事業関係費	9,358,806,119 (11.4%)
その他	10,000,958,240 (12.1%)

なお、支出済歳出額に対する前記の公債金 35 兆 3449 億 9963 万余円の割合は 42.9% (14 年度 41.8%) である。



3 特別会計の損益等

(1) 一般会計からの繰入額

15年度において一般会計から繰入れを受けているものが 32 特別会計のうち 26 特別会計あり、その合計額は 48 兆 0559 億 9306 万余円である。このうち、一般会計からの繰入額が 1 兆円以上のものは、次のとおりである。なお、括弧書きの数値は、当該特別会計(勘定)の収納済歳入額に占める一般会計からの繰入額の割合である。

特別会計(勘定)	千円
交付税及び譲与税配付金特別会計(交付税及び譲与税配付金勘定)	17,398,800,109 (25.8%)
国債整理基金特別会計	15,544,023,946 (9.2%)
国立学校特別会計	1,472,356,827 (49.0%)
厚生保険特別会計(年金勘定)	4,104,518,651 (13.2%)
国民年金特別会計(国民年金勘定)	1,496,285,266 (25.9%)
道路整備特別会計	2,894,471,408 (54.6%)
治水特別会計(治水勘定)	1,008,143,898 (66.5%)

(2) 特別会計の損益

32 特別会計の中で法令上損益計算書を作成しているものが 17 特別会計ある。この 17 特別会計のうち、15 年度末において翌年度繰越利益金が 1 兆円以上となっているものは、次のとおりである。

	15 年度の利益金 (△損失金) 千円	15 年度末における 翌年度繰越利益金 千円
財政融資資金特別会計	3,277,337,941	20,342,157,361
厚生保険特別会計(年金勘定)	△194,742,929	139,250,998,289
国民年金特別会計(基礎年金勘定)	161,174,883	2,254,358,933
(国民年金勘定)	10,600,645	10,747,370,820
労働保険特別会計(労災勘定)	31,088,774	8,577,646,368
(雇用勘定)	△751,854,559	1,692,398,324

また、15 年度末において翌年度繰越損失金が生じている特別会計は、次のとおりである。

	15 年度の利益金 (△損失金) 千円	15 年度末における 翌年度繰越△損失金 千円
厚生保険特別会計(健康勘定)	60,300,835	△887,936,358
農業共済再保険特別会計(果樹勘定)	1,263,019	△33,402,698
漁船再保険及漁業共済保険特別会計 (漁業共済保険勘定)	△1,617,066	△30,508,816
国有林野事業特別会計(国有林野事業勘定)	△50,640,609	△247,972,782
都市開発資金融通特別会計	△262,396	△2,692,495

4 一般会計及び特別会計の債務

平成 15 年度一般会計国の債務に関する計算書及び各特別会計債務に関する計算書における債務の年度末現在額の合計額は 771 兆 6812 億 6705 万余円である。このうち主なものは次のとおりである。

(1) 公 債

公債の 15 年度末現在額は 556 兆 5248 億 8619 万余円で、前年度末に比べて 52 兆 1761 億 4716 万余円増加している。このうち主なものは次のとおりである。

財政法第 4 条第 1 項ただし書の規定により発行したもの及びこの公債を借り換えるために発行したもの(建設公債)	千円 226,409,437,970
公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したもの及びこの公債を借り換えるために発行したもの(特例公債)	211,373,922,250
日本国有鉄道清算事業団承継債務を借り換えるために発行したもの	15,947,554,950
国有林野事業承継債務を借り換えるために発行したもの	2,795,590,150
交付税及び譲与税配付金承継債務を借り換えるために発行したもの	522,955,000
財政融資資金特別会計法第 11 条第 1 項の規定により発行したもの(財投債)	91,848,965,750

(2) 借 入 金

一般会計及び各特別会計における借入金の 15 年度末現在額の合計は 60 兆 6056 億 7338 万余円で、前年度末に比べて 2 兆 3225 億 5740 万余円増加している。

① 一般会計の借入金

一般会計の借入金の 15 年度末現在額は 3 兆 6149 億 5919 万余円で、その主なものは次のとおりである。

交付税及び譲与税配付金借入金	千円 348,660,000
旧日本国有鉄道借入金	2,854,857,059
旧日本国有鉄道清算事業団借入金	149,620,173
本州四国連絡橋公団借入金	220,400,000

(注) 上記のうち、本州四国連絡橋公団借入金には 64,300,000 千円の簡易生命保険資金からの借入金が含まれているが、その他はすべて財政融資資金からの借入金である。

このうち、15 年度までに法律の規定に基づき償還を延期する措置が執られたものの 15 年度末における現在額は次のとおりである。

交付税及び譲与税配付金借入金の償還の延期	千円 348,660,000
旧日本国有鉄道借入金の償還の延期	73,085,866
旧日本国有鉄道清算事業団借入金の償還の延期	30,328,025

② 特別会計の借入金

15 年度末において借入金を計上しているものが 32 特別会計のうち 10 特別会計あり、この 10 特別会計の借入金の 15 年度末現在額の合計は 56 兆 9907 億 1418 万余円で、その主なものは次のとおりである。

交付税及び譲与税配付金特別会計(交付税及び譲与税配付金勘定)	千円 48,527,710,987
石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計(石油及びエネルギー需給構造高度化勘定)	1,220,492,039
国立学校特別会計	1,004,736,562
厚生保険特別会計(健康勘定)	1,479,228,212
国有林野事業特別会計(国有林野事業勘定)	1,279,558,807

(注) 上記のうち、交付税及び譲与税配付金特別会計(交付税及び譲与税配付金勘定)における借入金には 18,500,021,000 千円、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計(石油及びエネルギー需給構造高度化勘定)における借入金には 1,006,975,039 千円、国有林野事業特別会計(国有林野事業勘定)における借入金には 446,731,704 千円の民間金融機関からの借入金がそれぞれ含まれているが、その他はすべて財政融資資金からの借入金である。

5 本州四国連絡橋公団における累積債務の処理

15 年度においては、本州四国連絡橋公団の債務の軽減を図るため、「本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために平成 15 年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律」(平成 15 年法律第 35 号)により、本州四国連絡橋公団の累積債務 3 兆 8018 億 2568 万余円のうち、政令で承継すると定められた財政融資資金等からの借入金 2204 億円、本州四国連絡橋債券 1 兆 1235 億円、合計 1 兆 3439 億円を一般会計に帰属させた。

6 今後一般会計からの繰入れを要する措置

上記のほか、15 年度までに国の財政運営に資するなどのため、法律の規定に基づき、一般会計から特別会計に繰り入れるべき国庫負担金の一部を繰り延べたり、特別会計から一般会計に特別に繰り入れたりするなどの措置が執られたものがある。これらのうち、法律の規定に基づき、今後一般会計から当該各特別会計に繰り入れることとされているものの 15 年度末における現在額は、次のとおりである。

交付税及び譲与税配付金特別会計(交付税及び譲与税配付金勘定)	千円 22,015,596,949
厚生保険特別会計(年金勘定)	2,635,000,000

国民年金特別会計(国民年金勘定)	千円 445,400,000
自動車損害賠償保障事業特別会計(保障勘定)	49,000,000
(自動車事故対策勘定)	435,768,984
(注) 繰延べ等を行った期間に係る運用収入相当額は含まない。	

第2 国が資本金の2分の1以上を出資している法人

平成15年度末において国が資本金の2分の1以上を出資している法人(清算中の法人を除く。以下同じ。)は、独立行政法人87法人、独立行政法人以外の法人(以下「その他の法人」という。)40法人合計127法人である。これらの法人の財務の状況を示すと以下のとおりである。

1 資産、負債及び資本の状況

(1) 資産、負債及び資本

15年度末において国が資本金の2分の1以上を出資している法人の貸借対照表の資産の部の合計は954兆5406億余円、負債の部の合計は922兆7500億余円及び資本の部の合計は31兆7905億余円(うち政府出資金の額35兆3082億余円)である。このうち、政府出資金の額が1兆円以上の法人について、その状況を示すと次のとおりである。

	資 産 の 部 百万円	負 債 の 部 百万円	資 本 の 部 百万円	(政府出資金) 百万円
中小企業総合事業団信用保険部門	1,025,893	143,817	882,075	1,290,051
日本政策投資銀行	15,574,038	13,352,730	2,221,307	1,194,286
国際協力銀行	21,344,306	12,854,737	8,489,569	7,690,144
日本道路公団	43,805,375	41,481,983	2,323,392	2,284,865
石油公団	692,221	188,960	503,260	1,223,193
中小企業総合事業団	9,986,767	9,266,124	720,643	1,257,696
日本原子力研究所	294,013	45,123	248,889	1,943,978
核燃料サイクル開発機構	590,646	79,895	510,750	2,922,587
年金資金運用基金	78,342,249	80,466,922	△ 2,124,672	1,026,919
日本郵政公社	404,191,698	399,584,152	4,607,546	1,268,807

なお、独立行政法人の資産の部の合計は32兆9382億余円、負債の部の合計は25兆5377億余円、資本の部の合計は7兆4005億余円(うち政府出資金の額は6兆4071億余円)である。

(2) 延滞債権等

15年度において国が資本金の2分の1以上を出資している法人のうち貸付け等を行っているもの^(注)で、民間金融機関のリスク管理債権の開示基準を参考にするなどして、延滞債権等の状況を各法人において開示しているものが20法人ある。このうち、15年度末の延滞債権等の額の合計が1000億円以上のものについて、その状況を示すと次のとおりである。

	破綻先債権 百万円	延滞債権 百万円	3カ月以上 延滞債権 百万円	貸出条件 緩和債権 百万円	合 計 百万円	貸付金等残高 百万円
国民生活金融公庫	183,285	189,506	18,475	653,544	1,044,812	10,069,431
住宅金融公庫	146,308	664,700	308,605	2,057,563	3,177,177	60,594,720
農林漁業金融公庫	3,583	135,575	6,559	60,547	206,265	3,442,974
中小企業金融公庫	167,126	359,058	13	101,803	628,002	7,594,042
沖縄振興開発金融公庫	9,100	68,488	34	75,428	153,051	1,504,947
日本政策投資銀行	23,705	271,472	270	193,210	488,658	14,840,881
国際協力銀行	83	268,013	70,278	1,115,899	1,454,274	20,412,648
中小企業総合事業団	75,043	76,865	7,060	176,804	335,774	1,104,270
日本育英会	—	103,605	52,770	—	156,375	3,381,197
商工組合中央金庫	284,033	350,845	5,617	155,638	796,135	9,824,470

(注) 民間金融機関が、銀行法(昭和56年法律第59号)及び銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号)により開示を義務付けられているもので、以下に掲げる4区分に該当する貸出金について、その額及び合計額を開示することとなっている。

- (1) 破綻先債権 未収利息を計上しなかった貸出金のうち、更生手続開始の申立等の事由が発生した債務者に対する貸出金
- (2) 延滞債権 未収利息を計上しなかった貸出金であって、(1)及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものを除く貸出金
- (3) 3カ月以上延滞債権 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3箇月以上遅延している貸出金((1)及び(2)を除く。)
- (4) 貸出条件緩和債権 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金((1)、(2)及び(3)を除く。)

なお、商工組合中央金庫については、商工組合中央金庫法(昭和11年法律第14号)及び商工組合中央金庫法施行規則(昭和11年商工・大蔵省令)により、上記債権額の開示が義務付けられている。

2 損益の状況

15年度末において国が資本金の2分の1以上を出資している法人で、当期利益金を計上しているものは77法人、当期損失金を計上しているものは42法人、損益を計上していないものは8法人である。当期利益金又は当期損失金を計上している法人のうち、翌年度繰越損失金を計上しているものが33法人であり、翌年度繰越損失金の額の合計は17兆3344億余円である。このうち、翌年度繰越損失金が1兆円以上の法人について、その状況を示すと次のとおりである。

	15年度の利益金 (△損失金) 百万円	15年度末における 翌年度繰越△損失金 百万円
日本私立学校振興・共済事業団	△129,711	△2,041,200
日本原子力研究所	△34,352	△1,703,989
核燃料サイクル開発機構	△64,703	△2,615,292
年金資金運用基金	119,662	△3,151,900
預金保険機構	553,406	△4,475,618

なお、独立行政法人のうち、15年度において当期利益金を計上しているものは59法人、当期損失金を計上しているものは26法人、損益を計上していないものは2法人である。

3 財政負担の状況

15年度において国が資本金の2分の1以上を出資している法人に対して、国から事務及び事業を実施するための財源として交付された財政負担の額は、一般会計において7兆6334億余円、特別会計において2兆1758億余円、合計9兆8092億余円である。

このうち、その他の法人に対して国から交付された政府出資額、補助金等の財政負担の額は、次のとおりである。

区 分	補 給 金 百万円	補 助 金 百万円	交 付 金 百万円	政 府 出 資 額 百万円	合 計 百万円
一 般 会 計	514,153	1,013,368	245,853	1,622,452	3,395,827
特 別 会 計	25,792	219,217	262,341	300,690	808,041
合 計	539,946	1,232,585	508,194	1,923,142	4,203,869

また、独立行政法人に対して国から交付された政府出資額、運営費交付金等の財政負担の額は、次のとおりである。

区 分	施 設 整 備 費 補 助 金 百万円	運 営 費 交 付 金 百万円	受 託 収 入 百万円	政 府 出 資 額 百万円	合 計 百万円
一 般 会 計	58,482	668,269	126,061	3,384,828	4,237,642
特 別 会 計	3,318	111,926	35,549	1,216,972	1,367,767
合 計	61,800	780,195	161,611	4,601,801	5,605,409

第3 財政投融资等

1 財政投融资の概要

国の財政投融资の主なもの、財政投融资計画に基づき、社会資本の整備や中小企業に対する融資など国の施策を行うため、国の特別会計、政府関係機関その他国が資本金の2分の1以上を出資している法人、地方公共団体等(以下、これらのうち財政投融资の対象機関を総称して「財投機関」という。)に対して、資金の貸付け、債券の引受け、出資あるいは保証を行うものである。これら貸付け等を行う原資は、財政融資資金、日本郵政公社が運用する郵便貯金資金(以下「郵貯資金」という。)及び簡易生命保険資金(以下「簡保資金」という。)、産業投資特別会計並びに政府保証債及び政府保証借入金である。

2 財政投融资の原資

財政投融资の原資は、次のとおりである。

- ① 財政融資資金は、財政融資資金特別会計が発行する公債(財投債)並びに国の特別会計の積立金及び余裕金の財政融資資金に預託された資金等を財源としている。
- ② 郵貯資金及び簡保資金は、郵便貯金事業等を通じて集められた資金を財源としている(この原資は、地方公共団体の貸付け等にものみ運用されている。)
- ③ 産業投資特別会計は、投資先からの配当金や国庫納付金等を財源としている。
- ④ 政府保証債及び政府保証借入金は、財投機関が発行する債券等に政府が保証を付したもので、これにより財投機関は事業資金の円滑で有利な調達を行うことができる。

3 財政投融资計画の実績

財政投融资計画に係る財政融資資金等の貸付け等の平成15年度における実績は20兆0382億余円であり、同年度末における残高は353兆9927億余円で、前年度末に比べて36兆5958億余円減少している。そして、その原資別及び貸付け等先別の内訳は次のとおりである。

第6章
第1節
第3
財政投融资等

財政投融资計画の原資	15年度の貸付け等 百万円	15年度末の残高 百万円
(注1) 財政融資資金	14,011,204	282,226,305
郵貯資金	913,592	2,041,120
簡保資金	1,757,121	36,319,636
産業投資特別会計	41,384	3,293,213
(注2) 政府保証債及び政府保証借入金	3,314,950	30,112,495
計	20,038,252	353,992,770

(注1) 財政融資資金の15年度末の財源の状況は次のとおりである。

	百万円
財投債	91,848,965
預託金	276,438,644
その他	20,666,703
財政融資資金計	388,954,313

(注2) 財政融資資金及び簡保資金により引き受けた債券は収入金ベースで計上し、政府保証債は額面ベースで計上している。政府保証外国債は、外国貨幣換算率により換算された金額を計上している(以下、各表も同様)。

貸付け等先	15年度の貸付け等 百万円	15年度末の残高 百万円
(注1) 一般会計	—	6,067,751
(注2) 特別会計	217,843	5,481,022
(注3) 政府関係機関	6,840,000	122,341,612
公団・事業団等	4,577,533	115,572,067
独立行政法人	506,309	8,995,639
地方公共団体	7,878,656	94,084,557
その他	17,910	1,450,119
計	20,038,252	353,992,770

(注1) 旧日本国有鉄道及び旧日本国有鉄道清算事業団の財政融資資金からの借入金並びに財政融資資金が引き受けていた旧日本国有鉄道清算事業団債券に係る同事業団の債務を、また、本州四国連絡橋公団の財政融資資金及び簡保資金からの借入金の一部並びに財政融資資金及び簡保資金が引き受けていた本州四国連絡橋債券に係る同公団の債務の一部を一般会計が承継したものである(下表も同様)。

(注2) 石油公団の財政融資資金からの借入金の一部並びに財政融資資金及び簡保資金が引き受けていた石油債券に係る同公団の債務の一部を石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計が承継したものを含む。

(注3) 中小企業総合事業団信用保険部門への貸付け等の残高については政府関係機関として整理している。

(注4) 特殊法人等整理合理化計画により平成15年度中に公団・事業団等が解散し、その業務が独立行政法人等に承継された法人については、旧法人への貸付け等実績は、新法人への貸付け等実績と合わせて新法人の欄で整理している(下表も同様)。

上記貸付け等先のうち、15年度末において財政投融资計画に係る貸付け等の残高が1兆円以上のものは、次のとおりである。

	15年度の貸付け等 百万円	15年度末の残高 百万円	
一般会計	—	6,067,751	
特別会計			
国立学校特別会計	58,892	1,004,736	
政府関係機関			
国民生活金融公庫	2,735,000	8,999,500	
住宅金融公庫	—	58,881,741	
農林漁業金融公庫	138,000	3,019,070	
中小企業金融公庫	1,001,600	6,816,893	
公営企業金融公庫	1,525,900	17,300,892	
沖縄振興開発金融公庫	84,500	1,371,608	
日本政策投資銀行	655,000	13,436,366	
国際協力銀行	700,000	12,442,740	
公団・事業団等			
日本道路公団	2,276,338	21,593,627	
首都高速道路公団	527,542	4,132,873	
阪神高速道路公団	391,068	3,374,761	
都市基盤整備公団	874,300	14,492,074	
日本育英会	227,600	1,244,568	
年金資金運用基金 (注1)	—	24,239,842	
日本郵政公社	—	43,200,000	
独立行政法人			
(注2) 独立行政法人福祉医療機構	354,300	3,188,124	
(注3) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	76,300	3,836,220	
(注4) 独立行政法人水資源機構	50,200	1,207,812	
地方公共団体	7,878,656	94,084,557	

第6章
第1節
第3
財政投融资等

- (注1) 郵便貯金特別会計は廃止され、平成15年4月1日に同特別会計への貸付金は、日本郵政公社に承継された。
- (注2) 社会福祉・医療事業団は解散し、平成15年10月1日に同事業団への貸付金は、独立行政法人福祉医療機構に承継された。
- (注3) 日本鉄道建設公団及び運輸施設整備事業団は解散し、平成15年10月1日に同公団等への貸付金等は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に承継された。
- (注4) 水資源開発公団は解散し、平成15年10月1日に同公団への貸付金等は、独立行政法人水資源機構に承継された。

4 財投機関債の発行状況

(注)
15年度における財投機関債の発行実績は24機関2兆9183億円であり、このうち発行額が1000億円以上のものは次のとおりである。

(注) 財投機関債 政府関係機関等が民間金融市場において個別に発行する政府保証のない公募債券

	15年度の発行額 百万円	(14年度の発行額) 百万円
政府関係機関		
国民生活金融公庫	240,000	200,000
住宅金融公庫	350,000	600,000
中小企業金融公庫	200,000	200,000
公営企業金融公庫	300,000	220,000
日本政策投資銀行	240,000	200,000
国際協力銀行	240,000	200,000

	15年度の発行額 百万円	(14年度の発行額) 百万円
公団・事業団等		
日本道路公団	510,000	549,000
都市基盤整備公団	110,000	70,000
商工組合中央金庫	331,900	283,200
(注) 発行額は、額面ベースで計上している。		
5 財政融資資金の財政投融資計画以外の運用		

財政融資資金のうち財政投融資計画以外に運用されているものは、15年度末現在101兆9846億余円であり、その内訳は次のとおりである。

	百万円
債券	
長期国債	59,238,605
短期国債	10,599,823
外国債	289,761
貸付金	
(注)	
一般会計	348,660
特別会計	31,506,918
交付税及び譲与税配付金特別会計(交付税及び譲与税配付金勘定)	30,027,689
厚生保険特別会計(健康勘定)	1,479,228
地方公共団体	926
計	101,984,694
(注) 交付税及び譲与税配付金特別会計における財政融資資金からの借入金が一般会計に帰属したものである。	

第4 個別の決算等

歳入歳出決算等の検査対象別の概要は第2節に記述するとおりであるが、国の会計等のよりの確な理解に資するために、公共事業関係費及び国庫金の状況について個別に取り上げることとし、その現状を述べると次の1及び2のとおりである。

また、歳入歳出決算は、国会の議決によって成立した予算の執行実績を示すもので、会計検査院は、一般会計と特別会計の決算額を確認した旨を、第2章第1節に記載しているところであり、その確認事務の内容を述べると次の3のとおりである。

1 公共事業関係費の状況

[1] 公共事業関係費の概要

国の経費は、政府の行う諸施策に従って、一般会計又は特別会計で支出されている。

一般会計の経費は、各経費の政府の諸施策への配分状況を示すため、社会保障関係費、文教及び科学振興費、公共事業関係費等の主要経費別に分類されていて、このうち公共事業関係費には、公共事業により社会資本の整備を行うことを目的とする経費が分類されている。一般会計の公共事業関係費は、政府の重点施策が変更されるに従ってその区分は変更されている。平成15年度決算においては、事業別に治山治水対策事業費、道路整備事業費、港湾空港鉄道等整備事業費、住宅都市環境整備事業費、下水

水道道廃棄物処理等施設整備費、農業農村整備事業費、森林水産基盤整備事業費、調整費等、災害復旧等事業費の9つに分類されていて、その支出済歳出額の合計は9兆3588億余円である。そして、一般会計の公共事業関係費には、国が直接行う事業の経費や補助金等として支出されるものと、国有林野事業、国営土地改良事業、道路整備、治水、港湾整備、都市開発資金融通、空港整備の7特別会計(以下「公共事業特別会計」という。)へ繰り入れられて支出されるものがある。

公共事業特別会計では、各特別会計の設置目的に沿って、治山治水対策や道路整備等の事業等を行っていて、15年度の支出済歳出額の合計は8兆0553億余円である。そして、公共事業特別会計では、一般会計と同様に、国が直接行う事業の経費や補助金等を支出したり、借入金の償還を行ったりなどしているが、これらの経費は、一般会計とは異なり、主要経費別には分類されていない。

[2] 検査の観点及び現状

(検査の観点)

公共事業関係の経費の決算額は、経済対策等のため過去においては一時増大していたが、近年、厳しい財政事情のもと、削減が図られてきている。しかし、その決算額は依然として多額に上っている一方、公共事業関係の経費は、一般会計及び公共事業特別会計の双方から支出されており、かつ、一般会計から公共事業特別会計への繰入額が多額に上っていること、また、繰入先の公共事業特別会計の支出が主要経費別には分類されていないことなどから、同経費の実質的な規模やその内容等を全体的に把握することは必ずしも容易ではない。

そこで、一般会計の公共事業関係費から公共事業特別会計へ繰り入れた金額を除いた額に、公共事業特別会計の支出から国の社会資本の整備とはならない経費等及び会計間・勘定間の繰入れによる歳入歳出の重複額を控除した公共事業特別会計の公共事業関係費を合算した額(以下「純支出額」という。)を算定することにより、国の会計における公共事業関係の経費(以下「国の公共事業関係費」という。)の全体像を明らかにすることとする。また、純支出額に対応する財源(以下「純財源」という。)については、一般会計の公共事業関係費の財源に、公共事業特別会計の財源から、国の社会資本の整備とはならない経費等の財源及び会計間・勘定間の繰入れによる歳入歳出の重複額を控除した額を合算して算定することとする。そして、これらを分析することにより、国の公共事業関係費の規模、事業別又は用途別の内訳、財源の内訳、これらの削減の状況等について明らかにすることとする。

(国の公共事業関係費の現状)

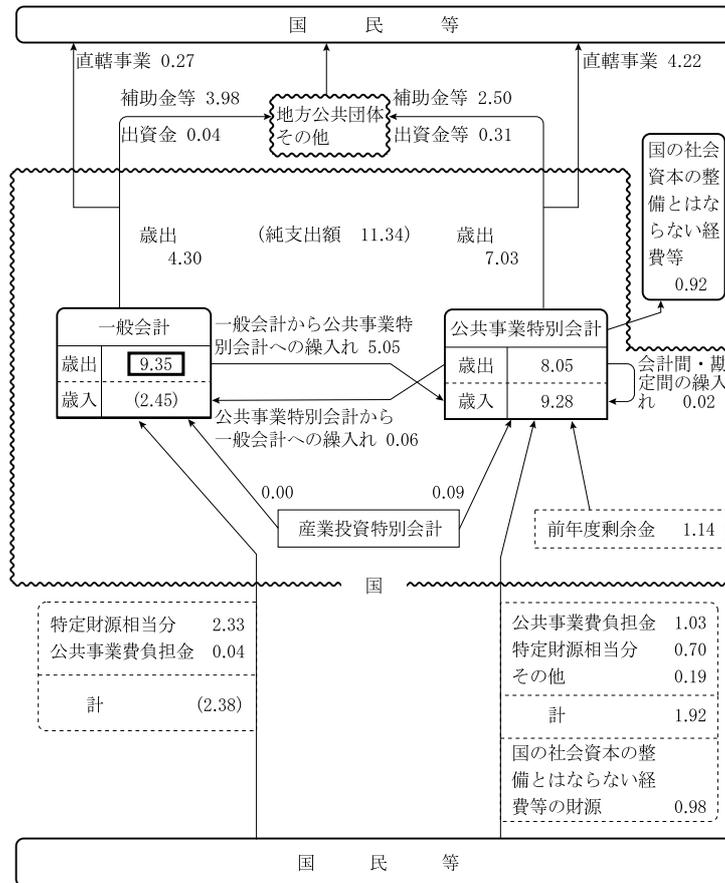
(1) 国の公共事業関係費の流れ

国の公共事業関係費の流れは、図1のとおりである。

図1 国の公共事業関係費の流れ(平成15年度決算額)

(単位：兆円)

第6章
第1節
第4
個別の決算等



注(1) 一般会計から公共事業特別会計への繰入額には、公共事業関係費以外の分 0.05 兆円があり、図示していないが公共事業特別会計の歳入 9.28 兆円に含まれている。

注(2) 公共事業特別会計の歳入と歳出との差額(決算上の剰余金)は、翌年度に実施する事業の財源に充てられる。

注(3) 一般会計の歳入の()書きは、公共事業関係費に特定された財源である。

(2) 純支出額

① 純支出額の算定

15 年度における一般会計の公共事業関係費の支出済歳出額は前記のとおり 9 兆 3588 億余円で、このうち、一般会計から公共事業特別会計へ繰り入れた金額は、表 1 のとおり 5 兆 0513 億余円(一般会計の公共事業関係費の支出済歳出額に占める割合 54.0%)であり、一般会計から直接支出した金額(以下「一般会計分」という。)は 4 兆 3074 億余円(同 46.0%)である。

表1 平成15年度に一般会計から公共事業特別会計へ繰り入れた金額

主要経費別(事業別)の分類	繰入先特別会計名	繰入額
治山治水対策事業費	国有林野事業	1903億円
	治水	1兆1110億円
	港湾整備	6億円
道路整備事業費	道路整備	2兆4094億円
港湾空港鉄道等整備事業費	港湾整備	3139億円
	空港整備	1787億円
住宅都市環境整備事業費	道路整備	4673億円
	治水	214億円
	都市開発資金融通	65億円
農業農村整備事業費	国営土地改良事業	2811億円
森林水産基盤整備事業費	国有林野事業	397億円
調整費等	国営土地改良事業	0.2億円
	道路整備	177億円
	治水	44億円
	港湾整備	5億円
災害復旧等事業費	国有林野事業	57億円
	国営土地改良事業	5億円
	治水	20億円
	港湾整備	0.2億円
計	7特別会計	5兆0513億円

15年度における公共事業特別会計の支出済歳出額は前記のとおり8兆0553億余円である。この額から空港等維持運営費、受託工事費等の国の社会資本の整備とはならない経費等9224億余円を控除し、更に会計間・勘定間の繰入れによる歳入歳出の重複額963億余円を控除して公共事業特別会計の公共事業関係費の支出済歳出額(以下「公共事業特別会計分」という。)を算定すると7兆0365億余円となる。

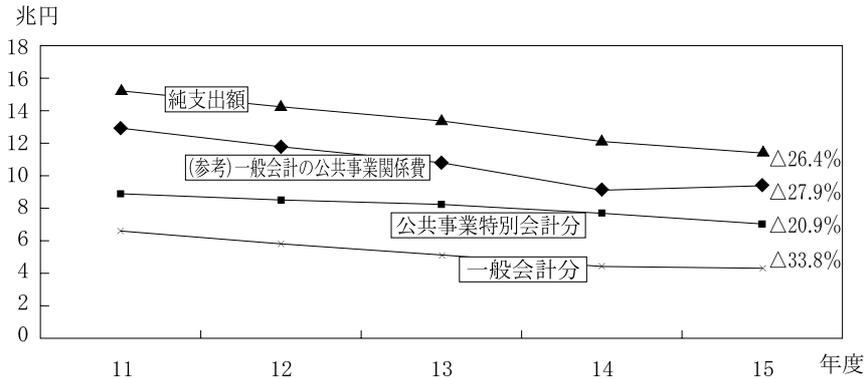
以上のことから、純支出額は、一般会計分4兆3074億余円と公共事業特別会計分7兆0365億余円を合算した11兆3440億余円となり、その規模は一般会計の公共事業関係費の支出済歳出額の1.21倍になっている。

(注) 公共事業特別会計の経費については、主要経費別に分類されていないので、その財源の一部を一般会計の公共事業関係費から受け入れているもの(産業投資特別会計から受け入れているものを含む。)については、その財源となった一般会計における支出済歳出額の主要経費別(事業別)分類に従った。

② 純支出額の推移

11年度から15年度までの純支出額の推移は、図2のとおりである。

図2 純支出額の推移



(注) 計数は、11年度に対する15年度の減少率である。

純支出額は一貫して減少しており、11年度15兆4047億余円であったものが15年度11兆3440億余円になり、その減少率は26.4%になっている。

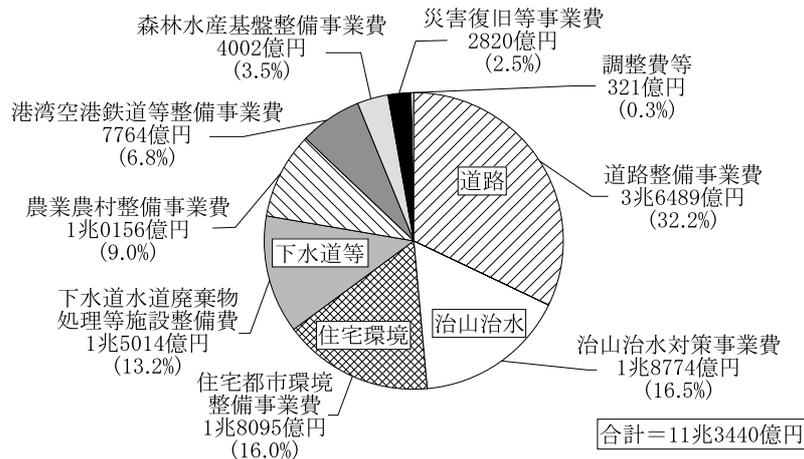
純支出額の推移を一般会計分と公共事業特別会計分とに分けてみると、一般会計分は11年度6兆5050億余円であったものが15年度4兆3074億余円になり、その減少率は33.8%、公共事業特別会計分は11年度8兆8997億余円であったものが15年度7兆0365億余円になり、その減少率は20.9%になっていて、一般会計分の減少率が大きい。

(3) 事業別の純支出額の状況

① 事業別の純支出額

15年度の純支出額を事業別にみると、図3のとおりである。

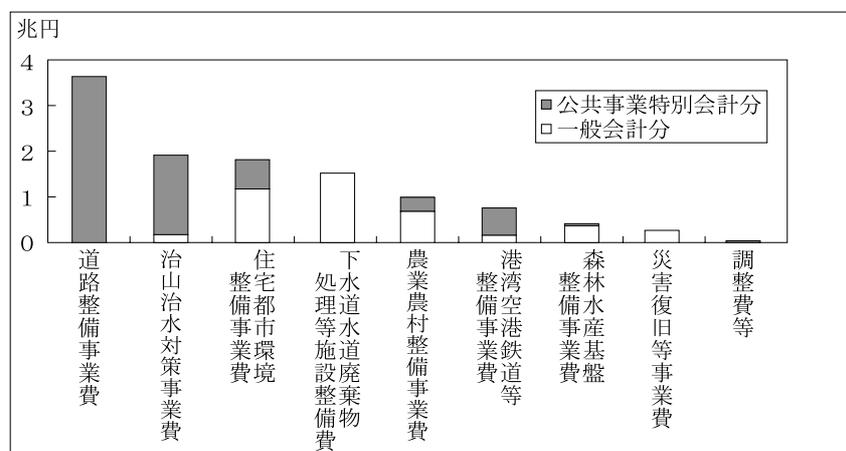
図3 事業別の純支出額



純支出額11兆3440億余円のうち主なものは、道路整備事業費3兆6489億余円(構成比32.2%)、治山治水対策事業費1兆8774億余円(同16.5%)、住宅都市環境整備事業費1兆8095億余円(同16.0%)、下水道水道廃棄物処理等施設整備費1兆5014億余円(同13.2%)である。純支出額の規模は一般会計の公共事業関係費の支出済歳出額に比べて1.21倍になっているが、主な事業別にみると、道路整備事業費では1.50倍、治山治水対策事業費では1.29倍、住宅都市環境整備事業費では1.08倍、下水道水道廃棄物処理等施設整備費では1.00倍になっている。

また、純支出額を、事業別に一般会計分と公共事業特別会計分とに分けると、図4のとおりである。

図4 事業別の一般会計分、公共事業特別会計分の純支出額

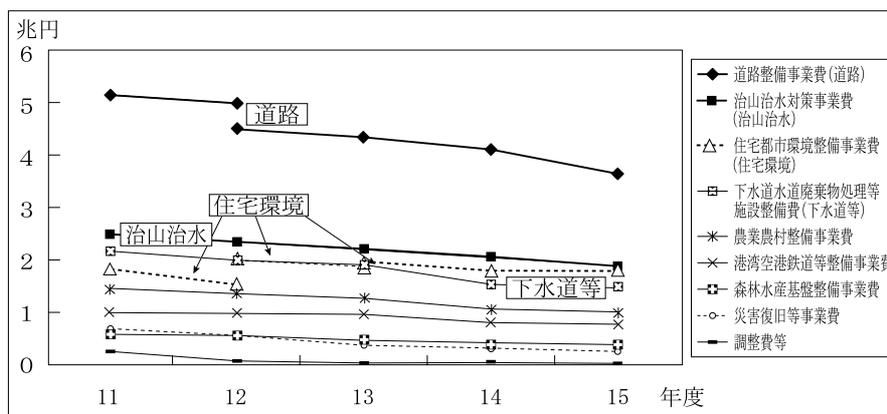


道路整備事業費は、一般会計分が225億余円(構成比0.6%)、公共事業特別会計分が3兆6263億余円(同99.4%)、治山治水対策事業費は、一般会計分が1505億余円(同8.0%)、公共事業特別会計分が1兆7268億余円(同92.0%)であり、ほぼすべての金額が公共事業特別会計から支出されている。これに対し、住宅都市環境整備事業費は、一般会計分が1兆1800億余円(同65.2%)、公共事業特別会計分が6295億余円(同34.8%)であり、大部分が一般会計から直接支出されている。また、下水道水道廃棄物処理等施設整備費は、一般会計分が1兆5009億余円(同100.0%)、公共事業特別会計分が5億余円(同0.0%)であり、ほぼすべての金額が一般会計から直接支出されている。

② 事業別の純支出額の推移

11年度から15年度までの事業別の純支出額の推移は、図5のとおりである。

図5 事業別の純支出額の推移



(注) 政府の重点施策が変更されるに伴って、13年度に道路整備事業費の一部が、14年度に治山治水対策事業費及び下水道水道廃棄物処理等施設整備費の一部がそれぞれ住宅都市環境整備事業費へと事業区分の組替えが行われたため、それぞれの前年度と不連続になっている。そこで、15年度の純支出額と比較対照するため、予算の添付書類に基づいて15年度の事業区分に従って、それぞれの前年度の事業費について補正を行った。

主な事業について、主な科目の支出済歳出額の推移をみると、表2のとおりになっている。

表2 主な科目の支出済歳出額の推移

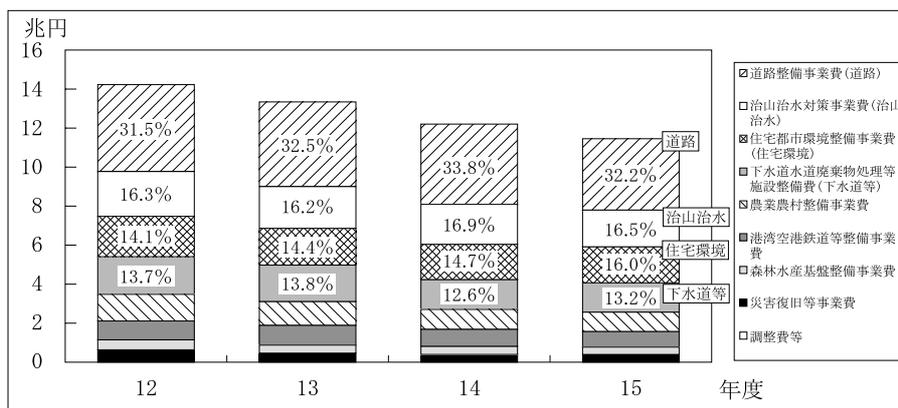
(単位：億円)

	12年度	13年度	14年度	15年度	備考
道路整備事業費					
＜道路整備特別会計＞					
(項)道路事業費					
(目)一般国道直轄改修費	13,986	10,936	9,815	10,732	直轄
(項)地方道路整備臨時交付金					
(目)地方道路整備臨時交付金	6,639	7,088	7,099	7,115	補助
(項)日本道路公団等事業助成費					
(目)日本道路公団出資金	2,073	3,047	—	—	出資
治山治水対策事業費					
＜治水特別会計(治水勘定)＞					
(項)河川事業費					
(目)直轄河川改修費	3,776	3,748	2,355	3,482	直轄
(項)砂防事業費					
(目)直轄砂防事業費	1,243	1,090	820	1,033	直轄
住宅都市環境整備事業費					
＜一般会計＞					
(組織)国土交通本省					
(項)住宅建設等事業費					
(目)公営住宅建設費等補助	2,755	2,566	2,201	1,890	補助
(項)住宅対策諸費					
(目)住宅金融公庫補給金	3,647	4,405	3,759	3,486	補助
＜道路整備特別会計＞					
(項)道路環境整備事業費					
(目)沿道環境改善事業費	718	729	733	1,129	直轄
下水道水道廃棄物処理等施設整備費					
＜一般会計＞					
(組織)国土交通本省					
(項)都市計画事業費					
(目)下水道事業費補助	11,550	10,814	9,268	9,284	補助
(組織)環境省					
(項)廃棄物処理施設整備費					
(目)廃棄物処理施設整備費補助	2,289	2,748	1,437	1,082	補助

(注) 年度によって事業区分の組替えが行われているものがあるため、比較対照が可能な12年度以降のものについて、15年度の事業区分に従って補正を行い記載した。

また、各年度の総支出額に占める事業別の構成比の推移をみると、図6のとおりである。

図6 事業別の構成比の推移



注(1) 年度によって事業区分の組替えが行われているものがあるため、比較対照が可能な12年度以降のものについて、15年度の事業区分に従って補正を行い記載した。

注(2) 計数は、事業別の構成比である。

これにより、主な事業についてみると、道路整備事業費、治山治水対策事業費、下水道水道廃棄物処理等施設整備費の純支出額はいずれも減少しているものの、構成比はほぼ横ばいで推移している。これに対して、住宅都市環境整備事業費の純支出額も減少しているものの、沿道環境改善事業費等の増加している事業費もあって、構成比は14年度14.7%から15年度16.0%へと増加している。

(4) 使途別の純支出額の状況

① 使途別の純支出額

国の公共事業関係費は、主に直轄事業と補助事業に支出されている。

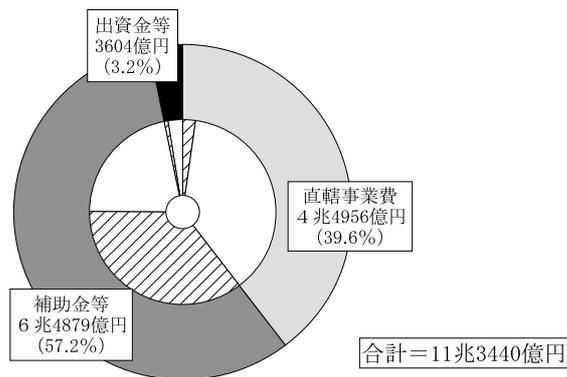
直轄事業は国が事業主体となって直接行う事業であり、幹線国道や大規模な河川、港湾の整備等を行っている。そして、直轄事業の費用については、地方公共団体等がその一部を負担することになっているものがある。その負担率について一例を挙げると、国道の新設や改築を行う場合は都道府県が3分の1(道路法(昭和27年法律第180号))、一級河川の大規模改良工事の場合は都道府県が10分の3(河川法(昭和39年法律第167号))などとなっている。

補助事業は、地方公共団体等が事業主体となって行う事業に対して、法律又は予算に基づいて国が事業費の一部につき補助金を交付するものである。補助率は年度や事業等によって区々となっていて、15年度を例にとれば、地方道の改築事業の場合は原則として2分の1、地方港湾の改修事業の場合は10分の4などとなっている。

このほか、社会資本の整備に要する経費の一部に充てるための出資及び貸付けがある。

そこで、15年度の純支出額を使途別にみると、図7のとおりである。

図7 使途別の純支出額



(注)内円において、斜線は一般会計分、□は公共事業特別会計分の支出額である。

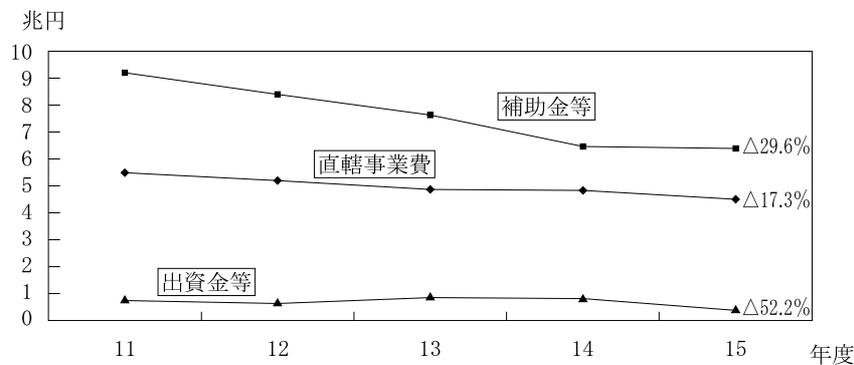
15年度の純支出額で上記3経費の状況を見ると、直轄事業費は4兆4956億余円(構成比39.6%)、補助金等は6兆4879億余円(同57.2%)、出資金等は3604億余円(同3.2%)である。

各使途別の一般会計分、公共事業特別会計分の割合は、直轄事業費は一般会計分6.1%、公共事業特別会計分93.9%、補助金等は一般会計分61.4%、公共事業特別会計分38.6%、出資金等は一般会計分13.7%、公共事業特別会計分86.3%である。

② 使途別の純支出額の推移

11年度から15年度までの使途別の純支出額の推移は、図8のとおりである。

図8 使途別の純支出額の推移



(注) 計数は、11年度に対する15年度の減少率である。

直轄事業費は、11年度5兆4392億余円であったものが15年度4兆4956億余円になり、その減少率は17.3%になっている。これに対して、補助金等は11年度9兆2107億余円であったものが15年度6兆4879億余円になり、その減少率は29.6%である。また、出資金等は11年度7547億余円であったものが13、14両年度にはいったん増加したものの、15年度は3604億余円になり、その減少率は52.2%である。

これらのことから、11年度以降は主に補助金等が削減されてきていることが分かる。補助金等の主な減少科目は、下水道事業費補助(対11年度減少額3773億余円)、公営住宅建設費等補助(同1274億余円)、一般国道改修費補助(同1055億余円)等である。

(5) 純財源

① 純財源の分類

一般会計の公共事業関係費の財源については、原則として特定の収入が特定の支出に充てられているものではないことから、その総額を公共事業関係費の支出済歳出額と同額とみなし、図9のとおり、支出済歳出額を分類することにより、各事業費の財源を算定した。

図9 一般会計の財源の分類

	支出済歳出額の(項)(目)の例	財源の区分
公共事業関係費の支出済歳出額	(項)揮発油税等財源道路整備事業費 (目)揮発油税等財源の道路整備特別会計へ繰入	(ア)特定財源相当分
	(項)改革推進公共投資都市計画事業費 (目)国営公園整備費	(イ)産業投資特別会計からの受入金
	(項)治水事業費 (目)治水特別会計へ繰入	(ウ)公共事業費負担金
		(エ)その他 (うち対象経費見合財源)
	(項)住宅対策諸費 (目)公営住宅家賃対策等補助	(その他)

すなわち、9つの事業別の支出済歳出額を次のように分類し、財源を算定した。

- (ア) 法律に基づき特定の租税収入が充てられる事業の支出済歳出額相当額を「特定財源相当分」として当該事業費の財源とする。
- (イ) 産業投資特別会計から受け入れた資金が充てられる事業の支出済歳出額相当額を「産業投資特別会計からの受入金」として当該事業費の財源とする。
- (ウ) 各直轄事業において、地方公共団体等から徴収する負担金があるものについては、その収納済歳入額を「公共事業費負担金」として各直轄事業費の財源とする。
- (エ) 支出済歳出額と上記の3財源との差額相当額を一般財源である「その他」とする。

財政法(昭和22年法律第34号)では、健全財政主義を原則としながら、社会資本の整備を行う公共事業等の財源については建設公債の発行を認めている。このため、公共事業関係費の大部分は建設公債の発行対象の経費となっている。建設公債発行対象の経費については、建設公債が発行できるほか、公共事業費負担金相当額等がこれに充てられる。そこで、建設公債の発行限度額は、建設公債発行対象の経費の合計額から公共事業費負担金相当額を控除した額に基づいて定められている。近年では、発行限度額のほぼ満額の建設公債が発行されている。また、建設公債による収入金は一般財源であるが、建設公債発行対象の経費の財源について発行されたものである。これらのことから、参考にするため、建設公債発行対象の経費からその財源の一つである「公共事業費負担金」相当額を控除した額を、「その他」のうち建設公債発行対象の経費見合の財源(以下「対象経費見合財源」という。)とした。

公共事業特別会計の財源については、原則として特別会計の決算の添付書類において収納済歳入

額が事業費の(項)ごとに区分されているので、これに基づき、まず、公共事業関係費の財源と国の社会資本の整備とはならない経費等の財源に分類し、更に公共事業関係費の財源については、「特定財源相当分」、「産業投資特別会計からの受入金」、「公共事業費負担金」、「その他」(「前年度剰余金受入」を含む。)及び会計間・勘定間の繰入れに分類した。

なお、産業投資特別会計からの受入金は、国の社会資本の整備を促進するために、日本電信電話株式会社の株式売払収入を財源として産業投資特別会計から一般会計又は公共事業特別会計へ繰入れられたもの(以下「NTT 資金」という。)である。この NTT 資金の償還金財源は、後年度に一般会計において調達などされることとなっている。

② 純財源の算定

15 年度における一般会計の公共事業関係費の財源は、支出済歳出額と同額の 9 兆 3588 億余円である。

また、15 年度における公共事業特別会計の公共事業関係費の財源は、収納済歳入額 9 兆 2897 億余円から、国の社会資本の整備とはならない経費等の財源 1 兆 0493 億余円を控除した額であり、更に会計間・勘定間の繰入れによる歳入歳出の重複額 5 兆 0713 億余円を控除した額は、3 兆 1690 億余円である。

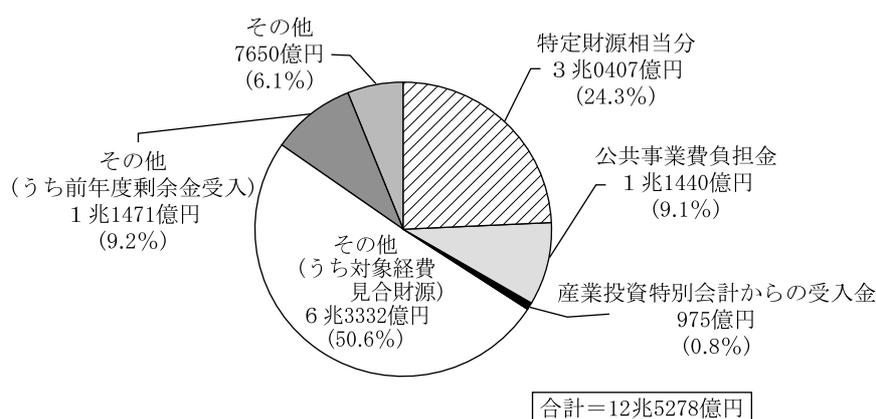
以上のことから、公共事業関係費の純財源は、一般会計の 9 兆 3588 億余円と、公共事業特別会計の 3 兆 1690 億余円を合算した 12 兆 5278 億余円となる。

なお、純財源が純支出額よりも多額になっているのは、翌年度に実施する事業の財源を含むためである。

③ 純財源の内訳

15 年度の純財源の内訳は、図 10 のとおりである。

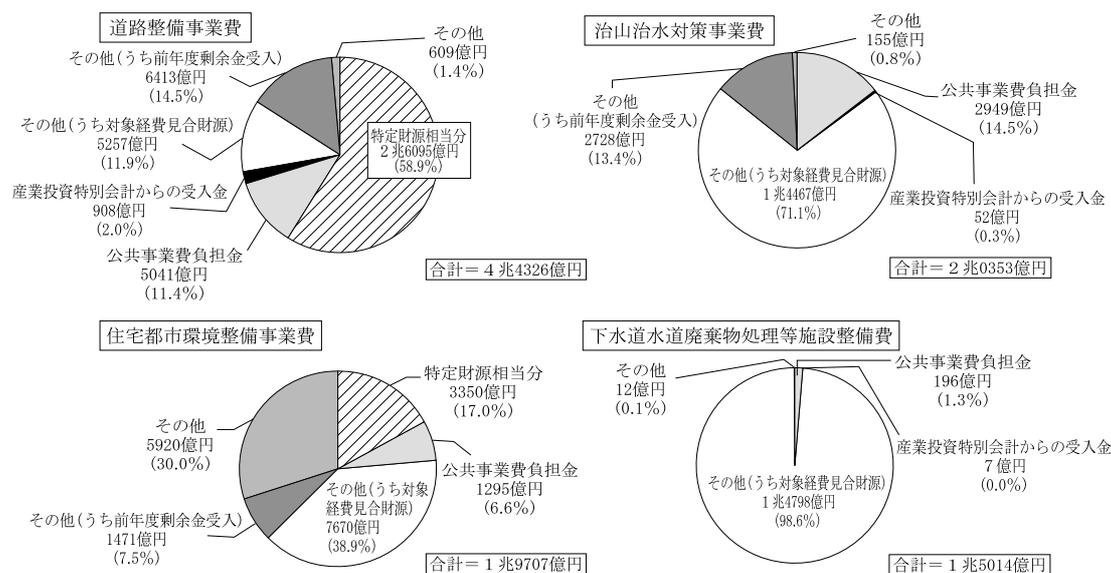
図10 純財源の内訳



純財源の内訳は、「特定財源相当分」3兆 0407 億余円(純財源総額に占める割合 24.3%)、「公共事業費負担金」1兆 1440 億余円(同 9.1%)、「産業投資特別会計からの受入金」975 億余円(同 0.8%)であるほか、大部分が「その他」8兆 2454 億余円(同 65.8%)。このうち「対象経費見合財源」が6兆 3332 億余円(同 50.6%)、「前年度剰余金受入」が1兆 1471 億余円(同 9.2%)、その他が7650 億余円(同 6.1%)になっている。

これを、主な事業別についてみると、図 11 のとおりである。

図11 主な事業別の純財源



道路整備事業費の純財源4兆4326億余円は、「特定財源相当分」2兆6095億余円(構成比58.9%)が過半を占めている。次いで一般財源である「その他」が1兆2280億余円(同27.7%)。このうち「対象経費見合財源」は5257億余円(同11.9%)、「公共事業費負担金」が5041億余円(同11.4%)等である。

治山治水対策事業費の純財源2兆0353億余円は、大部分が「その他」1兆7352億余円(構成比85.3%)。このうち「対象経費見合財源」が1兆4467億余円(同71.1%)であり、それ以外は「公共事業費負担金」が2949億余円(同14.5%)等である。

住宅都市環境整備事業費の純財源1兆9707億余円は、大部分が「その他」1兆5062億余円(構成比76.4%)。このうち「対象経費見合財源」が7670億余円(同38.9%)、その他が5920億余円(同30.0%)であり、それ以外は「特定財源相当分」3350億余円(同17.0%)等である。同事業費の純財源に占める「対象経費見合財源」の割合が比較的小さいのは、一般会計において、住宅金融公庫の業務の円滑な運営に資するための住宅金融公庫補給金、入居者の収入に応じた家賃とするための地方公共団体に対する公営住宅家賃対策等補助等の建設公債の発行の対象とされていない経費を支出していることなどによるものである。

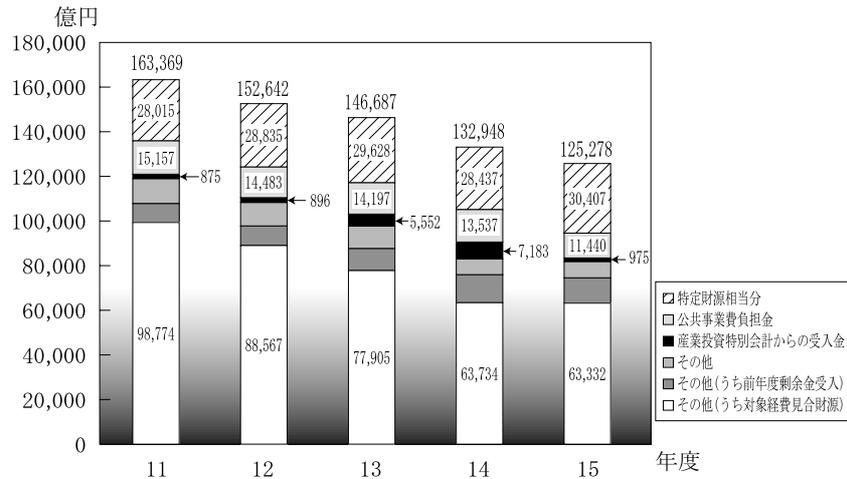
また、上記の「特定財源相当分」は、「道路整備費の財源等の特例に関する法律」(昭和33年法律第34号)が改正されて、15年度から道路整備事業に係る特定財源が、住宅都市環境整備事業費のうち、道路の新設、改築等に密接に関連する環境対策事業の財源にも充てられることになったことによるものである。

下水道水道廃棄物処理等施設整備費の純財源1兆5014億余円は、ほぼすべてが「その他」1兆4810億余円(構成比98.6%)。このうち「対象経費見合財源」が1兆4798億余円(同98.6%)である。

④ 純財源の推移

11年度から15年度までの純財源の推移は図12のとおりである。

図12 純財源の推移



「対象経費見合財源」は、11年度9兆8774億余円であったものが15年度6兆3332億余円になり、その減少率は35.9%になっている。そして、前記のとおり、各事業の財源の構成は区々となっているが、純支出額が減少するのに伴って、いずれの事業においても「対象経費見合財源」は11年度に比べて減少している。このため、建設公債による収入金も減少傾向にある。

「特定財源相当分」は、11年度2兆8015億余円であったものが15年度3兆0407億余円になり、その増加率は8.5%になっている。これを反映して、純財源に占める特定財源の比率は年々上昇してきている。特定財源は、主として自動車用燃料のガソリン等、比較的景気に左右されにくい品目を対象としており、安定的に一定規模の税収が確保できている。

「公共事業費負担金」は、11年度1兆5157億余円であったものが15年度1兆1440億余円になり、その減少率は24.5%になっている。

「産業投資特別会計からの受入金」は、11年度875億余円であったものが、13年度に5552億余円、14年度に7183億余円といったん増加した後、15年度975億余円になっている。

13、14両年度に「産業投資特別会計からの受入金」が増加したのは、13年度の一般会計第二次補正予算において、新規公債発行額を30兆円以下に抑えながら構造改革をさらに加速するため、NTT資金を活用する「改革推進公共投資」特別措置が執られたことによるものである。

[3] まとめ

一般会計及び公共事業特別会計を合わせた国の公共事業関係費の純支出額及びこれに対応する純財源を算定して分析したところ、次のような決算の状況になっていた。

- (1) 15年度の純支出額は11兆3440億余円であり、その規模は一般会計の公共事業関係費の支出済歳出額の1.21倍になっている。これを事業別にみると、道路整備事業費(構成比32.2%)、治山治水対策事業費(同16.5%)、住宅都市環境整備事業費(同16.0%)、下水道水道廃棄物処理等施設整備費(同13.2%)の順となっている。また、用途別にみると、補助金等が57.2%、直轄事業費が39.6%である。補助金等は一般会計分が6割、公共事業特別会計分が4割であり、直轄事業費はほぼすべてが公共事業特別会計分である。

- (2) 純支出額の推移をみると、15年度は、11年度に比べて26.4%減少している。これを事業別にみると、どの事業費もおおむね減少傾向にある中で、公共投資の重点化の影響等から構成比には変化がみられ、住宅都市環境整備事業費の構成比が高まってきている。また、使途別にみると、直轄事業費よりも補助金等の金額が大きく減少している。そして、補助金等の支出が主体となっている一般会計分の減少率が、公共事業特別会計分の減少率よりも大きくなっている。
- (3) 国の公共事業関係費の主な財源は、対象経費見合財源が過半(構成比50.6%)を占め、それ以外は特定財源相当分(同24.3%)、公共事業費負担金(同9.1%)等である。公共事業関係費の削減に伴う純財源の推移をみると、特定財源相当分はほぼ横ばいであるのに対して、対象経費見合財源が減少している。これを反映して、一般会計の歳入のうち建設公債による収入金も近年減少傾向である。ただし、「改革推進公共投資」特別措置の財源として活用されたNTT資金は、後年度に産業投資特別会計へ繰り戻されるもので、新たな後年度の負担になっている。

2 国庫金の状況

[1] 国庫制度の概要

(1) 国庫及び国庫金

国は、租税及び公債金の収入を主たる財源として資金を調達し、これにより、公共事業、社会保障、教育、防衛等のサービスを提供しているが、こうした財政活動の主体としてみた国のことを国庫といい、国庫に属する現金を国庫金という。そして、国庫金は、一般会計・特別会計の手元現金、国税収納金整理資金等の各種資金残高、国庫金補てん勘定の残高などにより構成される(表1参照)。

国庫金は、年度、会計、資金等別に日々の受払及び残高が統一的に経理され、日本銀行に設けられている政府預金に集中されている。このような国庫統一の原則に基づき、国庫制度においては、各省庁における予算の執行から決算に至るまでの会計経理とは別に、国庫金出納の経理を独立させ、両者を照合することによって国の会計の明確化と厳正を期するとともに、国庫金の統一的・効率的な運用を図る仕組みとなっている。

国庫金の受払には、国以外の者との現金による受払のほか、各会計・勘定相互の受払のように現金の授受を伴わないで単に国庫金を振り替える国庫内の受払がある。このうち、国以外の者との現金による受払では政府預金の受払が生じ、国庫内の受払では政府預金の受払は生じない。

表1 国庫金の状況

国庫金の状況(年度中の例：平成15年8月20日)			
政府預金の種類		国庫金の種類	
項目	残高	項目	残高
当座預金	1500 億円	(各会計の手元現金)	
		一般会計	△ 11 兆 5164 億円
		特別会計	4 兆 9229 億円
		道路整備特別会計	1 兆 5957 億円
		厚生保険特別会計	5227 億円
		外国為替資金特別会計	3714 億円
別口預金	7329 億円	食糧管理特別会計	105 億円
		国債整理基金特別会計	30 億円
		その他	2 兆 4193 億円
		計	△ 6 兆 5934 億円
指定預金		(資金等)	
国内指定預金	6 兆 6490 億円	国税収納金整理資金	7 兆 0915 億円
一般口	3 兆 8204 億円	預託金	3759 億円
外国為替資金口	19 億円	国庫余裕金繰替	△ 1 兆 5556 億円
食糧管理口	5 億円	特別会計補足繰入	△ 105 兆 7306 億円
財政融資資金口	2 兆 8260 億円	その他	1 兆 7641 億円
外貨指定預金	9643 万円	うち外国為替資金	19 億円
在外指定預金	1573 万円	計	△ 98 兆 0546 億円
計	6 兆 6491 億円	(公庫預託金)	2069 億円
小額紙幣引換準備預金	49 万円	(国庫金の補てん)	
		財務省証券発行高	3 兆 2998 億円
		食糧証券発行高	9650 億円
		外国為替資金証券発行高	61 兆 8976 億円
		一時借入金	42 兆 8679 億円
		公債償還資金	1163 億円
		計	109 兆 1467 億円
		(財政融資資金)	
		財政融資資金特別会計	1 兆 8239 億円
		財政融資資金	1 兆 0025 億円
		計	2 兆 8265 億円
合計	7 兆 5321 億円	合計	7 兆 5321 億円

(注) 上表は、14、15両年度の国庫金残高の合計額で表示している。

(2) 政府預金の種類

政府預金には次のような種類がある(表1参照)。

ア 当座預金

国庫金の受払のうち国庫内振替を除くすべての現金による受払はこの勘定を通して経理され、また、他の政府預金に属する現金の受払及びこれら相互間の組替えもすべて、この勘定を通して経理される。

当座預金は国庫の支払準備資金としての働きをしているため、日々の国庫金の支払に支障がないように、常に一定額以上の残高(1500億円)を保持するものとされている。

イ 別口預金

貨幣、外国貨幣、代用納付証券(取立未済の小切手等)など特殊な通貨等により払い込まれた国庫金を当座預金から組み替え、別途経理するための勘定であり、この通貨等が交換、取立て、売却等により当座預金に組み替えることができる状態になるまでの間、別途整理される。

ウ 指定預金

財務大臣が運用の方法、利子等の特別な条件を指定した預金として当座預金から組替整理する勘定であり、国内指定預金、外貨指定預金、在外指定預金の3種類がある。

このうち、指定預金の大宗を占める国内指定預金は、平成11年4月に創設された有利子の預金であり、当座預金に一定水準を超えて資金が残った場合に当座預金から組み替えることができ、当座預金に資金が不足する場合は、逆に国内指定預金から当座預金に組み替えることとしている。国内指定預金の利子は、一時的な資金の不足を補うためなどに発行される政府短期証券の公募入札における直近の募入平均利回りを原則として0.05%下回る金利を適用することとなっている。

国内指定預金は、政府短期証券の発行方式変更に伴う影響に対する代替措置として創設されたもので、「財政融資資金(旧資金運用部)口」、「外国為替資金口」、「食糧管理口」と、これらを除くその他の国庫金を一括で整理している「一般口」の4口座が設置されている(政府短期証券の詳細については後述)。

外貨指定預金は、かつて発行した外貨債の元利金を海外で支払う際にこれに必要となる資金の受払を整理するために設けられた勘定であり、在外指定預金は、戦前に海外で保有していた外貨を整理する必要上設けられた勘定である。

エ 小額紙幣引換準備預金

かつて発行した小額紙幣の引換準備金を他の政府預金と区分して整理するための勘定である。

(3) 国庫の資金繰り

ア 資金繰りの意義

国の会計は租税収入や公債金収入などによる歳入予算と歳出予算が見合ったものとなっているので、国庫金の受払は、年度を通じれば収入・支出が均衡するものの、短期的には収入・支出のずれが発生するため、日々の資金不足や資金余剰に対する調整、いわゆる資金繰りが必要となる。この国庫の資金繰りに当たっては、当該年度予算に係る資金と前年度の予算に係る資金とを区別していない。

各特別会計ではそれぞれの特別会計法等に基づき、日々の歳出の支出は、当該年度の収納済歳入額等の資金残高(支払元受高)を超えることができないこととされているため、資金不足時には政府短期証券を発行したり一時借入れを行ったりなどして、常時、資金残高がプラスとなるようにし、資金余剰時には財政融資資金に預託するなどして資金繰りを行うこととしている。これに対して、一般会計では支払元受高の制度を採用していないことから、資金残高がマイナスであっても各特別会計の資金残などによる国庫金の残高を見合いに支出できることとなっている。それでもなお、資金が不足する場合には、政府短期証券(財務省証券)の発行により資金を調達し、支出することができることとなっている。

イ 当座預金と国内指定預金との間の組替え

一般会計、特別会計、その他資金等それぞれの資金繰りの結果、国庫金は日々の各会計等の残高に計上されるとともに、政府預金残高(当座預金)にも計上される。その結果、当座預金に余裕がある場合は、当座預金から国内指定預金の4口座への組替えが行われ管理されることとなる。このうち、「財政融資資金口」、「外国為替資金口」及び「食糧管理口」に組替整理されたもの以外の国庫金が「一般口」に計上される。

当座預金と4口座との間の組替整理を行う基準は次のとおりとなっている。

(ア) 財政融資資金口

財政融資資金口の残高が、財政融資資金特別会計の支払元受高中5億円を超過する額に相当する額となること

(イ) 外国為替資金口

外国為替資金口の残高が、外国為替資金特別会計のうち外国為替資金の残高相当額となること

(ウ) 食糧管理口

食糧管理口の残高が、食糧管理特別会計の支払元受高中100億円を超過する額に相当する額となること

(エ) 一般口

当座預金の残高が、1500億円となること
ただし、一般口の全額を当座預金に組替整理する場合は、当座預金の残高が1500億円以下となること

ウ 国庫全体の資金繰り

財務省は、日々の国庫金の受払についてあらかじめ収支予想を立て、当座預金の残高不足が見込まれる場合には政府短期証券(財務省証券)を発行して資金を調達し、国内指定預金の「一般口」において必要以上の余剰が生じる場合には資金に不足がある特別会計に国庫余裕金の繰替使用(国庫余裕金の繰替使用については後述)を行い、「一般口」の残高を必要かつ最小限の水準に近づけるよう国庫全体の資金繰りを行うこととしている。

収支予想、財務省証券の発行及び国庫余裕金の繰替使用の概要は、次のとおりである。

(ア) 収支予想

国庫全体の資金繰りは、当座預金及び国内指定預金の「一般口」についての収支予想に基づき行われている。

収支予想は、月間、週間、翌日を対象として行われているが、翌週1週間分の資金繰りを予想する週間収支予想を基本としており、日本銀行が各省庁の受払予定、過去の実績等を基にして収入及び支出見込額を予想し、これに財務省が過去の実績等に基づく分析結果を加えるなどして財務省証券の発行額、国庫余裕金の繰替使用額を決定している。

週間予想を基本とするのは、資金繰りに当たり、原則として週1回市中公募入札発行の政府短期証券により資金調達を行っていること、繰替使用が主に他特別会計の政府短期証券の発行を抑制するために行われていることなどによるものである。

(イ) 財務省証券の発行

当座預金において資金が不足すると見込まれる場合は、財務省証券を発行して資金を調達している。財務省証券は、特定の会計や資金のためではなく、国庫全体の収入・支出の時期的なずれによって生じる現金の一時的な不足を補うために一般会計の負担において発行されるものであり、あくまで短期的な資金繰りのための証券であるため、発行年度の歳入をもって償還しなければならないこととなっている。なお、財務省証券の発行・償還に伴う収入・支出は、歳入歳出外現金の受払として経理される。

(ウ) 国庫余裕金の繰替使用

当座預金の残高が支払準備高(1500億円)を超える場合に国内指定預金の「一般口」に組替整理され積み上がった額が、国庫に生じた一時的な余裕資金である国庫余裕金として取り扱われている。

そして、国庫金の全体的な効率的運用の観点から、外国為替資金証券、食糧証券等の政府短期証券を発行できる特別会計や一時借入れができる特別会計において、収入・支出の時期的なずれによって支払資金の一時的な不足を生じる場合、これらの資金調達の方法に代えて、国庫余裕金を無利子で使用させることが認められている。これを国庫余裕金の繰替使用という。なお、繰替使用については、年度内の収入・支出のずれを調整する一時的なつなぎ資金であるため、年度内に全額償還する必要がある。

(4) 政府短期証券の概要

ア 政府短期証券の種類、発行方式等

政府短期証券は一時的な資金の不足を補うためなどに発行されるもので、財政法又は各特別会計法に基づき、当該年度の歳入をもって償還、当該年度内に償還又は発行後1年以内に償還しなければならないこととなっている。15年度に発行されたものは、財務省証券、外国為替資金証券、食糧証券及び石油証券の4種類となっているが、これら証券は政府短期証券として統合して発行されている。

発行方法は、原則として、市中公募入札方式で入札の1週間前に発行予定額等の公表を行った上、発行の3営業日前に入札を行うこととし、発行は毎週最初の営業日に行うこととしている(祝日等がない場合は、水曜日に入札し、月曜日に発行)。また、償還期間は原則13週間(以下、原則償還期間が13週間で毎週発行される政府短期証券を「13週証券」という。)としており、発行要項上、繰上償還に関する条項はない。ただし、発行後に市中から日本銀行が取得した政府短期証券については、日本銀行の業務に支障が生じない範囲内で繰上償還ができることとなっている。

このように、政府短期証券の発行は原則として市中公募入札であるが、市中公募入札において募集残額等が生じた場合、為替介入の実施や国庫資金繰りの予想と実績との乖離の発生などにより国庫に予期せざる資金需要が生じた場合は、例外的に日本銀行が所要の政府短期証券の引受け(以下、この引受けを「日本銀行の臨時的引受け」という。)を行うこととしている。この場合は、次回以降の市中公募入札による発行収入金により可及的速やかに償還することとなっている。

イ 市中公募入札方式への移行に伴う国庫の資金繰りへの影響

政府短期証券の市中公募化は、政府短期証券を市場実勢に沿った金利で発行することにより短期金融市場の中核商品に育て、海外からの資金の受皿とし、円の国際化を推進することなどを目的として、11年4月から実施されている。従前は定率公募残額日銀引受方式により発行されていた。これは、あらかじめ公示された発行条件で募集が行われ、募集残額が生じた場合に日本銀行が引き受ける方法であるが、市中の他の運用利回り等と比較して金利が低く定められていたことから市中からの応募が極めて少なく、発行額のほとんどは日本銀行が引き受けていた。

このように発行方式が市中公募入札方式に移行されたことに伴い、①発行回数を週3回から1回にすること、②償還期間が60日間から原則13週間に長期化すること、③日本銀行は原則として政府短期証券の引受けを行わないこと、④原則として繰上償還ができないことなどの制度的変更がなされた。このため、制度改正以前と比較し、国庫の機動的な資金繰りが行いづらくなり、政府預金残高の増加が予想されることとなった。

国では、これが財政負担の増加要因とならぬよう、前記のように、国内指定預金を創設し、財政融資資金特別会計(旧資金運用部特別会計)、外国為替資金特別会計、食糧管理特別会計及びこれら以外の一般会計等の4つについて、口座を設置している。これは、これら4口座の資金繰りが、政府短期証券の市中公募入札化前は、日本銀行との間で、政府短期証券の頻繁かつ多額の相対売買や日本銀行引受け及び繰上償還によって機動的に調整されてきたという事情を踏まえ、これと同様の経済効果を確保するという観点から利子が付く口座として設けられたものである。また、これ以外にも、国庫に多額の支払又は受入れが生じる日に合わせて償還期間2箇月程度の政府短期証券の発行・償還を随時に実施(以下、この方法により随時に発行される政府短期証券を「2箇月証券」という。)したり、財政融資資金特別会計や国債整理基金特別会計においてそれぞれの運営に支障を生じない範囲で政府短期証券の引受けを行ったりなどすることになっている。

〔2〕 検査の観点及び現状

(検査の観点)

本院では、従来、国庫金について、年度末における政府預金勘定残高とともに、年度内における政府短期証券発行額等を決算検査報告に掲記してきたが(この章の第2節第5参照)、上記のとおり、11年度の政府短期証券の市中公募入札方式への移行は国庫の資金繰りに新たな影響を及ぼしている面があると考えられる。

そこで、同方式導入後数年が経過していることから、今回、年度末の国庫金の情報にとどまらず、期中においてどのように管理・運営されているか、特に国庫金の年度中の受払及び残高、資金繰りの状況について分析・検討するとともに、近年、発行額が多額となっている政府短期証券の現状について分析し、その内容を記述していくこととする。

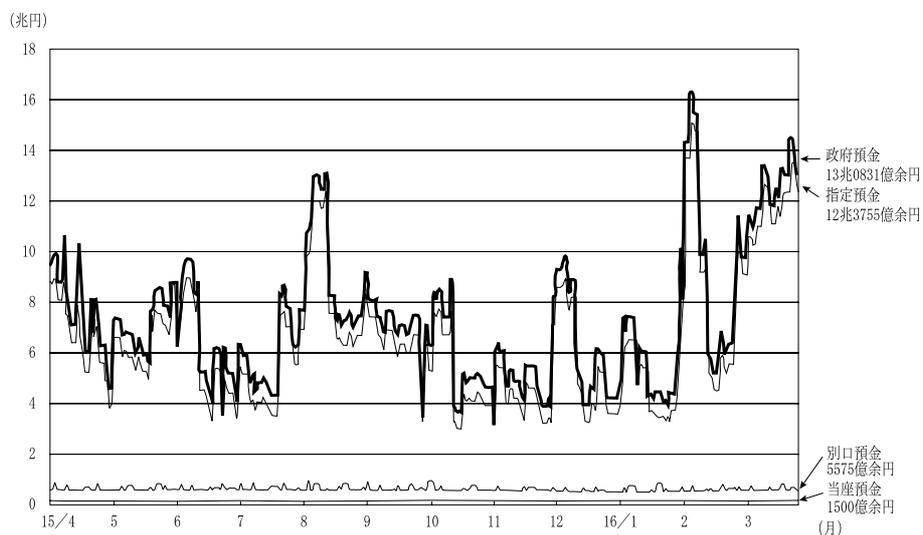
(検査の現状)

(1) 政府預金の状況

15年度末における政府預金残高は、当座預金1500億余円、別口預金5575億余円、指定預金12兆3755億余円(うち国内指定預金12兆3754億余円)、小額紙幣引換準備預金49万余円、計13兆0831億余円となっている。そして、小額紙幣引換準備預金を除く各預金別の年間残高推移をみる

と、当座預金は1500億円、別口預金は4000億円台から9000億円台の間で年度を通じてほぼ一定に推移しているのに対し、指定預金は大きな波動を示しており、これが、政府預金全体の波動を形成している(図1参照)。

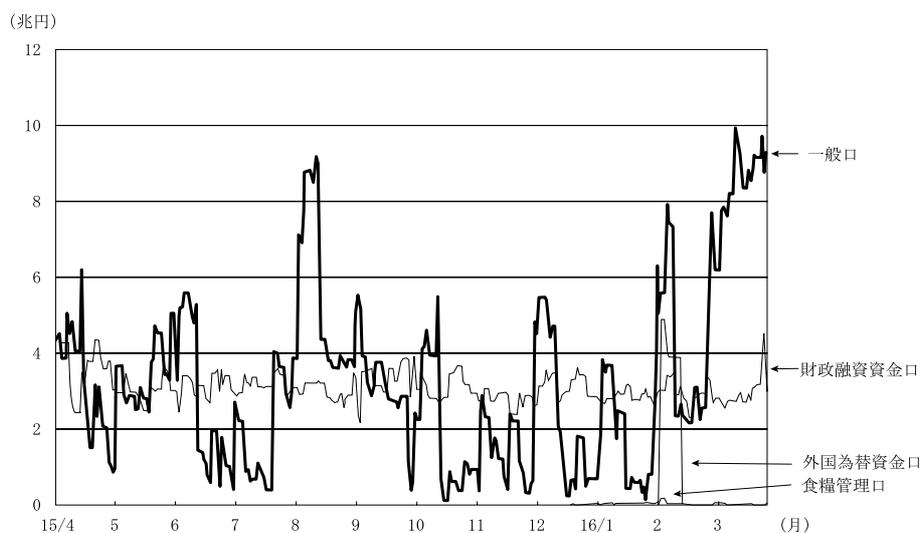
図1 15年度政府預金残高及び内訳(日々の残高)



(2) 国庫金の受払及び資金繰りの状況

政府預金全体の波動を形成している指定預金のうち、その大宗を占める国内指定預金4口座の15年度における年間残高推移をみると、「財政融資資金口」には常時3兆円程度の残高が計上され、「外国為替資金口」及び「食糧管理口」にはほとんど残高が計上されず、「一般口」は大きな波動を示している(図2参照)。

図2 15年度国内指定預金口座別残高(日々の残高)

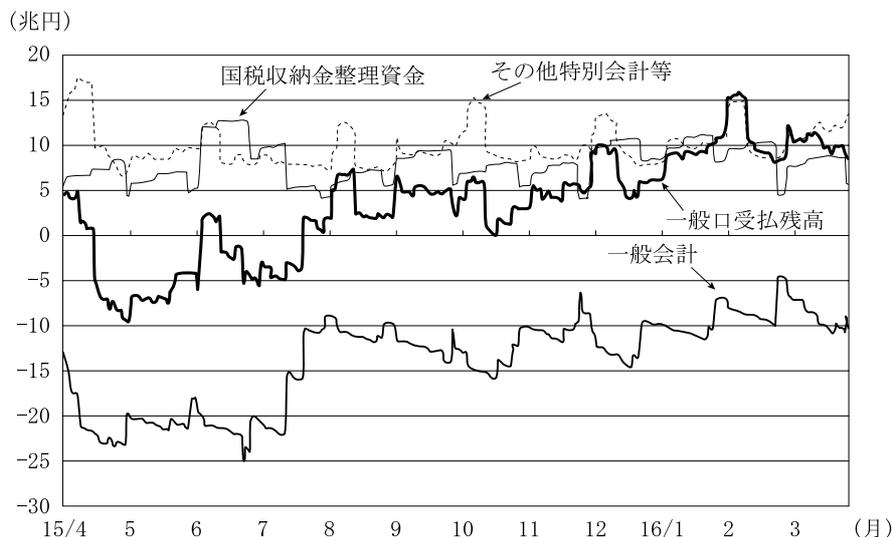


そこで、受払額が相対的に多額である「一般口」、「財政融資資金口」及び「外国為替資金口」に係る15年度における国庫金の受払状況(15年4月から16年3月までの間の受払状況で、14年度の予算執行等に係る受払分を含む。)及び資金繰りの状況をみると次のとおりとなっている。

ア 「一般口」

(ア) 「一般口」の年間受払残高推移(財務省証券発行前、国庫余裕金の繰替使用前)

図3 15年度一般口の受払残高(財務省証券発行前、繰替使用前。日々の残高)



「一般口」について、15年度における財務省証券発行及び国庫余裕金の繰替使用による資金繰りを行う前の年間受払残高推移をみると、14年度の出納整理期間を含む第1四半期は、一般会計の支払超過が影響して全体で支払超過となるが、第3から第4四半期では一般会計の支払超過の額が小さくなり受入超過となる傾向にある。そして、第3から第4四半期ではほとんどの期間において5兆円を超える受入超過で推移している(図3参照)。

なお、この「一般口」の年間受払残高推移については、残高の金額には差があるものの、近年規則的で同様な波動形状を示している。

(イ) 「一般口」を構成する主な会計等の受払状況

「一般口」の年間受払残高推移と、その受払の要因となっている会計等を一般会計、国税収納金整理資金、その他特別会計等に大別し、それぞれの年間受払残高推移とを比較してみると、「一般口」の受払残高の波動形状は一般会計と類似しており、一般会計の波動が「一般口」の波動に大きな影響を与えることを示している(図3参照)。

15年度における「一般口」の年間受払残高の推移の主な要因を把握するため、一般会計、国税収納金整理資金、その他特別会計等についてみると以下のような状況となっている。

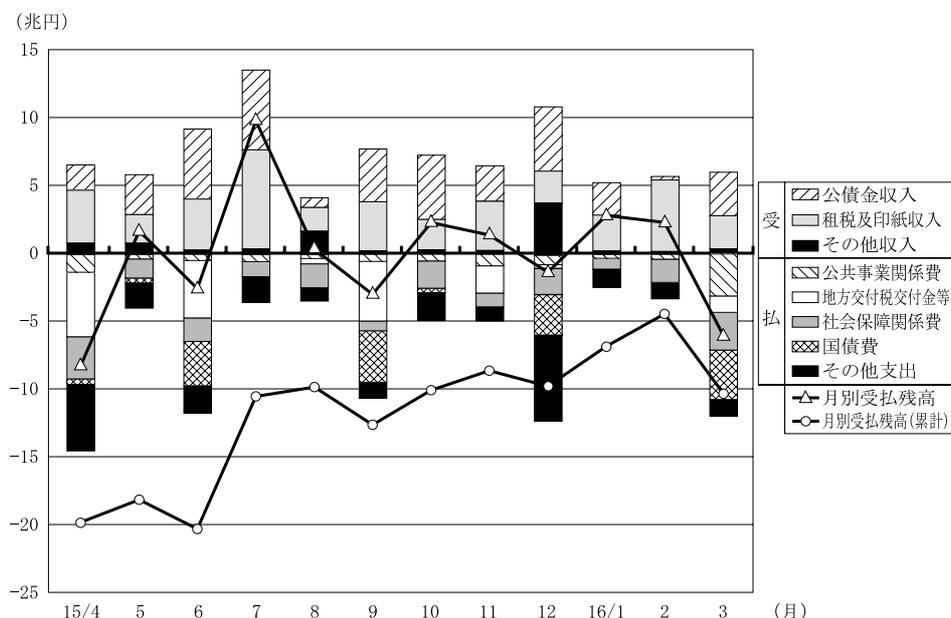
㊦ 一般会計の受払状況

<全体>

月別受払状況を見ると、特に支払の集中する4月、3月はそれぞれ8兆円、5兆円を超える支払超過となっており、7月は支払が少ない一方、租税及印紙収入、公債金収入とも大きなものとなっており、10兆円を超える受入超過となっている。このほか、10月、11月、1

月、2月においてもそれぞれ2兆円程度の受入超過となっている。このようなことから、一般会計の残高は年間を通じてマイナスであるが第2四半期以降において増加傾向になり、年度末の3月に減少する(図4参照)。

図4 15年度一般会計の月別受払状況



<主な歳入>

a 租税及印紙収入

租税及印紙収入の大宗は租税収入である。租税は国税収納金整理資金としていったん受入整理され、一定期間後に国庫内振替により一般会計及び特定の特別会計に組み入れられることとなっており、15年度はこのうち95%以上が一般会計へ組み入れられている。

15年度における租税及印紙収入の受入額は約42.5兆円であった。また、月別受入状況を見ると、受入額は1兆円台から7兆円台となっている。7月及び2月には、主に法人税、所得税及び消費税の収納時期を反映して国税収納金整理資金からそれぞれ7兆円、5兆円を超える多額の資金が一般会計に組み入れられている。一方、多額の支払資金を要する4月は、3兆円台にとどまっている。

租税収入の時期は、制度的、季節的な影響で比較的固定されていることから、年度当初の資金が不足する4月などにはこれに見合った租税収入が確保されにくい状況となっている。

b 公債金収入

15年度における公債金収入の受入額は約37.9兆円であった。また、月別受入状況を見ると、受入額は1000億円台から5兆円台となっていて、6月、7月は5兆円台になっているものの、支払資金を多額に要する4月は、1兆円台にとどまっている。

国債は一般会計で発行されるもののほか、国債整理基金特別会計で発行される借換債、財政融資資金特別会計で発行される国債があり、発行に当たってはこれらを区分せずに一

体として行われる。また、国債市場での安定的消化を確保することなどから、国債発行計画に基づき毎月の発行額をほぼ一定としている。発行額における3会計への配分は、各会計の資金繰りを勘案するなどして発行の都度決定しているため、一般会計の月々の発行額は一定とはならない。

<主な歳出>

a 社会保障関係費

社会保障関係費は、社会保険費、社会福祉費、生活保護費等からなる。

15年度における社会保障関係費の支払額は約19.7兆円であった。また、月別支払状況を見ると、支払額は7000億円台から3兆円台となっていて、偶数月は2兆円近くになる月が多く、4月及び3月は3兆円前後の多額になっている。

社会保障関係費のうち社会保険費はその約4分の3を占めており、その主な経費は老人医療・介護保険給付諸費、国民健康保険助成費、厚生・国民の両年金や社会保険に対する国庫負担金である。これらの支払状況を見ると、老人医療・介護保険給付諸費のうち老人医療給付費負担金及び国民健康保険助成費のうち療養給付費等負担金は、原則として4月から2月まで各月概算払、3月に変更申請を踏まえ概算追加交付、翌年度3月に精算追加交付が行われるなどのため3月の支払が多額となっている。厚生・国民の両年金や社会保険に対する国庫負担金は、厚生保険特別会計等への繰入れで偶数月には1兆円前後の繰入れになっている。

b 国債費

国債費は、国債・借入金の償還、利子・割引料の支払、事務取扱費に充てる財源を一般会計から国債整理基金特別会計へ繰り入れるために要する経費である。

15年度における国債費の繰入額は約15.5兆円であった。また、月別繰入状況を見ると、繰入額は900億円台から3兆円台となっている。特に、6月、9月、12月及び3月に集中しており、それぞれ3兆円を超える多額になっていることから、一般会計の受払残高の波動を形成する大きな要因となっている。

c 地方交付税交付金等

地方公共団体に対し交付する地方交付税交付金等の財源の一部として一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰り入れているものがあり、15年度の繰入額は約17.3兆円となっている。なお、地方交付税交付金の財源には一般会計からの繰入金のほか、同特別会計の借入金等がある。

地方交付税交付金には普通交付税と特別交付税があり、総額に対する比率は94対6とされている。このうち普通交付税は約16.9兆円で、4月、6月、9月及び11月の4回に分けて交付されている。

普通交付税の交付額については、4月及び6月は当該年度の各地方公共団体別交付額が未確定のため、前年度の当該地方公共団体に対する交付額に当該年度の普通交付税額全体の伸び率を乗じ、この4分の1の額が概算交付される。そして、各地方公共団体への普通交付税の交付額は8月に決定されるため、9月と11月は8月に決定された普通交付税総額から既に交付した4月及び6月の概算交付額を控除し、残り2分の1が精算交付される。

そして、15年度においては、普通交付税に係る財源として4月、6月、9月に4兆円台の金額を、11月には約1.9兆円を同特別会計に繰り入れていて、一般会計における年度初めの資金不足の大きな要因になっている。なお、地方公共団体への11月の精算交付額には、一般会計からの繰入財源のほか、交付税及び譲与税配付金特別会計における財政融資資金特別会計からの借入金等が充当されている。

d 公共事業関係費

一般会計における公共事業関係費の支出は、国直轄の工事契約や地方公共団体に対する補助金の交付決定等に伴って行われる。

公共事業関係費のうち、道路整備事業、治山治水対策事業等については、その事業の大宗が各特別会計で実施されており、その事業費の多くが一般会計から繰り入れられて執行されている。また、住宅都市環境整備事業や下水道水道廃棄物処理等施設整備事業については、一般会計から直接支出される割合が大きくなっている。

15年度における公共事業関係費の支払額は約9.4兆円で、月別支払状況をみると、4月及び3月の支払が多い。4月は、15年度予算執行分に係る道路整備事業、治山治水対策事業等のための特別会計への繰入れと、前年度予算の出納整理期間の執行分が多い。5月から2月までの支払額は1兆円未満であり、その多くが特別会計への繰入れとなっている。3月は、年度末に公共事業等の完成検査が集中することに伴い、特別会計への繰入れ分約1兆円、それ以外の一般会計で直接支払う分約2兆円、合計で3兆円を超える年間で最大の支払額になっている。

① 国税収納金整理資金の受払状況

国税収納金整理資金では、一般会計のほか、交付税及び譲与税配付金特別会計、道路整備特別会計などの5特別会計に所属する租税等を、いったん受入整理して還付等の事務手続を行い、一般会計分は約2箇月後、特別会計分は約1箇月後に所属会計へ組み入れることとなっている。

15年度における国税収納金整理資金の年間受払残高の推移をみると、常時4兆円台から12兆円台の残高を計上しており、特に、6月、12月、1月、2月には10兆円を超える残高を計上している(図3参照)。

これは、租税制度に基づく納期や課税対象となる所得の季節性などを反映して、受け入れる租税に波動があり、これを所属会計へ組み入れるまでの間、同資金の残高になっていることなどによる。

② その他特別会計等の受払状況

特別会計は、前述のとおり、支払元受高の制度を採用していることから、各特別会計ごとに常時、資金残高がプラスとなるよう資金繰りを行っている。そして、各特別会計の資金繰り後、余裕金を財政融資資金に預託するなどした後、手元に残った資金残が「一般口」の残高に反映されることとなる。

15年度におけるその他特別会計等の年間受払残高の推移をみると、常時、6兆円を超える残高を計上しており、特に、偶数月の月初めから月半ば頃までの間には10兆円を超える残高を計上している状況となっている(図3参照)。

これは、主に厚生保険特別会計及び国民年金特別会計において、年金の定時払が偶数月の15日頃に行われるため、その支払に備えて、毎月の保険料収入や一般会計からの受入金のほか、基礎年金拠出金の受入れを行うなどして多額の資金を調達し、それぞれ2兆円台から4兆円台、2兆円台から3兆円台の残高を一時的に計上していることによるものである。

(ウ) 国庫全体の資金繰り状況

15年度における国庫全体の資金繰りの手段である政府短期証券(財務省証券)の発行及び国庫余裕金の繰替使用の状況は、次のとおりとなっている。

⑦ 財務省証券発行による資金不足に対する資金調達

図5 15年度財務省証券の発行状況

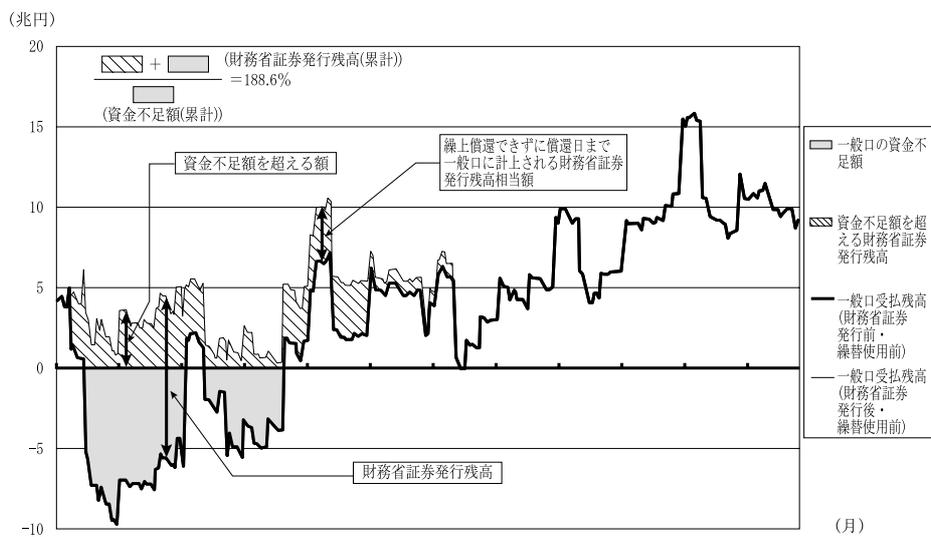
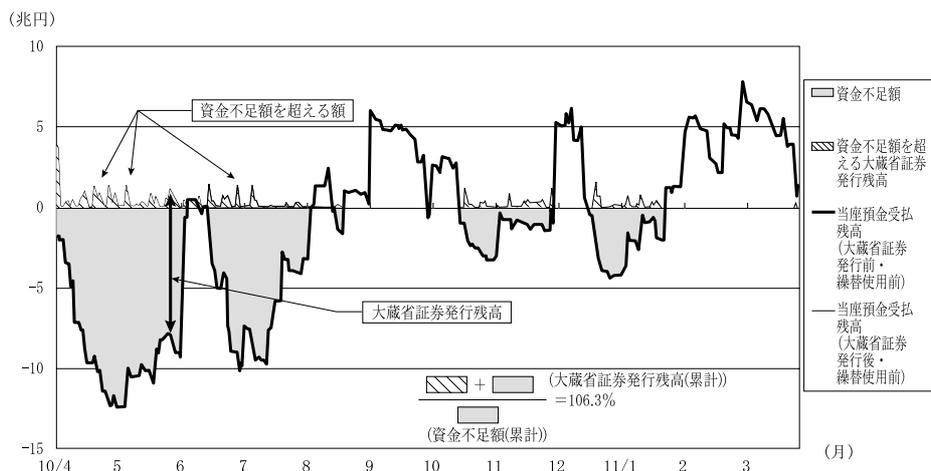


図6 10年度大蔵省証券の発行状況



15年度における財務省証券の発行は、当座預金の資金が不足する4月、6月及び7月において計13兆8406億余円が実施され、特に4月には財務省証券発行高が約10.5兆円となっている。また、償還は、5月から10月において実施され、日々の発行残高は2000億円

台から10兆円台、平均4.7兆余円となっている。なお、この間に市中から日本銀行が取得した分のうち1兆5519億余円が繰上償還されている(図5参照)。

財務省証券の発行に当たっては、発行する週の当座預金及び「一般口」についての収支予想を行い、必要となる発行額を決定している。発行額はその週の中で資金不足額累計が最大と予想される日の資金繰りが可能となるように決定しなければならない上、収支予想と実績の乖離により資金不足が発生しないようにするため、運用上、当座預金に計上する支払準備資金1500億円に加えて、「一般口」の残高が目安として1000億円から3000億円程度となるよう安全を見込んで発行額を決定することとしている。また、資金繰りに当たっては、資金不足の額に合わせて資金を調達しようとする際に他の週と比較して発行額が極端に大きくなり市中に影響が生じるおそれがあると見込まれる場合には、政府短期証券の発行の平準化が維持される範囲内で前倒し発行を行うことがある。さらに、政府短期証券は、日本銀行の臨時的引受け等を除き原則として繰上償還を行わないこととしていることから、財務省証券の発行残高は、大部分が資金余剰を生じて償還期日が到来するまでの間計上されることとなる。

これらのことなどから、財務省証券の発行残高がある期間の「一般口」の残高のうち、資金不足額を超えて発行された財務省証券発行残高相当額(前倒し発行の場合を含む。)は、2000億円台から5兆円台、平均残高は約2.2兆円となっており、資金不足額累計約481.7兆円に対する発行残高累計約908.5兆円の割合は188.6%となっていて、相当額の国庫余裕金を生じている(図5参照)。

一方、市中公募入札方式導入以前の10年度についてみると、当時は、定率公募残額日銀引受方式により大蔵省証券(現在の財務省証券。以下同じ。)の発行額の全額を日本銀行が引き受け、かつ、資金余剰が生じた時には随時に繰上償還に応じていたため、大蔵省証券を発行して資金不足を補った期間の当座預金(当時は、「一般口」ではなく当座預金により一括管理されていた。)の平均残高は、支払準備資金相当額約400億円を含めても3000億円程度であり、15年度と比較して1割程度となっていた。そして、資金不足額累計約1036.2兆円に対する発行残高累計約1101.7兆円の割合は106.3%となっていた(図6参照)。

上記のように、11年4月から採用されている市中公募入札方式の下での資金調達は、定率公募残額日銀引受方式によるものと比較し、資金不足額累計に対する発行残高累計の割合が大きくなっていて、より多くの資金余剰が生じる状況となっている。

① 繰替使用による国庫余裕金の運用

図7 15年度国庫余裕金の繰替使用の状況

第6章
第1節
第4
個別の決算等

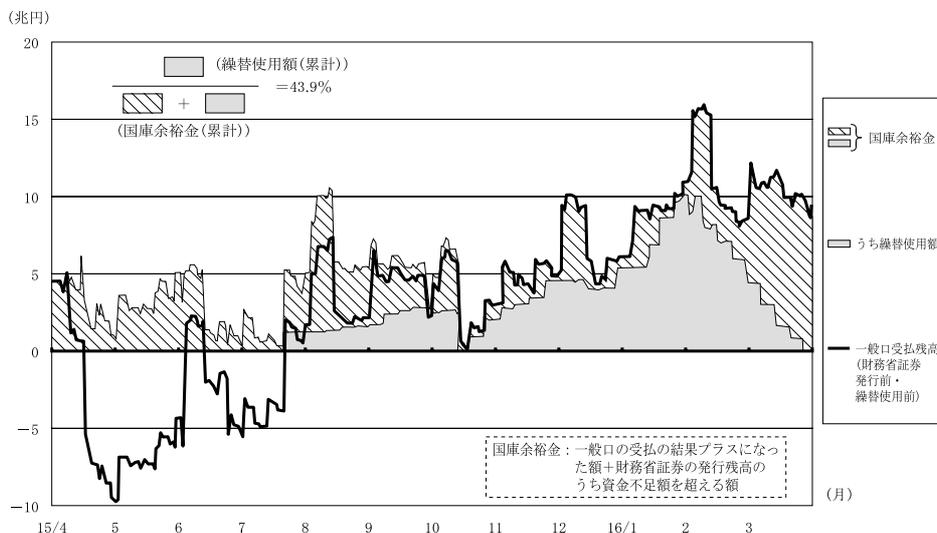
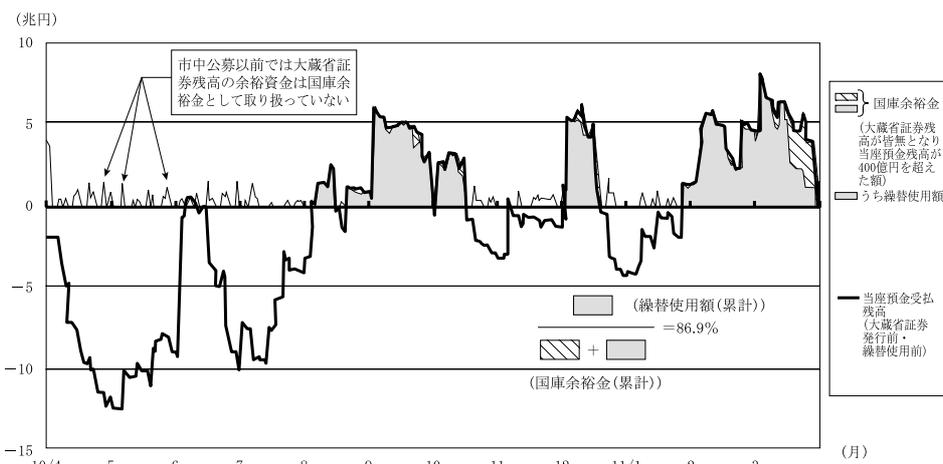


図8 10年度国庫余裕金の繰替使用の状況



国庫余裕金の繰替使用に当たっては、必要とする特別会計が財務省に申請し、資金繰り上可能であると認められた場合に実施されるが、財務省では、主に、政府短期証券の発行によって機動的に繰替使用の償還が可能な特別会計に対して実施している。

国庫余裕金の繰替使用を行うことにより、国内指定預金の「一般口」に計上することによって生じる運用収入は得られなくなるが、その代わりに繰替使用を受ける特別会計が政府短期証券を発行しなくて済むため、その分の金利負担も発生しなくなる。その結果、国庫全体としては、政府短期証券の金利の方が国内指定預金の金利より高いことから、資金調達に係る財政負担が軽減されることになる。

15年度における国庫余裕金の繰替使用は、4月及び7月から3月にかけて実施されており、繰替使用額計15兆1937億余円のうち、そのほとんどである15兆1864億円(99.9%)が外国為替資金特別会計に対して行われ、繰替使用残高は70億円台から10兆円台、平均残高3兆7216億余円となっている。また、国庫余裕金の繰替使用は、財務省証券の発行と同

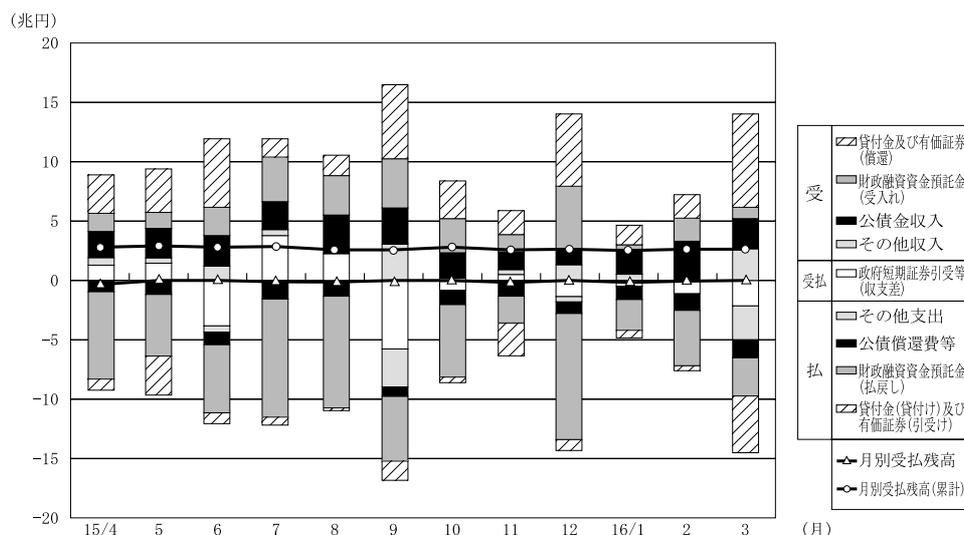
様、安全性等を考慮して実施されており、財務省証券の発行残高のある時期の実施は低い状況となっている。さらに、年度末までには繰替使用を受けた外国為替資金特別会計では繰替使用残額分を全額償還するために政府短期証券(外国為替資金証券)を発行する必要があるが、1月末の繰替使用残額が10兆円を超える多額となっていて、市中への発行を平準化するため段階的な前倒し発行を実施せざるを得ず、2月から繰替使用残高は徐々に減少してきている状況となっている。これらのことなどから、国庫余裕金に占める繰替使用の割合は43.9%となっている(図7参照)。

一方、定率公募残額日銀引受方式が採用されていた10年度では、日本銀行が引き受けた大蔵省証券の繰上償還が随時可能であったため、必要以上の資金余剰が生じる場合には、その都度繰上償還して発行残高を減少させていた。このため、大蔵省証券の発行残高がある時期には当座預金残高がほとんど生じておらず、償還完了後なお余裕資金がある場合に、当座預金のうち支払準備資金相当額を除いた残高を国庫余裕金として繰替使用できることとしていた。また、繰替使用を受けた特別会計例えば外国為替資金特別会計においては、外国為替資金証券の日銀引受けを機動的に実施することが可能であったため、年度末直前まで外国為替資金証券を大量に発行することなく多額の繰替使用残高がある状況となっていた。これらのことなどから、国庫余裕金に占める繰替使用の割合は86.9%となっていた(図8参照)。

上記のように、11年4月から採用されている市中公募入札方式の下では、定率公募残額日銀引受方式によるものと比較し、国庫余裕金に占める繰替使用の割合が低下した結果となっている。なお、現在は、繰替使用されない部分は国内指定預金で所定の利子が付される。

イ 財政融資資金口

図9 15年度財政融資資金の月別受払状況



注(1) 財政融資資金特別会計と財政融資資金との間の入り繰り、貸付先預託元等における組織変更に伴う経理区分上の受払は相殺している。

注(2) 交付税及び譲与税配付金特別会計(交付税及び譲与税配付金勘定)と、厚生保険特別会計(健康勘定)への貸付金の毎月の受払は、受払差額を計上している。

財政融資資金特別会計は、同特別会計に設置されている財政融資資金の運用に伴う歳入歳出に關する経理を明らかにする会計である。財政融資資金は、国の特別会計の積立金、余裕金等の預託された資金(以下「財政融資資金預託金」という。)、財政融資資金特別会計の負担で発行された公債の繰入金等を原資とする。財政融資資金の主な運用は、国の財政投融资計画に基づく国、地方公共団体、特別の法律により設立された法人等に対する貸付け又は有価証券の引受けによる長期運用であるが、このほか、国の特別会計の一時的な資金不足のための短期貸付けを行っている。さらに、短期の運用として日本銀行保有の長期国債の売戻条件付き買入れ、政府短期証券の引受けを行っている。そして、財政融資資金特別会計では、公債の発行及び償還並びに利息の支払、財政融資資金の運用利殖金の受入れ、財政融資資金預託金に対する利息の支払、同特別会計と同資金間の繰入れなどの経理を行っている。

この資金の15年度の月別受払状況を見ると、主なものは次のとおりである(図9参照)。

- (ア) 財政融資資金預託金については、毎月、5000億円台から5兆円台、計30.3兆余円受け入れているのに対し、2兆円台から11兆円台、計74.4兆余円を払い戻しており、7月、8月、12月の払戻しが多い。このように払戻額が受入額を大幅に上回っているのは、13年度から財政投融资改革が行われ、財政融資資金預託金の大宗を占める郵便貯金並びに厚生保険特別会計の年金勘定及び国民年金特別会計の国民年金勘定の積立金の預託義務が廃止されたことなどによる。
- (イ) 公債の発行は、郵便貯金等の預託義務の廃止に合わせ特殊法人等の施策に必要な資金を調達するため13年度以降行っているもので、その収入金は、1兆円台から3兆円台、計28.5兆余円であり、公債の償還及び利子の支払は7000億円台から1兆円台、計12.2兆余円である。
- (ウ) 貸付け金及び有価証券は主に財政投融资計画に基づく長期運用に係るもので、その貸付け及び引受けは1000億円台から4兆円台、計17.1兆余円、償還は1兆円台から7兆円台、計45.1兆余円となっており、財政投融资改革を反映して新規の貸付けが減少している。貸付けは5月、3月、償還は9月、3月が多く、これは主に地方公共団体の貸付け及び償還がこれらの月に集中していることなどによる。

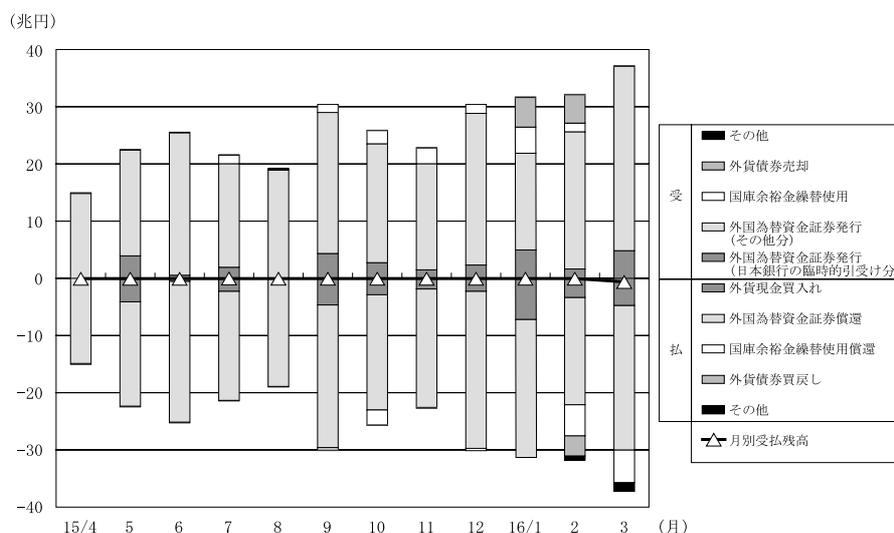
なお、交付税及び譲与税配付金特別会計(交付税及び譲与税配付金勘定)への短期貸付けは、28兆円台から30兆円台の資金をおおむね1週間ごとに借り換えし、厚生保険特別会計(健康勘定)への短期貸付けも同様に、1.3兆円台から1.4兆円台の資金をおおむね1月ごとに借換えを繰り返している。

- (エ) 政府短期証券引受け等は、上記財政融資資金預託金等の受払によって生じる差額を流動性資産の運用として、日本銀行との間で国債の売戻条件付き買入れを行ったり国の政府短期証券の引受けを行ったりしているものである。

これらの受払の結果、「財政融資資金口」の残高は3兆円程度となっている。これは、財政融資資金預託金の払戻しや財政融資資金の貸付けなどに備えるため流動性の高い資金として計上する必要があるとされているものである。

ウ 外国為替資金口

図10 15年度外国為替資金の月別受払状況



外国為替資金特別会計では、外国為替市場における円相場の安定等を図るため必要に応じて為替介入を行うとともに、国が保有する外国為替等の管理運用などを行っている。同特別会計には、国が行う外国為替等の売買及びこれに伴う取引を円滑にするために円貨及び外貨からなる外国為替資金が置かれており、同特別会計の歳入歳出外で経理されている。このうち円貨については、国庫金として受払及び残高を経理するとともに、残高全額が前述したとおり国内指定預金の「外国為替資金口」において管理されている。そして、為替介入のための外貨買入等に必要な円資金が不足する場合には、予算をもって国会の議決を経た発行限度額の範囲内で外国為替資金証券を発行して調達している。

この資金の15年度の月別受払状況についてみると、主なものは次のとおりである(図10参照)。

- (ア) 外国為替資金証券は、その発行額が各月14兆円台から36兆円台で総額286.2兆余円、同じく償還額は14兆円台から27兆円台で総額257.7兆余円となっており、各月とも受払額の大部分を占めている。これは、前年度までに発行した外国為替資金証券の借換えと今年度行った為替介入などのため、毎週又は随時に多額の外国為替資金証券を発行して資金繰りを行っていることによる。外国為替資金証券は、ドル売り・円買い介入が行われる場合などを除き、基本的にはその残高は減少しないことから、過去に為替介入等により発行された外国為替資金証券は、借換えにより償還することとなり、受払上ほぼ同額の発行額及び償還額が計上されることとなる。そして、新たな為替介入等に伴いその発行・償還額は増加することになる。
- (イ) 国庫余裕金の繰替使用については、15年7月から16年2月にかけて各月4000億円台から7兆円台、総額15.1兆余円行っている。国庫余裕金の繰替使用は年度内に全額償還する必要があるため、主に16年2月及び3月に償還され、これに代えて外国為替資金証券が発行され、上記発行額の一部となっている。
- (ウ) 外貨債券売却は、16年1月及び2月に外国為替資金特別会計と日本銀行との間において、

同特別会計が保有する外貨債券を買戻条件付きでそれぞれ約5兆円売却したもので、2月中にその外貨債券の一部約3.8兆円が買い戻されている。これは、15年度中に多額の為替介入が行われ、外国為替資金証券発行残高が16年1月に発行限度額に近づいてきたため、補正予算による発行限度額の増額措置が執られる前に、為替介入資金の確保を図るために行われたものである。

(エ) 外貨現金買入れは、上記種々の方法により調達した資金を基にして為替介入としての外貨を購入したもので、4月及び8月を除き各月6000億円台から7兆円台、総額32.8兆余円となっている。

このように、為替介入による外貨購入や外国為替資金証券の発行・償還等による同資金の受払は、15年度中多額の為替介入があったため、受払額そのものは年度末に向けてそれぞれ増加しているものの、為替介入等に伴う支払額に見合った額の資金調達を支払日に合わせて行っていることから日々の受払額がほぼ同額となり、受払の差額はほとんど発生せず、「外国為替資金口」に計上される預金残高は、一時的な資金滞留を除き常に100億円未満となっている。

(3) 政府短期証券の現状

表2 15年度政府短期証券の発行・償還等状況 (単位：億円)

		前年度末残高	発行額	発行割合	償還額	本年度末残高
政府短期証券の種類						
	外国為替資金証券	565,253	2,862,517	94.1%	2,577,374	850,396
	財務省証券	—	138,406	4.6%	138,406	—
	食糧証券	9,610	34,620	1.1%	37,480	6,750
	石油証券	—	6,272	0.2%	2,160	4,112
合 計		574,863	3,041,815	100.0%	2,755,420	861,258

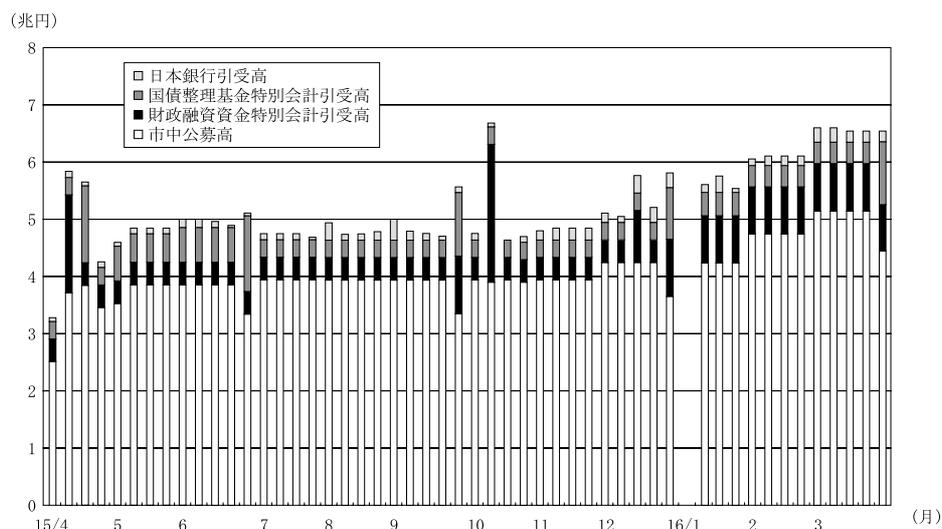
(注) 上表は歳入歳出外として発行されたもののほか、歳入の一部として発行されたものを含む。

表3 15年度政府短期証券の発行状況 (単位：億円)

		発行方法別区分				発行額計
		13週証券		2箇月証券	日本銀行の臨時的引受け分	
市中公募・引受先別区分		発行額	発行割合	発行額	発行額	
	市中公募	2,068,210	77.5%	59,995	—	2,128,205
	財政融資資金特別会計引受け	302,000	11.3%	27,000	—	329,000
	国債整理基金特別会計引受け	227,000	8.5%	—	—	227,000
	日本銀行引受け(注)	72,500	2.7%	—	285,110	357,610
合 計		2,669,710	100.0%	86,995	285,110	3,041,815

(注) 日本銀行では、臨時的引受けによるもののほかに、海外中央銀行との売買など自らの業務運営上必要がある場合に備えて13週証券の一部を引き受けている。

図11 15年度政府短期証券(13週証券)の市中公募・引受先別状況(発行日別)



15年度における政府短期証券の発行額、償還額及び年度末残高は、4証券合計で発行額304兆1815億余円、償還額275兆5420億余円、年度末残高86兆1258億余円となっている。発行額は、その割合でみると外国為替資金証券が94.1%、財務省証券が4.6%などとなっていて、ほとんどが外国為替資金証券である(表2参照)。

政府短期証券の発行について、発行方法別に示すと、13週証券が266兆9710億余円、2箇月証券が8兆6995億余円、日本銀行の臨時的引受け分が28兆5110億円となっている。このうち、2箇月証券はすべてが財務省証券であり、日本銀行の臨時的引受け分は外国為替資金による為替介入の実施のために行われたものである(表3参照)。

13週証券に係る市中公募・引受先別の割合は、市中公募77.5%、財政融資資金特別会計引受け11.3%、国債整理基金特別会計引受け8.5%などとなっており、市中公募が大部分を占めているが、急激な発行増による市場への影響を抑制するためその一部は国庫内で引き受けている状況である。特に4月の財務省証券発行日には国庫内の引受けが多い。これらの状況を発行日ごとに示すと、市中公募によった発行額の水準は、為替介入を要因とする政府短期証券(外国為替資金証券)の発行額の増大に対応して、年度前半はおおむね3兆円台であったものが、年度末近くでは5兆円台へと増加しているものの、所要額の一部を主に国庫内で引き受けている状況である(図11参照)。

[3] まとめ

国庫金は、会計・資金等別に日々の受払及び残高が統一的に経理され、日本銀行に設けられている政府預金に集中されており、これにより統一的・効率的に運用を図る仕組みとなっている。

11年4月以降、政府短期証券が市中公募入札方式へ移行した。移行後の国庫全体の資金繰りは、当座預金と新設された国内指定預金の「一般口」残高に基づき実施されている。

資金繰り前の「一般口」の受払は、第1四半期が支払超過、第3・第4四半期が受入超過で推移している。そこで、主として第1四半期に財務省証券を発行し、第3・第4四半期に資金不足の会計に国

庫余裕金の繰替使用を実施している。11年4月の市中公募入札方式への移行後、政府短期証券の発行間隔が長くなったこと、原則として繰上償還ができなくなったことなどから、移行前より国庫の資金繰りが行いづらい傾向にあり、資金繰り後も相当額の「一般口」残高が生じている。

また、「財政融資資金口」の残高は3兆円程度で推移しており、「外国為替資金口」等の残高は少額にとどまっている。

政府預金の残高については、支払のための資金確保を前提とした上で、必要以上に積み上がることはないような国庫金の資金繰りが望まれる。

政府短期証券は、近年、外国為替資金証券が多く発行されており、財務省証券等を含め多額の発行となっている。発行は市中公募で多く消化されているが、市中公募は平準化発行を求められるなどのため、所要額の一部は財政融資資金特別会計又は国債整理基金特別会計で引き受けている。政府短期証券の発行所要額に対し、市中公募によるより一層の安定消化が望まれる。

3 国の決算額の確認

[1] 決算額の確認の概要

国の予算は国会による内閣に対する歳出に関する執行権限の付与を基本的な目的としており、その執行実績として予算に対応した決算が作成される。そして、国の決算は、^(注1)租税、公債金等の収入や、人件費、旅費、物件費等の支出等の実績計数が、会計年度という期間で区切られた歳入、歳出として、国会の議決を経た予算の科目区分等に^(注2)従い、現金の収納・支払を基に計算、整理、記録されたもので、各省各庁の長の報告等に基づき^(注3)財務大臣が作成し、内閣が会計検査院の検査を経て国会に提出するものである。

国の収入・支出は、歳入の徴収に関する事務を行う歳入徴収官、^(注4)支出に関する事務を行う支出官等が^(注5)取り扱っている。なお、支出に関する事務を官庁会計事務データ通信システム^(注6)(以下「ADAMS」という。)を使用して処理する場合には、支出に関する事務のうちの「支出の決定」に関する事務は^(注7)官署支出官が、支出の決定に基づいて行う小切手の振出し等の事務は^(注8)センター支出官がそれぞれ分担して取り扱っている。また、現金の収納・支払に係る出納は、日本銀行が、国庫金出納の事務として取り扱っている。

そして、会計検査院では、このような歳入、歳出の決算額が歳入徴収官、支出官、官署支出官及びセンター支出官の取り扱った会計経理の実績や日本銀行の取り扱った現金の受払の結果をありのまま表現しているかという観点から検査し、決算検査報告第2章第1節に国の決算額を確認した旨を掲記している。すなわち、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第24条第1項の規定に基づく計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)及びそれに基づく指定等(以下「計算証明規則等」という。)により、歳入徴収官はその歳入の徴収に関する事務について、支出官、官署支出官及びセンター支出官はその取り扱った支出に関する事務について、また、日本銀行はその取り扱った国庫金出納の事務について、それぞれ^(注9)計算書を作成し、^(注10)証拠書類を添えて会計検査院に提出することとなっている。このようなことから、会計検査院では、①内閣から送付された歳入歳出決算、②歳入徴収官、支出官、官署支出官及びセンター支出官から提出された計算書及び③日本銀行から提出された計算書の計数を突合する(以下、この計数の突合を「三点突合」という。)ことにより決算額を確認している。

そこで、以下、決算額の確認事務について、国の機関の活動に全般的に関係する一般会計の歳出決算を例にして説明することとする。

- (注1) 租税 租税の収入については、国税収納金等を国税収納金整理資金に受け入れるとともに、過誤納金の還付金等を同資金から支払い、その差引額を国税収入その他の収入として国の歳入に組み入れることとなっている。
- (注2) 国会の議決を経た予算の科目区分等 歳出予算における予算の科目は、部局等の組織ごとに目的別の「項」に区分され、国会の議決の対象となっている。また、「項」は更に対象別・目的別の「目」に区分されている。
- (注3) 各省各庁の長 衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣
- (注4) 歳入徴収官 歳入の調査、徴収の決定、納入の告知及びこれに付随する日本銀行等からの報告に基づき収納済歳入額を帳簿に登録するなどの事務を行う会計機関。本省庁の官房や地方支分部局の会計課長等が任命されている。
- (注5) 支出官 歳出金の支出の決定並びに小切手の振出し又は国庫金振替書若しくは支払指図書書の交付に関する事務を取り扱う会計機関。本省庁の官房や地方支分部局の会計課長等が任命されている。
- (注6) 官庁会計事務データ通信システム 歳入徴収官や支出官が歳入の徴収に関する事務や支出に関する事務などを処理するため、財務省に設置された各省各庁の利用に係る電子計算機と歳入徴収官や支出官の所在する官署に設置される入出力装置とを電気通信回線で接続した電子計算処理組織。ADAMSは Governmental Accounting affairs Data Communication Management Systems の略称である。
- (注7) 官署支出官 歳出金の支出に関する事務のうち、歳出金の支出の決定に関する事務を取り扱う会計機関。本省庁の官房や地方支分部局の会計課長等が任命されている。平成15年度末現在ADAMSを使用していない官署には支出官が設置されているが、18年度までにはADAMSが導入されてすべて官署支出官となる予定である。
- (注8) センター支出官 歳出金の支出に関する事務のうち、支出の決定に基づいて行う小切手の振出し又は国庫金振替書若しくは支払指図書書の交付に関する事務を取り扱う会計機関。財務省会計センター会計管理部長が任命されている。
- (注9) 計算書 計算証明規則の定めにより、歳入徴収官、支出官、官署支出官、センター支出官及び日本銀行が作成し、会計検査院に提出することとなっている書類の一つで、会計経理の実績を証明期間ごとに取りまとめ、所定の様式により計数をもって表示するもの
- (注10) 証拠書類 領収証書や決議書の類、請求書、契約書など、計算書の計数の内容となっている個々の会計経理の真実性、合法性又は妥当性を立証する書類

[2] 決算の構成と作成過程

(国の歳出決算の構成)

一般会計の決算は『一般会計歳入歳出決算』であり、所定の添付書類と共に、内閣から会計検査院の検査を経て国会に提出される。

『一般会計歳入歳出決算』は、歳入決算総額、歳出決算総額等を明記した「一般会計歳入歳出決算」(図1参照)と歳入歳出等の内容の詳細を示した「一般会計歳入歳出決算説明」及び「歳入歳出決算及び各事項の計算」から構成され、「歳出決算報告書」等が添付されている。

図1 「一般会計歳入歳出決算」の様式

平成 年度一般会計歳入歳出決算	
平成 年度における 歳入決算総額は	円
歳出決算総額は	円
である。	
したがって、	
歳入歳出の決算上の剰余金は	円
である。	
上記の歳入の主管別及び部款項別の金額並びに歳出の所管別、組織別及び項別の金額は「歳入歳出決算及び各事項の計算」の収納済歳入額欄及び支出済歳出額欄に掲げ、歳入歳出決算に係る各事項の計算はその各欄に掲げた。	

「一般会計歳入歳出決算説明」や「歳入歳出決算及び各事項の計算」(図2参照)等には、歳出に係る計数として、歳出決算総額を構成する支出済歳出額、歳出予算の執行残額である不用額が、歳出予算額、前年度繰越額、翌年度繰越額等と共に記載されている。

図2 「歳入歳出決算及び各事項の計算」の表(歳出に係る部分)

歳 出							
所管・組織・項	歳出予算額 (円)	前年度繰越額 (円)	予備費使用額 (円)	流用等増△減額 (円)	支出済歳出額 (円)	翌年度繰越額 (円)	不用額 (円)

(歳出決算の作成過程)

歳出決算は次のとおり作成されている。

- ① 支出に関する事務を取り扱う支出官及びセンター支出官は、支出済額報告書を作成し、各省各庁の長に送付する。
- ② 支出済額報告書の送付を受けた各省各庁の長は、同報告書等に基づき、財務大臣が「一般会計の歳入及び歳出の決算報告書等の様式について」(昭和45年歳計第2572号)により定める様式(図3参照)により歳出決算報告書を作成し、財務大臣に提出する。
- ③ 財務大臣は、歳出決算報告書に基づき、歳出決算を作成する。

図3 歳出決算報告書の主な様式

平成 年度 所管歳出決算報告書									
コード番号	所管合計								
歳出予算額				前年度繰越額 (円)	予備費使用額 (円)	歳出予算現額 (円)	支出済歳出額 (円)	翌年度繰越額 (円)	不用額 (円)
当初予算額 (円)	予算補正追加額 予算補正修正減 少額(△) (円)	予算移替追加額 予算移替減少額 (△) (円)	合 計 (円)						
備 考									

〔組織別内訳〕

組織名

歳出予算額				前年度 繰越額	予備費 使用額	流用等 増△減 額	歳出予 算現額	支出済 歳出額	翌年度 繰越額	不用額
当初予算額 (円)	予算補正追加額 予算補正修正減少額 (△) (円)	予算移替追加額 予算移替減少額 (△) (円)	合 計 (円)							
備 考										

科目別内訳

項 目	歳出予算額 (円)	前年度 繰越額 (円)	予備費 使用額 (円)	流用等 増△減 額 (円)	歳出予 算現額 (円)	支出済 歳出額 (円)	翌年度 繰越額 (円)	不用額 (円)	備 考

〔3〕 会計検査院による取扱実績等の把握

(1) 計算証明制度

会計検査院は、計算証明規則等に基づき、支出官、官署支出官及びセンター支出官から計算書を提出させており、計算書に記載された計数によって、支出官、官署支出官及びセンター支出官ごとの支出済額を把握している。

また、会計検査院は、計算書の計数の内容となっている会計経理の真実性、合法性及び妥当性を立証させるため、計算書と併せて証拠書類を提出させている。この証拠書類については、信憑性が重視されることから原則として原本に限るものとされており、その編集に当たっては、予算科目別に区分した上で仕切紙を付し、仕切紙には、証拠書類の金額と紙数を記載させることにより、計算書に記載された予算科目ごとの金額と証拠書類との関係を明確にすることとなっている。

このようなことから、計算書は、支出官、官署支出官及びセンター支出官が証明期間内に行った会計経理の実績をありのまま表示したものと位置づけることができる。

また、会計検査院では、日本銀行からも計算証明書類を提出させており、日本銀行の取り扱った国庫金の受払額を把握している。

(注11) 証明期間 計算証明規則等に定められた計算証明の期間的単位。支出官、官署支出官及びセンター支出官の証明期間は一月とされている。

(2) 歳出金

支出官、官署支出官及びセンター支出官が予算を執行し、各省各庁の長及び会計検査院にその執行実績を計数により報告するまでの過程は次のとおりとなっている。

(会計事務の概要)

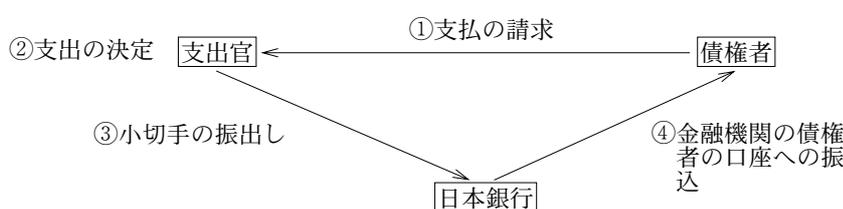
支出官は、国の支払の原因となる契約等に基づいて支出を行うことを決定し、現金の交付に代えて、日本銀行を支払人とする小切手を振り出したり、国の内部における支払のための国庫金振替書又は日本銀行をして支払をなさしめるための支払指図書を日本銀行に交付したりすることとなっている。そして、日本銀行は、これらの小切手、国庫金振替書等に基づいて、支出官の口座から歳出

金を債権者に支払ったり、国庫金を帳簿上移動して決済したりすることとなる。また、上記の事務をADAMSを使用して処理する場合には、前記のとおり、支出を行うことを決定する事務を官署支出官が、小切手の振出し等の事務をセンター支出官がそれぞれ分担して処理している。

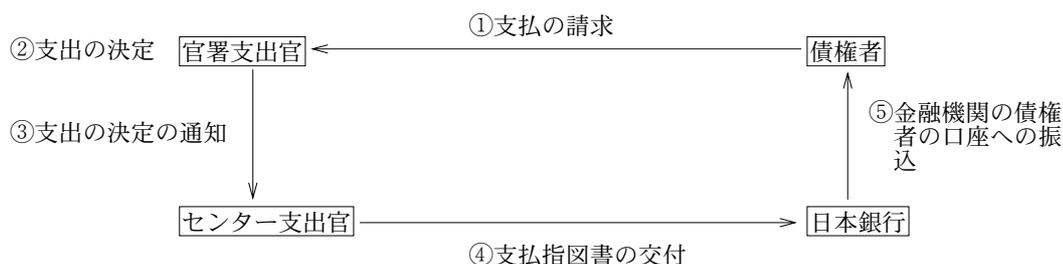
そして、上記の会計事務の過程において支出官又はセンター支出官が小切手の振出し等により取り扱った金額が、支出済歳出額の基礎となる支出済額である。

上記の会計事務について、債権者から金融機関の口座への振込により支払うよう請求があった場合を例に、ADAMSを使用しない〈支出官の事務処理〉と〈ADAMSを使用して処理する場合の事務処理〉に区分して示すと図4のとおりである。

図4 金融機関の口座への振込により支払う場合の会計事務
〈支出官の事務処理〉



〈ADAMSを使用して処理する場合の事務処理〉



(各省各庁の長への報告)

支出官は、支出済額を予算科目の「目」ごとに記載した支出済額報告書に取りまとめ、毎月、各省各庁の長に送付することとなっている。また、ADAMSを使用して処理する場合には、各省各庁の長への支出済額報告書の提出はセンター支出官が行うこととなっている。そして、各省各庁の長は、送付を受けた支出済額報告書を予算科目の「項」ごとに取りまとめ、予算に関する事項等を追記した支出総報告書を作成し、毎月、財務大臣に送付している。

このようにして支出官及びセンター支出官の取り扱った支出済額を積み上げたものが支出済歳出額であり、さらにこれを会計年度を通じて累計したものが歳出決算額となる。

上記の報告書を作成者ごとに整理して計算書等と対比すると、表のとおりである。

表 会計及び決算に関する報告等

作成者	会計に関する報告	決算に関する報告等	会計検査院に提出する計算書
官署支出官	—	—	支出計算書(官署分)
支出官	支出済額報告書	—	支出計算書
センター支出官	支出済額報告書	—	支出計算書(センター分)
各省各庁の長	支出総報告書	歳出決算報告書	—
財務大臣	—	歳出決算	—

(支出官、官署支出官及びセンター支出官の計算証明)

支出官、官署支出官及びセンター支出官は、計算証明規則等に基づき、証明期間である一月ごとに、それぞれ支出計算書、支出計算書(官署分)及び支出計算書(センター分)を作成して会計検査院に提出することとなっており、これらの支出計算書には、支出済額が予算科目の「目」別に記載されている。

また、センター支出官は、会計検査院において官署支出官及びセンター支出官の取り扱った支出済額の関係を検証することができるようにするため、当該年度の最終分の支出計算書(センター分)に官署支出官別科目別支出済額内訳表(以下「支出済額内訳表」という。)を添付することとなっている。

会計検査院では、これらの支出計算書によって、支出官、官署支出官及びセンター支出官ごとに予算科目の「目」別の支出済額を把握している。

(3) 国庫金

(日本銀行の行う国庫金事務)

日本銀行は国庫金の出納に関する事務を行っており、歳出金はすべて日本銀行の取り扱っている国庫金から支払われることとなっている。そして、日本銀行では、前記のとおり、支出官又はセンター支出官から送付される小切手、国庫金振替書又は支払指図書により歳出金を支払うとともに、支出官及びセンター支出官ごとに毎月の支払額及び累計額等を歳出金月計突合表として取りまとめ、支出官及びセンター支出官に送付している。なお、歳出金月計突合表は、支出官及びセンター支出官が、自らの帳簿と日本銀行の取り扱った支払額・累計額との関係を調査するために使用されている。

(日本銀行の計算証明)

日本銀行は、計算証明規則等の規定に基づき、証明期間である一月ごとに、国庫金出納計算書を作成して会計検査院に提出することとなっており、この国庫金出納計算書には、会計、所管ごとに、歳出の支払額、支払累計額が記載されている。また、上記の歳出金月計突合表の内容を明らかにした書類が証拠書類として指定されている。

会計検査院では、上記の国庫金出納計算書によって、会計・所管別の支払額を把握している。

また、日本銀行では、毎会計年度の国庫金の出納事務が完結する時点において、支出官及びセンター支出官別に予算科目の「項」ごとの支払累計額を「前年度所属歳入金歳出金出納明細書」(以下「出納明細書」という。)として取りまとめており、平成15年度からは電磁的記録により会計検査院に提出している。

会計検査院では、この出納明細書によって、支出官及びセンター支出官ごとに予算科目の「項」別の支出額を把握している。

(4) 計算証明以外の方法による計数の把握

歳入歳出決算には、歳出予算額、前年度繰越額、流用等増減額等の予算に係る金額も記載されている。これらの金額は、次のとおり、配賦や承認のある都度、財務を総括する大臣たる財務大臣や各省各庁の長から会計検査院に通知されることとなっている。

- ① 当初予算や補正予算が国会の議決を経ると、内閣は各省各庁の長にその執行の責に任ずべき歳出予算を配賦し、財務大臣は会計検査院にその旨を通知する。
- ② 予算総則の規定に基づき所管間を異動させる場合や科目の移用・流用を財務大臣が承認した場合等には、財務大臣は会計検査院にその旨を通知する。
- ③ 歳出予算の経費の金額を翌年度に繰り越して使用する場合には、各省各庁の長は、財務大臣の承認を得て会計検査院にその旨を通知する。

会計検査院では、このような財務大臣・各省各庁の長からの通知によって予算に係る金額を把握するとともに、これらの予算に関する通知によって把握した計数を取りまとめ、『一般会計歳入歳出決算』等に記載されている歳出予算額等を把握している。

[4] 決算額の確認の手続

会計検査院では、次の(1)~(4)の手続により決算額を確認している。

(1) 計算書と出納明細書の対照

会計検査院では、ADAMS を使用して処理された支出事務について、官署支出官の行った「支出の決定」とセンター支出官の取り扱った支払実績の関係を検証するため、支出計算書(官署分)とセンター支出官から提出された支出済額内訳表の対照(以下、この対照を「センター対照」という。)を行っている。

また、会計検査院では、センター対照を行った後、支出官及びセンター支出官の提出した計算書の計数が、国庫金を取り扱った日本銀行の提出した計算証明書類の計数と同一であるかを検証するため、計算書に記載された支出済額の累計額と日本銀行から提出された出納明細書の支払累計額を図5のように対照(以下、この対照を「銀行対照」という。)している。

図5 銀行対照のイメージ

支出計算書(センター分)

支 出

所管 何々省
会計 一般会計

部局等及び科目	支払計画示達額 本月までの累計	支 出 済 額						備 考
		本 月 分	本 月 入 額	本 月 科 目 等 更 正 額	本 月 分 計	前 月 ま だ の 差 引 計	差 引 計	
(部局等)	円	円	円	円	円	円	円	
何々本省	000	00	00	00	00	00	000	
(項)								
何々本省	000	00	00	00	00	00	000	
(目)								
職員基本給	000	00	00	00	00	00	000	
合 計	000	00	00	00	00	00	000	

(注) 支出計算書(センター分)にあつては、センター支出官名等は表紙に記載されている。

出納明細書

何 年 度 一 般 会 計 歳 出 金

所 管 庁	支 出 官	組織又は勘定名	項	金 額	うち支払未済額	備 考
何々省所管	財務省会計センター センター支出官	何々本省	何々本省	000	000	
			：	：	：	
			組 織 計	000	000	
		何々庁	何々庁	000	000	
			：	：	：	
			組 織 計	000	000	
		所 管 合 計	000	000		

会計検査院では、上記の銀行対照等の事務について、従来、支出計算書、支出計算書(官署分)、支出計算書(センター分)及び出納明細書が紙媒体で提出されていたことから、複数の職員が読み合わせる方法等により行っていた。しかし、会計検査院に構築されている決算確認システムの機能が拡充されたことなどにより、15年度決算に係る事務処理から、オンライン又は電磁的記録により提出されるようになった支出計算書(官署分)、支出計算書(センター分)、出納明細書等を活用するとともに、引き続き紙媒体で提出される支出計算書の計数は会計検査院で決算確認システムに入力し、銀行対照等の事務を決算確認システムで処理するようになっている。

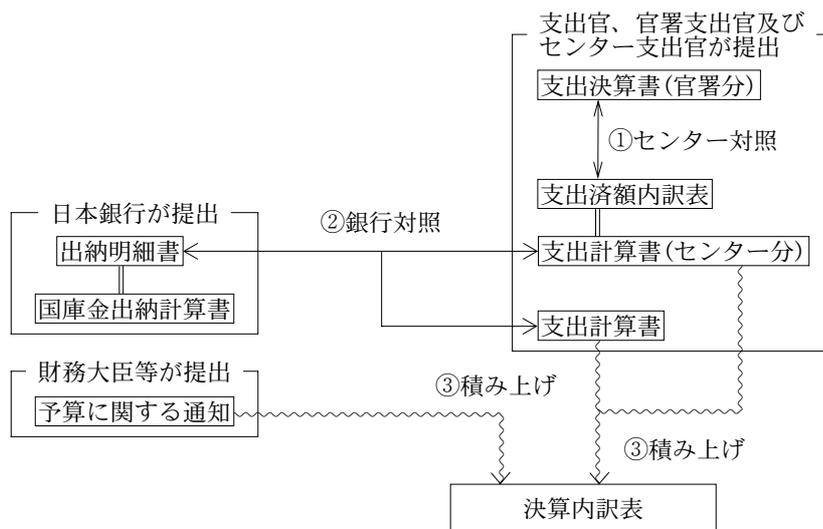
なお、銀行対照等の事務は、会計・所管ごとに支出計算書、支出計算書(官署分)、支出計算書(センター分)に記載された計数と支出済額内訳表及び出納明細書に記載された計数とを対照するものであり、一般会計の所管別のほか32の特別会計を併せて集計すると、15年度においては、支出官1,216箇所、官署支出官1,390箇所及びセンター支出官48箇所^(注12)に係る銀行対照等の事務を処理していることになる。

(注12) センター支出官は、一般会計におけるすべての所管及びすべての特別会計の事務を取り扱っており、出納明細書は一般会計における皇室費及び15所管並びに32特別会計の計48箇所について記載されている。

(2) 決算内訳表の作成

会計検査院では、銀行対照により日本銀行の取り扱う国庫金との関係が検証された支出計算書及び支出計算書(センター分)に基づき、会計、所管、組織、項及び目の別に、支出済額を積み上げるとともに、予算に関する通知に基づいて予算に係る金額や歳出予算の執行残額である不用額を算出して、図6のとおり、『一般会計歳入歳出決算』や歳出決算報告書と同一の区分で整理した表(以下「決算内訳表」という。)を作成している。

図6 会計検査院におけるセンター対照から決算内訳表の作成までの事務処理



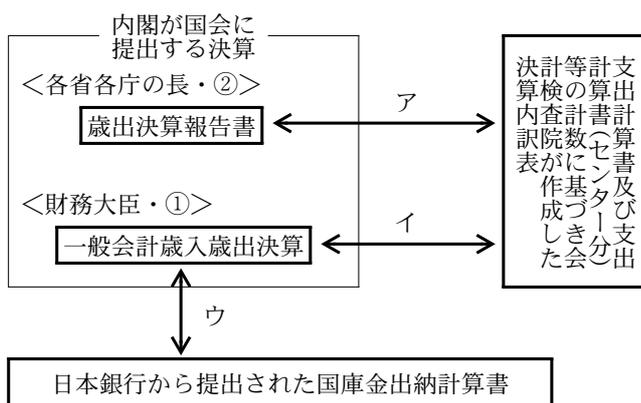
会計検査院では、決算内訳表の作成に当たり、従来、紙媒体で提出された支出計算書の計数や予算に関する通知の記載内容をすべて決算確認システムに入力し、集計処理を行って、紙媒体の決算内訳表を作成してきた。しかし、支出計算書(センター分)及び財務大臣・各省各庁の長からの予算に関する通知がADAMSの使用又は電磁的記録により提出されるようになったため、会計検査院では、15年度決算に係る事務処理から、紙媒体で提出された支出計算書の計数は自ら決算確認システムに入力し、ADAMSの使用又は電磁的記録により提出された計算書等と併せて、電磁的記録により決算内訳表を作成している。

(3) 歳出決算と決算内訳表、国庫金出納計算書との対照

会計検査院では、図7のとおり、(2)のようにして作成した決算内訳表を歳出決算と対照し、また、歳出決算と国庫金出納計算書を対照して、三点突合による決算額の確認に係る検査事務を完了している。

このうち決算内訳表と歳出決算との対照は、内閣が国会に提出する決算が①財務大臣の作成する『一般会計歳入歳出決算』と②各省各庁の長の作成する歳出決算報告書により構成されていることから、下記の[手順ア]及び[手順イ]により行っている。また、歳出決算と国庫金出納計算書の対照は、下記の[手順ウ]により行っている。

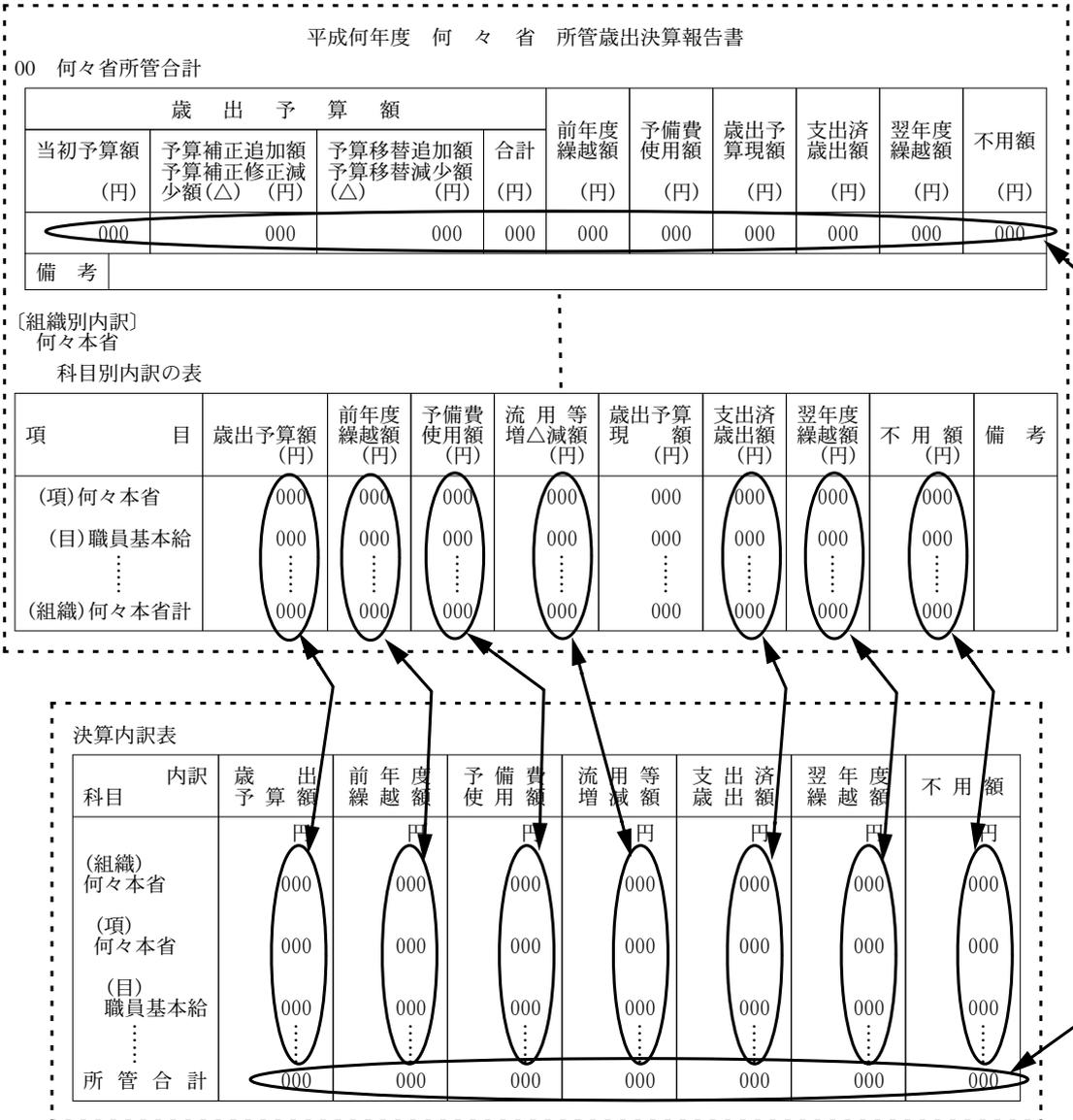
図7 決算額の確認に係る会計検査院の事務処理



[手順ア] 歳出決算報告書と決算内訳表の対照

予算科目の「目」単位まで記載されている歳出決算報告書の計数と、決算内訳表に記載されている「目」単位までの計数とを図8のように対照する。

図8 歳出決算報告書と決算内訳表の対照イメージ(予算科目の「目」単位までの対照)



(注) 歳出決算報告書の歳出予算現額の欄に係る計数については、決算内訳表の関係欄の計数を加算又は減算して対照している。

[手順イ] 『一般会計歳入歳出決算』と決算内訳表の対照

予算科目の「項」単位まで記載されている『一般会計歳入歳出決算』の計数と、決算内訳表に記載されている「項」単位までの計数とを図9のように対照する。

図9 『一般会計歳入歳出決算』と決算内訳表の対照イメージ(予算科目の「項」単位までの対照)

『一般会計歳入歳出決算』の「歳入歳出決算及び各事項の計算」の表

所管・組織・項	歳 出						
	歳 出 予 算 額 (円)	前 年 度 繰 越 額 (円)	予 備 費 使 用 額 (円)	流 用 等 増 減 額 (円)	支 出 済 出 額 (円)	翌 年 度 繰 越 額 (円)	不 用 額 (円)
何々省所管	000	000	000	000	000	000	000
(組織)何々本省	000	000	000	000	000	000	000
(項)何々本省	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
何々省所管合計	000	000	000	000	000	000	000
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
歳出合計	000	000	000	000	000	000	000

決算内訳表

科目 内訳	歳 出	前 年 度	予 備 費	流 用 等	支 出 済	翌 年 度	不 用 額
	予 算 額	繰 越 額	使 用 額	増 減 額	出 額	繰 越 額	円
(組織)	円	円	円	円	円	円	円
何々本省	000	000	000	000	000	000	000
(項)	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
何々本省	000	000	000	000	000	000	000
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
所 管 合 計	000	000	000	000	000	000	000
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
歳 出 合 計	000	000	000	000	000	000	000

[手順ウ] 『一般会計歳入歳出決算』と国庫金出納計算書の対照

『一般会計歳入歳出決算』に記載された計数と国庫金出納計算書の計数を図10のように対照する。

図10 『一般会計歳入歳出決算』と国庫金出納計算書の対照イメージ

『一般会計歳入歳出決算』の「歳入歳出決算及び各事項の計算」の表

所管・組織・項	歳出 予算額 (円)	前年度 繰越額 (円)	予備費 使用額 (円)	流用等 増減額 (円)	支出 済額 (円)	翌年度 繰越額 (円)	不用額 (円)
何々省所管	000	000	000	000	000	000	000
(組織)何々本省	000	000	000	000	000	000	000
(項)何々本省	000	000	000	000	000	000	000
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
何々省所管合計	000	000	000	000	000	000	000
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
歳出合計	000	000	000	000	000	000	000

国庫金出納計算書の一般会計歳出の表

何年度一般会計歳出

平成何年何月分

所管庁	本月分	累計	支払未済額	備考
	円	円	円	
⋮	000	000	000	
何々省	000	000	000	
⋮	000	000	000	
合計	000	000	000	

会計検査院では、上記[手順ア]～[手順ウ]の対照について、従来、科目金額や会計・所管別の合計額を複数の職員によって読み合わせるなどして行ってきた。

しかし、15年度決算から紙媒体の『一般会計歳入歳出決算』とともに決算額が記録された電磁的記録も内閣から会計検査院に送付されるようになったため、[手順ア]及び[手順イ]の対照については、15年度決算に係る決算額の確認から、決算確認システムを利用して、前記のとおり電磁的記録として作成された決算内訳表の科目金額と電磁的記録に記録された決算額を対照している。

また、[手順ウ]の対照については、国庫金出納計算書が引き続き紙媒体で提出されているため、会計検査院では、決算額の確認を決算確認システムで完結することができるように同計算書の計数を決算確認システムに入力し、決算確認システムを利用して、決算額と同計算書の計数を対照している。

また、一般会計の歳入決算や特別会計の歳入歳出決算についても、一般会計の歳出決算と同様の手順により決算額の確認を行っている。

そして、会計検査院では、上記の手順により歳入歳出決算に記載された決算額、証拠書類により裏付けられた計算書の計数及び日本銀行が取り扱った国庫金の受払結果を表す計数を対照して不都合が発見された場合には、その原因を解明することとしている。

〔5〕 まとめ

国の会計経理は、歳入徴収官、支出官、官署支出官及びセンター支出官が歳入の徴収に関する事務や支出に関する事務を取り扱い、現金の受払は最終的には日本銀行が取り扱う国庫に集約されることになっている。このように会計に関する事務が歳入徴収官、支出官、官署支出官及びセンター支出官と日本銀行に分担されていることから、決算額について、異なる組織がそれぞれの責任で作成した取扱実績を示した計算書を会計検査院が活用して三点突合を実施することにより、歳入歳出決算額が、歳入徴収官、支出官、官署支出官及びセンター支出官の予算執行の状況をありのまま表現しているかという観点からの検査ができる仕組みとなっている。

そして、この検査の結果、歳入徴収官、支出官、官署支出官及びセンター支出官の会計行為が伴わない計数や、日本銀行における現金の受払を伴わない計数が、歳入歳出として歳入歳出決算に計上されていないことの検証は了している。これは、決算上最も基礎的な事項についての検証であり、その結果を決算額の確認として、決算検査報告第2章第1節に掲記し、併せて国の決算額と日本銀行の提出した計算書の金額の不符合の有無として、同章第4節で掲記している。

第2節 歳入歳出決算等検査対象別の概要

第1 歳入歳出決算

平成15年度の一般会計決算額及び各特別会計決算額の合計額は、次表のとおりである。

		一 般 会 計 千円	特 別 会 計 千円	総 計 千円
歳 入		85,622,807,292	385,754,803,731	471,377,611,023
歳 出		82,415,970,662	357,691,356,538	440,107,327,200
歳 入 超 過		3,206,836,630	28,063,447,192	31,270,283,823

一般会計の歳入超過は3兆2068億3663万余円で、前年度の歳入超過3兆6147億3172万余円に比べて4078億9509万余円減少している。

上記の歳入超過3兆2068億3663万余円から既年度に発生した剰余金の使用残額を差し引いた15年度新規発生剰余金は3兆2068億3662万余円である。これから翌年度への繰越歳出予算財源1兆6635億1276万余円、地方交付税交付金財源4388億4593万余円、空港整備事業費等財源29億4986万余円及び道路整備費財源493億7789万余円を差し引いた1兆0521億5016万余円が、15年度における財政法(昭和22年法律第34号)第6条の純剰余金となっている。

1 一 般 会 計

(歳 入)

一般会計の歳入決算は次表のとおりである。

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
徴 収 決 定 済 額	85,628,634,857	87,292,632,562
収 納 済 歳 入 額	85,622,807,292	87,289,021,648
不 納 欠 損 額	1,400,870	508,170
収 納 未 済 歳 入 額	4,426,694	3,102,742

収納済歳入額の主なものは、租税及印紙収入の43兆2824億0310万余円、公債金の35兆3449億9963万余円である。このうち、公債金の収納済歳入額は、財政法第4条第1項ただし書の規定により発行された公債の収入金6兆6929億9987万余円、及び「平成15年度における公債の発行の特例に関する法律」(平成15年法律第18号)第2条第1項の規定により発行された公債の収入金28兆6519億9976万余円の合計額である。

収納未済歳入額の主なものは弁償及返納金(徴収決定済額1145億7975万余円)の32億6941万余円である。

この収納未済歳入額のほか、既年度に生じた収納未済歳入額で本年度にもなお収納されなかったものが139億7226万余円ある。

(歳 出)

一般会計の歳出決算は次表のとおりである。

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
支 出 済 歳 出 額	82,415,970,662	83,674,289,924
翌 年 度 繰 越 額	1,663,512,767	3,227,328,676
不 用 額	1,087,414,146	942,537,262

<支出済歳出額>

支出済歳出額は、これを所管別にみると、次表のとおりである。

所 管	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
皇 室 費	6,722,895	7,091,182
国 会	128,228,018	134,329,512
裁 判 所	314,944,459	313,837,167
会 計 検 査 院	18,855,131	16,514,174
内 閣	89,603,599	92,276,538
内 閣 府	5,487,535,874	5,467,251,777
総 務 省	18,992,928,528	18,016,132,404
法 務 省	627,314,298	618,896,602
外 務 省	839,253,422	769,193,045
財 務 省	16,975,441,984	19,334,257,853
文 部 科 学 省	6,292,586,453	6,585,667,786
厚 生 労 働 省	20,152,283,746	20,055,777,572
農 林 水 産 省	3,246,425,261	3,173,270,201
経 済 産 業 省	930,076,865	992,390,550
国 土 交 通 省	8,079,569,103	7,825,103,876
環 境 省	234,201,018	272,299,679

第6章
第2節
第1
1
一般会計

また、支出済歳出額を主要経費別にみると次表のとおりである。

主 要 経 費	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
社 会 保 障 関 係 費	19,720,061,365	19,632,570,614
生 活 保 護 費	1,810,222,567	1,676,919,113
社 会 福 祉 費	1,883,085,834	1,761,988,355
社 会 保 険 費	14,976,520,005	14,482,198,619
保 健 衛 生 対 策 費	562,532,148	525,343,161
失 業 対 策 費	487,700,810	1,186,121,364
文 教 及 び 科 学 振 興 費	6,472,017,644	6,731,258,417
義 務 教 育 費 国 庫 負 担 金	2,742,028,752	2,998,272,892
国 立 学 校 特 別 会 計 へ 繰 入	1,472,356,827	1,633,106,985
科 学 技 術 振 興 費	1,300,403,305	1,173,885,321
文 教 施 設 費	201,784,759	171,871,864
教 育 振 興 助 成 費	639,591,349	639,806,215
育 英 事 業 費	115,852,651	114,315,138
国 債 費	15,544,023,946	15,600,307,856
恩 給 関 係 費	1,206,999,291	1,281,746,540
文 官 等 恩 給 費	47,423,756	52,033,493
旧 軍 人 遺 族 等 恩 給 費	1,089,989,785	1,154,019,982
恩 給 支 給 事 務 費	3,712,515	3,846,662
遺 族 及 び 留 守 家 族 等 援 護 費	65,873,233	71,846,402
地 方 交 付 税 交 付 金	16,392,632,109	15,575,520,000
地 方 特 例 交 付 金	1,006,168,000	903,588,000
防 衛 関 係 費	4,927,471,236	4,919,734,567
公 共 事 業 関 係 費	9,358,806,119	9,162,119,956
治 山 治 水 対 策 事 業 費	1,452,577,951	1,415,100,656
道 路 整 備 事 業 費	2,432,020,438	2,341,780,741
港 湾 空 港 鉄 道 等 整 備 事 業 費	633,383,862	627,046,803
住 宅 都 市 環 境 整 備 事 業 費	1,675,295,738	1,566,683,502
下 水 道 水 道 廃 棄 物 処 理 等 施 設 整 備 費	1,500,951,507	1,531,289,099
農 業 農 村 整 備 事 業 費	965,174,970	918,627,568
森 林 水 産 基 盤 整 備 事 業 費	393,591,806	404,292,132
調 整 費 等	27,036,161	39,889,364

主要経費	15年度 千円	(14年度) 千円
災害復旧等事業費	278,773,681	317,410,086
経済協力費	899,766,401	837,737,643
中小企業対策費	241,152,352	627,796,140
エネルギー対策費	556,940,469	562,598,512
食料安定供給関係費	743,980,118	734,807,244
産業投資特別会計へ繰入	102,475,841	2,033,555,558
その他の事項経費	5,243,475,766	5,070,388,844
平成13年度決算不足補てん 繰戻	—	560,027

<翌年度繰越額>

翌年度繰越額は1兆6635億1276万余円(14年度3兆2273億2867万余円)で、その内訳は次のとおりであって、財政法第43条の2第1項の規定による継続費の通次繰越のものはない。

- ① 財政法第14条の3第1項の規定による明許繰越のもの 1,599,507,928千円
- ② 財政法第42条ただし書の規定による事故繰越のもの 64,004,838千円

これらの翌年度繰越額のうち主なものは次表のとおりである。

所管組織	項	翌年度繰越額 千円	(歳出予算現額) 千円
内閣府 防衛施設庁	施設運営等関連諸費	36,936,291	(427,455,075)
法務省 法務本省	法務省施設費	42,206,523	(84,035,978)
外務省 外務本省	経済協力費	134,740,171	(413,858,872)
厚生労働省 厚生労働本省	社会福祉施設整備費	31,745,883	(253,152,035)
農林水産省 農林水産本省	農業生産基盤整備事業費	82,649,580	(423,874,991)
	農村整備事業費	115,886,445	(376,289,478)
国土交通省 国土交通本省	治水事業費	92,299,447	(1,021,716,906)
	道路整備事業費	115,956,969	(528,591,650)
	港湾事業費	38,859,656	(255,426,527)
	住宅建設等事業費	74,765,661	(424,350,416)
	都市環境整備事業費	30,623,264	(391,402,942)
	都市計画事業費	170,761,527	(1,268,599,654)
	河川等災害復旧事業費	84,883,101	(260,568,709)
環境省 環境省	廃棄物処理施設整備費	55,942,631	(176,267,507)

なお、上記のうち事故繰越の主なものは法務省所管の法務省施設費のうちの99億9787万余円である。

<不用額>

不用額は1兆0874億1414万余円(14年度9425億3726万余円)で、その主なものは次表のとおりである。

所管組織	項	不用額 千円	(歳出予算現額) 千円
内閣府 内閣本府	遺棄化学兵器廃棄処理事業費	16,887,641	(35,240,392)
	警察庁	7,678,240	(173,969,099)
	防衛本庁	8,435,008	(2,452,686,106)
総務省 総務本省	総務本省	7,782,325	(142,292,630)
	恩給費	5,780,343	(1,163,327,873)

所 管 組 織	項	不 用 額 千円	(歳出予算現額) 千円
	情報通信格差是正事業費	11,648,379	(30,464,873)
	衆議院議員総選挙費	8,371,204	(73,627,762)
外 務 省 外 務 本 省	経 済 協 力 費	8,399,392	(413,858,872)
財 務 省 財 務 本 省	産 業 投 資 特 別 会 計 へ 繰 入	61,127,929	(163,603,771)
	国 債 費	538,394,626	(16,082,418,573)
厚 生 労 働 省 厚 生 労 働 本 省	雇 用 保 険 国 庫 負 担 金	84,560,500	(534,773,000)
	健 康 保 険 組 合 助 成 費	9,337,043	(19,940,599)
	水 道 施 設 整 備 費	6,793,082	(137,140,261)
農 林 水 産 省 農 林 水 産 本 省	農 業 経 営 対 策 費	7,129,584	(82,645,830)
経 済 産 業 省 中 小 企 業 庁	中 小 企 業 対 策 費	5,779,799	(123,864,393)
国 土 交 通 省 国 土 交 通 本 省	国 土 交 通 本 省	5,932,633	(254,431,500)
	住 宅 建 設 等 事 業 費	6,230,962	(424,350,416)
	国 土 総 合 開 発 事 業 調 整 費	6,004,188	(18,214,973)
環 境 省 環 境 省	廃 棄 物 処 理 施 設 整 備 費	10,413,598	(176,267,507)

<予備費使用額>

予備費使用額は1319億9911万余円(14年度358億9205万余円)で、その主なものは次表のとおりである。

所 管 組 織	項	予 備 費 使 用 額 千円	(歳出予算額) 千円
内 閣 府 防 衛 本 庁	防 衛 本 庁	19,349,520	(2,432,790,307)
	武 器 車 両 等 購 入 費	8,308,307	(484,126,069)
	装 備 品 等 整 備 諸 費	8,620,467	(676,848,256)
総 務 省 総 務 本 省	衆 議 院 議 員 及 参 議 院 議 員 補 欠 等 選 挙 費	3,894,984	(—)
	衆 議 院 議 員 総 選 挙 費	73,627,762	(—)
厚 生 労 働 省 厚 生 労 働 本 省	国 立 病 院 及 療 養 所 経 営 費	10,956,698	(101,828,651)

2 特 別 会 計

特別会計は、国が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合、その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般会計の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に法律をもって設置されるものである。平成15年度における特別会計は32会計であって、その歳入歳出決算についてみると、次のとおりである。

(1) 内閣府、総務省及び財務省所管 交付税及び譲与税配付金特別会計

この特別会計は、地方交付税及び地方譲与税の配付並びに交通安全対策特別交付金の交付に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、交付税及び譲与税配付金勘定と交通安全対策特別交付金勘定の2勘定に区分して経理されており、その勘定別の15年度の歳入歳出決算、借入金及び交付・譲与実績は次のとおりである。

第6章 第2節 第1 2 特別会計 (1) 交付税及び譲与税配付金特別会計

(交付税及び譲与税配付金勘定)

1 歳入歳出決算

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(歳 入)		
徴 収 決 定 済 額	67,338,432,692	64,488,704,048
収 納 済 歳 入 額	67,338,432,692	64,488,704,048
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	67,043,537,534	64,252,390,330
支 出 済 歳 出 額	66,590,920,379	63,811,063,294
不 用 額	452,617,154	441,327,035

不用額の主なもの国債整理基金特別会計へ繰入(歳出予算現額 47 兆 2710 億 5798 万余円)の 4499 億 8590 万余円である。

2 借 入 金

区 分	15 年 度 末 千円	(14 年 度 末) 千円
借 入 金 現 在 額 (財 政 融 資 資 金 等)	48,527,710,987	46,656,057,987

3 交付・譲与実績

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
地 方 交 付 税		
道 府 県 分	9,978,501,735	10,817,819,233
市 町 村 分	8,090,793,346	8,727,043,767
計	18,069,295,081	19,544,863,000
地 方 特 例 交 付 金		
都 道 府 県 分	351,288,523	237,633,235
市 町 村 分	654,879,477	665,954,765
計	1,006,168,000	903,588,000
地 方 譲 与 税		
〔地方道路譲与税〕		
〔石油航空自動車と特別と〕		
〔燃料重量譲与税〕		
〔とん〕		
〔とん〕		
都 道 府 県 分	187,388,990	150,964,684
市 町 村 分	506,635,194	483,279,100
計	694,024,184	634,243,784

(交通安全対策特別交付金勘定)

1 歳入歳出決算

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(歳 入)		
徴 収 決 定 済 額	89,036,003	84,619,580
収 納 済 歳 入 額	89,036,003	84,619,580
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	83,006,640	84,452,919
支 出 済 歳 出 額	82,205,061	78,286,670
不 用 額	801,578	6,166,248

2 交 付 実 績

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
交通安全対策特別交付金		
都 道 府 県 分	49,055,121	45,749,461
市 町 村 分	32,556,462	29,949,909
計	81,611,583	75,699,370

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「物品の管理に当たり、取得、処分等の手続を適正に行うとともに、帳簿への記録等が物品の現況を反映した正確なものとなるよう改善させたもの」(96ページ参照)を掲記した。

(2) 法務省所管 登記特別会計

この特別会計は、国が行う登記に関する事務その他の登記所に係る事務の遂行に資するとともに、その経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の15年度の歳入歳出決算及び主な業務実績は次のとおりである。

1 歳入歳出決算

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	187,760,557	187,324,932
収納済歳入額	187,754,170	187,324,707
不納欠損額	—	95
収納未済歳入額	6,387	130
(歳 出)		
歳出予算現額	175,049,326	179,425,367
支出済歳出額	169,394,036	174,048,082
翌年度繰越額	2,505,994	765,977
不 用 額	3,149,295	4,611,306

2 主な業務実績

区 分	15 年 度	(14 年 度)
登記申請等取扱件数	20,421千件	19,121千件
登記簿謄本交付等件数	357,087千件	368,803千件

(3) 財務省所管 財政融資資金特別会計

この特別会計は、財政融資資金の運用に伴う歳入歳出に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の15年度の歳入歳出決算、損益、積立金、財政融資資金預託金、財政融資資金特別会計公債金及び運用資産は次のとおりである。

1 歳入歳出決算

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	52,103,711,409	45,027,128,341
収納済歳入額	52,103,711,409	45,027,128,341
(歳 出)		
歳出予算現額	51,296,551,753	45,178,249,239
支出済歳出額	48,417,671,863	41,418,007,858
不 用 額	2,878,879,889	3,760,241,380

不用額の主なものは、財政融資資金へ繰入(歳出予算現額 30 兆 0100 億円)の 1 兆 5014 億 0524 万余円、国債整理基金特別会計へ繰入(同 13 兆 5488 億 0269 万余円)の 7074 億 8165 万余円及び諸支出金(同 7 兆 7316 億 0212 万余円)の 6690 億 6935 万余円である。

2 損 益			
区 分		15 年 度	(14 年 度)
利 益		千 円	千 円
(うち貸付金利息)		10,982,392,596	12,695,302,573
損 失		(8,899,622,668)	(10,051,327,291)
(うち預託金利息)		7,705,054,655	9,599,569,567
利 益 金		(6,578,333,755)	(8,571,518,831)
(前年度繰越利益)		3,277,337,941	3,095,733,006
(翌年度繰越利益)		17,064,819,420	13,969,086,414
		20,342,157,361	17,064,819,420
3 積 立 金			
区 分		15 年 度 末	(14 年 度 末)
積立金現在額		千 円	千 円
		15,085,221,232	11,476,100,749
4 財政融資資金預託金			
区 分		15 年 度 末	(14 年 度 末)
財政融資資金預託金現在額		千 円	千 円
		276,438,644,342	320,521,723,318
5 財政融資資金特別会計公債金			
区 分		15 年 度 末	(14 年 度 末)
財政融資資金特別会計公債金現在額		千 円	千 円
		91,848,965,750	75,564,411,100
6 財政融資資金の運用資産			
区 分		15 年 度 末	(14 年 度 末)
貸付金現在額		千 円	千 円
		302,949,099,401	322,188,630,746
有価証券現在額		81,261,900,091	86,022,340,723

(4) 財務省所管 国債整理基金特別会計

この特別会計は、一般会計及び特別会計からの繰入資金等による国債、借入金等の償還及び利子等の支払に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の15年度の歳入歳出決算、国債等の償還並びに国債等の利子及び割引料の支払は次のとおりである。

1 歳入歳出決算

区 分		15 年 度	(14 年 度)
(歳 入)		千 円	千 円
徴収決定済額		169,140,776,289	154,193,168,017
収納済歳入額		169,140,776,289	154,193,168,017
(歳 出)			
歳出予算現額		162,890,566,981	150,155,431,457
支出済歳出額		154,202,068,395	142,292,885,267
翌年度繰越額		5,787,315,598	5,287,119,048
不 用 額		2,901,182,986	2,575,427,141

翌年度繰越額はすべて国債整理基金支出(歳出予算現額162兆7269億6321万5千円)の分である。また、不用額は、国債整理基金支出の2兆8400億5505万5千円及び一般会計へ繰入(同1636億0377万5千円)の611億2792万5千円である。

2 国債等の償還

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(注) 国債	107,481,865,693	88,729,302,713
借 入 金	50,076,265,118	51,626,087,238
政府短期証券	961,000,000	976,000,000

(注) 国債には、年度内に発行、償還される歳入歳出外の借換国債の償還分を含む。

3 国債等の利子及び割引料の支払

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
国債利子等	8,305,758,719	8,746,424,367
借入金利子	647,738,909	2,328,330,957
政府短期証券割引料	7,456,686	2,534,635

(5) 財務省所管 外国為替資金特別会計

この特別会計は、国が行う外国為替等の売買及びこれに伴う取引を円滑にするため置かれた外国為替資金の運営に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

(注)
同特別会計の15年度の歳入歳出決算、損益、積立金、基準外国為替相場等の変更などによる外国為替等評価損益等並びに主な資産運用及び政府短期証券(外国為替資金証券)の発行は次のとおりである。

1 歳入歳出決算

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	3,668,414,418	1,901,260,683
収納済歳入額	3,668,414,418	1,901,260,683
(歳 出)		
歳出予算現額	788,233,362	856,403,770
支出済歳出額	22,788,446	165,920,922
不 用 額	765,444,915	690,482,847

不用額の主なものは、国債整理基金特別会計へ繰入(歳出予算現額3068億3682万余円)の2972億7377万余円及び諸支出金(同301億5874万円)の178億0558万余円である。(なお、不用額のうちには予備費に係るものが4500億円ある。)

2 損 益

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
利 益	3,668,414,418	1,901,260,683
(うち運用収入)	(1,745,024,759)	(1,897,788,360)
損 失	22,788,446	165,920,922
(うち借入金利子)	(7,445,136)	(2,694,763)
利 益 金	3,645,625,971	1,735,339,761
(利益金の処理)		
翌年度に一般会計に繰入れ	1,419,000,000	1,500,000,000
翌年度に積立金として積立て	2,226,625,971	235,339,761

3 積 立 金

区 分	15 年 度 末 千円	(14 年 度 末) 千円
積立金現在額	11,175,969,145	10,940,629,384

4 基準外国為替相場等の変更などによる外国為替等評価損益等

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
外国為替等繰越評価損	5,667,668,030	5,941,512,244
外国為替等評価益(△評価損)	△ 1,988,489,052	273,844,213

5 主な資産運用及び政府短期証券(外国為替資金証券)の発行

区 分	15年度末 千円	(14年度末) 千円
(1) 主な資産運用		
円貨預け金現在額	13,319,203,207	12,715,344,974
外貨証券現在額	58,437,273,362	42,968,542,541
(2) 政府短期証券(外国為替資金証券)の発行		
政府短期証券(外国為替資金証券)現在額	85,039,670,000	56,525,370,000
(注) 基準外国為替相場	15年1月1日から6月30日までは米貨1ドルにつき121円、15年7月1日から12月31日までは119円、16年1月1日から6月30日までは115円である。	

(6) 財務省所管 産業投資特別会計

この特別会計は、産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって出資及び貸付けを行うことにより国民経済の発展と国民生活の向上に資することを目的として、その経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、産業投資及び社会資本整備の2勘定に区分して経理されており、その勘定別の15年度の歳入歳出決算、損益、積立金及び主な業務実績は次のとおりである。

(産業投資勘定)

1 歳入歳出決算

区 分	15年度 千円	(14年度) 千円
(歳入)		
徴収決定済額	118,075,451	123,109,101
収納済歳入額	118,075,451	123,109,101
(歳出)		
歳出予算現額	46,426,035	97,399,305
支出済歳出額	41,475,034	90,271,305
翌年度繰越額	889,000	1,000,000
不 用 額	4,062,000	6,127,999

2 損 益

区 分	15年度 千円	(14年度) 千円
利 益	135,972,590	68,286,648
(うち株式配当金)	(39,984,980)	(36,984,980)
損 失	286,252,693	87,305
(うち出資金償却損)	(286,161,658)	(—)
利益金(△損失金)	△ 150,280,103	68,199,343
(利益金又は損失金の処理)		
翌年度に積立金を減額して整理	150,280,103	—
翌年度に積立金に組入れ	—	68,199,343

(注) 基盤技術研究促進センターへの出資 268,411,828 千円等に係る償却である。

3 積 立 金

区 分	15年度末 千円	(14年度末) 千円
積立金現在額	1,684,094,307	1,615,894,963

4 主な業務実績

区 分	15 年 度	(14 年 度)
(出 資)		
出 資 法 人 数	15法人	11法人
出 資 金 額	98,800,200千円	90,012,000千円
出 資 金 減 少 金 額	288,299,828千円	—
年 度 末 出 資 金 残 高 法 人 数	26法人	29法人
金 額	3,686,878,461千円	3,876,378,090千円
(貸 付 け)		
貸 付 け 法 人 数	1法人	1法人
貸 付 金 額	100,000千円	172,000千円
貸 付 金 回 収 金 額	4,628,400千円	5,631,950千円
年 度 末 貸 付 金 残 高 法 人 数	4法人	3法人
金 額	14,934,050千円	19,462,450千円

(注) 出資、貸付けの法人数、金額には、公団等の独立行政法人化等に伴う法人数、金額の増減は含まない。

(社会資本整備勘定)

1 歳入歳出決算

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(歳 入)		
徴 収 決 定 済 額	384,082,958	2,225,892,817
収 納 済 歳 入 額	384,082,958	2,225,892,817
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	422,216,387	2,285,898,505
支 出 済 歳 出 額	324,128,789	2,089,468,651
翌 年 度 繰 越 額	36,955,203	128,708,382
不 用 額	61,132,394	67,721,471

翌年度繰越額の主なものは、道路整備事業資金貸付金(歳出予算現額 1021 億 8400 万円)の 198 億 7100 万円及び民間能力活用施設整備事業資金貸付金(同 994 億円)の 160 億円である。また、不用額の主なものは民間能力活用施設整備事業資金貸付金の 594 億 9450 万円である。

2 損 益

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
利 益	5,680	30,384
(うち 預託金 利息)	(5,680)	(30,384)
損 (事務 費)	24,371	28,738
利 益 金 (△ 損 失 金)	△ 18,690	1,646
(利益金又は損失金の処理)		
翌年度に積立金を減額して整理	18,690	—
翌年度に積立金に組入れ	—	1,646

3 積 立 金

区 分	15 年 度 末 千円	(14 年 度 末) 千円
積 立 金 現 在 額	178,958	177,312

4 主な業務実績

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(収益回収型公共事業に対する無利子貸付け)		
貸 付 金 額	84,264,581	118,683,856
貸 付 金 回 収 額	67,849,375	67,405,294
年 度 末 貸 付 金 残 高	1,191,289,428	1,174,874,223

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(補助金等型公共事業に対する無利子貸付け)		
貸 付 金 額	86,058,939	1,814,002,570
貸 付 金 回 収 額	3,418,754	149
年 度 末 貸 付 金 残 高	2,412,312,527	2,329,672,341
(民間能力活用施設整備事業に対する無利子貸付け)		
貸 付 金 額	23,905,500	32,660,750
貸 付 金 回 収 額	73,909,140	60,791,256
年 度 末 貸 付 金 残 高	410,471,820	460,475,460

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「電気通信格差是正事業等の実施及び経理が不当と認められるもの」(83 ページ参照)、「社会福祉施設等施設整備費補助金等が過大に交付されているもの」(249 ページ参照)及び「森林保全整備事業の実施に当たり、コンクリート吹付工の施工が設計と著しく相違していたため、工事の目的を達していないもの」(316 ページ参照)を掲記した。

(7) 財務省所管 地震再保険特別会計

この特別会計は、地震再保険事業に関する国の経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の15年度の歳入歳出決算、損益、責任準備金、再保険の対象となる保険及び主な業務実績は次のとおりである。

1 歳入歳出決算

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(歳 入)		
徴 収 決 定 済 額	50,770,174	48,936,288
収 納 済 歳 入 額	50,770,174	48,936,288
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	50,008,698	51,357,056
支 出 済 歳 出 額	107,098	90,669
不 用 額	49,901,599	51,266,386

不用額の主なものは再保険費(歳出予算現額498億7819万余円)の498億7819万余円である。

2 損 益

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
利 益	51,643,224	49,295,604
(うち再保険料)	(38,089,027)	(33,573,490)
損 失	107,098	90,669
(事務取扱費)		
責 任 準 備 金 繰 入	51,536,125	49,204,935

3 責 任 準 備 金

区 分	15 年 度 末 千円	(14 年 度 末) 千円
責 任 準 備 金 現 在 額	897,932,475	846,396,350

4 再保険の対象となる保険

区 分	15 年 度 末	(14 年 度 末)
地 震 保 険 加 入 件 数	8,558千件	8,071千件
保 険 金 額	63,267,082,979千円	57,658,466,088千円

5 主 な 業 務 実 績

区 分	15 年 度	(14 年 度)
再 保 険 料 件 数	6,366千件	5,996千件
金 額	38,089,027千円	33,573,490千円

(8) 財務省、文部科学省及び経済産業省所管 電源開発促進対策特別会計

この特別会計は、国が電源開発促進税の収入を財源として行う電源立地対策及び電源利用対策に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

なお、同特別会計は、電源開発促進対策特別会計法(昭和49年法律第80号)の一部改正により、15年10月1日に、電源多様化対策を電源利用対策に、電源多様化勘定を電源利用勘定に改め、また、電源立地勘定に周辺地域整備資金を置き、同勘定からの繰入金等をもってこれに充てることとした。

同特別会計は、電源立地及び電源利用の2勘定に区分して経理されており、その勘定別の15年度の歳入歳出決算、資金及び主な業務実績は次のとおりである。

(電源立地勘定)

1 歳入歳出決算

区 分	15年度 千円	(14年度) 千円
(歳入)		
徴収決定済額	350,923,694	341,058,559
収納済歳入額	350,923,694	341,058,559
(歳出)		
歳出予算現額	254,074,854	250,789,351
支出済歳出額	190,965,587	150,884,678
翌年度繰越額	6,276,180	3,356,217
不用額	56,833,086	96,548,456

不用額の主なものは、電源立地対策費(歳出予算現額2158億2730万余円)の548億1899万余円及び事務取扱費(同35億8393万余円)の10億1291万余円である。

2 資金

区 分	15年度末 千円	(14年度末) 千円
周辺地域整備資金現在額	26,000,000	—

3 主な業務実績

区 分	15年度	(14年度)
電源立地地域対策交付金の交付	83地方公共団体 31,337,420千円	—
電源立地特別交付金の交付	26道府県 30,884,806千円	27道府県 48,425,255千円
電源立地等推進対策交付金の交付	87地方公共団体 21,853,360千円	92地方公共団体 22,754,010千円

(電源利用勘定)

1 歳入歳出決算

区 分	15年度 千円	(14年度) 千円
(歳入)		
徴収決定済額	331,063,369	306,060,780
収納済歳入額	331,063,369	306,060,780
(歳出)		
歳出予算現額	281,125,034	277,582,684
支出済歳出額	211,752,294	192,062,769
翌年度繰越額	27,365,120	46,333,798
不用額	42,007,619	39,186,117

翌年度繰越額の主なものは電源利用対策費(歳出予算現額 2529 億 9255 万余円)の 273 億 1689 万余円である。また、不用額の主なものは電源利用対策費の 386 億 7900 万余円である。

2 主な業務実績

区 分	15 年 度	(14 年 度)
核燃料サイクル開発機構 に対する研究費補助金の 交付	49,672,714千円	45,966,084千円
地域エネルギー開発利用 発電事業等促進対策事業 に対する補助金の交付	87法人 45,496,478千円	63法人 36,354,428千円
核燃料サイクル開発機構 に対する補助金の交付	36,149,234千円	35,457,147千円

(9) 財務省、経済産業省及び環境省所管 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計

この特別会計は、国が行う石油及びエネルギー需給構造高度化対策等に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

なお、同特別会計は、「石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律」(平成 14 年法律第 93 号)附則第 10 条の規定により、石油公団が保有していた備蓄石油等を 15 年 4 月 1 日に承継した。また、同法附則第 12 条の規定により、同公団が保有していた石油備蓄施設等を 16 年 2 月 1 日に承継した。

同特別会計は、石油及びエネルギー需給構造高度化勘定と石炭勘定の 2 勘定に区分して経理されており、その勘定別の 15 年度の歳入歳出決算、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

(石油及びエネルギー需給構造高度化勘定)

1 歳入歳出決算

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	1,592,590,325	944,313,072
収納済歳入額	1,592,590,325	944,313,072
(歳 出)		
歳出予算現額	1,671,315,375	761,022,186
支出済歳出額	1,132,273,904	455,397,617
翌年度繰越額	99,192,863	124,405,162
不 用 額	439,848,607	181,219,407

翌年度繰越額の主なものは、エネルギー需給構造高度化対策費(歳出予算現額 2518 億 0108 万余円)の 564 億 9638 万余円、石油安定供給対策費(同 4241 億 4779 万余円)の 369 億 9184 万余円及び石油生産流通合理化対策費(同 561 億 1821 万余円)の 56 億 9995 万余円である。また、不用額の主なものは、国債整理基金特別会計へ繰入(同 8841 億 3243 万余円)の 2476 億 3917 万余円、石油安定供給対策費の 1311 億 6406 万余円及びエネルギー需給構造高度化対策費の 385 億 8841 万余円である。

2 借 入 金

区 分	15 年 度 末 千円	(14 年 度 末) 千円
借入金現在額 (市中金融機関等)	1,220,492,039	—

3 主な業務実績

区 分	15 年 度	(14 年 度)
国家備蓄石油の年度末現在高	5097万 <i>kl</i>	—
国家備蓄石油の管理等の委託	55,258,078千円	—
石油ガス国家備蓄基地の建設の委託	54,762,428千円	—
エネルギー使用合理化設備等導入促進対策費補助金の交付	50,591,060千円	36,402,906千円

(石 炭 勘 定)

〔 この勘定は、従来の石炭勘定が14年3月31日に廃止されたことを受け、同年4月1日から19年3月31日までの間、借入金の償還等を経理するため暫定的に設置されたものである。 〕

1 歳入歳出決算

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	92,041,570	68,245,437
収納済歳入額	92,041,570	68,245,437
(歳 出)		
歳出予算現額	23,865,518	20,256,680
支出済歳出額	23,811,167	18,800,142
不 用 額	54,350	1,456,537

2 借 入 金

区 分	15 年 度 末 千円	(14 年 度 末) 千円
借入金現在額 (市中金融機関)	114,489,509	137,429,169

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「石油製品品質確保事業における試買分析業務に要する経費の算定が業務の実態を反映した適切なものとなるよう改善させたもの」(396 ページ参照)を掲記した。

(10) 財務省及び国土交通省所管 特定国有財産整備特別会計

この特別会計は、国有財産の適正かつ効率的な活用を図るため庁舎等その他の施設の用に供する特定の国有財産の整備を計画的に実施し、その経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の15年度の歳入歳出決算、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

1 歳入歳出決算

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	141,027,903	300,199,232
収納済歳入額	141,027,903	300,199,232
(歳 出)		
歳出予算現額	111,046,182	282,108,607
支出済歳出額	107,731,060	272,358,054
翌年度繰越額	1,864,847	6,444,454
不 用 額	1,450,274	3,306,098

2 借入金			
	区 分	15年度末 千円	(14年度末) 千円
	借入金現在額 (財政融資資金)	347,734,847	419,918,296

3 主な業務実績			
	区 分	15年度	(14年度)
	施設跡地等の処分	659千㎡	485千㎡
	土地建物	延べ 104千㎡	延べ 66千㎡
	施設の取得	135千㎡	2千㎡
	土地建物	延べ 80千㎡	延べ 1,628千㎡

(11) 文部科学省所管 国立学校特別会計

この特別会計は、国立学校の充実に資するとともに、その経理を一般会計と区分して行うため設置されていたもので、「国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成15年法律第117号)第2条の規定により16年4月1日に廃止された。同特別会計に所属していた権利及び義務は、国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人メディア教育開発センター及び独立行政法人海洋研究開発機構がそれぞれ承継したものを除き、一般会計に帰属するものとされた。

同特別会計の15年度の歳入歳出決算、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

1 歳入歳出決算

	区 分	15年度 千円	(14年度) 千円
	(歳入)		
	徴収決定済額	3,032,333,114	3,314,645,617
	収納済歳入額	3,006,033,930	3,293,229,200
	不納欠損額	20,419,230	18,897,032
	収納未済歳入額	5,879,953	2,519,385
	(歳出)		
	歳出予算現額	3,026,976,131	3,313,482,014
	支出済歳出額	2,959,286,705	2,985,196,108
	翌年度繰越額	—	275,696,770
	不 用 額	67,689,425	52,589,136

不納欠損額の主なものは授業料及入学検定料(徴収決定済額3747億5510万余円)の196億4543万余円である。また、不用額の主なものは、国立学校(歳出予算現額1兆5616億0737万余円)の310億3297万余円、特別施設整備費(同173億5101万余円)の173億5101万余円及び施設整備費(同3141億2245万余円)の125億6028万余円である。

2 借入金等

	区 分	15年度末 千円	(14年度末) 千円
	借入金現在額 (財政融資資金)	1,004,736,562	1,020,111,061
	積立金現在額	7,181,907	23,681,907
	特別施設整備資金現在額	2,603,134	2,602,405

3 主な業務実績

区 分	15 年 度 末	(14 年 度 末)
(国立大学等における教育、研究)		
国 立 大 学	87校	97校
国 立 短 期 大 学	2校	2校
国立高等専門学校等	56校	56校
大学共同利用機関等	16箇所	17箇所
(国立大学医学部附属病院等の運営)		
附 属 病 院	45箇所	55箇所

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「医薬品等の購入などに係る予算執行について、当該年度に行うべき会計事務処理を行わず、翌年度において事実と異なる不適正な会計経理を行って代金を支払っているもの」(152 ページ参照)、「職員の不正行為による損害が生じたもの」(156 ページ参照)及び「奨学を目的とする寄附金のうち教員等個人あての寄附金を適切に経理するため、学内規程等の整備等を図るよう改善の処置を要求したもの」(157 ページ参照)を、「第4章 特定検査対象に関する検査状況」に「国立大学病院及び国立病院における寝具の賃貸借等契約に係る入札談合について」(838 ページ参照)を掲記した。

(12) 厚生労働省所管 厚生保険特別会計

この特別会計は、国が経営する健康保険事業及び厚生年金保険事業並びに児童手当に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、健康、年金、児童手当及び業務の4勘定に区分して経理されており、その勘定別の15年度の歳入歳出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(健康勘定)

1 歳入歳出決算

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(歳 入)		
徴 収 決 定 済 額	8,828,542,443	8,610,218,051
収 納 済 歳 入 額	8,759,291,448	8,524,196,632
不 納 欠 損 額	22,837,388	22,000,526
収 納 未 済 歳 入 額	46,413,606	64,020,891
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	8,921,317,192	9,326,524,806
支 出 済 歳 出 額	8,759,139,199	9,013,377,588
不 用 額	162,177,992	313,147,217

不納欠損額の主なものは保険料収入(徴収決定済額6兆4458億7335万余円)の221億7881万余円である。収納未済歳入額は、保険料収入の449億2566万余円及び雑収入(同220億4707万余円)の14億8794万余円である。また、不用額の主なものは、事業運営安定資金へ繰入(歳出予算現額376億4069万余円)の376億4069万余円、保険給付費(同3兆9227億7199万余円)の358億8789万余円及び退職者給付拠出金(同6970億5814万余円)の277億4467万余円である。(なお、不用額のうちには予備費に係るものが400億円ある。)

なお、健康保険法(大正11年法律第70号)の一部改正により、療養に要する費用の額に対する被保険者本人の負担割合が100分の20から100分の30に、保険料率は月々の保険料が1000分の85から1000分の82に、賞与に係る保険料が1000分の8から1000分の82にそれぞれ改定され、15年4月から施行された。

2 損 益			
区 分		15 年 度	(14 年 度)
		千円	千円
利 益		7,396,549,155	7,037,821,830
(う ち 保 険 料)		(6,382,083,331)	(6,026,207,966)
損 失		7,336,248,319	7,636,227,995
(う ち 保 険 給 付 費)		(3,886,803,132)	(4,024,592,781)
利 益 金 (△ 損 失 金)		60,300,835	△ 598,406,164
(前年度繰越損失金)		948,237,194	839,011,985)
(翌年度繰越損失金)		888,088,606	1,437,418,150)
3 借 入 金 等			
区 分		15 年 度 末	(14 年 度 末)
		千円	千円
借 入 金 現 在 額		1,479,228,212	1,479,228,212
(財 政 融 資 資 金)			
事 業 運 営 安 定 資 金		47,819,856	532,191,797
4 主 な 業 務 実 績			
区 分		15 年 度	(14 年 度)
健康保険の一般被保険者数(年度末)		18,815千人	18,811千人
(保 険 給 付)			
医 療 給 付	3,392,784,054千円	3,552,188,683千円	
現金給付(傷病手当金等)	490,150,174千円	466,298,923千円	
老人保健拠出金	2,156,380,887千円	2,327,053,114千円	
退職者給付拠出金	669,313,474千円	653,945,124千円	
介護納付金	439,430,585千円	395,423,132千円	
健康保険の日雇特例被保険者数(年度末)		19千人	22千人
(保 険 給 付)			
医 療 給 付	3,218,707千円	4,736,660千円	
現金給付(傷病手当金等)	731,164千円	1,437,137千円	
老人保健拠出金	1,477,311千円	1,791,471千円	
介護納付金	418,928千円	566,478千円	
(年 金 勘 定)			
1 歳 入 歳 出 決 算			
区 分		15 年 度	(14 年 度)
		千円	千円
(歳 入)			
徴 収 決 定 済 額	31,242,541,229	31,087,639,666	
収 納 済 歳 入 額	31,102,189,489	30,888,444,785	
不 納 欠 損 額	53,559,822	52,192,545	
収 納 未 済 歳 入 額	86,791,918	147,002,334	
(歳 出)			
歳 出 予 算 現 額	32,378,369,293	31,686,677,759	
支 出 済 歳 出 額	31,440,137,075	30,587,757,782	
不 用 額	938,232,217	1,098,919,976	

不納欠損額は、保険料収入(徴収決定済額 19 兆 3807 億 5532 万余円)の 520 億 9067 万余円及び雑収入(同 144 億 4343 万余円)の 14 億 6914 万余円である。収納未済歳入額の主なものは保険料収入の 861 億 3066 万余円である。また、不用額の主なものは、保険給付費(歳出予算現額 21 兆 1085 億 4279 万余円)の 2945 億 3794 万余円、諸支出金(同 1277 億 0789 万余円)の 76 億 4831 万余円及び福祉施設費等業務勘定へ繰入(同 2105 億 5495 万円)の 30 億 4594 万余円である。(なお、不用額のうちには予備費に係るものが 6330 億円ある。)

なお、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)の一部改正により、保険料率は月々の保険料が 1000 分

の173.5から1000分の135.8に、賞与に係る保険料が1000分の10から1000分の135.8にそれぞれ改定され、15年4月から施行された。

2 損 益			
区 分		15 年 度	(14 年 度)
		千円	千円
利 益		31,256,268,307	31,045,332,162
(うち 保 険 料)		(19,226,624,208)	(20,247,290,575)
損 失		31,451,011,237	30,616,363,685
(うち 保 険 給 付 費)		(20,814,004,027)	(20,346,568,823)
利 益 金 (△ 損 失 金)		△ 194,742,929	428,968,477
(前 年 度 繰 越 利 益 金)		139,445,741,219	139,016,772,742
(翌 年 度 繰 越 利 益 金)		139,250,998,289	139,445,741,219
3 積 立 金			
区 分		15 年 度 末	(14 年 度 末)
		千円	千円
積 立 金 現 在 額		137,742,241,178	137,393,381,246
(うち 運 用 寄 託 金 現 在 額)		(50,194,484,755)	(32,692,280,079)
4 主 な 業 務 実 績			
区 分		15 年 度	(14 年 度)
厚生年金保険の被保険者数(年度末)		32,120千人	32,144千人
老齢厚生年金等の支給 受給権者数		23,147千人	21,979千人
支 給 額		20,814,004,845千円	20,346,570,347千円

(児童手当勘定)

1 歳入歳出決算			
区 分		15 年 度	(14 年 度)
		千円	千円
(歳 入)			
徴 収 決 定 済 額		342,551,738	351,080,219
収 納 済 歳 入 額		342,551,737	351,080,215
収 納 未 済 歳 入 額		0	3
(歳 出)			
歳 出 予 算 現 額		360,732,521	365,821,486
支 出 済 歳 出 額		338,532,232	334,911,688
翌 年 度 繰 越 額		46,599	37,946
不 用 額		22,153,689	30,871,851

不用額の主なものは、被用者児童手当交付金(歳出予算現額 2383 億 1424 万円)の132 億 9729 万余円及び児童育成事業費(同 324 億 5866 万円)の 39 億 7999 万余円である。

なお、児童手当法(昭和 46 年法律第 73 号)の一部改正により、拠出金率は月々の拠出金が 1000 分の 1.1 から 1000 分の 0.9 に、賞与に係る拠出金は新たに 1000 分の 0.9 を拠出することに改定され、15 年 4 月から施行された。

2 積 立 金			
区 分		15 年 度 末	(14 年 度 末)
		千円	千円
積 立 金 現 在 額		69,468,641	65,975,355
3 主 な 業 務 実 績			
区 分		15 年 度	(14 年 度)
児 童 手 当 の 交 付	交付対象児童数	6,340千人	6,217千人
	交 付 額	396,392,163千円	387,935,635千円

(業 務 勘 定)

1 歳入歳出決算

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	606,939,218	621,825,988
収納済歳入額	569,240,245	588,496,610
不納欠損額	13,367,344	10,704,847
収納未済歳入額	24,331,629	22,624,530
(歳 出)		
歳出予算現額	587,433,546	605,792,550
支出済歳出額	553,237,799	573,686,805
不 用 額	34,195,746	32,105,744

不納欠損額の主なものは雑収入(徴収決定済額 562 億 0960 万余円)の 130 億 2002 万余円である。収納未済歳入額の主なものは雑収入の 237 億 3289 万余円である。また、不用額の主なものは、児童手当拠出金児童手当勘定へ繰入(歳出予算現額 1443 億 5846 万余円)の 114 億 5616 万余円、保健事業費(同 883 億 3187 万余円)の 76 億 7073 万余円及び福祉施設事業費(同 1854 億 0775 万円)の 76 億 6369 万余円である。

2 損 益

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
利 益	550,505,553	549,453,436
(うち一般会計より受入)	(83,103,555)	(83,104,166)
損 失	547,639,958	550,872,808
(うち業務費)	(143,436,082)	(138,763,800)
利益金(△損失金)	2,865,595	△ 1,419,372
(利益金又は損失金の処理)		
繰越利益金として整理	2,762,367	—
繰越利益金を減額して整理	—	1,419,372
翌年度に特別保健福祉事業資金に組入れ	103,227	—
(前年度繰越利益金)	149,751,118	151,335,240
(翌年度繰越利益金)	152,513,486	149,915,867

3 資 金

区 分	15 年 度 末 千円	(14 年 度 末) 千円
特別保健福祉事業資金現在額	1,501,116,222	1,500,951,342

なお、この特別会計について検査した結果、「第 3 章 個別の検査結果」に「健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの」(191 ページ参照)、「厚生年金保険の老齢厚生年金及び国民年金の老齢基礎年金の支給が適正でなかったもの」(198 ページ参照)及び「医療費に係る国の負担が不当と認められるもの」(210 ページ参照)を掲記した。

(13) 厚生労働省所管 船員保険特別会計

この特別会計は、国が経営する船員保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の 15 年度の歳入歳出決算、損益、積立金及び主な業務実績は次のとおりである。

1 歳入歳出決算

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	79,295,962	78,248,984
収納済歳入額	76,226,359	75,285,841
不納欠損額	1,208,322	893,999
収納未済歳入額	1,861,280	2,069,143
(歳 出)		
歳出予算現額	77,895,735	84,999,323
支出済歳出額	73,117,772	79,498,401
不 用 額	4,777,962	5,500,921

なお、船員保険法(昭和14年法律第73号)の一部改正により、15年4月から療養に要する費用の額に対する被保険者本人の負担割合が100分の20から100分の30になり、また、賞与からも一般保険料率による保険料が徴収されることとなった。

2 損 益

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
利 益	77,470,144	75,255,712
(うち保険料)	(68,847,619)	(66,001,404)
損 失	75,759,802	80,674,424
(うち保険給付費)	(35,490,279)	(39,686,269)
利益金(△損失金)	1,710,342	△ 5,418,712
(前年度繰越利益金)	152,617,302	158,036,014
(翌年度繰越利益金)	154,327,644	152,617,302

3 積 立 金

区 分	15 年 度 末 千円	(14 年 度 末) 千円
積立金現在額	104,077,679	108,325,272

4 主な業務実績

区 分	15 年 度	(14 年 度)
被保険者数(年度末)	63千人	66千人
年金等の支給	受給権者数 2,161人	2,136人
	支給額 3,928,149千円	3,913,886千円
医療給付	21,279,810千円	23,497,826千円
現金給付(傷病手当金等)	5,547,552千円	5,485,784千円
老人保健拠出金	11,783,976千円	13,432,682千円
退職者給付拠出金	3,210,952千円	3,272,656千円
介護納付金	2,963,892千円	2,731,312千円
失業保険給付(失業保険金等)	4,740,080千円	6,795,244千円

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「医療費に係る国の負担が不当と認められるもの」(210ページ参照)を掲記した。

(14) 厚生労働省所管 国立病院特別会計

この特別会計は、国立病院、国立療養所及び国立高度専門医療センター(国立がんセンター、国立循環器病センター、国立国際医療センター、国立成育医療センター、国立精神・神経センター及び国立長寿医療センター)の円滑な運営と経理の適正を図ることを目的として、その経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

なお、独立行政法人国立病院機構法(平成14年法律第191号)附則第11条等の規定により16年4月1

日に、同特別会計に所属していた権利及び義務は、独立行政法人国立病院機構に承継されるもの及び一般会計に帰属するものを除き、同特別会計から名称が改められた国立高度専門医療センター特別会計に帰属するものとされた。

国立病院特別会計は、病院及び療養所の2勘定に区分して経理されており、その勘定別の15年度の歳入歳出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(病院勘定)

〔この勘定は、国立病院、国立がんセンター、国立循環器病センター、国立国際医療センター及び国立成育医療センターに関する経理を行うものである。〕

1 歳入歳出決算

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	596,636,818	604,107,048
収納済歳入額	590,741,344	599,065,519
不納欠損額	1,787,040	104,541
収納未済歳入額	4,108,433	4,936,987
(歳 出)		
歳出予算現額	592,795,027	610,032,028
支出済歳出額	566,075,069	572,974,644
翌年度繰越額	4,434,210	23,938,034
不 用 額	22,285,746	13,119,349

不用額の主なものは、施設整備費(歳出予算現額 651 億 7284 万余円)の 153 億 0766 万余円、病院経営費(同 4480 億 1605 万余円)の 43 億 0166 万余円及び医療技術開発等研究費(同 44 億 7728 万余円)の 15 億 2405 万余円である。

2 損 益

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
利 益	552,663,465	517,689,869
(うち診療収入)	(447,598,044)	(438,294,661)
損 失	536,414,830	532,590,510
(うち病院経営費)	(434,300,669)	(433,521,128)
利益金(△損失金)	16,248,635	△ 14,900,641
(利益金又は損失金の処理)		
基金に組入れ	16,248,635	—
翌年度に基金を減額して整理	—	14,900,641

3 借 入 金 等

区 分	15 年 度 末 千円	(14 年 度 末) 千円
借入金現在額 (財政融資資金)	711,672,683	711,868,216
基金現在額	692,798,247	707,698,888
積立金現在額	2,153,167	4,162,895

4 主な業務実績

区 分	15 年 度	(14 年 度)
国立病院等	63箇所	62箇所
入院患者延べ数	8,923千人	9,039千人
外来患者延べ数	10,877千人	11,240千人

(療養所勘定)

〔この勘定は、国立療養所、国立精神・神経センター及び国立長寿医療センターに関する経理を行うものである。〕

1 歳入歳出決算

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	417,061,409	436,611,682
収納済歳入額	415,057,641	434,753,956
不納欠損額	490,400	27,790
収納未済歳入額	1,513,367	1,829,935
(歳 出)		
歳出予算現額	432,421,520	449,234,277
支出済歳出額	406,530,899	420,184,558
翌年度繰越額	3,762,179	13,150,318
不 用 額	22,128,441	15,899,400

不用額の主なものは、療養所経営費(歳出予算現額 3586 億 5779 万余円)の 165 億 6208 万余円及び施設整備費(同 368 億 0601 万余円)の 43 億 0184 万余円である。

2 損 益

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
利 益 (うち診療収入)	382,516,856 (316,973,032)	387,822,171 (331,314,729)
損 失 (うち療養所経営費)	430,493,578 (337,206,647)	393,140,564 (344,174,959)
損 失 金 (損失金の処理)	47,976,721	5,318,392
基金を減額して整理 翌年度に基金を減額して 整理	47,976,721 —	— 5,318,392

3 借 入 金 等

区 分	15 年 度 末 千円	(14 年 度 末) 千円
借入金現在額 (財政融資資金)	285,527,184	286,953,158
基金現在額	661,888,761	667,207,153
積立金現在額	1,419,052	2,991,653

4 主な業務実績

区 分	15 年 度	(14 年 度)
国立療養所等	97箇所	109箇所
入院患者延べ数	11,103千人	11,966千人
外来患者延べ数	4,311千人	4,552千人

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「医薬品等の購入に係る予算執行について、当該年度に行うべき会計事務処理を行わず、翌年度の予算から支払っていた事態を改善させたもの」(295 ページ参照)を、「第4章 特定検査対象に関する検査状況」に「国立大学病院及び国立病院における寝具の賃貸借等契約に係る入札談合について」(838 ページ参照)を掲記した。

(15) 厚生労働省所管 国民年金特別会計

この特別会計は、国が経営する国民年金事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、基礎年金、国民年金、福祉年金及び業務の4勘定に区分して経理されており、その勘定別の15年度の歳入歳出決算、損益、積立金及び主な業務実績は次のとおりである。

(基礎年金勘定)

1 歳入歳出決算

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	16,746,399,574	15,967,238,344
収納済歳入額	16,745,977,288	15,966,496,186
不納欠損額	282,606	290,570
収納未済歳入額	139,679	451,587
(歳 出)		
歳出予算現額	15,968,196,285	15,380,049,858
支出済歳出額	15,217,449,564	14,599,325,058
不 用 額	750,746,720	780,724,799

不用額の主なものは基礎年金給付費(歳出予算現額 11 兆 3619 億 9518 万余円)の 2884 億 4574 万余円である。(なお、不用額のうちには予備費に係るものが 4622 億円ある。)

2 損 益

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
利 益	15,378,749,932	14,820,603,792
(うち拠出金等収入)	(15,365,189,868)	(14,797,587,158)
損 失	15,217,575,049	14,599,605,199
(うち基礎年金給付費)	(11,073,549,444)	(10,249,364,600)
利 益 金	161,174,883	220,998,593
(前年度繰越利益金)	2,093,184,050	1,872,185,457
(翌年度繰越利益金)	2,254,358,933	2,093,184,050

3 積 立 金

区 分	15 年 度 末 千円	(14 年 度 末) 千円
積立金現在額	724,607,812	724,607,812

4 主な業務実績

区 分	15 年 度	(14 年 度)
老齢基礎年金等の支給 受給権者数	17,202千人	15,973千人
支 給 額	11,073,549,444千円	10,249,367,214千円

(国民年金勘定)

1 歳入歳出決算

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	5,768,086,800	5,822,965,456
収納済歳入額	5,767,669,985	5,822,400,654
不納欠損額	235,525	369,795
収納未済歳入額	181,289	195,006
(歳 出)		
歳出予算現額	5,983,279,238	6,032,202,080
支出済歳出額	5,817,680,877	5,870,881,372
不 用 額	165,598,360	161,320,707

不用額の主なものは、国民年金給付費(歳出予算現額 2 兆 3068 億 7419 万余円)の 775 億 6888 万余円、諸支出金(同 361 億 1215 万余円)の 99 億 9426 万余円及び福祉施設費等業務勘定へ繰入(同 859 億 8858 万余円)の 90 億 3520 万余円である。

2 損 益		
区 分	15 年 度	(14 年 度)
	千円	千円
利 益	6,791,457,544	6,874,006,731
(うち保険料)	(2,975,512,727)	(2,936,772,328)
(うち基礎年金勘定より受入)	(2,153,429,365)	(2,277,134,154)
損 失	6,780,856,899	6,863,520,978
(うち基礎年金勘定へ繰入)	(3,485,304,300)	(3,369,340,268)
(うち国民年金給付費)	(2,229,305,042)	(2,381,898,176)
利 益 金	10,600,645	10,485,753
(前年度繰越利益金	10,736,770,174	10,726,284,421)
(翌年度繰越利益金	10,747,370,820	10,736,770,174)

3 積 立 金		
区 分	15 年 度 末	(14 年 度 末)
	千円	千円
積立金現在額	9,910,835,491	9,949,014,921
(うち運用寄託金現在額)	(4,009,171,895)	(2,585,915,395)

4 主な業務実績		
区 分	15 年 度	(14 年 度)
被保険者数(年度末)	33,494千人	33,603千人
老齢年金等の支給	5,340千人	5,678千人
受給権者数		
支給額	2,229,305,316千円	2,381,898,321千円

(福祉年金勘定)

1 歳入歳出決算		
区 分	15 年 度	(14 年 度)
	千円	千円
(歳 入)		
徴収決定済額	34,609,171	45,987,319
収納済歳入額	34,525,069	45,900,833
不納欠損額	69,788	61,108
収納未済歳入額	14,313	25,376
(歳 出)		
歳出予算現額	34,547,189	45,922,941
支出済歳出額	29,620,153	39,057,445
翌年度繰越額	4,782,673	6,700,000
不 用 額	144,362	165,495

2 主な業務実績		
区 分	15 年 度	(14 年 度)
老齢福祉年金の支給	84千人	110千人
受給権者数		
支給額	29,620,015千円	39,057,441千円

(業務勘定)

1 歳入歳出決算		
区 分	15 年 度	(14 年 度)
	千円	千円
(歳 入)		
徴収決定済額	150,207,334	233,867,789
収納済歳入額	150,207,272	233,867,781
収納未済歳入額	61	7
(歳 出)		
歳出予算現額	156,956,644	236,632,089
支出済歳出額	145,598,534	220,049,186
翌年度繰越額	137,119	—
不 用 額	11,220,990	16,582,902

不用額の主なものは、業務取扱費(歳出予算現額 1394 億 1642 万余円)の 84 億 0881 万余円及び福祉施設費(同 160 億 3983 万余円)の 21 億 5274 万余円である。

第6章
第2節
第1
2
特別会計
(16)
労働保険特別会計

2 損 益	15 年 度	(14 年 度)
区 分	千円	千円
利 益	143,321,126	176,071,105
(うち国民年金勘定より受入)	(73,303,585)	(89,962,538)
(うち一般会計より受入)	(69,513,651)	(74,575,064)
損 失	153,574,043	175,098,264
(う ち 業 務 費)	(130,611,458)	(139,813,224)
利 益 金 (△ 損 失 金)	△ 10,252,917	972,840
(前年度繰越利益金)	23,854,836	22,881,996
(翌年度繰越利益金)	13,601,919	23,854,836

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「国民年金事業に使用する金銭登録機の購入契約が会計法令の趣旨に反し適切でなかったもの」(183 ページ参照)、「届出用紙等印刷システムの提供を受ける役務契約について、その導入の必要性がなく不当と認められるもの」(188 ページ参照)及び「厚生年金保険の老齢厚生年金及び国民年金の老齢基礎年金の支給が適正でなかったもの」(198 ページ参照)を、「第4章 特定検査対象に関する検査状況」に「国民年金事業の実施状況について」(872 ページ参照)を掲記した。

(16) 厚生労働省所管 労働保険特別会計

この特別会計は、労働者災害補償保険事業及び雇用保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、労災、雇用及び徴収の3勘定に区分して経理されており、その勘定別の15年度の歳入歳出決算、損益、積立金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(労 災 勘 定)

1 歳入歳出決算

区 分	15 年 度	(14 年 度)
	千円	千円
(歳 入)		
徴 収 決 定 済 額	1,425,668,619	1,630,568,598
収 納 済 歳 入 額	1,409,505,154	1,613,610,691
不 納 欠 損 額	695,890	1,604,444
収 納 未 済 歳 入 額	15,467,573	15,353,461
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	1,211,993,216	1,327,287,655
支 出 済 歳 出 額	1,153,015,311	1,197,948,982
翌 年 度 繰 越 額	1,412,468	1,351,629
不 用 額	57,565,436	127,987,043

収納未済歳入額はすべて雑収入(徴収決定済額 1636 億 5381 万余円)の分である。また、不用額の主なものは、保険給付費(歳出予算現額 8117 億 1547 万余円)の 246 億 8141 万余円、労働福祉事業費(同 2656 億 9883 万余円)の 145 億 6911 万余円及び業務取扱費(同 525 億 1243 万余円)の 27 億 0404 万余円である。

2 損 益		15 年 度	(14 年 度)
区 分		千円	千円
利 益	1,412,892,263	1,622,318,005	
(うち徴収勘定より受入)	(1,042,931,639)	(1,225,177,606)	
損 失	1,381,803,488	1,404,546,989	
(うち保険給付費)	(786,985,019)	(794,100,448)	
利 益 金	31,088,774	217,771,015	
(前年度繰越利益金)	8,546,557,594	8,328,786,578	
(翌年度繰越利益金)	8,577,646,368	8,546,557,594	

3 積 立 金		15 年 度 末	(14 年 度 末)
区 分		千円	千円
積立金現在額	7,586,333,602	7,390,216,215	

4 主な業務実績		15 年 度	(14 年 度)
区 分			
適用事業場数(年度末)	2,632,411事業場	2,646,286事業場	
療養補償給付	207,560,279千円	208,716,689千円	
休業補償給付	120,440,463千円	122,765,192千円	
遺族補償年金	192,954,165千円	192,094,755千円	
障害補償年金	153,291,595千円	153,027,286千円	

(雇 用 勘 定)

1 歳入歳出決算		15 年 度	(14 年 度)
区 分		千円	千円
(歳 入)			
徴収決定済額	3,050,254,260	3,486,837,652	
収納済歳入額	3,044,433,142	3,480,943,734	
不納欠損額	423,589	600,469	
収納未済歳入額	5,397,527	5,293,448	
(歳 出)			
歳出予算現額	3,223,889,348	3,484,744,066	
支出済歳出額	2,493,501,647	3,137,968,882	
翌年度繰越額	1,844,533	1,636,629	
不 用 額	728,543,166	345,138,554	

不用額の主なもの、失業等給付費(歳出予算現額2兆3475億4400万余円)の3857億7288万余円、雇用安定等事業費(同5352億3926万余円)の1475億9924万余円及び業務取扱費(同883億6492万余円)の53億0972万余円である。

2 損 益		15 年 度	(14 年 度)
区 分		千円	千円
利 益	3,363,560,880	3,652,590,364	
(うち徴収勘定より受入)	(2,517,516,753)	(2,476,907,500)	
損 失	4,115,415,439	3,501,542,376	
(うち失業等給付費)	(1,961,768,660)	(2,529,226,900)	
利 益 金 (△ 損 失 金)	△ 751,854,559	151,047,988	
(前年度繰越利益金)	2,444,252,883	2,423,786,235	
(翌年度繰越利益金)	1,692,398,324	2,574,834,223	

3 積 立 金 等		15 年 度 末	(14 年 度 末)
区 分		千円	千円
積立金現在額	406,427,211	223,400,000	
雇用安定資金現在額	301,080,515	170,499,175	

4 主な業務実績

区 分	15 年 度	(14 年 度)
被保険者数(年度末)	33,939,485人	33,624,383人
一般求職者給付	1,502,049,520千円	1,996,888,164千円
就職促進給付	17,954,388千円	98,375,139千円
特定求職者雇用開発助成金	24,658,621千円	39,574,625千円

(徴収勘定)

1 歳入歳出決算

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	3,762,463,509	3,888,826,057
収納済歳入額	3,668,182,453	3,775,748,963
不納欠損額	6,671,775	5,872,994
収納未済歳入額	87,609,281	107,204,099
(歳 出)		
歳出予算現額	3,691,900,893	3,786,842,722
支出済歳出額	3,666,081,416	3,764,471,830
不 用 額	25,819,476	22,370,891

収納未済歳入額の主なものは保険料収入(徴収決定済額 3 兆 6626 億 2276 万余円)の 873 億 2588 万余円である。また、不用額の主なものは、他勘定へ繰入(歳出予算現額 3 兆 5932 億 8275 万余円)の 236 億 8359 万余円及び業務取扱費(同 427 億 3803 万円)の 20 億 1760 万余円である。

2 損 益

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
利 益	3,656,954,597	3,800,448,967
(うち 保険料)	(3,559,498,737)	(3,701,047,498)
損 失	3,656,779,378	3,800,156,556
(うち 労災勘定へ繰入)	(1,042,931,639)	(1,225,177,606)
(うち 雇用勘定へ繰入)	(2,517,516,753)	(2,476,907,500)
利 益 金	175,219	292,410
(前年度繰越利益金	4,714,683	4,422,272)
(翌年度繰越利益金	4,889,902	4,714,683)

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「物品を購入したように書類を偽装するなどして庁費、委託費等から支出し、これを別途に経理して目的外の用途に使用するなどしていたもの」(177 ページ参照)、「労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの」(195 ページ参照)、「雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの」(202 ページ参照)、「雇用保険の特定求職者雇用開発助成金の支給が適正でなかったもの」(207 ページ参照)、「労働者災害補償保険の療養の給付に要する診療費の支払が適正でなかったもの」(226 ページ参照)、「職員の不正行為による損害が生じたもの」(281 ページ参照)及び「中小規模事業場健康づくり事業の実施に当たり、健康測定における医学的検査に係る経費の負担内容を明確にし、その支払を適切に行うよう改善させたもの」(300 ページ参照)を掲記した。

(17) 農林水産省所管 食糧管理特別会計

この特別会計は、国が行う食糧等の買入れ、売渡し等の管理に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、農産物等安定、輸入飼料、業務及び調整の7勘定に区分して経理されており、その勘定別の15年度の歳入歳出決算、損益、積立金、主な業務実績、調整資金の増減額及び政府短期証券(食糧証券)の発行は次のとおりである。

(国内米管理勘定)

1 歳入歳出決算

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	929,724,747	1,067,596,105
収納済歳入額	927,092,925	1,060,405,075
収納未済歳入額	2,631,821	7,191,030
(歳 出)		
歳出予算現額	958,669,731	1,242,885,706
支出済歳出額	902,760,073	1,060,396,530
翌年度繰越額	3,526,184	3,326,632
不 用 額	52,383,473	179,162,542

不用額の主なものは、国内米買入費(歳出予算現額 343 億 7581 万円)の 216 億 4927 万余円及び国内米管理費(同 1909 億 2349 万余円)の 174 億 9563 万余円である。

2 損 益

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
利 益	254,795,430	56,277,623
(うち売上高)	(249,068,218)	(48,782,640)
損 失	546,084,401	353,090,740
(うち売上原価)	(340,533,451)	(92,673,514)
(うち事業管理費)	(170,612,129)	(215,935,461)
損 失 金	291,288,971	296,813,117
(損失金の処理)		
調整勘定へ移し整理	291,288,971	296,813,117

3 主な業務実績

区 分	15 年 度	(14 年 度)
国内米買入れ	5万t	9万t
売渡し	106万t	22万t
貸付け	—	25万t
年度末在庫	94万t	160万t

(国内麦管理勘定)

1 歳入歳出決算

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	116,932,000	96,421,324
収納済歳入額	116,932,000	96,421,324
(歳 出)		
歳出予算現額	118,290,128	104,597,389
支出済歳出額	116,926,029	96,421,324
翌年度繰越額	7,723	358
不 用 額	1,356,376	8,175,706

2 損 益		
区 分	15 年 度	(14 年 度)
	千円	千円
利 (うち売上高) 益	45,874	301,187
	(45,798)	(105,837)
損 (うち事業管理費) 失	116,781,852	96,394,781
	(116,305,840)	(95,528,169)
損 失 金	116,735,978	96,093,593
(損失金の処理)		
調整勘定へ移し整理	116,735,978	96,093,593

3 主な業務実績

区 分	15 年 度	(14 年 度)
	千円	千円
麦作経営安定資金助成金	116,288,496	95,494,206

(輸入食糧管理勘定)

1 歳入歳出決算

区 分	15 年 度	(14 年 度)
	千円	千円
(歳 入)		
徴収決定済額	387,677,802	347,159,915
収納済歳入額	387,564,752	347,047,935
不納欠損額	—	352
収納未済歳入額	113,049	111,628
(歳 出)		
歳出予算現額	428,352,660	549,622,460
支出済歳出額	357,472,743	337,847,165
翌年度繰越額	5,458,034	4,776,790
不 用 額	65,421,883	206,998,504

不用額の主なものは輸入食糧買入費(歳出予算現額 2126 億 9527 万余円)の 149 億 1480 万余円である。(なお、不用額のうちには予備費に係るものが 400 億円ある。)

2 損 益

区 分	15 年 度	(14 年 度)
	千円	千円
利 (うち売上高) 益	301,172,107	275,332,434
	(300,215,216)	(274,645,666)
損 (うち売上原価) 失	241,525,497	229,926,779
	(198,038,480)	(170,377,774)
利 益 金	59,646,609	45,405,655
(利益金の処理)		
調整勘定へ移し整理	59,646,609	45,405,655

3 主な業務実績

区 分	15 年 度	(14 年 度)
外国米買入れ	72万t	67万t
売渡し	49万t	41万t
年度末在庫	144万t	118万t
外国麦買入れ	530万t	463万t
売渡し	527万t	510万t
年度末在庫	101万t	98万t

(農産物等安定勘定)

この勘定は、甘しよ及び馬れいしよの価格安定のために国が行う甘しよでん粉及び馬れいしよでん粉の買入れ売渡しに関する経理を行うものである。

1 歳入歳出決算			
	区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(歳 入)			
徴 収 決 定 済 額		—	—
収 納 済 歳 入 額		—	—
(歳 出)			
歳 出 予 算 現 額		470,274	2,276,619
支 出 済 歳 出 額		—	—
不 用 額		470,274	2,276,619

2 積 立 金			
	区 分	15 年 度 末 千円	(14 年 度 末) 千円
積 立 金 現 在 額		1,726,702	1,726,702

(輸入飼料勘定)

1 歳入歳出決算			
	区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(歳 入)			
徴 収 決 定 済 額		34,955,345	46,725,490
収 納 済 歳 入 額		34,955,345	46,725,490
(歳 出)			
歳 出 予 算 現 額		56,058,413	99,600,605
支 出 済 歳 出 額		34,306,428	46,725,490
翌 年 度 繰 越 額		197,479	331,199
不 用 額		21,554,505	52,543,915

不用額の主なものは輸入飼料買入費(歳出予算現額 389 億 4857 万余円)の 109 億 7578 万余円である。

2 損 益			
	区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
利 (う ち 売 上 高) 益		31,657,948	42,316,093
損 (う ち 売 上 原 価) 失		(31,656,759)	(42,316,036)
損 失 金		32,516,191	42,641,922
前 年 度 繰 越 損 失 金		(28,429,751)	(35,159,020)
(損失金の処理)		858,242	325,829
一般会計よりの受入金による補てん		—	1,000,765
		858,242	1,326,594

3 主な業務実績			
	区 分	15 年 度	(14 年 度)
外 国 麦 買 入 れ		121万t	137万t
売 渡 し		125万t	153万t
年度末在庫		18万t	22万t

(業 務 勘 定)

1 歳入歳出決算			
	区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(歳 入)			
徴 収 決 定 済 額		134,330,344	190,487,083
収 納 済 歳 入 額		134,330,344	190,484,247
収 納 未 済 歳 入 額		—	2,835

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	141,724,828	206,261,764
支 出 済 歳 出 額	134,098,266	190,484,171
翌 年 度 繰 越 額	232,078	860,432
不 用 額	7,394,483	14,917,159

2 損 益

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
利 益 (うち国内米管理勘定よ り業務経費受入)	61,179,020 (34,861,579)	92,100,215 (44,450,648)
損 失 (うち一般管理費)	61,179,020 (58,011,795)	92,100,215 (88,278,252)

(調 整 勘 定)

この勘定は、本特別会計の運営に必要な資金の調達、返済及び調整資金(本特別会計の資金操作を行うため一般会計からの受入金で設置されている資金)の管理並びに食糧管理勘定(国内米管理、国内麦管理及び輸入食糧管理の3勘定をいう。)から移された損益の整理に関する経理を行うものである。

1 歳入歳出決算

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(歳 入)		
徴 収 決 定 済 額	1,908,166,296	2,228,315,832
収 納 済 歳 入 額	1,908,166,296	2,228,315,832
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	2,119,941,849	2,552,076,945
支 出 済 歳 出 額	1,908,166,296	2,228,315,832
不 用 額	211,775,552	323,761,112

不用額は、食糧買入費等財源他勘定へ繰入(歳出予算現額1兆1562億9133万余円)の2092億2125万余円及び国債整理基金特別会計へ繰入(同9636億5051万余円)の25億5429万余円である。

2 損 益

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
利 益 (うち国内米管理勘定よ り食糧証券割引差額等 受入)	93,715 (76,555)	36,412 (31,103)
損 失 (うち食糧証券割引差額)	93,715 (64,274)	36,412 (17,754)

3 調整資金の増減額

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
前 年 度 末 現 在 額	△ 55,521,236	△ 3,614,879
本 年 度 受 入 額	330,039,123	295,594,699
本 年 度 末 現 在 額	274,517,886	291,979,819
本 年 度 減 額 整 理	348,378,339	347,501,056
減 額 整 理 後 の 現 在 額	△ 73,860,452	△ 55,521,236

4 政府短期証券(食糧証券)の発行

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
年 度 末 現 在 額	675,000,000	961,000,000

(18) 農林水産省所管 農業共済再保険特別会計

この特別会計は、国が経営する農業共済再保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、再保険金支払基金、農業、家畜、果樹、園芸施設及び業務の6勘定に区分して経理されており、その勘定別の15年度の歳入歳出決算、損益、積立金及び主な業務実績は次のとおりである。

(再保険金支払基金勘定)

この勘定は、異常災害の発生に伴う農業勘定等における再保険金支払財源の不足に充てるための一般会計からの受入金に関する経理を行うものである。

歳入歳出決算

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	18,568,633	16,083,869
収納済歳入額	18,568,633	16,083,869
(歳 出)		
歳出予算現額	17,837,986	15,802,371
支出済歳出額	10,993,301	—
不 用 額	6,844,685	15,802,371

(農 業 勘 定)

この勘定は、農業者が、風水害等による水稲、陸稲、麦、畑作物及び蚕繭の減収等によって受けうる損害につき、農業共済組合等が支払う共済金について農業共済組合連合会が負う保険責任のうち、次のものを再保険する事業に関する経理を行うものである。

- (ア) 水稲、陸稲及び麦については通常の災害を超える損害のうち農業共済組合連合会の負担分を超える部分の全額
- (イ) 畑作物及び蚕繭については通常の災害を超える損害の一定の割合

1 歳入歳出決算

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	92,358,738	41,777,909
収納済歳入額	92,358,738	41,777,909
(歳 出)		
歳出予算現額	95,365,074	49,738,385
支出済歳出額	92,243,247	14,036,534
不 用 額	3,121,826	35,701,850

2 損 益

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
利 益		
（うち再保険料）	34,081,290	41,777,909
損 失	(26,809,508)	(33,022,546)
（うち再保険金）	92,358,738	14,155,750
利益金(△損失金)	(85,096,561)	(5,403,732)
△ 58,277,447	27,622,158	
（前年度繰越利益金）	69,866,643	42,244,485
（翌年度繰越利益金）	11,589,196	69,866,643

3 積立金		
区分	15年度末	(14年度末)
積立金現在額	千円 22,582,496	千円 42,244,485
4 主な業務実績		
区分	15年度	(14年度)
(共済引受)		
水 稲	149万ha	151万ha
麦	23万ha	22万ha
畑作物	21万ha	21万ha
(再保険金支払)		
水 稲	81,796,761千円	3,496,578千円
畑作物	2,261,454千円	785,278千円
麦	1,038,346千円	1,119,352千円

(家畜勘定)

この勘定は、農業者が、家畜の死亡、疾病等によって受ける損害につき、農業共済組合等が支払う共済金について農業共済組合連合会が負う保険責任のうち、伝染病等による異常事故については損害の全額を、また、それ以外の事故については損害の一定の割合を再保険する事業に関する経理を行うものである。

1 歳入歳出決算		
区分	15年度	(14年度)
(歳入)	千円	千円
徴収決定済額	43,793,491	44,052,237
収納済歳入額	43,793,491	44,052,237
(歳出)		
歳出予算現額	36,901,194	36,853,006
支出済歳出額	31,961,858	32,006,418
不用額	4,939,335	4,846,587
2 損益		
区分	15年度	(14年度)
利益	千円	千円
(うち再保険料)	43,789,072	44,059,700
(うち再保険金)	(22,744,299)	(22,798,483)
損	43,531,635	43,729,050
(うち再保険金)	(22,645,230)	(22,608,062)
利益金	257,436	330,650
(前年度繰越利益金)	29,824,947	29,494,297
(翌年度繰越利益金)	30,082,384	29,824,947
3 積立金		
区分	15年度末	(14年度末)
積立金現在額	千円 29,805,335	千円 29,482,148
4 主な業務実績		
区分	15年度	(14年度)
(共済引受)		
牛	462万頭	401万頭
肉 豚	170万頭	159万頭
種 豚	18万頭	18万頭
馬	3万頭	3万頭

区 分	15 年 度	(14 年 度)
(再保険金支払)		
牛	21,693,201千円	20,696,357千円
肉 豚	1,039,920千円	910,151千円
馬	593,519千円	630,130千円
種 豚	357,470千円	371,423千円

(果 樹 勘 定)

この勘定は、農業者が、風水害等による果実の減収、樹体の損傷等によって受ける損害につき、農業共済組合等が支払う共済金について農業共済組合連合会が負う保険責任のうち、通常の災害を超える損害の一定の割合を再保険する事業に関する経理を行うものである。

1 歳入歳出決算

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	7,302,725	7,659,866
収納済歳入額	7,302,725	7,659,866
(歳 出)		
歳出予算現額	10,349,249	10,538,523
支出済歳出額	3,138,774	1,905,816
不 用 額	7,210,474	8,632,706

2 損 益

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
利 益	7,302,725	7,659,866
(うち再保険料)	(3,572,122)	(3,677,957)
損 失	6,039,706	5,176,369
(うち再保険金)	(2,679,981)	(1,398,181)
利 益 金	1,263,019	2,483,497
(前年度繰越損失金)	34,665,718	37,149,215
(翌年度繰越損失金)	33,402,698	34,665,718

3 主な業務実績

区 分	15 年 度	(14 年 度)
(共済引受)		
うんしゅうみかん	1121万本	1155万本
いよかん	389万本	424万本
りんご	341万本	365万本
なし	184万本	190万本
指定かんきつ	139万本	126万本
(再保険金支払)		
う め	835,286千円	638千円
り ん ご	446,411千円	193,571千円
い よ か ん	355,965千円	429,857千円
な し	331,063千円	360,640千円
うんしゅうみかん	294,226千円	171,605千円

(園芸施設勘定)

この勘定は、農業者が、風水害等による園芸施設の損傷等によって受ける損害につき、農業共済組合等が支払う共済金について農業共済組合連合会が負う保険責任のうち、損害の一定の割合を、また、同連合会の事業年度ごとに通常の災害を超える損害の一定の割合を再保険する事業に関する経理を行うものである。

1 歳入歳出決算			
	区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(歳 入)			
徴収決定済額		3,945,025	4,343,805
収納済歳入額		3,945,025	4,343,805
(歳 出)			
歳出予算現額		4,629,917	6,225,186
支出済歳出額		2,549,859	2,698,327
翌年度繰越額		—	53,734
不 用 額		2,080,057	3,473,123
2 損 益			
	区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
利 (う ち 再 保 険 料)		3,945,025	4,343,805
損 (う ち 再 保 険 金)		(984,251)	(1,448,012)
損 (う ち 再 保 険 金)		3,070,928	3,630,291
		(522,543)	(520,753)
利 益 金		874,096	713,514
(前年度繰越利益金)		15,338,995	14,625,480
(翌年度繰越利益金)		16,213,092	15,338,995
3 積 立 金			
	区 分	15 年 度 末 千円	(14 年 度 末) 千円
積立金現在額		15,338,995	14,625,480
4 主な業務実績			
	区 分	15 年 度	(14 年 度)
(共済引受)			
園芸施設		71万棟	70万棟
(再保険金支払)			
園芸施設		522,543千円	520,753千円
(業 務 勘 定)			
歳入歳出決算			
	区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(歳 入)			
徴収決定済額		1,159,686	1,157,922
収納済歳入額		1,159,686	1,157,922
(歳 出)			
歳出予算現額		1,225,623	1,220,215
支出済歳出額		1,159,686	1,157,922
不 用 額		65,936	62,292

(19) 農林水産省所管 森林保険特別会計

この特別会計は、国が経営する森林保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の15年度の歳入歳出決算、損益、積立金及び主な業務実績は次のとおりである。

1 歳入歳出決算			
	区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(歳 入)			
徴収決定済額		16,243,859	16,747,889
収納済歳入額		16,243,859	16,747,889

区 分		15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(歳 出)			
歳 出 予 算 現 額		6,231,149	6,019,583
支 出 済 歳 出 額		2,228,821	2,991,912
不 用 額		4,002,327	3,027,670
2 損 益			
区 分		15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
利 (う ち 保 険 料) 益		16,243,859 (3,673,700)	16,747,889 (7,915,452)
損 (う ち 保 険 金) 失		14,051,915 (683,890)	15,484,776 (627,373)
利 益 金		2,191,944	1,263,112
(前 年 度 繰 越 利 益 金		14,257,513	12,994,400)
(翌 年 度 繰 越 利 益 金		16,449,457	14,257,513)
3 積 立 金			
区 分		15 年 度 末 千円	(14 年 度 末) 千円
積 立 金 現 在 額		14,257,513	12,994,400
4 主 な 業 務 実 績			
区 分		15 年 度	(14 年 度)
(保 険 引 受)			
件 数		217千件	203千件
面 積		1,393千ha	1,318千ha
金 額		1,780,324,405千円	1,793,892,979千円
(保 険 金 支 払)			
件 数		3千件	3千件
面 積		1千ha	1千ha
金 額		683,890千円	627,373千円

(20) 農林水産省所管 漁船再保険及漁業共済保険特別会計

この特別会計は、国が経営する漁船再保険事業、漁船乗組員給与再保険事業及び漁業共済保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、漁船普通保険、漁船特殊保険、漁船乗組員給与保険、漁業共済保険及び業務の5勘定に区分して経理されており、その勘定別の15年度の歳入歳出決算、損益、積立金及び主な業務実績は次のとおりである。

(漁船普通保険勘定)

この勘定は、戦乱等以外の事故により、1,000トン未満の漁船やこれに積載した漁獲物等が受けた損害及び1,000トン未満の漁船の運航に伴って生じた損害の賠償等について、漁船保険中央会が漁船保険組合に負う再保険責任のうち同中央会の負担分を超える額を再保険する事業に関する経理を行うものである。

1 歳入歳出決算

区 分		15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(歳 入)			
徴 収 決 定 済 額		8,166,812	9,330,613
収 納 済 歳 入 額		8,166,812	9,330,613
(歳 出)			
歳 出 予 算 現 額		10,175,358	13,974,545
支 出 済 歳 出 額		8,760,030	8,989,132
不 用 額		1,415,327	4,985,412

2 損 益		
区 分	15 年 度	(14 年 度)
	千円	千円
利 益	13,435,091	14,970,656
(うち再保険料)	(1,124,059)	(1,437,734)
損 失	13,337,428	14,850,157
(うち再保険金)	(2,043,779)	(2,152,243)
利 益 金	97,662	120,498
(前年度繰越利益金)	9,066,547	8,946,048
(翌年度繰越利益金)	9,164,209	9,066,547

3 積 立 金		
区 分	15 年 度 末	(14 年 度 末)
	千円	千円
積立金現在額	14,098,323	14,268,756

4 主な業務実績		
区 分	15 年 度	(14 年 度)
(保険引受)		
件 数	430千件	437千件
再 保 險 金 額	15,675,152,479千円	15,600,321,500千円
(保険金支払)		
損 害 再 保 險 金 件 数	61千件	59千件
金 額	196,136千円	208,358千円
満 期 再 保 險 金 件 数	1千件	1千件
金 額	1,847,643千円	1,943,885千円

(漁船特殊保険勘定)

この勘定は、1,000トン未満の漁船が戦乱等による事故により損害を受けた場合に、漁船保険組合が負う保険責任を再保険する事業に関する経理を行うものである。

1 歳入歳出決算

区 分	15 年 度	(14 年 度)
	千円	千円
(歳 入)		
徴収決定済額	12,595	19,768
収納済歳入額	12,595	19,768
(歳 出)		
歳出予算現額	198,846	288,281
支出済歳出額	2,000	19,500
不 用 額	196,846	268,781

2 損 益

区 分	15 年 度	(14 年 度)
	千円	千円
利 益	12,097	19,370
(うち再保険料)	(8,153)	(12,663)
損 失	2,435	20,117
(うち再保険金)	(—)	(—)
利益金(△損失金)	9,662	△ 746
(前年度繰越利益金)	4,453,181	4,453,927
(翌年度繰越利益金)	4,462,844	4,453,181

3 積 立 金

区 分	15 年 度 末	(14 年 度 末)
	千円	千円
積立金現在額	4,452,258	4,452,606

4 主な業務実績

区 分	15 年 度	(14 年 度)
(保険引受)		
件 数	122件	182件
再 保 険 金 額	15,785,146千円	24,753,105千円

(漁船乗組員給与保険勘定)

この勘定は、漁船の乗組員が抑留された場合における給与の支払について、漁船保険組合が負う
 保険責任を再保険する事業に関する経理を行うものである。

1 歳入歳出決算

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(歳 入)		
徴 収 決 定 済 額	2,144	4,121
収 納 済 歳 入 額	2,144	4,121
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	29,520	52,520
支 出 済 歳 出 額	—	—
不 用 額	29,520	52,520

2 損 益

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
利 益	2,164	3,954
(うち再保険料)	(1,397)	(1,836)
損 失	109	104
(うち再保険金)	(—)	(—)
利 益 金	2,055	3,850
(前年度繰越利益金)	1,256,147	1,252,296
(翌年度繰越利益金)	1,258,202	1,256,147

3 積 立 金

区 分	15 年 度 末 千円	(14 年 度 末) 千円
積 立 金 現 在 額	1,256,023	1,252,005

4 主な業務実績

区 分	15 年 度	(14 年 度)
(保険引受)		
件 数	72件	129件
再 保 険 金 額	256,815千円	339,265千円

(漁業共済保険勘定)

この勘定は、中小漁業者がその営む漁業につき異常の事象又は不慮の事故によって受けることのある損失について漁業共済組合連合会が漁業共済組合に対して負う再共済責任等のうち、同連合会の負担分を超える額を保険する事業に関する経理を行うものである。

1 歳入歳出決算

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(歳 入)		
徴 収 決 定 済 額	8,492,631	8,648,262
収 納 済 歳 入 額	8,492,631	8,648,262
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	7,778,272	7,699,301
支 出 済 歳 出 額	7,160,211	7,293,633
不 用 額	618,060	405,667

2 損 益		
区 分	15 年 度	(14 年 度)
	千円	千円
利 益	15,316,910	14,865,898
(うち 保 険 料)	(2,419,115)	(2,379,249)
損 失	16,933,976	15,472,541
(うち 保 険 金)	(2,441,325)	(2,366,635)
(うち 漁業共済組合連合会交付金)	(4,718,886)	(4,926,998)
損 失 金	1,617,066	606,643
(前年度繰越損失金)	28,891,749	28,285,106)
(翌年度繰越損失金)	30,508,816	28,891,749)

3 主な業務実績		
区 分	15 年 度	(14 年 度)
(保険引受)		
件 数	56千件	28千件
再 共 済 金 額	364,148,494千円	352,518,150千円
(保険金支払)		
漁獲共済保険金	2,390,820千円	1,833,804千円
養殖共済保険金	50,506千円	75,671千円
特定養殖共済保険金	—千円	457,160千円
計	2,441,326千円	2,366,635千円

(業務勘定)

歳入歳出決算

区 分	15 年 度	(14 年 度)
	千円	千円
(歳 入)		
徴収決定済額	1,145,485	1,170,689
収納済歳入額	1,145,485	1,170,689
(歳 出)		
歳出予算現額	1,168,997	1,193,758
支出済歳出額	1,145,485	1,170,689
不 用 額	23,511	23,068

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「漁業共済事業の実施に当たり、制度の趣旨に沿わない手数料の徴収をしないこととするなど、事業の適切な運営が図られるよう改善させたもの」(365 ページ参照)を掲記した。

(21) 農林水産省所管 農業経営基盤強化措置特別会計

この特別会計は、農業経営基盤の強化に資するための農地等の買収、売渡し等及び農地保有合理化事業等に係る補助金の交付等、農業経営の改善等に資するための農業改良資金の貸付け並びに青年等の就農促進を図るための就農支援資金の貸付けに関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の15年度の歳入歳出決算、積立金及び主な業務実績は次のとおりである。

1 歳入歳出決算

区 分	15 年 度	(14 年 度)
	千円	千円
(歳 入)		
徴収決定済額	138,832,148	148,216,640
収納済歳入額	138,319,826	147,614,990
不 納 欠 損 額	—	1,124
収納未済歳入額	512,321	600,525

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	63,559,037	90,095,463
支 出 済 歳 出 額	37,971,129	30,662,688
不 用 額	25,587,907	59,432,774

不用額の主なものは、農地保有合理化促進対策費(歳出予算現額 436 億 0888 万円)の 97 億 4026 万余円、農業改良資金貸付金(同 99 億 3606 万余円)の 96 億 3708 万余円及び就農支援資金貸付金(同 69 億 0730 万余円)の 50 億 5708 万余円である。

2 積立金

区 分	15 年 度 末 千円	(14 年 度 末) 千円
積立金現在額	18,392,965	21,392,965

3 主な業務実績

区 分	15 年 度	(14 年 度)
(農地等の売渡し等)		
農地等の売渡し	526千㎡	868千㎡
農地等の買収	4千㎡	139千㎡
(注)		
年度末所有農地等 (うち貸付け農地等)	51,787千㎡ (2,633千㎡)	52,869千㎡ (2,918千㎡)
(農地保有合理化事業等に係る補助金の交付等)		
農地保有合理化法人に対する補助金の交付	3,416,874千円	3,826,637千円
全国農地保有合理化協会に対する補助金の交付	16,570,805千円	8,031,757千円
農林漁業金融公庫等に対する貸付金の貸付け	12,949,588千円	13,239,335千円
(農業改良資金)		
都道府県に対する農業改良資金貸付金の貸付け	298,986千円	401,280千円
(就農支援資金)		
都道府県に対する就農支援資金貸付金の貸付け	1,850,219千円	1,955,609千円

(注) 「年度末所有農地等」の面積は国有財産台帳に登録されている面積

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「中山間農地保全対策事業の実施に当たり、既に自力により導入を完了していて補助の対象にならないコンバインを補助の対象としていたもの」(315 ページ参照)を掲記した。

(22) 農林水産省所管 国有林野事業特別会計

この特別会計は、国有林野事業を国有林野の有する公益的機能の維持増進を基本としつつ企業的に運営し、その健全な発達に資することを目的として、その経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、国有林野事業及び治山の2勘定に区分して経理されており、その勘定別の15年度の歳入歳出決算、損益、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

(国有林野事業勘定)

1 歳入歳出決算

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	326,753,269	297,977,555
収納済歳入額	325,530,268	295,871,753
不納欠損額	68,207	162,748
収納未済歳入額	1,154,794	1,943,053

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	377,329,485	347,085,484
支 出 済 歳 出 額	321,957,085	295,144,932
翌 年 度 繰 越 額	31,690,240	29,385,625
不 用 額	23,682,159	22,554,926

翌年度繰越額はすべて国有林野事業費(歳出予算現額 3763 億 2948 万余円)の分である。また、不用額の主なものは国有林野事業費の 226 億 8215 万余円である。

2 損 益

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
利 (う ち 売 上 高)	116,125,353 (21,962,679)	113,809,226 (22,918,316)
損 (う ち 経 営 費)	166,765,962 (56,921,675)	163,421,116 (56,991,780)
損 失 金	50,640,609	49,611,890
(前 年 度 繰 越 損 失 金)	197,332,173	147,720,283
(翌 年 度 繰 越 損 失 金)	247,972,782	197,332,173

3 借 入 金

区 分	15 年 度 末 千円	(14 年 度 末) 千円
借 入 金 現 在 額 (財 政 融 資 資 金 等)	1,279,558,807	1,261,670,809

4 主 な 業 務 実 績

区 分	15 年 度	(14 年 度)
立 木 売 払 い	2,080千㎡	2,204千㎡
製 品 売 払 い	669千㎡	590千㎡
立 木 の 保 育	43千ha	33千ha
林 道 改 良	1,599km	646km

(治 山 勘 定)

1 歳入歳出決算

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(歳 入)		
徴 収 決 定 済 額	204,354,248	225,942,109
収 納 済 歳 入 額	204,354,248	225,942,109
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	215,341,483	281,781,778
支 出 済 歳 出 額	201,502,938	217,199,717
翌 年 度 繰 越 額	13,728,640	64,472,047
不 用 額	109,904	110,013

翌年度繰越額の主なものは治山事業費(歳出予算現額 1743 億 6319 万余円)の 132 億 0399 万余円である。

2 主 な 業 務 実 績

区 分	15 年 度	(14 年 度)
直 轄 治 山 事 業	2,708箇所	2,781箇所
治山事業に対する補助	8,531箇所	9,527箇所

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「復旧治山事業の実施に当たり、護岸工費の積算を誤ったため、工事費が割高となっているもの」(309 ページ参照)を、「第4章 特定検査対象に関する検査状況」に「国有林野事業の抜本的改革の実施状況について」(964 ページ参照)を掲記した。

(23) 農林水産省所管 国営土地改良事業特別会計

この特別会計は、国が行う土地改良事業の工事に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の15年度の歳入歳出決算、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

1 歳入歳出決算

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	597,213,910	610,938,221
収納済歳入額	597,213,910	610,927,339
不納欠損額	—	10,882
(歳 出)		
歳出予算現額	637,846,725	699,662,312
支出済歳出額	559,095,096	577,816,020
翌年度繰越額	69,260,889	111,004,162
不 用 額	9,490,739	10,842,128

翌年度繰越額の主なものは、土地改良事業費(歳出予算現額 2608 億 1715 万余円)の 546 億 4127 万余円、北海道土地改良事業費(同 997 億 7806 万余円)の 59 億 1901 万余円及び沖縄土地改良事業費(同 107 億 4146 万余円)の 47 億 5476 万余円である。

2 借 入 金

区 分	15 年 度 末 千円	(14 年 度 末) 千円
借入金現在額 (財政融資資金)	909,201,112	974,029,451

3 主な業務実績

区 分	15 年 度	(14 年 度)
かんがい排水事業	138地区	139地区
総合農地防災事業	27地区	26地区
農用地再編開発事業	13地区	19地区

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「国営かんがい排水事業及びこれに関連する附帯事業の実施について」(596 ページ参照)を、「第4章 特定検査対象に関する検査状況」に「公共工事の多様な入札・契約制度、特に総合評価落札方式等の民間の技術力を活用する方式の導入状況について」(915 ページ参照)を掲記した。

(24) 経済産業省所管 貿易再保険特別会計

この特別会計は、外国貿易その他の対外取引において生ずる為替取引の制限その他通常の保険によって救済することができない危険を保険する制度を確立することによって、外国貿易その他の対外取引の健全な発達を図ることを目的とする貿易保険に対して、政府の再保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の15年度の歳入歳出決算、損益、異常危険準備金及び主な業務実績は次のとおりである。

1 歳入歳出決算

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	294,984,200	250,074,591
収納済歳入額	268,589,777	242,465,424
不納欠損額	—	402
収納未済歳入額	26,394,422	7,608,764
(歳 出)		
歳出予算現額	147,185,633	142,874,488
支出済歳出額	20,180,247	78,528,013
不 用 額	127,005,385	64,346,474

収納未済歳入額はすべて雑収入(徴収決定済額 869 億 9943 万余円)の分である。また、不用額の主なものは再保険費(歳出予算現額 1353 億 9501 万余円)の 1157 億 5567 万余円である。

2 損 益

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
利 益	123,026,055	161,595,410
(うち再保険料)	(35,454,324)	(24,938,828)
損 失	123,026,055	161,595,410
(うち再保険金)	(17,937,587)	(76,270,848)
利 益 金	—	—
(前年度繰越利益金)	69,751,099	69,751,099)
(翌年度繰越利益金)	69,751,099	69,751,099)

なお、15年度は、損益計算した結果生じた益金 170 億 5550 万余円を、予期せぬ保険事故が発生した場合の支払に備えるための異常危険準備金に繰り入れたため、利益金は発生していない。

3 異常危険準備金

区 分	15 年 度 末 千円	(14 年 度 末) 千円
異常危険準備金現在額	412,665,221	395,609,719

4 主な業務実績

区 分	15 年 度	(14 年 度)
再 保 險 引 受 件 数	399,852件	395,670件
金 額	16,504,461,645千円	16,110,591,494千円
再 保 險 金 支 払 件 数	278件	401件
金 額	17,937,587千円	76,270,848千円

(25) 経済産業省所管 特許特別会計

この特別会計は、国が行う特許等工業所有権に関する事務の遂行に資するとともに、その経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の15年度の歳入歳出決算及び主な業務実績は次のとおりである。

1 歳入歳出決算

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	197,466,538	193,696,831
収納済歳入額	197,466,298	193,696,591
収納未済歳入額	240	240
(歳 出)		
歳出予算現額	115,619,074	111,192,612
支出済歳出額	104,006,997	100,307,845
不 用 額	11,612,076	10,884,767

不用額の主なものは事務取扱費(歳出予算現額 1084 億 3371 万余円)の 109 億 4062 万余円である。

2 主な業務実績

区 分	15 年 度	(14 年 度)
(特 許 権)		
出 願 の 受 理	424,604件	420,229件
審 査 請 求 の 受 理	229,138件	251,825件
審 査 (注1)	230,168件	220,430件
(実用新案権)		
出 願 の 受 理	8,128件	8,554件
審 査 請 求 の 受 理	13件	9件
審 査 (注2)	12件	28件
(意 匠 権)		
出 願 の 受 理	40,200件	37,673件
審 査	39,471件	40,194件
(商 標 権)		
出 願 の 受 理	128,683件	121,254件
審 査	209,411件	235,873件

第6章 第2節 第1 2 特別会計 (26) 自動車損害賠償保障事業特別会計

(注1) 特許権の審査は、出願を受理したもののうち、その後審査請求を受理したものについて行うこととなっている。

(注2) 実用新案権の審査は、5年12月31日以前に出願を受理したものについては、特許権の審査の場合と同様である。また、6年1月1日以降に出願を受理したものについては、特許法等の一部を改正する法律(平成5年法律第26号)第3条の規定により審査を行わないこととなった。

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「出願適正化等指導事業等の委託における人件費の算定方法に職員等の勤務実態を反映させることにより委託費の節減を図るよう改善させたもの」(399 ページ参照)を掲記した。

(26) 国土交通省所管 自動車損害賠償保障事業特別会計

この特別会計は、国が行う自動車損害賠償保障事業、自動車事故対策事業、経過措置としての再保険事業等及び保険料等充当交付金の交付事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、保障、自動車事故対策及び保険料等充当交付金の3勘定に区分して経理されており、その勘定別の15年度の歳入歳出決算、損益、繰越金、基金及び主な業務実績は次のとおりである。

(保 障 勘 定)

この勘定は、自動車損害賠償保障事業(保有者が明らかでない自動車によって生命、身体を害されて損害賠償の請求をすることのできない被害者の受けた損害を国がてん補するなどの事業)等の経理を行うものである。

1 歳入歳出決算

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(歳 入)		
徴 収 決 定 済 額	82,854,431	79,526,846
収 納 済 歳 入 額	78,989,102	75,136,603
不 納 欠 損 額	203,734	528,400
収 納 未 済 歳 入 額	3,661,594	3,861,842
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	8,065,817	8,128,143
支 出 済 歳 出 額	7,257,838	7,360,690
不 用 額	807,978	767,452

2 損 益			
区 分		15 年 度	(14 年 度)
		千円	千円
利 益		26,833,353	15,948,620
(うち一般会計より受入)		(6,111,915)	(—)
(うち 賦 課 金)		(3,031,247)	(2,994,666)
損 失		21,240,496	22,101,349
(うち 保 障 金)		(5,089,981)	(5,109,407)
利 益 金 (△ 損 失 金)		5,592,856	△ 6,152,729
(利益金又は損失金の処理)			
翌年度に繰越利益を減額して整理		—	6,152,729
2 翌年度に繰越利益として整理		5,592,856	—
3 繰 越 金			
区 分		15 年 度 末	(14 年 度 末)
		千円	千円
繰 越 利 益 の 額		112,576,650	118,729,379
4 主 な 業 務 実 績			
区 分		15 年 度	(14 年 度)
保 障 金 等 の 支 払 件 数		4,277 件	3,688 件
金 額		5,089,981 千円	5,109,407 千円

(自動車事故対策勘定)

この勘定は、自動車事故対策事業(被害者保護の増進又は自動車事故防止対策に関する事業)の経理を行うものである。

1 歳入歳出決算			
区 分		15 年 度	(14 年 度)
		千円	千円
(歳 入)			
徴 収 決 定 済 額		70,342,087	17,185,333
収 納 済 歳 入 額		70,342,087	17,185,333
(歳 出)			
歳 出 予 算 現 額		17,746,166	17,825,244
支 出 済 歳 出 額		14,863,757	14,563,149
翌 年 度 繰 越 額		644,098	—
不 用 額		2,238,310	3,262,094

2 損 益			
区 分		15 年 度	(14 年 度)
		千円	千円
利 益		54,719,902	5,381,496
(うち一般会計より受入)		(50,813,989)	(—)
(うち 利 子 収 入)		(3,798,254)	(5,033,161)
損 失		31,318,022	14,563,149
(うち自動車事故対策センター出資金承継損)		(14,255,922)	(—)
(うち自動車事故対策センター補助金)		(4,660,081)	(10,650,062)
(うち独立行政法人自動車事故対策機構運営費交付金)		(4,981,279)	(—)
利 益 金 (△ 損 失 金)		23,401,880	△ 9,181,652
(利益金又は損失金の処理)			
翌年度に基金を減額して整理		—	9,181,652
翌年度に基金に組み入れて整理		23,401,880	—

3 基 金		
区 分	15 年 度 末	(14 年 度 末)
基 金 残 額	千円 739,823,760	千円 749,005,413
4 主な業務実績		
区 分	15 年 度	(14 年 度)
自動車事故対策計画に基づき助成	件 数 236件	223件
金 額	14,545,436千円	14,226,549千円

(保険料等充当交付金勘定)

この勘定は、経過措置としての再保険事業等(自動車損害賠償責任再保険事業及び自動車損害賠償責任共済保険事業)に関する経理、保険料等充当交付金(保険契約者が保険会社に支払うべき自動車損害賠償責任保険の保険料の一部等に充てさせるため、政府が保険会社等に交付する交付金)の交付事業に関する経理を行うものである。

1 歳入歳出決算

区 分	15 年 度	(14 年 度)
(歳 入)	千円	千円
徴収決定済額	669,189,435	775,930,980
収納済歳入額	669,189,435	775,930,980
(歳 出)		
歳出予算現額	747,291,679	822,904,266
支出済歳出額	652,628,873	738,980,395
不 用 額	94,662,805	83,923,870

不用額の主なものは、再保険及保険費(歳出予算現額 4631 億 4406 万余円)の 314 億 0159 万余円及び保険料等充当交付金(同 2439 億円)の 232 億 2315 万余円である。(なお、不用額のうちには予備費に係るものが 400 億円ある。)

2 損 益

区 分	15 年 度	(14 年 度)
利 益	千円	千円
(うち利子収入)	804,455,099 (869,002)	1,136,403,371 (24,811,680)
損 失	929,520,443 (429,268,151)	1,539,774,162 (555,908,162)
(うち再保険金及保険金)		
損 失 金	125,065,344	403,370,791
(損失金の処理)		
翌年度に基金を減額して整理	125,065,344	403,370,791

3 基 金

区 分	15 年 度 末	(14 年 度 末)
基 金 残 額	千円 668,619,364	千円 1,071,990,155

4 主な業務実績

区 分	15 年 度	(14 年 度)
(経過措置としての保険契約及び保険金支払)		
再保険及び保険関係の成立	件 数 1,523件	203,237件
金 額	25,949千円	2,563,258千円
再保険金及び保険金の支払	件 数 918千件	1,186千件
金 額	429,268,151千円	555,908,162千円
(保険料等充当交付金の交付)		
交 付 実 績	法 人 数 26法人	30法人
金 額	220,676,842千円	174,811,312千円

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「自動車損害賠償保障事業に係る定期分納者の債権管理に当たり、弁済状況の把握や督促等を適時適切に行い、債権の回収に努めるよう改善させたもの」(442 ページ参照)を掲記した。

(27) 国土交通省所管 道路整備特別会計

この特別会計は、国が揮発油税の収入額に相当する金額等を財源に充てて行う道路整備事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の15年度の歳入歳出決算及び主な業務実績は次のとおりである。

1 歳入歳出決算

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(歳 入)		
徴 収 決 定 済 額	5,302,283,577	5,642,787,934
収 納 済 歳 入 額	5,301,827,418	5,642,239,717
不 納 欠 損 額	115,809	126,976
収 納 未 済 歳 入 額	340,349	421,240
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	5,479,976,373	6,217,185,496
支 出 済 歳 出 額	4,349,227,502	4,848,882,572
翌 年 度 繰 越 額	1,084,978,395	1,324,388,675
不 用 額	45,770,474	43,914,248

翌年度繰越額の主なものは、道路事業費(歳出予算現額2兆5220億6294万余円)の5938億8155万余円、地方道路整備臨時交付金(同8994億7805万余円)の1868億1504万余円及び道路環境整備事業費(同6603億3215万余円)の1394億6530万余円である。また、不用額の主なものは、受託工事費(同622億5464万余円)の182億0413万余円、附帯工事費(同625億8949万余円)の131億6425万余円及び有料道路整備等資金貸付金(同484億8112万円)の58億6880万円である。

2 主な業務実績

区 分	15 年 度	(14 年 度)
(直轄事業)		
一 般 国 道 の 改 築 (うち大規模バイパスの 新設)	168路線 (60箇所)	167路線 (70箇所)
共 同 溝 の 整 備	21路線	21路線
(補助事業)		
一 般 国 道 の 改 築	301路線	299路線
地 方 道 の 改 築	998箇所	1,189箇所
街 路 事 業	872箇所	919箇所
土 地 区 画 整 理 事 業	694箇所	732箇所

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「道路改築事業の実施に当たり、共通仮設費等の積算を誤ったため、工事費が割高となっているもの」(406 ページ参照)、「道路改築事業の実施に当たり、設計及び施工が適切でなかったため、ボックスカルバート上部に設置した地覆・壁高欄が工事の目的を達していないもの」(408 ページ参照)、「道路改築事業の実施に当たり、高架橋の詳細設計業務費の積算を誤ったため、事業費が割高となっているもの」(413 ページ参照)、「緊急地方道路整備事業の実施に当たり、移転の対象となっていない店舗を含めて営業補償費を算定したため、補償費が過大となっているもの」(416 ページ参照)、「緊急地方道路整備事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、パイプカルバート等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの」

(418 ページ参照)、「土地区画整理事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、ボックスカルバートの所要の安全度が確保されていない状態になっているもの」(427 ページ参照)、「職員の不正行為による損害が生じたもの」(441 ページ参照)及び「橋りょうの耐震化対策の実施状況について」(634 ページ参照)を掲記した。

(28) 国土交通省所管 治水特別会計

この特別会計は、国が施行する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事に関する経理並びに都道府県知事が施行する治水事業に係る負担金又は補助金の交付等に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、治水及び特定多目的ダム建設工事の2勘定に区分して経理されており、その勘定別の15年度の歳入歳出決算及び主な業務実績は次のとおりである。

(治水勘定)

1 歳入歳出決算

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	1,515,123,057	1,729,030,615
収納済歳入額	1,515,119,986	1,729,005,445
不納欠損額	1,161	10,386
収納未済歳入額	1,909	14,783
(歳 出)		
歳出予算現額	1,599,561,692	2,003,133,510
支出済歳出額	1,377,241,627	1,514,368,278
翌年度繰越額	211,144,590	474,585,893
不 用 額	11,175,475	14,179,338

翌年度繰越額の主なものは、河川事業費(歳出予算現額 7947 億 1110 万余円)の 1229 億 3773 万余円、砂防事業費(同 2540 億 9367 万余円)の 425 億 6030 万余円及び河川総合開発事業費(同 1461 億 1108 万余円)の 168 億 3757 万余円である。また、不用額の主なものは、受託工事費(同 249 億 6786 万余円)の 67 億 3599 万余円、河川総合開発事業費(同 1461 億 1108 万余円)の 15 億 5504 万余円及び附帯工事費(同 99 億 7211 万余円)の 13 億 1310 万余円である。

2 主な業務実績

区 分	15 年 度		(14 年 度)	
	直轄事業	補助事業	直轄事業	補助事業
河 川 改 修	119河川	867河川	120河川	878河川
河 川 総 合 開 発	9ダム	159ダム	12ダム	175ダム
砂 防 施 設 の 整 備	356箇所	1,584箇所	372箇所	1,681箇所

(特定多目的ダム建設工事勘定)

この勘定は、特定多目的ダム法(昭和 32 年法律第 35 号)に基づき、流水を発電・水道・工業用水道の特定期間等に供することを目的として、国土交通大臣が自ら新築する多目的ダムの建設工事に関する事業の経理を行うものである。

1 歳入歳出決算

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	276,232,734	328,307,722
収納済歳入額	276,230,853	328,307,609
収納未済歳入額	1,881	113
(歳 出)		
歳出予算現額	281,216,945	343,603,383
支出済歳出額	245,332,662	258,646,875
翌年度繰越額	32,433,578	78,693,383
不 用 額	3,450,704	6,263,124

翌年度繰越額の主なものは、多目的ダム建設事業費(歳出予算現額2144億8143万余円)の251億2511万余円、沖縄多目的ダム建設事業費(同130億1233万余円)の47億0348万余円及び受託工事費(同152億4616万余円)の26億0498万余円である。

2 主な業務実績

区 分	15 年 度	(14 年 度)
ダ ム 建 設	41ダム	43ダム

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「河川改修事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、樋門等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの」(438ページ参照)及び「高規格堤防整備事業の実施について」(656ページ参照)を掲記した。

(29) 国土交通省所管 港湾整備特別会計

この特別会計は、国が施行する港湾整備事業に関する経理及び港湾管理者が施行する港湾整備事業に対する負担金又は補助金の交付等に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、港湾整備及び特定港湾施設工事の2勘定に区分して経理されており、その勘定別の15年度の歳入歳出決算及び主な業務実績は次のとおりである。

(港湾整備勘定)

1 歳入歳出決算

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	435,946,781	492,066,038
収納済歳入額	435,945,386	492,043,017
不 納 欠 損 額	—	14,729
収納未済歳入額	1,395	8,291
(歳 出)		
歳出予算現額	482,352,153	574,856,614
支出済歳出額	418,179,179	466,026,558
翌年度繰越額	60,479,732	102,768,443
不 用 額	3,693,241	6,061,612

翌年度繰越額の主なものは、港湾事業費(歳出予算現額3092億9686万余円)の468億2839万余円、沖縄港湾事業費(同373億6740万余円)の64億2124万余円及び離島港湾事業費(同356億8104万余円)の41億1075万余円である。

2 主な業務実績

区 分	15 年 度	(14 年 度)
(直轄事業)		
港湾の整備	122港	124港
航路の整備	16航路	16航路
(補助事業)		
港湾の整備	356港	382港

(特定港湾施設工事勘定)

〔 この勘定は、企業の合理化に資するために必要な港湾施設の工事に要する費用の一部を受益を受ける事業者負担させ、国が施行する工事等に関する経理を行うものである。 〕

1 歳入歳出決算

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(歳入)		
徴収決定済額	14,630,736	16,339,235
収納済歳入額	14,630,736	16,339,235
(歳出)		
歳出予算現額	14,524,384	16,069,480
支出済歳出額	13,653,810	15,785,350
翌年度繰越額	758,670	181,262
不 用 額	111,904	102,867

2 主な業務実績

区 分	15 年 度	(14 年 度)
(直轄事業)		
エネルギー港湾施設の整備	4港	3港

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「港湾環境整備事業の実施に当たり、共通仮設費の積算を誤ったため、工事費が割高となっているもの」(415 ページ参照)及び「廃棄物埋立護岸の整備事業において、審査、確認等の体制の強化を図ることなどにより、補助率の算定及び収益納付を適切に行うよう改善させたもの」(449 ページ参照)を掲記した。

(30) 国土交通省所管 自動車検査登録特別会計

この特別会計は、国が行う自動車の検査及び登録等に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の15年度の歳入歳出決算及び主な業務実績は次のとおりである。

1 歳入歳出決算

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(歳入)		
徴収決定済額	61,401,309	62,792,719
収納済歳入額	61,401,309	62,792,719
(歳出)		
歳出予算現額	51,305,286	50,934,057
支出済歳出額	47,698,309	48,519,656
翌年度繰越額	958,223	416,060
不 用 額	2,648,753	1,998,340

2 主な業務実績

区 分	15 年 度	(14 年 度)
自 動 車 の 検 査 (う ち 有 料 分)	28,330千件 (28,272千件)	28,174千件 (28,115千件)
自 動 車 の 登 録 (う ち 有 料 分)	18,401千件 (17,951千件)	17,982千件 (17,559千件)

(31) 国土交通省所管 都市開発資金融通特別会計

この特別会計は、次の資金の貸付けに関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

- (ア) 地方公共団体が行う都市公共施設用地の買取り等に必要な資金
- (イ) 地方公共団体が行う、市街地再開発組合等による市街地再開発事業の施行等に要する資金の貸付けに必要な資金
- (ウ) 地方公共団体が行う、土地区画整理組合等による土地区画整理事業の施行等に要する資金の貸付けに必要な資金
- (エ) 都市基盤整備公団等が行う宅地の造成等に必要な資金
- (オ) 土地開発公社が行う公共事業予定地等の買取りに必要な資金
- (カ) 「民間都市開発の推進に関する特別措置法」(昭和62年法律第62号)に基づき指定された民間都市開発推進機構等が行う業務に必要な資金

同特別会計の15年度の歳入歳出決算、損益、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

1 歳入歳出決算

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(歳 入)		
徴 収 決 定 済 額	113,384,407	119,906,507
収 納 済 歳 入 額	113,384,407	119,906,507
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	102,003,884	109,511,081
支 出 済 歳 出 額	93,291,302	95,055,639
翌 年 度 繰 越 額	4,729,203	4,312,000
不 用 額	3,983,378	10,143,441

2 損 益

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
利 益		
(う ち 利 子 収 入)	4,825,387 (4,825,365)	6,648,423 (6,647,293)
損 失		
(う ち 支 払 利 子)	5,087,784 (5,080,321)	7,189,421 (7,181,879)
損 失 金	262,396	540,997
(前年度繰越損失金)	2,430,098	1,889,100
(翌年度繰越損失金)	2,692,495	2,430,098

3 借 入 金

区 分	15 年 度 末 千円	(14 年 度 末) 千円
借 入 金 現 在 額 (財 政 融 資 資 金)	165,020,244	213,634,431

4 主な業務実績

(1) 貸付実績

区 分		15 年 度	(14 年 度)
(地方公共団体貸付)			
都市公共施設用地買取資金貸付	件 数	30件	31件
	面 積	106,807m ²	68,943m ²
	金 額	10,977,000千円	6,992,000千円
市街地再開発事業等資金貸付	件 数	6件	7件
	金 額	1,292,000千円	1,200,000千円
組合等土地区画整理資金貸付	件 数	33件	40件
	金 額	2,461,500千円	3,401,200千円
(都市基盤整備公団等貸付)			
都市開発資金貸付	件 数	3件	4件
	金 額	650,000千円	1,750,000千円
(土地開発公社貸付)			
特定公共用地等買取資金貸付	件 数	3件	3件
	面 積	17,755m ²	14,291m ²
	金 額	2,313,000千円	991,000千円
(民間都市開発推進機構等貸付)			
都市開発資金貸付	件 数	4件	3件
	金 額	6,925,000千円	3,785,000千円
都市開発資金収益回収特別貸付	件 数	2件	2件
	金 額	539,797千円	155,000千円

(2) 貸付金回収

	15 年 度	(14 年 度)
金 額	千円 64,272,355	千円 69,120,123

(3) 貸付金現在額

	15 年 度 末	(14 年 度 末)
金 額	千円 390,643,818	千円 429,757,876

(32) 国土交通省所管 空港整備特別会計

この特別会計は、国が施行する空港整備事業等に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の15年度の歳入歳出決算、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

1 歳入歳出決算

区 分	15 年 度	(14 年 度)	
	千円	千円	
(歳 入)			
徴収決定済額	505,535,408	517,815,201	
収納済歳入額	505,502,184	516,356,467	
不納欠損額	—	1,392,001	
収納未済歳入額	33,224	66,732	
(歳 出)			
歳出予算現額	516,512,091	561,909,252	
支出済歳出額	475,897,684	478,582,185	
翌年度繰越額	22,268,416	60,935,763	
不 用 額	18,345,990	22,391,303	

翌年度繰越額の主なものは、空港整備事業費(歳出予算現額 1067 億 5114 万余円)の 179 億 6363 万余円及び航空路整備事業費(同 315 億 4585 万余円)の 33 億 0150 万余円である。また、不用額の主なものは、空港等維持運営費(同 1538 億 3116 万余円)の 100 億 8861 万余円及び空港整備事業費の 35 億 2019 万余円である。

2 借入金			
区分		15年度末	(14年度末)
		千円	千円
借入金現在額 (財政融資資金)		945,342,000	971,716,000
3 主な業務実績			
区分		15年度	(14年度)
(直轄事業)			
滑走路の新設及び延長		5空港	5空港
航空路監視レーダー施設の整備		5箇所	10箇所
(補助事業)			
滑走路の新設及び延長		11空港	12空港

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「空港整備事業の実施に当たり、施工が設計と相違していたため、進入灯橋りょうの橋脚等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの」(422 ページ参照)及び「航空保安施設の新設、更新等に伴い購入するレーダー装置等各種装置の予備品の購入契約に当たり、各種装置の製造実績単価を把握するなどして、予備品の積算を適切なものとするよう改善させたもの」(456 ページ参照)を掲記した。

第2 国税収納金整理資金の受払

国税収納金整理資金は、国税収入に関する経理の合理化と過誤納金の還付金等の支払事務の円滑化を図ることを目的として、国税収納金整理資金に関する法律(昭和29年法律第36号)に基づいて、昭和29年度に設置されたものである。この資金に国税収納金等を受け入れ、過誤納金の還付金等はこの資金から支払い、その差引額を国税収入その他の収入として国の歳入に組み入れることとしており、その受払の計算書を一般会計歳入歳出決算とともに内閣が国会に提出しなければならないこととなっている。

平成15年度国税収納金整理資金受払計算書についてみると、受入れ、支払は次表のとおりである。

区 分	15 年 度 千 円	(14 年 度) 千 円
(受 入)		
徴収決定済額	54,266,429,635	54,825,049,880
収納済額	52,917,941,593	53,342,565,146
不納欠損額	277,192,364	299,447,925
収納未済額	1,071,295,677	1,183,036,808
(支 払)		
支払決定済額	7,738,821,556	7,847,218,785
うち		
支払命令済額	7,738,817,507	7,831,566,355
支払命令未済額	4,048	15,652,429
歳入組入額	44,496,115,024	44,816,282,849

上記の歳入組入額の主なものは次のとおりである。

一 般 会 計 各 税 組 入 金	千円 42,408,487,233
電源開発促進対策特別会計(電源立地勘定)組入金	160,022,233
同特別会計(電源利用勘定)組入金	206,305,884
交付税及び譲与税配付金特別会計(交付税及び譲与税配付金勘定)各税組入金	734,093,205
国債整理基金特別会計組入金	241,106,190
石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計(石炭勘定)組入金	42,139,521
道路整備特別会計組入金	703,300,000

なお、不納欠損額及び収納未済額の主なものは次のとおりである。

(不納欠損額)

	千 円	千 円
申告所得税受入金	79,323,646 (徴収決定済額)	2,842,174,198
源泉所得税受入金	57,708,587 (同)	13,062,983,022
法人税受入金	48,570,743 (同)	11,224,351,315
消費税及地方消費税受入金	46,526,677 (同)	15,055,253,590
相続税受入金	26,293,459 (同)	1,624,587,259
消費税受入金	15,322,279 (同)	22,494,901
地価税受入金	1,725,772 (同)	2,029,215

(収納未済額)

	千円	千円
消費税及地方消費税受入金	419,521,016 (徴収決定済額)	15,055,253,590
揮発油税及地方道路税受入金	258,582,848 (同)	3,453,581,403
相 続 税 受 入 金	116,720,347 (同)	1,624,587,259

前記の収納未済額のほか、既往年度分の収納未済額が2兆5873億5985万余円ある。

第3 法律により設置されているその他の資金の受払

国税収納金整理資金のほか、法律により特に設置されている資金で、その増減及び現在額についての計算書を、内閣が歳入歳出決算を国会に提出する場合に添付しなければならないことになっているものは、決算調整資金、貨幣回収準備資金及び農業近代化助成資金の3資金である。

1 決算調整資金

この資金は、予見し難い租税収入の減少等により一般会計の歳入歳出の決算上不足が生ずることとなる場合において、この資金からその不足を補てんすることにより、一般会計における収支の均衡を図ることを目的として、決算調整資金に関する法律(昭和53年法律第4号)に基づいて昭和52年度に設置されたものである。

平成15年度決算調整資金の増減及び現在額計算書についてみると、資金の増減及び現在額は次表のとおりである。

区 分	金 額 千円
15年7月末資金現在額	—
15年8月1日から16年7月31日までの資金増	—
15年8月1日から16年7月31日までの資金減	—
16年7月末資金現在額	—

2 貨幣回収準備資金

この資金は、政府による貨幣の発行、引換え及び回収の円滑な実施を図り、もって貨幣に対する信頼の維持に資することを目的として、貨幣回収準備資金に関する法律(平成14年法律第42号)に基づいて平成15年度に設置されたものである。

平成15年度貨幣回収準備資金の増減及び現在額計算書についてみると、資金は国庫金と回収貨幣及地金に区分されており、その増減及び現在額は次表のとおりである。

区 分	事 項	金 額 千円
国庫金	年度首在高 (受入れ)	845,988,200
	貨幣発行高	241,870,000
	運用益	2,562,740
	計 (払出し)	244,432,740
	貨幣回収高	200,713,858
	一般会計へ繰入れ(貨幣製造費分)	21,741,568
	一般会計へ繰入れ(年度末繰入分)	64,047,879
	計	286,503,306
	差引現在額	803,917,634

区	分	事	項	金	額
					千円
回収貨幣及地金		年度首在高		78,068,947	
		(受入れ)			
		回収貨幣		5,340,468	
		計		5,340,468	
		(払出し)			
		貨幣材料		866,551	
		その他		42,669	
		計		909,221	
		差引現在額		82,500,195	
		資金合計		886,417,829	

第6章
第2節
第4
債権及び債務
1
債権

なお、上記の国庫金及び回収貨幣及地金の年度首在高は、独立行政法人造幣局法(平成14年法律第40号)附則第6条第4項の規定に基づいて、造幣局特別会計の貨幣回収準備資金に属していた現金等が帰属したものであり、一般会計へ繰入れ(年度末繰入分)は、同条第2項の規定に基づいて、14年度の一般会計の歳入に繰り入れられたものである。

3 農業近代化助成資金

この資金は、農業近代化資金の融通につき都道府県が利子補給を行うのに要する経費を補助するために必要な財源を確保することを目的として、農業近代化助成資金の設置に関する法律(昭和36年法律第203号)に基づいて昭和36年度に設置されたものである。

平成15年度農業近代化助成資金の増減及び現在額計算書についてみると、資金の増減及び現在額は次表のとおりである。

区	分	金	額
			千円
14年度末資金現在額		8,061,726	
15年度資金増			
財政融資資金預託利子受入れ		140,691	
15年度資金減		—	
15年度末資金現在額		8,202,418	

第4 債権及び債務

1 債 権

平成15年度債権現在額総計算書における債権の年度末現在額は、次表のとおりである。

区	分	15年度末現在額	14年度末現在額	差引き増△減
		千円	千円	千円
歳	入	12,189,753,594	11,739,107,801	450,645,793
歳	入	279,519	97,154,137	△96,874,617
積	立	54,203,656,651	76,896,066,838	△22,692,410,186
資	金	274,122,928,634	257,266,743,153	16,856,185,480
	計	340,516,618,400	345,999,071,930	△5,482,453,530

(備考) 14年度末現在額 345兆9990億7193万余円のうち54兆0402億5531万余円の債権を15年4月1日に日本郵政公社が承継した。

15年度末現在額を前年度末現在額に比べると、5兆4824億5353万余円減少している。

一方、増加した主なものは次表のとおりである。

区 分	会 計	項	増 加 額 千円
歳入	産業投資特別会計		
	社会資本整備勘定	償還金収入	380,706,439
	国民年金特別会計		
	国民年金勘定	保険料収入	165,269,172
積立金	厚生保険特別会計		
	年金勘定	運用寄託金債権	17,502,204,676
	国民年金特別会計		
	国民年金勘定	運用寄託金債権	1,423,256,499
資金	財政融資資金特別会計	地方公共団体貸付金債権	323,778,078
		特別法人貸付金債権	39,392,235,687

2 債 務

平成15年度一般会計国の債務に関する計算書及び各特別会計債務に関する計算書における債務の年度末現在額の合計は、次表のとおりである。

種 別	15年度末現在額 千円	14年度末現在額 千円	差引き増△減 千円
予算総則で債務負担の限度額が定められているものに 係る債務負担額	78,695,518	150,986,530	△ 72,291,011
歳出予算の繰越債務負担額	1,913,193,038	3,235,422,824	△ 1,322,229,785
財政法第14条の2第1項 の規定に基づく継続費による 債務負担額	442,239,996	398,457,704	43,782,291
財政法第15条第1項の規定 に基づく国庫債務負担行為	5,396,695,770	5,387,218,336	9,477,433
法律、条約等で債務の権能 額が定められているものに 係る債務負担額(公債及び 借入金に係るものを除く。)	408,214,800	341,400,000	66,814,800
公 債	556,524,886,195	504,348,739,031	52,176,147,163
内 国 債	556,524,841,389	504,348,696,890	52,176,144,499
外 国 債	44,805	42,141	2,664
借 入 金	60,605,673,382	58,283,115,974	2,322,557,407
政府短期証券	86,125,870,000	57,486,370,000	28,639,500,000
他会計への繰入未済金	70,762,120	69,661,709	1,100,411
予算総則で保証及び損失補 償の限度額が定められてい るものに係る保証及び損失 補償の債務負担額	60,115,036,238	60,040,837,826	74,198,411
計	771,681,267,059	689,742,209,937	81,939,057,122

(備考1) 外国債は明治32年から昭和38年の間に発行された英貨債及び仏貨債で、既償還未払額があり、起債地の法令等に時効の規定がないなどのため、国の債務として残っている。

(備考2) 14年度末現在額689兆7422億0993万余円には、15年4月1日に日本郵政公社が承継した債務など49兆3295億4054万余円が含まれていないため、平成14年度決算検査報告に掲記した14年度末現在額(739兆0717億5048万余円)と比べて同額が減少している。

債務の15年度末現在額を前年度末現在額に比べると、増加したものは、公債、政府短期証券、借入金等である。また、減少したものは、歳出予算の繰越債務負担額、予算総則で債務負担の限度額が定められているものに係る債務負担額である。

公債について15年度末現在額を前年度末現在額に比べると、年度中に増加した額は159兆9667億3671万余円、減少した額は107兆7905億8954万余円で、差引き52兆1761億4716万余円(うち、公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したもの及びこの借換えに係るもの29兆8934億9840万円)増加している。

年度中に増加したものと減少したもののうち主なものは、次表のとおりである。

増加したもの		減少したもの	
	千円		千円
借換発行したもの	91,388,914,950	借換発行したものを償還したもの	66,297,125,150
財政融資資金特別会計 法第11条第1項の規定により発行したもの	28,488,808,050	財政法第4条第1項ただし書の規定により発行したものを償還したもの	16,948,863,850
平成15年度における公債の発行の特例に関する法律第2条第1項の規定により発行したもの	27,538,871,450	財政融資資金特別会計 法第11条第1項の規定により発行したものを償還したもの	12,203,754,400
財政法第4条第1項ただし書の規定により発行したもの	6,685,710,900	平成13年度における公債の発行の特例に関する法律第2条第1項の規定により発行したものを償還したもの、平成12年度における公債の発行の特例に関する法律第2条第1項の規定により発行したものを償還したもの、平成11年度における公債の発行の特例に関する法律第2条第1項の規定により発行したものを償還したものと及び平成10年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第2条第1項の規定により発行したものを償還したもの	8,230,835,850
平成14年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第2条第1項の規定により発行したもの	3,695,159,750	日本国有鉄道清算事業 団債券承継国庫債券を償還したもの	1,290,656,000
本州四国連絡橋債券承継国庫債券を承継したもの	1,123,500,000		

第6章 第2節 第5 国庫金、国有財産及び物品 1 国庫金

また、借入金について15年度末現在額を前年度末現在額に比べると、年度中に増加した額は52兆3988億2252万余円、減少した額は50兆0762億6511万余円で、差引き2兆3225億5740万余円増加している。年度中に増加した主なものは、財政融資資金からの借入れ32兆1036億8489万余円であり、減少した主なものは、財政融資資金への償還32兆3875億7201万余円である。

(注)
なお、15年4月の外国貨幣換算率の変更等に伴い債務が増加したのは948億9483万余円、減少したのは46億5584万余円である。

(注) 主な外国貨幣の換算率の変更

英 貨	1 ポンド	174 円→185 円
ス イ ス 貨	1 ス イ ス ・ フ ラ ン	71 円→ 81 円
欧 州 連 合 貨	1 ユーロ	108 円→117 円

第5 国庫金、国有財産及び物品

1 国 庫 金

平成16年3月末における日本銀行政府預金勘定残高は、次表のとおりである。

種 別	16年3月末現在 千円	15年3月末現在 千円	差引き増△減 千円
当座預金	150,000,979	150,001,804	△ 824
別口預金	557,565,250	651,516,150	△ 93,950,900
指定預金	12,375,594,513	13,814,654,135	△ 1,439,059,622
小額紙幣引換準備預金	493	493	—
計	13,083,161,237	14,616,172,584	△ 1,533,011,346

一時的な資金不足を補うため、政府短期証券を発行した額は303兆0953億8000万円であり、また、一時借入金をした額は1328兆8380億7300万円(財政融資資金等からの借入金)、国庫余裕金を繰り替え使用した額は15兆1937億6000万円である。

なお、この国庫金の状況について、この章の「第1節第4 個別の決算等」(1273ページ参照)に詳述した。

2 国 有 財 産

平成15年度国有財産増減及び現在額総計算書における国有財産の年度末現在額は、次表のとおりである。

区 分	15年度末現在額 千円	14年度末現在額 千円	差引き増△減 千円	
土地	31,311,387,740	33,576,048,298	△ 2,264,660,558	
立木	6,673,847,156	6,647,064,433	26,782,723	
建物	7,907,735,415	9,618,552,081	△ 1,710,816,666	
工作物	8,875,641,723	8,997,899,190	△ 122,257,466	
機械器具	86,790	92,697	△ 5,907	
船舶	1,946,030,592	1,767,224,885	178,805,707	
航空機	2,375,153,644	2,134,745,188	240,408,455	
地上権等	2,021,717	2,193,283	△ 171,565	
特許権等	6,857,858	7,013,513	△ 155,655	
政府出資等	43,094,107,026	48,133,566,926	△ 5,039,459,899	
不動産の信託の受益権	28,654,185	39,504,880	△ 10,850,694	
計	102,221,523,853	110,923,905,379	△ 8,702,381,525	
内 訳	行政財産	50,502,204,434	53,779,793,813	△ 3,277,589,378
	公用財産	40,714,541,816	38,693,905,953	2,020,635,863
	公共用財産	757,737,984	701,725,898	56,012,085
	皇室用財産	477,779,702	476,279,467	1,500,234
	企業用財産	8,552,144,931	13,907,882,493	△ 5,355,737,562
普通財産	51,719,319,418	57,144,111,565	△ 5,424,792,147	

15年度末現在額を前年度末現在額に比べると、年度中に増加した額は23兆8599億2083万余円、減少した額は32兆5623億0236万余円で、差引き8兆7023億8152万余円減少している。なお、本年度に増加した額及び減少した額の中には、国が日本郵政公社及び独立行政法人へ土地、建物等を現物出資するなどしたり、事業団等の独立行政法人への移行に伴って、事業団等に対する出資が減少し、独立行政法人に対して新たに投資が行われたりしたことにより、政府出資等が増加したものが5兆8666億7871万余円あり、土地、建物、政府出資等などが減少したものが15兆9881億0634万余円ある。

年度中に増加したものと及び減少したもののうち主なものは、次表のとおりである。

増加したもの			減少したもの		
区分	事由	金額	区分	事由	金額
		千円			千円
政府出資等	出資	6,703,981,905	政府出資等	出資	10,478,790,826
工作物	帰属	695,754,093	土地	出資	2,145,225,657
工作物	新設	386,172,293	建物	出資	2,143,865,193
建物	新築	346,497,521	工作物	出資	1,298,749,015
土地	帰属	245,841,746	土地	売却	676,027,613

また、平成15年度国有財産無償貸付状況総計算書における無償貸付財産の年度末現在額は、次表のとおりである。

区分	15年度末現在額	14年度末現在額	差引き増△減
	千円	千円	千円
土地	1,036,160,324	1,051,507,995	△ 15,347,671
立木	738,496	738,667	△ 170
建物	1,324,052	1,575,372	△ 251,320
工作物	3,997,912	3,755,862	242,049
機械器具	1,708	1,708	—
計	1,042,222,494	1,057,579,606	△ 15,357,112

3 物 品

平成15年度物品増減及び現在額総計算書における物品の年度末現在額は、次表のとおりである。

品目別	15年度末現在額	14年度末現在額	差引き増△減
	千円	千円	千円
電気機器	283,375,931	331,812,578	△ 48,436,647
通信機器	618,520,957	692,354,986	△ 73,834,029
工作機器	27,246,020	30,156,110	△ 2,910,090
木工機器	3,752,856	3,776,648	△ 23,791
土木機器	119,470,822	116,007,164	3,463,658
試験及び測定機器	1,449,464,416	1,496,867,935	△ 47,403,518
荷役運搬機器	7,834,575	14,283,522	△ 6,448,946
産業機器	118,752,334	241,164,774	△ 122,412,440
船舶用機器	6,962,004	4,284,460	2,677,543
車両及び軌条	613,248,934	618,723,057	△ 5,474,122
医療機器	929,260,451	994,669,464	△ 65,409,013
特殊用途機器	74,881,379	73,842,285	1,039,093
雑機器	776,153,058	1,511,581,123	△ 735,428,064
防衛用武器	3,164,973,314	3,036,891,504	128,081,810
防衛用施設機器	148,058,468	149,121,635	△ 1,063,166
防衛用電気通信機器	2,388,874,111	2,294,598,108	94,276,003
防衛用航空機用機器	1,056,085,810	991,656,828	64,428,982
防衛用船舶用機器	172,029,175	163,078,898	8,950,276
防衛用衛生器材	30,228,018	28,837,639	1,390,379
防衛用一般機器	1,156,491,693	1,117,612,109	38,879,584
計	13,145,664,336	13,911,320,835	△ 765,656,499

15年度末現在額を前年度末現在額に比べると、年度中に増加した額は4兆0065億1035万余円、減少した額は4兆7721億6685万余円で、差引き7656億5649万余円減少している。なお、本年度の減少した額には、日本郵政公社が承継した分8438億4616万余円が含まれている。

第6 財政融資資金等の長期運用

平成15年度の財政融資資金等の長期運用予定額に係る運用実績報告書における長期運用予定現額及び本年度運用済額は、次表のとおりである。

なお、運用実績報告書は、日本郵政公社法施行法(平成14年法律第98号)により、15年4月1日以降日本郵政公社が新たに運用する郵便貯金資金及び簡易生命保険資金の地方公共団体への貸付けのうち運用期間が5年以上にわたる長期運用予定額についても作成されることとなった。

	長期運用予定現額 千円	本年度運用済額 千円
財政融資資金	21,556,334,389	14,411,204,579
国債	400,000,000	399,999,960
国(特別会計)	240,883,378	217,843,698
政府関係機関 公団、事業団等	7,612,300,000	4,604,500,000
地方公共団体	4,171,600,000	3,980,918,360
郵便貯金資金	9,131,551,011	5,207,942,561
地方公共団体	1,762,027,300	913,592,200
簡易生命保険資金		
地方公共団体	3,071,227,600	1,757,121,900

長期運用予定現額と本年度運用済額との差額の内訳は、財政融資資金では翌年度繰越額3兆5335億6399万余円及び運用残額3兆6115億6581万余円であり、郵便貯金資金では翌年度繰越額7459億7610万円及び運用残額1024億5900万円、簡易生命保険資金では翌年度繰越額1兆1708億4730万円及び運用残額1432億5840万円である。

第7 政府関係機関及びその他の団体

1 概況

会計検査院は、国の会計のほか、会計検査院法その他の法律の規定によって政府関係機関等の会計を検査している。

平成16年次(15年11月～16年9月)の検査において検査の対象としたのは次の会計である。

- ① 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計 168
- ② 法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計 1
- ③ 国が資本金の一部を出資しているものの会計のうち 3
- ④ 国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計のうち 24
- ⑤ 国が補助金その他の財政援助を与えた都道府県、市町村、各種組合、学校法人等の会計のうち 5,223

このうち、①から④までの明細は次表のとおりである。

区 分	団 体 名			
①国が資本金の2分の1以上を出資しているもの 168	(政府関係機関 9)			
	国民生活金融公庫	住 宅 金 融 公 庫	農林漁業金融公庫	中小企業金融公庫
	公営企業金融公庫	沖縄振興開発金融公庫	中小企業総合事業団信用保険部門 ^(注1)	日本政策投資銀行
	国際協力銀行			
	(公団、事業団等 72)			
	日本道路公団	首都高速道路公団	緑 資 源 公 団 ^(注2)	水資源開発公団 ^(注3)
	阪神高速道路公団	地域振興整備公団	新東京国際空港公団 ^(注4)	石 油 公 団
	本州四国連絡橋公団	日本鉄道建設公団 ^(注5)	都市基盤整備公団	
	労働福祉事業団 ^(注6)	金属鉱業事業団 ^(注7)	環 境 事 業 団 ^(注8)	宇宙開発事業団 ^(注9)
	日本下水道事業団 ^(注10)	国際協力事業団 ^(注11)	社会福祉・医療事業団 ^(注12)	科学技術振興事業団 ^(注13)
	農畜産業振興事業団 ^(注14)	運輸施設整備事業団 ^(注5)	日本私立学校振興・共済事業団	中小企業総合事業団 ^(注1)
	日 本 銀 行	日 本 育 英 会 ^(注15)	電源開発株式会社 ^(注16)	日本中央競馬会
	奄美群島振興開発基金	日本原子力研究所	商工組合中央金庫	日本貿易振興会 ^(注17)
	日本労働研究機構 ^(注18)	理 化 学 研 究 所 ^(注19)	国際観光振興会 ^(注20)	日本芸術文化振興会 ^(注21)
	核燃料サイクル開発機構	国民生活センター ^(注22)	情報処理振興事業協会 ^(注23)	心身障害者福祉協会 ^(注24)
	日本万国博覧会記念協会 ^(注25)	海洋科学技術センター ^(注26)	国 際 交 流 基 金 ^(注27)	自動車事故対策センター ^(注28)
	総合研究開発機構	自動車安全運転センター ^(注29)	海上災害防止センター ^(注30)	通関情報処理センター ^(注31)
	通信・放送機構 ^(注32)	新エネルギー・産業技術総合開発機構 ^(注33)	放 送 大 学 学 園 ^(注34)	関西国際空港株式会社
	日本たばこ産業株式会社	空港周辺整備機構 ^(注35)	日本体育・学校健康センター ^(注36)	生物系特定産業技術研究推進機構 ^(注37)
	農林漁業信用基金 ^(注38)	日本障害者雇用促進協会 ^(注39)	公害健康被害補償予防協会 ^(注40)	平和祈念事業特別基金 ^(注41)

区 分	団 体			名
	(注42) 医薬品副作用被害 救済・研究振興調 査機構	(注43) 帝都高速度交通営 団	産業基盤整備基金	(注44) 日本学術振興会
	預金保険機構	(注45) 雇用・能力開発機 構	年金資金運用基金	(注46) 日本郵政公社
	(注16) J-POWER民 営化ファンド株式 会社			
	以上のほか、清算中のものが4団体ある。			
	(注47) (独立行政法人 88)			
	国立公文書館	(注32) 通信総合研究所	消 防 研 究 所	酒類総合研究所
	国立特殊教育総合 研究所	大学入試センター	国立オリンピック 記念青少年総合セ ンター	国立女性教育会館
	国立青年の家	国立少年自然の家	国立科学博物館	物質・材料研究機 構
	防災科学技術研究 所	(注9) 航空宇宙技術研究 所	放射線医学総合研 究所	国 立 美 術 館
	国立博物館	文化財研究所	産業安全研究所	産業医学総合研究 所
	農林水産消費技術 センター	種苗管理センター	家畜改良センター	肥 飼 料 検 査 所
	農 業 検 査 所	農 業 者 大 学 校	林木育種センター	さけ・ます資源管 理センター
	水 産 大 学 校	(注37) 農業・生物系特定 産業技術研究機構	農業生物資源研究 所	農業環境技術研究 所
	農業工学研究所	食品総合研究所	国際農林水産業研 究センター	森林総合研究所
	水産総合研究セン ター	日本貿易保険	産業技術総合研究 所	製品評価技術基盤 機構
	土 木 研 究 所	建 築 研 究 所	交通安全環境研究 所	海上技術安全研究 所
	港湾空港技術研究 所	電子航法研究所	北海道開発土木研 究所	海 技 大 学 校
	航 海 訓 練 所	海 員 学 校	航 空 大 学 校	国立環境研究所
	教員研修センター	駐留軍等労働者労 務管理機構	自 動 車 検 査	(注48) 造 幣 局
	(注49) 国立印刷局	(注22) 国民生活センター	(注31) 通関情報処理セン ター	(注25) 日本万国博覧会記 念機構
	(注14) 農畜産業振興機構	(注38) 農林漁業信用基金	(注2) 緑 資 源 機 構	(注50) 北方領土問題対策 協会

区 分	団 体 名			
	(注41) 平和祈念事業特別 基金	(注11) 国 際 協 力 機 構	(注27) 国 際 交 流 基 金	(注33) 新エネルギー・産 業技術総合開発機 構
	(注13) 科学技術振興機構	(注44) 日 本 学 術 振 興 会	(注19) 理 化 学 研 究 所	(注9) 宇宙航空研究開発 機構
	(注36) 日本スポーツ振興 センター	(注21) 日本芸術文化振興 会	(注39) 高齢・障害者雇用 支援機構	(注12) 福 祉 医 療 機 構
	(注24) 国立重度知的障害 者総合施設のぞみ の園	(注18) 労働政策研究・研 修機構	(注17) 日本貿易振興機構	(注5) 鉄道建設・運輸施 設整備支援機構
	(注20) 国際観光振興機構	(注3) 水 資 源 機 構	(注28) 自動車事故対策機 構	(注35) 空港周辺整備機構
	(注30) 海上災害防止セン ター	(注23) 情報処理推進機構	(注7) 石油天然ガス・金 属鉱物資源機構	(注45) 雇用・能力開発機 構
②法律により 特に会計検査 院の検査に付 するものと定 められたもの 1	日本放送協会			
③国が資本金 の一部を出資 しているもの のうち 3	(注51) 海洋水産資源開発 センター	中部国際空港株式 会社	日本電信電話株式 会社	
④国が資本金 を出資したもの が更に出資 しているもの のうち 24	石油資源開発株式 会社	(注52) むつ小川原石油備 蓄株式会社	(注52) 苫小牧東部石油備 蓄株式会社	(注52) 福井石油備蓄株式 会社
	(注52) 秋田石油備蓄株式 会社	(注52) 白島石油備蓄株式 会社	(注52) 上五島石油備蓄株 式会社	北海道旅客鉄道株 式会社
	東海旅客鉄道株式 会社	(注53) 西日本旅客鉄道株 式会社	四国旅客鉄道株式 会社	九州旅客鉄道株式 会社
	日本貨物鉄道株式 会社	株式会社エヌ・ ティ・ティ・デー タ	(注52) 日本地下石油備蓄 株式会社	東京湾横断道路株 式会社
	(注52) 志布志石油備蓄株 式会社	株式会社エヌ・ ティ・ティ・ドコ モ	関西国際空港用地 造成株式会社	エヌ・ティ・ティ ・コミュニケーション シオンズ株式会社
	東日本電信電話株 式会社	西日本電信電話株 式会社	(注54) 日本液化石油ガス 備蓄株式会社	(注16) 電源開発株式会社

(注1) 「中小企業総合事業団」のうち中小企業総合事業団法第25条第1項に規定する特定保険等業務、機械類信用保険法第11条に規定する機械類信用保険業務及び破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第7条に規定する破綻金融機関等関連特別保険等業務を行う中小企業総合事業団信用保険部門は、政府関係機関となっている。なお、「国が資本金の2分の1以上を出資しているもの」の総

- 数においては、中小企業総合事業団に含めている。
- (注2) 「緑資源公団」は、平成15年10月1日に解散し、同公団の権利及び義務は同日に設立された「独立行政法人緑資源機構」に承継された。
- (注3) 「水資源開発公団」は、平成15年10月1日に解散し、同公団の権利及び義務は同日に設立された「独立行政法人水資源機構」に承継された。
- (注4) 「新東京国際空港公団」は、平成16年4月1日に解散し、同公団の権利及び義務は同日に設立された「成田国際空港株式会社」に承継された。
- (注5) 「日本鉄道建設公団」及び「運輸施設整備事業団」は、いずれも平成15年10月1日に解散し、両団体の権利及び義務は同日に設立された「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に承継された。
- (注6) 「労働福祉事業団」は、平成16年4月1日に解散し、同事業団の権利及び義務は「独立行政法人福祉医療機構」及び同日に設立された「独立行政法人労働者健康福祉機構」に承継された。
- (注7) 「金属鉱業事業団」は、平成16年2月29日に解散し、同事業団の権利及び義務は同日に設立された「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」に承継された。
- (注8) 「環境事業団」は、平成16年4月1日に解散し、同事業団の権利及び義務は同日に設立された「独立行政法人環境再生保全機構」及び「日本環境安全事業株式会社」に承継された。
- (注9) 「宇宙開発事業団」及び「独立行政法人航空宇宙技術研究所」は、いずれも平成15年10月1日に解散し、両団体の権利及び義務は同日に設立された「独立行政法人宇宙航空研究開発機構」に承継された。
- (注10) 「日本下水道事業団」は、平成15年10月1日に国の出資に関する根拠規定が削除されて、国の同事業団に対する出資はなくなった。
- (注11) 「国際協力事業団」は、平成15年10月1日に解散し、同事業団の権利及び義務は同日に設立された「独立行政法人国際協力機構」に承継された。
- (注12) 「社会福祉・医療事業団」は、平成15年10月1日に解散し、同事業団の権利及び義務は同日に設立された「独立行政法人福祉医療機構」に承継された。
- (注13) 「科学技術振興事業団」は、平成15年10月1日に解散し、同事業団の権利及び義務は同日に設立された「独立行政法人科学技術振興機構」に承継された。
- (注14) 「農畜産業振興事業団」は、平成15年10月1日に解散し、同事業団の権利及び義務は同日に設立された「独立行政法人農畜産業振興機構」に承継された。
- (注15) 「日本育英会」は、平成16年4月1日に解散し、同団体の権利及び義務は同日に設立された「独立行政法人日本学生支援機構」に承継された。
- (注16) 「電源開発株式会社」は、従来国が資本金の2分の1以上を出資している団体であったが、平成15年11月25日に国が同会社の株式を「J-POWER 民営化ファンド株式会社」に現物出資したことにより、国が資本金を出資したものが更に出資している団体となった。
- (注17) 「日本貿易振興会」は、平成15年10月1日に解散し、同団体の権利及び義務は同日に設立された「独立行政法人日本貿易振興機構」に承継された。
- (注18) 「日本労働研究機構」は、平成15年10月1日に解散し、同団体の権利及び義務は同日に設立された「独立行政法人労働政策研究・研修機構」に承継された。
- (注19) 「理化学研究所」は、平成15年10月1日に解散し、同団体の権利及び義務は同日に設立された「独立行政法人理化学研究所」に承継された。
- (注20) 「国際観光振興会」は、平成15年10月1日に解散し、同団体の権利及び義務は同日に設立された「独立行政法人国際観光振興機構」に承継された。
- (注21) 「日本芸術文化振興会」は、平成15年10月1日に解散し、同団体の権利及び義務は同日に設立された「独立行政法人日本芸術文化振興会」に承継された。
- (注22) 「国民生活センター」は、平成15年10月1日に解散し、同団体の権利及び義務は同日に設立された「独立行政法人国民生活センター」に承継された。
- (注23) 「情報処理振興事業協会」は、平成16年1月5日に解散し、同団体の権利及び義務は同日に設立された「独立行政法人情報処理推進機構」に承継された。
- (注24) 「心身障害者福祉協会」は、平成15年10月1日に解散し、同団体の権利及び義務は同日に設立された「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園」に承継された。
- (注25) 「日本万国博覧会記念協会」は、平成15年10月1日に解散し、同団体の権利及び義務は同日に設立された「独立行政法人日本万国博覧会記念機構」に承継された。
- (注26) 「海洋科学技術センター」は、平成16年4月1日に解散し、同団体の権利及び義務は同日に設立された「独立行政法人海洋研究開発機構」に承継された。

- (注27) 「国際交流基金」は、平成15年10月1日に解散し、同団体の権利及び義務は同日に設立された「独立行政法人国際交流基金」に承継された。
- (注28) 「自動車事故対策センター」は、平成15年10月1日に解散し、同団体の権利及び義務は同日に設立された「独立行政法人自動車事故対策機構」に承継された。
- (注29) 「自動車安全運転センター」は、平成15年10月1日に国の出資に関する根拠規定が削除されて、国の同団体に対する出資はなくなった。
- (注30) 「海上災害防止センター」は、平成15年10月1日に解散し、同団体の権利及び義務は同日に設立された「独立行政法人海上災害防止センター」に承継された。
- (注31) 「通関情報処理センター」は、平成15年10月1日に解散し、同団体の権利及び義務は同日に設立された「独立行政法人通関情報処理センター」に承継された。
- (注32) 「通信・放送機構」は、平成16年4月1日に解散し、同団体の資産及び債務は同日に「独立行政法人通信総合研究所」から移行した「独立行政法人情報通信研究機構」に承継された。
- (注33) 「新エネルギー・産業技術総合開発機構」は、平成15年10月1日に解散し、同団体の権利及び義務は同日に設立された「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に承継された。
- (注34) 「放送大学学園」(特殊法人)は、平成15年10月1日に解散し、同団体の権利及び義務は同日に設立された「放送大学学園」(学校法人)に承継された。
- (注35) 「空港周辺整備機構」は、平成15年10月1日に解散し、同団体の権利及び義務は同日に設立された「独立行政法人空港周辺整備機構」に承継された。
- (注36) 「日本体育・学校健康センター」は、平成15年10月1日に解散し、同団体の権利及び義務は同日に設立された「独立行政法人日本スポーツ振興センター」に承継された。
- (注37) 「生物系特定産業技術研究推進機構」は、平成15年10月1日に解散し、同団体の資産及び債務は同日に「独立行政法人農業技術研究機構」から移行した「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」に承継された。
- (注38) 「農林漁業信用基金」は、平成15年10月1日に解散し、同団体の権利及び義務は同日に設立された「独立行政法人農林漁業信用基金」に承継された。
- (注39) 「日本障害者雇用促進協会」は、平成15年10月1日に解散し、同団体の権利及び義務は同日に設立された「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構」に承継された。
- (注40) 「公害健康被害補償予防協会」は、平成16年4月1日に解散し、同団体の権利及び義務は同日に設立された「独立行政法人環境再生保全機構」に承継された。
- (注41) 「平和祈念事業特別基金」は、平成15年10月1日に解散し、同団体の権利及び義務は同日に設立された「独立行政法人平和祈念事業特別基金」に承継された。
- (注42) 「医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構」は、平成16年4月1日に解散し、同団体の権利及び義務は同日に設立された「独立行政法人医薬品医療機器総合機構」に承継された。
- (注43) 「帝都高速度交通営団」は、平成16年4月1日に解散し、同団体の権利及び義務は同日に設立された「東京地下鉄株式会社」に承継された。
- (注44) 「日本学術振興会」は、平成15年10月1日に解散し、同団体の権利及び義務は同日に設立された「独立行政法人日本学術振興会」に承継された。
- (注45) 「雇用・能力開発機構」は、平成16年3月1日に解散し、同団体の権利及び義務は同日に設立された「独立行政法人雇用・能力開発機構」に承継された。
- (注46) 「日本郵政公社」は、平成15年4月1日に設立された。
- (注47) 法人の名称中「独立行政法人」は記載を省略した。
- (注48) 「独立行政法人造幣局」は、平成15年4月1日に設立された。
- (注49) 「独立行政法人国立印刷局」は、平成15年4月1日に設立された。
- (注50) 「独立行政法人北方領土問題対策協会」は、平成15年10月1日に設立され、同日に解散した「北方領土問題対策協会」の権利及び義務を承継した。
- (注51) 「海洋水産資源開発センター」は、平成15年10月1日に解散し、同団体の資産及び債務は「独立行政法人水産総合研究センター」に承継された。
- (注52) 「むつ小川原石油備蓄株式会社」、「苫小牧東部石油備蓄株式会社」、「福井石油備蓄株式会社」、「秋田石油備蓄株式会社」、「白島石油備蓄株式会社」、「上五島石油備蓄株式会社」、「日本地下石油備蓄株式会社」及び「志布志石油備蓄株式会社」は、従来国が資本金を出資したものが更に出資している団体であったが、平成16年1月22日に「石油公団」が保有する株式をすべて各会社に売却したことにより、上記の団体に該当しないものとなった。
- (注53) 「西日本旅客鉄道株式会社」は、従来国が資本金を出資したものが更に出資している団体であったが、平成16年3月12日に「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」が保有する株式をすべて売却したことにより、上記の団体に該当しないものとなった。
- (注54) 「日本液化石油ガス備蓄株式会社」は、平成15年11月4日に解散し、16年1月31日に清算を結了した。

2 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の決算

[1] 政府関係機関の収入支出決算

政府関係機関は、国が資本金の全額を出資している公法上の法人のうち、その予算の国会の議決に関して国の予算の議決の例によることとされ、また、決算を国の歳入歳出の決算とともに内閣が国会に提出しなければならないこととされている法人である。平成15年度における政府関係機関は9機関であって、その収入支出決算等についてみると、次のとおりである。

(1) 国民生活金融公庫

この公庫は、独立して継続が可能な事業について当該事業の経営の安定を図るための資金、生活衛生関係の営業について衛生水準を高めるための資金その他の資金であって、一般の金融機関からその融通を受けることを困難とする国民大衆が必要とするものを供給し、もって国民経済の健全な発展及び公衆衛生その他の国民生活の向上に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は15年度末現在で3479億7100万円となっている。

同公庫の15年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

1 収入支出決算

区 分	15年度 千円	(14年度) 千円
(収 入)		
収 入 済 額	209,840,854	259,280,280
(支 出)		
支 出 予 算 現 額	192,908,563	234,498,642
支 出 済 額	169,345,166	211,744,286
不 用 額	23,563,396	22,754,355

不用額の主なものは、支払利息(支出予算現額1094億7069万余円)の163億1236万余円、業務委託費(同55億8217万余円)の13億7135万余円及び業務諸費(同174億8004万余円)の10億1023万余円である。

2 損 益

区 分	15年度 千円	(14年度) 千円
経 常 収 益	244,587,089	286,961,954
(うち貸付金利息)	(202,579,433)	(228,506,055)
経 常 費 用	244,298,715	287,646,174
(うち借入金利息)	(80,706,389)	(121,761,748)
特 別 利 益	—	1,086,534
特 別 損 失	288,374	402,313

3 借 入 金 等

区 分	15年度末 千円	(14年度末) 千円
借 入 金 残 高 (財政融資資金等)	8,787,800,000	9,479,780,000
国民生活債券発行残高	980,000,000	560,000,000

4 主な業務実績

区 分	15年度	(14年度)
貸 付 け 件 数	670,075件	676,674件
金 額	3,116,002,751千円	3,077,842,842千円

区 分	15 年 度	(14 年 度)
貸付金回収等金額 (うち貸付金償却)	3,386,255,400千円 (48,822,540千円)	3,443,523,184千円 (48,805,713千円)
年度末貸付金残高	3,136,493件	3,167,701件
金額	10,069,431,417千円	10,339,684,067千円
上記のうち民間金融機関のリスク管理債権の開示基準を参考に公庫において開示している債権		
破綻先債権	183,285,926千円	189,721,445千円
延滞債権	189,506,473千円	180,516,866千円
3カ月以上延滞債権	18,475,189千円	18,420,060千円
貸出条件緩和債権	653,544,688千円	656,423,968千円
計	1,044,812,277千円	1,045,082,340千円
貸倒引当金	31,449,427千円	35,973,254千円
(注) (貸倒引当金計上率)	(3.1/1000)	(3.4/1000)
(注) 貸倒引当金に計上できる金額は、当該事業年度末における貸付金残高(貸付受入金残高を控除)に6/1000を乗じて得た金額の範囲内とされている。		

なお、この公庫について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「小企業等経営改善資金融資制度の実施状況について」(677 ページ参照)を掲記した。

(2) 住宅金融公庫

この公庫は、国民大衆が健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設等に必要な資金について、銀行その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを自ら融通し、又は銀行その他一般の金融機関による融通を支援するための貸付債権の譲受け若しくは貸付債権を担保とする債券等に係る債務の保証を行うこと、及び金融機関の住宅建設等に必要な資金の貸付けにつき保険を行うことなどを目的として設置されているものである。その資本金は15年度末現在で1687億円となっている。

同公庫の15年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

1 収入支出決算

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(収 入)		
収 入 済 額	2,447,880,643	2,725,381,374
(支 出)		
支 出 予 算 現 額	2,587,466,171	2,881,707,334
支 出 済 額	2,509,674,006	2,813,057,477
不 用 額	77,792,164	68,649,856

不用額の主なものは、支払利息(支出予算現額2兆4931億9640万余円)の557億6947万余円、業務委託費(同349億0706万余円)の69億6205万余円及び債券発行諸費(同107億1232万余円)の68億0810万余円である。

2 損 益

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
経 常 収 益	2,498,879,940	2,818,579,061
(うち貸付金利息)	(2,045,172,353)	(2,315,307,968)
経 常 費 用	2,481,389,414	2,819,864,649
(うち借入金利息)	(2,345,037,912)	(2,632,176,558)
当期利益金(△当期損失金)	17,490,526	△ 1,285,588
(利益金又は損失金の処理)		
翌年度に住宅資金融通事業に係る繰越特別損失金の補てんに充当	15,800,000	—

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
翌年度に財形住宅資金貸付特別勘定の積立金として整理	5,498,075	296,301
翌年度に証券化支援特別勘定の損失の繰越として整理	1,481,176	—
翌年度に住宅融資保険特別勘定の損失の繰越として整理	2,326,372	1,581,890
(繰越損失金)	2,677,300	1,095,410)
3 借入金等		
区 分	15 年 度 末 千円	(14 年 度 末) 千円
借入金残高 (財政融資資金等)	58,336,351,000	65,812,337,000
住宅金融公庫債券等発行 残高	3,428,936,350	2,933,127,450
積立金残高	296,301	—
4 主な業務実績		
(1) 住宅資金融通事業		
区 分	15 年 度	(14 年 度)
貸付件数	151千件	217千件
貸付金額	2,888,676,386千円	4,040,918,543千円
貸付金回収等 (うち任意繰上償還) (うち貸付金償却)	9,493,919,889千円 (6,781,248,497千円) (2,591,120千円)	9,489,219,793千円 (6,633,864,779千円) (5,985,000千円)
年度末貸付金残高	4,485千件	4,892千件
金額	60,594,720,346千円	67,199,963,849千円
上記のうち民間金融機関のリスク管理 債権の開示基準を参考に公庫において 開示している債権		
破綻先債権	146,308,219千円	113,138,595千円
延滞債権	664,700,073千円	588,221,373千円
3カ月以上延滞債権	308,605,977千円	387,674,764千円
貸出条件緩和債権	2,057,563,080千円	1,230,351,272千円
計	3,177,177,350千円	2,319,386,006千円
(注) 貸倒引当金	6,114,687千円	52,421,477千円
(注) 15年度については証券化支援事業分 505 千余円を含む。		
(注) (貸倒引当金計上率)	(0.1/1000)	(0.7/1000)
(注) 貸倒引当金に計上できる金額は、当該事業年度末における貸付金残高及び買取債権残高に 6/1000 を乗じて得た金額の範囲内とされている。		
(2) 証券化支援事業		
区 分	15 年 度	(14 年 度)
買取件数	208件	—
金額	5,017,470千円	—
買取債権回収 金額	10,786千円	—
年度末買取債権残高	208件	—
金額	5,006,683千円	—
(3) 住宅融資保険事業		
区 分	15 年 度	(14 年 度)
保険関係成立件数	12千件	10千件
保険価額	166,269,027千円	161,765,542千円
保険金支払件数	564件	534件
金額	7,217,869千円	6,875,984千円

なお、この公庫について検査した結果、「第4章 特定検査対象に関する検査状況」に「公的支援を受けた事業を実施している地方住宅供給公社の状況について」(1021 ページ参照)を掲記した。

(3) 農林漁業金融公庫

この公庫は、農林漁業者等に対し、農林漁業の生産力の維持増進又は食料の安定供給の確保に必要な長期かつ低利の資金で、農林中央金庫その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的として設置されているものである。その資本金は15年度末現在で3116億3700万円となっている。

同公庫の15年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

1 収入支出決算

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(収 入)		
収 入 済 額	149,165,878	169,349,682
(支 出)		
支 出 予 算 現 額	144,354,634	162,361,579
支 出 済 額	137,091,838	156,496,532
不 用 額	7,262,795	5,865,046

2 損 益

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
経 常 収 益	165,467,611	186,848,963
(うち貸付金利息)	(96,537,800)	(110,816,567)
経 常 費 用	165,431,492	186,873,484
(うち借入金利息)	(106,583,854)	(124,723,623)
特 別 利 益	41	65,382
特 別 損 失	36,160	40,861

3 借 入 金 等

区 分	15 年 度 末 千円	(14 年 度 末) 千円
借 入 金 残 高 (財政融資資金等)	2,969,019,790	3,196,899,275
農林漁業金融公庫債券発行残高	99,500,000	64,500,000

4 主 な 業 務 実 績

区 分	15 年 度	(14 年 度)
貸 付 件 数	14,338件	13,221件
貸 付 金 額	341,145,286千円	371,094,739千円
貸 付 金 回 収 等 (うち繰上償還)	538,939,290千円 (256,515,416千円)	527,718,299千円 (241,070,707千円)
(うち貸付金償却)	(17,808,580千円)	(14,036,897千円)
年 度 末 貸 付 金 残 高 件 数	309,944件	347,636件
金 額	3,442,974,797千円	3,640,768,802千円

上記のうち民間金融機関のリスク管理債権の開示基準を参考に公庫において開示している債権(注)

破 綻 先 債 権	3,583,201千円	7,135,429千円
延 滞 債 権	135,575,585千円	133,833,688千円
3 カ 月 以 上 延 滞 債 権	6,559,110千円	9,711,177千円
貸 出 条 件 緩 和 債 権	60,547,135千円	45,476,910千円
計	206,265,033千円	196,157,206千円

(注) 14年度と15年度では異なる基準によっているため、両年度間の比較はできない。

区 分	15 年 度	(14 年 度)
貸 倒 引 当 金	14,634,371千円	20,717,741千円
(注) (貸倒引当金計上率)	(4.4/1000)	(5.8/1000)
(注) 貸倒引当金に計上できる金額は、当該事業年度末における貸付金残高(貸付受入金残高を控除)に6/1000を乗じて得た金額の範囲内とされている。		

(4) 中小企業金融公庫

この公庫は、中小企業者の行う事業の振興に必要な長期資金であって、一般の金融機関が供給することを困難とするものを供給することを目的として設置されているものである。その資本金は15年度末現在で4497億1500万円となっている。

同公庫の15年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

1 収入支出決算

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(収 入)		
収 入 済 額	194,218,890	204,715,973
(支 出)		
支 出 予 算 現 額	140,520,358	164,505,071
支 出 済 額	136,807,243	161,644,553
不 用 額	3,713,114	2,860,517

2 損 益

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
経 常 収 益	221,922,985	234,253,665
(うち貸付金利息)	(146,248,976)	(163,089,632)
経 常 費 用	221,962,769	234,150,426
(うち借入金利息)	(21,393,854)	(34,336,260)
特 別 利 益	105,449	—
特 別 損 失	65,664	103,239

3 借 入 金 等

区 分	15 年 度 末 千円	(14 年 度 末) 千円
借 入 金 残 高 (財政融資資金等)	2,438,957,000	2,636,058,000
中小企業債券発行残高	4,702,359,000	4,462,489,000

4 主 な 業 務 実 績

区 分	15 年 度	(14 年 度)
貸 付 け 等 件 数	31,561件	28,290件
金 額	1,693,674,607千円	1,655,929,997千円
貸 付 金 回 収 等 金 額	1,659,118,499千円	1,667,699,871千円
(うち貸付金償却)	(57,987,962千円)	(50,310,323千円)
年 度 末 貸 付 金 等 残 高 件 数	192,446件	187,753件
金 額	7,594,042,821千円	7,559,486,713千円

上記のうち民間金融機関のリスク管理債権の開示基準を参考に公庫において開示している債権

破 綻 先 債 権	167,126,589千円	189,343,779千円
延 滞 債 権	359,058,318千円	320,679,219千円
3 カ 月 以 上 延 滞 債 権	13,871千円	711,853千円
貸 出 条 件 緩 和 債 権	101,803,358千円	123,341,566千円
計	628,002,137千円	634,076,419千円

区 分	15 年 度	(14 年 度)
貸 倒 引 当 金	30,191,570千円	28,189,166千円
(注) (貸倒引当金計上率)	(3.9/1000)	(3.7/1000)
(注) 貸倒引当金に計上できる金額は、当該事業年度末における貸付金残高(貸付受入金残高を控除)に6/1000を乗じて得た金額の範囲内とされている。		

(5) 公営企業金融公庫

この公庫は、地方公共団体に対して、公営企業の健全な運営に資するため、特に低利かつ安定した資金を融通するほか、地方道路公社及び土地開発公社に対して、一般の金融機関が行う融資を補完し、長期の資金を融通することを目的として設置されているものである。その資本金は15年度末現在で166億円となっている。

同公庫の15年度の収入支出決算、損益、公営企業債券発行残高及び主な業務実績は次のとおりである。

1 収入支出決算

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(収 入)		
収 入 済 額	864,475,673	916,381,938
(支 出)		
支 出 予 算 現 額	588,246,789	665,981,913
支 出 済 額	559,352,925	635,162,590
不 用 額	28,893,863	30,819,322

不用額の主なものは、支払利息(支出予算現額5709億9232万余円)の256億1416万余円及び債券発行諸費(同153億1137万余円)の30億1193万余円である。

2 損 益

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
経 常 収 益 (うち貸付金利息)	869,140,291 (861,938,010)	921,624,539 (908,349,304)
経 常 費 用 (うち債券利息)	562,085,139 (542,451,954)	634,485,909 (617,508,921)
特 別 利 益 (利差補てん引当金戻入)	24,177,672	24,509,847
特 別 損 失 (うち債券借換損失引当 金繰入)	331,232,824 (272,680,773)	311,648,477 (245,780,136)
(うち利差補てん引当金 繰入)	(58,491,658)	(65,786,877)

3 公営企業債券発行残高

区 分	15 年 度 末 千円	(14 年 度 末) 千円
公営企業債券発行残高	22,614,090,636	22,805,941,535

4 主な業務実績

区 分	15 年 度	(14 年 度)
貸 付 け 件 数	13,934件	13,948件
金 額	1,711,134,650千円	1,732,962,220千円
貸 付 金 回 収 金 額	1,346,781,405千円	1,256,027,816千円
年 度 末 貸 付 金 残 高 件 数	213,626件	205,317件
金 額	24,888,435,338千円	24,524,082,093千円

(6) 沖縄振興開発金融公庫

第6章 第2節 第7 2 政府関係機関 (6) 沖縄振興開発金融公庫

この公庫は、次の業務等を行うことにより、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するなどして、沖縄における経済の振興及び社会の開発に資することを目的として設置されているものである。

- (ア) 沖縄における産業の開発を促進するために必要な長期資金の貸付けを行うなどの業務
 - (イ) 沖縄の国民大衆、住宅を必要とする者、農林漁業者、中小企業者、病院その他の医療施設を開設する者、生活衛生関係の営業者等に対する資金の貸付けを行うなどの業務
- その資本金は15年度末現在で701億8199万余円となっている。

同公庫の15年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

1 収入支出決算

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(収 入)		
収 入 済 額	49,030,111	54,090,200
(支 出)		
支 出 予 算 現 額	48,880,490	53,952,413
支 出 済 額	45,561,256	51,941,776
不 用 額	3,319,233	2,010,636

2 損 益

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
経 常 収 益	54,228,080	62,612,743
(うち貸付金利息)	(43,030,133)	(47,941,690)
経 常 費 用	54,182,336	62,583,022
(うち借入金利息)	(39,063,981)	(45,369,926)
当 期 利 益 金	45,743	29,720

この利益金は、米穀資金・新事業創出促進特別勘定(琉球政府が食糧管理特別会計から長期年賦支払で買入れた本土産米穀の売渡代金を原資とする貸付け及び沖縄における新たな事業の創出を促進するために必要な資金の出資に関する経理を整理する勘定)において生じたものである。

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(利 益 金 の 処 理)		
翌年度に積立金として整理	45,743	29,720

3 借 入 金 等

区 分	15 年 度 末 千円	(14 年 度 末) 千円
借 入 金 残 高 (財 政 融 資 資 金 等)	1,386,094,986	1,488,070,395
沖縄振興開発金融公庫債 券等発行残高	30,062,500	10,041,000
積 立 金 残 高	1,601,843	1,572,122

4 主 な 業 務 実 績

(1) 貸 付 業 務

区 分	15 年 度	(14 年 度)
貸 付 け 件 数	6,874件	7,050件
貸 付 金 回 収 等 (うち繰上償還)	131,014,620千円	145,640,477千円
(うち貸付金償却)	226,241,442千円 (85,515,332千円)	209,625,569千円 (76,880,455千円)
	(4,313,525千円)	(5,729,627千円)

区 分	15 年 度	(14 年 度)
年度末貸付金残高	94,061件	99,825件
金 額	1,504,947,392千円	1,600,155,056千円
上記のうち民間金融機関のリスク管理債権の開示基準を参考に公庫において開示している債権		
破綻先債権	9,100,315千円	9,389,673千円
延滞債権	68,488,080千円	84,762,426千円
3カ月以上延滞債権	34,499千円	176,688千円
貸出条件緩和債権	75,428,394千円	64,162,363千円
計	153,051,290千円	158,491,152千円
貸倒引当金	5,137,230千円	5,832,078千円
(注) 貸倒引当金計上率	(3.5/1000)	(3.7/1000)
(注) 貸倒引当金に計上できる金額は、当該事業年度末における貸付金残高(貸付受入金残高を控除)に6/1000を乗じて得た金額の範囲内とされている。		

(2) 出 資 業 務

区 分	15 年 度	(14 年 度)
出 資 会 社 数	9社	4社
件 数	9件	4件
金 額	195,000千円	90,000千円
年度末出資金残高	23社	15社
件 数	30件	22件
金 額	2,405,000千円	2,260,000千円

(7) 中小企業総合事業団信用保険部門

中小企業総合事業団は、中小企業の振興、小規模企業者の福祉の増進及び中小企業の経営の安定に寄与することなどを目的として設置されているものである。(1411 ページ参照)

このうち中小企業総合事業団信用保険部門(以下「信用保険部門」という。)は、中小企業及び破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に対する事業資金の融通を円滑にすることなどを目的として次の業務を行っている。

- (ア) 中小企業者の債務の保証についての保険及び信用保証協会に対する資金の貸付けを実施する業務
- (イ) 「中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律」(平成14年法律第146号)に基づき、廃止前の機械類信用保険法(昭和36年法律第156号)により成立した保険関係についての保険金の支払及び回収を行う業務
- (ウ) 「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」(平成10年法律第151号)に基づき、破綻金融機関等の融資先である中堅事業者の債務の保証につき信用保険を行う業務

その資本金は15年度末現在で1兆2900億5155万余円となっている。

信用保険部門の15年度の収入支出決算、損益及び主な業務実績は次のとおりである。

1 収入支出決算

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(収 入)		
収 入 済 額	401,177,166	341,698,051
(支 出)		
支 出 予 算 現 額	1,221,631,182	1,078,843,651
支 出 済 額	817,971,768	956,976,602
不 用 額	403,659,413	121,867,048

不用額の主なものは、中小企業信用保険保険金(支出予算現額1兆1858億8311万余円)の3929億2325万余円及び破綻金融機関等関連特別保険等保険金(同61億2432万余円)の60億4990万余円である。

第6章 第2節 第7 2 政府関係機関 (7) 中小企業総合事業団信用保険部門

2 損 益

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(中小企業信用保険事業及び融資事業)		
経 常 収 益 (う ち 保 険 料)	511,277,020 (136,004,633)	484,042,252 (118,445,787)
経 常 費 用 (う ち 保 険 金)	921,066,923 (792,959,861)	1,092,292,466 (935,303,005)
当 期 損 失 金 (損 失 金 の 処 理)	409,789,902	608,250,214
翌年度に準備基金及び融資基金を減額して整理	409,789,902	608,250,214
(機械保険経過業務勘定)		
経 常 収 益 (う ち 保 険 料)	71,738,225 (2,113,904)	41,015,087 (7,261,802)
経 常 費 用 (う ち 保 険 金)	40,585,556 (15,347,467)	46,538,546 (13,740,667)
当期利益金(△当期損失金)	31,152,669	△ 5,523,458
(利益金又は損失金の処理)		
翌年度に繰越欠損金の補てんに充当	29,221,187	—
翌年度に積立金として整理	1,931,482	—
翌年度に繰越欠損金として整理	—	5,523,458
(繰越欠損金)	29,221,187	23,697,728)
(破綻金融機関等関連特別保険等特別勘定)		
経 常 収 益 (う ち 保 険 料)	111,904 (20,707)	180,572 (35,105)
経 常 費 用 (う ち 保 険 金)	229,535 (74,414)	192,350 (24,966)
当 期 損 失 金 (損 失 金 の 処 理)	117,630	11,777
翌年度に準備基金を減額して整理	117,630	11,777

3 主な業務実績

(1) 中小企業信用保険事業

区 分	15 年 度	(14 年 度)
保 険 関 係 成 立 件 数	1,303,482件	1,232,953件
保 険 価 額	14,278,585,568千円	12,853,742,194千円
保 険 金 支 払 件 数	123,235件	134,655件
金 額	792,959,861千円	935,303,005千円
支 払 保 険 金 等 回 収 金 額	224,506,116千円	212,066,838千円

(2) 融 資 事 業

区 分	15 年 度	(14 年 度)
貸 付 け 件 数	307件	245件
金 額	536,699,000千円	387,217,000千円
貸 付 金 回 収 金 額	513,421,000千円	452,027,000千円
年 度 末 貸 付 金 残 高 件 数	307件	264件
金 額	534,921,000千円	511,643,000千円

(3) 機械保険経過業務

区 分	15 年 度	(14 年 度)
保 険 関 係 成 立 件 数	13,839件	291,425件
保 険 価 額	97,266,855千円	1,001,408,951千円
保 険 金 支 払 件 数	10,726件	10,422件
金 額	15,347,467千円	13,740,667千円
支 払 保 険 金 回 収 金 額	2,981,514千円	2,782,652千円

(4) 破綻金融機関等関連特別保険等事業

区 分	15 年 度	(14 年 度)
保 険 関 係 成 立 件 数	16件	11件
保 険 価 額	1,169,000千円	397,000千円
保 険 金 支 払 件 数	4件	1件
金 額	74,414千円	24,966千円
支 払 保 険 金 回 収 金 額	23,919千円	7,184千円

なお、この信用保険部門について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「中小企業信用補完制度における保証審査等について」(693 ページ参照)を掲記した。

(8) 日本政策投資銀行

この銀行は、経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資するため、一般の金融機関が行う金融等を補完し、又は奨励することを旨とし、長期資金の供給等を行い、もって我が国の経済社会政策に金融上の寄与をすることを目的として設置されているものである。その資本金は15年度末現在で1兆1942億8600万円となっている。

同銀行の15年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

1 収入支出決算

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(収 入)		
収 入 済 額	503,762,245	562,225,467
(支 出)		
支 出 予 算 現 額	468,757,271	517,570,605
支 出 済 額	420,288,413	482,799,766
不 用 額	48,468,857	34,770,838

不用額の主なものは支払利息(支出予算現額4389億1920万余円)の454億7028万余円である。

2 損 益

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
経 常 収 益	539,282,185	597,558,790
(うち貸付金利息)	(482,935,260)	(541,247,795)
経 常 費 用	513,168,574	579,129,139
(うち借入金利息)	(335,382,638)	(402,281,194)
当 年 度 利 益 金	26,113,611	18,429,650
(利益金の処理)		
翌年度に準備金として整理	26,113,611	18,429,650

3 借 入 金 等

区 分	15 年 度 末 千円	(14 年 度 末) 千円
借 入 金 残 高 (財政融資資金等)	11,378,599,231	12,635,985,962
債 券 発 行 残 高	1,780,606,275	1,596,630,275
準 備 金 残 高	1,000,908,174	982,478,523

4 主な業務実績

(1) 貸付等業務

第6章 第2節 第7 2 政府関係機関 (9) 国際協力銀行	区分	15年度	(14年度)
	貸付等件数	811件	811件
貸付金回収等 (うち貸付金償却)	金額 1,121,559,314千円 2,070,471,700千円 (57,224,188千円)	金額 1,160,192,312千円 2,172,741,303千円 (57,912,280千円)	
年度末貸付金等残高	件数 15,597件 金額 14,910,192,082千円	件数 16,575件 金額 15,859,104,468千円	
上記のうち民間金融機関のリスク管理債権の開示基準を参考に銀行において開示している債権			
破綻先債権	23,705,131千円	54,692,671千円	
延滞債権	271,472,425千円	341,115,859千円	
3カ月以上延滞債権	270,500千円	6,707,824千円	
貸出条件緩和債権	193,210,063千円	182,724,448千円	
計	488,658,120千円	585,240,804千円	
貸倒引当金	44,522,644千円	47,370,068千円	
(注) (貸倒引当金計上率)	(3.0/1000)	(3.0/1000)	
(注) 貸倒引当金に計上できる金額は、当該事業年度末における貸付金残高(貸付受入金残高を控除)に3/1000を乗じて得た金額の範囲内とされている。			

(2) 保証業務

区分	15年度	(14年度)
保証件数	10件	8件
金額	15,400,000千円	21,088,000千円
減少した保証債務	金額 26,294,384千円	金額 11,476,193千円
年度末保証債務残高	件数 44件 金額 76,821,015千円	件数 55件 金額 87,715,399千円

(3) 出資業務

区分	15年度	(14年度)
出資会社等数	12	17
件数	73件	47件
金額	49,385,740千円	22,850,659千円
年度末出資金残高	会社等数 155 件数 370件 金額 207,906,497千円	会社等数 148 件数 305件 金額 171,157,937千円

(9) 国際協力銀行

この銀行は、一般の金融機関と競争しないことを旨としつつ、我が国の輸出入若しくは海外における経済活動の促進又は国際金融秩序の安定に寄与するための貸付け等並びに開発途上にある海外の地域の経済及び社会の開発又は経済の安定に寄与するための貸付け等を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的として設置されているものである。その資本金は15年度末現在で7兆6901億4447万余円となっている。

同銀行の15年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

1 収入支出決算

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(収 入)		
収 入 済 額	613,516,474	630,721,149
(支 出)		
支 出 予 算 現 額	715,351,250	807,739,149
支 出 済 額	409,444,703	527,127,206
不 用 額	305,906,546	280,611,942

不用額の主なものは支払利息(支出予算現額 6819 億 9213 万余円)の 3036 億 8003 万余円である。

2 損 益

区 分	15 年 度 千円	(14 年 度) 千円
(国際金融等勘定)		
経 常 収 益 (うち貸付金利息)	344,282,517 (218,855,940)	384,411,627 (285,924,927)
経 常 費 用 (うち借入金利息)	268,930,940 (123,266,409)	323,919,417 (161,240,145)
当 年 度 利 益 金 (利益金の処理)	75,351,577	60,492,210
翌年度に準備金として整理	37,675,788	30,246,105
産業投資特別会計に納付	37,675,788	30,246,105
(海外経済協力勘定)		
経 常 収 益 (うち貸付金利息)	704,513,372 (269,047,468)	294,109,070 (255,505,117)
経 常 費 用 (うち借入金利息)	639,690,187 (121,089,593)	554,160,699 (139,377,222)
当年度利益金(△当年度損失金)	64,823,184	△ 260,051,628
(利益金又は損失金の処理)		
翌年度に積立金として整理	64,823,184	—
翌年度に積立金を減額整理	—	260,051,628

3 借 入 金 等

区 分	15 年 度 末 千円	(14 年 度 末) 千円
(国際金融等勘定)		
借 入 金 残 高 (財政融資資金等)	6,027,018,000	6,606,964,000
債 券 発 行 残 高	1,616,317,908	1,643,298,411
準 備 金 残 高	638,582,464	608,336,359
(海外経済協力勘定)		
借 入 金 残 高 (財政融資資金等)	4,365,907,236	4,611,717,251
債 券 発 行 残 高	25,000,000	25,000,000
積 立 金 残 高	20,667,462	280,719,090

4 主な業務実績

区 分	15 年 度	(14 年 度)
(国際金融等勘定)		
(1) 貸 付 業 務		
貸 付 件 数	285件	298件
貸 付 金 額	1,129,404,631千円	1,148,927,851千円
貸 付 金 回 収 金 額	1,597,256,248千円	1,918,920,183千円
年 度 末 貸 付 金 残 高 件 数	2,413件	2,639件
金 額	9,086,993,091千円	9,760,697,583千円

区 分	15 年 度	(14 年 度)
上記のうち民間金融機関のリスク管理 債権の開示基準を参考に銀行において 開示している債権		
破 綻 先 債 権	83,167千円	665,815千円
延 滞 債 権	216,429,326千円	147,029,665千円
3 カ月以上延滞債権	16,032,347千円	92,620,748千円
貸出条件緩和債権	385,225,547千円	372,451,244千円
計	617,770,389千円	612,767,474千円
貸倒等引当金	27,260,979千円	29,282,092千円
(注) (貸倒等引当金計上率)	(3.0/1000)	(3.0/1000)
(注) 貸倒等引当金に計上できる金額は、当該事業年度末における貸付金残高に3/1000を乗じて 得た金額の範囲内とされている。		
これに加えて、貸付金残高のうち、重債務貧困国に対する公的債務救済措置(ナポリターム)の適 格国に対して有する特定貸付金については、この貸倒れによる損失に備えるために、下記のように 別途貸倒等引当金を計上している。		
貸倒等引当金	4,221,492千円	4,221,492千円
(注) (貸倒等引当金計上率)	(300.0/1000)	(300.0/1000)
(注) 貸倒等引当金に計上できる金額は、当該事業年度末における対象債権残高にそれぞれの国に ついて適用される債務削減率を乗じて計算した額の合計額に2分の1を乗じて計算した額以内 の額とされている。		
また、貸付金残高のうち、債務救済方式の見直しに伴う債権放棄に備えるため、対象となる特定 貸付金については、下記のように別途貸倒等引当金を計上している。		
貸倒等引当金	17,087,265千円	19,445,934千円
(注) (貸倒等引当金計上率)	(1000.0/1000)	(1000.0/1000)
(注) 貸倒等引当金に計上できる金額は、国際通貨基金及び国際開発協会の重債務貧困国措置の対 象となる債権、又は対象となる可能性がある債権、及び国際連合貿易開発会議の貿易開発理事 会措置の対象となる債権ごとの当該事業年度末における残高の合計額以内の額とされている。		
(2) 保 証 業 務		
保 証 件 数	84件	88件
金 額	241,800,925千円	240,599,968千円
減少した保証債務	113,701,760千円	162,288,906千円
年度末保証債務残高	690件	624件
金 額	745,733,566千円	630,497,729千円
(海外経済協力勘定)		
(1) 貸 付 業 務		
貸 付 件 数	470件	497件
金 額	629,598,303千円	596,095,737千円
貸付金回収	515,146,064千円	415,674,757千円
年度末貸付金残高	1,994件	2,102件
金 額	11,325,655,347千円	11,234,105,299千円
上記のうち民間金融機関のリスク管理 債権の開示基準を参考に銀行において 開示している債権		
破 綻 先 債 権	—	—
延 滞 債 権	51,584,608千円	90,596,951千円
3 カ月以上延滞債権	54,245,993千円	51,186,703千円
貸出条件緩和債権	730,673,556千円	—
計	836,504,158千円	141,783,655千円

区 分	15 年 度	(14 年 度)
(開発途上国政府等に対する円借款)		
貸 倒 等 引 当 金	1,131,982千円	1,122,650千円
(注)		
(貸倒等引当金計上率)	(0.1/1000)	(0.1/1000)
(注) 貸倒等引当金に計上できる金額は、当該事業年度末の円借款の貸付残高に15/1000を乗じて得た金額の範囲内とされている。		
これに加えて、貸付金残高のうち、債務救済方式の見直しに伴う債権放棄に備えるため、対象となる特定貸付金については、下記のように別途貸倒等引当金を計上している。		
貸 倒 等 引 当 金	365,778,085千円	365,778,085千円
(注)		
(貸倒等引当金計上率)	(1000.0/1000)	(1000.0/1000)
(注) 貸倒等引当金に計上できる金額は、国際通貨基金及び国際開発協会の重債務貧困国措置の対象となる可能性がある債権ごとの当該事業年度末における残高の合計額以内の額とされている。		
(民間企業等に対する海外投融資)		
貸 倒 等 引 当 金	174,968千円	228,058千円
(注)		
(貸倒等引当金計上率)	(30.0/1000)	(30.0/1000)
(注) 貸倒等引当金に計上できる金額は、当該事業年度末の海外投融資の貸付残高に30/1000を乗じて得た金額の範囲内とされている。		
(2) 出 資 業 務		
出 資 会 社 等 数	4	2
金 額	262,848千円	351,940千円
年 度 末 出 資 金 残 高 会 社 等 数	20	20
金 額	153,336,423千円	154,129,308千円
(注)		
貸 倒 等 引 当 金	34,734,019千円	34,833,432千円
(注) 貸倒等引当金に計上できる金額は、各会社等ごとに当該事業年度末における各会社等に対する銀行の出資金残高を限度として、各会社等の欠損金の額に各会社等の資本金に対する銀行の出資金残高の割合を乗じて得た金額の合計額の範囲内とされている。		

なお、この銀行について検査した結果、「第4章 特定検査対象に関する検査状況」に「政府開発援助について」(796 ページ参照)を掲記した。

[2] 公団、事業団等の決算

国が資本金の2分の1以上を出資している公団、事業団等(政府関係機関及び独立行政法人を除く。)のうち、公団8、事業団4及びその他の団体9の平成15年度決算についてみると、次のとおりである。

(公 団)

(1) 日本道路公団

この公団は、通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うことなどによって、道路の整備を促進し、円滑な交通に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は15事業年度末現在で2兆2848億6504万余円(全額国の出資)となっている。

同公団の15事業年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

1 収入支出決算

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
(収 入)		
収入決定済額	4,975,512,737	5,281,234,677
(支 出)		
支出予算現額	5,258,224,631	5,555,362,081
支出決定済額	4,903,142,791	5,325,710,925
翌事業年度繰越額	244,659,627	170,608,363
不 用 額	110,422,212	59,042,792

翌事業年度繰越額の主なものは、高速道路建設費(支出予算現額 1 兆 0478 億 1932 万余円)の 2056 億 8363 万余円、一般有料道路建設費(同 922 億 1916 万余円)の 281 億 1896 万余円及び高速道路改良費(同 1433 億 2777 万余円)の 33 億 1844 万余円である。また、不用額の主なものは、業務外支出(道路債券の償還金及び支払利息等。同 3 兆 2458 億 7500 万円)の 412 億 4606 万余円、高速道路建設費の 350 億円及び高速道路管理費(同 2781 億 7400 万円)の 172 億 7364 万余円である。

2 損 益

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
経 常 収 益	2,108,914,693	2,073,948,226
(うち道路料金収入)	(2,069,938,504)	(2,054,848,824)
経 常 費 用	2,107,569,946	1,914,045,207
特 別 損 失	—	157,852,192
当 期 利 益 金	1,344,746	2,050,826
(利益金の処理)		
積立金として整理	1,344,746	2,050,826

3 借 入 金 等

区 分	15事業年度末 千円	(14事業年度末) 千円
借 入 金 残 高	9,666,236,267	9,511,962,806
(財政融資資金等)		
道 路 債 券 発 行 残 高	17,287,580,000	17,041,155,000
積 立 金 残 高	38,527,198	37,182,451

4 主な業務実績

区 分	15事業年度		(14事業年度)	
供 用(事業年度末現在)	高 速 道 路	44路線 7,301km	44路線	7,187km
	一 般 有 料 道 路	64路線 921km	62路線	891km
建 設	高 速 道 路	29路線 1,891km	29路線	2,116km
	一 般 有 料 道 路	22路線 557km	22路線	562km

なお、この公団について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「職員の不正行為による損害が生じたもの」(469 ページ参照)を、「第4章 特定検査対象に関する検査状況」に「道路関係四公団における土地及び物品の資産管理について」(1043 ページ参照)を掲記した。

(2) 首都高速道路公団

この公団は、東京都の区に存する区域及びその周辺の地域において、自動車専用道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって首都の機能の維持及び増進に資することを目的として設置されているものである。このため、その通行について料金を徴収することができる自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うことなどを業務としている。その資本金は 15 事業年度末現在で 7214 億 9400 万円(うち国の出資 3607 億 4700 万円)となっている。

同公団の15事業年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

1 収入支出決算

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
(収 入)		
収入決定済額	953,445,616	943,288,948
(支 出)		
支出予算現額	1,064,831,916	1,059,596,590
支出決定済額	949,655,011	945,333,201
翌事業年度繰越額	93,597,118	90,026,206
不 用 額	21,579,786	24,237,181

翌事業年度繰越額の主なものは、高速道路建設事業費(支出予算現額1333億5460万余円)の537億7573万余円、社会資本整備事業費(同693億6000万円)の295億7500万円及び高速道路改築事業費(同478億9341万余円)の73億1722万余円である。また、不用額の主なものは、業務外支出(首都高速道路債券の償還金及び支払利息等。同6729億7461万余円)の80億2665万余円、維持修繕費(同389億1800万円)の50億4353万余円及び負担金等受入建設費(同134億8524万余円)の36億0800万余円である。

2 損 益

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
経 常 収 益 (うち道路料金収入)	267,750,194 (264,627,091)	264,118,657 (260,745,079)
経 常 費 用	267,569,342	263,764,678
当 期 利 益 金 (利益金の処理)	180,851	353,979
積立金として整理	180,851	353,979

3 借 入 金 等

区 分	15事業年度末 千円	(14事業年度末) 千円
借 入 金 残 高 (財政融資資金等)	2,217,184,193	2,149,310,755
首都高速道路債券発行残高	2,761,928,000	2,779,478,000
積 立 金 残 高	1,226,188	1,045,337

4 主な業務実績

区 分	15事業年度		(14事業年度)	
供 用(事業年度末現在)	31路線	281km	31路線	281km
建 設	5路線	32km	5路線	32km

なお、この公団について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「床組構造改築工事における炭素繊維シート貼付工の材料費の積算を施工の実態等に適合するよう改善させたもの」(470ページ参照)を、「第4章 特定検査対象に関する検査状況」に「道路関係四公団における土地及び物品の資産管理について」(1043ページ参照)を掲記した。

(3) 阪神高速道路公団

この公団は、大阪市及び神戸市の区域並びに京都市の区域のうち一部の地域並びにそれらの地域の間及び周辺の地域において、自動車専用道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もってこれらの地域における都市の機能の維持及び増進に資することを目的として設置されているものである。このため、その通行について料金を徴収することができる自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理

を総合的かつ効率的に行うことなどを業務としている。その資本金は15事業年度末現在で5522億円(うち国の出資2761億円)となっている。

第6章
第2節
第7
2
公団
(4)
地域振興整備公団

同公団の15事業年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

1 収入支出決算

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
(収 入)		
収入決定済額	691,202,653	687,301,840
(支 出)		
支出予算現額	740,178,177	723,791,826
支出決定済額	685,217,113	687,112,172
翌事業年度繰越額	39,232,501	24,305,259
不 用 額	15,728,561	12,374,395

翌事業年度繰越額の主なものは、高速道路建設事業費(支出予算現額960億7534万余円)の294億2574万余円及び高速道路改築事業費(同235億0828万余円)の86億5299万余円である。また、不用額の主なものは、業務外支出(阪神高速道路債券の償還金及び支払利息等。同5352億0100万円)の59億1229万余円、維持修繕費(同237億2000万円)の25億9926万余円及び受託業務費(同46億6074万余円)の24億7179万余円である。

2 損 益

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
経 常 収 益	185,384,996	181,819,850
(うち道路料金収入)	(184,637,591)	(181,097,680)
経 常 費 用	189,285,046	181,819,850
特 別 利 益	3,900,050	—

3 借 入 金 等

区 分	15事業年度末 千円	(14事業年度末) 千円
借 入 金 残 高 (財政融資資金等)	1,626,577,898	1,597,847,580
阪神高速道路債券発行残高	2,197,460,000	2,202,260,000

4 主な業務実績

区 分	15事業年度		(14事業年度)	
供 用(事業年度末現在)	18路線	233km	17路線	221km
建 設	7路線	32km	8路線	45km

なお、この公団について検査した結果、「第4章 特定検査対象に関する検査状況」に「道路関係四公団における土地及び物品の資産管理について」(1043ページ参照)を掲記した。

(4) 地域振興整備公団

この公団は、地域社会の中心となる都市の開発整備等に必要な業務及び工業の再配置の促進等に必要業務等を行うことにより、全国的な人口及び産業の適正な配置と地域住民の福祉の向上に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は15事業年度末現在で1600億8350万円(全額国の出資)となっている。

同公団の会計は、地方都市開発整備等事業、工業再配置等事業及び産炭地域経過業務の3勘定に区分して経理されており、その勘定別の15事業年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(地方都市開発整備等事業勘定)

この勘定は、健全な市街地を形成するため必要な宅地の造成等の業務に関する経理を行うものである。

1 収入支出決算

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
(収 入)		
収入決定済額	71,636,034	66,764,891
(支 出)		
支出予算現額	84,570,143	88,447,299
支出決定済額	75,502,949	74,193,904
翌事業年度繰越額	6,597,098	7,807,697
不 用 額	2,470,095	6,445,697

2 損 益

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
経 常 収 益 (うち宅地等造成事業収入)	17,313,401 (15,782,219)	14,721,243 (13,537,440)
経 常 費 用 (うち宅地等造成事業費)	22,088,632 (20,272,529)	16,465,714 (15,149,439)
特 別 利 益 (うち補助金等収入)	17,264,868 (12,424,498)	14,327,963 (12,916,438)
特 別 損 失 (うち宅地等事業資産圧縮損)	12,489,637 (12,424,498)	12,916,438 (12,916,438)
当 期 損 失 金 (損失金の処理)	—	332,946
翌事業年度に繰越欠損金 として整理	—	332,946

3 借 入 金 等

区 分	15事業年度末 千円	(14事業年度末) 千円
借 入 金 残 高 (財政融資資金等)	185,675,093	190,017,806
地域振興整備債券発行残 高	159,230,000	154,290,000

4 主な業務実績

区 分	15事業年度	(14事業年度)
(地方都市の開発整備)		
開発整備に要した工事費 等	箇所数 16地区 金額 33,959,921千円	15地区 33,584,605千円
(地方拠点都市の開発整備)		
開発整備に要した工事費 等	箇所数 4地区 金額 2,346,737千円	4地区 3,118,166千円

(工業再配置等事業勘定)

この勘定は、工業の再配置を促進するため必要な工場用地の造成、工業の集積の程度が低い地域への工場移転のため必要な資金の既存融資分に係る債権管理等の業務、産業業務施設の再配置を促進するため必要な産業業務施設用地の造成、産業業務機能支援中核施設等の整備及び管理のため必要な資金の出資等の業務等に関する経理を行うものである。

1 収入支出決算

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
(収 入)		
収入決定済額	40,114,848	57,848,092
(支 出)		
支出予算現額	57,735,183	76,830,150
支出決定済額	45,050,330	57,896,307
翌事業年度繰越額	4,840,220	7,232,803
不 用 額	7,844,632	11,701,040

2 損 益

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
経 常 収 益	7,480,480	6,679,243
(うち工場用地等造成事業収入)	(4,137,517)	(3,511,999)
経 常 費 用	10,062,070	9,735,634
(うち工場用地等造成事業費)	(6,652,913)	(6,190,666)
特 別 利 益	2,489,482	2,270,647
特 別 損 失	27,651	366,184
当 期 損 失 金	119,759	1,151,927
(損失金の処理)		
翌事業年度に繰越欠損金として整理	119,759	1,151,927
(繰越欠損金	2,120,368	968,440)

3 借 入 金 等

区 分	15事業年度末 千円	(14事業年度末) 千円
借入金残高 (財政融資資金等)	83,288,331	96,425,000
地域振興整備債券発行残高	85,870,000	78,250,000

4 主な業務実績

区 分	15事業年度	(14事業年度)
(工業再配置の促進に必要な工業団地の造成)		
造成に要した工業費等 箇所数	9団地	9団地
金 額	2,079,516千円	2,377,570千円
(産業業務施設の再配置の促進に必要な産業業務施設用地の造成)		
造成に要した工業費等 箇所数	3団地	2団地
金 額	1,027,883千円	2,132,485千円
(工場移転に必要な跡地見返資金等の既存融資分に係る債権管理)		
貸付金回収等 金 額	6,780,282千円	7,121,945千円
(うち繰上償還)	(3,381,030千円)	(3,063,300千円)
(うち貸付金償却)	(—)	(153,243千円)
事業年度末貸付金残高 件 数	28件	31件
金 額	20,482,975千円	27,263,257千円
上記のうち民間金融機関のリスク管理債権の開示基準を参考に公団において開示している債権		
破 綻 先 債 権	91,005千円	104,007千円
延 滞 債 権	206,800千円	218,850千円
3 カ 月 以 上 延 滞 債 権	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	1,331,670千円	1,930,900千円
計	1,629,475千円	2,253,757千円
貸 倒 引 当 金	77,835千円	87,242千円
(注)		
(貸倒引当金計上率)	(3.8/1000)	(3.2/1000)
(注) 貸倒引当金に計上できる金額は、当該事業年度末における貸付金残高に 30/1000 を乗じて得た金額の範囲内とされている。		

区 分	15事業年度	(14事業年度)
(産業業務機能支援中核施設等の整備及び管理のため必要な資金の出資)		
出 資 件 数	—	3件
金 額	—	4,000,000千円
事業年度末出資金残高 件 数	43件	43件
金 額	44,000,000千円	44,000,000千円

(産炭地域経過業務勘定)

この勘定は、産炭地域振興のため必要な鉱工業等の用に供する土地の管理及び譲渡、設備資金の既存融資分に係る債権管理等の業務に関する経理を行うものである。

1 収入支出決算

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
(収 入)		
収入決定済額	14,270,538	12,753,679
(支 出)		
支出予算現額	14,196,833	14,347,244
支出決定済額	12,599,898	12,523,755
翌事業年度繰越額	—	83,985
不 用 額	1,596,935	1,739,503

2 損 益

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
経 常 収 益 (うち土地等売上高)	2,168,509 (1,192,354)	5,430,563 (664,954)
経 常 費 用 (うち土地等管理事業費)	5,492,626 (3,884,850)	5,255,158 (2,683,324)
特 別 利 益	93,122	34,037
特 別 損 失	41,072	7,841,904
当 期 損 失 金	3,272,066	7,632,461
(損失金の処理)		
翌事業年度に積立金を減額整理	—	2,657,926
翌事業年度に繰越欠損金として整理	3,272,066	4,974,534
(繰越欠損金)	4,974,534	—)

3 借入金等

区 分	15事業年度末 千円	(14事業年度末) 千円
借入金残高 (財政融資資金等)	27,953,670	37,616,635
地域振興整備債券発行残高	26,200,000	17,900,000
積立金残高	—	2,657,926

4 主な業務実績

区 分	15事業年度	(14事業年度)
(産炭地域振興のための既存融資分に係る債権管理)		
貸付金回収等 金 額 (うち貸付金償却)	4,499,359千円 (283,368千円)	3,834,898千円 (416,068千円)
事業年度末貸付金残高 件 数	88件	123件
金 額	12,312,632千円	16,811,991千円

上記のうち民間金融機関のリスク管理債権の開示基準を参考に公団において開示している債権

区 分	15事業年度	(14事業年度)
破綻先債権	2,425,584千円	2,823,419千円
延滞債権	2,788,599千円	2,740,220千円
3か月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	1,107,100千円	1,957,351千円
計	6,321,283千円	7,520,990千円
〔貸倒引当金	110,813千円	139,539千円〕
(貸倒引当金計上率)	(注) (9.0/1000)	(8.3/1000)
(注) 貸倒引当金に計上できる金額は、当該事業年度末における貸付金残高に30/1000を乗じて得た金額の範囲内とされている。		

なお、この公団について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「地方都市開発整備事業の実施について」(712ページ参照)を掲記した。

(5) 新東京国際空港公団

この公団は、新東京国際空港の設置及び管理を効率的に行うことなどにより、航空輸送の円滑化を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、わが国の国際的地位の向上に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は15事業年度末現在で3049億5624万余円(全額国の出資)となっている。

同公団の15事業年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

1 収入支出決算

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
(収 入)		
収入決定済額	208,526,665	230,978,553
(支 出)		
支出予算現額	273,603,156	277,048,525
支出決定済額	208,800,543	238,014,745
翌事業年度繰越額	17,800,394	20,648,971
不 用 額	47,002,218	18,384,808

翌事業年度繰越額の主なものは新空港建設費(支出予算現額1145億3574万余円)の170億9071万余円である。また、不用額の主なものは、新空港建設費の341億0197万余円、業務管理費(同758億6584万円)の89億1563万余円及び業務外支出(同659億6219万余円)の15億7429万余円である。

2 損 益

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
経常収益	152,944,280	160,773,854
(うち業務収入)	(147,773,912)	(156,228,604)
経常費用	125,681,743	135,966,711
特別利益	2,516,857	2,118,996
特別損失	29,779,394	26,926,139

なお、特別損失の主なものは成田新高速鉄道負担引当金繰入の225億9200万円である。

3 借 入 金 等

区 分	15事業年度末 千円	(14事業年度末) 千円
借入金残高 (市中金融機関等)	153,343,500	155,400,500
新東京国際空港債券発行残高	415,351,000	414,935,000

4 主な業務実績

区 分	15事業年度	(14事業年度)
空 港 の 供 用		
航空機発着回数	171,127回	176,365回
航空旅客数	26,888,606人	29,993,321人
航空貨物取扱数量	2,149,185t	2,030,149t
航空燃料供給量	5,486,636kl	5,758,126kl

(6) 石油公団

この公団は、特殊法人等改革基本法(平成13年法律第58号)第5条第1項に規定する特殊法人等整理合理化計画(同公団に係る部分に限る。)に基づいて講ずべき措置の円滑な実施に資するため、同公団の所有する株式又は保有する貸付債権の管理及び処分を行うこと等を目的として設置されているものである。^(注1)その資本金は15事業年度末現在で1兆2231億9315万余円(全額国の出資)となっている。

なお、同公団は、「石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律」(平成14年法律第93号)附則第10条の規定により、15年4月1日に、同公団が保有していた備蓄石油等を石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計(以下「石油等特会」という。)に引き継いだ。また、同法附則第12条の規定により、16年2月1日に、同公団が保有していた石油備蓄施設等を石油等特会に引き継いだ。さらに、同法附則第4条の規定により、同年2月29日に、石油備蓄業務等を独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に引き継いだことに伴い、一般勘定及び石油備蓄勘定の勘定区分は廃止された。

(注1) 石油公団が15事業年度に石油備蓄業務等を行っていたのは、15年4月1日から16年2月28日までである。

同公団の15事業年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

1 収入支出決算

(旧一般勘定)

[この勘定は、石油等の探鉱等に必要資金の投融資等の業務に関する経理を行うものである。]

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
(収 入)		
収入決定済額	70,460,120	38,722,045
(支 出)		
支出予算現額	71,423,977	59,370,049
支出決定済額	22,846,216	25,354,805
独立行政法人承継額	35,792,697	—
翌事業年度繰越額	—	22,008,724
不 用 額	12,785,063	12,006,520

独立行政法人承継額の主なものは、受託業務費(支出予算現額203億6665万余円)の142億4688万余円、石油開発促進事業費(同202億4511万余円)の92億5023万余円及び補助事業費(同153億7661万余円)の90億3980万余円である。また、不用額の主なものは、補助事業費の59億7784万余円及び石油開発促進事業費の48億7852万余円である。

(旧石油備蓄勘定)

[この勘定は、石油備蓄業務及び石油備蓄に対する投融資業務に関する経理を行っていたものである。]

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
(収 入)		
収 入 決 定 済 額	125,794,896	124,289,360
(支 出)		
支 出 予 算 現 額	156,604,129	138,561,366
支 出 決 定 済 額	122,638,142	120,242,747
翌事業年度繰越額	—	147,300
不 用 額	33,965,986	18,171,318

不用額は、受託業務費(支出予算現額 1289 億 9814 万余円)の 261 億 1092 万余円、石油・石油ガス備蓄増強対策投融资業務費(同 101 億 2725 万円)の 56 億 9899 万余円及び公団石油・石油ガス備蓄業務費(同 174 億 7873 万円)の 21 億 5606 万余円である。

2 損 益

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
経 常 収 益	65,040,058	172,745,057
(うち石油開発事業収入)	(18,688,496)	(16,571,070)
(うち交付金等事業収入)	(28,622,081)	(127,415,649)
経 常 費 用	49,566,667	169,250,649
(うち公団石油備蓄事業費)	(15,056,126)	(114,665,352)
(うち交付金等事業費)	(10,571,591)	(18,023,337)
特 別 利 益	38,184,923	23,502,404
特 別 損 失	3,474,768	181,279,384
当期利益金(△当期損失金)	50,183,545	△ 154,282,571
(利益金又は損失金の処理)		
翌事業年度に繰越欠損金の補てんに充当	50,183,545	—
翌事業年度に繰越欠損金として整理	—	154,282,571
(繰越欠損金)	770,248,635	615,966,063)

なお、特別利益の主なものは石油開発事業出資株式処分益 345 億 5421 万余円である。

3 借 入 金 等

区 分	15事業年度末 千円	(14事業年度末) 千円
借 入 金 残 高 (市中金融機関等)	—	1,825,231,413
石油債券発行残高	—	368,855,000

4 主 な 業 務 実 績

区 分	15事業年度	(14事業年度)
(石油開発のための出資)		
出 資 会 社 数	22社	30社
(うち新規会社数)	(1社)	(4社)
件 数	103件	92件
金 額	154,392,255千円	20,500,503千円
出 資 金 減 少 会 社 数	18社	25社
金 額	48,399,299千円	342,193,569千円
事業年度末出資金残高	71社	80社
件 数	1,268件	1,202件
金 額	324,091,532千円	218,098,576千円
(石油開発のための貸付け)		
貸 付 会 社 数	15社	19社
件 数	44件	69件
金 額	5,099,505千円	12,651,359千円
貸 付 金 回 収 等 金 額	55,975,183千円	11,345,462千円
(うち減免等の額)	(9,683,722千円)	(3,476,931千円)
事業年度末貸付金残高	25社	36社
件 数	1,035件	1,180件
金 額	126,686,192千円	177,561,870千円

区 分	15事業年度	(14事業年度)
事業年度末長期未収金	3社	5社
(注2)		
会社数	72件	75件
金額	6,423,330千円	94,911,428千円
事業年度末求償権	1社	1社
会社数	1件	1件
金額	11,454,374千円	11,454,374千円
上記出資金、貸付金、長期未収金及び求償権のうち民間金融機関のリスク管理債権の開示基準を参考に公団において開示している債権等(注3)		
破綻先債権等(注4)	0千円	132,428,128千円
延滞債権等(注4)	19,276,288千円	28,024,056千円
3カ月以上延滞債権等	—	—
貸出条件緩和債権等	28,617,576千円	40,071,951千円
計	47,893,865千円	200,524,135千円
(注)		
投融资損失引当金	80,863,549千円	89,484,647千円
(投融资損失引当金計上率)	(17.2/100)	(17.8/100)
(注) 探鉱投融资等の回収不能による損失に備えるため計上しているもので、投融资会社等の財政状態等を勘案して個別に算定した損失見込額を計上している。		
(注2) 長期未収金 支払を猶予している貸付金利息のうち収益計上しているもの。このほか、回収の見込みが低いと判断し、財務諸表の注記事項としているものが206億2668万余円ある。		
(注3) 探鉱等投融资事業に係る投資有価証券及び関係会社株式についても同様の分類により開示している。		
(注4) 探鉱等投融资事業対象会社のうち、事業終結承認済及び事業終結承認見込みの会社に対する債権等を、延滞の有無にかかわらず、すべて延滞債権等(特別清算を予定している場合は破綻先債権等)として開示している。		
(石油開発のための債務の保証)		
保証会社数	10社	7社
金額	151,555,069千円	44,317,644千円
減少した保証債務	9社	8社
金額	63,296,686千円	14,916,580千円
事業年度末為替調整額	△ 10,528,616千円	△ 6,010,601千円
事業年度末保証債務残高	14社	13社
金額	179,576,828千円	101,847,060千円
(石油備蓄基地建設のための出資)		
出資会社数	1社	1社
金額	3,584,000千円	3,840,000千円
出資金回収	72,274,000千円	—
事業年度末出資金残高	—	13社
金額	—	88,200,000千円
(石油備蓄基地建設のための貸付け)		
貸付け会社数	9社	10社
金額	19,482,600千円	13,566,100千円
貸付金回収	707,814,677千円	68,295,594千円
事業年度末貸付金残高	—	11社
金額	—	709,217,061千円
(民間会社が行う備蓄のための石油購入資金の貸付け)		
貸付け会社数	27社	26社
件数	35件	59件
金額	285,657,400千円	260,765,800千円
貸付金回収	257,686,200千円	274,774,900千円
事業年度末貸付金残高	—	26社
件数	—	58件
金額	—	257,686,200千円

(7) 本州四国連絡橋公団

第6章 第2節 第7 2 公団 (7) 本州四国連絡橋公団

この公団は、本州と四国の連絡橋に係る有料の道路及び鉄道の建設並びに管理を総合的かつ効率的に行うことなどにより、本州と四国の間の交通の円滑化を図り、もって国土の均衡ある発展と国民経済の発達に資することを目的として設置されているものである。その資本金は15事業年度末現在で1兆0055億1550万円(うち国の出資6769億0850万円)となっている。

同公団の15事業年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

1 収入支出決算

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
(収 入)		
収入決定済額	361,086,374	539,188,650
(支 出)		
支出予算現額	369,553,556	544,750,466
支出決定済額	360,267,645	537,074,727
翌事業年度繰越額	2,772,651	705,261
不 用 額	6,513,260	6,970,477

2 損 益

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
経 常 収 益	91,576,715	95,565,681
(うち道路料金収入)	(78,975,710)	(82,672,187)
経 常 費 用	334,040,999	142,402,254
特 別 利 益	1,353,544,994	1,793,813
特 別 損 失	—	1,469,058
当期利益金(△当期損失金)	1,111,080,711	△ 46,511,817
(利益金又は損失金の処理)		
翌事業年度に繰越欠損金の補てんに充当	1,111,080,711	—
翌事業年度に繰越欠損金として整理	—	46,511,817
(繰越欠損金)	1,111,080,711	1,064,568,893)

なお、特別利益はすべて、「本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために平成15年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律」(平成15年法律第35号)に基づき、この法律の施行の時ににおいて、その時における同公団の債務で政令に定めるものを、国の一般会計に承継したことに伴う債務免除益である。

3 借 入 金 等

区 分	15事業年度末 千円	(14事業年度末) 千円
借入金残高 (財政融資資金等)	676,213,611	940,856,584
本州四国連絡橋債券発行残高	1,704,140,200	2,860,969,100

4 主な業務実績

区 分	15事業年度	(14事業年度)
(道 路)		
供 用(事業年度末現在)	神戸・鳴門ルート89km (明石海峡大橋ほか1 橋を含む有料道路)	神戸・鳴門ルート89km (明石海峡大橋ほか1 橋を含む有料道路)
	児島・坂出ルート37km (下津井瀬戸大橋ほか 5橋を含む有料道路)	児島・坂出ルート37km (下津井瀬戸大橋ほか 5橋を含む有料道路)

区 分	15事業年度	(14事業年度)
(鉄 道)	尾道・今治ルート46km (大三島橋ほか6橋を 含む有料道路)	尾道・今治ルート46km (大三島橋ほか6橋を 含む有料道路)
供 用(事業年度未現在)	本四備讃線32km (岡山県倉敷市茶屋 町～香川県綾歌郡宇 多津町)	本四備讃線32km (岡山県倉敷市茶屋 町～香川県綾歌郡宇 多津町)

なお、この公団について検査した結果、「第4章 特定検査対象に関する検査状況」に「道路関係四公団における土地及び物品の資産管理について」(1043 ページ参照)を掲記した。

(8) 都市基盤整備公団

この公団は、次の業務を行うことなどにより国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的として設置されているものである。

(ア) 人口及び経済、文化等に関する機能の集中に対応した秩序ある整備が十分に行われていない大都市地域その他の都市地域における健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の基盤整備として居住環境の向上及び都市機能の増進を図るための市街地の整備改善並びに賃貸住宅の供給及び管理を行う業務

(イ) 都市環境の改善効果の大きい根幹的な都市公園の整備等を行う業務

その資本金は15事業年度末現在で8183億0494万余円(うち国の出資8133億2562万余円)となっている。

同公団の会計は、都市基盤整備及び鉄道の2勘定に区分して経理されており、その勘定別の15事業年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(都市基盤整備勘定)

1 収入支出決算

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
(収 入)		
収入決定済額	2,780,342,293	2,857,087,650
(支 出)		
支出予算現額	3,177,790,310	3,152,330,820
支出決定済額	2,805,564,648	2,777,889,764
翌事業年度繰越額	129,600,483	209,357,665
不 用 額	242,625,178	165,083,390

翌事業年度繰越額の主なものは、居住環境整備事業費(支出予算現額4100億2420万余円)の601億4926万余円、賃貸住宅管理費(同3635億8276万余円)の304億5428万余円及び土地有効利用事業費(同1213億5103万余円)の153億3197万余円である。また、不用額の主なものは、借入金及債券償還(同1兆2694億8741万余円)の731億5801万余円、土地有効利用事業費の577億5907万余円及び賃貸住宅管理費の358億4858万余円である。

2 損 益

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
経 常 収 益	1,303,627,865	1,119,491,387
(うち賃貸住宅管理収入)	(599,368,257)	(580,983,085)
(うち市街地整備改善管 理及譲渡収入)	(503,275,645)	(385,040,070)

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
経 常 費 用	1,329,519,038	1,165,438,752
特 別 利 益 (うち国庫補助金収入)	192,580,637	209,620,624
(うち地方公共団体補助 金等収入)	(69,840,409)	(84,630,486)
(うち分譲価格調整準備 金戻入)	(40,759,874)	(45,992,378)
	(74,971,314)	(74,626,817)
特 別 損 失 (うち建設原価圧縮費)	119,286,145	135,400,689
	(110,966,621)	(130,938,995)
当 期 利 益 金 (利益金の処理)	47,403,318	28,272,569
翌事業年度に積立金とし て整理	47,403,318	28,272,569

3 借入金等

区 分	15事業年度末 千円	(14事業年度末) 千円
借 入 金 残 高 (財政融資資金等)	13,365,683,056	13,015,659,725
都市基盤整備債券等発行 残高	2,612,922,800	2,928,719,100
積 立 金 残 高	37,639,156	9,366,586

4 主な業務実績

区 分	15事業年度	(14事業年度)
都 市 機 能 更 新	601ha	601ha
都 市 整 備		
都 市 の 整 備	14,028ha	14,705ha
宅 地 等 の 供 給	257ha	237ha
居 住 環 境 整 備		
市 街 地 環 境 整 備	3,770ha	3,572ha
住 宅 の 建 設 (うち建替)	7,742戸 (3,912戸)	9,028戸 (4,806戸)
住 宅 の 供 給 (うち建替)	14,646戸 (6,078戸)	12,970戸 (5,243戸)
賃貸住宅の事業年度末 現在管理戸数	765,872戸	760,541戸
土地有効利用事業用地の 取得	5ha	1ha

(鉄 道 勘 定)

1 収入支出決算

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
(収 入)		
収 入 決 定 済 額	8,013,818	6,313,765
(支 出)		
支 出 予 算 現 額	8,653,862	8,040,646
支 出 決 定 済 額	7,700,085	6,684,965
翌事業年度繰越額	110,995	110,490
不 用 額	842,781	1,245,190

2 損 益

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
経 常 収 益 (うち鉄道業務収入)	2,034,208	2,035,593
	(1,921,549)	(1,887,101)
経 常 費 用	3,700,951	3,850,061
特 別 利 益	388,796	448,474
特 別 損 失	409,061	448,920
当 期 損 失 金	1,687,008	1,814,914

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
(損失金の処理)		
翌事業年度に繰越欠損金 として整理	1,687,008	1,814,914
(繰越欠損金)	25,954,665	24,139,751)
3 借入金等		
区 分	15事業年度末 千円	(14事業年度末) 千円
借入金残高 (財政融資資金等)	36,255,276	33,289,723
都市基盤整備債券発行残高	7,674,000	10,046,000
4 主な業務実績		
区 分	15事業年度	(14事業年度)
(営業キロ程)		
鉄 道	12.5km	12.5km

第6章
第2節
第7
2
公団
(8)

都市基盤整備公団

なお、この公団について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「送電線路等の移設補償契約に係る補償費の支払に当たり、工事予定金額に基づき補償費を精算していたため、支払額が過大となっているもの」(474 ページ参照)及び「事務所等の清掃業務の委託に当たり、公正性、競争性及び透明性の確保を図るため、契約方式を競争契約に改めるなど契約事務を適切に実施するよう改善させたもの」(476 ページ参照)を掲記した。

(事業団)

(1) 労働福祉事業団

この事業団は、労働者災害補償保険の労働福祉事業を適切かつ能率的に行うとともに、労働災害の防止に資するため必要な資金の融通を行うことにより、労働者の福祉の増進に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は15事業年度末現在で7665億1617万余円(全額国の出資)となっている。

同事業団の会計は、本部、施設、援護、融資及び貸金援護の5勘定に区分して経理されており、その勘定別の15事業年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(本部勘定)

1 収入支出決算

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
(収 入)		
収入決定済額	19,488,036	19,053,367
(支 出)		
支出予算現額	19,879,539	19,058,914
支出決定済額	19,488,036	19,053,367
不 用 額	391,502	5,546

2 損 益

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
経 常 収 益 (うち施設勘定から受入)	19,542,585 (19,429,587)	19,110,981 (18,996,927)
経 常 費 用 (うち医療管理費)	19,542,717 (15,327,113)	19,111,215 (14,768,037)
特 別 損 失	287	—
当 期 損 失 金	419	233
(損失金の処理)		
翌事業年度に積立金を減額整理		233
積立金を減額整理	419	

3 積 立 金

区 分	15事業年度末 千円	(14事業年度末) 千円
積立金残高	54,099	54,333

(施設勘定)

[この勘定は、労災病院等の設置及び運営に関する経理を行うものである。]

1 収入支出決算

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
(収 入)		
収入決定済額	388,510,849	408,618,826
(支 出)		
支出予算現額	338,023,054	364,354,409
支出決定済額	311,182,509	336,707,529
不 用 額	26,840,544	27,646,879

不用額の主なものは、医療諸費(支出予算現額809億8740万余円)の96億8045万余円、貸金援護勘定へ経費繰入(同272億2227万余円)の47億7250万余円及び役職員給与(同1310億7382万余円)の23億7953万余円である。

2 損 益		15事業年度	(14事業年度)
区 分		千円	千円
経常収益 (うち医療事業収入)		295,915,293 (255,843,948)	318,638,446 (261,226,160)
経常費用 (うち医療管理費)		313,171,821 (172,760,149)	339,505,658 (175,952,924)
特別利益		497,201	—
特別損失		5,671,710	7,160,065
当期損失金		22,431,037	28,027,278
(損失金の処理)			
翌事業年度に繰越欠損金として整理			28,027,278
繰越欠損金として整理		22,431,037	
(繰越欠損金)		304,271,455	276,244,176)

3 主な業務実績

区 分		15事業年度	(14事業年度)
労災病院		39箇所	39箇所
延べ患者数	外 来	9,401,317人	9,940,147人
	入 院	4,942,782人	5,071,656人

(援 護 勘 定)

この勘定は、労災年金受給者で小口資金を必要とする者に対する労災年金受給権を担保とする資金の貸付け等の事業に関する経理を行うものである。

1 収入支出決算

区 分		15事業年度	(14事業年度)
		千円	千円
(収 入)			
収入決定済額		6,511,202	6,802,435
(支 出)			
支出予算現額		7,624,506	7,622,886
支出決定済額		5,108,867	5,704,561
不 用 額		2,515,638	1,918,324

2 損 益

区 分		15事業年度	(14事業年度)
		千円	千円
経常収益 (うち資産見返交付金戻入)		264,506 (241,201)	268,839 (244,486)
経常費用 (うち貸倒損失)		390,387 (253,126)	260,433 (146,992)
当期利益金(△当期損失金)		△ 125,880	8,406
(利益金又は損失金の処理)			
翌事業年度に積立金として整理			8,406
積立金を減額整理		125,880	

3 積 立 金

区 分		15事業年度末	(14事業年度末)
		千円	千円
積立金残高		6,005,433	5,997,026

4 主な業務実績

区 分		15事業年度	(14事業年度)
年金担保資金等の貸付け	件 数	2,933件	3,204件
	金 額	5,088,360千円	5,684,950千円
貸付金回収等 (うち貸付金償却)	金 額	5,641,596千円 (253,126千円)	5,601,655千円 (146,992千円)

区 分	15事業年度	(14事業年度)
事業年度末貸付金残高	4,722件	4,945件
金 額	4,851,296千円	5,404,532千円
上記のうち民間金融機関のリスク管理債権の開示基準を参考に事業団において開示している債権		
破綻先債権	—	—
延滞債権	100,786千円	338,018千円
3カ月以上延滞債権	24,257千円	13,579千円
貸出条件緩和債権	—	—
計	125,043千円	351,598千円

(融資勘定)

〔 この勘定は、安全衛生改善計画を実施する中小事業者等に対する職場環境改善資金等の貸付けの事業に関する経理を行うものである。 〕

1 収入支出決算

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
(収入)		
収入決定済額	6,414,153	8,773,283
(支出)		
支出予算現額	5,349,915	5,605,953
支出決定済額	5,349,914	5,601,814
不用額	0	4,138

2 損 益

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
経常収益	915,692	1,170,065
(うち施設勘定から受入)	(567,517)	(693,290)
経常費用	915,692	1,170,065
(うち借入金利息)	(899,938)	(1,151,838)

3 借入金等

区 分	15事業年度末 千円	(14事業年度末) 千円
借入金残高	13,299,922	17,749,898
(財政融資資金)		
積立金残高	384,239	384,239

4 主な業務実績

区 分	15事業年度	(14事業年度)
貸付金回収等金額	2,347,675千円	3,266,796千円
(うち繰上償還)	(1,248,782千円)	(1,947,607千円)
(うち貸付金償却)	(7,402千円)	(2,472千円)
事業年度末貸付金残高	242件	278件
金 額	12,612,519千円	14,960,195千円
上記のうち民間金融機関のリスク管理債権の開示基準を参考に事業団において開示している債権		
破綻先債権	2,142,803千円	1,967,961千円
延滞債権	146,526千円	148,205千円
3カ月以上延滞債権	—	387,482千円
貸出条件緩和債権	1,319,125千円	1,188,339千円
計	3,608,454千円	3,691,987千円
貸倒引当金	8,352千円	15,754千円
(注)		
(貸倒引当金計上率)	(0.66/1000)	(1.05/1000)
(注) 貸倒引当金に計上できる金額は、当該事業年度末における貸付金残高に3/1000を乗じて得た金額の範囲内とされている。		

(賃金援護勘定)

この勘定は、企業の破産等により事業主から賃金の支払を受けることができない労働者に対し未払賃金を当該事業主に代わって支払い、事業団が事業主に対し求償する事業に関する経理を行うものである。

1 収入支出決算

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
(収 入)		
収入決定済額	34,189,564	47,641,892
(支 出)		
支出予算現額	37,078,392	47,658,302
支出決定済額	34,189,564	47,641,892
不 用 額	2,888,827	16,409

2 損 益

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
経 常 収 益	34,189,564	47,641,892
(うち施設勘定から受入)	(22,449,769)	(39,866,018)
経 常 費 用	34,189,564	47,641,892
(求償権償却引当金繰入)		

3 主な業務実績

区 分	15事業年度	(14事業年度)
未払賃金立替払 件 数	4,313件	4,734件
金 額	34,189,564千円	47,641,892千円
立替払金回収 金 額	11,735,946千円	7,752,278千円

(2) 環 境 事 業 団

この事業団は、次の業務等を行うことにより、生活環境の維持改善、自然環境の保全及び産業の健全な発展に資することを目的として設置されているものである。

- (ア) 産業公害を防止するために工場等が集団して設置されるのに必要な建物等を建設し譲渡する事業
- (イ) 土壌の汚染、地下水の汚濁等の公害を防止するため、その原因となる物質の除去に必要な環境浄化機材を貸し付ける事業
- (ウ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき特定一般廃棄物最終処分場の維持管理を適正に行うため設置者が埋立期間中に積み立てる維持管理積立金の管理を行う事業
- (エ) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の広域的かつ適正な処理を行うとともに、その処理施設の設置、改良等を行うほか、速やかな処理を図るため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金によりその処理に要する費用を助成する事業
- (オ) 民間団体の開発途上地域等における環境保全活動に対し助成する事業

その資本金は15事業年度末現在で161億円(全額国の出資)となっている。

同事業団の会計は、一般業務、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務、地球環境基金業務及び納付業務の4勘定に区分して経理されている。

同事業団の勘定別の15事業年度の収入支出決算、損益、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

(一般業務勘定)

この勘定は、産業公害を防止するために工場等が集団して設置されるのに必要な建物等を建設し譲渡する事業、土壌の汚染、地下水の汚濁等の公害を防止するため、その原因となる物質の除去に必要な環境浄化機材を貸し付ける事業、維持管理積立金の管理を行う事業等に関する経理を行うものである。

1 収入支出決算

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
(収 入)		
収入決定済額	58,857,018	69,979,569
(支 出)		
支出予算現額	70,784,348	99,654,860
支出決定済額	68,582,908	80,542,174
翌事業年度繰越額	220,000	160,000
不 用 額	1,981,439	18,952,685

2 損 益

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
経 常 収 益 (うち割賦譲渡利息)	35,287,844 (5,739,268)	41,391,880 (6,848,654)
経 常 費 用 (うち借入金利息)	39,686,112 (9,195,008)	41,391,880 (10,831,814)
特 別 損 失	1,603,755	—
当 期 損 失 金 (損失金の処理)	6,002,023	—
繰越欠損金として整理 (繰越欠損金)	6,002,023	—

3 借 入 金

区 分	15事業年度末 千円	(14事業年度末) 千円
借入金残高 (財政融資資金等)	263,602,113	311,795,420

4 主な業務実績

区 分	15事業年度	(14事業年度)
(建設譲渡事業)		
譲 渡 件 数	3件	6件
割 賦 金 総 額	6,566,350千円	24,782,981千円
割 賦 譲 渡 元 金 収 入 等 (うち繰上償還) (うち割賦譲渡元金償却)	26,191,095千円 (2,961,095千円) (7,466,615千円)	29,495,411千円 (1,778,304千円) (6,204,229千円)
事業年度末割賦譲渡元金 残高	185,630,146千円	205,255,734千円
(貸付事業)		
貸 付 金 回 収 等 (うち繰上償還) (うち貸付金償却)	18,973,774千円 (1,532,420千円) (2,227,623千円)	19,257,036千円 (1,964,460千円) (1,211,154千円)
事業年度末貸付金残高	313件 金額 77,222,708千円	364件 金額 96,196,483千円
上記2事業について民間金融機関のリス ク管理債権の開示基準を参考に事業 団において開示している債権		
破 綻 先 債 権	1,307,066千円	2,466,856千円
延 滞 債 権	32,290,378千円	46,661,212千円
3 カ 月 以 上 延 滞 債 権	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	33,239,202千円	27,677,515千円
計	66,836,647千円	76,805,584千円

(ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務勘定)

この勘定は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の広域のかつ適正な処理を行うとともに、その処理施設の設置、改良等を行うほか、速やかな処理を図るため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金によりその処理に要する費用を助成する事業に関する経理を行うものである。

1 収入支出決算

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
(収 入)		
収 入 決 定 済 額	20,846,077	7,421,558
(支 出)		
支 出 予 算 現 額	19,549,605	5,254,567
支 出 決 定 済 額	16,556,249	3,017,314
不 用 額	2,993,355	2,237,252

2 損 益

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
経 常 収 益	4,273,829	4,368,573
(うち国庫補助金収入)	(2,000,000)	(2,000,000)
経 常 費 用	4,273,829	4,368,573
(うちポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金繰入)	(4,273,829)	(4,368,571)

3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金

区 分	15事業年度末 千円	(14事業年度末) 千円
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金残高	12,376,507	8,102,677
(うち国庫補助金)	(6,013,840)	(4,008,229)
(うち都道府県補助金)	(5,881,305)	(3,613,322)
(うち民間出せん金)	(481,361)	(481,125)

4 借 入 金

区 分	15事業年度末 千円	(14事業年度末) 千円
借 入 金 残 高 (市中金融機関)	8,300,000	2,500,000

5 主な業務実績

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設建設事業	15,238,537	2,341,531

(地球環境基金業務勘定)

この勘定は、民間団体の開発途上地域等における環境保全活動に対し助成する事業等に関する経理を行うものである。

1 収入支出決算

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
(収 入)		
収 入 決 定 済 額	999,432	1,056,393
(支 出)		
支 出 予 算 現 額	1,027,636	1,053,879
支 出 決 定 済 額	941,796	1,008,081
不 用 額	85,839	45,797

2 損 益		
区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
経 常 収 益 (うち国庫補助金収入)	943,735 (740,260)	1,009,794 (766,680)
経 常 費 用 (うち民間活動助成事業 費)	943,735 (764,607)	1,009,794 (813,296)

3 地球環境基金		
区 分	15事業年度末 千円	(14事業年度末) 千円
地球環境基金残高 (うち政府出資金)	13,633,261 (9,400,000)	13,620,678 (9,400,000)
(うち民間等出えん金)	(4,233,261)	(4,220,678)

4 主な業務実績		
区 分	15事業年度	(14事業年度)
民間活動助成事業 件 数	216件	226件
金 額	764,607千円	813,296千円

(納付業務勘定)

この勘定は、旧公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法(昭和44年法律第90号)に基づく納付金の納付業務に関する経理を行うものである。

1 収入支出決算

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
(収 入)		
収入決定済額	102	267
(支 出)		
支出予算現額	770	746
支出決定済額	102	267
不 用 額	668	479

2 損 益

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
経 常 収 益	102	267
経 常 費 用	102	267

(3) 日本私立学校振興・共済事業団

この事業団は、私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定並びに私立学校教職員の福利厚生を図るため、次の業務を行うことにより、もって私立学校教育の振興に資することを目的として設置されているものである。

(ア) 補助金の交付、資金の貸付けその他私立学校教育に対する援助に必要な業務

(イ) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による共済制度の運営

その資本金は15事業年度末現在で489億6911万余円(全額国の出資)となっている。

同事業団の会計は、助成、短期、長期、福祉及び共済業務の5勘定に区分されている。

同事業団の勘定別の15事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

なお、「日本私立学校振興・共済事業団の一部を改正する法律」(平成14年法律第157号)等の施行によ

り、同事業団の会計に独立行政法人会計基準が適用されたのに伴い、15事業年度決算から会計処理方法及び財務諸表の表示方法の一部が変更されたため、下記項目の中には、15事業年度の額と14事業年度の額とを対比できないものもある。

(助成勘定)

この勘定は、学校法人に対する補助金の交付、学校法人等に対する資金の貸付けなど私立学校教育に対する援助に必要な業務に関するものである。

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円	(14事業年度末) 千円
資 産	687,260,701	702,391,775
(うち長期貸付金)	(676,043,737)	(693,821,292)
(注)		
(うち貸倒引当金)	(△ 5,248,122)	(△ 10,407,319)
負 債	629,670,192	646,701,619
(うち長期借入金)	(539,738,698)	(559,876,522)
資 本	57,590,509	55,690,156
(うち資本金)	(48,969,115)	(48,969,115)
(うち資本剰余金)	(5,298,172)	(5,290,550)
(うち利益剰余金)	(3,323,221)	(1,430,491)

(注) 貸倒引当金に計上する金額は、14事業年度については当該事業年度末における貸付金残高に15/1000を乗じて得た金額とされていたが、15事業年度より金融庁作成の「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」に基づいた「日本私立学校振興・共済事業団貸付債権自己査定基準」の定めるところに従って算出した金額とされている。

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
経 常 費 用	283,603,710	309,077,296
(うち交付補助金)	(252,375,775)	(253,442,825)
経 常 収 益	283,513,449	309,608,734
(うち国庫補助金収入)	(252,375,775)	(253,442,825)
経 常 損 失	90,261	2,158
臨 時 損 失	7,187	
臨 時 利 益	2,157,214	
当 期 純 利 益	2,059,765	529,279
当 期 総 利 益	2,059,765	(利益金の処理)
(利益の処分)		助 成 金
(当期末処分利益)		111,747
当 期 総 利 益	2,059,765	長 期 勘 定 へ 繰 入
(利益処分数額)		55,289
助 成 金	111,747	積 立 金
長 期 勘 定 へ 繰 入	55,289	362,243
積 立 金	1,892,729	

3 主な業務実績

区 分	15事業年度	(14事業年度)
(補助事業)		
補助金交付法人数	604法人	603法人
補助金交付額	252,375,775千円	253,442,825千円
(貸付事業)		
貸 付 け	140法人	147法人
法 人 数	170件	189件
件 数	50,957,500千円	40,821,000千円
金 額	68,735,055千円	80,419,246千円
金 額	1,602法人	1,621法人
法 人 数	3,958件	4,130件
件 数	676,043,737千円	693,821,292千円
金 額		

区 分	15事業年度	(14事業年度)
上記のうち民間金融機関のリスク管理 債権の開示基準に準じて事業団におい て開示している債権		
破綻先債権	—	322,775千円
延滞債権	8,346,489千円	8,154,085千円
3カ月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	7,307,350千円	7,339,060千円
計	15,653,839千円	15,815,920千円

(短期勘定)

この勘定は、加入者及びその被扶養者の病気等に関する短期給付を行う業務等に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円	(14事業年度末) 千円
資 産	59,734,811	42,481,631
(うち現金及び預金)	(37,823,087)	(18,808,452)
(うち未収金)	(9,417,325)	(10,780,551)
負 債	24,457,786	18,055,668
(うち未払費用)	(6,880,541)	(6,553,370)
(うち支払準備金)	(8,222,345)	(8,505,509)
資 本	35,277,024	24,425,963
(利益剰余金)		

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
経 常 費 用	183,293,316	189,364,055
(うち業務費)	(183,293,312)	(180,858,535)
経 常 収 益	193,865,439	179,627,843
(うち掛金収入)	(182,888,869)	(170,707,918)
経 常 利 益	10,572,123	43,869
臨 時 損 失	8,244,922	15,652
臨 時 利 益	8,523,860	9,764,428
当 期 純 利 益	10,851,061	(損失金の処理)
当 期 総 利 益	10,851,061	欠損金補てん積立金 50,736
(利益の処分)		積立金取崩 △ 9,815,165
(当期末処分利益)		
当 期 総 利 益	10,851,061	
(利益処分額)		
欠損金補てん積立金取崩	△ 127,943	
積 立 金	10,979,004	

(長期勘定)

[この勘定は、加入者の退職等に関する長期給付を行う業務等に関する経理を行うものである。]

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円	(14事業年度末) 千円
資 産	3,184,329,988	3,137,697,866
(うち長期性預金)	(734,386,187)	(947,192,927)
(うち投資有価証券)	(1,563,159,225)	(1,158,958,259)
(うち長期貸付金)	(536,992,297)	(550,054,382)
負 債	5,274,675,007	5,085,306,715
(うち責任準備金)	(5,270,506,997)	(5,084,362,997)
資 本	△ 2,090,345,018	△ 1,947,608,849
(繰越欠損金)		
資 損 本		
(欠 損 金)		

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
経常費用 (うち業務費)	363,648,273 (359,267,852)	5,419,458,624 (334,766,588)
経常収益 (うち掛金収入)	406,869,974 (265,836,192)	(329,033) (うち責任準備金繰入) (5,084,362,997)
経常利益	43,221,701	5,272,207,287 (250,836,718)
臨時損失 (うち責任準備金繰入)	5,270,509,537 (5,270,506,997)	(うち責任準備金戻入) (4,881,406,997)
臨時利益 (うち責任準備金戻入)	5,084,551,666 (5,084,362,997)	特別損失 36,127
当期純損失	142,736,169	特別利益 1,124,215
当期総損失	142,736,169	当期損失金 146,163,247
(損失の処理)		(損失金の処理)
(当期末処理損失)		次期繰越 146,163,247
当期総損失	142,736,169	
前期繰越欠損金	1,947,608,849	
(損失処理額)		
次期繰越欠損金	2,090,345,018	

(福祉勘定)

この勘定は、加入者及びその被扶養者の健康の保持・増進及び日常生活の援助を目的として、福利及び厚生に関する業務を行うものであり、保健、医療、宿泊、貯金及び貸付の5経理に区分されている。

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円	(14事業年度末) 千円
資産 (うち長期性預金)	887,344,884 (494,238,772)	858,451,461 (474,099,466)
負債 (うち加入者貯金)	834,447,234 (616,084,996)	803,476,953 (573,541,615)
資本 (うち基本金)	52,897,650 (43,808,059)	54,974,508 (45,219,842)
(うち資本剰余金)	(3,868,276)	(4,596,853)
(うち利益剰余金)	(5,221,313)	(5,157,811)

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
経常費用 (うち業務費)	35,579,316 (33,839,735)	37,551,988 (16,296,648)
経常収益 (うち掛金収入)	33,993,926 (6,559,040)	(うち一般管理費) (15,122,981)
(うち保険患者収入)	(5,648,746)	(うち引当金繰入) (449,721)
(うち施設収入)	(10,339,158)	(うち事業資産減価償却 費) (3,742,869)
(うち貸付金利息)	(3,432,187)	経常収益 34,694,008
(うち財務収益)	(4,574,051)	(うち保健事業収入) (6,018,764)
経常損失	1,585,390	(うち医療事業収入) (4,642,370)
臨時損失	190,024	(うち宿泊事業収入) (13,100,395)
臨時利益	1,110,340	(うち貯金事業収入) (5,746,150)
当期純損失	665,074	(うち貸付事業収入) (4,152,974)
当期総損失	665,074	特別損失 701,227
(保健経理総利益)	1,890,854	特別利益 1,439,913
(医療経理総損失)	△ 3,039,332	当期損失金 2,119,293
(宿泊経理総損失)	△ 206,980	(保健経理損失金) △ 706,092
(貯金経理総利益)	168,079	(医療経理損失金) △ 2,847,629
(貸付経理総利益)	522,304	(宿泊経理損失金) △ 450,346
(保健経理)		(貯金経理利益金) 1,370,577
(利益の処分)		(貸付経理利益金) 514,196
(当期末処分利益)		(保健経理)
当期総利益	1,890,854	(損失金の処理)
		積立金取崩 △ 706,092

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
(利益処分額)		
積立金	1,890,854	
(医療経理)		
(損失の処理)		
(当期末処理損失)		
当期総損失	3,039,332	
前期繰越欠損金	4,819,126	
(損失処理額)		
次期繰越欠損金	7,858,458	
(宿泊経理)		
(損失の処理)		
(当期末処理損失)		
当期総損失	206,980	
前期繰越欠損金	11,668,655	
(損失処理額)		
次期繰越欠損金	11,875,635	
(貯金経理)		
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当期総利益	168,079	
(利益処分額)		
欠損金補てん積立金	151,955	
積立金	16,123	
(貸付経理)		
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当期総利益	522,304	
(利益処分額)		
貸付資金積立金	522,304	

(共済業務勘定)

[この勘定は、短期勘定及び長期勘定における業務に係る事務に関する経理を行うものである。]

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円	(14事業年度末) 千円
資 産	12,019,094	11,184,135
(うち有価証券)	(3,102,322)	(3,100,971)
(うち投資有価証券)	(4,000,000)	(4,000,000)
負 債	3,459,743	3,458,750
(うち退職給付引当金)	(3,252,287)	(3,408,788)
資 本	8,559,351	7,725,385
(うち資本剰余金)	(3,235,936)	(3,235,718)
(うち利益剰余金)	(5,323,415)	(4,489,666)

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
経 常 費 用	4,350,320	4,462,478
(一般管理費)		
経 常 収 益	4,945,738	4,550,478
(うち掛金収入)	(4,334,748)	(3,940,619)
経 常 利 益	595,418	
臨 時 損 失	1,370	
臨 時 利 益	239,917	
当 期 純 利 益	833,965	
当 期 総 利 益	833,965	
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当 期 総 利 益	833,965	

区 分	15事業年度 千円
(利益処分額)	
別途積立金取崩	△ 225
積立金	834,191

なお、この事業団について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの」(480 ページ参照)及び「地方高等教育機関の活性化に係る特別補助が、私立大学等における地域の社会的要請にこたえる特色ある教育研究の実施をより一層促進するものとなるよう改善させたもの」(485 ページ参照)を掲記した。

(4) 中小企業総合事業団

この事業団は、次の業務等を行うことにより中小企業の振興、小規模企業者の福祉の増進及び中小企業の経営の安定に寄与することなどを目的として設置されているものである。

- (ア) 中小企業構造の高度化及び中小企業の新事業の開拓を促進するために必要な指導、資金の貸付け、出資及び助成等の事業を総合的に実施し、併せて中小企業の経営管理の合理化及び技術の向上を図るために必要な研修、指導等の事業を行う業務
- (イ) 中小企業に対する事業資金の融通を円滑にするために債務の保証についての保険及び信用保証協会に対する資金の貸付けを行うなどの業務
- (ウ) 小規模企業共済法(昭和40年法律第102号)及び中小企業倒産防止共済法(昭和52年法律第84号)による共済制度の運営等を行う業務
- (エ) 新事業創出促進法(平成10年法律第152号)による創業促進に関する業務

このうち、同事業団信用保険部門(1379 ページ参照)で実施している上記(イ)を除く業務に関する収入支出決算等についてみると、次のとおりである。

その資本金は15事業年度末現在で1兆2576億9611万余円(全額国の出資)となっている。

同事業団の会計は、高度化、新事業開拓促進及び指導研修勘定、小規模企業共済勘定並びに中小企業倒産防止共済勘定の3勘定に区分して経理されており、その勘定別の15事業年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(高度化、新事業開拓促進及び指導研修勘定)

この勘定は、中小企業構造の高度化及び中小企業の新事業の開拓を促進するために必要な指導、資金の貸付け、出資及び助成等の事業、経営管理の合理化、技術の向上を図るための指導、研修等の事業等に関する経理を行うものである。

1 収入支出決算

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
(収 入)		
収入決定済額	189,530,775	154,747,038
(支 出)		
支出予算現額	273,948,912	214,067,083
支出決定済額	186,586,072	89,644,959
翌事業年度繰越額	5,640,826	3,432,796
不 用 額	81,722,013	120,989,326

不用額の主なものは、貸付金(支出予算現額 801 億 8681 万余円)の 439 億 4601 万余円及び出資金(同 390 億円)の 328 億 2500 万円である。

第6章
第2節
第7
2
事業団
(4)
中小企業総合事業団

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
経常収益 (うち貸付事業収入)	72,205,854 (7,928,642)	76,616,258 (9,850,080)
経常費用 (うち貸付事業費)	66,272,127 (3,238,526)	71,195,310 (5,061,224)
特別利益 (うち出資資金取崩益)	58,592,703 (56,000,000)	— (—)
特別損失	57,781,087	27,739
当期利益金 (利益金の処理)	6,745,343	5,393,208
翌事業年度に積立金として整理	6,745,343	5,393,208

なお、特別損失のうち 350 億円は、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律(平成 14 年法律第 146 号)附則第 12 条の規定により、15 年度に限り、機械保険経過業務に必要な資金に充てるため、出資資金に充てられている金額の一部を同事業団信用保険部門における機械保険経過業務勘定に繰り入れたものである。また、特別損失のうち 210 億円は、産業活力再生特別措置法(平成 11 年法律第 131 号)第 29 条の 9 の規定により、再生支援出資業務に必要な資金に充てるため、出資資金に充てられている金額の一部を新事業開拓促進等資金に振り替えたものである。

3 借入金等

区 分	15事業年度末 千円	(14事業年度末) 千円
借入金残高 (都道府県)	8,576,698	10,134,969
中小企業総合事業団債券発行残高	51,240,000	89,640,000
積立金残高	48,717,460	43,324,251

4 主な業務実績

(1) 貸付業務

区 分	15事業年度	(14事業年度)
貸付件数	105件	125件
貸付金額	33,132,353千円	26,019,814千円
貸付金回収等 (うち繰上償還)	110,659,691千円 (51,435,191千円)	125,972,117千円 (42,697,933千円)
(うち貸付金償却)	(446,137千円)	(2,499,465千円)
事業年度末貸付金残高件数	4,864件	5,211件
金額	775,954,730千円	853,482,069千円
上記のうち民間金融機関のリスク管理債権の開示基準を参考に事業団において開示している債権		
破綻先債権	28,793,564千円	25,899,377千円
延滞債権	40,035,489千円	38,279,844千円
3カ月以上延滞債権	1,668,700千円	2,902,828千円
貸出条件緩和債権	138,518,366千円	124,808,020千円
計	209,016,121千円	191,890,070千円
貸倒引当金 (注)	38,797,736千円	42,674,103千円
(貸倒引当金計上率)	(50/1000)	(50/1000)
(注) 貸倒引当金に計上する金額は、当該事業年度末における貸付金残高に 50/1000 を乗じて得た金額とされている。		

(2) 出 資 業 務

区 分	15事業年度	(14事業年度)
出 資 会 社 数	12社	10社
件 数	16件	10件
金 額	6,175,000千円	3,525,000千円
事業年度末出資金残高 会 社 数	76社	64社
件 数	85件	69件
金 額	30,287,852千円	21,924,194千円

(小規模企業共済勘定)

この勘定は、小規模企業共済事業及び小規模企業共済契約者に対する資金の貸付事業に関する経理を行うものである。

1 収 入 支 出 決 算

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
(収 入)		
収 入 決 定 済 額	1,609,372,900	1,656,580,796
(支 出)		
支 出 予 算 現 額	1,957,627,497	1,854,944,425
支 出 決 定 済 額	1,596,766,502	1,550,036,565
不 用 額	360,860,994	304,907,859

不用額の主なものは、貸付金(支出予算現額 8903 億 5463 万余円)の 2448 億 4233 万余円、共済金(同 5957 億 8387 万余円)の 622 億 8257 万余円及び借入金償還(同 3619 億 4963 万余円)の 283 億 3129 万余円である。

2 損 益

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
経 常 収 益	8,751,065,965	8,615,977,489
(うち共済事業収入)	(605,107,265)	(644,580,320)
経 常 費 用	9,093,625,510	8,673,815,789
(うち共済事業費)	(603,633,908)	(534,642,979)
特 別 損 失	188	—
当 期 損 失 金	342,559,733	57,838,300
(損失金の処理)		
翌事業年度に繰越欠損金として整理	342,559,733	57,838,300
(繰越欠損金)	415,767,439	357,929,139)

3 責 任 準 備 金

区 分	15事業年度末 千円	(14事業年度末) 千円
責 任 準 備 金 残 高	8,482,726,675	8,132,389,573

4 主 な 業 務 実 績

区 分	15事業年度	(14事業年度)
共 済 契 約 契 約 件 数	77,870件	76,502件
事業年度末契約件数	1,780,649件	1,851,845件
共 済 金 の 支 払 件 数	58,795件	53,774件
金 額	533,501,301 千円	464,458,907千円
貸 付 け 件 数	122,714 件	130,584件
金 額	316,463,685 千円	329,277,105千円
貸 付 金 回 収 金 額	321,136,745 千円	319,053,401千円
事業年度末貸付金残高 件 数	102,196 件	106,736件
金 額	253,881,057 千円	258,554,118千円

(中小企業倒産防止共済勘定)

〔この勘定は、中小企業倒産防止共済事業に関する経理を行うものである。〕

第6章
第2節
第7
2
事業団
(4)
中小企業総合事業団

1 収入支出決算

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
(収 入)		
収 入 決 定 済 額	167,652,289	180,179,084
(支 出)		
支 出 予 算 現 額	251,451,055	249,428,305
支 出 決 定 済 額	146,641,924	186,673,230
不 用 額	104,809,130	62,755,074

不用額の主なものは、貸付金(支出予算現額 1598 億 0775 万円)の 831 億 0285 万円、解約手当金(同 652 億 5684 万余円)の 191 億 2202 万余円及び借入金償還(同 201 億 1399 万余円)の 15 億 2497 万余円である。

2 損 益

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
経 常 収 益	704,735,592	727,812,811
(うち共済事業収入)	(49,602,481)	(52,930,653)
経 常 費 用	704,750,553	727,833,892
(うち共済事業費)	(47,603,275)	(54,806,643)
特 別 損 失	1,894	—
当 期 損 失 金	16,856	21,080
(損失金の処理)		
翌事業年度に積立金を減額整理	16,856	21,080

3 倒産防止共済基金等

区 分	15事業年度末 千円	(14事業年度末) 千円
倒産防止共済基金残高	622,278,879	635,616,343
積立金残高	415,863	436,943

4 主な業務実績

区 分	15事業年度	(14事業年度)
共 済 契 約		
契 約 件 数	16,076件	16,263件
事業年度末契約件数	334,427件	352,827件
貸 付 け		
件 数	19,044件	23,882件
金 額	76,704,900千円	108,910,950千円
貸付金回収等		
金 額	113,291,947千円	122,255,112千円
(うち貸付金償却)	(16,950,295千円)	(17,562,157千円)
事業年度末貸付金残高		
件 数	80,477件	87,634件
金 額	328,315,410千円	364,902,457千円

上記のうち民間金融機関のリスク管理債権の開示基準を参考に事業団において開示している債権

破 綻 先 債 権	46,250,118千円	47,195,657千円
延 滞 債 権	36,829,910千円	42,415,418千円
3 カ 月 以 上 延 滞 債 権	5,391,936千円	6,802,138千円
貸 出 条 件 緩 和 債 権	38,286,081千円	35,271,548千円
計	126,758,047千円	131,684,763千円

貸 倒 引 当 金	15,476,852千円	17,281,459千円
(注)		
(貸倒引当金計上率)	(5/100)	(5/100)

(注) 中小企業倒産防止共済勘定の貸付金には共済貸付金、一時貸付金がある。共済貸付金の貸倒引当金に計上する金額は、当該事業年度末における貸付金残高に 5/100 を乗じて得た金額とされている。なお、一時貸付金の貸倒引当金は設定されていない。

(そ の 他)

(1) 日本中央競馬会

日本中央競馬会は、競馬の健全な発展を図って馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与するため、競馬を行うことを目的として設置されているものである。その資本金は15事業年度末現在で49億2412万余円(全額国の出資)となっている。

同会の会計は、一般、特別振興資金及び特別給付資金の3勘定に区分して経理され、一般勘定は、さらに、投票券、業務及び新営の3勘定に区分されている。

同会の勘定別の15事業年度の収入支出決算、損益、資本剰余金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(一 般 勘 定)

[この勘定は、競馬の開催及び競走馬の育成等の業務に関する経理を行うものである。]

1 収入支出決算

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
[投票券勘定]		
(収入)		
収入確定額	3,022,449,098	3,145,466,399
(支出)		
支出確定額	3,022,449,098	3,145,466,399
[業務勘定]		
(収入)		
収入確定額	503,618,767	520,763,672
(支出)		
支出予算現額	486,126,023	488,631,002
支出確定額	430,744,253	441,525,939
予算残額	55,381,769	47,105,062
[新営勘定]		
(収入)		
収入確定額	57,845,791	80,250,093
(支出)		
支出予算現額	57,845,791	80,250,093
支出確定額	32,682,247	59,937,915
翌事業年度繰越額	10,772,497	2,905,195
予算残額	14,391,046	17,406,982
(注)		
[特例法勘定]		
(収入)		
収入確定額	5,000,000	
(支出)		
支出確定額	5,000,000	

(注) 「平成14年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」(平成14年法律第20号)第4条の規定により、国庫に納付すべき特別国庫納付金の経理を行うため設けられたものである。

翌事業年度繰越額はすべて新営勘定の新営費(支出予算現額578億4579万余円)の分である。また、予算残額の主なものは、業務勘定の競馬事業費(同2426億7192万余円)の336億8377万余円、業務管理費(同722億2888万円)の70億7920万余円及び新営勘定の新営費の143億9104万余円である。

2 損 益

第6章 第2節 第7 2 その他 (1) 日本中央競馬会	区 分	15事業年度	(14事業年度)
		千円	千円
	事業収益	3,027,595,773	3,150,584,184
	(うち勝馬投票券収入)	(3,022,449,098)	(3,145,466,399)
	事業費用	3,002,161,956	3,115,388,901
	(うち勝馬投票券諸支払金)	(2,238,281,350)	(2,330,972,987)
	(うち国庫納付金) (勝馬投票券売得金の 100分の10)	(301,034,347)	(313,348,542)
	事業外収益	8,467,381	7,690,950
	事業外費用	653,493	884,262
	経常利益	33,247,706	42,001,970
	特別利益	1,455,348	3,664,050
	特別損失	754,921	10,435,267
	当期利益	33,948,133	35,230,753
	(利益の処分)		
	国庫納付金(利益の2分の1・翌事業年度に納付)	16,974,066	17,615,376
	翌事業年度に特別振興資金勘定への繰入金として整理	14,258,215	8,103,073
	翌事業年度に特別給付資金勘定への繰入金として整理	2,715,850	—
	翌事業年度に特別積立金として整理	0	9,512,303

3 資本剰余金等

区 分	15事業年度末	(14事業年度末)
	千円	千円
資本剰余金残高	6,075,658	6,075,658
損失てん補準備金残高	200,000	200,000
特別積立金残高	1,048,475,767	1,043,963,463

4 主な業務実績

区 分	15事業年度	(14事業年度)
開催回数及び日数	36回 288日	36回 288日
施設の建設	栗東トレーニング・センターコンポストプラント新設工事	東京競馬場スタンド改築工事

(特別振興資金勘定)

この勘定は、競馬の健全な発展を図るため必要な業務及び畜産の振興に資するための事業等に助成を行う法人に対して交付金を交付する業務に関する経理を行うものである。

1 収入支出決算

区 分	15事業年度	(14事業年度)
	千円	千円
(収 入)		
収入確定額	7,763,331	6,134,054
(支 出)		
支出予算現額	8,080,931	8,000,000
支出確定額	7,763,331	6,134,054
翌事業年度繰越額	—	80,931
予算残額	317,599	1,785,014

2 損 益		
区 分	15事業年度	(14事業年度)
	千円	千円
事業収益	10,837,776	6,875,772
事業費用	10,837,776	6,875,772
(うち競馬振興事業費)	(4,270,216)	(2,606,603)
(うち畜産振興事業費)	(3,721,619)	(3,798,361)

3 特別振興資金		
区 分	15事業年度末	(14事業年度末)
	千円	千円
特別振興資金残高	43,598,076	40,640,899

4 主な業務実績		
区 分	15事業年度	(14事業年度)
競馬の健全な発展を図るための事業	8事業 4,041,711千円	3事業 2,335,693千円
畜産振興事業等に助成を行う法人に対する交付金の交付	11事業 3,721,619千円	10事業 3,798,361千円

(特別給付資金勘定)

〔 この勘定は、単勝式及び複勝式の勝馬投票の的中者に対して、払戻金に加算して特別給付金を交付する業務に関する経理を行うものである。 〕

1 収入支出決算		
区 分	15事業年度	(14事業年度)
	千円	千円
(収 入)		
収入確定額	5,266,539	5,477,358
(支 出)		
支出確定額	5,266,539	5,477,358

2 損 益		
区 分	15事業年度	(14事業年度)
	千円	千円
事業収益	5,280,495	5,492,892
事業費用	5,280,495	5,492,892
(うち特別給付金)	(5,266,539)	(5,477,358)

3 特別給付資金		
区 分	15事業年度末	(14事業年度末)
	千円	千円
特別給付資金残高	7,076,905	12,329,489

4 主な業務実績		
区 分	15事業年度	(14事業年度)
単勝式の勝馬投票の的中者に対する特別給付金の交付	3,185,290千円	3,405,849千円
複勝式の勝馬投票の的中者に対する特別給付金の交付	2,081,248千円	2,071,509千円

(2) 奄美群島振興開発基金

この基金は、次の業務等を行うことにより、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完し、又は奨励することを目的として設置されているものである。

(ア) 奄美群島振興開発計画に基づく事業を行う中小事業者等が、金融機関から資金の貸付け等を受けることにより金融機関に対して負担する債務の保証

(イ) 奄美群島振興開発計画に基づく事業を行う中小事業者で金融機関から資金の融通を受けることを困難とするものに対する小口の事業資金の貸付け

その資本金は15事業年度末現在で129億2577万余円(うち国の出資81億0127万余円)となっている。

同基金の会計は保証及び融資出資の2勘定に区分して整理されており、その勘定別の15事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(保証勘定)

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円	(14事業年度末) 千円
資 産 (うち保証債務見返)	18,390,796 (15,535,325)	20,519,841 (17,646,486)
負 債 (うち保証債務)	16,119,326 (15,535,325)	18,259,191 (17,646,486)
資 本 金 (うち資本金)	2,271,469 (3,497,271)	2,260,649 (3,317,271)
(うち欠損金)	(1,225,802)	(1,056,622)

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
経 常 収 益 (うち引当金戻入)	2,174,198 (1,996,545)	2,164,219 (2,008,173)
経 常 費 用 (うち引当金繰入)	2,389,586 (1,921,068)	2,441,561 (1,996,545)
特 別 利 益	46,413	42,590
特 別 損 失	205	202
当 期 損 失 金 (損失金の処理)	169,179	234,954
翌事業年度に繰越欠損金として整理	169,179	234,954

3 主な業務実績

区 分	15事業年度	(14事業年度)
保 証 承 諾 件 数	335件	354件
金 額	4,581,086千円	4,282,340千円
償 還 件 数	569件	536件
金 額	6,234,958千円	6,263,848千円
代 位 弁 済 件 数	31件	45件
金 額	495,200千円	594,144千円
年度末保証債務残高 件 数	1,836件	2,101件
金 額	15,535,325千円	17,646,486千円

(融資出資勘定)

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円	(14事業年度末) 千円
資 産 (うち貸付金)	13,143,223 (12,374,115)	13,363,179 (12,886,732)
負 債 (うち長期借入金) (鹿児島県)	3,854,051 (3,766,744)	4,405,121 (4,296,010)
資 本 金 (うち資本金)	9,289,171 (9,428,500)	8,958,058 (9,106,500)
(うち欠損金)	(139,328)	(148,441)

第6章 第2節 第7 2 その他 (2) 奄美群島振興開発基金

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
経常収益 (うち貸付金利息)	304,407 (264,567)	310,719 (283,684)
経常費用 (うち借入金利息)	261,644 (83,917)	283,382 (113,093)
特別損失	33,649	23,109
当期利益金	9,113	4,227
(利益金の処理)		
翌事業年度に繰越欠損金の補てんに充当	9,113	4,227

3 主な業務実績

区 分	15事業年度	(14事業年度)
貸付件数	186件	217件
貸付金額	2,003,660千円	2,636,015千円
貸付金回収等 (うち貸付金償却)	2,516,277千円 (33,560千円)	2,628,843千円 (22,646千円)
年度末貸付金残高	1,819件 12,374,115千円	1,922件 12,886,732千円
上記のうち民間金融機関のリスク管理 債権の開示基準を参考に基金において 開示している債権		
破綻先債権	287,447千円	194,298千円
延滞債権	3,232,890千円	2,513,084千円
3カ月以上延滞債権	197,168千円	506,179千円
貸出条件緩和債権	1,569,111千円	1,544,322千円
計	5,286,618千円	4,757,884千円
貸倒引当金	37,122千円	38,660千円
(注) (貸倒引当金計上率)	(3.0/1000)	(3.0/1000)
(注) 貸倒引当金に計上する金額は、当該事業年度末における貸付金残高に 3.0/1000 を乗じて得た金額とされている。		

なお、この基金について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「延滞貸付金に係る保証債務の管理に関する事務を適切に行うよう改善させたもの」(495 ページ参照)を掲記した。

(3) 日本原子力研究所

この研究所は、原子力の開発に関する研究等を総合的かつ効率的に行うとともに、併せて原子力船の開発のために必要な研究を行い、原子力の研究、開発及び利用の促進に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は15事業年度末現在で1兆9475億0633万余円(うち国の出資1兆9439億7817万余円)となっている。

同研究所の15事業年度の収入支出決算、損益及び主な業務実績は次のとおりである。

1 収入支出決算

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
(収入)		
収入決定済額	98,079,283	112,465,668
(支出)		
支出予算現額	102,917,672	117,977,295
支出決定済額	97,875,609	112,026,916
翌事業年度繰越額	1,141,210	5,377,510
不 用 額	3,900,852	572,868

2 損 益		
区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
経 常 収 益 (うち国庫補助金収入)	80,455,408 (68,190,067)	84,120,232 (71,064,237)
経 常 費 用 (うち試験研究費)	114,052,644 (69,502,892)	127,109,723 (80,146,405)
特 別 利 益	65,739	46,781
特 別 損 失	820,762	1,286,272
当 期 損 失 金	34,352,259	44,228,982
(損失金の処理)		
翌事業年度に繰越欠損金 として整理	34,352,259	44,228,982
(繰越欠損金)	1,669,637,565	1,625,408,583)
3 主な業務実績		
区 分	15事業年度末 (研究者数)	(14事業年度末) (研究者数)
安 全 性 研 究	150人	151人
核 融 合 研 究	236人	244人
放 射 線 利 用 研 究	82人	85人
中 性 子 科 学 研 究	77人	71人
光量子・放射光科学研究	94人	94人
高温工学試験研究	65人	65人

(4) 核燃料サイクル開発機構

この機構は、高速増殖炉及びこれに必要な核燃料物質の開発並びに核燃料物質の再処理並びに高レベル放射性廃棄物の処理及び処分に関する技術の開発を計画的かつ効率的に行うとともに、これらの成果の普及等を行い、もって原子力の開発及び利用の促進に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は15事業年度末現在で3兆0161億5066万余円(うち国の出資2兆9225億8727万余円)となっている。

同機構の15事業年度の収入支出決算、損益、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

1 収入支出決算

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
(収 入)		
収 入 決 定 済 額	128,411,771	153,006,550
(支 出)		
支 出 予 算 現 額	140,649,283	161,059,766
支 出 決 定 済 額	126,593,892	147,915,019
翌事業年度繰越額	4,083,957	7,246,014
不 用 額	9,971,434	5,898,733

2 損 益

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
経 常 収 益 (うち国庫補助金収入)	98,173,188 (87,180,435)	104,282,841 (87,159,062)
経 常 費 用 (うち高速増殖炉研究開発費)	151,906,316 (57,437,053)	164,574,722 (61,287,963)
特 別 損 失	10,970,349	6,881,022
当 期 損 失 金	64,703,477	67,172,903
(損失金の処理)		
翌事業年度に繰越欠損金 として整理	64,703,477	67,172,903
(繰越欠損金)	2,550,588,669	2,483,415,766)

なお、特別損失は固定資産除却損である。

3 借入金

区 分	15事業年度末 千円	(14事業年度末) 千円
借入金残高 (市中金融機関)	19,554,000	24,679,000

4 主な業務実績

高速増殖炉原型炉「もんじゅ」の維持管理

高速増殖炉原型炉「もんじゅ」は6年4月に初臨界を達成後、初送電を行った。その後、7年12月に2次主冷却系ナトリウム漏えい事故が発生したため、現在は原子炉を停止し、プラントの安全確保のため維持管理中である。

再処理施設の運転

高レベル放射性廃棄物の処理処分技術の研究開発

なお、この機構について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「職員の不正行為による損害が生じたもの」(501 ページ参照)を掲記した。

(5) 関西国際空港株式会社

この会社は、航空輸送の円滑化を図り、もって航空の総合的な発達に資するため、関西国際空港の設置及び管理を効率的に行うことなどを目的として設立されているものである。その資本金は15営業年度末現在で6894億円(うち国の出資4596億円)となっている。

同会社の15営業年度の貸借対照表、損益計算書及び業務実績の概要は次のとおりである。

1 貸借対照表

区 分	15営業年度末 千円	(14営業年度末) 千円
資 産	1,750,433,636	1,642,506,110
(うち空港事業固定資産)	(1,127,507,417)	(1,153,530,604)
(うち建設仮勘定)	(427,187,341)	(360,814,074)
負 債	1,276,001,155	1,195,374,889
(うち社債)	(776,004,165)	(685,614,845)
(うち長期借入金)	(463,020,772)	(449,173,951)
(日本政策投資銀行等)		
資 本	474,432,480	447,131,220
(うち資本金)	(689,400,000)	(654,000,000)
(うち利益剰余金)	(△ 214,967,519)	(△ 206,868,779)

2 損益計算書

区 分	15営業年度 千円	(14営業年度) 千円
経 常 収 益	104,027,175	105,780,102
(うち施設使用料収入)	(59,595,036)	(65,660,288)
経 常 費 用	110,272,241	121,319,310
(うち支払利息)	(29,133,061)	(32,992,831)
経 常 損 失	6,245,066	15,539,208
特 別 利 益	15,227	54,432
特 別 損 失	1,896,724	1,276,926
法 人 税 等	△ 27,823	△ 32,872
当 期 純 損 失	8,098,740	16,728,829
前 期 繰 越 損 失	206,868,779	190,139,949
当 期 未 処 理 損 失	214,967,519	206,868,779
(損失の処理)		
次期繰越損失として処理	214,967,519	206,868,779

3 業 務 実 績

区 分	15営業年度	(14営業年度)
空港の供用 航空機発着回数	100,069回	108,366回
航空旅客数	13,721,734人	16,920,882人
航空貨物取扱数量	786,413 t	767,310 t
航空燃料供給量	1,554,200 kl	1,732,655 kl

(6) 日本たばこ産業株式会社

この会社は、我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もって財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資するため、製造たばこの製造、販売及び輸入に関する事業を經營することを目的として設置されているものである。その資本金は15 営業年度末現在で1000 億円(うち国の出資644 億6670 万円)となっている。

同会社の15 営業年度の貸借対照表、損益計算書及び業務実績の概要は次のとおりである。

1 貸 借 対 照 表

区 分	15営業年度末 千円	(14営業年度末) 千円
資 産	2,609,212,851	2,509,624,805
(うち半製品)	(160,900,829)	(175,351,390)
(うち原材料)	(99,285,735)	(107,370,138)
負 債	1,051,736,371	876,438,821
資 本	1,557,476,480	1,633,185,984
(うち資本金)	(100,000,000)	(100,000,000)
(うち資本準備金)	(736,400,000)	(736,400,000)

2 損 益 計 算 書

区 分	15営業年度 千円	(14営業年度) 千円
経 常 収 益	2,709,515,613	2,658,977,663
(うち売上高)	(2,694,310,210)	(2,641,892,572)
経 常 費 用	2,555,195,166	2,537,584,401
(うち売上原価)	(2,126,538,826)	(2,098,798,904)
経 常 利 益	154,320,446	121,393,261
特 別 利 益	30,458,225	16,477,904
特 別 損 失	237,517,012	39,863,994
法人税、住民税及び事業税	47,495,628	37,884,371
法人税等調整額	△ 70,700,891	2,894,452
当期純利益 (△当期純損失)	△ 29,533,076	57,228,346
前期繰越利益	20,003,031	16,075,548
共済年金給付負担積立金 取崩額	102,000,000	—
中間配当額	10,000,000	8,000,000
当期末処分利益 (利益の処分)	82,469,954	65,303,894
当期末処分利益	82,469,954	65,303,894
任意積立金を取崩 (計)	7,276,435 (89,746,390)	80,135,703 (145,439,598)
利 益 配 当 金	9,771,000	12,000,000
役 員 賞 与 金	114,000	118,000
任 意 積 立 金	59,825,611	113,318,566
翌営業年度へ繰越	20,035,779	20,003,031

なお、特別利益の主なものとは土地の売却等に伴う固定資産売却益166 億2489 万余円である。また、特別損失の主なものとは、共済年金負担に関する会計方針の変更に伴う共済年金給付負担金一括処理額

1850 億 9522 万余円及び早期退職に伴う割増退職金等の事業構造強化費用 320 億 1532 万余円である。

3 業 務 実 績

区 分	15 営業年度	(14 営業年度)
国内産葉たばこ買入れ	50 千 t	58 千 t
紙巻たばこ製造	2433 億本	2517 億本
紙巻たばこ販売	2398 億本	2506 億本

第 6 章
第 2 節
第 7
2
その他
(7)
預金保険機構

(7) 預金保険機構

この機構は、預金者等の保護及び破綻金融機関に係る資金決済の確保を図るため、次のような業務を行うことなどにより、もって信用秩序の維持に資することを目的として設置されているものである。

- (ア) 金融機関が預金等の払戻しを停止した場合に必要な保険金等の支払等を行うとともに、破綻金融機関に係る合併等に対する適切な資金援助等を行う業務、金融整理管財人の業務、及び金融整理管財人の管理に係る金融機関の業務を承継する銀行の設立、当該設立された銀行の経営管理等を行う業務
- (イ) 金融危機に対応するため必要と認められた場合において、金融機関の株式等の引受け等を行う業務
- (ウ) 住宅金融専門会社から財産を譲り受けてその処理等を行う会社を設立し、当該設立された会社に対して資金援助等を行う業務
- (エ) 金融機関等の資産の買取り等を行う業務
- (オ) 金融機関等が発行する株式等の引受け等を協定銀行に委託し、これに伴い必要となる財務上の支援を行う業務
- (カ) 組織再編成金融機関等が発行する優先株式等の引受け等又は協同組織中央金融機関からの信託受益権等の買取りを協定銀行に委託し、これに伴い必要となる財務上の支援を行う業務
- (キ) 株式会社産業再生機構の設立の発起人となり、及び同会社に出資を行う業務

その資本金は 15 事業年度末現在で 54 億 5500 万円(うち国の出資 51 億 5000 万円)となっている。

同機構の会計は、一般、危機対応、特定住宅金融専門会社債権債務処理、金融再生、金融機能早期健全化、金融機関等経営基盤強化及び産業再生の 7 勘定に区分して経理されている。このうち、金融機関等経営基盤強化勘定は、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成 14 年法律第 190 号)第 18 条の規定により、同機構が 15 事業年度から新たに上記(カ)の業務を行うこととなり、これに関する経理を行うために設置されたものである。また、産業再生勘定は、株式会社産業再生機構法(平成 15 年法律第 27 号)第 47 条の規定により、同機構が 15 事業年度から新たに上記(キ)の業務を行うこととなり、これに関する経理を行うために設置されたものである。

同機構の勘定別の 15 事業年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(一般勘定)

この勘定は、ペイオフコスト(金融機関が破綻した場合、預金者一人当たりの保険金の支払限度額は 1000 万円とされ、これを基に計算した保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用)以内の資金援助等の実施に関する経理を行うものである。

なお、15 事業年度において、預金保険法(昭和 46 年法律第 34 号)附則第 21 条の規定により、ペイオフコストを超える特別資金援助等の実施に関する経理を行っていた特例業務勘定に属する資産及び負債は、一般勘定に承継されている。

1 収入支出決算

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
(収 入)		
収入決定済額	9,015,257,934	5,597,319,868
(支 出)		
支出予算現額	13,963,526,031	7,881,740,651
支出決定済額	9,403,861,448	5,654,155,729
不 用 額	4,559,664,582	2,227,584,922

不用額の主なものは、借入返済金(支出予算現額 10 兆 0745 億円)の 2 兆 9570 億円、協定銀行貸付金(同 3 兆 6569 億円)の 1 兆 5569 億円及び事業外費用(借入金の利息等。同 517 億 5678 万円)の 441 億 6129 万余円である。

2 損 益

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
経 常 収 益	742,728,120	523,719,846
(うち保険料収入)	(522,106,574)	(509,944,606)
経 常 費 用	230,070,457	1,389,160,346
(うち国庫納付金)	(168,363,199)	(—)
特 別 損 失	284	—
当期利益金(△当期損失金)	512,657,378	△ 865,440,500
(利益金又は損失金の処理)		
翌事業年度に繰越欠損金の補てんに充当	512,657,378	—
翌事業年度に繰越欠損金として整理	—	865,440,500
(繰越欠損金)	4,006,504,413	3,055,395,961)

(注) 14 事業年度限りで廃止された特例業務勘定に属していた資産等を承継したことに伴い、繰越欠損金に 85,667,951 千円の開差がある。

3 借 入 金 等

区 分	15事業年度末 千円	(14事業年度末) 千円
借入金残高 (市中金融機関)	4,174,600,000	3,926,400,000
預金保険機構債券発行残高	1,140,000,000	—

4 主な業務実績

区 分	15事業年度	(注1) (14事業年度)
破綻した金融機関からの 買取資産(貸付金)の回収 (注2)	9,818,457千円	10,121,530千円
事業年度末買取資産残高	74,193,198千円	84,011,655千円
上記のうち民間金融機関のリスク管理 債権の開示基準を参考に機構において 開示している債権		
破綻先債権	14,952,909千円	14,684,086千円
延滞債権	38,185,882千円	42,862,728千円
3ヵ月以上延滞債権	1,574,041千円	2,091,726千円
貸出条件緩和債権	1,142,531千円	481,562千円
計	55,855,365千円	60,120,104千円

(注) 貸倒引当金 48,648,795千円 49,517,159千円
 (注) 貸倒引当金に計上する金額は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額とされている。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額とされている。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績に基づき算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額とされている。

(注1) 14事業年度は、特例業務勘定の業務実績である。

(注2) 10年2月の預金保険法の改正が行われる前までは、預金保険機構が株式会社整理回収銀行に対して破綻した金融機関の資産の買取りを委託できるのは、信用組合に限られていたため、同機構は10年1月に破綻した株式会社阪和銀行の貸付金等資産 2082億余円を直接買い取っている。

(危機対応勘定)

この勘定は、金融危機対応会議の議を経て、内閣総理大臣の認定を受けて行う金融危機への対応業務の実施に関する経理を行うものである。

1 収入支出決算

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
(収 入)		
収入決定済額	3,460,400,511	—
(支 出)		
支出予算現額	3,932,119,225	—
支出決定済額	3,460,360,023	—
不 用 額	471,759,201	—

不用額の主なものは、借入返済金(支出予算現額 1兆 9661億円)の 4661億円及び事業外費用(借入金
の利息。同 58億 9830万円)の 55億 9057万余円である。

2 損 益

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
経 常 収 益 (事 業 外 収 益)	511	—
経 常 費 用 (う ち 事 業 外 費 用)	748,544 (696,250)	— (—)
当 期 損 失 金 (損 失 金 の 処 理)	748,032	—
翌事業年度に繰越欠損金として整理	748,032	—

3 借 入 金

区 分	15事業年度末 千円	(14事業年度末) 千円
借 入 金 残 高 (市 中 金 融 機 関)	1,960,400,000	—

4 主な業務実績

区 分	15事業年度	(14事業年度)
株 式 の 引 受 け 金 額	1 金融機関 1,960,000,000千円	— —

(特定住宅金融専門会社債権債務処理勘定)

この勘定は、旧住宅金融専門会社から譲り受けた貸付債権等の財産の管理、回収及び処分等を行
う債権処理会社への助成金の交付、借入れに係る債務の保証、納付金の収納等に関する経理を行う
ものである。

1 収入支出決算

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
(収 入)		
収入決定済額	14,043,108	13,805,878
(支 出)		
支出予算現額	14,225,881	14,001,271
支出決定済額	14,069,082	13,774,918
不 用 額	156,799	226,353

2 損 益		15事業年度	(14事業年度)
区 分		千円	千円
経 常 収 益		27,865,293	26,398,723
(うち資産運用収入)		(13,779,912)	(12,614,981)
(うち金融安定化拠出基金戻入)		(13,510,545)	(12,577,560)
経 常 費 用		70,110,285	52,886,218
(うち債権処理会社助成事業費)		(55,760,986)	(39,065,055)
特 別 損 失		204	—
当 期 損 失 金		42,245,196	26,487,494
(損失金の処理)			
翌事業年度に繰越欠損金として整理		42,245,196	26,487,494
(繰越欠損金)		122,369,780	95,882,285)
3 金融安定化拠出基金			
区 分		15事業年度末	(14事業年度末)
		千円	千円
金融安定化拠出基金残高		909,061,899	908,792,532
4 主な業務実績			
区 分		15事業年度	(14事業年度)
債権処理会社への業務推進助成金の交付	金額	13,510,545千円	12,577,560千円

(金融再生勘定)

この勘定は、一般金融機関からの資産の買取り等を行う特定協定銀行に対する貸付け等に関する
経理を行うものである。

1 収入支出決算

区 分		15事業年度	(14事業年度)
		千円	千円
(収 入)			
収 入 決 定 済 額		6,671,512,126	8,354,849,113
(支 出)			
支 出 予 算 現 額		18,461,910,525	15,452,712,198
支 出 決 定 済 額		7,156,807,625	7,718,336,201
不 用 額		11,305,102,899	7,734,375,996

不用額の主なものは、特定協定銀行貸付金(支出予算現額 5兆 7408 億円)の 5兆 5220 億円、借入返済金(同 10兆 6437 億円)の 4兆 6080 億円及び協定銀行貸付金(同 1兆 4884 億円)の 7535 億円である。

2 損 益

区 分		15事業年度	(14事業年度)
		千円	千円
経 常 収 益		484,522,337	237,102,551
(うち資産買取事業収入)		(42,618,759)	(38,272,202)
経 常 費 用		462,445,962	475,569,053
(うち資産買取事業費)		(129,645,346)	(62,852,950)
当期利益金(△当期損失金)		22,076,375	△ 238,466,501
(利益金又は損失金の処理)			
翌事業年度に繰越欠損金の補てんに充当		22,076,375	—
翌事業年度に繰越欠損金として整理		—	238,466,501
(繰越欠損金)		1,008,343,121	769,876,619)

3 借 入 金 等

区 分		15事業年度末	(14事業年度末)
		千円	千円
借 入 金 残 高		3,464,900,000	5,655,800,000
(市中金融機関)			
預金保険機構債券発行残高		1,200,000,000	—

4 主な業務実績

区 分	15事業年度	(14事業年度)
特定協定銀行への一般金融機関からの資産の買取りの委託	89金融機関 64,147,435千円	110金融機関 205,697,889千円

(金融機能早期健全化勘定)

この勘定は、金融機関等の株式等の引受け等(資本増強)を行う協定銀行に対する資金の貸付け等に関する経理を行うものである。

1 収入支出決算

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
(収 入)		
収入決定済額	8,894,119,548	10,995,662,486
(支 出)		
支出予算現額	9,097,022,000	14,035,589,544
支出決定済額	8,481,439,467	10,995,803,985
不 用 額	615,582,532	3,039,785,558

不用額の主なものは、協定銀行貸付金(支出予算現額4兆8636億円)の5982億8980万円及び事業外費用(債券の利息等。同492億7436万余円)の170億7558万余円である。

2 損 益

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
経 常 収 益	93,756,165	50,028,886
(うち協定銀行納付金収入)	(59,983,046)	(18,638,263)
(うち協定銀行貸付金利息収入)	(33,771,845)	(31,390,550)
経 常 費 用	32,043,360	30,192,052
(うち事業外費用)	(31,912,416)	(30,017,329)
当 期 利 益 金	61,712,805	19,836,834
(利益金の処理)		
翌事業年度に積立金として整理	61,712,805	19,836,834
(積 立 金)	108,192,403	88,355,568)

3 借 入 金 等

区 分	15事業年度末 千円	(14事業年度末) 千円
借 入 金 残 高 (市中金融機関)	1,273,100,000	2,084,100,000
預金保険機構債券発行残高	6,660,000,000	6,120,000,000

(金融機関等経営基盤強化勘定)

この勘定は、組織再編成金融機関等の優先株式等の引受け等(資本増強)を行う協定銀行に対する資金の貸付け等に関する経理を行うものである。

1 収入支出決算

区 分	15事業年度 千円
(収 入)	
収入決定済額	6,100,000
(支 出)	
支出予算現額	1,334,068,288
支出決定済額	6,042,403
不 用 額	1,328,025,884

不用額の主なものは、協定銀行貸付金(支出予算現額9994億円)の9934億円及び借入返済金(同3333億円)の3333億円である。

2 損 益		
区 分		15事業年度 千円
経 常 収 益 (協定銀行貸付金利息収入)		1,777
経 常 費 用 (うち一般管理費)		44,151 (42,344)
当 期 損 失 金 (損失金の処理)		42,374
翌事業年度に繰越欠損金として整理		42,374

3 借 入 金		
区 分		15事業年度末 千円
借 入 金 残 高 (市中金融機関)		6,100,000

4 主な業務実績		
区 分		15事業年度
協定銀行への資本増強の 委託	金融機関数 金 額	1金融機関 6,000,000千円

(産業再生勘定)

[この勘定は、株式会社産業再生機構に対する出資等に関する経理を行うものである。]

1 収入支出決算		
区 分		15事業年度 千円
(収 入)		
収入決定済額		50,135,968
(支 出)		
支出予算現額		101,147,110
支出決定済額		50,110,715
不 用 額		51,036,394

不用額の主なものは借入返済金(支出予算現額 505 億円)の 505 億円である。

2 損 益		
区 分		15事業年度 千円
経 常 収 益 (事業外収取益)		348,968
経 常 費 用 (一般管理費)		353,715
当 期 損 失 金 (損失金の処理)		4,746
翌事業年度に繰越欠損金として整理		4,746

3 主な業務実績		
区 分		15事業年度
株式会社産業再生機構に 対する出資	金 額	49,757,000千円

なお、この機構について検査した結果、「第4章 特定検査対象に関する検査状況」に「株式会社りそな銀行及び株式会社足利銀行に対する金融危機対応措置の実施について」(747 ページ参照)を掲記した。

(8) 年金資金運用基金

この基金は、厚生労働大臣から寄託された資金の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資することを目的として設置さ

れているものである。その資本金は15事業年度末現在で1兆0269億1922万余円(全額国の出資)となっている。

同基金の会計は、厚生年金、国民年金、総合、承継資金運用及び承継一般の5勘定に区分して経理されており、その勘定別の15事業年度の収入支出決算、損益、寄託金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(厚生年金勘定)

〔この勘定は、厚生保険特別会計の年金勘定に係る積立金から寄託された資金の管理業務に関する経理を行うものである。〕

1 収入支出決算

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
(収 入)		
収入決定済額	17,952,711,646	17,601,764,161
(支 出)		
支出予算現額	18,541,919,888	18,579,809,870
支出決定済額	17,529,290,843	17,597,633,438
不 用 額	1,012,629,044	982,176,431

不用額は、総合勘定へ繰入(支出予算現額18兆5056億6599万余円)の9763億7515万余円及び厚生保険特別会計納付金(同362億5389万余円)の362億5389万余円である。

2 損 益

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
総合勘定分配金収入	450,506,969	27,086,166
当期利益金	450,506,969	27,086,166
(利益金の処理)		
翌事業年度に準備金として整理	450,506,969	27,086,166

3 寄 託 金 等

区 分	15事業年度末 千円	(14事業年度末) 千円
運用寄託金残高 (厚生年金保険の積立金)	50,194,484,755	32,692,280,079
準備金残高	50,041,611	22,955,444

(国民年金勘定)

〔この勘定は、国民年金特別会計の国民年金勘定に係る積立金から寄託された資金の管理業務に関する経理を行うものである。〕

1 収入支出決算

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
(収 入)		
収入決定済額	1,455,916,088	683,555,376
(支 出)		
支出予算現額	1,434,452,686	1,003,079,361
支出決定済額	1,425,694,394	685,121,842
不 用 額	8,758,292	317,957,518

2 損 益

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
総合勘定分配金収入	32,659,588	2,437,895
当期利益金	32,659,588	2,437,895

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
(利益金の処理)		
翌事業年度に準備金として整理	32,659,588	2,437,895
3 寄託金等		
区 分	15事業年度末 千円	(14事業年度末) 千円
運用寄託金残高 (国民年金の積立金)	4,009,171,895	2,585,915,395
準備金残高	6,442,255	4,004,360

(総合勘定)

この勘定は、厚生年金勘定、国民年金勘定及び承継資金運用勘定から受け入れた資金の管理及び運用業務に関する経理を行うものである。

1 収入支出決算

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
(収入)		
収入決定済額	23,290,695,175	22,613,853,414
(支出)		
支出予算現額	24,728,561,790	25,109,461,050
支出決定済額	23,332,876,094	22,662,262,908
不 用 額	1,395,685,695	2,447,198,141

不用額の主なものは、投資(支出予算現額 20兆 1384億 8182万余円)の 1兆 1608億 4252万余円、厚生年金勘定へ分配金繰入(同 5551億 4973万余円)の 1046億 4276万余円及び承継資金運用勘定へ分配金繰入(同 2224億 4755万余円)の 435億 3917万余円である。

2 損 益

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
経常収益	683,104,285	73,007,945
(うち運用収入)	(681,651,127)	(71,171,347)
経常費用	21,203,291	20,832,825
(うち運用諸費)	(19,598,713)	(19,182,806)
特別損失	5,776	—
繰入前利益	662,074,942	52,175,120
(うち厚生年金勘定分配金繰入)	(450,506,969)	(27,086,166)
(うち国民年金勘定分配金繰入)	(32,659,588)	(2,437,895)
(うち承継資金運用勘定分配金繰入)	(178,908,383)	(22,651,058)

(承継資金運用勘定)

この勘定は、旧年金福祉事業団が、厚生年金保険事業及び国民年金事業の財政基盤の強化に資するなどのため政府から調達した資金の管理及び運用業務に関する経理を行うものである。

1 収入支出決算

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
(収入)		
収入決定済額	3,850,876,823	4,256,260,560
(支出)		
支出予算現額	3,956,832,255	4,958,872,688
支出決定済額	3,694,619,498	4,306,504,473
不 用 額	262,212,756	652,368,214

不用額の主なものは総合勘定へ繰入(支出予算現額 2848億 6682万余円)の 2622億 1275万余円である。

2 損 益		15事業年度	(14事業年度)
区 分		千円	千円
経 常 収 益 (事 業 外 収 益)		3,007 (3,007)	707,167 (707,167)
総合勘定分配金収入		178,908,383	22,651,058
経 常 費 用 (う ち 借 入 金 利 息)		441,713,917 (441,713,917)	590,036,871 (586,754,203)
当 期 損 失 金 (損 失 金 の 処 理)		262,802,526	566,678,646
翌事業年度に繰越欠損金として整理 (繰 越 欠 損 金)		262,802,526 3,119,258,238	566,678,646 2,552,579,592)

3 借 入 金		15事業年度末	(14事業年度末)
区 分		千円	千円
借 入 金 残 高 (財 政 融 資 資 金)		17,675,800,000	20,829,250,000

(承継一般勘定)

この勘定は、保養基地施設の運営又は保養基地資産の管理、旧年金福祉事業団が行った融資に係る債権の管理及び回収、厚生年金保険及び国民年金の被保険者のための住宅資金の融資等の業務に関する経理を行うものである。

1 収入支出決算		15事業年度	(14事業年度)
区 分		千円	千円
(収 入)			
収入決定済額		1,394,907,033	2,275,390,085
(支 出)			
支出予算現額		1,070,641,145	1,299,575,166
支出決定済額		1,009,623,609	1,112,145,165
不 用 額		61,017,535	187,430,000

不用額の主なものは貸付金(支出予算現額 795 億円)の 586 億 6050 万円である。

2 損 益		15事業年度	(14事業年度)
区 分		千円	千円
経 常 収 益 (う ち 貸 付 金 利 息)		261,284,559 (202,205,652)	332,894,061 (271,097,369)
経 常 費 用 (う ち 借 入 金 利 息)		353,073,284 (335,914,651)	391,285,561 (370,116,935)
特 別 利 益		—	62,533
特 別 損 失		8,912,479	302,788
当 期 損 失 金 (損 失 金 の 処 理)		100,701,204	58,631,755
翌事業年度に繰越欠損金として整理 (繰 越 欠 損 金)		100,701,204 208,789,160	58,631,755 150,157,404)

3 借 入 金		15事業年度末	(14事業年度末)
区 分		千円	千円
借 入 金 残 高 (財 政 融 資 資 金)		6,564,042,296	7,205,748,032

4 主な業務実績		15事業年度	(14事業年度)
区 分			
(貸 付 事 業)			
貸 付 け 件 数		2,224件	7,214件
金 額		20,839,500千円	67,800,500千円

第6章
第2節
第7
2
その他
(8)
年金資金運用基金

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
貸付金回収等金額	1,130,738,319千円	1,942,152,695千円
(うち繰上償還)	(933,399,808千円)	(1,674,140,956千円)
(うち貸付金償却)	(142,132千円)	(770,599千円)
事業年度末貸付金残高	908,944件	1,065,468件
金額	5,054,358,066千円	6,164,256,885千円
上記のうち民間金融機関のリスク管理 債権の開示基準を参考に基金において 開示している債権		
破綻先債権	22,309,746千円	6,938,909千円
延滞債権	40,474,451千円	77,294,501千円
3カ月以上延滞債権	12,680,477千円	14,202,268千円
貸出条件緩和債権	14,761,332千円	13,245,882千円
計	90,226,008千円	111,681,562千円
貸倒引当金	4,650,009千円	5,424,546千円
(注) (貸倒引当金計上率)	(0.9/1000)	(0.8/1000)
(注) 貸倒引当金に計上できる金額は、当該事業年度末における貸付金残高に1/1000を乗じて得た金額の範囲内とされている。		
(施設事業)		
運 営	7基地	10基地

(9) 日本郵政公社

この公社は、独立採算制の下、信書及び小包の送達の役務、簡易で確実な貯蓄、送金及び債権債務の決済の手段並びに簡易に利用できる生命保険を提供する業務、当該業務を行うための施設その他の経営資源を活用して行う国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展に資する業務等を総合的かつ効率的に行うことを目的として設置されているものである。その資本金は15事業年度末現在で1兆268億0787万余円(全額国の出資)となっている。

なお、同公社は、15年4月1日、日本郵政公社法施行法(平成14年法律第98号)第5条及び第6条の規定により、郵政事業に係る事務に関し国が有する権利及び義務(同法附則第2条第2項に規定するものその他政令で定めるものを除く。)並びに簡易保険福祉事業団の資産及び債務を承継して設立されたものである。

同公社の15事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに郵便業務、郵便貯金業務及び簡易生命保険業務別の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円
資 産	404,191,698,545
(うち有価証券)	(190,831,254,941)
(うち預託金)	(156,095,400,000)
負 債	399,584,152,406
(うち郵便貯金)	(220,049,821,562)
(うち保険契約準備金)	(119,735,410,994)
資 本	4,607,546,138
(うち資本金)	(1,268,807,877)
(うち利益剰余金)	(2,301,841,996)

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円
経 常 収 益	24,602,332,537
(うち簡易生命保険業務収益)	(16,811,565,621)
経 常 費 用	22,053,497,266
(うち業務費)	(19,302,934,697)
経 常 利 益	2,548,835,270

区 分	15事業年度 千円
特 別 利 益	24,882,879
特 別 損 失	106,090,913
契約者配当準備金繰入額	165,785,239
当 期 利 益	2,301,841,996
当 期 未 処 分 利 益 (利 益 の 処 分)	2,301,841,996
積 立 金	2,301,841,996

なお、特別利益の主なものとは公社成立時資産・負債修正益の199億9979万余円であり、特別損失の主なものとは公社成立時資産・負債修正損の627億0162万余円である。

(郵便業務)

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円
資 産 (う ち 建 物)	2,284,284,050 (970,384,246)
負 債 (う ち 退 職 給 付 引 当 金)	2,836,177,462 (1,552,718,681)
資 本 (う ち 利 益 剰 余 金)	△ 551,893,411 (26,326,620)

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円
営 業 収 益	1,966,693,240
営 業 原 価	1,813,662,858
営 業 総 利 益	153,030,381
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	92,524,273
営 業 利 益	60,506,107
営 業 外 収 益	5,560,898
営 業 外 費 用	20,557,388
経 常 利 益	45,509,617
特 別 利 益	4,366,509
特 別 損 失	23,549,507
当 期 利 益	26,326,620

なお、特別損失の主なものとは固定資産処分損の123億2528万余円である。

3 主な業務実績

区 分	15事業年度
普通通常郵便物取扱数	24,261,045千通
特殊通常郵便物取扱数	543,407千通
小包郵便物取扱数	698,009千個

(郵便貯金業務)

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円
資 産 (う ち 預 託 金)	280,553,007,201 (156,095,400,000)
負 債 (う ち 定 額 郵 便 貯 金)	276,886,695,652 (152,859,863,195)
資 本 (う ち 利 益 剰 余 金)	3,666,311,548 (2,275,515,376)

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円
経 常 収 益 (う ち 預 託 金 利 息)	5,871,450,772 (3,712,512,327)

区 分		15事業年度 千円
経 常 費 用 (う ち 借 入 金 利 息)		3,600,665,786 (1,197,546,113)
経 常 利 益		2,270,784,985
特 別 利 益		14,027,845
特 別 損 失		9,297,455
当 期 利 益		2,275,515,376

なお、特別利益の主なものは公社成立時資産・負債修正益の125億7496万余円である。

3 主な業務実績

区 分		15事業年度末 千円
郵便貯金現在高		227,382,026,162

(簡易生命保険業務)

1 貸借対照表

区 分		15事業年度末 千円
資 産 (う ち 国 債)		121,911,996,406 (51,402,553,947)
負 債 (う ち 責 任 準 備 金)		120,418,868,405 (114,877,945,185)
資 本		1,493,128,001

2 損益計算書

区 分		15事業年度 千円
経 常 収 益 (う ち 保 険 料 収 入)		16,857,789,956 (12,291,569,907)
経 常 費 用 (う ち 保 険 金 等 支 払 金)		16,625,249,289 (15,867,720,651)
経 常 利 益		232,540,667
特 別 利 益		8,864,272
特 別 損 失		75,619,699
契約者配当準備金繰入額		165,785,239

なお、特別損失の主なものは公社成立時資産・負債修正損の569億5684万余円である。

3 簡易生命保険資金の運用資産

区 分		15事業年度末 千円
簡易生命保険資金現在額		118,074,214,207

4 主な業務実績

区 分		15事業年度
(保 険)		
簡易生命保険契約の年度 未保有契約	件 数	68,502千件
	保 険 金 額	185,278,354,415千円
簡易生命保険契約の新規 契約	件 数	3,874千件
	保 険 金 額	11,008,164,431千円
(年 金 保 険)		
簡易生命保険契約の年度 未保有契約	件 数	7,313千件
	年 金 額	2,563,742,071千円
簡易生命保険契約の新規 契約	件 数	404千件
	年 金 額	160,693,152千円

なお、この公社について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「職員の不正行為による損害が生じたもの」(503ページ参照)を、「第4章 特定検査対象に関する検査状況」に「日本郵政公社の管理する債権について」(1084ページ参照)を掲記した。

[3] 独立行政法人の決算

国が資本金の2分の1以上を出資している独立行政法人のうち、20法人の平成15年度決算についてみると、次のとおりである。

(1) 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構

この独立行政法人は、農業に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、農業に関する技術の向上に寄与するとともに、民間において行われる生物系特定産業技術に関する試験及び研究に必要な資金の出資及び貸付け等を行うことにより、生物系特定産業技術の高度化に資するほか、農業機械化の促進に資するための農機具の改良に関する試験及び研究等の業務を行うことを目的として設置されているものである。その資本金は15事業年度末現在で2915億5317万余円(うち国の出資2873億5199万余円)となっている。

同法人の会計は、農業技術研究業務、民間研究促進業務、基礎的研究業務及び農業機械化促進業務の4勘定に区分して経理されている。

なお、同法人は、15年10月1日、独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律(平成14年法律第129号)附則第2条の規定により独立行政法人農業技術研究機構から独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構へ改称し、同法附則第4条の規定により国が承継する資産を除き解散した生物系特定産業技術研究推進機構の資産及び債務を、承継して設立されたものである。

同法人の勘定別の15事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(注1) 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構の民間研究促進業務勘定、基礎的研究業務勘定及び農業機械化促進業務勘定の15事業年度は、15年10月1日から16年3月31日までである。

(注2) 生物系特定産業技術研究推進機構の15年9月30日現在における貸借対照表上の資産は493億0439万余円、負債は54億3747万余円及び資本は438億6692万余円である。

(農業技術研究業務勘定)

この勘定は、農業に関する多様な専門的知識を活用して行う技術上の総合的な試験研究等の業務に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円	(14事業年度末) 千円
資 産	266,694,059	260,075,626
(うち建物)	(63,949,374)	(56,864,887)
(うち土地)	(168,522,160)	(168,517,934)
負 債	25,669,192	19,198,790
(うち未払金)	(9,581,457)	(5,003,633)
(うち資産見返負債)	(9,338,016)	(9,117,261)
資 本	241,024,866	240,876,836
(うち資本金)	(238,502,758)	(238,502,758)
(うち資本剰余金)	(注1) (△ 2,201,738)	(△ 1,907,893)

(注1) 損益外減価償却累計額△8,474,221千円及び損益外固定資産除売却差額△822,100千円が含まれている。

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
経常費用 (うち研究業務費)	41,803,526 (35,277,040)	41,500,601 (34,206,501)
経常収益 (うち運営費交付金収益) (うち受託収入)	42,349,863 (34,844,360) (5,092,979)	41,901,279 (34,917,356) (4,976,002)
経常利益	546,337	400,677
臨時損失	100,863	162,398
臨時利益	32,104	683,484
当期純利益	441,874	921,763
当期総利益	441,874	921,763
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当期総利益	441,874	921,763
(利益処分額)		
積立金	437,992	910,824
独立行政法人通則法第44条第3項により主務大臣の承認を受けようとする額(注2)		
研究用機器整備積立金	3,881	10,939

(注2) 14事業年度については、主務大臣の承認を受けた額である。

3 主な業務実績

農業技術開発の予測と評価手法の開発研究

多様な専門分野を融合した総合的な研究

(民間研究促進業務勘定)

この勘定は、民間において行われる生物系特定産業技術に関する試験研究の促進等の業務に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円
資産	13,740,376
(うち投資有価証券)	(8,494,188)
(うち関係会社株式)	(1,538,838)
負債	3,008,752
(うち一年以内返済予定)	(721,600)
(長期借入金)	(2,265,500)
資本	10,731,623
(うち資本金)	(36,244,930)
(うち資本剰余金)	(817,080)

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円
経常費用 (うち財務費用)	192,684 (71,356)
経常収益 (うち出融資事業収入) (うち財務収益)	202,186 (67,018) (125,954)
経常利益	9,501
臨時損失	466,772
臨時利益	16,383
当期純損失	441,016
当期総損失	441,016
(損失の処理)	
(当期末処理損失)	
当期総損失	441,016

区 分	15事業年度 千円
(損失処理額)	
次期繰越欠損金	441,016
3 主な業務実績	
区 分	15事業年度
(出資事業)	
件数	5件
出資実績額	192百万円
(融資事業)	
件数	1件
融資実績額	10百万円

(基礎的研究業務勘定)

この勘定は、生物系特定産業技術に関する基礎的な試験研究の他への委託等の業務に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円
資 産	1,838,050
(うち工具器具備品)	(1,341,365)
(うち工業所有権仮勘定)	(72,473)
負 債	611,666
(うち資産見返負債)	(236,433)
(うちUR対策事業運用 利益金等負債)	(301,569)
資 本	1,226,384
(うち資本金)	(1,506,791)
(うち資本剰余金)	(注) (△ 280,412)

(注) 損益外減価償却累計額△276,092千円及び損益外固定資産除売却差額△4,319千円が含まれている。

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円
経 常 費 用	2,860,493
(うち業務費)	(2,803,859)
経 常 収 益	2,853,118
(うち運営費交付金収益)	(2,842,030)
(うち資産見返負債戻入)	(10,557)
経 常 利 益	△ 7,375
臨 時 利 益	7,655
当 期 純 利 益	4
当 期 総 利 益	4
(利益の処分)	
(当期末処分利益)	
当 期 総 利 益	4
(利益処分額)	
積 立 金	4

3 主な業務実績

新技術・新分野創出のための基礎研究推進事業

生物系産業創出のための異分野融合研究支援事業

(農業機械化促進業務勘定)

この勘定は、農業機械化の促進に資するための農機具の改良に関する試験研究等の業務に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円
資 産	15,446,875
(うち 建物)	(2,226,637)
(うち 土地)	(10,161,500)
負 債	269,231
(うち 交付金債務)	(63,036)
(うち 未払金)	(150,274)
資 本	15,177,644
(うち 資本金)	(15,298,698)
(うち 資本剰余金)	(注) (△ 102,548)

(注) 損益外減価償却累計額△213,369千円及び損益外固定資産除売却差額△2,869千円が含まれている。

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円
経 常 費 用	1,016,902
(うち 研究業務費)	(819,611)
経 常 収 益	1,004,375
(うち 交付金収益)	(941,021)
(うち 事業収益)	(38,645)
経 常 利 益	△ 12,526
臨 時 損 失	4,743
臨 時 利 益	903
当 期 純 損 失	18,506
当 期 総 損 失	18,506
(損失の処理)	
(当期末処理損失)	
当 期 総 損 失	18,506
(損失処理額)	
次 期 繰 越 欠 損 金	18,506

3 主な業務実績

- 農業機械・装置等の開発及び高度化
- 農業機械の検査、鑑定等

なお、この法人について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「施設整備費補助金により取得した研究用機器等及び建物附属設備等の資産計上に当たり、資産の分類等を適切に行い、貸借対照表の有形固定資産の各資産科目の計上額とこれに伴う減価償却額の算定を適正に行うよう改善させたもの」(510 ページ参照)を、「第4章 特定検査対象に関する検査状況」に「独立行政法人における還付消費税の処理及び納付消費税の会計処理について」(1098 ページ参照)を掲記した。

(備考) 前記の財務諸表は、平成16年10月29日現在のものである。

(2) 独立行政法人日本貿易保険

この独立行政法人は、対外取引において生ずる通常の保険によって救済することができない危険を保険する事業を効率的かつ効果的に行うことを目的として設置されているものである。その資本金は15事業年度末現在で1043億5232万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の15事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円	(14事業年度末) 千円
資 産	217,308,678	166,121,619
(うち保険代位債権等)	(345,997,124)	(262,555,308)
(うち未収収益)	(125,479,329)	(117,884,544)
(注)		
(うち貸倒引当金)	(△ 361,146,958)	(△ 279,046,492)
負 債	33,596,431	31,309,309
(うち再保険借)	(9,800,293)	(6,174,739)
(うち未払金)	(8,731,073)	(5,350,062)
資 本	183,712,246	134,815,309
(うち資本金)	(104,352,324)	(104,352,324)
(うち資本剰余金)	(35,682,653)	(4,828,400)
(うち利益剰余金)	(43,677,269)	(25,634,585)

(注) 貸倒引当金は、保険代位債権等のうち債務繰延に関する非常事故債権及び未収収益から保険金の支払を受けた輸出者等に支払う利息を控除した残額に引当率を乗じた額の合計額である。

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
経 常 収 益	9,436,119	6,317,020
(うち正味収入保険料)	(9,253,038)	(5,875,067)
経 常 費 用	8,505,486	5,492,252
(うち事業費及び一般管 理費)	(4,704,712)	(4,542,737)
経 常 利 益	930,633	824,768
特 別 利 益	31,690,714	8,337,533
特 別 損 失	14,578,663	1,929,609
当 期 総 利 益	18,042,684	7,232,691
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当 期 総 利 益	18,042,684	7,232,691
(利益処分額)		
積 立 金	18,042,684	7,232,691

なお、特別利益の主なもの、国から出資を受けた債権に係る利息収入 315 億 8925 万余円である。
また、特別損失の主なもの、国から出資を受けた債権等に関する貸倒引当金繰入額 140 億 8409 万余円である。

3 主な業務実績

区 分	15事業年度	(14事業年度)
保 険 引 受 件 数	240,286件	241,325件
金 額	11,119,324,616千円	10,618,021,875千円
保 険 金 支 払 件 数	300件	331件
金 額	23,019,263千円	65,133,411千円

(3) 独立行政法人産業技術総合研究所

この独立行政法人は、鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその成果の普及を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的として設置されているものである。その資本金は15事業年度末現在で2860億8612万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の15事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円	(14事業年度末) 千円
資 産	447,326,006	404,147,170
(うち 建物)	(158,071,669)	(121,587,152)
(うち 土地)	(114,545,614)	(110,061,283)
負 債	153,660,014	125,022,493
(うち 資産見返負債)	(34,084,696)	(27,082,165)
(うち 長期無利子借入金)	(52,662,887)	(46,291,324)
資 本	293,665,992	279,124,676
(うち 資本金)	(286,086,122)	(272,882,321)
(うち 資本剰余金)	(注)	(注)
	(△ 5,616,762)	(△ 4,401,946)

(注) 損益外減価償却累計額△34,165,990千円が含まれている。

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
経 常 費 用	92,185,574	91,990,306
(うち 研究業務費)	(79,567,764)	(79,165,846)
経 常 収 益	94,728,203	97,293,797
(うち 運営費交付金収益)	(63,859,832)	(64,465,726)
(うち 受託収益)	(18,604,936)	(20,715,894)
経 常 利 益	2,542,628	5,303,491
臨 時 損 失	378,944	729,750
臨 時 利 益	388,645	729,892
当 期 純 利 益	2,552,330	5,303,634
当 期 総 利 益	2,552,330	5,303,634
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当 期 総 利 益	2,552,330	5,303,634
(利益処分量)		
積 立 金	2,461,146	5,180,224
独立行政法人通則法第 44条第3項により主務 大臣の承認を受けた額		
研究施設等整備積立 金	91,183	123,409

3 主な業務実績

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
鉱工業の科学技術に関する研究及び開発	61,333,411	60,144,912
計量の標準の設定、計量器の検定、検査、研究及び開発	7,435,790	7,588,477
地 質 の 調 査	5,317,683	5,680,820

なお、この法人について検査した結果、「第4章 特定検査対象に関する検査状況」に「独立行政法人における還付消費税の処理及び納付消費税の会計処理について」(1098 ページ参照)を掲記した。

(4) 自動車検査独立行政法人

この独立行政法人は、自動車の検査に関する事務のうち、自動車が保安基準に適合するかどうかの審査を行うことにより、自動車の安全性の確保及び自動車による公害の防止その他の環境の保全を図ることを目的として設置されているものである。その資本金は15事業年度末現在で120億3097万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の15事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円	(14事業年度末) 千円
資 産	25,321,821	22,337,054
(うち 建物)	(11,737,284)	(11,105,461)
(うち 土地)	(366,378)	(366,378)
負 債	12,180,707	10,246,741
(うち 未払金)	(2,294,712)	(952,847)
(うち 資産見返負債)	(8,165,887)	(7,384,599)
資 本	13,141,114	12,090,313
(うち 資本金)	(12,030,976)	(12,030,976)
(うち 資本剰余金)	(注1) (892,451)	(△ 148,867)

(注1) 損益外減価償却累計額△1,333,729千円が含まれている。

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
経 常 費 用	10,275,228	7,889,781
(うち 検査業務費)	(9,314,731)	(6,873,860)
経 常 収 益	10,281,688	7,895,543
(うち 運営費交付金収益)	(8,757,496)	(5,925,206)
(うち 受託収入)	(4,776)	(4,203)
経 常 利 益	6,459	5,762
臨 時 利 益	3,022	202,441
当 期 純 利 益	9,482	208,204
当 期 総 利 益	9,482	208,204
(利益の処分)		
(当期未処分利益)		
当 期 総 利 益	9,482	208,204
(利益処分額)		
積 立 金	9,482	208,204

(注2) 自動車検査独立行政法人の14事業年度は、14年7月1日から15年3月31日までである。

3 主な業務実績

区 分	15事業年度 件	(14事業年度) 件
保安基準適合性審査	8,845,941	6,484,769

なお、この独立行政法人について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「消費税の申告に当たり、課税仕入れの額を過小に算出していたことなどにより、還付を受けた消費税の額が不足していたもの」(517ページ参照)を、「第4章 特定検査対象に関する検査状況」に「独立行政法人における還付消費税の処理及び納付消費税の会計処理について」(1098ページ参照)を掲記した。

(5) 独立行政法人造幣局

この独立行政法人は、貨幣の製造等を行うとともに、貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うことなどにより、通貨制度の安定に寄与すること、勲章、褒章、記章及び金属工芸品の製造等並びに貴金属の品位の証明等であって、公共上の見地から必要とされるものを行うことを目的として設置されているものである。その資本金は15事業年度末現在で668億5726万余円(全額国の出資)となっている。

なお、同法人は、15年4月1日、独立行政法人造幣局法(平成14年法律第40号)附則第4条の規定により国が有する権利及び義務のうち財務省造幣局の事務に関する権利及び義務の一部を承継して設立されたものである。

同法人の15事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円
資 産	105,270,431
(うち建物)	(18,902,188)
(うち土地)	(45,949,694)
負 債	34,834,853
(うち退職給付引当金)	(27,335,889)
資 本	70,435,578
(うち資本金)	(66,857,260)
(うち利益剰余金)	(3,578,318)

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円
経 常 収 益	30,958,361
(うち売上高)	(30,679,354)
経 常 費 用	27,170,153
(うち売上原価)	(20,266,933)
経 常 利 益	3,788,208
特 別 利 益	1,981
特 別 損 失	211,871
当 期 純 利 益	3,578,318
当 期 総 利 益	3,578,318
(利益の処分)	
(当期末処分利益)	
当 期 総 利 益	3,578,318
(利益処分額)	
積 立 金	2,919,942
独立行政法人通則法第 44条第3項により主務 大臣の承認を受けた額	
研修・研究・施設改 善等積立金	658,376

3 主な業務実績

区 分	15事業年度
貨 幣 の 製 造	1,390,050千枚
勳章、褒章の製造	30千個
金属工芸品の製造	102千個
記念貨幣等の販売	1,265千セット

(6) 独立行政法人国立印刷局

この独立行政法人は、日本銀行券の製造を行うことなどにより、通貨制度の安定に寄与すること、官報及び法令全書等の刊行物の編集、印刷等を行うことなどにより公共上の見地から行われることが適当な情報の提供を図るとともに、印紙、郵便切手等の公共上の見地から必要な証券及び印刷物の製造を行うことなどによりその確実な提供を図ることを目的として設置されているものである。その資本金は15事業年度末現在で3008億0025万余円(全額国の出資)となっている。

なお、同法人は、15年4月1日、独立行政法人国立印刷局法(平成14年法律第41号)附則第4条の規定により国が有する権利及び義務のうち財務省印刷局の事務に関する権利及び義務の一部を承継して設立されたものである。

同法人の15事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円
資 産	430,298,188
(うち 建物)	(45,437,604)
(うち 土地)	(193,446,104)
負 債	121,452,166
(うち退職給付引当金)	(107,340,447)
資 本	308,846,022
(うち 資本金)	(300,800,250)
(うち 利益剰余金)	(8,045,771)

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円
経 常 収 益	93,698,683
(うち 売上高)	(87,522,513)
経 常 費 用	85,144,363
(うち 売上原価)	(66,798,355)
経 常 利 益	8,554,319
特 別 損 失	508,547
当 期 純 利 益	8,045,771
当 期 総 利 益	8,045,771
(利益の処分)	
(当期末処分利益)	
当 期 総 利 益	8,045,771
(利益処分量)	
積 立 金	8,045,771

3 主な業務実績

区 分	15事業年度 千円
日本銀行券の売上	61,006,026
郵便切手の売上	3,935,121
旅券冊子類の売上	1,112,212

(7) 独立行政法人農畜産業振興機構

この独立行政法人は、主要な畜産物の価格の安定、主要な野菜の生産及び出荷の安定並びに砂糖の価格調整に必要な業務を行うとともに、畜産業及び野菜農業の振興に資するための事業についてその経費を補助する業務を行うほか、あわせて生糸の輸入に係る調整等に必要な業務を行い、もって農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は15事業年度末現在で359億8991万余円(全額国の出資)となっている。^(注1)

なお、同法人は、15年10月1日、独立行政法人農畜産業振興機構法(平成14年法律第126号)附則第3条及び第4条の規定により、国が承継する資産を除き解散した農畜産業振興事業団及び野菜供給安定基金の一切の権利及び義務を承継して設立されたものである。^(注2)

(注1) 独立行政法人農畜産業振興機構の15事業年度は、15年10月1日から16年3月31日までである。

(注2) 農畜産業振興事業団及び野菜供給安定基金の15年10月1日における貸借対照表上の資産、負債及び資本は次のとおりである。

(1) 農畜産業振興事業団

(ア) 畜産物価格安定等勘定の資産は1118億1001万余円、負債は7億0718万余円及び資本は1111億0283万余円

(イ) 債務保証勘定の資産は3億7808万余円、負債は2678万余円及び資本は3億5129万余円

(ウ) 畜産助成勘定の資産は1261億3462万余円、負債は3億7778万余円及び資本は1257億5683万余円

(エ) 生糸輸入調整等勘定の資産は207億0074万余円、負債は155億8551万余円及び資本は51億1522万余円

- (オ) 砂糖価格調整勘定の資産は 785 億 5937 万余円、負債は 863 億 3152 万余円及び資本は△77 億 7215 万余円
- (カ) 補給金等勘定の資産は 284 億 4177 万余円、負債は 4 億 2949 万余円及び資本は 280 億 1227 万余円
- (キ) 肉用子牛勘定の資産は 3 億 6332 万余円、負債は 1 億 9576 万余円及び資本は 1 億 6755 万余円
- (ク) 野菜供給安定基金の資産は 999 億 7502 万余円、負債は 992 億 5161 万余円及び資本は 7 億 2341 万余円

同法人の会計は、畜産、野菜、砂糖、生糸、補給金等、肉用子牛及び債務保証の 7 勘定に区分して経理されており、その勘定別の 15 事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(畜産勘定)

この勘定は、国内産の指定乳製品及び指定食肉の売買保管業務等並びに国内産牛乳の学校給食用供給事業に対する補助業務及び畜産業振興事業に対する補助業務等に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円
資 産	152,686,660
(うち現金及び預金)	(114,838,489)
(うち投資有価証券)	(26,980,628)
負 債	118,422,091
(うち調整資金)	(49,392,273)
(うち畜産業振興資金)	(53,982,421)
資 本	34,264,569
(うち資本金)	(29,966,262)
(うち利益剰余金)	(4,298,306)

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円
経 常 費 用	63,550,080
(うち業務経費)	(51,198,738)
経 常 収 益	58,409,946
(うち運営費交付金収益)	(360,643)
(うち補助金等収益)	(57,628,133)
経 常 損 失	5,140,134
臨 時 損 失	557
臨 時 利 益	5,182,377
当 期 純 利 益	41,685
当 期 総 利 益	41,685
(利益の処分)	
(当期末処分利益)	
当 期 総 利 益	41,685
(利益処分数額)	
積 立 金	41,685

3 主な業務実績

区 分	15事業年度
畜産業振興事業に対する補助	32事業項目 48,591,751千円
学校給食用牛乳供給事業に対する補助に係る供給実績	(注3) 396,049ℓ

(注3) 学校給食用牛乳供給事業に対する補助に係る供給実績は、15年4月から16年3月までの実績である。

(野菜勘定)

〔 この勘定は、指定野菜生産者補給交付金及び契約指定野菜生産者補給交付金の交付業務等並びに野菜農業振興事業に対する補助業務等に関する経理を行うものである。 〕

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円
資 産	100,660,226
(うち有価証券)	(17,124,907)
(うち投資有価証券)	(74,652,890)
負 債	100,248,423
(うち野菜生産出荷安定 資金)	(86,601,911)
(うち野菜農業振興資金)	(12,445,603)
資 本	411,802
(うち資本金)	(293,139)
(うち利益剰余金)	(118,663)

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円
経 常 費 用	14,064,422
(うち業務経費)	(13,835,638)
経 常 収 益	14,061,851
(うち補助金等収益)	(13,286,343)
(うち財務収益)	(772,480)
経 常 損 失	2,571
臨 時 損 失	1,060
臨 時 利 益	3,631
当 期 純 利 益	—
当 期 総 利 益	—

3 主な業務実績

区 分	15事業年度
指定野菜生産者補給交付金の交付	10,660,792千円
野菜農業振興事業に対する補助	3事業項目 2,897,875千円

(砂糖勘定)

〔 この勘定は、輸入に係る指定糖及び異性化糖等の売買業務、国内産糖交付金の交付業務及び砂糖生産振興事業に対する補助業務等に関する経理を行うものである。 〕

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円
資 産	78,080,609
(うち現金及び預金)	(33,953,842)
(うち投資有価証券)	(37,274,647)
負 債	119,260,556
(うち短期借入金)	(31,453,336)
(うち砂糖生産振興資金)	(71,370,434)
資 本	△ 41,179,946
(うち繰越欠損金)	(41,179,946)

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円
経常費用 (うち業務経費)	79,717,904 (79,333,961)
経常収益 (うち運営費交付金収益) (うち糖価調整事業収入)	36,871,326 (674,886) (28,380,011)
経常損失	42,846,577
臨時利益	9,438,789
当期純損失	33,407,788
当期総損失	33,407,788
(損失の処理)	
(当期末処理損失)	
当期総損失	33,407,788
承継欠損金	7,772,158
(損失処理額)	
次期繰越欠損金	41,179,946

3 主な業務実績

区 分	15事業年度
輸入に係る指定糖の売買	631,262 t
異性化糖等の売買	329,881 t
国内産糖の交付金の交付 決定数量	625,831 t

(生糸勘定)

この勘定は、輸入生糸の売買保管業務及び蚕糸業振興事業に対する補助業務等に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円
資産	7,325,303
(うち現金及び預金)	(1,640,521)
(うち投資有価証券)	(4,599,704)
負債	15,195,618
(うち短期借入金)	(13,984,000)
(うち蚕糸業振興資金)	(1,165,073)
資本	△ 7,870,314
(うち資本金)	(5,030,300)
(うち繰越欠損金)	(12,899,695)

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円
経常費用 (うち業務経費)	968,908 (835,957)
経常収益 (うち運営費交付金収益) (うち在庫生糸売渡収入)	1,149,067 (34,627) (460,346)
経常利益	180,158
臨時損失	139,679
当期純利益	40,479
当期総利益	40,479
(損失の処理)	
(当期末処理損失)	
(当期総利益)	(40,479)
承継欠損金	12,940,175
(損失処理額)	
次期繰越欠損金	12,899,695

3 主な業務実績

区 分	15事業年度
輸 入 生 糸	事業年度末 在 庫 13,946俵
輸入申告に係る生糸	買 入 れ 売 戻 し 16,133俵 16,133俵

(補給金等勘定)

この勘定は、加工原料乳についての生産者補給交付金の交付業務及び輸入乳製品の売買保管業務に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円
資 産	30,139,970
(うち現金及び預金)	(29,637,951)
(うち有価証券)	(500,000)
負 債	3,875,693
(うち未払金)	(3,429,660)
(うち退職給付引当金)	(336,531)
資 本	26,264,276
(うち利益剰余金)	(26,264,276)

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円
経 常 費 用	16,093,057
(うち業務経費)	(15,939,815)
経 常 収 益	15,165,513
(うち補助金等収益)	(10,285,214)
(うち輸入乳製品売渡収入)	(4,871,423)
経 常 損 失	927,543
当 期 純 損 失	927,543
当 期 総 損 失	927,543
(損失の処理)	
(当期末処理損失)	
当 期 総 損 失	927,543
(損失処理額)	
承継積立金取崩額	927,543
次期繰越欠損金	—

3 主な業務実績

区 分	15事業年度
生産者補給交付金の交付	対 象 数 量 1,244,588 t
	交 付 金 額 13,366,882千円
輸 入 パ タ ー	買 入 れ 5,210 t
	売 渡 し 5,210 t

(肉用子牛勘定)

この勘定は、肉用子牛についての生産者補給交付金及び生産者積立助成金の交付業務に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円
資 産	680,004
(うち現金及び預金)	(125,166)
(うち有価証券)	(200,000)
負 債	353,422
(うち未払金)	(340,228)
(うちリース債務)	(9,052)
資 本	326,581
(うち資本金)	(328,562)
(うち繰越欠損金)	(1,980)

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円
経 常 費 用	12,174,353
(うち業務経費)	(12,112,532)
経 常 収 益	12,171,899
(うち運営費交付金収益)	(94,955)
(うち業務財源受入)	(12,076,868)
経 常 損 失	2,453
臨 時 利 益	472
当 期 純 損 失	1,980
当 期 総 損 失	1,980
(損失の処理)	
(当期末処理損失)	
当 期 総 損 失	1,980
(損失処理額)	
次 期 繰 越 欠 損 金	1,980

3 主な業務実績

区 分	15事業年度 千円
生産者補給交付金の交付 交 付 金 額	8,052,018
生産者積立助成金の交付 交 付 金 額	2,514,278

(債務保証勘定)

この勘定は、農畜産業振興事業団が乳業者等の借入金に対して行った債務保証契約に係る業務に
関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円
資 産	375,858
(うち現金及び預金)	(35,923)
(うち投資有価証券)	(339,882)
負 債	2,207
(うち賞与引当金)	(79)
(うち退職給付引当金)	(2,093)
資 本	373,650
(うち資本金)	(371,650)
(うち利益剰余金)	(1,999)

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円
経常費用 (うち一般管理費)	828 (437)
経常収益 (うち財務収益)	878 (878)
経常利益	50
臨時利益	1,948
当期純利益	1,999
当期総利益	1,999
(利益の処分)	
(当期末処分利益)	
当期総利益	1,999
(利益処分額)	
積立金	1,999

第6章
第2節
第7
2
独立行政法人

なお、この法人について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「国産牛肉等需要回復緊急対策事業の実施に当たり、事業の要件を満たす値引き販売を実施していないものに対して補助金が交付されているもの」(520 ページ参照)及び「肉用子牛の生産者補給金が交付対象とならない肉用子牛を対象に交付されているもの」(523 ページ参照)を掲記した。

(8)
独立行政法人
緑資源機構

(8) 独立行政法人緑資源機構

この独立行政法人は、農林業の生産条件、森林資源及び農業資源の状況等からみてこれらの資源の保全及び利用を図ることが必要と認められる地域において、豊富な森林資源を開発するために必要な林道の開設、改良等の事業を行うとともに、水源をかん養するために必要な森林の造成に係る事業及びこれと一体として農用地、土地改良施設等を整備する事業等を行い、もって農林業の振興と森林及び農用地の有する公益的機能の維持増進に資することを目的として設置されているものである。その資本金は

(注1)
15事業年度末現在で6209億8971万余円(全額国の出資)となっている。

なお、同法人は、15年10月1日、独立行政法人緑資源機構法(平成14年法律第130号)附則第4条の規定により、国が承継する資産を除き解散した緑資源公団の一切の権利及び義務を承継して設立されたものである。

同法人の会計は造林、林道等の2勘定に区分して経理されており、その勘定別の15事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(注1) 独立行政法人緑資源機構の15事業年度は、15年10月1日から16年3月31日までである。

(注2) 緑資源公団の15年9月30日現在における貸借対照表上の資産は1兆5810億6564万余円、負債は8105億0633万余円及び資本は7705億5930万余円である。

(造林勘定)

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円
資 産	864,352,201
(うち現金及び預金)	(3,529,020)
(うち水源林)	(858,365,654)
負 債	236,522,195
(うち短期借入金)	(14,307,500)
(うち長期借入金)	(211,705,000)
資 本	627,830,005
(うち資本金)	(618,526,947)
(うち資本剰余金)	(9,287,494)

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円
経 常 費 用	720,076
(うち一般管理費)	(337,591)
経 常 収 益	735,639
(うち国庫補助金等収益)	(337,389)
(うち財務収益)	(318,101)
経 常 利 益	15,563
当 期 純 利 益	15,563
当 期 総 利 益	15,563
(利益の処分)	
(当期末処分利益)	
当 期 総 利 益	15,563
(利益処分額)	
積 立 金	15,563

3 主な業務実績

区 分	15事業年度
水源林造成事業	植栽 1,835ha

(林道等勘定)

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円
資 産	554,385,118
(うち林道建設仮勘定)	(270,628,067)
(うち農用地整備建設仮勘定)	(118,351,107)
負 債	547,102,309
(うち資産見返補助金等)	(291,399,272)
(うち長期借入金)	(182,127,509)
資 本	7,282,808
(うち資本金)	(2,462,769)
(うち利益剰余金)	(4,820,038)

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円
経 常 費 用	68,277,822
(うち農用地整備譲渡原価)	(47,051,623)
経 常 収 益	68,321,055
(うち農用地整備割賦譲渡収入)	(18,300,746)
(うち資産見返補助金等戻入)	(42,346,025)
経 常 利 益	43,233
当 期 純 利 益	43,233

区 分	15事業年度 千円
目的積立金取崩額	245,830
当期総利益 (利益の処分)	289,063
(当期末処分利益)	
当期総利益 (利益処分額)	289,063
積立金	289,063

3 主な業務実績

区 分	15事業年度
大規模林業圏開発林道事業	31路線 28.1km
特定中山間保全整備事業	1区域 482,857千円
農用地総合整備事業	13区域 16,902,381千円

(9) 独立行政法人国際協力機構

この独立行政法人は、開発途上にある海外の地域(以下「開発途上地域」という。)に対する技術協力の実施並びに無償の資金供与による開発途上地域の政府に対する国の協力の実施の促進及び開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行うことにより、これらの地域の経済及び社会の発展又は復興に寄与し、国際協力の促進に資することを目的として設置されているものである。その資本金は15事業年度末現在で885億0804万余円(全額国の出資)となっている。

なお、同法人は、15年10月1日、独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)附則第2条の規定により国が承継する資産を除き解散した国際協力事業団の一切の権利及び義務を承継して設立されたものである。

同法人の15事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(注1) 独立行政法人国際協力機構の15事業年度は、15年10月1日から16年3月31日までである。

(注2) 国際協力事業団の15年9月30日現在における貸借対照表上の資産は1479億9385万余円、負債は199億8479万余円及び資本は1280億0906万余円である。

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円
資 産	113,276,525
(うち現金及び預金)	(32,225,694)
(うち建物)	(39,605,125)
負 債	25,813,587
(うち運営費交付金債務)	(10,377,087)
(うち未払金)	(13,069,635)
資 本	87,462,937
(うち資本金)	(88,508,041)
(うち資本剰余金)	(注3) (△ 1,371,938)

(注3) 損益外減価償却累計額△1,372,676千円が含まれている。

2 損益計算書

区 分		15事業年度 千円
第6章 第2節 第7 2 独立行政法人 (10) 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	経常費用 (うち業務費)	89,159,270 (82,814,502)
	経常収益 (うち運営費交付金収益) (うち受託収入)	89,485,670 (83,782,556) (2,540,754)
	経常利益	326,399
	臨時損失	369
	臨時利益	804
	当期純利益	326,834
	当期総利益	326,834
	(利益の処分) (当期末処分利益)	
	当期総利益 (利益処分量)	326,834
	積立金	326,834

3 主な業務実績

区 分	15事業年度
技術協力の実施に関する業務	
研修員受入	5,984人
技術協力プロジェクト調査団派遣	258件
専門家派遣	2,663人
機材供与	2,388,496千円
開発調査プロジェクト調査	134件
無償資金協力の実施に必要な業務	
事前調査	121件
国民等の協力活動の促進及び助長に関する業務	
ボランティア派遣	4,517人
移住者に対する支援に関する業務	
日系人対策のための人材育成に係る研修	132人
国際緊急援助に関する業務	
緊急援助物資供与	7件
国際緊急援助隊の派遣	2件
人材の養成及び確保に関する業務	
国際協力専門員の委嘱	89人
専門家派遣前集合研修	247人

なお、この法人について検査した結果、「第4章 特定検査対象に関する検査状況」に「政府開発援助について」(796 ページ参照)を掲記した。

(10) 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

この独立行政法人は、石油代替エネルギーに関する技術等及び鉱工業の技術に関し、次の業務を国際的に協調しつつ総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその企業化の促進を図り、もって内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保等に資することを目的として設

置されているものである。

(ア) 民間の能力を活用して行う研究開発

(イ) 民間において行われる研究開発の促進

(ウ) これらの技術の利用の促進等

(注1)
その資本金は15事業年度末現在で1499億0289万余円(うち国の出資1496億8741万余円)となっている。

なお、同法人は、15年10月1日、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成14年法律第145号)附則第2条の規定により国が承継する資産を除き解散した新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「旧機構」という。)の一切の権利及び義務を承継して設立されたものである。

同法人の会計は、一般、電源利用、石油及びエネルギー需給構造高度化、基盤技術研究促進、研究基盤出資経過、鉱工業承継、石炭経過、特定アルコール販売、アルコール製造及び一般アルコール販売の10勘定に区分して経理されている。

同法人の勘定別の15事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(注1) 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の15事業年度は、15年10月1日から16年3月31日までである。

(注2) 旧機構の15年9月30日現在における貸借対照表上の資産は3524億8120万余円、負債は1736億5237万余円及び資本は1788億2883万余円である。

(一 般 勘 定)

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円
資 産	28,201,100
(うち現金及び預金)	(13,154,668)
(うち未収金)	(13,449,778)
負 債	26,392,901
(うち運営費交付金債務)	(5,722,745)
(うち未払金)	(20,594,941)
資 本	1,808,198
(うち資本金)	(1,552,253)
(うち資本剰余金)	(注) (△ 10,220)

(注) 損益外減価償却累計額△5,196千円が含まれている。

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円
経 常 費 用	45,121,450
(うち業務費)	(43,979,163)
経 常 収 益	45,248,877
(うち運営費交付金収益)	(11,379,050)
(うち補助金等収益)	(24,426,095)
経 常 利 益	127,426
臨 時 利 益	138,739
当 期 純 利 益	266,166
当 期 総 利 益	266,166
(利益の処分)	
(当期末処分利益)	
当 期 総 利 益	266,166
(利益処分額)	
積 立 金	266,166

3 主な業務実績

区 分	15事業年度 千円
産業技術実用化補助事業	15,153,587

(電源利用勘定)

この勘定は、発電に利用する技術の開発及び導入等の電源利用対策業務に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円
資 産	24,192,709
(うち現金及び預金)	(15,173,969)
(うち未収金)	(7,818,727)
負 債	23,083,959
(うち運営費交付金債務)	(7,023,950)
(うち未払金)	(15,860,014)
資 本	1,108,750
(うち資本金)	(936,457)
(うち資本剰余金)	(注) (△ 10,604)

(注) 損益外減価償却累計額△5,679千円が含まれている。

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円
経 常 費 用	26,304,259
(うち業務費)	(25,069,893)
経 常 収 益	26,345,386
(うち運営費交付金収益)	(10,515,345)
(うち補助金等収益)	(15,748,488)
経 常 利 益	41,127
臨 時 利 益	141,770
当 期 純 利 益	182,897
当 期 総 利 益	182,897
(利益の処分)	
(当期未処分利益)	
当 期 総 利 益	182,897
(利益処分数額)	
積 立 金	182,897

3 主な業務実績

区 分	15事業年度 千円
新エネルギー技術開発事業	6,400,677
地域新エネルギー導入促進対策	4,856,570
太陽光発電新技術等フィールドテスト事業	2,250,138

(石油及びエネルギー需給構造高度化勘定)

この勘定は、石油代替エネルギーに関する技術の開発及び導入を行う業務、エネルギーの使用の合理化を促進するための技術の開発及び普及を行う業務等に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円
資 産	64,306,289
(うち現金及び預金)	(38,925,820)
(うち未収金)	(21,495,459)
負 債	60,876,057
(うち運営費交付金債務)	(16,618,840)
(うち未払金)	(42,925,442)
資 本	3,430,232
(うち資本金)	(3,422,172)
(うち資本剰余金)	(注) (△ 19,853)

(注) 損益外減価償却累計額△12,467千円が含まれている。

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円
経 常 費 用	77,746,673
(うち業務費)	(75,961,399)
経 常 収 益	77,751,430
(うち運営費交付金収益)	(30,584,855)
(うち補助金等収益)	(44,332,495)
経 常 利 益	4,757
臨 時 損 失	109,221
臨 時 利 益	132,378
当 期 純 利 益	27,913
当 期 総 利 益	27,913
(利益の処分)	
(当期末処分利益)	
当 期 総 利 益	27,913
(利益処分額)	
積 立 金	27,913

3 主な業務実績

区 分	15事業年度 千円
エネルギー使用合理化事業者支援事業	6,515,975
産業技術実用化補助事業	5,755,360
エネルギー使用合理化技術開発	5,059,401

(基盤技術研究促進勘定)

この勘定は、民間において行われる鉱工業基盤技術に関する試験研究を促進するための業務に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円
資 産	13,019,680
(うち現金及び預金)	(2,847,227)
(うち投資有価証券)	(10,008,112)
負 債	2,857,771
(うち未払金)	(2,716,572)
資 本	10,161,908
(うち資本金)	(33,151,000)
(うち承継欠損金)	(16,551,564)

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円
経常費用 (うち業務費)	6,672,418 (6,571,883)
経常収益 (うち財務収益)	234,891 (101,127)
経常損失	6,437,526
当期純損失	6,437,526
当期総損失	6,437,526
(損失の処理)	
(当期末処理損失)	
当期総損失	6,437,526
承継欠損金	16,551,564
(損失処理額)	
次期繰越欠損金	22,989,091

3 主な業務実績

区 分	15事業年度 千円
基盤技術研究促進事業	6,568,227

(研究基盤出資経過勘定)

この勘定は、旧機構が行った産業技術に関する研究基盤施設を整備する者への出資により取得した株式を承継し処分する業務に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円
資産 (うち投資有価証券) (うち関係会社株式)	4,441,103 (1,400,000) (2,001,194)
負債 (うち未払金)	1,413 (1,345)
資本 (うち資本金) (うち資本剰余金) (うち承継欠損金)	4,439,690 (9,533,000) (872,639) (5,966,090)

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円
経常費用 (うち一般管理費)	6,533 (6,532)
経常収益 (うち財務収益)	6,673 (6,530)
経常利益	140
当期純利益	140
当期総利益	140
(損失の処理)	
(当期末処理損失)	
当期総利益	140
承継欠損金	5,966,090
(損失処理額)	
次期繰越欠損金	5,965,949

3 主な業務実績

区 分	15事業年度
事業年度末出資金残高	会社数 3社 金額 2,001,194千円

(鉱工業承継勘定)

〔 この勘定は、旧機構が基盤技術研究促進センターから承継した株式及び貸付金債権を承継し株式の処分等を行う業務に関する経理を行うものである。 〕

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円
資 産	24,826,571
(うち貸付金)	(7,503,348)
(うち投資有価証券)	(12,998,310)
負 債	7,154,432
(うち一年内返済予定長期借入金)	(1,849,764)
(うち長期借入金)	(5,186,680)
資 本	17,672,138
(うち資本金)	(18,392,932)
(うち資本剰余金)	(42,185)
(うち承継欠損金)	(726,186)

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円
経 常 費 用	271,658
(うち財務費用)	(180,750)
経 常 収 益	198,285
(うち財務収益)	(103,800)
経 常 損 失	73,372
臨 時 利 益	36,578
当 期 純 損 失	36,793
当 期 総 損 失	36,793
(損失の処理)	
(当期末処理損失)	
当 期 総 損 失	36,793
承 継 欠 損 金	726,186
(損失処理額)	
次 期 繰 越 欠 損 金	762,979

3 主な業務実績

区 分	15事業年度
事業年度末出資金残高	4社
金 額	338,975千円
貸 付 金 回 収 金 額	1,181,840千円
事業年度末貸付金残高	58件
金 額	7,639,825千円
上記貸付金残高の独立行政法人会計基準による分類	
一 般 債 権	7,147,363千円
貸 倒 懸 念 債 権	355,984千円
破 産 更 生 債 権 等	136,477千円
貸 倒 引 当 金	507,874千円

〔 貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により算定した額を、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し算定した回収不能見込額を計上している。 〕

(石炭経過勘定)

〔 この勘定は、買収炭鉱に係る管理業務、債権管理・回収等業務、鉱害賠償のための担保管理等業務、鉱害復旧工事の施行等の業務等に関する経理を行うものである。 〕

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円
資 産	93,153,585
(うち現金及び預金)	(28,488,388)
(うち投資有価証券)	(24,190,086)
負 債	29,364,702
(うち未払金)	(11,941,045)
(うち長期預り補助金等)	(12,222,900)
資 本	63,788,882
(うち資本金)	(64,117,327)
	(注)
2 (うち資本剰余金)	(△ 34,706)

(注) 損益外減価償却累計額△3,711千円が含まれている。

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円
経 常 費 用	6,580,664
(うち業務費)	(5,268,000)
経 常 収 益	6,286,925
(うち業務収益)	(436,259)
(うち補助金等収益)	(5,745,269)
経 常 損 失	293,738
臨 時 損 失	58,639
臨 時 利 益	58,639
当 期 純 損 失	293,738
当 期 総 損 失	293,738
(損失の処理)	
(当期末処理損失)	
当 期 総 損 失	293,738
(損失処理額)	
次 期 繰 越 欠 損 金	293,738

3 主な業務実績

区 分	15事業年度
貸付金回収等 金 額	70,070,273千円
(うち貸付金償却)	(57,363,756)
事業年度末貸付金残高 件 数	104件
金 額	30,728,416千円
上記貸付金残高の独立行政法人会計基準による分類	
一 般 債 権	8,099,860千円
貸 倒 懸 念 債 権	154,988千円
破 産 更 生 債 権 等	22,473,568千円
貸 倒 引 当 金	1,376,021千円
〔 貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により算定した額を、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し算定した回収不能見込額を計上している。 〕	
復 旧 工 事 支 払 額 農 地 等	757,981 千円
家 屋 等	3,968,693 千円
そ の 他	1,143,563 千円

(特定アルコール販売勘定)

〔この勘定は、特定アルコール販売業務に関する経理を行うものである。〕

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円
資 産	14,027,559
(うち現金及び預金)	(10,774,109)
(うち売掛金)	(3,251,439)
負 債	13,984,417
(うち未払金)	(354,475)
(うち国庫納付金未払金)	(13,131,462)
資 本	43,142
(うち資本金)	(32,378)

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円
経 常 費 用	7,418,406
(うち業務費)	(7,035,544)
経 常 収 益	7,429,170
(うち業務収益)	(7,427,205)
経 常 利 益	10,763
当 期 純 利 益	10,763
当 期 総 利 益	10,763
(利益の処分)	
(当期末処分利益)	
当 期 総 利 益	10,763
(利益処分量)	
積 立 金	10,763

3 主な業務実績

区 分	15事業年度
発酵アルコールの販売	7,558 <i>kl</i>
合成アルコールの販売	32 <i>kl</i>

(アルコール製造勘定)

[この勘定は、アルコール製造業務に関する経理を行うものである。]

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円
資 産	23,484,832
(うち現金及び預金)	(4,495,349)
(うち土地)	(8,426,894)
負 債	8,135,380
(うち買掛金)	(2,038,352)
(うち退職給付引当金)	(5,635,795)
資 本	15,349,451
(うち資本金)	(14,458,701)

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円
経 常 費 用	6,394,167
(うち業務費)	(5,921,007)
経 常 収 益	7,321,199
(うち業務収益)	(7,026,120)
経 常 利 益	927,032
臨 時 損 失	36,282
当 期 純 利 益	890,750
当 期 総 利 益	890,750
(利益の処分)	
(当期末処分利益)	
当 期 総 利 益	890,750
(利益処分量)	
積 立 金	890,750

3 主な業務実績

区 分	15事業年度
発酵アルコールの製造	86,374千円

(一般アルコール販売勘定)

〔この勘定は、一般アルコール販売業務に関する経理を行うものである。〕

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円
資 産	10,941,101
(うち現金及び預金)	(3,334,375)
(うち売掛金)	(5,649,903)
負 債	6,545,347
(うち買掛金)	(5,573,109)
(うち未払金)	(507,415)
資 本	4,395,753
(うち資本金)	(4,306,665)

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円
経 常 費 用	13,880,997
(うち業務費)	(13,408,989)
経 常 収 益	13,970,085
(うち業務収益)	(13,968,847)
経 常 利 益	89,087
当 期 純 利 益	89,087
当 期 総 利 益	89,087
(利益の処分)	
(当期末処分利益)	
当 期 総 利 益	89,087
(利益処分額)	
積 立 金	89,087

3 主な業務実績

区 分	15事業年度
発酵アルコールの販売	100,489千円
合成アルコールの販売	54,800千円

なお、この法人について検査した結果、「第4章 特定検査対象に関する検査状況」に「石炭会社等に対する貸付金等債権の管理・回収等の実施状況について」(1112 ページ参照)を掲記した。

(11) 独立行政法人科学技術振興機構

この独立行政法人は、新技術の創出に資することとなる科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する基礎研究、基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務及び我が国における科学技術情報に関する中枢的機関としての科学技術情報の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基盤の整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを目的として設置されているものである。その資本金は15事業年度末現在で1903億8165万余円(うち国の出資1903億2455万余円)^(注1)となっている。

なお、同法人は、15年10月1日、独立行政法人科学技術振興機構法(平成14年法律第158号)附則第2条の規定により国が承継する資産を除き解散した科学技術振興事業団の一切の権利及び義務を承継して^(注2)設立されたものである。

同法人の会計は、一般及び文献情報提供の2勘定に区分して経理されており、その勘定別の15事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

- (注1) 独立行政法人科学技術振興機構の15事業年度は、15年10月1日から16年3月31日までである。
 (注2) 科学技術振興事業団の15年9月30日現在における貸借対照表上の資産、負債及び資本は次のとおりである。
 (1) 一般勘定の資産は1326億2883万余円、負債は240億8925万余円及び資本は1085億3957万余円
 (2) 文献情報提供勘定の資産は280億3724万余円、負債は9億6566万余円及び資本は270億7157万余円

(一 般 勘 定)

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円
資 産	140,656,265
(うち建物)	(32,765,951)
(うち工具器具備品)	(31,241,988)
負 債	45,282,262
(うち未払金)	(6,601,923)
(うち資産見返補助金等)	(18,236,286)
資 本	95,374,003
(うち資本金)	99,747,560
(うち資本剰余金)	(注3)
	(△ 4,807,064)

(注3) 損益外減価償却累計額△4,648,642千円が含まれている。

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円
経 常 費 用	41,276,545
(うち業務費)	(39,714,071)
経 常 収 益	41,965,630
(うち運営費交付金収益)	(36,028,504)
(うち受託収入)	(1,295,162)
経 常 利 益	689,084
臨 時 損 失	221,447
臨 時 利 益	4,568
当 期 純 利 益	433,507
当 期 総 利 益	433,507
(利益の処分)	
(当期末処分利益)	
当 期 総 利 益	433,507
(利益処分量)	
積 立 金	826
独立行政法人通則法第44条第3項により主務大臣の承認を受けようとする額	
業務充実改善・施設改修等積立金	432,681

3 主な業務実績

区 分	15事業年度 千円
新技術の創出に資する研究事業	23,148,101
新技術の企業化開発の推進事業	5,030,284
科学技術情報の流通促進事業	3,112,294
科学技術に関する研究開発に係る交流・支援事業	4,514,627
科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進事業	3,647,701

(文献情報提供勘定)

この勘定は、科学技術に関する論文その他の文献(磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録されたものを含む。)に係る情報(専ら科学技術に関する研究開発に係る交流を促進するための情報を除く。)を抄録その他の容易に検索することができる形式で提供すること(国際協力を目的として我が国の科学技術に関する情報を外国に提供することを除く。)を目的として行う業務及びこれに附帯する業務に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円
資 産	23,775,494
(うち建物)	(3,312,576)
(うち土地)	(4,589,700)
負 債	2,582,025
(うち未払費用)	(833,284)
(うち退職給付引当金)	(1,190,382)
資 本	21,193,469
(うち資本金)	(90,634,090)
(うち資本剰余金)	(28,948)

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円
経 常 費 用	6,282,096
(うち業務費)	(6,042,344)
経 常 収 益	3,374,136
(うち科学技術情報売上)	(3,049,737)
(高)	
(うち受託収入)	(197,160)
経 常 損 失	2,907,959
臨 時 損 失	1,406
当 期 純 損 失	2,914,395
当 期 総 損 失	2,914,395
(損失の処理)	
(当期末処理損失)	
当 期 総 損 失	2,914,395
前 期 繰 越 欠 損 金	66,555,173
(損失金処理額)	
損 失 金 処 理 額	—
(次期繰越欠損金)	
次 期 繰 越 欠 損 金	69,469,569

3 主な業務実績

区 分	15事業年度 千円
科学技術に関する文献情報の提供	6,282,096

なお、この法人について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「科学技術振興機構における文献情報提供事業について、収支改善計画の見直しなどを適切に行い、収益性の向上を図るよう改善の意見を表示したもの」(526 ページ参照)を掲記した。

(備考) 前記の財務諸表は、平成16年10月29日現在のものである。

(12) 独立行政法人日本学術振興会

この独立行政法人は、学術研究の助成、研究者の養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の

促進、学術の応用に関する研究等を行うことにより、学術の振興を図ることを目的として設置されているものである。その資本金は15事業年度末現在で10億6358万余円(全額国の出資)となっている。
(注1)

なお、同法人は、15年10月1日、独立行政法人日本学術振興会法(平成14年法律第159号)附則第2条の規定により国が承継する資産を除き解散した日本学術振興会(注2)の一切の権利及び義務を承継して設立されたものである。

同法人の15事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(注1) 独立行政法人日本学術振興会の15事業年度は、15年10月1日から16年3月31日までである。

(注2) 日本学術振興会の15年9月30日現在における貸借対照表上の資産は47億0280万余円、負債は41億8148万余円及び資本は5億2132万余円である。

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円
資 産	3,087,758
(うち建物及び附属設備)	314,614
(うち工具器具及び備品)	63,372
負 債	2,047,610
(うち未払金)	484,760
(うち長期預り寄付金)	950,002
資 本	1,040,148
(うち資本金)	1,063,587
(うち資本剰余金)	(注3) (△ 25,976)

(注3) 損益外減価償却累計額△26,742千円が含まれている。

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円
経 常 費 用	18,965,672
(うち業務費)	(18,654,898)
経 常 収 益	18,966,690
(うち運営費交付金収益)	(14,708,919)
(うち寄付金収益)	(145,758)
経 常 利 益	1,017
当 期 純 利 益	1,017
当 期 総 利 益	1,017
(利益の処分)	
(当期末処分利益)	
当 期 総 利 益	1,017
(利益処分量)	
積 立 金	1,017

3 主な業務実績

区 分	15事業年度
科学研究費補助事業	交付件数 1,080件
	交付金額 2,982,953千円
特別研究員の採用	3,769人

(13) 独立行政法人理化学研究所

この独立行政法人は、科学技術(人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。)に関する試験及び研究等の業務を総合的に行うことにより、科学技術の水準の向上を図ることを目的として設置されているものである。その資本金は15事業年度末現在で2472億2740万余円(うち国の出資2343億0599万余円)となっている。
(注1)

なお、同法人は、15年10月1日、独立行政法人理化学研究所法(平成14年法律第160号)附則第2条の規定により国が承継する資産を除き解散した理化学研究所の一切の権利及び義務を承継して設立されたものである。
(注2)

同法人の15事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(注1) 独立行政法人理化学研究所の15事業年度は、15年10月1日から16年3月31日までである。

(注2) 理化学研究所の15年9月30日現在における貸借対照表上の資産は2502億6944万余円、負債は450億1192万余円及び資本は2052億5752万余円である。

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円
資 産	282,112,837
(うち 建物)	(119,862,483)
(うち 土地)	(53,465,000)
負 債	43,238,409
(うち 未払金)	(11,492,460)
(うち 資産見返負債)	(12,050,338)
資 本	238,874,427
(うち 資本金)	(247,227,401)
(うち 資本剰余金)	(注3) (△ 9,214,022)

(注3) 損益外減価償却累計額△9,667,023千円が含まれている。

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円
経 常 費 用	51,445,242
(うち 研究費)	(49,429,782)
経 常 収 益	51,663,985
(うち 運営費交付金収益)	(26,119,672)
(うち 政府受託研究収入)	(24,372,686)
経 常 利 益	218,743
臨 時 利 益	664,867
当 期 純 利 益	861,048
当 期 総 利 益	861,048
(利益の処分)	
(当期末処分利益)	
当 期 総 利 益	861,048
(利益処分量)	
積 立 金	861,048

3 主な業務実績

区 分	15事業年度 千円
科学技術に関する試験及び研究等の事業	46,476,097
バイオリソース及びその特性情報の収集・検査・保存及び提供、並びに維持・保存及び利用のために必須な技術開発事業	1,940,009
研究成果の普及及び活用促進事業	903,458

(14) 独立行政法人宇宙航空研究開発機構

この独立行政法人は、大学との共同等による宇宙科学に関する学術研究、宇宙科学技術(宇宙に関する科学技術をいう。以下同じ。)に関する基礎研究及び宇宙に関する基盤的研究開発並びに人工衛星等の開発、打上げ、追跡及び運用並びにこれらに関連する業務を、平和の目的に限り、総合的かつ計画的に行うとともに、航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基盤的研究開発並びにこれらに関連する業務を総合的に行うことにより、大学等における学術研究の発展、宇宙科学技術及び航空科学技術の水準の向上並びに宇宙の開発及び利用の促進を図ることを目的として設置されているものである。その(注1)
 資本金は15事業年度末現在で5444億0806万余円(うち国の出資5444億0194万余円)となっている。

なお、同法人は、15年10月1日、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法(平成14年法律第161号)附則第9条の規定により国が有する権利及び義務のうち文部科学省の宇宙科学研究所に関する権利及び義務並びに同法附則第10条の規定により国が承継する資産を除き解散した独立行政法人航空宇宙技術研究所及び宇宙開発事業団の一切の権利及び義務を承継して設立されたものである。(注2)

同法人の15事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(注1) 独立行政法人宇宙航空研究開発機構の15事業年度は、15年10月1日から16年3月31日までである。

(注2) 独立行政法人航空宇宙技術研究所及び宇宙開発事業団の15年9月30日現在における貸借対照表上の資産、負債及び資本は次のとおりである。

- (1) 独立行政法人航空宇宙技術研究所
 資産は701億0345万余円、負債は273億1204万余円及び資本は427億9141万余円
- (2) 宇宙開発事業団
 資産は6547億7237万余円、負債は1845億1292万余円及び資本は4702億5944万余円

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円
資 産	754,534,235
(うち土地)	(66,055,042)
(うち建設仮勘定)	(404,726,930)
負 債	253,987,581
(うち未払金)	(31,001,180)
(うち資産見返負債)	(173,462,613)
資 本	500,546,653
(うち資本金)	(544,408,060)
(うち資本剰余金)	(△ 45,657,964)

(注3) 損益外減価償却累計額△12,186,943千円が含まれている。

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円
経 常 費 用	173,379,469
(うち受託費用)	(104,661,614)
経 常 収 益	175,899,636
(うち運営費交付金収益)	(38,493,161)
(うち受託収入)	(109,650,720)
経 常 利 益	2,520,166
臨 時 損 失	712,727
当 期 純 利 益	1,796,557
当 期 総 利 益	1,796,557
(利益の処分)	
(当期末処分利益)	
当 期 総 利 益	1,796,557
(利益処分額)	
積 立 金	1,796,557

3 主な業務実績

区 分	15事業年度 千円
自律的宇宙開発利用活動のための技術基盤維持・強化に係る業務	24,961,676
宇宙開発利用による社会経済への貢献に係る業務	115,311,695
国際宇宙ステーション事業の推進による国際的地位の確保と持続的発展に係る業務	8,968,000
宇宙科学研究に係る業務	6,763,421
社会的要請に応える航空科学技術の研究開発に係る業務	1,278,284
基礎的・先端的技術の強化に係る業務	4,850,050

なお、この法人について検査した結果、「第4章 特定検査対象に関する検査状況」に「H-II Aロケットの開発等について」(1123 ページ参照)を掲記した。

(15) 独立行政法人福祉医療機構

この独立行政法人は、次の業務を行うことにより、福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることを目的として設置されているものである。

- (ア) 社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通
- (イ) 社会福祉事業施設及び病院、診療所等に関する経営指導
- (ウ) 社会福祉事業に関する必要な助成
- (エ) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営
- (オ) 心身障害者扶養保険事業の実施
- (カ) 厚生年金保険、船員保険又は国民年金の年金受給権を担保とした小口資金の貸付け
(注1)
 その資本金は15事業年度末現在で2855億3482万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の会計は、一般、長寿・子育て・障害者基金、共済、保険及び年金担保貸付の5勘定に区分して経理されている。

なお、同法人は、15年10月1日、独立行政法人福祉医療機構法(平成14年法律第166号)附則第2条の(注2)規定により国が承継する資産を除き解散した社会福祉・医療事業団の一切の権利及び義務を承継して設立されたものである。

同法人の勘定別の15事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

- (注1) 独立行政法人福祉医療機構の15事業年度は、15年10月1日から16年3月31日までである。
- (注2) 社会福祉・医療事業団の15年9月30日現在における貸借対照表上の資産は3兆6453億3401万余円、負債は3兆3493億8943万余円及び資本は2959億4458万余円である。

(一 般 勘 定)

この勘定は、社会福祉事業施設を設置し又は経営する社会福祉法人等に対する社会福祉事業施設の設置、整備又は経営に必要な資金の貸付け、病院、診療所、介護老人保健施設等を開設する個人、医療法人等に対する病院等の設置、整備又は経営に必要な資金の貸付け等の事業に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円
資 産	3,049,233,268
(うち長期貸付金)	(3,035,011,479)
(うち貸倒引当金)	(△ 8,738,189)
負 債	3,044,305,838
(うち長期借入金)	(2,969,919,429)
(うち資産見返負債)	(92,833)
資 本	4,927,430
(うち資本金)	(5,534,827)
(うち資本剰余金)	(注3)
	(△ 163,761)

(注3) 損益外減価償却累計額分である。

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円
経 常 費 用	42,212,070
(うち借入金利息)	(37,620,749)
経 常 収 益	41,768,435
(うち運営費交付金収益)	(2,092,750)
(うち福祉医療貸付事業収入)	(32,233,388)
当 期 純 損 失	443,635
当 期 総 損 失	443,635
(損失の処理)	
(当期末処理損失)	
当 期 総 損 失	443,635
(損失処理額)	(一)
(次期繰越欠損金)	
次 期 繰 越 欠 損 金	443,635

3 主な業務実績

区 分	15事業年度
貸 付 件 数	1,312件
金 額	226,500,000千円
貸付金回収等 (うち貸付金償却)	159,206,853千円 (1,192,167千円)
事業年度末貸付金残高 件 数	23,698件
金 額	3,035,011,479千円
上記貸付金残高の独立行政法人会計基 準による分類	
一 般 債 権	3,011,443,420千円
貸 倒 懸 念 債 権	11,276,296千円
破 産 更 生 債 権 等	12,291,763千円
貸 倒 引 当 金	8,738,189千円

〔貸倒引当金は、一般債権については予想損失率等を、貸倒懸念債権及び破産更生債権等について〕
は個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。〕

(長寿・子育て・障害者基金勘定)

〔この勘定は、社会福祉事業を行う事業者に対する助成等の事業に関する経理を行うものである。〕

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円
資 産	282,374,665
(うち投資有価証券等)	(280,164,905)
負 債	407,136
(うち退職給付引当金)	(387,772)
資 本	281,967,528
(うち資本金)	(280,000,000)

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円
経常費用 (うち社会福祉事業振興事業費)	2,081,115 (1,877,187)
経常収益 (うち基金事業運用収入)	2,161,700 (2,129,101)
臨時利益	11,580
当期純利益	92,165
当期総利益	92,165
(利益の処分)	
(当期末処分利益)	
当期総利益	92,165
(利益処分額)	
独立行政法人通則法第 44条第3項により主務 大臣の承認を受けよう とする額	
助成業務積立金	92,165

3 主な業務実績

区 分	15事業年度
社会福祉振興事業の助成	242事業 1,602,203千円
調査研究等事業の委託	2事業 85,789千円

(共 済 勘 定)

この勘定は、社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和36年法律第155号)に基づく退職手当金の支給等の事業に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円
資 産	621,856
負 債	5,566,149
(うち短期借入金)	(4,944,293)
(うち資産見返負債)	(1,034)
資 本	△ 4,944,293

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円
経常費用 (うち退職手当給付金)	23,594,355 (23,338,072)
経常収益 (うち運営費交付金収益)	9,427,496 (254,060)
(うち補助金等収益)	(9,076,772)
臨時損失	96,365
臨時利益	9,318,931
当期純損失	4,944,293
当期総損失	4,944,293
(損失の処理)	
(当期末処理損失)	
当期総損失	4,944,293
(損失処理額)	(—)
(次期繰越欠損金)	
次期繰越欠損金	4,944,293

3 主な業務実績

区 分	15事業年度
退職手当金支給者数	23,756人
退職手当金支給額	23,338,072千円

(保険勘定)

この勘定は、地方公共団体が心身障害者扶養共済制度の加入者に対して負う共済責任を保険する等の事業に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円
資 産	42,885,986
(うち金銭の信託)	(42,883,728)
負 債	79,818,971
(うち資産見返負債)	(224)
(うち心身障害者扶養保険責任準備金)	(79,816,713)
資 本	△ 36,932,985

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円
経 常 費 用	11,720,437
(うち心身障害者扶養保険業務費)	(11,720,186)
経 常 収 益	16,344,248
(うち運営費交付金収益)	(38,590)
(うち心身障害者扶養保険事業収入)	(16,305,649)
臨 時 損 失	6,038,681
当 期 純 損 失	1,414,870
当 期 総 損 失	1,414,870
(損失の処理)	
(当期末処理損失)	(36,932,985)
当 期 総 損 失	1,414,870
前 期 繰 越 欠 損 金	35,518,114
(損失処理額)	(—)
(次期繰越欠損金)	
次 期 繰 越 欠 損 金	36,932,985

3 主な業務実績

区 分	15事業年度
新規加入者数	836人
新規年金受給者数	908人
保険対象加入者数	98,576人
年金給付保険金支払対象障害者数	37,854人
死亡・障害保険金額	3,305,000千円
年金給付保険金額	4,577,370千円

(年金担保貸付勘定)

この勘定は、厚生年金保険、船員保険又は国民年金の年金給付の受給権者に対する、その受給権を担保とした小口の資金の貸付け等の事業に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円
資 産	223,757,752
(うち長期貸付金)	(215,862,640)
(うち貸倒引当金)	(△ 222,764)
負 債	223,900,174
(うち長期借入金)	(178,184,689)
(うち資産見返負債)	(15,141)
資 本	△ 142,421
(うち資本剰余金)	(注4) (△ 901)

(注4) 損益外減価償却累計額分である。

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円
経常費用 (うち借入金利息)	1,172,304 (284,697)
経常収益 (うち運営費交付金収益) (うち年金担保貸付事業収入)	1,130,981 (99,759) (1,029,595)
当期純損失	41,322
当期総損失	41,322
(損失の処理)	
(当期末処理損失)	(141,520)
当期総損失	41,322
前期繰越欠損金	100,197
(損失処理額)	(—)
(次期繰越欠損金)	
次期繰越欠損金	141,520

3 主な業務実績

区 分	15事業年度
貸付件数	102,862件
金額	118,206,550千円
貸付金回収等 (うち貸付金償却) 金額	116,048,937千円 (21,879千円)
事業年度末貸付金残高 件数	299,105件
金額	215,862,640千円
上記貸付金残高の独立行政法人会計基準による分類	
一般債権	215,674,312千円
貸倒懸念債権	45,549千円
破産更生債権等	142,777千円
貸倒引当金	222,764千円

貸倒引当金は、一般債権については予想損失率等を、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

(備考) 前記の財務諸表は、平成16年10月29日現在のものである。

(16) 独立行政法人日本貿易振興機構

この独立行政法人は、我が国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施すること並びにアジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究並びにその成果の普及を行い、もってこれらの地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は15事業年度末現在で1152億0174万余円(全額国の出資)となっている。
(注1)

なお、同法人は、15年10月1日、独立行政法人日本貿易振興機構法(平成14年法律第172号)附則第2条の規定により解散した日本貿易振興会の一切の権利及び義務のうち国が承継する資産を除いた権利及び義務を承継して設立されたものである。
(注2)

同法人の15事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(注1) 独立行政法人日本貿易振興機構の15事業年度は、15年10月1日から16年3月31日までである。

(注2) 日本貿易振興会の15年9月30日現在における貸借対照表上の資産は1243億1318万余円、負債は88億4691万余円及び資本は1154億6626万余円である。

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円
資 産	123,394,583
(うち敷金・保証金)	(66,843,700)
(うち現金及び預金)	(15,961,457)
負 債	8,222,441
(うち未払金)	(3,568,738)
(うち資産見返負債)	(2,156,043)
資 本	115,172,141
(うち資本金)	(115,201,742)
(注3)	
(うち資本剰余金)	(△ 236,120)

(注3) 損益外減価償却累計額△231,249千円が含まれている。

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円
経 常 費 用	22,360,171
(うち業務費)	(21,005,052)
経 常 収 益	22,588,846
(うち運営費交付金収益)	(14,219,979)
(うち受託収入)	(4,272,726)
経 常 利 益	228,674
臨 時 損 失	23,507
臨 時 利 益	1,352
当 期 純 利 益	206,520
当 期 総 利 益	206,520
(利益の処分)	
(当期末処分利益)	
当 期 総 利 益	206,520
(利益処分額)	
積 立 金	206,520

3 主な業務実績

区 分	15事業年度
対日貿易案件発掘件数	640件
開発途上国に対する現地調査日数	1,343日

なお、この法人について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「FAZ 支援センターの運営について、独立行政法人の重点業務に対応した運営とするとともに、運営費用を賄うための保証金の債権保全を図り、また、事前に交付した維持管理費用の精算を行うよう改善させたもの」(540 ページ参照)を掲記した。

(17) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

この独立行政法人は、鉄道の建設等に関する業務及び鉄道事業者、海上運送事業者等による運輸施設の整備を促進するための助成その他の支援に関する業務を総合的かつ効率的に行うこと及び運輸技術に関する基礎的研究に関する業務を行うことを目的として設置されているものである。その資本金は15事業年度末現在で745億0118万余円(うち国の出資735億0118万余円)となっている。

同法人の会計は、建設、船舶、造船、基礎的研究等、助成及び特例業務の6勘定に区分して経理されている。

なお、同法人は、15年10月1日、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成14年法律第180号)附則第2条及び第3条の規定により国が承継する資産を除き解散した日本鉄道建設公団及び運輸施設整備事業団の権利及び義務を承継して設立されたものである。

同法人の勘定別の15事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(注1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の15事業年度は、15年10月1日から16年3月31日までである。

(注2) 日本鉄道建設公団及び運輸施設整備事業団の15年9月30日現在における貸借対照表上の資産、負債及び資本は次のとおりである。

(1) 日本鉄道建設公団

(ア) 一般勘定の資産は6兆2953億0090万余円、負債は6兆0310億9247万余円及び資本は2642億0843万余円

(イ) 特例業務勘定の資産は3兆2412億5250万余円、負債は458億0397万余円及び資本は3兆1954億4852万余円

(2) 運輸施設整備事業団

(ア) 鉄道勘定の資産は6兆5478億6306万余円、負債は5兆6673億7341万余円及び資本は8804億8964万余円

(イ) 船舶勘定の資産は4595億8206万余円、負債は4459億6554万余円及び資本は136億1651万余円

(ウ) 造船勘定の資産は56億5369万余円、負債は16億1287万余円及び資本は40億4081万余円

(エ) 基礎的研究等勘定の資産は371億2986万余円、負債は370億3421万余円及び資本は9565万余円

(建設勘定)

この勘定は、新幹線、都市鉄道線、民鉄線等の建設及び大規模な改良並びに当該鉄道施設の貸付又は譲渡等の業務に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円
資 産	6,328,878,418
(うち構築物)	(2,244,888,371)
(うち割賦債権)	(1,504,561,253)
負 債	6,029,816,683
(うち資産見返負債)	(1,966,457,111)
(うち長期借入金)	(1,311,622,246)
資 本	299,061,734
(うち資本金)	(56,169,929)
(うち資本剰余金)	(242,969,911)

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円
経 常 費 用	216,658,349
(うち鉄道施設譲渡原価)	(129,006,915)
(うち減価償却費)	(33,249,646)
経 常 収 益	216,582,183
(うち鉄道施設譲渡収入)	(145,114,691)
(うち鉄道施設貸貸収入)	(38,124,542)
経 常 損 失	76,165
臨 時 損 失	1,970
臨 時 利 益	30
当 期 純 損 失	78,106
当 期 総 損 失	78,106
(損失の処理)	
(当期末処理損失)	
当 期 総 損 失	78,106
(損失処理額)	
次 期 繰 越 欠 損 金	78,106

3 主な業務実績

区 分	15事業年度
新 幹 線 建 設 (九州新幹線ほか)	3線 611km
貸 付 線 貸 付 (北陸新幹線ほか)	12線 719km
都 市 鉄 道 線 建 設 (常磐新線)	1線 58km
民 鉄 線 新 線 建 設 (臨海副都心線ほか)	3線 17km
	4線 23km

(船舶勘定)

この勘定は、国内海運事業者と費用を分担して国内旅客船及び内航貨物船を共同建造し、当該船舶を同法人と事業者との共有とし、事業者の使用管理させる業務等に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円
資 産	410,142,392
(うち共有船舶)	(311,227,619)
(うち船舶未収金)	(55,352,546)
負 債	438,431,776
(うち長期借入金)	(211,123,176)
(うち鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券)	(125,560,000)
資 本	△ 28,289,384
(うち資本金)	(16,165,000)
(うち繰越欠損金)	(44,454,384)

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円
経 常 費 用	28,067,831
(うち減価償却費)	(21,285,482)
(うち支払利息)	(5,382,224)
経 常 収 益	27,665,819
(うち船舶使用料収入)	(27,068,221)
(うち補助金等収益)	(186,379)
経 常 損 失	402,011
臨 時 損 失	55,971
臨 時 利 益	419,357
当 期 純 損 失	38,626
当 期 総 損 失	38,626
(損失の処理)	
(当期末処理損失)	
当 期 総 損 失	38,626
期首繰越欠損金	44,415,757
(損失処理額)	
次期繰越欠損金	44,454,384

3 主な業務実績

区 分	15事業年度
旅 客 船 建 造	12隻 15,684総トン
貨 物 船 建 造	7隻 16,003総トン

(造船勘定)

この勘定は、高度船舶技術の試験研究及び実用化を促進するための技術支援業務等に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円
資 産	5,670,491
(うち投資有価証券)	(4,799,276)
(うち販売用不動産)	(752,768)
負 債	1,636,861
(うち長期借入金)	(1,443,381)
(うち1年以内返済予定)	(173,973)
(長期借入金)	
資 本	4,033,629
(うち資本金)	(2,000,000)
(うち資本剰余金)	(2,810,621)

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円
経常費用 (うち研究開発助成金) (役員給与)	244,620 (90,600) (33,364)
経常収益 (うち補助金等収益) (うち財務収益)	234,468 (91,411) (30,981)
経常損失	10,152
臨時利益	9,347
当期純損失	804
当期総損失	804
(損失の処理)	
(当期末処理損失)	
当期総損失	804
期首繰越欠損金	776,186
(損失処理額)	
次期繰越欠損金	776,991

3 主な業務実績

区 分	15事業年度
技術支援業務 件数	2件
金額	92,925千円

(基礎的研究等勘定)

この勘定は、運輸技術に関し新たな発想に立った新技術を創出するための独創性、革新性のある基礎研究を提案公募方式により行う業務等に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円
資産 (うち貸付金) (うち現金及び預金)	37,289,720 (37,000,000) (221,340)
負債 (うち1年以内返済予定) (長期借入金) (うち未払金)	37,156,111 (37,000,000) (130,584)
資本 (うち資本金)	133,608 (66,251)
(うち資本剰余金)	(注) (△ 11,112)

(注) 損益外減価償却累計額△11,112千円が含まれている。

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円
経常費用 (うち研究委託費) (うち支払利息)	397,602 (231,824) (92,297)
経常収益 (うち補助金等収益) (うち貸付金利息収入)	476,073 (241,751) (129,364)
経常利益	78,470
当期純利益	78,470
当期総利益	78,470
(利益の処分)	
(当期末処分利益)	
当期総利益	78,470
(利益処分額)	
積立金	78,470

3 主な業務実績

区 分	15事業年度
基礎的研究業務	課題数 15件
	金額 241,569千円
内航海運活性化融資業務	件数 3件
	金額 33,000,000千円

(助成勘定)

〔 この勘定は、新幹線、都市鉄道の建設等に対する助成及び日本国有鉄道に係る債務の償還等の業務に関する経理を行うものである。 〕

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末
	千円
資 産	6,304,064,057
(うち割賦債権)	(5,902,730,257)
(うち他勘定長期貸付金)	(315,824,298)
負 債	5,440,889,589
(うち長期借入金)	(2,747,781,294)
(うち他勘定長期借入金)	(1,878,743,950)
資 本	863,174,468
(うち資本金)	(100,000)
(うち利益剰余金)	(863,074,468)

2 損益計算書

区 分	15事業年度
	千円
経 常 費 用	527,468,587
(うち割賦譲渡原価)	(260,428,562)
(うち支払利息)	(143,653,877)
経 常 収 益	510,367,794
(うち割賦譲渡収入)	(423,228,566)
(うち補助金等収益)	(86,484,458)
経 常 損 失	17,100,792
当 期 純 損 失	17,100,792
当 期 総 損 失	17,100,792
(損失の処理)	
(当期末処理損失)	
当 期 総 損 失	17,100,792
(損失処理額)	
積立金取崩額	17,100,792
次期繰越欠損金	—

3 主な業務実績

区 分	15事業年度
補助金交付業務	34,124,888千円

(特例業務勘定)

〔 この勘定は、日本国有鉄道の役員又は職員であった者等に係る年金の給付に要する費用等の支払、日本鉄道建設公団から承継した土地その他の資産の処分等の業務に関する経理を行うものである。 〕

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末
	千円
資 産	3,679,388,935
(うち他勘定長期貸付金)	(1,878,743,950)
(うち処分用資産)	(1,148,464,522)
負 債	3,892,973,885
(うち引当金)	(3,670,546,534)
(うち厚生年金移換金長期未払金)	(171,846,359)

区 分	15事業年度末 千円
資 本 (うち繰越欠損金) (うちその他有価証券評 価差額金)	△ 213,584,949 (241,939,221) (28,354,272)

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円
経 常 費 用 (うち処分資産売却原 価) (うち共済年金追加費用)	326,421,965 (287,955,094) (27,575,603)
経 常 収 益 (うち処分資産売却収 入) (うち補助金等収益)	404,833,447 (275,411,406) (65,000,000)
経 常 利 益	78,411,482
臨 時 損 失	2,766
臨 時 利 益	1,171,449
当 期 純 利 益	79,580,164
当 期 総 利 益	79,580,164
(損失の処理)	
(当期末処理損失)	
(当期総利益)	(79,580,164)
期首繰越欠損金	321,519,386
(損失処理額)	
次期繰越欠損金	241,939,221

3 主な業務実績

区 分	15事業年度
土地の売却実績	125件
面 積	30ha
金 額	14,696,022千円

なお、この法人について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「新幹線施設の建設のため取得した残地の売却に係る事務を速やかに行う事務処理体制を整備することにより、その早期の売却を図るよう改善させたもの」(548 ページ参照)を掲記した。

(18) 独立行政法人水資源機構

この独立行政法人は、水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的として設置されているものである。その資本金は15事業年度末現在で90億6036万余円(全額国の出資)となっている。

なお、同法人は、15年10月1日、独立行政法人水資源機構法(平成14年法律第182号)附則第2条の規定により国が承継する資産を除き解散した水資源開発公団の一切の権利及び義務を承継して設立されたものである。

同法人の15事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(注1) 独立行政法人水資源機構の15事業年度は、15年10月1日から16年3月31日までである。

(注2) 水資源開発公団の15年9月30日現在における貸借対照表上の資産は4兆7554億0063万余円、負債は4兆6968億0402万余円及び資本は585億9660万余円である。

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円
資 産	4,705,717,389
（うち構築物）	(2,180,418,981)
（うち事業用建設仮勘定）	(1,241,579,657)
負 債	4,635,677,054
（うち資産見返負債）	(3,265,064,070)
（うち長期借入金）	(917,718,883)
資 本	70,040,335
（うち資本金）	(9,060,366)
	(注3)
（うち資本剰余金）	(△ 293,148)
（うち利益剰余金）	(61,273,117)

(注3) 損益外減価償却累計額△173,189千円が含まれている。

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円
経 常 費 用	84,404,327
（うち管理業務費）	(19,720,550)
経 常 収 益	89,590,788
（うち補助金等収益）	(19,411,427)
経 常 利 益	5,186,460
臨 時 損 失	5,629,229
臨 時 利 益	5,740,479
当 期 純 利 益	5,297,710
目的積立金取崩額	957,159
当 期 総 利 益	6,254,870
(利益の処分)	
(当期末処分利益)	
当 期 総 利 益	6,254,870
(利益処分額)	
積 立 金	6,254,870

3 主な業務実績

区 分	15事業年度
ダム等事業	11箇所
用水路等事業	6箇所
ダム、用水路等施設の管理	48箇所

(19) 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

この独立行政法人は、次の業務を行うことにより、石油及び可燃性天然ガス（以下「石油等」という。）並びに金属鉱産物の安定的かつ低廉な供給に資するとともに、国民の健康の保護及び生活環境の保全並びに金属鉱業等の健全な発展に寄与することを目的として設置されているものである。

- (ア) 石油等の探鉱等及び金属鉱物の探鉱に必要な資金の供給その他石油及び可燃性天然ガス資源並びに金属鉱物資源の開発を促進するために必要な業務
- (イ) 石油及び金属鉱産物の備蓄に必要な業務
- (ウ) 金属鉱業等による鉱害の防止に必要な資金の貸付けその他の業務
(注1)
その資本金は15事業年度末現在で922億3928万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の会計は、石油天然ガス、金属鉱業備蓄・探鉱融資等、金属鉱業一般、金属鉱業鉱害防止積立金、金属鉱業鉱害防止事業基金及び金属鉱業精密調査の6勘定に区分して経理されている。

なお、同法人は、16年2月29日、「石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律」(平成14年法律第93号)附則第4条及び第5条の規定により、石油公団が有する石油備蓄業務等に係る権利及び義務並びに解散した金属鉱業事業団の一切の権利及び義務を承継して設立されたものである。

同法人の勘定別の15事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(注1) 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の15事業年度は、16年2月29日から3月31日までである。

(注2) この承継に係る石油公団及び金属鉱業事業団の16年2月28日現在における貸借対照表上の資産、負債及び資本は次のとおりである。

- (1) 石油公団の資産は4961億1079万余円、負債は4239億0808万余円及び資本は722億0270万余円
- (2) 金属鉱業事業団の資産は727億6322万余円、負債は459億1420万余円及び資本は268億4901万余円

(石油天然ガス勘定)

この勘定は、石油等の探鉱等に必要な資金の供給その他石油及び可燃性天然ガス資源の開発を促進するために必要な業務並びに石油の備蓄に必要な業務に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円
資 産	447,124,015
(うち未成工事支出金)	(54,587,011)
(うち民間備蓄融資事業貸付金)	(285,657,400)
負 債	373,975,502
(うち民間備蓄融資事業借入金)	(285,657,400)
(うち未成工事受入金)	(54,587,011)
資 本	73,148,513
(うち資本金)	(73,138,661)
(うち資本剰余金)	(注) (△ 83,220)

(注) 全額が損益外減価償却累計額である。

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円
経 常 費 用	68,684,580
(うち受託経費)	(67,633,503)
経 常 収 益	68,777,653
(うち運営費交付金収益)	(239,403)
(うち受託収入)	(59,882,819)
経 常 利 益	93,072
当 期 純 利 益	93,072
当 期 総 利 益	93,072
(利益の処分)	
(当期末処分利益)	
当 期 総 利 益	93,072
(利益処分数額)	
積 立 金	93,072

3 主な業務実績

区 分	15事業年度
(石油備蓄基地建設のための貸付け)	
貸付金回収金額	2,763,109千円
事業年度末貸付金残高	会社数 2社
金額	18,121,875千円

(金属鉱業備蓄・探鉱融資等勘定)

この勘定は、金属鉱物の探鉱に必要な資金の供給、金属鉱産物の備蓄に必要な業務等に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円
資 産	49,070,818
(うち現金及び預金)	(5,483,686)
(うち希少金属鉱産物)	(30,435,500)
負 債	30,858,483
(うち1年内償還債券)	(6,515,000)
(うち長期借入金)	(20,739,500)
資 本	18,212,335
(うち資本金)	(18,201,866)
(うち資本剰余金)	(注) (△ 1,500)

(注) 全額が損益外減価償却累計額である。

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円
経 常 費 用	235,813
(うち債券利息)	(124,353)
経 常 収 益	247,781
(うち運営費交付金収益)	(5,637)
(うち国庫補助金)	(201,978)
経 常 利 益	11,968
当 期 純 利 益	11,968
当 期 総 利 益	11,968
(利益の処分)	
(当期末処分利益)	
当 期 総 利 益	11,968
(利益処分量)	
積 立 金	7,997
独立行政法人通則法第 44条第3項により主務 大臣の承認を受けようと する額	
希少金属鉱産物備蓄積 立金	3,971

3 主な業務実績

区 分	15事業年度
(探鉱等のための資金の貸付け)	
貸 付 金 回 収 金 額	178,101千円
事業年度末貸付金残高	15件
金 額	3,106,927千円

(金属鉱業一般勘定)

この勘定は、金属鉱物資源の開発を促進するために必要な業務及び金属鉱業等による鉱害の防止に必要な資金の貸付け等の業務に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円
資 産	9,099,158
(うち短期貸付金)	(1,093,452)
(うち長期貸付金)	(6,030,373)
負 債	8,200,397
(うち1年内返済長期借入金)	(949,142)
(うち長期借入金)	(6,187,397)
資 本	898,761
(うち資本金)	(898,755)
(うち資本剰余金)	(注) (△ 1,116)

(注) 全額が損益外減価償却累計額である。

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円
経常費用 (うち受託経費)	2,782,772 (2,127,414)
経常収益 (うち運営費交付金収益) (うち受託収入)	2,783,895 (170,103) (2,127,414)
経常利益	1,122
当期純利益	1,122
当期総利益	1,122
(利益の処分)	
(当期末処分利益)	
当期総利益	1,122
(利益処分量)	
積立金	1,122

3 主な業務実績

区 分	15事業年度
(鉱害防止のための資金の貸付け)	
貸 付 け 件 数	7件
金 額	406,250千円
貸付金回収金額	560,709千円
事業年度末貸付金残高件数	262件
金 額	7,123,825千円

(金属鉱業鉱害防止積立金勘定)

この勘定は、採掘権者等が鉱業の用に供する特定施設について、その使用の終了後に必要となる鉱害防止事業に備えて積み立てている鉱害防止積立金の管理の業務に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円
資 産	2,432,980
(うち有価証券)	(599,892)
(うち投資有価証券)	(1,615,497)
負 債	2,381,599
(うち未払費用)	(18,363)
(うち預り鉱害防止積立金)	(2,363,236)
資 本	51,380
(利益剰余金)	

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円
経常費用 (鉱害防止積立金支払利息)	3,189
経常収益	2,067
(うち受取利息)	(12)
(うち有価証券利息)	(2,055)
経常損失	1,121
当期純損失	1,121
当期総損失	1,121
(損失の処理)	
(当期末処理損失)	
当期総損失	1,121
(損失処分量)	
積立金取崩額	1,121
次期繰越欠損金	—

(金属鉱業鉱害防止事業基金勘定)

この勘定は、休廃止鉱山に係る鉱害防止事業を、確実かつ永続的に実施できるよう、指定鉱害防止事業機関に行わせるために、その原資として採掘権者等から拠出金を徴収し、鉱害防止事業基金として運用する等の業務に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円
資 産	4,662,604
(うち有価証券)	(399,982)
(うち投資有価証券)	(3,868,261)
負 債	33,031
(未払金)	
資 本	4,629,572
(うち資本剰余金)	(4,547,754)

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円
経 常 費 用	4,010
(鉱害防止業務費)	
経 常 収 益	5,087
(うち受取利息)	(6)
(うち有価証券利息)	(5,080)
経 常 利 益	1,077
当 期 純 利 益	1,077
当 期 総 利 益	1,077
(利益の処分)	
(当期末処分利益)	
当 期 総 利 益	1,077
(利益処分量)	
積 立 金	488
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法 第13条第6項に基づき 経済産業大臣の認可を受けて 鉱害防止事業基金に 組入れようとする額	
鉱害防止事業基金	588

3 主な業務実績

区 分	15事業年度
(拠 出)	
事業年度末の休廃止鉱山 数	22箇所
拠出金を徴収している休 廃止鉱山数	2箇所
拠 出 金 徴 収 額	260,789千円

(金属鉱業精密調査勘定)

この勘定は、金属鉱物の優秀な鉱床が存在する可能性のある地域について行う地質構造の精密調査の業務に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円
資 産	5,140
(うち現金及び預金)	(1,601)
(うち未収入金)	(3,538)
負 債	5,140
(うち未払金)	(1,445)
(うち預り金)	(3,695)
資 本	—

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円
経常費用 (うち業務費)	81,599 (79,567)
経常収益 (うち国庫補助金)	81,599 (54,399)
経常利益	—
当期純利益	—
当期総利益	—

3 主な業務実績

区 分	15事業年度 千円
探鉱のための精密調査事業	2,755千円

(備考) 前記の財務諸表は、平成16年10月29日現在のものである。

(20) 独立行政法人雇用・能力開発機構

この独立行政法人は、労働者の有する能力の有効な発揮及び職業生活の充実を図るため、雇用管理の改善に対する援助、公共職業能力開発施設の設置及び運営等の業務を行うとともに、労働者の計画的な財産形成の促進の業務を行うことにより、良好な雇用の機会の創出その他の雇用開発、職業能力の開発及び向上並びに勤労者の生活の安定を図り、もって労働者の雇用の安定その他福祉の増進と経済の発展に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は15事業年度末現在で8058億7059万余円(うち国の出資8055億2855万余円)となっている。

なお、同法人は、16年3月1日、独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成14年法律第170号)附則第3条の規定により国が承継する資産を除き解散した雇用・能力開発機構に関する一切の権利及び義務を承継して設立されたものである。

同法人の会計は、一般、財形、宿舍等、炭鉱援護の4勘定に区分して経理されており、その勘定別の15事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(注1) 独立行政法人雇用・能力開発機構の15事業年度は、16年3月1日から3月31日までである。

(注2) 雇用・能力開発機構の16年3月1日現在における貸借対照表上の資産は2兆1051億8682万余円、負債は9403億7112万余円及び資本は1兆1648億1570万余円である。

(一 般 勘 定)

この勘定は、雇用管理の改善に対する援助、公共職業能力開発施設の運営等、介護労働者の福祉の増進に係る事業、雇用促進融資に係る債権の管理及び回収などに関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円
資産 (うち建物)	390,188,350
(うち土地)	(200,508,537)
負債 (うち長期借入金)	83,023,699
(うち長期リース債務)	(32,112,384)
資本 (うち資本金)	(11,115,711)
(うち利益剰余金)	307,164,650
	(302,543,547)
	(5,923,838)

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円
経常費用 (うち業務費)	15,371,099
(うち一般管理費)	(9,312,573)
	(5,805,611)

区 分	15事業年度 千円
経常収益 (うち運営費交付金収益) (うち補助金等収益)	15,438,537 (11,088,602) (3,553,397)
経常利益	67,437
当期純利益	67,437
目的積立金取崩額	105,166
当期総利益	172,604
(利益の処分)	
(当期末処分利益)	
当期総利益	172,604
(利益処分額)	
独立行政法人通則法第 44条第3項により主務 大臣の承認を受けよう とする額	
雇用促進融資業務積 立金	172,604

3 主な業務実績

区 分	15事業年度 209箇所
公共職業能力開発施設等の運 営	
助成金の交付件数	4,569件
助成金の交付金額	2,006,054千円
福祉施設等設置資金	
貸付金の回収金額	1,717,916千円
福祉施設等設置資金件数	666件
事業年度末貸付金残高金額	26,842,145千円
上記貸付金残高の独立行政法人会計基準に よる分類	
一 般 債 権	14,632,399千円
貸倒懸念債権	5,980,995千円
破産更生債権等	6,228,749千円
貸倒引当金	5,435,074千円

〔貸倒引当金は、一般債権については貸倒引当率を、貸倒懸念債権及び破産更生債権等につ
いては個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上している。〕

(財形勘定)

〔この勘定は、勤労者の計画的な財産形成を促進するため、財産形成持家資金等の貸付け等の事業
に関する経理を行うものである。〕

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円
資 産	829,445,982
(うち現金・預金)	(20,647,805)
(うち財形融資貸付金)	(785,713,533)
負 債	870,070,846
(うち1年内償還債券)	(114,300,000)
(うち雇用・能力開発債 券)	(609,100,000)
資 本	△ 40,624,864
(うち資本金)	(1,000,000)
(うち繰越欠損金)	(△ 41,624,864)

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円
経常費用 (うち財務費用)	1,077,752 (925,695)
経常収益 (うち業務収益) (うち補助金等収益)	1,217,510 (1,122,836) (74,194)
経常利益	139,758
当期純利益	139,758
当期総利益	139,758
(損失の処理)	
当期未処理損失 (当期総利益)	41,624,864 (139,758)
(前期繰越欠損金)	(41,764,622)
次期繰越欠損金	41,624,864

3 主な業務実績

区 分	15事業年度
財形融資貸付け 件数	375件
金額	7,743,800千円
同貸付金回収 金額	5,443,982千円
事業年度末貸付金残高 件数	61,996件
金額	786,952,205千円
上記貸付金残高の独立行政法人会計基準による分類	
一般債権	786,253,301千円
貸倒懸念債権	84,247千円
破産更生債権等	614,656千円
貸倒引当金	1,238,671千円

〔貸倒引当金は、一般債権については貸倒引当率を、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上している。〕

(宿舎等勘定)

〔この勘定は、移転就職者のための宿舎の譲渡又は廃止及びそれまでの間の運営等に関する経理を行うものである。〕

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円
資産	524,246,148
(うち建物)	(231,456,963)
(うち土地)	(250,366,844)
負債	10,067,313
(うち前受金)	(3,056,105)
(うち長期預り金)	(5,182,186)
資本	514,178,835
(うち資本金)	(502,327,045)
(うち利益剰余金)	(12,810,038)

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円
経常費用 (うち業務費)	797,957 (772,913)
経常収益 (うち業務収益)	3,359,079 (3,244,891)
(うち補助金等収益)	(89,725)
経常利益	2,561,121
臨時損失	1,135
当期純利益	2,559,985
当期総利益	2,559,985
(利益の処分)	
(当期末処分利益)	
当期総利益	2,559,985
(利益処分量)	
独立行政法人通則法第 44条第3項により主務 大臣の承認を受けよう とする額	
宿舍等業務積立金	2,559,985

3 主な業務実績

区 分	15事業年度
移転就職者用宿舍	142,082戸
福祉施設の運営	101箇所

(炭鉱援護勘定)

この勘定は、炭鉱離職者の再就職を促進するため職業訓練等を実施する事業などに関する経理を行行うものである。

1 貸借対照表

区 分	15事業年度末 千円
資 産	23,587
負 債	25,561
資 本	△ 1,973

2 損益計算書

区 分	15事業年度 千円
経常費用	6,904
経常収益	4,931
(うち補助金等収益)	(4,921)
経常損失	1,973
当期純損失	1,973
当期総損失	1,973
(損失の処理)	
当期末処理損失	1,973
(当期総損失)	(1,973)
次期繰越欠損金	1,973

3 主な業務実績

区 分	15事業年度
炭鉱離職者に対する職業 訓練	3人

(備考) 前記の財務諸表は、平成16年10月29日現在のものである。

3 日本放送協会の決算

日本放送協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内放送を行い又は当該放送番組を委託して放送させるとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、併せて国際放送及び委託協会国際放送業務を行うことを目的として設置されているものである。同協会の資本は平成15事業年度末現在で4023億5195万余円となっている。

同協会の会計は、一般及び受託業務等の2勘定に区分して経理されており、その勘定別の15事業年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(一般勘定)

1 収入支出決算

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
(事業収支)		
(収 入)		
収入決算額	669,369,208	664,788,693
(支 出)		
支出予算現額	667,236,229	661,403,550
支出決算額	657,847,572	654,507,823
予算残額	9,388,656	6,895,726
(資本収支)		
(収 入)		
収入決算額	97,647,842	82,525,433
(支 出)		
支出予算現額	102,936,400	99,069,838
支出決算額	97,647,584	82,525,433
繰越額	4,117,000	16,373,400
予算残額	1,171,815	171,004

2 損 益

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
(経常事業収支)		
経常事業収入 (うち受信料)	680,257,049 (671,112,144)	674,999,731 (665,629,915)
経常事業支出 (うち国内放送費)	659,280,631 (271,888,720)	655,603,947 (273,639,622)
経常事業収支差金	20,976,417	19,395,784
(経常事業外収支)		
経常事業外収入 (うち財務収入)	3,447,501 (3,057,106)	4,236,476 (3,761,903)
経常事業外支出 (財務費)	16,400,761	16,164,814
経常事業外収支差金	△ 12,953,259	△ 11,928,338
(特別収支)		
特別収入 (うちその他の特別収入)	8,959,658 (5,891,898)	8,666,485 (1,945,712)
特別支出 (うち固定資産除却損)	5,461,179 (3,015,938)	5,853,061 (2,913,063)
(事業収支差金)		
当期事業収支差金	11,521,636	10,280,869
(事業収支差金の処分)		
資本支出に充当 翌事業年度に積立金として整理	7,761,000 3,760,636	8,392,000 1,888,869

3 借入金等

区 分	15事業年度末 千円	(14事業年度末) 千円
借入金残高 (市中金融機関)	21,305,000	21,162,000
放送債券未償還残高	32,000,000	32,000,000
積立金残高	36,211,035	54,795,898

4 主な業務実績

区 分	15事業年度	(14事業年度)
(1日平均放送時間)		
国内放送		
テレビジョン		
地上放送(総合放送及び教育放送)	47時間38分	47時間42分
地上デジタル放送(総合放送及び教育放送)	47時間26分	—
衛星放送(衛星第1放送、衛星第2放送及びハイビジョン放送)	72時間00分	72時間00分
衛星デジタル放送(デジタル第1放送、デジタル第2放送及びデジタルハイビジョン放送)	71時間54分	72時間00分
ラジオ(第1放送、第2放送及びFM放送)	67時間28分	67時間27分
国際放送		
テレビジョン(世界のほぼ全地域向け放送、北米向け放送及び欧州向け放送)	38時間40分	38時間44分
ラジオ(一般向け放送及び地域向け放送)	65時間31分	65時間11分
(放送受信契約)		
事業年度末放送受信契約件数	38,156千件	37,952千件
受信料調定額	671,112,144千円	665,629,915千円
未収金	26,804,926千円	26,625,162千円
収納率(調定額に対する調定年度内の収納額の比)	96.01%	96.00%

(受託業務等勘定)

1 収入支出決算

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
(事業収支)		
(収 入)		
収入決算額	855,775	1,275,013
(支 出)		
支出予算現額	769,000	1,078,000
支出決算額	724,233	1,077,801
予算残額	44,766	198

2 損 益

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
(経常事業収支)		
経常事業収入 (受託業務等収入)	855,775	1,275,013
経常事業支出 (受託業務等費)	685,315	1,017,855
経常事業収支差金	170,460	257,157

区 分	15事業年度 千円	(14事業年度) 千円
(経常事業外収支)		
経常事業外支出 (財務費用)	38,918	59,945
経常事業外収支差金 (事業収支差金)	△ 38,918	△ 59,945
当期事業収支差金 (事業収支差金の処分)	131,541	197,212
一般勘定へ繰入れ	131,541	197,212

3 主な業務実績

区 分	15事業年度	(14事業年度)
保有する施設等を一般の 利用に供し又は賃貸する 業務	件数 528件 金額 855,775千円	591件 1,275,013千円

なお、この協会について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「職員の不正行為による損害が生じたもの」(552 ページ参照)を掲記した。

4 その他の団体の決算

国が資本金の一部を出資しているもの及び国が資本金を出資したものが更に出資しているもので、平成16年次の検査において検査の対象としたもののうち、11団体の平成15年度決算についてみると、次のとおりである。

(1) 日本電信電話株式会社

この会社は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社がそれぞれ発行する株式の総数を保有し、これらの株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うことを目的として設置されているものである。その資本金は15営業年度末現在で9379億5000万円(うち国の出資3613億5000万円)となっている。

同会社の15営業年度の貸借対照表、損益計算書及び業務実績の概要は次のとおりである。

1 貸借対照表

区 分	15営業年度末 千円	(14営業年度末) 千円
資 産	8,616,756,154	9,059,136,118
(うち関係会社株式)	(4,772,634,717)	(4,767,779,847)
(うち関係会社長期貸付金)	(2,827,125,011)	(3,274,168,186)
負 債	3,448,879,328	3,957,467,870
(うち社債)	(1,639,563,661)	(1,827,813,661)
(うち長期借入金)	(1,158,215,570)	(1,442,097,050)
(市中金融機関等)		
資 本	5,167,876,825	5,101,668,247
(うち資本金)	(937,950,000)	(937,950,000)
(うち資本準備金)	(2,672,826,000)	(2,672,826,000)

2 損益計算書

区 分	15営業年度 千円	(14営業年度) 千円
経常収益	332,363,668	313,592,701
(うち基盤的研究開発収入)	(146,867,997)	(183,034,997)
(うち受取配当金)	(71,577,326)	(11,813,073)
経常費用	253,699,571	298,158,615
(うち試験研究費)	(120,040,365)	(134,636,369)
経常利益	78,664,096	15,434,086
特別利益	189,572,096	147,989,996
特別損失	12,143,000	13,187,697
法人税、住民税及び事業税	△ 913,000	78,400,000
法人税等調整額	16,700,000	△ 9,300,000
当期純利益	240,306,193	81,136,385
前期繰越利益	179,238,531	260,322,819

区 分	15営業年度 千円	(14営業年度) 千円
自己株式消却額	100,391,227	87,182,410
中間配当額	39,830,269	40,334,974
当期末処分利益 (利益の処分)	279,323,228	213,941,819
当期末処分利益	279,323,228	213,941,819
特別償却準備金取崩額	3,157,149	5,165,201
(計)	(282,480,378)	(219,107,021)
配当金	39,353,001	39,831,089
役員賞与金	78,800	37,400
翌営業年度へ繰越	243,048,576	179,238,531

なお、特別利益はすべて同会社の子会社である株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの株式の一部を売却したことによる関係会社株式売却益である。また、特別損失はすべて同会社の子会社株式の減損処理に伴う関係会社株式評価損である。

3 業務実績

区 分	15営業年度 千円	(14営業年度) 千円
東日本電信電話株式会社への貸付け	10,000,000千円	225,892,000千円
同会社への年度末長期貸付金残高	1,010,103,385千円	1,095,662,697千円
西日本電信電話株式会社への貸付け	200,000,000千円	364,378,000千円
同会社への年度末長期貸付金残高	1,065,285,407千円	1,341,487,292千円
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社への貸付け	19,541,200千円	140,146,800千円
同会社への年度末長期貸付金残高	751,736,217千円	837,018,196千円
研究開発費	154,043,034千円	188,587,342千円
特許等出願件数	2,904件	2,634件
研究成果移転収入	2,123,911千円	4,283,252千円

- (2) 北海道旅客鉄道株式会社、(3) 東海旅客鉄道株式会社、(4) 西日本旅客鉄道株式会社、
(5) 四国旅客鉄道株式会社、(6) 九州旅客鉄道株式会社、(7) 日本貨物鉄道株式会社

これらの会社は、旅客鉄道事業又は貨物鉄道事業及びこれらに附帯する事業を営営することを目的として設置されているものである。各会社の資本金は15営業年度末現在で北海道旅客鉄道株式会社90億円、東海旅客鉄道株式会社1120億円、西日本旅客鉄道株式会社1000億円、四国旅客鉄道株式会社35億円、九州旅客鉄道株式会社160億円、日本貨物鉄道株式会社190億円(これらのうち、東海旅客鉄道株式会社については443億0355万円、西日本旅客鉄道株式会社を除いたその他の会社については全額が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の出資)となっている。

各会社の15営業年度の貸借対照表、損益計算書及び業務実績の概要は次のとおりである。

(注) 西日本旅客鉄道株式会社については、これに出資していた独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が保有する株式を16年3月12日にすべて売却している。

(北海道旅客鉄道株式会社)

1 貸借対照表

区 分	15営業年度末 千円	(14営業年度末) 千円
資 産	1,022,683,416	1,041,859,745
(うち鉄道事業固定資産)	(202,634,489)	(205,002,831)
負 債	165,129,453	186,034,589
資 本	857,553,962	855,825,155
(うち資本金)	(9,000,000)	(9,000,000)
(うち資本準備金)	(153,451,356)	(153,451,356)
(うち経営安定基金)	(682,200,000)	(682,200,000)

第6章 第2節 第7 4
その他の団体の決算
社(2)
(6) 北海道旅客鉄道株式会社、
九州旅客鉄道株式会社、
(3)
(7) 東海旅客鉄道株式会社、
日本貨物鉄道株式会社、
(4)
西日本旅客鉄道株式会社、
(5)
四国旅客鉄道株式会社

2 損益計算書

区 分	15営業年度 千円	(14営業年度) 千円
経常収益 (うち鉄道事業営業収益)	119,458,160	120,744,276
(うち経営安定基金運用収入)	(83,950,984)	(85,511,521)
	(29,466,442)	(29,896,181)
経常費用 (うち鉄道事業営業費)	117,915,015	119,193,874
	(113,011,871)	(114,267,218)
経常利益	1,543,144	1,550,401
特別利益	880,145	3,037,768
特別損失	1,960,064	2,983,329
法人税、住民税及び事業税	96,690	102,176
法人税等調整額	320,123	377,866
当期純利益	46,411	1,124,796
前期繰越利益	2,902,609	6,931,964
当期末処分利益 (利益の処分)	2,949,021	8,056,761
当期末処分利益	2,949,021	8,056,761
特別償却準備金取崩額	7,039	7,039
固定資産圧縮積立金取崩額 (計)	17,997	29,069
	(2,974,057)	(8,092,870)
固定資産圧縮積立金	118,693	189,634
特別償却準備金	—	626
別途積立金	—	5,000,000
翌営業年度へ繰越	2,855,363	2,902,609

3 業務実績

区 分	15営業年度	(14営業年度)
(年度末営業キロ程)		
鉄 道	2,499km	2,499km
(年間旅客鉄道事業輸送実績)		
輸 送 人 員	123百万人	121百万人
輸 送 人 キ ロ	4,400百万人キロ	4,366百万人キロ
(年度末車両保有数)		
気 動 車	518両	522両
電 車	357両	351両
そ の 他	309両	332両
計	1,184両	1,205両

なお、この会社について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「鉄道施設の改良・修繕工事において、請負業者を特定して定期・計画的に発注する場合の一般管理費の積算を適切なものとするよう改善させたもの」(554 ページ参照)及び「乗車券類等を発売するためのマルス端末装置の調達に当たり、類似市販品等の仕様、価格を調査するなどして、調達額の節減を図るよう改善させたもの」(560 ページ参照)を掲記した。

(東海旅客鉄道株式会社)

1 貸借対照表

区 分	15営業年度末 千円	(14営業年度末) 千円
資 産	5,302,278,048	5,376,017,427
(うち鉄道事業固定資産)	(4,606,687,869)	(4,702,292,621)
負 債	4,544,895,355	4,685,150,887
(うち鉄道施設購入長期未払金)	(2,828,391,100)	(3,073,608,560)
(うち社債)	(285,000,000)	(240,000,000)
(うち長期借入金)	(534,510,078)	(598,472,810)
(市中金融機関等)		
資 本	757,382,693	690,866,540
(うち資本金)	(112,000,000)	(112,000,000)
(うち資本準備金)	(53,500,160)	(53,500,160)

第6章 第2節 第7 4 その他の団体の決算
社(2)
(6) 北海道旅客鉄道株式会社、
九州旅客鉄道株式会社、
(7) 東海旅客鉄道株式会社、
日本貨物鉄道株式会社、
(4) 西日本旅客鉄道株式会社、
(5) 四国旅客鉄道株式会社

2 損益計算書

区 分	15営業年度 千円	(14営業年度) 千円
経常収益 (うち鉄道事業営業収益)	1,133,545,790 (1,118,660,185)	1,114,775,177 (1,100,920,402)
経常費用 (うち鉄道事業営業費)	1,016,037,207 (795,111,153)	1,024,055,332 (778,907,302)
経常利益	117,508,582	90,719,845
特別利益	11,942,633	21,370,427
特別損失	15,420,456	15,471,396
法人税、住民税及び事業税	60,036,387	63,672,630
法人税等調整額	△ 12,982,849	△ 10,248,011
当期純利益	66,977,221	43,194,257
前期繰越利益	49,488,981	49,912,405
中間配当額	5,600,000	5,600,000
当期末処分利益 (利益の処分)	110,866,203	87,506,662
配当金	5,600,000	5,600,000
役員賞与金	274,487	292,316
圧縮記帳積立金	—	125,365
別途積立金	55,000,000	32,000,000
翌営業年度へ繰越	49,991,716	49,488,981

3 業務実績

区 分	15営業年度	(14営業年度)
(年度末営業キロ程)		
鉄 道	1,977km	1,977km
(年間旅客鉄道事業輸送実績)		
輸 送 人 員	495百万人	492百万人
輸 送 人 キ 口	49,272百万人キ口	48,467百万人キ口
(年度末車両保有数)		
電 車	2,931両	3,043両
気 動 車	227両	227両
そ の 他	98両	101両
計	3,256両	3,371両

(西日本旅客鉄道株式会社)

1 貸借対照表

区 分	15営業年度末 千円	(14営業年度末) 千円
資 産	2,126,893,571	2,116,874,439
(うち鉄道事業固定資産)	(1,582,454,687)	(1,566,303,640)
負 債	1,687,512,435	1,706,128,568
(うち鉄道施設購入長期未払金)	(538,197,966)	(575,774,157)
(うち社債)	(210,000,000)	(215,000,000)
(うち長期借入金)	(198,221,361)	(214,947,361)
(市中金融機関等)		
資 本	439,381,136	410,745,871
(うち資本金)	(100,000,000)	(100,000,000)
(うち資本準備金)	(55,000,000)	(55,000,000)

2 損益計算書

区 分	15営業年度 千円	(14営業年度) 千円
経常収益 (うち鉄道事業営業収益)	851,065,909 (826,929,249)	854,422,275 (830,269,048)
経常費用 (うち鉄道事業営業費)	786,037,484 (733,149,154)	793,030,399 (737,579,186)
経常利益	65,028,424	61,391,875
特別利益	109,053,972	42,699,641
特別損失	105,559,063	41,165,310

第6章 第2節 第7 4 その他の団体の決算

(2) (6) 北海道旅客鉄道株式会社、(3) 東海旅客鉄道株式会社、(7) 日本貨物鉄道株式会社、(4)

(5) 西日本旅客鉄道株式会社、(5) 四国旅客鉄道株式会

区 分	15営業年度 千円	(14営業年度) 千円
法人税、住民税及び事業税	41,007,869	38,023,166
法人税等調整額	△ 9,658,776	△ 8,587,147
当期純利益	37,174,241	33,490,188
前期繰越利益	43,660,083	40,874,759
中間配当額	5,000,000	5,000,000
当期末処分利益 (利益の処分)	75,834,324	69,364,947
当期末処分利益	75,834,324	69,364,947
固定資産圧縮積立金取崩額	421,267	288,807
(計)	(76,255,591)	(69,653,754)
配当金	8,000,000	5,000,000
役員賞与金	101,000	99,000
固定資産圧縮積立金	4,641,692	894,671
別途積立金	20,000,000	20,000,000
翌営業年度へ繰越	43,512,899	43,660,083

なお、特別利益の主なものとはJR東西線線路使用料の協定の変更に伴う線路使用料長期未払金取崩額527億9773万余円である。また、特別損失の主なものとは早期退職制度等の変更に伴う退職給付過去勤務債務償却385億1121万余円及び子会社の事業整理に伴う事業整理損失引当金繰入額212億1000万円である。

3 業務実績

区 分	15営業年度	(14営業年度)
(年度末営業キロ程)		
鉄 道	5,032km	5,078km
(年間旅客鉄道事業輸送実績)		
輸 送 人 員	1,789百万人	1,772百万人
輸 送 人 キ ロ	52,142百万人キロ	51,674百万人キロ
(年度末車両保有数)		
電 車	5,465両	5,429両
気 動 車	534両	559両
そ の 他	624両	655両
計	6,623両	6,643両

(四国旅客鉄道株式会社)

1 貸借対照表

区 分	15営業年度末 千円	(14営業年度末) 千円
資 産	348,837,489	341,115,652
(うち鉄道事業固定資産)	(75,367,948)	(75,166,445)
負 債	80,643,357	79,936,676
資 本	268,194,132	261,178,975
(うち資本金)	(3,500,000)	(3,500,000)
(うち資本準備金)	(54,340,206)	(54,340,206)
(うち経営安定基金)	(208,200,000)	(208,200,000)

2 損益計算書

区 分	15営業年度 千円	(14営業年度) 千円
経 常 収 益	44,828,134	46,012,274
(うち鉄道事業営業収益)	(32,364,704)	(33,827,974)
(うち経営安定基金運用収入)	(7,627,668)	(7,455,762)
経 常 費 用	44,540,150	45,926,045
(うち鉄道事業営業費)	(39,408,120)	(40,892,377)
経 常 利 益	287,984	86,229
特 別 利 益	4,674,025	6,188,276
特 別 損 失	4,858,001	5,883,462
法人税、住民税及び事業税	5,539	141,980
当 期 純 利 益	98,467	249,062

区 分	15営業年度 千円	(14営業年度) 千円
前期繰越利益	2,109,255	1,860,192
当期末処分利益 (利益の処分)	2,207,723	2,109,255
翌営業年度へ繰越	2,207,723	2,109,255

3 業務実績

区 分	15営業年度	(14営業年度)
(年度末営業キロ程)		
鉄 道	855km	855km
自 動 車	1,870km	1,639km
(年間旅客鉄道事業輸送実績)		
輸 送 人 員	50百万人	51百万人
輸 送 人 キ ロ	1,563百万人キロ	1,591百万人キロ
(年度末車両保有数)		
気 動 車	280両	280両
電 車	158両	140両
そ の 他	17両	28両
計	455両	448両

なお、この会社について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「鉄道施設の改良・修繕工事において、請負業者を特定して定期・計画的に発注する場合の一般管理費の積算を適切なものとするよう改善させたもの」(554 ページ参照)及び「乗車券類等を発売するためのマルス端末装置の調達に当たり、類似市販品等の仕様、価格を調査するなどして、調達額の節減を図るよう改善させたもの」(560 ページ参照)を掲記した。

(九州旅客鉄道株式会社)

1 貸借対照表

区 分	15営業年度末 千円	(14営業年度末) 千円
資 産	898,843,850	907,064,236
(うち鉄道事業固定資産)	(279,405,771)	(271,455,506)
負 債	250,741,575	261,029,011
資 本	648,102,274	646,035,225
(うち資本金)	(16,000,000)	(16,000,000)
(うち資本準備金)	(171,908,538)	(171,908,538)
(うち経営安定基金)	(387,700,000)	(387,700,000)

2 損益計算書

区 分	15営業年度 千円	(14営業年度) 千円
経 常 収 益	165,898,687	166,109,697
(うち鉄道事業営業収益)	(131,152,909)	(130,892,080)
(うち経営安定基金運用収入)	(14,315,489)	(14,939,195)
経 常 費 用	159,663,642	160,379,616
(うち鉄道事業営業費)	(139,391,626)	(139,849,876)
経 常 利 益	6,235,044	5,730,081
特 別 利 益	17,776,389	25,625,158
特 別 損 失	18,160,014	26,594,953
法人税、住民税及び事業税	863,506	1,089,098
法 人 税 等 調 整 額	2,316,891	2,373,545
当 期 純 利 益	2,671,021	1,297,642
前 期 繰 越 利 益	6,475,833	2,804,644
税効果積立金取崩額	2,316,891	2,373,545
当 期 未 処 分 利 益 (利益の処分)	11,463,746	6,475,833
翌営業年度へ繰越	11,463,746	6,475,833

第6章 第2節 第7 4 その他の団体の決算
社、(2) 北海道旅客鉄道株式会社、(3) 東海旅客鉄道株式会社、(4) 西日本旅客鉄道株式会社、(5) 四国旅客鉄道株式会
社、(6) 九州旅客鉄道株式会社、(7) 日本貨物鉄道株式会社

3 業務実績

区 分	15営業年度	(14営業年度)
(年度末営業キロ程)		
鉄 道	2,121km	2,101km
船 舶	213km	213km
(年間旅客鉄道事業輸送実績)		
輸 送 人 員	297百万人	297百万人
輸 送 人 キ ロ	8,029百万人キロ	7,970百万人キロ
(年度末車両保有数)		
電 車	1,253両	1,206両
気 動 車	346両	346両
そ の 他	169両	171両
計	1,768両	1,723両

なお、この会社について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「鉄道施設の改良・修繕工事において、請負業者を特定して定期・計画的に発注する場合の一般管理費の積算を適切なものとするよう改善させたもの」(554 ページ参照)及び「乗車券類等を発売するためのマルス端末装置の調達に当たり、類似市販品等の仕様、価格を調査するなどして、調達額の節減を図るよう改善させたもの」(560 ページ参照)を掲記した。

(日本貨物鉄道株式会社)

1 貸借対照表

区 分	15営業年度末 千円	(14営業年度末) 千円
資 産	347,994,491	338,144,027
(うち鉄道事業固定資産)	(256,308,519)	(248,136,702)
負 債	306,060,038	297,649,008
(うち長期借入金)	(99,915,260)	(100,699,200)
(市中金融機関等)		
資 本	41,934,452	40,495,019
(うち資本金)	(19,000,000)	(19,000,000)
(うち資本準備金)	(15,300,700)	(15,300,700)

2 損益計算書

区 分	15営業年度 千円	(14営業年度) 千円
経 常 収 益	166,703,985	157,863,736
(うち鉄道事業営業収益)	(165,748,987)	(157,408,150)
経 常 費 用	164,759,753	157,274,944
(うち鉄道事業営業費)	(161,864,936)	(154,734,083)
経 常 利 益	1,944,232	588,792
特 別 利 益	12,982,723	12,627,880
特 別 損 失	12,493,925	11,412,951
法人税、住民税及び事業税	3,219,540	4,324,976
法人税等調整額	△ 2,427,590	△ 3,022,329
当 期 純 利 益	1,641,079	501,074
前 期 繰 越 損 失	19,477,855	17,190,190
当 期 未 処 理 損 失	17,836,775	16,689,116
(損失の処理)		
当 期 未 処 理 損 失	17,836,775	16,689,116
圧 縮 積 立 金 取 崩 額	1,057,188	1,250,494
圧縮特別勘定積立金取崩額	—	7,041,674
特別償却準備金取崩額	39,150	28,589
(計)	(16,740,436)	(8,368,358)
圧 縮 積 立 金	3,464,116	11,030,925
特別償却準備金	—	78,571
次期繰越損失として処理	20,204,553	19,477,855

第6章 第2節 第7 4 その他の団体の決算
社(2)
(6) 北海道旅客鉄道株式会社、(3)
(7) 東海旅客鉄道株式会社、(4)
西日本旅客鉄道株式会社、(5)
四国旅客鉄道株式会

3 業務実績

区 分	15営業年度	(14営業年度)
(年度末営業キロ程)		
鉄 道	9,081km	9,232km
(年間貨物鉄道事業輸送実績)		
輸 送 ト ン 数	37百万トン	38百万トン
輸 送 ト ン キ ロ	22,564百万トンキロ	21,860百万トンキロ
(年度末車両保有数)		
貨 車	9,074両	9,304両
機 関 車	811両	836両
電 車	42両	16両
計	9,927両	10,156両

(8) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

この会社は、電気通信事業等を経営することを目的として設置されているものである。その資本金は15営業年度末現在で9496億7950万円(うち日本電信電話株式会社の出資125億6576万余円、持株比率61.5%)となっている。

同会社の15営業年度の貸借対照表、損益計算書及び業務実績の概要は次のとおりである。

1 貸借対照表

区 分	15営業年度末 千円	(14営業年度末) 千円
資 産	4,513,294,796	4,483,130,031
(うち機械設備)	(442,926,952)	(498,887,622)
(うちソフトウェア)	(392,062,725)	(375,472,350)
負 債	2,165,813,183	2,034,836,252
(うち社債)	(745,969,000)	(770,020,000)
(うち長期借入金)	(191,067,200)	(397,086,500)
(市中金融機関等)		
資 本	2,347,481,612	2,448,293,778
(うち資本金)	(949,679,500)	(949,679,500)
(うち資本準備金)	(292,385,011)	(292,385,011)

2 損益計算書

区 分	15営業年度 千円	(14営業年度) 千円
経 常 収 益	2,660,110,723	2,685,846,285
(うち電気通信事業営業収益)	(2,123,155,404)	(2,032,142,064)
(うち附帯事業営業収益)	(510,039,184)	(444,679,168)
経 常 費 用	2,126,566,675	2,052,567,965
(うち電気通信事業営業費用)	(1,599,157,519)	(1,585,223,560)
(うち附帯事業営業費用)	(506,740,008)	(436,370,003)
経 常 利 益	533,544,048	633,278,320
特 別 損 失	18,682,450	602,000,529
法 人 税 等	174,000,000	25,900,000
法 人 税 等 調 整 額	7,010,263	△ 79,472,784
当 期 純 利 益	333,851,333	84,850,575
前 期 繰 越 利 益	51,143,670	25,378,298
中 間 配 当 額	24,728,011	—
当 期 未 処 分 利 益	360,266,992	110,228,873
(利益の処分)		
配 当 金	48,596,364	25,085,203
役 員 賞 与 金	147,828	—
特 別 償 却 準 備 金	9,925,976	—
別 途 積 立 金	201,000,000	34,000,000
翌 営 業 年 度 へ 繰 越	100,596,823	51,143,670

なお、特別損失はすべて同会社の子会社株式の減損処理に伴う関係会社株式評価損である。

3 業務実績

区 分	15営業年度	(14営業年度)
年度末携帯電話加入数	18,732千加入	17,911千加入
年度末PHS加入数	801千加入	849千加入

なお、この会社について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「無線基地局と交換局を接続する専用回線に係る契約に当たり、関係部門間の連絡調整を十分に行うことなどにより、専用回線の集約を速やかにを行い専用料金の節減を図るよう改善させたもの」(586 ページ参照)を掲記した。

(9) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

この会社は、電気通信事業等を経営することを目的として設置されているものである。その資本金は15 営業年度末現在で 2116 億円(全額日本電信電話株式会社の出資)となっている。

同会社の 15 営業年度の貸借対照表、損益計算書及び業務実績の概要は次のとおりである。

1 貸借対照表

区 分	15営業年度末 千円	(14営業年度末) 千円
資 産	1,529,213,503	1,592,550,160
(うち機械設備)	(164,224,537)	(176,579,383)
(うち土木設備)	(82,784,105)	(88,204,286)
負 債	1,154,399,995	1,247,187,210
(うち関係会社長期借入金)	(751,736,217)	(837,018,196)
(日本電信電話株式会社)		
資 本	374,813,507	345,362,950
(うち資本金)	(211,650,000)	(211,650,000)
(うち資本準備金)	(119,149,052)	(119,149,052)

2 損益計算書

区 分	15営業年度 千円	(14営業年度) 千円
経 常 収 益	1,133,131,295	1,180,072,801
(うち電気通信事業営業収益)	(970,143,856)	(1,028,133,486)
(うち附帯事業営業収益)	(136,459,451)	(123,941,746)
経 常 費 用	1,020,096,771	1,036,792,405
(うち電気通信事業営業費用)	(864,907,458)	(884,675,105)
(うち附帯事業営業費用)	(125,479,160)	(122,088,638)
経 常 利 益	113,034,524	143,280,395
特 別 損 失	50,460,852	82,171,743
法 人 税 等	△ 1,610,000	39,990,000
法 人 税 等 調 整 額	40,000,000	7,512,000
当 期 純 利 益	24,183,671	13,606,652
前 期 繰 越 利 益	1,301,422	—
当 期 未 処 分 利 益	25,485,093	13,606,652
(利益の処分)		
配 当 金	8,811,360	12,246,120
役 員 賞 与 金	55,264	59,110
翌 営 業 年 度 へ 繰 越	16,618,469	1,301,422

なお、特別損失の主なものは同会社の子会社等株式の減損処理に伴う関係会社株式評価損 439 億 0130 万余円である。

3 業務実績

区 分	15営業年度	(14営業年度)
年度末国際電話サービス提供地域	234地域	234地域
年度末オープンコンピュータ通信網サービス回線数	4,069 千回線	3,468 千回線
年度末高速デジタル伝送サービス回線数	33千回線	41千回線

なお、この会社について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「法定耐用年数経過後も継続して賃借していた社員食堂用の物品を買い受けることにより、賃借料の節減を図るよう改善させたもの」

(573 ページ参照)を掲記した。

(10) 東日本電信電話株式会社、(11) 西日本電信電話株式会社

両会社は、地域電気通信事業を営営することを目的として設置されているものである。両会社の資本金は15 営業年度末現在で東日本電信電話株式会社 3350 億円、西日本電信電話株式会社 3120 億円(両会社とも全額日本電信電話株式会社の出資)となっている。

両会社の15 営業年度の貸借対照表、損益計算書及び業務実績の概要は次のとおりである。

(東日本電信電話株式会社)

1 貸借対照表

区 分	15営業年度末 千円	(14営業年度末) 千円
資 産	4,306,718,102	4,517,637,620
(うち機械設備)	(613,540,021)	(670,220,105)
(うち市内線路設備)	(638,150,149)	(617,659,530)
(うち土木設備)	(795,964,456)	(824,993,175)
負 債	2,413,069,249	2,679,225,828
(うち関係会社長期借入金) (日本電信電話株式会社)	(1,010,103,385)	(1,095,662,697)
資 本	1,893,648,853	1,838,411,791
(うち資本金)	(335,000,000)	(335,000,000)
(うち資本準備金)	(1,499,726,749)	(1,499,726,749)

2 損益計算書

区 分	15営業年度 千円	(14営業年度) 千円
経 常 収 益	2,328,462,140	2,420,431,373
(うち電気通信事業営業収益)	(2,102,812,733)	(2,175,325,451)
(うち附帯事業営業収益)	(164,371,860)	(176,884,392)
経 常 費 用	2,230,608,731	2,357,115,577
(うち電気通信事業営業費用)	(2,015,087,418)	(2,124,691,355)
(うち附帯事業営業費用)	(165,690,877)	(179,173,155)
経 常 利 益	97,853,409	63,315,796
特 別 利 益	9,305,764	—
特 別 損 失	6,736,830	23,267,550
法 人 税 等	16,237,000	△ 57,487,000
法 人 税 等 調 整 額	26,200,000	94,500,000
当 期 純 利 益	57,985,342	3,035,245
前 期 繰 越 利 益	145	—
当 期 未 処 分 利 益 (利益の処分)	57,985,487	3,035,245
配 当 金	32,495,000	3,035,100
役 員 賞 与 金	57,097	—
翌 営 業 年 度 へ 繰 越	25,433,390	145

3 業務実績

区 分	15営業年度	(14営業年度)
年度末一般加入電話数	25,221千加入	25,088千加入
年度末公衆電話機数	244千個	285千個
年間電報発信通数	12,574千通	13,570千通
年度末一般専用サービス回線数	266千回線	300千回線
年度末総合デジタル通信サービス回線数	4,756千回線	5,260千回線

なお、この会社について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「研究開発の実施状況等に即して、試験研究費の配賦基準を適切なものとするよう改善させたもの」(565 ページ参照)及び「建物等に入館・入室することができる者の登録を業務の実態等に即して見直すことにより、委託費の節減を図るよう改善させたもの」(569 ページ参照)を掲記した。

(西日本電信電話株式会社)

1 貸借対照表

区 分	15営業年度末 千円	(14営業年度末) 千円
資 産	4,225,819,371	4,452,006,687
(うち機械設備)	(574,571,691)	(647,739,796)
(うち市内線路設備)	(831,060,518)	(760,878,462)
(うち土木設備)	(650,803,906)	(659,949,143)
負 債	2,680,893,247	2,951,180,520
(うち関係会社長期借入金)	(1,065,285,407)	(1,341,487,292)
(日本電信電話株式会社)		
資 本	1,544,926,123	1,500,826,166
(うち資本金)	(312,000,000)	(312,000,000)
(うち資本準備金)	(1,170,054,015)	(1,170,054,015)

2 損益計算書

区 分	15営業年度 千円	(14営業年度) 千円
経 常 収 益	2,221,762,903	2,270,322,100
(うち電気通信事業営業収益)	(1,997,852,185)	(2,045,911,200)
(うち附帯事業営業収益)	(169,000,149)	(169,133,870)
経 常 費 用	2,131,202,001	2,225,396,507
(うち電気通信事業営業費用)	(1,908,560,432)	(2,004,791,509)
(うち附帯事業営業費用)	(171,603,522)	(167,602,903)
経 常 利 益	90,560,901	44,925,593
特 別 利 益	15,001,726	25,722,282
特 別 損 失	7,181,065	7,181,065
法 人 税 等	△ 52,421,000	△ 69,910,000
法 人 税 等 調 整 額	89,300,000	114,000,000
当 期 純 利 益	61,502,563	19,376,810
前 期 繰 越 利 益	606,890	—
当 期 未 処 分 利 益	62,109,454	19,376,810
(利益の処分)		
配 当 金	34,494,720	18,769,920
役 員 賞 与 金	42,000	—
翌 営 業 年 度 へ 繰 越	27,572,734	606,890

なお、特別利益はすべて土地の売却等に伴う固定資産売却益である。

3 業務実績

区 分	15営業年度	(14営業年度)
年度末一般加入電話数	25,641千加入	25,539千加入
年度末公衆電話機数	258千個	298千個
年間電報発信通数	12,750千通	13,642千通
年度末一般専用サービス回線数	247千回線	275千回線
年度末総合デジタル通信サービス回線数	4,378千回線	4,867千回線

なお、この会社について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「研究開発の実施状況等に即して、試験研究費の配賦基準を適切なものとするよう改善させたもの」(565 ページ参照)、「法定耐用年数経過後も継続して賃借していた社員食堂用の物品を買い受けることにより、賃借料の節減を図るよう改善させたもの」(573 ページ参照)、「光ファイバケーブルを利用したインターネット接続サービスの提供に当たり、加入者がおらず使用されていない加入者収容パッケージを他に転用することにより、購入費の節減を図るよう改善させたもの」(577 ページ参照)及び「建物等への入館・入室を管理する業務について、実態に適合した業務量に基づき算定することなどにより、委託費の節減を図るよう改善させたもの」(581 ページ参照)を掲記した。